

平成18年3月定例会会議録(第1号)

平成18年3月10日 金曜日 午前10時00分開会
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長 高橋 榮一郎	総務課長 八 鋏 長 一
政策経営課長 武田 一 夫	税務課長 設 楽 忠 良
市民課長 国分 政 嗣	環境課長 鈴 木 吉 郎
健康課長 星川 基	農林課長 坂 本 孝一郎
商工観光課長 羽賀 千 尋	都市整備課長 小笠原 謙 一
下水道課長 中部 力	会計課長 矢 口 喜一郎
福祉事務所長 矢口 孝	神室荘長 奥 山 栄
水道課長 高橋 敦	教育委員長 伊 藤 輝 昭
教育長 佐藤 博	教育次長 奥 山 芳 彦
学校教育部長 小野 和 夫	生涯学習課長 大 江 雅 夫
生涯教育部長 小 黒 坂 光 悦	生涯学習委員会 小 関 俊 也
選挙管理委員会 田 口 五 郎	監査委員会 荒 川 修 也
監査委員	農業委員会

事務局 長 渡 部 秋 夫

事務局 長 斎 藤 友 一

事務局出席者職氏名

局 長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	森 隆 志
主 査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 1 8 年 3 月 1 0 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議席の一部変更について
- 日程第 4 報告第 1 号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第 2 号平成 1 7 年度新庄市一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第 1 号新庄市助役の選任について
- 日程第 7 議案第 2 号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定について
- 日程第 8 議案第 3 号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定について
- 日程第 9 議会案第 1 号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について
- 日程第 1 0 平成 1 8 年度施政方針の説明

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第 1 1 議案第 4 号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 6 号新庄市国民保護対策本部及び新庄市緊急対処事態対策本部条例の設定について
- 日程第 1 4 議案第 7 号新庄市国民保護協議会条例の設定について
- 日程第 1 5 議案第 8 号新庄市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第 1 6 議案第 9 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号新庄市老人福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号平成 1 8 年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号平成 1 8 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号平成 1 8 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算

- 日程第 2 5 議案第 2 4 号平成 1 8 年度新庄市老人保健事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号平成 1 8 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号平成 1 8 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号平成 1 8 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号平成 1 8 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号平成 1 8 年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 3 1 予算特別委員会の設置
- 日程第 3 2 議案の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 3 3 議案第 1 5 号平成 1 7 年度新庄市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 3 4 議案第 1 6 号平成 1 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議案第 1 7 号平成 1 7 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 6 議案第 1 8 号平成 1 7 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 7 議案第 1 9 号平成 1 7 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議案第 2 0 号平成 1 7 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

清水清秋議長 ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

それでは、これより平成18年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において遠藤敏信君、中川正和君を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る3月3日午前10時より議員協議会室において、委員7名の出席のもと、執行部より関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました3月定例会の運営について協議をいたし

たところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成18年3月定例会日程表のとおり、本日から3月24日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、報告2件、議案14件、議会案1件、補正予算6件、新年度予算9件の計32件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告2件の後、議案第1号から議案第3号、議会案第1号の計4件を上程し、委員会の付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第4号から議案第14号までの議案11件は本日一括上程、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第21号から議案第29号までの平成18年度予算9件につきましては、本日一括上程、提案説明後、本日全議員をもって構成する予算特別委員会を設置して、後日審査をしていただくことに決定いたしました。議案第15号から議案第20号までの補正予算6件は、本日一括上程、提案説明後、委員会の付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は5名でありますので、1日で行っていただきます。質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月24日までの15日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

期は3月10日から3月24日までの15日間と決しました。

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会

平成18年3月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第1日	3月10日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告(2件)の説明。人事案件(1件)の上程、採決。議案(2件)の上程、提案説明、質疑、採決。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、採決。平成18年度施政方針の説明。議案(11件)、予算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月11日	土	休 会			
第3日	3月12日	日	休 会			
第4日	3月13日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 渡部平八、金 利寛、 小嶋富弥、今田雄三、 佐藤悦子の各議員
第5日	3月14日	火	常任委員会	文 教 厚 生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
				総 務 (議員協議 会室)	午後1時 30分	付託議案の審査
第6日	3月15日	水	常任委員会	産 業 建 設 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	3月16日	木	休 会			中学校卒業式

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要

第8日	3月17日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成18年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第9日	3月18日	土	休 会			
第10日	3月19日	日				
第11日	3月20日	月	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成18年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第12日	3月21日	火	休 会			春分の日
第13日	3月22日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成18年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第14日	3月23日	木	休 会			本会議準備のため
第15日	3月24日	金	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常 任委員長報告、質疑、討論、採決。 議員定数検討特別委員長報告。

日程第3議席の一部変更について

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

清水清秋議長 日程第3議席の一部変更についてを
議題といたします。

議員の所属会派の異動により、議席の一部を変
更いたしたいと思います。

変更議席番号及び氏名を事務局長より朗読させ
ます。

田中紀雄事務局長 それでは、現在の議席番号、氏
名、変更後の議席番号を申し上げます。1番奥山
省三議員は4番に、3番佐藤悦子議員は1番に、
4番星川豊議員は3番をお願いいたします。

以上でございます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、た
だいま朗読いたしましたとおり議席の一部を変更
することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそ
れぞれお着き願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 開議

日程第4報告第1号新庄市土地開 発公社の経営状況の報告について

清水清秋議長 日程第4報告第1号新庄市土地開発
公社の経営状況の報告についてを議題といたしま
す。

提出者の説明を求めます。

総務課長八鍬長一君。

（八鍬長一総務課長登壇）

八鍬長一総務課長 おはようございます。報告第1
号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明
申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3
第2項の規定によりまして議会に報告することにな
っております平成18年度新庄市土地開発公社事
業計画及び予算でございます。この平成18年度事
業計画及び予算につきましては、去る2月3日に
開催いたしました平成18年第1回土地開発公社理
事会におきまして、出席理事全員の承認をいただ
いております。平成18年度の事業につきましては、
土地取得による土地造成事業はございません。

次に、土地処分による土地造成事業につきまし

ては、万場町、往還東、松本地区宅地分譲用地の処分を行うことにしております。これら事業の処分面積の総計は、896.73平方メートルでございます。これらの事業を実施いたしますと、平成18年度は1,401万7,000円の純利益が予想されます。

お手元の1ページから5ページまで土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、土地開発公社の事業計画並びに予算についての報告といたします。

清水清秋議長 本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第5 報告第2号平成17年度 新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第5 報告第2号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 報告第2号平成17年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

専決処分の補正予算書1ページをご覧くださいと思います。歳入歳出にそれぞれ1億1,401万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を140億3,323万6,000円とするものであります。

この補正予算は、道路や各施設の除排雪に関わる経費の追加でありまして、例年になく12月の早い時期から連続した降雪がありまして、予算内での対応が不可能と判断し、緊急的な措置として地方自治法第179条第1項の規定によりまして、1月23日、専決処分をいたしましたので、御承認賜り

ますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第2号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第2号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号についてはこれを承認することに決しました。

日程第6 議案第1号新庄市助役の 選任について

清水清秋議長 日程第6 議案第1号新庄市助役の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第1号新庄市助役の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市の助役として八鍬長一氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるため、御提案申し上げる

ものでございます。

御同意をお願い申し上げます八鍬氏は、参考として添付しております経歴のように昭和46年に新庄市職員となり、その後環境課長、企画調整課長、合併推進課長等の要職を歴任いたしまして、現在は総務課長の職におります。この度助役に選任するに当たりまして、本市行政に精通している同氏を最も適任と考えまして御提案申し上げる次第であります。よろしく御審議をいただきまして、御同意くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいまの説明のありました議案第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第1号新庄市助役の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま助役に選任されました八鍬長一君にご

あいさつをお願いいたします。

八鍬長一君。

（八鍬長一総務課長登壇）

八鍬長一総務課長 ただいまは選任に御同意いただきましてありがとうございました。責任の重さを改めて感じております。市長のもとで協働、改革を一層進め、私たちを育ててくれました愛する新庄市がますますたくましく前進するように全力を注ぎます。一層の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議案2件一括上程

清水清秋議長 日程第7議案第2号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定について及び日程第8議案第3号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第2号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定について及び議案第3号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定について併せて御説明申し上げます。

人件費の抑制対策につきましては、新庄市財政再建計画に基づきまして17年度末の退職については不補充とするとともに、引き続き給与等の独自削減を実施してまいります。

議案第2号であります。三役及び教育長の平成18年度期末手当につきましては、私は77%、助役は46%、収入役及び教育長は31%削減する措置を講ずるものであります。この削減額につきましては、給料の月額に置きかえますと私は30%、助役は18%、教育長については12%の削減に相当するものであります。また、この措置によりまして

減額となる経費は、市長、助役、教育長分で615万5,000円というふうになります。

議案第3号であります。教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び農業委員会の委員の皆様方の月額報酬を今年度と同様に3%削減する措置を講ずるものであります。この措置によりまして減額となる経費は51万7,000円であります。

どうかひとつよろしく御審議をいただきまして御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第2号及び議案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第2号新庄市長等の期末手当の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号新庄市教育委員会の委員等の報酬の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について

清水清秋議長 日程第9 議案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石田千與三君。

（19番石田千與三議員登壇）

19番（石田千與三議員） おはようございます。議案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。平成18年3月10日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は私石田千與三、賛成者は中川正和議員、柴田忠志議員、今田雄三議員の会派の代表でございます。

提案の理由でございますが、末尾に記載してありますとおり、本市の厳しい財政状況に鑑み、昨年度に引き続き議員の期末手当について20%削減するものであります。なお、この削減額は月額報酬に置きかえますと8%に相当するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 金額は全体でどのぐらいの節約になるのかということをお尋ねします。

それから、年収に対する削減率はどのぐらいになると見ておられるのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

19 番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19 番（石田千與三議員） 削減額についてですけども、約830万円でございます。

率については、先ほど私御報告申し上げておりますので、議員各位についてはお聞き及びかと思いますが、改めて20%の削減、月額にすると8%に相当するということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私がお尋ねしたのは、議員の年収に対する削減率はどのぐらいかということでお尋ねしたのです。

これは、前のときにも言いましたけれども、年収で削減率は月額8%でありますけれども、年収にすればずっと少なくなるわけで、これは区長会の方からもチラシが前出たように、議員の報酬については本市の厳しい財政状況でありますので、もっと削減して節約を図っていただきたいというのが区長会などの一部かもしれませんが、声であるということをお伺っております。そういう意味では、年収で私は2割ぐらい削減になるようにしてもよかったのではないかと思います。その点については、年収に対する削減率はどう把握しておられるかお願いいたします。

19 番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19 番（石田千與三議員） 今回の私が報告申し上げた件につきましては、期末手当を20%ということとございまして、佐藤議員がおっしゃる年収云々については今回のところには該当しておりません。市長については期末手当で77%、助役については46%、教育長については31%というふうなところを既に議員各位は御承認されておりますけれども、それと倣って議員についても期末手当で20%というふうに提案させていただきました。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今回の期末手当の削減については反対するものではありません。しかし、議員の活動というのは、仕事というのは拘束された時間で見ますと常勤ではないという点などを見ても、非常に議員としての拘束時間は短いわけです。そういう意味では、市民の年収と、それから月額で見ると市民の給料というのは30万弱、これは期末手当とかそういうのも含めての12カ月で割った年収割る12カ月で割った金額と聞いております。それから比べますと、議員の場合は常勤ではないのだけれども、50万近く、48万ぐらいになると私は計算しておりますが、それに対してやはり多過ぎるのではないかというのが市民の声でもあります。

それで、今後こういったことも検討していただいて議会費の節約、そして新庄市の厳しい財政状況に少しでも議会としてお金の面で協力して、そして市民の生活をよくする方向に使っていただくようにする、そういう立場に議会として考えていく必要があるのではないかという要望を申し上げます。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 平成18年度施政方針 の説明

清水清秋議長 日程第10平成18年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 新たな年度を迎えるに当たりまして、本来ならばこの場において市政運営に臨む所信と政策推進に対する考え方を表明すべきところではありますが、お手元に配付しております施政方針の趣旨を申し上げ、平成18年度の施政方針の表明とさせていただきたいというふうに思います。大変勝手ではありますが、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

まず、平成18年度における市政運営の基本は地方自治を取り巻く諸情勢の動向を的確に把握し、どのような環境の変化にもしなやかに対応できる「たくましいふるさと新庄」、これを築き上げるため、既に実施しております次の4つのアクション

プラン、すなわち「財政再建計画」、「行財政改革大綱」、「協働推進のための指針」、戦略計画としての「後期5カ年基本計画」、これを着実に推進して私の政治信条である“いい人～いい街～いい暮らし”、この実現を目指すことであります。

特に新年度からスタートいたします第3次振興計画の後期5カ年基本計画については、これまでのような市がどんな事業を行うのかを市民の皆様にご公表するのではなく、市民の皆様との合意のもとで行政としてどういうことを果たすべきか、その役割はどんなものがあるか、また5年後にはどうなった方がいいのか、なりたいたいのか、どうしたいのかというふうな姿、そしてそれら目標をどういうふうにして達成するのかというふうな明確な戦略計画として策定したところでありまして、今後はこれまで以上にわかり易い市政運営に向けてより実践的な計画として活用してまいり所存であります。

このため、この後期5カ年の基本計画に掲げた政策や施策、事務事業を効率的かつ効果的に推進していくための指針として8つの事項から成る「政策綱領」、これを取りまとめたところであります。なお、「アクションプラン」につきましては、「これまでの経過と今後の取り組み方」を、また「政策綱領」につきましては「推進方針」を取りまとめてきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成18年度の重点施策と主な事業についてであります。予算編成に当たっては何に幾ら予算を投じたのかという資源投入指向から、何がどれだけ市民の皆様へ便益をもたらすのか、これを重視した成果指向へと移行させました。重点課題に対するめり張りのある配分を可能にするなど、財政の健全化に向けた予算の質の向上を目標といたしました。

この結果、平成18年度においては「協働と改革」の推進を基本に、私の「政策綱領」と「後期5カ

年基本計画」の重点施策に重点的に配分し、「雪」、「まちなか」、「福祉・医療」、「環境と農業」における重点課題の解決に向けた事務事業を新規に取り組むとともに、「教育」のさらなる充実を図っていくことにいたしました。

「夜間・休日救急診療所の設置」に向けた作業着手や市内全域の家庭系生ごみの分別収集体制を確立させて、循環できるバイオマス資源として堆肥製造を推進するなどは特筆すべき事業であります。その他の分野につきましても項目ごとにその推進方針を取りまとめているので、これによりよろしくお願い申し上げます。

また、各分野において解決しなければならない課題は山積しているわけですが、限られた行政資源の中にあっても、本市が目指している本来の目標、これを見失うことなく、かつその目標を達成するためにより効果的な課題を優先させて、一つ一つ確実に解決していくことが肝要であり、選択と集中のもとにある意味では苦渋の決断を行ったところでもあります。

本市に限らず、地方自治を取り巻く環境が年々厳しさを増す昨今においては、「明日の発展の礎を築くために今日を見直す」ということが必要不可欠でありまして、今後とも優先すべき課題についてはこれまで以上に市民の皆様との対話を深め、合意のもとで決断してまいりたいと考えております。

確かに昨今の我が国は、政府が進める構造的な改革により、一人一人の個性や努力が生かされる生き生きとした新たな社会の期待が高まる一方で、少子高齢社会の進展に伴う社会保障や経済に対する不信感、これも増して、ともすれば将来への不安感や言い知れぬ閉塞感が漂っております。

しかし、こうした情勢を憂慮し、恐れるばかりでは夢や希望に満ちた新しい時代へと前進することはできないわけでもあります。今なすべきことは次の時代のあるべき姿、これをしっかりと描き、その実現に向けて挑戦し、行動することであろうと考え、私は「協働と改革」、これをキーワード

に新たな市政運営の確立を目指すことといたしました。

もとよりイバラの道は覚悟の上ではありますが、市民の皆様、議員の皆様方の御理解と御協力のもと、職員においても自らの発案による政策企画研修や行革アクションプロジェクトなどを着実に実践してきており、新しい時代に挑戦する意欲と「やればできる」という自信が芽生えつつあります。

この明るい兆しを希望から確信へと成長させていくために、私は「百尺竿頭に一步を進む」、すなわち考えられる手立てはすべて講じたと思っただけは、そこから前に進むことができない、工夫の上に工夫を重ね、努力の上に努力を重ねることが必要、すべてこれでよしということはない、それからもう一步も二歩も上を目指していこうというふうな心構えを堅持して、本市のさらなる飛躍に向けて日々新たな決意で挑戦してまいりたいと考えております。

この冬も御承知のように、昨年に続き大変な大雪に見舞われた新庄であります。そのような困難を乗り越えてこそ実感できる北国ならではの季節「万物躍動の春」が大地に降り注ぐ陽光の強まりとともに、今確実に近づいてきております。

私は、この自然界の法則が「新庄のまちづくり」においても必ず実証できる、実証すべく全力を尽くす決意をここに改めて表明するとともに、市民の皆様並びに議員各位の多大の御理解と御協力をお願い申し上げまして、平成18年度の施政方針の表明とさせていただきます。御清聴いただきまして誠にありがとうございます。

清水清秋議長 どうも御苦労さまでした。

議案20件一括上程

清水清秋議長 日程第11議案第4号新庄市職員定数

条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第21議案第14号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び日程第22議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算から日程第30議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算までの計20件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 議案第4号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、本年策定いたしました新庄市定員管理計画に基づきまして定数条例を改正するものであります。改正の内容といたしましては、定員管理計画の基本年度であります平成17年度の職員数377人に合わせて改正するものであります。今後の職員定数条例につきましては、定員管理計画との整合性を保ちながら適時改正を行いたいと考えております。

議案第5号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本案は、国家公務員の給与に関する改正に鑑み、本市職員の給与に関する改正、平成15年度より実施しております人件費の削減を継続する事項及び地方自治法の一部改正に伴いまして、災害派遣手当の一部を改正する議案でございます。本市職員の給与についての給与制度の改定については、人事院勧告に基づき国家公務員の給与制度の改正が行われたことに鑑み、本市においても給与制度について改正を行うものであります。主な改正は、給料表の構造を変更し、給料表全体の水準を平均4.8%引き下げるものであります。また、本市において平成15年度より実施しております人件費の削減の継続に関する事項につきましては、18年度においても期末手当の削減等により人件費の削減を引き続き行うこととし、財政再建計

画に取り組むことといたします。

議案第6号新庄市国民保護対策本部及び新庄市緊急対処事態対策本部条例の設定について並びに議案第7号新庄市国民保護協議会条例の設定について御説明申し上げます。両案は武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最少となるよう、国、都道府県、市町村及び関係機関の役割分担やその具体的な措置等について必要な事項を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、この規定に基づきまして対策本部及び協議会に関しまして必要な事項を定めるため新たな条例を制定するものであります。

議案第8号新庄市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の設定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておりますように、法人市民税の均等割の課税免除を行うことにより、特定非営利活動法人の設立、活動基盤の早期確立及び活動の推進を図るため提案するものであります。内容について申し上げますと、これまで減免措置を行ってまいりました収益事業を行っていない特定非営利活動法人に加え、収益事業を行っていても当該収益事業に係る所得がゼロもしくは赤字の事業年度について均等割の課税を免除するものであります。免除する期間であります、現在現存する特定非営利活動法人については平成18年4月1日から3年間以内、平成18年4月1日以後設立する活動法人については、設立後3年間以内の該当とする年度となっております。

議案第9号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておりますように、社会事業または公益事業を行う法人でない社団等に課される市民税を減免することにより、当該社団等が行う事業の推進を図るため必要な改正を行うものであります。

議案第10号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定について御説明申し上げます。障害者自立支援法の施行に伴いまして、平成18年4月から段階的に障害者自立支援制度が実施されます。この制度によりまして介護給付費等の障害福祉サービスを受けるには、市に設置する障害程度区分判定審査会の障害程度区分の判定が必要となります。その新設する審査会について、障害者自立支援法第16条第1項の規定により新庄市障害者程度区分判定審査会の委員の定数を定めるため提案するものであります。

議案第11号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。さきの議案第10号で申し上げましたように、障害者自立支援法の施行に伴いまして障害程度区分判定審査会の委員の報酬額を月額2万1,000円以内で任命権者が定める額と定めるため改正するものであります。なお、報酬額は新庄市介護認定審査会の報酬額と同額としております。

議案第12号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。介護保険は3カ年の事業を見通して、その事業費を賄う第1号被保険者保険料を算出いたします。18年度から20年度が第3期運営期間ですが、この度第3期新庄市介護保険事業計画、これを策定したことに伴いまして保険料の改定が必要になったため条例を改正するものであります。この制度は発足して5年目となりまして、17年度に大幅改正がなされました。制度の普及とともに給付費が伸び続けていることへの対応として、居宅サービス重視や地域支援事業の創設などが盛り込まれました。そのため、全国的にも介護保険料は以前より大幅に増額となっているようであり、新庄市の場合は16.8%の増となりました。また、保険料や利用者負担の区分も変更となりました。これまでの第2段階が2つに分けられましたので、新庄市では全体で6段階となりました。この所得段階は、住民税の課税状況によって区分されます。平成17年度

には税制の改革もなされました。そのため、収入は変わらないのに所得段階が高くなる方があらわれることが予想されます。そのための激変緩和措置も定められました。平成18年度、19年度に限るもので、税制改革がなかった場合の所得段階との比較によって料率を変えるものであります。

議案第13号新庄市老人福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。改正の理由は議案末尾に記載しておりますが、老人福祉法の一部が改正されたことに伴いまして必要な改正を行うものであります。改正の内容について申し上げますと、施設の目的に利用者の自立促進及び社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練等を行う項目を加え、施設に置く職員のうち生活指導員を生活相談員に、介護職員を支援員に改めまして、用務員を削除する改正を行うものであります。

議案第14号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この条例の改正は、末尾の改正理由にありますように、エコロジーガーデン内にありますやすらぎ交流施設、これを交流研修施設と同様に有料で使用する施設とするものであります。このやすらぎ交流施設は、農業所得の向上や特産品の開発、女性や高齢者の農業への参画、農家と消費者の交流拡大による地産地消の推進など本市農業の振興を図りながら交流人口の増加を目指す目的を持って、国のやすらぎ交流空間整備事業、これを活用して整備したものであります。運営母体として市内の産地直売グループが「しんじょう産地直売所運営協議会」、これを設置いたしまして、14年の7月でありましたが、産直まゆの郷を開設いたしました。以来3年6カ月が過ぎまして、協議会の運営も安定してきましたので、これまで施設使用を無料で支援してきていたところではありますが、有料使用にするものであります。なお、使用料については1カ月について3万円とするものであります。

議案第21号から議案第29号までの一般会計及び特別会計の平成18年度当初予算について御説明申し上げます。

それでは、一般会計の概要であります。御提案申し上げます一般会計の予算額は132億3,500万円であります。これは、17年度と比較いたしますと3億3,400万円、2.5%の減となりまして7年連続のマイナス予算であります。

歳入であります。1款市税のうち個人市民税において税制改正による定率減税の見直しによって5,000万円ほどの増ありますが、固定資産税が評価替えの影響によりまして1億3,000万円ほどの減が影響いたしまして、市税全体としては6,778万6,000円、1.6%の減であります。予算額は43億165万9,000円となりました。

2款の地方譲与税につきましては、三位一体の改革の税源移譲による所得譲与税、これの増によりまして4億4,100万円となりました。

9款地方特例交付金でありますけれども、これは定率減税が縮小いたしますので、48.1%減の6,900万円、これを見込んでおります。

また、10款の地方交付税につきましては、国全体では5.9%減というふうになっておりますが、平成17年度の交付決定額から試算いたしまして17年度当初予算額と同額の45億円を見込んでおります。

14款の国庫支出金は、税源移譲されます児童手当国庫負担金や児童扶養手当国庫負担金の減少によりまして7億927万1,000円、18款繰入金につきましては減債基金の1億円、まつり振興基金から1,472万9,000円などで全体としまして1億2,163万9,000円と前年度から大幅に少なくなります。これについては、財源調整が非常に困難になってきているというふうなことが言えると思います。

21款の市債であります。これは臨対債の減などによりまして8億600万円となっております。

続いて、歳出でございます。2款の総務費、これは衆議院選挙費あるいは国勢調査費の減によりまして3,893万4,000円の減、民生費は児童手当

拡充分などによりまして5,652万9,000円の増となっております。4款の衛生費、これは夜間・休日救急診療所、この設置に伴います事業費3,000万円の増、そして最上広域のエコプラザの管理費の分担金、これが7,000万円ほど増をいたしまして7,169万円が増となっております。

6款の農林水産業費であります。これは堆肥製造施設整備費2,800万円の増ありますけれども、園芸産地拡大強化支援事業費2,300万円の減、県土地改良事業負担金3,600万円の減などによりまして全体としては1,157万5,000円の減とおります。

7款の商工費であります。新庄まつり250年祭の事業費2,500万円、最上広域「ゆめりあ」の分担金3,600万円の減などによりまして、全体としては7,091万2,000円の減であります。

8款土木費は、沼田角沢線整備事業費9,000万円の増がございますが、沖中関屋線の事業完了に伴いまして事業費が7,000万円の減、公共下水道事業繰出金が8,000万円の減などによりまして、全体として6,193万9,000円の減となっております。

10款の教育費であります。市史編さん事業費470万円の減やサイクルスポーツセンター改修補助金720万円の減などによりまして1,009万7,000円の減となっております。

12款の公債費であります。2億7,562万2,000円の減となっております。これは銀行縁故債の借り換えによります公債費の平準化を図ることによって、18年度の負担額の減少分、これが2億円ほど、元利償還金の年次償還額の減少が7,500万円ほどの内容となっております。

次に、特別会計に入ります。国民健康保険事業特別会計であります。老人保健医療該当者の減によりまして老人保健拠出金の減によって会計としては1億5,000万円ほどの減の36億7,078万6,000円となっております。

交通災害共済事業特別会計は951万9,000円で、前年度とほぼ同額であります。

老人保健事業特別会計は1億3,000万円ほど増

えて35億6,984万4,000円となっておりますが、これは老人保健被保険者が減少しておりますが、1人当たりの医療費の増加が影響して全体の医療費の増加を招いているものであります。

公共下水道事業特別会計は14億8,737万1,000円で9,180万4,000円の減となっております。

また、農業集落排水事業特別会計は9,036万1,000円で1,672万円の減となっておりますが、これら2つの会計におきましては17年度予算にごございました高資本費の対策借換債の減が影響して減になったところであります。

営農飲雑用水事業特別会計でありますけれども、これは2,746万円の予算で147万9,000円の減となっております。

介護保険事業特別会計であります。18年度からの新たな取り組みとして地域密着型介護サービス事業費6,300万円と地域支援事業費として介護予防サービスを提供してまいる事業費4,800万円の増によりまして会計全体としては1億1,500万円ほどの増となっております。会計予算といたしましては24億7,736万8,000円となります。

このように非常に厳しい財政状況の中での超緊縮予算でありますけれども、夜間・休日救急診療所の設置あるいは堆肥製造施設の設置、休止しておりました流雪溝整備事業の再開、市民協働事業の推進、また商店街の活性化対策、教育環境の充実を図るなど新しい事業にも着手してまいります。

以上で私からの説明は終わりますが、一般会計及び特別会計については政策経営課長から、また水道会計については水道課長の方からそれぞれ詳細について説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

政策経営課長武田一夫君。

(武田一夫政策経営課長登壇)

武田一夫政策経営課長 議案第21号平成18年度一般会計予算について詳細を説明申し上げます。

1ページをお開きください。一般会計の予算総額は、第1条にございますように歳入歳出それぞれ132億3,500万円であります。対前年度3億3,400万円、2.5%の減で7年連続の減となっております。第2条、地方債については後ほど説明いたします。第3条、一時借入金の最高額は15億円と定めております。予算の流用につきましては、第4条に定めているとおり人件費に関する部分であります。

11ページの歳入歳出予算事項別明細書を説明いたします。まず初めに、歳入ですが、1款市税は43億165万9,000円で対前年度6,778万6,000円の減であります。減の内容につきましては、市長が説明申し上げましたとおりでございます。

14ページ、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは17年度の決算見込み及び18年度の地方財政計画上での伸び率を勘案し、計上しております。三位一体の改革の1つであります国庫補助負担金の削減に伴う暫定的な税源移譲として、2款地方譲与税のうち所得譲与税が前年から1億4,800万円増えております。

6款地方消費税交付金は、17年度4期分の交付から平成16年サービス業基本調査報告が算定指標とされるため、17年度では減を見込んでございました。平成18年度の地方財政計画では、景気の順調な回復が見られることから個人消費が伸び、地方消費税の収入見込みを対前年度3.7%増と見込んでおります。これらを勘案いたしまして、若干の減にはなりますが、4億7,100万円の予算といたしました。

16ページ、9款地方特例交付金の減については、市長が申し上げましたとおりでございます。

10款地方交付税は、前年度と同額の45億円を予算化いたしました。地方財政計画では地方交付税は5.9%の減とされておりますが、県と市町村の税

収の伸びの違いがあることや本市においては市税が減になること、さらには平成17年度交付決定額を考慮し、対前年度同額となりました。また、交付税の減額分を補う財源対策としての赤字地方債であります臨時財政対策債は地方財政計画の影響により対前年比10.8%、約5,110万円の減となっております。

次に、17ページをご覧ください。13款使用料及び手数料の民生使用料が803万9,000円と大幅な減となっておりますが、これは児童館及び児童センターの2館を指定管理者制度での管理とすることによる収入減のためであります。

20ページからの14款国庫支出金は4,135万7,000円の減の7億927万1,000円でございます。主な内容は市長が申し上げた児童手当及び児童扶養手当の負担割合の減の他に、街路沼田角沢線地方道路整備臨時交付金の増もございます。

22ページ、15款県支出金につきましては、3,345万5,000円減の5億3,849万9,000円でございます。その理由といたしましては、児童手当の県負担分が5,000万円ほど増えておりますが、民生費補助金及び農業費補助金が2,000万円ずつの減、国勢調査費1,500万円の減、最上中央公園委託費の減等々の要因の他、バイオマスの環づくり交付金が県支出金から国庫支出金での予算措置となったことによります。

26ページ、16款財産収入のうち土地建物売払収入は2,000万円を増額いたしまして1億2,000万円としてございます。遊休市有地の処分でございますが、予算を確保できますよう努力をいたします。

18款の繰入金であります、2億1,460万円の大きな減で、予算額は1億2,163万9,000円となっております。財政調整基金繰入金1億円の減、減債基金9,000万円の減、17年度新庄まつり250年祭に多くを繰り入れしましたまつり振興基金は2,446万円の減となっております。繰り入れによりまして、平成18年度末における財政調整基金の残高は6,500万円、減債基金はゼロという見込みになり、

非常に厳しい財政運営を強いられることとなります。

27ページ、19款繰越金は前年度同額の1億8,000万円です。

20款諸収入においては1.9%、553万2,000円の減の2億9,128万6,000円になっております。28ページ、雑入、4目最上中央公園利用料は市が県の指定管理者となり、最上中央公園を管理することにより、施設使用料を利用料として歳入する予算400万円であります。

最後に、29ページ、21款市債でございますが、総額は8億600万円で4.2%、3,510万円の減であります。

以上、歳入について説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は108億58万8,000円と前年度より約2億2,000万円の減であり、基金繰入金の減がそのまま一般財源を縮小した結果となりました。

次に、7ページにお戻りください。地方債について御説明申し上げます。第2表地方債は県営土地改良事業負担をはじめとする12件でございます。これらを借り入れ、過年度分の定時償還分を返済しますと、18年度末起債残高の見込みは180億9,944万1,000円となり、9億7,301万4,000円減ることになります。

続きまして、歳出でございます。具体的な内容につきましては31ページからとなりますので、そちらをお開きください。市長がかねがね申し上げているように、少ない財源を有効に活用するために厳しい事業の選択と集中を行って、新しい事業にも予算を配分しております。

1款議会費は1億9,748万9,000円で、対前年度3.1%、624万4,000円の減であります。議員報酬は17年度に引き続きの削減内容で同額となっておりますが、職員1名減による人件費の減が主な理由であります。

32ページ、2款総務費は14億3,950万8,000円で3,893万4,000円、2.6%の減でございます。平成18

年度は不在となります収入役給与費1,000万円ほどの減と市長選挙費2,000万円ほどの減によります。

主な事業の内容を説明いたします。まず、1項の総務管理費では、1目総務一般管理費に職員採用に要する委託料等の経費として59万2,000円がございします。

34ページ、6目財産管理費は520万8,000円の増となっておりますが、施設管理に要する修繕や委託料が増えております。

35ページの7目企画費が1,099万2,000円の減となっておりますが、最上広域事務組合分担金が700万円ほどの減、平成17年度にはございましたコミュニティ助成600万円が18年当初にはございません。また、地方バス路線維持補助金が230万円増えております。さらに、協働推進事業費には市民提案型協働パイロット事業補助金60万円が新規事業としてございます。

37ページの9目電算管理費には、全額特定財源ですが、山形県電子申請システム整備費負担金814万2,000円があり、山形県と県内全市町村が一体となって各種申請手続業務や施設予約の電子化の整備を進めます。特定財源は、自治宝くじ収益金が財源となっております。県市町村振興協会からの助成金です。

39ページからの2項徴税费では、納税組合報償金が226万円の減額となっております。

41ページ4項選挙費では、平成19年に投票予定の県議会議員選挙費641万3,000円の増、市長選挙費2,005万5,000円の減の内容になってございます。

43ページ5項統計調査費は、国勢調査費1,774万5,000円の減となっております。

44ページからの3款民生費は、33億1,708万4,000円で1.7%、5,652万9,000円の増であります。

1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費は、国民健康保険事業特別会計への繰出金2,783万8,000円の減により減少しております。

46ページ、3目身体障害者福祉費は身体障害者

施設訓練等支援費が1,000万円ほどの減、県単独医療費の重度心身障害（児）者医療給付費が650万円ほどの増となっております。

48ページ、6目老人福祉費は在宅老人福祉事業のうち高齢者ホームヘルプサービス費や高齢者おむつ支給事業費といったサービスが介護保険事業特別会計で地域支援事業として事業を展開してまいりますので、対前年度比較1,318万7,000円の減となっております。

50ページ、8目老人保健医療事業費と9目介護保険費は、特別会計への繰り出しが増えております。

次に、51ページからの児童福祉費では、2目児童母子措置費で児童手当給付費が対象児童の拡大により6,721万5,000円増えております。また、この児童手当は三位一体の改革による税源移譲の対象になっており、国庫負担金が3,650万円の減、県負担金は5,186万円の増、残り市の負担も5,186万円の増となっております。さらに、児童扶養手当予算額は17年度とほぼ同額ですが、この国庫負担金も税源移譲され、国庫負担が6,000万円の減、市負担が6,000万円の増になっております。

54ページ、4目児童館費が2,196万9,000円の減となっておりますが、これは萩野児童センターと升形児童館が指定管理者による管理とするため、職員人件費を保育所費に移したことによる減であります。

56ページからの4款衛生費は4.7%、7,169万円増の15億8,927万2,000円であります。1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費には、19年度の設置を目指します夜間・休日救急診療所設置事業費3,000万円がございします。

59ページ、7目斎場費も指定管理者による管理とする予算になっております。

60ページ、8目水道費は上水道高料金対策費繰出金の減により3,214万9,000円の減になっております。60ページ、2目塵芥処理費で7,858万6,000円増額となっております。これは、17年度におい

ての広域エコプラザの元金償還金の回収に伴い1億円ほど増加いたしました。18年度もさらに元金償還額が増え、市の負担額として7,600万円ほど増加します。今後しばらくこのベースでの元利償還負担が続きます。

62ページ、5款労働費は6,205万4,000円で1.4%、87万6,000円の減でございます。

6款農林水産業費は1.6%、1,157万5,000円減の7億2,819万8,000円でございます。1項農業費のうち69ページに新しい目として13目バイオマス推進費を設定いたしました。17年度は、3目農業振興費にございましたバイオマス堆肥製造事業費とバイオマス利活用実証事業費をこの目に移行しました。さらに、新しい事業でございます堆肥製造施設整備事業費として2,801万円がございます。これは、生ごみ収集を市内全域に拡大し、堆肥製造を行うために18、19年度2カ年をかけて施設を整備し、平成19年度中の事業開始を目指すものであります。

ページ戻りまして66ページ、5目農地費は3,163万1,000円の減となっております。これは、県営土地改良事業費3,600万円ほどの減によるものです。

67ページ、6目水田農業対策費は1,461万7,000円の増となっておりますが、これは17年度では補正対応としておりました中山間地域等直接支払事業費を予算化したことによるものです。

68ページ、7目果樹園芸振興費は園芸産地拡大推進事業費補助金の減額により2,893万9,000円の減となっております。

72ページからの7款商工費は15.4%、7,091万2,000円の減で、3億9,005万1,000円となっております。減の主な要因は市長が説明したとおりでございますが、74ページにございます最上広域交流センター「ゆめりあ」費は元利償還金に対する県補助が終了したことから、本来3,200万円ほど増加するはずでしたが、広域ふるさと基金を繰替運用する額を当初予定の9,900万円に平成20年の活用予定分の6,800万円を増額いたしまして負担の平

準化を図ったことにより、逆に3,600万円の減となっております。

76ページからの8款土木費は14億7,228万円で対前年度比4.0%、6,193万9,000円の減となりました。

78ページ2目道路維持費では、若干ではあります。道路舗装補修工事費を増額しております。3目道路新設改良費では、17年度ございました沖中関屋線整備事業費7,000万円が減になっております。

80ページ、4項都市計画費の2目街路事業費が1億149万1,000円の増となっております。これは、沼田角沢線整備事業費が9,000万円の増、関屋小櫓室線整備事業費が1,000万円の増によるものであります。

82ページ、5目公共下水道費では7,966万2,000円の減となっておりますが、これは公共下水道事業特別会計において公共下水道使用料の収入の増と新しい制度であります公共下水道事業債特別措置分の活用によるものであります。この制度は、従来普通交付税事業費補正で需要額算入されていたものを地方債で措置するものであります。

83ページ、1目除排雪費は2,316万8,000円の減となっておりますが、除排雪業務委託料の減によるものであります。

84ページ、9款消防費は2.2%、1,398万円の増、6億4,643万円となっております。平成17年度からの継続事業で避難所標識設置工事費がございます。

87ページからの10款教育費になります。総額は11億5,071万1,000円で前年度対比0.9%、1,009万7,000円の減となりました。1項教育総務費、2目事務局費では、広域教育センター費が400万円の減、スクールバス購入費が500万円の減となっております。

88ページ、3目教育指導費は教師用指導書購入費400万円の減により減少しております。新しい事業として山形大学エリアキャンパスもがみ支援事業の予算がございます。90ページ、2項小学校費、

1 目学校管理費には廃校する角沢小学校を地元住民に活用してもらうための施設改造費としての工事請負費499万円がございました。

また、91ページ、3 目学校保健費にはリースではありますが、給食用食器を更新する予算342万円があります。

94ページからの4 項社会教育費にまいりますと、95ページ2 目市民プラザ費には17年度補正で対応しました市民活動交流ひろば事業費190万8,000円がございました。

96ページ、4 目図書館費では予算的には少額ではありますが、図書館創立100周年を記念する展示会を開催する予算がございました。

6 目文化財保護費には17年度からの継続で新庄まつりの国無形民俗文化財指定へ向けた予算がございました。18年度中の指定に向けて関係資料の作成や関係機関との調整に当たります。

101ページ、11 目社会体育費は413万8,000円の減となっておりますが、サイクルスポーツセンターの改修事業の減やプロ野球イースタンリーグ戦開催事業の減が影響しております。また、12 目体育施設費は1,785万7,000円の増となっておりますが、これは陸上競技場の3 種公認の更新に要する経費1,000万円の増、市体育館の屋根改修事業費650万円の増によるものです。

最後に、廃目整理として市史編さん事業が17年度別巻民俗編の発刊で完了いたしますので、廃目としております。

最後に、104ページ、12 款公債費でございます。総額は22億2,191万8,000円で11.0%、2 億7,562万2,000円の減となっております。後ほど補正予算案で御審議をいただきますが、平成17年度予算で過去に発行した銀行縁故債の一部を借り換えし、18年度以降の償還期間を長くすることにより、18年度から20年度までの負担の平準化を図ります。このことにより、18年度は2億円の負担を軽減し、平準化することができます。

以上で歳出の説明を終わります。次に118、119

ページをご覧ください。性質別経費調について主な点を御説明申し上げます。

1 の人件費は31億6,328万7,000円で、前年度対比1.3%、4,199万7,000円の減となっております。財政再建計画による議員、特別職や一般職員の手当の削減などによるものの他、平成17年度限りにおいて退職する職員5名の不補充が要因となっております。

2 の物件費については0.6%、729万2,000円の増であります。施設管理を職員対応としていたところを指定管理者制度を活用することによる委託料の増が影響しております。

4 の扶助費については、対前年度3.6%増の14億9,283万6,000円であります。歳出、民生費の説明でも申し上げましたが、児童手当給付費及び老人保健事業特別会計や介護保険事業特別会計に対する繰り出しの増が主な要因となっております。

次の5、補助費等は2.3%、5,007万9,000円の減となりました。これは、最上広域市町村圏事務組合分担金1,800万円の増はあるものの、上水道高料金繰出金の減や新庄まつり250年祭実行委員会負担金の減がありまして、全体として減になっております。

6 の投資的経費は10.5%、8,315万2,000円の増になっております。駅東の沖中関屋線改良事業費は完了いたしました。沼田角沢線整備事業費の増、夜間・休日救急診療所設置事業費の増、堆肥製造施設整備事業費の増、流雪溝整備事業費の増があり、投資的経費を増加させております。

それでは、一般会計の説明を終わり、特別会計に入らせていただきます。123ページをお開きください。議案第22号国民健康保険事業特別会計の予算額は、第1条にございますように36億7,078万6,000円、前年度対比で4.1%、1 億5,542万9,000円の減であります。第2条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。歳出予算の流用は第3条に規定していますように、保険給付費に関する部分でございます。

131ページの事項別明細書、歳入をご覧ください。
1 款国民健康保険税は13億9,436万円で、前年度に比較しますと5.9%、8,787万2,000円の減となっております。

3 款国庫支出金は1 億3,207万円の減の11億9,847万5,000円となっております。

歳出につきましては136ページからであります
が、減の要因は139ページ3 款老人保健拠出金の1
億5,425万1,000円の減であります。

続きまして、145ページ、議案第23号交通災害共
済事業特別会計の予算案を説明いたします。予算
総額は951万9,000円となっております。歳入歳出
の明細については148ページにございますが、前年
度とほぼ同様の予算となっております。

151ページをお開きください。議案第24号老人保
健事業特別会計の予算総額は35億6,984万4,000円
となりました。

158ページ、歳出 2 款医療諸費が1 億3,336万
6,000円増えておりますが、これは老人保健該当者
数が現在減少しているものでありますが、1 人当
たりの医療費の増加が全体の医療費を上げているこ
とによります。

次に、161ページ、議案第25号公共下水道事業特
別会計の予算案を御説明申し上げます。予算額は、
第1 条にございますように14億8,737万1,000円で
す。前年度に比べますと9,180万4,000円、5.8%の
減となっております。債務負担行為及び地方債に
ついては164ページをご覧ください。

第2 表債務負担行為は、水洗便所改造等資金利
子補給でございまして、普及率向上の手法として
毎年行っているものであります。

第3 表地方債、公共下水道事業の限度額は3 億
3,730万円ではありますが、その他に高資本費対策と
して平成17年度残分の借り換えを1 億480万円見
込んでおります。

歳入歳出の内容につきましては、166ページ以降
をご覧ください。2 款使用料及び手数料では、下
水道使用料700万円増額となっております。

170ページ、歳出では管渠建設費は17年度とほぼ
同額になっております。処理場建設費が1,800万円
ございますが、現在の汚水処理施設は1 日当たり
9,000トンの能力がございますが、さらに3,000ト
ンの施設を増強いたします。

171ページ、3 款公債費は9,392万8,000円の減と
なっております。

続いて、179ページ、議案第26号農業集落排水事
業特別会計予算に移ります。予算総額は歳入歳出
それぞれ9,036万1,000円であります。前年度比較
で1,672万円、15.6%の減となっております。

187ページ、議案第27号営農飲雑用水事業特別会
計の予算案でございます。予算総額は2,746万円であ
りまして、前年度対比5.1%、147万9,000円の減
となっております。

最後に、193ページ、議案第28号介護保険事業特
別会計の予算案について説明いたします。予算総
額は24億7,736万8,000円で、前年度対比4.9%、1
億1,493万8,000円の増となっております。歳出予
算の流用については、国保会計と同様に保険給付
費の各項間の流用であります。

それでは、205ページ、歳出の2 款保険給付費を
ご覧ください。1 項の介護サービス等諸費で1 億
7,688万2,000円の減となっておりますが、これは
新しいサービスとしての地域密着型介護サービス
費8,600万円の増はあるものの、これまで介護サー
ビスを受けていた要介護1 の人のうち2 項の介護
予防サービスへ変わる人がいることや、施設介護
サービスが居住費や食費が全額自己負担になった
ことにより、2 億7,500万円の減があることにより
減となっております。

206ページ、2 項介護予防サービス等諸費は1 億
1,786万8,000円の増、208ページ、5 項特定入所者
介護サービス等費も1 億1,296万7,000円の増とな
っております。これらの増は、制度改正により1
項のサービス費から移ったことによるものです。

209ページ、4 款地域支援事業費がございまして、
18年度新たに取り組む事業であります。1 項介護

予防事業費と2項包括的支援事業費とございますが、主に17年度まで一般会計で実施していた在宅老人福祉事業の一部と地域包括支援センターの運営をここで実施いたします。

以上で平成17年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

清水清秋議長 水道課長**高橋 敦君**。

(**高橋 敦**水道課長登壇)

高橋 敦水道課長 それでは、議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条、平成18年度新庄市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。(1)、給水件数1万3,650件、(2)、年間総給水量350万1,980立方メートル、(3)、1日平均給水量9,594立方メートル、(4)、主要な建設改良事業として、給配水設備工事費2億5,880万3,000円であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益は12億9,740万1,000円で、前年度対比3,350万2,000円、2.5%の減でございます。その内訳でございますが、第1項営業収益10億9,935万7,000円、前年度対比680万9,000円、0.6%の減であり、主な内容は給水収益でございます。また、第2項営業外収益は1億9,804万2,000円、前年度対比2,669万3,000円、11.9%の減であり、主な内容は他会計補助金との関係でございます。第3項特別利益は2,000円で前年度と同様でございます。次に、支出の第1款水道事業費用は12億6,386万円、前年度対比589万8,000円、0.5%の増でございます。その内訳でございますが、第1項営業費用10億7,341万3,000円、前年度対比1,544万円、1.5%の増でございます。その内訳ですが、原水及び浄水費の第16節委託料で非

常時の自家発電機が整備点検の年に当たっていることと及び18節賃借料で畑浄水場の膜ろ過装置の借り上げによるものでございます。第2項営業外費用1億8,589万円、前年度対比1,009万7,000円、5.2%の減でございます。主な内容といたしましては、企業債元金償還に伴う支払利息の減によるものでございます。第3項特別損失255万7,000円。第4項予備費200万円で前年度と同額でございます。

次に、2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款資本的収入6,159万1,000円、前年度対比3,071万円、33.3%の減でございます。内訳といたしましては、第1項工事負担金810万円、前年度対比90万円、10%の減で、下水道関連工事負担金でございます。第2項補助金3,500万円、前年度対比2,300万円、39.7%の減で、国庫補助金の減少によるものでございます。第3項出資金は1,849万1,000円、前年度対比59万円、3.3%の増でございます。支出の第1款資本的支出、5億3,533万円、前年度対比3,330万5,000円、5.9%の減でございます。その内訳ですが、第1項建設改良費2億6,567万8,000円、前年度対比5,741万4,000円、17.8%の減で、給配水設備工事の減によるものでございます。第2項開発費7,500万円、前年度対比2,500万円、50%の増で、昨年に引き続き管路台帳の整備で今年度で完了の予定でございます。第3項企業債償還金は1億9,465万1,000円、前年度対比19万9,000円、0.1%の増で、企業債の借り換えによるものでございます。なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額4億7,373万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,606万8,000円及び過年度損益勘定留保資金4億5,767万1,000円で補てんしてまいります。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間といたします。

第6条、議会の議決を経なければ流用すること

のできない経費として、（１）、職員給与費 1 億 2,286 万 6,000 円、（２）、交際費 5 万円といたします。

第 7 条、他会計からの補助金として、高料金対策などのため、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は 1 億 8,007 万 9,000 円でございます。

第 8 条、たな卸資産の購入限度額を 520 万円といたします。

次に、予算に関する説明としまして、平成 18 年度新庄市水道事業会計予算実施計画に基づいて御説明申し上げます。3 ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出の収入関係でございますが、第 1 款第 1 項第 1 目の給水収益 10 億 5,822 万 2,000 円、第 3 目その他の営業収益 4,113 万 4,000 円、主な収益といたしまして第 6 節受託金 3,657 万 8,000 円、これは下水道使用料賦課徴収事務及び営農飲雑用水管理運営に関する受託金でございます。第 2 項の営業外収益では、第 2 目の他会計補助金といたしまして上水道高料金対策一般会計繰入金等 1 億 8,007 万 9,000 円を見込んでおります。

次に、4 ページをお開きください。第 1 款第 1 項第 1 目の原水及び浄水費 5 億 1,996 万 5,000 円、主な費用といたしまして、第 32 節最上広域水道受水費の 4 億 5,366 万 9,000 円、第 2 目配水及び給水費 7,012 万 8,000 円、主な費用は第 16 節施設の警備委託料、第 19 節漏水修理等の修繕費、第 21 節路面復旧及び人件費等でございます。第 4 目業務及び総係費は 1 億 3,822 万円、主な費用は第 1 節から第 5 節の人件費関係が 8,629 万 1,000 円です。次に、6 ページをお開きください。第 16 節メーター検針業務委託料 2,353 万 7,000 円などでございます。第 5 目減価償却費は 3 億 3,709 万 8,000 円でございます。第 2 項営業外費用の第 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は 1 億 6,595 万 7,000 円でございます。

次に、7 ページをお開きください。資本的収入及び支出について御説明申し上げます。収入の第 1 款第 1 項第 1 目の工事負担金は 810 万円でございます。第 2 項第 1 目の国庫補助金は 3,500 万円で、

その内訳は老朽管更新事業に 2,000 万円、石綿セメント管更新事業に 1,500 万円でございます。第 3 項第 1 目の他会計出資金 1,849 万 1,000 円は企業債元金償還金で、一般会計からの出資金でございます。

次に、8 ページでございますが、第 1 款資本的支出の第 1 項建設改良費 2 億 6,567 万 8,000 円は老朽管更新事業、石綿セメント管更新事業などの配水管布設替工事でございます。第 2 項の開発費は 7,500 万円でございます。第 3 項企業債償還金は 1 億 9,465 万 1,000 円でございます。

9 ページは資金計画、10 ページから 12 ページは給与費明細、13 ページは平成 17 年度予定損益計算書、14 ページから 17 ページにかけましては平成 17 年度及び 18 年度の予定貸借対照表を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。なお、説明につきましては割愛させていただきます。

以上をもちまして、平成 18 年度新庄市水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

清水清秋議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

これまで説明のありました議案 20 件のうち、平成 18 年度予算を除いた議案 11 件について一括して総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案の第 4 号についてですが、市職員の定数条例を今までの条例よりも削減する内容となっております。このときの削減する内容についての考え方ということでただしておきたいと思うんですが、市民サービスに直接サー

ビスに当たる職員は充実させる立場でやるのが本来でないかと思います。もちろん節約しなければならない、削減できるところは節約しなきゃいけないんですが、そのときには市民サービスに直接当たるのではない職員、管理などに当たる高給職員の節約する立場で考えていくことがまず必要ではないかということをお聞きしておきたいと思います。

次に、5号についてですが、給与表で平均4.8%の引き下げということですが、全体で前よりも幾ら引き下げになると考えているのかということと、1人当たり幾ら引き下げとなると考えているのかという点お聞きしたいと思います。削減することによって、組合との話し合いはどうだったのかお聞きします。そして、削減されたお金は市民の直接の福祉充実に向けるという考えはないかお聞きします。

それから、議案6号、7号の国民保護対策、国民保護のための条例についてですが、今回のこの法律、国民保護法の大もとには武力事態法というのがあるわけですが、この法律は簡単に言えばどのような内容だったのでしょうか。

それから、日本有事のことについてどのような可能性があるのか、具体的な事例を政府は示していたのでしょうか。まず、その点についてお聞きします。

八鍬長一総務課長 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長 最初に、定数条例でありますけれども、現行定数条例は平成5年に改定してから改定していませんので、現状の職員数とはちょっと乖離が大きいといえますか、そういう状況になっていまして、旧条例では428人の定数になっています。今日現在の職員数は376人でありますから、実態に近付けるということで、また先ほど定員管理計画も定めましたので、定員管理計画のスタート年である平成17年4月の職員数に合わせて条例を直すという内容のものであります。したがいま

して、377名の定数にするということでもあります。

それから、職員を減らさないで、減らすにしても管理部門だけということですが、今まで申し上げましたように地方自治体をめぐります社会情勢が大きく変わっています。少子高齢とか、それから国と地方の関係とか、今までの延長で行政を考えていくということは、考えていくというよりも維持していくということは大変な困難な面もございます。先ほどの当初予算の説明の中でも民生費は歳出予算のトップを占めていますし、今後も減るということはないというふうに思います。そういう点では、聖域を設けなくて職員を減らしていったって市民サービスを維持していくということが必要ではないかというふうに思っていますので、管理部門だけに絞るということにはなりませんし、10年後の平成26年には職員総数を310人以下にするということで、そのための方策として民営化、民間委託、指定管理者制度等のいろんな検討を加えた上で既に実施もしているところでありますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、給与制度の改正でありますけれども、去年の人事院勧告によりまして公務員制度としては50年ぶりの大改正ということでもあります。新庄市は、従前から国が示す人勧に基づきまして職員給与も改正してきているということでもありますので、そういう考えに基づきまして新庄市も改正するということでもあります。給与表の平均水準で4.8%の水準になります。国としては、民間との関係において給与の適正化を行うという考えを根拠にしていまして、それで勤務地によっては地域給ということで、東京は18%ですが、東北では仙台で6%ぐらいですけれども、そういう手当で調整しているんですか、支給していくという制度になっています。現在新庄市は8級制であります、他の市と同様にこの制度では6級制に移行していく内容になっております。

あと、それから1人当たり幾らかという単純な数字のとらえ方もありますけれども、働き盛りとい

いますか、若い人から働き盛りについては4.8%まで至らないような数字で、なるだけそういうような数字になっていまして、いわゆる職員の場合、高年とはいうんでしょうか、いわゆる50過ぎると上がるカーブがぐうんと下がってくるというような民間に近いような、そういう給与表になっております。

それから、また組合とも何回も話し合いをしていまして、合意というわけではありませんが、財政再建途上の今日理解をしていただいているということで思っております。

そのカット分を直接の費用に充てるべきではないかということですが、先ほど言いましたように市行政全体を変えていくという改革ということの中である制度でありますから、それは市行政と全般の中で考えていくということになろうかと思っております。

それから、国民保護法ですが、どのような事態ということですが、2つございます。1つが武力攻撃事態ということで、外から攻められた場合ということで武力攻撃事態という言い方していますが、例えば陸上部隊が日本に上陸して攻撃してくる、それからゲリラ、特殊部隊による攻撃、それから弾道ミサイルによる攻撃、それから航空機による攻撃など、いわゆる外から攻められる場合と、それからもう一つは緊急対処事態という言い方していますが、主にテロでありますけれども、例えば重要な施設、石油コンビナートとか、それから原発、それから都市ガスの施設等が破壊されとか、それから多数の人が集合するような施設、空港とかターミナルが攻撃されとか、それからたくさんの人が殺傷されるような可能性のある事態、最近では私たちはサリン事件などを経験しているわけですが、そういうことを想定しています。テロです。

私どもがこれらのものに対処して、あくまでもそれらの攻撃事態に対処するのは国です。私たち市町村は何をするかということですが、市

民を守るために、市民の安全を守るのは自治体の当然の責務でありますから、市民を守るために市民への避難、救援、被害の最小化、この3つに絞った対応をすることが私たちの責務でありますので、そういう内容となっておりますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今お聞きしたところ大体わかりましたが、日本有事ということでどのような可能性があるのか、具体的な事例、他の国からこういうようなことが可能性がある、どんな国からどういう可能性があるという、そういう事例は実は政府は国会の場においても示していないのではないのでしょうか。示せなかったのではないのでしょうか。国民保護に関する基本指針の冒頭に、我が国を取り巻く安全保障環境については冷戦終結10年以上を経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起、起きるということですが、の可能性は低下している、このように書かれているわけです。今総務課長がおっしゃった市町村は市民の安全を守る、本当にそのとおりだと思いますが、市民の安全を守るということであれば、このような有事が絶対起きないように周辺の国々と積極的な平和外交、国連中心の平和の国際秩序づくりに本格的に取り組む国の姿勢こそが必要ではないのでしょうか。

武力事態法というのは、03年の6月に国会で自民、公明、民主の賛成で強行採決されましたけれども、これはアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するというとても危険な内容となっております。アメリカの先制攻撃戦略というのがあるわけですが、アメリカ自身は相手から攻撃を受けなくても先に攻撃するということを戦略としています。それに従って、日本が武力攻撃を受ける前から自衛隊や国民、自治体を動員する仕組みになっています。

この前、アメリカの先制攻撃というのが実際行われたわけだと思います。イラク戦争です。あれが大義が全くない戦争だったということが、侵略戦争だったということが次第次第にみんなの認識になっています。そして、テロをなくすといって始めたのですが、逆にテロは拡大されてしまったのです。イラクの中でテロが多発して内戦状態が広がって、なかなかもう終わらないのではないかなというような泥沼状態にまでイラク国民を追いやっています。こういうものに日本の自衛隊及び国民を動員するためのものがこの武力攻撃事態法であり、この具体化の今回の新庄市におけるこの条例ではないでしょうか。

それで、日本の国民保護ということを本当に考えた場合は、アメリカ1国との軍事協力の強化こそが日本をテロに巻き込む一番の原因になりかねない、そうじゃないでしょうか。そうじゃなくて、今必要なのは日米戦争協力の道を断ち切ることこそが国民を守る、国民の安全を守る、テロなどの脅威にさらさない、そういうことの最大の保障ではないかと思うのですが、その点について御見解があったらお願いします。

そして、あと別のことでおきしますが、まず仮に武力攻撃が発生した場合、侵略排除のためのアメリカ軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのか、それとも今総務課長がおっしゃった市民の避難や救援が、そのためにこの条例をつくらと言っていますが、これが優先されるのかお聞きしたいと思います。これは、5月7日の国民保護計画に関する近畿ブロックの会議で出された参加者からの質問だったのです。これにこの条例が応えられるのかお願いします。

それから、もう一つは戦争反対の市職員の意思が尊重されるのかお聞きします。職務命令を拒否することは認められるのでしょうか。国民保護計画の実行の段階で、戦争反対の意思と行動を表明する職員が処分されることになりかねないのではないかな、その点について2点目お聞きします。

3点目ですが、市民のことです。国や市の要請を受けて、要請というのは先ほど言ったようにこの武力事態法で強制的に罰則つきで動員される国民になります。それを受けて、要請を受けて、です。それから鍵付きの自発的な活動です。そうした方が仮に死亡したり負傷したりした場合、損害補償の対象になるのか。ならないのではないかな。これは、国民保護法の第160条で書かれているように聞いておりますが、どうでしょうか。

八鍬長一総務課長 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長 総括的にお答えいたします。

侵略とか武力攻撃の可能性についてということでありますが、今そういう状況には日本は置かれていないということは承知していますので、またその後で佐藤議員は侵略されたらどうするかという質問もされていますけども、その辺ちょっと矛盾しているのかなというふうに思いますけども、まずこれは現日本の憲法に基づく、法律に基づく国民をどう守っていくかということで、市町村が計画を定めなければならないという法律に基づいてこの条例を設定するものであります。それから、いろんな武力とか、それからテロの事態が生じたときには、そこに対応するのは国です。私たちは、どうやって市民をさっき言ったように避難、救援、被害の最小化を図っていくかということをするわけでありまして、戦争状態にあったときの国の状態とか、国の反撃をどうするかとかということについては、この場での議論はふさわしくないのかなというふうに思っています。

以上です。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 今の総務課長さんのお答えをお聞きしていると、私の質問したことには答えていただいていないように思います。国民保護法のもとで武力攻撃事態が続いていると判断された間は、消防や救急は国民を助けに行くことがで

きない、こうされているようです。本来の仕事が
できない事態が任務を行う側に起こってきます。
国民の側からいえばすぐに助けてもらえないとい
うことになります。助けるべき命が失われ、類焼
しなくて住む家屋まで燃えてしまう。有事法の網
がかかることによって現在よりも国民救援が後退
するような国民保護計画ではないのかということ
なんです。

今総務課長さんが最初におっしゃってくださ
った日本には今侵略や武力攻撃の可能性は、今の状
況の中ではそういう状態には置かれていないとい
うふうと思うというふうにおっしゃっていましたが、これは国会においても国会議員、与党の中
でもそのことは認識しておられるんです。それにも
関わらず、なぜ今このようなことを市町村にまで
準備させるのか。それは、アメリカの戦争、さっ
き最初言ったように、アメリカの引き起こす戦争
に自衛隊やあるいはその支援活動に罰則つきで国
民を動員するという内容で、アメリカの戦争に協
力する日本をつくるという、そういう一点で今強
力に進められています。そういう意味では、これ
は市民の安全を守るものにならない。

（何事か呼ぶ者あり）

清水清秋議長 佐藤議員、これは議案第6号だと思
いますが、この案に沿った内容で質問してくださ
い。

1 番（佐藤悦子議員） ということで、今回の条
例で国民保護のためといって市民に、総務課長は
市民の暮らしを守るため、安全のため避難、救援、
もう一つありますが、この3つの対応をするため
の条例だとおっしゃいますけど、実際はこれが発
動されるのが国から発動されて、それに全面的に
協力することが優先される。そして、市民を避難
するとか、あるいは火事救援するとか、そういつ
たことには後回しにされる内容だということなん
です。そういうものをつくるということは、私は
急ぐことではない。どうしても国の方からやれと
言われているとしてもじっくり考える必要がある

のではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

八鍬長一総務課長 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 総務課長八鍬長一君。

八鍬長一総務課長 繰り返しの答えになると思う
のですが、日本の憲法に基づいた考えで、国会で
法律を定めて、自治体はこういうことをしなさい、
国はこういうことをしますという法律に基づいて
市は条例を定めるものでありますので、国の法律
自体の存在を認めないというふうなことにはなら
ないと思いますので、法律の趣旨に基づいて条例
を定めていきたいと思っています。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、
総括質疑を終結いたします。

日程第3 1 予算特別委員会の設置

清水清秋議長 日程第31予算特別委員会の設置を議
題といたします。

お諮りいたします。

議案第21号から議案第29号までの平成18年度予
算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規
定により、予算特別委員会を設置したいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、予
算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員の選任

清水清秋議長 次に、ただいま設置されました予算
特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員の選任につきましては、

委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第32議案の予算特別委員会、各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第32議案の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。委員会への付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成18年3月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
予 算 特 別 委 員 会 議 案（9 件）	○ 議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算 ○ 議案第22号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○ 議案第23号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○ 議案第24号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計予算 ○ 議案第25号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ○ 議案第26号平成18年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ○ 議案第27号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算 ○ 議案第28号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○ 議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算
総 務 常 任 委 員 会 議 案（6 件）	○ 議案第4号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第5号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第6号新庄市国民保護対策本部及び新庄市緊急対処事態対

付 託 委 員 会 名	件 名

	策本部条例の設定について ○ 議案第 7 号新庄市国民保護協議会条例の設定について ○ 議案第 8 号新庄市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の設定について ○ 議案第 9 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 （ 4 件 ）	○ 議案第 1 0 号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定について ○ 議案第 1 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第 1 2 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第 1 3 号新庄市老人福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
産 業 建 設 常 任 委 員 会 議 案 （ 1 件 ）	○ 議案第 1 4 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案 6 件一括上程

清水清秋議長 日程第33議案第15号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第7号）から日程第38議案第20号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの議案6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第15号から議案第20号までの一般会計及び特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

一般会計補正予算は5億6,236万6,000円の増額補正でありまして、補正後の総額は145億9,560万2,000円になります。

今回の補正内容であります、主な点を申し上げますと、銀行縁故債の一部を平成18年度から3カ年の負担の平準化を目的とした借り換えを行う予算6億2,498万円の市債元金の増額補正、道路や

各施設の除排雪経費を会計全体で6,800万円ほど追加をしてございます。

続きまして、特別会計の予算案でございますが、国民健康保険特別会計をはじめとする4特別会計におきましては、事業費の精査などによりまして減額補正というふうになっております。

私からは以上でございますが、各会計の詳細につきましては政策経営課長並びに水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

清水清秋議長 政策経営課長武田一夫君。

（武田一夫政策経営課長登壇）

武田一夫政策経営課長 議案第15号一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ5億6,236万6,000円を追加し、補正後の総額は145億9,560万2,000円になります。各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を後ほどご覧ください。

次に、6ページの第2表債務負担行為補正です

が、2件の廃止でありまして、制度資金融資に係る融資実績がなかったことによるものでございます。

次に、第3表地方債補正であります。先ほど市長が説明申し上げました銀行縁故資金借り換えのための地方債6億2,480万円の追加がございます。また、変更している5件の地方債につきましては、事業費の確定及び精算見込みによります変更でございます。

さらに、7ページ、第4表繰越明許費でございますが、沼田角沢線整備事業におきまして代替用地の調整に時間を要し、建物の移転並びに用地の取得の年度内完了が不可能であるため、平成18年度に繰り越しして使用する予算1,222万円でございます。

10ページからの歳入であります。初めに市税につきましては個人市民税の現年課税個人所得分は500万円の増、滞納繰り越し分で200万円の減であります。固定資産税は実績による滞納繰り越し分390万円の増、市たばこ税は決算見込み等を勘案して500万円の増となっております。地方道路譲与税及び利子割以下の交付金につきましては、県からの情報による決算見込み等を勘案してそれぞれ増減しております。特に地方消費税交付金につきましては、平成16年サービス業基本調査報告に掲げられた数値を指標として3月交付分が算定されることにより、当初想定額から県全体として減少する見込みとなっております。このことにより、額的には大きい1,900万円の減額となっております。普通交付税につきましては、386万9,000円を追加してございますが、国の予算の追加によります調整戻し分も含めた交付決定額40億9,309万1,000円をすべて予算化することになります。

12ページ13款使用料及び手数料、3項証紙収入の一般廃棄物処理手数料、つまり指定ごみ袋売払収入であります。ごみ減量化及び特大袋の普及から377万円の減額になります。

13ページからの国庫支出金並びに県支出金につ

いては、それぞれ事務事業費の今後見込み及び精算による増減であります。この中で社会福祉費国庫負担金900万円の減は、身体障害者及び知的障害者の施設訓練等支援に要する国庫負担金が当初見込みより利用実績が減少したことによるものでございます。

15ページ、農林水産業費県補助金のうち競争力強化生産総合事業費補助金2,086万1,000円の減額でございますが、新庄最上農協で実施しております野菜の集出荷場施設整備工事費の大幅な縮小に伴います減額でございます。

16ページ、17款寄附金でございますが、新聞報道もございましたが、1月30日にヨシダ靴靴店様から除排雪費用の一部にと100万円の寄附を頂戴したものを予算化したものでございます。また、20款諸収入には最上広域相互交流職員給与費負担金として313万8,000円の歳入予算がございますが、これは市から最上広域に派遣しております職員給与費の一部を構成町村に負担していただくものであります。

17ページ、市債であります。市長の説明にもございましたとおり、平成18年度から20年度までの公債費負担の平準化を目的としました過去に発行した銀行縁故資金の一部の借り換えを行うための予算、銀行縁故資金借換債6億2,480万円でございます。この予算は、平成18年度当初予算とも関わるため、今年度中の借り換えを実施するためのものでございます。

続きまして、歳出にまいります。各事務事業費を精査した結果、各事業減額の補正となりましたが、主なものについて若干御説明いたします。18ページをご覧ください。企画費の地方バス路線維持補助金は新庄土内線他5路線の経常損益の赤字を補てんする539万4,000円の追加で、予算総額といたしましては1,157万5,000円になります。

次に、21ページをお開きください。市議会議員補欠選挙費につきましては、選挙が無投票になったことによります923万円の減額でございます。衆

議院議員総選挙費に15万7,000円の追加がございますが、選挙啓発推進費8万7,000円と開票速報費7万円の確定分を増額するものであります。

23ページをお開きください。身体障害者及び知的障害者の施設訓練等支援費をそれぞれ900万円ずつ減額しております。施設入所費の月額単価の引き下げと入退所の変動による支援費の減の内容になっております。また、若干ではございますが、生活弱者の除排雪支援といたしまして身障者除雪委託料5万7,000円、高齢者世帯等除雪委託料96万7,000円の追加がございます。

26ページをお開きください。斎場費の229万5,000円の追加でございますが、火葬炉冷却機等の修繕による増額補正でございます。

続いて、27ページの3項農業振興費は競争力強化総合対策事業費補助金の減額が影響して2,050万8,000円の大きな減額となっております。

28ページ、5項農地費も県営土地改良事業費の清算に伴います1,039万1,000円の減額となっております。

30ページ、道路新設改良費も事業の精算によります656万1,000円の減額となっております。

31ページ、公共下水道費は公共下水道事業特別会計における下水道使用料の増額や公債利子支払い金の減額により、一般会計からの繰り出しが720万1,000円の減額となります。

32ページ、除排雪費では1月23日付の専決処分で除排雪に要する予算の追加を行いました、その後の降雪や排雪に要する経費の増が見込まれるため6,000万7,000円の追加を行っております。

最後に、36ページ公債費であります、歳入でも御説明いたしましたとおり、公債費の後年度負担の平準化を図るための銀行縁故資金を借り換えするための6億2,498万円の増額補正となっております。

以上で一般会計を終わりにいたしまして、特別会計の説明に入らせていただきます。37ページの議案第16号国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)の補正額は5,179万3,000円の減額で、補正後の総額は36億9,674万5,000円となります。

続きまして、49ページ、議案第17号公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。歳入歳出それぞれ8,444万5,000円を減額し、補正後の総額は14億9,334万9,000円となります。

第2表債務負担行為補正が51ページにございますが、融資条件が確定したことによる変更でございます。

次の第3表地方債補正については、事業費の確定と年度当初予定しておりました高資本費対策借換債が権利額を下回って配分されたことに伴う変更でございます。

次に、57ページをご覧ください。議案第18号営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)であります、歳入歳出からそれぞれ187万6,000円を減額し、補正後の総額は3,246万円となります。

最後に、61ページ議案第19号介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。補正額は、歳入歳出からそれぞれ1,042万6,000円を減額し、補正後の予算総額23億9,698万3,000円とするものであります。いずれの特別会計も減額の補正となっておりますが、事業の完了や精算見込みによる減額でございます。以上で一般会計及び4特別会計の補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 水道課長**高橋 敦君**。

(高橋 敦水道課長登壇)

高橋 敦水道課長 それでは、議案第20号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、平成17年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによります。

第2条、収益的支出の補正、支出の第1款水道事業費用の既決予定額12億6,292万1,000円に補正

予定額1,721万2,000円を増額し、計12億8,013万3,000円といたします。その内容ですが、第1項営業費用の1,610万1,000円と第2項営業外費用の111万1,000円の増額であります。

第1項営業費用の増額は、指野浄水場にあります滅菌機の修繕と老朽管更新事業に伴い固定資産除却費を増額し、減価償却費を減額しております。

次に、第2項営業外費用でございますが、これは消費税及び地方消費税が不足する見込みのため補正するものであります。

以上、平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、補正予算6件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第33議案第15号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第7号）

清水清秋議長 これより先ほど説明のありました平成17年度補正予算の審議に入ります。

まず初めに、議案第15号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第7号）について質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 17ページの市債の7目、

銀行縁故資金借換債ということで借り換えを行っているわけなんです、この借り換えをすることによって利息払いなどがどのぐらい節約になったのか、なる予定なのかということをお願いしたいと思います。

それから、18ページの総務費、7目、企画費の地方バス路線維持補助金というのが大きな金額になっております。なぜこんなふうになるのかと考えますと、バスの利用者が減って車で送り迎えをする中学生、高校生などが多くなっている。親の運転する車にいつも送り迎えしてもらおうという方が増えているんだと思うんですが、実はバスを利用してもらうためにこの補助金を市が足りなくなったから出すよりも、中学生、高校生などがバスを利用するときに市が補助を出して、安くバスが利用できるというような状態がもしもつくられたら、じゃバス安いからバスで自力で行けと、こういうような親たちが出てバスの利用も増えるような気がするんですが、バス会社にこのようにお金やるよりは、市民に今いろいろお金が厳しくて何とか節約する一環として車で送っているのかもしない。バス代が高いという声も聞かれますし、バス代を補助して安いバス料金で乗れるというような状況の方にこのお金を使い方を誘導することを切りかえて考えていく必要があるのではないかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

武田一夫政策経営課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 借り換えによって利子がどのぐらい下がるのかというふうな御質問ですけれども、4年くらいの間に返せるお金をもう一回借りて、それを15年ぐらい延ばして平準化しようというふうな借り換えでございますので、利子は増える、逆に増えていきます。大体5,100万円ぐらいの利子が増えるというふうな形になります。利率は、当然前借りた利率よりは下がった利率にはなりますけれども、総額では増えるというふうなことです。

それから、バスの件でございますけれども、佐藤議員の提案を実現するには、まずバスを走らせるということが前提になるかと思います。そのバスを走らせるために今補助金が必要だというようなことで、必ずしも中高生に補助金をやったからといって今あるバスを走らせるための補助金がなくなるというふうな仕組みにはなってございません。いわゆるバスを走らせることによって生じた赤字を国、県、市町村が補てんをするというような仕組みでございますので、よほど乗る人が増えない限りはバスの補助金というのは払い続けなくてはならないというような状況であります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) 32ページ、8款1目除排雪費、大手町線のある飲食店の前の雪のことを申し上げたいのですが、課長さん、わかりますね、どこの場所だか。何であんなふうに山積みになったのか、どんな見解持っているのか、ちょっと説明してください。

小笠原謙一都市整備課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 原課といたしましては状況としては非常によくない、そのように思っております。ただし、我々がその作業をやっている状況等を確認することができれば、我々その方に申し添えることはできますが、残念ながらその作業中に我々パトロールをしておりますが、当たらなかったというふうなことで、近所の方々からの通報によって我々は確認をいたしております。しかしながら、その内容については重々把握をしておりますが、我々としては非常に残念な状況だというふうな考え方をしております。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) 当初2億800万、最終的に今回の補正を入れますと5億300万です。約3億の

追加がなされたわけですがけれども、あのように不心得者とは言いませんけれども、あのような状態、けさ市役所のブルドーザーがトラックと一緒にかいていました。それについて言いたいんです。市民の皆様方が自分の屋根の雪を道路半分まで出して、そしてあのように山積みをして市役所で片付けてくれるんだったら、したい人みんないると思うんです。これみんなでやられたら都市整備課どうなっちゃうんですか。こんな補正じゃ間に合わないですね。歩道を歩く通行人に危険だから寄せたんだということですけども、やっぱりあれの下敷きかなんかなったら死亡事故につながりますから、早速片付けなくちゃならないと思うんですけれども、ああいうふうになるまで指導できなかったということは、現場に居合わせなかったから言えなかったということなんですか。

皆さんは大変な浪費と、また出費を重ねて自分の家の前の雪を片付けたり、ダンプ頼んで排雪をして、そしてみんなに迷惑をかけないようにこの雪を乗り越えてきたと思うんです。なぜあんな人を許すんですか。現実的に今日あの大型除雪機2台、ダンプ何台行ったかわかりません、途中で来たから。朝来るとき見てきたんです。職員を前後に張りつかせて、我々一般市民がああの機械を頼んで、そして私費で払うとしたら何ぼいきますか。ちょっと計算してみてください。

小笠原謙一都市整備課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 佐藤議員ただいま言われること、我々も本来では同感であります。あれらの状態が新庄市内には残念ながらございます。あそこだけではございません。数カ所といいましょるか、数十カ所といいましょるか、そういう場所がございます。言われたようにそれぞれの住宅でも、それぞれの店でも、それぞれの駐車場であってもそれなりの企業努力をやりながら排雪作業を営んでいる方々数多くございます。それも私は認めております。

しかしながら、ただいま言われているような状況の中にあるのも何十カ所もございます。それを我々としてはそれを除雪をしないと、屋根雪はあるいはそういうふうに落ちてきたものは、我々除雪しないというふうになった場合に、果たしてそれで雪に強いまちづくりあるいは道路の路面確保というふうなことが可能だろうかというふう考えた場合には、非常に難しい問題がございます。

我々としては、パトロールそのものを強化しながら、そういう状況の場所にはこの冬においてやはり雪をあのよう形の中で、道路の方に寄せていたところを発見いたしました。それについては、当然注意を促して、この次はやらないでくれというふうなことを申し上げましたけども、我々としてはあくまでも市民の方々が不公平感を持つてはならないという前提の中で、あるいは市民のニーズに応えた除雪作業というふうに行っていることも事実であります。やはり去年の12月の市報にもさまざまな除雪に関する注意事項等々を載せました。果たして本当にこれを読んでいただけた方が何人いるだろうかというふうに思うと、本当に市民のモラルというふうなことももう一歩踏み出した考え方の施策を我々はとっていかなければならないのかなというふうなことも考えているところであります。

先ほどあれで幾らかかるかというふうなことを申し上げましたが、おおよそ2時間ぐらいの作業だったかなというふうに思います。大体ざっと計算して6万円ぐらいかかったでしょうか。そのぐらいは、やはり民間に出せば借上料等々が含まれますので、かかるんではないかというふうに思います。いずれにしても、お互いに市の考え方と、それから市民のモラルと一緒にした1つの共同作業というふうなものを今後とも続けていかなければならないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) この問題は難しい問題だから、補正でお支払いするわけですか。個人の雪にせよ。じゃ、今後どのような指導をしていくつもりなんですか。ああいう方が数カ所あるということですけども、我々は許せないんです。そんな道路の真ん中までですよ。白線まで。近所の人、我々はこんなにきれいにしているのに、あの人はあのような状況にしていながら市役所で片付けてけんもんにゃ、いいもんだにゃというんです。やっぱりいいもんだと思います。これからの指導の方法、あとやっぱり五、六万円と言ったか、これも補正から出されるわけですね。

小笠原謙一都市整備課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 除雪作業に関しまして、ただいま佐藤議員言われるようにさまざまな複雑な要素を抱えております。我々としては、やはりいろんな方々から正直言って570件からの苦情、苦言あるいはエールも送られておりますが、その度ごとに我々はもう少し市民の方々が協力できるものはないだろうかというふうなことをやっぱり考えております。水上がり対策も同じであります。

ただ、ああいうふうな場所について今後これから来年の冬になりますか、今年の冬を検証した中で、区長さんの方にやはりお願いしなければならないのかなというふうに思います。また、我々も現場に出向きながら明確にその方がそのようなことをやっているという事実があるとするならば、やはりそれは改善を促していかなければならないのかなというふうに思います。ただ、道路の除雪をする際にしても、やはり道路の雪そのものはなるべく道路の肩に置くわけですから、民地の方まではなるべくやらない方法をやっておりますけども、そこに限らずこれからは今年の冬を検証した中でそれについて、さらに我々としても対応していかななくてはならないのかなというふうに思っております。

ただ、今日の五、六万というふうに大ざっぱなお金のことを申し上げましたが、今日は直営で行っております。直営ですから、それなりの賃金と、そしてガソリン代等々はあるわけでございますけれども、そのようにして外注せずに我々手元の中で、当然手元の中のお金といっても、これは皆さん言われるように税金であります。最小限のお金をもって最大の効果を上げていく必要があるというふうなことで、今後ともそれについては重々物を考えながらそれについて対応していきたい、そのように思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 26ページの斎場費、修繕料に193万ほど上げておられます。これ新しく指定管理者制度に移るわけですが、そのためにいろいろと整備をして、そして渡すんだということだと思うんですけども、内容をちょっと教えてください。

鈴木吉郎環境課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 火葬場の修繕につきましては193万というふうなことでございます。死体の火葬する場合のガス冷却拡散装置というのがございます。それらの修繕が160万、それからペット用の、小動物になりますけども、これのベッド、ベッドの打ちかえ、これが33万というふうなことでございます。

以上でございます。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 聞き方が悪いので、よく内容がつかめないんですけども、もう一度ちょっと説明を詳しくお願いします。

鈴木吉郎環境課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 死体の、人間の火葬する場合の

火葬したときに、それらを今度、普通火葬する場合は800度から1,000度でもって火葬するわけです。一気に冷却しなきゃいけないわけです。この冷却するには200度から300度に落とさなきゃいけませんので、そのときに火葬する場合にガスが発生しますので、そのガスを冷却する装置あるわけですが、その装置の修繕です。これが160万というふうなことでございます。一気にガスを冷却しないと、ダイオキシンが発生するというふうなことでございますので、その修繕と、ダイオキシン対策というふうな形になります。

もう一つは、小動物、ペットなり犬猫というふうな形になりますけども、その台車のベッドの打ちかえというふうなことでございます。これが33万というふうなことでございます。

以上でございます。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

7番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7番(渡部平八議員) 27ページの農業振興費の中で競争力強化総合対策事業費補助金で2,086万1,000円ですか、今回の補正では一番大きい金額。これ先ほどの御説明によりますと、集荷施設の大幅な規模の縮小に伴うと、こういう説明だったんですが、確か予算の際は6,000万ぐらいじゃなかったかなと記憶しているんですが、それが間違いないとすると3分の1に縮小になったわけなんですけど、その辺のいきさつというか、縮小をなされた内容をどういうことか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 予算の先ほどの説明では縮小という説明がなされましたけども、これは入札によって3割下がった結果でございます……工事費が縮小、金額が縮小という意味でありまして、規模が縮小ではなくて入札による、予定価格で入札していただきましたけども、その結果30%ほど落札で低下したということの差額による減額補正で

あります。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) 入札によって30%予定価格より下がった。私も農家でありますので、大変結構なことと今話を聞いて思いました。今まで新庄市で数多く入札やったんですが、私のあれだと最低確か六十何%が1件ぐらいあったんでないかなと思うんですが、70%に下がったということは予定価格自体が妥当なものであったのかなかったのか、その辺もちょっと疑問に思うんですが、安くなったことは結構、いいことです。ただ、極端に30%も下がるということは今まで何十回、何百回も見てきてちょっと予想外というか、大変いいことだなと思っているんですが、この辺の背景というものをもう少し、設計段階とか予定価格とか、そのときの積算根拠というのはどういうふうになったのか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 積算は、これは建設物価版によりましてこれを設計者が積算しまして、県がこの積算単価によって適正な単価、積算であるということに基づいて入札を行いました。予定価格の引き下げによりましてこういう結果になったということを知っています。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) いずれにしても、安くなったということで、これは同じ品物ができるとなれば私は結構だと思います。

それで、今回は二千何百万安くなったんですが、この競争力ですか、高めるためにこれだけの金かけてやったんですが、これをやることによって従前に比してどのぐらい競争力が増すのか、その辺が一番大事なことだと思うんです。具体的にどういふような競争力がこれをやることによって生まれるのか。これで3回目ですので、ひとつ詳しく

お願いします。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 合併によりまして新庄でいいますと新庄昭和農協と萩野農協が合併いたしました。これまでは、各農協の集出荷場に持ち込んで出荷していました。当然その集出荷場は15年、20年ぐらい前に整備した集出荷施設でありまして、施設の老朽化あるいは施設が狭小化してきたということで、この地域、ニラとかネギ、特にニラは軟弱野菜でありまして、鮮度の保持が非常に大事だということでこの2つの農協を集約しまして…往還地域ですね。往還地域に将来10年後の一大産地といいますか、そういった産地化を想定してその出荷場を整備したわけです。近代的な予冷施設、それから高速化に基づきます高速輸送、そういったものに対応して新鮮な野菜をできるだけ短時間に消費者に届けて単価の維持、向上を図るためにその施設を整備したということでございます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時17分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

遠藤敏信議員より午後2時15分より欠席する旨の通知がありましたので、報告いたしておきます。

他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号平成17年度新庄市一般会計補正予算
(第7号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第34議案第16号平成17 年度新庄市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第3号)

清水清秋議長 次に、議案第16号平成17年度新庄市
国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に
ついて質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ただいまのところ討論
の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論
を終結し、直ちに採決したいと思います。これに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号平成17年度新庄市国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)については、原案の
とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第35議案第17号平成17 年度新庄市公共下水道事業特別会 計補正予算(第3号)

清水清秋議長 次に、議案第17号平成17年度新庄市
公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につ
いて質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論
の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論
を終結し、直ちに採決したいと思います。これに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。
これより採決いたします。

議案第17号平成17年度新庄市公共下水道事業特
別会計補正予算(第3号)については、原案のと
おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第36議案第18号平成17 年度新庄市営農飲雑用水事業特別 会計補正予算(第2号)

清水清秋議長 次に、議案第18号平成17年度新庄市
営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)に
ついて質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第37議案第19号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

清水清秋議長 次に、議案第19号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第38議案第20号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）

清水清秋議長 次に、議案第20号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号平成17年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

散 会

清水清秋議長 ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 本日は慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

誠に勝手ではありますが、治療スケジュールの関係から私の議会への出席につきましては本日1日とさせていただきますので、13日以降ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

なお、議案第1号で新庄市助役の選任の件につきまして御同意いただきました。誠にありがとうございました。明日11日ではありますが、11日付で助役に選任いたします。13日以降の議会には助役で対応させていただくことになりますので、これについてもひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

また、新たな助役につきましては、総務課長事務取扱、これを同時に命じますので、重ねて御協力方お願い申し上げまして御礼とお願いの言葉にさせていただきますというふうに思います。本日は誠にありがとうございました。

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしました。11日、12日は休会であります。13日午前10時より本会議を開きますので、御参集を願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時25分 散会

平成18年3月定例会会議録(第2号)

平成18年3月13日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

助役	八 楯 長 一	政策経営課長	武 田 一 夫
税務課長	設 楽 忠 良	市民課長	国 分 政 嗣
環境課長	鈴木吉郎	健康課長	星 川 基
農林課長	坂 本 孝一郎	商工観光課長	羽 賀 千 尋
都市整備課長	小笠原 謙 一	下水道課長	中 部 力
会計課長	矢 口 喜一郎	福祉事務所長	矢 口 孝
神室荘長	奥 山 栄	水道課長	高 橋 敦
教育委員長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	佐 藤 博
教育次長	奥 山 芳 彦	学校教育課長	小 野 和 夫
生涯学習課長	大 江 雅 夫	生涯スポーツ課長	小 黒 坂 光 悦
選挙管理委員会 委員長	小 関 俊 也	選挙管理委員会 事務局 長	田 口 五 郎

監 査 委 員 荒 川 修 也
農 業 委 員 会 齋 藤 友 一
事 務 局 長

監 査 委 員 渡 部 秋 夫
事 務 局 長

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長 田 中 紀 雄
主 査 沼 澤 順 子

総 務 主 査 森 隆 志
主 査 佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 1 8 年 3 月 1 3 日 月曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 渡 部 平 八 議員
- 2 番 金 利 寛 議員
- 3 番 小 嶋 富 弥 議員
- 4 番 今 田 雄 三 議員
- 5 番 佐 藤 悦 子 議員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程 (第 2 号) に同じ

平成 1 8 年 3 月定例会一般質問通告表

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	渡 部 平 八	1. 雪の情報館について 2. 生ごみの堆肥化について 3. 奥山峰石氏（人間国宝）の作品の収集について	市 長
2	金 利 寛	1. 「事業仕分け」について 2. A E D（自動体外式除細動器）の必要について	市 長 関係課長
3	小 嶋 富 弥	1. 食育推進基本計画に基づく、市の食育推進の方針、目標、展開について 2. 新庄祭り、国の重要無形民俗文化財指定に向けた進捗について 3. 地域医療について	市 長
4	今 田 雄 三	1. 財政確保について 2. 食料・農業・農村基本計画について 3. 国民保護計画について	市 長
5	佐 藤 悦 子	1. 医療大改悪を跳ね返し、すべての人が安心してかかる医療のために 2. 障害者自立支援法実施にむけて 3. 地産地消・食の安全・自給を市ぐるみで「食育」を	市 長 関係課長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。欠席通告者はありません。

なお、高橋市長より入院治療のため欠席願が出ております。

ここで、助役より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 3月10日付けで本会議終了後に私の職員としての退職が市長より承認されて退職辞令をいただきました。翌11日付けで助役に選任されて、あわせて総務課長事務取扱を命ぜられました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は5名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

渡部平八議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、渡部平八君。

（7番渡部平八議員登壇）（拍手）

7 番（渡部平八議員） おはようございます。3月定例会の一般質問をいたしますが、今議会は市長不在の中での議会になりますが、これは開会前よりわかっており、議会側でも了承のもとに開会されました。一般質問や予算委員会でその審議での質疑等についての御答弁は、既に十分市長と打ち合わせの上と思っております。御答弁は的確な御答弁をお願いいたします。

それでは、最初に雪の情報館についてお尋ねをします。この建物は、一時解体との話もありましたが、雪害運動の発祥の地としての歴史と建物であり、農村経済調査所と雪に関する研究資料が貴重なものであるということで建物を残し改修をし、新たな建物を新築しました。かつての雪調の設置の背景やその成果が地域にとどまらず全国へと大きな役割を果たしました。また、当時農家経済向上や住宅環境づくり、農家の副業を通した所得向上のための民芸品の開発や既存の工芸品を全国へとPRをし、PRを図るために当時国を代表する著名な方々が来所、来信し、雪害運動に関わり積雪農村経済調査所が農家の生活向上に寄与し、雪の研究もいろんな面で多くの成果を上げ、粉雪、ざらめ雪、雨雪の名づけたものが学術用語となっております。また、ここの雪の会が日本雪氷協会となり、世界初の雪氷学の協会とされています。戦後、昭和30年に日本雪氷学会と改名され現在に至っており、私ども郷土新庄は我が国における雪氷に関する理化学的研究の発祥の地でもあります。こうした背景のもとに残し、存続をした雪の情報館であります。今後これらを踏まえ、どう生かし、後世にどう伝えられていくのかをお聞きします。

この新庄の地にて先人たちが果たした事績を知り、語り継ぐために総合学習等の一面として活用したらどうでしょうか。また、豪雪地帯に対する義務教育費国庫負担の増額や地租の軽減運動をし、

義務教育費は昭和8年に実現し、地租の方は両院で満場一致で採択されました。こうしたいろいろなことのもとにこの雪の情報館の名を付け開館をし、間もなく10年近くを迎えようとしております。雪に関するもの、農村経済に対する文献や資料、そしてこの建物や足跡を知るために残したのですが、そのために訪れた人や情報の利用者はどんな数になっておられるかもあわせてお聞きいたします。

次に、生ごみの堆肥化についてお伺いをいたします。平成16年度実績として生ごみ95トン、剪定枝98トン、牛ふん36トンを材料として完成堆肥92トンを製造しております。これが本格的実施の際には全世帯を対象とした生ごみ3,000トン、剪定枝2,900トン、牛ふん100トンとなっております。その施設整備におよそ3億ぐらいをかけ完成堆肥2,000トンをつくる計画ですが、これをするには各家庭の十分な意識と協力がなければなりません。剪定枝も定期的に定量が必要です。施設整備はそれに見合う規模だが、それぞれの材料の確保と出てくる堆肥の販売先の確保が一体的にならないと、それだけの規模の施設はできたが、その利用が少ないでは高額な事業費の投入が懸念されます。収集費用や堆肥化に要する金額は年間どのくらいになり、堆肥の販売単価はトン当たりどのくらいになるかをお尋ねをいたします。

本格的に実施する前にいろいろな課題を十分詰めてかからないと前のような事態が心配されます。各家庭の収集、剪定枝の量の確保、そしてその材の価格を安定した長期にわたり詰めてすべきと思いますが、こうしたことにどう取り組まれており、これからもどのようになされるかをお聞きします。また、この生ごみの減量化3,000トンの際に広域の持ち出し額はどうかを算定なされているかもあわせてお尋ねするものであります。

次に、3点目の人間国宝、奥山峰石氏の作品収集についてですが、歴史資料館に名誉市民の奥山峰石、近岡善次郎両氏の特別展示記念室を開館し

ましたが、将来を見たときに作品数が少ないと感じております。特に峰石氏のはわずか8点であります。そのうちでも5点は峰石氏よりの寄贈であり、市の購入はわずか3点であります。どこの市町村でもそれぞれに自分たちのふるさとの生んだ芸術家や科学、文化のすぐれた方々を大事にし、記念館や美術館に展示し、その地だけでなく住民の誇りとして他地区よりも多くの人々が来館しておられます。聞くところによりますと、近岡さんの作品の数多く山形の美術館に收藏されるようであります。峰石氏の作品も北区や他のところに行くことが心配されます。苦しい中でありますが、ただ寄贈されるだけでなく、計画を立て御本人と十分お話をなされ、収集をしていかないと後に悔いを残すことになります。

奥山峰石氏の作品は、土門拳氏の名を冠した記念館のように、それ以上の重みのある方であろうかと思えます。ふるさとの生んだ人間国宝の作品をぜひ収集をと考えますが、市の考え方や対応をお尋ねしまして壇上よりの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

（八鍬長一助役登壇）

八鍬長一助役 改めまして、おはようございます。

1点目の御質問は、雪の里情報館の活用についてであります。この点については教育長からお答えいたします。

2点目の生ごみの堆肥化の問題であります。生ごみや剪定枝、牛ふんを材料といたしまして、切返し方式による有機堆肥製造実証を平成16年度から行ってまいりました。結果として、この方法によって堆肥生産規模を拡大しても成分的に安定した完熟堆肥製造が可能であるということが実証されました。この堆肥を活用した農家による施用試験でも大変良好な成績を得ておりますので、19年度後半を目標に本格稼働に移行する計画に至ったところであります。

事業化の方向性といったしましては、市内全域の生活系生ごみを対象といったしまして、公共性の高さ及び民間企業が実施した場合等のコスト比較をいたしました結果、施設は市が建設し、管理運営を指定管理者制度を活用しながら民間に委託する方向で進めることといたしております。

堆肥製造の入り口部分、すなわち生ごみの分別収集につきましては、現在モデル地区を選定してその普及に努めているところでありますが、18年度からは市内全域での座談会、そしてアパート経営者等への説明会を実施しながら、生ごみを分別収集し堆肥化することが新庄市民のルールとなりますよう徹底してまいりたいというふうに考えております。

一方、出口部分であります、堆肥の活用策でありますけれども、完成堆肥はすべて農地へ還元するようさまざまな対応を講じていきたいというふうに考えております。既に御承知のとおり、農業をめぐる動きは今大きく変化してきておりますが、進むべき方向性は、国、それから県がエコエリア構想で示しておりますように、環境への配慮と安全、安心な農産物生産であります。有機堆肥を施用し、減農薬、減化学肥料に努め、環境に配慮した農産物の付加価値を高めることが急務であり、JAや農家、消費者、県等と十分協議を重ねながらバイオマス堆肥利活用計画を策定しまして、産地化作物の選定と重点施用を図ってまいります。

他方、農家にとりましては堆肥活用は必要とはわかっていても堆肥散布作業がネックとなり、なかなか普及が進まなかったということに鑑みまして、地域ごとの散布組合を組織し、堆肥普及に向けた条件整備を図りながら地域循環型社会を構築してまいりたいというふうに考えております。

また、事業コストに関してであります、生ごみの収集は現在の可燃ごみ収集から生ごみを分離収集しますので、可燃ごみは4割程度減少することになります。このため、いわゆる可燃ごみは現在の週2回収集から週1回あるいはそれ以上に減

らしていきたいと考えております。反面、週2回の生ごみを分別収集することによりまして収集の人員や車両の整備が必要なることから、相対的に現在の収集経費よりは高くならざるを得ないというふうに考えておりまして、現在収集業者と協議しながら経費算定を行っているところであります。

堆肥の販売価格につきましては、今さまざまな先進事例を調査しておりますが、ばら売りで1トン当たり3,000円から5,000円程度が主流のようであります。今後の農業振興における有機堆肥の重要性を考慮し、農家の方々が使っていただけるような堆肥の価格設定を慎重に検討したいと考えております。また、最上広域の分担金との関連であります、エコプラザ分担金は収集ごみの量、つまり処理量割合が分担金算出の大きな割合を占めておりますので、生活系の生ごみが計画的に収集された場合、本市の分担金は減量相当は軽減になると考えております。さらに、今エコプラザの処理量、日量90トンであります、その処理量は能力の限界に今近づいておりますし、水分の多い生ごみが炉に与える負荷の大きさを考え合わせますと、生ごみ堆肥化によるエコプラザの施設延命は大きなコスト削減につながると考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続いて、3点目の奥山峰石氏の作品の収集の関係でありますけれども、本市の生んだ素晴らしい芸術家であります、ともに名誉市民の人間国宝、奥山峰石氏と洋画界の重鎮であります近岡善次郎氏の作品を常時鑑賞できるということで昨年の1月に待望の名誉市民特別記念室がふるさと歴史センターに設けられました。その後、近岡先生からは150号の大作を含む油絵34点、水彩画1点の預託を受けまして、本市で收藏する近岡作品は総計66点に及びます。また、奥山先生からはこの1月に「銀赤銅接合せ一輪挿し」であります、1月4日の市民新年祝賀会で皆様方にも御披露したところでありますが、いただきまして、氏の鍛金作品は制作工程作品も含めまして総数15点に及んでおりま

す。

この間、特別記念室では収蔵作品の展示がえや関連資料の紹介も行っておりまして、全国から訪れる美術愛好者や圏域の方々に大変喜ばれております。今後さまざまな機会で両氏による大規模な企画展や特別展示を開催していく上で、収蔵作品を充実することは何よりも重要であります。日本の鍛金工芸界の第一人者であります奥山峰石先生の「一代一織銀に四季を打つ」は昨年たびたびテレビ放映されまして、全国の皆様方にその極致の美しさと至高のわざが改めて伝えられたところでございます。我が国の最高峰の芸術家を名誉市民に押しいただくことは、新庄市民の大きな誇りであります。今後両氏の作品所有者に関する情報整理や両先生との話し合いなどを進めまして、その作品収蔵に一層努めるとともに、お二人の芸術をひもとく関連資料類の収集をも図って、今以上の名誉市民特別記念室の機能の充実及び拡充に努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 雪の里情報館についての御質問ですけれども、ただいまお話ありましたように、雪害救済運動に取り組んだ雪の代議士、松岡俊三代議士の大変な努力によりまして、また郷土の青年たちの奮闘によりまして、昭和8年に雪国振興を目指した旧農林省の積雪地方農村経済調査所、いわゆる雪調が全国で初めて新庄につくられたわけでございます。雪調は、雪国に住む人々の生活や雪が社会に及ぼす影響を細かく調べ上げ、その具体的な改善策を全国に向けて発信する調査研究、指導機関で、研究対象も農業経済や雪、建築や農産加工とさまざまな分野にわたりました。雪の里情報館は、雪害救済運動発祥の地として歴史的遺産や雪国文化、先人たちの活動、業績を正しく理解し、後世に伝えるとともに、雪について学ぶ施設として、また雪国文化の振興を図ることを目的と

して平成9年11月25日に設置されたわけでございます。

これまでの主な事業としましては、雪に関する多面的な学習の場としての市民雪セミナーの開催、雪や雪国の歴史など資料の展示を行う特別企画展の開催、市民作家の作品展示を行う雪国ギャラリーの運営、自然科学的な視点からの体験学習を行う雪体験フィールドワークの開催などの事業を実施しております。雪の里情報館の利用者は、ホームページの活用や観光客の誘致などによりましてこれまで年々増加をしておりまして、平成17年度は2月末で約4万人の方に御利用いただいております。今後も雪の里情報館の利用促進に向けては、雪をテーマとした全国的にも数少ない施設としての特性を生かした運営を図りながら、調査研究はもちろんのこと、市民に親しまれ、地域に根差した施設として機能するよう努めて、市民の生涯学習の場としての充実を図ってまいりたいと思います。特に雪調の歴史と偉大な先人たちの足跡を確実に後世に伝えるためにも、雪の里情報館では児童生徒の自主的な学習や総合的な学習に対応できる内容、機能の充実を図ってまいりたいと考えております。また、各小中学校でも雪調を学ぶための教材を今整備したいというふうに計画しているところです。なお、平成17年度の2月までの生活科や総合学習などに御利用いただいた回数は13回の延べ274人に利用していただいております。今後も学校をはじめ関係機関との連携を図りながら、あわせて新聞、テレビ、雑誌やインターネット等を活用した広報活動をさらに強化しまして、これまで以上に御利用いただけるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 生ごみについて御答弁あったんですが、私の聞いた内容でちょっと具体的な点が御返事ありませんでしたので、と申します

のはこの収集するに、例えば3,000トンですか、どのくらい費用かかるんですかと、それについては今よりは高くなる、こういう答弁でした。どのくらい金額になるんですかと、私が聞いているのはそれです。それから、分担金はどうなるんですかと、それに対しては減った分だけ安くなると、炉の延命処置がなると、これもどのくらい金銭的に市の分担金が安くなるんですかと私は聞いたんですが、これについても御答弁がございませんでした。一般質問というものは、私の記憶というか、教えられてきましたのは、自分のお聞きすることを相手から正確に懇切丁寧に答弁をもらうために事細かに質問をするのが大きな趣旨であると、こういう意味で私は具体的にお聞きしているわけです。それに対して返ってきた御返事が何かちょっと漠然としたというか、ちょっと物足りませんので、一般質問も通告もきのうや今日やったわけでございます。時間的な余裕を持って締め切りをしてやっているわけですので、その辺ちょっと物足りないというような感じましたので、ぜひ御答弁をお願いします。

それから、奥山峰石さんと近岡さんですか、この作品も近岡さんなんか何十、何百と作品あるわけなんですが、そのうちでも一番大事なものは、例えば近岡さんが安井賞ですか、あの世界の登龍門の第一歩です。こういう記念作品とか、それから記念切手ですか、そういうふうになった作品を収蔵して初めて何か価値が出てくるわけです。ところが、安井財団では自分たちがこういう記念のは全部そこでもらうという申し訳ありませんが、そこで皆自分たちで収蔵するわけです。安井財団で。記念切手もそういうことでその団体というか、そこで収蔵するわけです。できればこういうものを、例えば奥山峰石さんも何らかの形で受賞したとか何かやったときに、そういう記念的なものを収集して初めて価値が2倍も3倍も出てくるわけ、同じ作品にしても画にしても。これから峰石さんのは今内容も充実してやっていきたいというふう

な答弁でございますので、そこら辺も心をして収集してもらえればありがたいと思います。

それから、雪の情報館ですか、これ教育長、昭和8年か9年に雪の害という言葉が初めて文部省の教科書に載ったと、いわゆる雪害、そういういろいろなことがあそこで、それから民具、今星川議員もわかりますが、あの民具の敷き、下に敷く今でいうとマットですか、それからテーブルのひじかけとかというのは、あれは上西山の西村久松という人がつくったそうです。その技術は、前から伝わっておった俵編みの技術とか、養蚕のまゆをつくるとか、とにかくあるんです、そういう技術。それを利用してつくったのがあのマットであり、いすと。これも残念なことに今は山形の博物館に収蔵されております。そして、その民具をどういうふうにして売り込むというところちょっと言葉あれなんです、それをするために初代の所長の山口弘道という人が柳ソウエツ（宗悦）、正式には柳ムネヨシと読んだそうです。この人を連れてきて一生懸命宣伝したわけ。

それから、雪に関しては雪氷学会の重鎮である中谷宇吉郎ですか、北大の教授の方、雪は天からの手紙だとか何とかって、こういう人とか今和次郎、この前も遠藤議員がおっしゃっていましたが、今和次郎という人は西洋建築よりもいわゆる民家というか、既存のそういうものに対しての権威者であったと、いわゆる工芸学なんか物すごく得意な人で、それからデザイナーのフランス人のシャルロット・ペリアンとかという、これは開館したときメッセージなんかもらっているようですが、この人もすごい世界的な権威者で、デザインの、国際連合の内部のデザインをやったのがこのシャルロット・ペリアンという人で、物すごい人が来ているんです。

それから、農政に関しては東畑精一、これは戦後も農政の機関に対してはあらゆる面で提言をしたり、いろいろやっている方です。私も農業なんか始めたときこの人のあらわした本なんか見て自

分なりにお読みした経過があるんです。この人も
鮭川に来て1週間泊まっているそうです。そして、
積雪地方農村経済機構のそういう設計に関する
ということで調査して国にぶつけているわけです。

そういういろんな雪調については歴史というか、
国に与えた、これは寒冷地手当もあそこから、昔
は終戦後は薪炭手当と言ったそうですが、今の寒
冷地手当もここから出たと。これは、先ほど私が
言いましたように、義務教育費の軽減とか、税金
のあれとか、そういうことを教育長さん、この前
石田さんが難儀して雪調を語り継ぐ会というのを
やったのですが、語り継ぐことになれば、それを
聞いて語り継ぐ人がいなければだめなわけです。
残念なことに確か遠藤さんが一番若かったよう
です。私で70、あとは80代の人。そういう意味
であそこを語り継いだり、いろいろすることは、
若い世代の人に受け持ってもらわないといつか
消えていくとあのときあの語り継ぐの場行っ
て私は出席して見ておりました。そういう意味
で学校の副読本ですか、ああいうものの中へ
繰り入れて教えたらいかがなものですかなと。

それから、あそこで雪害とか農家経済更生
やっただけですが、そのきっかけは山形の済生館
の病院で特に子供、赤ちゃん、病気よりも肺炎
とか寒さに耐えられず死んでいったと、その姿
を松岡俊三が見て、これは雪国をどうにかせね
ばだめだと、もう一つは特に昭和9年の大冷害
においては娘子を売って生活の糧にしたと、そ
れをなくするためには農家の生活とはどうい
うふうにしてやるかということで農家の副業
とか自立、これはもう生産表を付けなさいとか
、家計簿を付けなさいとかと、こういう運動
をあそこで一生懸命やったわけです。今国の方
では地域給、特に公務員の方々が地域の所得
の給料に対して高いから、安くしなさいと、こ
ういう動きあるんです。私から見ればとんでも
ない話だ。地域給すると課長さんたち何かさ
っとすると一月3万ぐらい安くなるような話
なんです、そういういわゆる都会と地方が所得
が低い

ら、低いところへそういう給料を合わせるで
なく、低い地域の所得を上げるための政策を
私はしてもらいたいわけよ、国に対しては。
そういう意味で国で政策としては低工法、
低開発工業法とか、農村工業導入法という
法律をつくって企業を我々地方によこして
くれたわけ。農村工業、農村の人が働く場
所もつくってくれたわけ。今それを何か切
れても2年とか1年とかとずっと延長して
いるんですが、何か見ていると物足りない
というか、そういう役割をあそこは果た
したもんですから、教育長、ぜひ子供
たちにもそういうことを教えて、私ども
の先人というものはこういうことやっ
たんだよと、おまえたちもこういうこと
一生懸命勉強しなさいとか、物すごく
大事だと思うんです。できれば例え
ば中学校に入ったときとか卒業する
ときは、そういうときに30分でも1
時間でもあの雪国文化ホールで
すか、あの辺を利用して、今だ
とまだ書いたものだけでなく自分
の声で説明したりできる方が
おりますので、ぜひやってもら
いたいと思うんですが、その
点いかがなものでしょうか。
まず。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 一般質問でありますので、前も
って通告いただいておりますし、市長と何回も
打ち合わせをした上で御答弁申し上げてい
るつもりでありますし、私、そして教育長
及び関係課長についても市長の考えに基づ
いて丁寧にお答えしていきたいというふう
に考えております。ただ、その考えの裏づ
けとなる数字的なこととかにつきましては
関係課長から答弁しますので、よろしくお
願いしたいと思います。

鈴木吉郎環境課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 ごみの収集に関わる費
用、それから生ごみの分別収集、そして堆
肥化することによって生ごみの重量がど
のぐらい広域の分担金にはね返るかとい
うふうなことだと思います。

まず最初に、収集関係でございますけども、これまで生ごみも燃えるごみというふうなことで一括でやってきております。その40%から43%ぐらいは生ごみであるというふうなことでございます。今現在その収集ルートも含めまして収集業者さんの方と話し合いを行っているところでございます。先ほど申し上げました43%ぐらい生ごみなものですから、残るごみがプラスチックまたは紙類、そういったものが多くなってくるというふうなことも含めまして、例えば今回現在実証でやっておりますけども、生ごみの収集を週2回、そして普通に燃えるごみを週1回した場合または2週間で1回した場合というふうな形でもって今協議を進め、話し合いを進め、その算定に当たっているところです。約ですけども、生ごみは週2回で、普通の燃えるごみを週1回した場合ですけども、約2,500万ほどかかります。それから、2週間に1回の収集、普通の燃えるごみを収集したというふうな場合につきましては約1,000万ほどというふうなことで今試算をしているところでございます。

それから、広域の分担金のはね返りににつきましては、現在新庄市で約7,100トンから200トンの燃えるごみを広域でもって処理されております。その中から約3,000トンほど生ごみというふうなことでございますので、残が4,100から4,200というふうなこともございます。それで、18年度の当初予算の広域で出している試算に基づきましてはじき出すというふうなことであれば、他町村のごみの量が今現在と変わらないと、全然変わらないというような条件の中でですけども、新庄市だけが3,000トンが少なくなるというような条件の中で試算した場合、約4,000万から4,300万ほどの軽減につながるというふうに試算しております。

以上でございます。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 雪調についての歴史についてですけども、小学校3年生、4年生で「郷土を学ぶ」

という社会科の副読本がございます。その中に先ほど申し上げたように雪調についてのいろんな歴史的なことも含めて先人たちの、偉大な活躍をされたわけですけども、その足跡なども含めている先生方からまずお聞きしてテープに吹き込んで、それを教材化し、その副読本に載せたいというふうに考えております。平成18年度がその改訂作業の時期になっておりますので、このことについて今計画を進めておるところです。さらに、3、4年生だけじゃなくて小学校5、6年生、さらに中学生へも教材化されたその資料によって伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

7 番 (渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番 (渡部平八議員) 今再質問で具体的に数字示されましたが、できればみんな議員の方々がそのために一般質問というものは前もって通告しておりますので、2回も言ったり言われたりないように、これからはひとつ御答弁してもらえればありがたいと思います。

それから、今環境課長から話あったのですが、収集費用も2,500万が2週にすると1,000万になると。端的にただ聞いておりますと収集費用が1,500万ですか、安くなると、こういうふうな受けとめ方になるようですが、ただ今は集めている量の9倍も10倍もなるわけよ、3,000トンという。当然費用が増えるんでないかなと私なりに思うんですが、その辺はどういうふうになるんだかと、それを私は壇上で聞いたわけです。今は安くなると、2週にすると1,000万安くなると、その辺何かもうちょっとわかり易く御説明願います。

鈴木吉郎環境課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 生ごみの収集を週2回して普通の可燃の燃えるごみを週1回した場合2,500万と、それから2週間に1回した場合が1,000万というふうなことを言ったんですが、これ安くなるので

はなくて現在よりも高くなるというふうなことでございますので、大変そういうふうな答弁、さっきの答弁はそういうふうなことです、ひとつ御了承願いたいというふうに思います。決して安くなるというものではなくて、今現在よりも週1回した場合が2,500万、そして2週間に1回した場合が1,000万ほど今の収集費用よりも高くなりますというふうなことでございますので、御了承願いたいというふうに思います。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) 私が言い方がまずいのか、舌足らずか、私お聞きしているのは、今生ごみ集めているわけでしょう、学校とかいろいろの場所で。その他に今度は9倍近く余計集めるわけよ。普通考えれば手間暇かかるわけよ。手間暇かかるということは金もかかるということよ。だから、3,000トンを集めるのはどのぐらい費用かかるんだろうと。ということは、3,000トンやっただめに例えば高くなったと、それを今度は結局堆肥化して、堆肥の売るのに添加せねばだめなわけよ。添加したときに堆肥が何ぼになるかというと、さっき3,000円から5,000円だと農林課長から答弁もらっております。収集費用が何ぼ増えるのだと、今より、広域の分担金は4,000から4,300万は少なくなる見込みだと、収集費用は何ぼ増えるのだと、今より9倍ぐらい増えたとき、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

と申しますのは、この前NHKのテレビやったんですが、水素ですか、利用するとガソリンの20倍かかると。これは、太陽エネルギーでも風力発電もコストが物すごく高いから、実用的でない。何ぼかかってもいいというわけではないわけ。何ぼかかってもいいって、許容範囲というのあるわけよ。だから、堆肥が3,000円から5,000円で売ったときに出ていくわけですよ、堆肥が2,000トン。これ3,000円から5,000円掛け算するわけよ。そのためにこっちの方の経費何ぼかかるんだと。市民は

その辺物すごく興味あるというか、知りたいというか、そういう意味で私お聞きしているんです。収集するためのは今までよりどのぐらいかかるんですかと。

鈴木吉郎環境課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 現在生ごみじゃなくて燃えるごみの収集費用は全体で5,400万ほどとなっております。その他実証事業に伴う生ごみの収集ですけども、これが約300万ほど収集費用がかかっております、今現在。これらを総合して、そしてまた今度生ごみを当然分離収集いたしますので、生ごみを週2回、そして普通の燃えるごみを週1回した場合につきましては全体的で2,500万ほど今現在よりも多くなるというふうなことでございます。そして、2週間に1回の燃えるごみを収集した場合は約1,000万ほどなるというふうな試算をしているというふうなところでございます。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) 時間もなくなってきましたので、詳しいことは課長さんにお伺いしてお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

金 利寛議員の質問

清水清秋議長 次に、金 利寛君。

(24番金 利寛議員登壇) (拍手)

24番(金 利寛議員) おはようございます。平

成18年3月定例議会、2番目に一般質問をさせていただきます。

初めに、一昨日付けで新助役になりました八
鍬助役に御就任のお祝いと、大変な中その大役を
お受けになられたことに対して敬意と感謝を申し
上げたいというふうに思います。一昨日の新聞の
中に古きをたずねて新しきを知るという座右の銘
が新助役の語録にあったようでありますが、もし
時間がありましたら最後にどういうふうな意味な
のかも教えていただければというふうに思います。
まず、よく行政と議会とは車の両輪のごとくと言
われますように、これからもよろしく願いを申し
上げます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。
初めに、事業仕分けについてであります。
この事業仕分けとは、それぞれの事業が行政の仕
事として本当に必要なかどうかを洗い出す作業
と言えます。国では、民間の専門家による視点を
導入して徹底した議論を行っているため、行政担
当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上
で歳出削減をしようとしております。また、他の
地方自治体でも民間のシンクタンクなどの協力を
得て事業仕分けを実施、行政の仕事として本当に
必要かどうかを洗い直し、不要または民間委託、
また他の行政機関の事業へ、また引き続きやるべ
き事業に仕分けを行っています。その結果、不要、
民間委託が合わせて平均で約1割に上り、予算の
1割相当にもする大幅な削減が見込まれておりま
す。

横浜市の場合の例をとりますと、横浜市は福祉
局では69の事業があるそうではありますが、その中
で5つの生活福祉、それから児童母子支援、障害
者福祉、高齢者福祉、それから地域福祉に分けて
作業を行い、各事業分野ごとに、また基本的な考
え方について意見を交換し、そして個々の事業の
チェックでは、事業計画書をもとに事業の目的、
内容、そして進捗状況、自己評価等の説明、その
上で全員で議論をしてその事業が必要か不要か、

必要ならそれは県なのか、市なのか、民間のどこ
なのか、やるべきがよりベターなのか、また民間
の有識者をも入れて多数決でそれを分類をし、誰
が事業を行うべきか、税金を使ってやるべきなの
か、行政が民間と同様のサービスを提供すべきな
のかどうか、行政の方が効率的、効果的なのだ
かどうかという視点で事業を行うのは行政か民間、
企業またはNPOなわけですが、という判断をす
ること。行政が事業を行うべきとなった場合
でも、最も正確にタイムリーに事業を必要度、そ
れから内容や提供の仕方、費用対効果を把握でき
るのはどこなのかどうか、サービスの内容や
水準に地域差があってもよい事業なのかどうか
などの視点で判断をし、それを仕分けをする。重要
なことは、仕分けは抽象的な事業名称ではなくて、
具体的な事業内容で行うということだそうであり
ます。そして、この事業の仕分けの成果は、横浜
市では何と13%もの歳出減に成功しているようで
あります。当然当新庄市でも財政再建中でもあり、
事業精査だけにとどまらず、ありとあらゆる角度
の事業仕分けをやられて、その結果を出してい
られることだとは思っておりますが、現状はどう
でありましょうか、お伺いをします。

事業の仕分けをしてスリム化、効率化を図ろう
とされたとき、その時点でいろんな困難を期待し
ているところなどありませんかとお伺いを
したいというふうに思います。また、来年度予算
にもいやが上にも網羅しなければならない予算編
成も大変な状態にあろうかと思いますが、その事
業仕分けの反映された事象は何件ぐらい、指定管
理者制度も含むでしょうかけれども、あるのかど
うなのか、また今後どういうふうな方向で検討を加
え、進めていかれるのかも伺いたいというふう
に思います。

次に、自動体外式除細動器、AED、これはオ
ートメイテッド・エクスターナル、そしてディフ
ィブリレーターというその略語らしいですが、A
ED、自動体外式除細動器であります、これに

について伺いをします。まず初めに、昼夜を問わず市民の命を守るために人命救助に奮闘しておられます関係各位の皆様には深く敬意と感謝を申し上げますというふうに思いますが、命というものは一切の宝の中で第一の宝である、また命は地球よりも重いと言われた方もいらっしゃるように、何をおいても大切なものであります。しかし、高度成長時代の到来とともに交通事故が急増し、交通事故による外傷患者への高度な緊急治療の必要性が差し迫ったことから、救急医療が充実されております。さらに、社会情勢の変化により高齢化が進み、今後ますます緊急医療の必要性が大幅に増加するものと予想されております。

そのような状況の中で総務省が公表している救急救助の概要では、救急車の搬送人員は年々増加しており、特に救急救命士による救急処置では、電気ショックによる心肺機能の回復を図るための除細動器、AEDであります。その使用回数の増加が報告されております。資料によりますと、全国では年間に約3万ないし4万人近くの人々が心臓疾患による突然死で亡くなっていると言われており、県内でも人口約122万、年間1,000人近くがその突然死をしていると発表されており、平均しますと1日3人の割合であります。その多くは心臓の心室、心臓には左右、右心房、左心房、そして右心室、左心室と4つあるわけではありますが、その心室が突然震え出して全身に鮮血を送り出すポンプ機能が失われるという症状の心室細動が原因とされております。

このような心室が突然震え出す心室細動が起きた心臓をもとに戻すためには、電気ショックを与えることが必要だと言われております。それを可能にするのが除細動器、AEDであります。この除細動器は、この震えを電気ショックで取り除き、心臓の機能を正常化させる医療機器であります。2002年度までには救急救命士が医師に電話連絡をして患者の情報を伝えた後に医師の指示に従って除細動器を使っていたようではありますが、2003年

度からは救急救命士が除細動器の使用を医師の具体的な指示を受けずに実施することができるようになりました。そして、2004年7月1日からは自動体外式除細動器、AEDを一般人でも使用できるようになり、大幅な救命率のアップにつながっているようであります。

例えば昨年の半年間にわたって開かれました愛知の万博では、この自動体外式除細動器、AEDがかなりの威力を発揮しております。開催から3カ月後の6月には、心肺停止状態に陥った男性を現場に居合わせた来場者が会場内の自動体外式除細動器を使用して救命し、話題となりました。報道によれば愛知万博開催期間中には5人が心肺停止で倒れて、うち4人が電気ショックなどで一命を取りとめたということでありました。会場内には約100台の自動体外式除細動器が設置されて、万博スタッフも自動体外式除細動器の使用方法などの講習を受けてまさかのときに備えたということでありました。愛知万博会場の内外の救急隊も除細動器を備えてはいますが、会場からの要請があった場合、119番通報から救急車が到着するまでに平均7分かかるとのこと。このことを考えれば救命効果が高いとされている3分ないし5分以内に除細動が行えるようにするには、愛知万博会場ではより多くの自動体外式除細動器を設置する必要があったと言われております。

この自動体外式除細動器は、初心者でも使えるようにできていますが、やはりその使用方法を含めた救命講習を受けておくことが望ましいことでもあります。なぜなら自動体外式除細動器は心肺蘇生法と組み合わせることで効果がより確実なものとなるからであります。この除細動器が届くまでの間、人工呼吸や心臓マッサージを行えば心肺停止に陥った人をかなりの確率で助けることができるのであります。

私も先日山形の落合の体育館で自動体外式除細動器の使い方を体験をしてまいりました。それがこのときの資料であります。2時間ぐらいの講

習でいろいろできるようであります。この操作は驚くほど簡単であります。本体とコードでつながった2つの電極パッドをそれぞれ患者の右肩と左のわき腹に張り、電源ボタンを押します。すると、機能の種類にもよりますが、自動体外式除細動器が音声で順を追ってガイダンスをしてくれます。電気ショックがその人にとって必要なのかどうかも装置が心電図を測定して自動的に判断をするようになっているようであります。心室細動の特徴を検知したときだけ作動する仕組みなので、安心な装置になっているとのことでありました。このような自動体外式除細動器はもう既に国内ではサッカーのJリーグのすべての試合の会場に設置され、それに航空会社も機内への設置を進めているようでありますし、また県内においても県の施設、県内外の施設、また県内の自治体などにおいても自動体外式除細動器の設置の促進を図っているようであります。

心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するようですが、それが1分遅れれば救命率が10%ずつ下がるとのこと。10分を過ぎると救命は難しくなると言われております。発生から3分以内に自動体外式除細動器が使われた場合は74%の救命に成功するという報告もあります。あくまで心肺停止のときからであります。その後の処置が1分遅れるごとに生存率が10%ずつ下がるということは、一分一秒の争いになります。一人でも多くの命を救うために自動体外式除細動器の設置が急がれると思うわけでありましたが、どうでしょうか。

これが体外式除細動器です。こんなコンパクトであります。中の電極を、これを右肩と左のわき腹に付けて電源を押しますと自然にガイダンスをしてくれる、こんなコンパクトな機械であります。これは、市の体育館にあります。

そこでお伺いをします。当新庄市でも消防の救急隊の車には当然装備されているものとは思いますが、他に体育館等にも設置されています。現在

新庄市はどんな状況にあるか、また新庄市も普及に力を入れて各学校等にも設置されることが望まれますが、現状と今後の計画も含めてお伺いをしたいというふうに思います。なお、酒田市では今年度の予算で8台を学校関係の方に設置することでありました。また、多くの人が集まるところ、民間でも例えばヨークベニマルだとか、マックスバリュードとか、ヤマザワだとかという、そういうふうなところをはじめ人が多く集まる場所にもぜひとも必要なのではないかとこのように思います。どういうふうに進めていかれようとされているかをお伺いをし、壇上よりの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

（八鍬長一助役登壇）

八鍬長一助役 金議員からは、2点にわたっての質問でございます。

初めに、事業仕分けについてでありますけども、その意図するところは、行政の仕事として本当に必要なものを洗い直す作業ということであります。御指摘のとおり、本市においても表現は違いますが、ほぼ同じ目的を持って事務事業評価として現在取り組んでいるところであります。ちなみに、事業仕分けにおいてはそのサービスが必要かどうか、民間と行政のどちらが提供すべきか、行政が提供する場合の効率的かつ効果的な方策についての検証が大きな柱となっておりますが、この点については本市が取り組んでいる事務事業評価でも網羅されているところであります。具体的に申し上げますと、本市の事務事業評価では、市が実施している事務事業について、実施主体として適正であるか否かを判断するため、外部委託、民営化、市民協働、効率化の4区分による公共性と代替性の評価を行うこととしておりまして、かつその判断基準として市民の視点、財務の視点、いわゆるコストですね、業務改善の視点、組織、人材の視点

を取り入れるなど、総合的な評価による事務事業の洗い直し作業を実践しているところであります。

続いて、事業仕分けによって指定管理者制度の活用をはじめとするサービスの提供主体とその多様化がどのように予算に反映されているかについてであります。先月15日にお示しいたしました行財政改革大綱実施計画において、平成21年度までの具体的な取り組みを年次貼り付けをいたしまして、サービス提供主体の多様化を図ることとしました。その中で、指定管理者制度については、11施設について制度活用の方向性を定めました。市民プラザについても制度活用の検討を行うこととしております。平成18年度には、既に関係議案の議決をいただきました市民球場、武道館、市民スキー場、火葬場、萩野児童センター、升形児童館の6施設については制度を活用すべく現在移行準備を行っておるところでございます。また、18年度中にはわくわく新庄の活用に向けて準備を進めております。平成18年度予算では、わくわく新庄を除いて先ほど申し上げました6施設の指定管理経費を総額8,036万円ほど計上しておりますが、この指定管理者制度の活用によりまして対前年度比、推計であります、2,100万円ほどの経費縮減と11人の雇用の場を確保することとなります。なお、児童館、児童センターへの活用においては、地域に根差した管理運営を主眼に、地域の皆さんで構成された団体をお願いすることとしましたが、利用者の公平性を確保した上で各団体の自主性が発揮され、その熱意や工夫が十分生かされるよう連携を密にして進めてまいりたいと考えております。

また、指定管理者制度以外においては、民間委託について、より親しまれる公園を目指して、地元の御理解をもとに最上公園など3つの都市公園管理の一部を今年度、17年度から町内会等に委託しておりますが、18年度以降もさらにこれを広げていくこととしておりまして、18年度予算では合計44万2,000円の委託費を計上したところであり

ます。これらの他、19年度以降21年度までには、5保育所のうち3保育所の民営化、神室荘の移管準備、さらに公用車運転業務などの委託を行う他、市民プラザ内にありますぶらっとの運営業務や図書館業務の委託についても18年度までに検討することとしております。これらサービス提供主体の多様化の取り組みは、業務の効率化を図るとともに、民間の自主性を損なうことなくサービスの安定した提供と利用者の公平性を確保し、民間の持つ柔軟性や活力を生かすことがポイントであり、課題でもあると考えております。施設や業務の特性をとらえた上で、協働の視点からこれらをしっかり検討してその取り組みを進めてまいります。

続いて、AEDの必要性についてという御提言でございます。金議員がおっしゃいますとおり、突然死のほとんどが心臓疾患でありまして、その原因の大部分が心室細動という病気であります。これは心臓がけいれんし、やがて心臓が停止してしまうということで、この心室細動を正常な状態に戻す唯一の方法が除細動であります。この自動体外式除細動器、いわゆるAEDは平成16年7月から一般の方でも講習を受ければ使用することができるようになりました。先ほどの金議員の説明のとおりであります。

管内の設置状況を見ますと、最上地区内には医療機関、消防署を含めて現在34台が設置されております。そのうち新庄市内には医療、消防署関係として県立新庄病院に8台、徳州会病院に5台、検診センターに1台、阿部内科・循環器科クリニックに1台、最上広域中央消防署、本署でありますけれども、中央消防署の救急車に2台でありまして、合計17台が設置になっております。また、その他一般施設として最上総合支庁に1台、セントラルスポーツクラブに1台、新庄市体育館にも昨年9月に1台設置されましたので、一般施設には計3台が設置になっていまして、新庄市内には合わせて20台が現在設置されております。また、今後は平成19年度に開設を予定しております休日夜

間救急診療所にも1台設置する予定であります。

このAEDにつきましては、なかなか設置が進んでいない状況にありまして、県ではその普及を図るため、平成18年度から救急車が到着するまで10分以上かかる地区、山形県では150地区があるというふうに言われていますけども、この地区に対して2年間でAED購入費用のうち10万円を補助するという予定であるということで聞いております。また、日本赤十字社では市町村に対しAEDを1台寄贈する予定でありますので、これらの事業を最大限利用しながらAEDの設置普及を促進していきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる論語にあります温故知新ということですが、私の好きな言葉の1つです。迷ったときには先人の知恵をかりろということに言えるのかなというふうに思いますけども、ここ数年急激に時代の変化が動いております。世界的には人口の大爆発ですが、日本は日本史始まって以来人口が減少する、そういう時代に入りました。そういう中で先人の知恵とか先人の教訓をもとにして、短期間でたおたおしないですっきりした考えで物事を進めていけという私自らに対するそういう言葉として私は受けとめております。

1例、2例ちょっと挙げますと、藩政時代に角沢郷ですね、角沢の庄屋でありました大場家文書には、古い文書には、作が悪くて子供も養育が大変困難な藩政時代もあったんですが、その大場家文書には赤子養育令という藩からお達しがありまして、生まれた子供は間引いてはならない、藩からお米をやるから、ちゃんと育てなさいとか、ぜいたく禁止令なんかあったんですが、やっぱり年貢の厳しいそういう時代でも庶民というのはしたたかにそれぞれの生活がある意味では厳しい中にもエンジョイしながらやっていたということが記されておりました。また、好きな言葉では、上杉鷹山も尊敬する一人ですが、今から220年前に伝国の辞ということでこういうことを言っているんです。国家人民のために立ちたる君にして、君のために

立ちたる国家人民にはこれなく候、人民のために、いわゆる市民のために行政があるんだということは今から220年前に言っているわけでありまして、私たちはこういう先人の知恵を生かしながら、たじろぐことなく、1年、2年、3年のいろんな問題には注意しますけども、もっと長期展望で物事を考えていきたいというふうに私自身の隅に置いている考えの1つであります。

以上でございます。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) ありがとうございます。

新助役の決意表明というか、その含蓄ある古きをたずねて新しきを知るという言葉の意味がわかったようではありますが、その中で市民のために行政があるんだということで、今までは助役不在で市長一人で頑張ってきたわけありますので、今度は女房役として、今朝のNHKで「風のはるか」というのが放映されていますが、新庄市内にも新しい風を起こしていただいて、大変な状況下であります、難局を乗り切って、そしてなおかつ将来の展望の夢を語る新庄市につくっていただければと熱望をします。

最初に、事業仕分けであります、確かに助役が言われるように、いろんな観点から言葉との違いはあれ、市民の視点、それから財務の視点、それから費用対効果の視点等々で当市としてもいろんな部分で財政再建中でありますので、いろんな部分を検討し、実践されているとは思っています。しかし、もう一点角度を変えると、市民の視点という観点から横浜の方の例をとりました。横浜はそれぞれ本当にオーソリティーの方々を導入して大胆にその賛否両論激論を交わして多数決で決めていく、このユニークさというか、その中で事業をそういうふうに行った場合に何がすごいのかというと、市民もそこに参加しているんだという納得性、大変だけれども、それをやった場合に市民も納得しているんだから、そこは我慢しましょう

やと決めたんだからと言えるその部分のスタンスが、確かに市民もそういうふうにしていろいろ意見を聴取しているんですよということはわかるんですが、市民としてもその意見を本当に万般にわたっての網羅された上での事業精査なのかという観点がいまいち見えない。やられているんですけども、市民も納得性がないという部分があるのではないかと。例えば今回もそうですが、要するに来年度予算編成するに当たっても新庄市には歳入としてこれぐらいしか入ってこないから、だからそれぞれの各課よと、満遍なくあなた方のところはこのぐらい切りなさい、そして精査してと、精査というその部分が何のためというのが欠けているのかな、市民のそこところに配慮されているのかなという点を疑問に思うわけですが、いや、そんなことはないと言われますか、どうでしょうか。まず第1点。

武田一夫政策経営課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今回の予算編成に当たって、歳入がこれしかないの、その中で切り詰めているいろいろ切ってやっていくというふうな事の中に市民というふうな視点が入っているかというふうな御質問かと思っておりますけれども、今回後期5カ年基本計画を作成する際に市民の意識調査というふうなものやりました。これがいわゆる外部評価というか、政策に対する外部評価になるのかなと、こういうふうな手法というのは今後も形を少し変えて実施していきたいというふうに考えておりますけれども、そういうふうなことを1つ入れたというふうなことがあります。それから、その5カ年基本計画の中の重点化というふうな部分の中に審議会の委員の方々の意向というふうなものを十分に組み込んでやったと、そういうふうな考え方が恐らく市長の政策綱領というふうな形の中にあらわれているのかなというふうに考えております。幸い今回市長選があって、市長の政策綱領というふうな形のもの、いわゆるローカルマニフェスト

と言われるものが打ち立てられたわけですがけれども、そういうふうなものに基づいて今回予算の編成を行ったというふうなことです。そういうふうな意味では市民の意向も十分に組み込まれているというふうに考えております。

また、それらの評価になりますけれども、18年度から新たな評価の方法を取り入れまして、その中にも市民の意向そのものが十分に反映されるような評価を加えながら、後期5カ年基本計画をローリングしながらやっていくというようなスタンスでありますので、全く市民の視点というふうなものが今回の予算の中には反映されていないというふうなことではなくて、十分に反映した形の中で今回予算の編成を行ったというふうなことを御理解いただければというふうに思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 今回の予算の中に全然入っていないという意向ではないのです。民間のいろんな部分の意見を十分に配慮してと言われる政策経営課長の判断の我々と執行部側とのずれがあるのではないかと、民間のいろんな部分を十分に網羅してという、じゃ例えば例にとります。福祉事務所で今回老人会の予算をやむなくかなりの削減をしました。これは財政再建中だから、仕方ないことだと思います。しかし、別の観点からすれば、元気老人が一緒になって家の中でこもるようなことなく老人会のいろんな部分の施設に出て、よく講演会等々ではびんぴんころりなんていう言葉で余りいい言葉じゃないんでしょうけれども、本当に最後の最後まで元気にいろんな云々した方が、医療費だとかいろんな部分でかからない場合にはそういうふうなあれを十分にやった方がいい、その点からすれば、連合会の会長さんも言っていましたけれども、物すごい削減なものですから、活動できなくなっちゃったと。一面からは財政再建中だから、仕方ないというとらえ方がある。これが事業仕分けの中の観点の民間に対してそれがいい

いのかどうなのかという、十分に話はしているというけれども、デメリットからすればそういうふうな観点。もっといろんな角度からいろいろあるでしょう。意見は360度からあるわけでありますから。そういうふうな部分を1つとったとしても、それは本当に老人の人方が元気なまんまでやってくれた方がいいのではないかなという観点と、財政が大変だから、それは切ったのですという観点と、じゃもう少しないけれども、どういうふうな状態にしているんなその人方を予算を削減したから、それにかわるような部分の施策を金も使わないで考えるというその施策と、それがあってこそ初めて市民からの納得性があるわけです。それがないままに老人会のいろんな部分ができなくなっちゃったと、こう言われた場合には、今武田課長が言われた果たして本当に民間の人方の意見を十分に網羅して予算編成をしましたということは言えるでしょうかという観点もあるんです。それは、財政上大変なんだからということと言われれば仕方ないんだよな、新庄貧乏だもん、これだけでは済まされない。その費用対効果を考えた場合にどうでしょうかという部分で、じゃこの点1点伺いして、もっともっと市民の活力を導入したいよと言われているのでありますから、その部分を1つの事業を仕分けて、だから肝心な話でそのところのオーソリティーの人方に対する専門分野の人方からいろいろお話をして、それを職員であれみんな同じテーブルに着いて、そして話し込みをしてこれでやりましょうやとなった場合には納得性があるんだよと、市民も、だけど課長が言われた十分に市民の意見も網羅した上でと、こうは言うけど、裏では、下では老人会では困ったもんだと、活動何もできなくなっちゃうというのが本音の話なのです。この点どう思われますか。

武田一夫政策経営課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今回の予算編成の中で、予算の内示のときにも御説明申し上げましたがけれど

も、選択と集中というようなことを図って予算編成をやったというふうな説明を申し上げました。すべてやっぱり限りある財源の中で網羅するというふうなことは難しい。今回いわゆる事務査定の中で1月に予算の内示をしましたけれども、その中でも骨と皮の予算だけでも2億円足りないというふうな状況がありました。その中でいわゆる借り換えというふうな手法を見出して2億円の財源を出して何とか事務査定をやりましたけれども、その中で飛び出した、外に出たいいわゆる要求額というのが4億5,000万ほどありました。これが今金議員がおっしゃるようなものも確かに含まれていたかと思いますが、この4億5,000万の中で中に組み込めたというのは3分の1の1億5,000万ほどで、3億ほどは外に出たというふうなのが今回の予算の状況でございます。その中でその中に組み込む、いわゆる外した、切ったというんじゃないくて何を中に組み込むかというようなことが選択と集中、いわゆる後期5カ年計画あるいは市長が掲げている政策綱領、そういうふうなものを優先的に中に組み入れたというような今回の予算の編成になってございます。一つ一つとればやはり必要なものというのは3億も外に出しているわけですから、あったかとは思いますが、必要最低限今この財政再建計画の中でいわゆる閉塞性というか、そういうふうなものを脱却すべく、予算の編成をするために選択と集中というふうな手法を今回はかなりの部分決意をして市長が選んで予算を組んだというふうな状況も御理解をいただければというふうに思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 私も新庄市の財政難はもう重々承知した上でそういうふうに切らざるを得ないかなというふうに思いつつ、その手法の観点で提言も含めて横浜の例を出させていただいたのです。横浜の福祉局では、69の事業がある中でそれを分類別に分けて5つの分類に分けて、それで

その一つ一つの項目について削減しなくちゃだめだけれども、納得性があるのかどうなのかという部分を討議した上で、それを一般の人方が十分そこに網羅した上でそれを1つずつ事業をいろんな部分でなぜ必要か、民間でも大丈夫か、こうだというふうなことでやられたということなんです。それが今課長言われるように選択と集中のその名のもとに、言葉の端々に3億も黙っていても大変なんだと、だから切らざるを得ないんだという言葉がにじみ出てくる場合には、どちらが優先でどちらがどうなのかと、本当にそこまで考えているのかという部分の懸念を持たれるので、その部分はやっぱり一つ一つそれぞれのセクションの中で、今福祉の方に私も担当しているから、福祉の方ばかり言いましたけれども、そうでなく建設だってどこだってやっぱりいろんな部分でのその部分はあると思うのです。そこを今後もっともっとういうふうな部分を十分に網羅した上での精査、選択をお願いしたいということで取り上げさせていただいたのです。今の言葉の端々にそういうふうな部分がまだ十分でないなということをみんな聞いている人はわかると思いますよ。もう少しその事業を精査する場合にそのところをお願いしたいなということです。よろしくお願いします。

もう一点、AEDであります。先ほどAED実際これ体育館からお借りしたのですが、これ斎藤議員の方から言うのと寄贈していただいたものらしいのですが、25万ないし35万ぐらいでこれは購入できます。そして、先ほども1分を争う、県内でも1日に3人ぐらいが心肺停止になっている状況にあるわけです。ないにこしたことはない、けれどもそれも財政再建の中だけどもという、けれども命にはかえられないという部分があるとすれば、先ほど助役が言ったように県も推進を図っているんだと、10万円ぐらいの補助金を等々という状態の話があったんで、これは民間の、先ほども大分民間でも検診センターだとかあるようでしたけれども、ヨークベニマルだとかどこだとかということ

あったとしても持ちぐされですから、その講習会を2時間ぐらいすると人工呼吸から、それから心臓停止しているところのあれを押して、そしてこれの使い方、これはもうガイダンスどおりですから、簡単な話ですので、いろいろ英知を出して、実際酒田では学校に全部入れるぞという部分で補助金をもらったのかどうなのかは別として、そういうふうな状態に考えていましたので、今後も含めて、財政難といえだめだという、即そうじゃなくて、それと人の命に関わる問題ですから、どうですかねということをお伺いします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 AEDの必要性の認識については、金議員と市も同じ考えであります。昨年10月AEDの使用方法についての講習会行ったところ、学校の先生方とか、一般の方とか、最後の方は断らなければならないほどたくさんの申し込みがありました。先ほど紹介ありました愛知万博での活躍ぶりなどを報道されている関係もあって、市民の間にも関心はかなり高いものがあるというふうには思っております。今後先ほどの助役からの答弁のとおりいろいろなものを活用しながら、また市独自でも設置台数を増やすことを検討していきたいとは思っておりますが、ただ予算の関係もあり一斉にはできませんし、その使用頻度、例えば16年度救急対応としてAEDを使用した件数は3件だそうです。そういったことをいろいろ総合的に考えながら、使用方法の普及、要するに講習会の開催と設置台数を少しでも増やせるよう関係部署と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解くださるようお願いします。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 健康課長から話あったように、広めていきたいという意向ですが、県も推進を図っているわけありますので、補助金が10万ほどというんだつたらばできるだけやっぱり予

算をそういうふうにして、あっても使い方わからない方が多かった。先ほども課長から言わせると言っていた部分についてはもう申し込みが殺到するぐらい、やっぱり心肺停止とか心臓停止とか突然死のほとんどが心肺停止ですから、若くたって子供らだってもう走って急にそういうことになるわけですから、その部分を考慮に入れた上で、補助金を県が推進している間に、終わってからまた独自でとかという間延びしないで、ぜひそういうふうに各学校等、それからもう一点、民間の方にもそういうふうなものがありますし、こういうふうにしてあるんですとその必要性を言っていて、そこに対する勧奨というか、推進というか、そういうふうな点も含めてお願いしたいなというふうに思います。要望を含めて終わります。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

(9番小嶋富弥議員登壇) (拍手)

9 番 (小嶋富弥議員) 御苦労さまです。新政倶楽部の小嶋富弥です。午後からの質問になりますが、気を引き締めて質問したいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

申すまでもなく、この3月定例議会は新しい年度の一般会計、水道、特別会計の予算審議を含め議論する大事な議会でありますことは言うに及びませんが、また惜別もあります。この議場で議論

を戦わせてまいりました2名の課長がこの3月をもって定年退職なさると伺っております。長い間御苦労さまでした。これからもお体を御自愛し、今まで培ってきたものを大所高所より市政の発展のため導きくださらんことをお願い申し上げます。

さて、それでは私が通告いたしました3点についてお聞きいたすものであります。まず初めに、食育推進基本計画に基づく当市の食育推進の方針、目標、展開について質すものであります。食育基本法の施行は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成16年の第159国会に提出され、平成17年6月10日に成立、17年7月15日に施行されました。食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、またさまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること、つまり私たちの心も体も食の上に成り立っておるということと内閣府の食育推進担当ホームページに書いてあります。そして、なぜ法律がつくられたか、それらのことについても述べています。

食育基本法が制定された背景にはこの法律の中で具体的に述べられているとし、それは私たちにとって毎日欠かせない食をめぐるさまざまな問題について日頃から気になっている人も多いのではないかとし、主なものとして7項目を上げています。1つは、食を大切にする心の欠如、2として栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、3は肥満や生活習慣病の増加、そして4つ目は過度の痩身、5は食の安全上の問題、6は食の海外への依存、7つ目は伝統ある食文化の喪失、このような状況は私たち個人の問題ということでなく我が国の社会全体の問題として放置しておくわけにはいかない、そこでこれらに対する抜本的な対策として国民運動として強力に推進するためこの法律を制定したとあります。

また、食育は国民1人が生涯を通じ健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みなのであります。既に山形県においては食育基本法の施行を受けて推進本部を設け、1月の25日に夢未来やまがた食育推進本部の初会合が日野副知事を本部長として開かれたと新聞に報道されました。10月までに本県独自の食育推進計画、食糧自給率目標、地産地消推進計画を策定し、これらを県民運動に押し進めていくとあります。県の推進本部は35名で編成、教育、栄養、健康、保健、生産者、食品産業、消費者による団体の代表、県側は食育に関する施策を担当する農林水産部、健康福祉部、教育委員会の代表者が委員となっています。県は、推進本部を通じ、食育推進、食糧自給率の向上、地産地消の推進を3本柱とし、第5次県教育振興計画、食の安全アクションプラン、「健康文化やまがた21」の関連施設との整合性を図りながら取り組む方針を決め、県民運動につながる方針、この3つの柱ごとにプロジェクトチームを設け、計画、目標を定め、自給率向上目標は3月、食育推進と地産地消計画はこの10月までにまとめる方針を示したのであります。

食育基本法は、都道府県に対し自主的な施策策定及び実施の責務、国の計画年度内策定を基本とした自治体独自の推進計画を求めているのではないのでしょうか。もちろん各市町村においても求められるはずであります。これまでも食育を推進するため食品安全委員、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等が中心となって取り組みをなされてきたのであります。今後国民運動として食育を推進するための基本施策とし、家庭における食育、2番目、学校、保育所等の食育、3、地域における食生活の改善の取り組み推進、4、食品推進運動の展開、5、生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、6、食文化

の継承のための活動支援、7番、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査研究、情報の提供及び国際交流の推進が示されております。そしてこのような取り組みを通じて私たち一人一人がまさに自分や家庭の問題として食生活を見詰め直し、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野における食育の活動に参加、協力することが期待されておるのであります。

都道府県は都道府県の食育推進計画、市町村は市町村の食育計画の作成に努めなければなりません。それら食育基本計画に基づく新庄市の食育推進の方針、目標、展開はどのようになされておるのかをお尋ねするわけであります。

次は、新庄まつり、国の重要無形文化財指定に向けた取り組みの進捗状況についてお尋ねするものであります。新庄まつりは、今さら述べるまでもありませんが、宝暦5年の凶作、飢饉で多くの餓死者が出て打ちひしがれた翌年の宝暦6年に、心を痛めた時の5代藩主、戸沢正諱公が領民を励まし、五穀豊穰祈願のため藩の氏神である天満宮様に新しい祭りを命じ、それら幾多の変遷をたどりながら250年続いてきたあかしとして昨年、250年祭は開催日を初めて4日間とし、多くの感動と感激を市民をはじめ観光客に与えました。地域力の向上に大いに寄与したことは疑う余地はありません。地域、市民にとって新庄まつりは有形無形の財産であり、宝物ではないでしょうか。

私は、平成16年の9月議会の一般質問において、17年に行われる新庄まつり250年祭のこの機会に、国、すなわち文部科学省の文化庁に重要無形民俗文化財の指定の働きを強くすべきでないかとの質問をいたしました。市長の答弁として、「指定を目指す方法は新庄まつり百年の大計にも示されており、実現を目指すにはこれまでの伝統を明らかにしていくことや、伝承、民俗的な観点、教育委員会の関わりなど総合的に考える必要があります。250年祭を機に文化財指定の条件等の把握と現状認識を関係機関とともに進めていきたいと考えて

います」との答弁をいただきました。平成17年の6月議会においても、これらに関し沼澤議員も質問をしておるわけであります。文化庁は、当最上地方の行事として伝わっておる山岳信仰、山の神の勧進を記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選ぶように文化審議会が文化庁長官に答申したと1月26日の朝日新聞の県内版が伝えておりました。今後の調査や記録作成の内容によって重要無形民俗文化財に指定される可能性が出てきたとありました。ちなみに、鶴岡の黒川能の指定のときも記録作成等の措置を講ずべき文化財に選ばれたとの調査で指定が決定したとあります。明るい話題として山の神の勧進が指定されることを期待したいものです。

国指定文化財データベースにより調べた全国的重要無形民俗文化財は238件、都道府県別によりますと、東北では秋田県が15件、青森、岩手、福島県が各7件、宮城県が5件、山形県は黒川能、遊佐の小正月、林家舞楽、杉沢比山のわずか4件のみです。青森県八戸はえんぶりと三社大祭の山車行事のダブル指定を受けているところもあります。新庄まつりに対する思い、熱意は市民の誰にも秘めて余りあるものがあります。250年祭に見る活力は大いに地域力向上に、そして次世代を担う子供たちの郷土愛向上に寄与し、ふるさとのよさを感じる機会にもつながっていると思います。これらを含め、過去議会において今までの発言、提案等に対して、文化財の指定に向けた市の取り組み、進捗、見直しなどをお尋ねいたすものであります。

次に、地域医療についてお聞きいたします。今年の一般会計の総額は132億3,500万円、前年対比2.5%減、7年連続のマイナス編成、まさに厳しい編成を余儀なくされているわけであります。18年度の主要事業の概要に示された健康課健康推進室が担当の夜間休日救急診療所設置事業について伺います。今の救急医療体制は、1次救急体制として平日夜間は新庄市が医師会に委託し、休日日中は最上広域事務組合が医師会に委託されておるわ

けであります。2次救急医療体制として、救急告示病院として県立新庄病院、新庄徳州会、最上、金山、真室川の各町立病院が地域の人々の命を守ってくださっているわけであります。最上地域の平日夜間及び休日の救急患者は2万8,000人、そのうち1次医療機関担当当番医に来る患者数は7%、ほとんど県立新庄病院に集中し、病院本来の機能が十分果たせない、また医師の確保にも影響を及ぼしている、患者の66%は新庄の市民ですと、また市民認識度調査においても救急医療体制の整備の声があるから、19年度の開業を行う事業の初年度の事業展開かと思えます。夜間休日診療所の設置は、かなり以前からの幼児、子供らの保護者を含め地域医療の充実をしてもらいたいとの要望は強くあったわけであります。必要性は十分認識しておりますが、市を取り巻く諸般からして短兵急な気がいたします。検討の余地はないのでしょうか。また、その取り組み、計画、計画予算の3,000万円の内容についてもお聞かせください。

以上で通告いたしました私の壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

（八鍬長一助役登壇）

八鍬長一助役 まず最初に、食の問題でありますけれども、私も含めて毎日自分の口には入れているんですが、その重要性を余り顧みずに生活をしているのかなというふうに思っています。議員おっしゃるように、食は本来生きる力を身に付け、豊かな人間性を育むためになくってはならない重要な生活要素であります。しかし、近年、社会情勢の変化に伴い、慌ただしい生活リズムの中で栄養の偏りや不規則の食事、肥満や生活習慣病等の問題が発生し、食に関する意識の低下、そして食そのものの乱れが各方面から指摘を受けております。国では、このような状況に鑑みまして、食に関する正しい認識と豊かな人間性を育む健全な食生活を

推進していくために食育基本法を昨年6月に制定いたしました。その法に基づき、18年3月、この3月にも食育推進基本計画を策定して平成18年度から5年間を対象とした食育の推進に関する基本的な事項を定めることとなっております。

本市においては、教育分野では以前から食と農に関し教育実践活動を展開しておりますが、子供、保護者、地域と一体となった体験活動を通して子供に食の大切さや感謝の心を育てていくような取り組みを行っており、ところでございます。また、毎年度各小学校では心を育む学校給食週間を設定して食に対する認識を見直す取り組みも実施しております。さらに、健康サイドでは、健康増進法に基づき、乳幼児健診や健康教室等において正しい食生活の普及に努めておりまして、新庄市食生活改善推進協議会では親子食育事業や高齢者の料理教室等の活動を展開しまして、生活習慣病の予防、子供のときからの食習慣づくり、地産地消を進めておるところでございます。

一方、農林分野においても食品の安全性を確保するための土壌残留性農薬分析の実施や地域で生産されたものは地域で消費をしていく地産地消、地域の食材はなるべく地域で生産する地産地消を基本とし、直売所や青果物市場、学校給食との連携システムづくりに取り組んでいるところであります。

既に山形県では夢未来やまがた食育推進本部を本年1月に設置しまして、県基本計画を今年の10月ころまでに定めることとなっております。現在推進本部の中に食育推進計画策定プロジェクトチームをはじめとした3つのプロジェクトチームを立ち上げ、食と農の関連性をこれまで以上に密接なものにとらえ、種々の検討に入っているところであります。計画策定の視点は、食を大切にする心の教育、偏った栄養バランスや不規則な生活並びに生活習慣病の予防などの市民の健康面、食の安全、地産地消の推進などが上げられ、教育、健康、農林分野を中心に幅広い視点となっております。

ところであります。本市におきましても食育の必要性、重要性を認識しつつ、国、県の計画を踏まえ、庁内では関係する課、それから部署としまして教育委員会、健康課、農林課などを中心に今後検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、新庄まつりの文化財指定の件であります。新庄まつりの国指定重要無形民俗文化財を目指すために、7名の調査員から成る新庄まつりの民俗調査会、これを昨年の6月に立ち上げました。昨年末までに200点近くの文書や史料を検討、解読するとともに、各分野への聞き取り調査も本格化いたしました。これまで250年間の山車の変遷や運行状況、天満宮祭礼に関わる内容や記述の掘り起こしを進めているところであります。先週開催いたしました「新庄まつりの歴史と民俗調査報告会」にも祭り関係者など大勢の市民に訪れていただきましたが、改めて国指定を願うまちの方々の総意と熱気を強く感じております。

新庄まつりは、毎年毎年つくりかえる東北地方の山車としては南限の、南の南限ですが、南限の存在として非常に注目されております。保存会組織の立ち上げや山車行列の運営、天満宮祭礼に関する調査など、これからも解決すべき課題は多くありますが、250年伝えられてきた貴重な文化遺産を後世に正しく継承するために、今後の調査と情報整理をさらに進めていかなければならないというふうに考えております。また、今年初め赤坂や吉沢、仁田山などを含む最上地方の山の神の勧進の行事が「国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択」を受けたばかりであります。国の関心が現在当地方に注がれているということは非常に幸いなタイミングであるというふうに思っております。早期に新庄まつりが国指定の対象となりますように、国、県の指導をいただきながら積極的にその努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

最後に、地域医療の問題であります。現在最上地域の夜間休日の救急医療は、新庄市最上郡医師

会の御協力のもとに在宅当番医制をしきまして、これにより1次救急を担っておりまして、2次救急医療機関であります県立新庄病院と症状の度合いなどに応じて分担することとしております。しかし、新庄最上地域の救急患者は年間で約2万8,000人おりますが、そのうち在宅当番医は約7%、2,000人にとどまりまして、6割以上が県立病院という実態にあります。夜間の在宅当番医の患者さんは1日当たり2.5人という現状であります。医師会においても救急体制として現状の在宅制では不十分という認識でありまして、その一方で一次・軽度の患者を含め集中する県立新庄病院では救急の度合いに応じた対応に大変苦慮している現実にあるというふうに聞いております。このような状況に対して本市では、市民認識度調査では県立に救急で行っても長く待たされるといった苦情をはじめ救急医療体制の整備を求める要望が多く出され、振興計画後期5カ年計画においては救急をはじめ必要な医療を安心して受けられる体制づくりを重点施策の1つに掲げたところであります。

定点による診療所設置については、久しく検討されてきましたが、この度重点施策の具体化の1つとして平成19年度の早い時期に定点による市立の夜間休日救急診療所を設置することを決意し、来年度、18年度予算に準備経費を計上しました。今後1次、2次救急医療機関の機能分化、そしてかかりつけ医の普及、小児救急の充実など、地域の救急医療全体を見据えながら診療所について具体的に詰めてまいります。

診療所設置は、医師会の協力なしには進みません。医師会は、現状の在宅制では不十分、そういう認識で昨年の6月に会員の意向調査を行いました。その結果を踏まえて、会としての賛意を理事会・総会で確認されていまして、参加医師の取りまとめをはじめ設置に協力するとの意向を頂戴しております。近く開設のためだけでなく、先ほど申し上げましたように開設後の安定運営を含めた専門的な検討チームを医師会、保健所などとも

に立ち上げることにしておりますが、議員の皆様からも節目ごとに助言を賜りたいというふうに存じておりますので、どうぞよろしく御理解のほどをお願いいたします。

また、18年度予算の3,000万であります。3,000万のうち2,000万を診療所のハード整備に使用しまして、残り1,000万を診療所の備品等に充てるという考えになっております。

以上でございます。

9 番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番(小嶋富弥議員) ありがとうございます。

最初の食育についてお尋ねしたいと思います。食育とは非常に幅の広い内容を含んでおるわけですし、何を問題として食育に取り組むかというふうなことでかなり問題意識には差があると認識しております。私が調べたところによりますと、食育という言葉は、明治31年、石塚左玄という方が「通俗食物養生法」という本の中で、今日学童を持つ人は体育も知育も才育もすべて食育にあると認識すべきと、明治36年に報知新聞編集長であった村井弦斎が連載していた人気小説「食道楽」の中で、小児より徳育よりも知育よりも体育よりも食育が先、体育、徳育の根本も食育にあると記述しています。最近食育という言葉が改めて聞かれるようになりましたというけども、そのルーツは大変古いものだというようなことだそうでありまして、その中で学校のそういった食育を進めるに栄養教諭制度ができましたというようなことがありますけども、その栄養教諭を今後普及するためにも栄養教諭制度というのはどういう制度かひとつお聞きしたいと思います。

あと、この食育基本法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省ということで、課におきましては教育委員会、健康課、農林課というようにそれぞれありますけども、これを一本化にしてやらないと、それぞれではうまくないのではないかなという気がいたします。それで、この計画がいつから

できる、新庄市では基本計画をつくってやるというふうなその時期ですね、そういったそれぞれの課をどういうふうに取りまとめて、基本計画をいつ新庄市では出されるかということをひとつお聞きしたいと思います。

なお、これ福井県の小浜市というところでは食のまちづくり化というようなことに向けて、この地域では平成13年9月に食のまちづくり条例を制定しております。この内容を見ますと、食にこだわった観光振興、食を育む環境の保全、食による健康増進や福祉の充実、食育等幅広い分野での取り組みを推進しておるというふうな、これは食育文化宣言都市まで行っておるわけであります。これから先ほど渡部議員がおっしゃったように堆肥化を生ごみをするというようなことは、これも食を育む環境の保全にマッチするわけでありますので、こういったことをやはり総合的に判断して早急に指導もまとまった取り組みをしていかなければならないと思いますので、先ほど言ったような3課のどういうふうに一本化というか、そういう統合をやって、いつごろそういうめどを立てるかということをひとつお聞かせ願いたいと思います。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 先ほどの答弁でも申し上げましたが、県計画を10月ころまでに定めるということにしていますので、この計画は県計画とも密接な関連がありますので、県の計画のまとまるあたりを見据えて、先ほど申し上げました教育委員会、健康課、農林課などを中心にしてまいりますが、市全体としてどうするのかという課題もありますので、政策経営課がそのまとめ役として調整していくということになると思いますので、県計画後早い段階で定めてまいりたいというふうに思っております。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 栄養教諭についての御質問だったわけですが、先ほど来ありましたように子供

たちのいわゆる食をめぐるいろんな問題が今発生しております。そういう中で子供たちの食生活の乱れをそのままにしておくことはできないというようなことから、今の学校栄養士という職があるわけですが、この人たちは献立を中心とした職務についております。いわゆる食の管理面です。それだけでなく、これからはいわゆる教壇にも立てるようにということで、そして食指導を全面的にやっていくというようなことから、免許法の改正をすることになったわけです。これが平成17年の4月1日に施行になったわけですが、教職員の免許法改正でございます。その内容は、今言った栄養教諭免許を新設するという内容なわけです。それで、新庄市としてもこのことを受けまして、現在の学校栄養士の人たちに積極的に受講しながら、いわゆるこの免許を取るための講習を受けながらその資格を得られるようにということで指導しておるわけです。ちなみに、今年度3人の方々が受講しまして、その中のお一人が見事に合格したということで、これは全県でただ1人です。取得できたということです。

以上です。

9 番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番(小嶋富弥議員) 市としては積極的にそういう方を取り入れて指導なさるというふうなことで、今のところ今年度あたり人数的な考えとか方向はまだ決まっていないんですか、どうなんでしょう。市でそういった方を入れて指導に当たるという考えの実現化はいかがですかということです。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 県の方でもそうなんですけども、先ほど申し上げましたように食指導の重要性ということを鑑みまして、そういう有資格者を増やしていくという方向性は県の方向と同様に新庄市の方でも考えておるわけです。今おられる学校栄養

士の方々に積極的に受講し、そして今年度1人取得したわけですが、それが増えていくように、そして教壇に多く立てるように全面的にそれを指導していきたいと思います。

9 番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番(小嶋富弥議員) よろしくをお願いします。

新庄まつりの文化財指定について、7人の委員を入れてやっているというようなことで、一昨日ですか、あそこでやった中間説明会にも行ってきました。若い方も審議委員の中で一生懸命やっているようですので、ひとつぜひそういう努力で、今年の重要事項にもうたわれております。ただ、残念ながら予算化が28万何がし。できればやはりそういったものをもう少しやっていただいて、その目的に達するようにお願いしたいと思います。

夜間診療について伺いましたので、大変そのニーズはあるというようなことで、今さらというそういうニーズはあるわけですが、その設置についてなぜ単独に踏み切ったのかということをお聞きしたいと思います。広域事業の中でやれなかったのかと、もし新庄市がやった場合その他の、患者さんは新庄市の方以外郡部の方はだめだと恐らくなった場合はできないでしょうから、受けるんでしょうけども、そういったことも含めてひとつ広域事業でできなかったのかなということをお聞きしたいと思います。

これは、昨年3月の広域議会で私この議会の中で広域の中でそういったものをつくる用意はできないのかというような質問いたしました。そのときの理事長の答弁ありますので、ここで若干時間をいただきます。その答えは、「やはり地域住民の安心な暮らしを確保するためには2次医療機関、当地域では県病でありますけども、2次医療に十分力を注げるような体制をしなければならぬということから、最上地域の保健医療対策協議会がございしますが、この救急部会で夜間あるいは休日の医療体制について提言ありますように、診

療所の定点化を含め検討はなされております。ただ、いろいろと課題がありまして、医師の確保ということが非常に問題がありました。なかなか定点化ということについてはクリアするための課題整理ということになります。やはり将来的には県立病院としての機能を十分に発揮してもらうために、夜間診療所の定点化についてということは今後も保医協を含めて我々も十分検討していかなければならない大きな課題だと思います。現在やっておりますが、これについて広域としても協力しながらやっていきたいと思います」というふうなお答えをいただいているわけで、そういった意味で広域では、新庄市で単独でなくて広域でできなかったのかなという思いもします。

あと、もう一点、市は医師会、県立病院、徳州会との連絡調整はどのようになされてしておるのかなというようなことをお聞きします。

あと、もう一点、設置した場合の事業のランニングコストの見通しはいかがかなと、今新庄市は財政再建真ただ中でありまして、それらに対する影響、支障は出ないのかなというようなことについてお聞きいたします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 3点の御質問でしたが、なぜ市単独でやるのか、広域でやれないのかという点ですが、市長が広域の議会でも答弁されているようですけども、最上地域の保健医療対策協議会、この地域の医療関係、行政もちろん入って医療関係がすべて加わっている協議会ですが、その中でこの2年間定点による診療所設置について検討されてきて、昨年6月の総会場でその報告が出されまして、それを受けてどこがどうするというふうな検討がなされてきたという経過でございます。広域でということですが、御承知のとおりこの地域で町立病院を持っている町が3つ、村立の診療所を抱えているところが2つあります。それぞれ病院に関しては2億から3億の持ち出しを

しながら運営しておりますし、村立診療所につきましても、例えば大蔵村は毎年5,000万村から出してこの診療所を運営しているというふうな状況がございます。以前からの広域内での8市町村のいろいろな話の中でも、特に病院を抱えているところでは今の夜間休日の体制への参加もなかなか厳しいというような話がなされた経過もあるそうです。そういったことを踏まえながら、そういった状況の中で今市民の要望が大変高まっている救急医療体制の充実、特に1次救急体制としての今の在宅当番医制をどうしていくのかということについていろいろ市としても検討してきましたが、もともと現在の夜間休日の在宅当番医による診療体制においても新庄市民が当然のことですが、一番多く、6割以上を占めております。その救急医療に対する要望が強いのも特に新庄市というふうなこともありまして、今回認識度調査などからこの救急医療に関しての施策を重点施策の1つとして位置づけ、そして今新庄市としてやるべきこと、あるいはできることとしては現行の在宅当番医制から定点による市立診療所の設置ということだというふうに判断したということであります。

2つ目の連携という問題ですが、病院と一般開業医といいますか、診療所の連携、通称病診連携などと言っていますが、この病診連携については、特に最上地域のような医療資源の乏しいところではその必要性が強く言われております。それぞれ医師会、県立病院あるいはもう一局として徳州会などもあるんですが、それぞれの立場で連携を求めるといふ思いは共通のものだろうと思っております。県立病院では地域医療担当を新たに設けまして、開業医の先生方を回って御意見をお伺いするなど県立病院としての連携のあり方を今いろいろ模索しているところでありますし、県、保健所においては今年度と来年度行います地域医療パワーアップ事業の中の主要課題の1つにこの病診連携を掲げて今実際にさまざまな事業を展開しております。新庄市としましても、この1月開業医の

先生方と県病の現場の若い先生方が率直に意見交換する場などもつくりまして、その病診連携につながるような取り組みをしているところではあります。新庄市がその調整役の中心になるのかなとは考えておりません。病院を持っているわけでもございませんし、保健所が今中心になって進めておりますので、その取り組みに積極的に協力していきたいと、そういう形で病診連携の強化に貢献していきたいというふうに考えています。

また、設置した場合のランニングコスト、この点についてはまだ詳細な検討まではいっていませんが、現在休日夜間の当番医体制で370万ほど毎年支出しているわけです。これにどの程度の上積みで休日夜間の診療所が運営していけるだろうかというのがポイントだろうと思っています。市立の診療所ですから、診療報酬は市に入ります。ですから、お客さんといいますか、患者さんがどの程度来るか次第だということあります。県立病院に今過度に集中している現状を改めたいというのが市民ニーズへの対応とともに主要なねらいです。県立病院からこの診療所、あるいは一般診療所への流れも含めて結構なんですが、そういった新しい流れをつくれるかどうか、ここが鍵だろうと思っています。この点については、県立病院としても検討していただいているところです。こういう措置をとるので、今県立から市立の診療所に何人見込めるといふ数字を申し上げられるところまで検討至っておりませんので、申し訳ないんですが、そのような形で関係機関と今後とも十分に詳細に詰めて、市の重荷になるようなことのないように新しいルール化を図っていききたいと思っております。

9 番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番(小嶋富弥議員) 地域医療に関しましては、やはり市民の健康のためでございますので、今課長言ったような点を留意してひとつ取り計らっていただきたいなと思って、終わります。

清水清秋議長 ただいまから2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

今田雄三議員の質問

清水清秋議長 次に、今田雄三君。

(22番今田雄三議員登壇) (拍手)

22番(今田雄三議員) 新風21の一人として、3月議会一般質問を行います。

平成17年度コミュニティー助成事業追加分に印刷機、除雪機、発電機を申請したところ、助成の決定を受けることができました。町内の皆さんも大変喜んでくれたことは当然ですが、この助成事業は宝くじの普及広報事業の一環として行われていることを改めて知りました。今年は例年にない早い降雪に見舞われ、除雪機の出番、公民館の雪おろし等の除雪に威力を発揮したことはもちろん、参加者全員やっぱりいいなとうなずき合っていました。印刷機は町内の周知事項、総会の資料づくりに気兼ねなくできることに安堵しています。発電機は、祭りを中心にアウトドア行事に使用計画中です。この助成事業活用は町内、団体を活性化させるし、市の財政にも寄与できるものと確信します。皆さんも活用してはいかがでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問を行います。初めに、財政確保についてお尋ねします。この2件については、昨年の9月議会、12月議会で質問しているものです。徴収に携わる職員の皆さんの御苦勞を理解するだけに早期の解決が必要だと思いますから、質問をするものです。

1つ目は、収入未済金5,500万円のうち一部集金

済みの報告を12月議会で受けました。滞納物件で金額の多いものとして本町の大型店舗があることを知り、早期に納めていただく手順と方法について提言してきたところです。同店舗を市が借りている利用料金は払っているのに、地主が複雑であることと店舗貸し主等の責任関係が明らかでないなどで対応の難しい面と矛盾を指摘してきました。今後は法的手段も考慮して対応すると重ねてお聞きしておりますので、法的手段を入れて対応されたのかお聞かせください。

2つ目は、入湯税についてお聞きします。この件についてもこれまで2回質問してきましたが、理解できるお答えをいただいております。前回までは、市税として納めなくてもよいとする何らかの約束があったのではないかと、また市の助役が会計監事として総会に参加している、会計監査報告を受けることにしているのに報告がなく、知る由もありません。しかし、財政再建を掲げ市民の協力を求めているのです。平成18年度の予算から多くの補助金がカットされているのです。この市民・団体に「私の施設に使用されないなら預かり金は納税しない」との言いわけはどのように説明できるのでしょうか。平成16年度入湯税当初予算は800万6,000円、決算額で725万円、収入済額31万1,250円、収入未済額1,197万4,620円でした。当初予算で平成15年度914万7,000円、平成16年度800万6,000円、平成17年度656万4,000円、平成18年度617万7,000円、この予算の人口と店舗数をお聞かせください。

厚生福祉の施設とのことで強制措置に迷いがあることは理解できるものの、予算の二、三倍に膨らむこと、預かり金が確保されているのか懸念されます。意識的に納めていないとすれば、悪質、着服の観点から強行措置を含め考えられないのか、これまでの経過と今後の対応についてお聞かせください。

2番目に、食料・農業・農村基本計画についてお尋ねします。1つ目は、新聞によりますと、1967

年、昭和42年に本県で60万トン米づくり運動が進められました。70年までの4年計画でしたが、2年目で達成し、米づくり10アール収量が569キロ、総収量は60万2,000トンと日本一に輝く成果を上げました。70年には米生産調整対策がスタートしていましたが、増産に増産を継続し、米さえつくっていれば農業情勢がどう変わろうとも県内農業は大丈夫という確信がありました。以来、稲作転換、水田総合利用、水田農業確立、緊急生産調整推進など名称を変えながら生産調整が続いてきました。米中心の生産収入は減り、転作を余儀なくされてきたと思います。国の指導と農家の米中心収入のはざままで御苦労されている担当者に敬意を表します。この度の食料・農業・農村計画をどのように理解し、対応されようとしているのかお聞かせください。

2つ目は、歴史はいかに増産するかを目標に推進してきました。食糧確保を社会の課題とし、戦前戦後をピークに生産調整と相まって減少してきました。95年には食糧法にかわり食糧法が制定され、2004年に食糧法改正により新たな需給調整システムが始動しました。35年間にわたる減反、生産調整、転作といった政策で米の収量は着実に減少、60万トンが40万トン弱の収量となっています。新たな米政策改革で稲作を中心に元気を取り戻せるのかが問われていると思います。そして、新たな経営安定対策で農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲を持てるような構想は考えられないかお聞かせください。

3つ目は、集落農村は農業人口で確保しているのではなく、非農家人口と広い農地を量販店と同居をして共存しています。農家は、働き手が高齢化している中で、次代を担う働き手が減少しています。せっかく構造改田したものの、休耕、転作は認めても工業化する店舗への貸与は許しがたいものがあります。前記した経過を見ても、自給率50%を上回ることをベースに、農業収入を米70%、その他の作物30%を基本に考えられないか、また

多様な農業の展開を可能とし、農業者全体に生産意欲、夢を持てるような基本計画は考えられないかお聞かせください。

3番目に、国民保護計画についてお尋ねします。新庄市の平和都市宣言が昭和59年3月26日に制定されました。戦後39年目でした。文章は、「世界の恒久平和は人類共通の願いである。しかし、今なお世界各地において武力紛争が頻発し、加うるに核兵器はますます強大化し、人類の生存に深刻なる脅威を与えている。我々は、世界唯一の被爆国民として、平和憲法に基づき核兵器の廃絶を強く訴えるものである。新庄市は、永遠の平和と明るい明日の世界の実現をこいねがい、ここに平和都市の宣言をする」とあります。今日的にも的を射た宣言と理解しています。

本文にもあるように、平和憲法に基づき核兵器の廃絶を訴えてきました。この度国民保護法が国会で制定され、国民保護計画が05年に都道府県で策定され、06年に市町村に策定が求められています。内容は、万一戦争やテロ事件が起きたらどうするのか、有事での対応を定める国民保護計画でありますと言えるが、なぜ今有事に対応しなければならないとは、空気のような平和意識を覆すのかと首をかしげたくになります。戦争のできる計画づくりには利用させてはならないことを強調しておきたいと思います。

その1つ目は、国民保護計画に対して新庄市の基本的な考えをお聞かせください。

2つ目は、現憲法下での有事構想はあり得るのかお聞かせください。

3つ目は、住民が保護されるとするならば強制はあってはならないし、住民の声、要望が尊重されるとするならば協議会への参加も当然あり得ると理解してよいかお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

(八鍬長一助役登壇)

八鍬長一助役 初めに、財政確保ということで、いわゆる納税の問題であります。12月議会でも市長から答弁しておりますが、税に関する個別的な情報につきましては地方税法により守秘義務が課せられておりますので、個別の情報を明らかにすることができないことになっております。したがいまして、総括的な答弁、考え方とさせていただきますので、御了解を賜りたいと思います。

まず初めに、大型店舗の問題につきましては、法人の事業不振による滞納で未納額も多額になっておりますので、滞納処分としての不動産を差し押さえしながら納税交渉を行っております。換価手続でありますけども、今後も国税や県税と一体となって一層の徴収努力を行ってまいります。

2つ目の入湯税であります。入湯税の特別徴収義務者であります事業者には、納税義務者から徴収した預かり金であるという旨については理解をしているようであります。しかしながら、相手方の滞納理由としてはこれまでの税の用途についての不満でありまして、再三説明をしてまいりましたが、理解が得られず、いまだ納付に至っておりません。平成18年度当初予算においては入湯税617万6,000円を計上しておりますが、その内訳は4事業所で日帰り、宿泊合わせまして見込み客数を8万2,172人としております。この問題は、早期に納入するよう引き続き働きかけていきますが、この問題は他の市全体の納税者に対する影響も大きいことから、今後は法に基づいたより強行的な手続も考慮に入れて慎重に対応してまいりたいと考えております。

続いて、食料・農業・農村基本計画であります。食料・農業・農村基本計画は、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法に掲げる基本理念や施策の基本方向を具体化し、それを的確に実現していくために定められた計画であります。この度の基本計画は、平成12年3月に決定された「初めての基本計画」の見直しでありまして、今

後10年程度を見通して重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする「新たな基本計画」として策定されたものであります。

国では、「初めての基本計画」に基づき、計画的な施策の推進を図ってきたところでありますが、この間におきましても食料、農業、農村をめぐる情勢は大きく変化しております。国内では食の安全に関する信頼が大きく揺らいでいる他、農業者の高齢化や減少による生産構造の脆弱化が深刻化してきております。一方、国外では農業のグローバル化が進展し、世界的な食料需要の増大、地球温暖化の急激な進行等、不測時における食料安全保障が重要な課題になっております。

そのため、国ではこのような状況を将来の食料、農業、農村に関する警鐘と受けとめるとともに、基本法に示された施策の基本方向に沿って、食料、農業、農村政策の全般にわたる改革を早急に進めていく方針でありまして、重要施策の1つとして示されたのが地域農業を認定農業者や集落営農組織などの担い手を中心として、地域の合意に基づき再編しようという「経営所得安定対策等大綱」の決定であります。品目毎の価格政策から経営全体に着目した所得政策への転換を目指す「品目横断的経営安定対策」、これまで実施してきた米の生産調整である「米政策改革推進対策」の見直し、そして新たに導入された資源・環境対策であります「農地・水・環境保全向上対策」の3つの柱から構成されておきまして、平成19年度からの制度導入に向けて準備を進めております。

本市におきましても、農業従事者の減少、高齢化、後継者の不足、米価の低迷等、農業、農村を取り巻く社会経済情勢は年々厳しさを増していくことが想定されるところでありますので、経営所得安定対策等大綱で示されております担い手の育成、そして確保はこれからの本市農業を支える重要施策の1つであると考えております。国が示した品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の3つの柱を活用し

ながら、地域の実情を十分に踏まえつつ、関係者の理解と協力のもとに本市農業の振興を図るための取り組みを継続的に推進していく考えであります。

関連しまして、耕作意欲の持てるような農業経営についての質問でありますけども、本市の農業産出額は、昭和60年には106億9,000万ありました。そこをピークにバブル経済の崩壊、景気の悪化等によりまして農産物需要の低下、価格低迷が続きまして、平成16年には62億円まで低下しております。御指摘のとおり、転作、生産調整の始まった昭和45年と平成12年統計で比較しますと、農家戸数は2,817戸から2,005戸と29%の減少、農業就業者が7,039人から1,911人と73%の大幅な減少となっております。また、農業就業者に占める65歳以上の割合では38%と高齢化も急速に進んでおります。農業産出額ベースでは、昭和45年では米が農業産出額の89.5%を占めていたものが、平成12年では68%の米依存率となっている状況であります。現在本市の農業を大きく分ければ、稲作、園芸、そして畜産の3本柱となっております。稲作中心の農業から園芸作物等の多様な農産物や畜産との複合経営による周年農業の推進が強く求められております。この施策を推進することが魅力とやりがいを実感できる農業経営の確立につながっていくものと考えております。

次に、将来の農業の展開方向についてであります。集落における農業就業者の人口減少及び高齢化に伴いまして、担い手の不足、耕作放棄地の増加等が懸念される状況となっております。課題が山積みしておりますが、今後安定した農業経営を持続させていくために最も力を注いでいかなければならないことは、効率的かつ安定的な農家の育成を図ることが重要であると考えております。現在、本年7月を目標に農業者や農業団体を含めて「経営基盤強化基本構想」を作成すべく協議を重ねているところであります。その中で望ましい農業経営の目標を定め、農用地の利用集積、経営

管理の合理化、遊休農地の解消等を検討していく予定であります。当面19年度からスタートする品目横断的安定対策の対象者を中心に据えて担い手の育成、集落営農の推進を図ってまいります。

近年園芸部門や畜産部門は着実に米プラスアルファの域を超えて伸びてきております。園芸では、県の園芸産地拡大強化事業を農家が積極的に導入いたしまして、トルコぎきょう、ニラ、たらの芽を中心に生産額が伸びてきており、今後とも多様な農作物の導入を模索しながら推進していきます。また、畜産部門では昭和地区において畜産担い手育成総合事業に今年度から着手することといたしました。この計画が完了する21年度には畜産部門が生産額も飛躍的に伸びるものと考えております。

以上述べました課題や推進施策につきましては、市独自の農業振興基本計画の中で織り込み、「持続可能な地域農業の確立」、「こだわり農畜産物の生産拡大とブランド化」に向けまして諸施策を強く推進いたしまして、今後とも効率的かつ安定的な農家の育成に努めていきたいと考えております。

最後に、国民保護計画についての御質問であります。最初に、新庄市の基本的な考えでありますけども、国民保護計画につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づきまして、山形県においては本年度、平成17年度に山形県国民保護計画を既に策定しております。本市におきましても、この法律及び県計画に基づきまして、18年度、来年度に県と連携協力を図りながら新庄市の国民保護計画を策定する予定であります。

この法律では、市町村の役割としまして、武力攻撃やテロが生じ、または生じる恐れがある場合における市民の避難、誘導、避難住民の救援等に関するものと規定しておりますので、災害対策上の措置と相通ずるものでありまして、多くの点で災害対策基本計画と重なるものと考えておりますので、関係機関と連携を図りながら進めてまいり

たいと考えております。

続きまして、現憲法下でのいわゆる有事構想に対する疑念でありますけども、法律や県計画におきまして有事構想は武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、それだけでなく地下鉄サリン事件など国民に衝撃を与えた事件であります。テロなどによる多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態も想定しておりますので、本市におきましても法律や県計画において想定されているこのような事態と同様な事態を想定するものであります。

さらに、住民の声、要望が尊重されるかということではありますが、国民保護措置の実施に当たっては基本的人権が尊重されるものと理解しております。また、市の国民保護計画策定に当たっては新庄市国民保護協議会に諮ることになります。協議会の委員の構成は法律上規定されておりますが、法律に基づき今後人選することといたしますが、市民の方々の声や要望に配慮できるよう人選をしていく考えであります。

いずれにいたしましても、国、県、関係機関等と連携し、市民の生命と財産を守ることは私ども自治体の基本であると考えます。本市は、昭和59年に平和都市宣言を行っておりますとおり、憲法に基づき永遠の平和と明るい明日の世界の実現をこいねがうものであります。

以上であります。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 強行に税の納入を要請するというふうな文言が今までになく強く感じられるんですが、今わらすこ広場があそこを借用しております。前の経営者から引き続きの期間の間だけということでお借りしているようですが、その期限切れはいつころになるんですか。その後に今度改めて契約結ぶ場合はどういうふうになるから

よっとお聞かせください。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 わらすこ広場に関してでございますが、前の議会であそこを借りておりました会社が今年度で期限が切れるということで、私の方もいろいろお話というか、交渉してまいりまして、考え方といたしましては、あそこのフロアの賃貸借はゼロ円ですと、あと今までどおり共益費について負担をしていただければ借りられると、むしろ私たちの方が貸してくださいというふうなことでございますが、費用の負担につきましては今年度どおりというふうなお話をしてございます。したがって、18年度の当初予算におきましてもそのような形で案を出させていただきました。

以上です。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 引き続きということでお話しいただいて、明るくなってきたなというふうにいるんですが、その新しくなる契約者がどなたに、固有名は出されないと思うんですが、あそこの地主にかわるのか、もともとあそこを建てた人になるのか、そこら辺の経過はいかがですか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 私は同じだというふうに認識しておりましたが、今議員のお話で再度チェックしたいと思います。

以上です。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 差し押さえもしながらというふうにいるんですが、わらすこ広場が新しく契約を結びますと、その人が差し押さえの対象になっていた場合はどうなるのかなという心配があるんですが、そういう心配は要りませんか。

設楽忠良税務課長 議長、設楽忠良。

清水清秋議長 税務課長**設楽忠良**君。

設楽忠良税務課長 差し押さえの件について、大変失礼ですが、もう一度質問の趣旨をお聞かせいただきたいと思います。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) 前回2回の質問の中で強制的なことも考えて対応すると、こういうふうになっておりまして、その強制的な事態があったのかなかったのかという質問をしたんですが、助役の方から差し押さえも含めながら考える、今後は対応していくというふうなお答えをいただきましたので、その中でわらすこ広場がそういうふうに今賃貸契約結んでいるわけですから、その賃貸契約の中で差し押さえ物件がわらすこ広場で借りているのに何の支障もないのかということでお聞きしているんです。

設楽忠良税務課長 議長、**設楽忠良**。

清水清秋議長 税務課長**設楽忠良**君。

設楽忠良税務課長 助役が答弁いたしました不動産の差し押さえというのは、わらすこ広場の共益費の負担金というふうなことではなくて、不動産の差し押さえでございます。土地の差し押さえでございます。ですから、税務課といたしましては、わらすこ広場の共益費の負担金については今のところ差し押さえる考え方はございません。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) お答えはお答えでいいんですけども、私お聞きしているのは、そこをお借りとなった場合、その人が差し押さえで物件がなくなったとき誰とそこを賃貸契約を結ぶのかという状況で聞いていますから、共益費の借りてからの問題でなくて、借りる前に今賃貸関係を結んでいる業者が今度かわるわけですから、今年でかわるということでさっきお答えいただきましたので、かわるということですから、改めて建物の持ち主に移行するのかと、そこはもう一回点検

してみるということですから、点検してほしいと。時間がないので、これは強行的な対応と、それからもう一つはわらすこ広場は使えるように、ここだけ要望しておきたいというふうに思います。一日も早く対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、入湯の関係については今までもずっと質問してきました。今回ちょっと質問を変えたいなというふうに思うんですが、1つは市の方では納めるのが当然と、また入湯税を滞納しているところはその関係の総会の中でも、それから新聞記者の質問に対しても私たちのために今までは使ってくれなかったと、使ってくれば払うんだというふうに逆に受け取られるんですけども、そういう意味では前回も質問して、悪い言葉で言えば裏取引なんですけども、とにかく金を納めるんならあなたにもその修理代とか、そういうことはしてあげましょうという事実があったのかなかったのかということをお前質問しました。そしたらそういう事実は一切ないというんですけども、なかなか当事者と行政側では歯車が合っておりません。その歯車が合っていない1つの状況をやっぱり打開しないとうまくないのではないかなというふうに思います。ここに多くの関係議員の皆さんもおそろいであります。その方々が向こうに行けばこれはこの施設のために使うのが当然というふうになります、ここに来ますと納税するのが当たり前だというふうになります。その板挟みの状況もわかるわけですが、やっぱりここはちょっと知恵を出していただいて、早期に納入しながら、そしてそういう対応に対して、施設に対して援助できるものであれば援助をするというふうなことが見えないと両方とも大変なんではないかなというふうに思います。ここら辺の見解はいかがでしょう。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 先ほど壇上で申し上げたとおりでござ

ざいます。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 壇上で申し上げたとなりますと、おれも詳しく書いていませんが、預かり金そのものが本当に保管されているのかなのか、ここも疑問なんです。この新聞によりますとある団体が購買未収金が2,000万円、それからいろいろなものの滞納が3,500万円と、そしてこのふろに対しても一千何百万ということですから、そういう意味では経営は大変だなというふうな想像できるわけです。しかし、このごろ回収率もよくというふうな表現も一部使っているようですから、安定はしてきているというふうに思うわけです。しかし、なかなかこちらに払えない1つの状況というのが、先ほどお話ししましたとおり何か交換条件としてなければこんなに向こうも頑張らないと思います。そういう意味で、これは強制的な措置も含めてということですから、この前も私言いました。一時金を預かって着服罪、それからそいつを納めない詐欺罪、いろいろなものが来ます。そういう対象になるのかならないのかまで含めて考えていられるのかももう一度お聞かせください。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 先ほど申し上げましたように、法に基づいたより強行的な手続も考慮に入れまして慎重に対応してまいりたいというふうに思います。そのために何をするかということは、この場で申し上げることではないと思います。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 一方では福祉的な作用もということで議員の皆さんも毎朝行っている方からはいろいろございます。そういう中で実際に見てみますと、あちらこちらが傷んで大変な状況わかります。そういう状況も含めてやっぱり強行する、前段で私さっき言いましたとおり多くの議員

もここにいますわけですから、この方々とも御相談していただき、そして助役は今度会計監事といえますか、監査に携わるわけですから、そういう意味合いで参加していただけるのか、それとも参加しないで金をよこせというのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 今田議員の趣旨は、議員が間に入ってその株式会社と市の調整役をすべきではないかということでしょうか。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) はい。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 それはちょっと筋が違うと思いますので、あくまでも市としましては特別徴収義務者でありますその会社が納税をしていただくということが先かというふうに思います。こうすればこうするよという、そういう密約があったのかという話もありましたけども、そういうことは一切ございません。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) ちょっと答えがわからなくなってきましたが、こういう場所が世の中には多いと思います。そういう意味合いでこの入湯税の使途についてというような末梢の方に補助対策施設に限定されるものではなくという項目があります。そして、この基本的なものについては行政がそれを運用は対応するというふうに書かれています。こういうもめごとが全国的に多いということが当初から懸念されておった1つのものだと思います。それにまんまと新庄の皆さんはそれを主張しているということですから、不思議も何にもないんですけども、ただ現在これが預かり金であるという認識は新聞上では持っているとお互いに

言っているんですけども、本当に持っていらっしやって、本当に保管されているのかというのは最後まで心配であります。そういう意味で、議員の皆さんとさっきはお話ししましたが、皆さんを集めてじゃどうしようかという1つのものではないと思います。それはわかりますが、やっぱりその収支の成果についてそれを審査する方々がいるわけですから、せめてそのくらいの範囲内でこの本質を調べてほしいと、調べてほしいというよりもそういう対応をしてほしいというふうに思います。そしてまた、助役がその監査になった場合には出席していただいて堂々とやっぱり納税の義務を訴えてほしいと、これを要望します。

それから、もう一つは、やっぱり最終的には預かり金ですから、これは市の金というふうになりますんで、そこら辺の認識も改めて持っていただいて、強制的な対応も含めて実施してほしいと思います。いかがでしょうか。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 繰り返して申し訳ないですが、先ほど大事なことから、壇上と下で2回申し上げましたので、それ以上のことをこの場で申し上げる予定はしておりませんので、よろしく御理解のほどお願いします。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 今言った助役の言葉は尊重し、今後もお待ちしたいというふうに思います。

そして、次に移りますが、次は農業の問題であります。農業の問題について先ほどもお話ずっとしていただきましたが、私の希望としては、いろいろな施策が変わる、いろいろなものが変わってきます。しかし、新庄市では水田事業ということで提案して今までこういう本を出していただいているわけですが、これが新庄市の指針になると思っ

(何事か呼ぶ者あり)

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 失礼しました。それは水田農業、いわゆる生産調整に関する基本的な考え方を述べてございますので、米の生産調整あるいは減反政策についてはその方向で今後とも進めてまいります。全般の農政の分野から見ますと、生産調整については一分野でございますので、その一分野についての施策あるいは全体的な施策の中のいろんな関連もございまして、全体的な調整を図りながらそういった政策を今後とも進めてまいります。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 将来10年にわたる1つの計画を今後立てていくということですから、その計画が早期にできることをまず期待しておきたいというふうに思います。そして、やはりいろいろ名称が変わっても米の減反、そしてそれが続いていく以上はやはり収入の減になるということは目に見えて明らかなわけですから、そういう中で農業の基本となる自給率の50%、そして私思うんですが、米はこの地域で70%を目標にすると、そしてあとの30%がニラなり、たらの芽なり、園芸なり、そういう1つのもので賄うというものも提案しているわけですが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 答弁の中で市独自の農業基本的な計画も立てていきたいということを述べさせていただきました。平成7年度に基盤強化の基本構想、あるいは農振の見直しのときに市独自の計画ということで「21世紀農業創造ビジョン」ということでつくらせていただきましたけども、それ以後は水田農業ビジョンとか部分的な計画はございますけども、全体的な構想はございませんでした。ということで、先に県の方で10年を見越した

農業基本計画を今年の3月ごろに策定される見込みとなつてございますので、そこら辺の基本計画と整合性のとれた市独自の基本計画を今後1年ぐらいかけてつくっていききたいなということを考えています。

その10年後を見越した形の中では、現状は米が7割、その他が3割ですけども、農業生産産出額を上げていくには米以外で産出額を増やす以外に今のところ大変だなということで、米以外の産出額を増やしていきますと総体的に米の比率が下がるということで、最終的には米とその他の作物の比率を6対4ぐらいまでにしていければ市全体の農業産出額は増えていくのではないかとということの基本的な方向を見据えながらやっていきたいというふうに考えてございます。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) 今課長からもお話しいただきましたが、農業の方々も大変一生懸命であります。産直についても今度あそこの場所を借りている金まで支払ってもらうことに対して快諾をいただくぐらい盛況であります。そういう意味合いでは、この最上が、新庄が活力を得るために何といつても第1次産業が元気でない大変だなというふうに思います。最後に、担い手農業、そして高齢化というふうな状況が心配されておりますが、今の現状ではそれら辺の点がいかがですか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 いろんな計画、施策を個別に組み合わせながら全体的な計画づくり、全体の構想を立てて細かい計画づくりと同時に今やっている個々の施策を組み合わせながら、例えば今申し上げられましたような産直の施設のように農家が元気になるような施策も組み合わせながら具体的な振興方向に結び付けていきたいというふうに考えてございます。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) 要望だけ申し上げて終わりたいというふうに思います。

最後の質問でありましたが、今助役の御回答の中に災害対策基本計画というのがあると、これは日常的につくられているわけですから、この内容に沿ってというふうな御回答いただきました。どうぞ最後までこの気持ちをお忘れなく実行してほしいなというふうに思います。終わります。

清水清秋議長 ただいまから3時まで休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)(拍手)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表いたしまして、一般質問申し上げます。

まず1番目に、医療大改悪をはね返し、すべての人が安心してかけられる医療にする立場から質問いたします。新庄市におきましても社会的格差と貧困の広がりが大問題になっています。生活保護世帯は、平成12年度は109世帯、平成18年1月現在120世帯になっています。月5万円の老齢年金を頼りに6人が暮らしている市民もおられます。生活保護しなければならぬ世帯がもっと増えていると思われまふ。小中学生の就学援助の人数は、平成14年に116人、平成17年度は174人、在籍する児童生徒数に対する割合は率にして3.11%から4.6%へ増えています。国民健康保険の滞納世帯が増えています。平成14年度425世帯でしたが、16

年度決算では911世帯になりました。滞納率は5.5%から11.1%へ倍増しています。資格証明書の発行、つまり国民健康保険証の取り上げられた世帯は、13年度20世帯、16年度決算では48世帯になりました。

小泉内閣が国会に提出した医療制度改革法案の問題点についてですが、第1に高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増と医療の切り捨てにあります。今年10月から70歳以上の現役並み所得者の窓口負担が今の2割から3割へ引き上げられます。また、2年後の4月から70歳から74歳のすべての人の窓口負担が1割から2割へ2倍に値上げされようとしています。入院では、今年10月から療養病床に入院する人、70歳以上の場合ですが、食費、居住費が保険適用外になり、住民税課税の長期入院患者の入院費は月3万円もの値上げで9万円になります。2年後の4月からは65歳以上にも拡大され、その場合の1カ月の入院費は13万円を超えてしまいます。高齢者だけではありません。医療費が高額になったときの高額療養費制度でも患者負担が増額されます。人工透析の月額負担も一定所得以上の人は負担が倍額になります。重い病気で苦しむ人にさらに苦痛を押し付ける非情なものです。

保険料の値上げと年金天引きも実施されます。2年後の4月から75歳以上のすべての人が平均年間6万円の高齢者医療保険料が徴収されます。介護保険料とあわせて年金から天引きされます。保険料は厳しく取り立てながら、窓口は負担増で医療機関への敷居を高くする、これでは所得の少ない人は保険あって医療なしとなってしまいます。

高齢者の病院からの追い出しも療養病床の大幅な削減でさらに大規模に行われます。長期療養者を対象とする療養病床は38万床ありますが、政府は今後6年間で23万人分ものベッドを減らすとしています。政府自身が受け入れ条件がないために退院が不可能な人たちだと説明してきた、いわゆる社会的入院の患者の方々です。特別養護老人ホ

ームへの待機者が今34万人を超えています。こういう中で病院を追い出されて一体どこへ行けばいいのでしょうか。市民が安心して生活し、医療を受けられるように市として必要な保護や援助をもっと手厚くしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。そして、国に必要な働きかけがあると思います。例えば窓口負担の引き上げに反対して引き下げをするように求める、保険診療が可能な医療を狭めるのではなくて充実させる、無慈悲な保険証取り上げ政策をただして、さらにベッドを削減することには反対する、削減されてきた国庫負担を計画的にもとに戻させるなど、国に対して意見をぶつけていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、4月からの障害者自立支援法実施に向けてお聞きします。1番として、利用料が払えずサービスが受けられなくなる事態が起きないようにする必要があるのではないかということです。今までは利用料は能力に応じて負担するという応能負担の原則でした。年金やその他収入の多い方がその範囲内で多く負担し、収入の少ない方は少ない負担で利用できました。4月からは大きく転換され、利用したサービスに応じて負担するという応益負担となります。福祉サービスの大幅負担増の軽減が必要なのではないかお聞きします。

現在市内でデイサービスやショートステイ、ホームヘルパー派遣などの居宅介護の利用者の障害者の数ですが、47名です。そのうち本人負担は1名だけです。98%の方は無料です。家族などの負担がある方もいましたが、その方では、障害のある大人の場合の家族負担平均は月523円です。障害のある子供の場合、家族などの負担は平均月3,100円です。それが4月からは1割負担となります。福祉サービスの量を多く受けねばならない障害の重度の方ほど負担が重くなります。あるデイサービスの作業所では、今月まで無料であった方が4月から政府の幾つかの軽減措置を使ったとしてもおよそ1万2,000円の利用料を負担しなければなら

らないというのです。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起きることは必至です。国に対して負担上限額を引き下げるなどの減免策を一層拡充するよう求めていくことが必要ではないでしょうか。市も可能な努力を払って独自の軽減策を講じる必要があるのではないのでしょうか。医療費の自己負担増を食いとめるための手立ても必要ではないのでしょうか。

患者、障害者の命綱である公費医療負担医療制度も4月から大きく変わります。減免されていたのが原則今度定率1割負担となります。入院の場合は食費の負担も加わります。重い医療費負担のために治療を中断して病状の悪化や命に関わる事態が起きかねません。国や県に対して、制度を後退させるのではなく患者、障害者の実態に合わせて存続、拡充を図るよう求めていくことがとても必要ではないのでしょうか。

2番目に、実態に見合った障害認定と支給決定を進めることについてです。障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握するために、積極的な聞き取り調査や専門性を持ったスタッフの配置など、十分な調査、認定審査会の体制を整える必要があります。また、長時間介護を必要とする障害者に対して十分にサービスを保障すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3番目に、地域生活支援事業への財政支援の強化についてです。これは、市町村が行うガイドヘルパー、手話通訳派遣事業、地域活動支援センターなどが対象です。しかし、国の補助金を見ると本当にわずかであり、財政力の弱い当市、新庄市はサービス低下させられる恐れがあります。そこで、国の予算を大幅に増やし、市町村への十分な財政支援を行うように求めることが緊急に必要だと思います。また、地域生活支援事業の利用料は今

までどおり無料または応能負担による低廉な利用料とすべきではないでしょうか。障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしている小規模作業所への十分な財政支援を講じるべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

4つ目に、基盤整備を緊急に進めるためにお聞きします。障害者福祉計画策定に障害者の参画で地域の障害者の生活実態と利用意向などを十分に反映したものにしてほしいものです。その際、必要な財源は、緊急に必要なでないものは凍結するなどして公共事業の見直しをして確保していただきたいと思います。国に対しても障害福祉予算確保のために大いに意見をぶつけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

3つ目の質問です。地産地消、食の安全、自給を国ぐるみでということで、食育をということについてお聞きします。新庄産の農産物を地元で確実に消費することは、ガソリンなどのエネルギー消費を抑えて農家を育て、国土を守り、地域経済を潤すことになります。市の産直施設の賑わいは、関係者の日夜を分かたぬ奮闘と消費者の地元の安全なものを食べたいという願いにかなった取り組みであったからだと思います。ここで改めて関係者の御尽力に深い敬意を表するものです。

産直施設に行ってみますと、ふぞろいではありますが、とても安くていろいろな農産物が並んでいることに驚きます。スーパーでは見られない懐かしい食材が手づくりで出されています。新庄市の伝統的な食文化が学べる場と感じられます。一方、マクドナルドなどのファーストフードを毎日食べるアメリカは、約1億人の成人が肥満となっており、食の欧米化によって日本の大人も子供も肥満が急激に増えています。地域経済の上からも、市民の健康づくりの上からも地産地消による食育を市ぐるみで進めていくことが重要だと考えます。

そのために、1つは地元産米飯を週4日にし、本当は5日間にしていきたいんですが、どうしてもパンをとるのでありますので、パンにつ

いては安全な地元の米を使った米粉パンの開発利用をしてみてもどうでしょうか。日本人はたんぱく質も50%以上を御飯からとっていた時代がありました。そして、昭和40年前ごろは1日茶わんで6杯の御飯を食べていたそうです。パンを食べるようにさせられてから御飯が減り、平成9年にはわずか3杯程度に減ってしまったということです。人間はじっとしても茶わん9杯分のエネルギーが必要なのです。御飯にしてですが。御飯を控えるようになった日本人は脂肪やたんぱく質の摂取が増え、子供の成人病が生まれてきました。一方、アメリカでは日本の伝統的な米中心の食生活に注目し、栄養指導を行うようになりました。米の消費がアメリカでかなり伸びているそうです。御飯にこそ、米にこそ良質の栄養源があるということを再認識し、御飯とみそ汁中心の伝統的な食生活を子供たちに伝える立場にならなければならないのではないのでしょうか。

2つ目に、ジャガイモ、ニンジン、タマネギなどはどうやら毎日のようにどれかが使われるような気がします。給食用の計画栽培を考えてはいかがでしょうか。その他の地元の旬の野菜を最大限生かして献立づくりを進め、野菜、果物の地場産による自給率6割を目指してはいかがでしょうか。

3つ目に、学校給食だけでなく保育所、老人施設、病院などにも地元産の利用を進め、新庄産を食べる運動を広げるべきではないのでしょうか。

4つ目に、輸入加工食品では食育とは言えません。味覚をつくる乳幼児期、児童期はだしでうまみをとることが大切だそうです。化学調味料はアミノ酸と言われておりますが、この化学調味料は味覚障害を引き起こすと言われております。加工食品中心の食生活は工場任せの味覚ができ、味覚の育たない野菜嫌いの大人を生み出しています。小中高校生の10ないし20%が野菜なしの食事をしているそうです。野菜は、子供の嫌う酸味や苦味を伴います。これを食べられるようになるには、いろいろな野菜を料理して食べる機会を何回も何回

も持つことです。だしのうまみを取り、地産地消の多少ふぞろいであってもそれを生かしていく食育を進めるには、身分保障された市直営の調理師による手づくりの給食を保障することが重要ではないのでしょうか。

5番目には、中学校でも手づくりの温かい地産地消による学校給食をとということです。先の学校給食検討委員会のアンケートでは、中学校給食について、おおよそ子供と保護者はほとんど賛成、先生が半分賛成で半分反対とのことでした。全国では、公立中学校の約8割が完全給食を実施しています。生徒数で見ても約7割が完全給食を食べています。最上地域でも8市町村中やっていないのは2市町だけです。公的な栄養所要量調査で、給食のある日は栄養は充足しているが、給食のない日はビタミン、カルシウムが不足しがちだということです。親の貧困や経済的格差、これが広がっております。この中で手づくりの地産地消による温かい学校給食を提供することが地元への愛着を育む食の、そして心の教育ではないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

（八鍬長一助役登壇）

八鍬長一助役 大きく3点にわたっての御質問であります。

初めに、医療制度改革についてお答え申し上げます。この度の医療制度改革は、急速な少子高齢化の進行、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など医療制度をめぐる大きな環境変化に対し、国民皆保険を堅持していくための改革案として提出されております。医療制度をめぐる問題の中で医療費が増え続けている問題は、早急に対応しなければならない課題であります。新庄市の国民健康保険事業におきましても、平成6年度に20億円規模であった医療費は、17年度末見込みでは36億円と、わずか10年間で倍増に近い伸びを見

せていることは佐藤議員御承知のとおりと思います。反面、国保加入者の高齢化と低所得化の進行が著しく、保険料収入確保が厳しい状況となっております。これは全国の保険者も同様の状況であり、歳出の増大に見合う歳入確保のめどが立たず、事業運営に苦慮しているところもあります。

これらの現状を踏まえ、改革案は総医療費の抑制と将来的な保険制度統一の基礎をなすものとして提案されております。この点については、保険者として評価しているものであります。しかし、御指摘のとおり医療費適正化対策として被保険者の負担引き上げ案もあわせて盛り込まれております。特に高齢者の割合が高い国保についてはその負担増の影響が大きく、国保保険者として安易な負担割合の引き上げは好ましくないと考えておりますので、低所得者層と高齢者層に対し、国として積極的な財源負担をすべきであると思っております。

保険診療と保険外診療との併用のあり方、いわゆる混合診療に関する見直しに関しては、現行の特定療養費制度を今後保険導入検討医療と患者選択同意医療に再構築することとしております。従来より混合医療に踏み込んだ内容となっております。この見直しにより保険診療の原則が崩れることや過剰診療による不当な患者負担の増大などが懸念されておりますが、反面、従来全額自己負担であったものが見直し後は診察費等が保険給付となるため負担軽減になることや、被保険者の医療の選択肢が広がるなどの効果も期待されますので、今後の被保険者の立場に立った制度運用を期待するところであります。

国保税の滞納世帯の増加による保険証の交付制限について御懸念いただいておりますが、新庄市では、保険証の措置は各世帯の実態を勘案しながら措置を行っておりところでございます。特に医療が必要な世帯や社会的弱者がいる世帯については、医療の機会が失われることのないよう今後とも慎重に措置していく考えであります。

今後の国民健康保険制度の安定した運営を考えますと、医療制度の抜本的な統一と国庫負担の維持拡大が必要であります。全国市長会では、この度の医療制度改革案の中でも医療保険制度の一元化を目指す基本方針を明記させておりまして、国庫負担の維持拡大についても、平成20年度に発足する高齢者医療制度について、国及び県の主体的役割と財政支援を明確にすることや、国民健康保険の財政基盤を確立すべく抜本的な財政措置を講ずること、医療費適正化対策に対する保険者への財政支援措置を講ずることを意見書として既に国に提出しております。新庄市も同様の考えでありまして、この動きに連動して国保運営の安定化に向け要求していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、障害者自立支援法の関係であります。初めに利用料が払えずサービスが受けられなくなる事態が起きないようにする必要があるのではないかとありますが、これまでの支援費制度では利用者の多くの方が自己負担額はありませんでした。この度の障害者自立支援法は将来の介護保険との統合を見据えているものと考えられ、仕組みが介護保険と非常に似たものとなっております。すなわち利用者負担を原則1割とし、支払い困難な方へは軽減の措置を講ずるというものであります。1割とはいうものの、まずは世帯の収入等に応じて月額負担上限額が4段階に区分されて設定されます。その上限額の支払いが困難なときには、介護保険と同様に社会福祉法人による減免措置があります。この減免を受けてもなお支払いが困難で生活保護になりそうときには、生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置を行うこととなります。障害者の多くは年金収入が主な収入で、低所得の方が多いため、今後国に対して月額負担上限額を引き下げるなどの減免措置を強く訴え、国に制度そのものを見直すべき働きかけをしていくことが必要と考えております。

また、障害者自立支援医療制度についても新制

度の福祉サービスと同様に自己負担原則 1 割負担で収入に応じた段階的な区分による月額負担上限額が設定されています。なお、一定の負担能力がある人でも継続的に相当な額の医療費負担が生じる人及び重度かつ継続的な治療が必要な人にはさらに低い額の月額負担上限額が設定されておりまして、自己負担の軽減が図られているところでございます。

次に、実態に見合った障害認定と支給決定を進めることについてですが、福祉サービスを支援するための障害認定と支給決定に当たっては、平成 18 年度から新たに全国統一した障害程度区分認定調査を行い、市町村に設置する障害程度区分判定審査会による審査を経てサービス内容が支給決定されます。これまでの支給決定プロセスと異なりまして障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定し、客観的かつ公平な判断をしていく仕組みに変わります。支給決定の客観的基準が明確になることから、この判定により障害程度区分に応じた適切なサービスを支援していくことになります。

続きまして、地域生活支援事業への財政支援の強化ということですが、新制度のポイントの 1 つである利用者本位のサービス体系の再編によりまして、事業体系が介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の 3 つに見直されました。このうち市町村が行う地域生活支援事業には多くの事業が盛り込まれます。そして、市町村の判断で実態に合った福祉サービスを実施していくもので、これまで実施してきました事業をこの地域生活支援事業に位置づけて継続していく考えであります。小規模作業所の運営存続については、その実態をよく把握しておりますので、新事業体制移行を見守りながらできるだけの支援を図ってまいりたいと考えております。

最後に、基盤整備を緊急に進められたいということですが、障害者自立支援法で障害福祉計画の策定が義務づけられまして、18 年度中にその策定を予定しております。その際には障害者の参画を

得て、今回の制度変更及び利用者の意向を踏まえ、障害福祉サービスの必要量を見込んだ実施計画的な内容になるものと考えております。この策定結果を受けて国が必要な財源確保をしていくこととなりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

3 番目の食の安全、食育については教育長よりお答えいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 学校給食についてさまざまな御質問ありましたけれども、小中学校においては、先ほども申し上げましたように食指導については今後一層その充実を図ってまいりたいと思っております。

山形県において学校給食で使用する玄米は、地元産自主流通米を市町村限定で使用する方式と管内単位の県産自主流通米を使用する方式の 2 つがございます。当市では国の助成制度がある県産自主流通米方式を採用しておりますけれども、地元のおいしいお米を食べさせたいという地産地消の観点から、現在地元産米を使用する方向で関係機関と協議しており、平成 19 年度から実施する計画であります。

また、学校給食における米飯は、自校炊飯校では週 3.5 回、いわゆる隔週 4 回です。また、委託炊飯校では週 3 回で、パン給食とめん類との併用としております。児童の栄養バランスや嗜好を考慮しながら現行構成を今後も維持していきたいというふうに考えております。

米粉パンの使用につきましては、最上地域で製造しているところはなく、給食用パンと比較して単価が高いことと、安定した供給が難しいことから、現時点での導入は考えておりません。

次に、地元産の食材の使用等についての御質問ですけれども、これは地産地消の推進策としては佐藤議員の御提言もありましたけれども、教育委員会では給食の献立について毎月給食担当教員、学校栄養士、市調理師等から成る献立検討委員会

を開催しまして、旬の食材や地元産の新鮮な野菜、果物などを取り入れながら季節ごとに工夫して献立をつくっておるところでございます。これから地元産の食材をできるだけ使用していく考えがありますが、タマネギなどは当地での栽培に適さないものもありまして、地元産品がどれだけ供給可能となるかが大きな課題になると思われます。

次に、学校給食における給食提供のあり方についてでありますけれども、現在学校給食検討委員会の中で食指導のあり方、望ましい学校給食のあり方などを検討しておりまして、学校給食の将来像を確認しながら、そしてまた中学校給食実施の場合は給食の提供方法も含めながら総合的に今検討していただいております。それで、検討委員会からは平成18年度末までに報告を受ける予定でありますので、その報告を受けた上で学校給食における食育、地産地消のあり方なども含めた教育委員会としての方向性を定めてまいりたいというふうに考えておったところです。よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の地元産のものについてなんですけれども、地元産のとれたものを自給率6割を達成している自治体もあると最近聞いております。そういう目で見ると新庄市の場合は金額にして地元産のものを給食の中で何割ぐらいになっているのか、食材の中で、把握しておられたらお願いしたいと思います。

小野和夫学校教育課長 議長、小野和夫。

清水清秋議長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 地元産といった場合に、データとして集めているのは県内産というふうなことが1つございます。金額につきましては、現在データございませんけれども、割合としましては県内産の野菜の使用率は35.9%というふうなことで、平成16年度についてでございますが、そういうふうな結果になっております。あと、地場産、新庄

市内ということで、これは市内に限らず新庄、最上産というふうなことでのデータでございますが、これにつきましては16年度23.5%野菜類は使用されているというふうなことになります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これは地元の農業、新庄市の農業の場合は100%を超えている生産力、自給に合わせてみれば100%を超えたぐらい生産できる能力があるわけで、その多くが他のところに出荷せざるを得なくなっているわけなんです。他にいくのものもちろんいいわけなんです、地元で消費拡大になることがより地元にとってはガソリンなどを使わなくてもいいわけですし、また農業というのは工業と違いまして同じ規格のものを出すというのは本当に難しく、大量のふぞろいのもがあるわけなんです。そういったものも含めて地元で活用していくことになれば農業やる方々にとって非常に張り合いのあるものになるんじゃないかなと思うんです。そういう意味で6割、県産35%ということで、地場産23%ということですが、これらを6割に限りなく近づける、倍にする努力を私は農林行政とともにやっていく必要があると考えるんです。

特に産直の施設で頑張っておられる方々に声かければそのネットワークというのは非常に広いものがあると思いますし、その中でいつの時期に大量にとれるものは何かということを聞きながら献立を立てるというか、例えば農家であればナスがたくさんとれば毎日のようにナスがあるわけなんです。そういういい季節はやっぱり、ナスの季節にはナスを食べるというのがやっぱり私は食育では必要かもしれないと思います。きゅうりの季節でとれない時期のものは無理して食べる必要ない、むしろそれは体を冷やして温かくなるべきものを冷やして体に悪いとも言われています。そういう意味では旬の季節のものを献立に最大限生

かしていくということになれば非常に農家にとっても、投げてしまうかもしれないものが地元の学校に、あるいは病院に、保育所に入るとなれば非常にやりがいのある地域になる、子供たちも地元で今何がとれるかというのよく感じながら、畑を見ながら実はこれが給食に来るとなったときに意欲もわいてくるというか、それも見せることも教材になるわけですし、そういう意味で農林課とあわせてぜひ6割を目指して取り組む考えはないかお聞きしたいと思います。

小野和夫学校教育課長 議長、小野和夫。

清水清秋議長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 6割を目指してという御提言でありますけども、実際学校給食で野菜を使った場合、通年、年間通して使っているわけです。ジャガイモなどは夏場から秋口にかけて生産されるわけですが、冬も使っているというふうなことで、なかなか地場産のみに頼るというふうなことができない状況もございます。ただ、ゴボウだとか、里芋だとかナス、ニラ、白菜等々につきましては地場産、県内産が50%を超えているというふうな、そういう活用率になっております。私どもとしても学校給食において地場産の食材を使うという、そういう方向は大事にしていきたいというふうに考えております。市学校給食地産地消推進委員会というふうなことで教育委員会と農林課と、それから学校のPTA、調理師、栄養士、それから納入業者、卸業者も含めて何とか旬の食材を一番量の多くとれるときにそれを使うという、そういう考え方でやっていきたいというふうなことで相談会を持っているわけです。そういうふうなことでこれからもぜひ地産地消についてはできるだけ積極的に推進していきたいというふうに思っているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。ぜひお願いします。

それから、新庄産を食べる運動を広げるということで、他の施設にも新庄産の地元の利用を進めるということについてはお答えがなかったように思うんですが、いかがでしょうか。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 先ほど教育長ちょっと控え目といいますか、そういう答弁なさったんですが、非常に教育委員会として重要な判断をしたことがあります。地元のおいしいお米を、地元というのは新庄のおいしいお米を子供たちに19年度から食べさせるということです。地元のお米を食べさせるということで、そう言っていますが、それを今の学校給食の全体にいたしますと24トン、400俵に相当しますので、相当の地元産活用の効果が生まれるんじゃないかというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私は大変いいことだと思います。他の施設、保育所や老人施設、病院などの他の施設にも新庄産を食べる運動を広げてはいかかかということでお聞きしているんですが、どうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 地産地消につきましては、教育委員会のみならず私の管轄であります保育所等についても当然必要だと考えております。2月28日に給食の食材の関係の会議ございました。神室荘と福祉事務所、保育所の所長全員集まりましたが、その際においても地産地消については十分配慮するようにということで話し合いがなされたということでございますので、今後進めてまいりたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひお願いします。そのときに何%になったというふうに数字的にもあら

わせるようにお願いしたいと思います。

それから、続いて質問ですが、市では学校給食について民営化にすることを含めて考えておられるようです。しかし、民営化にするかというその背景には財政難があつて、お金を少しでも節約するにはどうするかというのが一番にあると思うんですが、食の教育としての給食を考えた場合には、効率化追及というのは合わないと思います。効率化追及を進めていきますと献立を複雑にしないとか、作業をなるべく減らすなどになってしまいまして、そうなりますと手づくりなどをできるだけしないような方向になっていき、加工や輸入食品に頼らざるを得なくなってしまうわけです。そうしますと、地元のものを利用したりするということができなくなって、大手加工食品メーカーや輸入商社の利潤追求に市のお金を使ってしまうことになってしまいます。それは農業破壊にもつながると思います。そういう意味では私は給食の民営化というのはやっぱり問題があると思うんですが、いかがでしょうか。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 先ほども申し上げましたように、給食の提供方法については学校給食検討委員会の方で公募の方々も含めて検討を今進めておるところです。その検討結果を受けまして、まず教育委員会の方でいろいろ検討させていただきたいということと、それから教育委員会だけでは到底これは難しいわけですので、他の課または民間の方々いろいろ御意見をいただきながら、最終的には市全体として決めていく方向かと思います。現在は今申し上げましたとおり検討委員会で進めている段階です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市全体としては民営化の方向で検討ということで今打ち出しております。しかし、実は安いかなとみんな思っているかもし

れませんが、直営の方が民間委託よりも安いという試算がされています。いのちをはぐくむ学校給食全国研究会の吉田真理子さんという栄養士だと思んですが、この方が雑誌で紹介していました。Y市ということである市の労働組合の資料で、これは教育長の方に先ほど渡しているんで、見ていただきたいんですが、このY市の場合、直営で行いますと半分くらいの経費で実施できて、委託料を現在の直営の欠員補充で充当してもおつりが来るということです。民間委託をこのY市でこのまま続ければ委託費は15年で12億円の経費割高になるとして……失礼しました。間違えました。別の区の話ですが、民間委託をこのまま続ければ委託費は15年で12億円の経費割高になる、こういう事実を突き付けて首長を東京地裁に告訴した杉並区の住民訴訟がありました。70名を超える住民が原告となり住民訴訟を起こして、民間委託は経費が高くつく、このことを裁判で認めさせました。意外なことだと皆さん思われると思いますが、民間委託は経費が高くつくというふうにこの場でも言われているんです。このことについてどう見られるか御見解をお聞きます。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 先ほどその資料見させていただきましたけども、もちろんそういう結果になった経過等についてはその資料だけでは到底判断できません。今Y市というようなことですが、その他の県内でもいろんな提供方法をやっているところがありますので、それらのいろんな資料を我々の方でも収集しながら、これからなお検討進めてまいりたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 給食というのは民間委託ということで今のところ経費節約のための対象にされておりますけれども、しかし本当に民間委託になった場合、食としての教育、給食が教育であ

るはずなんです。子供たちが一生何を食べていく傾向を持っていく人間になるのか、健康がどうなるのかという土台になる教育です。それを民間委託に、利益追求ですが、そこに利益追求の場に出してしまうということは、子供たちの命や健康を利潤追求に売り渡してしまうものになってしまうと私は思うんです。なぜ直営でやってよいというのかといえば、やはり私たちの税金を使って働く市の職員がどういう立場でやっているかといったら、全面的に市民のためにやってくれているわけです。全身全霊をかけて子供たち、仕事がもう利益じゃなくて子供たちのためにやっている、この仕事を利潤追求にさせてはならない、私はそう考えるんです。ぜひ慎重な御検討をお願いいたします。終わります。

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

清水清秋議長 明日14日から23日まで本会議を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、14日から23日まで本会議を休会とし、24日金曜日午前10時より再開いたしますので、御参集をお願いします。

本日は以上で散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3時50分 散会

平成18年3月定例会会議録(第3号)

平成18年3月24日 金曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

助役	八 楯 長 一	政策経営課長	武 田 一 夫
税務課長	設 楽 忠 良	市民課長	国 分 政 嗣
環境課長	鈴木吉郎	健康課長	星 川 基
農林課長	坂 本 孝一郎	商工観光課長	羽 賀 千 尋
都市整備課長	小笠原 謙 一	下水道課長	中 部 力
会計課長	矢 口 喜一郎	福祉事務所長	矢 口 孝
神室荘長	奥 山 栄	水道課長	高 橋 敦
教育委員長	伊 藤 輝 昭	教育長	佐 藤 博
教育次長	奥 山 芳 彦	学校教育課長	小 野 和 夫
生涯学習課長	大 江 雅 夫	生涯スポーツ課長	小 黒 坂 光 悦
選挙管理委員会 委員長	小 関 俊 也	選挙管理委員会 事務局長	田 口 五 郎

監 査 委 員 荒 川 修 也
農 業 委 員 会 齋 藤 友 一
事 務 局 長

監 査 委 員 渡 部 秋 夫
事 務 局 長

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長 田 中 紀 雄 総 務 主 査 森 隆 志
主 査 沼 澤 順 子 主 査 佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 1 8 年 3 月 2 4 日 金 曜 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

(予 算 特 別 委 員 長 報 告)

- 日程第 1 議案第 2 1 号平成 1 8 年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第 2 2 号平成 1 8 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 2 3 号平成 1 8 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 2 4 号平成 1 8 年度新庄市老人保健事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 2 5 号平成 1 8 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 6 号平成 1 8 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 2 7 号平成 1 8 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 2 8 号平成 1 8 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 2 9 号平成 1 8 年度新庄市水道事業会計予算

(総 務 常 任 委 員 長 報 告)

- 日程第 1 0 議案第 4 号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 号新庄市国民保護対策本部及び新庄市緊急対処事態対策本部条例の設定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号新庄市国民保護協議会条例の設定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号新庄市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第 1 5 議案第 9 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(文 教 厚 生 常 任 委 員 長 報 告)

- 日程第 1 6 議案第 1 0 号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号新庄市老人福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 2 0 議案第 1 4 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 2 1 議員定数検討特別委員長報告

日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程(第 3 号)のほか

日程第 2 3 議案第 3 0 号平成 1 7 年度新庄市一般会計補正予算(第 8 号)

日程第 2 4 議会案第 2 号新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。欠席通告者はありません。

なお、高橋市長より入院治療のため欠席願が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

予算特別委員長報告

清水清秋議長 日程第1 議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算から日程第9 議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長山口吉静君。

（山口吉静予算特別委員長登壇）

山口吉静予算特別委員長 おはようございます。

これより予算特別委員長の報告を行います。予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、簡単に報告申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算から議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算までの新年度予算計9件であります。この審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

審査につきましては、3月17日、20日、22日の3日間当議場において会議を開き、慎重に審査を行ったところであります。

まず初めに、議案第21号平成18年度新庄市一般

会計予算は、特に各委員より数多くの質疑があり、活発な論議が交わされました。討論の折、佐藤悦子委員より反対討論があり、また柴田忠志委員より賛成討論がありました。採決の結果、議案第21号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算の3件は、それぞれ質疑を行い、討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計予算は、質疑を行い、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第24号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計予算、議案第26号平成18年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の計4件は、特に質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが、予算特別委員長の報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算、議

案第28号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計予算の2件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。

よって、議案第21号並びに議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第24号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計予算、議案第25号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第26号平成18年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第27号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算、議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算の計7件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号の議案計7件は委員長の報告のとおり可決されました。

総務常任委員長報告

清水清秋議長 日程第10議案第4号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15議案第9号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案6件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長石田千與三君。

(石田千與三総務常任委員長登壇)

石田千與三総務常任委員長

おはようございます。それでは、私から総務常任

委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。審査のため3月14日午後1時30分より議員協議会室において委員8名出席のもと、助役をはじめ総務課、税務課より関係職員の出席をいただき審査を行いました。

初めに、議案第4号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。助役より説明をいただいた後に審査に入りました。本案は、今年度策定した新庄市定員管理計画に基づき定数条例を改正するもので、改正の内容は、現在の定数条例の428人を定員管理計画の基本年度である平成17年度の4月1日現在の職員数377人に合わせて改正するものである。今後の定数条例については、定員管理計画との整合性を保ちながら適時改正を行っていきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、定員管理計画について、10年間で310人とするというが、何を基準として設定したのかという質問に対し、総務課より、行財政改革大綱実施計画に基づく施設関係の民間委託や指定管理者制度、また退職者数などから年度ごとに試算した数字であり、これは変化することもあると思うが、310人という数字を上回らないようにやっていかなければならないと考えているとの答弁でありました。

他にもこの定員管理計画に関して指定管理者制度の質疑や人件費の抑制などについて質疑がありましたが、採決の結果、議案第4号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。助役より説明をいただいた後に審査に入りました。本案は、3点の改正点を含んでおり、1点目は国家公務員の給与に関する改正に鑑み、本市の職員の給与に関する改正、2点目は平成15年度から実施している新庄市の人件費の削

減を継続する事項、3点目が自治法の一部改正に伴い、災害派遣手当の一部を改正する項目であるとのこと。本市職員の給与制度の改正については、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改正が行われたことに鑑み、本市においても給与制度の改正を行うもので、主な改正は、給与構造を変更し、給与表全体の水準を平均4.8%引き下げを行うもの、また平成15年度から実施している人件費の削減については、平成18年度においても期末手当の削減等により人件費の削減を引き続き行うこととし、財政再建計画に取り組むこととするとの説明でありました。

さらに、国家公務員の50年ぶりの給与構造の改正ということで、その改正案の要点についての説明があり、1つは現行の8級制を6級制にすること、また1職1級制を確立すること、その格付については、新6級は課長、主幹、新5級は室長、担当主査、新4級は主査、新3級は主任、そして主事職は新1、2級となるとのこと。また、昇給時期については1月1日の年1回とすること、また平成18年度から実施される予定であった58歳昇給停止措置を廃止し、55歳を超える者の昇給を通常昇給基準の2分の1相当に抑制すること、また年功的な給与上昇を抑制するため、職務の階級において最高額を超えた昇給を廃止することとの説明がありました。

委員より、8級制から6級制に移行するわけであるが、その内訳はどうなっているのかとの質問に対し、総務課より、4月1日現在であるが、現8級の課長、主幹職は29名で、その方が新6級に移行する。次に、現7級の室長、担当主査、所長は72名で、そのまま新5級に移行する。現6級の主査、主任職は87人おり、現5級の主査職を合わせると99名が新4級になる。また、現4級の主任職と現3級の主事職一部が新3級に移るため、新3級は68名となる。また、新2級は38名、新1級は3名になるとの答弁でありました。

また、委員より、ずっと年功序列的な昇格をや

ってきたため、下の級の者が薄い感じがする。これは定員管理計画にも関わってくるが、この辺をもう少し考えなければならないのではないかと。また、今度は最高額が減ってくるわけであるが、その辺の影響額はどうなっているのかとの質問に対し、総務課より、現在最高額は44万9,600円であるが、これが新6級に移行した場合42万5,900円になる。しかし、現在の給料を保障しなければならないという判例があるため、3月31日にもらっていた給料は支払わなければならないことになっている。なお、現給補償を行った上でも4,252万2,000円の効果があるとの答弁でありました。

他にも人事院の調査基準について、また民間と地方公務員との格差についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号新庄市国民保護対策本部及び新庄市緊急対処事態対策本部条例の設定について並びに議案第7号新庄市国民保護協議会条例の設定についてであります。両議案とも関連があるため、一括して説明をいただいた後に審査に入りました。両案は、武力攻撃事態において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるように、国、都道府県、市町村及び関係機関の役割分担やその具体的な措置等について必要な事項を定めた武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、対策本部及び協議会に関して新庄市として必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものであるとの説明がありました。

委員より、本当に武力攻撃があった場合何ができるのか疑問である。協議会の一委員が武力攻撃を想定してやれるものだろうかとの意見に対し、総務課より、武力攻撃があった場合、その正面に立ってそれを排除したり、国民の保護を担うという役目は国、自衛隊の任務になっている。市町村の役割はその後方にあつて、市民の避難誘導が主

な任務になっており、そのための後方支援を行うことになる。このように国と市町村の役割分担がしっかりと分かれて対応されているとの答弁でありました。

また、委員より、武力攻撃により電気やガスなど被害に遭ったときの復旧計画や処理方法のマニュアルは国の方から来ているのか、つまり市民の保護に関する計画の内容、避難に関する措置や住民の救援に関することや武力攻撃に関することなどは誰が決めるのかとの質問に対し、総務課より、計画をつくるために協議会条例を今回提案したものである。県では今年度山形県国民保護計画を策定し、この2月に県議会に報告している。その県の国民保護計画に基づき、県内35市町村が18年度中に国民保護計画を策定する予定である。新庄市においても18年度策定するわけであるが、策定するに当たっては新庄市国民保護協議会という組織に原案を諮り、市長に答申していただく予定である。その原案についても市町村単独ではできないため、県の国民保護計画に基づいた形で新庄市の国民保護計画を策定する予定であるとの答弁でありました。

また、委員よりは、協議会の委員は30人以内となっているが、選ぶ基準はどうなっているのかとの質問に対し、総務課より、国民保護法の第40条に規定されており、1号委員は当該区域を直轄する指定地方行政機関の職員、2号委員が自衛隊に属する者、3号委員が市町村の属する都道府県の職員、4号委員が当該市町村の助役、5号委員が教育長、消防長、6号委員が市町村の職員、7号委員が当該市町村の区域にあって業務を行う指定公共機関の職員や指定地方公共機関の役員または職員、8号委員が消防団長など国民保護のための知識または経験を有する者となっている。これは地域防災計画と相通じるところがあり、防災計画の委員が30人となっているため、それに準じた形で30人以内ということで考えているとの答弁でありました。

他にも質疑はありましたが、採決の結果、議案第6号及び議案第7号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号新庄市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の設定について並びに議案第9号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。税務課より一括して説明を受けた後に審査に入りました。初めに、議案第8号については、法人市民税の均等割の課税免除を行うことにより特定非営利活動法人の設立、活動基盤の早期確立及び活動の推進を図るため提案するもので、その内容については、これまで減免措置を行っていた収益事業を行っていない特定非営利活動法人に加え、収益事業を行っていても当該収益事業に係る所得がゼロもしくは赤字の事業年度について均等割の課税を免除するものである。免除する期間は、現在存する特定非営利活動法人については平成18年4月1日から3年間以内、18年4月1日以降設立する法人については設立後3年間以内の該当する年度となっているとの説明でありました。

次に、議案第9号であります。提案の理由は、社会事業または公益事業を行う法人でない社団等に課せられる市民税を減免することにより、当該社団等が行う事業の推進を図るため必要な改正を行うもので、その社団等について、具体的には指定管理者制度導入に伴う児童センター、児童館の管理委員会が該当になるとの説明でありました。

議案第8号について、委員より、今まで減免されていた法人はどれくらいあるのかとの質問に対し、税務課より、今まで押さえているNPO法人は11団体であり、そのうち前の市税条例で収益事業を行っていない団体は1団体であった。それ以外の10団体については収益事業を行っており、均等割が課税されていた。そこで、今回の条例については収益事業を行っていても3年間以内で赤字の年があれば、その年については均等割を免除するという内容になっているとの答弁でありました。

また、委員より、この課税免除を受けるために必要な手続はどうなっているのかとの質問に対し、税務課より、事業年度終了後2カ月以内に法人市民税について申告することになっているが、あわせてその期限までに収支の状況や決算の状況などを記載し、課税免除の申請書を提出してもらうことになる。その際必要な書類としては、定款の写し、登記簿事項証明書、事業報告書、損益計算書などであり、それらの中身を審査して決定することになるとの答弁でありました。

議案第9号については、さしたる質疑もなく、採決の結果、議案第8号並びに議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第6号と議案第7号についてですけども、委員長の報告の中で市で保護計画を策定して市長に答申するということでしたけども、この保護計画を策定したときに議会に諮るのでしょうか。また、もう一つは、前に一般質問で今田議員の質問に対して基本的人権を守るというふうに言うておりましたけども、答えがあったわけですが、こういった基本的人権を守る、それから平和憲法を守る、これが保護計画の中に明文化されなければならないと思うんですが、そういったことは入るのでしょうか。

石田千與三総務常任委員長 議長、石田千與三。

清水清秋議長 総務常任委員長石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長 1点目の質問は、議会に諮るのかどうかということだと思います。それから、2点目、基本的人権はその中に盛り込まれているのかという質問と受けました。私ども委員会の方でいろいろこの件について、この件という

のはいわゆる国民保護に基づく条例の制定に関する件でございますが、この件について各委員からいろんな活発な意見が出ておりました。その中で今の件については保護条例を……失礼。これは、委員を市の方で委嘱をしていただいて、それからその方々の答申を頂戴して、それで市の方では行動に移るんだということのお話を頂戴して、今報告申し上げたとおりでございます。新庄市国民保護協議会という組織に原案を諮って市長に答申していただくと、そういうことでありますので、よろしくお願いします。

基本的人権云々については、委員会の中では特にそのことについての発言はございませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） この国民保護計画について議会での審議がなされるのかということについてはどうでしょうか。

石田千與三総務常任委員長 議長、石田千與三。

清水清秋議長 総務常任委員長石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長 委員会ではそのことには言及されませんが、こういうふうな条例とか新しく市町村が行動を起こす場合は必ず議会というものが関わってくるわけですので、その辺については佐藤議員は恐らくいろんな面で学習されておりますので、私どもの委員会で直接この件については触れませんが、そのことはひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議会での審議、新庄市の国民保護計画がここで話し合われたのがどういう内容になるのかということは、議会の審議内容にも思われます。また、これが市で国民を保護することということで、国民というか、市民を保護するための計画をつくるんだということですが、一たん武力攻撃事態法が発動した場合には国民保護を主導するのが市ではなくて政府であり、米軍、

自衛隊ではないでしょうか。そうしますと、市民を守るよりも米軍、自衛隊の活動が最優先される、そういう内容になるのではないのでしょうか。その点についての話し合いはあったでしょうか。

石田千與三総務常任委員長 議長、石田千與三。

清水清秋議長 総務常任委員長石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長 今回の総務常任委員会に付託された案件について審査した結果を申し上げたんですが、大もとになる国が国民の安全を守るんだということで、国、そして自衛隊、そういったつまり武力に関する件については国が直接当たるんだと、自衛隊、それで市町村についてはあくまでも後方支援であるんだということで、私先ほど御報告申し上げたとおりでございます。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論として佐藤悦子君。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番 (佐藤悦子議員) 日本共産党を代表いたしまして、議案第6号と議案第7号に反対の討論を行います。

反対の理由は、この条例がイラク戦争のようなアメリカの引き起こす戦争に市民を動員するためのものだからです。

私たちが知らない間に戦争のできる国づくりが着々と進められてきております。1999年に周辺事態法ができました。しかし、これでは自衛隊が武力行使はできず、米軍の後方支援に制限され、国民を戦争協力に強制動員することはできませんでした。2003年6月に自衛隊法が改正され、自衛隊の命令1つで民間の土地、施設、物品を使用し、医療、建設、輸送関係者を戦争に従事させることが決められました。そして、2004年6月に有事法制が成立し、罰則を付けて自治体や民間に戦争協

力を求める内容をつくりました。そして、2年以内に国民保護法を定めることが決められました。

2004年9月17日、特定公共施設利用法と国民保護法が施行されました。特定公共利用法は、有事の際に民間空港、港湾、海・空域、道路、電波の米軍や自衛隊による優先使用を保障した法律です。国民保護法は、米軍や自衛隊が軍事活動を自由に行えるようにするために、国民保護の名のもとに国民を統制、管理、動員する法律です。

2004年9月7日に政令で戦争協力が責務とされる指定公共機関160法人を決定しました。NHKやJRはもとより、民放や鉄道、船会社、バス会社、国立病院、日本道路公団、成田国際空港、NTT、電気通信会社、電力、ガス会社などその他です。1つの都道府県内で活動している事業者は、別に指定地方公共機関として各都道府県が2005年度中に指定することになっています。指定公共機関の具体的な対応措置として警報の放送、避難民の輸送、負傷者の治療、ライフラインの確保、復旧などが国民保護法に定められています。この国民保護法が有事に備え自治体に本部を設置させ、計画をつくらせ、運用を図っていくわけです。

この一連の法律には大変な危険な内容が盛り込まれています。それは、有事の判断がされるのがどこから攻撃を受けてから発動されるのではなく、政府が有事と予測したとき発動されるという内容になっているということです。この度のイラク戦争のように米軍が先制攻撃を始めたとき、日本政府がテロが発生するかもしれない、相手国から報復されるかもしれないと思い、武力攻撃予測事態、こう判断すれば自衛隊を戦闘地域に出動させ、米軍を支援し、この作戦に政府機関はもとより、自治体、民間企業、国民を動員することになってしまいます。国民保護法のもとで地域住民が米軍の戦争に巻き込まれ、協力を求められることになるのです。従わなかった場合は罰則を規定し、文字どおりの強制となっています。

大震災や大規模災害のときに政府や自治体が国

民の保護に当たらなければならないのは当然です。しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものです。その違いは、第1に米軍と自衛隊を最優先するための国民動員計画だということです。政府は、災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導すると説明しています。つまり有事法制に基づく国民保護や避難の計画は米軍や自衛隊が主導するところに最も大きな特徴があります。これまでの歴史を振り返ってみても、戦争における住民保護は、軍隊の軍事行動を最優先し、その円滑な実行を図るためのものでした。沖縄戦を見ればそれは明かです。住民の命よりも軍事行動が優先され、日本軍によって住民の集団自決まで引き起こされております。

第2の違いは、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画だということです。国民保護法は、地方自治体が住民の避難計画などの国民保護計画をつくることを義務付けていますが、地方自治体に作戦義務が課せられているのは住民避難計画だけではありません。病院や学校、公民館など地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供し、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくることになります。地方自治体を戦争協力の下請機関にするのが国民保護計画です。

第3の違いは、こうした国民保護計画は国民の自由と権利を侵害する計画になるということです。武力攻撃事態法は、憲法に保障された基本的人権、国民の自由と権利を制限、侵害する場合があることを公然と認めています。政府見解では、高度の公共の福祉のため、合理的範囲と判断される限りにおいてはその制限は憲法第13条などに反するものではないとしています。アメリカの戦争への従事命令や、国民の土地、建物の強制収用、物資の強制収用が国民の自由や権利の侵害につながることは明かです。こうした内容を含む国民保護計画が作成されれば、米軍と自衛隊の軍事作戦の必要性に応じて国民の自由と人権の制限が拡大され

ることは目に見えています。こうしたアメリカへの戦争への協力を高度の公共の福祉という口実で合理化することはできません。

以上のように、国民保護計画は災害救助における住民避難計画のようなものと思われがちですが、地方自治体に課せられるのは米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員する計画づくりが中心となるのです。平和憲法を守る、基本的人権を守るというのであれば、これからつくられる新庄市の国民保護計画に明文化されなければなりません。しかし、議会での事前審議もありませんし、何よりも一たん武力攻撃事態法が発動すれば国民保護を主導するのは地方自治体ではなく政府であり、米軍自衛隊です。新庄市の保護計画が市民の自由と権利を守り、平和憲法を守る保証はどこにもありません。

最後に、この条例案は新庄市の平和都市宣言に相入れないものであり、アメリカの戦争に協力することになる条例案だということです。否決すべきであると強く訴えて反対討論を終わります。

清水清秋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第4号新庄市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号新庄市国民保護対策本部及び新庄市緊急対処事態対策本部条例の設定については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号新庄市国民保護協議会条例の設定については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第16議案第10号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定についてから日程第19議案第13号新庄市老人福祉

施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金 利寛君。

（金 利寛文教厚生常任委員長登壇）

金 利寛文教厚生常任委員長 おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は議案4件であります。審査のために3月14日午前10時より議員協議会室において委員8名全員出席のもと、説明のため福祉事務所、それから神室荘より関係職員の出席をいただいて審査を行いました。

初めに、議案第10号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定についてと議案第11号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案については、関連しますので、一括して審査を行いました。福祉事務所から説明をいただいた後に審査を行ったわけですが、福祉事務所からは、議案第10号について、平成18年4月1日施行の障害者自立支援法に障害程度区分判定審査会の設置規定があり、その審査会の委員の定数は政令の基準に基づいて条例で定めなければならないため、委員の定数を5名以内とする条例の設定をするということ、委員の構成も保健福祉に関わる学識経験者という政令の基準があり、現在想定しているのは医師2名で、そのうち1名を精神科の医師、それから社会福祉士、介護福祉士、あと1名は理学療法士か作業療法士という説明でありました。

議案第11号は、審査会の委員の報酬を定める条例の制定で、現在介護認定審査会の報酬が2万1,000円以内という定めがあり、内容も介護認定審査会と似ているので、障害者程度区分判定審査会委員も月額2万1,000円以内で任命権者が定める

額としたという説明でありました。

審査に入りまして、委員から、委員の構成について、サービスの受け手である障害者やその家族が入った方がいいのではないかという意見がありました。これに対し福祉事務所からは、区分判定には客観的で専門的な知識が必要なので、現在想定している方が適当だと思ふということでありました。

また、委員から、5名以内というのはどういう基準なのかという質問があり、福祉事務所からは、1障害から1名以上の学識経験者で構成をし、偏りをなくするためでありますとのこと。また、現在設置されている介護認定審査会の委員は20名で構成されており、1グループ5人の4グループで審査をしているが、スムーズに審査が行われているので、それを参考にして、また障害者数から1グループ5人が適当という判断をしたという説明でありました。

委員から、審査会ではどういう審査をするのかという質問があり、福祉事務所からは、調査員が本人と面接をした内容及び主治医の意見書に基づいて第1次判定をする。その第1次判定を審査会で委員の専門知識と照らし合わせて第2次判定をし、区分を決定する。区分は6段階になる。障害者手帳の1級、2級を決める判定ではなくて日常生活の上でどの程度のサービス、支援が必要なのかという必要度を判定するという説明でありました。

その他介護保険法についての質問がありましたが、採決の結果、議案第10号及び議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを報告します。福祉事務所から、改正点の主なものは保険料の改正、区分の改正、そして激変緩和の措置の3つが主な改正点で、保険料の改正は来年度から3カ年にわたる改正で基準額が4万500円から4万7,300円に、改正率は16.8%の増加になるとのこと。次

の区分の改正は現在の5段階から1段階を増やして6段階になるとのこと。それから、激変緩和措置については、税制改正の老年者控除の廃止に伴い、所得が同じであっても負担の区分が変わって負担額が上がることもあるので、一気に上げるのではなく18年度と19年度の2カ年かけて緩和措置をするという説明でありました。

その他、減免措置の申請時期は普通徴収と特別徴収で異なっていたが、時期を統一するように改正をする、また保険料改正の根拠となる18年度から20年度までの3カ年の標準給付見込額の説明を受けて審査に入りました。

審査に入り、委員から、保険料が上がれば納付できない人が増えるのではないか、そのことをどうとらえているのかという質問があり、福祉事務所からは、給付費が伸びていることで保険料が上がることになる。それは、給付費の半分は保険料で賄い、あとの半分は国、県、市で補うというシステムになっていることによると。保険料を納められない人については、納められるように指導はしていくが、それでも納められない人については分割納付や生活保護も含めた生活相談をしていく。今後は予防給付などでなるべく重度にならないよう、あるいは介護の状態にならないよう努力をしていき、給付費を抑えていきたい。それと、今回は準備基金を取り崩してなるべく保険料が上がらないような予算措置をしたという説明でありました。

また、委員から、納期を早めることはできないかという質問があり、福祉事務所からは、保険料の算定区分は住民税の課税状況で決まってくる。そのため、住民税が決まるのは6月なので、7月の納期を早めることは難しいという回答でありました。

その他要望などがありましたが、採決の結果、議案第12号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第13号新庄市老人福祉施設設置条

例の一部を改正する条例の制定についてですが、神室荘から説明を受けた後に審査に入りました。神室荘からは、老人福祉法の改正により第3条の施設の目的を「収容、養護する」というのを「入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う」と改正したこと、これは従来は施設の入所者に対して安心して安全に暮らせる施設として運営を行ってきたが、入所者が将来介護をなるべく受けないような日常生活の充実に向け相談や支援を強化していき、入所者も施設内外の社会参加とともに心と体の健康増進を進めていくことを施設の目的となる。また、「収容」という字句は現在関係する法律などに使われていないため「入所」に改める。第5条については、省令の改正により「生活指導員」を「生活相談員」に、「介護職員」を「支援員」に改正をする。また、「用務員」は基準にはないので、削除をしたということです。これにより職員の人数については、総数についてはかわりはなく、4月から外部からの介護サービスが受けられることもあり、施設の目的に沿った入所者一人一人への相談業務を充実させるため、従来の枠の中で相談員の比重を高めた。その他老人福祉法の改正点についての説明などもありました。

審査に入りまして、委員より、施設の目的が「自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う」となったが、現実的に自立は可能かという質問があり、神室荘の現在は自立に向けて職員は指導や援助を行うが、身体が不自由で介護度の高い方々が多く、現実的には退所までつながるのは、なかなか難しい面があるということでありました。

その他老人福祉法に関する質問がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第10号新庄市障害程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第12号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号新庄市老人福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長 日程第20議案第14号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長小嶋富弥君。

（小嶋富弥産業建設常任委員長登壇）

小嶋富弥産業建設常任委員長 どうも御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案第14号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について1件です。3月15日午前10時より市役所3階議員協議会室において委員7名全員、また説明のため農林課より関係職員の出席をいただき審査を実施いたしました。

初めに、農林課より次のように説明がありまし

た。平成14年9月にオープンしたエコロジーガーデン内の交流施設、いわゆる産直まゆの郷から施設の使用料はいただいておりますでした。オープンから3年半経過いたしまして経営が安定してまいりましたので、これまで有料としてきた研修施設とあわせまして有料施設に加え、使用料を1カ月3万円、年36万円としたいとの説明でした。

委員からは、経営安定とありますが、安定の状況とはいかがなものかとの質問には、16年9月から17年8月までの1年間で売上高7,712万7,000円、来場者は7万2,509人、会員数も1号会員112名、2号会員10名、福祉団体3団体で構成され、開設以来順調に伸びてきているとの説明でした。月3万円の使用料の根拠はとの質問には、まゆの郷に係る維持管理費用は警備委託料と浄化槽関連費用など総額36万円で、また他の自治体の例でも収入の3から5％程度であり、月3万円、年間36万の使用料は妥当ではないかということでした。新庄市の持ち出し分はどうかとの質問には、電気料や水道料は子メーターを付けて実費でいただいているとし、除雪なども協議会でやっておりまして、警備委託料と浄化槽関連使用相当額を使用料としていただくと市の持ち出しは一切なくなるとの説明でした。

また、他の委員からは、今まで無料だったのが平等性に欠けていて、もっと早くから話し合いを持つべきだったのではないかという意見も出されました。

その他さしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告といたします。よろしく願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 1 議員定数検討特別委員長報告

清水清秋議長 日程第21議員定数検討特別委員長報告を議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。

委員長石田千與三君。

（石田千與三議員定数検討特別委員長登壇）

石田千與三議員定数検討特別委員長 それでは、私から議員定数検討特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

御承知のとおり、本特別委員会は新庄市議会における適正な議員定数を検討するため、平成16年9月定例会において設置されたものであります。以後9回の委員会を開催し、他の市議会の定数状況を調査したり、また各種市民団体の代表者と懇談会を開催し、市民は議員定数についてどのようにとらえているのかを伺ったり、またさらには各

会派内でもこの問題について協議をしていただくことなどでさまざまな角度から検討を重ねてまいったところであります。

委員の意見としましては、議会制民主主義を守り、さまざまな立場から行政をチェックしていくためには議員定数は減らすべきではない、定数削減の原因が財政難からくるのであれば、議会費全体の節約の点から議員報酬を2割削減し、また政務調査費や行政視察旅費を当面中止すべきであるという現状維持の意見、また議員の削減と議会の活性化の問題や議員の資質の問題などを考えた場合、2名削減がいいのではないかという意見、また全国的にも定数削減の最大の理由は財政問題から来ている、県内でも最近では寒河江市が18名に、また上山市は15名に削減している、新庄市の現在の難関を切り抜けるにはみんなが我慢をするときであり、今の社会情勢からいって最低でも4名削減、できれば6名削減すべきという意見、この特別委員会は新庄市の行政改革の中で議会自らも改革するべく設置されたという趣旨を踏まえれば、当然削減の方向で考えなければならない、また新庄市の財政難を考えれば4名減が妥当であるという意見、このように大方の委員は現在の市の財政状況を勘案すれば定数削減もやむを得ないという意見でありました。

本委員会としましては、あくまでも議員の定数について検討を進めてまいりましたが、先ほども御報告申し上げましたとおり議会費全体の節減についての意見も出されたところであり、その他にも定数削減はやむを得ないが、議会の活性化や議員の資質向上の観点から、調査研究費として支給されている政務調査費の額について検討願いたいとの意見なども出されたところであります。

先ほど議員定数について各委員の意見を御報告申し上げましたが、その数について採決を行った結果、賛成多数で4名削減の20名にすべきものと決したところであります。

以上で議員定数検討特別委員会の報告を終わり

ます。よろしくお願いいたします。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議員定数検討特別委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議ありますので、起立採決いたします。

特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、本件は特別委員長の報告のとおり決しました。

これをもちまして、議員定数検討特別委員会の審査を終了いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもちまして、特別委員会は解散いたします。

日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出について

清水清秋議長 日程第22閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会の活動について、各委員長より別紙のとおり閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

ここで追加案件がありますので、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 1 8 分 休憩

午前 1 1 時 2 5 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

清水清秋議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 御苦労さまです。それでは、これより議会運営委員長の報告を行います。

本日午前11時20分より議員協議会室において委員 7 名出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日の本会議における追加案件についての協議をいたしたところであります。

議案第30号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第 8 号）、議案第 2 号新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案 1

件、議会案1件の計2件を本日の本会議に追加することにいたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第30号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第8号）、議会案第2号新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案1件、議会案1件の計2件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号、議会案第2号の計2件を本日の日程に追加することに決しました。

ここで追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第23議案第30号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第8号）

清水清秋議長 それでは、追加日程に入ります。日程第23議案第30号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

助役八鍬長一君。

（八鍬長一助役登壇）

八鍬長一助役 議案第30号一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。一般会計補正予算

は、歳入歳出それぞれ1億1,711万円を追加し、補正後の総額は147億1,271万2,000円になります。

5ページの歳入ですが、10款地方交付税であります。3月15日に3月交付分の交付決定通知がありました。12月交付分を合わせた17年度特別交付税総額は6億9,803万6,000円であります。予算措置額5億8,000万円との差、1億1,803万6,000円を増額するものであります。

次に、14款、土木費国庫補助金であります。3月22日に国交省より臨時特例措置幹線市町村道除雪費補助金の内示がありました。内示額は4,650万円でございます。これは昨年度もございましたが、今冬の降雪に係る除排雪経費が全国的に平均を上回って執行されたことに対する国の臨時特例措置であります。

16款財産収入は4,742万6,000円の減額となっております。当初予算において1億円を計上いたしましたが、売り払い予定地の一部について応募がなく、財産処分見込額との差を減額するものでございます。

6ページの歳出であります。前段での歳入予算の増分、1億1,711万円を翌年度以降の財源調整のために財政調整基金に積み立てる予算の増額でございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御決定いただきますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第30号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 土地を売ろうと思っていたところが売れなかったというお話だったように思うんですが、売れたところと売れなかったところとあったというその理由などはどうなんでしょう。

武田一夫政策経営課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今回遊休地処分の公募を3カ所行いました。その3カ所以外に県に売却したり、あるいは地縁団体に売却したりというふうなところも3カ所ほどございますけれども、今回公募した谷地小屋の西部運動広場の跡地、それから泉ヶ丘分校の跡地、そして国立防災センター宿舍用地、その3カ所を公募しましたところ、国立防災センター宿舍用地と泉ヶ丘分校跡地には応募された方がいらっしゃいまして、それを売却しました。ただ、谷地小屋の西部運動広場については応募された方がございませんでしたので、それについては売却できなかったというふうなことでございます。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号平成17年度新庄市一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議会案第2号新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

清水清秋議長 日程第24議会案第2号新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石田千與三君。

（19番石田千與三議員登壇）

19番（石田千與三議員） それでは、私の方から説明をさせていただきます。お配りの議会案第2号について、これを朗読させていただきますので、よろしくお願いします。

議会案第2号新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月24日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員石田千與三、賛成者、同じく山口吉静、小嶋富弥、小野周一、新田道尋、森 儀一、今田雄三、各議員でございます。

別紙、裏側でございます。新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市議会議員定数条例の一部を改正する条例。新庄市議会議員定数条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「24名」を「20名」に改める。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

改正の理由。近年の新庄市を取り巻く社会情勢、行財政改革の推進等を考慮し、さらには議会の効率的運営に十分留意しつつ検討した結果、議員自ら率先して議員定数の削減をしようとするものである。

以上です。よろしくお願いします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論として佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 議員定数削減反対の討論を行います。

議員定数を大幅に削減することを求める市民が時々おられます。よく聞いてみますと、議員の活動の見えにくさや行政視察の観光的な部分などがテレビ、マスコミで取り上げられた行政視察のあり方などへの批判からのものが少なくありません。まして財政難の中での常任委員会や会派の政務調査費を使った行政視察への批判もあります。市民は議員活動の活発化を求めています。もっと市民に議会活動の報告を活発に行ってほしい、住民生活の聞き取りをしてほしい、生活相談に乗ってほしいと望んでいます。

市政を始めた昭和24年当時、新庄市の人口は3万965人、議員数は30人でした。2年後の初めての

選挙のときの議員1人当たりの有権者数は538人でした。かつては農家が大半を占め、有権者の意見もまとまっていたので、意見の反映がし易かったと思います。現在の人口は4万1,000人弱、議員数は24人、議員1人当たりの有権者数は1,380人です。2月末現在の有権者数で試算しました。これが20人に減らされると議員1人当たりの有権者数は1,629人です。現在は職場及び生活形態が多様化し、意見の集約が難しくなっています。かつてと比べると議員の活動が市民にとって見えにくく、議会が市民にとって遠い存在となっています。まして最近の格差拡大で生活困窮している方が増えています。議員数が少なくなつてはそうした市民の意見を議会に代弁して反映させることができにくくなります。議員定数の削減は、多様な地域の住民の意見を行政に反映させることができなくなります。議員定数削減は少数意見の切り捨てであり、民主主義否定につながると思います。

議員定数を削減することは、少数意見が切り捨てられるだけでなく、市政運営の無駄遣いや暴走をチェックするという議会の大切な機能を切り縮めることにもつながります。かえって無駄遣いを見逃すことにもなってしまいます。議会費の節約を言うならば、本俸2割削減、政務調査費及び視察研修費の当面凍結、こういったことを行うべきです。市民からは、議会が毎日勤務しなければならないものではないということと、市民の平均年収が約289万円だそうです。これと比較してという2つの理由から議員報酬が高いという批判があります。財政難を招いた市政運営を十分にチェックできなかった議会の責任もあります。議員の報酬削減が年収の5.6%程度では少ないという批判が議会に寄せられています。本俸20%程度の削減を検討すべきではないかと思います。15年度決算との比較で報酬削減の効果は、20%削減しますと約3,100万円の節約です。さらに、行政視察や政務調査費の節約を進めれば議会費だけで約3,400万円もの節約ができます。定数4名削減よりもはる

かに大きな節約ではないでしょうか。

以上、反対討論を終わります。

清水清秋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に討論なしと認めます。よって、
討論を終結いたします。

これより採決したいと思います。これに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第2号新庄市議会議員定数条例の一部を
改正する条例の制定については原案のとおり決す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議会
案第2号は原案のとおり可決されました。

閉 会

清水清秋議長 ここで助役よりごあいさつがござい
ます。

助役八鍬長一君。

(八鍬長一助役登壇)

八鍬長一助役 3月定例会、慎重審議をいただきま
して、市長が提出いたしました案件のすべてを御
決定いただきまして、誠にありがとうございました。
市長と十分連絡をとった上でお答えしたつも
りではありますが、決定いただきました予算並びに
単行議案の執行に当たりましては、議論経過を十
分受けとめながら執行してまいりたいというふう
に考えております。

3月定例会、本当にありがとうございました。

清水清秋議長 以上で3月定例会の日程をすべて終
了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 遠 藤 敏 信

〃 〃 中 川 正 和

予算特別委員会記録 (第 1 号)

平成 1 8 年 3 月 1 0 日 金曜日 午後 2 時 3 1 分開議

委員長 山 口 吉 静

副委員長 高 山 和 男

出 席 委 員 (2 3 名)

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	山 口 吉 静	委員
3 番	星 川 豊	委員	4 番	奥 山 省 三	委員
5 番	斎 藤 敏	委員	6 番	斎 藤 義 昭	委員
7 番	渡 部 平 八	委員	8 番	清 水 清 秋	委員
9 番	小 嶋 富 弥	委員	1 0 番	小 野 周 一	委員
1 2 番	佐 藤 隆	委員	1 3 番	新 田 道 尋	委員
1 4 番	沼 澤 恵 一	委員	1 5 番	中 川 正 和	委員
1 6 番	森 儀 一	委員	1 7 番	柴 田 忠 志	委員
1 8 番	下 山 准 一	委員	1 9 番	石 田 千 與 三	委員
2 0 番	平 向 岩 雄	委員	2 1 番	亀 井 信 夫	委員
2 2 番	今 田 雄 三	委員	2 3 番	高 山 和 男	委員
2 4 番	金 利 寛	委員			

欠 席 委 員 (1 名)

1 1 番 遠 藤 敏 信 委員

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 主	長 田 中 紀 雄	総 務 主 査	森 隆 志
	査 沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

斎藤義昭臨時委員長 それでは、ただいまから予算特別委員長の互選を行います。

委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまで、私が臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は22名であります。

これより予算特別委員会を開きます。

委員長の互選

斎藤義昭臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により、指名推選によることとし、臨時委員長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤義昭臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に山口吉静委員を指名いたします。(拍手)

ただいま臨時委員長において指名いたしました山口吉静委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤義昭臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口吉静委員が委員長に当選されました。

それでは、委員長と交代いたします。御協力あ

りがとうございました。(拍手)

(臨時委員長退席、委員長着席)

山口吉静委員長 ただいま予算特別委員長に当選いたしました山口吉静でございます。よろしくお願いいたします。

副委員長の互選

山口吉静委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定によりまして、副委員長の互選を行います。お諮りいたします。

副委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により、指名推選にすることとし、委員長において指名いたしたいと思えます。これに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に高山和男委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました高山和男委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高山和男委員が副委員長に当選されました。

散 会

山口吉静委員長 3月17日金曜日午前10時より予算特別委員会をこの議場において開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後 2時35分 散会

予算特別委員会記録 (第 2 号)

平成18年3月17日 金曜日 午前10時00分開議

委員長 山 口 吉 静

副委員長 高 山 和 男

出 席 委 員 (2 4 名)

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	山 口 吉 静	委員
3 番	星 川 豊	委員	4 番	奥 山 省 三	委員
5 番	斎 藤 敏	委員	6 番	斎 藤 義 昭	委員
7 番	渡 部 平 八	委員	8 番	清 水 清 秋	委員
9 番	小 嶋 富 弥	委員	1 0 番	小 野 周 一	委員
1 1 番	遠 藤 敏 信	委員	1 2 番	佐 藤 隆	委員
1 3 番	新 田 道 尋	委員	1 4 番	沼 澤 恵 一	委員
1 5 番	中 川 正 和	委員	1 6 番	森 儀 一	委員
1 7 番	柴 田 忠 志	委員	1 8 番	下 山 准 一	委員
1 9 番	石 田 千 與 三	委員	2 0 番	平 向 岩 雄	委員
2 1 番	亀 井 信 夫	委員	2 2 番	今 田 雄 三	委員
2 3 番	高 山 和 男	委員	2 4 番	金 利 寛	委員

欠 席 委 員 (0 名)

出席要求による出席者職氏名

助 役	八 鉦 長 一	政策経営課長	武 田 一 夫
税 務 課 長	設 楽 忠 良	市 民 課 長	国 分 政 嗣
環 境 課 長	鈴 木 吉 郎	健 康 課 長	星 川 基
農 林 課 長	坂 本 孝一郎	商工観光課長	羽 賀 千 尋
都 市 整 備 課 長	小笠原 謙 一	下 水 道 課 長	中 部 力
会 計 課 長	矢 口 喜一郎	福 祉 事 務 所 長	矢 口 孝
神 室 荘 長	奥 山 栄	水 道 課 長	高 橋 敦
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	佐 藤 博
教 育 次 長	奥 山 芳 彦	学 校 教 育 課 長	小 野 和 夫
教 生 涯 学 習 課 長	大 江 雅 夫	学 生 課 長	小 黒 坂 光 悦
選 挙 管 理 委 員 長	小 関 俊 也	選 挙 管 理 委 員 長	田 口 五 郎

監査委員会
農業委員長職務代理者

荒川修也
斉藤純一

監査委員会
農業委員長
事務局長

渡部秋夫
斎藤友一

事務局出席者職氏名

局長 田中紀雄
主査 沼澤順子

総務主査
主査

森隆志
佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算

開 議

山口吉静委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席通告者は佐藤隆委員が午前中欠席であります。なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより予算特別委員会を開きます。

当予算特別委員会に付託されました案件は、議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算から議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算までの新年度予算計9件であります。

質疑につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて行います。また、特別会計及び水道事業会計は、歳入歳出を一括して質疑を行います。

質疑は、必ずページ数と款項目及び説明欄の具体的な事業名を発言してからお願いいたします。なお、質疑は簡明をお願いいたします。また、質疑は答弁を含め1人30分以内と申し合わせをしております。

特別委員会は、3日間にわたり開催されますが、初日、2日目につきましては午後5時ごろをめどに進めていきますので、御協力よろしくお願いいたします。

議案第21号平成18年度新庄市 一般会計予算

山口吉静委員長 それでは、これより審査に入ります。

議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算を議題といたします。これより質疑に入ります。初めに、歳入について質疑ありませんか。

20番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番(平向岩雄委員) 12ページ、1款2項でございます。市税、固定資産税関係でございますが、市税全体で前年対比6,778万6,000円、率にいたしまして1.6%減少しているわけでございますが、その中で内容を見ますと、固定資産税が1億2,603万3,000円の減少というふうなことでございます。それで、課税の標準額では、土地関係につきましては、土地の評価替えというふうなことで下がることが理解できますけれども、家屋につきましては68億5,054万円の課税標準額の減少と、こういうふうなことでございますが、家屋の評価につきましてどのような手法でこのような減少になったのかというふうな内容を御説明いただきたいと思います。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 固定資産税につきましては、今年度といいますか、平成18年度が3年に1度の評価替えの時期でございます。平成17年度中に評価替えの作業を実施しました。その中でただいまの質問は家屋の評価というようなことの質問でございますが、家屋につきましては前基準年度、15年度の基準年度でございますが、その基準年度の評価額に対する再建築費評点補正率というふうなものがありまして、実際に再建築費というふうな考え方でその補正率が木造家屋で98%、それから非木造の家屋で0.95、95%というふうな評点の補正率がまずございます。

さらには、18年度の基準年度においては、経年減点補正率というふうなものがございまして、家屋の新築からの経過年数によりまして経年の減点補正率が0.80から0.20の間でその補正率がございます。そういったことのこの経年減点補正率も含めると、平成18年度の家屋の基準年度における評価につきましては、木造家屋で約8%の減額、そ

れから非木造では約11%の評価額の減額になりました。

また、前年度といいますか、平成17年中の新築家屋の状況でございますが、新築家屋につきましては17年中の建築においては、16年、前年と比較して木造家屋では12%の減、それから非木造につきましては大規模店舗と工場等が建設されましたので、16年の約3倍の増加でございました。両方、木造家屋と非木造家屋を合わせた全体としては、新築家屋につきましては約66%の評価額の増となっております。こういった全体的な評価をしておりますが、非木造の家屋につきましては建築年数が古いものが多いというようなことで、経年減点補正率が大きく影響している状況で、評価額に対するマイナス面で大きな影響を及ぼしているという状況でございます。

さらには、農工法での課税免除の適用となる法人の、固定資産税の課税免除の法人の該当が前年度より65%増の見込みでございますので、この農工法に伴って税収減が、税収といいますか、これは交付税で一部措置されるわけですが、税収の面では減収の要因の一因となっている状況でございます。評価替えに伴って、特に非木造が古い建物が多いといいますか、建築してからの年数が長い建物が多いというふうなことで、経年減点補正率がより大きく影響したという状況の中で、家屋の課税標準額が落ち込んでいるという状況でございます。

以上です。

20番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番(平向岩雄委員) ただいまの説明の中で現在あるもの、耐用年数がかなり経過しておりますが、これを建て替えた場合にどれだけかかるかというふうな、いわゆる再建築費で計算する様式があると、こういうふうなことでございますが、その内容についてもうちょっと詳しく説明いただきたいと思いますが。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 固定資産税を評価する場合には、再建築費というような考え方で固定資産税を家屋については評価をしている状況です。そういった中で、新築されてから年数が経過しているものについては、その経過した年数に伴って再建築費評点補正率、いわゆる1.0以下の減額の評価の補正率が掛けられて求められてくるわけです。ですから、最初100で建築されたものが3年たった場合には、3年目の場合は幾らというふうに決まっています、それが70とか、0.7とか0.6というような補正率が掛けられて評価されるというふうな評価の仕方でございます。今申し上げたのは減点補正率です。再建築費評点補正率というふうなものにつきましては、今ある建物が再度建築された場合に幾らかかるかというような評価の仕方になります。そういった評価したものを経年減点補正率という先ほど説明しました新築後の経過した年数に伴う経年減点補正率を掛けまして評価替えを行ったというふうな経緯でございます。

20番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番(平向岩雄委員) 最後に、耐用年数についてお伺いしますが、税法では木造の場合は30年、鉄筋コンクリート60年というふうな規定があるわけですが、本市の場合の耐用年数はそのとおりでございましょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 ちょっと耐用年数につきまして、そこまでちょっと今承知していませんので、後で調べてお答え申し上げます。

20番(平向岩雄委員) 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番(平向岩雄委員) 終わります。

6番(斎藤義昭委員) 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭委員) 今平向委員の質問に関連して御質問いたしますが、12ページの固定資産税についてでございます。今減額した内容を聞きましたが、やはり造成地域と違って、造成地域の場合次々と新しい建物が建ってくるわけです。当然税収も上がってくるわけなんです、こういう減少地域においてはそういう新しい建物はどうしても増えてこない。さらに、評価替えごとに建物が古くなって評価が下がるわけで、評価替えごとに税収が落ち込むと思うんです。そうなった場合、固定資産税というものは税収の大きな柱の1つです。したがって、市の運営のためには余り税収が落ち込めば何かを考えざるを得ない。そうした場合、例えば今100分の1.4の課税になっているんですが、これは上限が多分2.1%だと私記憶しております。したがって、税収が余り落ち込みが大きい場合、この1.4%というものを変えるような方向に行くのかどうか。

それから、もう一つ、県内の他市町村、それから最上郡内の町村と比較して一定した課税というか、1.4%というか、他の立場で上下があるのかないのか、それをひとつ確認したいと思います。

それから、もう一点なんです、16ページの1目ゴルフ場利用税交付金800万円なんです、100万円増額になっています。これは、努力によって増額するんだという内容だと思うんですが、ただ舟形の問題がありますね。県営のゴルフ場、あれは廃止するといろいろ昨年あたり騒ぎました。県でも民間に委託して県の財政を補うことをやめたいと。ただ、民間に委託した場合は不足分は県では補助しないと、こういう内容だったと私は新聞で記憶しておりますが、この100万の増額というものは舟形のゴルフ場と関連があつてこういう増額が出てきたのか、その点をお聞きしたい。2点だけです。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 固定資産税の税率につきまして

は、今斎藤委員さんがおっしゃられたように1.4%でございます。これにつきましては、郡内の町村も同じ税率の1.4%であります。それを最高税率、2.1%でございますが、その範囲内で引き上げる考えがないかということでございますが、今のところは標準税率の1.4%でいきたいというふうに考えてございます。

それから、ゴルフ場の利用税の交付金でございますが、このゴルフ場利用税につきましては、一度県の方に収入されて、県の方から交付金という形で市の方に来るわけですが、新庄市では飛田のアーデンゴルフがまずほとんど占めてございます。今年度企業の努力によりまして若干利用者が伸びておりますので、その辺今年度の伸びを勘案して一応昨年の当初予算に比べて約100万の増というような形で予算計上した次第です。

6 番(斎藤義昭委員) 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭委員) ほとんどの町村が1.4%でくつわを並べた状態でやっているということなんです、もし税収が本当に落ち込んで大変だなどいう場合、新庄市が1.6とか1.7とか上げることは可能なんですか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 最高税率までの範囲内で条例改正されれば、上げることは可能でございます。

6 番(斎藤義昭委員) 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭委員) 終わります。

2 2 番(今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番(今田雄三委員) 第1点目は9ページの第10款なんですけども、この中で今までも一般質問でもお話ししてきましたが、三位一体の改革ということで今国の方でも進めています。そういう中で16年度は43億7,000万という交付、そして昨年から45億という金額が交付されているわけです。

その交付された中身についてもただ単にこれが交付されているというような理解はしていません。そういう意味では、地方6団体の努力が一生懸命あってここまで来たというふうに思います。これからそういう努力があるのかないのかお聞かせください。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 地方交付税の関係でしょうか。三位一体の改革の第1期が終わって、今度は第2期に入るといふにいられています。その中で国と地方がきちっと協議をして三位一体の改革をさらに進めていこうというふうな地方6団体の申し入れもあって、これを国が受けてそうするような方向性というのが出ているというふうには考えていますけれど。

22番(今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番(今田雄三委員) 私たちのところでも一時随分金が減らされてまして運営が困難という状況もありましたから、そういう気持ちを忘れないで今後も努力していただくように御要請申し上げます。

それから、次に14ページの入湯税なんですけども、この中で宿泊の見込み客数というものがあります。前年度の予定では1,061人ということの人数があったわけですが、今回は176人ということで、この中身というものはどういうふうな根拠をもとにしてつくられておるのかお聞かせください。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 入湯税の見込み客数につきましては、日帰り、宿泊とも17年度の申告に伴う利用者数を考慮して18年度の見込み数を算定してございます。

22番(今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番(今田雄三委員) 日帰りの方は、大体昨年は8万5,000人ということで見込んでおりました

から、そんなに変わりはないんですけども、宿泊の見込み数が1,061人から176人といいますと、この前の質問に対しては4事業ということでありましたが、その4事業の中の宿泊施設になりますと限定されてきます。そういう意味合いでは、客数がこんなに減っていいのかなと心配があるんですけども、そういう物の見方でよろしいのでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 17年中に1事業者が一応閉められたということで、閉鎖したということで、まず1つは落ち込んでいますし、年々宿泊の客数が17年度の申告を見ますとほとんどいないというような状況でございまして、17年度の申告の宿泊見込み数を勘案して18年度の見込み数を計上したところでございます。先ほどの繰り返して申し訳ありませんが、17年度でもう相当落ち込んでいるという状況でございまして、こういうような計上をさせていただいている状況です。

22番(今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番(今田雄三委員) 閉鎖という1つの事業もあったということですから、大変寂しい限りなんですが、やはり活気を戻していただいて、また改めた申告がされるように希望してやまないところであります。

次に、17ページの民生費負担金についてであります。滞納繰り越し分というものが3つほどあります。これらの状況というのが、親御さんにとっても大変な生活というふうに理解しますが、この繰り越さざるを得なかった1つの中身、状況はいかなのでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 使用料の滞納繰り越し分の御質問ですけども、一つ一つについての理由は承知しておりません。収入確保については今後努力

いたします。

以上です。

2 2 番 (今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三委員) 今リストラやそういう給料の減少、そういうもので大変御難儀している家庭が多いようです。そういう中身のあらわれかなというふうには私は理解しているんですけども、そういう意味合いではこれらの予算は今回組みましたけども、これがもっと多くなるという予算が組まれないように考えるために何か方策などがありますか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 考え方でございますが、いろんな方面にわたると思います。例えば雇用の施策等多方面にわたりますので、市としても例えば商工観光課との連携とか、あるいはいろんな方策がございますので、それらをいろいろ勘案しながらなるべく滞納が出ないようにということで進めてまいります。

2 2 番 (今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三委員) 終わります。

1 7 番 (柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

山口吉静委員長 柴田忠志君。

1 7 番 (柴田忠志委員) 1 点だけお聞きします。

14 ページ市税、都市計画税であります。前段で平向委員なり斎藤義昭委員さんから固定資産税の方でお聞きになっておりますが、私は都市計画税の1,783万円の前年度比減額になっておりますが、例えば税の公平性を考え合わせる場合はこの都市計画税の白地の部分が新庄市にあるわけであり。円満寺地区はいろいろと土地改良区等いろいろな難しい面があるのは承知しておりますが、それらを今いろいろな開発行為、大型店等ひしめき合っている中で、やはりこの都市計画税を徴収するような手立ては講じられておるのか1つ。

もう一点は、小檜室の方も民間の造成などによりかなり好評な推移を見ておるわけですが、その近辺の例えば川西、また桧町のその辺の増収というか、都市計画税の計画はどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 都市計画税につきましては、用途地域で色染めされているわけですが、その色染めされている用途地域に対して固定資産税の課税標準額の100分の0.3、0.3%で課税しているわけです。ただいま御質問の円満寺地区、それから小檜室、それから川西の一部につきましては用途地域に入らない部分がございますが、用途地域の見直しをされて用途地域として色染めされれば当然都市計画税が課税されるということになります。

ちなみに、前にも柴田委員さんからそういうような課税された場合に幾らぐらいになるのかというふうなお話もございましたので、もし用途地域になった場合はどのぐらいの試算になるかということで試算をしてみました。まず、前提が現在開発されている状況が前提として試算してみますと、川西町地区では小規模な3地区で、小檜室においては一部宅地造成しているところがございますので、その部分を含めて試算してみますと、土地と家屋合わせて約100万ぐらいの都市計画税が用途地域に指定されれば見込まれる状況です。また、円満寺地区は白地の部分が面積も大きくございますので、しかも大型店等も立地している状況でございますので、円満寺地区につきましては土地、家屋合わせて約1,100万ぐらいの都市計画税が見込まれるのではないかなというふうな試算をしているところです。

以上です。

1 7 番 (柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

山口吉静委員長 柴田忠志君。

1 7 番 (柴田忠志委員) 今のおおよその概算をお示しいただきましてありがとうございます。これ

は、単に税務課だけの問題でなく、市全体としての取り組み事項だと思います。新しくなられました助役さんはじめ、いろいろ担当課の方で速やかなそういう路線なりなんなりを御計画を要望いたしまして終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 3ページのこれは使用料及び手数料の証紙収入、これはごみ袋とかそういったたぐいかと思いますけども、それを扱っている商店とか取扱店があるわけですけども、そういう方たちが市民の方からの要望で大きいごみ袋あるいは小さいごみ袋、そういったものを取りそろえて用意しているわけですけども、それを担当する課のところに仕入れというか、頂戴に來なさいいけないということで、いわゆる交通の手段が車等を持っていない商店のような取扱店が非常に不便な思いをしているという話を聞いておりますけども、こういうふうな取り扱いについてもう少し便宜が図れないものかという話が出ておりますが、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 原則的には市の方に来ていただくというふうな形で今売りさばきをやっているところでございます。小さな商店とかございますけども、それらの方々についても今現在では来ていただいているところでございます。今後ともそういった業者と話ししながらよりよい方向に持っていければというふうに思っているところでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 市民と行政の中に入っ
て証紙、つまり袋そのものが税金に値するわけ
ですから、その取り扱いをするんだということで

いろいろ中に入って苦勞されているという話を聞くもんですから、できるだけそういう方々の、中に入っている人たちの品物の販売だというふうな認識でない、つまり証紙を扱うんだと、収入印紙とかそういったのと同じたぐいかと思いますけども、そういうふうなことでいわゆる取り扱い手数料が利率がよければいいんでしょうけども、そんなに利率がないという中での取り扱い業務ということになりますので、できるだけ負担のかからないような方法を考えていただければなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、14ページ、先ほど入湯税の話が出ました。この中で滞納繰り越し分の入湯税の滞納繰り越し分1,000円というふうになっておりますけども、これの根拠とその内容、説明をお願いします。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 入湯税につきましては、今まで決算と一般質問等でも御質問を受けまして御答弁申し上げているところでございますが、18年度の予算の中での滞納部分の1,000円の計上というのは存目計上でございます。というのは、まだ年度途中でございますので、できるだけ年度内で収入未済額につきましては納付されるように努力をするというようなことで予算……18年度の当初予算にはその分の見込額を計上しなかったということでございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 前年度分に対するいわゆる滞納額とか、そういったものについては、他の項では大体同じ額というか、滞納されている額がのっているわけです。今回見ますと、今までもそういうことがあったかと思うんですけども、つまり努力をされて年度内に解消するんだということでこれはゼロに近いと、ゼロに近い数字で収納するんだということでこういうふうな予算計上になったんだというふうに理解してよろしいんです

か。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 石田委員さんがおっしゃられた考え方で予算計上を存目計上というような考え方で計上いたしました。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 議会では何度となくそういうような話が出ているんですけども、こういうふうな話を申し上げると非常にきつい言葉になるかもしれませんが、まずはお許しをいただいて、せつかく3月限りで円満退職をされるんだと、今まで何十年も勤められた税務課長にこんなことを申し上げるのは非常に酷なような感じがするんですが、年度内にきれいにしていくというふうなお気持ちでおられるという、そういうふうなことを聞いて大変うれしく思っておるんですが、ぜひ実現、実行されればありがたいと思います。よろしくお願いします。この件についてはよろしくお願いします。

それから、17ページの児童館等の使用料のこれも滞納繰り越し分、16万5,000円とあるんですけども、この内容等についてちょっと説明願います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 申し訳ございませんが、内訳の数字が手元にございませんで、後ほどお知らせしたいと思います。

11番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

11番(遠藤敏信委員) 予算書18ページ、教育使用料のことについて伺います。

3月1日作成という課の行動計画書のB表というふうなものの103ページによれば、施設利用者数、これは全施設ですけれども、平成16年度実績40万7,665人、平成17年度目標42万人、施設利用者数は増えているというふうなことを目標として掲げま

した。その下、ずっと地区公民館管理業務、図書館管理業務、市民プラザ管理事業、そういうふうなものを見ても、生涯学習が快適に行われるような場と機会を提供する、成果として利用者は増加しているというふうなことがあります。文化会館管理事業においても生涯学習が快適に行われるような場と機会を提供するとして、成果として利用者は増加しているというふうなことを掲げておりますが、本年度は187万4,000円減額というふうなことを掲げておりますが、この根拠はいかなるものでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 生涯学習施設の使用料につきましては、これまでの実績、それから予約の状況等を勘案いたしまして算出しているところでございます。ちなみに、個別である程度追ってはおりますけれども、市民プラザにしますと人数的な問題もあるんですけれども、使用料のこれまでの実績というふうなことございまして、月額平均約75万6,000円と、掛ける12カ月分というふうなことで勘案していますし、さらに文化会館につきましては月額77万5,000円ぐらい掛ける12カ月というふうな点が出ております。それらのような数字に基づきまして、概算で使用料の見込みをしております。確かに使用人数は増えてはおりますけれども、かなりやっぱり減免とか、そういう活動団体の数もございまして、実績的に見ましてこのような使用料をこの度組ませていただきました。

生涯学習施設の方は以上です。

11番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

11番(遠藤敏信委員) 使用料収入に頼って運営をやっていくというふうなことが、非常に利用者との関係で難しいというふうなことがわかります。文化会館についてもやがて指定管理者制度に移行するというふうなことで、楽でないというふうな

中でのやりくりというふうなことは理解できるんですけども、おととい、3月15日の山形新聞に、ちょっと新庄市民としては余り気持ちのよくない投書、「意見のページ」というふうなものに載っておりましたので、御紹介します。「大会出場者を大切に扱って」という表題で鶴岡市の方からの投書です。「地域おこしの一環として新庄市が新庄節全国大会を開催して22年、自分が出場する喜びとともに、出場者の洗練されたすばらしい歌声を聞くことが楽しみで参加させてもらっています。今年優勝した高校生の歌声には感嘆するばかりでした。本人のたゆまぬ努力はもちろんですが、育ててくださった御両親、指導された地域の方々にも敬意を表するとともに、地域の教育力の高さを感じました。この大会がますます盛んになるよう念願しているものですが、財政的な理由からでしょうか、昨年より主催者が新庄市から離れ、民謡愛好会で作る実行委員会が主体となって開催することになりました。後を引き継いだ関係者には深く感謝申し上げます。主催者が変わった大会に今年初めて参加させてもらいましたが、出場控室が廃止され、それぞれロビーにビニールシートなどを敷いて対応していました。遠く東京、仙台、秋田県の参加者は朝早くに起き、時間をかけてこられたようで、控室はリラックスする場として必要だと思います。どのような事情があるのかわかりませんが、出場者をもっと大切に扱ってもらえないのでしょうか。当日は、2階の部屋は利用されていないのに、階段入り口にひもを張って2階に行けないようになっていました。大会を主催することはお金もかかり、大変なことはよくわかりますが、市が共催しているわけですから、部屋は無償で解放するなどの措置はとれなかったものでしょうか」というふうな記事であります。どのような形で共催者としてサポートされたのか。例えば市外、県外から来られる方々にどのような形でサービス提供をなされようとしているのか伺います。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 新庄節については、2年前まで我々の方で担当していましたので、今の質問に対して私の方からちょっとお答え申し上げます。

今遠藤委員が読まれました山形新聞でございます。それで、新庄節のPRあるいは保存というようなことで22回今年で数えてございます。それで、20回までは新庄市が主催というようなことで民謡団体の方々と一緒にやってきたわけでございます。それで、20回になったということもございまして、あとは新庄節の保存にも力を入れていかなきゃならないんじゃないかというようなことで、民謡団体の方が主催者側になってやっていただきました。それで、民謡団体が主催者になってやったのが今年で2回目でございます。

それで、確かに今言われるように部屋、いわゆる控室の問題とかいろいろございます。そういうような中で、私どもも文化会館の使用料、それも教育委員会で共催しているということもございまして半額減免していただいております。そういうような中で全館、費用の問題も確かにあるんでしょうけども、そういう中で2階練習室、そこは使わないでホワイエというんですか、そういうところを使って控室でいろいろやってございます。そういうような中で昨年我々はいきなり離しても大変だということで人的な支援といいますか、我々がある程度いろいろ協力はしたわけでございます。それで、団体の方も一生懸命で一本立ちもしていますし、うちの方も教育委員会共催ということでやってございますので、ただ確かにこういう御指摘もございましたので、今後はそういう民謡団体の方といろいろ協議しながら、こういうものがないようなことで我々も努力してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) 先ほどの質問されたのと

重複すると思いますが、まず11ページの1款市税の方でお聞きしたいというふうに思います。まず、その中で全体的に今年度予算が2.5%減という予算を組まれて、大変努力をされたけれども、そういうふうな状況になったわけで大変厳しい中での運営になると思いますけども、そういう中所得の方を今やっているわけですが、それ見ますと、まず第一番目に過去と比較してみたんですが、大きく変化しているのが今の入湯税の宿泊者の減、これとそれから個人所得分の中で営業所得というのがございますけれども、この減がかなり大きくなっているんです。過去15年、16年あたり見ますと1億以上みんないっているんですが、これ8,500万何がしというこの金額、この原因というか、営業の所得が減になったからだというんですが、そのもっと突き詰めた原因等は、そういったものはどうなのか。

それから、今言いました宿泊見込み数、これ緑化フェアがあった16年でしたっけ、これが2,538人、その前が15年が7,500人、その前が14年が9,500人というふうにずっといっているんですが、去年が1,061、その10分の1に近い176人という今回の見込みなんです。この辺が本当にどういうふうに分

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 入湯税の宿泊客の減につきましては、先ほど答弁したとおりです。17年度の申告の実績を勘案した上で見込み数を計上したところでございます。

それから、営業取得が落ち込んでおりますが、どういうふうな推計をしたかということでございますが、17年度の課税となります16年度の所得額につきましては、前年比で95%でございました。18年度の予算計上するに当たっていろいろ検討しましたが、いろんな県内の大型店舗等が建設された関係で他市町村への買い物客が流出している現

況にございまして、前年比で4.2%増というような状況でございまして、市内の小売店につきましては大きな影響を受けているというような状況でございまして、営業所得となる個人の店舗の所得が減少の一途をたどっているというような状況でございまして、営業所得につきましては前年度比で、昨年も95%というふうに前年度比で落ち込んだんですが、18年度の見込みにつきましても前年度比の85%で営業所得の見込み数を計上しているところでございます。それにつきましては、先ほど申しましたように県内に大型店舗が建設されて買い物が客がそっちの方に流出しているというふうな状況で、その流出率が前年度比で4.2%も増えているというふうな調査結果が出ていますので、こういったことを勘案して前年度所得の85%見込みというようなことで営業所得については計上をしたところでございます。

以上です。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) 営業所得の方については、確かに本社機能がこちらにない大型店だということで、市税の収入が減するというのはわかりました。

最初の宿泊料の減、これがどうも合点がいかないんです。去年から見ると10分の1に近い数字です。176。去年が1,061、その前が2,500、その前が7,500、その前が9,500人、だんだん、だんだん減少してきているんです。本当にこれ課長が言われた17年度申告実績を勘案見込みしたんだということですが、申告されたものをそのまま勘案見込

みしていいのかどうか。

それを含めまして、もう一つはそれでは当然新年度に入ってくるんじゃないかというふうに私どもも期待しているんですが、滞納繰り越し分、その予算計上はなぜされないのか。今までもされていないようですが、入ってくるべき数字だというふうに私は思っているんですが、この辺の考え方含めまして対応どうなんですか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 まず、営業所得につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございまして、大型店への客の流出というふうなことでございまして、個人の営業所得にはなりませんので、その買い物したものににつきましては法人の収益というふうな形になってきますので、その分で減ってきているということでございます。さらには、法人の設立が安易にできるというふうになりましたので、営業所得の納税義務者が減っているということも事実でございます。

それから、入湯税の宿泊客の減でございしますが、現実に今年度、17年度に入ってから宿泊客数の申告が激減しておりまして、今年度の17年度の宿泊客の申告の状況を勘案した上での予算計上がありますので、昨年度まで、16年度以前の宿泊客の見込みはもう計上できないというような現況にありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) 法人税についてはわかりました。先ほど申し上げました。今課長がおっしゃるとおりだというふうに思います。

今17年度の申告数を勘案してこういう数字にしたんだということですが、申告数そのものをうのみにしていいのかどうかということです。

それと、もう一つは答弁をお願いしたわけなんですけど、今までの滞納繰り越し分の予算計上はな

ぜされないのか、これをお聞きしたい。明らかにできるのであれば金額を示していただきたいというふうに思います。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 宿泊客の申告をうのみにしていいのかということですが、税務課の担当職員が実地調査をした上で申告を受けていますので、うのみにしているというような状況にはございませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、入湯税の滞納繰り越し部分の予算計上がされていないということでございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたように今までもそうですが、存目計上という考え方で計上してございます。その分どうするんだという、滞納額をどうするんだということでございますが、一般質問でも御答弁、助役の方から申し上げましたが、今までは話し合いの上で御理解を賜ってそういった徴収努力をしまいましたが、今後については助役が答弁したように法的な手続も踏まえた上で徴収に当たっていきたいというふうに考えておりますので、その辺……じゃ、確実に徴収できるか額が幾らだということが現段階で見込めない状況でございますので、徴収努力はいたしますが、幾ら徴収できるか、確実に徴収できるかというふうなことが見込めない段階で予算計上することはできないというふうな考え方もございますので、御理解を賜りたいと思います。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) ちょっと私も言葉大変失礼したかと思います。うのみという言葉は訂正させていただきますと思います。

ただし、職員が実地調査をされたというんですが、どういう実地調査をされた、大変な苦勞をされて徴収に当たっていると思うんですが、このうのみということは訂正させていただきますけども、

過去の実績も踏まえてどのような実地調査をされたのか、ちょっとこれ疑問なんです。約10分の1ですよ。その前から見ますと、大変な激減なんです。

あわせまして、滞納繰り越し分につきまして存目計上というお話が出ましたが、存目計上であれば今までの過去のやつ入ってくるべき数字というのがあると思うんです。当然入ってくるべき数字があるんですが、それを出してしかるべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 滞納繰り越し部分につきましては、存目計上というふうなことで入るべき未納額があるんじゃないかというふうにおっしゃられますが、予算計上をするということは確実に徴収が見込まれるものについて予算計上をするという考え方で予算を計上していますので、ですから先ほどの他の委員の方からの質問にもお答えしましたが、できるだけ今年度中に、もしくは出納閉鎖の5月31日までの間に納入してもらえるように努力をしていきたいというふうに考えますので、御理解をお願いいたします。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) 厳しいというふうに思うんですが、もうこれ以上は求めません。ただし、考え方としては当然市に入るべき数字だと。これが幾ら相手と話し合っても決まるかわかんないんで入れられないという、それで存目計上として1,000円を入れているというのはおかしいんじゃないかというふうに私は思います。当然市の財産とか、税収として入るべき数字だというふうに私は思っております。

もう少し時間ありますんで、同じような関連しますけれども、17ページにエコロジーガーデンありますね。これも前回質問させていただきました。これは、条例改定されないとできないという、

エコロジーガーデンの使用料、改定されてここにこういうふうに入るとしてのっかってきました。本当に御苦労さまでしたというふうに申し上げたいんですが、市として今大変厳しい状況の中ですから、こういうようなものをもう少し目をつけていただきたい。

過去にも私言葉としてきついお話をしました。一般と違うのは税収入ってくるのを待っていて、どういうふうに組もうかというふうな、そういう傾向も見られます。いかにして収益を上げるかということも市としては必要なんじゃないか、それを市民にどういうふうに変換するかというふうな考え方が必要なんじゃないかというふうに思います。ぜひこういうようなエコロジーガーデンみたいなものも含めまして、苦しいなら苦しい中に、それじゃどういうふうにしたら税収をとということを検討していただいて、条例が改定されていないからだめなんだということなら条例を改定すればいいじゃないですか、市のためですから。そういうふうな観点で業務に当たっていただきたいというふうにお願いしまして私の質問を終わります。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 私も二、三質問させていただきます。

最初に、11ページの個人所得分でございます。

1目個人、2、法人とありますが、この中で個人所得分が5,200万ほどの増額を見ておるわけですが、前年度比。先ほど営業所得の点でいろいろな方々から御指摘ありました。前年度比85%で計上したというふうなところは仕方がないのかなというように感じはしますが、前年度4.2%が大型店への流出ということでした。県内大型店の売り上げが11年連続でマイナスであるというふうで、前年対比1.1%減だということが報道されております。端的に11年連続でマイナスということ考えた場合、やはり11年前とはどれほどの差があるのかなというふうに思うわけです。市で

は、そのようなデータはお持ちかどうかはわかりませんが、先ほど言ったように非常に新庄市でも大型店への流出が大きいというようなことは先ほどの答弁でわかりました。しかしながら、個人所得分で5,200万円の増、それから法人で472万円の増というふうなことになるわけですが、その3番目に17年度より繰り越し(特別徴収分)が1億960万と、そして19年度はマイナスになっている、1億1,200万の繰り越しがマイナスになっているというような点を見まして、そういう算定の仕方の根拠、この辺を詳しくお聞きしたいというふうに思うんです。

また、新庄市内での小売店の消費の伸びについてどのような試算をしておるのかというような点についてもデータがあれば伺いたいというふうに思います。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 市民税の個人の現年分についての御質問でございました。5,200万も増えているというふうなことからでございますが、先ほども申しましたようにおのおのの所得につきましては給与所得で98%、営業所得が85%、農業所得95%、その他一時所得等につきましては99%の所得で税額を算出しております。したがって、本来であれば税の伸びはできないわけですが、皆さん御承知のとおり定率減税が住民税におきましては今まで税額の15%を定率減税されてきているわけですが、18年度の住民税からはこの定率減税が2分の1に縮減されます。したがって、従来の定率減税の15%から7.5%に縮減されますので、今まで15%の定率減税では約1億2,000万の税の減額がなされておりましたが、2分の1ですので、6,000万円が減額されなくなるということでございまして、その分が前年度の予算計上と比較して5,200万、本来であれば若干落ち込むところでございますが、定率減税が2分の1に縮減されるということで5,200万の増額の予算計上をしたという

状況でございます。

それから、17年度よりの繰り越し、19年度への繰越額というふうなこの計上の仕方でございますが、これは特別徴収の市民税でございます。17年度で課税したものが翌18年の4月、5月で徴収されますので、その分が18年度の市税に計上されることになります。さらには、18年度で課税したもののうち19年の4月、5月に徴収される市税につきましては19年度の市税に計上されるというふうな、そういうふうな特別徴収税額の制度になってございますので、こういうふうな18年の4月、5月に入ってくる部分の17年度分についてはプラスをして、19年4月、5月に徴収される18年度の市税については19年度へ繰り越すというような形の計上の仕方になりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、小売店の伸び率というようなことですが、それについては具体的な資料を持ち合わせていませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 算出根拠については、それぞれ給与所得からその他の所得までの部分についてはわかりました。しかし、定率減税分がそっくり増額の根拠になるというようなことでありましたが、17年度の繰越額、特別徴収分が1億960万もあるわけでありまして、なぜだか18年度に課税した分が19年度ではマイナスになるかという根拠、これをお聞きしたかったわけなんです。その内容についてマイナスになる要因というのはどこにあるのか、そういう点をちょっとお聞きしたいんですが、わかる範囲内で結構です。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 根拠ということでございますが、特別徴収制度がこういうような形で処理されているということです。ですから、私たち、特にサラ

リーマンの方につきましては、各事業者で源泉徴収をされて、源泉徴収した事業者が市税の場合は市の方に納付されるというふうな……

(何事か呼ぶ者あり)

設楽忠良税務課長 ええ。こういうふうな前年度分を当該年度に入れて、当該年度の一部を翌年度にするというのは、これ今までも毎年やってきた特別徴収の市税についてこういうふうな制度になっているということです。ただ、根拠で額が若干伸びているということについては、特別徴収者が増えている、特別徴収をされる方が増えているということで若干の額が増えているという状況です。考え方は、先ほど申しましたように12カ月で納付してもらうというふうな、そういう特別徴収制度に伴うこういった形の計算になります。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 徴収の仕方についてはわかるんですが、それでは来年度予算に計上する場合はこの繰越額11億1,200万が来年度は繰越額の特別徴収分として19年度予算のときにはまたプラスの部分になっていくというふうに理解してよろしいわけですか。そうですか。

それでは、法人の部分で伺います。472万8,000円が増額計上されておるわけでありましたが、新庄市の企業誘致等で非常に今苦戦をしておるわけがあります。この中で1号法人から9号法人までの調定見込額が計算上では472万8,000円の増を見ているというような中で、やはり中核工業団地、横根山工業団地を見ましても、非常に今団地の状況からしまして、増になるような根拠はないと私は見ておるんです。そういう中で昨年度より増額計上したというようなところは、何号法人が多くなって、そして総額的に増額になったというような算定根拠、これをちょっとわかる範囲内でお知らせいただきたいというふうに思います。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 法人税につきましては、今年度の11月末の申告分の調定から、所得割につきましては前年度と同額の額を予算計上してございます。増えている部分につきましては、10月末までの法人の設立と異動の申告届がございまして、その状況を見て均等割について予算計上をしたところでです。

法人数につきましては、18年度の予算計上については17年度より8社多く法人数があるというようなことで予算計上していますが、その中で特に2号、3号の法人が増加になってございまして、いわゆる均等割の高い法人が増えてきておりますので、均等割の総額で約600万弱、500万強の増額が見込まれますので、均等割を600万弱増額して、法人税割については11月末の調定額を考慮して、ほぼ前年度と同額といえますか、前年度並みの所得割の税額を予算計上をしたところなんです。どのくらい増えているかということでございますが、2号法人については1社です。ただし、均等割の額が175万円です。それから、3号法人が16社増えています。均等割の額が41万です。あとは、均等割の額の少ないところが若干減っていますが、そういったプラス・マイナスをして500万強、600万弱の均等割の額が増えるというふうな見込みで予算計上をしたところなんです。

以上です。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 私の考え方よりかなり法人が頑張っているなというようなところが見られました。

次に、地方交付税についてちょっとお伺いしたいんですが、先ほど一昨年の計上額と同じにしたというふうなことでありますが、今田委員からの一昨年の交付税は43億7,000万と話がありましたが、国は聖域なき歳出の削減というようなことで5.9%打ち出しておるわけでありましたが、三位一体の改革など税源の移譲なども幾ら見込める

かなど非常に不明な点があるわけでございます。そういう中での予算措置について、私は非常に不安を持っているわけでありますが、初日の説明の中でも交付税措置についてはいろいろな予想の中で計上したというふうなことがありましたけれども、どのような、あるいは県、国との接触の中でこの数字を打ち出したのかどうか、あるいは新庄市独自で予算算出をしたのか、こういう点について本当に国、県と密接な打ち合わせの中で数字が出てきたのかどうか、この辺を知りたいというふうに思うんですが。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 地方交付税につきましては5.6%の削減ということで、前年度対比5.6%の交付税が減るだろうと。先ほど一昨年度の交付税につきましては、46億ぐらいの交付税が来ております。17年度も46億を超す交付税が来ておりまして、それから5.6%を減らせば45億を確保できないというような状況になりますけれども、国はいわゆる地方財政計画の中では税収が増えるだろうというような予測をしております、交付税と税収でとんとんというような見方をしております。新庄市の場合、この予算書にありますように税収は逆に減るというようなことでございます。また、交付税についても県の取り分と市の取り分というのがございますので、その辺を勘案して昨年度と同額の予算を置いたというふうなことでございます。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 先ほど私が43億7,000万円と言ったのは、これは当初予算の部分で申し上げたつもりであります、最終的には46億近くの地方交付税が交付されたというようなことだと思いますが、やはり今年度も当初では45億円を計上いたしまして、最終的にはそれより多く来るだろうという予想の中だと思います。国の削減率について聖域なき歳出の削減というようなことからしま

して、本当に昨年と同様な交付が見込めるのかどうかというような点で私は不安を持っているわけであります。国は、仮に交付税が予定どおり交付されなかった場合は、政府あるいは国会議員等の話を聞きますと、税源の移譲などあらゆる部分を駆使して交付税の減にならないようにするというのは、私も確認をしておるんですが、市はそういう部分で国の係官、あるいは県の係官、そういうような点で国会議員も通してよろしいんですが、そういう確認をしておるのかどうか、この点をお聞きしたいんですが。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 当然当初予算を編成した後には、県の市町村課の方にヒアリングに行きまして、県の市町村課と歳入部分についてもきちっと考えを合わせながらやっております。ただ、この交付税の見方につきましては、地方財政計画の中で国全体として5.1兆円の交付税が減ると、減らすというようなことしかわかっていなくて、それがどういうふうに配分されるかというようなことは、やっぱりふたをあけてみないとなかなか見えない状況はございます。ただ、じゃ45億確実に確保できるのかと言われると新庄市が多く削られた場合には確保できない可能性もあるかと思うんですけれども、かなりかたく見て昨年度と同額の交付税を計上したというふうな考えでございます。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 本音を申せばそういうことになるかもしれません。しかし、私も公務の場でこういう点を指摘をいたしまして、先ほど言ったように交付税の減にならないような措置をとるというような答弁を私もいただいておりますので、そういう点を市の方でも強くやっぱり指摘して、何とか交付税の減にならないような措置をとっていただきたいというふうに思います。

時間も余らないので、市債についてちょっとお

伺います。今年度の市債の発行額は8億600万になっておるわけですが、昨年対比で3,510万の減になっております。しかし、昨年度の最終予算、補正等によりまして、やはり10億近い多い計算になるかと私も予想しておりますが、今年度も私はそうなると一応見込んでおります。そのときに市債の増加による補正というのはどのような形で見込んでいるのか、先ほども地方交付税が45億から増額されるのではないかというような見込みがあるわけですが、昨年度は借り換えにより市債の返済額を長くしたということで、市債を先送りしたというのにすぎない措置をとったわけでありますが、これによって返済金額は総額にすると多くなるという答弁をしております。このような形で、私は財政再建に大きな支障を来すのではないかとこの心配をしておるわけでありますが、市債の部分について補正等によりまして非常にこの8億600万というのは以前から見ますと20億市債を発行して15億ぐらいしか返さないというような状況がこういう財政不振に陥ったというふうに私も認識しておるんですが、少なれば少ないほどいいんではあります、結果的に市民生活、私の言っております環境整備事業に大きな支障を来していることは否めないというふうに私も考えております。そういう中で今後の補正等により市債の増額等についてどういう見方をしているのかという点でお聞きをしたい。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 確かに中川委員がおっしゃるようにこれまで市債を多く借り入れたために、現在の状況がつくられているというふうに認識しております。そういうような観点から、市債はなるべく借りないというような形でこれまでずっと進めてまいりまして、何とか20年度あるいは21年度からは公債費の負担というようなものはどんどん減っていくというような形まで持ってきたのはそのせいであるというふうに考えております。

平成18年度新たに市債を発行するかというような部分については、大幅な市債の発行というようなことは毛頭考えてございません。この8億4,000万何がしの地方債の中で5億ほどが減税補てん債あるいは臨時財政対策債というようなことで事業費に充てる市債については3億ちょっとぐらいしかないというようなことで、この市債を多く発行していくというふうな考え方というようなものは、今のところは18年度においてはありません。ただ、17年度は先ほど中川委員がおっしゃっていましたように、借換債というふうな形の中で公債費負担の山を削ると、非常に18年度、19年度あるいは20年度というのが公債費の負担の山が来ていましたので、その部分を削って財政再建をしようというふうな形での借り換えで増えたというようなことでございますので、18年度はそれは今のところは考えてございません。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 今の課長の答弁からいいますと、8億600万ほどの市債の中で事業分は3億程度というふうな話がありました。だから、3億程度が事業分にしか充てられないというような状況では、今後歳出でもお話をいたしますが、非常に窮屈な予算になってくるというふうに私は見ておるわけでありまして。これ以上市債を増やすことは私も望んでおりません。しかしながら、私がいつも言っております生活環境整備、特に雪対策、こういうような点でそんなに窮屈にしていいいのかどうか、非常に私は懸念をしているわけでありまして、今後の事業計画に大きな支障を来すような公債費に関わる市債発行、この点について私は非常に遺憾であるというふうに考えております。そういう点の見方は、課長はどういうふうに考えておるのかお聞かせを願いたい。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 確かに財政が緩やかであれ

ば、いわゆる経常収支そのものが緩やかであれば、使える一般財源も増えてきますし、それが増えればまた市債も多く発行できると。プライマリーバランスという考え方がございますけれども、それを崩さない限りは市債の発行というようなことをやりながら事業を積極的に進めるべきだというふうに考えております。ただ、18年度、19年度、20年度までの財政再建の期間中は一般財源の確保が非常に難しいというふうなことでございます。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 時間が来たんで終わります。

山口吉静委員長 他に歳入についての質疑はありますか。

9番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9番(小嶋富弥委員) 9ページの18款繰入金について、昨年から見ますと2億1,000万ほど減っていますので、この内容をお聞きしたいと思います。

あとこの総額の予算で7年連続減の132億3,500万になって、大変厳しい予算編成は先ほどの各委員から申されたとおりだと思います。その中で高山委員さんがおっしゃったように、いろんな面で収入の増を図るべきでないかな、例えばエコロジーガーデンの例もおっしゃいました。私は、広告収入、例えば市報とか野球場のフェンス等に広告料等をいただいて、そういったものも他の市町村ではいろいろそういうようなこと出て話題になっていますけれども、当市においてはそのようなお考えがなかったのか、今後はそういうことについていかなさるのかということを2点ほどお聞きしたいと思います。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 繰入金でございますけれども、繰入金の内容につきましては昨年度から比べまして財政調整基金が1億円の減、減債基金が

9,000万円の減、あとは新庄まつりの250年祭にまつりの基金の方から二千数百万繰り入れておりましたけれども、そういうふうなものが減となっているためでございます。

それから、2点目の広告収入についてでございますけれども、非常に今横浜市が広告収入で一生懸命だということで、広告収入のノウハウを他市に提供することでまた収入を得ようというようなことも横浜市では考えているようでございますけれども、その辺の前に情報をいろいろキャッチしまして、平成18年度の当初から広告収入が得られるような体制づくりをやりたいというふうに考えております。

9番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9番(小嶋富弥委員) 汗なり知恵なりをかかないとなかなか難しい時代ですので、そういった意味でぜひひとつ御検討されてプラスになるように図っていただきたいと思います。

終わります。

山口吉静委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 14ページの入湯税に関わってお伺いをします。

先ほど来ずっと高山委員とか、今田委員は一般質問等で話しになったわけですが、高山委員の方からは、平成18年の税の収入見込額が2万6,400円であります。平成16年は38万700円、平成14年に至っては142万5,000円あったわけでありす。あるホテルがなくなったということでこういうふうな状況、そのウエートが結構大きかったの

かなというふうと思うわけですが、このずっと急激な変化を見て、まず1つ、どういうふうに、いたし方ないと思われて、これは歳入の税務課長がずっと今まで答弁されていて大変な状況で、それは今までのを勘案しながら、換算しながらそのデータを出しているわけですが、これに付随するそれぞれの課というのはどういうふうに検討されているのかなという点1点と、もう一点は先ほど1,000円、入湯税滞納繰り越し分というのは、これずっと昨年も一昨年も同じ金額を計上しております。今回新聞にも載ったようではありますが、入湯税に至ってはお客様からの預かり税だと、よって法的な手段にも訴えるという強気ないろんな部分の行政執行側との検討があった。じゃ、この存目計上の中にも税務課としても強気でそういうふうな状態にして頑張るってやるんだという先ほど高山委員からも話あったんですが、計上がずっと存目計上で1,000円というのは、その決意のほどをこのぐらいはこうだとかぐらいあったってしかるべきかなと、こういうふう思うんですが、この点いかがでありますか。

他の委員の方々もそれぞれの歳入の関係で、いろいろ先ほども地方交付税の方で45億大丈夫かという話は、財政が大変な状況下でということと、今までのいろんな部分でその中で実質使えるのはどれぐらいなのかという観点からかなり歳入に対しては窮屈というか、大変だというか、私のこの前の一般質問の中でも答えがあったのですが、それでもなおかつ2億円ぐらい足りないという政策経営課長の方からあったんで、かなりきゅうきゅうとしている状況だと思うのですが、歳入増政策を図ることこそ必要なのではないかと。ただ、置かれている状態、今までのずっと状況をそのまままきて、はいという状態なのかどうなのかということも考えて、これは税務課長に言われたって、それは今までの部分を算出基準、算定基準にすればそれまでの話ですが、こういうふうな点はどうでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 まず、入湯税の宿泊見込み客数でございますが、午前中にも御答弁申し上げましたように、17年度の実績が宿泊者がほとんどいないというふうな状況の申告になっていきますし、職員も実際調査した結果、宿泊者数がないというふうな状況になっていきますので、17年度の推移を見た上での見込み数の計上であるということを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、滞納繰り越し部分の存目計上につきましては、やはり予算でございますので、歳入は歳入不足といいますか、歳入欠陥を生じてはならないのが……歳入は確実な額をもって計上するというのが1つの予算計上の建前であるというふうに理解していますので、確実に収納できるそういった考え方が今のところこの入湯税の滞繰については、なかなかそういった確実であるかどうかというふうなことの見通しが今のところはっきりしないし、しかも滞納理由からして税務課だけの対応ではできない状況でもありますので、まず確実に収入が見込まれる、そういった考え方で存目の予算計上をした次第です。

以上です。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 予算計上の定義ですが、確実に入りそうだという話ですが、だとすれば入湯税は今回は少し少なく入湯税が入れるような状態の見込額を出しておるようですが、過去4年間入っていないわけです。じゃ、存目計上、その傾向性と対策云々となった場合には、それだって計上できないのではないのですか。

と1点と、観点が違うんです。それは、税務課長からは話は何回も今お伺いして、ずっと同じように同じ答弁を3回ぐらい聞いています。じゃなくて、新庄市の総額の歳入の増を図るためにはこちらのところを、今日本の国全体として観光産業

に力を入れている状況の中で、これからカド焼きだとかいろんなことあるでしょう。あるけれども、宿泊でなくて通過型で全部吸い取られて他のところに宿泊されて、観光のいろんな部分のエージェントだって全部新庄を素通りする状態にとられるでしょうというの。そうした場合には、ますます歳入減、全部漁夫の利で、労あってかいなしで何回もこれは一般質問の中でも説明をさせていただきました。44でなくなって、今度37ぐらいになったんでしょうけども、それぞれの市町村の中で温泉のないところはないんです。それぞれどこか誘客を考えようと思ってやっているんです。その部分がこういうふうな落ち込みになっていることを安易に計上して、そのところ策が何もないのかなということをお伺いしたいんです。ちょっと税務課長じゃないです。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 今観光産業について御意見ありましたので、私の方から御答弁申し上げます。

確かに今金委員おっしゃるとおり、特に山形新幹線は温泉とそばで売り込んでございます。そういう中で御存じのとおり新庄では宿泊できる温泉、これは新庄温泉1カ所だけでございます。その中で新庄温泉は残念ながらわずかしき営業をやっております。それで、あそこについてはいろいろ規制がございまして、急傾斜地というんですか、そういうようなところでなかなか増築もできないとか、いろんな規制がありまして増築ができないという状況もございます。そういうふうな中でまた落ち込んでいるのは、今まで新庄では全国大会、毎年都市緑化フェアとか植樹祭あるいは国民文化祭、そういうものがございまして、大変温泉も賑わったわけでございますけれども、近年そういう全国規模の大会もなくなりまして大変落ち込んでいるというのも現状でございます。ただ、金委員御指摘の新庄に、じゃ来た場合どこで金を落とすのかということもございますので、我々も地元の

旅館業組合、そういうようなこといろいろ話し合いまして、何とかそういう観光客を受け入れるような体制つくれないかということでいろいろお話し合いをしているわけですが、残念ながらやはり来る人は温泉に泊まりたいというのが現実でございます。そういうようなことで今瀬見温泉とか羽根沢温泉あるいは銀山温泉というところに回っているわけでございますけれども、ないなりに我々もいろいろ努力しながら何とか新庄に滞在時間、また金を落とせるそういう時間を多くできるようなことでいろいろ関係機関と頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 誰もが心配して歳入不足に悩んで、要するに来年度予算編成するのに大変な状況下でやっているということは、誰もみんなそうなのですが、じゃ税の公平性からしても、やっぱり取れるところはきちっと取らなきゃだめでしょうと、また今みたいな状態にこういうふうなデータに基づいて歳入増を図れる施策を展開しなかったら、入ってくるのが少なくなっていった、そして出ていくのだけ多くなっていった、これから間違いなく出ていくのは民生費で、もう超高齢化になっていけばもっともっと多くなっていくのは当たり前なわけですから、したら償還ピークばかりの影響ではないでしょう。という全体的な考え方というのがあってしかるべきだし、今の課長のお話をお伺いするといたし方ないという認識なのですが、何とかそういうような部分でのいたし方ないという部分じゃなくて、これだけの落ち込みというのは課長の認識と違うようですが、どこかのホテルがここのところ運営として、それで最上川舟下り等のいろんなタイアップした状況の中でのこの落ち込みだと思うんです。

だから、そのところ、じゃどういふふうな状態にまた考えるかとかいうことを考えないと、ますます例えばの話で5年でいろんな部分できる

ところが7年も8年もなってしまうでしょと。なぜかといったら出ていくのが多いのだから、これからずっと。という部分の考え方というのは、こういうような部分から図れないのかなと。今の話聞くと、いたし方ないのですが、今考え中、模索中ですよというのは、これは誰だって言える話です。こうやってやらなかったらばと、何とか、それこそ一番肝心の歳入増を図れる施策をきちっとしたビジョンを出さない限りは、いつまでたってもいたし方ない、高山委員の話でいわせると入ってくるものを全部横割りに輪切りにするだけの財政配分、これではいつまでたっても、例えば5年で回復しようとするのが7年も8年もなっちゃうでしょうということなのですが、この点新助役どうですか。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 1点目の入湯税の存目程度の計上ということですが、これは新年度予算でありますので、前にも答弁しておりますように早く納付していただきたいということで以前からその努力をしているわけですから、今年度は入りませんよという前提のもとでの予算をつくるのはかえっていかがというふうに思っています。現在は平成17年度ですから、ぎりぎりまで努力していきたいという、そういう考え方です。

それから、市全体の歳入ということですが、いろんな分野でのやっぱり産業の振興ということでありまして、今一例として宿泊が可能な温泉地の現状の憂いを言ったわけでありまして、最近ではまた自然観光ということが非常に注目されていまして新庄を中心にして巨木とか、それから今年度からは本合海地区の最上川べりを国交省の予算の中で遊歩道を設置していくとか、そういう整備もされていますので、そういう恵まれた環境を生かすことと既存の観光、そして温泉をうまく結びつけていく、そういう方策が求められていると思いますので、今後も努力してまいりたいというふ

うに思います。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 先ほど私お答え申し上げましたのは入湯税、あと宿泊温泉の件ということで私はお答えしただけで、今おっしゃるとおり全体の歳入ということにつきましては我々現在企業誘致もやっているわけでございます。それで、おかげさまでやや上向きかげんになってきていますし、御存じのとおり横根山工業団地では縦100メートル、横100メートル、日本一のプレス工場というようなことも間もなく完成いたします。また、新庄中核工業団地、これにつきましても昨年2社立地しましたし、また増築が2社済んでおりまして、現在2社増築というような話もでございます。そういうふうな中で、いわゆる産業振興、そういうものを兼ね合わせれば歳入に向けて我々そういう努力もしていますので、ただ新庄温泉については現在そういう温泉が数軒しかないというようなことを申し上げた次第でございます。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 今商工観光課長の方から話があって、産業振興の方では御尽力されて全体の中の器の中では歳入増が図られているよということはもっともな話です。それは頑張っていたきたいなというふうに思うのですが、今オリンピックが北京に来るという状況の中で、やっぱり中国経済というのは物すごい勢いで今バブルです。ほとんどが日本の方に旅行に来て、中国の総人口からでは5%らしいですが、それでも10億の民から5%というと5,000万人のなんなんとする人方が上流階級で、もう湯水のごとく使える状況にある人方が日本に今観光旅行に、首都圏に行けば必ずぶつかるぐらいいます。そうすると、そういうような部分を黙っておかない手もないだろうなと。せめて温泉があるわけですので、例は話がそっちに、歳入にはちょっと派生しているかもしれませ

んけども、旭川の動物園と温泉という状況の中で物すごい盛況をしている。ほとんどが中国だとか韓国だとかという状態の誘客を図って、物すごい勢いで今伸びている。この分野は、もう絶対に今伸び得る分野ですので、ただ歳入増の場合に今産業振興でこうやって工業団地の方にも来ているよ、横根山の方にもこういうふうな状態にして一会社が増築するよというけれども、その今度いろんな遊べる施設というか、遊んでいろんなうんぬんで楽しめるというところがないとつまらないという部分があると思いますので、今後早急にこの部分の分野についても検討をお願いしたいという思いで話をさせていただきましたから、そこでコメントがあったらコメントをいただいて終わります。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 やはり先ほど来一番経済効果があるのは観光だというふうに言われています。そういうような中で今韓国あるいは中国が日本にかなり来ていらっしゃる。ただ、残念ながら逆に日本から海外に出るのがもう何十倍というようなこともございますけれども、県の方も現在いろいろ韓国受け入れ、あるいはスキー客、あとはゴルフツアー、そんなこともいろいろ力を入れてやっていますので、我々もその点県とも協力しながら、また交流拡大に向けていろいろ努力をしてまいりたいと思います。

山口吉静委員長 他に歳入についての質疑はありますか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 11ページの市税の1目のことについて、先ほど中川委員の方にも税務課長さんの方からそれぞれ所得が減っているということで、給与所得は94%、間違っていたら訂正していただきたいんですが、営業所得は85%、農業所得の方は95%、その他は99%というふうな市民の

所得が減っている申告を受けて、そこから税金が出ると考えるんだけど、税金そのものは今まで税で考えればかなり減っている。しかし、税制改正で定率減税の半減によって約5,200万の収入増になるというお話を伺いました。このお話についてちょっと関わって考えるんですが、市民の所得はかなり厳しいものになっているにも関わらず、税金は上げられると、これが市民の側から見た場合になっていると思うんです。特に子育て世代も増税になりまして、税額によって保育料などが連動するわけだと思うんです。そのことについては、税額が上げられることによる保育料も上がるというふうに懸念されるんですが、その点についてどう見ておられるかお願いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 確かに税制改正等の影響はあると思いますが、細かい保育料についての試算は手元ございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 影響があるということは、保育料そのものが上がるということだと思うんです、今のままだと。そうしますと、子育て世代の方々が収入が減って所得が減っているにも関わらず、市民税が上がって、さらに所得税ももちろん上がるわけですが、さらに保育料も上がるということになりますと、これは子育て支援とはいえない、全く逆のことになってしまう。保育料を安くしてこそ子育て支援だと思うんですが、そのことについてどう考えられるか、子育て支援という立場から見たときにどんなふうに考えられるのか。また福祉事務所長さんに、済みませんがお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 子育て支援という立場からは当然保育料については安い方がいいというふう

にはと思いますが、いろんな諸般の事情によりまして来年度も今年度同様というふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 私としては、今のことに関わりまして、やはり子育て支援ということを新庄市で掲げておられるわけでありますから、収入が同じならば前と同じ保育料になるような改正の必要があるのではないかなと思うんですが、その点について見解をお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今年度同様というふうに考えています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひ今後、今年度はまだ条例ということも出ていませんし、このまま上がるということになると思うんですが、子育て世代にとっては大変な重いものになってくる。なかなか子供を生みづらいという中でますます生みづらくさせてしまうようなことになっておりますので、その点ぜひ今後改正を考えていただきたいと思います。要望したいと思います。収入が同じならば、同じ保育料にせめてということで、子育て支援の立場で考えていただきたいと思います。

それから、あわせて今定率減税の半減による影響と関わってなんですが、今度は高齢者世帯についてなんです。これは、前の議会でも税務課長さんから資料などをいただきまして、私もこの場で定率減税の半減が実行された場合、介護保険料はこの議会で値上げの案が出ていますが、その前の今までの案で今までの介護保険料で試算したので見ても、年金200万円、ひとり暮らしの方の例でこれから3年過ぎたあたりに今より8万円余りの増税となります。同じく250万円の年金単身世帯の方は12万円余りの増税でした。これが今度のこの議

会で提案されたのが通りますと、介護保険料がさらに平均16%上がるわけです。そうしますと、もっと増税になるわけです。そういう意味でこうした住民負担増による税収増5,200万ですが、これについてはやはり住民の施策の充実に充てるべき立場に立つべきと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、一般会計の歳入についての質問なので、保険関係は後の保険の方でお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 私としては、税関係でこうした税収増が市民から高齢者の世帯のことですが、増税につながる定率減税の廃止であります。それで得た税収増でありますので、こういったものを税の低所得者のための減免のような拡充、こういった施策で直接市民で苦しい方を引き上げて温めてあげるような施策が市としては考えられる必要があるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 極端にそういうふうなわけにはいきませんが、そういうふうな観点で今回の予算を編成したというふうに考えています。扶助費が5,000万ほど伸びていますので、そういうふうな観点で財源を充てたというふうに考えていただければというふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） さらに、低所得者のための税減免を拡充する方向でも今後検討をお願いしたいと思います。

次に、21ページの14款の国庫支出金です。ここで三位一体改革の影響についてお聞きしたいと思っております。国庫補助金や地方交付税の削減、地方交付税は15ページ、2款1目ということにな

りますが、失礼しました、地方交付税は別ですけども、国庫補助や地方交付税の削減が三位一体改革でやられているというふうに聞いていますが、市の予算には具体的にどのような影響を及ぼしていると、金額が把握できればお願いしたいと思います。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 三位一体の改革による税源移譲関連の影響額ですけれども、16、17と2カ年で900万ほどというふうな議会の答弁をしておるようでございますけれども、18年度につきましてはゼロというか、ほぼプラ・マイ・ゼロのような内容になっております。内容につきましては、国庫補助負担金の削減額が1億2,300万ほどで、それがそっくり所得譲与税で移譲されるというような形になってございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） ただいまの課長のお話になりますと影響はゼロというふうに、税源移譲もされているのでゼロだという結論だったように思います。私なりに見て考えたところでありますけれども、14款の国庫支出金で17年度にあった児童手当国庫負担金が17年度に1億400万円あったんです。これがこの度ないのです。それから、同じく17年度にありました児童扶養手当国庫負担金というのが1億742万円ありましたけども、これ17年度の予算であったんですが、これがなくなりました。これらの事業は、実際自治体でやらなくていいわけではないと思うんです。税源移譲といいますけど、税源移譲のこれらに対してまともにこの金額で来ているのか。17年度と同じくまともに来ているのか、そこをちょっとお聞きします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 所得譲与税でまともに来ておりますし、そのように予算化しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 国の負担が、児童手当国庫負担金というのが国の負担は前までは国の負担割合は3分の2でした。これが3分の1に削減されて、そしてその金額で税源移譲されていると伺っていますが、どうでしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 児童手当の拡大分というのがございまして、その部分に含まれる金額かと思えます。その拡大分につきましては、市の負担、去年よりは拡大する、増える市の負担につきましては2,400万円というふうに把握しております。その分を国で手立てしてくれる部分につきましては、たばこ税の増収分2,000万、地方特例交付金の児童手当拡充分1,000万、3,000万ほど国で手立てしてくださるというようなことで、若干市の持ち出しが少なくなるというふうに踏んでおりますけれども。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 私なりにちょっと資料を見ますと、この児童手当国庫負担金というのが前までは国の負担が3分の2あったらしいんです。それらが今度3分の1に削減して、その金額で今おっしゃった税源移譲のことをやっているようなんです。ということは、その3分の1の分が本当は国の方で見るべき国庫補助をまるっきり責任を放棄したといいますか、そういう中身で市というか、自治体におつかぶせて負担を課しているというか、そういう内容になっていると聞いております。そういったことを見てみますと、三位一体改革ということでやられたことをその他にも見てみますと、地方交付税などは30ページの21款市債のところに臨時財政対策債というのがありますが、これは地方交付税の一環として国がやってきた、地方交付税として出すべき分を国の方でそのつも

りで発行を許してきた、させてきた金額ですが、これも地方交付税というふうに考えていいと思うんですが、それが発行額が5,110万円減っております。そういう意味では、地方交付税そのものが大幅に減らされてきたというか、新庄市の財政を圧迫している原因は、一番はその三位一体改革に基づく方針に沿ってやってきた地方交付税の削減や国庫補助金の削減、これらが十分に税源移譲ないまま進めてきている。これが今の三位一体改革ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 佐藤悦子委員の児童手当あるいは児童扶養手当に関しましては当たらないかもしれませんがけれども、三位一体の改革全体とすれば補助金、負担金で4.7兆円ほど、交付税で5.1兆円、9.8兆円ほどの国の支出を税源移譲3兆円ですから、引き算すればおのずとわかるような感じで三位一体の改革そのものが国の行財政改革というふうな形になるかと思えます。そういうような意味では、若干やっぱり自治体も割を食っているというような部分はございますけれども、今回の18年度に関しましてはそれほど大きな影響というようなものは感じていないと。ただ、19年度からどういうふうな三位一体の改革の2期になるのかというふうな部分については、やはり戦々恐々として見守らなくちゃならないと。そこについては、地方6団体とともに国に対して地方が不利にならないような形の運動を進めなければならないというふうには考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 税源移譲ということがいわれるわけで、そこら辺が税収増と税源移譲と一体なのかちょっとわかんないんですけども、地方税には税収増になりますと地方交付税が減らされるわけです。財源が出たということで、そして市に来る地方交付税と税収で大体大きな一般財源に

なりますが、それは変わらないというふうになります。しかし、国庫補助金が私がさっき言ったのが当たらないかもしれないと言っていましたけど、実際になくなったり減ったりしていく中で、しかしそれは法律で必ずやれと、自治体でやれというふうに言われてやらねばならない民生費など、あるいは義務教育費などに関わってやらねばならない仕事は増えているわけです。国庫補助を減らされて仕事は増えていく。これが私たちの新庄市にとっても財源がなくなった形になっておりまして、これは新庄市が今まで財政難、いろいろ借金をこさえて増やしてきた、これが財政難だと一般にはいわれているけども、それに対する努力では足りないほどの国からの責任放棄が新庄市の財政難をより深刻にしているように思うんです、三位一体改革によって。

そういう意味では、自由に使えるお金が新庄市でなくなって、先ほど中川委員の方からも不安になるというふうに声が出ていましたけども、サービス後退も市民に対してしなければならないようなことにも追い込まれていく財政状況に追い込まれているというか、無理やりやらせられているような気がするんです。そういう意味では、三位一体改革についての考えというか、見方が今までは喜んで三位一体改革をと、私以外の議員ですが、皆さんで三位一体改革をとやってきたわけなんです、ここに来て全国的にもそれを進めてきた方々からもうれしがらせて泣かせて消えてと、こんな歌の文句のような言葉で三位一体改革はだまされたような気がするという声が出ております。そういう意味では、改めてこの新庄市としてもあらゆる立場で、やはり今田委員がおっしゃったように地方交付税の財源保障機能を充実、拡充すべきであると、こう強く言っていく必要があると思いますし、さらに今後国庫補助削減を許さない、この運動を強めて復活も求めていると思います。

また、税源移譲と称して消費税増税などもちら

つかせてきていて、それを自治体にやるからみたいになったときに、自治体も一緒になって消費税増税を喜ばねばならないような、こんなことになっても市民の暮らしを圧迫する立場になってしまうわけです。そういう意味では、そうではなくて国の責任で財源を確保しろと、こういったことなどを言っていく必要があるのではないかなと思うんですが、先ほど答えたかもしれませんが、もう一度お願いいたします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 税源移譲というのは、地方が自由になる金がなくなるというふうなことではなく、地方が自由に使える金が増えるというふうにとらえております。国庫の補助金、負担金のいい部分もあるんですけれども、国の締めつけと、非常に今まで弊害というふうにいわれる部分もあって、地方も入って今回の国庫補助負担金の改革というのがなされたというふうに思っております。ただ、国と地方との協議の場というようなものは切れていませんので、その国と地方の協議の場の中で地方が一方向的に不利にならないような、そういうふうな運動はやっぱり進めていくべきであるというふうに思っていますし、地方6団体でもそういうふうな方向の中で進んでいるというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひその立場で地方が不利にならぬように強力にやっていただきたいなと思います。今おっしゃった中で、29ページの21款の市債と関わりがあるんですけれども、今度三位一体改革の中で、この中で18年度の新しい地方債制度ができたと聞いております。今まで国の補助金だったのを施設整備事業債として、基本的には自治体の判断でできる、しかも元利償還金を全額交付税措置するというものだということです。そういう意味では、教育や福祉施設の要望の強い

建設実現に使うことができるのとことも聞いております。確かに市の財政で借金増やさないと先ほどのお話ではありましたが、そのために無理して市民の福祉サービスを削らねばならないということになっては市民に対して申し訳ないことでありますし、さらに税は上がって暮らしを圧迫という、それに追い打ちをかけるようなことになってはいけませんので、市民サービスを最低限確保しながら必要な施設づくりなどが福祉、教育関係だそうですが、こういったところについてはやはり積極的にこういう制度も考えていく必要があるのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 市にとって有利な制度については積極的に活用していきたいというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほどのちょっと戻ってですけども、国庫支出金の中で補助金がマイナスに、国庫負担金がマイナスマイナスというふうになっていることの中で、なっていないものもあるようなんです。私が予算を見たところ、例えば沼田角沢線というんですか、そういう道路などへの補助金などは逆に減らさないでいるわけでありまして、そういう意味ではこの国庫補助の減らし方というのが福祉や教育など本当に住民にとって必要な問題の方が国庫補助を減らすような形になって、もしかしたらそれと比べればですけども、沼田角沢線のようなものについては少し凍結しておいても市民生活にそんなに支障があるような、なければ暮らしが困るんだというような切実な問題でもない。そういうところは、補助金が残ったりしているということでひもつきの公共補助事業費というか、そういうところがちょっと考え方として私としては国庫補助のやり方でどうなのかと、いかがなものかと。こういう補助金こそ地方が自

由に自主的に使えるように改革されるべきだなど思うんですが、こういった点などについて国庫補助の削減のあり方についてなど意見がないかあるかお願いします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 地方6団体が入って国と十分に意見交換をしながらこの国庫補助負担金の削減というふうなものを決めておりますので、私からはちょっと意見等が今のところは言えるような状況にはないと。なお、いろいろ皆様方の意見あるいは市民の意見等々を聞きながら物申すべきときがあれば市長がいろいろな場面の中で申し上げるというようなことになるかと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 今のあり方について、ぜひ物申す機会というか、そういう立場で言うだけだきたいというのは、やはり住民生活にとってなくてはならない義務教育費や社会保障関係など国が本来負うべき補助金、こういうのを負担率を縮小するなどのやり方での削減だったりして、国の財源保障の責任を弱めて地方に財源負担を押しつける、こういうことでは地方自治体の自主性を高めることにはならない、こういうふうに言うだけだきたいと思うんです。地方分権というならば、やはり地方自治体の自主性を高める、こうなるような財源保障を国庫補助の点でもよく見てただきたいということでどうでしょうか。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 三位一体の改革なんですが、そのことの意味をもう一度かみしめてみたいというふうに思います。三位一体というのは、国庫補助負担金の改革、2つ目は地方交付税の改革、3つ目は税源移譲を含む税源配分の見直しです。佐藤委員は、この3点目を非常に強調していますけれども、この3つを1つにして一体として考えて住みよい

地域社会をつくっていききたいというのが市長会を先頭とする地方6団体の考えであります。

山口吉静委員長 他に歳入についての質疑ありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 他に質疑ありませんので、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出についての質疑に入ります。歳出について質疑ございませんか。

10 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10 番（小野周一委員） それでは、ページ数69ページの6款農林水産業費、13目のバイオマス推進費の中の堆肥製造技術確立実証事業委託料115万9,000円、同じく堆肥施用試験委託料36万8,000円の内容についてお聞きしたいと思います。

また、同じ70ページの堆肥製造施設整備事業の中の工事請負費の中身についてお聞きしたいと思います。

それから、ページ数66ページ、6款農林水産業費、5目農地費の土地改良事業費についてお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 69ページ、お尋ねの115万9,000円は70ページに載っていますけれども、堆肥製造技術確立実証事業委託料であります、これはまずあそこの今切り返し方式で堆肥の実証事業を行っているわけですが、その堆肥をつくる際にバイオマスセンターにありますそのところの技術的な指導を受けまして、いろいろ事業を展開しているわけですが、その発酵させるための菌、それから技術的な指導料の委託料であります。

それから、その下のバイオマス堆肥施用試験委託料であります、これは農家にいろいろ堆肥をお配りしまして、実際作物の生育試験を行っているわけですが、これはいろんな科学的なデータとか数字を求めた試験ではございませんので、

じゃ科学的にあるいはデータのどういうふうな結果が得られるのかということの試験を実施しなければならぬだろうと、本格稼働の前にですが、それを専門家に委託したいということで、委託先は玉川大学を考えてございます。

それから、その一番下に堆肥製造施設整備事業費2,801万円の中に工事請負費1,122万1,000円がございしますが、これは設置を予定しています旧中部牧場の敷地にいろんな建物が建っています。今の実証事業を行っているところは旧中部牧場の機械格納庫を使っていますが、その付近の建物、前の中部牧場の事務所あるいは宿直室あるいは簡易的な車庫、それからもう一つは平成11年から15年まで実施しましたモデル事業の施設、そういったものを撤去しまして事業に展開必要な面積、約1万平米ほど必要ですが、その敷地を確保したいという撤去工事の内容でございします。

それから、66ページの農地費、土地改良事業費関係であります。これはまず測量設計業務委託料600万ということが計上させていただいていますが、これは野中のふるさと農道緊急整備事業、前後を取りつける単独の事業を予定していますが、その測量設計業務委託料であります。

それから、その下の新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金であります。これは平成5年から平成29年度まで実施する内容でありまして、債務負担を起こしているいわゆる1俵1斗、それから県営かん排の全額、それから基幹水利の10%分、その合計額でございします。それから、その下の泉田川の償還金利子補給補助金403万9,000円もこれも平成7年度から21年度までの利子補給補助金の債務負担の1年分の実施額であります。

その下の県営水利事業の負担軽減対策費助成金660万3,000円は、県が行っております基幹水利、基幹水利は清水揚水機場、それから小月野揚水機場、それから泉田川土地改良区の柵沢ダム、それから泉田川の第2頭首工、その4カ所ございしますが、その施設の維持管理負担金10%分を計上させ

ていただいております。

その下の土地改良事業補助金39万は、拓生地区において発生した農道欠損のための復旧助成金でございします。

以上です。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時07分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10番（小野周一委員） 農林課長さんから答弁いただいたんですけども、平成18年の主要事業の概要にも書かれているわけなんですけども、平成16年から今までのやり方から切り返し方式に変わしまして、平成11年に約6,000万円ほどの事業費を使い、今日まで恐らく多額の事業費をつぎ込んで、生ごみと牛の堆肥ですか、それで堆肥を製造したわけであるんですけども、これ長年にわたりこのように多額のお金をつぎ込んだ割合には、昨年度もこの堆肥製造技術確立実証事業委託料ですか、昨年度恐らく90万ぐらいのお金がついたと思うわけなんですけども、今年が115万9,000円ほどついているわけなんです。長年にわたり堆肥製造に当たって、今までどうしてそのような堆肥製造に対する技術の確立がなされてこなかったのか。このような委託料というものは、これからも延々と続くわけなんです。やはりせっかく11年からモデル事業なり実証事業としながら堆肥を製造したわけでありまして、そろそろ新庄市のよい堆肥ができるという技術のノウハウというものが確立してもよかったのではないかなと私は思っているわけなんです。その点を1点まずお聞きしたいと思います。

そして、恐らくその委託料なりそういうことは

株式会社バイオロフトですか、に恐らく委託すると思うわけなんですけども、新庄、最上にも特に真室川町に畜産をやっている栗田幸太郎という人が製品名でワーコムという製品で堆肥をつくっているわけです。どうして地元の新庄、最上のそういう企業を使うことができないのか。わざわざこのようなお金を何年もつぎ込んで、その辺のことは最上は1つといいながら地元であのようなすばらしい発酵菌、土着菌が発明しているわけなんですけども、やっぱり比較対照というか、そういう試験もやるべきじゃなかったかなと私は思います。

あともう一つ、これ堆肥施用試験委託料ですか、36万8,000円、委託先を玉川大学の方に委託するという試験的に科学的に分析してもらおうということなんですけども、やはり今さらという感じがします、私。今まで例えば主要事業の概要の10ページですか、これからするとこれまでの実証方式により完熟した良質な堆肥を製造する技術が確立したためと、このようにうたっている以上は、このような実証試験はする必要ないんじゃないですか。まず、その点お聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 平成11年にモデル事業をスタートさせました。そのときは、いろんな生ごみを扱った堆肥づくりは、まず悪臭対策が非常にポイントであると。それから、いかに短期間で堆肥を製造できるかということで、いろんなプラントの比較、それから検討を行った結果、すべてを満たすタイプとして密閉円筒式の高速処理機を導入しました。これは、非常に短期間で処理はできます。2日間から3日間。ただし、その後の熟成あるいは電気料、ランニングコストの問題、それから施設の寿命の問題等々の実際やってみて初めて気づいた課題です。やらなかったら、そういう課題も出てこなかった。やってみて出てきた課題が多くありました。それに基づいて大量に処理できる方式、それは何なのかということで平成15年から検

討して1年かけてバイオマスセンターでやっている方式が施設の整備も軽微であり、またいい堆肥ができる、大量処理ができる、それからスピード化もできるということで、その方式が大量処理の場合はそっちに移行するのが一番いいんじゃないかという全庁的な検討のもとに取り組んだ結果がそういう1つの方向転換ですけども、そういった方向で16年度からやってきたという経緯に基づいて今の実証事業が展開されております。

それから、バイオロフトの菌を使うよりも土着菌を使っただけという御意見ですが、土着菌を使った施設も結構ございます。尾花沢、それから米沢、真室川もそうですけども、そういった土着菌を使った施設もありますが、より短期間で、しかも今回は木質チップというこれまで全国的に県内でやっている事例がほとんどないような方式で行う、そういった方式に最も適したそういったバイオロフトのいわゆる優秀な菌、10種類ほどを混合した菌がありますが、その菌を使った発酵タイプの方式が一番いいのではないかとということで、技術指導を受けながら今日に至っております。

それから、36万8,000円の試験委託を今さらと、遅いのではないかとということですけども、これはいろんな感覚的な試験、あるいは試験場にも発芽試験とかいろいろやりました。ただ、第三者的なお墨つきをいただくような客観的なデータがうちらでは欲しいと、そういった目に見えるデータをちゃんともう一回整理して第三者に示せる数字をぜひとも整理したいという意味合いで大学という高等な研究機関というか、学術機関にお願いするということをしたということでもあります。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10番（小野周一委員） 来年度から本格的な稼働をするということで、中部牧場の方に施設をつくるわけなんですけども、その間余りにも行政サイドだけでスタートして、恐らくこれ物ができた場

合は農家なり消費者の方々が使っていただかねば宝の持ちぐされになるわけですが、そういう準備機関というんですか、委員会というのがどの程度今まで開いてきたのか、そしてこれから来年に向けてどのようなそういう準備機関的なそういう組織的なものをつくっていくのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

そして、既存の施設を撤去するために一千何がしの金が今回計上されているわけなんですけども、恐らくあそこに前補助金等でつくりました機械があるわけですね。恐らく4,000万ぐらいかかったんじゃないですか、あれ。あれの耐用年数なり、恐らく国からの補助金もらってつくったと思うんですけども、その補助金をどのようにして返すのか。それ国からのゴーサイン出たのか、その撤去するに当たって。出たとすれば、今回の予算にその補助金をやっぱり計上すべきではなかったかと私は思うんですけども、その3点お願いします。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎君。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 まず、事業を進めていく体制ですが、1つはそういった仕組み全体、生ごみを分別して集積所に収集して、それを持ち込んで堆肥をつくって、それを生かす方策という全体の流れにつきましては、以前からありました環境保全型農業推進協議会、それについては平成15年度に開催していますが、それ以後はちょっと開催できなかった状況がありますので、新年度からもう一回全力でそっちの方の市民サイドの施行推進体制、そういったものを整備していきたいというふうに思います。

それから、出口の問題の組織づくりにつきましては、来年度4月早々に計画の策定会議を立ち上げる予定でありまして、JAとか、それから農家、消費者、それから関係機関を網羅した形で利用の策定会議、やっぱり出口をきちっとしていかないと利用するという一番大事なところが欠けますので、そういった組織づくりをきちっとした上で利

用が推進が図られるように、特に農家の方の啓蒙普及、それから散布組合の組織化、それから作物の産地化、そういったものを合わせて組織化とともに受け入れ態勢といいますか、利用態勢も整えてまいりたいというふうに考えています。

それから、撤去の問題であります、あそこに建てられている建物は大きく言いましてビニールハウスによる上物と中にある機械、それらに分けられます。機械の耐用年数は通常8年程度であります。上物は約10年。したがって、設置から17年度までは7年経過しました。失礼しました。18年度で8年です。だから、そういったことで大体耐用年数が切れる、あるいは切れかかっているということで国の方には実際はつないではまだおりません。ただ、県の方にそういったことで切りかえたいというお話は以前にもしておりまして、設置された機械を生かした上で、さらに発展させた計画であれば、それは国につないでも何とかするのではないかなというように県のお墨つきといいますか、県からのそういった支援をいただくような方向については確認しておりません。したがって、そういった撤去あるいは補助金に関する手続は、今後県と一緒に国につないで進めていきたいというふうに考えております。ただ、予算に計上しなかったのは、その撤去する時期が今年度なのか来年度なのかということは、県あるいは国とのそういった協議の結果によりまして対応したいというふうに考えております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10番（小野周一委員） 失敗をしないように願います。

次に、土地改良事業費なんですけども、昨年度までに土地改良区関係に間違いのないと思いますけども、債務負担行為として34億1,910万円ほどの一般財源から支出されているわけなんですけども、今年も恐らく農林予算の25%ぐらいに当たる2億9,000万円ほどの予算が計上されているわけであ

ります。そういう中で大変農家の経営の負担というのが軽減されているわけなんですけども、話で聞きますと新庄市においていわゆる減反に協力しないという未達成者が山形県においても最低であるという、下の方であるという話を聞いたわけであるわけなんですけども、これらについて農業団体とどのような詰めをなされているのか。また、それらに関連する農業団体の役員の中に未達成者がいるのかいないのか、その点をお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 生産調整は未達成農家の比率が県内で一番多いです。公式に発表された数字では約3割。数字の取り方に若干私どもと考え方が違うところあるんですけども、私どもがはじき出した数字では26%ほどですが、県の方でのとり方では約30%と。次が尾花沢市とか庄内の八幡町ですか、20%を超えるような市町村もありますが、県内で最低の転作率といいますか、非協力者が一番多いということは事実であります。そういったことを踏まえまして、農業団体にも常々農家と一緒にこれからは農家あるいは農業者団体が自ら推進する生産調整の方にシフトしていくんだということを伝えておりますし、今まで以上の強力な体制で臨まないと、米の販売、流通が将来思いやられるということも含めまして、農業者団体の方にはもちろん商社系が4社ほどございますので、その団体も含めて会合ある度、あるいはいろんな出向いてのお話も含めてお願いしているところであります。

それから、そういったいろんな農業団体の役員の方にも達成されない方がいるのではないかと思います。御指摘がありました、おります。

以上です。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10番（小野周一委員） 1つは、今課長さん言わ

れたとおり、農業団体の一部の役員にもそういう未達成者がいると、そういう話でしたけども、やはり役員というものは経営者でありますよね。経営者自らが一般市民の税金なり国からの補助金をもらって、そして農政に反対するということはいかなるものかと私は思うわけですが、その辺これからはなお一層強くしてもらうようにお願いするわけでございます。

あと来年から農政も変わるわけですが、19年から。そうした場合、新庄市において30%の農家が未達成の場合、果たして来年から行う農政がうまくいくのか。幾ら生産者さんに、農業団体にウエートを移しておいても、減反の未達成者の数がいればこそ、逆に足を引っ張って減反のしない人たちが増えていくのではないかと私は思うわけなんですけども、その辺のことについてもお願いしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 事ある度に生産調整の必要性、重要性、市内の農家こそって推進していかないと米の販売、流通については大変なことになりますよということについては、事あるごとをお願いしていますし、農協ばかりじゃなくて農業協力員とか地元の地域リーダーを含め、あるいは集落座談会、あらゆる機会をとらえて力説しておりますし、協力していただけない方にもダイレクトメールあるいはいろんな説明会、事業のいろんな機会をとらえましてそういったお願いをしております。今後ともこういった未達者が増えるような傾向に歯どめをかけて協力していただけるような体制を関係機関と一緒に推進してまいりたいというふうに考えています。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10番（小野周一委員） 61ページの4款衛生費、清掃費の中のバイオマス活用生ごみ収集事業についてお聞きしたいと思います。これも平成11年か

ら恐らく農林課とかそういう課が変わりながらやっているわけなんですけども、これ昨年度の平成17年の4月現在で町内が21の町内で、そしてその中の世帯数が1,827世帯の中で364世帯が協力してこの生ごみの収集に事業をやっております。これは、実に20%しか満たないです、これ。協力した町内の中の1,827世帯のうちの364世帯ですから。そのような中での18年の主要事業の中のこれ7ページですか、今年度は370世帯から470世帯に増やします。そして、来年からは全地区を対象にしてそのようなことをやるという方向付けが出されているわけなんですけども、今まで2割しかなかったのをどうして急に100世帯も協力をお願いすることができるのか。協力してもらえば大変ありがたいことなんですけども、今までの何年間という期間があったわけですね。どうして毎年毎年そういう啓蒙活動なりをして増やしてこれなかったのか。

あともう一つ、こういう新庄よりも早く長井市でレインボープランという形でやっているわけなんですけども、あの中身を見ますと町中の中の5,000世帯が協力してやっているという話を聞きます。新庄でも恐らく農家とか郊外がありますよね。集めるためには、やっぱり町中を中心としたやり方の方がごみが集まってくるんじゃないかと私は思うわけでございますけども、これあくまでも新庄一円を目標にしてやるんですか。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 生ごみの堆肥化事業というふうなことで農林課さんと連携とりながら、これも実証事業を含めて今後とも進めていきたいというふうに思っているところでございます。小野委員がおっしゃられましたごみの分別、そしてこれまでの実証事業における世帯数の問題等がありましたけども、18年度につきましては本格実施に向けての町内会、説明会、座談会、そしてまたアパート、マンション等もでございます。それから、在日外国

人もいらっしゃいます。そういった方々の対応も図りながら説明会をやっていかなければならないというふうに思っています。

それで、そのうち18年度において今現在364世帯というふうなことで実証事業に協力していただいておりますけども、今その協力者並びにその付近の方々と座談会を開いております。それでもって何とか18年度においては100世帯を実証事業の中に組み込んでいきたいというふうなことで今現在、これからもそうですけども、実証事業をしている町内の座談会を開催しているところでございます。

以上でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一君。

10番（小野周一委員） 終わります。

山口吉静委員長 他に歳出について質疑ございませんか。ありませんか。

22番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番（今田雄三委員） 順次質問をしていきたいと思います。

34ページの5目会計管理費なんですけども、この中に新庄市には収入役さんがおりませんが、その負担金というものを支払う理由はどうなんでしょう。

矢口喜一郎会計課長 委員長、矢口喜一郎。

山口吉静委員長 会計課長矢口喜一郎君。

矢口喜一郎会計課長 皆様御承知のとおり、昨年の7月から収入役は不在となっております。ただ、不在ではありますけれども、収入役の役職はまだ新庄市ではございます。したがって、収入役会には新庄市も他の市と同様に加入しておりますので、新庄市だけここから負担金を削除していただくというようなことはちょっと無理かと思っております。予算を計上させていただきました。よろしくお願いたします。

22番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三委員） まことにわかりやすい回答でありがとうございます。条例を変えればという意味も含めてであると思いますが、理解しました。

それから、次に57ページの保健衛生費の項目なんですけども、この中で夜間休日の救急診療所設置事業費というふうにあります。この工事とそれがありますから、いつどこでどうしてどこにどうなるのか、そして具体的に稼働はどうするのか、そこら辺の具体的なものあればお知らせいただきたいと思います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 夜間休日救急診療所設置事業費として3,000万円計上されております。予算とともにお示ししました来年度の主要事業の概要のとおりではあるんですが、平成19年度の早い時期、できれば4月というふうに考えていますが、再来年度に新庄市として夜間休日の救急診療所を設置するという事で、そのため18年度、来年度1年間準備期間として施設の整備並びに設備の整備ということで3,000万を計上しております。場所としましては、市の行政改革全体方針として市の持っている施設といいますか、ストック活用という方針でございますので、そういった方針に即しながら市の保健センターの中に設置したいということで今検討中です。設置の理由等については、主要事業概要に示してあるとおりなんですが、設置を決断した最大の理由は高い市民ニーズということであります。平成16年度の市民認識度調査において保健、医療の充実が強く求められ、その中でも救急医療体制もう少し何とかしてくれというような切実な要望が多く示されたということから、いろいろ新庄市としても検討してきて、1次、2次診療体制の機能分化というようなもう一つのねらいもございますが、そういったことを何とかこの診療所を設置することで、診療所を設置してもお医者さんの数とかは、地域の中での数といったものは変わりありませんから、劇的にすべての状況変わ

るということは考えていませんが、今言ったようなねらいがある程度達成されるものと思っております。

2 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三委員） この前もこの関係についてお話し合いがあって、市民プラザの中で聞いてきたんですけれども、小児科の担当医がいないというような状況もあるようです。そういう意味合いでこの担当医がいなかった場合の状況というのはどうなるのでしょうか。専門的に。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 現在最上広域が休日、新庄市が平日夜間という分担しながら365日体制とっております。それは、市内の開業医の先生方、医師会の御協力のもとに実施しているわけですが、22名のお医者さん方の参加で365日をカバーしている状況にあります。定点化、今在宅当番員ということで毎日お医者さんのお宅といいますか、各診療所、医院で救急対応しているわけですが、それが定点化される、場所が定まるということで、開業日数が増えるとかではございませんから、今の体制をそのままという形でも可能です。ただ、救急患者の6割ちょっとが内科、小児科系の患者さんです。ですから、そういった実態にも合った形で救急診療所を設置できないものか、その辺は医師会次第というところでも実際ありますんで、医師会の方に相談しているところであります。

ただ、今田委員言ったのは小児科というところに的を絞ったことかもしれませんけども、市内御存じのとおり専門の小児科医の先生はお二人しかおりません。小児科を標榜している先生を含めても9名しかおりません。ですから、例えば山形市のように小児科が常駐するというような体制はとれるとは考えておりません。

2 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三委員）　ここまでこぎつけたということは、医師会の皆さんとも相談しながらということですが、今の状況で我々の浅はかな気持ちで言いますと、1日、二、三人、あとの残りは全部県立病院に行くというような状況だろうというふうに思っています。そういう意味合いでは、県立病院に大変負担が大きい、そして医者不足になる、そしてお医者さんの優秀な人がなかなか来てくれないというような悪循環が今あるわけですから、そういう意味合いでは救急医療の部門を市内で持っていただければ大変いいということは事実だろうというふうに思います。そういう中身で県立病院の救急医療事務を幾らかでも軽減して、そしてそこに携わっていただくと、そして優秀なお医者さんも来ていただくということになればこれ万々歳なんですけども、そういう方向を目指せば、これは大変結構なことだなというふうに思います。また、よその地域では病院を持っていますから、その経費というものも並々ならぬものがあるというふうに思いますんで、これらの金額で工事ができ、そしてそういう設備が整えるとすれば大変いいなと私は思います。そういうことでこれに携わってここを利用していただくための啓蒙活動なり、それからもう一つは市内の方だけでないと思うんです。そういう場合の対応はいかがになるんでしょうか。

星川　基健康課長　委員長、星川　基。

山口吉静委員長　健康課長星川　基君。

星川　基健康課長　この定点診療所の設置ということについては、今の県立病院の過度の集中を何とか少しでも是正したいということが1つにあるわけですが、特に最上地域の場合、新庄市民に限らず病院指向が強いものがあると言われています。実際かかりつけ医を持っている人の割合というのは県内4ブロックで一番低いというような実態にありますから、そういったことも含めまして、まず何でもかんでもとにかく県立という意識をどう変えられるかというのが大きな課題としてありま

す。ですから、そのための新庄市民に限らない地域全体の啓蒙普及活動を町村と一体でやるということは確認しているところです。

それから……2点目何でしたっけ。

（「市外」と呼ぶ者あり）

星川　基健康課長　済みません。もちろん診療所設置と、市立の診療所ということになっても今のうちに町村からも患者さんはおいでになるだろうと思っています。今現在は16年度の患者数が2,007人で、そのうちの64%は新庄市民で、残りは郡内町村及び一部尾花沢とかそういうところもございしますが、そういう状況ありますから、その構造は基本的には変わらないだろうと思っています。ですけども、例えば真室川町と新庄市という関係でいえば昨年度真室川の住民で新庄で運営する夜間の診療所においでになった人が20人いるんですが、新庄市民で真室川町立病院にかかった人が93人います。そういうふうなことでお互い得意分野あったり、あるいは時間帯が違ったりということで、特に医療資源の乏しいといわれるこの最上地域ではお互いが可能な負担を負いながら地域医療をつくり上げていくという考え方になるのかなというふうに思っています。

2 2 番（今田雄三委員）　委員長、今田雄三。

山口吉静委員長　今田雄三君。

2 2 番（今田雄三委員）　前の方で何か言っているようですけども、そこら辺の苦情は十二分に聞いていただくようにして進めていただきたいと思います。

あとページの65、畜産についてお聞きします。今年も畜産については新庄、最上の牛肉が大変優秀な販売価格を持ったということで新聞を賑わせておったんですけども、今回665万5,000円ということで昨年は188万8,000円ということであつたんですが、そういう状況の中で何か特別変わったことをするということはあるんでしょうか。

坂本孝一郎農林課長　委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長　農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 畜産が非常に最近特に繁殖の子牛が高値で推移していきまして、特に最上の家畜市場、残念ながら1,000頭去年いかなかったんですけど、わずかの差で、取引価格が全国的にもトップテンに入っているくらい非常に全国的に注目されている地域であります。そういった畜産が、これ全部値段が高いと喜んでいただけるかというところでもないんですけども、安いよりも高い方がずっと農家の所得にいい方向にいつていきますので、今の傾向がずっと続いてもらいたいなというふうに考えています。それで、18年度の事業としましては、畜産の共同利用機械、組織で導入する、そういった畜産振興のグループが相当出てきておりまして、いろんな機械の整備、2つの事業、例えば上から6つ目に書いています、66ページですが、エコエリアやまがた推進事業、これは堆肥の散布機械の共同購入、あるいはその下の産地競争力強化総合対策事業費はこれも堆肥散布機械あるいは管理機械の導入を組織で行う事業でありまして、そういった事業の実施によって昨年よりも事業費が4倍ほどに伸びてきているといった結果になってございます。

22番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番（今田雄三委員） わかりました。

次に、66ページの農地費であります。先ほどの委員からも質問がありましたが、私も余り具体的にわからないんですが、農業水利事業農家負担軽減対策助成金というやつで6,700万ほどあって、これから順次毎年返済していくんだというふうになっています。この中で質問したいのは、今田んぼを整備してこの設備をして、そして量販店になっています。そして、そこから貸し借りあって収入を得ています。その分も私たちが負担しなければならぬのでしょうか。当初はどうだったのかもわからないまま聞くんですが、そこら辺ちょっと教えてください。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 これは、平成5年、いわゆる国営農業水利事業が完了した年に議会決議で平成29年度まで農家が今まで実施しました国営農業水利事業あるいは圃場整備事業、県営かんがい排水事業、そういったもろもろの土地基盤の改良工事に対して非常に負担が大きくなって、農家の経営を圧迫するのではないかということで、そこら辺で国で定めておりますガイドラインを越えて市単独で農家の経営に対し、あるいは土地改良区の運営に対して助成をしていくという決議がなされました。それをいわゆる市の条例ではなくて規定として組み入れまして、県営かんがい排水事業、これ全部で55億円ほどかかりました。その地元農家が負担すべき償還分の全部、それから通常土地改良事業を行うと農家の返済金がございます、田んぼを直すと。その1年当たりのいろんな返済金を含めて農家負担に係るお金が1俵分、1万九千四百何かがしですが、その分を超えた分の全額、それから土地改良事業を行わなかったところについては、水代とかいろんな運営費、これ1斗分ですが4,900円ほど、それを超えた分全額、それからさっき言いました基幹水利というのがありますが、清水揚水機場とか小月野揚水機場、そういったものの運転、それからいろんな管理に関する経費の1割を市で持ちましょうということでそういった金額を29年度まで毎年助成するというような内容でございます。

22番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番（今田雄三委員） 経過についてわかりました。その中で農業の人の負担を軽減するために実施した。そこもわかりました。ただ、今農業をそのまま続けておれば水も必要だし、そういう意味合いではわかるんですが、量販店にその土地を、せっかくそういうふうにして改良を加えた土地を量販店の皆さんに貸与して、そこから収入も上がっているわけです。そういう収入上がる面と今ま

で農業の施策として借金をしてきたという1つの因果関係ではありますが、そこで今私の思うには、量販店に貸している人はやっぱり今までのとおり1俵1斗、これらのものをすべて個人が持つというふうになればわかるんですけども、貸与関係は私勝手と、そして払うものは新庄市に任せたからそれでいいというものではちょっと不合理ではないかなというふうに思っているんです。そういう意味合いで、田んぼの面積数も大体決まっているというふうにお聞きしているんですけども、この量販店ができたためにそういう田んぼのものが減っていったのか減っていないのか含めてその因果関係とそういう面積を確保する条件がどうなのか、2点について。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎君。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 量販店とかそういったものが建つ場合は、いわゆる農振から除外されたり農地転用を行わないと施設の整備はできないわけです。そういった場合は、土地改良区から、受益地から除外されます。除外されれば、当然そういった助成の対象にはなりません。除外する場合は、これから払うべきお金を全部、途中で抜けてしまえば、将来負担すべき分を免れてしまったりとか、受益地が少なくなればそれだけ残った人たちがお金を出す分が増えるわけです。そういったことがないように、そこから除外する場合は、抜ける場合は将来払うべきお金を払ってから抜けていただきますよという仕組みができています。したがって、そこから抜ける場合は将来払うであろう見込みのお金も全部払って抜けていますので、若干減ったとしてもそういった極端に残った人たちの負担が大きくなるというようなアンバランスな仕組みにはならないかと思います。

それから、どのくらい減っているかといいますと、毎年農業委員会の方の転用と大きく関わってきますけども、そこら辺の数字については農業委員会の方からお答えしていただいた方がいいのか

なというふうに思います。

22番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

22番（今田雄三委員） せっかくであります、私質問したいこといっぱいありますもんですから、また機会があったらよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと今の件についてわかりました。そういう中で今量販店やっているところはすべて除外されていると理解していいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

22番（今田雄三委員） それから、商工観光の担当だと思うんですが、この課の行動計画書B表というやつ70ページに勤労者の福祉対策事業ということで勤労者の地位向上、福祉施策が図られたと、こういうふうにあります。今までは、50万弱をいただいて盆踊りなり勤労者の野球大会なりというふうに使わせて、お互いの向上が本当に図られてきました。今回これがなくなったということで、今サラリーマンの方々も大変な状況の中、そしてまた給与所得の納税が大変多い中、これらをすっぱり切ってしまいました。これをすっぱり切らないで何とか残す方法、これからお願いすれば何とかあるという方法あれば教えていただきたいと思います。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 御質問の勤労者福祉対策事業、今まで補助金を運営団体に出していたわけでございます。それで、今回御指摘のとおりゼロになってございます。当然原課としては何十年続いた事業ですので、それはやりたいというのは原課としては持っていますけれども、じゃこれを認めたらせっかく今財政再建で新庄市が頑張っているのにというようなこともございますので、ここはいろいろ我慢していただくものはしていただきたいというようなことは確かにございます。そういうような中でこの事業の中身については今田委員

御存じのとおりいろんな事業を行ってまいっております。大きなやつが市民の盆踊り大会とか勤労者野球大会あるいはボウリング大会等々がございます。これも今田委員はじめいろんな議員さん方から御尽力いただいて、大変盛大になってきてございます。そういうふうな中で今回そういうことで補助金についてございませんで、一番事業費の中で多いのが宣伝費とか報償費等がございます。そういうようなこともありますので、我々市の広報を通じていろいろPRするとか、あと我々職員が人的な支援といいますか、応援をさせていただきながら、若干縮小になるかもしれませんが、そういうようなことでいろいろ我々も汗をかいて頑張りたいというふうに考えてございます。

2 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三委員） 先ほど収入の11ページでもお話ししましたとおり、給与所得の収入がこんなにございます。こういう中で、やっぱりそこを見放さないで何とか引きとめておいていただければ大変ありがたいというふうに思います。

以上で終わります。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時09分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

1 7 番（柴田忠志委員） 委員長、柴田忠志。

山口吉静委員長 柴田忠志君。

1 7 番（柴田忠志委員） ページ41、2款総務費でお尋ねいたします。昨今市民課は結構迅速にかつ丁寧な対応をなされているやにお聞きしておりますが、今般市民課長が勇退なされるわけで、かねてより懸案されておりますもっとスピードアップを図る電算の導入、隣の課長がしぶい顔をしているのはわかるんですが、その辺の取り扱い、また

今後どのように置き土産していくのかお尋ねいたします。

それから、ページ73、7款商工費について、この厳しい財政の中で新庄市中心商店街活性化事業、空き店舗対策、さらに活性化推進事業、夢みらい支援事業におつけないでおりますが、その推移は、またどのように進められるのかをお尋ねいたします。

ページ89、これは教育費でございますが、学校のつばさ支援をいろいろな難しい中にも今年もおつけないでございまして、今日の冒頭で御説明ありました北辰小学校の「ぼくらの新庄」というのもそういう費用から捻出されたものかどうかお尋ねしながら各学校ではどのような取り組みをなされているのかをお尋ねいたします。

また、その中、下段にあるつまずきのある児童生徒支援事業費におきましては、これは市単独の事業費と聞き及んでおりますが、これの今年の配置なさる学校は、小学校、中学校含んでの場所になるのかをお尋ねいたします。

また、山形大学エリアキャンパスもがみ支援事業費が計上されておりますが、これらの事業の推移をお尋ねいたします。

国分政嗣市民課長 委員長、国分政嗣。

山口吉静委員長 市民課長国分政嗣君。

国分政嗣市民課長 市民課の業務につきましてのお尋ねでございます。

戸籍の電算化につきましてでございますが、18年度につきましてはその準備作業というふうなことで人的な面で準備を進めていくわけでございますけれども、ただいま市民課の課の行動計画の中でもお示ししておりますように、重点施策として戸籍の電算化並びに外国人登録事務システムの改善というふうなものを2つ重点施策というふうなことで考えております。戸籍の電算化につきましては、この効果につきましては事務的あるいは申請者の待ち時間の飛躍的な短縮、あるいはそのシステムを他の住基システムと関連させまして他の統

計的な事務も非常に素早く簡単にできるというふうなこと、あるいは戸籍事務というのは従来非常に専門的な知識、民法、戸籍法あるいは家族関係の法律等を熟知した上で誤りない住民情報を整備し、管理するというためには非常に経験が求められます。

そういうふうな中で、今経験年数8年、9年の職員が頑張っておりますけども、電算化の1つの効果としてこれら戸籍の作成もうちょっと簡便化することができます。一番大きな効果は、ただいま申し上げましたように待ち時間の短縮でございます。現在御承知のとおり住民基本台帳、印鑑が情報化されまして、非常に短時間で発行できます。その中にあって、戸籍の申請の方が申請早いですけども、住基あるいは印鑑の方の交付からなお待たなければならないというふうなことで非常に御迷惑をおかけしているような状況でございます。全国的にも60%以上の団体、あるいは県内でも30%以上の団体が電算化を済んでおります。このような本市の財政状況でもございますので、市民課としては遅くとも平成20年、21年で作業にかからせていただきまして、22年には電算で発行したいと、供用開始をしたいというふうなことで今準備作業、内容の精査、誤謬訂正等を精力的にやっております。最も住民情報ということで行政の基礎であります情報の管理につきまして、ぜひ議会の皆様にも御理解をいただきまして、平成20、21年の作業、22年の供用開始に御協力、御理解をいただきたいというふうに思います。

あわせて、外国人登録事務のシステム改善につきましても在留外国人が平成8年の135人に対して、17年12月では418人というふうに3倍になっております。したがって、その登録事務も3倍になっております。非常に手書きでやっているような状況で、他の事務にも支障を来すというふうな現況でございます。戸籍につきましては、経費が1億5,000万ほどかかります。こちらの方は、150万ほどで可能でございますので、これもあわせて

ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。一層正確で迅速な事務サービスを提供するために今こういう課題を抱えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 商店街の活性化事業についてお答え申し上げます。

3日、4日前ですか、新聞にこういうチラシが入ったかと思います。これは、新庄まちなか楽校、いわゆる楽しむ学びやということでございますけれども、これも1つはとにかくまず町の中に人を集めよう、あるいは町の中でどういう商店があつて、どういうものを販売しているのか、どういう内容なのかということをまず市民の皆様に広く知っていただきたい、町の中に人を集めたいというふうなことでございます。それで、22店舗の方から御協力いただきまして、この中で商店に入っていていろいろな体験、物のつくり方とかいろいろなものをしていただいて商店街を広く理解していただくというのが趣旨でございます。その中で現在申し込みがもう来ていまして、大変申し込み多いのが、おいしい紅茶の入れ方とか、あるいは豆腐屋さんの料理教室、あとはおいしいコーヒーを飲みたい、あと豆びな、小さいおひなさんですけれども、そういうものをいろいろつくったり、そういうものを取り組んでみたいという方がかなりいらっしゃいます。そういうような中で何とか商店街を元気にしようということで、我々いろいろ商店街活性化に取り組んでいるわけでございます。その中で市長も選挙でもいろいろ公約していますけれども、町の中に2次産業、3次産業もぜひ誘致したいというようなことで、今回主要事業の概要の11ページと12ページ、13ページに詳しく書いておりますけれども、1つは、中心市街地活性化推進事業の中では、実験的には商店街のちょっと空き地にポケットパークをつくったり、町中の

連携事業とか、あと100円商店街と連携しながらぜひ賑わいを取り戻したいというようなことでございます。

それで、今回一番柴田委員お聞きしたいのは、この夢みらい支援事業だというふうに思います。その中でこの夢みらい支援事業というのは、じゃどういうものだというところでございますけれども、現在離職者、いわゆるリストラされた方を雇い上げた場合はというようなことで厚生労働省でいろんな助成制度をつくってございます。1つ例に申し上げますと、地域創業助成金、これ新庄市で主要事業の12ページに書かれているサービス10分野、これを創業いたしますと厚生労働省の方から設備資金や離職者1人の雇い上げが1人当たり30万円とか設備、運営経費が300万から500万という補助金がございます。そういう中でこの制度を利用して、かつ町中、我々がこの夢みらい支援事業というのはとにかく町の中にこういう事業を引っ張りたいということでございますので、ぜひ町の中に立地し易いように私の方では、これは仮定ですけども、月10万円の家賃の6カ月間を補助しますので、ぜひ町中でこういう事業を展開してもらいたいと、それでこの事業2つをあわせわざで使っていただいて町中でぜひ人も雇用しながらそういう賑わいをつくっていただきたいというような趣旨でこの夢みらい支援事業というものをつくってございます。ただ、区域については町中の商業地域というようなことで現在考えてございます。

以上でございます。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 3点お尋ねでありました。

まず、最初のつばさ支援事業についてであります。ぼくらの新庄、先ほどこの会の冒頭に御紹介申し上げましたけども、この印刷費、一部ではありますけども、つばさ支援の中から出ているというふうなことだというふうに聞いております。つばさ支援事業につきましては、350万というふうな予算

で、各中学校区ごとにまず特色のある小中連携の事業をしていただきたいというふうなこと、1つねらいございます。そして、さらに今ありましたように総合的な学習の活動費だとか、あるいは学校と家庭、地域との連携事業に要する費用だとか、あるいは中学校におきましては進路講演会、職場体験学習等を行います。そういったときの謝礼に充てるだとか、いろんな活用の仕方をさせていただける予算でありまして、学校からも大変ありがたく感想をいただいているところであります。こういった中身でございます。

それから、2点目のつまずきのある子供たちへの支援ということで個別学習指導員配置をしております。今年度は17年度ですが、当初4人でスタートいたしました。そして、緊急に対応を要する子供さんが出てきたために、この1月から1名増員を補正でしていただきまして5名の体制で現在おります。18年度は、この予算6名というふうなことで計上をさせていただいております。今年度の場合は、1人が1つの学校に常駐するというふうなところ、これは2校でございます。したがって、2名です。あとの残り3名の方は、5校をそれぞれ分担をしながら巡回をして指導をしていただくというふうなことであります。指導の対象となる子供さんは、ADHDだとか、あるいは高機能自閉症だとか、あるいは知的な軽度の遅れがある子供さん、あるいは不登校になっておりまして学校に来れないんですが、時々学校に来るように少しずつ訓練をしている、特別室で勉強しなきゃいけないというふうな、そういった子供さんに対応するというふうなことで、これもまた学校からはこういう子供さんが増えているもんですから、ぜひ何とか配置をしていただきたいというふうなことでしょっちゅう要望が来るところであります。来年度6名というふうなことで予算を置かせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。なお、来年度の配置につきましては、これから学校等と調整を図りながら決

めていきたいというふうに思っているところであり
ます。

3つ目の山大エリアキャンパスもがみの事業の
推移ということでございますけども、設立の経過
は省きまして今年度どのようなことをまず行っ
たということを申し上げたいと思いますが、昨年
の5月21、22日に市民プラザを会場にしてこのエ
リアキャンパスもがみのオープニングセレモニー
というふうなことでオープンキャンパスを行っ
たところであります。大変市民の方からもたくさん
おいでいただいて、山形大学を身近に感じていた
だけたのではないかなというふうに思います。そ
して、あの機会に山形大学のサークルとこちら
の方のサークルが交流をするというふうな場面が
ありまして、その後もこちらのサークルのイベン
トに参加していただくなんていうことが出てきて
おります。さらに、美術展だとか子供を対象にし
たおもしろ科学実験教室だとか、あるいはキャン
パス長の訪問ということで新庄まつりの250年祭
にもおいでいただいております。学生さんとキャン
パスあるいは大学の事務局職員の皆さんです。そ
ういうふうなことでさまざまな事業を展開してき
たところでございます。

そもそもこのエリアキャンパスもがみでは、大
学生が新庄市内にどんどん入っていただいて、新
庄市内を学習の場にして活動していただきたいと
いうふうなそもそもの願いがございます。です
から、平成18年度につきましてはそういった方向
がより鮮明に出るようというところで事業を考
えているところであります。予算としては80万3,000
円というふうなことでございますけども、オー
プンキャンパス、これは山形大学の内容とい
いますか、それを知らしめるというふうな、そ
ういうことで今年は10月に予定しております。
これはイベント的なことになるかと思いま
す。学生さんたちが実際にこちらで学習、学
ぶというふうなものにつきましては3つ考
えていまして、フィールドワーク事業とい
うことで共生の森もがみというふう

なことで、これは5つの講座をこちらで用意
しまして、その講座に学生さんたちから来て
いただいて学習をしていただくと。例えば新
庄東山焼きと新庄の伝統文化というふうな
そういう講座、4日間行います。それから、
達人に学ぶ、実践町の活性化というふうな
ことで、まちづくりについて学ぶとか、あ
るいは新庄まつり山車人形づくりと伝承文
化だとか、あるいは新庄が力を入れている
自然との共生、循環型社会を目指して、そ
して最上の人々は何を考えてきたかとい
うふうな独特の講座名ですけども、地元
に伝わるさまざまな伝統文化等について
学んでいただく、そういうふうな講座を
それぞれ用意して、これは学生がそこに
エントリーをして、そしてこちらに来る
というふうなことであります。人数につ
きましてはわかりませんが、できるだけ
多くの学生が来ていただくようにこれ
からも宣伝活動をしていく予定であり
ます。

それから、教育実習というふうなことで考
えております。これは、山形大学の学生は
2年次と3年次のときに教育実習を行
います。その教育実習を行う学校は、今
までは山形大学の附属小中学校と山形
市内の小中学校に限定されておりました。
それをエリアキャンパスもがみの中
でも実習できるように大学の
実習要綱を変えていただくとい
うふうなことでお願いをしました。教授
会でこれが決定をしたというふうな
連絡が入っております。来年度は、
大学2年次の教育実習を新庄も会
場に行うことができるというふうな
ことです。ですが、ここにまた希望
者がいないとだめですので、希望
者がいるように新庄でできる実習
と山形でできる実習とどう違うの
かということアピールしながら、
地域に開かれた教育実習という
ふうなことで宣伝をしながらや
っていききたいなというふうに思
っています。

あとインターンシップというふうな
ことでそれぞれ企業に出向いて職
業体験学習をするというふうな、
そういう機会も開いているところ
でありま

す。そんなふうなことで、平成18年度も計画して予算を計上いたしました。

以上です。

17番（柴田忠志委員） 委員長、柴田忠志。

山口吉静委員長 柴田忠志君。

17番（柴田忠志委員） 2款総務費に関しましては、大体その準備段階はわかりましたけども、まだ手書きしなきゃならない作業があるやに説明を受けたわけですが、22年度を目途としているようですけど、その辺少し早まるようなことをこれから調整していくようなお考えはありますか。

それから、夢みらい支援事業に関しましては、これははっきりとした形で今作業が進んでおるのかどうかお尋ねします。

あとつばさ支援事業委託料はわかりました。

つまずきのある児童生徒支援、これやはり年々生徒さんが増えているのは事実ですよ。ですから、その辺学校の現場の方にも支障なくいろいろ学習できるような体制をやはり教育委員会としても取り組んでいただく大きな作業かなと思っております。

山形大学エリアキャンパスもがみは大体わかりました。

その点だけちょっともう一度御説明願えればお願いします。

国分政嗣市民課長 委員長、国分政嗣。

山口吉静委員長 市民課長国分政嗣君。

国分政嗣市民課長 戸籍の電算化につきましては、先ほど総事業費1億5,000万ということでお話し申し上げましたが、これは単年度の事業ということではなくて、5カ年から7カ年ぐらいに継続で可能だというふうなことでございますので、単年度は2,000万ぐらいでありますので、若干でも財政が好転してまいりますれば一年でも早く完成をしてサービスの向上につなげたいというのが本音でございます。法務省の方の強い要請もございまして、これもあわせて部内でも要請をしていきたいというふうに考えています。

それから、外国人登録システムの改善につきましても先ほどお話し申し上げましたように、これは非常に手書きでやっております、他の事務に支障を来しているような状況でもございますので、経費的に150万ほどです。これはぜひとも来年当たりには実現をさせていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 夢みらい支援事業である程度見通しというか、目星ついているのがあるのかということだと思いますけれども、たださっき申し上げましたとおり、ここにはサービス10分野というのがございます。この中でも、やはり特に子育てサービスとか高齢者ケアサービスとか、さらにどういう業種が一番いいのかということもございますので、商店街や会議所、それと連携を深めながら早めに誘致できるように頑張りたいと思います。

以上です。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 個別学習指導員の配置につきましては、現在は国の助成が切れていまして市単独の予算というふうなことでございましてけれども、こういう子供がどんどん増える状況にはやっぱりあるわけです。ですから、できるだけいろんな仕組みを使いながら人を配置していくということをやったり考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。国では、教員の加配としてADHD加配という制度がございまして。そういった制度にも積極的に手を挙げまして加配をいただいております。来年度はADHD関係の加配2名国からいただいているところです。

また、先日市長会が行われましたけども、その中で要望事項というふうなことで、こういった特別支援を要する子供たちに対して指導員を配置

しなければいけないのではないかというふうなことで要望事項を市長会の方にも出ささせていただいて採択をしていただいているというふうなことであります。何とかそういった指導者の確保ということ、いろんな面で考えていきたいというふうに思っております。

17番（柴田忠志委員） 委員長、柴田忠志。

山口吉静委員長 柴田忠志君。

17番（柴田忠志委員） 終わります。

13番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番（新田道尋委員） では、1点だけ質問をしたいというふうに思います。

先ほども今田委員から質問あったんですが、57ページの夜間休日救急診療所の設置事業ということで18年の主要事業概要にも詳しく載ってあるんですが、先ほど説明はあったんですが、まだ私が納得するに至らないということで続けて質問をさせていただきます。

18年度の予算、非常に厳しい中で無理してといえますか、ようやく綱渡りの予算編成をやったというふうに私はとらえています。あらゆる基金を取り崩し、また見込みのない市の所有地の売却1億2,000万等を組みましてこの予算をつくった。まだまだ財政難の域からは到底出ていないわけでありまして、18年度予算を見させていただきますと、いろいろと新規事業というのが入りまして私どもに明示されました。投資的事業では5本、以外では7本ですか、新規事業ということで入っています。普通ですと、私の感覚からいけばこういうふうな状況では新規は考えられない。私が執行者側であったらば、考えに入れられないというのが私は一人の考えだろうと思いますけど、特に全部言う時間がなくて、1つだけ拾って夜間救急診療所に関して伺いをしたいというふうに思います。本年度は3,000万ということで2,000万が内部の改装ですか、1,000万が備品という説明があったんですが、単年度でももちろん終わる事業で

もない。なぜこの診療所が必要なのかというふうなことでこの概要の中に説明があります。市民のニーズがあるんだと、県立病院の対応が悪いということがまず第一、その次に県内では救急診療所のないのが新庄、最上だけだというふうなこともうたっています。しかし、この利用率から効率、効果を考えた場合、こういうふうに出した数字をクリアするためにこの先幾らかかるか、まだその辺は聞いていないんですが、どのぐらいこれから予想しているか、どのぐらい投資しなきゃならないか、底が見えないような状況、医療機器も当然必要になってくるわけで、果たして18年度からこの状況でスタートすべきかどうか、もう少しみんなで検討した方がいいんじゃないかと私は思います。

それで、まず第一にお伺いしますけども、18年度は3,000万、その次はどういうふうな計画があるか、何年で完成するか、最終目的はどういうふうな体制を考えていられるか、まずそれから伺いたいというふうに思います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 18年度の予算は、設置のための経費3,000万ということでありまして、その後ももちろん設置後ランニングコストといえますか、それを診療報酬をいただいて必要な経費を払ってという運営経費はずっと続いていくわけですね。それで、問題は先ほども言いましたが、大変難しい課題だとは思っていますけども、県立病院に今集中している患者さんの流れをある程度変えられるかどうか、これが達成できないと診療所設置のねらいが達成できませんし、また診療所の経営も成り立たないということになりますので、ここに最大限力を入れて、その思いというのはもちろん県立病院なり町村なり、そういったところと同じですので、一体になって進めていきますけども、ランニング経費として他の市の診療所の状況などを参考にしておおよそ年間2,400万程度の経費はかかるだろうと。人件費がかなりを占めるんですけども、そ

の程度はかかります。今在宅当番医制で実施しているわけですが、ここの患者さんは約2,000人、特段の手立てをしないでそのまま2,000人ということで推移するとすれば、ここからの収入というのは1,000万程度ですから、差し引き毎年1,400万前後の経費が持ち出しになるということになります。ただ、前段で申し上げましたとおり、新しい患者さんの流れをつくるということで考えておりますので、今の2,000人をできれば倍程度には持っていきたいと。それでも、儲かるとかあるいはとんとんとかという状況ではありませんけども、現在毎年400万近くの支出は現行の診療体制で支出しているわけですから、ここに200万程度の増加で診療所経営が続けられれば市民ニーズに応え、また地域の1次、2次医療体制を整備できると。その効果からすれば、費用と効果の関係からいえば、大きな効果だと言えるのではないかというふうに考えております。

13番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番（新田道尋委員） 今、課長が答弁なさったのはあくまでも想像の域から脱し切れないわけで、私は逆の方を考えています。今年間2,000人で、結局急患として扱った2万8,000人の7%、これが当番医でございますからばらばらですね。今度は1カ所にこのセンターとなりますと真ん中に来ます。果たして救急でここまでみんな来るかどうか。まず、第一にお医者さん方の了解とったんですか。当番医、今までは自宅、自分の診療所でやっていたわけ、今度は通ってくるわけです。それみんな了解、22人ですか、22人とさっき言いましたけども、皆さんみんな賛成してくれたんですか。それで、今までの報酬でやってくれるかどうか、これが問題。

まず、第一に何で新庄に診療所を置かなきゃならないか私疑問に思うんです。無医村、無医町、医者がいない地域でしたらばこれ話わかるよ。新庄で県立病院、大きい総合救急病院、徳洲会あっ

て、その他に開業医さんだっていっぱい周囲にいて、なおかつ新庄市が独自に診療所をつくるその感覚がわからない。なぜ欲しいのか、お答えください。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 1点目のお医者さんの了解ということですが、この問題については医師会という組織との話はこれまで何回も重ねてきました。新庄市が直接お医者さん一人一人にマルカバツかを聞いたわけではありませんけども、医師会としてもずっと慎重な検討をしてくれていたわけですが、会員の意向調査を実施して、現状の在宅当番医制では不十分だと、定点化を図るべきだと、その開設については医師会としても協力していこうという意思確認を医師会として理事会、総会といった手順を踏まえて確認しているということで、医師会からは公式な形でそういう回答を得ております。

また、地域の医療機関や自治体の首長などが一堂に会する、この前もお話ししましたが、保健医療対策協議会の場でも医師会として正式に表明した、そのことをもって新庄市としてもそれならばということで具体的な検討に入ったという経過があります。ですから、医師会の先生方には考え方いろいろあるとは思いますが、全体の総意としてそういうことで、私もとしてはそのことをもって動く他ないというふうに思っております。

また、もう一点、新庄になぜ置かなければならないのか、確かに新庄市内には開業をなされている先生方もいっぱいいらっしゃいます。新庄自体は、人口対お医者さんの数などではさほど少ない方ではありません。最上地域全体でいえば県内最低なんですけども、そういうことはあります。ただ、夜間あるいは休日という限られた時間での救急診療体制が他地域に比べて非常に弱い。他では、割と民間の大きな病院があって夜もやっていると、いろいろなことがあって、その辺の事情が他の村

山なり庄内なり置賜とは異なるわけで、そういう事情を考えれば市として救急医療の一端を担って、この地域の救急医療体制を少しでも整備していかなければならないということで、そういう判断に立ったものです。

1 3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

1 3 番（新田道尋委員） 診療所をつくって、そこに毎日当番医制でいろんなお医者さんが回ってきても、今度その対応できるかどうかというのは考えたんですか。整形外科医さんが内科できますか。もしできない、私じゃ手が負えないというときどういうふうになるんですか、その次。そういうことが多いんじゃないですか、大体。だったら、私が患者になった立場だったら診療所なんか行かないですぐ県立行きます。そんなまどろっこしいこととしていて命に関わることであったらば、診療所なんて行かないですよ。やはりいろんなあらゆる医療機器が整った、そしていろんな科の医者がそろったところに真っすぐ向かうの当たり前じゃないですか。これからの医療で診療所なんていうのは遅い。こんなところでする必要ない、私はそう思う。こんなランニングコスト2,400万なんて、計算したのはいいんですけども、こんなことで足りない。

私が聞くのは、これから幾らかかるかということなんです。3,000万円で終わらないでしょう。医療機器何にも入れないんですか。1,000万の備品で終わり、あとはお医者さん来ればこの診療所成り立つんですか。開所できるんですか。できないでしょう。何にも置かないんですか。だって、それがかかっていないんじゃないですか。19年度はこうします、20年度はこうしますと出てこなきゃおかしいでしょう、これ。こんな診療所ないですよ。そこを私は一番懸念するんです。これから幾らかかるんだと。これを本当に市民がみんなが要望しているならわかるけど、一々誰かの話でないけども、市民が言いましたってこんな1人、2人言っ

たやつをみんな受け取って事業化したら大変なことじゃないですか。それよりも県立病院の方をもう少し整備していけばいいんです、これは。受け入れられる救急病院ですから。徳洲会とも話しして救急として受け入れるようになっているんですよ。県とどういうふうなお話ししたんですか、この件に関して。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 開設のための経費は3,000万で、施設整備2,000万、設備の整備に1,000万という振り分けですが、それが今後の精査で多少変わるかは思っていますけども、その範囲内で何とか開設にはこぎつきたいと思っています。その開設後の経費としては先ほど申し上げたとおりです、これから幾らかかるのかということについては。最初から絶対にお客さん来ないということでランニングコスト試算できないといいますが、それでしたらやっぱり設置する意味がないわけですから、県立からの新しい流れをつくり出すというそのために各医療機関、診療所が中心にならざるを得ないんですが、それで一体になってやっていくということなんです、どうせ幾ら頑張ってもできないだろうとおっしゃればそうなりますけども、そうしないようにやっていくわけですから、今の試算で何とか運営できるようにしていきたいなと思っています。

また、県立病院でやればいいのかとのことなんです、仕組みとして開業医の先生とこういう診療所が1次救急を担って、2次救急を県立病院で、あるいは徳洲会でという形なわけです。そこが1次、2次がすべて県病に集中しているというところを何とかしなければならないわけですから、県病ですべてやればいいのかというのは今この最上地域だけでなくそれぞれの地域で目指している救急医療体制の考え方には反するといえますか、そうではない考え方でこの診療所をつくり、救急医療体制を整備したいと

いうことであります。

13番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番（新田道尋委員） 県との協議ということで聞きたいんですけど、やったかどうかまだ返事ないんですけども、私は将来の最上と新庄の医療を考えた場合は県立病院の整備が一番だと思いますよ、今後も。今改装をやっていて、相当金かけてやっているわけですけど、これなくするわけにいかない。また、建て替えも検討の域に今から入っていかなきゃならないんです。受け入れ態勢をもう少しできるように、いついかなる者が、どんな患者が来ようともそれを処置できるような体制をこれからつくっていくのが県立病院の使命ですよ、これ。県立でできないから新庄市で診療所つくってこっちで受け持つなんてできないですよ、こんなこと。何にもならない。急患ですよ。急患がろくな医療機器の設備もないとこに誰も来ないって。おれだったら絶対行かない。あなた行きますか、課長。お医者さんぽつんと1人、器具、器械何にもない。どうやって診る。聴診器ではわからんぞ、急患じゃ、今は。それだけ医療機器というのが設備が充実していないとこでは対応できない。そのぐらいはわかるでしょう。そういうときに保健センター改造して、金かけて来るか来ないかわからないものをそんな半端なものしたってどうにもならないよ。今そんな遊んでいる時期じゃないの、新庄市は。金がないんだ、大体。金が。何でこれ3,000万どこから引っ張ってきた、これ。許可したの誰ですか、これ。武田課長、何でこんなこと予算立てた。全然おれ納得いかない。18年度予算否決だ、おれは。何で許可した、こんなもん。先の見えないもの。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 この夜間休日救急診療所の設置事業をなぜこの時期に盛り込んだかというふうな御質問かと思います。12月の1日に市長が政

策綱領というふうなものを出しました。これについては、施政方針の中にも掲げてはいますが、その中で市長の任期中に夜間休日救急診療所の設置というふうな部分は公約、マニフェストの中の1つというふうなことで、それを各課というか、担当課で検討をするようにというような指示が12月にあって、これだけじゃないんですけども、政策綱領のすべてを各課で検討をして、後期の5カ年の基本計画の中に入れるべく1月までさまざま検討を加えたところです。この中で健康課として今いろいろ健康課長の方が説明申し上げましているような理由の中で、夜間休日救急診療所を設置したいというふうな案が出てきまして、そこが市長査定の場に上げられたというふうなことです。

18年度この事業の是非を問いただすというふうなことであれば別ですけども、この事業をやるというふうな前提の中での作業でありましたので、じゃ18年から21年までの間のいつにこの財政再建期間中に張りつけることができるかというふうなことが私ども政策経営課の課題になったわけでございます。幸い16年度から17年度まで県の振興資金、いわゆる貸付金でございますけれども、それが100%充当できると、いわゆる財政健全化の対策事業というふうなことで、経常収支が非常に悪い新庄市に対して県が3年間面倒を見るよというふうな事業が今ございまして、それで1億から1億4,000万ぐらいのお金を借りて3年の据え置きで返していくというふうなことで、利率は市中の利率の中の2分の1という非常に有利な制度でありますけれども、その中で事業が実施できないかというふうなことを検討して、この予算書にありますように2,000万につきましては特定財源、一般財源を使わない形の中で事業が実施できるというふうなことで市長がこの事業を18年度の事業として判断したというふうなことだと考えております。これが19年度、20年度というふうな年度を増すことによって非常に事業化が難しくなると、財源的に難しくなると。タイミング的には18年度という

ふうなことで判断したというふうに承知しております。

13番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番（新田道尋委員） 市長がいないからこれ以上皆さん言っても仕方ないとは思いますが、私は冗談じゃないと言いたいです。幾ら市長でも公約したからすぐそれを全部実行しなきゃならない。自分で勝手に、誰が、市民がそれ公約してくれと言ったんですか。言っていないはずでしょう。自分で勝手にこれを公約としますと掲げておいて、それを全部予算化していくなんてとんでもない話。こんなことなら議会は黙っていられないでしょう。我々がやられるんですから、市民から、何あれで許可したんだなんて必ずやられる。間違いない。借りたものは返さなければならないんです。効果あると見たんですか、仕方なくてこれやったんですか。でしょう。言えないけども。だって、課長の話聞くと先の見通し全然ついていないんだって、これ。ならば、この2,000万の見積もり持っている。1,000万は何買うんですか。できていないんでしょう。できていない。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 備品については、候補としては挙げて1,000万つけていますが、ただ医師会との話で実際に参加するお医者さん方で検討をして決めるということになっておりますので、決まるのはこれからです。

13番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番（新田道尋委員） これから決めるなんて半端な話し合いの中に予算に出されてとんでもない迷惑ですよ。すべて出したものは答えなきゃならないでしょう。そこまでいかないのに予算に上げるなんていうのはとんでもない話ですよ。もちろん18年度もそんな状態だから、19年、20年どうやってこれを進めていくかまだ検討していないんで

しょう、正直。していないはずだ。したらおかしい。だって、18年度もはっきりしないものを何で19年度出るわけないでしょう。答弁しなくたってわかるからいいけども、要するに私が言いたいの

は市民からわずかな補助金から何から手当を削っておいて、5,000円、1万円を削っておいて辛抱しなきゃならないとここ二、三年言ってきたわけよ。我々も一生懸命努力して協力して提案されますけども、議員まで削減して報酬をカット、皆さんもカット、こんな状況の中でこんないいかげんなことで新規事業として出すなんておかしいというんだ、おれは。おかしくないですか。だって、何と説明皆市民にするの、そんなことやっておいて。みんな削ったでしょう。基金もみんな取り崩した。後がないんですよ。そういう時期にこれを今起こさなきゃならない事業だかとおれは言いたい。思わない。おれだけかな、そういうふうと思うのは。おかしいかな。おかしいとしたら私は発言撤回しますけども、だからいろいろ聞いているんです。幾らこれからかかるんだと。心配でしょう、金の問題だから。こんなの手ぶらというか、何にも手だけで体だけで人の診察なんてできないですよ。できないでしょう。大体患者が信用しないって。何にもないところなんて誰も来ない。

（「県立病院との関係はつきり教えてくださいよ。こっちわかんないから」と呼ぶ者あり）

13番（新田道尋委員） 話ししたかといったって話出てこないんだもん。そっちを整備するの。向こうはみんなそろっているんですよ。CTからMRI、PETまではないけども、すぐ急患で行ったらそういうことできるんです。ただ、それを扱う医者が今不足しているのよ、大体。待たされたというのは、医者が今非番でいないからこうなっているんだよ。だから、そこをカバーしていけばこの問題が解決するのよ。おれはそう思って聞いている。家へ帰っちゃって非番で時間になって家に帰って、来るまでに時間がかかるんだ、救急と

いったとき。これは待たされるのは当たり前だ。あとやれるやつがないんだから。診れる医者がないときにはそういうふうになってくるのよ。だから、そこら辺を県と話し合いでこれをカバーしていけばいいんじゃないかと、事業整理をしていけばいいんじゃないかと私は思うんです。だから、県と話ししたかとおれ聞いているのよ、こんなことする前に。新庄市で負担しなきゃならんすれば、応分の負担をしなきゃならないでしょうが、この方がぐっと早いし確実だと私は思うんです、こんなことやっているより。底なし沼みたいこれから幾らかかるかわからないような事業して先の見通しのないものを予算化して今やるべきでない。これは凍結すべき。凍結しないと、私は予算反対しますから。皆さんはどうか知らんけど。終わります。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時15分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） ページ数はちょっと省略させていただきます。今の夜間医療についてでございますので。星川課長さん、ずっと今まで一般質問から始まっているいろんな方の質問に対して答弁なされてきたわけよ。小嶋委員の一般質問のときはランニングコストはどのぐらいかかるんですかと聞いたのに対しては、詳細な数字はわかりませんと、370万のどのぐらい積み上げかはまだという、こういう御答弁だったわけ。今日今度新田さんの質問に対しては、大体2,400万ですと。その辺を最初から御答弁なさったらいかがですかとずっと私はそういうことを言っているわけよ。何回も聞かれてちょろちょろと出すよりは、わかっているな

ら最初から小嶋委員に対してランニングコストは2,400万ぐらいかかりますよと、そういうこと物すごく大事だと思います。

それから、もう一つ、小嶋委員に対しては市の重みにならないようにしていくと。というならば、どのくらいだと今の時点で思われているのか、上回ったときはどうするかと、これも物すごく大事なこと。

それから、もう一つは、これも小嶋委員に対する答弁で、現在の当番医制では不十分と医師会で言っていると。今の当番制ではどういうところが不十分なのか、それも説明してもらわないと困るわけ。こうこうこういうことで不十分ですよと、定点の診療所ができれば今の体制よりこういうところが整って、こういうことがよくなって、こういうことで患者さんの負託に応えることができますよと。

それから、これはさっきの今田委員に対する御答弁なんですが、今22人のお医者さんたちで当番をして各医院でしていると、その中の6割強が内科と小児科の患者さんだと、こういうことで当番は他の科の方々も当番なさっておりますので、実際には6割以上がそういう患者さんだと、そういう意味で今医師会と相談しておりますと。それもどういう相談をしておって、どういう今道筋を歩いているかということを答弁なさってもらわないと、まだ早いと当然出てくるわけ。今大きく4つほどお聞きしたんですが、最初その点御答弁お願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 ランニングコストに関して、一般質問の中では特に経費等について助役からの答弁にはありませんでしたが、総括的な答弁ということにまとめた関係で、ちょっと数字までは出しておりませんでした。

それから、どの程度の額が重荷ということになるかどうかというのは、ちょっと私も判断しかね

るところありますけども、さっき言ったような今の2,000人、そのままの患者数で診療所経営というのは成り立たないとは思っていますんで、そこを何とか患者数を倍近くに持っていければ新庄市の財政を苦しめるような負担まではならないだろうと。額が幾らというところまでは、ちょっとはつきり言っていないです。

医師会として今の在宅当番医制では不十分だという認識、これについてはそういう表現で私の方には、市の方に医師会としての見解いただいておりますが、定点化することによって今日はどこかわからないので、とりあえず県立に行ってしまうとか、そういうことであるとか、わかりにくいという市民の皆さんの声は認識度調査でも数多く示されたところですし、そういったことで医師会としても場所を定めるということについて賛同する会員の方が多くあったと言う話であります。市としても場所をわかり易くすること、それからあそこに行けばということで市民の皆さんに安心感を持っていただけるという効果は決して小さなものではないだろうというふうに思っております。

また、現在在宅当番医制22名のお医者さん方でやっております。全体の患者、この在宅当番医の先生方のところにおいでになる患者さんだけでなく、地域の救急患者全体の6割以上が内科、小児科系の患者だというふうにお話ししたんですが、医師会との相談内容はその多くを占める内科、小児科の患者さんに対応できる参加医師の体制をとれないかということで相談しているということでもあります。ただ、いろいろな診療科目あるわけですが、それをある程度診療所で常時配置できるというようなことは毛頭不可能ですし、平日夜間と休日の振り分けで内科、小児科の重点配置をするなど、そういったことについて今御相談申し上げているところです。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） 今の御答弁で、患者さん

が今平均で2.5人という答弁が前にあったんですが、これがいろいろの市民の理解なり協力を得て5人に持っていければ今2,400万ですか、これをもっともっと軽くなるんだと、こういう試みのそばんというか、それからどのぐらいになると重しとなるかと私聞いたんですが、今の段階で2,400万円ぐらいはランニングコストかかるんじゃないかと、この2,400万という言葉は今の段階としての財政からいってこれは重みには感じないと、重みとは思わないと、こういうことですか。2,400万では思いませんと。今までは370万出したわけよ、新庄市で。今度は、2,400万負担するわけ。我々今日みんなからこういう課長さんから数字上げてもらって説明して、2,400万円かかるのかとわかったんですが、一般市民はその辺どういうふうに御理解しているか、今まで370万新庄市で出したんですよ、今度は2,400万かかりますよと、皆さんいかがですかと、こういうふうになったとき一般の市民の方々の受けとめ方というものはどういうふうになるかと、これも物すごく大事なことです。

私はするなというんじゃないでございます。するなというのでなくて、するためにはいかに効率よく患者さんも一般の方々も喜ぶようなことをやるためにはどうあるべきかということ、そういう前提に立っていろいろお話をしているんです。これ市長が公約して選挙公報でも書いております。こういうことをやりますということ。いつやるかは書いておりませんが、また逆に言うとやらねばやらないで市民が約束したんでないかと、なぜしないと、みんな勝手なわけだ。そして、選挙公報さ何項目か書いて、それを選挙民がいいことだと、じゃ高橋栄一郎さ投票しますとやったわけよ。そういうことも後ろの方さはあるわけ。だから、私はこれはまかりならんとは言いませんが、さっき言ったとおりにやるにはこういうこと心配だと、こういうことはどういうふうに考えているんだということ。議員としてこういうことを考えを詰めてやらないとどういうもんだかなということ。

それから、もう一つはこれから医師会というか、お医者さんたちというか、協力をやってもらわないとできないわけだ、診療所ができて。そのときに診療代は市に入ると、お医者さんは1時間なら1時間、休日の1日なら1日の報酬というか、賃金というか、これを市の方で支払うと。今までは、お医者さんは1時間なら1時間、休日なら休日で賃金なり報酬をもらった他に心電図をとったり、血圧をはかったり、薬をやったりして診療代金というのはお医者さんさ入ったわけ。今度は入らないわけ。それから、患者さんが行ったときに、風邪なんか引いて行ったら頭痛いと、熱あると。お医者さんは、そこで処方して投薬もやってくれるお医者さんも今もあるわけよ。これは、院外処方なんていうものもあるけど。今度は診療所ではどうなるのか。例えば夜間の場合なんか院外処方になるのか、それとも薬をそこで常備整えておるのか。その辺はどういうふうにお考えになっているのか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 最初のランニングコストの件ですが、大ざっぱな計算ではありますけども、2,400万という数字はちょっと試算しております。2,400万というのは支出の額で、それから診療報酬収入の差し引きでどの程度の持ち出しになるかということになってくるわけですけども、それを何とかさっき言ったような取り組みをして、現在の在宅当番医制の2,000人から倍ぐらいにして年間五、六百万の差し引きのマイナスにとどめたいとすれば、現在既に370万というのが毎年の在宅当番医制による救急医療に支出しているわけですから、その差額とすれば、その程度の額とすれば費用と効果の関係でいえば効果は大きいものがあるのではないかなという判断です。

薬剤に関しては、他の救急診療所を見ますと、いろいろな方法あります。院外が主流ですけども、市としてもそれを一応基本に考えております。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） 大分わかってきた。2,400万ぐらい年間かかると、ところが診療代金入ってくると、それを差し引くと500万か600万だと。今370万を新庄市で出しているから、大体220万ぐらいか、370万から500万だから130万から何ぼだ、そのぐらいで今は済むんだと。それで済めば、私も大変結構だと思うんです。

それから、もう一つここで念を押すんですが、今度は新庄市立診療所と名前になるんですが、今までどおり広域で30万ずつ各町村で負担してもらっておった分というか、2つあるんですが、夜間診療と休日と、それは同様に町村でも今までどおり出してくれる、その辺のお話し合いはどうなっているのか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 町村負担については、まだ課長レベルでは一定の負担ということについては確認していますが、首長間といいますか、トップの間での確認はなされていないので、決まった話としては申し上げられませんが、ただ町村から負担いただくにしても、市立診療所に対してその運営経費の一部を町村が負担するというような形の負担はいただけないと考えています。さっき真室川と新庄の関係みたいなことをちらっと申し上げましたが、別に新庄市民が他のところにかかるから、その運営経費の一部を新庄市が負担するというようなことはないわけで、そういうことからすれば診療所運営経費の直接負担を町村に求めることはできないと思っています。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） この点については、私なりに大分わかってきましたので終わります。

次、これは歳出全般にわたって、これもページ数限定できません、お聞きするんですが、入湯税

ですか、617万7,000円の収入を計上しているんですが、この目的税に沿った使い方、消防とか衛生とか観光とか、いろいろこういうことに使うことができるかとあるんですが、歳出の面でこの617万7,000円というものはこういうところに予算措置しておりますよということをひとつ御説明お願いします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 入湯税につきましては、予算書に記入しております特定財源の部分には入らない財源でございまして、一般財源でございます。ただ、使い終わった後に決算のときに入湯税というふうなものは、こうこういうふうな形で使いましたよというふうな報告をするというだけで、これに幾ら入湯税を充当するというふうな予算の編成にはなってございません。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） 収入は617万あるわけよ。支出さこの617万というようなものは決算を見ないとわからないというのは、そういうのはちょっと素人から見るとわからないな。収入はあると、入ってきたと、後で使ってから決算のときここさ使ったと、それで617万その金どこさ行ったの、これ、予算上。歳出の面で。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 この予算書上で入湯税がどこに入ったかというのを探し当てることはできません。一般財源ですから、ただ報告の段階で観光事業に600万、入湯税が入っていれば入湯税をこの観光の事業に600万使いましたよと、消防事業に600万使いましたよというふうに数字を合わせて報告をするというふうなことでございまして。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） そうすると、この617万と

いうのは収入としては入ってくるわけだ、毎月。今まではちょっと入っていないけども、今度はまず入ってくると思って、取ると思っているわけよ、みんな。毎月入ってくるわけよ。そうすると、この金はストックしているんだか、使わないで。毎月入ってくるわけ、60万なり70万なり。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 617万という数字が入湯税を充てられる事業というか、それが670万以下であれば問題がありますけれども、670万以上入湯税を充てられる事業というのはございますので、その中に充当されるということです。ただ、入湯税が例えば1億入るとなれば、1億充当できるだけの事業を起こさなくちゃならないというようなことになります。でも、新庄市の場合は600万ちょっとですから、それはそれ以上に入湯税が充当できる事業を行っている、そういうふうな解釈をしていただければと。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） ちょっとわかったようでわからないので、これ言ってもしょうがないので、でもおかしいなや。例えば消防ポンプ買ったとか山屋のキャンプ場を整備したとか、観光協会の負担金を出すとか、ここさ載っていないのか。消防ポンプ買ったべ。山屋のキャンプ場をつくった。そういうのさ617万と見込んでこの予算の歳出さ計上していないのだからと。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 正確ではないですけど、例えば予算書の86ページをお開きいただきたい。86ページの消防費の9款1項3目に消防施設費というのございます。その一般財源に1,154万1,000円というのがありますけれども、この中の六百何十万円というのが入湯税だよというふうに言えるということなんです。一般財源ですから。それを後

で報告するわけです。これが、例えば500万しかなかったら、商工観光費の方からあと足りない100万を持ってきて、これとこれに使いましたよ。入湯税の総額がいわゆるきちっとした使途になっていればいいというふうな使い方になっています、入湯税については。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） そういうふうであれば、使わないうちはわからないと、決算で数字はつきり出てくると。そうすると、この前今田委員が言っていたのは、入湯税について払う方で約束事か、入湯税を払うために何か約束事あったかないかと、こう聞いていたわけよ。それに対してはありません。もし話し合いの中で今後こういう面について入湯税は使っていくように思いますとかしますとかといったときは、予算書の中でわかってこないとなってくると、払う方がまた話こんがらがるというか、その辺ちょっと心配されるもんだから、この辺どういうなや。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 例えばの話になりますけれども、例えば1,000万入湯税を払ったと。その1,000万をうちの施設に還元してほしいというふうなときには、その施設に対して1,000万の予算を計上すればいいだけの話で、その1,000万が入湯税だということは必ずしも当たらないというか、そういう考えなんです。一般財源ですから。だから、その1,000万払ってくれたそういうふうな貢献度に対して1,000万の補助金をやるとか、それは全く金額は同じですけども、一般財源ですから色がついていないんで、それは入湯税で払ったよという言い方もできますし、入湯税は別の方に使ってその部分については別のお金で払ったと、個人住民税で払ったよというふうな言い方もできるという、そういうふうな色のついていないお金になります、入湯税については。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） 後でゆっくりわかるように、学校生徒さわかるように教えてください。

今度はページ言う。88ページの教育費の中の通学バス運行業務委託料と通学者輸送手段確保対策事業費補助金というのがそれぞれ544万5,000円と35万円となっているんですが、これは一番最初のあれのときも御説明あったんですが、今後これを私前からお願いというか、要望しているんですが、スクールバスの導入とか、そういうことさ向けて今のところお考えになっているのか、なっていないのか、その点だけお聞きします。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 通学バス運行業務委託料544万5,000円というふうなことの内訳につきましては、スクールバスを運行する運転手の賃金、単価が1時間当たり1,375円で、そして90時間で、それが11カ月分でバスが4台ございますので、その総額がこの金額になっているということでございます。この度角沢小学校の分のスクールバスが1台増えましたけども、その1台分も含めて4台というふうなことでございます。

それから、新庄市通学者輸送手段確保対策事業費補助金35万円というふうなことにしましては、これは土内から通学する子供たち、あそこ定期バスというふうなことで利用をするというふうなことになりましたので、そのバス定期券換算で土内、萩野小学校前というふうなことでのバス代の補助というふうなことで35万円という、そういう性格のものでございます。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） 今後どういうふうを考えているかということもあわせてお聞きしたんですが、その辺御答弁なかったんですが。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 今現状については、今後も情勢の変更がない限りは、このような形で考えておりますけども、現在安全通学プラン検討委員会というふうなことで子供たちの登下校の安全をいかに確保するかというふうなことを検討をしております。17年度、18年度と2カ年で検討委員会の結論を得るというふうなことにしております。その中で子供たちの通学手段をどういうふうな方向に持っていくと一番いいのかということで、今まではスクールバスは分校がなくなった箇所の子供たちの遠距離通学をどうするかということで、その困難を解消するためにスクールバスを配車しているわけですけども、中学校区で考えれば非常に遠い子供たち、通学距離遠くなるという、そういう事情もあります。それから、昨今の声かけ事案等の非常に困った問題もございますので、そういった中で子供たちの登校の安全をいかに確保するか、下校の安全をいかに確保するか、そういう観点からスクールバスの運行そのものについても見直しし、検討をしていくというふうなことで現在進めているところです。

散 会

山口吉静委員長 本日はこれまでとし、3月20日月曜日、午前10時より予算特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。どうも長時間御苦労さまでした。

午後 4時45分 散会

予算特別委員会記録（第3号）

平成18年3月20日 月曜日 午前10時00分開議

委員長 山 口 吉 静

副委員長 高 山 和 男

出席委員（23名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	山口吉静	委員
4番	奥山省三	委員	5番	斎藤敏	委員
6番	斎藤義昭	委員	7番	渡部平八	委員
8番	清水清秋	委員	9番	小嶋富弥	委員
10番	小野周一	委員	11番	遠藤敏信	委員
12番	佐藤隆	委員	13番	新田道尋	委員
14番	沼澤恵一	委員	15番	中川正和	委員
16番	森儀一	委員	17番	柴田忠志	委員
18番	下山准一	委員	19番	石田千與三	委員
20番	平向岩雄	委員	21番	亀井信夫	委員
22番	今田雄三	委員	23番	高山和男	委員
24番	金利寛	委員			

欠席委員（1名）

3番 星川 豊 委員

出席要求による出席者職氏名

助 役	八 欽 長 一	政策経営課長	武 田 一 夫
税 務 課 長	設 楽 忠 良	市 民 課 長	国 分 政 嗣
環 境 課 長	鈴 木 吉 郎	健 康 課 長	星 川 基
農 林 課 長	坂 本 孝 一郎	商工観光課長	羽 賀 千 尋
都市整備課長	小笠原 謙 一	下 水 道 課 長	中 部 力
会 計 課 長	矢 口 喜 一郎	福 祉 事 務 所 長	矢 口 孝
神 室 荘 長	奥 山 栄	水 道 課 長	高 橋 敦
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	佐 藤 博
教 育 次 長	奥 山 芳 彦	学 校 教 育 課 長	小 野 和 夫
生涯学習課長	大 江 雅 夫	学 校 教 育 課 長	小 野 和 夫
選挙管理委員会	小 関 俊 也	生涯スポーツ課長	黒 坂 光 悦
		選挙管理委員会	田 口 五 郎

委員長 監査委員	荒川 修也	事務局 監査委員	渡部 秋夫
農業委員会 会長職務代理者	斉藤 純一	事務局 農業委員会 事務局長	斎藤 友一

事務局出席者職氏名

局長 主査	田中 紀雄 沼澤 順子	総務主査 主査	森 隆志 佐藤 嘉信

本日の会議に付した事件

議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算

開 議

山口吉静委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は23名。欠席通告者は星川 豊委員の1名です。なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより3月17日に引き続き予算特別委員会を開きます。

議案第21号平成18年度新庄市 一般会計予算

山口吉静委員長 議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算の歳出について質疑ございませんか。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一君。

16番（森 儀一委員） それでは、私の方から88ページ、款10の教育費、項1の教育総務費でございますけども、その前に、お尋ねする前に、昨日3月19日、角沢小学校が131年の歴史に幕をおろすことができました。平成7年の改築推進を要望していましてから10年という長い月日がたちました。当初は子供たちへの将来への投資として、また住民文教の拠点として、財政事情にもこだわらず、極力発展させようと市当局や学区民の考えでしたが、考えの基礎となる人口の減少やこれ以上の先送りは子供たちのためにならないことを考慮して、学区民の総意で統合に至ったのです。学校の統合問題になりますと、住民が一大関心事で難しいところもございましたが、教育委員会ははじめそして市当局、議員の皆様の協力で閉校記念式、そしてまた思い出を語る会まで滞りなく有終の美を飾る

ことができました。この上は一日も早く新しい学校に慣れ親しんで、楽しい学校生活を送られることを期待しております。また、日新小学校や日新学区の皆さんの足手まといにならないように、地区民挙げて頑張ることを誓い合ったところでございました。地区民の一人として厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、88ページ、款10教育費、1項教育総務費の中で通学バス運行事業委託料544万でございますが、先の質問の中でもこのスクールバス運行の中に角沢小学校のスクールバス運行も入っているとお聞きいたしました、以前ですと中学生まで乗ることを考えたいと聞いていましたが、中学生はどうなるのか、それからまた運行説明会など行われているのか、それからいつやるのか、お聞きしたいと思います。まず、これひとつお願いします。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 きのは大変お世話さまでございました。今お尋ねの件であります、来年度から角沢地区を対象にしてスクールバスが運行になります。このバスにつきましては、もう納車も済んでおりまして、車庫に今入っているところであります。このバスの利用の仕方につきましては、先日も角沢小学校のPTAの会長さん等々と相談をしているところであります。中学生の利用につきましては、他とのバランスもございます。夏場につきましては、日新中学校は自転車通学と、遠距離の子供さんは、そういうふうになっておりますので、それに倣うような形になるのではないかと。冬場につきましては、通学の足ということで要望が出ておりますので、そのことにつきましては、その要望にお応えできるように考えていきたいというふうに思っているところであります。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一君。

16番（森 儀一委員） 中学生の乗り入れでございますけども、早くできるものはできる、できないものはできないということははっきりしていないと、子供を持つ親たちが本当に不安だと思いますので、ひとつできないならできないということをはっきり示していただきたいと、このように思います。お願いします。

次に、91ページのこれもまた款10の教育費、項2の小学校費でございます。1目の学校管理費の中で工事請負費499万円ですが、当初予算内示資料にも示してございますが、旧角沢小学校整備事業と聞いておりますけども、古い方の校舎の解体などだと思われまして、この予算でどの程度の整備ができるのか、またいつごろの予定になっているのか、お聞かせいただきます。そしてまた、整備された跡地の利用はどのようにお考えでいるのか、お聞きます。

奥山芳彦教育次長 委員長、奥山芳彦。

山口吉静委員長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 角沢小学校の校舎の一部解体、古い方の校舎の解体、そしてさらにその整地を行って駐車スペースを確保する。さらには、その駐車スペースが冬期間には除雪帯としてグラウンド側の方に除雪の雪を拡大してやれるというふうなことで、そのような整備を今考えております。実施時期につきましても、4月早々というふうにまいりませんので、多分これから作業入りまして、実際の解体作業は5月の連休後になるのかなというふうに考えてございます。

なお、跡地利用の方については、17年度中に3回ほど一応打ち合わせを持ちましたんですが、まだ具体的にこれというはっきりしたところまで至っておりません。過日も代表の方とのちょっと話あったんですが、新年度じっくり腰を据えて、本当にこれからの校舎の跡地の部分を討議していかなくちゃなんないと。どうしてもこれまできのう行われました閉校関係の方が主体的な打ち合わせになってしまった感もございますので、いずれにし

ても18年度中にははっきりした形を整えるために、年度を明けましてから早々に学区の代表の方とまた話し合いを持って内容を詰めていきたい。

なお、今月中に学校の中の備品等の整理も実は大方向う予定になっておりまして、日新小学校に運び込むもの、それから展示の場合に必要な部分というふうなことで、大まかな区分けは今学校側の方でも行っておりますので、一応そちらの方を残す校舎側の方に一たん保管しておきまして、それをどういうふうに表示するなり、実際の使い道を協議する過程で全部整理をかけていくというふうな段取りで今考えてございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一君。

16番（森 儀一委員） それから、グラウンドやプールでございますけども、利用しないと大変荒れてきて、そして特にプールなどは地域の危険箇所になるのではないかと、思って地区の皆さんは心配しておりますが、今後の管理などはどのようになされるのか、お聞かせください。

奥山芳彦教育次長 委員長、奥山芳彦。

山口吉静委員長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 プールについては、実際に使用するというふうな方向では考えてございませんで、水を抜くというふうなことと、あわせていわゆる立ち入りの禁止措置をとりあえず講ずると。解体処理というふうなところまでいきますと、またかなり経費がかかるもんですから、立ち入りできないような措置を施しておくというふうなことで当面は考えてございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一君。

16番（森 儀一委員） 大変プールが危険箇所になったり、あるいは草が茂って危なくなってくると、大変これを地域の人たちが心配しておりますので、管理の方、安全面よろしくお願ひしたいと、このように思います。また、地区随一の集いの拠点でございますので、これからも今後の新市施策

にも反映させていただきますようお願い申し上げますと、このように思います。

次に、ページ数が逆になりましたが、78ページ、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目3の道路新設改良費の福田工業団地線整備事業費でございますけども、1,000万になっておりますが、場所とどのように整備するのかをお尋ねします。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 今年度の福田工業団地線の改良工事でございますが、御存じのとおり山腹が崩壊してございます。16年ごろから山腹の崩壊が始まりまして、一昨年大きな崩壊が生じたと。その辺についてる今まで調査してまいりましたが、今回は形を変えまして、プロポーザル方式を採用いたしまして、技術提案というふうな形で今回行ったところであります。これは、17年の事業で行いました。18年度につきましては、ただいま申し上げました崩壊している部分についての土砂どめの具体的な実施設計を取り入れる予定でございます。延長にいたしまして、140メートルほどの距離でございます。そして、それが完了次第に19年にあつては工事着工を現在のところ考えていると、そのような状況でございます。内容でございます。

16番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一君。

16番(森 儀一委員) 大坪の方からの道路、あれは橋まで完成しておりますが、やはり川周辺にごみなどを捨てていく人たちも多いということを聞きましたんで、これからあの辺やはり雪が消えましたら行きどまりになっておりますので、あの辺も注意して見ていただいて、そして工事の方も進めていっていただきたいと、このように思います。あの辺ちょっと通ったときに大変ごみが捨てられているようでございますので、気をつけていただきたいと、このように思います。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 ただいま森委員が言われたように、大坪のところから橋までは完成型でございます。両サイドに田んぼがあるがために交通に支障を来すというふうなことで、使用する時期についてはバリケードを外しております。しかしながら、ただいま言われたようなそういうふうなごみというふうなものの投棄がやはり目立ちますので、我々としては雪の消えた後にそれについての対応を図ってまいりたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

16番(森 儀一委員) よろしくお願ひします。

終わります。

山口吉静委員長 他に歳出についての。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) 私の方からも3点かな、4点かな、今の工業団地線について私も質問させていただきます。

78ページ、8款土木費の道路新設改良費でございます。これ福田工業団地線のやつにつきましては、本当に努力いただきまして、これ平成3年でしたか、5年でしたかから私も工業団地を回って、工業団地の入り口が一方しかない、そういった面で非常に不便を感じているということをお聞きしましてお話をしまして、そういう中から本当に着工されたわけなんですけど、随分長いんですね。これ本当の当初の完成時期はいつだったのか、お聞きしたいというふうに思います。

それでまた、実際に今19年度工事を着工再開されるという今の答弁でございましたけども、着工とそれから本当に開通するのはいつなのか。大蔵村では、今お話あったように県道ですか、あそこは。大坪から橋まではできているんですね。橋はもう完全にできているんですね。橋からこっちの新庄側というんですか、あのくぼ地の部分が崩壊するという事で問題になっているわけです。大坪では、そういう面では大坪からあそこは清水の

方に行くんですね。清水の方につきましては、本当に今大分工事も進んできておりますし、今年度も何か事業費7,300万ほど予算を組んで着々と進めてきておるわけです。これは、工業団地に勤める方も清水の方からも大分おるんですが、そういったもんを含め、また清水のおそらく大蔵村の基幹道路みたいになっちゃうんじゃないかという、そんな感じもします。重要なそういう面では位置付けをするだけに、早急の本当に完成をお願いしたいというふうに思いますんで、この辺ひとつ今の質問に対してお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、2つ目は82ページ、同じく土木費、課長んとこだけで申し訳ないんですが、住宅管理費の件につきまして、これは市営住宅の管理の費用だというふうにちょっと認識しているんですが、その中でこれの収入の方では住宅改修のための事業債も680万ほど事業債も収入として見込んでおるようですが、まず私がお聞きしたいのは松本団地ですよね、あそこは。新庄の南道路、あそこから見えるのは松本団地ですね。非常に老朽化しているということがまず1つ、あそこ通っても今雪でちょっと屋根しか見えなかったような状況ですが、夏場ですとかなり下まで全部が見えるんですね、道路が高いために。それで、非常にこんなこと言ったら失礼ですが、ちょっと余り見覚えがよくないということで、この辺の改修とかそういったものはこの中には入っていないのかどうか。また、あそこについては個人がいろんな下屋をくつつけたりしていろいろやっていますけども、その辺の規制とか含めまして、もう少し見覚えという面でどうなのか。家賃も安いでしょうけれども、そういった面をお聞きしたいというふうに思います。

まず、この2点をお願いします。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 まずは、福田工業団地線

の件でございますが、ただいま森委員の方にもお話し申し上げましたが、大変利用者においては不便をかけているというふうなことは十二分に認識してございます。また、大蔵村の方からの道路改良工事につきましても、確か19年度にはすべて開通するというふうなこともお聞きいたしております。市としてもやはり福田工業団地線、福田工業団地の活性化といいますか、利便性をかなうには一日も早い一つの供用開始がこれは最もなことだと思いますし、我々もそれについて努力もしていかなければならないというふうには考えてございます。ただ、ただいま申し上げましたように、今年度1,000万を計上しておるわけでございますが、実施設計というふうなものをまずは持って組み立てまして、19年度には山腹の崩壊につきましての工事を行うと。そして、20年度にあつて道路改良工事を行い、うまくいけば20年の秋口あたりには何とか予算の確保をめどに計画しながら、完了したいものだというふうに考えておるところであります。当初計画は、平成8年から確か平成15年あたりまでだったのではないかなというように思います。しかしながら、現在の状況がそのようになってございますので、残念ながら15年の開通はできないという状態になってしまったところありますけれども、何とか予算の確保をしながら、早い時期に委員言われるような利便性を有効に活用された道路に一日も早く供用開始をしていきたいなというふうに考えておりますので、ひとつ御理解のほどお願いしたいと思います。

また、住宅の松本団地でございますが、委員言われるように、高みから見た場合には決して景観といいますか、状況といいますか、すこぶるいいというふうな形にはなってございません。しかしながら、あそこの団地の建て替えというふうなものもいろいろと今までの検討されてまいりましたが、しかしながら言いにくいことではございますが、財政再建の真ただ中というふうな形の中で、今現在すぐさま着工をするというふうなこと、

残念ではございますが、今んところは休止というふうなところまでの話で今現在まで至っているところであります。

しかしながら、住宅の必要性というふうなものは、これは必至でございます。やはり、市営住宅等の需要把握実態調査というふうなものを我々調査をしながら、果たして松本団地そのもののああいいう機能というふうなものは、団地の機能ばかりではなくて、やはり複合施設的なものもこれからも必要なのではないかと。これから来る高齢化社会に向けまして、デイサービスとか介護施設等の複合施設というふうなものを兼ね合いしながら、考えていかなければならないのかなというにも考えておるところであります。今現在の家賃からすれば、果たしてそのような複合施設になった場合に低所得者といいますか、そういうふうな方々に対して供給する住宅というふうなところが非常にこれからは狭まってしまふのではないかと、そういうふうな面ではさまざまな個室をつくったり、ひとつ検討していかなければならないというふうには考えておりますので、まだ着工という段階にはいたっていないという状況でございます。しかしながら、そのような形の中で、いつまでもあのような状態というふうにはいきませんので、昨年は屋根のペンキを直営で塗りました。ほとんどきれいになっているかと思えます。そして、今年度の工事請負費の680万の中に計上されております内容が玉の木団地の屋根の改修工事も含まれております。屋根の棟の部分、それから軒先の部分、それらを今回修繕として充てております。そのようにしながら、何とか入居者にあつては今よりも住み易い環境といいますか、そんなふうにしては施していきたいなというふうに思います。

また、御指摘のさまざま増改築みたいな形はございますが、いかんせん部屋が狭いというふうなこともあって、残念ながらその辺あたりについては強い規制はしてございません。しかしながら、それが崩れるような状態をつくっているというふ

うなことであれば、これは注意をしていかなければならないところでございますが、正直のところそれは活用していただきたいと、活用してほしいというふうな状況でございます。

以上です。

23番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番（高山和男委員） まず、工業団地線の件でございますが、確かに私も15年には完成するというところで、喜んで要望された工業団地の方々にも説明した経過があります。しかし、本当に20年には完了したいという課長のお話でございますけども、本当に長いんですね。経費も莫大な経費をあそこには費やされたというふうに思います。あそここの傾斜地というんですか、土砂崩れという本当にそういう地質の問題、これは予期もしなかったということで、ただしこんな本当に莫大な経費をかけただけに、また有効なだけに、早期の本当に通行ができるように完了させていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、2点目の松本団地の方でございます。私も知人が入っている人がいるもんですから、ちょっと行ったこともあるんですが、確かに狭いんですね。狭いし、古いし、そういう意味では安価、そのために安価だと思ふんです、家賃の方も。怒られるんじゃないかというような感じでも言ったんですが、こんな大きな本当規制はできないというふうに思うんです、あの状況ですと。そういう面では今課長も言われような観点で、多目に見ると言ったら失礼ですけども、ある一定の線を引いてそういう部分を認めてやるということも必要なんじゃないかなというふうに私も思います。複合施設というふうに言われたんですが、これ1点だけ、どんな複合施設が必要だというふうにお考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、次に71ページ、農林水産業の6款、農林水産業の中でナラ枯れ被害木薬剤処理業務委

託料ということでございます。松くい虫はずっと耳なれた言葉でございますし、非常に今も松枯れあちこち今見受けられます。ナラ枯れというのは、特に今回私がこの議会来て初めてなんです、どんな状況になっているのか。被害状況とか、それから松くいの方はどうなっているのか、どういう対策をとられているのかお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それからもう一点、済みません。86ページ、消防費でございます。9款消防費の中で災害時の避難場所の看板製作事業でございます。これも大分されておりまして、今回も予算に計上されているわけなんです、看板製作して、それから設置する場合、地域の意見もぜひ聞いていただきたいなと、これ要望でございます。と申しますのは、福宮の場合、私福宮在住ですけども、福宮の場合、国道47号線にずっとくっついて長いわけですね。そういう中で、公民館のところに今設置されるという状況を聞いておりますが、本当にそれでいいのか、非常時の場合、災害でみんな走り寄って避難する場合それでいいのかと。国道を横断しなくちゃいけないのもいっぱいあります。そういう中でまた距離も長い。そういった面も含めまして、よそもそういうところあると思うんですが、そういう点も含めましてその住民との意見を反映しながら、どこが一番いいんだろうという、そういう検討も、それが環境課が常々言われる啓蒙とか、住民の周知とか、そういうことにまたつながると思うんですね。その辺の考え方もひとつお聞きしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 福田工業団地線につきましては、投資した効果のある道路として一日も早い早期完成に向けて努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の複合施設というふうな考え方でございますが、昨年でありますか、酒田市にそのような施設ができました。下の方が医療施設、そして上の方が住宅というんでしょうか、それが民間活力によって建設された施設であります。これからも市営住宅そのものも国交省等々でよく言われておるんですが、やはり十二分なる民間活力の検討もしなさいと、そしてただ単なる住宅施設ばかりではなくて、例えばデイサービスあるいは介護施設等々の含めたような形の中で、やはり高齢化社会に向けての対応が必要ではないかというふうな考え方を示されておりますので、それに付きまして我々としても検討していくべく課題かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 ナラ枯れの件でお答えします。

ナラ枯れは、本来であれば近畿地方、京都、福井、あちらの方が発生が非常に多い地域です。また、日本海側をずっと北上しまして、新潟県、さらには山形県の庄内地方までは近年被害が確認されてきました。二、三年前から内陸の方にも入り込む気配がありまして、最上川沿い、戸沢村までやってきました。新庄とか大蔵村にも2年ほど前から監視をしてまいりましたが、去年新庄で初めて陣峰市民の森において発生が確認されております。三十数本ですか。そのうちの半分は県の方で対応しますけども、県のエリア外の地域は市で対応するというので、対応しなければならぬんじゃないかと、このままでは被害が急激に広がりますので、確認された今回は21本に対して薬剤処理を行いたいということでここに計上しました。

最上川船下りなんかされますと、あるいは国道を通りますと、山の斜面、夏なのに紅葉したような形で、赤紫色にずっと枯れている木が見えるんです。最近、去年は特に目立ちました。山の中腹

以上が真っ赤になっているというか、赤紫のように変色している木がたくさん見られます。あれがナラ枯れで、枯死した木であります。注意してもらうとすぐわかります。これは、専門的に言いますと、カシノナガキクイムシという小さな虫が媒介して、その菌が水の通りを障害というか、水を吸い上げる機能を停止させてしまうために木全体が枯死してしまうということで、ナラのある程度大きくなった木が全部枯れて立ち枯れ状態になるというような病気だそうでございます。一たん発生すると爆発的に増えるということで、日本海側の南の方では大変な被害が確認されておりまして、被害も甚大であるというふうなことを聞いてございます。

以上です。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 避難所の標識設置工事につきましては、17年度、今年度と18年度でもってやっていくと、設置整備していくというふうなことでございまして、特に高山委員おっしゃられるような、例えば国道47号線、そしてまた国道13号線につきましては、災害時においては支援部隊の、その支援部隊やそしてまた物資輸送の幹線道路ともなるわけですので、また交通量も含めましてそういったことも考えながら、地域の皆さんと話し合いしながら、標識の設置に当たってはやっていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いします。

23番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番（高山和男委員） 工業団地線よろしく早期の改善をひとつ完成をお願いしたいというふうに思います。

それから、団地の件につきましてはわかりました。本当にそういう意味で複合施設、今も本当は必要なんですよ。あちこち私ども視察行かせていただきましたけども、2階がそういう住居施設

になって、下の方が今のお年寄り方の集まりの場所というか、交流の場という意味で非常に元気にやっておられる姿を見て、本当に新庄にも欲しいなという感じをしたところでございます。ぜひそういう面も含めまして、今後の中に取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、ナガキクイムシの件わかりました。松の状況は今どうなっているのか、これも含めまして、これちょっと答えがなかったわけですが、本当に八向楯、あそこは今回も整備され、観光の遊歩道整備なんかされて非常にいい景観なんですが、松が大分枯れてきているんですね。本当に何年かすれば折れて落ちてきちゃうという問題もありますけども、これ今ナラ木の件とそれから松、この辺の対応をどうされるのか、これが1点目。

それから、標識の件、避難の標識の件につきましてわかりました。ぜひ地域意見を聞いてやるというようなこともひとつやっていただきたいというふうに思います。そうしますと、住民にも周知できますし、住民も納得してできるわけです。やっぱり長い距離を急遽走って歩かなきゃいけない、道路を横断しなきゃいけないといったら、緊急の場合は本当に混乱して2次災害ということも起き得ますので、その辺ひとつお願いしたいというふうに思います。これ1点だけ質問します。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 松くい虫関係は、県と連携をしまして、拡大防止のための措置を講じてまいりました。特に新庄では、東山公園半径2キロ以内の松については、県が切り倒しまして、市が切り倒したやつに薬剤を処理してその中の虫を殺すということで、被害が拡大するのを県と連携して防いできたわけですが、県の事業対応が17年度で終了ということになりました。したがって、今後やれば市の単独で対応なんですけども、公園については大体体育館周辺の松くいでもやられた被害木の倒伐、それから薬剤処理はほとんど完了しま

したので、18年度は一応事業対応は計上してごさいませんが、今後の被害の状況を見ながら、対応してまいりたい。

なお、八向楯につきましては、我々も商工観光課あるいは生涯学習課と協議をして、どうするかということも話し合いを行いました。ただ、あそこは断崖絶壁でして、非常に条件が悪いということで、お金もかなりかかるということでしたので、ちょっとその事業対応はできませんでしたけども、その状況については我々も心を痛めているところでございます。

以上です。

23番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番（高山和男委員） そうしますと、県でもこの17年度で事業費というか、事業の方終了とということで、市としても18年度は計上していないということです。一応松くい虫については、撲滅と言ったら失礼ですが、これ以上被害が広がらないという、そういう見解なんですか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 いえ、被害は終わったということじゃなくて、対応はまず県と一緒にこれで一応一区切りという意味でございまして、被害そのものはおさまる気配はなかなか感じられないというか、今後も虫がいる限りはずっとある程度被害が続くんではないかというような感じはしております。

23番（高山和男委員） はい、わかりました。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一委員） 順次質問させていただきます。

まず最初に、38ページ、2総務費、10目の交通安全対策費の中に、一番下の項目に交通災害共済事業特別会計繰出金6万1,000円、前年度は5万

7,000円で今年度は同じく5万7,000円と、一般会計からなぜ特別会計の方に少ない金額なんですけども、繰り出さなくちゃならなかったんでしょうか、まず1点お聞きします。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 交通災害共済への一般会計からの繰出金というふうなことで、この金額につきましては生活保護家庭の方々の交通災害共済に対する掛金でございます。大人の方が単価が350円ですので、150人分、そして子供の方が300円で10人分というふうな、あとは弔慰金は1名というふうなことで5,000円というふうなことで一般会計からの交通災害共済に対しての繰り出しというふうなことでございます。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一委員） わかりました。なぜ質問したかということ、特別会計で非常に安定した内容になっております、歳出、歳入とも。その中で、バックにも基金がございます。今現在9,400万ぐらいですか、1億近くあるのにというふうに感じたから質問申し上げました。内容はわかりました。

続きまして、次60ページ、衛生費、1目の清掃総務費、この中で昨年までは衛生組合の補助金ありました。今年から消えております。課の行動計画書を見ますと、41ページにわざわざ18年度の補助金は交付はされないと、こういうふうに記載されておりますが、衛生組合の活動というのは環境課でも十分承知していると思います。なぜ今年からゼロに切られたのか、その理由についてひとつ伺いたいと思います。

2つ目は、次のページの61ページ、塵芥処理費の中で、塵芥処理事業費の一番最後にあります新庄最上地区不法投棄防止対策協議会負担金4万円、この協議会は不法投棄についてどのような成果があるんでしょうか。それから次、3つ目ですが、ごみ減量化対策事業の2行目に手数料312万円、こ

れはどういう目的で誰に支払いになるのでしょうか。

とりあえず以上お願いします。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 まず最初に、衛連への補助金というふうなことでございます。確かに衛連の中では花いっぱい運動をはじめいろんな形でもって頑張って活動されております。今回いろんな新庄市の補助金が単独補助金がたくさんございます。そういうことも含めまして、いろいろこの衛連の補助金だけでなく、環境課としてはその他防犯協会とか、それからカモシカクラブさんの補助金もありましたけども、これらすべてゼロというふうなことでなっているんです。そういった財政的な面もございますけども、今後財政状況等に応じた形の中で復活等も含めまして要望していきたいというふうに考えているところです。

それから、不法投棄の負担金なんですけども、これは保健所さんが事務局となっております。それでもって最上管内を不法投棄のパトロールというふうなことで巡回しております。それで、ちょっと今忘れちゃったけども、規模的な問題がありまして、その規模に応じた形で県と共同でもって不法投棄を解除していくというふうなことも事業として行っているところでございます。

それから、手数料につきましては、これがごみ袋を取り扱っている方、小売店の方々への手数料でございます。売り上げの5%を手数料としてそれぞれやっているというふうなことでございます。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一委員） 一番最初の衛連の関係ですけども、今年度からカモシカクラブとか防犯関係についての補助金は切られております。当然来年度もないわけですけども、そちらも重要な活動をしているわけですが、それはそれとして、今お聞きしていますこの衛連関係は復活を含めて検討

したいというような御回答でしたが、来年度に向けての生ごみ堆肥化、このプロジェクトがもうできているわけです。今年から各家庭から改修をする分別等、それからそれらについてのいろいろな多くの仕事が結構ここに出てくるんじゃないのかなというふうに感じているんです。これは、やはり衛連と、衛生組合です。衛連というよりも衛生組合です。と共同できちんとしていかないと、役所だけではなかなか市民に対して分別回収について徹底することができないんじゃないのかなと、こういうふうに危惧いたしております。そんな関係上、衛連と仲よくするためにも、本来であればこの補助金は当然切るべきでなかったんじゃないのかなと、こういうふうに感じます。全般的な財政的なプロセスの中で切りざるを得なかったのかなと、切られざるを得なかったのかなと、こういうふうな感じも受けておりますが、ぜひ何らかの形で復活できるとすればしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく御配慮をお願いいたします。衛生関係わかりました。

次、74ページの観光関係についてちょっとお伺いしたいと思います。観光関係でのまつり振興基金、ここにも2万円の積立金が一般会計から出されております。16年度は2万5,000円、今年度は2万円ということで、本当に少額ですが、基金積立金としてなぜここにまた出てきているのか、ここについてちょっとお伺いしたいと思います。毎年祭り関係で高額に取り崩されておるわけですが、この積立金2万円というのはどういう意味を持つのか、お伺いしたいと思います。

それから、2番目としてこのまつり振興基金ですが、平成15年度末には1億3,000万残額ありました。来年度の予算執行された18年度、年度末には残額の見込みは幾らぐらい残っているのでしょうか。

それから、3番目として基金から繰り入れする1,472万9,000円、この金額に該当する項目がちょっとはつきりわかりませんので、祭り運営事業費

負担金1,250万も含まれているとは思いますが、どの項目がこの基金に該当するのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、4番目として来年度の課の行動計画書、63ページのありますが、優先順位3番目にある山車資材保管庫施設等補助金、この30万載っているんですけども、この予算書の中ではちょっと見当たらないんで、何に該当しているのか、この辺ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、観光の方の最後に来年度の新規事業ということで新庄まつりスケールアップ事業載っているわけですが、この内容について簡単にひとつ御説明をお願いしたいと思います。

とりあえずお願いします。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 では、新庄まつり関係についてお答えを申し上げます。質問多くて、ちょっと私答弁漏れあったら後ほどまたお伺いしたいと思います。

最初に、2万円の件でございますけれども、これは新庄まつりの振興基金、あの基金の利子分が2万円というようにございまして。それから、現在の基金は幾らかというお話あったんですけども、今回基金を取り崩しますと、残が約8,500万ぐらいでございます。

それから、新庄まつりの関連で1,400万の使い道ということですけども、これは全部基金を取り崩しまして、まつり委員会の方に負担いたします。それで、そのまつり委員会の中から山車連盟、囃子連盟、各町内の補助金プラス運営費でございます。

それから、台車の補助でございますけれども、これは75ページの説明欄の中の上から3行目、4行目、新庄まつり山車の台車整備補助金、これが30万円、これ1町内でございます。それから、その下が新庄まつり囃子備品整備補助金20万円、これも1町内でございます。これも基金を取り崩し

て財源に充ててございます。

それから、今年度の事業内容、スケールアップ事業ということでございますけれども、おかげさまで昨年250年祭につきまして、皆様方から御尽力いただきまして、大変好調でございました。それでいろんな声がございまして、ぜひ今年もけんかばやしをまたやっていただきたいというかなりの声がございまして。そういうようなことで、いろいろ山車連盟あるいは囃子連盟、あと神輿渡御関係と、あと鹿子踊りの方と現在いろいろ協議してまいっております。それで、ぜひ今年は8月の24、5、6の3日間でございますけれども、駅前には26日は露店がございまして。そういうようなことで、駅前だけでけんか囃子というようなことが非常に難しいというようなこともございまして、現在協議しているのは、大町、いわゆる馬喰町、清水川町ですか、あそこの道路はかなり広ございまして、両側に歩道もございまして、駅前、馬喰町に最初展示をやっておいて、その後に夕方、そのけんか囃子は大町、そこの南本町の十字路から清水川町の十字路なんでございまして。そこでぜひやっていきたいというようなことで関係機関並びに警察の方といろいろ協議してまいっております。いずれにしてもぜひ今年はそういうまたけんか囃子も復活したいということで、今後とも関係機関とまた協議してまいりたいと思います。以上です。

もし答弁漏れございましたら、またお願いいたします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

発言の訂正について

山口吉静委員長 審査に入る前に商工観光課長より
発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許
します。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 大変失礼申し上げました。

まつり振興基金の残高でございます。私は、8,500
万というふうに申し上げましたが、大変申し
訳ございません。平成17年度末の残が8,020万
4,000円でございます。それで、平成18年度末見込
額、いわゆる今回の1,472万9,000円を取り崩しま
すと6,549万5,000円でございます。大変失礼しま
した。

それから、先ほど舌足らずだったんですけど、
この1,400万何がしの中で、私は台車と運営補助金
を基金から取り崩すということを申し上げました
けども、それプラス新庄まつりの国指定重要無形
民俗文化財指定事業、これも基金の方から取り崩
すようなことでございます。大変失礼いたしました。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一委員） 休憩を挟んでいる中大変
いろいろ御検討していただいて、明快な回答をい
ただきました。金額も基金残高、私の試算とぴつ
たり合っております。どうもありがとうございます
した。

最後のスケールアップ事業です。今課長の方か
ら説明を受けましたが、非常に今年の250
年祭盛会でありました。54万人、4日間での入出、
これはやはり成果の一つだというふうに感じてお
ります。この夏またその一部を取り入れて、けん
か囃子等を実行したいというお話ありました。大
町のあの通りで、例年やっている26日の延長線
でもう一回引っ張ってみようやという構想に受け取

りました。26日、それは大変結構ですけども、24、
25、26と3日間、時間は短いかもしれませんが、
最後の日の26というのは大変構想結構なんだけ
ども、子供たちに対する負担というものの、この辺は
私なりに心配しております。できればやってい
ただきたい一人でありますけれども、その配慮を、
この辺もやはりこれから先進めるに当たり十分検
討していただきたいなというふうに思います。

また、各町内若連に対して、強制的ではなく自
由参加というような形の方が最もいいのではない
のかなと、こういうふうにも感じておりますので、
その点も含めてひとつまつり委員会等で検討方
願いいたしたいなと、こういうふうに感じており
ます。商工関係は以上で終了します。

次、88ページ、教育総務費関係で2番目の2目
の事務局費の中に最上広域分担金1,557万6,000円、
この教育センターの活動を現在どのようにされて
いるのか、ひとつ簡単に御説明をお願いしたいと
思います。

次のページ、89ページ、3の教育指導費の中に
ことばの相談室運営負担金67万4,000円、この内容
についてとりあえず御回答をお願いいたします。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 まず、教育センターの運営
ということでございますけども、現在は学校教育
分野、それから社会教育分野ということで研修事
業を行っておりますけども、指導主事が来年度に
つきましては減員されまして、指導主幹を入れて
2名というふうな体制になってまいります。内容
的には、理科教育を中心とした理科センター的な
中身になってまいるというふうなことでございま
す。

それから、言葉の教室につきましては、今指導
員が2人の体制で、言葉の発達の遅れのある子供
たちを対象に言葉の教室を運営しているというよ
うな形になっているところです。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

1 4 番（沼澤恵一委員） 最後の方の「ことばの相談室」というのは、教育センター内にある言葉の教室を意味しているわけですか。わかりました。

2 人の指導員と今御説明受けましたけれども、多分そのうちの1人だと思いますが、長年教員退職されてから一生懸命頑張ってこられた高橋先生というのがいらっしゃると思います。退職してから随分年もとられていると思います。この先生も私よく存じておりますが、一生懸命本当に頑張って、幼児の言葉の障害等について今日まで頑張っておくことは間違いないと思います。心配するのは、この先のことです。この先生も大分疲れたというふうなことも言っているようですし、この指導員の指導というのは、すぐにじゃ明日からやりましようと言ってもできないと思うんです。前々からやはり予備的な措置をとっておかないと、もし健康状態の不都合でできなくなったとき、じゃその補充というのは非常に難しいんじゃないのかなと思いますので、ひとつこの辺を十分心してこれから先お願いしたいなと、こういうふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、もう一つ教育関係の方で、ページは100ページになります。済みません。ページ間違えました。教育費。ちょっと待ってください。ちょっとページ数、小学校、中学校のコンピュータ関係についてです。両方とも来年度までに約6,000万ほど計上しております。このコンピュータ関係、小中学校のリース料だと思うんですけれども、この委託料についての実際子供たちどのように活用されているのか、それとリースの内容について簡単をお願いいたします。

（「93ページだ」と呼ぶ者あり）

1 4 番（沼澤恵一委員） 93ページです。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 まず、中身でありますけど

も、小学校の場合はリース、267台リースをしております。月額67万5,045円でございます。それが12カ月分で810万540円になるわけですが、これが小学校の分ということになります。中学校も同じようにしてリース、金額的にはその単価は同じなんです。台数が中学校は192台でございます。月額でこれのリース料が55万2,195円、これの12カ月分というふうなことで、総計で662万6,340円になるところであります。活用の仕方につきましては、先日も北辰小学校の子供たちがつくったパンフレットございましたが、あのような形で子供たちがパソコンを使って自作をしているというふうなことで、総合的な学習の時間等々でああいうふうなワープロ的な活用あるいは写真等の取り込みとかそういったこと、あとは各学習でインターネットということで、調べ学習などに活用をしているというふうなことであります。

1 4 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

1 4 番（沼澤恵一委員） わかりました。

ちょっと時間もありませんので、最後に100ページ、項目8のふるさと歴史センターの中に入っております山車関係についてです。この町内若連に恐らく委託料として払われているのがここにあります山車展示搬入費21万5,000円、これが若連関係だけなのか、これ1点と、それから次に展示山車2台入れている。恐らく全部じゃないと思いますが、この借上料347万5,000円、これこの内訳、このとおり全部若連に行くのかどうか、それともその他に支払い関係があるんでしょうか。簡単に結構です。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 歴史センターにあります山車の方なんですけれども、こちらに載っております搬入搬出業務委託料21万5,000円、これにつきましては8月の27日、山車の入れ替えを行う際の足場を組むといひますか、業者の方をお願いをいた

しまして、搬入、搬出のための委託料が21万4,700円でございます。

それから、次の展示山車・人形等の借上料というふうなことで、これにつきましては町内の方に前期と後期というふうなことがあるわけですが、前期20万、後期20万、それが2台展示されますので、全部で山車の方につきましては80万に消費税込みの84万、あと人形が野川陽山先生の方からお借りするわけですので、これの方が250万、これは前期、後期同じなんですけれども、前期125万、後期125万というふうなことで250万、さらに消費税が加わって、262万5,000円と、それらを合わせた金額がこの度の347万5,000円を計上させてもらっています。

以上です。

14番（沼澤恵一委員） 終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ありませんか。

5番（斎藤 敏委員） 委員長、斎藤 敏。

山口吉静委員長 斎藤 敏君。

5番（斎藤 敏委員） 57ページの民生費の衛生費、夜間診療所3,000万です。きのうまで相当新田議員、渡部議員、今田議員と小嶋議員、いろいろな方々が質問されたわけでございますけど、今のままで何が不都合なのかまず聞きたいんですけど。この間何か今のままでは不都合があるからだめなんだという説明でございましたけど、何が不都合なのか。医師会の事務長とも話したんですけども、医師会も賛否両論なんです。やっぱり若い先生方は元気だし、従業員の夜間の職務体制、給金の問題とか、そういうのあればむしろ自分で行った方がいいわということで賛成で、私のように年配の先生方も多くなってきたので、自動車で送り迎えするのもいかがかなという、これ事務長の話なんです。その他に軽い患者まで皆県立病院に殺到すると。そこで県立が混乱していると、だめだと。ちょっと市民の声を聞いてご覧なさい。今軽いものとかそういう患者は、県立は全部断ります。で徳洲会行っちゃうんです。徳洲会では親切

に見てくれるということで、医師会の反対で建った徳洲会でも痛しかゆしだということでこの間笑ったんですけど。

例えば私の関係している老健施設でも、夜どこかへ送らなくちゃなんないというときは、看護婦が言うんです。「県立病院はだめですから、徳洲会に紹介してください」、徳洲会はすぐ見てくれます。だからこの間の最上川船下りでもそうでしょう。結局17人が負傷して、10人が徳洲会で7人が県立病院と。だからそういうことを考えると、ちょっと一考せざるを得ないんです。医師会の一員ですから、医師会がどうしてもやるというならば賛成せざるを得ないんですけども、新庄の財政を知る者にとっては一概に賛成というわけにはいかないわけです。

去る3月7日の最上郡の保医協の資料がここにあるんですけども、この中に保健所が事務局をやっているんですけども、保健所がやれやれと言うからやるんだというような答弁もあったんですけど、この中には夜間診療所のことなんか一言も書いていない。ただこれに書いてあるのは、県立病院の整備と救急部室の設置、医師を配置するということのようなことがこれに書いてある。結局皆さんがテレビで見るように、救急24時間のあのテレビがあります。あのようにしたいという考えなんでしょうけども、そうなればますます夜間診療所なんて必要なくなるんじゃないんですか。むしろそういうことならば、夜間診療所に医師を1人雇ったらどうなんですか。結局100万から200万出せば来ます。それよりも県立病院に補助を出しちゃうとか、徳洲会に給料を出しちゃうと、そういう方が最も早いんじゃないですか。だから、やるなとは言いません。だからもう少し、例えば52年の7月に今の夜間体制と、それから休日診療、これが保医協と締結したわけです、医師会が。ところが、やっているうちに最上町、金山、真室川に病院できたら、もう新庄さんにお世話になりませんということでやめちゃったわけです。

そもそも夜間診療所をつくるのはどういう歴史があるのかというと、いろいろと県の医師会の救急部会でも福島だ、郡山だと夜間診療所を見てきて、それから保医協でも東京へ行って、板橋区練馬の夜間診療所が評判がいいというようなことで、それを見てきて建てようということになったとき、山形とか酒田とか皆建てたんだけど、最上郡の保医協の各首長さん方はそれを拒否したんでしょう。だからこのままでおかれないということで、我々は自発的に協力して夜間診療を始めたわけなんです。ところが、今になってからも病院ができたから新庄さんのお世話にはならないと、今度も保医協でしょう。保医協でやったらまた出しませんと、新庄だけでやりなさい、新庄は兄貴分だからと、いつでもそういうような体制なんです。これではちょっとぐあい悪いわけです。じゃ、最上郡の患者が夜間に来ないかと。来るでしょう。もうちょっと考えて、だから合併する時期とか、もう少し考えてからやっても遅くないんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 今回の在宅当番医制のままだでもいいのではないかとこの御意見につきましては、これまでにも何回かお話はしていますが、現状として平成14年度から16年度までの3カ年の平均の数ですが、最上地域の救急患者数2万7,500人、約2万8,000というような説明これまでもしてきましたが、そのうち在宅当番医制でカバーできているのが7%、約2,000人です。県立病院以外の4病院、この地域に6つの病院ありますが、明和病院は別として、県立病院除いた4病院で8,500人、30%、それ以外は1万7,000人、62%が県立新庄病院の救急患者という現状にあります。救急車はもちろんです、救急車を使わなくとも何分というのを争うような患者さんであるとか、あるいは本当に心配な場合というのは、これは定点診療所ができた後も2次医療機関の県立新庄病院に行

くものと思いますといいますが、そういう前提です。1次医療機関で担う、例えば夜になって子供が熱出した。明日までこのままにしておくのは心配といったような救急といいますが、そういう時間外の患者を受け持って、症状によっては2次医療機関、県立病院等に回ってもらうというような、そういう前提での1次、2次の機能分担を今そういう体制をしいているわけですが、実態は1次で済むのではないかと思われる患者、それから本当に救急対応しなければならない患者、これらの患者さんが一緒に県立病院の待合室で長く待たされるというような状況になっております。7%という在宅当番医制でカバーしている患者さんが余りにも少ないので、その裏返しとしてそういう状況になっているということです。そういう状況を何とか改善したいということで、救急という言葉使っていますんで、すべてが急を要するというふうに受け取られがちですが、この時間外の患者さんの一定割合を診療所で受け持とうというふうな考えで、今回夜間休日救急診療所を設置したいというふうな予算を上げさせているところであります。

そういった状況については、前から言われていることでありますが、一応県としても3次の救急体制が整っていない庄内と最上については特に何とかしようということで、この間協議進めてきました。庄内については、3次体制ということで、日本海病院と市立酒田病院の連携などが中心テーマになっているようですが、この最上の場合は3次救急をどうにかこの地域につくり出そうということよりは、まず現状の1次、2次の機能分化を何とかしようということがテーマになっています。そういう県の方針あるいは県立病院からも再三強く市長自ら訴えられて、その1次体制の充実というものを訴えてきております。そこに市民のニーズというものも認識度調査で明確に示された、そういう状況から医師会としてもいろいろ確かに賛否両論あるのかもかもしれませんが、総意としては現状の在宅当番医制ではこの数字を改善することは

できないという判断で、定点診療所の設置に総意として賛成という取りまとめをいただいて、医師確保にも協力するというようなお答えをいただいたところです。

もう少し後という話もありましたが、確かに財政状況のことはありますが、今言っているような状況で全体が定点診療所の設置という方向で一定の流れが定まってきた。特にやっぱり斎藤委員御指摘のように、お医者さん方いろいろ事情あるでしょうから、その辺医師会の取りまとめということが一番のポイントだったわけですが、昨年6月の医師会としての賛意の公式表明、これを機に具体的に検討が進められたと。昭和52年の現在の在宅当番医制スタートのとき以来の30年来の課題なわけですが、これがそういったいろいろな難題をそれぞれの立場で、新庄市も含めてそれぞれの立場で何とかしようというそういった流れになっている今、この機を逃せばまたこの先いつ定点診療所設置の機運といえますか、そういう機会が出てくるかわからないという状況もありますので、財政状況は確かにありますけども、設置という方針に踏み切ったということでもあります。

以上です。

5 番（斎藤 敏委員） 委員長、斎藤 敏。山口吉静委員長 斎藤 敏君。

5 番（斎藤 敏委員） 何かどっからか圧力がかかっているような気がするんだな。その最上郡の救急医療については、おたくは知らないから言うんだけど、昭和50年ごろに非常にたらい回しということで新聞でもたたかれたの。この地区だけじゃなくて。それで、県の医師会の救急部会もこのままにしておいてはいけないというようなことで、私も救急部員になっていたから、それでもう福島とかさっきも行ったように郡山とか、いろんなところを見て回って、それで今度保医協でも板橋とか、練馬とか、そういうところを見て回って、それでつくろうというときに、その首長連中は反対したわけだ。そこでこういうことになってきたわけ。

確かにそのころは救急患者が多かった。ところが、余りハイヤーがわりに救急車を使うと、軽い患者まで来るというようなことで、これではいけないということで、そのころ星院長だったんだ、県立。今の中島先生の親だけども。それでもう消防署、それから市の衛生課、その人らがみんな夜各最上郡の部落を全部回って、軽い医学の知識を教えたり、それから救急車を余りハイヤーがわりに使うなというような健康教育やったわけだ。そしたら次第に少なくなってきた。そういう経過を踏まえてやってきたんであって、だから今言ったように県立病院が多くなるからだめだということではないわけだ。県立もさっきも言ったように救急部会をつくるということになったわけ。

それから、昭和55年に保健センターが私厚生委員長のとくにできたんだから、それでそんな救急診療所なんかのあれでもって使うというのはちょっと的外れなんだ。あそこは、市民の健康の知識の啓蒙のために使うわけだ。そうすると、この間の市の健康福祉協議会でも何かおたくは食会の厨房を壊すと、そこであそこへつくる予定だと。あんなの昭和55年にできたんで、3,000万なんかかけたらあんな皆ぼっくれますよ、あんなの。そのぐらいに夜間診療所をつくっても聴診器一つじゃできないです。いろんなレントゲンとか、それから尿の検査機とか血液の検査機、心電図、その他に従業員、コンピュータ、看護婦、そんなことやってたらそれこそもう3,000万どこの騒ぎじゃないです。そういう患者を助けるために、市は破産してもいいというんならおやりになったらいいと思うけども、誰でもだけど設備の整った病院へ行きたいと、寄らば大樹の陰行きたいというのは、これは人情です。だから行くなと言ったって、決してこれとめられるわけじゃないんです。そういう点を考えたら、赤字がみすみすわかるのにやる必要がどこにあるのか。今のままだって大したあれでしょう。必要ではないんでしょう。感じていないんでしょう、不便を。だからむしろ市民にそうい

うような健康教育とか教育を施して、でなかったらかかりつけ医と、かかりつけのお医者さんならば、夜、夜中でも嫌でも見ないというわけにいかないんだよ。だからそういう教育をまずやって、しかるべき後につくるというふうにおやりになったらどうなんですか。どうしても待てないんですか。そこを聞きたい。今新庄市は、30万じゃないです。3,000万です。どれほど新庄市にとって3,000万というのは大事だか、おたくは考えないですか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 最初ありました、どこからかの圧力という話ですが、ただいま回答を申し上げたとおり、地域の課題だという認識は、これは共通的なものとして以前からあったということで、また市民のニーズというものが明確に示されたと、圧力と言えはその市民ニーズが圧力というふうには言えると思います。保健センターに関しては、確かに会議の場で保健センターを第1候補として検討しているということを申し上げました。質問に答える形で、保健センターの中でどうやりくりするかということになれば、今調理実習室使っているわけですが、そこの一部を転用することになるかもしれないというようなお話も申し上げました。ただまだ決まっていなくて、そういった話し方しかできなかったわけですけども、ただ保健センターの使用実績としまして、今4つの調理台ありますが、4つを全部使うというのは年間16回ほどしかありません。例えばですが、市民プラザにも調理室ございますが、そこも同じような使用状況であります。やっぱり市の持っている施設を活用していくという観点からすれば、近いところに似たような施設あるわけですから、そういうお互いをフル活動していく方向で考えていきたいというふうなことであります。

どうしても今でないとだめかというようなお話ありましたし、また先ほどお答えちょっと抜けた、医師を雇えばそれでいいのではないかと、金を出

して県立なり徳州会で医師を雇ってもらえばそれで済むのではないかというお話もありましたけども、今やろうというふうに決めたことの理由の1つには医師確保対策ということもあります。救急医療を充実させようというのは、県立病院としても同じ考えでして、お医者さんを何とか確保して救急体制も整えたいというようなことは県立でも再三言っておりますが、そのお医者さんが見つからないという状況あります。また、新たに退職されるお医者さんも出ているというような状況もあります。新庄の救急体制を経験したお医者さん、二度と新庄に戻ってこない、あの県立内での救急医療体制が、診療体制が非常に大きな医師確保のネックになっているというようなお話も県立からはお聞きしております。そういった市民ニーズなり、1次、2次の医療体制なり、医師確保なり、大きな課題いろいろ抱えています。そういうことに全体的に少しでも市としてできることと言えば、今はこの夜間・休日救急診療所の設置だろうという判断です。

5 番(斎藤 敏委員) 委員長、斎藤 敏。

山口吉静委員長 斎藤 敏君。

5 番(斎藤 敏委員) 助役も一緒になってちょっと考えて、これからにした方がいいんじゃないですか。この問題これでやめますけども。

それから、今度37ページの総務管理費の広報事業1,092万4,000円とありますけど、例えばこの間鶴岡の市報、色刷りじゃないです。16ページでしたけども、これ聞いたところが一部11円94銭です。ところが、新庄市の市報の1色刷りが41円60銭、それから2色刷りが44円80銭と、いずれにしる1部30円違うんです。これが2万部でしょう。2万部というと60万、1カ月。これが12カ月ですから720万でしょう。これがお知らせ版、議会報、そうになったら印刷屋さんには申し訳ないけども、相当な金が出ていると。小さいことだと言えばそれまでですけども、こういうピンチのときに色刷りなんかでなくても結構見られるんですから、そうい

うような小さい儉約もおかしくないと思うんです。皆さん方は、ピンチだ、財政逼迫だ、逼迫だと言いながら、こういうところに少しも考えないというのは、口裏が合わないということを言われてもしようがないと思うんだけど、その点いかなるものですか。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 市報、お知らせ版の件であります、カラー印刷しているのは新庄まつり特集号、このときは新庄まつりのにぎやかさとけんらんさを表現するためにカラー印刷させてもらっていますが、それ以外は2色刷りで対応していますし、他の市のやつと比べても新庄市の市報については、中身は別にして派手さを落としているというふうに思っておりますし、それから年間の契約についても入札という手法でやっていますので、ひとつ御理解をお願いしたいというふうに思います。委員おっしゃるような配慮については、十分そういう方向でやっているというふうに自覚しておりますので、よろしくお願いします。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 37ページの2の9で、電子申請システム814万円というのがあるんですが、これはどういう内容でしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 電子申請システムにつきましては、山形県と県内の今35の市町村が一緒になって、新庄市に届け出をしなくてはならない、あるいは市から何か証明書をいただくという場合の申請とか、そういうふうな事務、市町村で約100事務、県で100事務ぐらいを電子化しまして住民の利便性を高めようというようなことでございます。これとあわせて公的な施設、公共施設の使用申し込みについても、そのいわゆるインターネットを

通じた形の中でできるようにしたいというふうな準備を今進めておりまして、平成19年度から供用開始となります。その準備をするのを今県が中心になってハード整備を進めていますけれども、それに要する費用を新庄市の方も人口割で負担をするというふうな内容になってございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） これは、県が中心になってハード整備ということですが、国が推し進めていることからやっていることだと思います。ところが、国の方が利用されていないと聞いております。各省庁を調査しましたら、利用率1%未満とも聞いております。そういったことは聞いていないでしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 確かに電子申請システムを整備した先行の他県の状況等を見ても、電子申請そのものは余り利用されていないと、公的な施設の利用申し込みが非常に実績が上がっているというふうなデータは、この事業を開始しようというような説明の段階の中で私どもも聞いていますし、調べると思います。また、そういうふうな中で、県としてはそういうふうな失敗の事例も踏まえて、最も住民に利用し易いシステムをつくる自信があるというふうなことから、それから一番の欠点というのは申請をしてもお金を払い込めないと、いわゆる電子決済がまだできないというふうな部分もございますけれども、その辺も今回の制度運用は5年間を想定しています。その次の5年後というのは、さらにバージョンアップした形の中で進められますけれども、そういうようなものが進むことによって利用が非常に多くなるのではないかと、いうふうなことを踏まえて、山形県非常にそういう意味では遅れているというふうなこともございまして、平成19年度から供用開始するための準備を進めているというふうなことでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 現在国の方では既にやっているということなのですが、実際の利用率は今言ったように1%未満という調査結果だと聞いておりますので、そういう意味ではこれほどお金をかけたとしても、市でそんなに進むということは今のところは考えられないような気がするんです。そういう意味では、無理してしないで、国の方での利用率が上がってくる中でゆっくりやっても遅くはないような気がするんです。そういうようなことで、こういったことについては中止するとか凍結するとかということはできないんでしょうか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今回のシステム整備につきましては、それぞれの市町村あるいは県単独でやれば莫大な経費がかかると、それを一緒にやることによってコストの削減をやろうというふうな趣旨で今進められております。そういうようなことで、新庄市が抜けて2年か3年後に新庄市独自でこのシステムをつくるとなれば、このような金額では到底できないというようなことがございますので、今回県あるいは35市町村が一緒になってやろうというふうな形に決まったというようなことでありますので、新庄市が抜けるというようなことは避けたいというふうに考えております。

山口吉静委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

斎藤 敏委員より午後から欠席との連絡がありました。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 49ページの3の6在宅老人福祉事業費が減っております。これは、介護保険事業へ移ったのだと思います。50ページの介護保険費では、介護保険繰出金が増えています。実際に介護保険の方を見ますと、除雪サービス事業が110万円増えておりまして、これは大変いいことだと思います。しかし、在宅老人福祉だった予算が介護保険に行って減っているように感じます。例えば家族介護者激励支援事業は、名前は変わったようですが、マイナス30万、いきいきデイサービス事業も名前が変わったと思われませんが、これかなと思うのがマイナス46万、高齢者実態把握事業は半減です。おむつ支給はマイナス7万5,000円ということで、実際かつての在宅老人福祉事業でやっていたサービスが減った金額幾らぐらい減らしたと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、52ページの3の1乳幼児医療給付費がマイナス516万円になっていますが、その理由は何だったのか、お願いいたします。

それから、80ページの8の2街路事業費が約1億円余り増えています。沼田角沢線整備事業などが増えているわけですが、市財政の厳しさを考えますと凍結すべきではなかったかと思うのですが、いかがだったでしょうか。

それから、92ページの10の3給食用食器借上料342万円の内容がどのような内容なのか、お願いいたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 在宅の老人福祉の件でございますが、トータルでの数字のつかみは現在持っておりませんが、基本的には前年度あるいは今年度の実績に基づいて予算措置をしたということがあります。例えば高齢者の除雪に関しましても今年度については2割負担ということですが、来年度についてはこれを1割負担にできないかということで、介護保険の予算の方に持っていった

わけですが、サービスの内容については本年度以上に充実したつもりでございます。

以上です。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 乳幼児の医療給付事業費ですが、昨年度当初予算約6,000万、今年度5,500万ということで、500万ほど昨年度当初予算と比べれば減額となっております。この5,500万という数字ですが、17年度の実績見込みと過年度からの伸び率を勘案して18年度推計値、一月当たりの医療費の推計を算出して、その県費2分の1に相当する額というようなことで、市の分としての額を計上したもので月当たり462万3,000円の12月分という計算を推計をしたところです。

以上です。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 沼田角沢線の件でございますが、当事業に関しましては、平成5年からスタートしたものでございます。今年度1億5,000万を計上したところでございますが、現在用地の買収状況もまずまずの状況の中で進んでございまして、今現在用地の先行というふうな形が工事着工の運びになるまで至ったところでございます。すなわち、それで事業が交付金事業でありまして、10分の5.5、そして残は地方債を充てるというふうなことで、有効な資金の活用を行いまして、早急に解決していきたいというふうに、完結していきたいというふうに考えております。これを現在凍結するというふうなことになりますと、事業用地そのものに御協力をいただいた地権者の方々には非常に利不便な形になりますので、一日も早い供用開始を行っていききたい、そのように思います。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 給食用食器についての中身についての御質問であったと思います。現在ポリ

カーボネート製の樹脂製食器、これを使用しておったわけですが、これにつきましては環境ホルモンの問題等も指摘されておりまして、できるだけ早い時期に交換をというふうなことでありました。この度耐熱ABS樹脂製食器ということで、それに交換をすることといたしました。その中身につきましては、うどんどんぶり、ボールは大きさが3種類ほどございます。それから、深皿、これも大きさが2種類ほどあります。はし、お盆、それから食器かご、これも大きさが3種類ほどございますが、そういったものについて3,000人分というふうなことで見込んで交換をする予定でございます。この数は、小学校の児童数、それから職員数、それから破損等による交換分というふうな代替分ということで、3,000人分を5年間のリースで更新をしていくと、そういうふうな予定でございます。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子委員) 先ほど福祉事務所長さんの方からは、トータルではないが、ほとんど同じつもりでいたということでありますけれども、介護保険では全体介護保険の2%程度しか新しい制度の事業に使えないという定めがあります。そこで、介護保険では制約があるサービスですので、一般会計で予算措置することもやることで在宅の高齢者の健康を守ることにつながると思いますので、そういった考えで足りない部分については市でやる考えはないでしょうか。

それから次ですが、もう一つは53ページの3の2で児童手当支給事業です。これは、主要事業の概要での説明で、国の補助とかどのぐらいになっているのかというのは出ているわけですが、見ますと今年度までは国の負担が3分の2だったのが今度は3分の1に減ることになっています。減った分、国が減らした分を県と市で半分ずつ負担させられるようです。そうしますと、新しくなった部分も入れて市の負担は6,405万円増えています。

これは、私としては国の責任の放棄ではないかと思いますが、御見解があったらお願いしたいと思います。

それから、健康課にちょっとお聞きしたいんですが、56ページの3の4で保健衛生総務費、最上地域保健医療対策協議会というのはどんなことをするところなのか、お聞きしたいと思います。

それから、ただいま学校教育課の課長さんから食器、ABS樹脂製食器ということで、5年間リースで更新というお話でありました。ポリカーボネートなどがプラスチック製でありまして、環境ホルモンというのがずっと心配されてまいりました。全国を見ますと、陶磁器や耐熱強化ガラス、こういう利用が増えているように思います。ABS樹脂食器というのは、察しますと5年間で更新しなきゃならないような、つまりプラスチックで傷ついたら環境ホルモンが出るからということが心配されているからだと思うんです。そういう意味では、これも同じようなプラスチックで環境ホルモンの心配があるようなものであると私は考えますので、そういうものの一切心配のない陶磁器や耐熱強化ガラス、こういうのを入れてはどうかと思うんです。その際、やはり地元の産業である陶磁器なども入れることも地元にお金を落とすということで大事なことでないかなと思うんですが、そういった考えはないのかお願いします。また、どうしても重いということでありますれば、熱で環境ホルモンというのは出易いとも言われているわけですので、汁わん関係、熱いつゆが入るようなものについては木製にという動きもあります。そういった形で、プラスチックよりはずっといいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 老人福祉に関してでございますが、介護保険制度の中に高齢者が地域において安定した生活を営むことができるようにという考えがございます。したがって、市の任意事

業として除雪のサービスあるいは緊急通報システムのサービスを盛り込んだところであります。具体的な事業に関しましては、国に紹介しても一切回答ございません。来年度から始まるということでございます。先ほど申し上げましたように、老人の高齢者の福祉に関しましては、現在のサービスを下回らないようにということで努力をしております。

それから、児童手当の件でございますが、以前、国の負担以前よりも国の負担が今度減ります。したがって、県、そして市の負担が6分の1から3分の1というふうに負担増になります。主要事業にもございますように、17年度と18年度、給付費の差額を見ましても7,000万強ということで、現在のところ試算をした額は7,000万程度ということでございます。人員に関しましても増えると、当然でございますが、国の予算が可決したということはまだ情報入っていませんので、あくまで予定ということで県からも指示がございます。これの財源については、税源移譲という形で措置をしているということでございます。

以上です。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 最上地域保健医療対策協議会のことですが、この協議会は昭和52年にこの地域の保健あるいは医療面の課題を関係機関連携して、克服に向けて取り組んでいこうという趣旨でつくられた協議会として、構成団体は医師会、歯科医師会、薬剤師会の3医師会を中心にしまして、各公立病院の院長あるいは行政からは保健所長、8市町村の首長、そういった方々で構成されておまして、その下に各事務局長なり課長クラスで構成されているいろいろな部会がございます。ということで、この地域の医療課題についての取り組み組織としては中心となるものでありまして、例えば医学生を対象にした研修活動などがずっと長年続けられてきております。これは、医師確保

ということを目的としたものです。また、救急関係についても、郡内の中学校での去年ですとAEDの講習会などもやっていますし、またお医者さんたちを対象にした小児初期救急研修事業とか、特に最近は救急医療というところに重きを置いて活動を展開しております。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 食器を選択するに当たりましては、合成樹脂、このABS製の樹脂製の食器を選択したわけですが、これにつきましては合成樹脂に特殊ポリウレタンを塗装した食器でございます。そして、今まで使っていたポリカーボネート製の樹脂の場合の食器は、ちょっと環境ホルモンが洗っている最中に傷がつきますから、そこから溶出するという問題点があったわけですが、今度選びますこのABS樹脂製の食器は使用中に物質が溶出しないということが証明されているものでございます。したがって、安全性で問題になるということはないというふうに判断しております。また、陶磁器や耐熱強化ガラス製の食器というふうな御指摘もあったわけですが、やはり安全性はもちろん、作業性だとか、対薬品性だとか、あるいは運用コスト、それからリサイクルの可能性というふうなそういう面から検討した結果、このABS製樹脂が一番いいのでないかというふうな結論に達したところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 福祉にまたお聞きしますが、54ページの3の3に民間立保育所運営費負担金及び同保育所特別保育事業費補助金というのがあります。民間立保育所についてなんですが、職員数は何人なのか把握しておられるでしょうか。また、人件費は1人当たり幾らぐらいか等把握しておられたらお願いしたいと思います。

それから、55ページの3の4の児童館の施設管理業務委託料ですが、4月から2つの児童館が指定管理者制度に移ることになりました。地元の方々が運営に携わってくださることは敬意を表したいと思います。もしも事故があった場合、責任は市がとることが重要だと思います。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、今の保健衛生総務費に関わってんですが、健康課の課長さんからもお話ありましたが、最上地域の公的機関の医師不足が深刻です。県立病院でも新聞などで明らかになりましたが、泌尿器科の医師が2人いなくなるということで、人工透析患者を他に移動してもらうようにして減らしたりしなければならないということです。県立病院も医師不足に大変苦労しておられます。医師が転出する原因についてお尋ねしたところ、子弟の教育のためということと豪雪にあるということでした。雪の害です。寒冷地手当がなくなって、都市部に地域給がつくようになってますます医師がこの地域に定着しなくなったようです。公務員の寒冷地手当を復活し、特に医者の方の寒冷地、豪雪地域赴任には手厚い給与を保障すべきではないかと考えるわけですが、そういったことは言っていく必要がないのか、お尋ねします。

それから、給食の食器については、5年間リースということは5年間で投げるということなんじゃないでしょうか、つまりは。これをまた別のところで使うということは考えられないわけで、つまりそれらは買ったものは全部ごみにせざるを得ないんじゃないかと思うんです。それよりは、陶磁器あるいは木製とか自然の今まで長年に私たちが使ってきたものの方が扱い方は調理師の皆さんと工夫を重ねれば使い方できるという、他の自治体でやっていますし、そういったことも再検討必要ではないかということを再度お尋ねします。

それから、92ページ、10の2に就学援助費についてありますが、これが非常に小学校、中学校で増えています。小学校でも増えています。親の収

入が少なくなっている中で、学校に納めるものが払えない家庭が増えています。就学援助が子供の教育費を支えていると言っても過言ではない方が少なくないです。私は、コンピュータよりも就学援助拡充して、学級費や給食費など学校に払うものが払えるようにすることの方がより重要ではないかと考えます。義務教育は無償とするという立場からもそういう充実が必要と考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 最初に、民間立保育所の件でございますが、本市の保育の行政につきまして大変貢献されておるということで、大変な評価をいただいております。先ほどの人件費、それから保育所の人数については手元に資料がございませんので、後ほどお示しいたします。

それから、指定管理者制度に伴う館の事故についてでございますが、これは地元との話し合いで地元の方々も一番心配されておった事項でございます。この件につきましては、最終的に市が責任を負うということで御理解いただいております。

以上です。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 公的病院の医師不足というお話、確におっしゃるとおりの実態にあります。それで、急遽医療従事者確保に向けたワーキングチームが保健所主導でつくられまして、私も保健医療対策協議会の事務局をあずかると、その立場からメンバーになっておりますので、御指摘のようなことも話に出していきたいと思っております。

以上です。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 食器につきまして、リース期間は確かに5年間ということでありまして、耐用年数が5年間ということではございませんの

で、その後もリース終了後は使わせていただくというふうな形になると思っております。したがって、無駄になるというふうなことではないということでございます。

それから、就学援助関係につきましては、確かに御指摘のとおり就学援助を必要とする子供さんが年々増えているというふうな形がございます。給付総額も平成14年度760万程度だったものが平成16年度には860万弱というふうにご子供の数も増えてきているというふうなことでございます。できるだけ援助を必要とする御家庭に支援をしていくという、そういう体制をこれからのとっていききたいというふうに考えております。

山口吉静委員長 他に質疑ありませんか。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 何点が質問します。

まず最初に、10ページです。歳出の1款から14款までの予備費まで含めて本年度、それから前年度の比較があります。この中で特出すべきは民生費が33億1,708万4,000円が前年度対比で5,652万9,000円伸びています。また、衛生費も15億8,927万2,000円でこれも7,169万円伸びております。察するに高齢化も含めて、児童福祉も、それから老人福祉も含めてですが、これと関連して120ページの性質別という構成比を見ますと、何と民生費に至っては25.1%、そして衛生費については12%、消防費も若干伸びているわけですが、消防費の構成比は4.9%ですが、この動向、予算編成するに当たっての民生費、それから衛生費等が高齢化も相まってでしょうけれども、要するに4分の1、高齢化率とちょっと併行しているというか、リンクするというか、こういうような状況なんです。今後どういうふうに、このままこういうふうな状況で推移していこうとされているのか、予算編成の段階でこのウェイト、構成比等も含めてどうでしょうか。まず1点。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 予算編成の当初から何々費は何%にしようというふうなことはございませんけれども、市長が施政方針で申し上げているような部分の重点化等々も踏まえて、結果こういうふうな形になったというふうなことでございます。予算を編成する際に、どうしても義務的な経費が法的にもどうしても予算措置をしなくちゃならないという部分、例えば人件費とか公債費とか、あるいは扶助費というふうな部分がございますけれども、その占める割合というのが民生費等には非常に多いと。どうしても予算措置をしなくちゃならない部分というのはそこにあると。あとは、市がある程度判断できるというふうな部分については、選択と集中というような形の中で配分されているというようなことでございますけれども、今後民生費、いわゆる扶助費等々が大幅に増えていくというふうなことは避けられない状況にあるのかなと。そういうふうな状況の中で、柔軟な財政運営をやるというふうなことになりますと、やはり今非常に歳出を圧迫しております義務的な経費、いわゆる人件費とか公債費とか、あるいは施設の管理費等と、その辺の部分を押さえながら、その部分に配慮していくというふうなことが今後必要なのかなというふうには感じています。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 今後超高齢化進むにつれて、同じ今25.1%のようではありますが、徐々にまた高齢化とともに増えていくであろうと、安易に想像できると、そうすると事務的経費を少し抑制しながら、でもかかるものはかかるという状況なのでしょうけども、例えば今国で施策をしている、新庄で言えば健康未来21かな。何かそういうふうな部分でやっぱり健康老人、老人の方にこれからずっと細目にわたっていきますけども、そういうような部分に対する措置等もこの民生費の抑制にもつながるのではないかなというような配慮の傾斜

配分等は考えられて予算編成されていますか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 それぞれの施策の実現等々については、各課で一生懸命事務事業を考えて予算要求をされております。その部分については配慮をしてやっていると。特にその分につきまして、介護保険等々もそういうふうな趣旨で今回新たな保険制度になっていますので、その辺を踏まえた形の予算編成にはなっているというふうには考えておりますけれども。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) じゃ、それで再度お伺いしますが、なっていると思いますけれどもという状態をいろいろ精査される段階で、そういうふうな部分の話し合うという期間というか、話し合っ、例えばの話でそれぞれの課に全部裁量権を任せているから、そちらから上がってきたものはそういうふうなことを十分考慮した上でやっているであろうという判断の中での歳出をいろいろ捻出というか、こういうふうにして計算というか、予算書に出されているんですか、それともそれをまた話し合いするという場はありますか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今回の予算編成に当たっては、今後5年間そういうふうな形になりますけれども、約1年半ほどかけて後期5カ年の基本計画をそれぞれの担当課といろいろ議論しながら積み上げてきたというようなことがございます。そういうようなことを踏まえながら、18年度の予算というふうなものが構成されておりますので、今まで議論してきた積み上げというか、そういうようなものが今回の結果となってあらわれていると。今後は行政評価というような形を加えながら、それぞれ修正をして、目的達成に向かって予算を適正な配分にしていくというふうなことになるかと

思います。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 全体としてトータルのいろいろな部分の話し合いというのはなされていないような話を今の話をお伺いするとなったようですが、私も一般質問させていただきましたけども、事業仕分け、これの中でやっぱりこれはどうなのかという部分で、やっぱり一般の人方のいろんな部分からの話し合いをいただいた後で、それでこれは必要だね、これはこうだねと、もっとこれはそもそも論で、これはもう当然かかるものだからという物のとらまえ方じゃなくてという部分を今後で結構ですが、そういうふうな部分をもう一重深い、ましてや財政再建5カ年ですから、そういうような部分を考慮に入れた上での予算編成に尽力していただきたいなというふうに思います。

続きまして、ずっとじゃ細目にわたります。52ページ、児童福祉費であります。この2目の児童母子措置費が4億4,973万3,000円、かなりの額です。その他にまた母子自立支援報酬が1,848万9,000円、これは昨年度より6,606万5,000円上がっています。この要因はどういうふうな部分なのか。もう一点、母子自立支援報酬がこれぐらいありますけども、どういうふうな仕事を自立するために、その指導員なんでしょうけれども、仕事をされているのか、その成果はどうなのか、お伺いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 最初の6,600万の件ですが、ここに児童手当支給事業費2億7,200万というのがございますが、ほとんどは今まで小学校3年生までの支給が6年生までに拡大になったということでの増でございます。それから、相談関係につきましては、福祉事務所内に母子相談員、それから家庭児童相談員1名ずつの嘱託ですが、配置してございます。児童虐待あるいは家庭内のトラブル等についていろんな相談を受けて、それを解決

に向けて仕事をしております。今年度特に県の合庁に今まで児童相談所の分室に1名だったものが3名に増員されたということで、今まで以上に連携をとりながら仕事に当たっているということでございます。

以上です。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 今の母子自立支援員の報酬に鑑みて、母子自立支援員の今業務等はわかりましたが、その成果というか、こういうふうな実績があるよというようなことをちょっとお伺いできなかったようですので、お伺いしたいというふうに思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 母子自立支援員の件でございますが、母子家庭の生活相談あるいは貸し付け相談業務に取り組んでいるということでございます。平成16年度におきましては、相談内容としましては、生活一般が115件、それから児童に関する件数が53件、それから生活援護に関する件数が56件、それから母子寡婦福祉資金に関する件数が62件、計286件というような実績になっております。

以上です。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 名前は自立支援だから、もう少し例えばの話で、生活的ないろんな云々も含めて自立できるような体制をという支援なのかと思ったんですが、今のお話ですと、充てる措置、それから子供のいろんな部分を含めてということで、自立支援という言葉までにはならないという状況で、業務がそういうような状態にしているということで認識していいですか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 いえ、自立支援ですので、

そういう御家庭が自立できるようなということで、この支援員1人だけでは解決できない問題は、例えば福祉事務所にケースワーカーが3名おりますので、それらとの連携あるいは県との連携を保ちながら、自立支援に向けて努力をするということでございます。

24番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番（金 利寛委員） わかりました。

じゃ、次ですが、55ページです。生活保護費の2目の扶助費ですが、生活保護事業費が2億988万4,000円。昨年度より245万4,000円ほど減っているようですが、それにしても生活保護をされている方のいろんな部分の額が半端でないな、大変だなという状況に思うわけですが、何人ぐらいいらっしゃっていて、どういうふうな状況でこういうふうな状況になっているのかなという部分がわかる、傾向性も含めて教えていただければというふうに思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 生活保護に関してでございますが、バブル期から保護率は全国的にも上がっております。これは、特に市部、町村よりも市部において上がる率が高いということでありまして、本市に関しましてもその傾向がございまして、一番直近の数字では今年の2月末でございますが、121世帯で人員が152名という保護の状況になっております。これは、率で申しますと、3.72パーミルでございます。16年度におきましては118世帯、それから151人というふうになってございますので、若干増加の傾向にございます。内容といたしますか、保護を受けられている方の状況につきましては、やはり高齢者あるいは障害を持っておられる方の割合が多いということでありまして、生活保護の目的といたしますか、考え方につきましては、自立をしていただくということで、そのために私たちがいろんな手助けをするという考えでござい

ますが、やはり高齢者あるいは障害者の方についてはなかなかそれが難しいという傾向がございします。働ける方については、就労指導、我々といひますか、ケースワーカーもハローワークに同行したりしてそういうふうに手助けをしておりますが、なかなか自立できないケースが多いという現状でございます。

以上です。

24番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番（金 利寛委員） なかなか自立できない、それから高齢化、それから仕事がないという状態で生活保護等の申請があると思うのですが、今後の傾向をどういうふうに把握していますか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今後の傾向ということでございますが、雇用といたしますか、経済的には上向きだなという、国ではそういう考えを示しておりますが、地元ではなかなか就職の口が少ないというのが現状でございます。したがって、雇用のあっせんといひますか、就労の手助けということがひとつ私たちの仕事として必要だというふうに考えます。先ほど申し上げましたように、高齢者あるいは障害者の方が多いということがございまして、その点に関しましてはなかなか自立への道は難しいなという考えでございします。

24番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番（金 利寛委員） 大変な現状等わかりましたが、それじゃもう一点、戻ります。53ページですが、3目の保育費ですが、児童福祉費で保育費の本年度は5億7,456万9,000円、前年度は5億4,467万5,000円ということで、本年度保育の諸費が上がっています。また、職員の給与が47人で3億4,796万4,000円と、民間との格差がかなりなっているようでありますが、まず1点、この本年度、昨年度より上がった理由、そして民間立も含めて

いろんな部分があったんでしょけれども、今後の動向、そして職員給料、民間との格差が結構あると思うのですが、保育に係る児童の1人当たりの、人件費ばかりじゃないでしょけれども、すべてのいろんな云々すると1人当たり大体どれぐらい1カ月保育されている方に対する金額というのはかかっていますか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 最後の1人当たりの経費については試算してございません。市の市職員、保育士も市職員でございますので、人件費につきましては普通は1歳年をとれば若干上がるというふうな給与のシステムでございます。ちょっと答弁まずいかもかもしれません。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 保育の人件費等も含めてですが、民間立でやると経費等もいろいろな部分で効率的になってスリムになってという前文句で一昨年あたりから進めたわけですね。それにも関わらず保育所費、本年度とそして前年度比べる場合にかなり上がっているわけです。そうすると、言っていることがどうなのかなという疑問に思われる方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うのですが、このところはというふうに思っていますか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 保育所1つを民間立にしたということでございますが、今年度と来年度の経費につきましては、新しく民間立にしたということとはございませんので、予算の流れといいますか、額的にはこういうふうな形でなっているということだろうと思います。今後につきましては、民間立保育所にするという考えのもとに進めていきたいと考えています。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 児童館と児童センターを指定管理者制度を導入しましたが、保育士の数については減っておりませんので、その分が一時的に保育所費の方に回っていったということです。しかし、全体的には臨時職員等が減っていきますけれども、一時的にそういう経過が生ずるということでありませう。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) 市の財政再建中でありまうので、いろんな部分の節約できるところは節約しなくちゃいかなというふうに思ったので、民間立やったその成果というのはちょっと逆になっているのかなというように思いで質問させていただきました。

あと時間ありませんので、じゃいろいろ問題になっている57ページの保健衛生費の夜間休日救急診療所の3,000万の件であります、私の所管でありますので、いろんな部分で話し合いの煮詰まて、医師会等のいろんな連絡があったがゆえにこういうふうな状態についてだと思いますが、もう少し根回しというか、皆さんに事前に全員協議会等にも周知すべきだったのかなというふうに思いますけれども、一昨日の新聞に先ほども話ありましたように人工透析縮小へということで、県立病院から2人の医師が、片方は開業医、片方は山形に帰られるということで少なくなったようであります。

本当に医師不足が、この前もフォーラムをやったようですが、「最上の医療に提言」ということで、新庄はもう本当に医師不足だよという状態で、ですから1次診療、2次診療のその区別、区分け、そして雑多な県立の救急病院のいろんな部分の問題点等があつて、課長がそういうふうな状態にされて言われて、また医師会等の話し合いも合意に見たがゆえに今回の夜間救急診療所開設へ向けてへの話になったと思いますが、今までの話、何回か

皆さんからの話があって疑問になっている点は何なのかというと、この金額でやり得ることができるのかと。1,000万円で備品購入費と、こういうふうになっているわけですが、19年度から始めるに当たって、先ほども午前中いらっしゃったのですが、斎藤委員さんは自分もお医者さんですから、1,000万ではできないんじゃないかというこの懸念を払拭しない限り、やっぱりこの問題点まだ少し残るのかなというふうに思いますので、この点、これから今後詰めなくちゃだめな部分がいっぱいあると思うのですけれども、最低診療というか、救急ですから……この前のフォーラムもそうでした。この問題点は何だと、薬の処方、それから協力の医師不足、それから予想される赤字の負担どうするかという部分が合ったわけですが、ここらのところある程度こうだよという見通しがきかないと合意に至らない部分があるのかなというふうに思いますので、私も立場上いろんな部分であって、県立の中島院長からはやっぱりその部分の分業化しない限りは新庄に医者が来ないよという話もお伺いしていますので、ここをもう一回、今の問題点も含めてこういうふうに解消でき得るよという部分がゆえにこの夜間休日救急診療所を開設したいのだということを言っていただければというふうに思いますが、どうでしょう。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 夜間休日救急診療所、18年度中1年かけて準備を進めて19年度開設というふうな予定でおりますけれども、金額的には工事請負費、要するに施設に関する経費として2,000万、それから備品購入費、要するに医療機器関係を中心にした経費で1,000万というふうにしております。特に備品購入費の方これで大丈夫なのかということでもありますけれども、実際今の時点で何と何を買うので1,000万円ですというものはありません。先日申し上げたとおり、どういうものをそろえるかということについても、医師会を中心にしたお医者

さん方の専門的な検討チームを設けていただいて、その中でこの問題だけではないんですけども、お医者さん方のローテーションの問題だとかいろいろあるんですが、御意見をいただきまして、そのもとに決めたいと思っております。ただ、他の救急診療所の状況からしますと、すべて医療機器を取りそろえてということでありませんし、あくまでも市が設置しようとしている診療所は初期救急診療という考え方ですので、何とかこの額で最低必要な機器はそろえたいと思っております。ただ2,000万と1,000万という振り分けありますので、この中での若干の動きは出てくるのかなとは思っております。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番(金 利寛委員) ぜひ成功して、こういうふうな新聞に書かれている最上エリアで医者不足、医師が県立病院でもう人工透析の患者さんにとっては大いなる負担というか、不安感の材料になるわけです。ですから、そういうような部分の話をきちっとしてもらいたいなという思いで、じゃ最後にですが、1,000万云々で初期的に云々ということですが、初期的には大丈夫だろうという、こういうふうな話し合いは医師会等の話し合いの中でいいだろうという話になったのかどうなのかだけお伺いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 額を医師会と相談して決めたということは全然ございません。ただ、まだ具体的な検討というのは、先ほど言いましたように、実際に参加される先生方から御検討いただくということになります。医師会長をはじめとした一部の先生方との話ではいろいろなものを取りそろえる必要はないというような考え方はいただいております。ですから、額自体はそこからストレートにじゃ1,000万というふうにはなるもんではないので、おおよそ他の診療所の設置状況が

ら、これとこれとこれをそろえればこのぐらいと
というような本当の概算の数字であります。

24番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛君。

24番（金 利寛委員） ぜひそういうふうな定
点化していただいて、最上地域の医療に頑張っ
てもらいたいというふうに思います。

終わります。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

他に質疑ございませんか。

6番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭君。

6番（斎藤義昭委員） まず最初に36ページ、
新庄コンピュータ専門学校運営資金150万円に
ついてなんですが、今学校の内容はどうなってい
るのか。一時入学者が少なくて留学生を大分募
集したことあるんですね。今のあれは定員に対
してどうなのか、また留学生の対応はどうなっ
ているのか、これひとつお聞きしたいと思います。

それから、45ページ、国民年金費なんです
が、この国民年金については未加入、滞納、全
国的な問題になっておるわけですが、新庄市の
状況はどうか、それからこの年金については、
未納した場合、交渉して3年か5年たつと納付
書から切り捨てると、こういうのはちょっと聞
いたことあるんですが、その辺はどうか。結局
そういう制度があって、3年なり5年未納した
場合、それはもう白紙に戻ってゼロになるとい
うような内容なのかどうか、これをひとつお聞
きしたいと思います。

それから、56ページから57ページにわた
ってなんですが、先ほども金委員の方から御発
言がありましたけれども、この3,000万について
はこの市民、

そして医師会、そういった要望、また県立病
院との十分な検討の結果、こういうふうに進ん
できたと思うんです。これは、私は了解します
けれども、もう少しやっぱり金委員さんがおっ
しゃったように、議会の中でももう少し話し合
いの場を広げればよかったなという私は危惧
いたします。

それから、56ページの夜間救急診療業務委託
料、これも全部救急医療にも関連しますが、こ
の新庄市で県立病院に対してどういう例えば協
力といいますか、対応があるのか。例えば県立
病院の維持について、新庄市としてある一定
の分野で金銭的にも含めて協力している内容な
のかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。
先ほども金委員さんの方から腎臓病の透析に
ついて出ました。私も新聞見ました。今の状
況では、週6日制で月曜日から6日までやっ
ているんですね、この診療、透析について。今
度3日になりそうです、医師が2人いなくな
るということで。その辺、だからやっぱり県立
病院のお医者さんは、これは県の公務員条例
によって給料、その他の手当を支給されてお
るわけですが、これ新庄市では給料を上乗せ
して払うのは、これは到底できないと思いま
すが、何か別の形で医師に対して何かサービ
スの面ができるのか、また病院全体に新庄市
の自治体として何かそういうものを上乗せし
てできるのか、そういうものを考えないとい
うと、どうも各県内のみならず、各県でも
そうなんですが、医師確保のために何百万も
何千万も使って走り回っているわけなんです。
新庄市の場合は、県立病院があるおかげで
独自の病院を持たないでやっているわけなん
ですが、この最上郡でも真室川あたりで今年
当初予算が45億か6億で随分大きいなと見
たんですが、MRという医療器具、高額なも
のを入れるような内容になっておりました。
他の県内の各自治体の病院でもこういうふう
にお金を使っているわけなんです。だから新
庄市でも、ああ、県立病院があるからいいや
じゃなくて、やっぱりそういう分を県立病院
の中のお医者さんなり病院全体なりの何ら

かの形で協力体制できるものはしてあげるべきじゃないかと思いますんで、今現在どういう対応をしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、61ページ、最上市町村圏事務組合分担金、エコプラザもがみ費1億9,557万1,000円、これは全部、これじゃなくて広域の負担金についてお伺いするわけなんです、今皆さんの御承知のように、平成12年から15年まで、大体新庄市1,000人ぐらい、最上郡で3,200人ぐらい減っているわけなんですね。四千二、三百人減っているわけだ。その前の平成12年までの5年間では、大体4,000人以上減っているわけなんだ。町村だけで減ったと私は記憶しておりました。そうなりますと、地方のこの経済の停滞にも非常に一番大きい問題なんです、この人口減るということは。で私大体積算してみまして、最上郡の人口大体9万2,000人を最上郡の当初予算、新庄市130億、各町村の当初予算で全部合計しまして、9万2,000人の人口で割りますと、1人43万になるんです、この行政的な経済というものが。そうすると、この5年間で16億ぐらい経済効果落ちているわけなんです、この人口減少したことによって。これは、1億や2億の交付税が多くなったとか少なくなったというような問題じゃなくて、その影響というものははかり知れない経済の停滞を招いておるわけです。

広域の負担は、大体人口割が50%になっているんです。エコプラザ大体40億ぐらいか、その他リサイクルとか含めて60億ぐらい、交流拠点施設は大体40億ぐらいの債務になっておりますけれども、これは新庄市が80%から100%ぐらいの負担の内容になっておりますので、人口の影響は余りないと思いますが、他の50%の負担というものは、このペースで人口が減りますと、この減った分が新庄に随分多く負担になってくるわけです。だから大体パーセントでいきますと、新庄市の人口は3%に最上郡は6%ぐらい減っているわけです。その分が多く減った分は建設費の分母は変わりませんから、何十億と借りた金額は利子を含めて返

済は変わりませんから、人口の減った分、人口減らないとこへこれは負担になってくると思うんですよ。だからその辺をどういうふうに考えておるのか。例えばその人口、6、4とか7、3とかとすれば、当然新庄市もその分軽くなると思いますけれども、ただ人口の減った町村はそれ以上に打撃受けているわけです。だからそれをパーセント変えて新庄市が軽くなるという方向にすることじゃなくて、ただその認識だけ持ってもらいたいと思うんです。というのは、萩野県圃が昭和45年から事務的内容に入って、昭和58年に換地し、終わりました。それが大体正式に480町歩ぐらいだったと思いますけれども、その附帯事業として萩野第2次構造改善事業というものが立ち上がりしました。農機具と建物を半分助成、それからホップもありましたけれども、その当時、農機具と建物に対し、その組合に入った方が13名から15名だと思います、当時。今全部こういう状態の中で農家やめた人も出てきたんです。13名から15名のものは今6名です。そうすると、その現在の建物、これは全部解散した場合、建物とか跡地処理とかでもう100万単位でかかるわけなんです、経費が。15人いたものが6人でこれを負担しなきゃならない今は現状になっておるわけです。これと同じだと思うんです、広域の負担も。だからその辺をたださっきも言ったように、6対4、7対3して新庄市軽くするというじゃなくて、それはそれで正当にいけばそうなるんでしょう。ただ町村の落ち込みというものは、それ以上何倍も大きいわけですから、その辺をしんしゃくして考えなければなりませんけれども、この問題をどういうふうに考えているのか。というのは、この問題こういうものであるなということだけ考えておいてもらわないと、このようにこれからの事業に対してはもうどんどん減っていくわけだから、分母も小さくするような事業をしなきゃならないと思うんです。だからその辺を、これは助役の答弁だと思うんですが、どういうふうな考え持っているのか、これ

お聞きしたいと思います。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 最初に、コンピュータ専門学校
の件でございますけれども、昭和62年に開校して入校する数というの
も余り増えていないというような状況で、今このように補助金で財政支援
をしておりますけれども、平成17年度、昨年度、去年に中国人の在留資格の問題
がございまして、非常に中国人に対しては厳しくなりました。そういうふうな
関係で、今年度の入学生21名いますけれども、その中で中国の人は1名だけ
で、20名は日本人というふうなことでございます。これは、日本人が20名入
学したというのは、平成5年以来だそうです。そういうような状況になってい
ます。ただ、1学年大体その3倍ぐらい、60名ぐらいの在校生がいないと、
経営的には非常に厳しいというふうなお話も伺っておりますので、経営的に
はまだ不安定な状況にあるのかなというふうに考えております。

あと広域の分担金についてですけれども、郡内と新庄市の人口の比率そのものは、
新庄も減っていますけれども、それ以上に郡内の人口が減っていますから、
比率がどんどん人口比は新庄市の方が高まるというふうなことは当然予測を
しております。ただ、そういうふうな中で広域自体の分担金をいかに抑えてい
くかというふうなことをここ何年か取り組んでおりまして、公債費はいかんと
もしがたいわけですが、それ以外の経費について行財政の改革というふうな形
の中で広域にも非常に努力をしていただいているところです。今大体「ゆめりあ」
を入れて42%ぐらいが新庄市の分担金の負担率になっていますけれども、
そういうような部分が人口が変わることによって若干上昇するというふうな予
測をしていますけれども、そうでない部分の努力というのもこの生ごみの堆肥
化というのも当然そういうふうなためにやるわけですね。そういうふうな一面
はそういうふうなこ

とのためにやるわけですが、そういうふうな努力をしながら、なるべく新庄市
の分担金を増やさないというふうな努力も新庄市としてしているかなければ
ならないというふうに考えております。ただ、その公債費の関係上、平成22
年度からはかなり広域の分担金下がります。そういうふうなことも踏まえ
ながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

国分政嗣市民課長 委員長、国分政嗣。

山口吉静委員長 市民課長国分政嗣君。

国分政嗣市民課長 国民年金の保険料の納付の状況についてのお尋ねでござ
いました。1点が新庄市における納付の状況でございますが、社会保険事務
所の毎月の資料がございまして、それによりまして、今年の1月末の納付率
、新庄市の場合は67.9%という数字になっております。これにつきましては
、平成16年度の同月対比では4.1%上昇をしております。ただし、基数の
67.9%という数字そのものが全県的に見ますと、例えば13市の中では下
から2番目ぐらいです。米沢、新庄が低い。60%台ぐらいで低い成績であ
ります。逆に納付率が67.9%ですので、未納率が32.1%と、全国レベル
に近いような未納率になっているという状況でございます。全国的に無年
金者をなくすというふうな目標を持ちまして、所得によりまして免除申請
等を積極的にしていただきたいというふうなことで、社会保険庁、社会保
険事務所努力をされております。

2点目の未納期間のその後の取り扱いというふうなことでございま
すが、受給権に関することになりますので、不確かなお答えは差し控えたい
と思いますので、学生、20歳になった学生について御説明申し上げます
と、学生納付特例制度というふうな制度がございまして、それによって申
請をしていただきますと、納付の特例先送りというふうなケースが認められ
ます。承認されます。その期間は後に満額年金を受けたいと、受けるため
には10年以内に保険料を後で納めていただきます

というふうな制度がございます。それが2年を超えてしまいますと……2年を過ぎるとですね。加算額がついてしまうというふうな学生さんあるいは20歳になった方につきましてはそのような制度がございますので、ぜひ市民課あるいは社会保険事務所の窓口で申請をしていただきたいと、我々も無年金者をなくすためにいろんな方面で努力をしてみたいと思います。

以上です。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 県立病院と地元自治体との関係ということでのお尋ねであります。新庄市として県立病院に何らかの支援という、具体的な形は今行っているものはありません。今回の休日・夜間の診療所設置に関して、地元と県立病院の関係でちょっと県内状況を言いますと、各市に救急診療所がございますが、いろいろなパターンはありますけれども、市立病院を持っていたりなおかつ救急診療所を持っている、設置しているというところが大半です。それで、1次診療所として救急診療所を市で一定程度の患者さんを受け入れる体制をしいて、その上で市立病院で2次も受け持つ。そこでどうしてもだめな場合は県立というふうな形で、県内全体の医療の体制がある程度整いつつはあるんですが、新庄、最上の場合はまだそうっていないということで、県立新庄病院の市に対する一番の要望は、何とか現在の在宅当番医制から定点化という形で診療所を市として抱えてもらえないかというようなことでありました。これは今始まった要望でなく、前からあったわけなんです。が、医師会の御協力も得られる見通しも立ちましたので、今回、今新庄市としてすべきこと、そしてそれをストレートにはつながりませんが、お医者さんの確保、一人でもいいお医者さんがこの地に根づいてくれるよう、そういうふうにつながるようその手立ての一つという位置付けもしているところです。

なお、議会への説明不足という御指摘については反省しております。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 最上広域がスタートした昭和45年には、管内の人口は10万8,000人おりました。それが昨年の国勢調査では9万2,000ということで、当然分担金の問題にはね返ります。最上広域がスタートしたときには、広域の条例に基づく人口割による新庄の負担割合というのは約37ポイントであります。周りの人口が減ったことによって、今はちょっと正確な数字はあれなんです。が、44ポイントぐらいになっていると思います。それをお金に直すということは、すぐ当てはまらないかもしれませんが、周りの人口が減ることによって新庄市の人口の割合の負担が大きくなっているということは、それは新庄市だけでなく周りの町村もそのことは承知しております。要は斎藤委員おっしゃるように、広域全体の予算を町村の実態に合ったように圧縮していくべきでないかということで、3年前からいろんな取り組みもいたしましたし、最上広域の中には財政対策特別委員会を理事会の他に設置して、いろんな改革、圧縮できるものについては圧縮したということであります。

また、さらにせんだっては広域の議会の方にも特別委員会が設置されたということで、新庄市としても大変歓迎できるのではないかなというふうに考えております。そうはいっても、18年度の広域の予算は40億は切ったといっても39億台、それ以下の町村の予算はいっぱいありますので、今こういう三位一体の改革をはじめとしたいろんな大きな動き、うねりの中で町村も広域の改革と一緒にすべきだ。広域事業については、行政界を外して効率化を考えるべきだということで、新庄市の考え、従前の考え方といいますか、最初は新庄市何言ってんのかということだったんですが、最近は町村も新庄市の考え方に理解をしてくれていますので、今後とも町村とも協力できるところは協

力しながらも、広域全体の仕事についても膨らま
ないようにしていきたいというふうに考えておる
ところです。そういう観点から、新庄市としまし
ては、引き続き最上広域との人事交流も継続して
やっていきたいというふうに思っておりますので、
よろしくお願いします。

6 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭君。

6 番（斎藤義昭委員） 健康課長の答弁では、今
の段階で県立病院への対応は何もないんだという
答弁だったと思いますが、県の財政も皆さんも御
承知のように、一時は7,000億近い予算だったんで
す。今年あたり6,000億を切ったというようなこと
で、県の人件費も20%カット、その中給料から直
接10%カットで、人員の削減によって10%と、こ
ういう内容出ておりました。そういう事情の中で、
県としても各県立病院を見ても本当赤字なんです。
どこか1カ所は黒字だったと思いますが、そうい
う状況の中ではやはり公務員のお医者さんの待遇
でも何でもなかなか上げづらいと思うんです。だ
から新庄市でもやはり同じように医師を確保する
ような覚悟でやっぱり県立病院の医師なりそうし
た方々のサービスの面なり何かの面で協力してあ
げればなという私感じするわけです。そして、新
庄の県立病院は行きたいというような内容をつく
り上げないというと、やっぱり今の2人減りで誰
も来ないような状態が続いていく、これは大変だ
なと思います。これは、健康課長の問題じゃなくて
全市挙げて、助役あたりも率先になって考えな
ければならない問題だと思うんです。だからそう
いう点をもう少し改善して、医師が常駐するよう
な、していただけるような内容を市独自でつくっ
ていく必要があるんじゃないかと思うんです。だ
からそういうものをぜひ考えて、前向きに進んで
もらうようにお願いして終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

9 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥委員） 86ページの消防に防災対
策推進事業費等盛られていますけども、今新庄市
の消防団は非常に高齢化になっていますし、そし
て地元に残っている団員がいなくてほとんど兼業
と申しますか、勤めに出ておる団員が多いわけ
でして、火災の場合、市の方ではどういう認識し
ているかわかりませんが、団員の方からその火災
の状況、携帯のメールの方に火災現場とかそうい
うものを望んでいるという声かなりあるんですけ
ども、そういった事業を、そういった認識がまず
あるのか、そしてもしそれに対する事業に取り組
みをなされないのかということをはひとつ伺いた
いと思います。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 火災の状況等につきましては、
今現在消防団におきましては受令機でもって対応
しているところでございます。ただし、ある分団
におきましては携帯のメールを活用いたしまして、
その分団内の責任者のもとにそのメールが送られ
るというような分団もやっているところがござい
ます。市としても確かに携帯用のメールにつつま
しては、火災というふうなことではなくて、大規
模災害等についても非常に効果的なものであると
いうふうな形で認識しております。火災だけとい
うふうなことに限ってしまいますと、一応24時間
のこの入力する方も必要なこととなってきます。
そうした場合に、24時間の勤務体制の中でやらな
きゃならないというふうなことも出てくるわけ
です。ですから、その辺も含めまして今後の、また
それから恐らくメールのアドレスもいろいろと登
録云々というようなことも出てきますので、そう
いったセキュリティー関係も当然そこには発生し
てきますので、そういったことも含めまして研究
させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

9 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥委員） いろんな面で大変難しいというような認識で、できればやりたいというような前向きのお考えですね。今IT化とか、やっぱり情報化を共有しないと、例えば火災になって受令機もってその積載車とともに行くんですけども、やはり団員の気持ちとして、やはり火事になって積載車に乗れば少々遠くてもやはり現場に行きたくなるんです、使命感と申しますか。そうした場合に、やはり逆に肝心のそういったものが、例えば広域の消防車なり、肝心の一般の車両も今度通る場合の道路の条件であるわけですけども、逆にそれが消防団が余り行き過ぎて、そういったもので消火活動がスムーズにできなくなるよという問題も含んでいると思うんです。だからそういった意味で、やはりメール発信していただければ、ああ、自分とこの管轄じゃなくて行く必要ないんだなといった場合に、かえってそういった消火活動もスムーズにいく場合もあるでしょうし、やはり受令機しているところの今ある分団でそうやっているというところの方々に逆に聞くそうなんです。そうすると、いざ火災になって消防ポンプ積むときにいろんな電話して、逆にスムーズに発進もできないというようなことで、これやはり団員の方に全部そういったもの、登録の問題もあると言いますけども、そういったものをやはり取り入れて、確かに24時間体制難しいという問題あるでしょうけども、そういった難しい問題をやはり何とか今の団員の気持ちに沿ったようにやはりしていくのも一つの市民を守るという、消防の観点においては非常に大事なことだと思いますので、ぜひそういったことで前向きに検討するということは素直に私は聞き取りますけども、そういったことでひとつぜひ防災対策事業費という中でそういったものも組んでいただきたいなと思います。

次、70ページの農林水産のバイオマス利用事業についてお尋ねしたいと思います。ここの概要事業の中にもエタノール製造は平成16年、17年度に行ってきましたが、その成果をもとに市内の実証

プラント建設に向けた取り組みを行いますというようなことあります。新庄市取り組んでいるE3の燃料は、かなり全国的にも話題になって、新庄市の取り組みの発進には大変PRにはなって、先進的なことで発進していることは大変うれしいことだと思いますけども、これまでの投資金額は幾らぐらい使ったのかと。もしそのプラント建設は、採算性の見通しと、もしやる場合、これは市でやるのか、民間でやるのか、そして運営はどこにやるのかという見通しを、その辺をお尋ねしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 バイオマス関連の投資額の合計であります。去年はE3関係は400万でございました。その前が600……ちょっと不確かですが、今年が480万でありますので、約1,500万ぐらいの事業費をこれまで使わせていただいたということでもあります。それから、プラントの件であります。今まで3年間やってきまして、いろんな実証あるいは利活用の取り組みを行ってまいりましたが、主にソルガムからエタノールを製造すると。そればかりじゃなくて、やっぱりこの地域に一般的に存在するいろんな農業生産物あるいは廃棄物、そういったことを含めまして、どんな資源があるのかということも実証試験の中でテーマとしてやってまいりました。そういった実績を踏まえまして、この地域にプラントを設置するにはどの程度の規模で、こういった事業主体がどのぐらいの金額で、あるいはその後こういった運用、ランニングを行うのかということも含めて、18年度にそういった調査研究を行いまして、市の向かうべき方向性をこの予算を使わせていただいて一つのストーリーにしていきたいというようなことでこの予算を組ませていただきました。したがいまして、今お尋ねありましたいろんな課題については、この調査事業の中で一つ一つ方向性を見出していききたいというふうに考えます。

9 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥委員） 今年度のいろんなものの中で今後の方針を決めるというようなお答えですけども、沖縄ではもうこの沖縄のかなり進んでいるわけです。沖縄の伊江島、宮古島、伊江島というところアサヒビールがエタノール製造をやっていますし、サトウキビをやっているんでしょうけども、サトウキビを材料で、砂糖は国の調整範囲に入っていますけども、エタノールのことによって砂糖の値段が逆に上がったみたいなことも聞いていますし、沖縄は県が主導していろいろやっていますけども、山形県では県の指導は私はないと思います。あくまでも市単独のそういったものの市が主導となってやはり進めるというんですけども、県との関わりはどのようになっているんでしょうか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 今全国の事例を沖縄の例で御紹介いただきましたが、これまで、そして現在実践した地域は全国で7カ所でございます。北海道の帯広、それから新潟県、これは米です。それから、今言った北海道は麦、トウモロコシ、それから大阪の方では建築廃材、それから岡山県ではこれも建築木材の廃材、今御紹介ありました宮古島はサトウキビ、それから伊江島もサトウキビです。全国的な例では、市町村単独でやっているというのは新庄だけです。あとは県とか国とか大企業とかそういった大きな組織が加わっています。したがって、今後の事業の展開は、1つの小さな自治体だけではなくて、いろんな企業とか県とか、できれば国とか、あとはNEDOとか、そういった大規模なスケールアップした取り組み主体を方向性をそういった方向に持っていきたいというふうに考えています。県との関わり合いは、新庄がいろんなバイオマス関係でやったことのおかげと、いいですか、そういったきっかけで、最上地域は

バイオマスバレー構想というようにバイオマスの方向性が相当見えてきておりますので、県とのそういった関わり合い、取り組みをもう少し組織化しながら、県とタイアップしながら進めてまいりたいというふうに考えています。

9 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。

山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥委員） わかりました。県、国にやはりやらないと、じゃE3を使って公用車も今回は増やすと、17年度は公用車、県のモニターも入れて11台、18年度は21台と。E3燃料が1万4,100リッターですか、これの経費はどのぐらいなんでしょうか。あともう一点、これ聞きますけども、18年度やってみて、これ採算性が合わない、新庄には企業も何も来ないといった場合は、これはやはり財政難も財政再建含めてやめるというような方向付けはできるんでしょうか、できないんでしょうか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 この1万4,100リッターのうち、県の公用車3台分、3,300リッター分は県でこの経費は持ちます。したがって、市で持ちますのは、市の公用車分、それからモニター車分の1万800リットル分でございます。それに要する経費がこの予算書の中の説明欄でいいますと、エタノール保管業務委託料、それからその委託料の中のお金で照光石油さんから御協力いただいておりますので、その委託料、それから二重課税と言われる分の、二重課税とは厳密に言いませんけども、通称言われている揮発油税の分、それから取り扱い手数料ということで計上させていただいております。

それから、どうしても国、県の協力が得られなかった場合ということでありますが、得られるようにそういったストーリー、今後の新庄市としての展開方向、そういったものをきちんとつくって、協力を得られるように働きかけていきたいという

ふうに考えています。

9 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。
山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥委員） このエタノールの保管は新庄だけなわけなんですね。例えば極端なことを言いますと、銀座に車を走らせて、E3、環境に優しい新庄市というようなデモンストレーションをやりたいなと例えばいった場合に、その他の地域ではスタンドがないわけで、当然持っていくことも、積んでいけばいいんでしょうけども、そういったこともなかなか無理なような気がするんです。そういつて今18年度は県も例えば民間の業者も入れてつくりたいというんですけども、この地元ではエタノールつくる規模が少ないんじゃないですか。例えば農家がそういったもの作付やってくれるというようなことがまだ見えない段階ではないんですか。その辺、もうここでプラントをつくるには、やっぱりそういう材料、原料を集めて、そこで絞ってそこで製品化するというまでいかなないと所期の目的達しないような気がしますけども、そういった作付してくれるめど、目安というのはどのようにお考えになっているんでしょうか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 新庄最上地域でどの程度の車を走らせるかという一つの目標点といいますか、そこら辺によって内容が変わってくるのかなと。したがって、新庄市、最上郡である何万台といいますか、例えば新庄市の自動車2万台あるとすれば、1割から2割を走らせるということであれば、今ずっと試算しますと日糧100リットルから200リットルぐらいのエタノールを生産すれば何とか走らせられる。最上郡全体で2割となると、やっぱり400リットルとか500リットルと、そういった規模の施設になろうかと思います。そういったソルガムあるいは農業用廃棄物、あるいは工業用のシロップとかいろんな排投水とか、そういったものも材料になろうかと思うので、そこまで含めま

すとこの地域での生産は可能になります。ただ、ソルガムを植えると、すぐそばに工場がないとできないということでもありますので、そういった立地できる地域というか、そのエリアというのは非常に限定されますけども、いかに輪をどの程度の規模にとるかによって、この地域に合ったものになるか、スケールがこの地域からはみ出てしまうのかということのいろいろ想定規模といいますか、それによって変わってきますので、この地域の可能なスケールの中でやるのが妥当かなというふうに考えます。

9 番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。
山口吉静委員長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥委員） バイオマスは、時代の先端をいっているわけですけども、投資をした分には生産性といいますか、きちっとなるようにやはり慎重に、そしてぜひ私も成功させたいと思うんですけども、その辺の見極め方をきちっと精査しながら、ひとつ進めていってもらいたいと思います。

終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番（石田千與三委員） 48ページ、3款1項6目の敬老会事業委託料、それから4款1項7目、P59、60、斎場管理運営事業費、71ページなナラ枯れ被害、それから75ページの7款1項3目の新庄まつりの囃子備品整備事業補助金、それから10款の3項1目、91ページです。中学校の管理運営事業費、101ページ、10款4項9目の雪の里情報館の事業費、102ページ、10款4項11目の体育指導委員報酬、102ページ、10款4項11目の体協運営補助金、103ページ、市民スキー場の索道技術、59ページ、60の4款1項7目、あれは斎場申しましたよね。これを少しずつお聞きしたいと思います。新庄市の各地区で、これまで敬老会の事業をいろいろと展開してきたかと思いますが、今回130

万というふうな事業費が計上されておりますけども、残念ながら沼田学区の場合は婦人会が連合会から脱退してしまったと。理由は、自分たちの婦人会で納めるいわゆる上納金のような連合会に納める額の負担金が計上できないということから、残念ながら離脱をせざるを得ない。それで、敬老会の事業もできなくなりました、非常に残念がっております。これの委託料についてはどのようなになっているのか。

それから、斎場の管理運営事業費、これについては斎場の管理全般にわたって、例えば前にこちらの市がやっておったときには、範囲を決めて除草したとか、そういった管理の仕方をやったということがありましたので、今後どういうふうになるのか。

それから、ナラ枯れ被害については、いろいろと予防とかとっておられると思うんですけども、現段階でこれが波及をしないような対策はどのようにされておるのか。

それから、新庄まつりの囃子、SL庫フェスティバル実行委員会の中でチェレンコまつりというお祭りをやってまちの活性化につなげるためにまちおこしをやっているわけですけども、その中で囃子のテープをお店から購入しまして、それを使用していると。ところが、囃子連盟の方では著作権の問題があるから勝手に使ってはいけないとか、そんなことを話をしておるんですが、その著作権というのが実際にあるのかどうか。

それから、中学校の管理事業、運営事業の中で、これは予算の中に計上されているのかいないのかわかりませんのでお聞きします。新中のライト側の防球フェンスネットの支柱が隣接の屋根の雪で倒れています。これが毎年繰り返されている状況にありますので、今までどのようにされてきたのか、今年はどうされるのか。

雪の里情報館については、三、四年前に市民の要望から駐車場の拡張をとということで予算をつけられたんですけども、残念ながら議会の理解が得

られないということで否決されたということがあったんですけども、今後19年に向けて指定管理者へ移行されるわけですけども、そういった整備についてはどうお考えなのか。また、現在当初計画にあった地下水を汲み上げるポンプの汲み上げの設備が地下に埋設されているんでなくて、一応露出されているところにふたをしていると、その中が水浸しになっていて機械は本当に使えるかどうかというのが不安なんですけども、職員の方へ聞くと、これは前々から、当初からですけども、排水のための穴が詰まっていて排水ができないんだということで水浸しの状況にありますので、その辺はどのように今後されるのか。施設の指定管理者ということもございますので、どのような状態でお渡しするか。

それから、体育指導員の報酬が計上されております。現在16名、17名ですか。今スポーツ21、にこにこスポーツクラブというのがこの間立ち上がりました。体育指導委員としての役割というものがいま一つ明確でないという委員の中の声がありますので、21の関係とか、いろいろ新庄市としてどのように位置付けられているか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、体協の運営補助金、かつて国体が開催された時期に選手の強化資金積み立てということがあったらしいんですが、その中でいつの間にかその積み立ての額が目減りをしたと、どこに使われたのかということがわからなかったんですけども、ある方の話ではいつの間にか新庄市の補助金がカット、カットということになって、つまり職員に支払われる報酬、月給というんでしょうか、そういうものにいつか変わっていったんじゃないかというお話があったんですけど、その真相を。今後そういうことがあるといけないので、その補助金についてはどのようにお考えなのか。

それから、市民スキー場の索道技術の関係で手当がなされておりますけども、索道技術を持っている方がもしかして運悪く病気とかそういうこと

になった場合にかわりの方がおられるのかどうか、その辺も含めてお聞きします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時07分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 敬老会事業についてですが、敬老会事業につきましては、社会福祉協議会に委託をして実施をしていただいているということであります。来年度の予算については130万円、今年度と同様でございます。先ほどの沼田学区の全体でできなくなったということですが、新庄学区でも全体での敬老会はできないと、昨年度からそういうお話がございました。しかしながら、各町内で小さいというか、そのお年寄りの町内で敬老会を実施した、新しく敬老会を行い、それに対して補助を行ったという地区が7カ所新しく出てまいりました。したがって、敬老会に参加される人数も少なくなってきました。敬老会の持ち方というものもこれから検討を要する事項ではないかなという感じもいたします。全体大きい単位での敬老会は少なくなったということですが、お年寄りにとっては地元の町内からお祝いをしていただくというのは、またよろうかなというふうな評価をしておるところであります。

以上です。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 火葬場の敷地内の管理でありますけれども、これまで範囲を決めてやってきたところでございますけれども、指定管理者というふうなことで敷地内を全面的に植栽管理をしていくとい

うふうなこととしております。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 ナラ枯れであります。先ほど申し上げましたようにカシノナガキクイムシという虫が中に入りましてということで、この害虫というか、そういったものを運ぶ媒介がその虫にありますので、虫は相当飛びます。松枯れと同じように、松枯れはカミキリムシでした。その虫がばい菌を持ってずっと飛びますので、松枯れと同じく完全にその虫を一匹残らず殺さなければ被害の防止はできません。したがって、広がりを抑えるには一匹残らず殺さなきゃならなくなりますので、そういったことは相当困難であります。したがって、広がるスピードを鈍らせることはできませんけれども、完全に拡大をそこでストップさせるということは、今の状況では困難かなというふうな県の見解もありますし、実際そういうふうにして徐々に広がってきております。ただ、広がる時期が6月ごろでありますので、飛ぶ時期が6月ごろでありますので、その時期に初期に、しかも広がる、発生した地域がピンポイントであれば、そのところを集中的に防除すれば被害の拡大は一定程度食い止められるのではないかなというふうに期待しています。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

山口吉静委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 57ページ、囃子の備品の補助金でございます。中身については、囃子の備品、太鼓の補修とか、小太鼓を購入するとか、そういうために我々の方で補助金を出しているわけでございます。今回は、太鼓の補修で福田囃子若連でございます。ただ、御質問の内容は、囃子に著作権があるのかという質問でございます。それで、この新庄まつりは250年前から始まったということもございますし、またこの囃子は京都の流れを酌んでいるというようなこともございます。また、譜面がないという特徴もございます。そういうよ

うなことで、我々は著作権というものはないというふうに思っています。その中で、ちょっと著作権法というのがございます。この中の51条に、著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作、つくった時点から著作者の死後、死亡です。50年までというようなこともございますので、こういうことを踏まえればやはり新庄まつりの囃子、あとは各町内ごと囃子が違うわけでございますので、そういうことでは著作権というのは存在しないというふうに思っています。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 新庄中学校のグラウンドの防球ネットの支柱の件でございますけれども、この修理に係る予算というのは、この中学校管理運営事業費の中には置いてございません。私も現地を確認しておりますけれども、今グラウンド西側の民家からの屋根雪の落下によるものと思われていますが、それによって防球ネット、冬分はネットは外して支柱だけにしておるんですが、その単管パイプの簡易なものなんですが、その支柱が若干押されているという状況があるようでございます。これにつきましては、学校側ともいろいろ話をしておりますが、単管パイプというふうなことで、それも曲がりぐあいが軽度だということで、今度の春につきましてはこれは手作業で修理できるのではないかというふうなことで予想をしているところで。ここ最近につきましては、2年間ほどこういった被害というのはございませんでした。今年度のみのようでございます。ふだんから学校グラウンド敷地に隣接している民家でございます。野球部が練習をするといったときに、ちょうどライト側のフェールゾーンになりますが、そこに随分部活動の中でもボールを当てたりして迷惑もおかけしているというふうな状況もあるようでございます。したがって、できるだけこちら側でできる場所は修理、簡単な修理で済むようであればそういうふうにとりかかっているところでは

ございます。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

山口吉静委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 雪の里情報館の指定管理に向けた整備というふうなことになるかと思うんですけども、私の方の生涯学習課につきましては、18年度中にわくわく新庄、19年度に市民文化会館、それから20年度に雪の里情報館というふうなことを考えております。それに向けて、今御指摘のあった点なんですけれども、駐車場の整備につきましては、前の一般質問でもお答えしているんですけども、現在20台というふうなことで非常に台数は不足しているわけでございますけれども、近隣に文化会館というふうな施設もございますので、そこの有効活用を図って、従来どおりの使用でもこれから対応するしかないのかなというふうに考えております。さらに、駐車場を増やすというふうな話も当時あったんですけども、玄関先の雪の結晶の部分になるんですけども、あそこは施設景観の一つだというふうな位置付けですので、そこもそのように対応したいというふうに考えています。

最後に、水浸しがあるというふうなことでございますので、恐らく排水溝の詰まりだと思うんですけども、現場確認再度いたしまして、一応修繕料というふうなことで緊急修繕もついておりますので、そこらで対応したいというふうに考えています。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 委員長、黒坂光悦。

山口吉静委員長 生涯スポーツ課長黒坂光悦君。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 体育指導員とスポーツ21との関わりというふうなことでございますが、おかげさまをもちまして2年間の準備期間を経まして、去る2月18日に正式に新庄21スポーツクラブが誕生いたしました。このスポーツクラブにつきましては、多種目、多世代、多趣向というふうなことをキーワードにして、広く誰でも参加できるスポーツクラブというふうなことで設立してご

ざいます。このクラブに対して体育指導員どんな関わりをするのかというふうなことでございますが、新年度からスタートするわけでございますけれども、いろんな教室もございますし、また体力測定等々ございます。そんな中で、当然のことながら、体育指導員協議会の方にも協力支援要請があるものというふうに思っております。

次に、体協の運営費の補助金でございますが、今年度も488万4,000円というものを計上させていただいております。体協の年度予算にしますと、75%が市の補助金というふうなことでございます。先ほど委員が過去に強化基金を取り崩して人件費に当てたというふうなことなんでしょうけれども、確かにそういうことを聞いてございます。今後の問題になりますけれども、現在これを急に上げて対応するということはできませんので、現在事務局に2人の臨時職員がおります。この方々の賃金としまして12万三千何がしというものでございますが、今後は例えばスポーツ施設の指定管理者なども視野に入れて、できるだけ独自財源を得るような方策も考えていかなければならないのは当然であろうというふうに思います。

最後に、索道技術管理者の件でございますが、委員おっしゃるとおり今1名しかおりません。したがって、私が今年度着任しましてから、1人どうだろうかということで、3年間ぐらいかかるんですが、そういったことも視野に入れながらやってまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。
山口吉静委員長 石田千與三君。

19番（石田千與三委員） 福祉事務所の所長の答弁の中で、最初の言葉聞き漏らしました。どちらか、どなたかやっているという話がちょっと、最初の文言がちょっと聞き落としましたので。つまり敬老会の委託というか、委嘱というか、対象と内訳をというふうに私お聞きしたんですけども、

どこにそのお金をお上げするのかということの内訳と対象。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 社会福祉協議会への委託ということであります。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番（石田千與三委員） そうすると、社会福祉協議会ではどこかへさらにこれをまた何かするという、委託するというか、お願いするというか、社会福祉協議会独自で新庄市全域を敬老会を一手引き受けというわけじゃないでしょうか、どういうふうになるのか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 例えば平成17年度において敬老会を実施した箇所が、地区といいますか、箇所といいますか、22ございます。130万円の委託料がございますので、その実施した町内会あるいは婦人部という形で実施しておりますが、出席者割とかあるいは経費がそれぞれ異なっておりますので、その経費割とかで配分するという形でやっております。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番（石田千與三委員） 例えば自分今北町という地区におりますけれども、その例えば婦人会ができないので若連がやりたいというときは、若連が手を挙げて社会福祉協議会の方に手を挙げるんでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 そうです。今回も市報で広報いたしました。その結果、新しく先ほど申し上げましたように7つの地区が応募されてきたということでございますので、委員おっしゃるとおりでよろしいかと思います。

1 9 番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。
山口吉静委員長 石田千與三君。

1 9 番（石田千與三委員） ナラ枯れのいわゆる虫、
媒介する虫、ちょっと私勉強不足で、松くい虫は
わかりますけども、ナラ枯れについてはちょっと
勉強不足なものですから、どんな虫なのでしょう。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 私も見ただけではありませんが、
体長5ミリの小さな羽のついた虫、これが飛んで、
木に穴をあけ……

1 9 番（石田千與三委員） 飛んで、それはわかり
ました。わかりました、いいです、あと。

終わります。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） 70ページ、13目堆肥製造
施設整備事業費、生活環境影響調査計画書作成業
務委託料、生活環境調査業務委託料というふうな
項目ありますけれども、これはどういうことを調
査するためにどこに発注するものかというふうな
ことをお伺いします。

それと、先ほど小嶋委員が新エネルギー開発と
いうふうなことでバイオマス、ページ数は同じで
す。バイオマス利活用の新エネルギー開発という
ふうなことでエタノールについて質問ありまし
たけれども、この基本方針策定調査事務委託料315
万、これはどちらの機関に委託するものか、まず
お伺いいたします。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 70ページの生活環境影響調査
計画書作成業務委託料であります、その堆肥製
造プラントを建設して廃棄物処理を行うに当たっ
て、その及ぼすであろう例えば環境にどのような
影響が出るのかということ、これを第三者機関、いわ
ゆるコンサルにその評価を検討していただいて、影
響があるのかないのかを判定していただくという

ことで、それはそういう認可を得ている企業とい
いますか、コンサルに委託する予定です。どうい
う調査かといいますと、悪臭とか大気汚染、それ
から水質汚濁、振動、騒音など6項目にわたりま
して調査を行いまして、その影響度合いの判定を
行うということでもあります。それから、エタノー
ルの基本方針をどこに委託するのかということど
ありますが、玉川大学に委託する予定であります。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） まず、玉川大学に委託す
るというふうなことでありますけれども、バイオ
マスセンターは当初早稲田大学との協定を結んで
新庄市といわゆる新エネルギー開発というふうな
ことで取り組みを始めたわけでしたけれども、こ
れがあそこの主任教授というか、個人的なところ
で結びついたがために大友教授が早稲田大学との
兼任教授の職を失ったというふうなことを機に、
早稲田大学というふうなものとの協定というふう
なもの、これがなくなりました。新たに玉川大学とい
うふうなことになったわけですが、これ個人
との結びつきによる交友関係というか、協定関
係にならないように、例えば大学の研究室という
ふうなそういうふうなものとの連携というふうな
ものをきちっと図っていかなければならないので
はないかというふうに思うのですが、いかがでし
ょうか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 仰せのとおり、個人的なつな
がりじゃなくて、ちゃんとした学術研究機関への
委託となるようにこれまでもしていますし、今後
もそのように公的な機関としての委託になるよう
に努めてまいります。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） なぜかといいますと、大
友教授も間もなく退官するとかというふうなこと

になれば、その関係が崩れるやもしれないというふうなことを危惧してのことです。いわゆるバイオマス活用の堆肥製造に関してでございますけれども、農林課の方は着々とそういうふうな施設を建てた場合の条件整備というふうなことにまで計画が及んで実施段階に入っているわけですが、環境課の方ですけれども、ページ数ちょっと、ページ数じゃなくて姿勢というふうなことでお尋ねします。19年度からの家庭系生ごみの全量収集というふうなことです。前にもちょっとそういう話したんですけど、18年度からそれこそ各町内に説明に入らなければならないと思うんです。環境課の職員だけだと大変だというようなそんな感じもしますし、全庁的な理解のもとに進めなければならないわけです。主要事業の概要にも計画のつておりますけれども、スタートはいつころからするのか、新年度早々始まるのか、そのことについて伺います。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 遠藤委員の言われるように、本当に大変な事業であるというふうに認識しております。生ごみの分別につきましてもごみの分別が大きく変わるわけですので、これらについて市民の理解を求めていくというふうなことで、全町内、そしてアパート、マンション経営者等も含めまして、また来日外国人もいらっしゃいますので、それぞれやっていきたいと。それでもってごみの減量化はもちろんでございますけれども、それらに安心、安全な食品を提供していくというふうなことでのまたその材料となるというふうなことも訴えながら、またこれまで実証事業をやってきた方々と、そしてそうでない方との今懇談会も開いております。でもってその実証してきた方々から体験的なこともお話できるような形で、説明会にボランティア等でもって出席できるような形で、今座談会を開きながら、そういったことも含めてお願いしているところでございます。

以上でございます。

11番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

11番（遠藤敏信委員） それから、戻りまして堆肥製造についてですけど、3月の3日、4日に台所と農業をつなぐ全国集会 in とちぎというふうな集会がございまして、宇都宮に隣接する高根沢町というところに行ってきました。ここは、町を挙げて生ごみを全量堆肥化して農地に還元するというシステムをとっておったんです。新庄の場合、中部牧場跡地を予定しているというふうなことで、もちろん臭気とかそういうふうなものを外部に漏らしていいわけではないんですけども、風向きによってはにおいが風下に流れていくというふうなことで、場合によっちゃ苦情が出るかもしれません。ところが、高根沢町というふうな堆肥製造工場、工場というか大きな施設でした。雪国では、到底ああいうふうなものは建てられないだろうと、雪が降らないところだからこそそういうふうなものが稼働できるんじゃないかというふうなことを思ってきたわけでしたけれども、平場の周辺、町の近く、田んぼのど真ん中に建っていると、あえて周辺部に寄せないで、町の真ん中に寄せてシンボル化しているというふうな施設でしたけれども、においをそこから一切出さないというふうな曝気対策、当然コストがかかっているんですけども、そんなことをやっておりました。進んでいるなというふうなことを思ってきました。農林課からも1人、環境課からも1人、一緒に行ったのでその辺わかっていいるかと思いますが、そういうふうな参考例をいい意味で指針に加えていただきたいと思います。

あとかなり枝葉になりますけれども、88ページ、新庄市通学者輸送手段確保対策、通学バス運行業務委託料544万5,000円とあります。これにつきましては、先般新たに18年度から角沢のスクールバスの分も含めての費用だというふうなことですけども、実はここでお願いというか要望があるん

です。この費用の中で、例えばスクールバスというのが分校区の児童に対しての配慮というふうな説明あったのですけれども、実は二ツ屋地区の要望だったんです。17年度は、柏木山のスクールバスを柏木山地区の人たちの配慮、新庄市の教育委員会の配慮で乗せていただくことができました。その辺については、大変感謝もしておりました。これについてでございますけれども、15年度、16年度については路線バスが舟形町から出ているのがあるというふうなことで、その前1年、スクールバスに乗っておったのが乗れなくなったというふうなことがあって、2年間路線バス利用であったわけです。今年度についての冬については利用させていただいたんですけれども、これを18年度においても利用させてもらえないかというふうなことであります。これについていかがでしょうか。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 柏木山地区を回っているスクールバスに二ツ屋の児童を乗車させるというふうなことで、これは柏木山地区の対策協議会の方たち、それから利用している人全員と色々な話し合いの場を持ちながら、17年度二ツ屋地区の子供さんも乗せましょうということになりました。その際に、これは17年度のみでの対応ではなくて、それ以降も含めてそういうふうにしていきましようというふうなことで話し合いをしておりますので、18年度以降につきましても17年度と同様の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） これは、冬期だけというふうなことですか。実は18年度、柏木山の児童が15名です。二ツ屋の児童が13名です。計28名。スクールバスの定員が座席数が28名、充当するわけです。新たな予算措置を講ずる必要がないのです。柏木山から来るバスを二ツ屋で待っている子供た

ちを乗せていけば済むことなんです。でない場合は、バス待ちの子供たちを置いてスクールバスが行くんです。だからこの辺の対応なんです。バス代というふうなことでは、子供を持つ家庭でも助かるわけ。新庄市としても1,250円掛ける子供の数掛ける11カ月というふうなことで、大きな額ではないんですけども、入るんです。ただ山交には入らないと、ただこれだけのことなんですけれども、最近通学路の安全確保というふうなことが盛んに言われている中で、こういう配慮はできないものかというふうなことをお尋ねいたします。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

山口吉静委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 二ツ屋地区の子供たちを乗せてもらいたいというふうなことで区長さんからお話があった際、子供たちがこれまでは路線バスを利用しておったわけです、舟形から出てくるバスです。これに停留所に子供たちが集まってバスを待つわけですけども、冬期間非常に停留所のところ、雪がいつぱいたまって、除雪された雪だと思えますけど、たまって、非常にそこで待つのが危険だということで柏木山のスクールバス、もし席に余裕があるのなら利用させていただけないかという、そういう話でございました。したがって、そういうことを柏木山地区の方からも御理解をいただいて、冬期間これを利用するというふうなことで合意をしているということでございます。バスに余裕があるのだから、夏分もというふうなことかなというふうに思いますが、他との均衡もあります。あと遠隔地からの通学のことにつきましては、先日も申し上げましたけども、市全体的に考えられないといけないことなのかなというふうに思っております。したがって、安全通学プラン検討委員会の中で、そういったことについてできるだけ早く結論を出して、対応もできるだけ早くしていければというふうに考えているところであります。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） ありがたかったというふうなことをもとは、さらに言っているわけですが、ただ新たな路線を設けてほしいというふうなことではなくて、通り道だと、ついでだというふうなことで費用負担は何もかからないと、逆に入るんだと、幾ばくかですけれども、そういうふうなことを考えた場合、事業主体の市としてはそれはできないんでしょうか。

奥山芳彦教育次長 委員長、奥山芳彦。

山口吉静委員長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 ただいま遠藤委員のおっしゃる御要望というのは、確かにさっき学校教育課長が申し上げたとおり、昨年度要望来たときには冬期間、山交の路線バスのバス停の問題もあって、柏木山地区の方との話し合いで認めた。ただ、現実には舟形始発の山交のバスが走っております。遠藤委員のおっしゃるとおり余裕がありますから、それは話し合いの拡大として児童を乗せてくるというふうなことは可能だとは思いますが、たとえば子供たちの分であってもその分の山交の収入が増えた分、教育委員会サイドでございませぬが、路線バスの補助金として山交の方に負担金を出しているという実情にあります。その状況がまたさらに大きくなれば、あの路線バスも全廃というふうなことになる、その影響は二ツ屋地区の子供たちだけの問題でないという大きな問題も生じてまいりますので、その辺のところはさらに単純にここでただ余裕があるからオーケーだというふうな返事もできないというふうなところもちょうと御理解いただきたいと思います。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） 今路線バス維持補助金というふうな話が出ましたので、36ページの地方バス路線維持補助金というふうなものが850万出ていますが、これの路線というか、36ページの19節負担金補助及び交付金というふうなことで地

方バス路線維持補助金850万とあります。それは、どの路線、何路線に対してどういうふうな形で出るといえるのか、お伺いします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 路線につきましては、新庄あるいは駅あるいは県立病院から出ているバスで、土内、羽根沢、堀之内、舟形、肘折の5路線が18年度の補助金の対象になります。今年度、17年度につきましては、それにプラス清水と沼ノ台の路線がございましたけれども、それは18年の4月から全廃になります。これは、そこにかかる運行費用、コストがありまして、その収入というか、いわゆる乗車する料金を差し引いた額が赤字になりますけれども、その赤字の額を県と市で負担すると、補てんをするというふうな内容でございまして、ちなみに来年度ですと、その今問題になっております舟形県立病院線については、市としては約80万ぐらいの欠損を見て補助金として支出する予定をしております。

1 1 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信委員） またもとに戻りますけれども、二ツ屋の子供は13人山交のバスに乗らなくなったことによって補助する額が増えるというふうなことはちょっと合点がいかないんですけど、しかも例えば舟形発ですから、二ツ屋で乗る分にはすいているわけです。鳥越回ってきて日新小学校前でおりるときにはいっぱいなんです。冬なんか着込んでいるからこもこ状態でおりてくるという、だからかつて15年ほど前に鳥越地区は二ツ屋寄りを除いてはバス通ではなかったのです。人数を確保しなきゃならないというふうなことで、鳥越の並木というところまで乗ってもらわなきゃ困ると、みんな乗らなきゃならないというふうなことでバスを回してもらおうという経過があります。今でこそバスは必要だというふうなことでしたけれども、当時は歩かせた方がよかったというふう

な保護者もいたんですが、でもバスが回ってこないようなことは困ると、みんなして乗らねばならないやというふうなことで来た経過があるのよ。だからこれは、バスというのは営業ですから、バス会社としては利益の上がないところにはバス回さないわと言われるとこれは困ると、足のない人には困るというふうなことなんですけれども、850万円という額というのは大きいわけだ。だからその辺、補助金やって回してもらうのか、あるいは自前で何とかできるものというふうなコスト比較なんかもやってみて考えていただきたいというふうなことで、二ツ屋の件については路線バスがあるということに納めないで、検討していただきたいなということをお願いいたします。

もう一つ、あと庁舎前のわきに足場を組んで、ページなし。済みませんがちょっとだけ、ちょっと関係、ページ数なし。足場組んで何かペンキを塗ろうというようなことをしていますが、ああ、なるほどなと思ったんですが、3月年度末、しかも場合によっては雪あるかもしれない、この状態の中で普通はそういう仕事しないわけだ。来年も例えばゆとりあるからやるのか知らないけども、来年も例えばそういう駆け込み的な工事をするような予算がどこかに組まれているのでしょうかというふうなことをお伺いします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今回工事しております内容につきましては、駆け込みということではなくて補正予算で計上したものでもございません。事業する機会というか、そういうようなものが今になったというだけのことをごさいますして、駆け込みで予算が余っているから何かをしようというようなものは今は認めていませんし、そういうようなものはないというふうにごさいます。

11番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信君。

11番（遠藤敏信委員） ペンキ塗りなどというも

のは、暑さ過ぎて初秋とか、そういうふうなときにやるんだと思うんです。ただ霧よけのトタンなんか見ると、やっぱり穴あいたりさびたりして大変なわけ。冬前にやったらよかったべなと。決算についてごめんなさい。ただ、この次、これからやろうとする場合は早目の方がいいんじゃないかというふうなことをごさいますして。

以上です。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 今年度の予算でやる事業ですけれども、ペンキ塗りではなくて破風というか屋根、軒先みたいのごさいますよね。あれがぼろぼろなものですから、そこを改修するというふうな工事で、ペンキを塗るというようなものではありません。

山口吉静委員長 他に質疑ありませんか。

20番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄委員） 第1点は、43ページ、2款1目でごさいます。統計調査費、山形県の小売物価統計調査費でごさいます。207万4,000円予算化されてごさいます。この調査というのは商工会議所に委託しているのかどうか、そしてまたこれは県の事業とも関連があるのではないかとごさいます。その内容、その調査の結果の活用はどのようになされているかというふうなことをお伺いいたします。

それから次に、49ページの3款6目でごさいます。老人福祉費の老人クラブ活動助成事業費補助金241万8,000円でごさいます。前年は305万6,000円でごさいましたが、63万8,000円ほど削減しているわけでごさいます。恐らく老人クラブのクラブ数が減ったというふうな言葉が返ってくるのではないかとごさいますけれども、その内容。

それから、64ページでごさいます。6款3目の埋設保管農薬適正処理事業負担金と、ごさいます。50万8,000円でごさいます。これはドリ

ン剤の関連ではないかと思うわけですが、これがドリン剤であるかどうか、そしてその対象される面積はどの程度になっているのかということでございます。

次に、65ページでございますが、担い手総合支援対策事業費でございます。80万というふうな予算化でございますが、第3次新庄市の振興計画を見ましても、後期5カ年計画では担い手の明確育成化というふうなことをうたっているわけですが、果たしてこの80万の予算ではどの程度の担い手の確保ができるというふうなお考えのことかというふうなことでございます。

それから、最後に70ページでございますが、6款13目堆肥製造施設整備事業、測量設計業務委託料が1,224万2,000円、工事請負費が1,122万1,000円と、こうございます。大体我々通常考えるには、工事の請負費よりも測量設計費が高いというふうなことはどうも理解できないわけですが、その内容について御説明をいただきたいと思います。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 小売物価統計調査の件でお答え申し上げます。

この調査につきましては、消費生活上、重要な商品の価格とか小売価格とかサービスの料金とか家賃とかを調査して、消費者物価指数で出したり、あるいは物価に関する基礎資料等々を得るというふうなことで、昭和25年から毎月やっている指定統計でございます。調査員をお願いしまして、毎月調べる調査員が3名で、1カ月に3回その物価を調べる調査員が1名ということで、調査員を委嘱して調査をお願いしていると、これにつきましては毎月公表になります。26日を含む金曜日に毎月この調査の結果が報告されるというようなことになってございます。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 老人クラブの活動費の補助金でございます。241万8,000円ということでございますが、補助の単価が県3分の2、市3分の1という割合で補助をしておりますが、年々減額されております。あとクラブ数も現在61ということでございます。以前は67、8というふうな数ございましたが、クラブ数が減ったということと補助金の単価の減額ということで補助金が下がっておりますということであります。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 64ページの埋設保管農薬の件でありますがおっしゃるとおりドリン系、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、ドリン系、34年前に県内14市町村で埋設処理しました。埋設処理したやつが最近塩素とともに地下に浸透したり流出する危険性が高くなったということで、これを掘り起こして適正に処理するということで、これは全国で実施されています。山形県でも埋設箇所としてはやや多い方でありまして、今後3年間で3億ほどの金額を投じてこれを適正処理するということで、各市町村、農協、国、県、それぞれの割合で金を出し合って、今後3年間で適正処理するための負担金であります。

それから、担い手については80万で何ができるかということでありますが、国の方で担い手について各県ごとに担い手の支援センターをつくって、これを一元化して足並みをそろえてやりなさいということで事業化されました。山形県でも県の中央、それから各地域に担い手センターをつくって、各市町村と一緒に足並みをそろえて事業を展開してございます。その事業費として計上させていただいております。担い手の育成確保、現在226人いますけども、これを400人目指して育成を図っていくということであります。

それから、70ページの堆肥製造施設、設計料等工事請負費が計上されておりますが、設計料が工事費より大きいのはおかしいのではないかという御

指摘であります、これはそれぞれ違うものでありまして、この測量設計費は19年度に施設、堆肥製造施設を建てるための設計を18年度に実施しておくということで、その施設約3億ほどというふうに私どもは試算しておりますけれども、その設計費です。その下の工事請負費は、その施設を建てるためにあそこにある旧中部牧場の事務所、宿直室、それから車庫、それからモデル事業で設置しました施設などの撤去工事費の請負費であります。山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時12分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

20番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄委員） 統計調査費の件でございますが、消費者物価指数というふうなものを知るための調査団だと、こういうふうなことでございますが、これは新庄市の主体ではなくて県が主体ではないかと思うんですが、これ270万4,000円も負担しているわけですから、本市としてのこの消費者物価指数の活用策というふうなものについていかように考えておられますか、お伺いしたいと思います。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 この調査につきましては、国の指定統計でございますので、調査費用につきましてはすべて国から出ていると、県の委託金、調査委託金ということで国から県を通して支出されている費用でございます。この消費者物価指数調査による調査の資料につきましては、先ほど申し上げましたように消費生活の中で物価等々を勘案しながら、データとして見るができるというふうなことで、その辺は商工会議所あるいは商

工観光課の行政の中で生かされているというふうに考えてございますけれども。

20番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄委員） 老人クラブの助成補助金の関係でございますが、かつて67の老人クラブが61に減ったと、こういうふうなことでございますが、この老人クラブの減少の理由というふうなものをどのように把握されているのか。聞くところによれば、会長になるのが大変だと、その会長になるのが嫌だというふうな内容には、補助金の申請書だとかそういう事務的なことが往々にして難しいんだと、こういうふうな末端の意見でございますけれども、この辺の改善策についてと、それからクラブ数が減ったからというふうなことで予算を減らすのではなくて、予算というふうなものをある程度一定にしておきまして、クラブ数の減った分は残った人方に余計に配分されるというふうな考えを今の時世からすれば持つべきではないかと思うんですが、その考え。なぜそんなことを申し上げるかと申し上げますと、老人の皆さん方の健康管理というふうなことを考えてみますと、ただ家の中に閉じこもっておきましては、生き生き老人というふうなものは出てこないというふうなことで、なるべくクラブ活動とかいろんな老人クラブの活動に出席あるいは参加することによっての生きがいというふうなものがあるのではないかと思うんですが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 補助金につきましては、今委員がおっしゃるような形でできれば本当は一番よろしいんですが、基本的な考え方は100のものを県がその3分の2、市が3分の1という考え方でやってきておりますので、県が減らした分を市が割り増しするということは、現在のところ難しいというふうに考えています。

もう一つ、健康管理ということでございますが、それに関しましては私も同感であります。介護保険の一つの考え方といいますか、閉じこもりとかうつ予防というメニューが一つの大きなメニューであります。したがって、今回の老人クラブへの補助金がかかなり減るということはございますが、介護保険の中の地域支援事業というのがございますが、その中で一般高齢者に対する事業というのを考えております。これは、来年度実施したいというふうに考えていますが、町内、今のところ8町内ぐらいでできないかなと、町内単位でございますが、その中に例えば老人クラブが入っていただいて、自分方の健康管理あるいは閉じこもり、うつ予防の研修会あるいはリーダー研修会等に参加していただければこれも一つの方策かなと考えているところであります。

以上です。

20番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄委員） よろしくひとつお願いします。

それでは、担い手関係でございますが、今現在本市では222名の認定農業者がいて、こういうふうなことでございまして、特に御案内のとおり来年から担い手農家を中心とした直接支払いというふうなことが大変大きな問題になっているわけでございますが、これは当然集落営農などともいうふうなこともあるわけでございますけれども、直接支払いのいわゆる対象農家というふうなものをここ1年間でどれだけ増やしていくというふうな考えであるかどうか、お知らせいただきたいと思っております。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 226人でしたけども、先週9名増えましたので234名になりました。8名です。失礼しました。234名です、今日現在。19年度から新しい対策が始まるということで、その認定農業者

になる方の申請が最近相次いでおりまして、何人かまだ来ておりますので、相当加速度的に増えていくのではないかなというふうに思います。19年度までには300戸ぐらいまで達しないだろうかと、いうふうな期待は持っていますが、そこら辺の数字についてはちょっといまいち、それくらいの目標には近づけていきたいなということで、宣伝広報やっていきたいなというふうに思います。

20番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

山口吉静委員長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄委員） 農政関係では、これに担当する職員は大変な時代だなというふうに考えているわけでございますけれども、何せこの前ってまだ半年ほどもたっていないんでございますが、1,806戸の販売農家のうちに認定農業者を含めまして直接支払いの対象になる農家が全体の4割しかいない。あとの6割は、これはその対象外だというふうなことで、きわめて農業経営が憂慮されるというふうな時代でございますけれども、ひとつ国策でありますからいたし方ないにいたしましても、なるべく国の助成の恩恵を受けられるようにひとつ努力をお願いしたいというふうなことを申し上げまして、終わります。

山口吉静委員長 他に質疑。

12番（佐藤 隆委員） 委員長、佐藤 隆。

山口吉静委員長 佐藤 隆君。

12番（佐藤 隆委員） 120ページの18年度一般会計について、款別の節別の集計表、7年連続の予算減、本市の財政について平成11年に負担適正化計画を策定して、14年には緊急財政対策として人件費の抑制と内部管理の経費の削減、そして16年度から20年に財政計画、財政健全化中期展望と改善対策を全市に取り組み、この結果、中期展望で目標とした15億100万円の歳出削減の達成の見込みを立てたわけですけども、これもつかの間で、国からの地方交付税の臨時財政対策費が6億の削減ということで、財産の売却収入などで穴埋めをして、17年の予算編成をやったというふうに記憶

しています。16年度並みの事業を継続した場合に、特別の対策をしない限りは、18年度から20億円程度の累積赤字が発生し、当市は財政再建団体になるというふうに財政の三原職員の方からここで全協で説明をいただきました。18年度に20億円程度の累積赤字が発生するのかどうか、あと赤字団体の心配がなくなったのか、まだ依然としてあるのか。と申しますのが、再建計画の今後の対策の概要というやつで、16年度には11億2,000万円、17年度には5億円の削減をして16億2,000万減らしますよというふうなものが手元にあるんです。20億から16億ですから4億しか残りませんから、何もこんな緊縮財政で予算化するという事はないんじゃないかということをもっとお聞きいたします。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 財政再建計画でお示しております効果目標額というのがございまして、平成16年度には15億6,400万の対策を立てようというような形の中でいろいろ対策を講じてきました。その対策を講じた後、その対策のままかなり16年度予算を組むときには大変なスリム化をしたわけですが、そのスリム化をした状態の中からさらに削減をしないと17年度の予算が成り立たなかったと。18年度の予算につきましても、17年度さらにスリム化した部分からさらにまた少しそぎ落とさないと18年度の予算が成り立たないというふうな形の中で今推移してございます。そういつた中で、5カ年の基本計画の中で試算表をお示しておりますけれども、22年度まで、今余りぜいたくをしない、今のような状況で推移していきますと、赤字債権団体になる危険性というふうなものはゼロに近いというふうに考えてございます。

12番(佐藤 隆委員) 委員長、佐藤 隆。

山口吉静委員長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆委員) まだ依然として赤字債権団体になる可能性は往々にしてあると、そういう

ふうに解釈していいんですか。というのは、三原さんとこの前道路ですれ違ったとき、道路じゃない。階段ですれ違ったとき、赤字脱出してよかったと言ったら、いやいや、とんでもない。そんなことないですよと言われたんです。だから私ここで聞いたんです。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 18年度の予算は編成しましたが、19年度の予算を今の状態の中で編成をしようしますと、やはり2億ちょっとぐらいの財源不足というのが生じます。それはやっぱりいろいろ知恵や工夫を働かせながら、予算の中に組み込める範囲かなというふうに考えておまして、何年かで累積赤字20億という巨額の赤字が出る可能性というのはゼロに近いというふうに考えてございます。

12番(佐藤 隆委員) 委員長、佐藤 隆。

山口吉静委員長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆委員) 衛生費に集中して質問させていただきます。

と申しますのは、この緊急財政の中にあって伸び率ナンバーワンの、先ほど金委員も言っていましたけど、4.7%、次に民生費が1.7%、あと消防が2.2%、あとはゼロが3課、マイナスが8課です。4.7%何でだろうというんで、この15年、16年、17年、18年のこの節別調べてみました。上からずっと質問しますから、この質問すると12項目になります。課長、わからないと言わないでちゃんとメモしてください。順番ですから、わかり易いです。報酬の面です。これは、17年と18年で比較すると176億5,000万円の削減になっています。これは、人を減らしたからこのぐらい減ったのですかというふうな質問をまず1つ。

2つ目は給与です。610万4,000円の増額になっております。人員削減ならば、給与がなぜ600万も増えるのかなというふうなこの疑問です。

あと3番目、職員の手当、199万8,000円の増額、

同じく手当が増えたので残業に持っていったかなというふうな感じもするんですが、何で199万8,000円もこの手当が伸びたんですかということがこれ3つ目。

あと4つ目、消耗費、需用費の中の消耗費、36万1,000円の増です。何で消耗費が増えるんですかということの、残業が増えたからですか、わかりません。これ4つ目。

5つ、燃料費です。これが15年には230万です。16年に220万、そして17年は290万、そして今年は大雪なんだけれども、来年は、来年の予算見込みです。46万6,000円というんで、17年と比較すると246万6,000円も減額になっているんです。この減額は、燃料を節約するからこのくらい減るんですか。余り長く質問したくないから、ここで再質問すつけれども、そのくらい減らせるんだったら各課に全部させてもらいたいと。1,000万、2,000万の金、すぐ油代で浮いてくるというふうに私は感じたから質問しました。

あと光熱費、今年は390万、来年は192万、269万円の削減です。これも燃料費と同じように、下がることはいいんですけど、何でこんなに極端に下がるのかと。今まで日曜日も電気つけていたのかと言いたくなるんですけども、これはどういうことなのか。

そして、修繕費です。修繕費はずっと何百万単位なんですけれども、来年は27万3,000円ですから、昨年と比較すると、17年と比較すると198万4,000円の減になるんです。そういうふうなのは、修繕はあとなくなったんだか、それとも何か建てるからこっちの方には金かかんなくなったわということなのか、その質問。これが7つ目です。

あと委託、委託はこれは660万円の増です。これ指定管理者制度なんてこんなにみんなに審議している中でこれが何でこんな660万も増えんのかなと、これも不思議で質問いたします。

9番目、工事負担費、今まで、15年から言います。136万円、16年は23万円、そして平成17年は23

万円、そして来年は2,000万円となっているんです。指定管理者制度のこと、今600万のこと言ったんだけども、何でここで今までかかっていなかったのに工事費が2,000万も出てきたのか、そのことについて質問。

あと10番目、備品購入、これは15年、16年ゼロでした。そうしたら17年度は18万、本年は1,000万円です。この緊縮財政の中で何でこんなにそろえるものがあるのかと思ひまして質問です。

11番目、負担金、これは6,600万、広域の返済だかなと思いますけれども、これもちょっと時間あれば詳しく説明してください、どういうふうになってどうなって今後どうなっていくかと。大体わかりますけれども、私の考えと同じかどうか。

あと繰出金、これは例えば水道なんかは直接財政からやらないから、一たん課に入れて、それからやるから繰り出しのあれが生じるんだということなんですけれども、17年度に比較すると3,300万円の減額なんです。その理由は何であるかと。

以上、12点質問。これ時間内にお願いします。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 まず、人件費の組み立て方でありますが、これは毎年の当初予算についてこのような考えで進めております。当該年度の人員でありますから、昨年の4月現在では377名が全職員です。それを一般会計の予算に直しますと354名です。水道会計が13名、それから下水道会計が10名になっております。御存じのように、年度末における早期退職者ということも12月に予算編成する段階では想定がされていません。それに加えて、私みたいにまたやめるというようなことも入りましたので、その数字も入っていません。

それから、12月の段階では昨年の人事院勧告における50年ぶりの給与の大構造改革ということが入っていましたが、それに伴う国等からの基準といえますか、それもまだ示されておりませんでしたので、昨年の12月の条例で改定になった、その

給与に基づく先ほど申しあげました一般会計では354名に教育長1名を加えた355名で予算をつくっております。したがって、今後年度途中におきまして人事異動等による給与の増減もありますから、結果的には相当の人件費の削減に移っていくのではないかとこのように思っています。なぜこのようにしていますかといいますと、給与関係については議決を経なければ勝手に流用等ができない項目になっていますので、例年そういう組み方をつくるということです、よろしくお願いします。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 それでは、環境課の分に関わる部分についてお答えしていきたいというふうに思います。委託料でございますけれども、確かに火葬場におきましては、指定管理者というふうなことで、委託料というふうなことで盛っておりますけれども、今年度よりも当初予算におきましては27万ほど減額になっております。なおかつこれにはまた消費税分がプラスされておりましたので、それらを含めると約70万ほどここでは火葬場については減額、少なくなっていると。ただし、ごみ収集がございます。それからまたバイオマス活用の生ごみ収集、こういったところでもって燃料費等も上がっておりますので、それらについて若干増えている状況でございます。

それから、負担金につきましては、これは最上広域への負担というふうなことでございます。それぞれし尿、エコプラザ、リサイクルプラザというふうなことでありますけれども、し尿につきましては今年度よりも500万ほど下回っております。また、エコプラザにつきましては17年から建設償還が始まりまして、18年から22年までの間にこのエコプラザの建設償還のピークでございます。この分でもって約7,000万ほど上回っております。リサイクルプラザにつきましては、今年の負担よりも約400万ほど軽減になっております。私の方の環境

課としては、今のところ、もし答弁漏れておりましたらまた後でお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 衛生費のうちの健康課に関する分で主な増減の状況を御説明申し上げますと、報酬が減って給与、手当が増えたという分、健康課の分もでございます。当初予算の比較ですので、実は昨年4月からそれまで嘱託職員を配置していました栄養士が正職配置になりました。嘱託は報酬ですが、職員の場合ですと給料、手当というような形に振り変わりますので、その動きは当初予算の比較上は出てまいります。

それから、委託料については、いろいろ予防接種委託料あるいは健康診断委託料、いろいろな項目ございますが、それぞれ実績などから極力精査しましたけれども、プラスになった項目もございすし、マイナスになった健診項目もございす。それ差し引きでは若干のプラスになっています。

それから、工事請負費と備品購入費は、夜間・休日診療所の準備経費2,000万、1,000万計上したということから、昨年度と比べて大幅に増えております。

主な増減としては、そのような内容になっております。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 繰出金の件について御説明申し上げます。

繰出金が減額になった理由につきましては、上水道の高料金対策費の繰出金の減によるものであります。これは、国の基準が変わりまして、国の基準の変わったことによる減額というふうなことでございます。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 需用費のうちの消耗品につきましては、環境課の関わる部分というふうなことで、バイオマス活用の生ごみ収集におきます収集容器等の購入というふうなことでございます。それでもって68万3,000円というふうなことで、環境課に関わる部分が消耗品が増えております。

(何事か呼ぶ者あり)

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 消耗品関係答弁漏れいたしました。申し訳ありません。

消耗品、全体で言いますと若干増えておりますが、あるいは手数料なども増えておりますが、例えば手数料でいいますと、検査機器毎年検査手数料がかからないようなもの、何年かに1回検査しなければならないというものは今年度当たっているというようなことで4万4,000円増えておるとか、あるいは消耗品、印刷製本費なども必ずしも毎年同じものを同じようにつくるということで、あるいは購入するということでもありませんで、補充などもございまして、そういう関係で昨年より増えておる分がでございます。

以上です。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 燃料費につきましては、ガソリン等の値上がりによるものでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 大変申し訳ございません。

修繕につきましては、環境課の車がございしますが、それらの車検整備等でございます。

12番(佐藤 隆委員) 委員長、佐藤 隆。

山口吉静委員長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆委員) 環境課長さん、燃料費、上がったから17年度293万2,000円のやつが燃料が上がったから46万6,000円になったんですか。変な

答弁しないでください。何でこんなに下げ方上手なんだやって褒めていたんです、今私。こんげ上手なら、みんなの課でも一緒に下げるようやって、そういうふうに言ったの聞いたべや。あと光熱費、269万1,000円減額です、これも。17年度は390万2,000円のやつが121万1,000円、これも269万1,000円の減額、これも大したもんだと、みんなの課に教えてもらわなくちゃならないから、どうしたか教えてくださいと言っていたんです、これ。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 大変申し訳ございませんけども、需用費等に関わるものにつきましては、後ほど委員の方に提示したいというふうに思います。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木吉郎環境課長 一番大きなところは、これまで斎場でもってそれぞれ電気料金と光熱水費、それからそういったものについて項目ごとに分けておりましたけども、今回指定管理者というふうなことで一括して委託料に組み込まれたというのが一番大きな点でございます。

12番(佐藤 隆委員) 委員長、佐藤 隆。

山口吉静委員長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆委員) 今の説明によれば委託料に入るんじゃないですか。

鈴木吉郎環境課長 委員長、鈴木吉郎。

山口吉静委員長 環境課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎環境課長 火葬場につきましては、指定管理者というふうなことで、18年の4月1日より、人件費からそれからいろいろとございました。保守点検料、それから光熱水費、それから燃料費、修繕料等も含めまして、これらを一括して委託料に組んでおります。それが火葬場の指定管理者に対する委託料につきましては、2,020万2,000円というふうな形になっております。

12番(佐藤 隆委員) 終わります。

散 会

山口吉静委員長 本日はこれまでとし、3月22日火曜日午前10時より予算特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

午後 4時49分 散会

予算特別委員会記録 (第 4 号)

平成18年3月22日 水曜日 午前10時00分開議

委員長 山 口 吉 静

副委員長 高 山 和 男

出 席 委 員 (23名)

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	山 口 吉 静	委員
3 番	星 川 豊	委員	4 番	奥 山 省 三	委員
5 番	斎 藤 敏	委員	6 番	斎 藤 義 昭	委員
7 番	渡 部 平 八	委員	8 番	清 水 清 秋	委員
9 番	小 嶋 富 弥	委員	10 番	小 野 周 一	委員
11 番	遠 藤 敏 信	委員	12 番	佐 藤 隆	委員
13 番	新 田 道 尋	委員	14 番	沼 澤 恵 一	委員
15 番	中 川 正 和	委員	16 番	森 儀 一	委員
17 番	柴 田 忠 志	委員	18 番	下 山 准 一	委員
19 番	石 田 千 與 三	委員	20 番	平 向 岩 雄	委員
21 番	亀 井 信 夫	委員	22 番	今 田 雄 三	委員
23 番	高 山 和 男	委員			

欠 席 委 員 (1名)

24 番 金 利 寛 委員

出席要求による出席者職氏名

助 役	八 欽 長 一	政策経営課長	武 田 一 夫
税 務 課 長	設 楽 忠 良	市 民 課 長	国 分 政 嗣
環 境 課 長	鈴 木 吉 郎	健 康 課 長	星 川 基
農 林 課 長	坂 本 孝 一郎	商 工 観 光 課 長	羽 賀 千 尋
都 市 整 備 課 長	小 笠 原 謙 一	下 水 道 課 長	中 部 力 孝
会 計 課 長	矢 口 喜 一郎	福 祉 事 務 所 長	矢 口 敦 博
神 室 荘 長	奥 山 栄 昭	水 道 課 長	高 橋 和 夫
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 彦	教 育 長	佐 藤 光 悦
教 育 次 長	奥 山 芳 彦	学 校 教 育 課 長	小 野 坂 五 郎
教 生 涯 学 習 課 長	大 江 雅 俊	学 生 課 長	小 黒 田
選 挙 管 理 委 員 長	小 関 俊 也	選 挙 管 理 委 員 長	

監査委員
農業委員会
会長職務代理者

荒川 修也
斎藤 純一

事務局員
農業委員会
事務局長

渡部 秋夫
斎藤 友一

事務局出席者職氏名

局長	田中 紀雄	総務主査	森 隆志
主査	沼澤 順子	主査	佐藤 嘉信

本日の会議に付した事件

議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算
議案第22号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
議案第23号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
議案第24号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計予算
議案第25号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
議案第26号平成18年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
議案第28号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計予算
議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算

開 議

山口吉静委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席通告者は金利寛委員の1名でございます。なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3月20日に引き続き予算特別委員会を開きます。

議案第21号平成18年度新庄市 一般会計予算

山口吉静委員長 議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算の歳出について質疑ございませんか。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 私も二、三お伺いしたいと思います。

84ページですが、雪総合対策費の中で工事請負費2,820万とありますが、消流雪側溝設備の部分については以前から私も市の重要事業として強く訴えてまいったところではありますが、市長も5選を達したときには強い言葉で消流雪側溝の整備を訴えておりました。2年ぶりにこの整備事業が再開されたということについては大変評価をするものでありますが、しかしながら予算を見ますと460メートル、2,820万円どまりというふうなことにしているのは、私は本当にがっかりしております。こういうような中、課長の方にお尋ねしますが、末広町についてはもう6年越しに私は訴えてまいりましたが、ここの部分にも予算をいただきまして本当にありがたいと思うんですが、ここの部分につ

いてのメーター数あるいは大町、若葉町地区についても住宅が混在しているところはなるべく早くお願いしたいというふうなことで申し上げておったんですが、ここにも予算がつけられております。この内容についてひとつお知らせいただければお願いいたします。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 では、内容につきまして御説明申し上げたいと思います。

ただいま委員から言われました上金沢、末広町地区でございますが、これらの区域につきまして御存じのとおり金沢堰を水源とする流雪溝でございます。当組合につきましては、秋口には土砂上げ等々も行いまして非常に流雪溝組合としては一生懸命な、そして非常に結束力の強い地区でありますので、それらの場所を優先的にまた施行していきたいというふうに考えて今回実施に踏み切ったところであります。地区全体では69.6%までの進捗率というふうなことでなっておりますので、約70%の進捗率と、今後100%に向けて随時整備していきたいというふうに考えております。

今回整備する箇所でございますが、流雪溝整備といたしまして幹線になりますが、延長では150メートル、そして金額では1,000万円でございます。また、それに付随する下流部の溢水対策といたしまして、80メーターの600万円と、それからさらに80メーターの400万円、それが2工区、3工区といたしまして溢水用の対策を行うところであります。また、他に大町地区の流雪溝でございますが、これにつきましても下流部の溢水対策というふうなことでこれらもあわせもって整備をしていこうというふうな考え方です。延長的にも150メートルほどございます。また、そういった溢水対策といたしまして、栄町につきましても今回整備の予定であります。さらには、新松本の一部溢水対策を行うものでございます。それにつきまして早

い時期にこれらに対応いたしましてこれからの冬に備えていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 特に大町、若葉町地区については、その側溝を整備することによって下の川に排水をとりまして、下金沢の部分でもう一度上げて栄町、下田の方に使うというような水利の方法を考えられておるわけですが、いずれにしてもその1地区1地区が完成しないとその水の有効利用もできないというようなことになりますので、そういうことも十分考えた上で工事を進めていただきたいと思います。

それから、これは今後の状況についてであります。このような460メートルというような考え方でもっていきますと、まだ四十数キロ残っているわけです。私は、市内の住宅の混在する地域については、5年以内に完成しないとますます市民の新庄離れが加速するのではないかとというような懸念を持っておるわけですが、460メートルずつやっていけば100年近くかかる計画になってしまいます。市は20年計画をしておるわけですから、このような予算では私が納得するわけにはいかないんです。18年度、19年度が公債費のピークになるということは、政策経営課長の答弁で十分わかっております。そうするならば、18、19年度はできる限りの予算を配置しまして、その後には多くの雪対策の重点事業としておるわけですから、ここには多くの予算を配置していただけるかどうか、この点について伺います。

小笠原謙一都市整備課長 委員長、小笠原謙一。

山口吉静委員長 都市整備課長小笠原謙一君。

小笠原謙一都市整備課長 今まで休止しておりました流雪溝整備そのものを18年度よりさらに拡大をしながら早期解決を目指し着工するというような運びになりましたが、ただいま中川委員言われる

ようにおおよそそのような状態でいきますとかなりの年数がかかります。昨年の9月だったでしょうか、委員より御質問をいただきました。果たしてこれからの整備というふうなものはどうあるべきかというふうな考え方を提案されました。私どもといたしましては、PFIというふうな考え方、あるいは民間活力の導入というふうなことそのものも考慮しながら検討を進めているところでございますが、なかなかまだ具体的な考え方は確定あるいは検討というふうなところまでは至っておりません。今後それらについて、委員言われるようになるべく早く完成し、そして住民のニーズに応えられるような流雪溝というふうなものを整備していきたいというふうな考え方は一切変わってございません。さまざまな角度から検討させていただいて、早い時期の完成をどのような形でどのような予算を捻出してやっていくかというふうなことをこれから詰めさせていただきたい、そのように考えております。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 課長はそういう答弁しかできないと思います。予算ですから、この予算を作成するに当たって、課長は最大限の予算配置をお願いしたと思うんです。非常に小笠原課長は雪対策については理解のある方でございますので、私と話したときも非常に熱意を持って予算の配置をお願いしたということは私も十分承知しております。そういうような点で今回の措置のあり方は、非常に私は不満があります。こういうようなところについて、もちろん政策経営課長、今の助役である総務課長が査定をしたわけでありますから、こういうような市長が重点事項と掲げてある消流雪対策事業について私は納得していないと先ほど言いましたけれども、これから助役が4年間助役として仕事をするわけでありますが、そういう私の見込んだ住宅の混在する地域に対する早い措置というものについて18年、19年は多少はやむ

を得ないと思いますが、今後のあり方について助役の方から方法論あれば伺いたいと思います。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一君。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 私は、個人的には人口流出の問題については、新庄、最上が1つになって猿羽根山を越えさせない政策を打ち出したいもんだなというふうに個人的には以前から思っております。そういう点で新庄、最上の中心都市であります新庄の雪対策をどうするかということについては非常に重要な問題だと思っておりますし、幸い最近では県の方でもいろいろモデル地区の設定とか、新庄、最上の中心都市をまずちゃんとしなければならぬということでのいろんな手立ても考えてくれておりますので、その辺については大変力強いというふうに思っております。一般論にはなりますけれども、市の財政状況を見きわめながら流雪溝の整備を行っていきますけれども、あわせて従前から問題になっております水源対策についても今ある水をまず有効に使ってということを大前提にしながら今後も都市整備を進めていきたいというふうに考えております。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 定住対策の話も出てきましたけれども、確かに雪の部分で不満を唱えている市民が数多いことは間違いないわけであります。定住促進あるいは人口の増加、こういうものについてもいかに市のあり方が市民生活を重視しているか、こういうところが一番目につく政治のやり方だと私は思うわけであります。このことについては、非常に膨大な資金が必要であります。ですから、政府の三位一体の改革の中で新庄市がこの重要事業というものについて到底市単独での事業では長くかかり過ぎるというような点を指摘をしまして、それこそ県会議員、国会議員一丸となって国の補助事業だけにとらわれない、国の肩がわり事業というような形でも両面で推し進めていく

べきではないかというふうに私は考えております。いずれにしても財政の厳しい折でありますから、そういうような点につきましてもいろいろな国の金を利用するやり方、それが新庄市民生活に一番重要な部分を占めているということを訴え続けていけば、無雪都市宣言あるいは豪雪地域というような言い方をしているわけでありますから、ぜひ全力で国の方に訴えていただきたいというふうに思います。

それでは、69ページのバイオマス推進費の部分をお伺いしたいと思います。バイオマスについては、堆肥の部分と、それからエタノールの部分とありますが、やはり一般質問でも取り上げられておりましたけれども、バイオマス堆肥について、これは生ごみ対策としても必要なことですし、私は早急にやっていただく、今年度からその事業が大々的に計画されているということに対しては大変評価をするものであります。今まで研究のための研究、そして農家がいかにバイオマス堆肥に対する評価を得てきたのか、そして今後その農家に販売するとき、研究費としての無料化だったら使うけれども、金を出してまで使わないというような状況になっては非常にまずいというふうに思います。販売の部分で多少の考え方があると言っておったわけですが、そのモデル地区に使われた農家は多分購入すると思いますけど、堆肥なくして消費者が喜ぶような野菜、食料が確保できるかどうか、そういう点を研究材料として消費者に訴えていかなければならないというふうに私は考えておりますが、その販売方法について今は工場を設立するための予算がついておるわけですから、どのような考え方を持って販売を進めていくのかを伺います。

それから、同じ70ページになろうかと思います。エタノールの部分です。これもいろいろな方々がやっております。沖縄ではサトウキビを使った方法、あるいは大成建設では建築廃材から抽出するというような方法をとっておるわけでありす

が、新庄市については1点の研究しかなされていない。やはり沖縄にしても他の地区にしても県段階あるいは民間の企業が関連をして共同開発するというような部分になっているわけです。外国ではそれが一般的消費をされている国もあります。ワインの部分からも抽出するというような方法もあるそうです。山形県は多くのワインを産出する県ではありますから、そういうような部分を、新庄市でもそういう優秀な発明家が企業でおります。そういう方々と連携をして幅広い部分からエタノールの抽出方法を考えていないのかどうか、こういう点についてももう一自治体が研究のための研究に金を使うのは、確かに補助金はあるかもしれませんが。いかがなものかなと思います。今後第2、第3の進展があるのかどうか、その辺をお聞きたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 まず、堆肥の件であります、生ごみから堆肥をつくったその堆肥をいかに使うかという出口の問題が重要なテーマの1つでございまして、もちろん地域の農家に使ってもらうこと、あるいは市民からいろんな面で使ってもらったり、つくったものを消費していただくとか、そういった協力も大切な要素かなというふうに考えてございます。できた堆肥は3,000円から5,000円ぐらい、トン当たりですけども、そういった単価で農家から使ってもらいやすいような単価に設定したいと考えていますし、使ってもらう場合はただ農家をお願いするんじゃなくて、こういった作物に適していますよと、また産地づくりはこうやっていきますよといった方向性あるいは農家を取り込めるような1つの指針をつくりながら進めていかなければならないと考えています。そのためには、堆肥を使う、活用する組織をつくりまして、もちろんいろんな関係機関を取り組んだ形で協力をいただきながらその使い方については協議してまいりたいと。農家の組織づくり、それから広報

あるいは意識調査、そういったものを全体的に産地づくりも含めてトータル的にやってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、アルコールの問題であります、今までソルガムからの抽出でつくってまいりましたが、ソルガムは新たにつくる作物ということではありますが、そればかりじゃなくて今ある資源、例えば米、あるいは木質のバイオマス、あるいは工場から出るいろんなシロップとか廃糖蜜とかいういわゆる邪魔物にされている廃棄物、そういったものからもつくられるということは実証されておりますので、いろんな材料、この地域にある材料をいろんな形でそういった取り組みないかという検討も今後してまいりたいと、そしてこの地域でその量がどのくらいあるのか、どのくらいの規模で、最終的にはプラントを設置してその地域で自動車あるいはいろんなエネルギーが回せば究極的なシステムになるわけですから、そういった動かせるようなまず計画を立てまして、その計画をもとに国、県あるいはいろんな企業、市民団体一緒になって取り組めるようなシステムを市民と一緒につくっていくことが大事かなというふうに考えています。18年度は、そういった将来に向けた方向性、システムづくりをまずきちっと立てていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 先日長井のレインボープランの実施団体が日本農業賞、食の架け橋特別賞というのを受賞されて報道されておりました。こういう部分についても生ごみの堆肥化で食の安全、安心をテーマに一体となって取り組み、その堆肥でつくられた食品が学校給食、子供たちへの健康の取り組みなどで生産から消費まで実施しているというようなところが長井市であったわけですから、これが日本の食の架け橋賞という大きな賞をもらっているわけです。長井市より早くバイオマスを

やっている新庄市としては、遅れをとっているわけですが。そういうような点でも、今後ぜひ市単位の研究にとどまらず、民間を巻き込んだ一般化する方法に持っていきたいというふうにお願いしておきます。

それから、57ページですが、連日問題になっております夜間休日診療所のことについてですが、課長の説明の中でもいろいろまだ不明な点あります。議会に説明なくして新規事業を予算化したということについては、反省しているという課長の答弁あったわけです。また、第1次医療の関係、病気の判定をするのに今診療所で必要な器具、昔の映画みたいに聴診器1つで名医がいるというような時代ではないと思います。そういうような点で、やはり病気を特定するのに必要な器具としてレントゲンとかCT、エコー等の器具を最低限設備しなければいけないと思うんですが、この予算措置をするときにそういうような大きな部分での器具の説明など打ち合わせをしないで予算化したかどうか、この辺もやっぱりお聞きしておきたい。そして、ランニングコストの面ででも2,600万何がしを見ているというようなことでありますが、今までは診療報酬が当番医の方に入ってきたと、しかし今後は市に入るからその医師の診療報酬の増額、あるいは今度は市が主体になってやるわけですから、診療報酬の医療事務の職員の配置とか、あるいは先生は来てくれるが、看護師の部分はどうか、そういうような点も一切明らかにされていないわけです。そういうような点も踏まえて、今後の進め方について、今後の進め方ですから、助役の方から議会の不安を取り除けるような策があるとしたらばお聞きしたいと思うんですが。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 委員各位からこの問題についてはいろいろと御指摘をいただいているところであります。今までの説明と重複するかもしれませんが、まず委員各位が一番心配なさっているのはこうい

う厳しい財政状況の中で今年度はこういう新規事業が幾つかありますけども、本当に大丈夫なのかという御心配だというふうに思いますが、財政再建のまだ半ばでありますけども、引き続き手綱を緩めず財政再建をしていくと、そういう前提の中で必要な新規事業も集中と重点化の考えでやっていきたいというふうに考えております。ちょっと余談ですが、触れておきますが、市財政を一番圧迫しています公債費、いわゆる借金なんですけども、平成11年度では、一般会計ですが、227億ありました。それが当初予算の説明の中でも若干申し上げましたけども、18年度末には180億まで下がっていきます。また、平成16年度の決算では市民1人当たりの公債費、借金残高が県内市町村の平均以下になりました。着実に財政再建は進んでおりますけども、最上広域の公債費のピークの関係で平成19年度に山が来るということで先ほども言いましたが、財政再建については手綱を緩めず進めてまいります。

そういう前提の中で、市民が一番望んでおりますこの振興計画でも申し上げております必要な医療を安心して受けられる体制づくり、これをしていきたいというふうに考えております。1次医療、2次医療の問題もあります。そして、県立病院、そして医師会との連携も必要でありますから、一般質問でも申し上げましたけども、近々この予算が通った場合には専門的な検討チームを医師会、県、保健所とともに立ち上げることにしておりますし、議員の皆様方からも節目ごとに助言をいただきながらこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。いろんな問題がございますが、新庄市は病院を持っていません、いろんなことがあります。今町村では、それぞれ病院を持ちながら住民の医療の必要性から大変厳しい財政事情の中でやっておることも承知しております。新庄市としましては、市民のニーズに応え、そして県と市、医師会とのそれぞれの役割分担をしながらやっていける一番負担の少ない方法がこれで

あるというふうに思っていますので、ひとつよろしく御理解のほどをお願いしたいというふうに思っています。

15番(中川正和委員) 委員長、中川正和。

山口吉静委員長 中川正和君。

15番(中川正和委員) 終わります。

山口吉静委員長 他に質疑はございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 他に質疑がありませんので、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論として佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子委員登壇)

1番(佐藤悦子委員) 一般会計予算に反対討論を行います。

初めに、財源確保のために縁故債の借り換えによって公債費の平準化を図り、返済金が18年度負担額2億円減少、元利償還金の減少分が7,500万円との尽力に深く敬意を表します。

国の施策による問題点をまず申し上げます。1番として、定率減税の見直しによる庶民増税です。前年比で給与所得が94%、営業所得が85%、農業所得が95%、その他99%と市民の連続しての所得減が続いています。そこに増税が総額で約5,300万円です。市民税の増が市営住宅の家賃や保育料などの増額にもつながってまいります。高齢者にとっては、所得税、住民税、国保税、介護保険料が雪だるまのようになって今後3年間増え続けるということになってまいります。

2つ目には、三位一体改革による市民負担増が教育、福祉サービスの削減などにしわ寄せされております。児童手当支給事業の国庫補助が外され、税源移譲とのことです。事業内容は、小学校3年までの支給が6年生まで拡大ということで、これは市民にとっては喜ばしいことです。しかし、17年度まで国の負担が3分の2あったものです。18年度から3分の1に国庫負担が減りました。減っ

た分が県と市で負担となり、市の負担はその分4,034万6,000円負担が増えました。小学校4年から6年までの新しく拡大になったところの市の負担2,370万4,000円と合わせますと6,405万円負担が増えています。これは、国の責任放棄だと思います。税源移譲もあるということですが、実質的には市の持ち出しが増えていると思います。国全体で3年間で国庫補助マイナス4.7兆円、地方交付税マイナス5.1兆円それに対して税源移譲は3兆円だということだそうですから、税収の少ない景気の上まらない地方都市、当市にとっても非常に割の合わない施策ではないでしょうか。

3つ目には、障害者の自立支援法の4月からの開始です。障害者の負担が障害の重い人ほど多くなる1割負担の導入です。市負担が減った分も出ていると聞いておりますが、その分で低所得者へのさまざまな市独自の減免制度が求められていると思います。

4番目に、介護保険料の16.8%の値上げと、介護予防と称しての在宅老人福祉の縮小です。介護保険では、サービスが増えれば保険料が上がるし、全体の2%程度しか介護予防などの新しい制度の事業に使えないとされています。実際市の在宅福祉費が減っています。老人保健費でも歯周疾患検診や基本健診が減額になっております。老人保健でもサービス後退になっているのではないのでしょうか。

5番目として、国民保護協議会事業費です。これは、アメリカの海外での武力攻撃に自衛隊及び国民を強制的に動員するためのものです。日本が武力攻撃を受けなくてもアメリカの先制攻撃戦略に従って自衛隊や国民、自治体を動員する仕組みづくりのためのものです。住民の避難や誘導、家屋の消防活動や救命救急よりも自衛隊や米軍への軍事協力が優先させられる体制づくりではないかと懸念されております。

次に、市の施策の問題点ですが、1番に指定管理者制度の導入や民間委託の推進です。これには

問題があると思います。民間立保育所の人件費が私の調べたところによりますと、平均職員1人当たりになりますと212万円でした。職員の賃金を抑えてどこにお金が使われたかと見てみますと、減価償却費に780万、さらに経常収支、利益として約1,300万円になり、16年度決算では現金預金が約2,200万円になっています。これが市の直営で行われていたならば、現金預金分は市財政に還元されていたと思います。子供に直接サービスに当たる保育士は、子供と保護者を導く高い専門性が必要です。人件費は、市民サービスの保障です。利潤追求の民間委託になっては限りなく人件費を抑え、税金を利潤として使われてしまうことになるのではないのでしょうか。これ以上の保育所や学校給食の民間委託はやめるべきだと私は思います。

2番目に、在宅老人福祉の独自の施策が減っているのではないかと思います。介護保険を調べますと、除雪サービス事業は110万円増えております。これは評価します。しかし、他の予算が減っています。例えば家族介護者激励支援事業は、名前もちょっと変わっておりますが、これかと思われるものがマイナス30万円、いきいきデイサービス事業というのが名前が変わってこれと似たようなものかなと思われるのがマイナス46万円でした。これは、市民の方から言われたんですが、いきいきデイサービスが来年からなくなる、4月からなくなると言われ、今までボランティアなど活躍しておられた方々が本人も楽しみにしていたし、お年寄りも非常に楽しみにしていたのがなくなるということではがっかりさせられております。自分たちでお年寄りの皆さんが独自にやるのにはさまざま補助するというお話もあったようですが、やはり若い方々からのヘルパーなどの資格の持った方々が研究してお年寄りも楽しませてくれる、そういういきいきデイサービスがなくなることは、これからお年寄りの楽しく生きる場が減るということで大変な問題だなと私は感じた次第で、それを復活させるべきだと思います。高齢者の実態把握事

業はマイナス75万円で半減しておりました。おむつ支給がマイナス7万5,000円でした。介護保険では2%という限界があるのだと思います。市独自の一般会計での福祉、保健サービスの維持、拡充の手立ても必要ではないかと思っています。

3つ目として、市民にとって緊急、切実でないところを節約し、市民福祉のために使うよう組みかえもできたのではないかと思うのです。例えば沼田角沢線の事業1億5,000万円、またコンピュータ借上料、小学校では810万、中学校では663万円などあると思います。国でも利用率1%未満という電子申請システム814万円などを指摘します。これは、今年は県全体でやるし、予算は宝くじ事業のお金だというお話を伺っておりましたけども、これからこれらが負担が増えてくる問題になりますと市の負担になってまいります。そういった問題などを考えますと、緊急、切実でないこれらは節約できたのではないか、その分市民への教育、福祉、そちらの方に回すこともできたのではないかと思うのです。17年度の予算で沖中関屋線7,000万円、この問題を私が指摘しましたが、見ますと今現在ホテルとパチンコ店の営業のための道路事業になってしまっていると私は見ております。

4番目に、市民生活を守るための財源確保のために、さらに議員報酬を年収の2割削減、政務調査費と視察研修費の当面凍結、そして市四役の退職金支給を当面中止するなど検討していただきたいと思ひましてつけ加えます。

以上、反対討論を終わります。

山口吉静委員長 賛成討論として柴田忠志君。

(17番柴田忠志委員登壇)

17番(柴田忠志委員) 議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算につきまして賛成の立場で討論いたします。

18年度主要事業19件を抱え、三位一体の財政改革や公債費などの影響を受け、前年度に引き続き財政事情の厳しい状況下にあつての予算編成は大変御苦労なされたのではないかと推察しておりま

す。このように厳しい財政事情の中で住民のすべてが満足する予算を編成することは不可能であることは、どなたも理解するところであると思います。一般会計予算の総額につきましては132億3,500万円で、前年度より3億3,400万円の減額になっております。歳入では、国庫支出金が減額される見通しになって基金繰入金や前年度の3分の1弱であります。財産売却収入で賄わなければならないという内容は決して本意ではありませんが、財源が乏しい現時点におきましては必要な措置かと思わざるを得ません。また、地方譲与税の増額見込みもさることながら、投資的事業の必要最小限の圧縮により市債発行の抑制に努めましたことは、財政再建計画の取り組みに対する意識はもちろんのこと、自立への道に向けての布石とも理解を深めているところであります。

一方、歳出につきましては、厳しい財政運営の中で民生費をはじめ、衛生費、教育費などの対前年比増額、福祉関係では6歳までの乳幼児医療費の無料化や小学校6学年までの児童手当の支給の拡大など少子高齢化社会に対応する姿勢がうかがえる予算内容と理解するものであります。しかし、衛生費、夜間休日救急診療所設置事業費に関し、委員各位よりいろいろ御意見ありましたので、慎重に対処していただきたいと思います。

以上の理由をもちまして、私は予算案に賛成するものであります。ありがとうございました。

山口吉静委員長 以上、討論の通告者は2名であります。

他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 他に討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第21号平成18年度新庄市一般会計予算は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山口吉静委員長 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号平成18年度新庄市 国民健康保険事業特別会計予算

山口吉静委員長 議案第22号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番(新田道尋委員) 131ページ、歳入1款1項の国民健康保険税の部分ですけども、昨年度より9,870万5,000円減額です。これ最も減った原因、まずお知らせ願います。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 国民健康保険税の前年度と比較して減額になった理由ということでございますが、まず被保険者数と国保加入世帯数が減っているという事情が第一の要因でございます。17年度当初見込みに比較いたしまして、昨年11月末現在の被保険者数におきましては約730名、それから世帯数におきましては332世帯数が減少しておりまして、これが国保税が減少している大きな要因の1つでございます。さらには、国保加入世帯の所得が全体的に減少しているという事情も国保税の減額になっている要因でございます。

以上です。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番(新田道尋委員) もう一つ、その中で現在つかんでいる滞納額どのぐらいありますか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 滞納額につきましては、平成18年2月28日現在の数字でございますが、現年分で1億7,596万4,465円、滞繰分と合わせますと3億7,912万3,359円になっております。

13番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番（新田道尋委員） 滞納額もかなり相当数な金額で、なおかつ人口減によります予算の減額というふうなことになるわけですが、これが全体的な数字がここ何年間で好転するというふうな要素は全く見られないと思うんです。それで、前も何回も申し上げたことあるんですけども、健康に関してはこういうふうに待ちの姿勢でなくて攻めの気持ちを持って対応していかないと、だんだん、だんだん数字的には増えていく、一般会計の繰り出しも増えていくというふうな全体的な予想を立ててお話し申し上げてきました。それで、ある程度の歯どめをかけていかなきゃならない。特に老人保健、介護等々は全国的にこれどんどん、どんどん給付費が増えていっていることは間違いないわけで、どこかにこれストップする方策を考えていかなきゃならないというのが私の考えであります。

それで、今直近に余り焦ってやらなくてもいいんじゃないかというような、予算通ったんですけども、休日診療なんか、そういうものをさておいてこういうものに計画をもう少し立てながら予算を執行していくべき、将来に向かっての対策ですから、すべきじゃないかというふうに思います。

それで、139ページ、2款4項1目出産育児一時金2,100万ありますけども、これも全国的な傾向で少子化、これもまた歯どめがかからない。国全体でその対策を講ずるべく今やっているんですけども、実行するに足り得る予算措置というのはまだ見えてきていない。私は、政府が立ち上がる前に過疎化の歯どめも地元として我々としてはかけていかなきゃならないわけでございますので、さっ

きの税務課長の答弁にあったように数字がだんだん、だんだんマイナスの方に向いていくわけですから、これをどこかでこれもとめていかなきゃならないとすると、この出産一時金、ある自治体では所得に関係なく出産費を全額負担するというふうな自治体ももう出てきているわけです。これが少子化に歯どめをかける1つの要素になると私も思うんです。それで、我が新庄市ではそういうふうな少子化対策、または幼児の医療関係、全体的に人口の流出も含めて総合的に過疎化を防止するための対策会議、方向性とか会議をやりながら方向性を見出したようなことがあるかどうか。どなたが関係してくる、助役が一番いいんだろうとは思いますが、一番先に一時金、私はこの出産一時金というのは今すぐでなくても十分検討しながら全額給付すべきというふうに考えます。健康課長の考えをお聞かせください。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 出産育児一時金、現在30万円を支給しているわけで、30万円のうち20万円が国、残りは市でというような負担区分になっておりますが、今回の今国会に提出されております医療制度改正法案の中では、これを35万に引き上げるといような内容にはなっております。確かに国から来るのは20万円ということで全国一律なんですが、それに上乗せするような形で支給している自治体も一部ございます。ですが、今のところ市としてこの30万が35万になるかもしれませんが、さらに上乗せ支給といようなことまでは考えておりませんでした。

また、乳幼児の医療の関係でもお話ありましたが、この医療関係でも県と2分の1ずつの負担で乳幼児の医療給付事業を行っているわけですが、これについても来年度県としての制度改正が行われる予定であります。そういうようなことで今のところ出産あるいは医療という面で事業は行っておりますが、国あるいは県の事業の中でのそのル

ールの中での市の対応ということになっておりますので、独自というようなことは今回の予算の中では盛り込まれておりません。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番(新田道尋委員) 私が言っているのは、18年度の予算に入っていないんじゃないかというんじゃないくて、将来の考えをお伺いしているわけでございますので、そういう考えが全庁的な話し合いがあるかどうか、政策の方で何かありませんか。今までそういうような定住圏構想絡みの施策というものはあるはずですので、どういうふうな話し合いになっているか。

武田一夫政策経営課長 委員長、武田一夫。

山口吉静委員長 政策経営課長武田一夫君。

武田一夫政策経営課長 委員がおっしゃいますような観点につきましては、今回お示ししております後期5カ年の基本計画の中に考え方というものが盛り込まれているというふうに考えておりますけれども。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋君。

13番(新田道尋委員) 今計画を立てているということですが、具体的なものは出てきていないので、私も聞いたことがないんで、要するに今後の新庄はどうあるべきかというところが一番問題であるわけですから、総合的に健康保険やその辺だけでなく、全体的なとらえた物の考え方というもので進行していきなかならないわけですから、それが遅れば遅れるほど効果が薄くなるし、早ければ早いほどいい効果が出てくるような施策を

講じなければならないと私は思うんです。ですから、マイナス面はどんどん切っていったってプラスになるところをみんなで見出していく。そうしないと、いつまでたったって財政再建は成り立たないというふうに私は思うんです。数字的には合わせて18年度つくりましたんですが、途中でどういふふうになるか先行きの見えない部分も十分あるわけですから、そういうことにならないように、転ばぬ先のつえをちゃんときっちりとついていかなきゃならないと私は思うんです。ですから、滞納もそうですけども、そういう部分をなるべく少なくする。いかにするとこれがなくなるかということを全庁を挙げて各課みんな関係あるわけですから、検討したものでしっかりとした予算をつくっていきなかならないというふうに思うんです。

ですから、先ほども健康課長が国が今度5万円アップするとかというようなものを待ちでなくてこちらから攻めていって、いいことはどんどん、どんどん先行していって、国が後からついてきてもいいと私は思うんです。そういうふうな独自性を持った自治体でないとこれからは生き延びれないと私は見ているんです。これから先でもいろんな町村合併がまた始まってきますけども、それはそれとして、いかにしてやっぱり自治体がそれぞれこれからちゃんとやっていくかということをこちらで国、県を頼らないでやれるような自治体というふうな道を選ばなきゃこれからならないと思うんです。そういう意味から、やっぱりしっかりした今日明日のことでなくて、将来を見据えた行政執行というものをみんなで考えていくべきというふうに私は思うわけです。

大体わかりましたんで、これで終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一委員) 129ページ、総括歳入、9の繰越金3,000万ですけれども、この3,000万、今年度の決算見込みからこの3,000万というのは間

題なく可能なんでしょうか。どうでしょうか。それ1点お聞きします。

次に、130ページ、同じく総括の歳出の方、10款予備費3,000万あります。前年は5,000万、その前の年、16年度は5,000万、この予備費、16年の場合は使用されておりません。使っていないということです。この予備費というのは、どんな場合に使うことができるのかという内容についてお聞きします。

それから、3点目、最後、131ページ、手数料の中の督促手数料50万載っております。この内容についてお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 繰越金については、今年度の状況を見た上で3,000万としたところでして、昨年度ももちろん同様にその時点での執行状況から割り出している額ですんで、3,000万大丈夫だと思っております。

また、予備費につきましては、18年度、今年度と比べまして2,000万減じておりますが、来年度につきましては税率改正を行わずに、極めて厳しい状況ではあるんですが、何とかやりくりしていきたいというような全体的な予算の組み方になっておりまして、このような予備費等いろいろなところから捻出して、いわゆる医療費にきちんと充当できるような組み方をしたということでして、予備費の使途につきましては特に定めはございませんが、当初予算の中で想定できなかったものが発生すれば、この予備費を執行していきたいというふうに考えております。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 手数料の件でございますが、この手数料につきましては督促手数料でございます。納期ごとに納期限が過ぎれば督促状を発布いたしますので、その郵送料に相当する額ということで、

納期1期当たり70円の督促料を納付の時期に徴収してございます。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一委員) 繰越金についてただいま御説明受けました。大丈夫だろうということで3,000万計上したということですけども、聞くところによりますとあと10日ぐらいで今年度終わるわけですが、今年度の国保は非常に厳しいんだと、値上げもしないで何とか切り抜きたいと、このようなお話も聞いておりました。ほぼ今年度終わりですけども、3,000万ぐらいの繰り越しは大丈夫だということですが、どうしても決算上出ないといった場合は国保の給付基金、これ現在2億3,000万ぐらいあると思いますが、これの取り崩しとか、あるいは基金の繰り入れ、その辺も考えているのかどうか、もう一点お聞かせください。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 国保税につきましては、15年度、16年度、2カ年引き上げをしまして、この間対応してきたわけですが、17年度の状況、沼澤委員おっしゃるように大変厳しい状況にはなっております。ですが、2カ年引き上げたということで17年度、18年度、来年度につきましても現在の現行税率で何とかしのいでいきたいというふうに考えております。ですが、国保会計につきましては医療費の動向次第というところがどうしてもございますので、その動向によっては御指摘ありましたような基金の発動という形で対応せざるを得ないというふうには思っております。現在目標額にはまだ遠い保有額ではございますが、これを使いながらのいで、その状況によっては19年度どうするかということは考えていかなければならないんだろうなと思っております。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一委員) 終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子委員) 131ページ、1の1の国民健康保険税のことで、先ほど新田委員の方からもありましたけれども、滞納、所得減少による理由などによって滞納額が増えているというお答えでした。17年度の収納率はいかがでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 国保税の収納率につきましては、2月末現在での徴収率につきましては、昨年度より若干収納率は低下といえますか、落ちてございます。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子委員) ということで、滞納というか、未納といえますか、それが増えているということだと思います。去年の16年度の決算のときにもお聞きしたわけですが、15年度が540件、これがまた増えているんですが、さらに16年度は911件と16年度増えて、さらに今17年度未納が増える傾向にあるということです。16年度の決算では、加入世帯の中で11%の世帯が未納となっていました。これは、15年度に14.1%の値上げ、16年度に6.4%の値上げという2年連続の値上げによる増税の影響が大きいということです。そして、決算では税務課長さんの方から担税力の低い人が未納という答えがありました。そこで、滞納を減らす手立てとして申請による減免措置、特に低所得のために払えない方の申請減免措置を設ける必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 減免ということでございますが、減免につきましては新庄市国民健康保険税条例の17条に減免の規定がございます。この減免条例の

規定に基づいて申請のありました方々には減免を実施しております。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子委員) 減免実施しているということでもありますけれども、決算のときにお聞きしました中身でいきますと13件16年度申請があつて、12件はその申請減免を受け付けたということでした。火災、それから服役中、これらの方は間違いなく申請減免の規定に合って受け付けとなったけれども、1件の方、1人の方がなかった。理由は明らかにされませんでしたけれども、貧困により払えなかったのではないかと私は推測しております。こういった貧困によって払えない方が出た場合は、新庄市では申請減免にならないのではないのでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 新庄市国民健康保険税条例の17条におきましては、所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者、またこれに準じると認められる者のうち市長において必要があると認められる者に対しては国民健康保険税を減免するというふうな規定がございますので、この条例に基づいた減免を実施している実情でございます。所得が皆無となって生活が著しく困難となった者というような解釈でございますが、一般的には失業等により所得が皆無となった者等というふうに解されております。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子委員) 失業等で所得が皆無ということではありますが、実際には失業や疾病、貧困によって公資の扶助を受けているなどは対象になっていないというふうに思うのですが、どうでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 大変失礼でございますが、もう一度質問事項をお願いしたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 所得が皆無となった場合ということで税務課長さんおっしゃいますけども、実際には新庄市の場合は失業や疾病、貧困などによって公資の扶助を受けているなど、こういう皆無ではないけど、非常に低所得、低収入で国保税支払いができないという方の場合は低収入がずっと続いている、こういった方の場合には前との比較で皆無に近いようになったと、前との比較をした場合にはなるんだけど、ずっと低収入が続いているような、長期にわたって続いているような場合にはならないのではないかという問題についてお聞きしております。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 ちょっと質問の趣旨がよく理解できないんですが、この条例にありますように所得が皆無の状態となって生活が著しく困難となった者、またこれに準ずる者として市長が認める者については減免を実施しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） それでは、16年度決算のとき1件の方がなぜならなかったのか、またその前にも申請減免をお願いしたことがあった方がなぜならなかったのか。私は、所得が非常に低いために国保税が納められないから減免してほしいということで出しているというふうに伺っていたし、そのように見ておりましたし、ところがならなかった。なぜならなかったのか。私は、規定にありながら市長において認められるその細かい部分において認めないようになっている。火災や服役しか認めない、実際は、そういう内容に減免規定になっているのではないかと思います、いかが

でしょうか。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員、18年度の予算についての審議しておりますので、お願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 今のは、国民健康保険税の滞納の方々の中に国民健康保険税払えないで申請して減額してほしいと言えども本当は減額してもらえない規定があるのに、なかなかしてもらえない。ここに私は市民の苦しさとか、または職員の対応できないでいる苦しさといいますか、両方あると思いますし、そこに減免規定に狭さがあるんでないかということをお尋ねしているんです。

山口吉静委員長 16年度と言ったから。

1 番（佐藤悦子委員） 17年度の予算。

（「16年度の決算と言ったんです」

と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 そうだね。16年度決算と言ったんだね。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 今は、私は予算の国民健康保険税が減っている。この理由の中に滞納額が増えている問題があるということで来年度の予算もそれも加味して収納見込み、調定見込みなどを立てているわけなんです。その中に今もそうだし、これからの予算の執行に当たっても払わねばならないと言われても払えない方々が申請によって減免措置する、これが市にはあるはずなんです、実際には火災や服役中は認めるけれども、それ以外貧困によって、低収入によって、実際失業によって長期にわたって収入が上がらないので払えないんだと、こういうとき助けていただきたいという市民の方々が含まれると思うんです。今までも含まれていたと私は思うんです。そういう意味では、市民の方々の安心して医療を受けるためには払えないのが続いていると、今度保険証交付問題にもかかわってきますし、払えないということ

認めてもらえる、そういう減免規定が充実される必要があると思うんです。そこで、お尋ねしているわけです。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 低所得者に対する減免についての対応についての質問でございましたが、国保税につきましては御存じのように2割、5割、7割の軽減措置もございますし、条例においての減免の規定もございますので、申請のあったものにつきましては職員がとにかく親身になって相談に応じております。しかも、7割、5割、2割の軽減措置につきましては、所得で対象になられると思われる方々につきましては、減免の対象になると思われますので申請してくださいというようなことの通知まで差し上げている状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 今のお話は法定減免ということで7割、5割、2割の方は減免になるんだと、そして2割の方については減免は申請していただかないとならないんだよということでやっておられるということは、よく私も一応知っているつもりです。その他で確認ですけども、税務課長さんの方から申請減免の中で失業や疾病、貧困によって非常に税金払うのが大変だ、公資の扶助を受けているなどのこういった貧困の方々の申請減免は受けるということでよろしいでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 繰り返しの答弁になると思いますが、申請あった段階でおのおの個別のケースに応じて相談に応じたいと思います。しかも、その相談の状況によりまして減免措置も考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、ただいまのお話で私としては一応低所得のためにどうしても法定減免だけでも足りなくて払えないという方の場合の申請を相談で受けるというふうに考えているという立場で理解していきたいと思います。

次に、資格証についてなんですけども、今の国民健康保険税とも関わります。滞納が長くなりますと、市では資格証明書を発行しています。16年度の決算で47世帯あって短期保険証の交付は217世帯に上って、合わせて264世帯に正規の保険証が交付されないということでありました。資格証明書の発行は納付期限から1年以上滞納のとき、そして特別の事情があると認められない場合に発行すると。特別の事情とはどういうことかということで前のときにお聞きしたときに災害、盗難、病氣と伺っておりました。

そこで、2点お聞きしたいんですが、1点は貧困により払えないという場合も特別の事情と見るべきではないでしょうか。

2点目は、資格証明書発行の前に対象者の事情を必ずお会いして聞くべきではないでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 国民健康保険税滞納者に対する措置としての資格証明書の交付の基準は、今佐藤委員おっしゃられたとおりの基準で取り扱っております。特別の事情の中身としていろいろあるんですが、貧困といいますか、それに当たるかどうかちょっと微妙ですが、現年度の市県民税が非課税もしくは均等割のみの課税の方については、これは発行しないということにしておりますし、また未就学児、乳幼児をお持ちの世帯にも滞納状況に関わらず発行しない、あるいは障害者なり母子家庭等についても同様の配慮をしております。ただ、先ほどの話と通じるかもしれませんが、一般的に収入が低い方、そういう状態がずっと続いているからといってこの災害や今言ったような市の

上乘せ基準に当てはまるとは、そういう取り扱い
はしておりません。ですから、貧困というんでし
ょうか、収入が少ないからというだけでは資格証
発行対象外とはしておりません。

また、対象者との話し合いということでありま
すが、この滞納者措置に関しては助役を長としま
して関係課長で慎重な審査の上1件1件決めてお
りまして、昨年と先ごろ行われました措置委員会
でも75世帯という同数になって、増えている状況
ではないんですけども、対象者につきましては弁
明の機会を付与しなければならないというそもそ
ものルールがございまして、この件についても丁
寧に取り扱って、弁明書を提出いただいた方は資
格証は発行しておりませんし、例えば前年度の納
付がなかった者という基準には当てはまりますが、
一定の納付があって何とか追いつこうという努力
が見える方についても基準からすれば発行なのか
もしれませんが、そういう方も措置審査委員会
の中でいろいろ検討して対象外としているという
ようなことがあります。ただ、何度通知をお上げし
ても弁明書の提出ない方もおりますし、そもそも
資格証発行の対象者の多くの方が住所はありますが、
居住実態なしといいますか、居どころ不明という
ような方で接触すること自体が無理な方が相当数
含まれておりまして、対象者すべてに直接会って
いろいろ事情をお伺いするということができない
方が多くを占めております。

以上でございます。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) 担当職員の御苦労が大変
伝わってくるお話だったなと思いました。居ど
ころ不明の方はどうしても仕方ないかもしれません。
しかし、居どころある方については、ぜひ会って
お話を聞いていただきたいと思います。

それから、次に移りたいと思います。130ペー
ジの3の国庫支出金が減額されていますが、その理
由はいかがなものかということをお願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 全体として1億3,000万ほどの
減となっておりますが、内容いろいろありますけ
ども、国庫支出金のうちの療養給付費負担金、あ
るいは介護納付金負担金などに関して国から県へ
の財源移譲の措置によって国の負担分が例えば17
年度では36%のものが18年度では定率分が34%に
低くなったと。あるいは、特別調整交付金などに
ついては国の負担分が変更になったということか
ら、国に関しては減額されております。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) 先ほど三位一体のことで
も言いましたけれども、国庫支出金の削減、それ
から税源移譲というのは私ども、山形県や新庄市
などのように税がなかなか上がらない、景気の低
迷とかそういったところから税源移譲されてもな
かなか上がらない、かえって財政難に追い込まれ
ていくというか、そういう中身であります。老人
医療に対する国庫負担はかつて1983年は44.9%で
した。それが、2001年度は31.9%にまで削減され
ました。国庫負担をさらに減らすということでや
っている三位一体改革は問題があると思います。
そういう意味では、国庫負担は増やすように特に
高齢者医療に対する国庫負担を直ちに引き上げる
ことが社会保障制度として国民皆保険を守る国の
責任ではないかと思うんですが、その点について
お考えお聞かせいただければありがたいです。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 国から県への財源移譲、国保の
面でもかなり進んでいるのですが、県に言わせて
もそうなんですけども、なかなか移譲額と実際に
自治体で負担することになる額が一致しないとい
うようなことがございまして、確かに委員のおっ
しゃるとおりのような状況も一部ございます。国
保に関しては、特に全国市長会あるいは国保連合

会というような形で毎年度要望しております。保険者として自立した安定的な財政運営を行うことが可能となるように、結局国の財政負担、財政支援を強く求めるような要望活動は市長会として展開しておりますので、新庄市独自でというよりはその一員としての要望活動になろうかと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 130ページの5の県支出金が増えています。これは、先ほどの国から県への移譲ということで国の補助を県を通してのことでありまして、県独自のものはないと思うんですが、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 山形県も現行ルールといいますが、規定上の負担ということで行っておりまして、県として独自に市町村に対しての補助制度というものはございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 私としては、県独自の支出金を求めているかと思います。北海道では、前にも述べておりますが、13年度栗山町に277万円入れておりました。山形県は全くゼロだと聞いております。そういうのでは、県民の健康を守る国民健康保険の安定化を図るという意味で山形県としても重要施策として県独自の支出を進めて国保会計を守るように言っていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 全国的にまれなケースとして一般会計から相当の繰り出しを行って、国保を重点に医療制度を進めるというようなところもあるかと思いますが、ただ全体的に言えば国保だけで医療制度が国民皆保険制度が確立されているという

ことではなくて、いろいろな医療保険に加入されている方がいるわけで、新庄市も国保は4割です。そういうところから、山形県の全体の状況はちょっと数字わかりませんが、県として一般財源を国保に投入するということは私はそう期待できることではないのかなと思っております。県や市町村、自治体がきちんとスクラム組んで国の制度として国保財政基盤が安定化するような仕組みをつくるべきなのだろうと思っております。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第 2 3 号平成 1 8 年度新庄市 交通災害共済事業特別会計予算

山口吉静委員長 議案第23号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 2 4 号平成 1 8 年度新庄市 老人保健事業特別会計予算

山口吉静委員長 議案第24号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 2 5 号平成 1 8 年度新庄市 公共下水道事業特別会計予算

山口吉静委員長 議案第25号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

2 3 番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

2 3 番（高山和男委員） 170ページ、1 款の 1 項下水道建設費についてお尋ねいたします。

ここに管渠建設事業費ということで補助ということで補助事業だと思いましたが、1 億2, 200万ほどの予算計上されております。ちょっとデータとしては古くなるんですが、昨年の 7 月末、山新が出

した普及率について出ておりました。県内の生活排水処理施設、これは下水道だけではなくて、農業集落、それから漁業集落、それから合併浄化槽等を含めた数字でありますけれども、新庄市は県内37市町村の中で37番目という普及率のことで市全体で58.6%、県内で37番目というふうに出ておりますし、この記事の中でも最上地方が遅れているようなここに記載がされております。そういう面で今回予算計上されている中で、この施設建設につきましてどういう事業というんですか、位置的にどこを建設工事されるのか。また、あわせて今市街地は大分整備されてきているんですが、そういう中でも管を引いているけども、まだ実際にそれを供用していないという地区が大分ありまして、そういう中でこちらの課の行動計画のB表の80ページにもございますけれども、非常に収納率の悪いというんですか、97%までいっているんですが、この辺とを含めまして、それからこちらのもう一つのデータの5カ年基本計画の中では、水洗化率県内13市中2位であるというふうに記載されています。これは、下水道ばかりじゃないんですが、全体的に見れば、じゃどうなるのか。これは、下水道だけ見れば13市中2位だというふうに理解できますけれども、じゃこの13市中2位というのは実際に管路を引いておいて、建設しておいて、それで使っている率がこのぐらいだよという率だと思うんです、2位だというのは。全体的に見て、それじゃ今後どういうふうにやられるのか含めましてお尋ねしたいというふうに思います。

中部 力 下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力 下水道課長 初めに、18年度のまず工事施工箇所というふうなことだと思いますけれども、現在認可区域636ヘクタールのうち施工を進めておりまして、特に重点的に整備を進めておる地区といたしまして、国道47号周辺の松本地区、それから東山地区、あと東天町地区と、大きくはこの3つがございます。来年度管整備を予定しており

ます地区といたしましては、今申し上げました3地区を主体に計画をしているところでございます。この他に一部県事業に関わる関連事業整備としまして、ゼネラルのところの曲川新庄線の整備に伴います一部管渠の整備とあわせて行う計画でございます。

事業費としましては、補助と単独合わせまして申し上げましたように1億2,200万ほど予定しておるわけでございますけれども、このうち松本地区につきましては国道47号線の現在新庄戸沢線との交差点の関係で道路整備を行っているわけですが、その関連事業として約600メートルほど予定しているところでございます。あと東山地区につきましては、17年度に続きまして谷地田、東山周辺を主体に整備をする予定でございます。これにつきましては約470メートルほど予定してございます。それから、東天町地区、これも昨年度に引き続きまして約270メートルほど予定しているところでございます。あとこの他には、先ほど申しましたように清水川と申しますか、曲川新庄線の部分の工事、それからあと末広町の一部を予定してございます。これは、私道に関わる部分になりますけれども、それらを計画しているところでございます。

それから、水洗化率というふうなお話ございましたけれども、先ほども委員の方からお話ありましたように、この水洗化率につきましては下水道に伴います水洗化率ということになります。全体についての水洗化率はどうかというふうな御質問でございますけれども、下水道が86.4%で水洗化率はお話ありましたように県内2番目というふうなことになります。それと、集落排水と、それから合併処理浄化槽を合わせまして普及率は58.6%、内訳としましては、これは普及率でございますけれども、下水道が42.9%、それから集落排水が6.9%、それから合併浄化槽が8.8%、これは16年度末でございますが、そういった内容になってございます。

供用開始区域内の未接続者というふうな話でございますけれども、供用開始区域内の処理区域内人口と申しますか、1万7,549人ございまして、そのうち水洗化している、接続している人口が1万5,156人というふうなことでございます。この差が接続していない部分の人数になるわけですが、この水洗化率が先ほど申しました86.4%というふうな率になってございます。

以上でございます。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) 県内4つに地区を分けますと、新庄、最上が一番そういう面では生活排水の処理、全体的にです、下水道だけじゃなくて、遅れているんです。そういう中で、今課長から御答弁いただきましたけども、実際に供用ができるけれども、していないという方もこれだけおられるということで大変苦勞されておられると思うんです。事業費が大変大きい中で、実際に設備をされたけれども、使っていないということでございますから。確かに今636ヘクタール、これ市街地なんです。その周辺も含めまして、新庄市の今後の下水というか、生活雑排水の処理をこれをどう持っていくのかというビジョンというのが余り見えないんです。進行性がないというか。すぐ下水処理場が近くにあっても自然流水に流れるんじゃないかという地域も随分あるわけなんです。その辺も含めまして今後のそういう進め方というのか、目標というんですか、そういったものもお聞きしたいというふうに思うんです。本当に新庄、最上の中におきましてもそういう面では生活排水が一番が舟形町、88.5%、それから2番目が金山が75.3%です。3番目が戸沢、70%、新庄は50%台なんです。農業集落排水等も含めまして住民要望大分来ていると思うんですが、その辺が今どうなっているのか。本合海地区なんかも含めまして、本当に環境というんですか、面で見てもとりわけ新庄市の場合は環境に優しいまちということで環

境の推進をしているわけでございますから、その辺を含めまして、将来的な展望も含めてちょっと助役さんでもどなたでも結構でございますんで、そういうのありましたらちょっとお聞きしたいというふうに思います。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 下水道整備につきましては、現在先ほど申しましたように636ヘクタール、用途地域、主に市街化区域を中心に周辺区域を含めた区域でございますけれども、これを重点的に整備進めているところでございます。現在のところ398ヘクタールほど整備をして終わってきているところでございますけれども、やはり全体から見ましてもまだ認可区域に対して6割程度の整備率というふうなことになるってございます。現在残っております松本、それから東山、それから東天町、あとさらには先に追加いたしました円満寺とか、それから桧町周辺、そういった地区も含めましてそういったまだ未整備地区に対しまして全体的な残事業費としてはまだ約20億ほどの残事業がございまして。現在少なくとも整備を進めるというふうなことから、この18年度につきましても17年度同様の事業費を確保しながら何とか整備率を上げて普及に努めていきたいというようなことで予定してございますけれども、やはり先ほど言いましたように全体的にまだ20億程度の残事業が残っているというようなことで何とかその部分について早急に整備を進めていきたいというふうなことで今取り組んでいるところでございます。

その他につきましては、引き続き現在の認可区域の整備後に、さらに区域の拡大を行って整備していくというふうな方針で進めているところでございますけれども、今下水道事業として考えられる制度といいますか、特環制度とか、あとフレックス事業とか、そういった事業制度がございまして、そういった利用できるものを十分に利用して一日でも早く整備が進めていかれるように努めて

まいりたいというふうに考えているところでございます。

八鍬長一助役 委員長、八鍬長一。

山口吉静委員長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 いわゆる生活排水処理事業といたしますと、市民の立場から見ますと3つの方法があるわけです。1つは下水道事業、2つ目には農業集落排水事業、3つ目には合併浄化槽ということで、市の中ではその3つが3課にまたがって対応しているということで、将来的には市民からとってみればどういう方法で水洗化を図っていったらいいか、それから地域事情のこともありますので、18年度に集中的に検討した上で19年度から一元化といたしますか、管理について窓口を一元化したいということで現在準備を進めているところであります。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

山口吉静委員長 高山和男君。

23番(高山和男委員) そういう面では全体的な今後の目標というんですか、そういうところももう少しお聞きしたかったんですが、ありませんでした。確かにそうなんです。市民から見てもまたがっているんです。またがっているという、そういう面では物すごく今助役が言われましたように一元化してやっていただきたいというふうに思いますし、18年度、新年度ですけれども、に検討だと。ちょっとこれではという感じもしますけれども、いいことだというふうに思いますんで、ぜひ進めて早期のそういう推進がもっと急激に図られるようにお願いしたいというふうをお願いしまして終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

1番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子委員) 169ページの1の1で処理場管理費というのがありますが、ここで汚泥処理もしていると思うんですが、それはどのように処理しているのでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 汚泥処理というふうなことでございますけれども、現在汚泥処理につきましては産業廃棄物というようなことで最終処分場があります山形の方に運搬して埋め立て処分を行っております。当然これは、業者委託を行いまして処理を行っているということでございます。

1番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子委員) 市内にこの下水の汚泥を堆肥化しているところがあります。それは御存じでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 詳しくはちょっとわかりかねますけれども、下水道汚泥につきましては先ほど言いましたように産業廃棄物というような特殊な部分もございまして、一般の廃棄物処理業者では取り扱いできないというふうなものになっております。

1番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子委員) その業者の方にお聞きしたところ、産業廃棄物ということで扱っているそうです。新庄市のは扱っていないのかと聞いたら扱っていないということでした。前に扱ったことがあるというふうにも言っておりまして、それなぜ使わなくなったんでしょうかとお尋ねしましたら、問題があつてということでした。どんな問題がということ聞いたところ、1つは脱水が足りないということで、本当は水分80%以下にしてほしいんですけど、新庄市のが82から83%だということでした。これは、機械が悪いのかなと思ったりしたんですが、それから2つ目は運搬業者のダンプが下水だけでないためか、金属が鉄などのくずが二、三回入っていたもんですから、それは堆肥化しているんですけど、そこでは困るというこ

とでそれを断ったという経過があったと言っております。

そうしますと、こういったことは市としてその気になれば解決できるんでないかなと思うんです。埋め立てるより堆肥化して使えるのであれば大変いいことだなと私は思いますし、遠くに運ばなくてもいいように利用できるわけであれば利用できるというふうにしてもらいたい。資源として利用できるよう脱水や運搬方法を改善してそちらに処理していただくように、再利用していただくようにする考えはないか、お願いします。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 今お話ありました以前市の処理場の汚泥を利用したことがあるというふうなお話でしたけれども、それについてはちょっと承知いたしておりません。下水道の汚泥につきましては、先ほど言いましたように広く、農業集落排水とかと違いまして広い部分から集まってくるものですから、重金属とかそういった成分も当然含まれているというふうなこともございまして、コンポストをやっているところもあるようですけれども、やはり農地還元とかそういうふうな場合の蓄積等の問題等もありまして、新庄の場合は特にそういうふうな形での利用というのは今してございません。当然そういうふうな再利用というふうなことも国の今後の下水道の進め方の中でも、こういうふうな再生の方向で今動いてきておりますし、当然現在利用している埋め立ても当然限度があるわけですので、そういったことから考えればできれば再利用という方向が見つかればそういうふうなことで進めていきたいというふうには考えております。ただし、これについてはやはり費用の問題もございまして、そういった部分も含めて検討して再利用の方法があればそういうふうな方向で進めていきたいのもやぶさかでないというふうに考えております。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) 他の地区の下水汚泥を扱っているというお話だったんです。私も前に重金属とかと聞いたことがあったものですから、そういうのはどうなんですかとその業者の方にお聞きしたところ、私の聞いたところ重金属はないというか、クリアされているというふうにおっしゃっておられました。その地区の下水については、重金属は含まれていなかったのかなというふうに感じているんですが、今後ですが新庄市において再利用できるようにした方がいいと思いますし、重金属が含まれるということはやはり工業関係のものあるいは市民生活の中で重金属などを流してしまうようなことのないようにとか、そういう下水の処理の仕方の中で再利用できるように持つていくためには、下水に流す段階で悪いものを流さないように指導というか、監視というか、そういうこともあわせてやりながら、再利用できるならばする方向でお願いしたいと思います。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 先ほど申し上げましたように、再利用の方法で当然コスト的なものもございまして、そういった面を踏まえて有利な方法があれば、やはりそういうふうな方向で進めていきたいというふうには考えております。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

1 9 番 (石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

1 9 番 (石田千與三委員) 今の佐藤悦子委員に関連してですけども、同じく169ページ、今のお話前にもどこかで聞いたようなお話ですが、今の課長は承知していないということなんです、もう少しお聞きしたいと思います。下水道の汚泥といいますか、昔は一般家庭でも農家でも普通堆肥にするもとは自分たちの排せつ物、それを最大限活用してきたわけですけども、今重金属が混入されていると困るというようなお話がありました。重

金属が混入されるような心配されるような、発生するようなものになるようなところとか、一般家庭では恐らくないと思うんですけども、どういところがあるか、どんな場面なんでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 事業所等もございすし、そういった中で1次処理は当然行って接続等を行っている部分もございすけれども、それがすべて基準よりも上回っているという意味ではございせん。ただ、他の文献とかそういった中で堆肥化した場合に、やっぱり長期間にわたる蓄積によって作物に影響が出る恐れがあるというふうな文献もございす。そういった意味で申し上げたところでございすけれども、現在処理場におきましても年に数回重金属についての検査ですか、水質検査等も行っていますし、そういった意味では現在使う分にはそのコンポスト業者の方がそれでよしとすれば使えるというふうな内容の部分でございす。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) そうすると、先ほど課長がおっしゃったいわゆる利用する場合に心配されるということは今はないということ聞いてよろしいわけですね。そのことについてはわかりました。そうすると、利用についても積極的に考えることはできるということにもなるわけですね。そのことも聞いておきます。

じゃ次に、この処理場の関係ですけども、処理場の維持管理事業費の1億3,500万何がし、この中でいろいろ出費されるところが出ていますけれども、施設管理業務委託料4,300万何がし、それから最上圏域の下水道共同管理協議会負担金5,700万何がしという内容について少し詳しく教えてください。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 施設管理業務委託料、これにつきましては4,355万、1つは今の処理場の施設の管理業務でございます。1つは、自家用の電気工作物の保安監督業務、それから消防施設等の点検業務、それから受変電設備精密検査業務、あと場内の管理業務、それとあと産業廃棄物の処理業務、これは処理場の中に一般の廃油とかそういうのが混ざって流れてくる場合がございます。そういったものの処理にかかる費用、それからあと先ほどお話ありました汚泥の運搬業務、それから汚泥の処分業務等に該当いたします。それが今申し上げました施設管理業務委託料でございます。

あと、それから最上圏域下水道の共同管理協議会負担金、これにつきましては現在新庄市を含めまして7市町村で処理場の共同管理を行っております。共同管理協議会をつくりまして、そこで各市町村の処理場の共同管理を行っているわけです。それに対する負担金でございます。

以上でございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 処理場のいわゆる業務委託料については大体わかりました。今の最上圏域下水道共同管理協議会の負担金、これもう少し詳しくお願いします。つまり7市町村とおっしゃいました。7市町村がどれぐらいの負担金でどういうふうになっているか、あと職員の数とか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 最上圏域下水道共同管理協議会につきましては、最上管内、鮭川村を除く新庄市を含めた7市町村で協議会をつくりまして、それぞれが管理しております処理場の共同管理を行っている、その委託料に関わります負担金でございます。新庄市と、あとそれから最上町、戸沢村、金山、それから真室川、舟形町、大蔵、以上の市町村でございますけれども、委託料の額でござい

ますか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

中部 力下水道課長 負担金の内訳としましては、処理場の保守点検、運転操作監視業務、それからあと水質試験及び修繕業務、あと事務局費に関わる負担金でございます。

平成18年度の負担金につきまして新庄市の分といたしましては、先ほどもお話ありました5,797万1,000円というふうなことでございます。

(「職員数」と呼ぶ者あり)

中部 力下水道課長 山形県の上下水道施設管理という会社に業務委託を行っております、この会社で現在業務を行っているところでございます。業務を行っている直接の従業員といいますのは現在15名おります。

以上です。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 何でこのような質問をするのかというふうに不思議に思う方がおられるかもしれませんが、今どこの自治体も圧縮圧縮というふうな財政事情、逼迫した事情ということでいろいろと職員の給与カットとか、ある自治体では特別職半分カットなんていうことで当選された方もいますけれども、そんなことでいろいろ切り詰めてやっているわけですが、処理場に関して新庄市として下水道課長は現在内容は、つまり下水道の今こちらのあそこの施設ありますよね。升形地内というんでしょうか。新庄市から職員が1人派遣されているというか、新庄市から職員が1人行っているわけです。その中で今の15人の人員体制というのは適正かどうかというのは、いかがお考えでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 先ほども申し上げましたように、協議会をつくりまして、そこに各町村で負担金を供出するわけです。その中から先ほど申し上

げました山形県の上下水道施設管理という会社に業務委託を行っております。ですから、直接市の職員とかそういったものは市の処理場の方には行っていない。ただ、当然管理者としまして場長は市職員におりますけれども、業務は全部こちらでやっておりますし、管理業務につきましては、先ほど申しました会社の方に委託して行っているというふうな状況でございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 総務費の中の一番上の方に職員給与費1人と書いてありましたから今お尋ねしたわけで、そうすると場長として新庄市からそちらの方に出向いているということによろしいんですか。それと、15人の企業については今契約でされていると思うんですけども、その内容といひましようか、15人の職員の賃金なんかも含めまして、これは正常なんだよと、適正だよというふうなお考えでいいというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 先ほども申し上げましたように、処理場の管理につきましては会社に委託してやっておりますので、その賃金内容については私の方では関知いたしておりません。あくまでも会社に業務を委託しておるわけですから、現在の新庄市の処理場の一部について……一部というよりもあそこが中央センターというようなことでそこで集中管理をやっております。ですから、処理場に今常駐しているわけですが、それは会社の職員でございます。市の職員ではございません。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 職員の給与1人というのは、そうするとあの施設の中にいらっしゃる職員ということではないと、こちら下水道課というかにいるんだということによろしいんですね。

じゃ、わかりました。それはそれでいいです。

会社に委託されているということで、その会社について委託する際の契約方法というか、内容というか、これは業者は1つのところだけでしょうか、それとも入札とか何か、どんな方法なんでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 委託会社につきましては、協議会の中で以前これは協議委員といいますか、各首長さん方になるわけですがけれども、その方々で協議をして委託を行っております。業務そのものが特殊業務というようなこともありますし、そういったことから契約そのものは1社随契になっております。ただ、設計につきましては、協議会の方で設計いたしまして、それに対して入札といいますか、見積もって1社随契の形になってございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) そういった特殊業務を遂行する、いわゆる管理していく会社というのは今県内にどれぐらいあるんでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 申し訳ありませんが、確かな数字はちょっと今資料ございませんので、後ほど調べてお知らせしたいと思います。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 複数の業者から見積もり等の書類をもらって、それから委託するまでの間は入札、そこまでいっているということでお聞きしてよろしいわけですね。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 設計そのものもこちらの協議会で行いまして、予定価格を立てまして、それに

対して見積もり徴収を行って、予定価格内であれば随意契約というふうな形で行っております。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) くどいようですが、今設計の段階からというふうにお話がありました。とすると、一度設計をして契約を結ぶと、その業者とは当分の間契約を取り交わさなけりゃいけないんじゃないかというような考えが出てくるんですが、他の業者がもし新たに契約をするとなるとき参入する際に、やはり新たに設計業務から始まるわけでしょうか。実はなぜこんなことを聞かかかというと、環境の関係で、例えばごみ収集のパッカー車とか、そういうふうな保守や持っている会社でないとなかなか参入できないという話になっていて、それは見積もりの段階とか設計の段階で可能なんだというような話も聞いたことがあります。それも他の業者がそういうことで設計とか何かが新しくできて、それから見積もり、そして入札に参加というふうな形態になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

中部 力下水道課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 下水道課長中部 力君。

中部 力下水道課長 これにつきましては、当然設計につきましては毎年度新たに業務の内容に合わせて設計を行うわけでございます。当然その仕様に基づいて積算しまして、見積もり徴収を行っているわけでございます。業務的にも特殊な技術的な資格等を有する業務の内容になってございますので、そういった意味からも特殊性があるというふうなことで行っているところでございます。ただ、他にそういった業務についての参入といいますか、そういうようなのが可能かどうかという話だと思いますけれども、可能性等から見れば、そういうのは不可能ではないとは思いますが、ただ、今申し上げましたように非常に特殊な資格とか、そういったものを有する業務であるというふうなことから、なかなかそういうふうな他からのあれ

というのは今のところないんですけども、そういうような状況でございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

山口吉静委員長 石田千與三君。

19番(石田千與三委員) 特殊な業務ということで、一般の人はなかなかわからない部分があるんだというふうなことになろうかと思います。であれば、なおさらその特殊な業務に関してはきちっとした監視体制も必要なのかなというような考えがあるものですから、いろいろとお聞きしました。終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号平成18年度新庄市 農業集落排水事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第26号平成18年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号平成18年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号平成18年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計予算

山口吉静委員長 続いて、議案第27号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号平成18年度新庄市 介護保険事業特別会計予算

山口吉静委員長 次に、議案第28号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) 199ページの1の保険料6,170万2,000円の増ということに関わってなんですが、保険料が16.8%値上げという案になっています。保険料未納件数は16年度決算で207件でした。普通徴収者数が2,074人のうち約1割の方が未納となっています。その理由について、決算では景気の低迷、リストラ、失業、倒産などが介護保険にも影響している、市税滞納者ともダブってい

るとの執行部のお話でした。この度の保険料の大幅値上げで払えない方が増えるのではないかと予想されます。ほとんどが年金からの天引きでありますけれども、その方々も含めて天引きでない方々などに多くまた出てくるのではないかと思います。対策としては、激変緩和がされているということでこれは大変いいと思いますが、さらに今ある申請減免の拡充が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 介護保険料につきましても減免の条例がございまして、それに基づいて減免措置を実施してございます。現在17年度におきましては、先ほど佐藤委員の方からお話ありましたように、ほとんどの方々が年金からの源泉徴収というようなことで特別徴収になってございますので、減免についての申請につきましては、17年度におきましては1件だけ申請がございました。まだ申請あったばかりで、今審査しておりますが、基準に該当するということであれば減免をしていきたいというふうに考えてございます。申請そのものが17年度におきましては1件だけ来ているというふうなことの状況でございまして、減免の対象範囲の拡大というようなことにつきましては、そういうふうな事情から今のところ考えてございません。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) 介護保険料の減免の条例があります。これを見ますと、災害により財産について著しい損害を受けた場合、それから世帯主の死亡、または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院で世帯主の収入が著しく減少した場合、それから生計を主とする者の収入が失業により著しく減少した場合、それから生計を主とする方の収入が干ばつなど、冷害などによって農作物の不作、不漁その他それに類する理由により著し

く減少したこと、これらが減免の対象基準となっているようです。私の知っている方で、この間一般質問でも申し上げたわけですが、50代夫婦が長期の失業でなかなか仕事をとれない、そして両親が2人いますが、その2人で月5万円の年金が出る。それで、子供もいて本当に四苦八苦しておられるんです。それでも、生活保護というのは、まず年齢的に元気で仕事をとれるはずの年齢であれば、仕事を探すのがその探し方が足りないという判断で生活保護になかなかならないんですが、そういう四苦八苦している低収入の世帯の場合は、この申請の基準で減免が認められるのでしょうか。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 国民健康保険事業の質問の中でもお答えしましたが、今の質問の事項だけではちょっと判断しかねますので、具体的にまず減免申請を行って相談に応じていただきたいというふうに思います。ケース・バイ・ケースで基準に合致すれば、ここに基準もありますが、基準に該当されれば減免をいたしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 課長さんは、ここではそのようにおっしゃるわけですが、しかしこの文章を見たときに長期の失業によるかなり長いもう低収入であることが間違いない、こういう方の介護保険料について減免することがなかなか難しい、これに当てはまらないような気がするんです。そういう意味では、これをそういったこれは著しく減少したときであって、少な過ぎるほどの収入がずっと続いている場合についてはなかなか当てはまらないという中身でないかと思うんです。そういう意味では、この減免規定をそういったことも含めて使えるようにしてやってこそこうした申請の方の基準が該当すると、言い易い状況をつくれると思うんですが、どうでしょうか。減免の規定

をよく検討し直す必要がないのかお願いします。

設楽忠良税務課長 委員長、設楽忠良。

山口吉静委員長 税務課長設楽忠良君。

設楽忠良税務課長 繰り返しの答弁になりますが、それぞれのケースで収入といいますか、生活困窮の度合いが違うわけですので、まず申請をしていただいて職員と相談をしていただきたいというふうに思います。ケースケースで違いますので、例えば世帯員数の数とかいろいろ条件がございますので、まず申請をして職員と相談をしていただきたい。今現在は、17年度においては先ほど申しましたように1件の申請しかございません。その申請につきましても申請出たばかりで今検討しているところでございますので、よろしくお願いします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時07分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 205ページ、2の5で施設介護サービス費がマイナス2億7,530万円になっていますが、この理由ですけれども、施設に入っている方の負担が上がって入所継続できなくなった方が出ているのかいないのか。それとも、介護報酬が下がっているのかお尋ねしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 施設介護サービス給付費2億7,500万の減額ということですが、1つは去年の10月からホテルコストが導入されたことによりまして給付費が下がったということ、それからもう一つはこれも10月から改定されております報酬が下がったという原因でございます。それに

関連してでございますが、208ページに特定入所者介護サービス費、ここが1億1,295万5,000円の増という形で載せておきましたが、これはいわゆる所得の低い方への補足的給付の分でございます。両方合わせますと1億数千万円の減額かなと、給付費の減かなというふうに考えております。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) わかりました。決算のときの話で入所者数が407人で、特別養護老人ホームの待機者2カ所でそれぞれ69名と110名待機者の数になっているという話でした。新庄市の待機者解消のための重要事項として、県はやらないというか、国もやっていけないというふうに言っているようですが、それは国の、あるいは県の立場でありまして、市民の立場に立ちますと、こういった待機者の方々のために地方分権を発揮して待機者解消のために考えるべきときではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 前に待機者について今委員おっしゃられたとおりでございます。69と110という数字が出ておりますが、実数とは言いがたいと前にもお話しいたしました。複数で両方に申し込んでおられる方等がございますので、待機者がおられるということは確かでございます。また、施設の整備に関してでございますが、これ前にお話ししましたが、山形県は全国で4番目の施設の整備率ということでございます。その中で最上郡は県内でも一番という整備率でございます。したがって、攻めというお話がございましたが、国の流れといいますか、施設から居宅へという考えもございます。今この状況で市単独で施設をつくるということはちょっと難しいと、極めて難しいということでございます。

以上です。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) 国と県では、国はまず施設を減らすという立場でいるようです。しかし、市民の側から見ますとどうしても家族介護に頼れない状況にあるものですから、施設を望む、切望する方々が多いというふうに私は感じます。それで、ダブっている分などを考えますと両方ダブっているとすれば60人余りは間違いなく待機者になっていると私は見ておりますし、そうしますと少なくとも50人くらいの施設は必要なんではないかなと思うわけで、そういったことを地方分権地方分権といわれているわけでありまして、施設の補助金などを削減する一方で、施設整備、福祉教育の福祉施設整備については、地方債も後で地方交付税で措置するという事で地方債も認める立場でいるようなことも聞いておりますし、地方分権で住民の生活から切実に望まれている問題については、国がだから、県だからということではなくて、市独自で検討してほしいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

それから、もう一つは209ページの4の1で生きがい・訓練支援事業というのと運動・訓練支援事業というのがありますけども、この内容はいきいきデイサービスとどういうふうに関わるのか教えていただきたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 施設に関してでございますが、施設介護サービスの重要性あるいは今まで果たしてきた役割あるいはこれから果たす役割の重要性ということについては委員と同じ考えであります。しかし、新しくハード事業を興すということは、そのハード事業を興す法人がおられるかどうか、あるいはそれに対して今市の現状で補助ができるのかどうかということを考えますと、今の時点で新しくそういう施設をつくるということはやはり難しいというふうに考えます。

それから、運動・訓練、それから生きがい・訓

練支援事業ということでありますが、これにつきましては転倒防止とか、それから運動機能低下の予防の事業であります。それから、生きがい・訓練支援事業につきましては、特に閉じこもりとかうつすの恐れがあるという高齢者の方がおられますので、それらの方々に対するサービスということであります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 前に今の閉じこもり、うつすの恐れがある方へのサービス、生きがい・訓練なんですけども、前まで、今年度までいきいきデイサービスということでやっていたのが、これが今度なくなるという話で、そして予算委員会の話では老人クラブなどが独自にやることについては何らかの支援をする予算というふうに伺っていましたけれども、そんな内容なのでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 前に今年度行っているわけですが、いきいきデイサービスにつきましては閉じこもり予防あるいはうつすの予防という点から現在事業を行っていますが、これは私どもも主催者側ということでありますが、大変評価をしております。したがって、この事業を来年度やめるということではございません。規模的に縮小になる可能性がございます。しかし、廃止にするという考えはございません。ただ、これと相まって前に平向委員からの質問にもございました。その中でちょっとお答えいたしました、地域支援事業の中で介護予防という立場から地域においての事業をどうするかと、あのときは8市町村という具体的な数も私申し上げましたが、それとリンクをして高齢者の生きがい創出あるいは介護予防に関するそういう事業を行ったかどうかということで現在検討しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） いきいきデイサービスに関わって、半分ボランティア、半分少し手当もらいながらやっていらっしゃった方からのお話でとても残念だという話だったんです。というのは、廃止というふうに伺っていたということと、あと自分たちは用がないように言われているということととても残念がっていました。お年寄りの皆さんが集まって、迎えにも行って、そして昼御飯も一緒に食べて、そしてゲームをしたりお話をしたりやって、ずっと笑い合っている。それを準備するのに相当ボランティアの方や、あるいは少し手当いただく方々が準備して、そしてその方々も楽しくやってこられて、また会おうねということでもいつも別れていると。これがうつを防止して、また認知症になるのも防いできた。楽しみで楽しみでいっているわけなんですけど、できれば毎週してもらいたいもんだと今年度などは言っていたわけなんですけど、そういうのを減らさないで、携わってきた方々もぜひ続けてやっていただきたいし、できれば毎週ぐらいやれるように援助をしていたいただきたいと思うわけですが、その点はどうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 ただいまお話ありましたボランティアの方についてもこの事業の開催あるいは実施に当たっては大変力をいただいているということはお聞きしております。したがって、先ほど申し上げましたように、そういう事業をなくするという考えは18年度もございません。しかしながら、縮小する可能性はあるということをお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） お年寄りの皆さんが、去年の予算のときにも言ったような気がするんですが、2週間に1回の、例えば火曜日ということになりますと忘れてしまうということがよくあると

いうんです。そういう意味では、毎週あった方が火曜日の10時からなら10時からとか、火曜日は行くというふうにお年寄りの皆さんにとってはやっぱり週単位で大体皆さんそうですけど、この曜日は何をするというふうに決めているわけで、それだと本人も非常に緊張して予定を立てながらお互いにやれるわけで、これ忘れてしまわないようにするためにも本当は毎週あった方がいいと思うんです。そういうふうに縮小して曜日少なくしたら、忘れられてしまって利用しにくくなることは間違いないわけでありまして、できれば毎週というふうにやれるように応援していただきたいものだと思うんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 毎週実施するという事は現在考えておりません。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) お年寄りの方もそうでしょう。私なんかもそうですし、毎週あるということと、例えば2週間に1回ということでありまして、今日はあるのかないのか、あったんだっけかな、なかったんだっけかなというようなことで比較的若い我々であってもなかなか難しい忘れがちなところが、年配でやや認知症に近いような状態になっている場合には、やはり今週あったかなかったかという前に、忘れてしまっていないものというふうになってしまうパターンだと思うんです。そういう意味では、できれば毎週できるようにしてやるのが認知症に陥るのを防ぐ、心を活発にさせる、体力も活発にさせる介護予防の重要なものだと思いますので、そこをぜひもう一回考えていただけないでしょうか。それは、やはり介護保険の2%というところからの限度からくる縮小なのではないでしょうか。その点あわせてお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 事業の実施回数については多ければ多いほどいいと、2週間に1回よりは1週間に1回の方がいいということは理解できます。この事業につきましては、社会福祉協議会に委託をしてうちの方と連携してやっている事業ということです。したがって、社会福祉協議会の人員体制、あるいはバスでの送迎等を行っています。1週間に1回で福祉バスの運行ができるかどうかという問題もございます。いろいろな問題もございます。社会福祉協議会とお話をした時点では、今委員がおっしゃるような回数は難しいということでもあります。その後でおっしゃった2%のその枠があるからできないということではございません。

山口吉静委員長 他に質疑ありませんか。

7 番 (渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番 (渡部平八委員) 介護保険事業予算およそ24億何がし、7,000万、25億ぐらいなんですけど、その中の保険給付費が24億、このごろ時たま新聞なりテレビでいわゆるサービス提供者サイドよりの過大請求が時々報じられておるんですが、昨年に比して1.3倍になったと、30%も増えた。過大請求、この辺を支払う方からどういう手立てを講じておるのか、まず最初その点1点だけでします。

山口吉静委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時28分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 大変申し訳ございませんでした。介護保険サービスの支払いの件でございますが、各事業所から国保連合会に請求行きて、国保連合会から各市町村に負担分が請求来ということで、うちの方ではその書類をチェックする

と、そして国保連合会に支払いをするという流れになっております。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） それはわかっています。連合会からこっち側さ、いわゆる請求書で来ると。そのときの、例えばお医者さんたちが一般の人がお医者さかかったときレセプトの点検料というのあるわけだ。新庄も千何百万かけてやっているわけよ、レセプト点検を。これは、お医者さんたちからこういう保険の請求来たけれども、間違いないかなと新庄市も千何百万円かけて点検料というのやっているわけ。この介護保険についてはそういう手立てが、ただ上がってきたのをそのまんま支払っているのか、どこかで何らかの形で、これ間違いないかなということ、現実的に1.3倍になったと報じられているわけよ。ということは、この介護保険事業というものは、いわゆるサービスを提供する組織なり団体なり業者が新庄も増えているわけよ。どんどん、どんどん増えているわけ。増えることによってサービスを、いわゆるサービス面で競争してサービスが充実すれば何よりだけれども、過当競争になってくると経営面でそういう恐れが、可能性がゼロではないと。現実的に新庄市ではゼロだと思うけれども、1.3倍になったと、わずか四、五年で。そういうチェックというとおかしいけれども、そういう面の未然に防止する手立てというものはいかがなものですかと、そういうことを聞いているんです。ただ、連合会から来ると、これは1つの流れで、これは私そういうことを聞いているのではありません。

これからますます大事だと思います、この問題については。どこかでちょっと目を大きくして見るような場所がないと。そのうちでも、所長、この前のテレビで放映されたのはひとり暮らしが余計だと言われている、ひとり暮らしの介護受けている人が。それから、もう一つは、老人だけの2人だけの世帯が、こういう方々が過大請求されて

いると。多くの家族が、例えばおばあさんが介護を受けて、嫁さんがそばに付き添っているとすれば、ああ、今日はこういうサービス受けたなど、こういう時間を受けたなどわかるわけよ。ひとり暮らしの老人とか老人のみの2人となると、その辺何かちょっと、そういうのが余計なんだと。サービスの過大請求された要因を見ると。だから、これからはそういう手立ても考えていかないといかがなものでしょうか。いかがなものですか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

山口吉静委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 委員言われるとおりでございます。特に請求が回ってきて一つ一つチェックできる体制には現在ございません。しかしながら、例えば施設長会議あるいはケアマネジャーの会議等年に数回持っていますので、その際に今の件については今後ますます積極的に指導してまいりたいと、そういうふうに思います。

もう一つ、小規模の施設に関する指導でございますが、今度市が監督、指導するということになりましたので、その点につきましても十分指導、監督をしてまいりたいと、そういうふうに思います。

以上です。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八君。

7 番（渡部平八委員） 所長の答弁で、ぜひこれは人間することですから、間違いないとは言わないわけ。ただ、その間違いが新庄の市民から余り余計出ないように、新庄市の過大請求も1.3倍になったなんて報じられないような、いわゆるサービス提供する方々とうこうこういうことになっているからと、そういうことは気をつけて十分配慮してやってくださいと今指導なされると言われましたので、その辺ぜひ心がけてやってください。新聞種とかテレビさ出るようなことないように。

終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第28号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

山口吉静委員長 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号平成18年度新庄市 水道事業会計予算

山口吉静委員長 議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 8ページの1の2の管路台帳整備業務7,500万円についてです。17年度の予算のとき総額1億2,000万円の事業だという説明があつて、17年度は5,000万円、残り7,000万円だったわけですが、18年度7,500万円ということはこれで管路台帳整備業務は終わりなのでしょうか。そして、また予定よりも500万円増えているんですけども、その理由は何かということをお願いします。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 水道台帳の整備業務につきまして、出来高ということで当初17年度では5,000万を予定していましたが、出来高で約4,500万ぐらいの出来高で終わる予定です。ですから、7,500万をプラスしますと1億2,000万と。ですから、当初の計画どおりに進んでいると、そのように解釈してください。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） ということは、予定どおり1億2,000万円の事業で、18年度で終わることです。わかりました。

19年度以降の残事業についてなんですけども、17年度の予算のときのを見てみますと、石綿セメント管更新が19年度以降は1億3,637万円、老朽管更新が1億780万円で、合計残っているのは19年度以降は2億4,417万円ということだと思ふんですが、それでよろしいのかお聞きします。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 今までお答えしましたのは、石綿管の5カ年計画に沿った工事費、それから老朽管更新事業のこれも5カ年計画に沿った金額を申し上げていました。ただ、老朽管につきましては、だんだん周りの管が古くなっているわけですから、休むことなくこれをまた5カ年、5カ年ということで続けていかなければならないような状況なも

んですから、この事業につきましてははっきりした数字というのは、まだつかんでいません。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) わかりました。大体予定はこれだけでも、さらに老朽管についてまた5カ年計画という形になって事業が出てくるのではないかなという予想だということですね。わかりました。

9ページの18年度の資金計画見ますと、差し引き、下の方にですが、16億3,745万4,000円の現金預金の予定になっています。これは、18年度終わった時点でこれだけの現金預金になるだろうということだと思います。建設改良を行っても十分に残るお金だと思います。利率5.5%以上の約5億円を利子とともに繰上償還すべきだと私は思います。貯金しておいてもほとんど利息が付きません。一般家庭では住宅ローンに繰上償還しているわけですが、少しでも借金を少なく、利息高いものもなくしてというのが普通の家庭でもありますので、そういうことに使ってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 それでは、今質問ありました現金預金について、先ほど9ページと言いましたけれども、14ページの貸借対照表の流動資産の現金預金ということで、一応これが今の現金ということでの数字です。これによりますと、この数字というのは一応平成17年度末の予定の表です。まだ3月いっぱいになっていないもんですから、この金額でいいますと平成16年度の決算の数字が約17億1,273万1,000円ぐらいです。この度の見込みでいきますと16億6,537万9,000円ぐらいですから、実際には4,730万ほどの減になる見込みだと、1つは。

それから、繰上償還の方ですね。繰上償還をできないかと、そういうことでしたですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

高橋 敦水道課長 これは、繰上償還、この前の去年の3月の議会でも前課長がお答えしているはずなんですが、私の方でもできるならばこの企業債の高い高利のやつを繰上償還した方がということは常に考えていますが、ただ高金利の企業債の繰上償還を実施した場合、3年間という罰則規定がございまして、何かありましたら企業債を借りることができないと、そういう罰則規定がございまして、今後の水道事業の経営に支障を来す恐れがあると、そういうようなことで今は考えていません。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子委員) この5億円の元金5億円ですけれども、5.5%以上の利息も含めて返すとなりますと、どのぐらいお金を用意しないとできないことになると考えておられるのでしょうか。というのは、企業債借りなければならないような少ない現金預金でないような気がするんです。現金預金16億ですし、今課長さんは資金計画の下の方については言ってはいませんでしたけど、これよく見れば資金計画の最後の差し引きのお金というのは、ほぼ18年度終わった時点での現金預金の金額になるようです、大体。ほとんどというか、全部です。そうしますと、18年度終わっても16億ということになっているわけなんです。ですから、企業債を借りなければならないような資金でないほどお金はあると私は思うんですが、繰上償還する場合どのぐらい用意しないといけなくなるのか計算していらっしゃるのでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 今将来に対する企業債の繰上償還等の表を持ってきていませんですから、詳しい数字は言えないんですけども、今工事やっている補助事業の内容からちょっとお話ししたいと思います。石綿管更新事業、それから近代化推進事業の老朽管更新事業、いわゆる補助事業があります。

普通は3分の1なんです。そして、普通は3分の1を水道事業で賄って、もう一つの3分の1は今言った企業債を借りると、こういうやり方です。ただ、今やっているのは後年度に負担を残さないように、補助金の他は企業債を借りていません。3分の2は水道課独自の金額で資金繰りをしていると、そんな状況です。ですから、今浄水場に何十億というお金を投資しましてかけた建物、要するに配水管等がいろいろございます。これが平成五、六年からの供用開始ですから、もう十二、三年の時がたっています。今現在いろんな面でこの前の補正でもお願いしたんですが、滅菌器とか、それから蓄電池とかいろんな面で今故障を来して、もうちょうど更新の時期に入っているんです。この更新の時期を今は何とか器械をもつだけもたせる修理を繰り返しながらやっているようなもので、この修理工具が一挙に来た場合は莫大な資金が必要だと、そのようなことでまだ金があるんですけども、繰上償還、こういう話は考えておりません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 修理費がもしも一気に修理来た場合、どのぐらいお金がかかるというふうに見ておられるのでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 先ほど申しましたとおり、一応何十億もの建物、配水管等の機材がございます。ですから、これを今金をかけることなく何とか、新庄弁で言いますとだましながら器械をつかっているわけです。ですから、そろそろいろんな器械の耐用年数に合わせた寿命が来るんじゃないかと、そのために一応まだお金はとっておくと、そういうことです。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） いろんな建物のことを考えて、よく耐用年数という言葉があるんですけれ

ども、水道の場合のそういった何十億かけたという建物の耐用年数というのは30年ぐらいとかなっていないんでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 建物については約40年です。鉄筋コンクリートづくりです。それから、水道管については40年です。建物についてもそのぐらいだったと思います。それから、一番使用頻度の高い内部の器械については七、八年が一応耐用年数となっています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 内部の器械が七、八年というお話だとすれば、その部分であって、その部分については何十億もかかるのでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 申し上げましたとおり、内部につきましては、詳細につきましては今資料を持ってきていないからわかんないんですけども、単純に言えばテレメーター等の機械を停電のとき保護する蓄電池、これだけで今水道庁舎内にある中央監視の設備だけで、これだけで二千五、六百万、約3,000万という電池が必要なんです。これが浄水場にもありますし、ですから各施設にもあるわけですから、その金額を考えてみただけでも想像がつくんじゃないかと思いますが。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） その詳しいところもやっぱりよく見ていただいて、なお繰上償還ができないかということを再度検討をお願いしたいと思います。

次にですが、ページ3で収益的収入を増やすことも大事だと思うんですけども、大手の企業でみんなの水である地下水を汲み上げて使っている

ということはないでしょうか。あれば、水道料金の一部に見合う協力金として負担させることも考えてはいかかと思うんですが、どうでしょうか。

（「済みません。失礼ですが、もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

- 1 番（佐藤悦子委員） 収益的収入を増やすために、比較的大手の企業で地下水を使っているところはないかということなんです。あれば、水道料金の一部に見合う協力金として負担させるなどいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 多分佐藤委員が話しているのは専用水道とかこういうやつに関連だと思うんですけど、違いますか。この18年度予算書には、そういう分は見込んでいませんもんですから、ちょっと詳しい返答はできかねます。

- 1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

- 1 番（佐藤悦子委員） 予算にはないわけなんですけど、今後収益的収入というふう考えたときに大手の企業などがあった場合、地下水汲み上げているというのは、やはりこれはみんなの水で、私の水道水も考えてみれば地下水と一体のものでありますし、そういう水の使い方あった場合には協力金として負担させるようなこともあっていいのではないかと考えてみていただきたいと思います。

次に、水道料金についてなんですけども、あけ閉めのときの1,000円、これをこの前の議会ではなくてもいいのではないかという話をしたわけなんですけど、他の市を調べてなければ考えてもという話ありましたが、他の市調べて見てあけ閉めの1,000円、現金いつも用意して水道に行かねばならないというのちょっと大変なんですけど、そこはどう検討されたでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 検討はしていません。今県内の13市の実情を調べました。その中で13市のうち開閉栓手数料を条例として設置していなかったのは3市、あと残りの10市は全部開閉栓手数料はございました。金額でいいますと500円から1,200円までの間でございます。新庄市は大体中間ぐらいの1,000円です。

以上です。

- 1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

- 1 番（佐藤悦子委員） このあけ閉めの1,000円のことわかりました。そして、基本料金もあるわけなんです。例えば家を空き家にしていて、時々掃除に来るという方もおられます。そういう方の場合、あけるためあるいは閉めるためで2,000円、そして基本料金も取られることになりましてほとんどゼロに近いぐらいの利用なんですけど、3,000円近く取られるというようなお話でありまして、基本料金をもっと少なくして少量の量に応じた料金に設定してもいいと思うんですが、そういった考えはないかいかがでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 この考えはございません。開閉栓手数料というのは、今16年度では約2,300件ほどございます、開閉栓合わせまして。この種の多くは、アパートとか借家とか、こういう関係者のみでございます。普通の一般の家庭ですと、要するに家を建てて借りてメーターをあけると、そういう場合は開閉栓手数料つかないんです。普通の家ですと。もうメーターの分担金というのを払っていますから。ですから、要するにこれを開閉栓を度々するためには、この前もお話ししましたが、人件費から燃料費からこれをかけながらずっと回るわけです。一般の家庭では、これは一生普通ないわけですから、公平な負担が伴うんじゃないか

と、そういう考えです。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 基本料金についてなんですけど、基本料金というのをゼロとかかなりゼロであっても基本料金取られるように思うんですけど、電気料金などと比べますと基本料金の料金が高く設定されているような気がして、非常に少なく利用している方から見るとかなり大きな負担ではないかなと感じるんですけど、その点についていかがお考えでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 水道料金というのは、委員さんも御存じのとおり今県水道、県水関係、要するに水の安定供給をするために昭和55年の県議会、それから市議会の議決に伴いまして水を買っているわけです。要するに水の買い受けというのは、原料から材料から含めた金額です。この金額をもって今20トン当たりで5,092円ですか、山形県で第2位の水道料金の高さと言われていますけれども、それを算出しているわけですから、高い低いじゃなくてこのぐらいもらわないと経営ができないと、そういうことです。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 今県の受水費のお話ありました。4ページの1の1の1の32に県の受水費が出ています。この水道料金引き下げができるよというということで県の受水費が下げられたわけです。公営企業法では、経済性ととも公共の福祉増進のために運営されなければならないと規定しています。水道会計は、すべての市民の負担によってつくられたものです。少しでも安い水道を市民に供給する立場から、受水費引き下げの意を受けて水道料引き下げを考えるべきと思うんですが、どうでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 広域水道のこの前受水費用が下がったから、水道料金も一緒に下げろということに解釈していいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

高橋 敦水道課長 ですから、先ほどから言っていますように、減価償却費、要するに内部留保資金を一応ためておきまして、それで老朽管、老朽施設等の修理を行う予定なものですから、これの見通しがつかない限りは危険で手をつけられないと、そういう状況です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 修理の見通しについてぜひ立てていただいて、その上で市民、今まで全部こういった水道の施設も、それから現金預金も市民が負担してきたものなんです。市民が今大変な増税が来たり、負担がさまざま増えて収入が減る一方なのに、大変な生活をしている方々が増えていいるわけで、そこに少しでも安い水道料金で安い水を供給するという立場でできるようにぜひ修理の見通しを立てて、資金計画を立てて少しでも安い料金にできないか検討をお願いしたいなと思います。

それから、6ページの2の4の消費税ですが、417万1,000円のっております。水道料金には消費税をかけないように政府に要求してほしいと思います。水は生活必需品ですので、その点いかがでしょうか。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時09分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて再開いたします。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

山口吉静委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 消費税がなくなるように国の方にこの考えを示していただきたいと、そういう話ですよね。私個人の話からいっても消費税等はないければよいと思います。ただ、これは国の国策ですから、これはどうしようもないと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 大体国、どうしようもないのであるとは思いますが、市民の立場から自治体職員というのは市民の暮らしを守るというのが仕事だと思います。そういう意味では、国で多数決で決まったものはしょうがないとはいっても、市民の立場から考えて消費税がかけられているのはまずいというふうに言ったり、値上げするのはもってのほかというふうに市民の暮らしを考えた立場で必要なことを言っていく、これは市の担当、市民の暮らしを守る市として必要なこと、いろんな場面で言っていくというのはあると思いますし、ぜひ言っていただくように要望して終わります。

山口吉静委員長 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号平成18年度新庄市水道事業会計予算は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 議

山口吉静委員長 以上をもちまして予算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

ここで、一言ごあいさつ申し上げます。3月定例市議会におきましては、高橋市長は10日開会に元気出席され、八鍬長一総務課長を助役に起用する人事案件をはじめ、新年度予算案、施政方針演説をなされ、病院に戻られました。こうした不測の時期でしたが、新八鍬助役のもと議員の皆様の活発な質疑、そして執行部の皆様の誠意ある対応をいただいたところであります。終始新庄市勢発展と方向付けに御教授を含めながら熱心な御審査を賜りました。付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして閉会といたします。長時間御苦労さまでした。（拍手）

午後 3時12分 閉議

予算特別委員会委員長 山口吉静

平成18年4月臨時会会議録

平成18年4月26日 水曜日 午前10時00分開会
議 長 清 水 清 秋 副議長 新 田 道 尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市		長	高	橋	榮一郎		助		役	八	鍬	長	一	
総	務	課	長	武	田	一夫		政	策	經	営	課	長	小笠原謙一
税	務	課	長	鈴	木	吉郎		市	民	課		長		大場和正
環	境	課	長	田	口	五郎		健	康	課		長		星川基
農	林	課	長	坂	本	孝一郎		商	工	観	光	課	長	羽賀千尋
都	市	整	備	中	部	力		下	水	道	課	長		佐藤新一
会	社	計	課	矢	口	喜一郎		福	祉	事	務	所	長	矢口孝敦
神	聖	課	長	奥	山	輝昭		水	道	課		長		高橋博
教	育	委	員	伊	藤	芳彦		教	育	課		長		佐藤夫
教	育	次	長	奥	山	雅		学	校	教	育	課	長	小野和悦
生	涯	学	習	大	江			課					長	黒坂光

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業務局
委員

小 関 俊 也
荒 川 修 也
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業務局
委員

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程

平成18年4月26日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第33号新庄市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 8 議案第34号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第35号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

清水清秋議長 ただいまの出席議員は24名。欠席通告者はありません。

それでは、これより平成18年4月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤 隆君、沼澤恵一君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

(柴田忠志議会運営委員長登壇)

柴田忠志議会運営委員長 おはようございます。ただいまより議会運営委員長の報告を行います。

去る4月19日午前10時より議員協議会室において、委員7名出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました4月臨時会の運営についての協議を

いたしましたところであります。

会期につきましては、この度提出されます案件は報告1件、議案5件の計6件でありますので、4月26日、本日1日限りと決定いたしましたところであります。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でございますので、委員会付託を省略し、本会議で審議していただくことといたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日4月26日1日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日4月26日、1日と決しました。

日程第3 市長の行政報告

清水清秋議長 日程第3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 臨時会に御参会いただきまして誠にありがとうございます。

行政報告であります。構造改革特区について御報告申し上げます。地域唯一の情報教育機関である新庄のコンピュータ専門学校におきまして、情報技術の資格試験の取得がしやすい環境をつくるというふうなことから、飛躍に向けた新庄市未来IT人材育成特区、これの認定を3月31日付で受けまして、先週の18日でしたが、総理官邸の大ホールにおきまして、認定書の授与を受

けてきたところであります。

I T 関連産業につきましては、御承知のとおり今後も需要拡大が予想されますし、雇用の拡大が期待される分野であります。今回の特区の認定は、将来的にもこの地域での人材確保に大いに貢献するものというふうに確信をいたしております。なお、I T 産業の推進については、国も力を入れているところでもあり、同じ内容で全国で今回20の自治体が認定を受けることになりました。

この特例措置であります、コンピュータ学校で開設される講座、これを修了いたしますと、資格試験の基本科目は修得したというふうなことから、その部分の試験が免除されるというふうな内容でありまして、資格の種別につきましては、初級のシステムアドミニストレータ、それから基本情報技術者資格というふうなことになります。

昨年度の全国ベースでの合格状況であります、これ略してシスアドというようでございますけれども、この合格率が27.4%、また基本情報が12.8%というふうな、かなり狭き門だったわけですが、これが免除されるというふうなことであります。コンピュータ学校の実績につきましては、基本情報で2名受けまして、1名の合格というふうなことでございますけれども、今後現在企業で最も求められている人材、システム開発への提言、要望を、これを提起するというふうなこと、また整備を図る、これらの資格を持った人材の育成のために、この講座を受ける学生には大いにこの試験にチャレンジをしていただきたいというふうに考えているところであります。

そして、この資格の取得については、就職の際の有利な条件でありますし、資格を取得した若者がこの地域の産業に就職することによりまして、若者の定着化と、それから産業の活性化が図られるものというふうに大いに期待をいたしております。

なお、4月13日からであります、既に講座が開講されておまして、情報システム工学科では

11名中10名、またO Aビジネス科では7名中2名がこれらの講座を受講しておまして、昨年以上の合格者が出ることを期待したいというふうに考えているところであります。

なお、今回の認定までに、新庄市でも過去3回ほど提案をいたしたところでありますが、いずれも不採択で、今回初めてこの特区の認定をいただいたというふうなことでございますが、これからもふさわしい内容につきましては、積極的に特区申請を行いまして、何とか認定していただくようにこれからも取り組んでいきたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それから、ちょっとこれとは話題が違いますが、御承知のとおり明日から県の縦断駅伝が開催されます。52回というふうな長い歴史を持った駅伝でございます、スポーツシーズンの幕あけというふうになるわけですが、先ほど私も実行委員会の会長という立場、それから体協の斎藤会長ともども壮行式、激励会に出席してまいりました。明日新庄ゴール、大体1時過ぎだというふうに思いますけれども、監督も今回いろんな新戦力も加えまして、初日何とか3位以内で入ってきたいというふうな力強い言葉もございましたので、ぜひ皆さん方からも応援をしていただいて、何とかこの地域の期待にこたえて、そして地域全体の活力の一端になるように頑張らせていただきたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

日程第4 報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第4 報告第3号新庄市農村地域

工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

改正の内容及び理由についてであります。当条例の目的とする工業等の導入をなお一層推進するため、この度の総務省令改正に伴いまして、適用期間を平成20年3月31日まで延長するものであります。

施行日は平成18年4月1日からとなり、3月31日に専決処分を行いましたので、これを御報告し、議会の承認をお願いするものであります。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第3号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報

告第3号については承認することに決しました。

日程第5議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について

清水清秋議長 日程第5議案第31号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 議案第31号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては市の税務課長の職にあるものが最も適任であるとして選任してきたところであります。

去る4月1日をもちまして鈴木吉郎君を新たに税務課長に任命いたしましたので、同君を固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の御同意をお願いするものであります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいまの説明にありました議案第31号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。議案第31号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議

案第31号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第31号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号はこれに同意することに決しました。

議案 4 件一括上程

清水清秋議長 日程第 6 議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 9 議案第35号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 4 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、市の条例について必要な改正を行うため、提案するものであります。

主な改正の内容であります。市民税関係について申し上げますと、1 点目といたしまして、所得税から個人住民税への税源移譲として、個人住民税の税率構造が 3 段階であったものから一律に市民税 6 % に改正するものであります。

2 点目は、ただいま申し上げました税率改正により、負担増となる階層については、所得税と個人住民税の人的控除額の差、1 人当たり 5 万円をもとにした所得割の減額調整、これを行う改正であります。

また、3 点目といたしまして、均等割と所得割

の非課税限度額を算定する際の加算額、これを均等割の場合が 18 万円から 17 万円に、所得割の場合が 35 万円から 32 万円に、それぞれ改正するものであります。

次に、固定資産税、都市計画税関係であります。1 点目といたしまして、固定資産税の減額規定の中で、特定優良賃貸住宅にかかわる減額措置が廃止されたことに伴いまして、新たに住宅の耐震改修に伴う減額措置、これを創設する改正であります。

2 点目であります。負担調整措置の期間と土地の価格の修正特例期間をさらに 3 年間延長するものであります。

3 点目といたしまして、宅地等に対して課する平成 18 年度から平成 20 年度までの固定資産税の特例負担調整措置を改正するもの等であります。

次に、たばこ税関係であります。1 点目といたしまして、税率が 1,000 本当たり 2,743 円から 3,064 円に改正されたことであります。この改正によりまして、当分の間実施しております税率が 1,000 本当たり旧 3 級品以外のたばこが 2,977 円から 3,298 円に、旧 3 級品たばこが 1,412 円から 1,564 円にそれぞれ改正するものであります。

2 点目といたしまして、平成 18 年 7 月 1 日現在、市内の小売販売業者が販売のために所持するたばこについて、1,000 本当たり旧 3 級品以外のたばこは 321 円、旧 3 級品たばこにつきましては、152 円をそれぞれ課税することに改正するものであります。

議案第33号新庄市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例、これを廃止する条例の設定について御説明申し上げます。

この条例の設定につきましては、根拠法令であります低開発地域工業開発促進法の課税免除の適用区分、これを租税特別措置法において規定しておりましたけども、平成 14 年度に租税特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして、課税免除の適用を受けることができるものは、平成 14 年 9

月15日までに対象設備等を取得した場合となって、設備等を取得してから3事業年度につきましては、課税免除措置の適用をしておりましても、今年適用期間が経過したことから、本課税免除条例を廃止するものであります。

議案第34号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

主な改正の内容及びありますが、最初に国民健康保険税の課税限度額に関するものでありまして、課税額のうち介護納付金にかかわる課税限度額を8万円から9万円に引き上げるものであります。

次に、平成16年度税制改正における公的年金等控除の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担が増加する高齢者への経過措置であります。平成17年1月1日において65歳に達していた者で、17年度分の個人住民税の算定で、公的年金等控除、または老年者控除の適用があった者について、所得割額の算定基礎から平成18年度については13万円、平成19年度については7万円を控除するものであります。また、公的年金等控除の適用があった者の軽減判定につきましては、軽減の基準所得から平成18年度は13万円、19年度は7万円を控除するものであります。

議案第35号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本年の4月1日から厚生労働省告示で診療報酬の算定方法が適用されることに伴い、該当適用する新庄市国民健康保険条例第4条について、所要の改正をするものであります。

その内容及びありますが、根拠となる厚生労働省の告示の名称変更並びに歯科訪問診療を加えたものとなっております。

以上、御審議をいただきまして、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第32号から議案第35号までの議案4件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案4件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 議案第32号についてですが、これは約3兆円の税源移譲ということから、税源移譲に伴う所得税、住民税の税率変更がまず第一にあると思います。

個人住民税の所得割の税率が現在の3段階から一律市民税であれば6%、県民税であれば4%へフラット化するというものです。これによって、住民税課税所得額が200万円以下では、標準税率は現在5%だったのが10%に引き上げられます。700万円を超える人は、税率は13%から10%に引き下げられます。

一方、所得税の税率は現在の4段階から6段階になりまして、所得税課税所得額が195万円以下の税率は10%から5%に、同じく695万円を超える方の税率は各段階で3%アップします。

これらを見たときに、今回ののは所得税、住民税の合計負担額を増加させないという原則で調整が行われたのでありますかということでお聞きしたいと思います。

つまり簡単に言いますと、住民のそれぞれの税額、所得税、住民税の合計負担額は増えないということになっているのかということでお聞きしたいと思います。

それから、この度住民税額が上がる方が出てくるわけですが、この住民税額で国保税や保育料、市営住宅の家賃などが負担増となるのではないかと、このことを議会で何度かこの間お聞きしておりますが、この度住民税が上がることで、これで

今までは市と収入は同じなんです、住民税が上がることで、他の公的な負担が上がる、具体的に言えば国保税、保育料、市営住宅の家賃などと私は思っていますが、それらの負担増の問題をどう考えておられるのか。

これらを同じ収入である方であれば負担増にならないような措置が必要ではないかと思うんですが、いかがお考えかということをお聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 今回の3兆円規模の税源移譲によりまして、住民負担が増えるのではないかとというふうなことだと思いますけども、国税である所得税から地方税の方に税源が移譲したというふうなことでございますので、所得税が先ほど佐藤悦子議員がおっしゃっていたとおり、所得税の改正もありまして、5%、それから10%というふうな形で段階も多くなってきました。

逆に住民税につきましては、これまで3段階あったやつが一律になるというふうなことで、それらを所得税と住民税を合わせた形では負担増にはならないというふうなことで、国の方でその制度を改正しているというふうに認識しております。

それから、住民税が増える、増額になっていくというふうになるわけですけども、住民税だけをとってみれば。それらの増加に伴って、他のいろんな国保税とか、それから家賃とかですか、市営住宅の家賃とか、そういうものにかかわっていくのではないかとというふうなことにしましては、今現在所得額の算定をしておりますので、今現在のところではどの程度影響していくのかというふうなことは、今現在のところは不明でございます。

それから、住民税の一部、先ほど申し上げましたけども、一部そういった負担増となる階層があるわけですけども、それらの階層につきまして、先ほど市長の説明の中にもありましたとおり、人的控除の差をもって所得税と住民税のそれらでも

って対応していくというふうなことでございます。

それにつきましては、個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者にありましては、人的控除額の差の合計額と、それから個人住民税の課税所得金額のいずれかの少ない額に5%を乗じて得た額とすると。この5%というのは、市が3%、県が2%でございます。住民税といいますので、これら合わせた形で5%というふうな形でございます。

また、個人住民税の課税所得金額が200万を超える者にあつては、個人住民税の課税所得金額から200万を差し引いた金額をさらに人的控除額の差の合計額より差し引いた金額に5%を乗じた額を控除するというふうなものでございます。その金額が2,500円未満の場合につきましては、2,500円とするというふうなことでございます。

こういう言葉では、例えばですけども、標準家庭で例を申し上げます。収入が400万、それで所得が266万といった場合ですけども、いろんな扶養控除、基礎控除等を社会保険、それから生命保険、それらを控除をして、課税標準額がそれらを差し引いて、所得から差し引いて、課税標準額が82万となった場合ですけども、その場合については、先ほどの人的控除額の差の合計額というのが5万円、所得税と住民税の人的控除額の差が5万円でございますので、その5万円に4人家族、両親と子供2人というふうな標準家庭ですけども、その場合、5万円掛ける3人と。そして、プラス18万円というのは、特定扶養、お金のかかる子供さん、高校生とか大学生とかいるわけですけども、お金のかかる子供を特定扶養といっておりますけども、その合計金額、これを5万円と3人で15万、それに18万で33万となります。

先ほどの課税所得金額が82万ですので、どちらか少ない方の5%というふうなことで、結局33万の方が少ないですので、そちらの方に5%を掛けた数字、すなわち1万6,500円ほどになりますけども、これが控除になるというふうなことでございます。

また、課税標準額が200万を超えた場合ですけども、そうした場合につきましては、人的控除額の差というのが、先ほどの33万と同じとして、その差し引きでもってやりますと、マイナスの数字が出てきます。そうした場合につきましては、2,500円というふうな形になります。例えば収入が700万ありまして、所得は510万だよと。いろいろと控除をされまして、その課税標準額が296万になりましたと。その場合ですけども、課税標準額296万から200万を差し引きまして、そうすると96万になります。さらに先ほど申し上げました人的控除額、その合計額が33万ですので、33万から96万引くわけですので、マイナスの63万というふうな形になります。ですから、その場合につきましては、2,500円の調整額というふうな形になります。

そういった形でもって、これらの調整控除を図りながら、負担増となる階層の部分については、このような形でもって措置していくというふうなことでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） つまり簡単に言いますと、住民税、所得税の合計負担額を増加させないという立場での改正だというふうに伺っておいてよろしいでしょうか。

ただし、見ますと住民税額が増える階層がありまして、それで国保税や保育料、市営住宅の家賃などの負担が増える市の公的な負担が増える世帯が出てくるのではないかと先ほど聞いたわけでありまして、この増えると思われるこういった世帯が同じ収入であれば、同じお金のところから住民税額が増えたからといって保育料や市営住宅の家賃などが増えたのでは、厳しくなってしまうと思うんです。そのことについて、負担増とならないような措置が必要ではないかと思うんですが、そういった措置を考えておられるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

それから、次にですけど、固定資産税の負担調整が強化されて増税になるのではないかということをお聞きしたいと思います。土地の固定資産税、税率1.4%については、1994年の評価替えで大幅な負担増、つまり評価額を地価公示価格の7割をめどに決めるということが実施されました。その経過措置として、徐々に課税標準額を7割評価額に上げていく負担調整措置が現在行われています。この度の改正では、前年度課税標準額に評価額の5%を加えた額を当該年度の課税標準額とするとのことであります。

これになりますと、つまり毎年5%以上の連続した課税標準額の引き上げになるのではないのでしょうか。毎年増税するということが強化されるということになるのではないかということでもあります。そして、その点と毎年の増税額の見込みは固定資産税のこの度の改正で、増税額見込みはどのように見ておられるのか、お願いしたいと思います。

それから、たばこ税が上がっておりますが、聞くところによりますと、延べ1本当たり1円増税とお聞きしております。全国というか、国際的にたばこ喫煙者を減らすという取り組みを奨励されているわけですが、そういう立場からの増税ではないようにも伺っておりますが、なぜたばこ税が上がったか、御存じであれば、上がるのかお聞きしたいと思います。

それから、いっぱい言って申し訳ないですけども、もう一つですが、地震保険控除が創設されました。これは地震で家屋を失うということで、そういう心配から入っている方が増えていますが、この創設によって、現在入っておられる方が減額になると思うんですが、その減額は見込みはわかるのか、お願いします。国の方はなお99億円減額になると見ているようです。

あと、その一方で、今までの損害保険だけ加入の場合は増税になるようです。この増税額はどのくらいになるかと把握しておられるのか、わかっ

ておられれば見込みをお聞かせいただきたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 保育料の御質問でございますので、お答えをいたします。

階層については10段階ございます。非課税、そして所得割を納めておられる方。それから、所得税を納めておられる方ということでございますが、今年度については、もうスタートをしております。

税の把握の仕方については、17年中の所得についてでございますので、18年度については、17年度と同様ということになります。影響については、19年度以降ということになりますので、19年度についての改正とかいろんな件につきましては、まだ未定でございます。

以上です。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 住宅の家賃についての質問でございますけれども、家賃につきましては、所得額というふうなことで算定してございますので、そういった影響はないというふうに今現在のところ認識しております。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 この度の税制改正によって、一律に住民税はなるわけですが、この施行が、適用が19年の4月1日からですので、そういうふうなことでお願いしたいというふうに思っております。

それから、固定資産税でございますけれども、今回評価替えがございました。それでもって、この度の税制改正においても今まで負担水準というふうな形でそれぞれあったわけですが、段階的に。それを今回は前年度課税標準額に5%というふうな形でもってなるわけですが、ただしその5%を掛けて、前年の評価額にプラスして、60%

を上回る場合は60%でとめるというふうなことでございます。それから、逆に20%を下回る場合も20%で抑えるというふうなことでございます。

そして、先ほど増税になるのではないかというふうなことでありましたけれども、そしてその影響額がどのぐらいかというふうなことだと思いますけれども、今回評価替えを行い、またそしてこの固定資産税の税制改正に基づいた形で試算しているわけですが、その場合につきましては、全体で6.2%ほど落ちております。土地の下落もございます。ですから、その土地の下落につきましても、今回の改正に出しておりますけれども、土地の下落が激しい場合につきましては、3年に1回の評価替えでありますけれども、19、20年とそれぞれその評価を修正してやっていくというふうなことでも出しております。

それで、固定資産税と言いますと、土地、家屋、償却資産というふうな形になりますけれども、先ほど申し上げました6.2%ほど落ちておりますけれども、金額的には1億2,000万から3,000万ほど落ち込んでいるというふうな、規模的にはそういうふうな形になっております。そして、またこの見込みでございますけれども、これらの金額等については、18年度の当初予算の方にもそれらを計上しているところでございます。

それから、あとはたばこですか。たばこにつきましては、おっしゃるとおり小売価格でもって1本から1円というふうな形でもって上がるというふうになっておりますけれども、なぜ上がるのかというふうなことについては、私どもの方では国の改正に基づいて行うというふうなことでやっていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます、私の方からは。

済みませんです。地震等の保険の関係でございますけれども、地震保険につきましては、この控除が今までの損害保険等につきましては、1万円の控除額でありましたけれども、地震等の保険につきましては、2万5,000円まで控除になるというふう

なことでございます。

それに伴う影響額等につきましては、今の段階でまだこの地震保険等に加入されている方がどの程度いらっしゃるのか、ちょっと今現在把握しておりませんので、それらの調査も含めて今後やっていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 たばこ消費税の今回の増額というふうな考え方の裏側には、よく国会の方でも論議されておりました児童手当の拡充というふうなものが考えられているのではないかと。ただし、今回の児童手当の拡充にあって、これらの財源をもとにしてそれらを充当するかというふうなことそのものについては、まだ決定はされておられません。ただ、今年の7月1日からたばこ税そのものが増税されるというふうなことについて、新たに19年度からそれらの充当というふうなものが具体的になるのではないかと、そのように我々としても予測しているところであります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま政策経営課長の方から児童手当の拡充が考えられているのではないかと、そういうふうな報道もありまして、児童手当拡充の財源として出されて、事実上の特定財源化であるというような批判もありました。

これとあわせて、これらがなぜこのようにということでは、政権運営上の都合で、公明党の要求を受け入れたものと報道されているとも聞いておりまして、こういうやり方で行われるということは、非常に党略的な陰のチームじゃないかと、我々としては批判しているところがありました。

そういう立場からこういう増税をやられたのはたまらないわけでありまして、本当に必要なも

のであれば、住民、市民のこういったところに増税するのではなくて、無駄を削ってやるべきであって、市民の負担になるようなことを立場でやるべきじゃない。市民の手足を削って手足をくっつけるような感じがしますし、そういうような増税のやり方はいかななものかなと、私たちはそう考えておりました。

それから、先ほど固定資産税の負担調整強化による増税ではないかということに対して、税務課長の方から増税になってなくて、土地の下落もありまして、税額が落ちていると、こういうお話でした。今までのやり方であっても、土地の下落があればやはり下がるんだろうと思います。今までのやり方と比べたときに、今回の税改正が増税になっているのかいないのか、その点についてお聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 今回の評価替えとこの税制改正と分けたような形で試算等を行っておりませんので、評価替えによって幾ら、それから下落によって幾らというふうな形で試算しておりませんので、全体を通した形では、これらを通した形でもって評価替えと同時に一緒にやっておりますので、今の段階ではちょっとわからないというふうなことでございます。

正直申し上げまして、評価替えによって土地の下落がありましたから、それによって何%落ちたとか、それから逆に税制改正によってどのくらい上がったかというようなそれぞれ分けてやっておりますので、トータル的にやっておりますので、そのような形でもって御了承願いたいというふうに思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） この資料の3ページか、この中で今佐藤議員がおっしゃっておった損害保

除料控除というこれがなくなって、地震保険料控除というのが新たに加えた。ちょっと考えてみますと、地震保険で幸いこの地域は地震というのは余りなくて、たとえあっても被害というものが微々たるもので、私知っている限り私の地域では地震のために損害あったなんていうことほとんどないんですが、火災保険は時々火災ですか、火災の損害はあるんですが、今後はいわゆる火災保険は恐らく全世帯では入っているんでないかと、新庄市では。新庄市の世帯では。これがなくなったのが地震保険となった。いわゆる火災保険というものは今度は控除にならないのか、その辺まず最初お聞きします。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 火災保険等につきましても、契約の内容等もあるかと思いますが、地震保険契約というような場合は、それらの地震との保険契約、その契約内容によって火災保険も含まれるというふうな形に、その契約内容を見ながらやっていく。契約内容をです。これまでも当然そういった損害保険に皆さんが入ってきているわけですが、それらも今度それらの名称を改正いたしまして、新たに地震保険というふうな形になっていくというふうなことでございます。その控除額も先ほど申し上げましたとおり、これまで損害保険の場合ですと1万円というふうなことでしたけども、今度最高限度額を地震保険の場合につきましては、2万5,000円とするというふうなことでございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 地震保険というのはほとんど入っていないかなと私なりに思うんですが、火災保険はほとんど入っているんでないかと。火災保険、同じ損害にしても、ただこの地震というのは全国的に地震が起きる、起きるということで出てきた。前は地震保険というのはなかったんで

すよ、これ。地震というのは莫大な損害が出るものですから、これが今国の方でも地震が大変だということで出てきた。それを受けて地震保険というのは出てきたんじゃないかなと私見ておったんですが、地震保険というと、地震が起きたときの損害はこれはいいんですが、火災保険に入っている人が今まで1万円の控除になったものが、今度できませんとなると、いかがなものかなと。むしろそれより、これは市の税金の市税条例の改正ですから、地震保険料を新たに加えたらいかがですか。前のものはそのまま残しておいて、そうでないと一般の世帯は大変だと思いますよ、私は。今度は火災保険が、これは地震保険でございませんで控除になりませんよとなったとき。

それから、もう一つ、共済組合でやっている総合保険というのあるんです。これは地震も入っている。火災とか地震とか家具とか。ところが掛金が高いわけ。地震というのは莫大な損害こうむるもんだから。火災だとまず今なら1件か2件で終わるわけよ。ところが、地震となると、何千世帯が出るもんだから、保険料が高いわけ。だから、みんな入っていないと思いますよ、私は。そうすると、実質的に入らないものが2万5,000円になるなんていって、今まである火災保険を、大勢の方が入っているものが1万円控除にならないとなると、一般市民はどういうふうに受けるかなと。それよりも損害保険は損害保険で残しておいて、今回新たに地震保険というものを加えたらいかがですか。私はそうすべきだと思いますよ。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 先ほどの地震保険等についまし

てでございますけども、確かにこの地震保険となりますと、単独の火災保険等については、対象にならないというふうな形になります。今後これまで入っている損害保険につきましては、18年の12月31日まで締結したものにつきましては、経過措置として18年の12月31日までなるというふうな形で、この単独による地震保険の適用につきましては、20年度分の以降の個人住民税について適用になるというふうな形になっております。

確かに渡部議員のおっしゃるとおり、新庄の市民の皆さん方につきましては、恐らく地震保険等については入っていない方が数多くいらっしゃると思います。確かに私も渡部議員のおっしゃるとおり、税務課長としてもそういうふうには思いますけども、地方税法の改正というふうなこともございまして、これらの損害保険料控除を解消して、地震保険料控除を創設するというような形の改正に何とか御理解をいただきまして御了承願いたいというふうに思います。

以上でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 市民から税金をいただくという立場の税務課長が、今回の市税改正は必ずしも喜んでするものではないと。ただ、国の方の地方税法が変わったために、地方の一自治体としてはせざるを得ないと、そういうふうに私とった。やはりよく小泉総理が地方でできるものは地方とあって、やっぱり地方の声というものは訴えていかないと、この地方税法の改正も、私はこの損害保険というのは損害保険にそのまま残して、そして地震保険というのは新たに書き加えるんだったら私なりにわかりますが、これ何らかの機会に、市長は一般市民の、どういうふうにしたら市民のためになるかということをはたすら考える立場の方でございますので、ただ一税務課長だけでなく、市長が各首長さんたちとか、みんなして頑張っ、そういう方向で進めるべきだと思います。

それから、もう一つ、先ほどの休憩中も農協はほとんどの総合保険に地震保険もありますよという話私も知っています。ただし地震という、その項目が入ってくると掛金が高いのだというのよ。一般の保険会社でも、共済組合でも高いわけよ。だから、みんなはできるんだったら単体の火災保険という、例えば乾燥機なんか燃えたとき、入っているわけよ。これは地震でないから対象にならないわけよ、今度は損害保険。農家の場合は入っているわけだ、乾燥機なんか。ほとんど入っていると思いますよ。だから、みんなのためにならない、これは。みんなというか、この地域のための、住民のためには余り。というようなことで、これは国の方で改正になったからしょうがないと。私も先ほど鈴木課長から話を聞いて、しょうがないことはしょうがないなど。ただ、しょうがない、しょうがないとあきらめないで、地方からどんどん、どんどん、どうだ市長、訴える気持ちあるかないか、最後。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 市民の立場に立って働きをするというふうなことはおっしゃるとおりであります。このことに限らず、地方と、それから国とのかかりについては、今までもいろんなことについて市長会等々を通じて申してきましたが、今後も市民のためにならないことについては、できるだけ国の方にも申し上げて、それを何とか目的達成するように頑張っていきたいと、このように思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

6 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番（斎藤義昭議員） 24ページの固定資産税関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

今この議会に税制改正が出てくれば、全部とは申しませんが、おおよそは増税の方に向いていることは皆さんも感じていると思います。固定資産

税についてであります、3年に1回の評価替えによって、ほとんどは高額の税金の税収の建物は、ああいうものは3年ごとの評価によってかなり価格が下がるはず。ただ、土地の場合はその条件によっては上がる場合もあると思いますが、建物によってはもう年々下がっていくわけです。評価替えすれば必ずもう評価が下がっていくわけだから、税収が落ちていくわけなんです。今固定資産税は大きな財源の柱になっておるわけですが、今現在の固定資産税は上限が2.1%だったと思いますが、1.4%で勘定していましたね、ほとんどの自治体は。これは私が前にちょっと見たんですが、今確定しておるかどうかわかりませんが、2.1%の上限を廃止するというふうな、私ちょっと見たことあるんですよ。その辺がもう自治体に、既に国の方から通達されているものなのかどうか。

だから、今もう一回繰り返しますと、今1.4%を課税しておりますが、上限が2.1%になっていると。これが上限を廃止するというふうな国の方針だったようです。それで考えてみますと、この大きな柱の固定資産税というものは、今大都会はもうバブル景気になりそうだななんてもう騒いでいるぐらい、建物からもう固定資産どんどん増えているわけですよ。片や地方にあっては、もう経済が衰退して、建物が増えるどころじゃない。固定資産の大きな柱の固定資産税、どんどん落ちていっている。だから、その辺を配慮して国では上限税率を廃止したのかなと私ちょっと考えたこともあるんですが、その辺の内容はどうなのかわかりません、お聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 固定資産税の制限税率の関係だと思んですけども、それらの制限税率が最高税率になるんですけども、その制限税率が廃止されたのかどうか、ちょっと今大変申し訳ございませんけれども、その辺については後でうちの方で調べて、斎藤議員の方に連絡するような形とりたいと

思います。

6 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番（斎藤義昭議員） 私新聞で見たんですが、各自治体に問題が通達されるまで進んでいないということなんです。今先ほど申し上げましたように、このままいきますと大きな柱の固定資産税が地方では落ちてくることは間違いありません。もうどんどん評価が下がっていくわけですから、新しい建物が増えてこない。

そうしますと、やっぱり税収を確保して、今のレベルの税収を確保する、もしくは上乘せした税収を上げることにすれば、税率の改正しかないわけです。だから今1.4%のものを1.6%とかって、その辺を国で配慮してきてんのかなというふうな感じで今お聞きしたところであります。19年度からの分はもう変わってくるわけなんです、これは税率は関係ないんですね。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 今回の固定資産税関係についての税率は同じでございます。

清水清秋議長 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議案第32号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議ありますので、起立採決いたします。議案第32号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号新庄市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。議案第34号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

閉 会

清水清秋議長 以上で4月臨時会の日程をすべて終

了いたしましたので、閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 佐 藤 隆

〃 〃 沼 澤 恵 一

平成18年6月定例会会議録(第1号)

平成18年6月9日 金曜日 午前10時00分開会
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢高 孝 敦
神室課長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博
教育委員	伊藤 輝 昭	教育課長	佐藤 夫
教育次長	奥山 芳 彦	生涯教育課長	小野 和 夫
生涯学習課長	大江 雅 夫		黒 坂 光 悦

選挙管理委員会
委員長
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小 関 俊 也
荒 川 修 也
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
議員
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 1 8 年 6 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 4 号交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 5 号平成 1 7 年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第 3 6 号新庄市監査委員の選任について

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第 6 議案第 3 7 号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 8 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 9 号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 9 議案、請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 1 0 議案第 4 0 号平成 1 8 年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号平成 1 8 年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号平成 1 8 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。欠席通告者はありません。

それでは、これより平成18年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤悦子君、新田道尋君を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る6月2日午前10時より議員協議会室において、委員7名出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招

集されました6月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成18年6月定例会日程表のとおり、本日から6月19日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出された案件は、報告2件、議案4件、補正予算3件の計9件であります。

案件の取り扱いにつきましては、報告2件及び議案第36号の人事案件1件は委員会の付託を省略し、本会議において審議をお願いいたします。議案第37号から議案第39号は、本日一括上程、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第40号から議案第42号までの平成18年度補正予算3件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略して6月19日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の通告者は11名でありましたが、奥山省三議員より健康上の理由により取り下げの申し出があり、議会運営委員会です承されましたので、今回の質問者は10名となり、1日目5名、2日目5名に行っていただきます。質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月19日までの11日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会

期は6月9日から6月19日までの11日間と決しました。

平成18年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第1日	6月9日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告（2件）の説明。人事案件（1件）の上程、提案説明、採決。議案（3件）の上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の常任委員会付託。補正予算（3件）の一括上程、提案説明。
第2日	6月10日	土	休 会			
第3日	6月11日	日				
第4日	6月12日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 平向岩雄、小嶋富弥、 星川 豊、今田雄三、 金 利寛の各議員
第5日	6月13日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 沼澤恵一、佐藤悦子、 石田千與三、遠藤敏信、 高山和男の各議員
第6日	6月14日	水	常任委員会	産 業 建 設 （議員協議 会室）	午前10時	付託議案、請願の審査
第7日	6月15日	木	常任委員会	文 教 厚 生 （議員協議 会室）	午後1時 30分	付託議案、請願の審査
第8日	6月16日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	6月17日	土				
第10日	6月18日	日				
第11日	6月19日	月	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算の質疑、討論、採決。

日程第3報告第4号交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
市長高橋榮一郎君。
(高橋榮一郎市長登壇)

清水清秋議長 日程第3報告第4号交通事故に係る

高橋榮一郎市長 おはようございます。6月定例会

御参集誠に御苦労さまでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第4号交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。本年3月16日午後3時50分ごろ新庄市大字飛田地内の市道福宮蛇塚線と県道であります主要地方道新庄戸沢線の丁字交差点におきまして、市道から県道に右折して進入しようとした市の保有のダンプトラックが県道を市内方面から直進していた車と衝突いたしました。車両の損傷及び人身事故を発生させたため、その損害賠償を行ったものであります。

相手方自動車には運転手を含めまして2名が同乗しておりまして、1名の方が首の痛み、もう一名の方が腕に痛みを訴えたため受診、治療を行ってまいりましたが、幸いなことに治療については1回だけと。そして、医師の診断も全治1週間程度の打撲ということでありました。

損害賠償の額であります、49万9,130円であり、これは保険にて対応いたしますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今後車両の運行管理については、この度の反省を踏まえて細心の注意を払うよう指導していく所存でございますので、何とぞよろしく御理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

清水清秋議長 本件は地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承願います。

日程第4 報告第5号平成17年度 新庄市一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について

清水清秋議長 日程第4 報告第5号平成17年度新庄

市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 報告第5号平成17年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月定例会において平成17年度一般会計補正予算(第7号)で都市計画街路沼田角沢線整備事業において、その予算の一部を平成18年度に繰り越して使用することについて御決定をいただいたものであります。繰越額であります、沼田角沢線整備事業費1,222万円。事業内容といたしまして、土地の購入費1,020万8,250円、物件移転補償費が201万1,750円となっております。また、この財源であります、地方道の整備臨時交付金が672万1,000円、地方債が520万円、一般財源が29万9,000円となっております。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をいたすものであります。
清水清秋議長 本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5 議案第36号新庄市監査 委員の選任について

清水清秋議長 日程第5 議案第36号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 議案第36号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任した監

査委員より辞職願が提出されましたので、新たに選任するために地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願い申し上げるものであります。

御同意をお願い申し上げます國分政嗣氏は、参考として添付しております履歴書に記載のとおり、昭和45年5月に新庄市の職員となり、その後平成8年から新幹線対策課長をはじめ議会事務局長、財政課長、市民課長等を歴任いたしまして、平成18年3月に定年退職をいたしております。

何とぞよろしく御審議をいただき、御同意をいただければ選任は18年7月1日を予定しておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第36号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第36号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号はこれに同意することに決しました。

議案3件一括上程

清水清秋議長 日程第6議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8議案第39号市道路線の認定及び廃止についてまでの3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

戸籍に関する証明手数料につきましては、法律で定められている特定の手續に使用する目的で申請があった場合に限定し、無料扱いが適用となることから、本市では従来より手数料条例中の減免規定を適用し、無料扱いとしております。しかし、この度戸籍の所管官庁であります法務省民事局より各地方方法務局長を介して戸籍に関する証明の無料扱いについて全国的に統一した取り扱いがなされるよう各市町村長に対し通知がありましたので、戸籍に関する証明手数料の減免について条文の整備を行うものであります。

議案第38号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本案は、生涯学習施設のうちわくわく新庄の管理を民間活力の導入と市民協働、行政のスリム化を目的として指定管理者に行わせることができるように改正するものであります。改正の内容といたしましては、休館日や使用時間等の指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を明確にしたものであります。

議案第39号市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。本案末尾記載のとおり道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため市道の路線について認定し、及び廃止する必要があるものであります。その内訳であります。新規認定路線が7路線、廃止する路線が4路線となっております。各路線について御説明申し上げますと、旧山屋線は県道曲川新庄線の山

屋踏切が改良されたことによって生じた旧県道路線の一部について、この旧山屋線の終点を延伸し、認定するものであります。32号線と松本並木線は、瀬見新庄線の休場街道アンダー、これが整備されたことに伴いまして終点の位置変更が必要となるため新たに認定するものであります。上金沢町線は、前述いたしました瀬見新庄線の休場街道アンダーの側道として整備されました道路を新たに認定するものであります。上山屋萩野線、上山屋亀割線、亀割跨道橋脇線の3路線であります。これは広域営農団地農道整備事業により整備された道路であります。上山屋萩野線は、これまで終点が市道萩野鉾山線との交差部であったものを県道の土内五日町線との交差部まで延伸いたし、認定するものであります。上山屋亀割線であります。これは上山屋から舟形町との境界まで新たに認定するものであります。亀割跨道橋脇線は、上山屋亀割線と国道47号を結ぶ道路でありまして、新たに認定するものであります。廃止する旧山屋線、32号線、松本並木線、上山屋萩野線の4路線は、すべて終点の位置が変更となるため当該路線の廃止手続をとるものであります。以上のとおり道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により御提案申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長 これよりただいま説明のありました議案3件について一括して総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第37号についてですが、手数料の免除ということですが、この特に4条の（2）という内容で、今まで勉強不足で私としてはこういう内容があったということを知らなかったものですから、改めて勉強になったなと思っているんですが、周知というか、生活保護になっている方々が戸籍などをとって、例えば今まで借金が多かったのを、それを自己破産の手続をと

るということが過去に私の担当でも何回かあったように思いますが、そういうときにこういうことを知っていれば、本人も少し経済的に厳しい方でありましたし、そういうことができればよかったなと今反省しているところなんですが、そういうことを知らせる手続というか、そういうことはどのように考えておられるか。これは、福祉担当だと思いますが、課長の方からお願いしたいなと思います。

それから、議案第38号でわくわく新庄の指定管理者ということですが、ここで疑問に思った点がありまして、お聞きしたいと思います。今まで管理に当たっていた方の雇用は守られるのかということ。

それから、指定管理者は、これは費用はすべて地元のお金でありますし、地元に戻元する必要があると思っておりますし、地元の団体、また雇用、地元の方の雇用になるようにすべきではないかと思いますが、どう考えておられるか。

それから、3番目として利益が出た場合、これはもともとお金は市のお金でありますから、市に還元すべきではないだろうか。

また、不足ということがあった場合には事業継続できないなどということがあっては困りますから、やはり市が責任を持って話し合いで応援する立場にならねばならないんじゃないかという点をお聞きしたいと思います。

それから、39号についてですが、新しく認定される上山屋亀割線です。これは、廃止するところなく新しくですが、広域農道だったと思います。広域農道の整備は、県が農道として主になって整備してきたものだと思います。これを市が管理運営ということになると思うんですが、そもそも市道というのはやはり市民にとって周りに住宅などがあったり、あと農業などの仕事でぜひともここが市で管理してもらいたいというふうに地元から要望などがあって市道として認定され、市が税金で管理すると、こういうのが筋だと思うんですが、

考えてみますと、もともとこの広域農道というのは農業の生産物をより早く運搬できるようにというような意味で始まったかと思いますが、実際にはそういう利用には余り必要でないようなものでなかったのかなと私は今考えているわけでありまして、そういったものが事業だけが残ってずっと続いてつくられ、最後は市がそれを管理運営させられるというのは本当に必要なものでなかったのではないか。この地図を見てもわかるように、住宅が張りついているわけでもないわけです。そういう意味で、これがなくても市民の生活にとって大変不都合だというわけではないような道路でありまして、これが6キロも市で管理しろというふうに言われることには今財政難であるというときに大変厳しい、本当に必要でないものになぜ我々の税金が使われなきゃいけないんだろうかと思えますし、できればこれは県で引き続き管理していただきたいというふうに言うことはできないのか。

それから、そのこととあと除雪費などについても大変な金額になるだろうと思えますし、本当に住民にとって切実な道路でないものについてはしないでやっていくということで、できるだけ節約、もし市道だということであればやはり節約ということで考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 手数料免除の生活保護に関してでございますが、例えば生活保護費を振り込む際に口座等をつくるわけですが、その際に必要な証明については今まで免除という形で対応してまいりました。今後周知ということに関しましては、例えばケースワーカーが訪問する際、あるいは保護費の支給日に来庁していただく際にこの制度について説明をしてまいりたいと思います。先ほどお話ございましたように、なるべく負担を少なくするという点から申し上げたようなことで対応していきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

清水清秋議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 わくわく新庄の指定管理の移行について3点ほど質問があったようでございます。

現在わくわく新庄の方につきましては、職員が3名体制で対応いたしております。2名が市の正職員、1名が嘱託館長というような立場でお願いしております。指定管理後、職員の方は当然他の部署への撤収になるわけでございますけれども、嘱託館長につきましては、ちょっと今後のことはわからないんですけども、現在雇用そのものにつきましては11月の30日までお願いしたいというふうな形で当初話を進めておりますので、そのような形で進むものというふうに考えています。

それから、地元団体、いわゆる委託先関係になるんでしょうけれども、これにつきましてはすべて公募を考えております。ですから、個人以外の団体を公募いたしまして、その中で、生涯学習施設ですので、そういうふうなところを積極的に展開できる団体をお願いしたいなというふうに考えております。

それから、3番目の利益が出た場合とか不足が生じた場合というふうなことでございますけれども、現在使用料につきましては移管後につきましても移管先の団体の収入にはならず、市の使用料に納めていただくというふうなシステムを考えておりますので、そのように対応したいと思います。あと何らかの形で不足が生じた場合にはその都度協議をしながら対応したいというふうに考えてこれから進めてまいる所存でございます。

以上です。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 新たに市道認定する上山屋亀割線についての御質問でございますけれども、御承知のようにこの路線につきましては昭和60年

から広域営農団地農道整備事業、最上東部地区として計画されまして、農業の生産物の流通はもとより、周辺地域の農地開発等そういうふうな計画のもとで今整備を進めてきた路線でございます。昨年度、17年度に事業が完了しまして、この度市に施設として移管になることから今回新たに認定をお願いしているというふうな路線でございます。ここに記載してありますとおり延長としましては6キロほどございますけれども、除雪の今お話ございましたが、例えばこれを除雪するとしましても年間シーズン中平均で30日間というふうなことでの単純計算ですと約400万ほどの費用じゃないかというふうに見込んでございます。

また、この認定によりまして交付税等の算入といたしますか、そういったこともなってくるわけでございますが、この路線について簡単に試算してみますと約700万ほどというふうなことでの試算をいたしているというふうなところでございます。道路につきましては、当然住宅地だけでなく、やはりそういった産業開発に伴ういろいろな目的を持った道路がそれぞれあるわけでございますので、その目的に合ったような形で整備を進めてきているというふうなことでございます。

そういうふうなことで、現時点では除雪そのものは、この路線は舟形町と結ばれる路線でございますので、舟形町の方では現在除雪はしないというふうなことでございます。私の方としましても一応そういうふうな考えで、市民からの要望等そういうふうなことを踏まえた中で除雪等を判断していきたいというふうに考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第38号についてですけども、利益が出た場合は市に還元するというのを考えてほしいという中身は、例えば民営の保育所の場合は全部市が出したお金があるわけなんです、その中から利益が出ているわけなんです。

そういうような利益が出た場合、このわくわく新庄に関してもし利益が出たということがわかった場合は市に還元していただくということが必要でないだろうと思うんです。というのは、もともとこの預けるというか、運営費に出すお金は市の税金というか、市のお金でありますし、それらがもしも利益として出たということであればやはり市に戻していただくという立場でやる必要があるんじゃないかなということでどう考えておられるかお願いします。

それから、もう一つは先ほど公募だというお答えでしたけれども、一般的な公募でいきますと市以外の民間業者が入ってくるということが大いに考えられると思います。といいますのは、もともとこういった民間委託、民間でできることは民間でと国の方からの大きな流れが来ておりますが、それは民間業者の関係団体がこれで50兆円のビジネスチャンスになるということで大変喜んでいる、それを期待してそれをさせてきているとも言われておりますし、そういうことになっては市民のもともとのお金が市、本当はもともと市でやっていれば市の直接の市民に仕事をしていただき、市民に還元になるという形になるのが働くのはもしかしたら市民かもしれませんけど、賃金を抑えられて利益を出したときに中央に持っていかれてしまう、こういうことでは市の大切な今財政難であるからやろうとしているわけですが、このお金が市外にいつてしまうということは市民にとって非常に不利益だと思うわけでありまして、そういう意味では公募するに当たっては市内の団体、そして市内の方に働いていただけるようにするべきではないかなと思うのですが、そういったことについてどうお考えなのかお願いしたいと思います。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

清水清秋議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 利益云々というふうなことだったんですけれども、先ほど申しましたとおりわくわく新庄は新庄市の生涯学習センターという

ふうなことで現在市民プラザと2つ同じ学習センターあるわけですが、当然建てたときのやっぱり建設の経過とか、それから設置された目的がございます。生涯学習を進める中心的な役割であるというふうなことで、これが仮に指定管理に移行してもその目的とか機能は失ってはならないというふうなことでござりますので、先ほど言いましたとおり使用料の方は市に還元させていただきます。それ以外が委託というふうな形になるかと思っておりますので、利益というふうな点ではちょっと違うのかなというふうな感じにしております。ですから、使用料はあくまでも使った方の使用料につきましては市の使用料の方にきちっと入れるというふうなスタンスでこれからも進めてまいります。

それから、いわゆる公募するときの考え方なのでしょうけれども、先ほど言いましたとおり一応私の方で考えておるのは新庄市に事務所を有する法人というふうなことをまず先にうたっておりますので、今議員さんおっしゃったような形で審査会も2回ほど実施して進める予定を組んでおりますので、私たちも今佐藤議員さんおっしゃったような方向でできればお願いしたいなというふうなことは十分考えておるところでございます。

以上です。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 議案39号の上山屋萩野線についてお聞きます。

これ県の広域農道で、県から今度は市道として引き取るわけなんです、その引き取る時の条件という、中部課長は前に建設課長をやっておられまして、そのときに市道で受け取ったと。間もなく吉沢の旧スキー場と萩野の中間あたりが道路が陥没して二千何百万、金かかったわけ。これは、市で負担ということで、市道ということでやったんですが、あのときは特別な記録的な雨でも

なかったように記憶しているんですが、その際の工事のやり方というか、あんなことでこれだけ崩れるのは不思議だなと思って私も見たんですが、この今、今回あそこの鉾山線から私どもがよく水上という平らな部落を山を割って道路つくったわけ。そのときも地元の人たちは、あそこはずっと昔から片平楯というところがあって、俗に言う清水という、わき水があって、山の上にわき水あったわけ。これが崩れるよ、崩れるよというようなことである程度年配の人たち心配しておったわけ。そして、山の斜面にU字溝入れて排水路つくったわけ。見事に崩れたわけ。全部。中部課長覚えているでしょう。崩れたわけ。そして、しばらく通行止めをして、模様を見ながら、そして今度いろいろな形で石垣なんか組んだりしてやったわけ。それでもまだ心配しているわけ、地元としては。そういうこと詳しい人は。だから、引き取ったとき瑕疵期間という、苦い経験1回やっているわけですから、あそこでは。今回は、そういうことをどういうふうに詰めてこれを市道として認定されようとしているのか。物すごく私は心配です。また何千万かかります、あの場所は。そういうこといかが思って今回提案なされたのか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今渡部議員おっしゃられました16年度の7月ですか、上山屋萩野線の一部が崩壊したことがございます。これにつきましては、その後に原因調査行いまして、やはり7月の、日にちちょっとあれなんです、非常に記録的な雨のために、予想もしていなかったんですが、斜面からの水が地下浸透しまして、道路の中にたまりまして、そのために飽和状態となって滑ったというふうなことで、それに対する災害復旧事業を行ったところでございます。当然予想されることについてはすべて対応するような形で災害復旧行って、この度17年度に事業完了したわけですが、そういうふうなことでその後他の路線につ

きましても県の方でそういう危険性のある部分及び類似箇所等含めましてそういう危険性の発生あるかないか、その辺の調査を全部行っております。そういうふうな恐れのある部分につきましては、箇所ごとに対応を行って昨年度処理をしていただいたというふうな経過がございます。

萩野地区の山につきましてもその当時の同じくちょうど工事中であった箇所だと思います。それにつきましてもちょうど7月の道路崩壊した時期と同じくして斜面の方の崩壊もありまして、それについてはその後調査やりまして、現在ののり面の保護工といいますか、そういった対策を講じて事業を完了しているというような状況でございます。

なお、今後につきましても当然瑕疵とか、そういったものにつきましてはございませんけれども、追跡調査というふうなことににつきましては引き続き現場の方を調査していくというふうなことで、そういった災害等、また豪雨等により災害等が起きた時点では再度協議するというふうなことでの話し合いはしてございます。そういったことで昨年1年かけましていろんなそういうふうな今回新たに市の方に移管になる部分につきましては検討させていただいて対応していただいたというふうな結果で今回市の方に移管されることから、この度認定をお願いしたというふうな経緯でございます。

以上でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 最初というか、さっき私が言った崩壊した箇所は、あそこは下が傾斜になって水滞留するなんていうこと我々素人から見た場合はちょっと考えられないこと。傾斜になっているものだから、ここが。それが今課長さんのお話だと、道路のそこさ滞留したと。どうもわからねんだ。普通だったらこれ排水、ここ傾斜になっているものだから。そしてああいう場所いっぱいあるわけ、あそこさは。それさ類似的な地形のと

ここが。たまたまあそこが物すごく陥没したわけだ。陥没。それで、土砂は崩れたわけでもない。ある程度崩れたけれども、陥没したの。そこがのり面がどおっと崩れたら、これはわかる。どおっと地すべりみたいに崩れたといたら。ここ陥没。ずっと陥没。その土どこさかいったわけだ。いった場所わかんね。下にも出てねえもんだ。

それはそれにして、そういうことを今回もあの水上の割った割り山があそこ物すごく私なりに心配だ。今課長の話聞くと、そういうことがあったときというか、県の方でも再度協議をすることになっていると、こういう御答弁でしたが、再度協議ということは県の方でもある程度工事的な手法というか、やり方に対してまたそういう事態を招いたときには県の方でも応分の負担をしてくれるというような協議をするのか、その辺を詰めておかねえとまた市の方で全面的な負担ということで私は大変だと思うんです。その辺いかがですか。協議の内容を。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 先ほどの16年度の崩壊については、陥没ではなくてわきに地すべりといいますか、道路部分が滑ったというふうな原因で、滞留につきましては土に水を含んだために結局飽和状態となりまして流動したというふうな原因でございます。

協議につきましては、基本的には譲与契約を行って県から市に管理移管なるわけでございます。その全体の費用については、当然市道として管理するわけでございますので、市が基本的には負担するというふうなことになってございます。そういった、先ほど言いましたように、先の災害のようなときに県とこの原因等そういうふうなことにについての協議も含めまして、実際事故等あった場合については協議をしていくというふうなことで、中身については、費用の負担についてはそこまどうのこうのというきちっとしたまだ取り決め等

はございません。基本的には先ほど言いましたように市道として管理している以上、当然復旧に当たりましても有利な事業等そういうふうなものについてのいろいろ相談をしながら復旧に当たっていくというふうなことでの協議というふうなことになろうかと思います。そういうふうなことでの協議でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 水が飽和状態になって、それに耐えかねて崩壊したという、そういうお話なんです、水が飽和状態になるような設計やったのがいかなものかなと私は今聞いておったんですけど、それはそれでいいです。これは、産業建設か、その委員会に付託されますので、今私のわきに委員長もおられますので、その辺も十分踏まえて御論議してください。

終わります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第9議案、請願の各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第9議案、請願の各常任委員会付託を行います。議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

平成18年6月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議 案（2 件） 請 願（1 件）	○ 議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第38号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願
産 業 建 設 常 任 委 員 会 議 案（1 件） 請 願（2 件）	○ 議案第39号市道路線の認定及び廃止について ○ 請願第1号高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願 ○ 請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願

議案3件一括上程

清水清秋議長 日程第10議案第40号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から日程第12議案第42号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算

（第1号）までの補正予算3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第40号から議案第42号までの

一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第40号一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ1,659万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を132億5,159万9,000円とするものであります。

その内容であります。6 ページからの歳入については、14款 2 項、民生費国庫補助金の精神障害者地域生活援助支援費補助金は、15款 2 項、民生費県補助金と関連するもので、国県の補助要綱が改正されたことによります補正であります。

15款 1 項、民生費県負担金の災害弔慰金負担金375万円は、歳出の 3 款 4 項にございます災害救助費500万円の追加補正のうち国 2 分 1、県 4 分の 1 の負担分を追加補正するものであります。

2 項、総務費県補助金の山形県市町村総合交付金につきましては、山形交響楽団活用事業などによる99万7,000円の追加でございます。

農林水産業費県補助金は、補助要綱の変更と園芸産地拡大強化支援事業費補助金の追加内示によります増額補正であります。

3 項、教育費委託金は、スクールガード活用事業としての地域ぐるみの学校安全推進モデル事業としての200万円と不登校対策としての子供と親の相談員活用調査研究事業としての35万円の追加でございます。

19款繰越金は、今回の補正財源のうち一般財源分を前年度繰越金で賄う273万5,000円であります。

20款諸収入のコミュニティ助成事業助成金は、宝くじの収益金を原資としているもので、今般事業を実施する各町内会への内示があったことによる400万円の増額であります。

次に、歳出予算内容であります。8 ページの 2 款 1 項、企画費の402万円は歳入でございました各町内会へのコミュニティ事業補助金であります。

3 款 1 項、精神障害者福祉費72万4,000円は、国庫補助要綱の改正に伴います歳出科目の組み替えと事業費の増額でございます。

4 項、災害救助費の500万円は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに本市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、除雪作業中に亡くなった方の遺族に支給する弔慰金であります。

次に、6 款 1 項、農業振興費ではエコロジーガーデン実験棟屋根の修繕料49万8,000円と県市町村総合交付金が財源となる淡水魚の放流事業補助金19万7,000円の追加でございます。

9 ページの水田農業対策費の補正額はゼロで、説明欄も空欄になっておりますが、歳入の県補助要綱が改正されたことによる財源内訳の補正を表示しております。

2 項、林業振興費は、陣峰市民の森における森づくり体験事業の実施のための予算科目の組み替えであります。

10款 1 項、教育指導費は316万4,000円の追加となっておりますが、歳入にございました県委託金を活用した地域ぐるみの学校安全推進モデル事業としての200万円と子供と親の相談員活用調査研究事業としての35万円、山形交響楽団によります日新小・角沢小統合記念スクールコンサート開催事業としての80万円がその内容となっております。

10ページ、2 項、学校管理費の102万円は、漏水調査費並びに修繕料となっております。

続いて11ページ、議案第41号老人保健事業特別会計補正予算であります。5,801万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を36億2,785万6,000円とするものであります。

14ページに歳入歳出の内容がございますが、初めに歳出をご覧いただきますと、3 款の諸支出金に5,801万3,000円の追加でございますが、社会保険診療報酬支払基金返還金といたしまして17年度の審査支払手数料返還金27万5,000円と17年度医療費国庫負担金返還金5,773万8,000円の追加でございます。いずれも17年度概算交付額と実績額との差を返還するものであります。

同じページの上段に返還金の財源の補正がございますが、1 款支払基金交付金では社会保険診療

報酬支払基金の17年度医療費交付金が2,237万9,000円不足しておりましたので、18年度の精算交付金の追加であります。

5款繰越金は、17年度における医療費国庫負担金の一部を留保いたしまして、18年度に繰り越す額3,563万3,000円を追加補正しております。

以上で一般会計並びに老人保健事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきますが、水道事業会計の補正予算の内容については水道課長の方から説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願いいたします。

清水清秋議長 水道課長高橋 敦君。

(高橋 敦水道課長登壇)

高橋 敦水道課長 議案第42号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。第1条、平成18年度新庄市水道事業会計の補正予算(第1号)は次の定めるところによります。

(資本的収入及び支出の補正)。第2条、平成18年度新庄市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

収入の第1款資本的収入の既決予定額6,159万1,000円に補正予定額820万円を増額し、6,979万1,000円といたします。その内容ですが、第2項の補助金で老朽管更新事業に伴う国庫補助金820万円の増額であります。

支出の第1款資本的支出の既決予定額5億3,533万円に補正予定額2,460万円を増額し、5億5,993万円といたします。その内容ですが、第1項建設改良費2,460万円の増額で、老朽管更新の工事請負費であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億9,013万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,606万8,000円及び過年度損益勘定留保資金4億7,407万1,000円で補てんするものといたします。

以上、平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号、議案第41号、議案第42号の補正予算3件は委員会の付託を省略し、6月19日、最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

清水清秋議長 10日、11日は休会であります。12日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集をお願いします。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時03分 散会

平成18年6月定例会会議録(第2号)

平成18年6月12日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大 場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星 川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽 賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐 藤 新 一
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢高 孝 敦
神室課長	奥山 輝 昭	水道課長	高 橋 博
教育委員	伊藤 輝 昭	教育課長	佐 藤 夫
教育次長	奥山 芳 彦	学生課長	小 野 和
生涯学習課長	大江 雅 夫	生涯学習課長	黒 坂 光

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業務
査務局

小 関 俊 也
荒 川 修 也
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
事務局長
選挙監農事
査業務
査務局

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局長 田 中 紀 雄
査査 沼 澤 順 子

総務主査 野 崎 勉
主査 佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 （ 第 2 号 ）

平成 1 8 年 6 月 1 2 日 月曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 一般質問

1 番 平 向 岩 雄 議員
2 番 小 嶋 富 弥 議員
3 番 星 川 豊 議員
4 番 今 田 雄 三 議員
5 番 金 利 寛 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成 1 8 年 6 月定例会一般質問通告表 (第 1 日目)

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	平 向 岩 雄	1. 持続的発展が可能な地域農業実現の対応について 2. 空洞化が一層懸念される中心商店街の振興策について 3. 少子化社会の対応について	市 長
2	小 嶋 富 弥	1. 市町村合併について 2. 学童保育について 3. バイオマス利活用実証事業について	市 長
3	星 川 豊	1. バイオマス関連について	市 長
4	今 田 雄 二	1. 将来の振興計画は 2. 土内川第 3 堰堤のスリット化工事の影響は	市 長
5	金 利 寛	1. 再度、定住促進策についておうかがいをします。 2. 「観光立国、日本」「ビジットジャパンキャンペーン」で 今、日本も「観光立国」を目指しています。当市も「観 光新庄」をさらに意欲的に展開し、交流人口増の促進を 進めてはどうですか。	市 長 関 係 課 長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名です。欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は10名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

平向岩雄議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、平向岩雄君。

（20番平向岩雄議員登壇）（拍手）

20番（平向岩雄議員） おはようございます。質問に先立ちまして、5月27日に発生しましたインドネシアジャワ島中部地震の被災者に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

まず1番目は、持続的発展が可能な地域農業実現の対応についてであります。農業従事者の減少や高齢化、あるいは全国的に見て、耕作放棄地の

増大など、危機的状況にある地域農業を担い手を中心とした地域農業の持続的発展や農業の多面的機能の発揮に結び付けるため、戦後農政の大転換を推進しようと、経営所得安定対策等大綱など農政改革3法案がこのほど衆議院を通過いたしましたことは御承知のとおりであります。市町村についても、その推進組織の整備が要請され、特に2007年産から新たに導入する品目横断的経営安定対策を中心に、生産者による主体的な生産調整へと移行する米政策改革推進対策が、かつて体験したことがない改革であり、担当する市職員はもちろんのこと、生産者にとりましても本当に頭の痛い課題であると思慮するものであります。米需給の安定を目的にした生産調整は、スタート時点には54万ヘクタール程度であったものが、近年では100万ヘクタールを超す面積まで拡大されているにもかかわらず、米価は値下がりの一途で、去る3月22日に実施された全国米穀取引価格形成センターでの落札価格は、山形県産のはえぬきで1俵60キログラム当たり1万4,601円で、前回入札価格よりも199円の値下がり、諸経費を差し引いた生産者手取りは、実に1万2,101円だけという状況にあります。一方、平成18年度の米生産数量の配分も、対前年比で1.1%減の1万9,461トンと聞いております。地域農業の展望が開けないことはもちろんであります。崩壊すら懸念されるところであります。このような環境の中で、新たな地域農業構造の確立を目指す国の経営所得安定対策等の大綱は、実施まであと1年を切ったわけではありますが、担い手となり得る認定農業者や集落営農組織を中心に、農業構造を再編する戦後農政の大転換に対し、農業者は大きな不安や危機感を募らせている現状にあります。その内容は、対策の対象になれなかった人が生産調整をやめて米をつくり始め、これまでの生産調整が崩れる実態は避けられるかということ、さらに集落営農で今後の地域農業は生き残っていけるのかというふうなことでありま

す。

このような環境の中で、まず第1点は、担い手育成の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。戦後農政の根本的な見直しと言われる変革に対し、2007年度から認定農業者や集落営農に国の各種支援施策が集中され、品目横断的な経営安定対策が実施されるため、県をはじめ各自治体でその対象となる担い手づくりに躍起になっているわけではありますが、昨年11月における本市の担い手の状況は、生産組織が105、認定農業者が222人、その他担い手が396人、合わせて723人であり、販売農家数1,806戸に対してわずか40%であり、残る60%の1,083戸の農家は、国、県の各種支援施策を受けることがかなわないこととなりますが、現状はどのような結果でありますか、今後の見通しと併せてお伺いいたします。

2点は、集落営農の組織化についてであります。新たな食料・農業・農村基本計画では、新たな経営安定対策の導入に向け、担い手の育成、確保を最重要課題として、地域自らが組織化していくことが重要だと言われているわけではありますが、規模要件や経理の一元化、農地集積など、集落営農を育てる上での課題は極めて大き過ぎると思います。しかし、待ったなしの施策施行を控えて、農家への制度の周知徹底と意欲の喚起が重要だと理解しておりますが、どのように対応されているのでしょうか。また、認定農業者や集落営農に国の各種支援施策が集中されるこの改革に対し、田園都市として集落営農を積極的に推進し、支援する考えがとおりか、市長の御所見をお伺いいたします。

3点は、品目横断的な経営安定対策についてであります。担い手に施策の対象を絞り込むこの対策の導入は、農業分野にも勝ち組と負け組をつくることになるかと心配するものでありますが、この対策の対象者は生産調整特例をはじめ、所得特例、それに物理的特例の要件を満たすもので、基本原則といたしまして、集落営農では20ヘクタール以

上、認定農業者では4ヘクタール以上で、規模要件を緩和する知事の特認もありますが、所得特例一つ見ても、米の生産調整や農産物価格の低迷で、この対策は極めて困難だと思慮しているところがあります。ちなみに、山形農林水産統計年報によりますと、本市の農業産出額は、昭和60年の106億9,000万円をピークに、平成16年には62億円で、60年対比では58%まで低下し、農業産出額は1戸当たり309万円ということでもあります。このような状況を踏まえて、稲作の収益性の再点検や品目横断的な作物の生産拡大のための体制づくりを一層強化すべきと思いますが、その対応につきましてお伺いいたします。

4点は、農業の相談機能の創設についてであります。去る1月27日のある新聞に、民間企業が農業を育成支援しようと民間企業が主体になった農業支援のよろず相談所inやまがたを発会したという記事がありました。この相談所は、農業の衰退が取引先企業の衰退にもつながるという危機感を持ち、支援組織を立ち上げたというのであります。その内容は、新たに事業として農業に取り組もうとする個人や法人への支援をはじめ、農産物の販売ルートの確保や農機具の購入あっせん、遊休農地の情報提供などを上げております。特に申し上げたい農業の相談機能の創設は、今や野菜の輸入量が100万トン時代であるということに関し、このほど財務省が発表いたしました貿易統計の速報で、2005年の生鮮野菜の輸入量は、実に107万1,025トンと前年に比べ11%増であるということでもあります。品目別では、貯蔵性の高い品目の輸入増が目立ち、ニンジンが前年比73%増の10万1,275トン、タマネギが30%増の35万7,538トンなど、それぞれ過去最高になり、業務加工需要が恒常的に輸入に傾斜し、産地の生産基盤の弱体化が一層加速し、地域農業のさらなる衰退が懸念される昨今であります。このような時代にこそ、持続的発展が可能な地域農業実現のために、生産、販売から経営に至るまでの相談機能を創設すべきと思いますが、

市長のお考えをお伺いいたします。

2番目は、空洞化が一層懸念される中心商店街の振興策についてであります。1点は、改正まちづくり三法の対応についてですが、1974年に中小小売業の保護を目的に大規模小売店舗法が施行され、大型店の売り場面積、営業時間、休日日数の規制がありましたが、2000年に大規模店舗立地法が施行され、用途地域を設定して規制したものの、出店は届け出で可能になりまして、結果的には地方都市を中心に郊外への大型店出店が相次ぎ、本市の中心商店街も年を追って空洞化が進んでまいりましたことは御承知のとおりであります。この間、本市でも何とか中心商店街の活力を取り戻そうと、それなりの対策といたしまして、昔話の聞こえる道づくりなどに努めてきましたが、計画どおりの功を奏することが困難な状況にあります。今回2007年の施行を目指し、中心商店街を再生する目的で、まちづくり三法、すなわち自治体の判断で土地の用途規制を可能にする改正、都市計画法、市街地の整備と商業活性化を一体で行う中心市街地活性化法、大型店周辺の環境を保全する大規模小売店舗立地法であります。市街地の整備と商業活性化を一体で行う中心商店街の活性化の対応策についてお伺いいたします。

2点は、大型店などの立地を規制する都市計画法の改正に関してであります。立地場所の選定に当該の市町村の判断を尊重してきましたこれまでの枠組みを見直し、周辺市町村の同意も必要とする大幅な規制強化をどのように受けとめ、中心商店街の振興に対応されるお考えかをお伺いいたします。

3番目は、少子化社会の対応についてであります。2000年国勢調査と比較した2005年国勢調査の人口増減率は、本市で1,435人、率にいたしましてマイナスの3.4%で、単年度でも平成18年3月末現在では4万497人で、前年同期比では397人の減少であります。平成14年の3月に日本統計協会が推計いたしました新庄市の人口は、2010年には3万

9,491人でありました。平成17年から18年までのように、年間約400人減少で推移すれば、2010年まで1,600人が減少することになり、本市の人口は3万8,897人となり、当時の推計より594人の人口減少が加速していることとなりますことは御承知のとおりであります。この人口減少の最大の要因は、出生率の低下にあります。人口減少に関し2005年版の少子化社会白書も我が国は世界的に見る超少子化国と指摘し、2005年が人口減少元年と言っているのであります。このような課題に対し、県は山形子育てプラン、山形県次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、向こう5年間の施策を打ち出しております。少子化対策の県民意識調査によりますと、子育てに重要だと思える支援につきましては、子供を安心して預けられる施設の整備や子育てや教育のための経済的援助などが主なものとなっておりますが、いずれにいたしましても減少時代にふさわしい社会システムの構築を急ぐことが重要だと言われております。本市では、親子で遊べるコピアなど、一連の対策を講じてまいりましたが、少子化傾向の歯どめがかからない現状であります。少子化が今後も進展すれば、地域経済にも悪影響が出るのは必至であり、なお一層の総合的な少子化対策を講じるべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いいたしまして、壇上よりの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 平向議員からは、農業問題、そして中心市街地の活性化、また少子化というふうなことで、現在市あるいは地域が抱えている大きな課題について、それぞれ所見も踏まえての御質問がございました。農業についても、大きくこれから様変わりしようと、制度的に様変わりしようというふうな直前において、やはりお話にもありましたけども、生産者の皆さん方あるいは我々行政

としても相当心してかからなければならない大きな課題であるというふうに考えております。

そういう中で、今まで16年から18年にかけて経営所得安定対策をやってきたところでありますが、それを昨年の10月に大転換をしていこうというふうなことで、これが決定されたところであります。新たな経営所得安定対策については、お話の中に十分詳しくございましたが、特に担い手を中心としてとか、あるいは担い手に対象を絞ってというふうな文言が随所に出てくるわけでありますが、基本的なフレームとしては、新たな対策に引き継ぐというふうなことになると思いますが、大きく変更することについては、特に稲作の所得基盤確保対策、これが廃止されまして、新しい産地づくり交付金に統合されるというふうなこと、また2点目としては担い手の経営安定対策、これが廃止されまして、品目横断的な経営安定対策に移行すると。今までどちらかというと価格政策を主にやってきたところでありますが、これはやはり所得政策に変わっていくというふうなことが言えるのではないかというふうに思います。16年度から今年度まで3年間で実施しております産地づくり対策の内容については、来年度から新たな産地づくり対策、これに継続されるわけでありますが、引き続き生産調整実施者、これの全員が新しい産地づくり交付金の対象になるというふうなことと、また品目横断的な経営安定対策の対象要件、これも変わらないというふうに言われておるようであります。

現在の担い手の状況と今後の見通しというふうなことでありますが、これもお話ありましたとおりですが、認定農業者、つい先日新たな認定農業者の方々にその認定証を差し上げたところでありますが、5月末現在で個人が246人、法人が3団体というふうなことで249経営体でございます。平成22年度までには、この目標であります、400経営体、これの認定をしていこうというふうなことで、今一生懸命頑張って取り組んでいるところで

あります。今後の予定といいますか、今後の計画になるわけですが、国ではこの産地づくり対策の支援基準、金額をはじめとして、この制度の詳細については、19年度の予算要求時までには決定したいというふうなことでありますので、随時農業だよりとか、あるいは説明会なども頻繁に開催してお知らせしながら、制度の円滑な導入を図っていくというふうなことを考えているところであります。

集落営農の組織化についてもお話あったところでありますが、これも新たな対策に適切に対応していくためには、地域あるいは集落においてどのような営農形態が適するのか、またこれについて集落での話し合いをどういうふうにして推進し、促進していくかというふうなことが課題だというふうに思いますが、これも可能な限り早期に方向付けを行うことが重要であるというふうに考えているところであります。いずれにしても、この安定対策が今後の地域、集落のあり方に大変重要な役割を果たすものであるということは当然認識しておりますし、これのためにも国県、またJA等のこの関係機関と協力して、いろんな周知方法を考えながら、新しい制度の周知徹底を図っていききたいというふうに思います。

また、間もなく農業協力員会議も行われますが、この集落営農についての制度内容、この必要についても御説明して、またいろいろ議論をして、そしていきたいというふうに思います。また、当然地域それぞれに核になるリーダーの方々もたくさんいらっしゃるわけですので、こういうふうな方々にも地域説明会というふうなこと、また集落にとって個別に集落座談会等も開催しながら、担い手の育成確保、また集落営農を含めた担い手の明確化の必要性について合意形成を図っていかねばいけないというふうに考えておりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

また、こういう中で品目横断的な経営安定対策

についてのお話もございました。御承知のように、平成16年2月に水田農業ビジョン、これを決定いたしましたして、稲作を主体としながらも、園芸作物の導入等による複合経営、これを充実強化していくというふうな、本市の農業の基本となる方向を定めたところであります。また、16年の4月には水田農業推進協議会、これを設置いたしまして、産地づくり交付金等の活用を通じながら、水田農業の構造改革の推進、あるいはこれを活用した作物の産地づくりの推進等を図るため、水田農業ビジョン、これを策定して、産地づくり対策あるいは大豆の品質向上対策とか、耕畜の連携推進対策、これらの事業を展開しているところであります。

言うまでもありませんが、本市の農業の特徴、持続的な振興を図っていくためには、米を中心としながらも、米への依存体質から脱却していくというふうなことも大きなポイントではないかというふうに考えられます。収益性の高い野菜、花卉、果樹等の園芸作物、これは最近生産者の方々大変頑張っておりまして、大分振興が図られているところでありますが、今後もまだまだやはりそういうふうな収益性の高いものへの取り組み、これを充実していけるような環境もつくっていかねばいけないというふうにも考えています。これは、実現するためには、水田農業推進協議会とは別に、県あるいは市、農業委員会、JA、改良区など、関係機関による作物の振興、経営改善等の農業振興全般にわたる新たなこの推進組織を立ち上げて、将来を見据えた計画づくりと実践を行いたいというふうにも考えているところであります。そのために、大変平向議員も懸念されていたのは、農業の相談機能がもともと充実できないかというふうなことがあったわけですが、現在農業を取り巻く急激な環境の変化、これが想定される中、JAあるいは県、市等の関係機関における相談機能の充実、これはやはり農業従事者にとっても大変大きな支えになっているというふうにも思いますし、持続的な発展あるい

は農業者の所得向上に大きく寄与するものだというふうに、これはおっしゃるとおりだというふうに思います。現状においては、JAと総合支庁の技術普及課が中心となって、生産、販売から経営に至るまでの個々の相談に対応しておりますけれども、基本的にはこれら関係機関の間で相当有機的な連携を保ちながら、農業情報の共有化あるいは相談システムの確立とか、あるいは体制の整備、そして機能の充実を図っていく必要があるかというふうに思います。もちろん市の内部においても、一定程度以上の知識を習得しながら、経験を積んだ職員の育成に努めていくというふうなことを踏まえて、相談機能の充実に努力してまいりたいと、このように考えおります。

それから、2点目は新まちづくり三法に絡んで、中心市街地等の活性化対策というふうなことのお話もございました。質問の中にありましたけれども、この3法というのは都市計画法、また中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の総称というふうなことでありまして、今回改正されたのが大店立地法を除く2法が改正されました。そのうち中心市街地の方は8月から、都市計画法については来年の秋をめどに施行される予定というふうになっております。新庄市でも改正前の法律に基づいた中心市街地商業等活性化基本計画、これは平成13年3月に策定いたしております、道路、街路、公園等の市街地の整備改善事業、またTMO構想のもとに、空き店舗対策とか、あるいはポイントカードの再構築など、さまざまな商業の活性化事業に取り組んできた経過がございます。この度の改正法によりまして、市町村が新たに策定した基本計画、これが総理大臣に認定されれば、その基本計画に対しての支援措置として、例えば市街地に病院等の公共施設を建てたり、あるいは共同住宅を供給する際に国から補助を受けられるというふうなことになりますが、もちろんこの認定要件については、計画の実効性、そしてまた確実性が求められております。いずれにしても、もちろん

多額の自己財源を伴うものでありますので、新庄市のあるべきまちの姿というか、これをやはり今後どのような形が新庄市としてふさわしいかというふうなもの、これを十分に精査しながら、地域とのこのコンセンサスを図ってやっていきたいというふうに考えているところであります。

また、空洞化がやっぱり今までも進んでまいりました、残念ながら。そしてまた、これもなお一層懸念されるというふうなことで、中心商店街の振興については、これは常日頃から議員各位にも御心配いただいて、質問等々であったところでありますが、なかなかこの歯どめがきかないというふうなのが現状ではないかというふうに思います。郊外型の大規模小売店舗等の広域的な集客施設があるわけではありますが、これは単なる新庄市だけがターゲットではなくて、複数の市町村にまたがった商圈、これを設定されておりますので、人の流れが広域的な集客施設、これに移ってくる現象は、立地市町村のこの行政区域を超えて、周辺の複数の市町村全域にわたって生ずるというふうなことであります。その結果、それぞれの市町村における中心市街地の商業活動の停滞あるいは賑わいの低下等々、まち全体の活力への影響も考えられるところであります。

今回のまちづくり三法の改正による課題へ対応するため、県では複数の市町村にわたって影響を及ぼすような土地利用については、広域的な観点から調整を行う必要があるというふうな認識に基づきまして、広域的な土地利用調整に関わる取り組みをすべきであるというふうに考えています。具体的には、床面積1万平米以上の広域的な集客施設については、連絡調整会議、これを開催して、周辺市町村の開発計画に関わる意見を聴取して調整を図るというふうなことになります。新庄市としてもこれらの手続を踏まえて、周辺市町村との調和のとれたまちづくりに取り組んでいかなければいけないというふうにも考えております。いずれにしても、大規模小売店舗の郊外進出について

の規制強化、これを広域的な視点で行おうとしているわけではありますが、中心市街地の再生、また活性化という観点から考えて、市街地へそのような大型店を誘引して既存商店街との共存を目指すのか、それとも大型店の誘客力、これに頼らずに何らかの独自性を発揮して商店街の活性化と市街地の再生を目指すのか、現時点でその方向をどういうふうにして見据えるかが大きな課題かなというふうに考えております。

先日全国市長会がありまして、そのとき総理も出席してあいさつしたんですが、その中に中心市街地、中心商店街の停滞についてのお話もありました。ただ、その中で経済産業省がこの度選定した「がんばる商店街77選」というようなのがございまして、その中に当市の南本町、北本町商店街が選ばれました。この中身については、御承知のとおり100円商店街を開催するアイデア商店街というふうなことで、全国にこれぐらいの冊子であります、それに紹介されまして、やはり総理もおっしゃったんですが、すべてマイナス思考ではなくて、やはりこういうような元気な商店街もあるということを考えると、やはりプラス思考でやっていかなければいけないし、またはやるべきだというふうな趣旨のお話がありました。すべてこれがうまくいかなくて、今悩んでいるところでありますが、そういう例もあるというふうなこと、これについてはやはり評価していくべきではないかというふうに思います。そういう意味から、新庄市の商店街が一つ取り上げられたということについては、一つの大きな弾みになるんじゃないかなと我々としても喜んでいるところであります。しかし、現実問題として、これだけではなくて、やはり全体の中心市街地の活性化については、いろいろ商店街の皆さん方あるいは議員の皆さん方ももちろんですが、いろんな点で意見交換あるいは御提言をいただきながらやっていかなければいけない。ちょうどこのまちづくり三法が改正されたということが一つの大きなきっかけになることは

間違いないというふうにとらえておりますので、今後もそんなところで頑張っていきたいなというふうに思っております。

それから、もう一点のやはり大きな課題であります少子化の問題、新聞で報道になりましたが、特殊出生率が0.04下がりました1.25というふうなこと、これはやはり持続的に人口を維持するためには2.07が必要だというふうなことを言われている中で1.25、全国的には1.25、そして山形県では1.39というふうなことで、非常に少子化というふうな点から見れば、この出生については大変憂慮すべく、これは今に始まったわけではありませんが、ここのところそういう状況が続いているというふうなこと、なかなか歯どめがきかないというふうなことで、大変憂慮しているところであります。

そういう中で、少子化については、経済的なこの援助制度、これも大変大事だというふうに思います。これも例えば児童手当を小学校6年までやったというふうなこと、これも大事だというふうに思います。その他やはり雇用の環境、やはり子供を産んでもそれを今奥さん方の就職率というのは非常に高いわけでありますので、子供を産んでもその雇用の場との調整がなかなかうまくいかないで、それだったらやはり働くことを優先させるというふうなことで子供を産む決断までいかないというふうなこと、それとやはりこれは晩婚化、晩産化というふうな、これは社会的な構造の一つだというふうに思いますが、いろんな要因が重なって、この少子化時代を迎えているというふうに考えられます。こういうふうな中で、国でも先ほど申し上げましたように、児童手当とか、あるいは本市においても特に延長保育あるいは休日保育、一時保育等々、子育ての支援策も取り組んでおりますが、なかなかこれが出生率にいい意味でのね返りが今のところ期待できないというふうなところ、この辺のところ非常に悩みの種であります。ただ、やはりこれからも経済援助制度も

含めて、いろんな福祉サービスの充実、そしてまた雇用環境の整備、そしてまた医療体制、母子保健の医療体制の充実、さらにはゆとりある教育というふうなことも含めて総合的にやはり考えていかないと、なかなか少子化時代、出生率のアップにはつながっていかないのではないかというふうに思います。市としても、これは国とか県の制度とも連携もしますが、市独自のやつについても、やはり可能な限り取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますので、これからもひとつよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

とりあえず壇上から答弁を終わらせていただきます。

20番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

清水清秋議長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄議員） 詳細な答弁ありがとうございます。ここで二、三点再質問いたしますが、まず担い手育成の問題でございます。県あるいは国の施策といたしまして、担い手の特例措置というふうなことがあるわけでございますが、その特例措置を受けることによって、認定農業者なり、あるいは集落営農というふうなものの数がこれは増加に結びつくわけでございますけれども、先ほど市長の答弁の中で5月末で246人の認定農業者というふうなことでございますが、前よりも24名増加しているわけでございますが、鳥取県とかあるいは長野県、青森県等においては、この特例措置というふうなものを取り入れまして、全体の60%近い地域が特例措置の適用を受けていると、こういうふうなことでございますが、本県並びに本市につきまして、この特例措置というふうなものについての要請を今まで行ってきたことがあるかどうか、ないとするならばどういう理由なのかというふうなことをまず1点お伺いいたします。

それから、農業者の所得目標を農産物価格の下落を理由にいたしまして、全国30都道府県が所得

目標の下方修正を行っているわけですが、このことも併せてひとつお願いしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 担い手の基準の特例措置であります、おおむね80%の面積要件、あるいは集落営農であれば下限をもっと下げるということで従来から実施されてまいりましたが、これは担い手基準というよりもいろんな政策の受け手となる農家の基準面積のことでありますが、新庄市の場合は平地であり、比較的規模も大きい農家が多いということで、あえて面積要件の特例措置の申請は実施してまいりませんでした。

それから、認定農業者の基準となる所得の関係であります、今回県の方で10年ごとに見直すちょうど見直し年に当たるということで、その経営基盤の法的な改正が先日県の方針が示されました。その中では、従来の500万円の所得から400万円に下げるといような方向で示されておりますので、新庄市もこういう県全体の流れ、そういったものを考慮しまして、現在500万円の所得ではありますが、各関係機関と相談しながら、県の方向についても検討してまいりたいと。県に合わせるかどうかについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

20番(平向岩雄議員) 議長、平向岩雄。

清水清秋議長 平向岩雄君。

20番(平向岩雄議員) それから、品目横断的な経営安定対策に関連してでございますが、御案内のとおり、最上総合支庁では農産物の産地化とか、あるいはブランド化に力を入れて農業所得を高めていきたいと、こういうふうな計画があるようでございますが、そのことについても新庄本市でも合庁からの協議会なりなんなりというふうなものに参加していると思うんですが、その農産物の産地化あるいはブランド化というのは、これは非常に必要だというふうに私も考えているわけですが、この件につきましての考えをお伺い

いたします。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 県の重要な農産物あるいは地域の特産品の販売戦略、いわゆる山形セレクションという戦略を打ち出しました。農産物についても県で11目でしたっけ、果樹も含めて指定してございますが、残念ながら新庄市で面的あるいは販売額の関係で該当するものは現在のところありません。したがって、県全体あるいは地域全体として農産物あるいは特産品を販売していくには、こういったブランド化、いわゆる品質を保証する全体としての戦略が必要であるというふうに当然私も認識してございます。今後品目を拡大しながら、充実していこうという県の姿勢でありますので、当新庄市においても県内で誇れる産地化、例えばニラとか山菜とか花とか、そういったすぐれた産品もございますので、それらの指定を受けるといことがまず前提でありますので、それらの指定が受けられるように働きかけながら、なお一層ブランド化あるいは山形セレクションの中に取り込められるように頑張っていきたいなというふうに考えてございます。

20番(平向岩雄議員) 議長、平向岩雄。

清水清秋議長 平向岩雄君。

20番(平向岩雄議員) 次に、まちづくり三法についてでございますが、市長からる御説明あったわけでございますけれども、中心市街地の賑わい回復は、今回のまちづくり三法の改正と併行いたしましたして、大型店の問題のみならず、都市機能全般を視野に入れた中長期的な都市構造の全体像を描く必要があろうかと考えますけれども、この点につきまして市長の考えもう一度お願いしたいと思います。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 おっしゃるとおりだというふうに思います。中心市街地、中心商店街に代表される

中心市街地というふうなことでありますが、やはり都市計画については、中心市街地を取り巻く周辺も含めた形で計画を視野に入れて、そして取り組んでいかなければいけないというふうに思います。ただ、中心になるその市街地の活性化、これがあって初めてやはりこの地域の賑わいというものを取り戻せるというふうに考えているところがあります。

20番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

清水清秋議長 平向岩雄君。

20番（平向岩雄議員） 最後になりますが、少子化社会の対応についての問題でございますが、最近政府といたしましても、この人口減少というふうなものが大変重要視されてきておりまして、特に急速な人口減少は国や社会の存続基盤に関わる問題だというふうなことで、政府の素案といたしまして、いろいろな抜本的な対策を講ずるというふうなことを新聞報道なされているわけでございますが、お金を出したから、経済的な支援をしたから子供の数が増えるというふうなことは、これは妥当ではないかと思えますけれども、真室川町とかあるいは金山町等におきまして出生祝金とかというふうなことで、身近に人口増加につながる、出生率の拡大につながる、そういうふうな施策を講じているわけでございますが、本市として財政再建中だからというようなことであるかもしれませんが、何らかのこのような類の対策を講ずる必要があると思うんですが、その考えはいかがなものでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 大変大きな問題でございますが、国においても少子化担当大臣を置いたにもかかわらず出生率減少ということになっております。先ほど市長が申し上げましたように、総合的に福祉のみならず、健康課あるいは教育委員会等、総合的に勘案し、対処していくということでお願いしたいと思います。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

（9番小嶋富弥議員登壇）（拍手）

9番（小嶋富弥議員） 御苦労さまです。6月定例議会2番目の質問をいたします。新政倶楽部の小嶋富弥です。ひとつよろしく願い申し上げます。

いよいよドイツにおいてサッカーのワールドカップが始まり、日本の戦いはじめ各国の試合にお祭り騒ぎの一喜一憂の日が続くものと思います。しかし、国内においては建物の偽装問題、ライブドア、村上ファンドのコンプライアンスの欠落、地方と大都市の格差、予期せぬ凶悪な出来事、まさに「そこが変だよ日本人」と言いたくなります。そのような世相の中で、当市の広報しんじょうが全国広報コンクールの組写真部門で総務大臣賞に輝いたとの新聞報道がありました。昨年の新庄まつり250年祭の祭りの特集ページ、熱気の様子がうまく表現され、最高賞は総理大臣賞であるが、この賞は毎年広報紙部門から選ばれており、実質日本一の栄誉だとありました。専門家に依頼したのではなく、職員が手がけたものでよい結果を得たことは特筆すべきものと思います。まさに新庄まつりに対する市民の熱意、誇り、すべての思いが通じたものではないでしょうか。御苦労さまでした。ぜひ9月、岡山県倉敷で開催される全国広報広聴研究大会の表彰式に参加して、この栄に浴し

ていただきたいものであります。前段はこのぐらいにいたしまして、通告の順に従いまして質問いたします。

それでは、発言事項1番目の市町村合併についてからお尋ねいたしたいと思えます。国は、市町村合併政策を強力に推進し、平成11年3月末において3,232の市町村自治体が兵庫県篠山市からスタートした平成の大合併により、今年の4月1日には1,820の自治体に再編いたしました。それでも国の目指す1,000の自治体にはなっていませんでした。山形県では、庄内地方での合併が進み、庄内町、鶴岡市、酒田市の合併が実現し、今までの県内44市町村が13市19町3村の35の市町村の自治体に再編したのです。私たちの地域は、最上は一つの考えから、2001年12月26日に最上市町村合併問題研究会を設置、任意協議会、法定協議会を経てきたが、最終的には8市町村はそれぞれ自立の方向に進んだわけです。合併特例法は、17年の3月31日までだが、経過措置期間1年とし、国において市町村の合併の特例等に関する法律、すなわち合併新法、昨年4月から5年間の時限立法を定め、これらによって県は合併推進協議会を設置し、18年3月、山形県市町村合併構想を提示いたしました。これらの構想対象市町村の組み合わせは、県内6つのくくりとしております。市町村の組み合わせは、日常生活を踏まえると、住民に身近な仕事がたくさんできるようになること、おおむね人口1万人未満の市町村を対象とすることを基本的な考えといたしまして、最上は8市町村を対象とした合併、環境と共生する循環型社会、新庄市を中心都市とした生活圏の結びつきが年々強まり、消防救急業務、し尿処理などの行政サービスが共同で実施されておる現状等から一つの市の構想提示がなされたと理由付けしております。県の合併推進構想の序文において斎藤知事は、市町村合併は地域住民の意向を踏まえ、市町村自らの判断で地域の将来のあり方を選択することが基本としながらも、山形県の21世紀の姿を決めていくものと

し、地域全体の発展、県民生活の維持向上の観点から、県自らの課題とし、国、市町村、県民と一緒に合併に取り組むと述べています。そして、県自らの課題として、市町村合併を積極的に展開すると踏み込んでおります。市長は、これらの県の考え方についてと急速に人口減少や高齢化が進展していくと見込まれる中の圏域、厳しさが増す財政状況、多様化する行政ニーズに的確に対応し、満足度の高い行政サービスを提供し、効果的、効率的な行政運営をどう図るのでしょうか。最上郡の中心都市新庄市の首長、そして広域の事務組合の理事長として広域合併に対して今後どう取り組む所存なのかは多くの市民の関心を寄せております。そのお考えをお聞きいたすものであります。

次の質問に入ります。発言事項2番目の学童保育についてであります。今各地で子供が巻き込まれる凶悪犯罪が多発しています。特に学童の下校時において殺害される事件に対して、子供たちはもちろん、また父母、保護者たちも不安が広がっています。放課後の子供の安全対策として、地域での子供を守ることが緊急の課題となっています。安全、安心な社会の構築は、大人も子供も地域住民の等しい願いであるわけであります。両親が働いていて放課後の保育が十分保証されない小学校の低学年児童に対して、家庭にかわる保育を行う施設事業、学童保育は放課後共働き、父子、母子家庭の仕事と子育ての両立できない家庭児童の支援、少子化対策には欠かせない施設なのではないでしょうか。国、厚生労働省は、学童保育を必要とする児童を放課後児童、学童保育のことを放課後児童クラブと呼んでいます。一般的には学童保育としていますので、学童保育としての質問をさせていただきます。

1997年6月に児童福祉法等の一部改正する法律が成立し、学童保育が初めて法制化され、そして1998年4月より学童保育は児童福祉法と社会福祉法事業法に位置づく事業になったのであります。

学童保育は、放課後児童健全育成事業という名称で、児童福祉法第1章、総則、第2条、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身とも健やかに育成する責任を負うと児童福祉法にはっきり明記されました。これにより、国、自治体は児童福祉法の根拠を持って事業の推進に責任を持って当たらなければならないのです。また、この法の6条の2第12項には、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者、政令に定める基準に従い、授業の終了後に児童更生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業とうたわれておるのであります。かつて、私は平成14年の3月の定例議会において、これらの学童保育に関して質問いたしました。日新と沼田、新庄と併せた中央学童だけでなく、北辰地区も含め学童保育を行う必要があるのではないかと質問いたしました。市内全域の保護者のニーズ調査をすべきとも申しました。新年度に入ってから、再度需要調査を行いたいと思っていますとの答えでしたが、アンケートの結果はどうだったのでしょうか。残念ながら、明快な見解は感じられません。市における学童保育の現状と子育て支援を含む市の施策についてお聞かせください。

次に、3番目発言事項の質問をいたします。平成18年度の主要事業の一つのバイオマス利活用実証事業についてであります。バイオマスとは、生物資源の量をあらわす概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをバイオマスと呼んでいると伺っています。市では、この事業はバイオマス技術によって環境に優しいエネルギーを生み出し、その活用を目指し、高糖度のソルガム搾り汁からエタノールを製造し、レギュラーガソリンと混合した自動車燃料の普及を目指すとしております。また一方、バイオリクター方式によるエタノール製造試験は、平成16、17年度に行ってきたが、その成果をもと

に市内への実証プラント建設に向けた取り組みを行い、エタノール製造、コスト、バイオリクター方式による製造プラント構想、E3の普及方策を策定する計画として事業費480万円計上、財源の一部として2分の1はバイオマスの環づくり交付金を活用し、展開いたしているわけであります。

そこで、私が質問いたすのは、これらに関する2点についてであります。まず、バイオエタノール3%を混合したE3燃料の普及を目指し、モニター車の提供についてであります。二酸化炭素の排出を抑える地球温暖化の防止に役立つ目的には共感をいたしますし、市がE3使用を市民に広げた努力は、全国的に新庄市の知名を上げました。これらのことは、小泉総理まで知れ渡り、全国民法38局のラジオで現在山形県新庄市の公用車の燃料にエタノールを混ぜて使用しておると言わしめました。パフォーマンス的には成功したと思いますが、昨年9月から3月まで実施したことでE3の燃料走行状況の結果は十分得ることはできなかったのでしょうか。本年は、ソルガム燃料としての実施を進めながら、市民モニターによる輪を広げることで実証はできないのでしょうか。ソルガムからエタノールは本当にできたのですか。それをE3燃料として実証いたしましたか。今日、車の燃料である油は市場最高の原油価格となり、ガソリン価格も大幅な値上げ、レギュラーで1リッター130円半ば、でもエタノール価格は1リッター180円台と伺っています。本年度は、モニター車の台数を5台から6法人、4個人と10台に増やしましたが、既に昨年のデータで検証はできると思うし、自前の商品でない単価の高い製品をわざわざ取り寄せ、実証といえ一般の市民が使用できない事業は、費用効果の点からも今後は見直しを図るべきと思いますが、その考えについてお聞きするものであります。

私は、この事業の最大テーマは、エタノール製造プラント建設を地元設置することが目的だろうと思います。平成14年12月27日、バイオマス日

本総合戦略が閣議決定されてから、バイオマスが近年注目をされてきました。この中で、バイオマスに対する4つの期待として、なぜバイオマスの活用が大切か述べられております。1つには地球温暖化の防止、2つは環境型社会の形成、3つは競争力のある我が国の戦略的産業の育成、4つ目は農林漁業、農山漁村の活性化であります。政府は、これらにのっとりバイオマス利用推進に向けた取り組みを図り、その一つとしてバイオマスタウン構想を募集いたしました。バイオマスタウンとは、域内において広く地域の関係者の連携のもと、バイオマス発生から利用まで効率的なプロセスで結ばれた総合利用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことです。市町村が中心となって、地域のバイオマス利用の全体プラン、バイオマスタウン構想を作成し、実現に向けた取り組みを募集した結果、18年3月現在、全国の44町村が応じ、公表されました。山形県では、新庄市、鮭川村、村山市、旧藤島町、旧立川町です。市において平成17年2月24日に国に提出したところのバイオマスタウン構想があります。この内容を見ますと、民、産、学、官の連携、バイオマス資源による地域循環型社会を目指すとし、遊休農地でソルガム栽培、地元のソルガム等からのエタノール製造、プラント化による産業振興、玉川大学バイオマスセンターとの連携事業、そして市民の車でE3ガソリン混合燃料による運行を行うとうたっております。図式によっても示されております。

また、新庄市を含め、我が国におけるバイオマスエタノール事業の実証取り組みは、全国で6地域であります。その一つには、北海道の十勝地域、財団法人十勝振興機構が主体となって、環境省、農水省、経済産業省が関連しております。そして、大阪の堺市は大阪府、丸紅、大成建設が主体、また岡山の真庭市は、三井造船が主体、さらに沖縄の伊江村はアサヒビール、J A伊江が主体となっ

ています。同じ沖縄宮古島は、沖縄製糖が協力し、株式会社りゅうせきが主体となって、既に製造設備が完成、専用のスタンドもでき、車両や給油設備に特別なエタノール対策をしなくてもよく、ガソリンの給油設備と何ら変わらない設計設備の給油スタンドで、18年3月末100台走行、18年度150台、19年には1,000台を供給実施し、モデルの確立と普及確立を目指すところまでいっています。新庄は、主体が行政のみで、県の後押しも見えず、企業もついていません。なぜでしょうか。玉川大学との関係はどうなっているのですか。研究員はいないと伺っています。本当にエタノール製造プラントとそれらの建設の実現が新庄市に本当に可能か、できるのかお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 御質問の第1点目は、市町村合併についてであります。御承知のとおり、合併についての協議については、結果になったわけですが、平成15年に法定協議会、舟形町と協議会を設置いたしまして、合併に向けて相当突っ込んだ議論をして、調整もほぼ8割以上進んだところでありますが、住民投票というふうな結果から御破算になった、そういうふうな経過がございます。そういう中で、合併について現在どういうふうを考えているかというようなことの御質問であります。これはやはり社会あるいは生活環境の基盤の整備も大変進んできているというふうなこと、また時代とともに生活も相当質的に向上しているというふうな状況の中で、特にこの地域、最上8市町村においては、歴史、経済、文化、風土的には生活圏は市町村の枠を超えた形で現在一体となっているというふうなことも言えるというふうに思います。そういう意味から、合併については当時もそのことを中心とした議論が多かったんです

が、これはいまだに変わらないというふうに思います。ただ、今地方分権が相当進んできているわけではありますが、この地方分権の主役、これはあくまでも市町村であります。そして、この合併というのは、まちづくりの目的ではなくて手段であるというふうに思います。これは、当時もそういうふうな議論をしていたところであります。特に現在、先ほども話題になりました少子化と高齢化が現在同時進行している中で、これからはやはり行政のより効率的な執行、そしてまたそれをするためにはやっぱりスリム化を図っていくというふうなことで、そしてその中で財源を生み出して、いろんなサービスに振り向けていくというふうなことを考えていかなければいけないというふうに思います。そのためには、ある程度の規模がないと、特に教育とか福祉とか、これからは増えることはあっても減ることはないだろうというふうな民生費等のサービスの水準、これをやはり確保するためには、そういうふうなスケールメリットも当然必要であろうかというふうに思います。そういうふうな観点から、地域振興を図って地域間競争を勝ち抜くあくまでも手段でありますので、こからもやはり合併については将来必要であるというふうなことで、この考えはいまだに変わっておりません。

それで、山形県が3月、市町村の合併推進構想について構想を出したわけではありますが、そのときにも県の方ともいろいろ話をいたしました。新庄最上の場合、合併としたら枠組みはどうなんだろうかというふうな議論が、議論というか県の方と話したんですが、それはやはり文句なく、これはやるんだったら8市町村でしょうと、個々の1つ、2つの合併ではなくて、8市町村全体のやっぱり合併が大前提であるというふうに私も考えておりましたし、そういうふうなお答えをしたところであります。これは、先ほど申し上げましたように、特に最上8市町村の場合は、いろんな風土的にも一体化しているというふうなことが大変大

きな要因でもあるし、経済圏であるし、またどこに行くにしても特に時間がかかるということや、大体役場と市役所あるいは市の中心部来るのに遠くても二、三十分で来れるような、そういうふうな一体感が非常にあるんで、これは当然8市町村が一緒になるんであろうというふうに考えます。こういう中で、あくまでも都市の振興するための手段だというふうなことを申し上げたんですが、先ほどのお話の中にも行政というのはいかに満足度の高い住民サービスを行うかというふうなことだというふうなお話がありました。それは当然だというふうに思います。そのために、いろんな手段を考えながら、今まで事務事業をやってきたところでありますが、ただこれはすべて否とすることではなくて、やはりプラス思考あるいは評価すべきものは評価していくというふうな形で地域の振興を図っていくということが前提ではないかというふうに思います。

そういうことから、今回ちょっと御紹介しておきますが、毎年東洋経済新報社で都市の住みよさランキングというふうなのが発表になります。今年も新庄市が県内では2位、これは山形に次いでであります。そして、東北では4位というふうなことで発表になりました。これをすべてうのみにするつもりはさらさらありませんが、やはりそれぞれの都市間競走の中でみんなが頑張っている中で、これ第三者が評価基準、これにはいろいろ議論あるかもわかりませんが、一定の評価基準を設けて当てはめた都市のランキングでありますので、これはこれとしてやっぱり受けとめて、そしてこれを励みにして、なお一層住みよい都市づくりをやっていくことが大事ではないかなというふうに思います。そういう意味から、合併についても一つの手段として今後必要であろうというふうに思います。

ただ、現在新庄市はもちろんでありますが、今財政の再建というふうなことで、いろんな事務事業の見直しから、それから職員の定数の問題等々、

議員の皆さん方も今後これから定数が削減されるというふうなことで、それぞれの自治体が身を削って、今スリム化して効率化しようとしております。ですから、他の町村もやはりこれは大なり小なり同じことを言えるというふうに思います。今このようにして、自らがスリムになった、そして効率的な体制を整える一つの段階であろうかというふうに思います。そういうふうなことをやって、そしてまた新しくテーブルに着くというふうなことの方がより議論がし易いのではないかというふうに思います。

ということは、1つは前回の合併特例法の中では、財政的な特例措置、これが御承知のとおりありまして、これにもやはり多少魅力がないとは言えないというふうに思います。そういう中でやってきたところでありますが、おっしゃるとおり、18年の3月でこれが切れたというふうなことがあります。財政的な特例メリットが多少残っていますが、新特例法では交付税の選定基準が5年間延びたというふうな多少ありますが、当時の特例法のような財政的な優遇措置、これはなくなったというふうなこともあります。しかし、この財政的な一時的なこの優遇措置がこれはすべてだというふうには思いません。やはり地域というのは、将来何十年も何百年も続いていく地域でありますから、一時的に財政的な優遇措置があるから合併しましょう、これはあくまでも副次的なものであって、これがあるからするというふうなことはさらさら考えていませんが、そういうことも含めて前回3,200ぐらいが1,800になったというふうなことも言えるのかなというふうに思います。国では、最低1,000ぐらいにしたいというふうなことで、国の方ではこれからもいろいろ合併については進めてくると思います。また、県もいろんな権限を与えられましたので、県としても知事の話も紹介されたんですが、知事もやはり合併に向けては相当前向きな、いろんなところで会いますと、前向きな話をされます。ですから、こういう点ではあ

る程度他の町村、最上の町村も将来的には合併必要だということは、みんなそれぞれ認識しておりますが、ただじゃ具体論に入ると前回みたいな結果になるのではないかなというふうに思います。でも新庄を中心とした合併を、合併が進むとしても新庄を中心にしたものになるということは、これは間違いないというふうに思います。広域としていろんな事業をやっておりますが、繰り返しますと、今後の人口が減っていくこと、そうするとやはり生産年齢人口というのが非常に少なくなる、そうすると産業にも影響ある、あるいは社会保障にも影響あるというようなこと、そうするとやっぱり小さい塊ん中ではいろんなものはやっていけないと、これは明白でありますので、そのような形で進んで、いかざるを得ないというふうに思います。

それから、学童保育であります。少子化とかあるいは核家族化の進行、また夫婦共働き家庭の一般化など、子供と家庭を取り巻く環境というのは非常に大きく変化してきているというふうな中で、児童をめぐる問題の複雑化、多様化に適切に対応することが、これは言うまでもなく重要な課題であります。お話にもありましたように、残念な憂慮すべき事件が非常に頻発している、しかもそれが低年齢化しているというふうなこと、こういうふうな社会現象をどうやったら歯どめがきくのかなというふうにも考えますが、決してこれは他山の石ではなくて、やはり我々の身の回りもいつ起きてもおかしくないというふうなことでございますので、それに対するガードといいますか、そういうものは当然していかなければいけないというふうに思います。

そういう中の事業の一つとして、学童保育、放課後の児童の健全育成事業、これが法制化されたところであります。現状は御承知のとおりであります。本市には2つ放課後の児童クラブ、これは中央学童保育所と、それから日新学童保育所がありまして、社会福祉協議会に委託しております。

定員が両方で120人というふうなことでございますが、今年度は140人を超えまして、昨年の110人台から大幅に増加しているというふうな状況であります。指導員は、両方合わせて7名というふうなことで、児童の保護あるいは遊びを通して健全育成を行っているところであります。このことを踏まえて、市としましては昨年3月、次世代の育成支援対策行動計画、これに基づいて、21年度の目標値として学童保育所を3カ所に、また定員を150人に増やすこと、これを掲げております。以前から議員から学童保育に関するニーズ調査、これの必要性について御指摘をいただいておりますが、今申し上げた数値は、この行動計画を策定するに当たって、平成16年に就学前児童を持つ保護者及び小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ調査、これを実施いたしまして、それを踏まえた目標値であります。これからは、設置場所あるいは市全体の学童保育の需要等を考慮しながら、設置に向けて関係機関と調整を図っていくことが必要であろうかというふうに思います。

また、子育ての支援対策、先ほど平向議員の御質問にもあったところでありますが、児童手当の支給等々の国の施策をはじめとして、市においても学童保育事業とか、あるいは延長保育、一時保育等の特別保育事業の充実を図ること、さらには子育ての支援センターの運営事業などいろいろな事業を充実させながら、今後とも子育ての支援策、これを展開していきたいというふうに考えております。

以上、ひとまず終わります……ごめんなさい。一番大きいやつを残しました。大変失礼いたしました。バイオマス関係についてのお話がありました。バイオマス、バイオエタノール、これについていろいろ議員はお調べになって、詳しく説明をしていただきました。これについては、二酸化炭素の削減効果は言うに及ばず、このところの原油高騰を受けて世界各国が取り組みを強めてきたというふうなことが言えるというふうに思います。

我が国でもこのバイオエタノールを2003年度に初めて認めましたが、先月2010年まで50万キロリットルの導入する決定を行いまして、また2020年にはガソリンの混合率、これを10%にするE10の国家戦略を打ち立てております。ただ、ここでやはり課題になってくるのが、今もいろいろ問題になっているんですが、この燃料を普及させるためには揮発油税、これ今現在ですと二重課税になっておりますので、これを回避することが不可欠であります。このために、財務省の方でも検討に入っているというふうなことであります。本市では、全国で一番早く公用車による公道走行、これを行いましたけども、先進的な取り組みは国においても大変高い評価を得ております。これは、先ほど紹介されましたけども、総理が新庄というふうなことを言ってくれたというふうなことで、これ環境省の方も関心を寄せていただいております。せんだって江田環境副大臣が来新されました。そのときの講演の中でも、この市の実証を大変高く評価していただいて、今後の取り組みにも期待を寄せていただいております。これもぜひそういうふうなルートを大事にしながら、今後も充実した形で取り組んでいきたいなというふうに思います。

このE3プロジェクト、これは国の戦略をある意味ではリードしてきた先駆的な取り組みというふうなことでありますし、環境先進都市新庄というふうなことでも象徴的な事業でありますので、今後ともこれについては継続あるいは発展させていきたいというふうに考えております。ただ、議員も懸念されているのは、このエタノールの製造プラントができんのかと、単なるパフォーマンスに終わるんじゃないかというふうな、そういう懸念があったわけではありますが、これまでの実証をもとにして、今年度プラント建設の方向性を定める調査を行います。市の製造方式にも関心を持っている企業さんもうらっしゃいまして、視察にも来ておりますし、これは県の方とも十分連携をと

りながら、今後進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

市長は、合併に対して常々前向きな方向を私も認識しております。それで、今年の2月の3日の新聞なんですけども、2日と3日、山形新聞で合併に対するアンケート、各首長さんというようなことでなっていました。その中で、最上郡の首長さんがかなり積極的だと回答しております。賛成した12市町村のうち、もちろん新庄市、他に舟形町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、鮭川村は前の首長さんだと思います。その中で、理由としては、伊藤和昭舟形町長は、最上8市町村が1つになり、積極的に行政改革を推進し、小さな行政にしながら、産業、観光、教育などの地域振興を図る必要があるためと説明なされております。新庄市長もこの中で、これまで一貫して同様の考えだったと合併に対する前向きなそういうようなお答えだと思います。

次に、県の構想に対してどうだかというようなことが今の問題なんですけども、もう一つは合併新法に対するというように、新庄市長は新特例法のもとで必要であるというようにしております。そこで、これ時限立法の中で一たん御破産になった合併を再構築するのは、並大抵の努力とか、いろんな先ほど申しました中でどのように進めていращやるのかというようにこと1点と、もう一点は今後地方財政は申すまでもなく大変厳しくなります。竹中総務相の私的懇談会の中でも地方分権21世紀ビジョンというように、その中で国への依存をやめ無駄のない地方財政を目指すとした提言をまとめ、自治体の人口と面積を基本的に配分する新型地方交付税を創設し、財政悪化した自治体に適用する再生型破綻法も数年以内に整備すべきというように、かなりきつい方向付けを示されております。その中で、市長が5月の市の

定例記者会見の中で、国保事業の広域連合に対して、それは合併につながる可能性があるというように、それを新聞で見ました。その中で、国保事業の広域連合に対する新庄市の考え、スタンスはいかがだったかなということをお聞きしたいと思います。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 まず国保連合の方なんです、これは最初7つの町村が国保連合について一緒にやろうかというふうな話から始まりまして来しました。新庄市も誘われたんですが、新庄市今独自にやっておりますので、このまま独自路線でいくというふうなことで参加をお断りいたしました。7つがそのまま進んでいく中で、最終的には4つの町村が広域連合というふうな枠組みの中でこれからやっていくというふうなことでございます。スタンスというか、新庄市としてはここについては独自路線というふうなことでお断りというか、そのような答えをしたというふうなことであります。

それから、合併については、先ほどお話ししたとおりでありまして、新合併特例法の中でやるべきだというふうなことでありますが、やはり特例法があるというふうな前提では、やはりその中でやっていく方がいいだろうというふうに思います。5年ほどあるわけでありましたが、その中でやはり議論を煮詰めていくべきと。いつの日かというふうなことでは、やはり行政として大変無責任だというふうに思いますので、そういうふうなアンケートの答えをしております。

じゃ、現在どうしているかというふうなことでありますが、現在先ほど申し上げましたように、それぞれの自治体がそれぞれのアイデア、考え方でもって、今効率的な、効果的な行政を行ってこうと今生懸命やっております。したがって、その合併について同じテーブルに着いて話し合っているというふうなことは、現時点ではないというふうなことであります。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） 大変難儀をする問題だと思いますので、ひとつ地域の発展のために御尽力をお願いしたいと思います。

次、学童保育についてお尋ねします。お話を聞きますと、21年度には3カ所、150人を満たすというようなお答えをいただきましたけども、これ遅いと思いますね。もう少し早くニーズが、昨年よりずっと120人から140人に増えたというようなことで、これはやはり少子化問題等々含めて、今子供の安全に対する問題等も含めて、これは最優先の事業としてやはりやっていただきたいなと思います。

その中で、15年の3月の定例予算委員会でも下山委員が言っていました。中央学童を沼田と新庄分けて、また日新学区は大変遠いと、そういうことで問題提起なされておりました。また、最近私どもに対しても日新学区の保護者から大変強い要望とかございまして、今の学童保育に対して非常に危険性を持っていると、なぜならば場所があそこ旧東高等学校の寮の跡ですか、あそこなんですけども、そこに行くにはやはり国道横断や、特に冬期間、また冬になりますと日没が早くなって、非常に往復に要する時間が難儀だと、大変困ると、危険性もあると、そこで日新小学校の近くに旧農業高校の寮の星茫寮というのがございます。その場所に活用していただきたいと、何とかできないかというような御意見をいただいています。そういった点で、ひとつ地元、小学校の近くのそういう施設を利用してできないかというようなことお願いというか、お聞きすること1点、もしそれが無理だったら、今の場所に対してスクールバス、これは自己負担もやむを得ないというようなお考えですけども、そういった配慮いただいて、安全、安心を図ってもらいたいというような強い要望があります。これに対してどのようにお考えですか、お答えをいただきたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 学童保育の件でございますが、目標値が21年、3カ所ということで、目標は目標でございますが、今議員おっしゃられたように、学童保育の必要性については十分私も認識しております。したがいまして、できれば早い時期にもう一カ所開設したいというふうに考えております。

それから、ただ、また予算の話になって恐縮ですが、一般財源の持ち出し等もございまして、予算を考えながらということで前向きに進めていきたいと、そういうふうに考えます。

それから、先ほど星茫寮のお話がございました。星茫寮については今年度、神室産業高校から新庄北高に移管されたというふうになっております。新庄北高の定時制の生徒さん方に給食をつくるということに使われております。したがいまして、今県の行政財産ということで、今のままでは活用は難しいなというふうに考えます。

あとスクールバスのお話もございましたが、スクールバスについては御存じのとおり、廃校になった分校あるいは今年度については角沢小学校等ございますが、廃校になった学校の児童生徒さん方が通学する手段のバスということで、そのための補助金の制度ということもございまして、そういうところからすると、学童保育所に通っておられる子供さん方の送り迎えも厳しいものがあるなというふうに現在のところ考えております。あと遠いと、距離の問題でございます。それにつきましては、昨年4月に私が実際行ってもみましたが、確かに危険性が多いというふうに、そういうふうに認識しております。現在場所の件についても、あるいは1つ増設する施設についてもいろんな選択肢があると思います。既存の施設の寮ということでございますが、教育委員会とも若干お話をしております。選択肢の一つとして、学校施設の利用についても今協議をしているところでござい

す。

以上です。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、新田道尋議員より少し遅れるとの連絡がありました。また、教育次長奥山芳彦君より午後から会計検査による欠席願が出ております。

星川 豊議員の質問

清水清秋議長 次に、星川 豊君。

(3番星川 豊議員登壇)(拍手)

3 番(星川 豊議員) 一般質問第1日目、第3番目、午後1番の質問となりました。緑政会の星川でございます。今回は、バイオマス関連1本に絞って質問させていただきます。

これにはちょっと理由がありまして、誤解を招くと悪いんで、冒頭にお話し申し上げておりますけれども、私は農業委員会の会長をしているわけです。それで、農家の土地関係については、非常に責任ある立場にあります。そういう中で、新庄市におけるバイオマスの食物残渣を取り入れたところのバイオマス事業という話が出てきたときに非常に心配しておって、ここ十数年来いろいろ各地区、群馬、それから狭山の浄水場のある地区もそうですけれども、自分でも調べてきたんですけれども、あの当時群馬においてキャベツ畑に焼却場の粉じんが飛んで、それでダイオキシン、ダイオキシンには数十種類あるそうですけれども、一番人間に害があるのが2.3.7.8—四塩化ダイオキシンというものが非常に人間に蓄積されて害になると

いうふうなことでお聞きしておりますけれども、それが非常に多く入ったために売り物にならないなんてこと、当時いろいろ各地でこの農産物にそういうダイオキシンの問題が広く取りざたされた時期でもあったもんですから、非常に苦慮しておったんですけれども、その中において新庄市ではそういうふうな今日に至ったバイオマス事業、こういうようなものがずっと進んできたわけで、その間、十数年ずっと私なりにいろんな先生にも聞いたり、あるいは農業委員会の組織を利用して講演に招いた先生からもお聞きしようかと思ったり、いろんなことをやってきたわけです。そういうふうにしてきたけども、とにかく私の力だけではこの問題は確信した安全だというふうな調べができなかったんです、実は。その中で、最近具体化されたバイオマス堆肥化事業が具体的にもうなってきたんで、こんなことしてられないということで、非常にいろんな方々に、知識のある方に同意をお願いしまして、したところがたまたま新庄市の農林課の、名前は言いませんけども、ある人が自分の時間を割いて、インターネットを利用するなり、あるいは自分の手づるを使って大学の先生なりにいろんな資料をお聞きして、私の手持ちの資料と付け合わせた結果、これは何だ、今まで私が考えていたことと反対のいい結果が出てきたということで、今回この質問に踏み切った次第でございます。それで、本題に入らせていただきますけれども。

現在市が進めておりますバイオマス資源を堆肥化する事業は、資源の環境と農業振興に大変役立つと考えており、強力に推進していただきたいと考えておりますが、何点か質問させていただきます。御承知のとおり、市は第3次新庄市振興計画後期5カ年計画を策定いたしました。その基本目標の一つに環境に優しい地域づくりを掲げ、資源循環型社会を形成しながら、緑豊かな自然環境を保持するとしています。昨年2月の京都議定書の発効により、世界各国が環境問題に取り組んで

おりますが、いち早くバイオマス構想を具体的に実践しておられることに敬意を表する次第でございます。国の指定を受けたバイオマスタウン構想を具体的に進めるわけですが、堆肥化事業はその根幹をなすもので、なるべく早く進めるべきですが、今年度の既に当初予算に設計費用が計上されており、19年度早々に設計、建設を行い、19年度後半から堆肥製造を開始する計画と聞き及んでおります。堆肥材料は、市内全域の生活系生ごみ、牛ふん、木材チップなどですが、完成した堆肥の農家の活用結果も良好のようで、農業振興に結び付けていただくよう大いに期待をしているものでございます。ただ、市内全域の生ごみによる堆肥化は、全国でも初めてのケースであり、多少の懸念を感じる点もございますので、その対応をお聞かせいただきたいと思います。

第1点は、生ごみの収集についてであります。つい最近までは、生ごみは貴重な堆肥の材料でした。しかしながら、生活様式の変化に伴い、いつの間にか生ごみは焼却処理しておりますが、生ごみは資源だという考えに戻るべきだと考えます。水分の多い生ごみを焼却することは、焼却炉に負担がかかるわけで、その意味からも市内の全域の生ごみを集めて堆肥化しなければならないわけですが、現実的には市民の協力を得るのは大変なことだと考えます。地区ごとの説明会を何度も行い、市民の意見を聞きながら進めないと、なかなか集まらないのではないかと心配しております。環境課が担当する生ごみ収集と農林課が担当する堆肥化は、車の両輪の関係にあります。入り口部分も大変重要でございます。生ごみは、バケツ方式で集めるとのことですが、具体的な収集方法や現在の取り組み状況などを含めてお聞かせください。

2点目は、市の堆肥の有効性についてであります。現在生ごみ、プラスチック等は焼却処理しているわけですが、発がん性が指摘されているダイオキシンが発生します。最上広域の処理場は、ダイオキシンが発生しない燃焼方式を採用

しておりますが、他の国から飛んでくることも考えられます。大地に降り積もったダイオキシンは、野菜などの農作物が吸収し、人が食べて堆肥の材料となりますから、堆肥化はダイオキシンを濃縮することになります。しかしながら、近年の研究によりますと、ダイオキシンを分解する有効な物質、いわゆる白色腐朽菌の効果が報告されております。この菌は、キノコの仲間で、木材に多く発生し、研究報告によれば、50%から70%以上が分解されるとされております。うまくやれば50%ぐらいは分解されるというふうに聞いております。市の堆肥の材料には、生ごみとともに多くの木材を使用しますので、白色腐朽菌がたくさん発生し、土壌浄化のためにも大変有効だと思うに至ったところですが、この辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

3点目は、2点目の質問と表裏の関係ですが、木材チップの確保の問題でございます。現在の建築廃材には、シックハウス症候群に象徴されますように、人体に悪影響を及ぼす化学物質が多数含まれております。チップを材料とした堆肥成分は、農作物に吸収され、人体に取り入れられますので、建設廃材は好ましくなく、自然木を使用しなければなりません。ただ、支障木、間伐材などの自然木は、このところ利用価値が高まっておりまして、最上町ではNEDOの補助金を活用して間伐材をペレット化して燃料材として利用する取り組みも行っており、山形県でもこのような活用計画を推進している模様でございます。となりますと、自然木の確保は難しくなるのではないかと心配しているところでございます。確かに建設廃材は、化学物質が心配ですが、古い建物の廃材には含まれていないものもございます。その点も考慮しながら進めてはと思いますが、いかがお考えでしょうか。いずれにしても、市内全域の生ごみを堆肥化することは、全国でも初めてのケースで大変でしょうが、ぜひぜひ成功されるよう御期待申し上げます。

以上、私の意見を述べながら質問いたしました
が、御答弁のほどよろしく願います。以上を
もちまして壇上からの質問を終わります。御清聴
誠にありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 星川議員は、バイオマス関係につ
いて御質問がございました。特に生ごみの収集事
業、これを今取り組んでいるところでありますが、
これについての御質問が多かったというふうに思
います。資源循環型社会、これを形成していくと
いうことは、これからの社会にとっても大変重要
なことだと思います。それをその資源循環をさせ
ながら、農業振興に結び付けていく、この事業に
ついては星川議員も大変高く評価をしていただ
いたわけですが、その中でやはり成功するために幾
つかの懸念があるというふうなことで、その点の
質問ではないかというふうに思っております。特
に今までモデル事業でそれぞれの地域、これを特
定いたしまして、協力をしていた形で収集モデル
事業をやってきました。しかし、これ全戸を相手
としての収集事業というふうになりますと、単に
これは協力というふうな形ではとてもやることが
できないというふうに思います。それで、ある程
度ルール化、制度化してこの事業を成功させてい
きたいというふうに思って、今その具体的なこと
について説明会今後もしながら、できるだけ多く
の市民の方々に接触して、そして理解を深めてい
ただいて、協力というふうな形よりも、ある意味
では義務化していかなければいけないわけでござ
いますので、そんな形で取り組んでいく所存でござ
います。

具体的な収集方法についての御質問はございま
したが、お話にもありましたけども、現在検討し
ておりますのは、多少大き目のバケツと言ったら
いいんでしょうか、たると言ったらいいんでしょ
うか、そういうものを現在のごみステーションに

置いて、各家庭から生ごみの容器、家庭から生ご
みをその容器の中に入れていただいて、その容器
を収集車で集めていくというふうな方式を考えて
おります。市民負担、これをできるだけかけない
ようにというふうな前提で、生ごみ用の袋は使わ
ないでやっていこうというふうに考えております。

ただ、その場合にやはり一番市民の方々に注意
していただいて、また取り組んでいただきたいの
は水切りであります。御承知のように、生ごみの
水分の量というのは大変な量であります。これは、
やはりきちっと水切りをしていただかないと、こ
の堆肥化事業もなかなか成功しないというふうな
ことでございますので、出すときの水切り、これ
を何とか市民の皆さん方にきちっとやっていただ
くというふうなことでございます。もちろん食物
の残渣でありますので、これについてはビニール
類とかあるいは食器などはもちろん入れないよう
にさせていただくというふうなことになります。

星川議員もこの食物残渣の取り扱いについては、
もう10年以上前から関心を持って、いろいろ現地
踏査も含めて研究をしてきた、勉強してきたとい
うふうなお話もございましたが、そういうふうな
こともやはり市民の方々にこの事業を推進するた
めには、市民としてどういうふうな役割があるか、
どういうふうなことをしていかなければいけない
かということ、これをまず理解していただくとい
うことが大前提だというふうに思います。そうい
う意味から、婦人団体はもちろんであります、
いろいろな集会とか、集まりとか、こちらの方か
ら出かけていって、これの事業の説明といいます
か、疑問な点があればそこで意見交換をさせてい
ただくというふうなことを頻繁にやっていきたい
というふうに思っております。

この春からモデル地区として、2つの地区に全
世帯で生ごみ堆肥化事業に参加して今やっており
ますし、現在この堆肥化実証事業ということで、
生ごみを出していただいている世帯は440世帯ほ
どになっております。年度内にもう2地区ほどモ

デル地区として実施して、その中でいろいろ課題が生じた場合、それに対処していきたいなというふうに思います。今出していただいている方々の感想というか、意見なども時々伺うわけですが、やはり生ごみが燃やすごみの中に入れなくなったおかげで、非常に燃えるごみの袋も軽くなってきたというふうなことも聞きますし、また生ごみをこれも資源だというふうな感覚でとらえていただくと、やはり分別とかあるいは水切りとか、そういうものもきちっとやらなければならない、そういうふうな気持ちになってくるなというふうな意見もあるようでございますので、ぜひそういうふうな意識を今後も高揚させていきたいなというふうに思います。当然これは燃やすごみが減るわけでありますので、焼却していたときに二酸化炭素などの地球温暖化ガス、これの削減などにも当然貢献するわけであります。いずれ19年度の本格的な実施に向けまして、この事業について市民への理解と協力、そして今度は主体的に参加していただくというふうな意識を高揚して、これは市民協働事業というふうに位置付けて今後も取り組んでいきたいと、このように思っております。

これと関連するわけでありますが、堆肥化する場合に白色腐朽菌というふうなお話、御質問もございました。大変研究熱心で、専門的なことまでお調べのようでございまして、これについては星川議員のおっしゃるとおりであります。ダイオキシンは発がん性等の人体の影響とともに、なかなか分解しないというふうなことで厄介な物質であるわけで、発生源は廃棄物の焼却場でありますが、農作業に伴い塩素系の農薬とか、あるいは除草剤からも排出されるというふうに言われております。野菜などの生ごみの堆肥化につきましては、これらの有害物質を濃縮するというふうな専門家の指摘もありましたが、キノコの仲間で先ほどお話ありましたように、木材に多く発生する白色腐朽菌、これがダイオキシンを分解して汚染土壌を浄化するというふうな研究結果が多数発表されて

おります。農林総合研究センターあるいは大学の研究等でも同様の効果があるというふうに発表されておりますし、この理論は相当広く認められているようでもあります。本市の堆肥材料については、白色腐朽菌が発生し易い木質チップ、これをたくさん使用しておりまして、この堆肥を土壌還元することは、ダイオキシンの循環と濃縮を断ち切ることにありますので、堆肥の普及については、この効果を含めて市民の皆さん方に説明をしていく所存であります。

チップを使うというふうなことでありますので、その確保はどうなんだというふうな問題がありますが、山に放置されている間伐材等の活用方法に関しては、今まで頭痛めていたようではありますが、木質ペレット化してボイラーの燃料として活用したり、あるいはガス化して発電する研究が進められている今の状況であります。これもバイオマス資源の活用方法でありまして、木材がそんなにあり余る状況ではなくなるというふうにもとらえております。

堆肥化に際してであります。これはやはり水分の調整効果あるいは脱臭効果にすぐれた木質チップ、これをたくさん使用いたしますが、事業化に際しては排出業者から購入する計画であります。現在協議を重ねておりますが、この業者間の組織のNPOの北日本木材資源リサイクル協会というのがありまして、これがネット化されております。北海道から新潟県まで調達が可能というふうなことでありまして、チップの確保にはそんなに心配はないというふうに考えているところであります。

今後ますます木材の需要が高まるというふうなことに議員の御指摘もございましたが、これになった場合はやはり化学物質を含まない建設廃材を活用していくというふうな検討も必要だというふうにも思います。いずれにいたしましても、生ごみ、それから木材による堆肥化とその活用については、これは是が非でも成功させなければならない事業と認識しておりますので、先ほど申し上げ

ましたように、市民の皆さん方の理解と参加、全員参加というふうなことができるように、これからも環境づくりをしていきたいというふうに思いますので、どうぞひとつよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） ただいま市長から詳しい御答弁をいただきましたが、その中で実は安心したことがあります。NPO北日本木材の資源リサイクル協会がネット化されたということは、非常にこれチップを加工する上において新しいニュースであり、また私も一番心配しておったところなんで、安心いたしました。

それで、あとはいろんな地区、モデル地区とかいろんなことでいろいろやっている、その中でいろいろな市民の方もこういうふうな資源になるんだという非常に自分からおのずと水切りもきちんとしなければならぬ、そういった自覚というか、そういったものも出てきているようなお話をいただきましたので、大変喜ばしいことだというふうにお受けとめいたしました。

それから、白色腐朽菌の話ですけども、やはりそういったことで、今まで私が心配しておったことも逆の方向で解決されて、本当に私としても喜んでいらっしゃる所でございますけども、さてここでこういうふうな事業を進めるに当たってはいいですけども、先ほども私も申し上げましたけれども、これ農林課の事業と環境課の事業、要するに堆肥事業と回収事業というのは車の両輪だと、こんなふうに私も先ほど御質問申し上げたわけでございますし、ひとつ環境課長さんにお尋ねしますが、現在のごみの集積所で、先ほど市長からも答弁ありましたけども、それで足りるのか、あるいは置き場所を増設しなければいけないのか。ということは、酔っぱらいなどが来て食品残渣をひっくり返したんではこれはたまったもんじゃなわけです、近隣の人が。そういうようなことで、

ドアあるいは鍵がかかるような施設が欲しいと思うんですけども、そういうようなことでどのようにお考えになっておられるのか。

それから、まとめて申し上げますけども、例えば狭い道で車が入れない場所の対策というものの、それから先ほど市長が70リッターのバケツを使用するという限定で何かえらい自信あるような答弁いただきましたけど、この根拠、私はまた別なことも考えておったんですけども、コストを下げるためにまとめてフォークリフトみたいなのでどんと上げるとか、そういったことも考えておったんで、何かそういったものの根拠になるもの、大変自信あるようにお答えになったんで、恐らく視察とか何とか行って自信を深めたものとは思いますが、その辺のところ少し詳しく御説明いただければ幸いです。

こういうようなことで、車の車種については、よそでもちょっとお聞きしたんですけど、リヤゲートにするとか、ユニックでまとめて上げるとか、それからトン数の何か、特殊な車があるんだそうです。積まるけども、積載量はあるんだけど、短くて、ホイールベースの要するに短い、狭いとこ潜って歩く車とか、いろんな方法があるんですけども、そういったものも考えておられるのか、そういったこと、全体的なそういったものの進捗状況と、先ほども申し上げましたけど、先進地の視察などもやっておられると思うんで、その辺のところも御報告いただければ、どのぐらい両輪として農林課と一緒に進んでいるのか、私も判断できますので、よろしくひとつ御答弁お願いします。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 生ごみの回収箇所、ステーションの御質問でございますけれども、現在800弱のごみステーションが市内にはございます。そのステーションですが、使われている日数といたしましては、燃えるごみが週2日、それから瓶を回収する日が月に1回、それからペットボトルと缶を収

集するのが月に1回、そういったことでかなり日数的には余裕ございますんで、生ごみの収集は基本的に現在のごみステーション、そこを活用して行いたいと思っております。

それから、狭い道路のステーションなんですけど、実は現在でも冬期間になりますと、パッカー車が入れなくなるステーションが何カ所かございます。そういったステーションにつきましては、地域の方々と協議の上、手前のステーションまでごみを出していただくような御協力をお願いしておりますので、恐らく生ごみにつきましても同様のお願いを地域と協議の上、御協力をお願いすることになろうかと思っております。

それから、70リットルの根拠でございますけれども、これは各家庭から生ごみをあけていただくステーションに置いておくたるになりますけれども、先般レインボープランで生ごみの堆肥化を行っております長井市に視察に行つてまいりました。長井市で使っているのがちょうど70リットルのたると、リフト付きの収集車に2段積みで、非常に効率よく収集を行っているところを視察してまいりましたんで、新庄市におきましてもまずこのところから検討をスタートしているところでございます。車等につきましても、現在検討中でございますけれども、ユニックではなくて多分リフト付きの車を購入いたしまして、それにバケツを一人乗せて、上に上げて奥の方に積み込んでいくと、そういった収集方法をもとに現在検討している最中でございます。

以上です。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） 非常に自信あるようで、また視察地の方でも参考にして、大変確立したものを持っておられるんで、実は安心しました。車の両輪として、農林課の方は進んで、環境課の方が進んでいないのかなというふうにちょっと不安もあったんですけど、今の答弁を聞いて大変安

心しました。これからももっと先進地のを参考にされて、非常に回収コストの下がるような方法を続けて考えていただければ幸いということで、大変ありがとうございました。

続けていいですか、議長。他の課に質問するときは続けていいですか。

清水清秋議長 はい、いいです。

3 番（星川 豊議員） それでは、農林課長にお尋ね、お尋ねというか、冒頭に私申し上げましたとおり、非常にこの問題については新庄市でこれ例えばやるときには大変な問題になるなというふうに考えておったんですけども、先ほど申し上げましたとおり非常にいい方向に向かって、大変本当に私としても喜んでいるわけですけども、当時はいろんな話があったんで、農家の農地が要するに食品残渣のごみ捨て場じゃないなんていうことで、大変発奮して突っかったようなこともありまして、それは含めておわび申し上げて、今度の事業については大変良好でございますので、どんどん関係課と力を合わせて、ひとつ絶対やってもらいたいと、そういうふうに思うわけでございます。

それから、総じてこの事業を行うには……もう一つ忘れました。農林課長さん、先ほども申し上げましたけども、非常にあなたの部下、優秀な方がおられまして、私も名前は上げませんけども、本当にこれ普通ではできないんです。私も10年もかかっていろいろなことをやってきたんですけども、できなかったんで、私からもあれですけども、課長の方からもこれいいことしたときは褒めてやってくださいよ。ひとつお願いします。

それから、政策経営課長ですが、今いろんな話をしたからもうわかっていると思いますけれども、これが新庄市において市民が末永く安心、安全、快適な生活ができる基本となる事業でございますので、財政困難の中で今回の実施に踏み切ったことにつきましては評価するのでございますが、なお平成19年度から全面的に取り組むということで、

一番市の財政が苦しいピークの年と推測いたしますが、いろいろなまた支出も、思わぬ支出もあると思いますけれども、これは時期を欠すれば、今は評価あってもいろんな化学製品なんていうものはまた新しいものが出てこないとも限らない、そういう風評でやられる可能性がありますので、時期を失した場合には何もなくなると、いろんな財政困難もございましょうけれども、ひとついろんな財源がないなんていうことで、次年度繰越、この事業は分割して来年なんていうことのないように、ひとつ政策経営課長として絶大なる御支援、後ろの方からバックアップをひとつお願いしたい、そういうことで考えますので、どうですか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 市長が答弁された内容の中でこれ進めてまいりたいというふうに考えているところであります。また、収集方法等々につきましても、今環境課、また農林の方でもそれぞれの部署で頑張っているところであります。我々のサイドとすれば、それらをきちんとした形の中で、この秋口あたりまでに再精査を行いまして、来年度に向けた事業に対してのあるべき形というふうなものは、それぞれに検討して、協議して、進めるものは進めるというふうに考えております。

なお、不測等で生じるような項目等々ございましたら、それについてはやっぱり厳しいところがございしますが、これはやっぱり深く検討して前に進まなければというふうに考えております。いずれにしても、今現在ではまだ進行中というふうなことでございますので、それなりの方向性なりの結果を見次第の考え方をまた改めてしたいというふうに考えております。

以上です。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） 時間はたっぷり余ってい

るようでございますので、農林課長については答弁は要らないです。先ほど申し上げましたとおり一言だけ、私の方からは言っているんですけども、課長の方からもよろしくひとつお褒めの言葉をあげてください。

ということで、市長をはじめこの事業に関わる関係課長さんにおかれましては、これは今は大丈夫なんです。時期を欠したら何にもならないんです、風評で。群馬でもあったけども、新聞で何か1つ出ると、ぱっと出られますと、せっかくのいい事業が薄れてしまって、もう時期を欠したら何もこれ実行できなく可能性もあるわけです。その辺のところも私も心配しておりますので、市長はじめ関係課長におかれましては、そういうふうなことを踏まえて、市民が安心するような方向付けで説明しながら、事業を確実にやっていくと、確実になし遂げると、そういうようなことでひとつよろしくお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時45分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

今田雄三議員の質問

清水清秋議長 次に、今田雄三君。

（22番今田雄三議員登壇）（拍手）

22番（今田雄三議員） 新風21の一人として6月議会一般質問を行います。

6月4日、休耕田10アールをお借りして、アジア、アフリカへの支援米を田植えました。30人で1時間ほどかかり、見事に田植えを終了しました。水を張り、苗の首が水面に浮かぶとき、安堵

の気持ちと同時に豊作を期待しました。ここで生産された米は、カンボジアに送付されることになっています。食料不足に悩む多くの国々すべてに支援したいのですが、輸送料が間に合いません。私たちは、日常飽食を感じないまま生活しています。支援活動を通して、米の貴重なことを知らされました。食事について考えてみてはいかがでしょうか。それでは、通告に従いまして質問を行います。

初めに、新庄市の将来の振興計画についてお尋ねします。市長は、財政の見通しを平成16年から18年の3年間は財政的に一番苦しい時期、その後は緩やかに回復してくる、1年でも早くクリアしたいとの考えを明らかにしています。それを受け、施政方針の中で平成18年度から第3次振興計画の後期5カ年計画を示し、具体的に実施に向けております。今回の私の質問は、平成22年度以降の振興計画をも見通して御提言をしていることを申し添えておきます。

1つ目は、財政基盤の確立で平成16年度の予算が組めなくなるようなことがありました。それを機に、地方交付税のあり方について地方六団体は結束し、国に要望してきました。地方分権化で地方に権限も財政も即実現されると三位一体の改革を期待したのですが、いまだに税源移譲の内訳が明らかにされていません。地方六団体は、財政基盤確立決起大会を繰り返してきました。この影響もあって、本年度市の予算は特例交付金が6,400万円減額されたものの、地方交付税45億円は昨年同様になりました。地方交付税の趣旨が改正されていないのですから、当然の交付と考えます。ところが、総務省は人口と面積を基本に配分する新型交付税を示し、07年度から導入しようとし、同時に現算定方式の交付税も07年度より順次新型に移行しようとしています。市長は、この提案を受けて、将来の地方自治運営をどのように考えられるのか、お聞かせください。これに対し、5月31日、地方六団体は、政府は財政再建の名目で国の

赤字を地方に付け回そうとしている。国、地方が一体となって取り組むべきと地方共有税の創設を掲げ、地方自治危機突破総決起大会を開催しております。清水議長も参加しておりますが、市長の県、国に対する決意を再度お聞かせください。ちなみに、地方の景気が浮上しない中、景気回復で法人税が1兆数千億円上回り、49兆円台になる見通しを明らかにしています。地方の財源削減より景気回復に総力を注ぐべきと思われますが、いかがでしょうか。

2つ目は、市街地活性化のため、大型空き店舗を活用して福祉施設を設置する構想についてお尋ねします。前々回、高知のヒロメ市場を他目的利用について具体的提案を示しておきました。昨年の6月議会でも神室荘移転を示しながら、お聞きしました。市長は、神室荘の提言について、社会福祉法人へ移していく、また移転改築の用地も特定しているし、引き受け先の社会福祉法人と合意を積み、県と協議が調えば直ちに実行したいとお答えをいただきました。市街地活性化は、市民の希望であり、自治体の悩みです。この1月に青森市を視察してきました。豪雪地帯の除排雪と駅前再開発について見聞してきました。特に旧駅前、市場の再開発は、大型店舗を郊外に建設しないなどの郊外開発の見直しを制定するなどして、24年の年月を経てアウガを開業しました。地階が新鮮市場、4階までが専門店、9階まで公的施設と図書館、図書館の担当者は74名で3交代制、平日1万5,000人、休日等は2万人の入場者があり、商店街も賑わいを取り戻しているということです。郊外の老人家族を駅前マンションに住まわせることにも力を入れていました。マンションには、開業医を入居させるなど、医療と福祉を兼ね備えた構想を具体的に示しておりました。青森と環境も異なる当市に即当てはまるとは思いませんが、鶴岡市の元気居住都心、高齢者対策など、福祉施設の導入で活性されると考えます。市長の企業誘致制度も活性化を目指しています。これらを参考にし

ながら、将来の具体策を示し、計画策定に取り組むべきと思いますが、市長の構想をお聞かせください。

3つ目は、墓地公園構想についてお尋ねします。新庄市の2月の人口は、4万1,000人を割りました。人口増と雪対策が行政の重要課題と認識しております。第3次振興計画では、平成17年に4万7,000人を予想していましたが、現在は4万5,000人に修正して事業は進められています。昼間人口を加えればの条件がついていたと思います。交流人口の目指すところは、観光客と企業を誘致して雇用人口を拡大することです。今観光客を呼ぶために、市単独から広域に、広域から県域を併せてコースを計画しています。いい例が巨木ツアーです。当地方は、四季折々の景観がすばらしく、自然資源に恵まれています。住み易いまちに選ばれたゆえんがここにあったと思います。この度こんな質問を受けました。その人は、旧国道沿いの墓地を持っている家庭の人ですが、その墓地は満杯で、限られた親族のみしか提供していないということです。他の沿線の墓地も同様とのこと。老後は新庄に住みたい、都心から仲間とともにお参りに帰省したい、団塊の世代の居住地の選択かもしれません。誘客と安住の地を兼ねて考えられないか。盆、正月や回忌ごとのお参りは、多くの人、グループのお参りが考えられます。何とかならないかというものでした。前回も墓地公園構想について質問していますが、満杯の墓地を解消し、老後は新庄で過ごしたい人たちのために、宗教の垣根を超え、誰でもが安価に求められる墓地、動物の墓地も加え、墓地の公園構想は考えられないのでしょうか。将来構想を踏まえて、市長の考えを再度お聞かせください。

2番目に、土内第3堰堤のスリット化工事についてお尋ねします。1つ目は、土内溪谷の車道、終点の手前に高さ27メートルの大きな砂防ダムがあります。昭和57年から3年の工期をかけて完成しました。砂防堰堤としては、白川ダムに次ぐ巨

大なものです。堰堤部分の高さでは、郡内随一です。当初土内溪谷に巨大砂防ダムが必要かどうか疑問の声もありました。景観が損なわれたことは言うまでもありません。完成後、まずあらわれたことは、飲めるほどのきれいな土内川の水が汚れ始めてきました。石のすき間に泥のようなものが入り込み、魚をはじめ生態系にも悪影響を及ぼし始めました。農業用水に使っている土内地域の水田にも土砂、ヘドロが入り込むようになりました。この実態解決に向けて県に要望したところ、現在のダムに幅2メートル、深さ12メートルの切り込みを入れる工事に着手することになりました。スリット化することにより、堆積していたヘドロが解消するなどの効果が考えられるのか、県との話し合いについてお聞かせください。

2つ目に、スリット化することにより、一時的に大量の砂が流れ、ヘドロが土内川に堆積し、下流に及ぼす悪影響が考えられます。その対応策をどのように考えられているのか、お聞かせください。

3つ目は、この堰堤に限らず、山から流れる木材、土砂などがたまり、ヘドロ化することが明らかになりました。朴沢ダムも計画されようとしています。同じ過ちを繰り返す堰堤工事でない最善策を講じてほしいと思います。そして、土内溪谷の景観と生態系に悪影響を及ぼさないようにし、自然の保水力を高めるために、治山治水方式に転換することがベターと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

これをもちまして、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）
高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。
清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 今田議員の御質問は、第1点目は将来この地域がどうなのか、どういうふうな振興計画を持ってんのかと、その観点から、特に交付税問題、これが非常に話題にもなっていますし、

課題にもなっています。そういうことを踏まえての御質問だったというふうに思います。特に5月31日でしたが、東京で地方六団体の地方自治の危機突破総決起集会というふうな集会在ございました。議長も出席されたということでございますが、私ちょっと出席できなかったんですが、その決議等々についてもいろいろ聞いております。特に地方分権の推進に関する意見というふうなことで、その中で将来の地方交付税のあり方に対する提言がございました。ここで強調されておりますのは、地方交付税というのは国に依存しない、地方の固有の資源である、財源であるというふうなことが強調されておまして、単に国から恩恵的に与えられるものではないというふうなこと、地方交付税はあくまでもこれは地域社会の存立基盤、これを維持して、国が定めて一定水準の行政サービス、これを国民が全国どこで生活しても享受できるようにするため、これは資源の再配分をするんだというふうなこと、いわゆる地方自治体としての共有財源であるというふうなことを強調しております。最終支出であります社会保障費等の具体的な削減方策とか、あるいは規模、これもまだ示していないわけでありますので、その中で中間支出である地方交付税の削減の数値目標、いわゆる削減ありきというふうな交付税の見直しについては、地方六団体としても断固反対だというふうな決意、これは特に強調されております。地方六団体、これは最近特にいろんな行動が目立ちまして、戦う知事会から始まって、戦う地方六団体というふうな評価も最近言っているわけでありますが、それまではこれほど地方六団体ということが表面に出たり、あるいは取り上げられたこと余りなかったというふうに思いますが、やはりこの時期にこういうふうな六団体の存在感というか、パワーというのがやはり出てくるということは、それだけ地方自治における危機、これを知事会はじめ六団体が身をもって認識しているというふうな証左ではないかなというふうに思います。そういう意味か

ら、六団体の一致団結した行動あるいは要求活動は、かなり国をも動かしているというふうにも考えますんで、これらの大会あるいは集会で決議したこと、これをもとにして今後も要請運動等々も取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

新型交付税も打ち出されております。これからの算定基準として面積と人口、これを中心とした交付税のあり方というふうなことでありますが、果たして面積と人口だけでその地域の独自性というか、特異性というか、そういうものを全部把握して、先ほど大目的である、どこで生活しても同じような、できるだけ一定レベルの行政サービスを受けるためには、その算定方法、算式方法だけで果たして交付税ができるかどうかと、これについてはまだまだ疑問なところがありますので、もっともっとやはりきめ細かい算式、算定方法、これはやはりしていかないとだめだというふうに思っております。なかなか交付税の算定方法については、我々もちょっとわからない部分がありまして、非常に複雑であります。そのせいか、やはり制度の透明性を阻害しているというふうな批判もあるわけでありますが、やはりそういうふうな算定基準、算式が複雑になっているのは、国による関与とか、あるいは義務付け、地方に押し付ける義務付けとか、そういうものが非常に大きな原因になっているんじゃないかなというふうに思います。そういうことから、今分権型社会がどんどん推進されていくわけでありますので、三位一体の改革等によって税源移譲、これも推進することになります。やはり地方交付税は、そういうふうな税源移譲とか、そういうものを全体のバランスに柔軟に対応できるような算定でもって地方の行政サービスの量とあるいは財源を調整する機能、これも当然担ってもらわなければならないわけでありますので、そんな形でもっときめの細かい、そして透明性の高い算定方法、これを期待するものであります。

先日山形県の自治体の代表者会議ございました。これも分権型社会にふさわしい地方財政基盤の確立を求める声明というふうなことで、地方交付税の見直しにも触れておりましたが、その内容については国と地方の事務の配分、これの見直し、これが優先だと、単に交付税の削減が先に来るのは非常に不合理だというふうなこともそこで話になりまして、地方自治体間の財政力格差、これをぜひ是正するために、財源調整機能、これも今後充実強化を図ることというふうにその代表者会議の中で触れられたところであります。今特に総務省で言ってるのは、これから地方自治体、ある一定規模の自治体、約20万人規模というふうなことが言われているわけでありまして。その50%は不交付団体になるようにしていくというふうなことも打ち出しておるわけでありまして、じゃその他に取り残されたというか、その他の小さい自治体のあり方というのはどうなのかというふうなことになると思います。そういう点で、これからとにかく国と地方を通じた一体的な行政改革へつながる建設的議論、これは市長会あるいはいろんな団体を通じて今後も働きかけていきたいというふうに思います。

先般、先ほどもちょっとお話ししましたが、全国市長会でやっぱり総理のあいさつの中にもございました。今、国は三位一体の改革を初めとして、いろんな改革を打ち出している。ただ、この改革が進展しているのが地方の方が進展していると、合併も含めていろんな改革、人員の削減等々も含めて、歳出の削減も含めて地方の方が進展しているというふうなこと、総理のあいさつにもありました。今やはり改革について先行してるのは、どちらかというところ、地方じゃないかなというふうに思っております。しかし、地方あつての国でありますので、我々としてもこれからもやはり改革路線、改革というところ、すべて何でも切っていくというのではなくて、より効果的な、効率的ないろんな行政手法、これをするための改革でありますので、こ

れはやはり堅持していくべきだなというふうにも思っております。

また、財政支出と、それからもう一つ御質問あったんですが、地方の財政削減より景気回復に総力を注ぐべきというふうなこと、どっちが妥当かというふうなお話がございました。これは、どっちというふうなことよりも、これは両方相まっていくべきではないかというふうに思います。これもまたずっと総理の話ばかりなんですが、総理のあいさつもこれすべてうのみにするわけじゃないんですが、こんなことも言っておりました。やはり今まで改革をやったり、あるいは歳出を減らす、あるいはいろんな規制を緩和することによって、逆に景気が今、回復してきているというふうな、こんな話もございました。ですから、財政の歳出削減と景気回復、これは切り離すというふうなことではなくて、やはり両方やっていくことによって効果が生まれんのかなというふうにも考えます。いずれにしても、これから今ちょうど5カ年計画、財政再建5カ年計画のちょうど半ば歩いているわけでありまして、大分分かりも出てきたというふうに思います。いろいろ市民の皆さん方にも御不便をおかけしたり、あるいは我慢していただくこともたくさんありますが、やはりこれを乗り切ることによって、少しでも明かりが早く見えるようにこれからも努めていきますので、それには先ほどからお話あったり、また申し上げているとおり、やはり国の考え方、意向、それから方向付け、これも大変大きなものがありますので、これからは国の言うとおりでなくて、やはり地方としても言うことは言っていくというふうなことが肝要ではないかなというふうに思います。

それから、その中の一環として、市街地の活性化のためにいろんな大型店舗の空き店舗を活用した施設なんかをつくれないうふうなことでございます。先般第3期の福祉計画、これを議員の皆様にお示ししたところでありますけれども、入所系の施設サービスの基盤、これは国の参酌基準と

いうふうな標準がありまして、これを超える必要量が確保されているというふうなことで、在宅においての介護あるいは予防介護にシフトしたサービスの充実を図って、介護を要するようになってできるだけ住みなれた地域での生活が継続できるようにサービス体制の整備を図っていくというふうなものであります。今年度から保険制度改正になりまして、介護保険制度であります。新たに地域密着型サービスの事業が展開されるというふうなことになります。事業の種類であります、これは認知症の方のデイサービスあるいはグループホーム、訪問介護、通所介護、宿泊介護、利用者の状況に応じて提供する小規模多機能型介護があります。地域密着型でありますから、地域の人たちとの交流が図られるこの住宅地等に立地することになります。このようなサービスがいろいろ多岐にわたり、またこれから展開していかなければいけないわけではありますが、そういう中で市街地の空き店舗の一つもこれは立地場所として候補に上がってくるものというふうに思っております。

最近の例では、南本町に知的障害者の授産施設等で製造した工芸品やお菓子等を販売して、そして地域との交流拡大を図る南十字星等がオープンしておりますし、また北本町の方では新庄最上でこれ初めてというふうなことでありますが、知的障害者のグループホーム、これも開設間近でありまして、民間による小規模施設の開設、これが続いております。もちろん市でもこれらの開設に当たっての情報提供あるいは相談窓口として支援していくものでありますが、現在空き店舗を活用した事業の初期投資を助成する夢みらい支援制度とか、これは若干でありますけど予算化しておりますし、また第2次産業あるいは第3次産業の立地を進める誘致制度、これを計画しているところがあります。そんなことで、これから空き店舗対策については、狭い範囲で考えるということではなくて、やはり相当広い範囲でいろんな方策があ

るかというふうに思いますが、ただどこまでその行政が何をどこまで、どのような形で関与していくかというふうなこと、これもひとつきちっとした理論付けをしていかなければいけないというふうに思いますので、その辺のところも含めてこの空き店舗の活用については検討していきたいと、このように思います。

それから、墓地公園のこともございました。将来の振興計画、今回は第4次の振興計画も見通して提言していくというふうな前段でお話ございましたが、そういうことも含めた将来構想の一端ではないかなというふうにも思います。将来の振興計画というふうな大きな枠組みの中ではありますが、定住促進などにつながる観点も含めて考えていったらどうだというふうなことだというふうに思います。これについては、今までも平成12年でしたか、一般質問もございました。そのときも鶴岡の例があるというふうにも述べましたが、最近では東根でも墓地公園取り組んでおるようでございます。現在の墓地の状況についてであります、前にもお答えしたとおり、市内では90カ所、おおむね9万平方メートルの墓地がございまして、当時から面積的には増えていないようであります。具体的な例でちょっと足りないというふうなお話もございましたが、仮に墓地を立地する場合に、住民とのコンセンサスをどうとれるかというふうなこと、あるいは今社会情勢が大変変化して、特に先ほどから話題になっておりますように、少子高齢化がこれからも進むというふうに見ざるを得ない、そういう状況の中で継承者のいない無縁墓地化あるいは墓地経営というような視点ではどうなんだろうかというふうなこと、これも相当精査していかなければいけないというふうに思います。この3月に基本計画策定したんですが、自治体経営改革の推進ということで、市民協働を一つのテーマにしております。行財政改革でも公共サービスの提供主体として、行政がどの範囲まで受け持つべきなのか、設置主体はじゃ行政でやって、そ

れで運営は指定管理者制度の活用など、いろいろ多様化しているわけであります。それで、民間でできるものは民間でお任せした方がよい部分もあるかというふうに思います。こういうふうなもろもろの流れの中で考えていった場合に、現在の振興計画に続く22年度以降の第4次になると思いますが、その振興計画の中でもどう反映していくかというふうなことになるのではないかというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、ダムの御質問がございました。土内の第3号堰堤についてでありますけれども、この砂防ダムは昭和60年に完成しておりますで、ずっとそれまで役割を果たしてきたんですが、やはり長い年月の中で堆積土砂が満砂というふうなことになるまして、河川の水質悪化あるいは下流域では水質の汚染によって農地あるいは水生生物の生態系に悪影響を及ぼしているというふうなこと、また神室山系の自然を守る会、最北中部漁業組合、土内仁田山集落等からそういうふうな問題を提起されておりました。それを受けまして、14年度に管理主体の県と市が調整いたしまして、いろんな関係団体及び関係集落との意見交換会、これを開催しております。神室山系の水辺環境及び水質改善に向けて、3号堰堤改築についても地元より要望を受けておりましたので、15年度から県は新規事業というふうなことで整備を進めることである調査研究をしたところであります。その結果、本体の中央部を幅2メートル、高さ12メートルをカットする工法をスリット型で整備を進めることになる、これはお話のとおりであります。いろいろ地元説明会の場でも説明しているわけですが、このスリット化することによって一時的に大量の土砂流出が生ずるというふうなことで、この対策をどうするかというふうなことがあるわけですが、それには沈殿地を設置して、下流域の土砂流出防止に万全を期すというふうなことで合意をしているところというふうになっており

ます。計画では、この工事は約5年ほど要すわけですが、今年度から下流域の汚泥の流出防止のために沈殿地の工事あるいは工事用の仮設道路の工事に入るというふうなことで、今測量設計、用地調査の作業に入っているというふうなことであります。

また、朴沢川についてであります、砂防ダム1基、治水ダム5基が設置されておりますけれども、いずれも満砂になっているというふうなことで、荒廃が進んでおるんで今後ますます山腹が崩壊によって土砂が流出するのではないかというふうな懸念もあるわけであります。緊急な対策を講じる必要があるというふうなことで、これも新規に砂防ダムの設置案を昨年の1月、仁田山地区に対して説明して、そして意見交換会を開催しております。地区住民の多くの方々は、砂防ダムとしての効果、これは認めておるんですが、新規ダムの設置場所については、消防林とかあるいは水神様埋没してしまうというふうなことから、ダムの設置については反対意見が多いというふうなことで、その後の話し合いは進んでいない状況であります。3号堰堤の改良工事によりまして、自然環境への影響、これを把握して、万が一影響が生じるというふうに想定された場合の対策を行うため、17年度においてこれは環境調査、これを実施しております。いずれにいたしましても、神室山系の清流というふうなことで、県内外から多くの山岳観光あるいは釣り人もたくさん来訪しておりますし、本体工事によりまして水質が改善され、良好な水辺環境の形成が図られるものと期待しております。県としても早期に、そして効果的な工事になるように、県に今後も要望していきたいなというふうに考えております。

以上、ひとまず。

22番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番（今田雄三議員） いろいろお答えいただきましてありがとうございます。財政については、

私毎回質問させていただいて、そして市長が頑張る度にその結果があらわれているということだと思っています。これをやめると、直ちにまた被害をこうむると、被害という言葉はなんですが、交付税の内容が変わってくるというふうになると思います。そういう意味で、今回新交付税について出されておりますが、和歌山県の試算ということで、山形県の状況を当てはめてみますと、8割を人口、2割を面積というようなことすれば83億円の減少と。しかしこれを5対5にすれば236億の増になるというようなことで、パーセンテージをちょっと変えただけでも非常に差が出てくるというふうになります。こちら辺の試算などを市でしたときがありますか、ちょっとお聞かせください。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいまの今田議員の御質問も我々存じております。せんだって市町村課との最上郡内との討論会といいますか、協議会がございまして、その辺について極端にあれば独自の自治体が試算するものではなくて、山形県として各自治体に対しての考え方を、そしてそれらの試算をしてもらえないかというような要望を行ったところでありました。しかしながら、今今田議員言われるように、人口割を8、2なり5、5というふうにしてしまいますと、全くもってそのような数字の差が出るわけでありまして、当然地方自治体とすれば、優位な方法でこれは試算するのがもう当たり前のことでありますが、残念ながらいまだかつて本当に面積というふうなものは行政面積であるべきものなのか、あるいは都市計画の面積であるものか、あるいは用途地域だけの面積であるものか、D I D地区の面積であるものかというふうなものが一切見えてございません。そういうことからすれば、さまざまな試算方法となりますと、非常に不思議な数字も出てまいりますので、本市といたしましては、それについての試算はし

ていないというふうな状況であります。

一言情報として付け加えておきたいと思いますが、骨太の方針というふうな形の中で、7月の上旬に小泉首相の内閣の閣議決定がされるというような方向が見えてきているようであります。先ほど市長が御説明申し上げました内容そのものが中央にすべて行き届いていると思います。それについての骨太の方針を見ながら、さらにそれについての今後ますます強い要望をしていきたい、そのように思います。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 前も地方分権と交付税のあり方について質問したときあったんですけども、そのころはまだまだ三位一体の内容もわからないまま地方分権を一括して通すということが先決であったように思います。今現在考えてみますと、先ほども申しましたが、地方分権がなかなか確立されない状況というよりも、財政の基本的な交付税の方がはっきりしないもんですから、各自治体でも想定しかねるというような状況だろうというふうに思います。先ほども市長の話の中にありましたが、国よりも地方の方がいろいろな面で削減なり努力をしているというような状況であるに加えて、20万都市は不交付の対象にするというような状況も出ています。何のために合併したのかなということが疑問になるという感じもしますが、そういうふうな中央のやっぱり体制が確立していない以上、やはり現交付税のあり方というものを堅持すべきではないかなというふうにも思います。そういう中で、地方分権の中も含めながら、国と地方の事務の役割分担というようなものが先ほどお話ありましたが、それらをどうすればいいのかということは考えたときありますか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 一番その辺あたりが焦点の難しいところございまして、削減というふう

な状況の中では、国が4あるいは地方が6というふう非常に削減に対しての考え方が地方の方がまさっているというふうなことそのものも恐らくは資料等々でもおわかりかと思えます。事務の見直しというふうになった場合に、地方分権にそれらが移譲されるというふうになった場合に、果たして地方自治体がそれらすべてそのものがきちんとした形の中で、要は地方の方に不利益にならないような形の中で、それが分権として来られるというふうなことであれば、やはりこれは考えていかなければならないとは思いますが、しかしながら不利益をこうむるような形でのそういう地方分権の姿はあり得ないだろうというふうに思っております。それら事務等々の見直しにつきましても、これら具体的に今後出るものというふうに思っております。その辺あたりも正直のところ見えない部分が多々ございますので、これからの動向に注目していきたい、そのように考えております。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 今の課長の意見が中央にも届きまして、地方のそういう財政については一括して減らすことはしないというような約束があったように思います。そういう意味合いでは、各地方の声をやっぱり明らかにしていけないと、権限と財源という2つのものが安易に地方の負担ということになりかねませんので、そこら辺を留意して今後一層御奮闘をお祈り申し上げたいというふうに思います。

次に、市街地の活性化なんですけども、これは先ほど青森の件についてお話ししました。24年を経過してその整備がなっていくという状況ですから、その24年間の間に紆余曲折があったということは事実であります。そういうことを乗り越えて、そして当初の計画が挫折したり、途中でまた新たなものがよみがえったりというようなことがいろいろあったようでありますから、そういう意味合いでは長期的な市街地の活性化というものを福祉

医療の面についても含めて考えなければならないのではないかなというふうに思います。先ほども南十字星に障害を受けた子供さん方が店を出してということなどもあります。そういう中でも私も買いに行ったんですけども、なかなか元気でやっているようであります。そういうものとか、グループホームも今度は北本町の方に出るということですから、そういう一つ一つのものを積み重ねていく指針をやっぱりつくっていかないと大変なのではないかなというふうに思います。私は、空き店舗対策についてはマイナスとは言いませんが、なかなか元気が出ていない現状でありますから、そういう意味合いで行政も、それから実行する、参加する団体も元気が出る一つの方向ということが重要なものではないかなというふうに思います。そういう意味合いでは、福祉の関係についての課題が一番手早いような感じもしますから、そういう意味合いで御提言申し上げておりますんで、そういう意味を含めて、将来はこれからということでありましたから、再度お尋ねしたいというふうに思います。今後のそういう今まで出た対策について評価をどうしているのか、そこら辺をお聞かせください。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 総合的な市街地の活性化あるいは空き店舗の対策ということでございますが、福祉というお話がございましたので、福祉に関して若干申し上げますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、私ども行政直営の施設ということは現在考えておりません。民間の方々、先ほど南十字星あるいは知的障害者のグループホームとか、役所の前にもそのうちできますが、それとかあと最近も北本町の2階に子育て支援団体が研修をするということで、それらに関しましてもうちの方としては、できる限りの情報の提供等をしてまいりたいと、そういうふうに考えています。具体的に電気屋さんの2階で今度始めたということであ

りますが、直接うちの方にも講師としておいで願いたいということで、先日うちの主査が行ってまいりました。今後保育所での実習もやりたいということで、これも十数名、短期間でございますが、受け入れたいということで、私どもも協力したいということでございます。福祉の面からは、いろんな情報提供等で頑張っていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 商店街、いわゆるまちの中の件でございます。やはり一番現在商店街の振興をするためには、1つは空き店舗対策というものがございまして。先ほど市長が申し上げましたとおり、現在北本町の空き店舗にグループホームあるいは三光舎さんの跡地の福祉施設とか、まちの中にいろんな施設が現在計画が浮上してまいっております。また、我々も雇用の面あるいは空き店舗対策というようなことで、先ほど申し上げましたとおり、夢みらいの支援制度とか、あるいはまちの中にぜひ元気のいい2次産業、3次産業を誘致しながら、まちの中の賑わいを取り戻したいと、そんな中で商店街も現在いろいろなものを頑張っ

てやっております。例えばひなめぐりあるいは先ほど前段で申し上げました全国で77番に選ばれました南本町、北本町の100円商店街、これはいか

にして商店街に人を呼び込むかというようなことで、いろいろまちの中の人たちが頑張っております。そういうようなことで、我々もできる限りそういう支援をしながら、ぜひ賑わいを取り戻した明るい商店街づくりに邁進したいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

22番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番（今田雄三議員） 企業誘致制度、前回市長の方針の中にもありまして、つくったわけですから、それも聞きたかったんですけど、時間になり

ました。そういう意味合いでは、長期計画の中でやっぱり新庄市が活性化できるまちづくりに努めていただきたいし、我々も提言していきたいというふうに思います。

終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

金 利寛議員の質問

清水清秋議長 次に、金 利寛君。

（24番金 利寛議員登壇）（拍手）

24番（金 利寛議員） 平成18年6月定例議会、5番目、本日最後の質問となりました。新風21の一員として一般質問をさせていただきます。

今回私は、2つの項目で質問をさせていただきます。まず、このままの現状ではもうすぐ新庄の人口は3万人台に落ち込んでしまいます。これでいいのだろうか、新庄市は。3万人台になった場合、活気もなければ賑わいもない、よどんだ新庄市になってしまうのではないかと、何とかなければならぬのではないかと、いや、今までいろんな施策を行ってきたけれども、結果的に3万人台になった場合は、行政執行のあり方そのものも問われかねないのではないかと、不安な気持ちより提案を含め質問をするものであります。

そもそも昔とってはいいかどうか分かりませんが、県内では5大都市、山形、酒田、米沢、鶴岡市、そして新庄市と言われたものであります。今では、天童市、そして東根市、寒河江市に人口も追い抜かれて8番目、そして本年4月現在の人口は何と4万497人、あと500人弱の人口

の減で3万人台に突入なのであります。まだ500人も多いと思うかもしれませんが、ここ3年間の人口減は何と807人なのであります。新庄市の人口動態は、昭和62年の4万3,301人をピークに、平成になって減り続け、平成16年には4万1,300人、平成17年には4万1,000台を割って、何と4万894人、その減少は1年間で310人、平成18年には4万497人で、この平成18年、17年間のこの1年間の減少は何と397人と、毎年300人台ずつの減少を見ているのであります。こんな大変な現実を行政当局はどういうふうに見ているのでありましょうか、いたし方のない現象であると思うのでありましょうか。そんなことがあってはならないことであると私は思いますが、市当局はどう認識されているのかをまずお伺いしたいというふうに思います。

この凋落傾向は、憶測をすればあと1年半で3万人台に突入するということになります。これは、本当にゆゆしき問題であると私は認識しています。市当局は、この深刻な問題として位置付けをされているのでありましょうかどうか、重ねてお伺いをしたいというふうに思います。物価になぞらえて、甚だ恐縮でございますが、物の値段で4万円と正札を張るのと3万9,800円とでは、その購入する側の心理状態が大変違うのと同じように、新庄の人口が4万人台から3万人台とでは、13市の自治体の新庄市を見る目の視点というものが確かに違って来るはずであります。新庄市が3万人台に突入となった場合の新庄市の市民の民意も行政は何をやっているのであろうかとの不満の声にもその声は増幅されてくるわけであります。結果的に、活気あるまちに相反する現象と言わざるを得ません。私は、事あるごとに定住促進、そして人口増政策を行政の政策の柱に据えるべきであるというふうに事あるごとに一般質問でも訴えてまいりました。これからも粘り強く訴えていくつもりであります。幾ら立派な文化施設が、また幾ら立派なまち並み景観が、幾ら立派な道路ができたとし

ても、また幾ら立派な福祉施設ができた、いろんなことができたとしても、その使用する住民が少なければ活気を呈することなどできるわけではないのであります。じり貧の様相を呈してくることは、誰の目から見ても明らかなのであります。この人口減の現象をどうやって歯どめされるのか、これは新庄市にとって大きな問題だけに、心してお答えを願えればというふうに思います。

先ほど今田雄三議員の方もいろんな話ありましたが、4万7,000人なんていうのは到底夢のまた夢であります。私は、先月の5月の10日に子育てタウン整備事業を掲げ、今真剣に人口定着と増加をねらって施策を展開している大江町に視察研修に行つてまいりました。大江町は、これまでも次から次へと新たな発想で定住人口増加策を展開しているまちでありまして、環境面では最上川がまちを二分しており、決して新庄市と比較にもならないほどの大変さで、大変な環境下にあります。雪も新庄より少し少ないようでありますけれども、本当に大変なところなのであります。にもかかわらず、平成に入ってからだけでも平成3年にパークタウンという131区画の居住人口として439人の人口増、平成5年に前田団地4区画、人口が12人、またすぐ平成10年、蛍水団地99区画、定住人口321人、そして平成13年、みなみ団地36区画、114人とほとんど3年置きぐらいつつに大胆に人口の定着、そして人口増の政策、その団地の政策に打ち込んで成功されている町でありました。前にも一般質問で質問させていただきましたが、このときには確か平成10年の蛍水団地の99区画、321人の人口の増のときでしたけれども、山新のコラムの欄に「小さな町の大きなかけ」と題して、「生き残りをかけた背水の陣で団地造成策を」という記事がありました。これも読んで一般質問させていただいた覚えがあります。その後もみなみ団地、平成13年にも行っていますし、今度は子育てタウン開発構想と掲げて、お買い得な分譲価格、若い世帯でもお求め安い価格として1坪約4万5,000

円から6万円で分譲します。子育て支援に最適、最高100万円、団地内に定住を建設する世帯の中で義務教育の就学前の子供がいる場合には100万円を限度として子育ての支援金を交付します。また、他にもゆとりのある定住面積、1区画100ないし160坪、町民農園も3年間無料でお貸しします。緑地公園もあります。一戸建て集合賃貸住宅も完備されています。排水の完備も完璧です。学校までは5分、体育施設までは10分、温泉生き生き、柏陵という温泉があるわけですが、そこまでも10分、これも県外、県内から居住してきた人には3年間、1人につき無料でしますと至れり尽くせりで、また医療機関までも10分といったぐあいに、「光と緑がいっぱいの宅地と住まい」をキャッチフレーズにもうすぐ分譲の運びとなるというその現場を視察してまいりました。何かあったらいつでも聞いてくださいとのことでしたので、あえて個人の名前を出させていただきますが、大江町の助役の公平規一郎氏、「分譲するにも大変な労力がかかるでしょうし、残った場合にはどうなるのですか」との私の愚問に、「必ず完売し、なし遂げます。命がけですから。売れなかったら大江町がなくなりますから」ときっぱりと言われ、その決意のほどがうかがわれました。また、助役からは、「今どこでも財政的には大変な状況は当たり前である。けれども、金はないのではない。発想なのである」との確信ある言葉には、今までも何十回もその団地を手がけ、成功されてこられてきた人だけに、その言葉に重みがありました。今回の諏訪原地区の住宅団地整備事業、子育てタウン開発構想という名を付けて、「子供を育てるなら大江町」、このキャッチフレーズですが、それについてもまちづくりの交付金を国交省より総事業の3分の2の交付金をいただいての開発事業であるとの発想の一端も話をされて、お伺いをしてまいりました。また、設計も文書も提出書類も助役が筆頭になって、職員すべて手づくりで仕上げ、そのまちづくり交付金を獲得したとの話でありました。県内で

も行政が一丸となって人口定着と増加をねらった施策を展開して、守りから攻めへの住宅団地づくりに頑張っているところがあるのであります。当市の今や3万人台が時間の問題と危機的状態のときに至っても、そのアクションを起こすことができないのでありましょうか、決意してお答えしていただきたいというふうに思います。

次に、観光立国日本、ビジットジャパンキャンペーンで、今、日本も小泉総理を先頭にして観光立国を目指しています。当新庄市も観光新庄をさらに意欲的に展開し、交流人口の促進を進めてはどうかという観点からお伺いをしたいというふうに思います。つい先日、6月の2日であります、天童市で天童市の観光振興を考えるフォーラムに参加をし、聴講してまいりました。観光振興のあり方を受講したのですが、そのコーディネーターの石川 好氏、彼はノンフィクション作家であり、また秋田の県立美術短期大学の学長でもあるその石川氏の「日本一の観光地を目指して」と題しての基調講演、そして東映株式会社社長の岡田祐介社長の特別講演があり、またパネラーも全日空、そして日本航空、またJR東日本というそうそうたるメンバーによるパネルディスカッションにと大いに参考になったのでありますが、中でも石川氏の機知に富んだ話は感銘をさせられました。観光地は、何か有名でなければならない、名前も知れ渡ってなければならぬというその中で、山形県はサクランボが有名です。このサクランボは、誰が有名にしたか。それは、泥棒であるというのであります。あんな小さな佐藤錦をどうやって盗んだのか、あんな小さなものにそれほどの価値があるのかと情報源のテレビを見て好奇心をくすぶった方々が多くいて有名になったとの半分ジョークを入れて笑わせながらの、観光とは感動することであるという話の要約した内容でありました。原風景の自然のすごさ、また景観のすごさを見て感動したとしても、その地域には金が落ちないのだ。富士山が例えばこんなにもすごい、きれいだ

といっても、また蔵王の山々がこんなにもすばらしいといっても、それを見て感動はするけれども、誰も金を出す人はいないであろう。この感動と観光産業をどう結び付けるか、どんな発想を展開するかで観光産業の成否は決まる。例を出されて、伊勢神宮、あそこは赤福というまんじゅうが有名である。この赤福は、そこでしか売らないまんじゅうと差別化することにより、観光客は伊勢神宮もさることながら、その赤福のまんじゅう欲しさに集まってくる、そこに産業が成り立つなど、成功例を交えながら展開、何よりもその地域の観光資源と観光産業をそれをどう結び付けるのか、これもまた発想の転換が必要なのであるとのことでありました。当新庄市に置きかえた場合でも、あれこれ理由を並び立てては、結果的にはできませんではなくて、新幹線延伸の波及効果と観光産業をもう一步深いところでの展開を考えて実践されようとしていることなどはないのでありましょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

最後に、新庄市で有名な曙町の飲食街について、提案も含め質問をさせていただきます。このことも当市の交流人口拡大には欠かせない問題であろうというふうに思うからであります。かなりの伝統を持つ曙町のはしご酒、来年は18回目を数えるそうではありますが、県内外からのお客さんも集まり、見知らぬ者同士がなごやかな歓談を交えて新庄のなつかしさも相まる冬の風物詩はしご酒、主催者側の都合などもあって、ほとんど財政的に大変な理由なのでありましょうけれども、1回休み、そして冬でなくて時期を変えて開催されたこともあるようですけれども、ほとんど16回は冬のはしご酒、この曙町内の心意気を示す一大イベントになっています。当新庄市でもその心意気にそのイベントを市も協力してのイベントまでに昇格をさせてあげる賑わいと交流をさらに活発化させる考えはないかどうかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

農作物の発信基地として、市も多くの資金を投

入されてまゆの郷を誕生させ、盛況を保っているようであります。飲食の発信基地として定着しつつある曙町のはしご酒、ある程度のできることの支援、例えば市道になっていない小路の簡易舗装、財政的に大変でできなければ、市の建設課の余った残材のコンクリートの舗装工事等をそこに当てはめて、まず小ざれいにしてあげる。もう少し小ざれいであれば、訪れる人にも好感が持てるし、リピーターとしての賑わいも出るでしょうし、盛況であれば循環というか、循環の原理で波及効果も生まれるでしょうし、産直まゆの郷との連携なども考え、相乗効果も出るでしょう。例えば産直の新鮮な野菜を使用しているお店などの売り込みで、ともに効果が上がればこれまた食文化に大いに貢献できることになるでしょうし、いろんな発想を展開して交流人口の増大を図ることも行政の大きな責務であろうと私は思うからであります。他の自治体で活気を有しているまちでは、行政がもう一步も二歩も消費者の心理、飲食を楽しむその人方の心情心理をわきまえて施策を打ってられるように思えてなりません。曙町は、その住民の自助努力以外にありませんと、民と民はそれぞれ工夫して頑張んなさいと、その関与を著しく避けていたのでは、進歩も成長もないと思うからであります。まゆの郷との連携なども発想の一つにつながりますが、成功すれば市側にしても市民税にはね返ってくることは必定であります。あるがままで民は民で努力していただいただけでは、余りに無責任なのではないかと思う今日このごろなのであります。先にも述べましたが、大江町の公平助役の「金がないのではない。発想である」との言葉のとおり、行政は市民の奉仕者であるとの観点から、市民が元気で収益の上がる施策が展開できれば市は活気を生じてくる。また、逆から言えば活気のない市を現じさせているということは、行政の失策であるというぐらいの気概で諸事に当たっていただきたいことを希望いたしまして、壇上よりの質問を終わらせていただきます。御清聴

ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 金議員の御質問は、2点に絞ってというふうなことでございまして、特に定住については、これはかねてから金議員が常にこのことについていろんな御提言をいただいたり、また御自分で視察等も含めていろいろ勉強なさっていることであります。定住について、これは私としても人口が減るというふうなこと、これについてどう思うかというふうなあったわけではありますが、今の少子高齢化社会というふうなことといろんな社会的な環境の中で、都市も一部の都市を除いて人口減少の道を歩いていると、そういう中で新庄市、最上の中核都市として、しかも旧5市というふうなお話もございましたが、その意味からもこれが仮に4万人を切るというふうなことがあったら、これは大変憂慮すべきことだというふうに思っております。これは、私のみならず、職員もそのようなことは当然考えておりますし、それに向けて、単に4万人がボーダーラインということではなくて、減少について、人口を減少するというふうなことについては非常に憂慮しているし、それに向けて日々事業展開をしているつもりであります。なかなか金議員が期待されるようなことの成果が上がらないというふうなのが現状だというふうに思います。

定住化が進まない大きな原因の一つ、これは議員がいつもおっしゃっているとおり、1つは住環境の整備、これは大江町のタウン構想を事細かに御紹介されて、こういうふうなところもあるんだよというふうなお話もございました。市もこの宅造についてはいろいろかねてからいろんな計画を持ったり、あるいはいろんなことを考えながらやってきたんですが、これがなかなか日の目を見ない、実を結ばないというふうな経過があって、相当やきもきされているのではないかなというふう

に思います。この定住化促進するために住環境の整備、これは当然必要な重要な項目の一つだというふうに、これは前から申し上げているとおりであります。その他にもやはり全体的な定住化を促進するため、あるいは維持するためには、やはり雇用の場、それからいろんな福祉の施設も含めた福祉サービスも充実させていくというふうなこと、いろんな施策が相まって定住化が進んでいくというふうに思います。もう一つ、やはり新庄を出た人の話を聞くと、雪の問題が特に取りざたされるわけであります。こればかりはやはり気象状況でありますので、雪をとめることはできないんですが、降ってきたものに対しての市としてのやり方、雪を迷惑だと思えないような、そういうやり方については、これはやっていくというふうなことで、何とか解決していきたいというふうに思います。

あとやはり先ほども申し上げましたけども、自然増、人口の自然増、これは出生率に関係するわけですが、山形県が1.39、新庄市も1.68ぐらいのときもあったんですが、これもだんだん下がってきたというふうなことで、自然増についてはこれからはなかなか望めない。2.07以上でないと自然増というのはなかなか難しいわけありますのであれなんで、あとは社会増的な、あるいは住みたいまちを提供することによって定住化を促進するということになります。そうなりますと、住宅の整備、住環境の整備、雇用問題、そしてまたいろんなきめの細かい福祉サービス、また最後に飲食店のサービスのこともありますが、そういうふうないろんなサービスが相まってやはりいいまち、いい暮らしというふうなことになるというふうに思います。そういう意味から、1事業分野におさまらない施策あるいは政策レベルのもんだというふうに思いますし、これから住宅の整備と同時、こういうふうなハード面と子育て支援あるいは高齢者対策、そして雇用の場、そして雪と、そういうふうな総合的な施策が求められて

いくのかなというふうに思います。ただ、その中でやはりハード的な面で、行政が手をかけるというふうな面では住宅の設備と宅地造成というふうなことあるわけでありましたが、ただ御承知のとおり、現在財政再建計画の最中でありまして、金がないんじゃないで、すべて発想だというふうなお話もございますが、現実には今非常に厳しい中で歩んでいるわけでありまして、この市としての宅地の造成とか、なかなか非常に難しい部分があります。現在も民間の活力を導入して、一部着工しているところもございますが、これはやはり民間の力も十分にかりながら、やはり方向付けをしていくというふうなこと、そしてモデルエコタウン構想、これもあります、そして低廉で優良な住宅を供給するというふうなことでこれからも進めてまいりたいというふうに思います。

また、具体的な施策に先立って、まちづくりの面的な視点で不可欠であると思われる都市計画の用途地域、これの見直しがございます。平成8年に用途種別の細分化に伴う全国的な見直しを行って以来、抜本的な見直しを行っておりませんので、今回の、先ほども申し上げましたが、まちづくり三法に関わる改正内容も考慮しながら、都市計画全体の見直し時期、これを検討していきたいというふうに考えております。いずれにしても、人口が減るということは、印象度もさることながら、実際のやはり労働人口が少なくなる、そしてまた社会保障の面に大きな影響が出てくるわけでありまして、これについてはやはり危機的な気持ちを持ってというふうなお話ございましたが、それについては今後も気を引き締めてやっていかなければいけないというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

これは、定住人口の方であります、もう一点は交流人口の話もございます。ビジットジャパンキャンペーンに関連したお話でございましたが、非常にシンポジウム等の中でも印象に残ったお話があるというふうなことも質問の中にあつたわけ

であります、特に景観とかあるいは名所、名物というのは感動を与える、それだけではなくて、それをどう産業に結び付けるかが大事だというふうなお話ございました。有名観光地にはそれなりの全国的なブランドのお土産品とか、あるいはお菓子とかあるわけで、これは観光資源そのものもそれに溶け込んでいろんな産業化されているというふうなこと、門前市のような感じであります。新庄では、なかなかそういうふうなことはありませんが、ただやはり考えてみますと、例えば商品名出してあれなんです、あじさいせんべいなんかはあるお菓子屋さんでもう製造が間に合わないぐらゐの商品として出荷しているというふうな話も聞きます。そういうふうに、全国ブランドまでいかななくても、それなりのやはり今までの努力が積み重なって、徐々に芽を出してきているというふうなこともこれは言えるんじゃないかなというふうに思います。

確かに感動と産業を結び付ける、新庄まつり、去年は250周年、大変な賑わいでした。50万人以上のお客さんが来てくれた。ただ、一過性なんで、それが過ぎるとなくなってくるというふうな話も聞かないわけではないんですが、やはりそういうふうないろんなイベントというのは何でもそうですけれども、一過性というふうなことになります。それをどう通年化させるか、通年的に維持継続させるかというのは、これはやはり我々の責任であろうかというふうに思います。ただ、交流人口の場合なんです、こういうふうなお祭りとかいろんなイベント、これもあれなんです、今非常に小さいというか、特に新庄駅長さんも頑張っているんですが、駅長の小さな旅とか、そういうふうな小さいサークルでのいろんなメニューがありまして、巨木とか何かそれには大変それなりの人たちが集まってきているようでもあります。そういうふうなものの積み重ねもこれも大事だし、新庄まつりのような大きな事業、イベントもこれもやっていくというふうなことかなというふうに

思います。いずれにしても、いろいろ知恵を絞りながら、発想、大江町の助役の話じゃないんですが、金じゃなくて発想だというふうなことも確かにそのとおりだというふうに思いますんで、相当今後も知恵を出しながらやっていきたいというふうに思います。

それと、1つの例を、曙町の商店街、飲食街のことについて挙げられました。この歴史も相当ありますし、あそこに曙町商店街が誕生するまでいろんなことがあったというふうに聞いておりますが、現在もやはり多くの方々があそこに出入りをして、そして賑わいを醸し出しているというふうなことについては、そのとおりだというふうに思います。そういう点で、行政として手助けするものはないかというふうなことでございますが、きき酒めぐりとか、そういうふうな……はしご酒ですか、そういうものについては独自の感覚で、そして独自の計画でやっていること、これについては成功すればいいなというふうに常々思っております。ただ行政としてやることについては、例えば歩道の一部改修もやりましたし、今年から除雪、中の方の除雪、これもあそこをやりました。やはりおっしゃるとおり、小ざれいに多くの方々、市民だけではなくて、よそからも来てくれているわけですから、小ざれいな形で気持ちよくお迎えするというふうなことも大事だというふうに思います。その他やっぱり私も時々行ってあれなんですけども、特に気になるのが便所でありました。便所が非常に余り上等じゃないというか、においとかなんかありまして、あれなんで、これ何とかなんないかなと常々思っていましたんで、あれは市の便所でございますんで、これはちょっと検討させようと思っています。何とか改築に向けて、そして小ざれいにできるようになれるようにちょっと検討しようというふうに思っております。そういう意味で、やはり飲食店、商店街、その他いろんな社会施設、福祉施設、いろんなものをどうバランスよく調整しながら、有効活用あるいは喜

んで活用していただくかというのが交流人口を増やす一つの要件かなというふうに思いますので、できることについては十分にやっておりますが、どうかひとついろんな点で御提言をいただいて、それで市としてやれること、関れることについては積極的に今後も取り組む所存でありますので、どうぞひとつよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 今市長から答弁をいただきましたけど、何回か住宅政策、人口増政策については質問させていただいたのですが、市長の答弁はその何回か言った中で新しい情報というのはほとんどなくて、例えば雇用の場の創出、福祉の場、それから雪の問題等を解決しなかったらば新庄の人口増はならないと、こういうふうに言われるわけですが、現におととしから去年にかけては397人、去年から今年にかけては310人、これだけで人口2年間だけで700人ですよ。人口減であります。今4万497人、497人です、4万人ちょっとプラス。それは、2年間で700人だとすれば、1年半ですぐ3万人台に突入するんであります。それを今市長が言われたように、雇用の場の創出しなきゃだめだ、長期スパンでしょう。それから、福祉のあれをちゃんときちっと整備しなくちゃだめだ、雪の問題、年がら年中雪降っているわけです。同じ環境の中で大江町は、他市と比較して大変申し訳ありませんけども、この分譲促進策について何をしているのか。1つは、安心して子供が育てられる環境づくりとして、団地内に住宅を建設する世帯で義務教育の就学前の子供がいる場合には100万円を限度にして子育て世代支援を交付する。温泉を利用した健康づくりをさせる。1世帯につき1年間分、テルメ柏陵、柏陵荘温泉、奥おおえ柳川温泉、3年間無料入浴パスポート券を贈呈する。家族の誰もが利用して、1名分は無料とする。自然の恵みを体験できる農地の利用、希

望する世帯には町民農園 1 区画50平方メートルを 3 年間無償で貸与する。自然と調和した美しいまち並みづくりでは、住宅建設に際して希望する場合には、シンボルツリー、まちの指定の指定木を 10 本を限度として無償で配布する等、分譲促進策を具体的にやっているんですよ。新庄の場合、今市長言われたのは具体性がないでしょう。アクションがないでしょう。そうすると、あと 1 年半で 3 万人台になりますよ。そんなときの責任の所在ってどうなります。先ほど物価の値段でも言いましたよ。3 万 9,800 円と 4 万では、それぞれの与える心象は物すごいインパクトありますよ。このアクションプランは何もないのでしょうか。

もう一点、じゃ一番最初にまず具体的に、人口増の住宅政策を政策の柱に据えてかからなきゃだめだという私の論理は間違いなのでしょうか。そここのところをどういうふうに認識されているか、まずお伺いしたいと思います。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 人口増の政策、定住促進の政策、これを掲げるの間違いかどうかというのあれですが、これは決して間違いでもないし、私もそのように思います。やはり人口が減るということは、地域力が弱まるというふうなことでございますので、これは当然のこと掲げていくというふうなことについては決して異論はありませんし、そうすべきだというふうに私は思います。

24 番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24 番（金 利寛議員） そうすべきことを早くやらないと、雇用の場の創出、大江町の助役にも私聞いてみました。雇用の場なんか考えまさんと、そういうふうにして定住促進策を提供すれば、みんな安価なところには皆来るんですよ、そこから探せばいいのです、そこを住むと決めた人が、こういうふうな感じで、もうこの前の蛍水タウン 321 人の増、このときには県外から 3 分の 1 ですよ。

県内から 3 分の 1、地元が 3 分の 1、321 人の増ですよ、平成 10 年。今回はまたその次、平成 13 年、今度平成 18 年、3 年置きにすごい勢いで頑張っているんですよ。こういうふうなぐらいのもう本当に危機感があるとすれば、具体的アクションプランで定住促進、人口増えれば交付税が上がる。減れば減るんでしょう。そしたら費用対効果から考えたって、それこそ政策の柱に据えなかったらば、活気あるまちどころでない、衰退のまちで、3 万人台なんてなったらどういうふうに皆さんの自治体、13 市に印象与えます。そう考えた場合に、未恐ろしい今この状況で、このままでいったら間違いなくあと 2 年後に 3 万人台になりますよ。なんかないという確信、誰かありますか。すぐ 3 万人台ですよ。どうなんでしょうか。都市整備課長が答えできるんだったら。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 金議員がおっしゃられるそのものは、我々わからないわけではございません。しっかりとその辺あたりは認識しているつもりでございます。ただ、大江というふうな町そのものを例を挙げてたゞいま御質問いただいているわけでございますが、本来大江町そのものも非常に人口の目減りがした地区でありまして、しかしながら今山形市のベッドタウンというふうなところの中で、道路整備もそういうふうな環境が非常に整ったまちとなっております。そういうところをおおよそ行政としては着眼しまして、次々と造成工事を図りながら、そういう一つのベッドタウンの活用と、利用というふうなことに相まったんではないかなというふうに我々は考えております。

ただ、新庄市においてはどうかというふうになりますと、新庄市に対して郡内から入ってくるような、そういうふうなものが非常に現状としては少ない。例えば山形市あたりも同様であります。山形市そのものよりも山形市から出て行って、よその周辺市町村の方に人口が増えているというよ

うな状況の中であります。確かに山形県が125万人あったものが今120万台そこそこというふうな、県内全体としての一つの現象もあるものですから、今のような現状の中で、ただいま市長が申されました一つのいろいろな提言をしながら、事業を展開しているというふうなところで今現在精一杯の努力というふうなところだと我々は考えております。

以上です。

24番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番（金 利寛議員） 私はその話を何回も言いました。いろんな施策を展開しているでしょう。現実にこんなに人口が減ったということ自体、これはゆゆしき問題なのであります。新庄市民がみんなもうそういうふうな状態に、いろんな施設をつくろうが、福祉施設をつくろうが、観光施設をつくろうが、3万9,000台の人口では何ともいたし方ない元気のあるまちなんかできないでしょう。そうすると、今の課長の話ですと、現状はこうなので、ああなのでというけど、そこからプラス思考で、現状はこうだけれども、こういうふうにしないと4万台落ちますよ。ならもう一回聞きます。2年後に3万人台に落ちた場合に責任というのは感じますか、どうですか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 責任問題というふうなことで問われているところになろうかと思いますが、住宅施策の中で行政ができないというふうな一つの考え方を持って休止をいたしました。すなわち小桧室であります。それについては、それはいかんというふうなことで、民活、民営の力をかりまして、現在鋭意建設中であります。その他の区域にあっても、それぞれにそういうふうな住宅建築が進んでおります。しかしながら、そのようにして自然増が厳しい中で、さらに加えて社会増がなかなか見込めないというふうなところの balan

スが要は欠けているんじゃないかというふうに思っております。しかしながら、やはりそのようにして民間の活力を入れながら、導入しながら、人口増を企てることができるというようなこと、すなわち住環境の整備となると思いますが、その辺あたりについては、やはりこれからも継続して力を入れてまいりたい、そのように考えております。

24番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番（金 利寛議員） これ以上やりとりやっただとしても結論は出ないでしょうけれども、間違いなくあと2年後に3万台になりますよ、このままの施策を黙って野放図にしていたらば、アクション起こさなかったらば。これは、なぜ言うのかといったら、自分のふるさと新庄が3万人台になって、もう本当に皆さんからももう何、おまえさんとか3万か、これはだって逆を返せば行政の失策としか言いようがない。今の社会現象で、自然減で、こうでと言うけれども、いろんな状況あるけれども、頑張って現状維持なり、プラスしているところあるんですから。

じゃ、もう一つ紹介しましょう。富山県の新湊市です。これも3万7,000人台のまちです。ここは、要するにもうウエルカムクーポン券、自分の市に住んでもらった場合には、クーポン券を差上げます。いろいろの金のばらまきだと言えばそれまでですけども、大江町だって100万円を就学時前の子供が本当に大変な中、お父さん、お母さんが大変な中、うちに住んでくれた場合には100万円上げます。交付金だもん。また返ってくるんだものということで、その部分を見越した上でのいろんな施策でしょうけれども、要するに促進策です。ここだってそういうふうな状態。そして、年度当初の3万7,000台のあれです。今年また1年間、年度当初3,250万円を計上して、定住人口の増加を目的にして、住宅の新築購入支援のためには、マイホームを購入した場合にはそういうふうにして支援事業として上げましょう、こういうふうにして何

とかして定住で人口増をしようという施策をアクションを起こしているんですよ、他の自治体は。それが今のお話を伺っていると、何かアクション起きたのですか、このままで言っていることは、さっきも私の答弁の中に言ったでしょう。いろんなことでやったんです。だけど、人口がこんなにも700人も2年間で減ったんです。これは、社会現象でしょう、こうでしょう、景気悪いからでしょうと、雪でしょう、こうでしょう。だからそのところ具体的に、そういうような中でも大江だって雪は降るんです。最上川を二分している状況あるんです。けども、何とかしたい、その助役が命がけでいろいろ手を打って、そこに歯どめをかけたいという思いでアクションプランを起こしているんです。そういうようなものの一文でも今話の中で聞こえましたか。だったら結論としては、間違いなく2年後には3万台になりますよ。そのときの、課長いらっしゃらないかもしれませんが、責任の一端は感じませんかとは言いいたい。本当に真剣に、死に物狂いになって市の人口、ああ、私がいったらば3万台になったわ、こりゃと、だよな、大変だもんなどだけで終わったらば、これは本当に新庄市と命をともにして何とか交流して活気あるまちづくりをしたいなという思いは、自治体としてはもう少し真剣に考えないと、このままで何も手をうたなかったらそういうふうになっちゃうよというの、だって現にこの2年間で700人減っているんですよ。ここをぜひ一丸となって人口の歯どめをしていただいて、活気ある新庄をつくっていただきたいという思いで、これは提案も含めて言わせていただきましたけれども、ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、今の交流人口の件について、曙町の飲食街の話をさせていただきました。今市長からは、トイレを少しきれいにしたい、本当にありがたいことだと、小ざれい。汚いというのは、誰もが来た人は汚くて行きたくないと言うんだもん。そういうようなところだとか、もう一つ先ほ

ども提案も含めて言わせていただきましたけれども、都市整備とか皆さんでこうやってやったときの工事のいろんな発注した状態ん中でのコンクリートの余った部分、あの小路、トイレあるあたりの裏通り、もう本当に汚いというか、砂利やらで雨降ったりするとぬかるんだりしている状態のところを簡易舗装みたいにして、これは時間はいつまでとかということじゃなくて、これは財政的に大変なんだからということで提案をさせていただきました。検討させていただく余地はあるでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 先ほどの市長の話もございましたとおり、その環境整備につきましては今後とも検討してまいりたい、このように思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 思いは、行政執行の皆さんも私ら議員も同じだと思うのです。新庄を何とかして賑わいのある、市長の言う「いい人〜いい街〜いい暮らし」、そのためには最低4万人台は必要だよと誰もが思っていることだと思うのです。そういうような意味で、何とか活気あるまちにするためには、こういうふうな状態の施策展開したらば3万台になっちゃうよということで、何とか4万台に踏みとどまってくださる施策で頼むやという思いと、交流をいろんなイベントを数多くこなして、新庄に交流人口を多くしていただいて、新庄のよさを再発見していただいて、リピーターをもっともっと多くしてもらいたいという思いで発言させていただきましたが、ぜひいいところは他のところはまねするにしてもとっていただいて、もう一步突っ込んだ発想の転換とアクションプランを起こしていただきたいことを希望して終わります。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので散会いたします。

明日、13日午前10時より本会議を開きますので、御参集を願います。

本日は大変御苦労さまでした。

午後 3時35分 散会

平成18年6月定例会会議録（第3号）

平成18年6月13日 火曜日 午前10時00分開議

議長 清水 清 秋

副議長 新 田 道 尋

出席議員（24名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市	長	高橋 榮一郎	助	役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一		
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正		
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基		
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋		
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一		
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢口 孝 敦		
神聖課長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博 夫		
教育委員長	伊藤 芳 彦	教育課長	佐藤 和 悦		
教育次長	奥山 雅 夫	学生課長	小野 光		
生涯学習課長	大 江		黒 坂		

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業務
査業務
査業務

小 関 俊 也
荒 川 修 也
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業務
査業務
査業務

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第3号)

平成18年6月13日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1 番	沼 澤 恵 一	議員
2 番	佐 藤 悦 子	議員
3 番	石 田 千與三	議員
4 番	遠 藤 敏 信	議員
5 番	高 山 和 男	議員

本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

平成18年6月定例会一般質問通告表（第2日目）

発言 順序	質問者氏名	質問事項	答弁者
1	沼澤 恵一	1. 災害時における要援護者の避難救助マニュアルと名簿等データの取り扱いについて 2. 市内地名地番、地区名のわかりやすい一覧表と、住居表示地区の整備について 3. わくわく新庄の活用について	市長 関係課長
2	佐藤 悦子	1. 教育基本法改悪についての見解を伺う。市として陳情等をする考えはないか。 2. 中心商店街を活性化するための対策を伺う。 3. 公務労働について 4. 最上広域市町村圏事務組合の研修旅行について	市長 教育長 関係課長
3	石田 千與三	1. 広域事務組合について 2. 樹木等緑の手入れは 3. 水辺の環境整備を	市長 関係課長
4	遠藤 敏信	1. 携帯電話基地局の問題について 2. 通学手段の確保について 3. 高規格道路法面の雑草対策について	市長 関係課長
5	山 和男	1. 一般廃棄物収集運搬について 2. 次世代に向け企業誘致による定住促進を 3. 児童、生徒の安全対策と市施設の耐震構造の安全確認について	市長 関係課長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。本日の質問者は5名であります。

沼澤恵一議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、沼澤恵一君。

（14番沼澤恵一議員登壇）（拍手）

14番（沼澤恵一議員） おはようございます。2日目トップバッターとして一般質問させていただきます政友会の沼澤恵一です。よろしくお願いいたします。

昨夜10時からサッカーワールドカップ、日本対オーストラリア戦、非常に残念でした。前半は先制点上げましたけれども、逆転で初戦落としました。次回は、ブラジル戦で必ず勝って決勝トーナメントに進んでいただきたいと強く願っている者の一人です。少々寝不足ぎみでありますけれども、元気を出してただいまから通告に従い3点質問させていただきます。

まず、1番目として災害時における要援護者の

避難救助マニュアルと名簿等データの取り扱いについてお尋ねいたします。先月27日発生したインドネシア、ジャワ島中部地震において6,200人を超える犠牲者と負傷者2万人以上という大惨事に見舞われました。亡くなった方へのお悔やみと被害者にお見舞いを申し上げますとともに、直下型地震の恐ろしさが身にしみて感じる次第であります。

1年半前我が国で発生いたしました新潟中越地震は記憶に新しく、不幸にして多くの犠牲者を出しました。被害額3,000億円を上回り、人命とともに災害対策については多くの課題を残しました。

私たちの新庄市も県内に眠る4つの主要な断層帯の1つと言われており、発生危険度は決して低くはありません。地震だけでなく、風水害に伴う土砂災害もあわせた実効性のある総合的な防災マニュアル再編成の必要性が当時本市議会においても多くの議員が質問に立ち、確認されております。その中の1つであった災害有事に支援を必要とする高齢者や障害者で、災害弱者と言われます方々です。対象者リストの整備状況については、本市は福祉事務所において整備、管理し、安否情報の収集やケアに災害弱者支援チームを設置し、対応するようになっている。また、対象者のプライバシーとより実践に即したリスト管理の検証を行い、平成17年度に再整備を行う、このように市長から答弁をいただいたと思います。これに伴う避難救助マニュアルは当然必要ですが、最近援護を必要とする状況に応じた優先順位を付けるとしております。報じられました政府指針は要援護者を例示し、平等や公平ばかりを重視するのではなく、避難には一番困っている人に柔軟に、また臨機応変に対応する必要があると強調し、救助はけがの程度で順位を決めるトリアージを参考に制度の必要性を明記したとしております。このことについて本市はどのようにとらえ、どのように臨むのかお聞きいたします。

次に、2として今年度実施しようとしておりま

す本市での災害対策調査事業内容について。災害時に要援護者の救助対策を立案、実施するための意向確認とありましたが、先に申しました政府指針と何らかの関係があるのか、その内容について伺います。

次に、3として作成された要援護者等データの運用について。せっかく名簿等を作成していても個人情報保護法が禁止している目的外使用に当たるとして庁舎内での共有することに問題あるとした法解釈を打破するねらいから、政府は次の新ガイドラインを取りまとめたようです。名簿等を要援護者本人の同意がなくても庁舎内で防災部門など共有できること。また、行政機関だけでなく、有事に実際に支援を担う防災団体のメンバーにも事前に配付されるという点です。ただし、こうした守秘義務のない人たちについては各自治体条例に明記することや誓約書等の活用を例示しております。こうした政府決定は活動を積極的に推進するためであり、評価できるとした報道もありました。本市においてこの考え方と今後の取り扱いについて市長の所見を伺います。

次に、2番目として市内の地名地番、地区名のわかりやすい一覧表と住居表示地区内の整備についてお伺いいたします。まず、その1として市街地中心部の住居表示地区、そのほとんどは長い年月を経過した今日、定着しつつあります。旧小字名や通称名地区名も日々影が薄くなり、住居地を特定するに大きな不便を感じなくなりました。しかし、現実的には旧町名や町内会名と言われます通称地区名は日常的に使われ、いまだに主流と感じております。本市の住居表示実施地区23町名の中に昔から使われております通称名50と少しあるようです。この50の通称名から1区、2区とか枝分かれし、町内会数が約80に及びます。同じ数で区長さん方を中心に各自治会が機能いたしていますことは御承知のとおりかと思えます。215全町内会から住居表示地区内の町内会を差し引くと約130の町内会は大字単位の地名地番を住所として

いる地域に該当していることがわかります。ここで申しあげました大字単位の地名とは、泉田、五日町、金沢、十日町、飛田、角沢、仁間、萩野、福田、升形、松本、本合海、鳥越の13の地名地番である住所地です。さらに付け加えたいことは、大字単位の13地名の中に先に申しました約130町内会を含み、通称地区名が400近くに及んでおります。

さて、私たちが配達物を出すとき、あるいは受け取ったときいかがでしょうか。住居表示地区は、町名、街区符号、住居番号が共通に整理されておりますから、また飛び地もなく区画境がおおむねわかりますので、とっさに通称名や町内会名を推定することができますので、現実的です。また、住宅地図などあれば探しやすくできておりますので、日常的に不便は感じません。ところが、地名地番を住所としているところは数千番台から通称地区名を割り出すことになります。また、反対に通称名から地番を探し出すことは配達を専門にしている人でも大変なことだと聞いております。十日町は7000番までの地番の中に80近くの通称名地区があります。また、飛び地も多くあつてますます複雑のようです。市販されている住宅地図は2社の会社で、タチバナ産業とゼンリンです。それぞれの特徴がありますが、いずれも通称名は一部しか記載されておられません。正直言って何を見ても即座にわかるものはありません。住宅地図を頼るにも高価ですから、一般家庭で備えるのも大変かと思えます。この際、地番ごとに通称名地区名または通称名ごとに地番を整理した一覧表を作成し、市報かお知らせ版に数ページ増せば済むかと考えます。できますなら大字程度の地区境がわかる大まかな市内区分図などあれば地理感とともに1万3,000世帯の個々の所在地がなおわかりやすく便利に使えと考えます。金のかからない市民サービスの一環として市が主体となり、ぜひ実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ここで一言申し添えたいと思います。今回の一覧表の作成については、3年前、平成15年6月定例会一般質問でも申し上げました。前回は、余りにも複雑で細かな地図まで要望したためか嫌われた感もあって実行されませんでした。今回は、その反省に立ち、市民にわかりやすい一覧表にとどめて再提案の形で質問申し上げました。

次に、2として住居表示地区の整備について。前半の質問で申し上げましたように、住居表示の実施された地区は町境もきちんとなり、町名、街区符号、住居番号が統一し、整備されます。そのことが住民にとってはわかりやすさとともに便利となります。平成13年度に新町と千門町が住居表示を実施しました。以後5年経過いたしましたが、進めようとしていた3地区とはどの町内を予定されていたのか。

また、整備条件は市街地であり、人口密度は4,000人以上が対象のようです。実施するには多額の予算も必要になると聞いておりますが、この整備計画の進捗と今後の見通しについて伺いいたします。

次に、3番目としてわくわく新庄の活用について。現在のわくわく新庄は、昭和55年秋、改築移転した日新中学校跡地利用として南部地区公民館が開設され、長らく学校隣接地区民に重宝がられ、親しまれてまいりました。老朽化の理由もあり、平成10年夏、雇用促進事業団主体の勤労者福祉総合センターが誕生し、立派な建物と広い敷地は地区民の誇りの1つでした。平成15年、事業団から買い取った本市が市民プラザと同じ生涯学習の拠点の1つと位置付け、わくわく新庄と名を改め、同じ土地にありながら何回かの変遷を経て現在に至っております。また、近く財政上の理由により市直営から民間に管理委託しなくてはならなかったこの時期にわくわく新庄の将来を含め何点かお尋ねいたします。

なお、本議会初日、生涯学習センター条例の一部改正する第38号議案が上程されました。総括質

疑の中で私がこれから行います質問の一部に既に御答弁ございましたが、通告に従い進めさせていただきます。

まず、その1として平成15年、市が雇用促進事業団から建設価格の1%という安価で買い取ることができ、本市としては意義のある施設の1つとなりました。勤労者福祉センター時代からあったハローワークの分室機能は、わくわく新庄になった現在も継続されております。このことも含め、買い取り時の売買契約条件として建物の用途や将来の増改築またはリニューアルに何らかの制限と期間を定めているのか、それ以外に申し合わせ等の附帯条件があったのかお聞きいたします。

次に、2として地元においてわくわく新庄も近々市直営から民間管理になるのではという話が春を迎えたころから出始めております。前段で申し上げましたように、南部地区公民館時代の歴史的背景からして今のままの生涯学習だけに絞られた活用の仕方にもいろいろな意見が出てまいりました。地元にもう少し便利な使い勝手のよいわくわく新庄に直せないかという声です。その背景にあるのは、類似の文化会館、市民プラザから見て規模的に比較しても年間使用数8万人はその多いことに関係ありそうです。使用予約申し込みも半年先まで受け付けますので、特に体育館はサークルとかクラブとかいった団体が次々と半年先まで予約を繰り返し、占有していることも知られております。また、地元地区民が急遽申し込んでも予約優先です。なかなか利用できないこととたまたま空き室に恵まれても使用目的が学習活動以外受け付けられないのがマニュアルですので、地元から見た場合、使い勝手の悪さが目立つようです。今回指定管理者制度の導入を機会に地区公民館的要素を取り入れた複合施設として活用できるようにするとか、または建物の一部、例えば管理室の隣にある創作実習室を生涯学習から切り離し、コミュニティールームとかして何でも使えるように見直すとか、わくわく新庄の隣接住民に心ばかりか配慮

した柔軟性の持った見解をお示しいただければと御期待申し上げる次第です。

次に、3として指定管理者になるためにどのような内容を持った会社や団体が望ましいのか。また、応募するに何らかの資格を必要としているのかお聞きします。

さらに、委託しようとする内容についてと、また指定管理者導入後は今年度予算にある人件費1,574万円、運営管理費1,278万円と比較し、どのくらい節減できると試算しているのか。財政メリットについてあわせて伺います。

次に、4として施設管理業務の委託範囲について。今年度予算542万円計上しておりますが、この管理業務は建物を含め敷地全体に及んでいるのかということです。わくわく新庄になってから建物以外の広い敷地を取り巻く側溝の土砂上げ、そしてゲートボール場を含む周辺緑地帯の草刈りや冬に枝落ちする立ち木周辺の清掃など年に何回か町内有志が行ってまいりました。誰から頼まれたわけでもなく、地元町内にある施設を幾らかでもきれいにという心意気でのボランティアです。それでもなかなか手が回らず、夏の間結構雑草が多くなります。生涯学習課の行動計画を見ますと、施設ボランティアの活用により清掃管理等を行うとあります。これは、わくわく新庄を継続的に使用している団体等に活動の一環として作業に協力してもらうとも受け取れます。これらは、将来を含め管理計画の中で整理すべきと考えますので、お聞きいたします。

本市においてわくわく新庄は、文化教育施設の中で初めて指定管理者制度の導入であります。市長が言われます行政のスリム化も大切ですが、地元地区民の声にも耳を傾け、よりよい運営の方向を目指していただけるようお願い申し上げまして、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 沼澤議員の御質問の前にゆうべのサッカーの話題に触れました。いい試合をしておったんですが、最終的にああいう形になって大変残念に思ったのは私だけではないというふうに思います。国を代表して戦っている、そしてまた国を代表してドイツに行って頑張っているというふうなこの選手の姿を見てやはり感動を覚えて、そして期待と興奮に駆られる、これもひとつ国を愛する心につながってくるのかなというふうにも考えられて、これからの大いなる検討を期待したいというふうに思います。

また、質問に入りますが、特に災害時の救難のときの、救助のときのマニュアル的なことについてのお話がありました。かねてから沼澤議員については非常にこの点についても関心を高められておりまして、いろいろと御質問いただくわけがありますが、また今日の新聞にもこの新庄の活断層についての記事もございました。中越地震あるいは阪神大震災の例を見るまでもなく、いつ大規模な災害がこの地にも起きるか、発生するかわからない。そのときに備えて特に高齢者、要援護者の救助体制をどうしたらいいのかというふうなことを大変御懸念の中で御質問があったというふうに思います。そういうふうなことを前提として高齢者、特に障害者の方々、なかなか自力では素早くこの行動を起こすことができない方々、いわゆる援護を必要とする方々に対してはやはりそれなりの誘導をしていかなければいけないというふうに思います。

お話にありましたが、国においてもそのガイドライン、これを示しているところでありますが、これについてちょっとお話し申し上げますと、要援護者情報、これの収集あるいは共有に取り組んでいくに当たっては対象者の考え方を明らかにしていくというふうなこと。また、重点的、優先的に進めていくことが大変重要であるというふうなことも言っております。その例示として、1点目は

介護保険の要介護度を基準にして立ち上がりや歩行など自力でできないほどの重度の介護を要する状態である要介護3以上の居宅で生活している方。また、2点目では障害程度において身体障害者1、2級及び知的障害で療育手帳Aと認定された方。そして、3点目はひとり暮らしの高齢者、また高齢者のみの世帯というふうにしております。

これらの考え方を取り入れた場合にそれぞれの3月末の現在の対象、本市の対象者であります、それぞれ280人程度、また2点目については440人ぐらいというふうになっております。また、高齢者の生活形態でありますけども、ひとり暮らしの方々700人ちょっと、それから夫婦世帯で735世帯というふうな状況でございます。

本市においてもこの援護を要する、必要とする方々の情報を収集するに当たってはガイドラインのこの例示、これを参考にしながら援護を必要とする環境、あるいは状態を考慮した形で範囲を定めて災害時における個々の支援プランの作成を目指すものであります。登録されている人以外にも調査時点では自力で可能な方も時間の経過、あるいは環境の変化によって支援を必要とする場合も当然考えられるというふうに思います。こういうふうな変化に対応していくためには民生委員の方々、また区長さん、あるいは自主防衛組織による地域のこの災害弱者の把握というのが非常に重要であろうかというふうに考えているところであります。

2点目は、今年度実施している災害対策調査事業というふうな、この内容についてのお尋ねがございました。これは、調査の対象者、これは先ほど述べましたように、自力でなかなか避難することが困難な方々をこの程度の区分によって範囲を定めていくというふうなことでございます。やはり日中は1人で生活されているのか、あるいは緊急時に連絡する家族等の状況、あるいは災害時の避難において第三者の支援、これを必要としているかどうか、こういうふうな調査表を送付して実

施いたします。また、調査表には何らかの支援が必要な場合において災害時に限って防災担当部局、あるいは支援に必要な関係機関に情報を提供してよいか、これの意思確認、これもあわせて行いまして、個人情報の保護については、これは万全を期していくつもりであります。この結果をもとにして、この情報を一体化して障害者等の災害時要援護者台帳、これを作成して福祉事務所の方で管理をするというふうなことにしております。政府指針にある要援護者の登録リストと同様なものを目指して整備されていくものであります。情報を共有できる個人情報の保護、これが確実に担保される体制が整うまでは国という事前情報の共有化、これはやはりしないというふうなことで考えているところであります。

また、そのデータの運用でありますけれども、今回の調査事業では福祉事務所が把握すべきこの災害時の要援護者の実態把握が主でありまして、ただいま述べましたように、当面は他の機関に事前に情報を提供するというふうなことはございません。これは、保護条例に規定する人の生命、健康、生活または財産に対する急迫の危険を避けるため、やむを得ないというふうなことが認められるときに限って当面は運用していくというふうな考え方です。ただ、平成16年の豪雨あるいは一連の台風等において高齢者の皆さんの被災状況等を踏まえると、この要援護者の避難支援については要援護者あるいは避難支援者への避難勧告等の伝達体制、これが十分に整備されていないこととか、あるいは個人情報への意識の高まりに伴いまして要援護者情報の共有、活用が進んでいないこと。また、要援護者の避難の支援者、これが定められていないというふうなことも上げられたところであります。その中で避難支援を確実なものにしてやはり避難先の支援を確保していくためには、もちろん本人の同意のもとにいろんな自主防災施設あるいは防災当局等の情報の共有が重要であるというふうにも認識しております。地域防

災計画に自主防災組織の全市的な確立、あるいは情報を共有した場合の個人情報保護、これが担保される仕組み、これを構築しながらもこれから国、県の指針に基づいた避難支援プランを今後策定していくつもりであります。

情報の共有化を進めるために国の指針においても御承知のように3つの方式を例示しております。1つは、関係機関の共有方式というふうなことです。これは、個人情報保護条例の目的外利用、第三者に提供が可能とされている規定を活用して、議員が言われるように、本人の同意がなくても行政機関が共有できる方式であります。この場合においても新庄市の保護条例の目的外利用の規定によりまして個人情報保護審議会ございますが、この意見を聞いて実施するというふうなことになります。その他にも手上げ方式とか同意方式がありますが、それぞれ方式にも長所、短所があるものの、やはり本人の同意を基本として、そして指針の例示を参考にして地域における防災計画の確実な遂行が可能になるように今後とも検討を続けていく所存でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、2点目の質問であります。市内の地名の地番、地区名のわかりやすい一覧表と、それと住居表示地区の整備はどうなっているかというふうなことの御質問がございました。これについては、前にも御質問いただいたところでありますが、特に旧町名等で慣れ親しんできた市民の皆様の多くからそういうふうな話をよく伺います。やはりその辺のところのすみ分けといいですか、わかりやすいような表示が必要ではないかというふうなこともよく言われるんですが、沼澤議員もそういうふうなことを前提としての御質問かというふうに思います。

市民課の方では、日常の異動届の処理に使用するためにこの地番の索引簿、これを備えておりまして、これは窓口で使用しやすいように住居表示区分と住居表示区域以外の2冊に分かれておりま

して、それぞれA4版サイズで250ページぐらいになっております。したがって、これを1枚の一覧表にまとめるということは物理的に困難であります。おっしゃるとおりやはり通称地区内と地番と対照できるものがあれば大変便利なことは確かでありますので、必要な方には提供できるように極力コンパクトな形に整理してみることにいたします。ただ、この量的な面とか、また日常業務の合間を利用した作業になることを勘案すると多少時間がかかるというふうなことになりますけれども、この辺のところは取り組んでいきたいというふうに思います。

また、市内の区分図であります。こちらの方も窓口の業務用というふうなことで市販の家並み図を利用して職員が作成した簡単な区分図、これを使用しておりますが、市民の皆様にお示しするとなった場合、きちんと色分けして区域境が判別しやすい図面にする必要があります。図面のボリュームとか、わかりやすい色分け等を考えますと専門業者に依頼する方が適切と思いますが、その前段としてまず区分図の作成の資料にもなる地番と通称地区名の対照表作成、これに取り組んでまいることになります。

それから、住居表示地区の整備についてもお話がありました。住居表示の実施についてでありますけれども、これは人口集中地域としての適用要件、これを踏まえまして市街化が進んでいる表示の適用が可能な地域だった千門町・宮内地区の住居表示、これを平成12年度から着手いたしまして、13年度に完了いたしました。これは、御承知のとおりであります。その時期に併行して松本・金沢地区、日の出町地区、川西地区の3地区についても関係地区の区長に対し事業説明を実施いたしましたが、住居表示を実施することによって地元住民の方々にも登記関連の手続等が伴ってくるというふうな事情もありますし、また地元からの要望があったというふうなことから、とりあえず千門町・宮内地区を先行実施するというふうな経過が

あったわけではありますが、この他の3地区については、当然住居表示は利便性の向上を目的として実施するものでありますけども、まず地元住民の方々の御理解と御協力、これは負担も伴いますので、これが必要となります。したがって、地元からの要望というふうなことも1つの前提条件になるわけではありますが、現在のところはそういうふうな状況にないというふうなことと、それからこれも財政的な、お金のことを言っちゃあなんですが、財政的な支出もかなりあるというふうなことでありますので、現時点で即この実施着手というふうなことは考えておりませんが、地域の住民の皆さん方の利便性を考えますと住民の皆さん方の御理解と協力を前提としてこれはやはり整備していくべきだというふうに思いますので、これは計画的な形で今後も取り組んでいく1つの課題であろうかというふうにもとらえております。

それから、わくわく新庄の活用について3点目御質問ございました。これは、平成10年4月開館いたしました、前は南部地区公民館があった場所でもありますけども、その以後南部地区における生涯学習の拠点として多くの市民に利用されているというふうなこと、これは沼澤議員詳しく御承知のとおりであります。また、雇用対策の一環として職業の相談、紹介の場としての高齢者職業相談室、これも同年に設置されまして、市民が活用しているというふうなこととともに、この地域のニーズに合った機能を果たしておって、今後も有効活用していきたいなというふうに考えております。

この第1点目は、特に15年に買い取ったわけではありますが、そのときの売買契約の条件として建物の用途の将来あるいは増改築について何か附帯条件があったのかというふうな御質問がございました。この点については、建物の用途、将来の増改築またはリニューアルの際の条件については市の生涯学習センターとして学習活動の拠点として活用すること。平成40年3月まで、30年ほどあり

ますが、間は用途指定施設として転売禁止、これを規定としてうたっておりますが、その他の附帯条件というのは特にございません。

そういう中でこれをどういうふうにも有効活用していくかというふうなことであります。御承知のようにこのわくわく新庄も12月1日を予定しておりますが、今後指定管理者でこの管理運営をやっていただくというふうなことにしておりますが、この導入後も生涯学習センターとしての機能を維持した運営方針は引き続き継続させる予定でございます。現在の利用者の半数近くの団体においては、地域住民の交流の場として利用されておまして、また自主事業としてもビーズとか、あるいは盆栽、押し花、フラワーアレンジメント等のカルチャー教室等も開催しております。そういう意味から、この施設も地区公民館的機能、これも兼ね備えているものでありますので、これは移行後も継続させていく方針で考えております。

この施設、お話のように大変利用率が高いというふうなこと、なかなか利用希望者の期待にお応えできないこともあるわけではありますが、わくわく新庄については、これは市民の生活文化の振興とか、あるいは社会福祉の増進、これも設置目的としておりますので、生涯学習の範囲も含めて調整機能といいますか、利用団体間の懇談会、あるいは会場の調整会議等、これもやはりある程度定期的に持って、そして調整して、できるだけお互いに利用しやすいようなシステムを構築することが大事だというふうに思います。そういうことから、地域住民のお互いの理解の中で多くの方々に利用ができるように便宜を計らっていきたくと、このように考えておりますので、これについてはひとつ特に地域住民の方々の御協力が大前提となりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それから、指定管理者、12月1日を予定しているわけではありますが、これの応募の資格等につきましてどうだというふうなお話もございました。

この応募資格については、個人以外で新庄市に事務所等を持って指名停止等の処分を受けたりとか、そういうことのない団体。そして、特に大事なものは継続して生涯学習センターとしての管理運営できる意欲的な団体を募集するというふうなことになります。特にこの施設はるる申し上げており生涯学習施設、そして市民の皆さん方の生活文化の振興とか、あるいは社会福祉の増進に大変中核施設として大事な施設だと。他の施設が大事じゃないという意味では決していないんですが、そういうふうな位置付けをしておりますので、単なる施設を管理する、あるいは運営するということではなくて、その中に溶け込んだ形で管理運営できるような団体の皆さん方にぜひ応募していただいて、そしてこの施設を活用できるような指定管理者の方々に運営していただければなというふうにとこれについても大きな期待を寄せているところでございますので、これ公募いたしますが、どうぞひとつその辺のところもぜひ考えながら応募していただければなというふうにも思っております。

財政的なメリット、細かい数字については後ほど課長の方から答弁いたしますが、導入後の削減費については約1,100万ぐらいというふうに試算をいたしております。そんなことでぜひ管理者制度導入後も活用できるようにひとつ頑張りたいなというふうに思います。

それから、最後なんですけど、この建物も含めて周辺の管理業務でありますけど、特にエレベーターとか、あるいは機械設備等については専門業者に業務委託をしておりますけども、敷地全体の環境整備について、これは外部委託というのはなかなか難しいんで、今職員が随時清掃等行っておりますが、なかなか職員だけで十分な作業を行えないこともあります。そういう点で利用者の皆様方に直接作業を依頼するということもいかがかと思っておりますけども、今後やはり一、二回計画的にそういうふうな環境清掃日とか、そういうふうな日を設けてぜひ市民の皆さん方に御協力をいただいて協

働というふうな形で推進をして環境整備を図っていきなというふうに考えておりますので、この点についてもひとつよろしくお願いいたします。

以上、とりあえず終わります。

14番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一議員） どうもありがとうございます。

2番目の質問いたしました地区名の一覧表、市長からただいま快諾をいただいたような感じを受けております。ぜひ整理して、できるだけ早く完成して市民の皆さんの方に提示できればなというふうに思っております。これも何年もかからないで、まずすぐ手がけていただいて早目にひとつ出していただければなと、こういうふうに思います。何とか期待できますのであれば、来春ぐらいまでには何かできないのかなというふうに期待を持っています。回答は結構です。

時間もありませんので、次にわくわく新庄の関係について1つ、2つ質問申し上げます。先ほど市長の方から12月1日移行日だと、こういうふうにお聞きしました。当地やはり非常に雪の多いところでありまして、当わくわくも除雪等で非常にトラブルも多くなりがちなこの時期を残してなぜ正職員2人を12月1日でわくわくから引き揚げると。普通でしたら4月1日というふうに考えがちなんですけども、この辺がちょっとまいちわからないような気がします。なぜ12月1日に早める必要性があったのか、ここを1点ちょっとお伺いします。

それから、会場の調整会議行くと、こういうふうにお聞きしました。大変結構だと思います。ぜひそうしていただきたいと思いますが、この中に利用者団体だけでなく、やはり地元町内会の代表も加えていただくと。であれば地域住民の意見等も反映できるんじゃないかなと、こういうふうに考えます。この件についてどういうふうな見解をお持ちか、まず2点お願いいたします。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

清水清秋議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 移行日の12月1日の予定の件なんですけれども、当初最初の計画、いわゆる行財政計画の中で18年度にわくわく新庄、生涯学習施設初の移行というふうなことで考えておりました。その中で本来的には年度当初、4月1日になるんでしょうけれども、学習センター2つございますので、先ほど市長答弁申しましたとおり、ただ管理だけでなく、事業関係とか、そういうノウハウ、これのレクチャー期間も必要ではないかと。本当に動くそのものは19年の4月からになるんでしょうけれども、そういう意味を込めまして早目の移行で年度内の12月というふうに予定したところでございます。

それから、2点目の会場調整の件につきましては、これまで定期的にわくわく新庄では調整会議は行ってございません。そのために非常に議員おっしゃるとおりうれしい悲鳴と申しましょうか、利用者非常に多いわけでございますけれども、その中でいろんな団体間のトラブルも発生する可能性もこれからございます。そういう点から含めまして、利用団体のみならず、これから利用しようとする団体、さらには地元町内会でも必要とするというふうなことで、広い範囲で定期的な日程を組んで会場調整会議、これを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇) (拍手)

1 番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表いたしまして一般質問をいたします。

まず、1番として教育基本法の改定は改悪だと考えますが、これについての見解を伺います。そして、市として陳情などをする考えはないかお聞きします。現在の教育基本法は、教育が国家権力の統制下に置かれた戦前の反省から定められたものです。教育勅語が12の徳目を強制し、軍国主義を支える人柱をつくりました。その結果、アジアで2,000万人を殺害し、国全体で310万人、新庄市でも満州事変以後だけで819人の方が亡くなりました。悲惨な戦争体験をした多くの市民が二度とあのような体験を子や孫にさせてはならないと言っておられます。国民の願いが込められた平和を希求しという文言が2つの法律にだけ特別に使われているのです。憲法9条と教育基本法です。教育基本法改定の問題は、子供たちの未来、日本の進路に関わる全市民的な大問題だと考えます。また、愛国心を評価する通知表が山形県内でも17年度に使われていることから、大変重要だとも考えます。その立場から政府与党が通そうとしている改定案がどういう問題点を持っているか3つ述べさせていただきます。

1つは、現在の教育基本法を変える理由を政府は説明していないということです。現在の教育基本法を全面的に変えると言いながら、現在の教育基本法のどこが問題なのか質問されても答えることができませんでした。改定推進派の方は、教育問題の原因を現在の教育基本法のせいにしていきますが、筋違いであります。基本法の第1条は、教育の目的を一人一人の子供の人格の完成を目指すとしています。すなわち、一人一人の発達の可能性を最大限に伸ばすことであると述べています。戦前は、国家に有用な人物の錬成、国家のために

役に立つ人をつくるのが教育の目的でした。ですから、障害者は天皇の家来として失格として日陰者扱いでした。戦後は、すべての子供を宝とし、自分も周りの人も大切に作る温かく心優しい人になってほしいというみんなの願いを込めて教育基本法がつくられました。そして、そのための制度の保障として、第10条で国家権力への大きな縛りをかけたのです。教育をめぐるいろんな問題は、みんなで子供を大切にしようという教育基本法の目的実現への努力が十分でなかったために起きているのではないのでしょうか。子供と教育問題の根源は教育基本法にあるのではなく、その理念を実現する努力をしてこなかった政治にこそあるのではないのでしょうか。現在の教育基本法にぬれぎぬを着せ、改悪を図ることは子供たちを苦しめることにしかありません。

2つ目は、法律で国を愛する態度などの徳目を強制することは憲法の思想、良心、内心の自由を踏みにじることになるということです。改定案第2条に書き込まれた教育の目標には、国を愛する態度などの20の徳目が列挙されています。法律の中に教育の目標として詳細な徳目を書き込み、何々の態度を養うとしてその達成が義務付けられ、学校で態度が評価されるようになったらどうなるか。時々政府の意思に沿って特定の内容の価値観が子供たちに強制され、子供たちのやわらかい心が政府のつくる特定の鋳型にはめ込まれてしまうことになります。これが憲法19条が保障した思想、良心、内心の自由を踏みにじることになることは明らかです。現在の教育基本法は、教育の目標として事細かな徳目を定めることを一切していません。教育とは、人間の内面的価値に深く関わる文化的営みであり、その内容を法律で規定したり、国家が関与したりすることは最大限抑制すべきだからです。この抑制を取り払って国家がこの教育目標を達成せよと命じることは戦前、戦中、教育勅語によって12の徳目を上から子供にたたき込み、軍国主義を支える人間をつくったやり方と

同じではないでしょうか。愛国心についても政治がなすべきは、愛国心を強要することではありません。どの子供たちも愛すると実感できる国をつくるために主権者である国民の利益を守ることに力を尽くすことこそ政治の責任だと思います。日本はいいところがあるな、やはり住むなら日本だとしみじみ国民が言いたくなるいい法律をつくるのが政治の責任です。

3つ目は、教育への権力統制が無制限となり、教育の自主性と自由が根底から覆されるということです。現在の教育基本法は、教育の目的について教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと定めています。そして、この目的を実現するために教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行うとし、国家権力による教育内容への不当な支配を厳しく禁止しています。さらに、学校の教員は全体の奉仕者として国民全体に責任を負って教育の仕事に携わることを原則にしました。これらは、戦前の教育が国家権力の強い統制、支配下に置かれ、画一的な教育が押し付けられ、やがて軍国主義一色に染め上げられていった歴史の教訓に立ってつくられたものです。ところが、改定案は国民全体に対し直接に責任を負っての部分削除し、全体の奉仕者も削っています。さらに、教育振興基本計画によって教育内容を数値目標も含めて詳細に決め、実施し、評価できるとしています。要するに政府が決めたとおりの教育をやれということです。こうして改定案は政府による教育内容への無制限な介入支配に道を開くものになっています。どういう教育になるのか。国を愛する態度などの徳目とともに、競争主義の教育をもっとひどくすることになります。

新庄市が学力テストの偏差値を55にするという目標を掲げております。さらに、この改定案では

教育振興計画というのも出しておりますが、これについて中央教育審議会は全国学力テストを制度化するとしています。かつて45年前、全国一斉学力テストが行われたときのことを岩手学力テスト裁判を戦った元岩手県教組中央執行委員の柏さくじさんがこう語っています。教育条件を改善しないで学力テストだけを一斉にやれということは、教師たちにとっては生徒への差別、選別政策としか考えられなかった。これへの怒りが阻止運動の大きな力となった。そして、裁判で明らかになったことは、成績向上のためにカンニングが奨励されたということです。学力テストの先進県とされた愛媛、香川で成績を上げるためにテスト当日に成績の悪い子供を休ませたり、カンニングを奨励したり、田植えと称して正解を指で数えて歩いたりする事態が生じていました。岩手県でもテストになった遠野市の教育課長が指を使って間違いを教えたなどの事態が明るみに出た。文部省が一律にテストをやったために教員と子供たちを荒らし、国民的批判を浴びて中止になったと言っていました。その後76年の最高裁で教育への国家介入は抑制的でなければならないとされました。

今回の教育基本法の改定案は、これを全国一斉に復活させようというのです。教育への権力統制や支配を無制限に広げる改定案は、子供たちを一層苦しめるものです。学力世界一のフィンランドは、現在の日本の教育基本法をお手本にしたそうです。学級の人数を少なくし、すべての子供に学力を付けさせる立場で底上げを図り、競争をやめて助け合い学習を進めたそうです。現在の教育基本法を生かし、教育条件の改善こそ子供たちが健やかに育つ教育ではないでしょうか。

教育基本法を全面的につくりかえるねらいはどこにあるのでしょうか。教育基本法改定は、憲法を変えて海外で戦争をする国をつくろうという動きと一体のものです。憲法改定を進める勢力の愛国心とは、戦争をする国に忠誠を誓えというものに他なりません。改定案が平和を希求する人間の

育成という理念を取り去ったことから明らかです。改定は、弱肉強食の経済社会づくりの国策に従う人間をつくるのがねらいでもあります。三浦朱門元教育課程審議会議長は、こう言っています。限りなくできない非才、無才にはせめて実直な精神だけを養っておいてもらえばいい、こんなことを発言していますが、ここに彼らのねらいが出ているように思います。子供たちの健やかな成長のために今の教育基本法を守り、生かす学校と教育をつくろうではありませんか。その立場に立って国に対し市として陳情する考えはないかお聞きします。

2番目として、中心商店街を活性化するための対策についてお聞きします。郊外的大型店の出店によって中心商店街の顧客が激減しています。年金生活者が年金で固定資産税を払い、ようやく営業を続けている店もあります。後継者がいないと営業停止せざるを得なくなります。また、高齢者が歩いて食糧を買い物できる店が中心には少ないです。車がない高齢者の生活が不便になっております。新庄まつりを中心になって担ってきた中心商店街が営業停止になれば祭りの維持ができなくなると思います。これらについてどうお考えかお聞かせください。

大型店の出店が一部中止になっているとも聞いておりますが、今後大型店への規制が重要と考えます。その方策についてどう考えておられるのかお聞きします。

熊本市の市長がイオングループの大型店は出店不許可と5月10日に表明しているそうです。都市計画法34条に基づいて都市マスタープランで住宅地の位置付けであり、商業地として整合性はないということや交通渋滞が都市圏に及ぼす影響も大きい、中心商店街への影響が大きいというような理由からです。市長としての見解はいかがでしょうか。

3番目として、公務労働についてお聞きします。まず、保育所の民営化問題についてです。新庄市

では、今後3つの保育所を民営化する方針を打ち出しています。しかし、この問題で違法であるという判決が続いております。4月20日には大阪高裁、5月22日には横浜地裁が保育所の民営化は違法であるとし、市に対して損害賠償を命じたことが5月23日付け山形新聞に載っていました。特に民営化の方針決定から実施に向けての保護者への不十分な説明で理解を得ていなかったことや子供に不利益が及んだことなどを認定しています。児童福祉法では、選択した保育所で就学前まで保育を受ける権利が保障されています。公立保育所を市長の裁量で一方的に廃止するのは、子供の人権侵害となってしまうということです。

民営化を進めるねらいは、財政コストの削減です。私立の保育所は、子供1人当たりの保育単価で運営されるので、保育士などの人件費が平均勤続年数10年で頭打ちになり、上がらなくなります。私立の運営を続けるためには非正規雇用を増やし、正規職員を少なくし、特色ある保育商品で引き付けることが重視されます。親の就労を保障するための施設なのに保育士が親になっての就労は保障されない保育所で果たして本当の子育て支援と言えるのでしょうか。

公立保育所は、地方公務員である保育士が市民全体の奉仕者として保護者の経済状態や勤務状態の違いに関わらず、どんな保護者の子供でも必要な義務教育を与える責任があります。ここで義務教育というのが私なりに保育の仕事も義務教育の一環だというふうに最近認識しました。親の選択がどうあれ、すべての子供に一律に必要な保育を保障しなければならない義務が行政にはあります。公立保育所を私立に変えることによって、実際私立の保育所で利益が出ても保育の内容や運営費の使い方に市として口出しすることができなくなりました。本来的には、市民の保育に対する基本的な需要は公立保育所で満たさなければなりません。子育て支援として保護者の勤務実態に応じた多様な特別保育を設定することは重要です。同時に保

護者の勤務の多様化にも関わらず、子供の生育にとって必要な一定の保育を時間、場所に関係なく提供する保育体制、内容はできるだけ格差を生じさせないようにすることが重要なのです。そのような点から見ると、公立保育所こそ保育サービスの提供者として適切ではないかと考えるものです。

次に、非正規雇用労働者の労働条件の改善についてお尋ねします。低賃金、無権利の非正規雇用労働者の急増は、格差社会と貧困の新たな広がりをつくり出す根源となっています。非正規雇用労働者の労働条件の改善が必要です。新庄市でも嘱託職員25人、日々雇用職員89人、他臨時職員も随時入りますので、約120人の非正規雇用労働者が市職員として働いています。その方々の問題です。

そこで、具体的には1つとして1年更新を理由にした雇い止めはしないでいただきたいということです。

2つ目は、子供に関わる教師と保育士の昼食時間は、日々雇用職員の場合は昼食時間は休みだというふうに総務課が言っておられましたけども、子供たちを相手にする場合は昼食時間は実際は現場を離れることができないのです。労働時間とみなすべきではないでしょうか。

3つ目は、有給休暇を確実に保障すべきではないか。この3つについてお聞きいたします。

次に、新庄市でも正規雇用労働者への成果主義賃金による職場管理が検討されていると何度かこの場で聞いておりますが、これは公共性を持った仕事自身が成り立たなくなるのではないかということについてお聞きします。成果主義賃金が職場に広がってほぼ10年と言われます。導入している企業が約7割とのこと。年齢や勤続年数に関係なく成果で賃金が上がると言われ、ごく一部の人が上がるがありますが、実際には賃下げであり、ひどいところは8割の人が賃下げです。30歳から35歳で頭打ちだそうです。成果主義賃金は、人件費の総額を抑える、つまり人件費抑制がねらいだからです。上司と話し合って目標を決め、達

成したか5段階で評価。チームで仕事をするところは、評価は無理です。全員が目標を達成しても上司は人件費の枠があるので、差を付けねばならないのです。個人ごとの評価なので、協力し合う空気がなくなり、職場関係が壊れ、高い目標をこなすために長時間労働をするため心の病などが増え、自殺者も増えています。成果で賃金を決めるので、何時間働いたかは関係なく、手当なしの長時間労働に自分を追い込まざるを得なくなっています。

これが公務労働になったらどうなるか。ある自治体では、人事考課は保育所の民営化や福祉切り捨てなど市民生活に直結する分野のリストラを推進すればするほど高い評価になるとの事例があります。教員も深刻です。成果主義が導入された職場は、上司などへの報告などに時間がとられ、子供に向き合うことが困難になっています。目標が子供にではなく上司に向きがちになり、教員間の共同意識が細くなり、競争が強まっていくなどの弊害が出ています。住民に奉仕することを使命とする自治体職場や子供の人格形成に責任を置く教育現場は、何よりも総意性と集団の力の発揮が求められています。5段階評価で競わせるような人事管理制度は、それに逆行するものではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

4番目として、最上広域市町村圏事務組合の理事、つまり市町村の首長、それから広域議会議員の研修旅行についてお聞きします。市長も加わる町村会の首長の研修旅費、それから広域議員の沖縄交流旅費の総額はお幾らになるのでしょうか。

それから、新庄市の広域分担金の金額と今後の予想される増減額はいかがでしょうか。

広域運営費の状況と先ほど述べた研修の意義はどうか。余裕があると言える運営状況なのか。以上について状況をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 第1点目は、教育基本法の改正についていろいろ御質問がございました。特に郷土を愛する心についてのところを言及されたわけがありますが、この表現については時代の要請に応える教育の基本を確立していこうというふうなこと。そして、もう一度我が国のすぐれた文化を見詰め直しながら秩序ある社会を築いていこうとするものというふうに認識しております。その表現については、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うというふうな表現があるわけであります。

質問の中に平和を希求するというふうな言葉があったわけでありますが、これについては私も全面的に賛成でありまして、決して異論のあるものではございません。これは、平和宣言都市をうたっている新庄市としてもこれは今後とも続けていく1つのテーマであろうかというふうに思います。

その中で国を愛する心、これがお話によりますと、この言葉は国家主義とか、あるいは全体主義につながるのではないかと、そういうイメージがわくのではないかと、というふうなことでありますが、これについては決してそのような形への復活、あるいは教育の自主性とか自由が損なわれるというふうな認識は私は持っておりません。

また、内心の自由を強制するというふうなお考えのようですが、それもはっきりとやはり総理大臣もそんなことはない。決して強制したり、束縛したり、あるいは評価したりするものではないと言っておりますので、その辺についてはすぐ国家主義、全体主義に結び付けるというふうなことはいかななものかというふうに思います。

そういう意味から市として陳情する考えはないかというふうなことでございますが、陳情する考えはございません。

教育基本法については、教育委員会の方からいろいろ答弁をさせることにいたします。

それから、中心商店街を活性化するためというふうなことでございますが、これはきのうもいろいろ御質問ございました。特にまちづくり三法の改正によって規制が強化されることになりましたけれども、これについての見解、これはきのう申し上げたとおりでありまして、これも市としても関係機関と連携をとりながら、一番の問題はやはり中心市街地の空洞化が進まないように対応していくというふうなことが大前提だというふうに思います。いろいろなこの施策を一々申し上げませんが、その中でこれからこのまちづくり三法の改正とともに、それに沿った形で空洞化を防ぐため市としてもいろいろ政策を練っていききたいと、このように考えます。

それから、保育所民営化の問題であります。一昨年の4月に旧東部保育所を民営化いたしました。今の民営化した保育園においては、延長保育とか、あるいは一時保育、休日保育など保護者のニーズに合わせた積極的な保育が行われております。

民営化には反対だというふうなことがお話にあったわけですが、日頃から佐藤議員は非常に市民の立場に立って、また中小企業をどうやって救うかという、そういうふうな視点から意見開陳が多いので、常日頃敬服しているんですが、なぜこの民営化がだめなのかちょっと理解に苦しむところがあります。

横浜市等で民営化が違法だというふうなお話があったのですが、これは民営化そのものが違法というふうなことではなくて、その進め方に問題があったというふうに私は理解しております。第1に、やはり保護者とか、あるいは住民の理解を得ないで進めた、そのところが問題があったというふうなことで、民営化そのものが違法だというふうには理解をしております。そういう意味から、今現在やっているところも先ほど申し上げましたように十分に保護者のニーズに柔軟に対応しながらやっていただいておりますので、これについては非常にいいのではないかなというふうにも

思っております。

これに限らず佐藤議員は官でやること、それから民でやること、これをよくおっしゃるんですが、やはり大事なことは官でやって民には任せられないというような論調でありますけど、決して今民間の力がレベルアップしているわけでありまして、何も官でなければできない、民ではできないというふうなことにはならないのではないかと。やはり民でできるものは民でやっていただくというふうなことは当然のことではないかなというふうに思います。官だけがすべて行政サービスがきちっとしたもので民には任せられないというふうな、こういう考え方はいかがなものかというふうにも思います。これは、今までもそうですが、これからなおいろいろ指定管理者制度も含めて民営化の問題、今後もいろいろ民の方にもやっていただくこともたくさん出ますので、そういうふうな考え方でいく所存ですので、ひとつよろしく願います。

公務労働についての具体的な点については、課長の方からお話をいたします。

それから、広域の問題の御質問がございました。今回の予算の中で把握しているかというふうなことでございますが、今回広域組合の議員の交流、研修の旅費も計上させていただきました。2年ほどこれはやめていたところですが、今厳しいときにこういうふうなものはいかがなものかというふうな御意見だというふうに思います。確かにこれについてはある程度判断するに悩んだところもございますが、ただこういうふうな時期であればこそやはり議員の皆さん方にいろいろ研修をしていただいて、議員あるいはその地域との交流を図っていただいて地域の振興に役立つように頑張っていただきたいというふうなことで最終的に判断をさせていただきました。

御承知のとおり毎年のように今子供たちはお互いに総合交流をいたしております。ただ、議員も含めて大人の方の交流、沖縄の方からは毎年のよ

うにいろんな方々が来ていただいておりますが、こちらの方からは最近行っておりませんで、どちらかというと片側交流というふうなことであります。この交流の本来の目的は、総合交流が本来の目的だというふうに理解しておりますので、これもやはり苦しい中でもこういうふうなことをしていただくことによって、そして議員の皆さん方にも、交流人口の問題もいろいろ話題になる、議論されるわけではありますが、その一助にもなるのではないかなというふうなことです。ただ、この研修についてはぜひ議員の皆さん方にも今調査検討特別委員会、広域議会で設けていただいておりますが、その中でいろいろこの研修のやり方、手法についても御検討いただいて、ぜひ実のある研修にさせていただくようにこれはお願いしているところでございます。

今後も、広域の財政のことも触れられましたが、決して楽だかどうかと言われたら、そんな楽な、今自治体でも広域でも同じですが、楽な財政運営をしているわけではありません。特に広域の場合、一番大きなのが今のところ公債費、そして人件費も当然ですが、大きなところでありますが、公債費につきましては18年度、今年度がピークで、これから18、19、20ぐらい、これは大体横並びでいきますけれども、21年度から公債費も相当部分減ることになります。そんなことで市もそうですが、広域の方もこれから2年、3年非常に頑張らなきゃいけない時期であることは、これはもうお互い構成市町村すべてが認識しておりまして、いろんなことについて今効率化を図ってきておりますが、ただそういうときだからこそぜひ議員の皆さん方に研修をしていただいて、いろんなこの地域の発展に資していただきたいというのが最終的な考えでありますので、ひとつよろしく願いいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 教育基本法の改正についての御質

問ですけれども、私なりに理解しておるところを申し上げます。

教育基本法は、現在の基本法ですけれども、昭和22年に制定されまして、半世紀以上今経過しております。国民の教育水準はそのために著しく向上し、そして生活も豊かになりました。一方、都市化や少子高齢化が進みまして、教育をめぐる状況も今大きく変化しております。これまでの価値観が揺るぎ始めまして、規範意識の低下とか、または家庭や地域の教育力の低下、そしていじめ、不登校、学級崩壊などさまざまな課題が生じておる中で今教育法の改正が進められておるというふうに認識しております。このような閉塞感が広がる中で、教育の根本にさかのぼった改革が求められているものと思います。教育基本法改正法案の中に時代の要請に応える教育の基本を確立するため、現行法の個人の尊厳、人格形成、平和的な国家及び社会の形成者などの普遍的な理念は大切にしながら、そして教育基本法全部を見直しし、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の教育についての責務を明らかにするという法案提出の理由も示されておるところです。いずれにしても新しい時代の教育の基本法になるわけですので、十分に時間をかけて国民全体の共通理解を図りながら進め、我が国の未来を切り開く教育を実現するための改正になろうかと理解しております。

また、愛国心についてもありましたけれども、現行の学習指導要領とあわせて申し上げたいと思います。既に現行の学習指導要領の中に道徳の学習内容として郷土や国を愛する心が示されております。決してこれは権力統制が無制限となるといった事実はございません。また、社会化の目標の中にも我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てる、または深めるといった表記があるわけですけれども、これは国を大切にすることを育てる目標であり、愛国心を強要するものではないというふうに理解しております。この改正案によれば、学

校教育だけでは不十分である伝統と文化の尊重を生涯学習を通じて家庭や社会全体で確認していくことも期待されておるわけです。また、愛国心は決して強制して身に付けるものではなく、よりよい教育を通して育んでいくものであると認識しております。道徳的な心情につきましては、通知表で評価する対象にもなってはおりません。

なお、学力テストについても触れられたわけですが、学力テストはあくまでも一人一人の子供たちの学習における課題を見つけ、そしてまた全体の理解度を調査するものでありまして、そしてそれが次の向上につなげるための資料として利用するわけでございます。決してそれによって個人を差別していくというようなものではないというふうにとらえております。

以上でございます。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 私の方からは、公務労働についてお答え申し上げます。

まず、最初の保育所の民営化に関するさまざまな御懸念に関してでございますけれども、佐藤議員の御懸念については一般論でありまして、社会経済環境に左右されるというようなことで、必ずしも本市に当てはまるというようなものではないと考えております。と申しますのは、本市ですけれども、民営化に当たっては将来的に安定した運営が確保されるのかを大きな判断材料としてきました。保育所に勤務される方々の労働環境もこの中で考慮されておりますし、保育する職員の経験等の問題も保護者、児童に不安が生じないよう慎重に対応してまいりました。その結果ですけれども、民営化された保育所につきましては地域の保育拠点施設として十分過ぎるほどの役割を果たしているものと考えております。この他の保育所については、本年3月に策定した行財政改革大綱実施計画に基づきまして平成20年度から順次移管を進めていく考えであります。限られた財源の中

であっても民営化の推進によって総合的な子育て支援施策を拡充していきたいというふうに考えております。

横浜等々の裁判のこともお話にありましたけれども、本市においてはこの各保育所の民営化については保護者やその他市民の理解と協力をいただきながら円滑に移行できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

2番目の非正規雇用労働者についての御質問でありますけれども、非常勤職員の方については一時的な事業を実施する場合や市施設を管理運営する上で正職員のみで対応し切れない場合などに勤務していただいております。その際、健康保険や雇用保険等についてはそれぞれに関する制度に基づきまして当該保険に加入し、また年次有給休暇についても制度に基づき付与しております。

また、保育所等の昼食時間というふうな御質問ございましたけれども、当該施設における勤務は児童を対象としていることから一斉に休憩時間をとることができないため、交代制で休憩時間をとっていただいております。

最後に、非常勤の職員の皆さんの賃金等の労働条件の全般については、最低賃金や諸制度の改正等を踏まえながら適時見直しを行い、労働環境の整備を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、成果主義賃金についてでございますけれども、成果主義賃金についての御質問の中で成果だけを評価の対象にするというようなことではなくて、いわゆる成果は結果でありますけれども、その過程についても評価の対象というふうな形の中で今人事評価の検討というようなものも始めようとしているところであります。その自治体には市民、住民ニーズを踏まえて行政サービスを適切かつ効率的に提供することが求められております。その中で住民サービスの向上のため職員の能力や意欲を向上させ、組織を活性化、効率化する手法として人事評価制度があります。人事の評価の役

割は、人事を適正に配置する、人材をより有効に活用する、人材をより公正に処遇することなどを通じて住民の皆さんが望まれる良質な行政サービスを適切なコストで提供することにあります。この基本姿勢に立ち、人事評価制度の導入につきましては新庄市行財政改革大綱実施計画の年次計画に基づき進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） まず、最後の方の広域の研修についてですけれども、広域の18年度の一般会計の予算総額は約40億円です。18年度、19年度で新庄清掃センターの解体撤去工事が始まるということで、大変待ち望んでいる事業が始まるようであります。今年度から償還がさまざまあって、20年度までの3年間で約50億円の償還予定だと聞きました。市町村の分担金が重くなる、この3年間で最も厳しい財政運営を強いられているということです。18年度の新庄市の分担金は約16億6,000万円で、この広域の借金返済額も実は16億6,000万円で、全く分担金が公債費にいくぐらい大きな公債費となっています。厳しい一般会計からふると市町村圏事業特別会計へ723万4,000円繰り出されております。その中から今年度議員の沖縄中部広域市町村圏事務組合との交流事業が計画され、合計で約231万円ですか、これが議員研修に使われるとのこと。14年度の11月1日の朝日新聞の報道によりますと、沖縄からは4年に1度だが、山形からは2年に1度だと、こういう回数についての報道がありました。これは、どうなのか。

また、最上広域の方からは14年度は14人の議員が250万の公費で沖縄視察をしましたが、訪問予定の資料館は休館、港を見ても地元は内陸、議員はつぶさに知るのが義務と述べていると載っていました。住民、すなわち広域運営にどのように生かされることがあったのかなと疑問がありました。

3月の広域の議会では、松田副理事長の言葉をかりれば、どうしても沖縄とといいますと観光旅行的な周りの方々がそういう目で見られる場合が多いと言っておられましたが、まさにその内容ではないかなと思います。広域議会での賛成議員の理由を見ますと、沖縄での歌、踊りとか1,000人ぐらい入るそれが住民が楽しんでいい気分生活できる。これを見た子供たちに大きな夢を与える。100万や200万でどうのこうのと言っていられないという賛成理由がありましたけども、よく見ますと、特別会計では子供たちに参加負担金175万5,000円を負担させています。必要な子供には無料で行かせるべきじゃないでしょうか。議員は、なぜ全額公費負担なのでしょう。理事長であるとともに新庄市長である立場で、250万円のお金があれば例えば個別学習指導員の待遇改善などに生かせるお金ではなかったらどうかと私は思うのです。もう一度お願いしたいと思います。

それから、非正規雇用の方の問題ですが、雇いどめの解雇については少なくとも1カ月前に予告しなければならない。更新の場合も安心して働いてもらえるように3月になってどきどきさせるんじゃないくて、やっぱり1カ月以上前に更新を本人に伝えるべきではないかなと思うんです。そのこと。

そして、この度3月に期限が切れたということで解雇された方が納得できなかったということで大変つらい思いをしており、理由を聞いたところ1年契約だからと言われたただだったんです。でも、1年が2年続けて更新された場合にはこの期間だけで、1年契約だからって切るやり方はできないというふうに労働基準監督署の方から言われました。そういう意味では、こういう働く方の気持ちが落ちつかないようなやり方にならないようにやっぱり解雇するときには契約期間の満了とは別の理由を示してはっきり理由を示した証明書を渡すことが必要ではないかと思いますが、こういったトラブルを防ぐためにもこういったことをど

うか考えていただきたいと思います。

それから、保育士についてですが、交代で休みをとるということでしたけれども、何人かに聞いてみますと、昼食指導の時間はもちろん昼食指導で働いているし、昼寝の時間に交代って休めることはやっているけれども、ノート書きや壁面づくりなどでほとんど休みがない、こう聞いています。教師の場合を見ますと、子供から離れられない。主担任の方が昼休みも打ち合わせなどが入ったりして、その個別指導の子供というのはやはり落ちつかない子供が多くて教室にいなきやいけないというか、その個別指導の先生が。また、5時間、6時間と言われますが、学校の授業と同じではないわけです。30分延びたりするわけです。そういうことが度々です。やはり使用者は、自ら労働時間を現認することが必要だと労働基準監督署の方から言われております。働いた時間をちゃんと見るべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、有給休暇について1日単位で与えるということですが、請求に応じて半日単位で与えることはできると聞いております。このことも労働者に伝えてとりやすいようにすべきではないでしょうか。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 新庄市は、労政というふうな業務を担当しておりまして、他の事業所を指導するという立場もございます。そういうような観点で私どもの方は当然法令を遵守してまいりますし、運用についても的確な運用を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 保育士、教師は30時間未満で社会保険がありません、日々雇用の職員ですが。これ時間は、よく見れば30時間を超えており

ます。30時間を超え、社会保険を付けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

石田千與三議員の質問

清水清秋議長 次に、石田千與三君。

（19番石田千與三議員登壇）

19番（石田千與三議員） こんにちはというふうにあいさつします。2日目の午後1番の一般質問、緑政会の石田千與三でございますので、よろしくお願いします。（拍手）

初めに、通告順に申しますと、広域事務組合について、それから樹木等緑の手入れはと、そして水辺の環境整備はというふうなことを3つを用意しております。広域の事務組合については、先ほど佐藤悦子議員が質問しておりました。私も全く同じ内容のことを質問をいたしますが、佐藤悦子議員の場合は質問をした後の答弁が返ってこなかったもので、その分を私の方で改めて質問させてもらいたいと思います。

趣旨については、ほとんど同じでございます。少し文言を変えて申せば、私ども新庄市を含めた最上8市町村、最上広域事務組合をつくっているわけですが、その中で応分の分担金を出して最上広域事務組合が運営されているということかと思いますが、毎年のように分担金については議員各位からいろいろと発言がありまして、これでいいのかということが特別委員会の設置まで来たと。そして、最上広域の中にも改めて特別委員会

をつくったというふうな経緯がございます。それは、なぜか。つまり今新庄市はもとより、8市町村が非常に苦しい財政の中で行財政運営をしているわけですが、改革をしているわけですが、そういつて言葉では苦しい中、今が非常に苦しい時期ですと。もう間もなくするといいい時期が来ますから、もう少しの間我慢してください。新庄市の各種団体とか、いろんな方々が補助金あるいは助成金、例年のように申請はしますけども、今年度はほとんどがゼロ回答。そういった厳しい行財政の中で新庄市民もあえぐように生活をしているわけです。私どもの議員の報酬についても市民の目から見ると高いのではないかと。政務調査費、これも高いのではないかと。そういうことで今私たちが政務調査費を使って何かをしようとするのと月5,000円、他の人から見ると月5,000円で「何でこんなや」と言われるぐらいの額でございます。議員の報酬も月37万というふうになっていますけども、これも満額37万が使えるのかというと、そうではありません。これは、執行部の皆さんも市長はじめ報酬あるいは月給で生活しているわけですから、十分御承知かと思えます。その中で議員の活動、そういったものもやらなければいけない。生活費にも充てなきゃいけない。そういうふうにして私たちは頑張っているわけです。

ですから、私が3年ほど前広域の議員になりましたときに議会ですばらくの間広域との交流、つまり沖縄への視察は中止しようではないかというふうなことが話し合われました。満場一致で行財政が少しは豊かになるまで我慢しようということで申し合わせということで皆さんで一人の反対者もなく理事長以下議長も各議員も賛成をしたわけです。それから丸2年たって新しく広域の議員が選出されました。1年間は何事もなかったんですが、2年目、つまり私どもが言うてから3年目の今年になってついこの間広域で沖縄との交流が予算化されたと、実現されたんだというふうなニュースを新聞で知りました。私は、一瞬目を疑

いました。こんなに8市町村が苦しんでいるのにひとり最上広域だけが治外法権のような形で分担金を、いわゆる分担金で予算を執行する事務組合なのに8市町村がはいつくばって頑張っているときに、文言をおかりすると、松田貢副理事長は何か観光目的のような単語、文言も使われておりましたが、そういうことでなくて実のある研修をするんだと。今だからこそういうことができるんだというふうな話をされておったようです。

先ほど佐藤悦子議員が質問した際に市長から答弁がなされましたが、私が広域の議事録を見せてもらったんですが、全く一言一句たがわないような答弁をされておりました。もっともだと思います。理事長は、体調を崩して休まれておりましたので、副理事長がかわって答弁をしました。ですから、副理事長の答弁は理事長の答弁と同じなわけですから、当然だと思います。でも、その中身については、答弁の中身について私はいささかむなしい言葉が入っているのかなというふうに思っておりました。本当に今この時期にやらなければいけないのか、そういうことを考えると答弁のお言葉が非常にむなしく耳に入ってきました。

結論からいうと、この広域の沖縄のいわゆる交流に関する予算について凍結をお願いしたい、こんな感じも持っております。広域の議員が我々議会から出ておりますので、私は前の議会のときに、協議会があったときに議長宛にこの議場から即鉛筆書きではあったんですけども、広域議員からの説明をお願いしたいというふうに申し入れをしたんですけども、今日まで説明はなされないまま印刷物が配られただけでした。その辺のことがもう少し詳しく前もってお知らせ願えればありがたいなと思っておりました。

3人の議員がいるうちのたった1人、私たちの会派から出ている議員がこの件に関しては反対をしました。採決のときには退席をしたというようなことになっております。恐らくかの議員も新庄市の財政を考えたときにこれでいいのかという疑

間があつて反対の意思表示をしたのかと思います。当然かと思いますが。これについても一度御答弁をお願いします。

次の樹木等の手入れ、緑の手入れはというふうにしております。毎回私はここの場でいろんなことを申しております。実は、高校生のときから非常に盆栽に興味を持ちまして、私の北高のときの担任の先生、西田徳雄といいました。新庄県立病院のすぐ近くに土地をお持ちなものですから、そこで植木屋の仕事を定年後にされておまして、私も好奇心から手伝いに行ったりなんかして。実は、学校で習っているときから机の上にケヤキの盆栽なんかを持ってきて水がけ当番なんかさせられるものですから、水がけ当番が嫌で、この木がなくなれば水がけ当番をすることないんだということがあって、悪友から誘われてこの盆栽を枯らすことによってこの盆栽がなくなれば水がけはすることないんだと。そんなことで実は私ひそかに鉢から、浅い平鉢ですけども、その鉢から抜きました。誰も気がつきません。本人はもちろん、私の学友、悪友もわかりませんでした。水はかけるんですけども、机の上に水が流れてきます。鉢から流れたんだと思って錯覚した人たちは、ほとんど関心のない悪童ですから、やがてそのケヤキは枯れていくんですけども、その当の教師は不思議に思っておりました。鉢があるかのごとくきれいな根回りというんでしょうか、根っこが密集しておりましたから。そんなこともあって、罪滅ぼしじゃないんですけども、盆栽が好きになって、ずっとそれ以来盆栽、植木に関心がありまして、今日に至っております。

そのときの同じクラスにここの議員の先輩の渡部平八さんがおります。彼も恐らく先生の影響で盆栽が好きになったのかなと思っておりますけど、そんなことで樹木に関しては非常に関心があります。結婚式の言葉なんかには松のことは松に、梅のことは梅に、竹のことは竹に、つまり松のことは松でなけりゃわからないよ、竹のことは竹だよ、

そういうふうな例え話で人生経験の豊富な人の経験談を参考にしなさいというふうなことかと思いますが。

ところが、新庄市のいわゆる公園、街路樹、そういうところに植わっている、植栽されている樹木に関してはどうなのでしょう。私が初めて議員になったときに一番驚いたのは街路樹。プラタナスの街路樹が一斉に2メートル、150センチぐらいでしょうか、150センチか2メートルぐらいのところから一斉にチェーンソーですとん、すとん、すとん切り倒されまして、何をしたのかと思ったら剪定をしたのだと平然として言われたのには唖然としてあいた口がふさがらなかったと。まるでマッチ棒を立てたような街路樹でした。見るも哀れな無残な姿です。

私は、毎朝のように駅前に行っています。今議長から特別な許可をもらいました。ここに少しの実生と言われる、いわゆる種からやっとな今年芽を出した木です。これがあのアビエスのケヤキの種から出た実生と言われるものです。実から芽生えました。去年のうちに落ち葉をもらいまして、軽トラック3台分ぐらいありましたが、その落ち葉を私もらいまして、堆肥にしますので、それをもって積んでおったところが、これがずっと芽生えてきました。

もう一つ、ここにございますが、この小さい葉っぱです。これなんか鉢植えするとかわいくてかわいくて、それこそみんなに好まれるかなと思うんですが、これが例の駅前の歩道、交番の前とかタクシープールのわきに植わっているカツラの実生です。去年かおとしに種が飛んできて、それができたものです。これは、辛うじてあそこの交流広場というか、「ゆめりあ」に入っていくところの階段のところに、階段があるんですけども、そこに目地というのがあります。つまりタイルとタイルの間にコンクリ、セメントを詰めるんですけど、そこにすき間があつてごみが入り込みます。そのごみに種が飛んでいって、そこから芽生

えたのがこのカツラ。辛うじて生きてきたやつを、あそこではすぐだめになるでしょうから、私が鉢に植えることによって、あるいは地べたに植えることによって成長するでしょうし、何十年後かには大木になるでしょうと、こういうものですから。これが赤い葉っぱ、見事です。今芽出しのときには真っ赤になって、レッド何とかというそうですが、私はアカメ何とか、アカメガシワとか覚えていますが、これが少したつと赤みがこういうふうに緑がかってきます。そして、これがもっともとかたくなると、かたい葉っぱになって真っ青の緑になります。これが今アビエスの入り口からかけてケヤキとの間に一応垣根のような格好で植わっているのがこれなんです。

私これから何を申し上げるのかというと、つまりこういった樹木の手入れについて、前にもこの場をかりてお尋ねしました。なかなかその手入れが行き届かない。業者に頼むお金もない。そこで、職員が自ら剪定をしたり、刈り込みをしたり、そうやって自前でやっておられます。その結果、見るも無残な姿になるとか、そういうこともあるものですから、先ほども申しましたように松のことは松に、梅のことは梅に、竹のことは竹にというふうに、そういう手入れをするときは後々傷が残らないような、醜い傷跡をそのままむき出しにするような手入れの仕方じゃなくて、きれいな方法でカットするなり、あるいは枯れてきたものについてはそれを伐採するなり、それをしないと維持管理ができないわけです。それを今後どうやってなされるのかということをお聞きしたいんです。

それから、次の水辺の環境整備。この間指首野川をリバーウォッチングと称して大勢の人と歩きました、下流に向かって。土内の方からずっと萩野通って升形川の合流点まで約1日かけて歩いて川の流れを見てきました。岸辺も見えてきました。そのときに川べりに堆積されておったいわゆる野積み状の物質が見られたので、一体これは何なんだというふうな市民の声があったんです。私は、

不思議に思っているいろいろ尋ねてみましたところ、これは堆肥状のものではないのかと。それが土手、川べりに積み上げたようになっておりましたので、これは一体どういうふう管理されておるのか、新庄市としてはどういうふうな指導をされているのか、そんなこともお聞きしたいと思ってお尋ねをしたところが、これは県の管轄だというようなことでありました。県の方にもお聞きしました。それが升形川の支流の何とか沢というところにもありまして、すぐ近くに民家がありまして、そこでは牛舎もあったということで、その方がその土手に積み上げて、ちょうど河川公園があったものですから、河川公園に遊びに来る子供たちにも支障になるということで県の方にお話をしたところ、きれいに片づいておりましたよというようなことになりました。市の方で指導してくれたのかなと思っておりました。そんなことも含めて今後そういうふうな場合はどのような指導をなされるのか、そのこともお聞きしたいということでございます。環境を大事にしたい、そんなことも含めて質問をさせてもらいました。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 第1点目については、広域事務組合のことでありますが、午前中も佐藤悦子議員から同じような御質問がございました。私も、ここで市長として立っておりますので、どういう立場で答弁するかという、市長としての立場になるわけではありますが、広域の理事長でもあるというふうなことでこのすみ分けはできないわけで、この辺のところを非常にちょっと悩むところありますけれども、御質問にお答えしていきたいというふうに思います。

広域事業については、お話にありましたように各構成団体からそれぞれ議員が出ております。新

庄市からは4人というふうなことで、この件につきましても先般の議会において御提案申し上げて、そして各議員からいろいろ熱心な御議論をいただいて予算を可決したと、そういうふうな経過がございます。確かにその中で今の時期にどうしてやんなきゃならないんだというふうな御意見もございましたし、苦しいときにもうちちょっとこれは延ばした方がいいんじゃないかというふうな御議論もございました。その中で私も広域の理事長として提案したわけでありますので、その点については大変いろいろ悩んだというか、最後までこの件については考えたところでありますが、今確かに厳しい状況の中、苦しい状況の中でこのような事業を行うというふうなこと、これはやはり苦しいということはそれだけ地域の財源も少ない。そして、地域の振興も図っていかないと今後の財政の転換もできないというふうなこと。また、よく言われる人口がなかなか増えない。そのためには交流人口をどうやって増やすかというふうな課題もあるというふうなもろもろの形の中で今回研修をしていただいて、議員の皆さん方からいろんなことでこの地域の振興のために頑張っていたきたいというふうな思いで最終的に提案したところであります。

研修の価値については、これは議員の皆さん方もよく御存じのことでありますので、これについてどうこうするということはありませんけども、今広域の中では調査検討特別委員会、これを設置いたしまして厳しい行財政運営、これは各自自治体とも強いられております。それらが構成する広域でありますので、より効率的な、効果的な事務事業をやっていかなければいけないというふうなことで調査委員会が今精力的にいろいろなことを調査研究をされているというふうな状況であります。

そういう中で交流事業に絞られてのお話でございますが、これは昭和63年に沖縄中部と最上広域と姉妹提携をいたしまして、あれから17年ほどなりますか、それぞれの相互交流を行ってきたとこ

ろであります。特に先ほどもお話し申し上げましたが、子供たちが毎年行ったり来たりをしてそれぞれ交流を深めて、また未知の文化、異文化を勉強したり、触れ合ったりして相当成長してからもそれが大きな人間性を形成するに当たっての糧になっているというふうなお話も伺いまして、相当部分これは効果がある交流事業だなというふうに理解をいたしております。そういう中でやはり互いの地域が持ち合わせているそれぞれの特性、異文化について深く知り合って、触れ合って、そして研修することによってこれをそれぞれの地域で生かしていくというふうなこと、これは沖縄との研修だけではなくて、すべての研修というのはそういう大きな大目的があるわけでありますが、今回もこういう苦しいときでありますけども、ぜひこれをやっていただいてそれを有効活用、有効な事業にしていきたいというふうなことで今回提案をさせていただきました。

中部広域9市町村ありまして、約48万人ぐらいの人口がございます。議員さんも数多く、300名ほどいらっしゃるんでしょうか、そういうふうな形でぜひいろいろと胸襟を開いていろいろな情報交換、意見交換をしていただいて、それをお互いに生かしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。交流を拡大するというふうなことで各議員の皆さん方、各団体の皆さん方、また行政の執行部の方ともお会いをして、その方々は住民とも深いパイプを持っているわけでありますので、その住民との交流も深まるような形での事業効果、これも期待しているところであります。ただ、今回の検討特別委員会あるわけでありますが、この中でいろいろ事務事業の見直しも含めて検討されておりますので、この研修事業についてもきめの細かいメニュー、それをぜひぜひ検討して考えていただいて、より効果的な研修事業になるようにこれはしていただきたいというふうに思っておりまして、議員の皆さん方にもそのようなことを申し上げたいというふうに考えているところであります。

それから、樹木等の緑の手入れ等でありますけれども、これは日頃から石田議員は特に環境とか、あるいは緑、あるいは自然に深い関心と造詣を持たれておりまして、特に毎日のように駅の「ゆめりあ」周辺のことに、手入れとか、そういうものをしていただいて常々敬服しているところではありますが、先ほどはその現物、草木の現物までお示しをされている御説明ありました。これらの管理をどうするかと、どうしていくんだというふうなことであります。基本的なことを申し上げますと、現在公園の植栽、樹木等の管理につきましては施設振興公社あるいは民間業者に委託しておりまして、剪定とか、あるいは消毒、除草などを行っております。また、街路樹の剪定あるいは舗装の維持補修等の管理につきましては民間業者に業務委託あるいは修繕、そして工事として発注しております。ただ、急を要するような場合、簡易な下枝払いとか、あるいは不要な芽摘み、また簡易な道路補修等につきましては直営で行っているというふうなことであります。今後も施設の管理につきましては専門業者にお願いするものの、直営で可能なもの、さらには地域のボランティア、あるいは市民協働等によるものについてはその作業内容、もちろん危険度等も考慮するのは当然であります。それらを区分して進めてまいりたいと、このように考えております。

現在市民協働としては、最上公園をはじめとして児童公園等6カ所でありますけれども、その公園を関係する町内会等でトイレ清掃、あるいはごみ収集並びに施設の安全パトロール、これを委託しておりますが、今後植栽の管理も地元との協働で行うことができればいいなというふうなことも考えております。もちろんこの植栽の管理につきましては専門的な知識が必要でありますので、今後はさらに職員の技術力、また知識の向上を図っていくことも重要だというふうに思います。それで、いずれにしてもこの良好な管理ができるように努めていかなければいけないというふうに考えてお

りますので、今後とも御指導、御理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、水辺の環境整備というふうなことについてのお考えもありました。指首野川の上流で野積み状態、産廃状の物質が野積み状態になっているというふうな御指摘があったわけですが、これも指首野川のリバーウオークが先般開催されまして、参加者で川べりにその廃棄物を確認されたというふうな連絡を受けまして、早速管理者であります県の関係者と一緒に現場を確認して連携をとりながら対応しているというふうなことであります。

御指摘あった升形川門ヶ沢のところですが、この親水事業で改修された場所については速やかに対応しているというふうな状況であります。これは、指摘されましたけども、やっぱりこの場所については子供たちの遊び場にもなりますし、また河川でゆっくりできる場所でもあるし、また座ったりもできるように整備されているところでもあります。今後も廃棄物等が置かれたりしないように注意してまいりたいというふうに思います。

市としてもこれは水辺の環境を守るためには相当部分注意を払いながら、そしてやっていかなければいけないというふうに思います。市民から連絡を受ける場合もありますし、またパトロール途中で見つかる場合もありますし、こういう場合にはすぐ現地を確認して管理者、あるいは必要に応じては消防とか、警察とか、そういうふうな関係機関と連携を密にしながら改善指導を行って速やかに対応していきたいと、このように思いますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 今の答弁を頂戴しました。ありがとうございます。

後ろの方の水辺の環境について、いろいろ環境課長とかにも前にお話を申しましたところ、直接市が関わるものではないので、どうかなというふ

うな話もされておったんですが、早速県と連携プレーで対応されたということについては素早い対応で感服しております。ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の樹木等の手入れ、これは何回もこの議場をかりて提言やら質問をさせてもらっておるんですけども、いわゆる予算の関係で業者にはなかなかお願ひできないというようなところから軽易な職員の作業で賄えるところかどうかでされておるかと思うんですけども、大変失礼な言い方をすれば、本当に先ほど申したように松、竹、梅、そういった植物のことを御存じの方が対応してくれればいいんですけども、余り予備知識がないままに剪定あるいは植栽の手入れ等をされると後々今度は形が崩れていきます。そんなこともあって思い切って切るなら切る、あるいは手入れをするときはきちんとくいを打ってロープで縛るとか、そういうこともしないと対応できない。

あそこのアビエスのアジサイについては、今年の春は本当にひどい惨たんたる状況でした。ほとんどが去年突然降ってきた雪の害で押しつぶされて、ほとんどが見る影もないような姿でありました。担当の課長はじめ担当する方に話をして、私が勝手に切っていいんだとすれば切るよというようなことを言ったんですけども、やめてくださいと言われて、でも幾らたってもなかなかされなかったからある部分自分で剪定ばさみでカットしました。でないとどんどん、どんどん樹木はその節ごとに姿形を変えていきます。姿を変えてからでは遅いので、それをする前に時期がありますので、それを手入れしないとまずいんだということで一部断ってカットさせてもらったというところがあります。

そんなことも含めて業者の方の手を煩わせないで職員が手入れをしたように見えたあのケヤキの木の剪定の状況なんかも前のヤマコー側のビルのわきのケヤキは非常に大変な状況です。ビル側の

枝は伸びれないので、上空に向かって伸びて、本当は両手を広げるようにケヤキはぐうっと伸びていくんですけど、ほうき出しとか、さまざまあります。それができないままに植えられた場所が悪かったということで、本当はもっともったいい形になるのをあのような余りいい形になっていない。ぜひひとつ職員の手では難しいでしょうから、少し手入れをされたらいかがでしょうか。職員ですとすれば全職員何百人がいるうち、それなりの知識を持っている人がいるでしょうから、そういう方々にやってもらうとか、そういう方法もあるのではないかと。いわゆる横の連携といいましょうか、直接都市整備課の職員でなくとも、どこかの課にそういうふうな樹木の手入れに関心のある方、そういう方がおられると思うんで、そういう方にお願ひするとか、それはそれなりのことは可能ではないのかなというふうに考えておりますので、よそから要らぬことを言われぬような方法でやっていただきたいなと思っております。

それから、交番の前のカツラの木5本ございます。3年ほど前には、8月ごろになると葉っぱが既に落ち始めました。これがだめだということであれだけの、いわゆるロストルのところしか水が入らないわけです。樹木というのは、普通は枝葉を茂らせる下の方に根っこがあるよというふうに私は教わりました。ですから、枝葉を茂らせるところの下の方には根っこがいつているわけですから、その下だけでは水は十分にその植物を養生するだけのものにはなっていない。

それと対照的に反対側のタクシール池のところの芝草のところに植わっている2本のカツラがあります。あれは、枝葉を広げています。伸びています。タケノコ状にぐうっと、まるでメタセコイアの木のように下の方が太くて上が細くぐうっと伸びています。あれもちょっと異常です。あそこの場所は、つまり雨は十分に吸収できるでしょうけども、根が恐らく浅いかと思います。ですから、十分に栄養分も吸収できない。他の養分も入

っていない。ですから、葉っぱの色も樹種、木の種類が違ふとすれば、それは私の錯覚か間違いだと思ふんですけども、同じ木だとすれば緑の濃さが全然違います。片方は黄緑色、片方は緑色。

それから、ヤマコーの自転車置き場、ヤマコー跡というか、新庄市の自転車置き場あります。ヤマコービル営業所の裏側といいましょうか、あそここのところにカツラが植わっています。すべてあの辺一帯がカツラの木が植栽されています。それが繁茂し過ぎて、枝葉を伸ばし過ぎて放置状態です。その下にあるアジサイは、本当はアジサイというのは太陽の光を好むんですけども、日陰なんです。ビルの陰、葉っぱの下、樹木の下、光が当たりません。ですから、あそこに植わっているアジサイ、何十本かあるかと思ふんですが、あれはもう根こそぎ引っこ抜いてどこかに移植した方がいいかと思ふんですが、木のために、アジサイ君たちのためにもこれはやってほしいなと思います。市の花アジサイです。市の花アジサイだというお客さんが来たときにみすばらしい格好で花も満足に咲かないようなアジサイを見せては新庄市の名折れじゃないですか。

あと駅東の方にもカツラがたくさん植わっております。カツラの葉っぱが小さいので、恐らく街路樹とか、ああいう公園の木とかに向くのかなということで植えられたと思ふんですけども、植えられた場所が悪いのか、その後の養生が悪かったのか、みすばらしい格好になって枝が既に枯れているのがたくさんございます。後でぜひご覧になっていただきたいと思ひます。そういうときの手当てどうすればいいのか。枯れた枝については、そのままにしておいてはだめです。やはりあるときには切らなければいけません。

先ほど申し上げた交番の前の5本のカツラについても、私の仲間の議員が言うんですけども、伸びたいものは伸ばしておけというような感じなんですけども、実は下に人がいるような場所、公園とか歩道の上の樹木だとかについては枝が下から

出てはまずいわけです。ある程度150センチか200ぐらいのあたりから出るんだったらいいんでしょうけども、通行人の邪魔にならなければいいんでしょうけども、ある程度整備をしないとまずいかなと思います。私は、あその場所に樹木を植えるのに反対をしました。議会で反対をしました。なぜなら管理ができるのですかと言いました。当時の課長は、管理します、やりますというふうに言われましたので、ぜひ管理をきちんとしていただきたい。御答弁お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 ただいま石田議員さんの方から公園の樹木、特にアビエス、西広場等の樹木の管理についてのいろいろお話あったわけでございます。基本的には先ほど市長の答弁もございましたように、樹木の管理につきましてはやはり専門性の高いものにつきましては専門業者に委託して剪定等行っていただくというふうなことで、それ以外につきましては職員で判断できるもの、特に下枝とか、先ほど申しましたような下草だとか、そういったものについては職員の方で直接対応しているというふうな状況でございます。議員お話ありましたように、アビエスのケヤキ等につきましては相当高木になっている状況でございます。やはり今回議員からもお話ありました中で現地の方も確認しまして、建物に迷惑かけているような部分もございましたので、そういったものにつきましてはもう既に剪定したところでございます。

あと駐輪場近くのカツラの部分のお話もございました。これにつきましてもやはり下枝等刈り取りを行いまして、できるだけ日が差すといひますか、日が入るような、そういった専門業者からの指導を受けながら剪定をしたところでございます。

あと交番前のカツラですか、それにつきましても今議員おっしゃられるように植え穴が小さいのではないかなというようなこともございます。ただ、いろいろ専門業者の話お伺ひしてみたんですが、

やはり既に植栽してから6年ほど経過しておるわけです。ある程度成木に近いような状況にもなっているというふうなこともありますので、下枝等について人の通りの部分に植栽しているものですから、そういう通行の支障になるような部分については早目に剪定等しておく必要があるというふうなことで、あとやはり全体的な「ゆめりあ」の建物に対しての植栽樹形といいますか、そういったことも考慮した形での剪定も行っていく必要があるというふうなことで、先日議員からおっしゃられた後専門業者といろいろ現地で話ししたところでございます。そういう中ではまだ今申し上げましたような成木の途中であるというふうなことから、全体の整枝といいますか、姿を整えるまでにはまだいっていないと。ただ、先ほどお話ありましたような通行に支障のないような形での剪定というふうなことで先で行ったところでございます。

あと一部「ゆめりあ」に近い部分のカツラの枝枯れ等があるわけですが、議員おっしゃられるように水が不足しているのではないかなというふうなこともございます。ただ、いろいろの専門業者の話をお伺いしますと、やはり路地といいますか、外に植えられて、確かに植え穴の大きさの問題もあると思うんですけども、植木鉢のような箱物に入っているわけではございませんので、やはり根もある程度歩道の縁石の下の方にも入り込むと。そういったことから見ても余り水が不足というふうな事態ではないんじゃないかと。ただ、あそこの5本のカツラ見た場合ですと、「ゆめりあ」寄りの方の樹木の枝枯れが目立っているというふうなことで、「ゆめりあ」自体がガラス張りですので、やはりその夏の輻射熱、そういったものの影響がかえって強いのではないかなというふうなこともお話聞いたところでございます。ただ、それについてはどういうふうな対策すればいいのか今後いろいろ検討して、今年の夏あたりその辺のことも勉強していきたいというふうには考えて

おります。

ただ、先ほどから議員がおっしゃられるように、植栽の管理というのは専門的な部分が非常に多いものですから、そういった面についてはこれまでどおりやはりある程度専門的なものは業者をお願いしてしていただくと。我々でできるものは、安全性というようなものも確保しながらできるものについてはできるだけやっていきたいというふうなことで今後も考えているところでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 水辺の環境整備についてお答え申し上げます。

前に石田議員から指首野川のリバーウオークに参加した際の指首野川の上流の堆肥等について御指摘いただきまして、多分県の河川管理の敷地ではないかということで県の関係者と一緒に現場を担当者に確認させながら県との連携をとっておったんですが、一方市役所内部の関係課とも協力、調整の上、所有者等わかりましたので、これについても近々速やかに処理させるということで解決の見込みでございます。

なお、升形川につきましては私も一般質問の通告を受けた際に現場確認してまいりましたが、そのときには既にきれいに撤去されておったと。

なお、環境課の対応でございますけれども、でき得る限り職員が市内をパトロールしまして、そういった状況を発見した場合には速やかに撤去の指導をしておるところでございますけれども、いかんせん職員、担当も限られた頭数でございますので、この度のように議員あるいは一般の住民の方からそういった情報をいただきましたら随時速やかな対応を心がけているところでございます。そういった意味で住民からの情報というのは環境課の対策にとりまして非常に貴重なものでございますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 残り時間がなくなりましたので、あそこの「ゆめりあ」に入るところの階段になっているようなところ、先ほど申しましたカツラが5本植わっている交番の前からずっと歩道の延長の上の階段のようになっているところから「ゆめりあ」の入り口、自動ドアがあつて入ります。2つ入り口があります。あその階段状になっている踊り場のようなあその一番上のタイルというか、石の、石畳、表現は何というのかな、大理石のような石でできた階段のようなのがありますよね。あれのいわゆる接着部分というか、コーキング部分というか、あれが最近剥落というか、とれてきておりますから、あの辺ひとつ御注意というか、修理を早くしないとある日突然人が上がってばあんと割れて落ちてけがしたなんていうと大変ですから、1度すぐご覧になっていただきたいと思います。担当課の職員に限らず、助役もぜひあの辺をしょっちゅう歩かれますから、もしけがでもされたら大変ですので、即ご覧になって手当てをしていただければありがたいと思います。

終わります。

清水清秋議長 ただいまから2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

遠藤敏信議員の質問

清水清秋議長 次に、遠藤敏信君。

（11番遠藤敏信議員登壇）（拍手）

11番（遠藤敏信議員） 緑政会の遠藤であります。

先日神室山系山開き登山会というものがございまして、参加してきました。今年は、萩野小学校裏の一杯森から八森山に登り、最上町との尾根境の縦走路を北上し、二岐で一杯森に戻り、下山するというふうなものでありました。新田川源頭の沢にはまだ雪があり、非常に深緑がまぶしかったように記憶しております。参加者は、市民をはじめ県内外から約70名。天候に恵まれて絶好の山歩き日和でありました。深緑のブナ林を気持ちよく歩いてきたわけですが、商工観光課の担当スタッフにお礼を申し上げます。

さて、通告に従い最近身近に感ずる3つの質問を行います。まず、1点目、携帯電話の基地局開設の問題についてであります。近年携帯電話の普及は目覚ましいものがあります。私も3年前から使用し、その利便性に浴している者の一人です。そうした今日の背景の中、各携帯会社は機能の強化とともにシェアの拡大、エリアの拡大の競争に没頭している状況にあると言えます。

さて、現在新庄市で携帯の基地局、つまりアンテナ塔建設に絡んで2カ所でトラブル、言葉を変えて言えば設置反対の運動が起きています。1つは、鳥越5区地内です。家並みが連なる中の空き地に立てるということから近隣の住民が不安を訴え、設置しようとする業者に別の場所への移動を求めているというものです。もう一つは、堀端町です。堀割のすぐわきの現況農地に建設が計画されているため堀端町及び隣接する城南町、城西町の3町内会で構成する御堀端自治会がその場所への設置反対、設置場所の移動を求めているものです。きのうの山形新聞の記事になりました。それによりますと、「携帯基地局便利だが」という大見出しのもとに最上公園近くに30メートルの鉄塔計画、これ実は最初は40メートルというものでした。景観、安全性に不安、地元自治会見直しを求め要望書とあります。

ここで建設されようとしているアンテナ塔はどのようなものであります。設置に不安を抱く住民の求めにより業者説明会が行われました。その際の資料によれば、高さ40メートルの鉄塔で無線機及び制御装置を伴うものとあります。これは、神室産業高校の正面から見て300メートルから400メートル斜めにある鉄塔です。これ60メートルぐらい離れたところから撮りました。真下に行くかどうかということになるかということ、こういうことであります。非常に高く、威圧感があると。これ写真4枚をつなげたものですが、そういうことであります。

事の発端は、今年の3月ですが、設置を依頼された業者が近隣、業者によれば半径80メートルの範囲の方々にあいさつに伺ったと。そのあいさつとはどういうものかということ、5月には基地局アンテナの建設に入るからよろしくお願いすると、そういうふうなことだったそうです。業者には総務省の電波防護指針を盾に建築基準法にのっとり建築確認申請さえクリアすれば近隣の住民の声など本当は関係ないんだがという発言がありました。また、土地の所有者にすれば公共性を有する電波の発信に協力し、自分の土地の有効利用をするのはなぜ悪いというような本音もあります。

これまで両町内会とも不安を抱える住民の強い要請でそれぞれ2回ずつ業者説明会及び意見交換会を行ってきましたが、話し合いは平行線をたどっております。このことから既に御堀端自治会では構成する300世帯の総意として、業者と市長及び議長にあてて次のような理由で建設反対の要望書を提出しております。これ業者に提出したという要望書のコピーであります。中の一部を紹介します。当地域住民で組織しております御堀端自治会でいろいろ検討いたしました結果、次の理由により基地局設置を強く反対するものであります。地域住民の意思を十分御賢察の上、再検討くださるよう特段の御配慮を賜りたく要望いたしますとして、1つ、小中高校や公園があり、まちの景観を

阻害し、環境になじまない。2、落雷の恐れがあり、周辺住民の生命、通信機器に重大な障害を及ぼす恐れがある。3、地震による土地の液状化現象などによる倒壊の恐れがある。4、将来住民の生命に電磁波障害の恐れが捨て切れないとして御堀端自治会300戸の総意として提出されております。

また一方、市や議会宛に要望書こそ提出されておりますが、鳥越の場合も業者宛に1つ、人体の悪影響（電磁波）、2、倒壊の危険性、3、テレビ等への電磁波障害、4、落雷誘発への危険性、5、精神的ストレスの増加、6、地価の下落、7、美観を損なうの7点を掲げて設置反対、設置先の移動を求める要望書を出しております。

両地域の住民は、今建設された場合、将来にわたり抱え込む不安に対して困った、困ったと苦渋の日々を過ごしております。安心できない生活、暮らしはしたくないという地域住民の声に市はどう耳を傾けるのか。行政は、不安解消に向けた救いの手を打つことはできないのか。市では、当該地への設置反対に力をかしてくださいという訴えにどう対応されたのか心ある答えを求めるものであります。

2点目に移ります。通学手段の確保についてです。山形交通の路線バスが赤字を理由に運行廃止の方針を打ち出しました。舟形線、堀内線、羽根沢線、土内線の4路線がその対象路線となっているようです。自家用車の普及によりバスの利用が減少して久しいことは周知のことです。山交では、公益性を考慮のもと運行回数を減らして対応、路線の確保に努めてきたとのことですが、採算的には非常に苦しいとのことでもあります。

ここで問題とするのは、廃止によって従来バスを利用して学校通学してきた児童生徒の通学手段はどうなるのかということでもあります。折しも学童が凶悪事件に巻き込まれるというゆゆしき事態が相次ぎ、通学路の安全確保が大きな社会問題になっています。路線バスの廃止によって従来の通

学手段の変更を余儀なくされる生徒への対応をどうされるのかお伺いいたします。

また、遠距離通学ということでスクールバス対応を検討しなければならない地域の子供に対しても学校の始業時間に支障がなければ路線バスが通っている場合、その利用を促してきた経過があります。市では、通学手段確保対策事業費として今年830万6,000円の予算を立てています。廃止となった場合、この費用で別の対応が可能なのかお伺いします。

例えば廃止4路線のうち土内から通っている1名を除きますと、舟形線で二ツ屋14名、鳥越、新田川から南の方なんですけれども、から計14名、朝の通学バス、路線バスですけれども、これだけで72名が乗っております。その他路線対象になっていないところで泉田小に通う子供とか利用している方がおられるそうですが、路線バスで通学している学童の実態はどうなっているのかお聞かせください。

今後なおさまざまな協議が交わされるかとは思いますが、どう対処されるのかとあわせてお尋ねいたします。

次に、3つ目の質問に移ります。高速交通網の拡充、整備は、新庄最上地域の長年の願いでありました。平成4年、国道47号線が亀割バイパスとして開通し、また平成11年の暮れには高規格道路新庄尾花沢道路の一部が開通いたしました。現在無料供用中ということもあり、利用する運行車両が急増しています。まず、高規格道路工事の現在の進捗状況をお聞きいたします。

道路が整備されることにより移動時間の短縮はもとより、利便性が向上してきているわけですが、開通して時間が経過してきますと高く土盛りされた道路ののり面に雑草が繁茂してきます。また、道路をつくる際に植物の種子を吹き付けて強い雨などでそののり面が崩れないような措置をあらかじめとるわけですが、だんだん乱れた状態で植生が豊かになってきます。いわゆる雑草で

す。ヨモギ、カヤ、ツル、ヤナギ、ツル葉類、これがやがて国土交通省用地の境界のフェンスを越えて、さらに側溝を越えて側道にはみ出してくることになります。夏場ともなるとここが害虫の格好のすみかになっているということを聞いています。このことを市としてどのように把握しているのかお尋ねいたします。

今から約20年ほど前にイネミズゾウムシが山形県で初めて観測され、問題となったことがあります。昭和51年に愛知県で観測され、輸入農産物の牧草などに混入して日本に入り、そしてそれが急速に広がったものであります。どうして急速に広がったかと。夜ヘッドライトの明かりに誘われて車に付着し、道路網を通じて全国に広がったというのが定説であります。イネミズゾウムシは、今は日本中に蔓延し、今ちょうど稲の分けつ期ですが、根元に生息し、分けつを食害するというふうなことで一時は物すごく騒がれたことがあります。今は、カメムシが非常に雑草のために多いというふうなことで、国土交通省に市として要望していただきたいのであります。道路交通網の整備による経済効果は大きいわけですが、反面の問題、つまり高規格道路のり面の草ぼうぼうの人の手の入らないのり面実態をもう少し把握していただきたいと。また、側道の境をチェックすること。害虫の生息状況調査を行い、必要な管理を求めるものであります。

以上、要望を加え壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 遠藤議員の第1点目の質問は、携帯電話の基地局の建設問題についてでありました。お話にありましたように、昨今携帯電話というのは非常に普及しておりまして、防災とか防犯の観点から、また生活環境の中でも大変大きな役割を果たしている、これは事実だというふうに思いま

す。こういう意味から携帯電話が非常に普及してきているというふうなことであろうかというふうに思います。ただ、この新庄市全域を見ますと、不感地域、また感度の悪い地域、これはまだまだあるようであります。このような観点から人命を第一に考えた、あるいは利便性を向上させるためにこういう状況を早期に解消することは、これはまた1つ重要な課題であらうかというふうに思います。

そういう中で今業者の方で、先ほど説明ありましたが、2地域、鳥越地区、また堀端地区に建設の要請といいますか、建設していきたいというふうな説明会があったところであります。住民の方々からもこれについていろんな課題を上げられて反対だというふうな要望書もいただきました。また、住民の不安をどうやって解消するかというふうなことについて我々もいろいろ対策を練っているところでもあります。ただ、このアンテナ塔、今堀端の方では最初、当初40メートルが30メートルになったというふうなことでありますが、そういう高さの問題というふうな意味ではなくて、やはりあそこにこういうものを立てると周辺の住民の方々がどういうふうに不安を持つかというふうなこと、これが一番大きいというふうに思います。先ほど写真で説明されましたが、あれはやっぱり現場に行ってみますと相当な圧迫感がある工作物というふうなことが言えるというふうに思います。

また、よく言われるのが電磁波の人体への影響であります。これは所論あるようでございますけれども、国が定める電波の防護指針の中では人体には影響を与えないというふうな措置を講ずること、これが義務付けられているところでもあります。

また、景観の阻害というふうなことになるわけですが、これも地域の住民の方々は非常に懸念されているというふうなことでありますが、ただ景観についてはこれが基準がありませんので、なかなか規制するのは難しいというふうにも考えております。

まだ建築申請は出ておりませんが、このアンテナ塔を建設するに際してはいかに特に近隣地元の住民の方々の理解を得るかということが大前提だというふうに我々も考えております。そういう意味から、2地区からのそういうふうな不安も兼ねた行政に対して何らかの住民の不安を解決するための手助けしてほしいというふうな要望書はありますので、やはりこの業者の方にも住民と十分に話し合って説明をして理解を得た上でやってほしいということを強く要望したところであります。今後も住民の皆さん方の不安、不満の声、気持ち、これは十分にわかりますので、これからもぜひ住民とのコンセンサスを得ることができるような方策で対処するようにと強く業者の方にも要請を行っていく所存でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、バス路線のことではありますが、公共交通機関、市民生活にこれは欠かせない路線バスでありますけれども、平成18年の、今年の2月に開催されました県のバス対策協議会、最上地区の協議会、分科会というのがございますが、このときに山交から土内線、それから堀内線、舟形線、羽根沢線について路線廃止の申し出がありました。市内を運行している路線バスに対する昨年度の負担額は1,100万ほどになっておりますけれども、中でもこの4路線につきましては利用者が減少しているというふうなことから欠損額が大変大きくなっている。市としてもこれまで路線バスの運行継続のためにこの事業者と協議を行って、効率的な運行を図るなど措置を行って交通弱者の足を確保することに努めてまいりました。今回4路線の実際の利用状況、これを把握するため4日間ほど実態調査を行って検討を進める計画であります。

今回廃止申し出の路線の中に通学手段として利用している子供、児童がいることも把握しておりますし、また先ほど遠藤議員からその場所等、あるいは人数等についてもお話がございました。この4路線の中で廃止になって影響を受けるのは土

内線と舟形線の約70名というふうな報告を受けております。今年度から一部の路線バスの土日の運休に伴いまして土日曜日に学校行事が行われる場合、学校側からの要請に応じてスクールバス、これを運行しておりますが、平日の通学手段として19年度から通学に供するには、現在スクールバス4台使用しておりますけど、この4台では対応できないような状況かなというふうにも考えております。今後山交とこのバス路線の廃止問題についてはこれからいろいろ協議をしまいいりますが、これと同時にやはり昨年度から開催されております安全通学プランの検討委員会、この報告を受けるとともに、路線バス運行地域以外の遠距離通学児童生徒の対応につきましても代替手段の検討とともに早急にこれは対策を講じていかなければいけないというふうに認識をいたしておるところでありますので、よろしくお願ひいたします。

それから、高規格道路についてのお話がありました。最初に整備状況についての御質問があったわけであります。現在この東北中央自動車道に位置付けされております高規格幹線道路というふうなことで尾花沢新庄道路18.2キロメートルにつきましては、平成11年でございましたが、8.1キロ、これが供用されております。また、現在工事中である尾花沢市の毒沢、また尾花沢市の野黒沢、これ6.1キロほどございますが、これについては今年度、年内降雪前に供用予定というふうなことも伺っております。また、昨年度起工式を行いました新庄北道路、4.7キロであります、これは平成21年度供用予定というふうなことで形も見えてまいっておりますが、現在急ピッチで工事を進めているというふうなところであります。また、主寝坂道路9.9キロの中、トンネル前後5キロメートルが供用いたしまして、残り4.9キロについては平成19年度、来年度完成予定というふうなことになっております。さらに、泉田道路であります、北道路の先であります。これは、昨年度検討委員会、これを設置いたしまして、市民参画によるP I 方

式によって概略のルートが決定されております。これは、予算前のP I 方式導入というふうなことでは県内初めてというふうなことになっております。また、新庄酒田道路であります、50キロのうち古口新庄間11キロについては今年度新庄管内の現地測量設計に入っていることになっております。また、懸案でありました高屋道路、今まで計画区間でありましたが、これが今年の3月に整備区間に指定されております。これは、平成16年度、調査区間であります。調査区間に指定されてから2年というふうな期間で整備区間に、普通ですと異例と申し上げても過言ではないというふうに思いますが、格上げとなっております。

以上、現在の整備状況について説明させていただきましたが、国交省では当管内に相当の事業費を投下しておりまして、これについては議員をはじめとして地元の熱意、そしてまた一致結束した要望の成果であろうかというふうに思います。また、こういうふうな公共事業を進めていくには用地買収が一番大きな課題になるわけですが、これについても地権者の協力が大変大きなものがあつたというふうに思います。このようにして高速交通網のネットワークにつきましては大変進捗を見ているというふうなことが言えるというふうに思います。これらがネットワーク化されることによりまして広域交流人口も拡大されて、そしてまた経済効果も期待されるというふうなことから、今の高齢化、少子化、こういうふうな社会の中でやはり活力ある地域づくり、都市づくり、安全で安心できる地域づくりに大きく貢献してくれるものというふうに期待をしているところであります。

ただ、そういうふうに進捗をしているんですが、片一方、議員御指摘のように問題も出てきているというふうなことになります。現在供用しているのは、先ほど申し上げたとおり尾花沢新庄道路、新庄南バイパスでございますけど、その管理につきましては国交省の河川国道事務所、新庄国道維持出張所で所管しておりますが、この交通安全確

保を重視しながら沿道の環境にも配慮していくというふうなことでのり面の除草についてお話あったところでありますが、これも年2回実施しているというふうに伺っております。1回目は、病害虫対策として農作物の作付後の6月中旬にのり面全体の除草作業、これを実施していると。2回目からは、農協からの文書要請をもとにして農作物の薬剤の散布、収穫後9月から10月にかけてこれも実施しているというふうなことでありました。また、のり面保護の被覆工事については、切り土部の厚層基材等による吹き付けで盛り土のところについては種子の吹き付けが現在においては一般的な工法というふうになっているようであります。

御質問ののり面の雑草が周辺の圃場に影響を及ぼしているというふうなことでありますが、これ出張所の方に確認いたしましたところ、具体的な調査は実施していないというふうなことでございますが、吹き付けによってどのような影響が生ずるのか、また病害虫の発生の原因、種類などを含めてぜひこれは国に調査をお願いしたいというふうなことで要請をしていきたいと、このように思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

11番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

11番（遠藤敏信議員） まず、携帯基地局の件ですけれども、総務省では防護指針に基づいてそれ以下であるというふうなものについては現実的に被害が出ているわけではないので、認めているというか、刺激作用、熱作用というか、そういうふうなものだけをとれば危険性はないというふうなことで認めていると。ただ、人間の五感では感じないというふうなもので、これ。不安を訴える人は、人の細胞は日々代謝し、本来ある細胞に戻そうとする機能があると。しかし、マイクロ波によって修復機能が低下し、がん化を促すというふうなものではないかと疑われているというふうな懸念があると。そういうふうなことから、現に今被害があるわけじゃないと。ただ、かつて薬害エイズ

や、あるいはBSEやアスベストが国の認定によって安全だとされたものが今それが安全ではなくなったというふうなこともあります。ただ、これは非常に難しい問題であります。

この度の例えば堀端町自治会が求めている移転してくださいというふうな内容については、このことは言いたくても、まあ、それはいいですよ。しかし、先ほど写真でお見せしましたとおり、この鉄塔というのは非常に市長が先ほど言われましたように威圧感があるんです、本当に圧迫感。地主は、ここの人ではないと。影響をこうむるのは、本当に近隣の方たちの不安というものはこれから将来的にわたるわけで、安心した日常を送れないというふうな状況になるんじゃないかというふうなことで、非常に新庄市に住んでいて新庄市民が不安を抱えているのを行政がそれを我慢してくれというふうなことだけで済むのかというふうなことを感じます。

市長先ほど非常にそれに理解を示すような答弁をいただきましたけれども、建築基準確認の申請がされた場合、その受け取りを拒むことができるのか、できないのか。あるいは最近民間のサポートセンターとか、そちらの方に出された場合、結果わかるまで何にも知らない状態で出た場合、追認しなければならないというふうなことをも聞いているんです。そのことどういうふうなことで、非常に市としての判断も法令遵守というふうなことでは楽でないと思いますけれども、どういうふうな判断を下すのか。こうだから仕方ないというふうな形で流れないで何とか考えていただきたい。よろしく願います。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 ただいまの確認申請についての御質問ございましたので、一応担当部局としましてその件についてお答えしたいと思います。

おっしゃるように基地局、アンテナの鉄塔でございますけれども、これにつきましては建築基準

法上の工作物というふうなことを規定されております。計画されておりますものが30メートルというふうなお話でございますが、建築基準法上では15メートルを超えるものについては確認申請上の工作物の自重とか、あと積載荷重、それから積雪、風圧、それと地震、その他の振動及び衝撃に対しての安全確認する必要があることから一応それらについての構造的な基準等を規定されておまして、それに適合するものであれば建築できるというふうなことになってございます。

あとは、御存じのこととは思いますが、民間の確認検査機関というふうなものがございまして、これは平成10年の法改正によりまして民間でも、これまでは市を通して県と公共機関で行っていたわけですが、民間でもその確認申請の取り扱いができるようになったわけでございます。これにつきましては、山形県内で営業というか、するものについては県知事が指定しまして、あと山形県を含む例えば宮城県とか、ある程度広域的な範囲を対象とするものについては国、大臣が指定するというふうなことで制度でございます。おっしゃられるとおりサポートセンター、山形県内では株式会社の山形県建築サポートセンターというところがございますけれども、ここを通った場合につきましては確認後の県の方に報告というふうな形になっております。工作物については、例えば市の方には直接そういうふうな通知というふうなものはございませんので、逆にこちらから確認するしか方法がないというふうな状況でございます。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 まず、電磁波につきましてはさまざまな学者の方々の分析なり、あるいは今回総務省で出しているところの中ではさまざまな影響というふうな分野にわたっても認められないというような結果も出しておりますが、これにつきましてはただいま遠藤議員言われたように、

果たしてどれがどのように本当に正しいのかというふうなことそのものも本当に我々にとっても判断しかねないというふうに非常に難しい問題だと思っております。ただ、いずれにいたしましてもそういうふうな1つの総務省という機関の中で出されている資料に基づいてまずもってその辺の内容を答弁をさせていただいたところです。

ただいまサポートセンターというふうな形の中での都市整備課長からの話でありましたが、要はそのような形で申請がされないようにボードフォンの方にも地域との連携といいますか、理解といいますか、というふうなものをきちんと保っていただいて理解をいただいた後にというふうな考え方を我々向こうの方に要請いたしております。ですから、恐らくは地元の方とそういう協議、そして御理解というふうなものそのものが整わない限りボードフォンとしてもやはりそんな強行にというふうのはちょっとどうかなというふうに思っておりますけれども、これは期待感であります。いずれにいたしましても我々としては、そういうふうにならないような考え方を我々としてはボードフォンの方に申し入れていきたい、そのように思います。

1 1 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信議員） このところ自己責任という言葉がよく使われるわけですが、自己責任ということで解決できない問題に行政が手をかけてあげることができないと、困っている市民のために手助けできないというふうなことでは非常に困ります。ぜひ法的にいいから立ててもいいんだというふうな、そういうことでなくて、きちっと近隣住民の不安を取り除くような措置をとるような形を指導していただきたいと思います。同じ市民としてこれ非常に難しい問題はわかります。事態を仕方がないというふうな形で手が出せないんだというふうなことで傍観的に処理しないでいただきたいと思います。

これ例えば景観保全条例とか、そういうふうなものを設置して、あそこはもう交通量が多い人家密集地帯である、文教地帯でもあるというふうなこと、それから由緒ある史跡、城跡であるというふうなことを考慮して、土地利用というのはさまざまあると思うんだけど、何も好き好んであそこに高い構造物を立てる必要はないんじゃないかと。所有者については、私は知りませんけれども、何もあの場所でもなくてもいいんじゃないかと。だから、堀端の人も鳥越の人も別の場所を探してくださいと。人家が近くにあって不安を抱かせるようなところでないところを探していただけませんかというふうなことをお願いしているわけです。

そういうふうなことで、世界のボーダフォンですから大きな企業ですから、そういうモラルを求めたいわけですが、行政としても強行するようなことは絶対しないようにというふうなことを態度で、態度というか、これはおどしとか、そういうふうなことじゃなくて、住民の納得のいくようなことで進めるようにというふうなことを強く促していただきたいというふうに思います。

それでは、次ですけれども、先ほど市長の答弁、通学路や路線バス廃止に伴う通学手段の確保についてというふうなことをこっちのことを考えていて聞きそびれてしまいました。どのような方向で検討されているかももう少し、ちょっと答弁していただきたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 すなわち、2月ごろに山交本社の方から4路線を廃止したいというような要請がございました。議員おっしゃるように通学、あるいは町に用事ある方、要するに弱者の足を確保するがための路線確保というふうなことで極めて重要な問題だというふうに我々としては認識しているところであります。

路線バスということですから、昨年1年間にわたって17年度のおおよその決算で1,170万ほどの

負担が生じております。今回実態調査をするというふうなことで、その4路線を4日間にわたって関係課、そしてまた山交さんにおいても、別の日ではありますが、そろってその辺の実態調査をまづもって行いながら、そして路線的にどうしてもこの部分については路線バスとして必要だというような1つの考え方を我々としては打ち出しているというふうな考えも持ち合わせております。しかしながら、じゃその他の路線はどうかというふうなことになりますと、じゃ別の手段というふうなものもこれは考えていかなければならないというふうに思っております。その辺あたりは学校教育の方も含めてどういうふうな手段で、どういうふうになるのかというふうなこと。例えば先ほど遠藤議員がおっしゃってました路線バス通学については70名方の学童がいると。それをマイクロバスでというふうになれば、とてもとても対応し切れる問題ではありません。そういうところにあっては、逆に路線バスの存続というふうなものを願っていかねばならないのかなと。そういうふうにして総体的な今現在のスクールバスと、それから路線バスと、そして学童の人数、そしてどれほどの利用者がいるのかというふうなものを含めた中でのこれから今現在調査をしているところでありますので、その結果を待ちながらその内容について検討していきたい、そのように思います。

1 1 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信議員） 路線バスの件については、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、高規格道路ののり面についてですけれども、のり面はかなり高いわけですが、高い中にステップがあります。道路に近い側については吹き付けで、草を吹き付けて崩れないようにすると。あれは、何か長い草で、ちょっと草の品種についてはわかりませんが、問題はそっちじゃないのです。側道に近い方の緩やかな傾

斜、吹き付け種子まきをしない方、そっちにヤナギとかさまざま、ススキとか出てくるというふうなことで、私が見たのでは缶拾いしているというふうな、道路に近い方、高い方で缶拾いしているというふうなことは確認したことがございますが、草刈りしているとか何とかというのは国道沿いの道路沿線、歩道沿線というふうなことでの草刈りなどは見ることができます。ただ、高規格道路についてはフェンスに囲まれているというふうなことで我々もちろん入っていくことはできないし、非常に春先、いわゆる農区というか、鳥越の場合、緑農住区というふうなことで圃場整備されたわけですが、農区の一斉清掃をした際に必ず国土交通省と側道、今つまり農道になっているわけですが、その間の境界にU字溝が入っているわけです。そこにいわゆる国土交通省側のススキとかの雑草が雨降った場合の鉄砲水によって流れたものが普通の我々の排水路との合流に固まって大きなごみ化した状態でたまるというふうなこともあるんです。土地改良区を通じて言っても、なかなかきれいな状態というか、きれいに管理が保たれないというふうなことがあるんです。まだ全線開通していないというふうなこともあって、鳥越の場合、インターがあります。広く用地が確保されているわけですが、その付近というふうなものがススキとかで非常に荒れておると。一部心ある人がそのままにしちゃいけないというふうなことで刈ったりしているんですけれども、何とかそれをそういうふうなことで伝えていただきたいと。よろしく。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今議員おっしゃられる部分については、多分残地といいますか、残地というよりも現在暫定供用しておりますので、その残りの部分の用地、まだ利用されていない部分についての雑草とか、そういったものからくる弊害とい

うふうなことだと思います。国等につきましては、機会あるごとにそういうふうな管理についての要望もしておりますので、機会を通じて今おっしゃられた部分についての対応というふうなことも強く要望していきたいというふうに考えております。

清水清秋議長 ただいまから3時まで休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

高山和男議員の質問

清水清秋議長 次に、高山和男君。

(23番高山和男議員登壇) (拍手)

23番(高山和男議員) 大変御苦労さまでございます。6月定例会一般質問の最終質問者となりました新風21の高山でございます。皆様にはお疲れだと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

今地球規模で環境保全が叫ばれている今日ですが、ちょうど今月、6月はこの環境月間に当たります。市も環境保全都市宣言を平成11年に掲げられ、また資源のリサイクルに向けた取り組み、とりわけ資源循環型社会の実現を目指した(株)ヨコタ東北さんの食品トレーのリサイクルシステムは他市はもちろん、国、県からも新庄方式として高い評価を得、注目をされているようで、誠に喜ばしいことであります。また、バイオマス生物資源関連事業では国からのバイオマスタウン構想の指定を受けるなど国、県をはじめ他自治体よりも高く評価を、また注目を受けておるようでございます。この種の取り組みは即成果としてあらわれないだけに変な厳しいものがあると思います

が、担当関係者にエールを送りながらリサイクルの対象とならない質問の第1点目になりますけれども、一般廃棄物の収集運搬事業について質問をさせていただきます。

まず、第1点目の収集、運搬についてであります。この件の類似質問は平成16年の3月議会でも質問をさせていただいたところでございます。通告書の要旨に記載しましたように、大変下手な字で見苦しいと思いますけれども、この要旨に記載しましたように現状市の一般廃棄物収集運搬業の許可業者は現在21社ほどの登録となっているようでございます。その資格要件、許可基準はどのような内容になっているのかをお尋ねいたします。

資料によりますと、これは業者が運搬した量のみということですが、過去5年間の処理量は可燃と不燃合わせて年間当たり約1万3,000トン強の処理数量となっており、量的推移は可燃ごみが年々増加して平成13年度が約1万1,300トン、そして5年後の昨年17年度には1,300トンの増加で1万2,670トンほどとなっているようであります。一方、不燃ごみは平成13年度2,230トンの量が年ごとに激減し、昨年は400トンとなっているようであります。これは、リサイクル等の成果かもしれませんが、市財政と環境の保全的観点から見れば非常に喜ばしいことだと思います。収集業であります業者の方から、受注側から見れば厳しい状況となってきた現況ですが、現在登録されている21社のうち3社が収集、運搬許可され、随意契約となっているようですし、公示や広報等も出さずに登録受け付けもされているようです。なぜ公示されないのか、なぜ随意契約なのかをお尋ねいたします。

また、登録されていない業者が収集、運搬の申し出申請を出した場合、市として受け付けする意思はないのか。今財政再建途中の当市であります。市にとって好条件、これはすなわち低価格ということでございますけれども、参加したい申し込みがあれば競争入札等の機会は与えられないのかお

尋ねいたします。

次に、通告の2点目の質問の次世代に向け企業誘致による定住促進についてであります。この件は、昨日金議員の方からも定住促進策ということで視察の調査の結果も御披露されたわけでございます。私は、地域の雇用安定は定住化促進と当市の財政改善、健全化に向けて重要課題だと思いますし、地方の活力となる、また若者の働く場の確保は今年々減少する人口の中、極めて重要だと思います。市の将来を担う若者が職を求めて転出しなければならぬ現象は、今を預かる私たちが改善し、引き継いでいかねばならないのではないのでしょうか。

バブルが崩壊後、企業は海外へのシフトに重点が置かれ、企業誘致は困難とされてきましたし、当市でもそういった背景もあったからかもしれませんが、東京事務所を引き揚げました。しかし、最近大企業を中心に国内への回帰に転化されたとも言われておりますし、現に工場建設を含め大型投資を行っている企業もございます。国の最近の経済報告によれば、経済の動向は景気は緩やかに回復している。企業収益は改善し、設備投資が増加している。雇用財政は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる等の明るい見通しが出されております。また、この中で先行きについては国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとのことであり、その判断は大企業や都会を意識したものにとらえる識者もあり、国内の地方には時間経過で徐々にその傾向があらわれるであろうと分析もされております。企業誘致に対する体制の強化が必要であり、企業誘致に関わる人的配置の強化、人材の確保、助成制度の検討やPR体制など厳しいとは思いますが、この厳しい経済情勢の中だからこそ次世代に向け定住と活力ある地域づくりのため取り組みが必要だと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、質問の第3番目、児童生徒の安全対策と市施設建造物と耐震構造の安全確認についてであ

ります。私たちが子供のころには考えもしなかった幼児、子供の虐待や刺傷、殺害事件等が次々と報道されております。痛ましいこれらの事件報道に本当に大変な時代になったものだと思います。なぜ幼い純真な子供たちにあのようなむごい犯行ができるのかわかりません。頻繁に起きる犯行に今までは他山の石という、そういうとらえ方でしたが、地域でも不審者による小学生への声かけがあったことを私の住む本合海小学校の校長室だよりで知り、ニュースの事件が他人事ではない状況にあります。また、学校では新学期の初め生徒の登下校時に教師が最寄りのバス停まで出迎えるなど安全確認や緊急時の子供110番も組織され、地域の子供たちの安全確保に向けて努力をいただいておりますが、我が新庄市からあのようなむごい犯罪、事件が起きないようにするために市としてどのような対策をされておられるのか。また、今後どのように考えておられるのかをお聞きたいします。

次に、市施設建造物と耐震構造の安全確認についてであります。連日のようにマスコミ報道された姉歯建築士の偽装設計事件発覚以来我が家は大丈夫かと人々は建築物の構造や防災について意識を新たにしたものと思いますし、私もその一人でございます。

この6月3日の山形新聞に新耐震基準が導入された1981年、これは昭和56年、現在より約25年前になります。これ以前に建てられた全国の小中学校の校舎、体育館等8万3,064棟のうち約3分の1に当たる2万6,705棟の建物が補強の前提となる耐震診断を実施していないことが2日の文部省で調べた結果わかったという記事が載っておりました。この3割を超す自治体が耐震診断をしていない理由は財政難ということで、全く診断せず、今年中の診断予定もない市町村、学校は173にも上がっているとのことでございます。文部省は、費用はわずかであり、首長さんらの安全意識を高める必要があると早期実施を呼びかけているとの記載

内容でございました。

山形県では小中学校1,710棟のうち対象となるのは980棟で、このうち耐震診断が行われたのは637棟で、実施率が65%の数値でございました。診断しておらず、今年中の予定もないまち5町名が掲げられておりました。新庄最上地方は、今まで他と比較して大きな地震もなく幸いですが、けさの新聞にも記事として地震の記載がありました。新庄市では、この件の調査や現況確認はどうなっているのか。また、類似施設、老朽建物等を含め確認はされているのかお尋ねいたし、私の壇上からの質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 高山議員の質問の前段でもありましたけれども、6月は環境月間というふうなことで全国的な取り組みが現在なされているわけですが、市でも御承知のように昨年に引き続き全国的なクールビズの取り組みとして6月1日からエコサマー運動、これを実施いたしております。9月までの4カ月間というふうなことでありますが、室温の管理も28度に設定してノーネクタイ運動を進めることによって適正な冷房費で省エネルギーに努めるというふうなことであります。これもやはり一人一人がみんなでその気になって取り組むことによって大きな効果が得られるんではないかなというふうに思います。ノーネクタイ運動もちょうど7年目を迎えまして、それなりに市民権を得たのかなというふうに思っております。ワイシャツ姿の職員も快適に仕事を進めているようで、効果が上がってきているというふうに思います。

また、きのうもいろいろお話ありましたが、バイオマス関連の市民協働事業というふうなことでバイオマスタウン新庄構想でも大きなテーマにし

ております生ごみの堆肥化事業について、これも一歩ずつ進めているというふうな状況であります。そういう中で一般廃棄物の収集についての御質問がございました。

最初に、この収集運搬業のこの委託と、それから許可について御説明申し上げたいというふうに思います。まず、委託業務であります、これは現在各町内に設置しておりますごみステーションやスーパーなどの拠点収集場所より生活系の一般廃棄物、いわゆる一般家庭から出されるごみを収集、運搬する業務であります。これは、市が業者に委託して収集、運搬を行っているものであります。

また一方、許可についてであります、これは市が一般廃棄物の処理を業として行う者に対して法律による必要な規制を加えて一般廃棄物の収集並びに運搬及び処分を適正に行わせるための規定であります。業者は、この許可を受けることによって事業所等のこの一般廃棄物を業として収集、運搬ができるようになるというふうなことであります。あくまでも市が委託するのではなくて、許可を与えることでその業を行うというふうなことで、これを御理解いただきたいというふうに思います。

まず、一般廃棄物の収集運搬業務の許可についての御質問がございました。その資格要件、許可基準、これはどのような内容かというふうなことでございますが、一般廃棄物処理業については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」というふうな法律がございまして、その中で一般廃棄物処理業の許可について明記されております。その最初に当該市町村による一般廃棄物の収集または運搬が困難であること、これが規定されておまして、まずこれに適合しなければ許可してはならないというふうな内容のものであります。さらに、廃棄物の処理計画に適合することや、また申請者が不適正要件に該当しないことなどが要件としてあり、これは前にも述べましたが、処理を業として行う者に対して必要な規制を加えて一般廃棄物の収集

並びに運搬及び処分を適正に行わせるための規定であります。

それから、委託契約の仕方というふうなことも御質問いただいたわけですが、現在市で委託契約を行っておりますのは家庭系ごみの収集、運搬についてだけあります。21許可業者ございますが、21業者との契約ではなくて、現在は3業者との契約であります。そして、御指摘ありましたように家庭ごみの業務委託については現在随意契約で行っております。これにつきましては、「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準」、これが定められておまして、その基準の最初に出てくるのは受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることということです。続いて受託者の資格要件に関することが基準として上げられまして、委託料についても受託業務を遂行するに足る額であることが基準として上げられております。これは、委託に関してはやはりこの経験と実績を重視して市民生活に不安を与えないような受託者に委託しなければならないというふうなことからきているというふうに思います。また、廃棄物の処理については御承知のとおり環境汚染につながったり、あるいは市民生活に混乱を来してはならないわけですので、適正な処理、これを最優先に考えての委託の基準というふうなことになっております。したがって、新庄市では生活系の一般廃棄物の委託業者については経験が豊かで適切な収集、運搬をしている、あるいはでき得る3事業所に事業遂行のための相応な金額で委託を行っているというふうなことでございます。

議員の質問の中に競争入札の機会はないのかというふうなこともございましたが、この収集、運搬、処分の委託の基準であります政令によって単純な競争入札で委託を決めるということではないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、収集、運搬の許可申請のこともあつ

たところでありますが、市においては一般廃棄物の排出量に対しまして現在21社許可業者おるわけでありますが、その処理能力についてはごみの減量化などによって実際排出されるごみの約2倍以上の能力というふうなことになるっております。先ほど許可要件として当該市町村による一般廃棄物の収集または運搬が困難であることというふうな条件がありますので、現時点では新たなこの許可はこれに適合しないというふうなことになりますので、許可の拡大は適当ではないというのが現在の状況であるというふうになっております。

法律等については、後ほどもしあれでしたら担当課長の方から御説明申し上げます。

それから、企業誘致のお話がありました。定住促進には雇用の場の確保、これも1つの要件であるというふうなことについては私も常々申し上げているとおりでありますが、新庄市民認識度調査行いましたけども、この中でも雇用の場の確保というふうな点については市民のニーズの中で最も高い項目でありました。当地域の雇用環境の有効求人倍率、ずっと0.5ちょっとぐらいで推移したんですが、昨年10月ごろから1を超える有効求人倍率になりました。先般、つい先日安定所の所長に聞いたところ、現時点ではちょっと1を切ってしまって0.9台だというふうなお話でしたが、これはやはり出稼ぎ等で帰ってきたりして分母が大きくなったということで少し下がった、そういう現象だというふうな説明もいただきました。総じてひところよりは緩やかな回復基調にあるというふうなことも言えるというふうに思います。なかなか首都圏ではいろんな点で法人税の増収とか、それからいろんなこの町中のいろんな建設ラッシュ等々見ますと、相当景気も上向いているのかなというふうに思うんですが、まだまだこちらの方までそういうふうな実感としては企業の経営者の皆さん方にお話を伺っても持てないというふうなことが多いんですが、現実的に少しずつ緩やかであります、そういうふうな回復の基調

にあるというふうなことも言えるのではないかと
いうふうに思います。

新庄の工業団地でも設備投資の面でも動きが見られました。中核の方では2社の新規の立地操業がございましたし、また中古の工場の取得によって進出が2社、また賃貸による進出、これが1社ありました。横根山の方でも2社の空き工場用地、これの取得がありましたし、そのうちの1社については国内でも最大級の精密プレス工場、これがつい先日竣工いたしまして、4月から操業を始めているというふうなこと。今年に入っても新規の立地計画あるいは増設計画、これは3社ほどあるようでございますが、そのようなことが予定されております。

また、市民各位あるいは企業サイドから強く要望されておりました光高速インターネット通信、これも市内のまだ一部地域であります、7月3日からサービス開始となった。このような予定になっておりまして、企業さんの方でもそれを期待している旨、あるいは関心を持っていただいた企業さんも出てきているようでございます。

また、中小企業庁の「全国元気なモノ作り中小企業300社」というふうなのが発表されたところでありますが、当市のシンワ工業という会社がこの300社に選ばれております。こういうふうな明るい話題も現在あるところであります。

議員も御指摘のとおりであります、企業の新規立地または事業拡大がさらなる雇用の場の確保、さらには当然税収の拡大にもつながってきますし、市の財政にも大きく寄与していただけるものというふうに確信いたしております。そういう意味から市街地への第2次、第3次産業の誘致制度の創設、また中核工業団地への一層の誘致業務、これも図るべく努力をしていくところであります。

体制の強化も必要ではないかというふうなお話もございました。これについては、中小企業基盤整備機構、山形県、その他関係機関と連携をしながら市の企業立地用地の取得助成金、あるいは県

の拠点工業団地の立地促進交付金及び各種の優遇制度、これをもっともっと広くPRして県内外からの優良企業の強力な誘致活動、そしてまた当然のことながら地元企業のなお一層の強化に努めて、これは次世代に向けてやはり定住と活力ある地域づくりのための1つの大きな要素を占めるわけでありますので、取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、児童の安全対策についてございました。前段では通学途中の安全対策というふうなことでございます。いろいろお話もあったわけですが、最近は本当に憂慮すべき事件が、あるいは事故が大変多くなっているという中でやはり子供たちが登下校するときに新小の見守り隊とか、そういう保護者の方々がガードしないと登下校ができないというふうな、非常にある意味では残念ながら今の状況ではないかというふうに思います。学校へ行ったり、あるいは下校するときはやはり仲のいい友達とおおらかに、余り緊張感もなく、そして家と学校を往復するというふうなのが本来の姿ではないかなというふうに思いますが、現在はそういう状況にはないというふうなことで、しっかりとガードをしないととても不安で子供たちを学校にやれないというふうな状況、これは一日も早くこういうことのないような社会にしていかなければいけないというふうに常々考えておるところであります。この具体的な安全対策については、これは教育長の方から答弁させますが、学校も含めて市の施設の耐震構造の確認についての御質問がございました。

阪神・淡路大震災以来建築物のこの耐震の調査、改修についてはさまざまな法整備をはじめ耐震性の向上への計画がなされておりますし、平成17年からは国でも補助事業を創設して耐震化に推進しているところであります。このような中で特に昭和56年から施行された新耐震基準に合致しないそれ以前の建物で2,000平米以上の鉄筋コンクリートづくりについては早期の耐震診断が必要という

ふうにされております。御質問にもありましたが、市が現在保有している建物、約180棟を超えるものがありますが、この中で1982年、昭和56年以前に建築された2,000平米以上の鉄筋コンクリート造の建築物、これは市役所の本庁舎、これもそうですが、文化会館、そして44棟の小中学校、そして8棟の市営住宅、これがございます。この本庁舎及び文化会館につきましては、平成9年に耐震予備診断を実施しております。また、小中学校については17年度から18年度において耐震化優先度調査を行っている状況であり、その結果に基づきまして危険度の高い順に耐震診断を実施していく予定でございます。また、市営住宅についてでございますが、これは簡易耐震診断法による耐震診断、これを17年度に4棟実施済みであります。今年度は、残り4棟の実施を予定しております。以上のように早期に耐震診断が必要とされる各施設においては初期的な耐震調査、これを実施しております。その結果に基づき今後も高次の精度の高い耐震診断あるいは耐震改修の必要が出てくるというふうに考えられます。その他の小規模、中規模の鉄筋コンクリート造以外の建物につきましても順次実施していきたいというふうに考えております。国等の補助制度の活用も考慮しながら、緊急性あるいは優先順位を加味しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 学校の安全通学対策についての御質問ですけれども、先ほどもありましたように全国的に非常に痛ましい事件が多発しているという状況ですけれども、本市としてもこのことについては緊急課題ということで受けとめております。通学途上心配な箇所、新庄市としても箇所または場面、さまざまございます。それへの対策を講じながら子供たちが安全に通学していける、そのようないろいろの対策を今講じておるところです。例

えば新庄小学校における新小っ子見守り隊ですか、それに代表されるような地域の方の御協力による登下校の安全活動が積極的に展開されつつあります。また、市内の全小学校区において地域の方々に協力を呼びかけながら、登下校の時間帯に道路に出ていただいて見守っていただくという体制づくりを今進めておるところです。その見守り隊が既にできておるところは、小学校は5校ございます。現在その組織化に向けて各校で取り組んでおるところですけども、7月いっぱいですべての学校でその組織化を完成させるというふうに予定しておるところです。また、道路に立って見守っていただくということが難しい地区もあるわけですけども、そのようなところでは地域の方が車で移動中とか、または畑仕事や仕事をしている中で目をかけていただくというところもございます。そのように地域の実情に合わせながらこの見守り体制をつくっていったらいいという今段階です。

また、今年度山形県が推進している「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」によりまして市内に地域学校安全指導員の方が2名配置されました。その指導員の方から学校ごとに組織されております見守り隊に対しての専門的な指導、支援を行っていただく予定であります。さらに、本市は県内で唯一のモデル事業の委嘱を受けまして、地域と連携した学校安全の体制づくりをこれまで以上に推進していくことになっております。その中で3つ大きなものがあるわけですけども、各校の見守り隊の組織化、2つ目はのぼり旗やマグネットシートによる啓発活動、3つ目は地域安全マップの作成と活用などが計画されておりまして、子供たちが安全で安心して生活できる体制づくりを具体化しております。6月15日には、このモデル事業についての説明を兼ねた学校地域安全推進委員会を行う予定です。各学校の校長先生方、PTAの会長さん、警察署、防犯協会等各関係機関にも参加を呼びかけておるところです。

このようにして今子供たちの安全通学に向けて

各学校ごと、各町内で協力体制ができつつあります。そして、地域の子供は地域で守る、そのような機運が一段と高まっていくことを期待しておるところです。

さらに、昨年度市で立ち上げた安全通学プラン検討委員会におきましては児童生徒及び保護者を対象に実施した意識調査を踏まえまして、児童生徒の安全教育、安全通学等の方向性について答申が出される予定です。これを受けまして教育委員会としても全市を視野に入れた具体的な対策を講じていくつもりでございます。

以上でございます。

23番（高山和男議員） 議長、高山和男。

清水清秋議長 高山和男君。

23番（高山和男議員） 細部にわたりまして御答弁ありがとうございます。

まず、一般廃棄物の収集運搬の許可基準、そしてその随意契約について法の解釈も含めまして細部にわたって答弁をいただいたわけでございますけれども、法の解釈が非常に複雑というんでしょうか、過ぎて理解できない点が多くあります。そういった点では、それでは委託はどのような形でいつごろから始まったのか。年度ごと何社で行ってきたのか、その流れ、経過をお示し願いたいというふうに思います。本当に今市がこんなに苦しい中でございますから、ある業者はこの約6割ぐらいでできるんじゃないかなという業者もおりますから、その辺も含めましてちょっと経過をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、質問の2点目にありました次世代に向けた企業誘致による定住促進でございます。さっきもお話ししましたが、金議員の他市を視察しての提言がありました。今の御答弁では、確かに上向きはしてきているよと。いろんな業者も、業者というんですか、会社も入ってきている、あるいは設備を増強しているということで、だが流れとしてはまだまだこの地方には時間がかかるんじゃないかという考え方のようでございます。

それであれば、それだけに今からそれを体制固めをしてやっていく必要があるんじゃないか。日本中、特に地域の方は誘致合戦なわけでございます。こういう厳しいからこそまだ余裕がある、これから上向きだろうじゃなくて、今からそれを見込んで目指してやっていく必要があるんじゃないかと。本当に職を求めてよそに出ていく若者が非常に私が知っている中でも多いんです。本当に新庄市の人口4万を切るのは時間の問題だと思います。再度誘致に向けた具体的な諸施策の増強策があればお尋ねしたいというふうに思います。

それから、質問3点目でございます。まず、児童生徒の安全対策なんです、学校側でも非常に御苦労されて、また気を配ってやっておられるのがわかります。ちょうど私の自宅の真ん前がバス停になっているんですが、ここに私どもがよく見かけない人も来ているんですが、よく聞いたら先生だったと。その先生が子供たちが集まるのを待って、バスに乗せるのを確認してまた向こうに走って行って、学校の方に走って行って、それをまた下車するのを認めて学校に行くというような、そのことは何日も繰り返されました。

反面、本当に難しい世の中になったというのは、私ども小さいころは、小さいころはというか、ごく最近までそうなんです、地域ですから、どこの子供さんだなどわかるんです。それが学校帰りバスにも乗らないで歩いてくる子供さんがいましたから、「おい、乗ってあべ、車に乗ってあべ」よく乗せたこともあります。ただ、最近それができないんです。変なおじさんが声かけて車に乗せていった、こんな通報されたらたまったもんじゃないです。北高なんかも私よく北高側通るんですが、北高の方雨の日生徒ぐしょぐしょになって傘も差さずに歩いている人がいるんです。かわいそうだなと、乗せていこうかなと思って乗せていけないです。声かけられないです。私の方は、あっ、これはどこそこの子供さんだなどわかって子供さんがわからなければ大変なことになっちゃ

う。

本当に大変な世の中になりました。そういった面も含めまして子供の安全対策というのは全市民が本当に、PTAとか、そういった学校だけじゃなくて、全市民がそういう目で見えて、またそういう行動を起こさないとだめなんじゃないかなというふうに思います。また、市の方で会議等教育委員会の方であるようでございますから、その辺も含めてぜひ声がけ、全体的なそういう目で見守るような形にしていきたいというふうに思います。

それから、耐震構造確認なんです、私ども勉強不足で市でそういう耐震構造をチェックされているかどうかわからなかったんですが、大分されているようでございます。ただ、この中で北新町とか市営住宅がございますね。それから、あそこは松本ですか、あの団地。随分古い、あれは平家建てですけども。ああいう住宅を早くすべきじゃないかというふうに思うんです。というのは私電気の議員団会議というのがありまして、東北、北海道の会議がありまして、この間岩手県の花巻市の方に行ってきました。そこであちらこちらでやはりこの耐震構造欠陥が出ておりまして、札幌の方でございますけど、この方は基準を満たさないもの9棟、そのうち危ないものが2棟、そんな報告がされたんです。その原因はというと、やっぱり耐震計算、こういった計算をする人が行政に専門家がいないと。ということは業者に任せっきりだと、こういうことが言われていました。それから、他の市ではそこまではいっていないんですが、2棟ほどがひびいて、ちょっと本当に入っていないようなひびだというようなこと申されて、そういう耐震という面でのチェックという面で改めて重要さを痛感したわけでございます。今申し上げました古い建物の中で特に老朽化しているもの、これは早急にすべきじゃないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 廃棄物の収集、運搬についての御質問でございますが、最初になぜ随意契約なのかということを若干御説明させていただきたいと思います。

廃棄物処理法の規定によりまして、市町村以外の者に委託する場合は政令で定めるという規定がございます。この政令でございますけれども、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」ということで、その4条に相当な経験を有する者であることとか、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることなどが掲げられております。したがって、単純に一般競争入札で委託先を決めるということは適当でないという規定になっておりまして、この考え方は判例でも示されてございます。

ただいまの御質問、委託がいつから始まったのかという御質問ですが、新庄市の一般家庭の生活系ごみの委託が始まりましたのは昭和44年でございます。それ以前はすべて市が直営で行っていましたが、昭和44年に収集、運搬の一部を1業者に委託いたしました。次に、昭和48年にまた別の業者に一部を委託いたしまして、年々直営でのごみの収集、運搬を減らしてきております。平成8年には資源物の収集、運搬のためにもう1業者に委託をいたしまして、現在直営でのごみの収集は行っておりません。委託業者は、全部で3社でございます。委託している業者にはごみ収集につきまして分別がきちんとされていないものや町内名、氏名の書かれていないごみの取り扱い、つまりルール違反で出されたごみ袋に対しましてはステッカーを張って取り残しをするという手間のかかることもお願いしておりまして、そういった委託業者の協力もありまして、ごみの分別、減量化、資源化が進み、家庭系のごみの量はピークのときに比べますと7割程度まで下がっております。特に燃えないごみについては1割まで下がっております。

委託料についてであります。新庄市の財政状況なども加味しながら精査を行って算出し、契約を行っております。17年度までの状況を見ますと、対11年度対比で金額で申しますと1億300万、17年度では8,350万、割合といたしましては7年間で約2割ほど委託料が安くなっております。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 私の方から企業誘致について答弁申し上げます。

やはり企業誘致は市に与える影響が一番大きいでございます。それで、今新庄には横根山と中核がございます。それで、16年度の税額で用地、建物、あと機械、それ入れて約2億3,000万ぐらい入っております。そんなことで市に与える影響というのは大変貢献があるわけですので、我々も今一生懸命企業誘致やっているわけでございます。その中で、雇用ですけれども、1人が市外に出れば減なんですけれども、地元で働く場があつて残れば1人が2人、結婚して子供できればその人の1人が2になったり、3になったりするということで定住促進にも大変な貢献するわけですので、あとは初期投資が企業は大変なんで、公団の方でも今土地の単価を下げたり、リース制度、そういうようなものを設けて企業が入りやすい条件整備、そういうようなこともやっていますので、ぜひ我々もそれに向けて努力してまいりますので、議員さんもひとつ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

清水清秋議長 明日14日から18日まで本会議を休会

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、14日から18日まで本会議を休会とし、19日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集を願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時51分 散会

平成18年6月定例会会議録（第4号）

平成18年6月19日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 清 水 清 秋 副議長 新 田 道 尋

出 席 議 員（24名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	山 口 吉 静	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	奥 山 省 三	議員
5 番	斎 藤 敏	議員	6 番	斎 藤 義 昭	議員
7 番	渡 部 平 八	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	小 嶋 富 弥	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	遠 藤 敏 信	議員	12 番	佐 藤 隆	議員
13 番	新 田 道 尋	議員	14 番	沼 澤 恵 一	議員
15 番	中 川 正 和	議員	16 番	森 儀 一	議員
17 番	柴 田 忠 志	議員	18 番	下 山 准 一	議員
19 番	石 田 千 與 三	議員	20 番	平 向 岩 雄	議員
21 番	亀 井 信 夫	議員	22 番	今 田 雄 三	議員
23 番	高 山 和 男	議員	24 番	金 利 寛	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	高 橋 榮一郎	助 役	八 湊 長 一
総 務 課 長	武 田 一 夫	政 策 経 営 課 長	小 笠 原 謙 一
税 務 課 長	鈴 木 吉 郎	市 民 課 長	大 場 和 正
環 境 課 長	田 口 五 郎	健 康 課 長	星 川 基
農 林 課 長	坂 本 孝一郎	商 工 観 光 課 長	羽 賀 千 尋
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一
会 社 課 長	矢 口 喜一郎	福 祉 事 務 所 長	矢 高 口 孝 敦
神 聖 課 長	奥 山 輝 昭	道 道 課 長	高 佐 藤 博
教 育 委 員 長	伊 藤 芳 彦	教 育 課 長	佐 藤 夫
教 育 次 長	奥 山 雅 夫	学 生 課 長	小 野 和 光
生 涯 学 習 課 長	大 江 雅 夫	学 生 課 長	小 黒 坂 悦

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業委員
務局員
局長

小 関 俊 也
荒 川 修 也
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
議員
選挙監農事
査業委員
務局員
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局長 田 中 紀 雄
主査 沼 澤 順 子

総務主査 野 崎 勉
主査 佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第4号)

平成18年6月19日 月曜日 午前10時00分開議

(文教厚生常任委員長報告)

- 日程第 1 議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 議案第38号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 4 議案第39号市道路線の認定及び廃止について
日程第 5 請願第1号高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願
日程第 6 請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願

日程第 7 議案第40号平成18年度新庄市一般会計補正予算(第1号)
日程第 8 議案第41号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 9 議案第42号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程(第4号)のほか

- 日程第10 議会案第3号高金利引き下げに関する意見書の提出について
日程第11 議員派遣の件

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第1 議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第3 請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金 利寛君。

（金 利寛文教厚生常任委員長登壇）

金 利寛文教厚生常任委員長 おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。審査のために6月の15日午後1時半より議員協議会室において委員8名全員出席のもとに審査を行いました。

初めに、議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市民課より説明を受けた後に審査に入りました。市民課からは、今回の改正は今年の2月に戸籍事務の所管官庁である法務省から法令の規程に基づく戸籍に関する証明手数料の取り扱いを全国的に統一するよう指導があり、それに基づいて改正するものであるとのこと。指導の内容というのは、戸籍

に関する証明については規定された特定の手續に使用する目的で交付申請があった場合は無料にするという上位の法令があるが、その法令には2種類があり、法令にはっきり無料にすると載っているものと市町村条例に定めることにより無料にできるというものの2つがある。このうち市町村条例に定めることにより無料にできるという法令の取り扱いを全国的に統一し、無料にするようにという指導があり、新庄市の場合は以前よりどちらの場合でも無料の扱いをしているので、手續に関してはこれまでと何ら変わるものではないが、条例の整備が必要なために第4条に第2項を加えたという説明がありました。

審査に入りまして、委員より、具体的にはどのようなものが無料になるのかという質問があり、市民課からは市民課に関するものとして国民年金法に関わる手續に使用する場合や厚生年金保険法に規定する手續に使用する場合は無料となるという説明がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、議案第37号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号の新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。生涯学習課から説明を受けた後に審査に入りました。生涯学習課からは、生涯学習施設として市民プラザとわくわく新庄の2つがあるが、そのうちのわくわく新庄の管理について指定管理者に行わせることができるように改正するもので、改正の内容は指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、使用時間、休館日を明確にしたということでありました。また、指定管理者の指定期間、選定方式、スケジュール、応募の資格など現時点での案も示されました。

審査に入り、委員より、指定管理者の応募資格について新庄市に事務所を有する法人またはその他の団体ということを考えているようだが、どこ

までを想定しているのかという質問があり、生涯学習課からは民間企業、各種法人、NPO、サークル、任意団体を想定している。任意団体には地域の団体も含まれるという説明でありました。

また、委員から、指定管理者に移行した場合には個人情報の保護についてどう考えているのかという質問があり、生涯学習課からは指定管理者も当然守ってもらう最低限の条件であるという説明でありました。

また、委員から、意見として指定管理者制度に移行すればかなりの経費が節減になるようなので、その中から施設が利用しやすくなるような経費を認め、運営費を算定すれば受ける団体からも利用者からも喜ばれる。そういう配慮をしないと今後指定管理者となる団体がいなくなるということも考えられるという意見がありました。

その他質疑、意見等がありましたが、採決の結果、議案第38号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願についてですが、請願要旨の中の疑問点として4項目示されていますが、それを順次審査をし、最後に請願事項も含め総括的な審査を行いました。

疑問点の（１）は、法案作成の協議会の姿勢の問題についてですが、教育委員会からは協議会の審議過程の状況は把握していないということでありました。

委員からは、赤旗の記事の紹介があり、協議会は完全非公開で会議の度に文書は回収され、委員が記者から質問されても文書がないので、正確な回答ができないということでありました。

疑問点の（２）は、改正の理由が明らかにされていないということですが、教育委員会からは将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示すという理由が示されているというところを踏まえているということでありました。

委員からは、文部科学大臣が特別委員会での答

弁で現在のいじめや不登校の問題は現行の教育基本法が原因で起こったのではないと明言しているので、現行法を改正する必要がないという発言がありました。

疑問点の（３）は、徳目の達成を法律で義務化すれば戦前の状態を招きかねないということですが、教育委員会からは国会の審議ではそういう内容ではないという答弁があったという説明でありました。

委員からは、戦前の教育勅語を例にしてそういう危険性があるという意見がありました。

疑問点の（４）は、教育振興基本計画の策定により国が教育を不当に支配するということになるのではないかということですが、教育委員会からは教育基本法が理念法であればそれを具体的にするための基本計画になるであろうと理解されるということでありました。

委員からは、１つの例として文部科学省は基本計画の中に全国一斉学力テストを盛り込もうとしている。一斉学力テストは、教育現場が荒れるということもあるし、国が教育を統制するということにつながるという意見がありました。

以上の疑問点に対する審査の後に総括的な審査を行いました。

委員からの意見は、教育基本法の改正には慎重な審議をお願いしたいという請願の趣旨には賛成するという意見。また、請願の内容に不明な点があるので、継続審査にすべきという意見。また、疑問点については赤旗や教育委員会の見解だけでは本当にそうなのかがよくわからない。他の見解と比較する必要があるのではないか。そのために継続審査とすべきという意見などがありました。

継続審査という意見がありましたので、まず継続審査について採決をとりました。その結果、請願第3号は賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

よろしく願いを申し上げます。

ただ、なお文教厚生常任委員会の審査を終えた後に協議会に切りかえをしまして、新庄中学校臨時講師の酒気帯びひき逃げ事件の経過と再発防止対策の取り組み状況について教育委員会の報告を受けました。全体に関わる問題でありますので、佐藤教育長の方より詳しく説明があろうかと思われますが、文教厚生常任委員会としましても二度と再発しない防止策を検討実施していただきたいことを要望させていただきました。

もう一点、平成19年10月ごろより全世帯を対象として実施されようとしています生活系生ごみの堆肥化事業についても現在の進捗状況と今後のスケジュールも含めて報告をいただき、協議をおこないました。所管の委員会としましても大きな事業でもあるし、市民、それから住民を巻き込んでの事業でもあり、よく検討してできるだけスムーズに実施できるよう要望するとともに、議員全員も知っておかなければならない事項でもあることなので、中間的にでもその進捗状況等を報告していただけるよう要望させていただきましたので、よろしく願いを申し上げます。

以上で文教厚生常任委員会の委員長の報告とさせていただきます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第37号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号教育基本法「改正」案に関する意見書提出方請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長 日程第4議案第39号市道路線の認定及び廃止についてから日程第6請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願を一括議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長小嶋富弥君。

（小嶋富弥産業建設常任委員長登壇）

小嶋富弥産業建設常任委員長 御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願2件であります。審査のた

め6月14日午前10時より市役所3階議員協議会室において委員7名全員、また都市整備課より関係職員の出席をいただき審査を実施いたしました。

初めに、議案第39号市道路線の認定及び廃止については去る6月6日に当該路線の現地視察を既に実施したこともあり、委員からは総括質疑の中で話された上山屋萩野線について質問が出されました。

委員から、市道認定は将来お金がかかるから受けないなどということはあるかとの質問には、農道整備等の公共事業については市から国、県等に要望して整備していただいているということもありまして、難しいとのことでした。

また、総括質疑の中で陥没した土がどこにいったかわからないということでしたが、どうだったのかとの質問には、実際崩壊したところのわきが私有地の杉林になっていますが、そこにいったということでした。

他の委員からは、他にそういうところはないかとの質問には、16年の災害後全部調査をして萩野以外は見受けられないということです。部分的に崩れそうところは昨年度まで補修等の整備を行っているそうです。

他の委員から、設計や工事は基準があつてするわけだから大丈夫だということで、それ以上はしようがないのではという意見があり、都市整備課よりの説明では5年、7年、10年等の確率で算定した雨量で基準としているということで、県道と同じ基準に基づいて設計になっているとのことでした。

農道除雪と災害時の費用負担はどうかの質問には、管理は市で行うので、災害は想定していない部分ですから、災害復旧により行うのが普通です。基本的には市で行い、広域農道で整備してこの度市道として延伸しました部分の除雪は考えていないということでした。

また、他の委員から、市道は整備され、増えていくのはわかるが、将来市道が県道、国道になり

そうなところはないのかとの質問があり、見直しに伴って行われるわけですが、平成7年以降格上げ、見直しはありません。要望はしているとのことでした。

その他さしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決したところであります。

続いて、請願第1号高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願と請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願については事前の協議会において請願者より説明もあったので、委員からは政府でもいろいろ論議されているし、自殺などの社会問題も起きているので、請願の趣旨に賛成し、意見書を提出すべきという意見が多く出されました。

そして、裁決の結果、請願第1号、請願第2号は全員一致で採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第39号市道路線の認定及び廃止については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第7議案第40号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第7議案第40号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 6ページに歳入の方で精神障害者地域生活援助支援費補助金ということがありますが、これが組み替えになったということなんですけど、組み替えになった理由とその影響などについて具体的にあればお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 これについては、初日に市長が説明申し上げましたとおり、国、県の補助要

綱の改正ということでございます。

ページ8で申し上げますと、三角印393万3,000円、これについては支援事業費補助金という項目ですが、それが4月から支援費制度。精神保健については、支援費制度でございましたが、4月から支援費制度に変わったということで、従来の補助金が減額になって新しい制度に基づいて措置をしたということでございます。金額については、制度の改正により若干支援費の歳出が増えているということでもあります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 4月から障害者自立支援法が実施されるようになりまして、大まかなこと言えば障害者の利用料本人負担が大きく言えば増えたというふうに伺っておりますし、施設側で見ますと、報酬は補助というか、運営費に対する公的な負担、公的なものもちろん含めて、本人の負担も入れて運営費が減ったということを伺っております。施設によっては年間の運営費の1割から2割が減らされた。それで、働く人たちの給与削減とか、人を削減するとか、そういったやり方だろうかというふうに今悩んでいるお話を伺っております。そういうこともあったし、また利用者の側から見ますと、今までゼロあるいは非常に低い負担だったのが1万円とか3万円とかの負担になって利用を取りやめたという方も出ているやに聞いていますが、その実態などについて伺っているものがあればお願いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 障害者自立支援法につきましては、法律の改正ということでございます。応能負担が応益に変わったということが大きな改正点でございます。議員今お話しのとおり、本人の負担については確かに1割負担が原則でありますので、増えているということでございます。ただ、

前の議会でも若干説明いたしました、所得の低い方については介護保険と似たような軽減の措置があるということです。

あと利用をやめたということに関しましては、私は今のところ聞いてございません。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私なりに伺っているところでは、精神障害者の方にはお聞きしていないんですけれども、別の障害者の方で1人市民の方で利用料のことで取りやめたと、利用をやめたというのを伺っております。いろいろ担当者や施設の方々からいろいろ説得なりあったらしいですが、やはり負担が重いので、利用できないというふうに言ったということを伺っておりまして、とても残念だと思います。本人にとっても生きがいを失ってしまったところあるだろうなと思います。家族にとっても負担だろうなと想像しているところでは。

全国でも私どもの方で調査して返ってきたアンケートなどで見ますと、何百人かアンケート返ってきただけで利用を取りやめているという方が出ているというふうに伺っております。そういう意味では、障害を持っている方というのはそれゆえに高い報酬を受けられるような仕事につけられない方が多いですし、そういう意味でもわずかですが、年金が出ているわけで、その年金といってもそれだけで暮らせるわけではないですし、その上に家族のいろいろな負担があつてようやく暮らしている方が少なくないわけです。

そういうことを考えたときに今回の自立支援法というのが弱い方々にさらに負担を求めていく、重度であればあるほど負担が重いという何か変な法律だなと、よく考えてもますます弱い人をいじめるような法律ではないかというふうに私は思いますし、そういう点ぜひ施設などにお伺いしてどのようにしたら利用しやすくなるかということの

対策などを考えながら国に対して言うべきことはやはり言っていき、もとに戻せという運動も必要でないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 利用されている方が利用しやすいように、あるいは社会で自立して生活できるようにということについては、考えは同じでございます。したがって、今議員おっしゃられましたとおり、施設側、あるいは利用されている方、それにうちの方と、行政の方ということで相談できるところは相談して対処してまいりたいというふうに思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8議案第41号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第8議案第41号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 14ページで国返還金5,773万8,000円というふうに載っておりますが、その理由についてお尋ねしたいと思います。本人負担が増えたための受診抑制かなと私なりに思うんですが、そういうことだったのだろうかということ。

それから、医療費が高いために払えないという話を時々お聞きしまして、さまざま制度はありますが、一時的に保険で返ってくる部分について病院側から立てかえてもらうような制度があるというふうに伺っていますが、そういったことを市町村で病院に対して申し入れて実際やっているところがあるということを聞きましたが、市ではどうでしょうかということでお聞きします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 この度の補正につきましては、17年度老人保健事業に対する支払基金の交付金及び国の負担金について精算するものであります。医療費の実績に基づいてこの精算が行われるわけですが、支払基金への返還期限が8月ということで毎年6月議会で精算のための補正を行っております。お尋ねの受診抑制等によるものではありません。

また、もう一つ、医療費を窓口で支払えない場合の市としての代替支払いということですが、確かに全国的にはそういう制度を取り入れているところもありますけども、いろいろ医療機関とのやりとりなど非常に難しい課題多くありまして、県

内でも実施しているところございませんし、新庄市でも今のところはその検討、実施に向けた検討というところは行っておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 精算するためには17年度の医療費全体が考えていた予算よりも少なかったということがあったから国に返還できるお金が出たということではないかなと思うんです。そう考えますと、やはり医療費全体が抑制されているというふうにとらえることができるんでないかなと思うんですが、どうでしょうか。

私なりに高齢者などの負担が増えているために一時的な受診抑制が起きているというふうに感じております。具体的に言えば、お金は一万円札とか持っていけないとなかなか不安だというような気持ちにさせられているという話を時々伺っておりますし、そうなるとなかなかちょっと我慢するかなというふうに言っている声も聞いておりますし、負担が重いために医者に行きづらくなっている声をよく聞いております。そういったことによってこういう清算金、国に返すお金が出ているんじゃないかなと私は思っております。

国としては、医療費抑制のために本人の負担をどんどん増やして、今回も国会の最終の方で医療費の負担を上げるという中身が決まった、患者負担ですけど、上がるということが決まったと聞いておりますが、それと今後の老人保健との関係の中で影響出るだろうと思われる項目はどんなものがあるか見ておられるのかお聞きしたいと思います。

その中で特に老人医療の医療保険が今度創設されるというお話があるんですけど、それを年金の少ない方は、多い方は年金から天引きされるんですが、多いというか、多くもないんですが、月年金1万5,000円以上の方は年金から平均して5,000円ぐらい天引きされると聞いておりますが、2年

後から。これがそれ以下の本当にわずかな年金、あるいは年金がないという方、こういう方々は国民健康保険と同じような納付書でそれが請求されるということですが、これがもし払えない場合、今までですと高齢者は間違いなく高齢者世帯だということで病気になりやすいので、保険証を間違いなく発行していたと思います。それが今度は払わない方は、老人医療保険料を払えないという方は保険証をもらえないと、高齢者であってももらえない、発行されないということが法律に盛り込まれていると聞いて大変驚いております。本当にそうなのかお聞きしたいと思います。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 1つ目の医療費の返還に関して受診抑制等によるものではないかという御質問ですけれども、先ほど言いましたように、そうはとらえていません。これらの国あるいは支払基金からのお金は、申請によって概算交付されております。その申請の段階で市としてどの程度まで医療費が増えるかというの見込むわけですが、その見込みの額が多かったことは事実です。中身言いますと、インフルエンザがかなり流行するというような報道がしきりになされたことなどもあって若干多目の医療費を見込んで、そのもとに申請を行って、申請に応じて概算交付された。そして、それが結果的にどうなったかという実績額でこの度のような精算が行われるわけですが、見込額が多かったということはありますけれども、受診を抑制して、その結果少なくなったというものではありません。実際医療費総額についても対象人員は老人保健法改正の経過中でもありまして、5%以上対象人員減っておりますけれども、医療費はほぼ横ばいです。対象人員の減少にも関わらず医療費は横ばいということで、1人当たりの医療費は逆に増えているというような状況にありますから、医者に余りかからなかったために、いろいろなことでかかりにくい状況でかからなかったためにこう

いう返還になったということではないというふうに考えています。

もう一点、この度の医療制度改革法案についてでありますけれども、御存じのように先週14日可決成立いたしましたして、ねらいの1つに医療費抑制、特に増え続ける老人医療費に対してどう国、県、市町村、保険者が一体となって取り組んでいくということが主眼の1つでありまして、お話ありました後期高齢者医療制度、75歳以上の後期高齢者を現在の制度から切り離して独立した医療制度でやっていく。そして、それは都道府県一本でやっていくというようなことが決まりました。どういう内容が主な点かといえば、一番のところはその後期高齢者医療制度の創設なのかなというふうに思っております。

それで、この新しい医療制度20年4月から始まりますけれども、1割の本人負担も出てきます。支払えない場合、確かに現在短期保険証の交付など行っておりますが、この後期高齢者に対してもそれは当てはまってきます。ですから、保険料を払わなかったら保険証をもらえないということは起きます。ただし、現在短期保険証につきましても、また資格証明書につきましても十分な審査で生活実態等十分に勘案した形でそういった措置を行っておりますので、ただ若干遅れたというようなことで機械的に短期証に切りかえるといったようなことはしておりませんので、20年からの話でまだ詰めた議論までしておりませんが、同じような取り扱いで十分な配慮をしていきたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 十分な配慮の中に現在は高齢者世帯の場合は、これは保険証を必ず出すという配慮が入っているんじゃないでしょうか。今現在の配慮の中に。そうしますと、しかし今度の法律はそれを今まで十分な配慮で後期高齢者も含めて高齢者は病気になりやすいし、実際病気、病

院にかかっている人がほとんどと言ってもおかしくないぐらいなので、必ず保険証を出すということが今度の法律でできなくなるといいますか、出さないという非常に冷酷な法律になったと聞いております。私は、新庄市においてそういうことを絶対やってはならないと思うんです。やはり誰でも高齢者になりますし、誰でも健康に一生懸命気をつけて精一杯健康に生きたいとみんな願って頑張っておられますが、やはり最後は誰かのお世話にならねばならなくているわけです、誰でも。そういう意味では、それを保障するという意味でぜひ新庄市では高齢者世帯の場合は今までどおり発行するという立場で、保険証を持っていたくという立場でやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 新しい法律、先週成立したばかりなので、まだ市全体としての見解を持っているわけではありませんけども、現在は確かに年齢だけでこの資格証明書等の対象にしていけないという部分がありますが、今度はそこが違ってくると思います。現在資格証明書を出している方の中には悪質といいますか、確信犯的な、私は絶対に納めない、何かぐあい悪くなったら、そのときは自分で現金全部払うというようなことで、どういう接触をしても払わないという人もいます。もし高齢者でもそういう悪質な未納者が出てきたら、私は同様に扱うべきなのかなと思っています。ですから、今度の新しい法律を機にその辺も若干の見直しはすべきだろうと思っております。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第42号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

清水清秋議長 日程第9議案第42号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 1ページ、老朽管更新工事請負費というようなことで補正されております。新庄市の老朽管については、前々からいろいろと更新時期に来ているんだということで布設替えをしているようですが、現在更新をしているところも含めて漏水が確認されているようなところ、現場ございますか。

例えばこの間沼田小学校のわきを通ったら、ちょうど校舎の敷地内だったんですけども、漏水があったようだということでいろいろ用務員さんも含めて業者と何か掘り起こしをやっておったんで

すけども、その辺は御存じでしょうか。

高橋 敦水道課長 議長、高橋 敦。

清水清秋議長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 今回の御質問の配水本管につきましては、現在のところ路上に湧出、出ている水はちょっと確認されていません。ただ、配水本管から給水管を経て自宅、それから学校等にいつているわけですが、給水管につきましてはその各戸の給水管の老朽化に伴いまして漏水という現状はございます。

以上です。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 配水の方だということによろしいでしょうか。

高橋 敦水道課長 議長、高橋 敦。

清水清秋議長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 学校の敷地内の給水管です。給水管が漏水していると、そういうふうに聞いています。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議

案第42号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

清水清秋議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 御苦労さまでございます。

私から議会運営委員会の報告を行います。

本日午前10時50分より議員協議会室において委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件についての協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第3号高金利引き下げに関する意見書の提出についての議会案と議員派遣の件の計2件は本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議会案1件、議員派遣の件の計2件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号高金利引き下げに関する意見書の提出について及び議員派遣の件の計2件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時02分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第10 議会案第3号 高金利引き下げに関する意見書の提出について

清水清秋議長 追加日程に入ります。日程第10 議会案第3号 高金利引き下げに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小嶋富弥君。

(9 番小嶋富弥議員登壇)

9 番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。

高金利引き下げに関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成18年6月19日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員、小嶋富弥、賛成者、同じく小野周一、斎藤義昭、新田道尋、柴田忠志、平向岩雄、今田雄三であります。

高金利引き下げに関する意見書。

全国の破産申立件数は、平成14年以来20万件台という高水準にあり債務整理を必要とする多重債務者が200万人に及ぶと推測され、「自己破産」「一家離散」「自殺」「児童虐待」「犯罪」を引き起こす要因となっており、深刻な社会問題であります。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられます。現在、超低金利の状況にありながら、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は利息制限法が定める貸付上限利率を超えて「出資の受入れ、預り金及び金利等の取

締りに関する法律」(以下「出資法」)の上限利息である年29.2%(日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%)という高金利を受け続けています。出資法の上限金利は異常なまでに高金利であり、少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は「資金需要者の利益の保護を図る」という立法趣旨及び、貸金業規制法自体の目的規定に反していると考えられます。同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者については、その必要性はないこと、電話担保金融の社会的、経済的需要はきわめて低いことから、両者の54.75%という特例金利も廃止すべきです。さらに、利息制限法と出資法の制限利率の差、いわゆる「グレーゾーン」問題解決のため現行金利を引き上げることは多重債務をいっそう深刻にするものです。

以上により、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制がなされるよう下記の法改正がなされること及び、利息制限法の制限利率を引き上げないことを強く要望するものです。

記。1. 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。

2. 利息制限法の上限金利を引き上げないこと。

3. 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし返済」規定を撤廃すること。

4. 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛、法務大臣宛、金融担当大臣宛。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号高金利引き下げに関する意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

清水清秋議長 日程第11議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議員研修会へは全議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議

員研修会へは全議員を派遣することに決しました。

閉 会

清水清秋議長 ここで市長よりごあいさつがございました。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 6月定例議会、御審議誠にありがとうございました。一般質問はじめ種々の質疑の中でいろんな課題を指摘あるいは意見を頂戴いたしました。特に定住促進、交流人口をいかに増大するか、また中心市街地の活性化に対してはどうか、また農業問題のこともありました。市町村合併のこともございました。いろんな課題が山積しております。特に国政レベルで今回総理が交代というふうなことで、今まで歩んできた改革路線がどういう方向にいくか、これも重大な関心を持って我々は見詰めていかなければいけないというふうに思います。三位一体の改革と同時に地方分権がこれからますます進展していくというふうな中で一層この地域の力強さ、これを蓄えていかなければいけないというふうに思っているところであります。ちょうど上四半期、4分の1、18年度経過いたしました。職員一同これからまさに本番になりますので、今後とも気を緩めることなく全力を尽くして市政執行のために頑張っていきたいというふうに思います。

それから、もう一点、先ほど文教厚生常任委員長の方からもお話ございましたが、中学校において不祥事が立て続けと言ったらよろしいんでしょうか、発生いたしました。後ほど教育委員会の方からもお話ありますが、これを決して教育委員会部局のことというふうにとらえることなく、市全体の問題として市職員にも課長を通じて今後とも綱紀粛正に努めるように厳重に申し渡したところ

であります。これからもぜひそういうことも含めて職員一同頑張っていきますので、なお一層議員の皆様方の御指導と御支援のほどよろしくお願い申し上げます。6月議会の審議に対する御礼の言葉にさせていただきたいと、このように思います。大変御苦労さまでございました。（拍手）

清水清秋議長　ここでこの6月30日付けをもちまして退任されます監査委員荒川修也君よりごあいさつがございます。

監査委員荒川修也君。

（荒川修也監査委員登壇）

荒川修也監査委員　一言ごあいさつ申し上げます。

任期半ばでございましたが、市長さんのお許しをいただきまして、退職することになりました。私個人の一身上の都合ということでございますけれども、お引き受けいただきまして、本当にありがとうございました。議長さんはじめ議員の皆さんには御同意をいただきながら任期半ばでございすけれども、大変申し訳なく思っております。

就任6年、その間社会情勢が非常に変わりました。自治体も大変苦労している真ただ中でございます。そんなことで平成の大合併、これはできませんでしたが、まだまだ続いている問題でございす。それから、バブルがはじけまして三位一体の改革、こんなことで自治体にも財政面では非常に厳しくなっているのではないかなというふうに思ったところでございす。その間各種事業の見直し、行政改革に取り組んだということは大変重要な時期ではなかったかなというふうに思っています。特に財政改革をいち早く取り組んでいただきまして、その成果が徐々にではありますけれども、あらわれてきているのではないかなというふうに思いますので、市長さんの英断と、それから議員の皆様方の御協力ではなかったかなというふうに思っております。それにもまして、また職員が非常に一生懸命に事業評価なんかをなされまして、過去にいろいろな私どもも経験したことのないような時代に直面して職員

が一生懸命に頑張っているなということを目の当たりに見まして、感心をしたところでございす。

人間年をとるとともに特技とか趣味が変わってまいります。最近私特技と聞かれますと、健忘であるということが私の第1の特技ではないかなというふうに思います。近所にけん坊という飲み屋がございすけども、そのせいではございせんけども、認知症のある1つの過程ではないかなというふうに自分なりに思っているところでございす。

また、趣味はと聞かれますと、趣味は最近料理というふうに答えることにしております。20年ほど前に友達から1冊の本が送られてきました。これは、友達の子供の結婚式の何かお引き物だということなんですが、余ったので、私に届けてくださったのだと思いますけども、しばらく本棚の隅でごみをかぶっておりますけども、最近その本をちょくちょく見ながら少し勉強をしております。その本は、「日本のおかず」ということで土井勝という料理研究家の本でございすけども、その中で家庭料理は家族の顔が見えることが一番大事だし、また見えなければならぬということが書いてございました。本人の健康は大事でございすけども、家族の顔が見えるような料理をつくりたいと思って日夜努力をしております。新聞の切り抜きとか、それからテレビを見ながら思いつき、意のままにつくる楽しさということを最近思っております。

また、仕事を通じまして市民の目といいますか、市民の意を体して仕事をさせていただいたつもりでございす。特に経済性、有効性、効率性といいますか、そういった3点の観点の中で仕事をさせていただきました。これもやはり料理と同じように市民の顔が浮かんでこなければならぬのではないかなというふうに思ったところでございすけども、残念ながらその意を十分体した仕事でできたのかなというふうに思っております。

なお、後任の方は行政の大ベテランでござい

すし、また新たな角度から仕事になされるのではないかなというふうに御期待を申し上げているところでございます。

最後になりましたけども、議長さんはじめ議員の皆様方の御健勝と御活躍と、それから特に市長さんには健康に留意されまして、「いい人～いい街～いい暮らし」の目標に向かって市政を運営していただければ非常にありがたいと思いますし、私も市政の一員として陰ながら応援させていただきたいなというふうに思います。また、執行部の皆さんにつきましてもその意を体しまして頑張っていたければ新庄市がますます発展するのではないかなというふうに御期待を申し上げ、新庄市のさらなるいやさかを御祈念申し上げながらごあいさつとさせていただきます。どうも本当にいろいろお世話さまでした。ありがとうございました。
(拍手)

清水清秋議長 続きまして、今定例会で同意され、7月1日より監査委員に就任されます國分政嗣君よりごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

(國分政嗣君登壇)

國分政嗣君 荒川委員の後任ということで選任、御同意いただきまして、誠に身の引き締まる思いであります。あわせて非常に光栄に存じております。まだまだ内外ともに非常に厳しい情勢が続いておりますが、市政の事務の円滑な執行のために微力を尽くしたいというふうに存じておりますので、議員各位の皆様におかれましては一層の御指導をお願い申し上げるものでございます。大変僭越ではございますが、御礼とごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

清水清秋議長 以上で6月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 佐 藤 悦 子

〃 〃 新 田 道 尋

午前11時20分 閉会

平成18年9月定例会会議録(第1号)

平成18年9月8日 金曜日 午前10時00分開会
議長 清水 清 秋 副議長 新 田 道 尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢高 孝 敦
神室課長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博 夫
教育委員	伊藤 輝 彦	教育課長	佐藤 和 悦
教育次長	奥山 芳 雅	生涯教育課長	小野 光
生涯学習課長	大江 雅 夫		黒 坂

選挙管理委員会
委員長
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小 関 俊 也
國 分 政 嗣
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
委員長
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 1 8 年 9 月 8 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第 6 号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 議案第 4 3 号新庄市教育委員会委員の任命について

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第 6 議案第 4 4 号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 7 議案第 4 5 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 6 号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号字の区域及び名称の変更について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号市道路線の認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号平成 1 7 年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号平成 1 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号平成 1 7 年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号平成 1 7 年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号平成 1 7 年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号平成 1 7 年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 6 号平成 1 7 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 7 号平成 1 7 年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 5 8 号平成 1 7 年度新庄市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 決算特別委員会の設置
- 日程第 2 2 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 2 3 議案第 5 9 号平成 1 8 年度新庄市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4 議案第 6 0 号平成 1 8 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5 議案第 6 1 号平成 1 8 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6 議案第 6 2 号平成 1 8 年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7 議案第 6 3 号平成 1 8 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8 議案第 6 4 号平成 1 8 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9 議案第 6 5 号平成 1 8 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 0 議案第 6 6 号平成 1 8 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告者はございません。

それでは、これより平成18年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において山口吉静君、金利寛君を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る9月1日午前10時より議員協議会室において、委員7名出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました9月定例会の運営について協議をい

たしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成18年9月定例会日程表のとおり、本日から9月21日までの14日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、報告1件、議案7件、決算9件、補正予算8件、請願1件の計26件であります。

案件の取り扱いにつきましては、報告1件、議案第43号の人事案件につきましては、本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第44号から議案第58号までの15件につきましては、本日一括上程、提案説明後、平成17年度決算を除いた議案6件について総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。平成17年度決算9件につきましては、本日全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。議案第59号から議案第66号までの平成18年度補正予算8件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略して9月21日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は8名でありますので、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月21日までの14日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会 議は 9 月 8 日から 9 月 21 日までの 14 日間と決ま した。

平成 18 年 9 月 定例会 日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第 1 日	9 月 8 日	金	本 会 議	議 場	午前 10 時	開会。市長の行政報告。報告（1 件）の説明。人事案件（1 件）の上程、提案説明、採決。議案（6 件）、決算（9 件）の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算（8 件）の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	止副委員長の互選
第 2 日	9 月 9 日	土	休 会			
第 3 日	9 月 10 日	日				
第 4 日	9 月 11 日	月	本 会 議	議 場	午前 10 時	一般質問 柴田忠志、斎藤義昭、 渡部平八、小嶋富弥の各議員
第 5 日	9 月 12 日	火	本 会 議	議 場	午前 10 時	一般質問 今田雄三、金 利寛、 佐藤悦子、石田千與三の各議員
第 6 日	9 月 13 日	水	常任委員会	総 務 (議員協議 会室)	午前 10 時	付託議案の審査
				産 業 建 設 (議員協議 会室)	午後 1 時 30 分	付託議案、請願の審査
第 7 日	9 月 14 日	木	常任委員会	文 教 厚 生 (議員協議 会室)	午後 1 時 30 分	付託議案、請願の審査
第 8 日	9 月 15 日	金	決 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	平成 17 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計決算の審査
第 9 日	9 月 16 日	土	休 会			
第 10 日	9 月 17 日	日				

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第 11 日	9 月 18 日	月	休 会			敬老の日
			決 算			平成 17 年度一般会計、特別会計、

第12日	9月19日	火	特別委員会	議 場	午前10時	水道事業会計決算の審査
第13日	9月20日	水	休 会			本会議準備のため
第14日	9月21日	木	本 会 議	議 場	午前10時	決算特別委員長報告、討論、採決。 各常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算（8件）の質疑、討論、採決。

日程第3 市長の行政報告

清水清秋議長 日程第3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 おはようございます。9月定例会に御参集、誠に御苦労さまでございます。長期にわたりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告として3点御報告申し上げます。第1点目でございますが、後期高齢者の医療広域連合の設立について御報告申し上げます。御承知のとおり、本年の6月の通常国会において医療制度の改革関連法案、これが可決されました。その中で、超高齢化社会を展望した新しい医療保険制度体系の実現を図るために、平成20年4月に75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度、これが発足することになりました。現行の老人保健制度を抜本的に変える大きな医療保険制度改革が動き出しておりというふうなことでございます。この後期高齢者医療制度でございますが、都道府県単位に全市町村が加入する広域連合という組織体を創設して運営していくものであります。

財源構成でございますが、国、県、市町村が50%、国保被用者保険など、現役世代からの支援が40%、後期高齢者本人の保険料が10%というふうになっておりまして、住基情報の提供、保険料の徴収等の事務を市町村が行いまして、財政、その他運営全般は広域連合が行うこととなります。この法律

の成立を受けまして、山形県におきましても8月1日でございましたが、県内全市町村長、これを委員とする広域連合準備委員会が発足いたしました。

今後の日程であります。本年の12月、県下の全市町村の議会において、広域連合組織の基本的な事項を定めた規約について御審議いただく予定となっております。可決されれば、今年度中に広域連合が設立されまして、その後連合議会において関係条例が定められ、平成20年4月の新制度スタートというふうなことになりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

第2点目でございます。消流雪用水事業について御報告を申し上げますが、これについては平成16年3月に策定いたしました第2次新庄市総合雪対策基本計画の中で、雪国新庄、これの特性を生かした雪に強いまちづくり、これを目指しまして定住促進を推進する重要な施策というふうに位置づけております。

この計画の概要につきましては、16年9月議会の冒頭で行政報告をさせていただいたところであります。市民認識度調査の結果でも御承知のように、除排雪の強化はもちろんのこと、流雪溝の整備と安定した水源確保について、多くの市民から求められております。

そうした中で、最上川を水源としている国営新庄農業水利施設、これを活用した試験通水を平成14年度と15年度において実施いたしまして検証した結果、流雪溝の水源として利用することが可能であるというふうなことが実証されたところであ

ります。ただし、最上川の用水とする基本的な考えは、これは市街地に流下する自然流水、これを最大限に活用することはもちろんのこと、増量対策、これも講じながら、不足する水量を最上川から補水するというふうな考えであります。

試験通水の結果を受けまして、これまで国、県、市で構成いたします新庄市消流雪用水調整会議において、平成18年度から継続的な通水に向けまして、水利使用の許可、また土地改良財産他目的使用承認、それと電気料金の低減の検討及びというふうなことで、それぞれの課題を関係機関の御指導を仰ぎながら協議を重ねて、整理をしてきたところであります。

これまでの協議の中で、課題の1つであります水利使用については、現在においても協議中ではありますが、許可期間は通達に基づきまして3年となり、3年ごとの新規扱いとなる暫定水利権、この扱いになるようでございます。

2つ目の課題であります。土地改良財産、これの他目的使用の協議であります。この施設使用料については、無償として局と本省間で調整中ではありますが、冬季使用にかかわる経費については、14年、15年の試験通水時、これと同様、1カ月当たり約300万円の試算というふうになっております。

3つ目の課題であります。電力料金の協議についてであります。これまでも消流雪用水電力の創設について要望をし、また協議を重ねてまいりましたが、全国的に見ても同一の規模を持つ施設、これは他にないため、新庄市だけ新たな創設は困難であるというふうな回答をいただいております。

ただ、自然流水、これを最大限に活用して、気象条件により、どうしてもこの水量が不足するというふうな場合において、最上川の補水というふうなことになるわけではありますが、現行の電力料金制度の中で、本計画にあった最も経済的な料金設定の提示というふうなことでこれを受けておりますので、これによって1カ月とした場合の経費

であります。約900万円というふうな試算というふうな踏んでいるところであります。

以上、特に課題としておりました3点につきまして協議した結果を報告させていただきましたが、いずれにいたしましても大詰めの段階に入っているところでありますので、今年度の厳寒期には自然流水の動きと降雪状況、これを勘案しながら通水が実現できるよう、一層加速した協議、これを進めてまいりたいというふうに思います。

現在、財政再建中ではございますが、今年度から当市の主要事業として流雪溝、この整備を復活いたしました。あわせて構造上支障となる箇所についても、修繕等で改善しておりますので、第2次総合雪対策基本計画に基づき事業を進めてまいりたいというふうに考えております。さらに、市民協働の観点から、流雪溝の適正な利用方法等を流雪溝利用組合と連携を密にして、効率的な運営を図られるよう努めてまいる所存でございますので、以上よろしくお願い申し上げます。

3点目ではありますが、県立新庄病院の監査法人の報告について御報告申し上げます。新聞等でご覧になったというふうに思いますが、山形県は県立病院の現状分析評価と今後の経営のあり方について、監査法人に調査業務、これを委託しておりましたが、8月31日にその報告書が提出されました。

この報告書によりますと、5つ県立病院がありますが、そのうち中央病院並びに鶴岡病院、日本海病院の新型の救命救急センターは、将来も県が運営し、県立新庄病院と河北病院、そしてまた救急センターを除く日本海病院は、県と市町村による一部事務組合で運営するのが適当というふうな提案になっております。

報告書のとおり実施されますと、新庄病院は県と最上地区8市町村による運営となりますが、運営主体を変えるというふうなことは、県内の地域間の医療格差、これを一層大きくすることとなって、また市町村には大きな財政負担になるという

ふうに考えられます。現在でも医師が定着しない状況がありますし、また地元出身の看護師が少ない状況の中で、一部事務組合で医療従事者が確保できるかどうかというふうなこと、これも大変疑問であります。

また、住民の方にとっても、医師がさらに不足し、また診療科目が少なくなれば、他の山形市等の病院に行かざるを得なくなるというふうなことで、負担も増大することになりますので、将来にわたってもやはりこの県立新庄病院については、県として、県立病院として運営していただきたい、すべきものだというふうに考えます。そういうことから、県立病院としての存続と、これまで地域の総意として要望してまいりました。現在、大規模改修を行っていただいておりますが、最終的に全面改築、これを求めていく所存でございます。地域医療の確保、また向上のために、ぜひ議会の皆さん方と手を携えて、県立病院の存続のために今後も頑張っていきたいというふうに思いますので、どうぞひとつ皆さん方からもぜひぜひ御協力方お願い申し上げたいというふうに思います。

以上、3点について御報告申し上げました。

日程第4報告第6号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

清水清秋議長 日程第4報告第6号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

助役八鍬長一君。

(八鍬長一助役登壇)

八鍬長一助役 おはようございます。報告第6号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この度の報告は、地方自治法第243条の3第2項

の規定によりまして、議会に報告することになっております平成17年度新庄市土地開発公社の決算でございます。平成17年度の決算につきましては、去る5月16日に公社監事の監査を受けまして、その後5月29日の理事会におきまして出席理事全員の承認をいただいております。

それでは、お手元の新庄市土地開発公社決算書の1ページをお開きください。1、平成17年度新庄市土地開発公社事業報告書について御説明申し上げます。

1、概況。(1)総括事項でございますが、平成17年度におきましては、保有宅地529.88平方メートルの処分を行い、契約金額は834万1,405円となり、平成18年度への繰り越しは10事業用地4万4,885.85平方メートルで、金額は9,542万6,384円となっております。明細につきましては、11ページ、12ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成17年度の事業概要であります。梨ノ木関屋線用地1区画194.01平方メートルの売却を行いました。往環東地区宅地分譲用地1区画335.87平方メートルを売却し、2区画742.66平方メートルの買い戻しを行いました。

以上、申し上げました事業を実施いたしましたところ、7ページの損益計算書の最後に記載されておりますとおり、平成17年度は56万6,994円の純利益となっております。

1ページにお戻りいただきまして、(2)理事会議決事項、(3)行政官庁の主な許認可事項等を記載しておりますのでご覧ください。

2ページであります。 (4)役員に関する事項は、平成18年4月1日現在の役員の就任状況でございます。

3ページをご覧ください。(5)登記に関する事項は、平成17年度に処理いたしました登記事項別に件数、筆数、備考欄には事業地名と理由を記載しておりますので、ご覧ください。(6)主たる契約事項のイ、土地の売買契約等には平成17年

度に契約を行いました契約の相手方、年月日、内容、面積、契約金額を記載しておりますので、ご覧ください。

次に、4ページをお開きください。2、平成17年度新庄市土地開発公社決算報告書の御説明をいたします。（1）収益的収入及び支出であります。収益的収入の決算額は936万7,456円となりました。内容は、土地造成事業収益、預金利子及び雑収益であります。収益的支出の決算額は880万462円となりました。内容は土地造成事業原価及び販売費及び一般管理費であります。

なお、明細につきましては、14ページ付表の事業外収益の雑収入及び販売費及び一般管理費をご覧ください。（2）資本的収入及び支出の資本的収入及び資本的支出はございません。

5ページをご覧ください。3、平成17年度新庄市土地開発公社資金収支表の御説明をいたします。これは平成17年4月1日から平成18年3月31日までの受け入れと支払いについての資金収支をそれぞれの項目別に記載してあります。受入資金Aから支払資金Bを差し引いた金額1億5,543万3,303円は、翌期繰越金となります。

6ページをお開きください。財産目録につきましては、平成18年3月31日現在で、公社の資産と負債の内訳をそれぞれに記載してございます。当公社における純財産は2億5,585万9,687円となっております。

7ページには損益計算書、8ページには貸借対照表を、9ページにはキャッシュフロー計算書を記載し、ただいま御説明いたしました決算報告書の収益的収入支出並びに財産目録の内容を記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、これまで御説明申し上げました事業内容といたしまして、10ページ以降に決算附属明細表を記載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

以上で平成17年度新庄市土地開発公社の決算について御報告をさせていただきました。

清水清秋議長 本件は報告事項でありますので、御了承を願います。

日程第5議案第43号新庄市教育 委員会委員の任命について

清水清秋議長 次に、日程第5議案第43号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第43号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

新庄市教育委員会委員5名の方のうち、2名の方が平成18年9月30日をもって任期満了というふうになります。このため教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方ではありますが、阿部浩悦さん、大泉満佐子さんであります。参考といたしまして、経歴を添付しておりますが、両氏とも本市の教育行政を推進していただく上で誠にふさわしい方々であるというふうに存じます。

阿部浩悦さんは引き続き、また大泉満佐子さんは新任となりますが、どうぞひとつ御審議をいただきまして御同意賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第43号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第43号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

議案 15 件一括上程

清水清秋議長 日程第6 議案第44号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第20議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの15件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第44号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

改正の理由は、議案末尾記載のとおりであります。地方自治法の一部改正に伴いまして、条文の整理を行うものであります。従来、地方公共団体が管理する公の施設の管理委託は、地方公共団

体の出資法人等の公的団体に限定されておりましたけれども、平成15年の地方自治法一部改正によりまして、指定管理者制度が導入されたことから、従来の管理委託制度については、平成18年9月1日までの3年間の経過措置期間の中で整理を行うものとされております。現行のわらすこ広場等の6施設の設置及び管理に関する条例の中には、従来の管理委託制度に関する条項がございますので、この3年間の経過措置期間の終了に伴い、各施設の設置及び管理に関する条例の条文の整理を行うものであります。

議案第45号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。内容は国保の出産育児一時金及び葬祭費の額の改正であります。出産育児一時金、葬祭費の額は従来から健康保険法の額を基準に定めているところでありますが、この度限られた財源において重点的に少子化対策を進めるというふうな趣旨で、基準としております健康保険法施行令の額が改正されましたことから、本市においても同様の趣旨で改正するものであります。出産育児一時金は、支給基準額が30万円から35万円に改正されましたので、基準額のとおり5万円を引き上げ、35万円にするものであります。また、葬祭費につきましては、基準とする額が10万円から5万円に改正されたことに伴いまして、6万円に改正するものであります。これは従来から基準としておりました健康保険法で定める額並びに各市町村の支給水準、これを考慮し、そしていろいろ検討を重ねた結果、6万円に改正するものであります。

議案第46号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。改正の内容は、法律の施行に伴いまして、福祉事務所設置条例第3条の職務に障害者自立支援法による障害者の自立支援に関すること、これを加えるものであります。

議案第47号指定管理者の指定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末

尾に記載しておりますとおり、わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の指定につきましては、施設の利用調整から維持管理面に至るまで、一連の管理運営業務を適切に図れるものと判断し、株式会社東北情報センターを指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。なお、指定期間は平成18年12月1日から平成21年3月31日までの2年4カ月間というふうにするものであります。

議案第48号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。本案は県営経営体育成基盤整備事業、柏木山地区において土地改良事業の施行の結果、従来字の区域と定めていた道路、水路及び土地の区画が新たな区画に基づいた道路、水路及び圃場として設置されたことに伴い、これに基づいて新たな境界を設定することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により御提案申し上げます。

議案第49号市道路線の認定について御説明申し上げます。本案末尾記載のとおり、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定する必要があるので提案するものであります。その内訳といたしまして、新規認定路線が6路線で、廃止する路線はございません。新たに認定する各路線であります、下西山6号線は民間の宅地開発により整備され、市に帰属される道路であります。明倫中学校前線は昭和46年ごろに民間により整備され、この度市に帰属される道路であります。村東向田線、六軒家向田線、六軒家小泉線の3路線は、県が農免農道整備事業向田地区、向田2期地区により、泉田の村東地区から小泉までの区間を整備したものであり、その完成に伴い、市が譲渡を受け、認定する道路であります。下山屋線は県道金沢五日町線と市道中関屋山屋線を連絡する道路で、関屋地区の圃場整備事業によって創設されたものですが、この度市に帰属される道路であります。道路法の第8条第2

項の規定によって御提案申し上げます。

議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算関係8議案につきましては収入役職務代理者より、議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定については水道課長よりそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御認定くださいますようお願い申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より配付されております決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から賜りました意見については、今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

以上、私の方からの説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 収入役職務代理者、会計課長矢口喜一郎君。

(矢口喜一郎収入役職務代理者登壇)

矢口喜一郎収入役職務代理者 議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について御説明申し上げます。

初めに、決算書46ページの平成17年度新庄市会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。一般会計と特別会計の合計は、収入済額260億5,993万3,467円、支出済額255億4,530万9,487円であります。この8会計の収入済額と支出済額の合計は、それぞれの予算現額の合計に対して99.66%の収入率及び97.69%の執行率となっております。

次に、各会計ごとに御説明申し上げます。4ページに戻っていただきまして、議案第50号一般会計でございますが、4ページの歳入1款から6ページの21款までの収入済額の合計は147億1,603万

6,804円で、予算現額147億2,141万2,150円に対し、99.96%の収入率、調定額152億1,496万4,663円に対し、96.72%の収納率となりました。

収入未済額の合計は4億3,525万1,850円となり、その内訳は1款市税が4億1,919万8,693円、12款分担金及び負担金が371万3,900円、13款使用料及び手数料が437万8,850円、繰越明許に伴います14款国庫支出金の672万1,000円及び20款諸収入の123万9,407円であります。

不納欠損額は、1款市税で6,119万8,609円となりました。また、1款市税の調定額に対する収納率は90.20%となっております。

次に、10ページ、歳出の1款から12ページ、14款までの支出済額の合計は144億7,784万6,260円で、予算現額に対する執行率は98.35%となりました。翌年度繰越額の1,222万円は、平成17年度繰越明許費であります。また、歳出決算による不用額は2億3,134万5,890円となりました。

歳入総額より歳出総額を差し引いた残額は2億3,819万544円ですが、実質収支額はこの額から繰越明許費の充当一般財源分の29万9,000円を差し引いた2億3,789万1,544円となり、このうち5,000万円を財政調整基金に積み立てましたので、実質の平成18年度への繰越額は1億8,789万1,544円となります。

次に、議案第51号国民健康保険事業特別会計ですが、14ページの歳入、1款から10款までの収入済額の合計は37億5,565万4,707円で、予算現額に対する収入率は101.59%となり、そのうち1款の国民健康保険税の収入済額は13億9,602万5,554円で、調定額に対する収納率は82.04%となっております。

収入未済額は2億8,453万5,204円となり、不納欠損額は2,105万4,337円であります。

16ページの歳出では、1款から10款までの支出済額の合計が35億7,923万9,677円で、予算現額に対して96.82%の執行率であり、不用額は1億1,750万5,323円となりました。

歳入歳出差し引き残額は1億7,641万5,030円で、平成18年度へ繰り越しとなります。

次に、20ページから22ページ、議案第52号交通災害共済事業特別会計ですが、歳入の1款から5款までの収入済額の合計は、調定額と同額の1,534万7,576円で、予算現額に対する収入率は103.09%となりました。

歳出では、支出済額の合計が1,079万3,391円で、予算現額に対する執行率は72.50%であります。

歳入歳出差し引き残額は455万4,185円となりましたが、このうち300万円を交通災害共済基金に積み立て、残りの155万4,185円を平成18年度への繰越金として処理いたしました。

次に、24ページから26ページ、議案第53号老人保健事業特別会計ですが、歳入の1款から6款までの収入済額の合計は、調定額と同額の35億7,345万8,916円で、予算現額に対して97.14%の収入率となりました。

歳出では、1款から3款までの支出済額の合計が35億3,782万5,708円で、予算現額に対して96.18%の執行率であり、不用額は1億4,066万2,292円となりました。歳入歳出差し引き残額は3,563万3,208円で、平成18年度への繰り越しとなります。

続いて、28ページから30ページ、議案第54号公共下水道事業特別会計ですが、歳入の1款から7款までの収入済額の合計は15億1,635万6,216円で、予算現額に対する収入率は99.85%、調定額に対する収納率は99.62%となりました。

収入未済額は、受益者負担金が142万7,440円、下水道使用料が403万1,618円の合計で545万9,058円となっております。不納欠損額は28万3,679円あります。

歳出の1款から3款までの支出済額の合計は15億1,501万7,691円で、予算現額に対する執行率は99.76%となりました。歳入歳出差し引き残額の133万8,525円は、平成18年度への繰り越しとなります。

次に、32ページから34ページ、議案第55号農業集落排水事業特別会計であります。歳入の1款から5款までの収入済額の合計は8,861万5,339円で、予算現額に対する収入率は98.56%、調定額に対する収納率は96.99%となりました。

収入未済額は、分担金が149万5,194円、使用料が125万2,679円の合計で274万7,873円であります。

歳出では、1款及び2款の支出済額の合計が収入済額と同額でありますので、予算執行率も収入率と同じとなり、差し引き残額はございません。

次に、36ページから38ページ、議案第56号営農飲雑用水事業特別会計であります。歳入の1款から5款までの収入済額の合計は3,212万1,298円で、予算現額に対する収入率は98.96%、調定額に対する収納率は94.42%となり、使用料の収入未済額は189万9,765円であります。

歳出は1款のみで、支出済額は収入済額と同額の3,212万1,298円で、98.96%の執行率となり、歳入歳出差し引き残額はございません。

最後に、40ページから42ページ、議案第57号介護保険事業特別会計であります。歳入の1款から9款までの収入済額の合計は23億6,234万2,611円で、予算現額に対し98.55%の収入率、調定額に対する収納率は99.47%となりました。

介護保険料の収入未済額は950万670円となり、不納欠損額は316万7,960円であります。

歳出では、1款から6款までの支出済額の合計が23億385万123円で、予算現額に対する執行率は96.11%となりました。歳入歳出差し引き残額は5,849万2,488円で、平成18年度への繰り越しとなります。

以上、平成17年度一般会計並びに7特別会計の決算の概要について御説明を申し上げました。なお、附属資料といたしまして、46ページには会計別歳入歳出決算総覧、52ページから268ページには各会計の歳入歳出決算事項別明細書、272ページから279ページには各会計の実質収支に関する調書、282ページ以降に財産に関する調書を添付してお

りますので、ご覧いただきたいと存じます。

これで議案第50号から議案第57号までの平成17年度一般会計並びに各特別会計決算について説明をおわりますが、十分なる御審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました一般会計及び各特別会計決算について、監査委員の監査報告をお願いいたします。

監査委員國分政嗣君。

(國分政嗣監査委員登壇)

國分政嗣監査委員 それでは、平成17年度新庄市各会計歳入歳出決算審査意見書について御説明を申し上げます。

意見書の2ページから御説明申し上げます。地方自治法及び細目の規定によりまして、審査に付されました一般会計及び各会計、さらには各基金の運用状況につきまして審査をいたしましたので、ご覧の審査意見書を提出いたしました。

5ページをお開きいただきたいと思います。5ページ、まず審査の対象ということで、一般会計及び国保会計以下7特別会計並びに財産に関する調書、各基金と運用状況について審査をいたしました。

方法でございます。7月25日、市長から審査に付されました17年度各会計、基金の運用状況について、諸帳簿、書類等を照合調査し、あるいは関係職員の説明を聴取するなどの方法により、法令その他の規定に沿って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施をいたしましたところでございます。なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に法律の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしておりますので、省略いたしました。

審査の結果でございます。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は、法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれの設置の目的に沿って運

用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。決算等の概要及び意見は次のとおりでございます。

第4決算の概要の説明につきましては、省略をさせていただきますので、後ほどご覧をいただきたいというふうに存じます。

それでは、29ページをお開き願います。第5むすびということで、全体について概要、意見を記してございますので、やや長くなるかと思いますが、朗読をさせていただきます。

むすびといたしまして、2行目から我が国の経済は企業収益が改善し、個人消費も緩やかに増加しており、雇用情勢についても厳しさが残るものの、改善に広がりが見られ、景気は回復しています。県内経済についても、緩やかな回復基調にあると言われますが、その実感は薄いのが現状であります。一方、地方財政においては、いわゆる三位一体の改革は結果的に国の財政再建が優先されようとしており、地方における景気回復も遅れ、地方交付税や地方税の先行きに大きな不安を抱かざるを得ない状況でございます。

それでは、まず一般会計につきましてでございます。財政再建2年目となる本市の平成17年度一般会計予算でございますが、歳入においては地方譲与税は増収するものの、市税や地方交付税は微増の見通しのため、財政調整基金などの繰入金と財産売払収入を見込み、予算総額は前年とほぼ同額ということでスタートしたところでございます。

歳入決算額は147億1,603万7,000円で、前年度と比べると地方譲与税、地方交付税の増収に対し、市税、地方消費税交付金、国庫支出金、財産売払収入、臨時財政対策債などの減収により、4億1,683万6,000円、2.8%の減となっています。市税の収入済額は44億2,247万3,000円で、軽自動車税を除くすべての税目で前年度を下回り、4,149万4,000円、0.9%の減収となりました。

一方、収入未済額は4億1,922万7,000円、内訳として現年度分は1億2,526万5,000円、滞納繰越

分として2億9,396万2,000円に上り、不納欠損額も6,119万9,000円となり、収入率は90.2%、現年度分が97.1%、滞納繰越分が9.7%と、前年度より1.6%低下し、平成9年度の96.7%から6.5%下がっております。

本市の市税の収入率は県内でも上位にありましたが、景気の低迷などにより、年々低下をいたしております。収入未済額の増加は将来の不納欠損額の増加につながり、歳入の確保を損ないかねず、市民負担の公平の観点からも重要な問題でございます。特に固定資産税と入湯税について、これまで以上に実効ある対策を望むものでございます。

次、歳出決算額は144億7,784万6,000円で、前年度より3億7,510万4,000円、2.5%の減となっています。衛生費、農林水産業費などで増加いたしましたが、総務費、商工費で大きく減少しております。これは最上広域組合分担金エコプラザ最上費の増、農業振興費、果樹園芸振興費の増、最上広域組合分担金広域交流センター費の減、職員給与費の減などが主な要因になっています。

以上のように、歳入歳出ともに前年度に比べ減少し、実質収支は2億3,789万2,000円の黒字、単年度収支は4,193万4,000円の赤字となっております。一般会計における財政指標として、財政基盤の強弱を判断する財政力指数は0.495で、前年度0.490より0.005ポイント高くはなっていますが、ほとんど変わらないと言ってよろしいと思います。財政構造の良否及び弾力性を示す経常収支比率は99.5%で、前年度99.2%より0.3ポイント悪化をしております。これは人件費と公債費は減少いたしましたが、最上広域組合分担金などを含みます補助費等あるいは扶助費、特別会計への繰出金の増に加え、市税あるいは臨時財政対策債等の経常一般財源等の収入が減少したことによります。

次に、性質別に歳出を分けた場合の義務的経費ということで、特に弾力性の乏しい公債費、市債の元利償還金による財政負担の度合いを判断する指標の1つであります起債制限比率は16.4%で、

前年度16.1%より0.3ポイント高くなりました。公債費の一般財源に占める割合を示す公債費比率は22.0%で、前年度22.9%より0.9ポイント下がって改善されました。

また、歳出を性質別に見ると、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の比率は51.0%で、前年度50.8%とほぼ同じ、投資的経費は5.9%で、前年度8.0%より2.1ポイント下がっております。市債残高は190億6,807万円で、前年度202億3,549万円より11億6,742万円減少しております。財政再建計画では、本市の標準財政規模程度、100億円未満を目標にしておりますので、なお一層抑制に努める必要があります。

次に、特別会計についてでございます。7特別会計の合計は歳入決算額113億4,389万7,000円で、前年度比2億8,224万2,000円、2.6%の増、歳出決算額は110億6,746万3,000円で、前年度比1億8,073万8,000円、1.7%の増となっております。

国民健康保険事業の歳入決算額は37億5,565万5,000円で、前年度より8,069万4,000円、2.2%の増、歳出決算額は35億7,924万円で、前年度より911万円、0.3%の増となっています。国民健康保険税の収入率は82.0%となり、前年度85.4%より3.4ポイント低くなっています。不納欠損額は2,105万4,000円で、前年度より742万9,000円、54.5%の増、収入未済額は2億8,455万円で、前年度より4,514万3,000円、18.9%の増となっております。収入未済額が毎年確実に増加しておりますので、未収金対策の一層の強化を望むものでございます。

公共下水道事業の歳入決算額は15億1,635万6,000円で、前年度より9,274万5,000円、6.5%の増、歳出決算額は15億1,501万8,000円で、前年度より9,401万2,000円、6.6%の増となっています。管渠整備の進捗により、使用料の増収も見られ、快適な生活環境や公共水域の水質保全に対する市民の関心と下水道事業に対する需要は高まっております。今後とも適切かつ効率的な事業運営に努められるよう望むものでございます。

介護保険事業の歳入決算額は23億6,234万3,000円で、前年度より7,627万8,000円、3.3%の増、歳出決算額は23億385万円で、前年度より8,229万9,000円、3.7%の増となっております。介護サービスの需要は順調に伸び、給付実績も計画どおり推移をしております。今後とも適正な保険料の賦課徴収並びに適切な介護給付を行い、円滑な事業運営に努められるよう望むものでございます。

以上のように、平成17年度各会計の運営は「新庄市財政再建計画」に沿って着実に進められていると認められますが、このことは市民の深い理解と協力によるものであることを改めて銘記するとともに、今後の国の地方財政対策や本市の財政需要をよく見極め、決して気を緩めることなく、引き続き行財政改革に取り組み、本市のさらなる飛躍の基盤を確立されるよう望むものでございます。

なお、32ページ以下につきましては、審査資料を添付してございます。ご覧いただきたいと存じます。

以上が平成17年度一般会計及び7特別会計の決算審査の意見でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、農業委員会斎藤事務局長より、都合により欠席する旨の欠席願が出ておりますので、御了承お願いいたします。

次に、平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを説明願います。

水道課長高橋 敦君。

(高橋 敦水道課長登壇)

高橋 敦水道課長 それでは、議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

2、3ページをご覧ください。決算報告書（税込み）により御説明申し上げます。初めに（1）収益的収入及び支出でございます。第1款収益の予算額合計は13億4,750万8,000円、決算額合計は13億6,578万2,460円で、予算額に比べまして1,827万4,460円の増でございます。

次に、第1款費用の予算額合計は12億8,013万3,000円、決算額合計は12億4,560万3,228円で、執行率は97.3%でございます。

次に、4、5ページをご覧ください。（2）資本的収入及び支出の第1款資本的収入の予算額合計は1億1,230万1,000円、決算額合計は1億1,367万1,136円で、予算額に比べまして137万136円の増でございます。

また、第1款資本的支出でございますが、予算額合計は6億4,863万5,000円、決算額合計は6億3,608万3,608円で、執行率は98%でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額5億2,241万2,472円は、過年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、6ページをご覧ください。損益計算書について御説明申し上げます。1、営業収益10億6,727万8,609円。2、営業費用10億2,287万7,608円でございます。3、営業外収益2億4,458万4,745円。4、営業外費用1億8,387万2,660円ございました。したがって、経常利益は1億511万3,086円となります。5、特別利益はございません。6、特別損失176万3,330円でございます。その結果、当年度純利益は1億334万9,756円となりまして、前年度繰越利益剰余金を加えますと、当年度未処分利益剰余金は1億7,039万500円となります。

続きまして、7ページをご覧ください。剰余金計算書でございます。1、減債積立金、2、建設改良積立金、当年度の末残高を合計した積立金の合計は7億354万3,916円となります。

次に、8ページをご覧ください。資本剰余金でございますけれども、当水道事業はこれまでに資本として調達いたしました国庫補助金、工事負担

金等の内訳でございまして、翌年度繰越資本剰余金は57億8,481万4,117円となっております。

9ページは、剰余金処分計算書（案）でございます。当年度未処分利益剰余金が1億7,039万500円となっておりますので、（1）の減債積立金へ6,000万円、（2）の建設改良積立金へ6,000万円、残額の5,039万500円を18年度に繰り越すものであります。

続きまして、10、11ページをご覧ください。貸借対照表でございますが、資産の部として1、固定資産の合計は140億3,489万3,025円、2、流動資産合計は16億9,727万2,303円、3、繰延勘定合計は5,552万円でございます。したがって、資産の合計は157億8,768万5,328円となります。

また、11ページの負債の部でございますけれども、負債合計で3,017万8,328円となります。

次に、資本の部でございます。6、資本金の（1）自己資本金と（2）借入資本金の合計は90億9,875万8,467円となります。7、剰余金の（1）資本剰余金と（2）の利益剰余金の合計は66億5,874万8,533円となります。

なお、記載の決算指標であります損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表には消費税及び地方消費税は含まれてありません。

以上が平成17年度新庄市水道事業会計決算諸表についての御説明でございます。

次に、水道事業会計決算附属書類であります、12ページに水道事業報告書、21ページに水道事業会計収益費用明細書、28ページに固定資産明細書、30ページに企業債明細書を記載しておりますので、ご覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成17年度新庄市水道事業会計決算についての御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました水道事業会計決算について、監査委員の監査報告をお願い

いたします。

監査委員國分政嗣君。

(國分政嗣監査委員登壇)

國分政嗣監査委員 それでは、平成17年度新庄市水道事業会計決算審査意見書について御説明申し上げます。

まず、5ページをお開きいただきたいと思います。審査の概要ということで、審査の期間及び要領を記載してございます。3、審査の結果でございます。審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令に基づいて作成され、水道事業の経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

6ページ以下の決算の状況につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

17ページをお開き願います。むすびということで、概要審査意見を記してございます。2行目から当年度の収益的収支を前年度に比較すると、営業収益は給水需要の低下により、わずかではあるが減少しています。一方、営業外収益では上水道高料金対策及び企業債利子償還金の他会計補助金や加入金が増加したため、事業収益は増加しております。収益的支出は石綿セメント管及び老朽管の布設替など、建設改良工事の促進を図り、営業費用の資産減耗費は増加しております。営業外費用の支払利息が減少し、純利益1億335万円となっております。同様に資本的収支は建設改良工事の促進に伴い、収入額が支出額に不足する5億2,241万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補てんをしております。

施設効率性の点では、普及率は前年度に比較し、0.5%増加しております。要因は人口変動、行政区内人口や給水人口の変動によるものでございます。有収率は前年度に比較して1.5%増加しております。要因は無収水量及び無効水量の減少により

ます。配水管の破裂事故がなかったこと、例年見られる漏水事故も数少なく、軽微なものであったことなどが挙げられます。これは老朽管更新事業の取り組みの成果と考えられ、さらなる促進に期待を寄せるところでございます。なお、事業成果の検証をつまびらかにして、今後の参考にしていただきたいと思います。

本市の水道事業の経営には景気の低迷や人口減少などによる水需要の落ち込みや多額の企業債償還、老朽施設の更新、営農飲雑用水の統合、未給水区の解消、未収金対策など、多くの課題があります。今後におきましてもさらに経営基盤の強化を図るとともに、良質な水の安定的供給のため、引き続き計画性の高い企業経営を推進されることを望むものでございます。

なお、18ページ以下につきましては、審査資料を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上が平成17年度水道事業会計の決算審査意見でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

清水清秋議長 これよりただいま説明のありました平成17年度決算を除く議案第44号から議案第49号までの6件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 議案第45号について、国民健康保険の条例の一部を改正する条例の制定についてを総括的に伺いをしたいというふうに思いますが、この条例の施行が10月の1日ということで、今期定例議会が終わるのが9月の21日で本会議終了するわけですが、それからわずか10日ぐらいで施行というふうになるのですが、その事務手続が煩雑で、間に合うのかどうなのか、1点懸念しますので伺いたいという点1点と、それから健康保険法施行令の改正のために行うものでありまして、改正は出産育児一時金が現行の

30万から35万円、埋葬料が現行の10万、新庄市は7万なわけでありますが、それを定額の5万に引き下げるといふ、この健康保険法施行令の改正についての条例の改正なのですが、当市は6万円ということでありますが、村山だとか東根だとかはもう5万円にということで、尾花沢が6万のようでしたけど、ほとんどが5万ということなのですが、この6万にされた意図をお伺いしたいというふうに思います。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 1点目の議決日と執行日の関係、ずっとたどりますと確かに厳しい日程になっておりますが、8月30日に施行令が告示になったというようなこともございまして、急な日程にはなっておりますけども、一応議案のとおり可決いただければ、9月末のお知らせ版で額が改正されたことを周知を図りまして、また支給の際にも改正趣旨等も含めて御説明し、混乱のないようにしたいと考えております。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 出産費につきましては、基準どおり30万から35万というふうなことに御提案申し上げているわけでありますが、葬祭費につきましては、基準が10万から5万円というふうに引き下げがありました。この点につきましては、今の少子化時代に国保会計の中でも重点的にこの少子化対策をやっていこうというふうな意図からこういうふうな基準、健康保険法が改正されたというふうに考えます。

そういう中で、6万円とした理由というふうなことでございますが、従来からも健康保険法で定められた基準について、これを十分に参考にしながら、この支給額を決めてきたところでありますが、今回もこれをベースとして考えて、そして他の市町村とのバランスといいますか、そういうことも十分に参考にさせていただきながら、この6

万円というふうなことにさせていただきました。

あくまでも財政対策のために上げ下げするというふうなことではなくて、今のこの社会情勢の中でいろんなことを勘案しながら、基準額は5万円でありましたけども、結果的にはそれに、基準額より1万円上乗せした6万円というふうなことで御提案申し上げているところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) よくわかりましたけども、じゃもう一点ですが、超高齢化社会と医療技術の高等というか、充実によって、国民健康保険税が平成15年度、16年度で引き上げ、17年度は辛うじて今回の決算でもなったようではありますが、基金も取り崩しをずっとやっていた状況の中で、来年度も国民健康保険税が上げなきゃどうかというこれからの審議に入るとは思いますが、こういうふうなところに影響がどうなのかという1点と、それから市長が行政報告をされたわけでありますが、その中で後期高齢者の医療広域連合の設立についてということで、これから細目にわたってのいろんな部分を議論されると思うのですが、この広域連合、75歳、後期高齢者の人方の家族はまた別になるんでしょうけども、そのときの埋葬料も平成20年度から施行ということですが、5万になるんではないかというふうに思われますが、この点との整合性はどうか。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 まず、広域連合との関連でございしますが、1年半後になりますか、広域連合がスタートする、そのときに葬祭費についても連合の方でというふうに決定されるというふうに思いますが、それまでは今御提案申し上げます6万円ですでさせていただいて、その時点で改めて検討を加えていきたいというふうに思います。

国保会計については、15年度、16年度、保険料の改正をさせていただきました。16、17年度につきましては、黒字というふうなことでございまして、医療給付費がやはり15、16、17と大変増えてきております。そういう点から、一方保険料の収入が減というふうなことで、これからはやはり基金の取り崩し等も考えて対応していかなければいけないというふうには思っておりますが、何とか現状で頑張っていきたいと、このように今のところ考えているところでございます。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 今日御説明になった議案について、決算特別委員会でいろいろお話出んですが、その際に向かって水道会計並びに下水道ですか、それから一般会計のいわゆる事業の予定価格に対する落札率というものはどうなったのか。と申しますのは、農業土木のいろいろな問題がありまして、課徴金も何億というような、そういうことになったんですが、そして市でも一般競争の導入とか、予定価格の公表とか、そのときは確か落札率が下がったわけです。その後、1年なり2年して、平成17年度の場合は各事業によって一番高い落札率はどのぐらいで、一番安かった落札率とはどのぐらいであったかということを決算委員会まで、下水道なり水道なり、所管の課長さんたちが、その場でお聞きしてもちょっと難しいと思うので、今私はここで言っているんです。ひとつお願いします。

それから、今国保の件が私どもの委員長であります金さんからいろいろな御意見が出ましたので、私は文教厚生委員会に所属しておりますので、なお今まで2回も協議会をやりました。その際にいろいろお話をさせてもらおうかなと思っておりましたが、委員長自ら触れておりましたので、私も言うてようございませうか、議長。付託されますので。

清水清秋議長 意見を許します。

7 番（渡部平八議員） 市長の答弁聞いておりますと、葬祭費が前は10万であったと。10万出しておらなかったわけだ、基準どおり。今回は下がったから下げると。それから、国保会計が厳しいと。どこをもって厳しいと言う。基金の積み立てが3億1,000万ぐらいあるんですよ。16年、17年度の黒字繰り越しが七千何ぼ。そうした中で国保会計が厳しいというのはどこを言うて出てくるんだ、そういう数字。

この3億何がし基金たまったということは、15、16とも税率の改正によって、国保の加入者1万七千何百人の増税によって基金がたまったわけ。私もそのとき文教厚生委員会に所属しておりました。できるだけ上げるべきでない。そして、この葬祭費も7万ですよという、これは国保の加入者に対する約束事です、約束事。

それから、市長は他町村を参考にしたと言われましたが、私ども委員会でも第1回の協議会で、山形とか東根とか天童とか、そういう市、よく他市並みというんですが、他市並みでなく、産業基盤であり、経済状況であり、似たような最上郡の町村はどういうふうになっているかということ調査してみてくださいと言って、その数字が出ました。そのときに、火葬場の使用料、葬祭費の支給、霊柩車の有無、いわゆるみんな葬祭に関する費用です。これをトータルしたときに、新庄市は最上郡でも通信簿で言うて3の下、中の下ですよ。町村を参考したなら、なぜ町村並みにしなかったのか、この度。私は非常に矛盾を感じます。

それから、広域連合のときに時点で考えたとおっしゃっておりますが、それならなぜ、12月の規約、本議会でも審査されると。今9月です。3カ月足らずでなぜ待つことできないのか。

最後に、この議案の第5条、6条の改正を今回は出産一時金だけを35万にして、葬祭費は従前のおりということにしてもらいたいと思います。とくと考えて、委員会までその答えを、そのときに、我々委員会のときに説明をしてください。

以上です。言いたいこといっぱいありますが、文教委員会でやりますので、以上です。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

5 番（斎藤 敏議員） 議長、斎藤 敏。

清水清秋議長 斎藤 敏君。

5 番（斎藤 敏議員） 議案第45号、今皆さんがおっしゃったように、なぜ減らさなくちゃなんないんだ。生と死なんていうのは、これは人間にとって一番大事なことなんですよ。それで大体1年間にどのぐらい死ぬんですか。大体400人ぐらいだと思うんだ。それ800万円ぐらい減らしたところでどうってことないんじゃないですか。新庄市は平成6年に福祉都市宣言したんでしょう。何かよその市町村と違ったところがあってもいいんじゃないんですか。福祉都市宣言なんかどこでもできますよ、言うだけなら。何にもやっていないんじゃないですか。

ちょっとそういう点から一考を要すると、そう思うんですけども、最近は葬式なんていうと物すごく金がかかるわけですよ。自分の家でやらないで、エバーホールとか玉泉院とか、それで立派な車で来るわけです。その車だって市役所から行くのと萩野から行くんじゃない相当違いますから、これは値段も。そういう物入りのときに、死んだ人に対して新庄市に尽くしたというふうなことで、葬祭費を上げたという前例があるんですが、それを今さらここへ来て何でそれを減らさなくちゃならないんですか。たった800万ぐらいですよ。何かつくるなんか言うよりもよっぽど安いと思うんですけども、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 市長と同じ答弁になるかと思いますが、この度の健康保険法の改正という国の改正趣旨は、限られた財源の中で少子化対策に重点化するというものでありました。新庄市もその重点化の必要性というのは当てはまることでありまして、その考え方で今回出産育児一時金が引

き上げられ、葬祭費が引き下げられましたが、その考え方で上げるべきものは上げ、下げなければならないものは下げるという考え方です。

国保会計上、影響ないだろうということですが、特には妥当な額はという観点からいろいろ検討したものであります。国保会計と全く無関係とは言いませんが、額の検討の視点で一番のポイントにしたのは健康保険法という、基準とする額で、それに加えて他とのバランス、他市町村という意味もありますし、他の保険加入者とのバランスということもございます。例えば我々共済組合なども10月1日からは5万円の定額制に全部変わりますし、他の保険についてもそのようになりますんで、国保としても市町村とのバランスとともに、他の保険に入っている人とのバランスも関わなければならないのではないかなというふうなことであります。

また、福祉都市宣言に関しては、斎藤議員からすれば極めて不十分だということになるのかもしれませんが、平成6年の健康福祉都市宣言以降、各町内に健康福祉推進員を配置といいますか、選出をお願いして、その方々を対象にした「かがやき講座」という研修事業であるとか、健康福祉まつりの実施であるとか、そういったものを展開しております。今後なお福祉都市宣言にふさわしい形の保健事業というものはいろいろ充実させていきたいというふうに考えております。

5 番（斎藤 敏議員） 議長、斎藤 敏。

清水清秋議長 斎藤 敏君。

5 番（斎藤 敏議員） 6月の14日の医療費改定法案強行採決されたわけですけども、それによって今までの老人の医療費が1割から2割負担になると。そして、しかも市町村によって国民健康保険が違うんですよ。だから、新庄からどこか、大阪へ行ったら。物すごく高くなって払えなくなってしまうと。これでそういう保険難民がいっぱい出ているわけよ。

そこで、だから少しだけでも、焼き場へ行った

って金を市から余計取られると言ったら、それこそもう大変な保険難民が新庄市からも出るかもしれないんだよ。そういう点、考えたことがありますか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 この度の医療制度改革、医療に関する保険制度を将来にわたり維持していくという基本的な目的で改正されております。ただし、その内容は今御指摘あったように、医療費の抑制というのが全体に流れるものでありますから、医療費の抑制ということは、結果的には患者本人の負担が増えるというふうな面も多分にあります。

いろいろな制度改革の中で、この出産育児金の引き上げ、葬祭費の引き下げというものも国においては決まったわけですが、御質問ありました保険難民という言葉、私もちょっとよく勉強していないんですが、その言葉自体は。ただ、20年4月あるいはそのころスタートする制度が幾つかありまして、例えば療養病床が大幅に減らされる。その結果、そこに今入院している方がどこに移ればいいか。今の現状では明確な状況になっていないと。20年4月の制度スタートまでには何とかするという国の方針が示されている程度というようなものもございますから、確かに今後制度改革に伴う施設、その他の諸整備は進められていかなければならないものと思っておりますし、市長会などもそういった要望活動は展開しております。

以上です。

5 番 (斎藤 敏議員) 議長、斎藤 敏。

清水清秋議長 斎藤 敏君。

5 番 (斎藤 敏議員) 国民健康保険税払えない人が何人いるんですか。大体46人でしょう。それで、少しずつ払っている人が400人ちょっと。これ前から比べたらずっと増えているわけです。これが、こういうことをやればますます増えてきますよ。やっぱり死んだ人に対しては、新庄市が尽くしてくれたんだという感謝の念を持って、少しく

らいのところは減らさなくたってやっていけるんじゃないかと思うんだけどな。それならもう福祉都市宣言なんかした意味がないですよ。全国で初めて福祉都市宣言したなんてテレビでみのもんたなんか言ったって、そんなの何にもならないんですよ。一考を要します。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 今、話し合われております議案第45号の葬祭費のことについて、私も質問させていただきたいんですけど、最後亡くなったときに、最低やはりひつぎが必要だと思うのです。そのひつぎ料などはお調べになったのか。各市ではひつぎ料を考えてということで、考えておられるという市があったと聞いているんですが、そこら辺はお調べになっているのかということで、この間も協議会でお聞きしたわけですが、ここの場でもう一度お調べになっているのか、改めてお聞きしたいと思います。

清水清秋議長 ただいまの意見、ずっと聞いておりましたら、説明のありました協議会等で、常任委員の方々の意見だけでございます。意見を許さないというわけじゃないんですが、極力協議会をもって行われた厚生常任委員会でありますから、その中で担当課の方で説明があったわけで、その辺も踏まえて質問を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 金委員長が、厚生常任委員長で、よく本会議の総括質疑のときは付託の委員会にかけられるんだから控えるべきだとよく持論でおっしゃっていたような気がするんですが、それでもなおやはり言わねばならないということで、責任者である金委員長がこの議場で言わねばならないことをおっしゃったというのは、私はやはりそれはそれで重要なことだと思うんです。

私もやはり協議会で、この案件についてどうするということは協議会で2回ほどお話の場がありました。しかし、そこでお聞きしても、調べなかったということのまま終わっていたこともありましたが、私は協議会の場で調べなかったというふうにやはり課長さんからお聞きしていたわけで、改めて出してきたということは、調べた上でこの議案として正式に出してきたと思いますし、この場で本当に調べてきたのか。調べてどう考えてきたのか、そのことをやっぱりこの本会議の場でお聞きする必要があると思ってお聞きしているわけです。

清水清秋議長 佐藤悦子君、質問は何ですか。

1 番(佐藤悦子議員) ひつぎの料金を調べたか。最低のひつぎ、やはりどんな方もひつぎが必要なわけで、亡くなれば。そういったことをお調べになったのか。今まで火葬料が有料になったということが負担となってきたし、それに亡くなった場合、絶対にどんな方でも必ず多分必要なのは火葬だし、そして霊柩車というか、運んでいただく車料がやはり2万円ぐらいかかりますし、その上ひつぎがやはり必要だと思うんです。ない方はほとんどいらっしゃらないと思うんです。どんな宗派であれ、どんな方であれ、この3つについては、亡くなったときには最低必要なことだと思うんです。私は葬祭料ということを考えたときには、そういったことを網羅できる、そういうものであってほしいと願っています。その辺のひつぎの料のことにについて調べたかということをこの間お聞きしたわけですが、ぜひこの場でも調べたかお聞きしたいんです。

清水清秋議長 協議会の中で質疑されたと思うんですが、その中で各担当部署でのどういうふうな対応をされたか、ちょっと私聞いておりませんが、その辺のやりとりの中での質疑かと思います。

ただいまの質問に対して御答弁。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 葬祭費、ひつぎ代、火葬場使用料、霊柩車代、そういったものを全部見るべきだというお話でしたけども、新庄市の場合、家族がお亡くなりになったときにかかる全体経費の一部を助成するという考え方で、何に相当する額を葬祭費として支給するという考え方ではありません。

ただ、この考え方はいろいろありまして、例えば天童市ですと、ひつぎ代相当分という決め方をしております。天童市の場合6万円ですけども、ひつぎ代調べたかというお話ありましたが、ひつぎも額的に大変幅ありました。それで、ただ新庄市の決め方がひつぎ代相当分というような決め方ではありませんので、6万円の根拠としてはその分だということでもありません。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 健康課長の方から全体経費の一部を補助するという考えだということでありましたけども、それは悪くないというか、悪いとは思っていないです。しかし、実際かかる費用を考えても、ひつぎ料で市内で業者からお聞きしたところ、最低でも5万から7万はかかっております。霊柩車代も約2万円だし、火葬料は無料から1万円になっておりますし、最低でも8万円から10万円はかかるという状況であります。その一部補助として7万円の支給だったのを6万円に引き下げるとするのは、住民の福祉向上が自治体の目的だと思うんですが、行政の仕事だと思うんですが、それに逆行するのではないかなと思うんです。

平八議員もおっしゃっていましたが、17

年度の国保会計は単年度経常収支で約8,000万円の黒字でした。基金が約3億1,000万円になっており、基金が7,000万円も増やされております。国保の死亡者というのは、多くは高齢者で、葬祭費というのは市の高齢者福祉の一環ではないかと思うんです。そういう意味では、市の裁量で決定できる内容でもあります。ですから、基金もあるわけですから、住民の福祉切り下げや葬祭の切り下げはその部分だけ取り下げる考えがないか、もう一度お聞きします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 先ほども言いましたけども、新庄市の葬祭費の考え方は葬儀といいますか、お亡くなりになった場合にかかるいろいろな経費の全体に対する助成ということです。火葬場使用料や霊柩車代や、そういうものに特定してということではありませんので、全体、最低誰でもかかる額がこのぐらいだから、葬祭費は8万から10万といったような考え方は、私どもとしてはできません。

あと国保会計も先ほど市長から申し上げたとおりです。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第21 決算特別委員会の設置

清水清秋議長 日程第21決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第50号から議案第58号までの平成17年度一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業会計決

算の認定を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

清水清秋議長 これよりただいま設置されました決算特別委員会の選任を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第22 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第22議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。議案、請願の委員会の付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

平成18年9月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
決 算 特 別 委 員 会 議 案（ 9 件）	○ 議案第 5 0 号平成 1 7 年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 1 号平成 1 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 2 号平成 1 7 年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 3 号平成 1 7 年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 4 号平成 1 7 年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 5 号平成 1 7 年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 6 号平成 1 7 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 7 号平成 1 7 年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○ 議案第 5 8 号平成 1 7 年度新庄市水道事業会計決算の認定について
総 務 常 任 委 員 会 議 案（ 1 件）	○ 議案第 4 4 号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議 案（ 3 件）	○ 議案第 4 5 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第 4 6 号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第 4 7 号指定管理者の指定について
産 業 建 設 常 任 委 員 会 議 案（ 2 件） 請 願（ 1 件）	○ 議案第 4 8 号字の区域及び名称の変更について ○ 議案第 4 9 号市道路線の認定について ○ 請願第 4 号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願

議案 8 件一括上程

します。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（ 高橋榮一郎市長登壇 ）

清水清秋議長 日程第23議案第59号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から日程第30議案第66号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算8件を一括議題といた

高橋榮一郎市長 議案第59号から議案第66号までの一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第59号一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ3,821万7,000円を追加いたし、補正後の予算総額を132億8,981万6,000円とするものであります。

歳出予算の主な補正内容について御説明いたします。第1に、去る7月28日の豪雨により、農地や市道、さらには住民の生活を脅かすような災害が発生いたしました。その復旧のため、6款農林水産業費と8款土木費並びに11款災害復旧費にあわせて2,000万円ほどの追加がございます。

第2に、先に行われました「区長と市長のまちづくり会議」において要望されました道路あるいは側溝、流雪溝等の補修にかかわる予算が8款土木費に590万円ほどの追加がございます。

第3に、春の人事異動並びに早期退職に伴う職員給与費の補正でございます。一般会計全体では3,200万円ほどの減額となっております。

また、営農飲雑用水事業特別会計におきまして、工事委託料2,500万円の追加でございますが、これは山屋地区に安定的な飲料水を供給するための施設改修費でございます。

なお、一般会計歳入歳出予算補正の詳細と特別会計の補正内容につきましては政策経営課長に、水道事業会計の補正予算の内容につきましては水道課長に説明させていただきますので、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願いいたします。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

(小笠原謙一政策経営課長登壇)

小笠原謙一政策経営課長 それでは、議案第59号一般会計補正予算(第2号)により御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ3,821万7,000円を追加し、補正後の総額は132億8,981万6,000円になります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2 ページから4 ページまでの第1表歳入歳出予算補正を後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、5 ページの第2表地方債の補正であります。市長説明にございました災害復旧費の財源であります。地方債の追加が2件であります。変更の4件につきましては、補助事業費の内示に伴う財源の組み替えによるもの2件、今年度起債許可予定額の内示による変更が2件であります。

8 ページからの歳入であります。初めに地方特例交付金及び地方交付税につきましては、7月に算定事務がありまして、その結果に基づき予算化を図ったところでございます。今年度の地方特例交付金は、従来の減税補てん分8,564万円に、児童手当拡充分1,276万4,000円が加わり、交付決定額は9,840万4,000円でございます。当初予算額との差額2,940万4,000円を増額いたしました。普通交付税の交付決定額は41億2,721万5,000円で、県内の市町村が減少している中で、前年度対比1.2%の増となりました。当初予算39億2,000万円に比べ、2億721万5,000円の増となりましたが、このうち3,887万6,000円を予算化したところでございます。

14款国庫支出金では、1項3目災害復旧費国庫負担金に種活沢地区及び前波地区の農地災害復旧事業費負担金として200万円、市道金堀沢線、本合海八幡線及び二ツ屋稲崎線の道路橋りょう災害復旧事業費負担金として932万7,000円の追加であります。

9 ページ、2項3目土木費国庫補助金では、道路街路の地方道路整備臨時交付金の補助内示に伴う減額となっております。公営住宅家賃対策補助金は三位一体改革によります一般財源化に伴い、今年度から補助廃止となったものでありまして、当初予算編成時におきましては、確かな情報がなく、予算化したことにより、今回の減額とさせていただきます。

15款県支出金では、2項1目総務費県補助金にあります山形県市町村総合交付金20万9,000円の減額は、7月に交付決定された額との差を減額いたしております。

3目農林水産業費県補助金のうち、担い手総合

支援対策事業費補助金は、事業実施主体を協議会が担うことによる減額、国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金は補助内示による減額、競争力強化生産総合事業費補助金は補助要綱の改正により、山形県強い農業づくり交付金に変更しております。山の恵地産地消推進事業費補助金は、特用林産物の販売拡大のための新たな事業展開によります60万円の増額となっております。

4目衛生費県補助金では、昨年もございましたが、小児救急地域医師研修事業費補助金の追加であります。休日夜間診療所の開設に向け、担当する医師や看護師の研修を行うものであります。

また、10ページには地域リサイクル推進モデル事業費補助金30万円は、県補助事業として今年度創設されましたが、当市といたしましては、既に取り組んでおりますバイオマス活用生ごみ収集事業の財源に活用するものでございます。

次に、16款財産収入、1項2目利子及び配当金は、今年7月に貯金利子の改定があり、収入増並びに歳出積立金の増額となっております。また、最上広域森林組合配当金74万9,000円は、平成10年の同組合の総会議決に基づく本市からの出資金1,500万円に対する配当金であります。ただし、これは歳出予算にもございますが、全額同組合への増資となります。

17款寄附金のうち、児童福祉向上寄附金1万円は、新庄最上民謡民舞愛好会会長様から、また老人福祉施設費寄附金は神室荘入所者の御子息様から頂戴したものでございます。

11ページ、19款繰越金は、前年度繰越金の残額515万7,000円を追加いたしました。

21款の市債につきましては、第2表の地方債補正で御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、12ページからの歳出に入らせていただきます。各科目の職員給与費につきましては、総額で3,184万6,000円の減額補正でありますが、市長が申し上げましたとおり、早期退職と人事異動による会計間との各科目間の調整であります。

さらに、昨年度の人勧で地域給が導入され、ほとんどの職員が定期昇給停止の状態となっており、この分の減額も加味をされております。

2款総務費、1項6目財産管理費は、本庁舎等の修繕のため111万5,000円を追加いたしております。

13ページ、9目電算管理費は障害者自立支援法の改正に伴い、システム改修を行うもので、国庫補助金を活用いたします。

14ページ、5項1目統計調査総務費は、各調査委託費の内示によります増減を行っております。

15ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金111万3,000円は、高額医療制度の改正に伴い、システムを入れかえる費用の増額であります。

2目国民年金費の電算処理業務委託料12万6,000円は、社会保険庁への情報提供のための費用で、全額国庫委託金で賄われます。

3目身体障害者福祉費の地域生活支援事業費22万6,000円は、成年後見制度利用支援事業費であります。

16ページ、7目老人福祉施設費の備品購入費10万円は、先ほど申し上げました神室荘入所者の御子息様から頂戴いたしました寄附金を、冷蔵庫を購入し、入所者の生活利便性の向上に資する補正でございます。

2項1目児童福祉総務費の日々雇用職員賃金50万8,000円は、産休保母の代替職員分でありまして、放課後児童対策事業委託料163万5,000円は、学童保育所利用児童数が当初より多くなったことにより、配置保母の1名増員に対するための増額であります。

17ページ、少子化対策地域親子交流推進事業費補助金30万円は、子育て支援のため、県総合交付金の交付決定に伴い、昨年度に続き予算化するものであります。

3目保育所の修繕料58万8,000円は、消防設備や地下タンクの定期点検の際に指摘された事項に対

応するための増額であります。

また、消耗品1万円は、先ほど申し上げましたが、新庄民謡民舞愛好会会長様からいただきました寄附金1万円を遊具購入の一部の財源としての追加補正であります。

続きまして、18ページであります。3項1目生活保護総務費の補正は、嘱託職員の産休に対応した予算の組み替えであります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費のうち、保健衛生総務事業費の7万2,000円の追加は、地域の医師並びに看護師に対し、小児救急医療に関する研修を行う予算であります。

19ページ、6目環境衛生費、曙町第1公衆便所改修工事費の341万2,000円は、同地区の環境整備の一環とした予算の追加であります。

また、8目水道費、上水道高料金対策費繰出金1,422万4,000円は、今年度普通交付税の決定によりまして、既設予算との差を追加するものであります。

20ページになります。6款農林水産業費、1項3目農業振興費の担い手総合支援対策事業費40万円の減額は、事業主体が本市から水田農業推進協議会になることによる予算の組み替えであります。

21ページ、4目畜産業費では、県補助事業の要綱の改正に伴いまして、補助金名称を変更しております。

5目農地費の一般土地改良事業補助金96万円は、7月28日豪雨による農地災害に対しまして、市単独で補助を行う予算の追加でございます。国営造成施設管理体制整備促進事業費は、補助内示による減額補正となっております。

22ページお開きください。2項1目林業振興費の修繕料10万円は、豪雨災害による林道の修繕料で、山の恵地産地消推進事業費補助金60万円は、特用林産物の品質維持のため、保存用冷蔵庫を県の補助を活用して整備する予算であります。最上広域森林組合出資金74万9,000円は、歳入で御説明申し上げましたように、配当金相当額を増資する

ものでございます。

7款商工費、1項2目商工振興費の中心商店街活性化推進事業補助金39万6,000円の減額は、語らい長屋が4月限りで閉店したことによる空き店舗対策補助の減額でございます。

23ページ、8款土木費、2項1目道路橋りょう総務費の道路台帳補正業務委託料110万の追加は、市道認定の議案にございましたとおり、市道延長の増による増額であります。

2目道路維持費567万6,000円の追加は、7月28日の豪雨災害や「区長と市長のまちづくり会議」の要望を反映した予算の増額となっております。また、道路維持センター倉庫移転のため、予算83万円は土地を処分するために支障物件を移転するものであります。

3目道路新設改良費、梅ヶ崎吉沢線整備事業費1,200万円の減額は、地方道路整備臨時交付金の補助内示による減額となっております。

次に、24ページ、3項2目河川維持費54万6,000円の増額も災害関連とまちづくり会議での要望の内容となっております。

4項2目街路事業費も地方道路整備臨時交付金の補助内示による補助事業費の減額を行っておりますが、減額相当分を臨時地方道整備事業債を活用して行う事業に組み替えております。

4目の公園費に157万9,000円の追加がございしますが、これも災害関連とまちづくり会議の要望の内容でございます。

26ページでございますが、6項1目除排雪費の手数料及び備品購入費7万3,000円は、県で使用したロータリー除雪車を譲り受ける予算であります。

次に、27ページ、2目雪総合対策費もまちづくり会議での要望の内容を反映した予算であります。

次に、28ページ、10款教育費であります。2項小学校費並びに3項中学校費の修繕料には漏水の早期発見のための水道遠隔メーター器の交換修繕がございします。

29ページ、4項4目図書館費の修繕料53万円は、

消防設備の点検で指摘がございまして、ハロゲン化物消火設備の修繕料でございます。

次に、30ページ、8目ふるさと歴史センター費の山形ふるさと塾形成事業実行委員会負担金30万円は、県総合交付金を活用した子供の民話伝承事業のための追加でございます。

10目わくわく新庄費は、12月から施設管理を指定管理者制度を活用して行うため、所要の予算措置を行いました。

31ページ、11款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費400万円は、升形種活沢地区及び前波地区の7月の28日豪雨災害によるものでございます。

2款1目道路橋りょう災害復旧費も同様の豪雨により、市道4カ所の復旧工事を行うものでございます。どちらの災害復旧事業費も補助事業対象であり、これに対する市負担はほとんどない見込みでございます。

以上で一般会計を終わりました、特別会計の説明に入らせていただきます。

33ページ、議案第60号国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、2億564万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を38億7,643万1,000円とするものでございます。今年度、10月から保険財政共同安定化支援事業の創設に伴います補正でございます。

次に、43ページ、議案第61号交通災害共済事業特別会計補正予算でございますが、6万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を958万円とするものであります。交通災害共済基金利子収入並びに基金積み立て予算の補正でございます。

続きまして、47ページでございますが、議案第62号老人保健事業特別会計補正予算でございますが、18万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を36億2,804万5,000円とするものであります。今年度、6月の法改正に伴い、老人高額医療費のシステム改修予算でございます。

次に、51ページでございます。議案第63号公共下水道事業特別会計補正予算でございますが、365万

2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を14億9,102万3,000円とするものでございます。処理場設備修繕費の増額や管渠建設補助事業費の歳出科目の組み替えなどがございます。また、55ページでございますが、管渠管理費の補正内容がございませんが、これはその他の財源の使用料と諸収入が同額の増減があったことによるものでございます。

続きまして、57ページ、議案第64号営農飲雑用水事業特別会計補正予算でございますが、2,520万円を追加し、補正後の予算総額を5,266万円とするものであります。山屋地区に安定した営農飲雑用水を供給するため、施設改修を行う予算を計上し、増額いたしました。

61ページ、議案第65号介護保険事業特別会計補正予算でございますが、5,876万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を25億3,613万2,000円とするものであります。平成17年度介護給付費の実績に基づきます国及び支払基金に対する返還金の増額などがございます。

以上、一般会計及び6特別会計の補正予算案の説明を終わります。

よろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 水道課長高橋 敦君。

(高橋 敦水道課長登壇)

高橋 敦水道課長 それでは、議案第66号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、平成18年度新庄市水道事業会計の補正予算(第2号)は次の定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款水道事業収益の既決予定額12億9,740万1,000円に、補正予定額3,922万4,000円を増額し、計13億3,662万5,000円といたします。その内容ですが、第1項営業収益の第2目受託工事収益2,500万円の増額です。これは先ほども一般

会計の方で補正でお話ししました山屋地区営農飲雑用水の改修工事の委託料として計上してございます。

第2項営業外収益の第2目他会計補助金1,422万4,000円の増額でありますけれども、これは上水道の高料金対策の確定に伴う金額でございます。

次に、支出の第1款水道事業費用の既決予定額12億6,386万円に、補正予定額2,451万3,000円を増額し、計12億8,837万3,000円といたします。

その内容ですけれども、第1項営業費用の第3目受託工事費の工事請負費2,500万円の増額と、人事異動に伴う給与、諸手当関係、人件費48万7,000円の減額でございます。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

収入の第1款資本的収入の既決予定額6,979万1,000円に、補正予定額300万円を増額し、計7,279万1,000円といたします。その内容ですけれども、第2項の補助金で石綿セメント管更新事業に伴う国庫補助金300万円の増額であります。

2ページをお開きください。支出の第1款資本的支出の既決予定額5億5,993万円に、補正予定額250万円を増額し、計5億6,243万円といたします。その内容は、第1項建設改良費の固定資産購入費250万円の増額であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8,963万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,606万8,000円及び過年度損益勘定留保資金4億7,357万1,000円で補てんするものといたします。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますけれども、職員給与費の既決予定額1億2,286万6,000円に、補正予定額48万7,000円を減額し、計1億2,237万9,000円といたします。

以上、平成18年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算8件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号の平成18年度補正予算8件は委員会の付託を省略し、9月21日、最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

清水清秋議長 9日、10日は休会であります。翌11日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時36分 散会

平成18年9月定例会会議録(第2号)

平成18年9月11日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清 秋 副議長 新 田 道 尋

出席議員(23名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
24番	金利寛	議員			

欠席議員(1名)

23番 高山和男 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 欽 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大 場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星 川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽 賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会計課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢口 孝 敦
神室 荘 長	奥山 栄 采	水道課長	高 橋 博 夫
教育委員長	伊藤 輝 昭	教 育 長	佐藤 博 夫
教育次長	奥山 芳 彦	学校教育課長	小野 和 夫
生涯学習課長	大江 雅 夫	生涯スポーツ課長	黒坂 光 悦

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業委員
務局員
局長

小 関 俊 也
國 分 政 嗣
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
選挙監農事
査業委員
務局員
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程（第2号）

平成18年9月11日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 柴 田 忠 志 議員
- 2 番 斎 藤 義 昭 議員
- 3 番 渡 部 平 八 議員
- 4 番 小 嶋 富 弥 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成 1 8 年 9 月定例会一般質問通告表 (第 1 日目)

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	柴 田 忠 志	1. 大型店の未納税収対策について 2. 行政組織の改正について 3. 最上キャンパスと今後の活動について 4. 補助、司書教員の登用について	市 長
2	斎 藤 義 昭	1. 建設行政について 2. 環境問題について 3. 総務行政について	市 長 関 係 課 長
3	渡 部 平 八	1. 山交バス運行廃止とその後の対応について 2. 入湯税とその目的にそった支援とその後の納入状況は 3. 中学校給食の実施を	市 長
4	小 嶋 富 弥	1. 長期契約制度について 2. 介護保険について 3. 来年の統一地方選挙について 4. 新庄まつりにについて	市 長 選 挙 管 理 委 員 長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22名でございます。欠席通告者は高山和男君の1名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は8名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

柴田忠志議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、柴田忠志君。

（17番柴田忠志議員登壇）（拍手）

17番（柴田忠志議員） おはようございます。このたび秋篠宮紀子様におかれまして親王がお生まれになりまして、大変喜ばしいことと思われま

す。9月議会一般質問者として最初に登壇させていただきます。いつもはもっと早く事務局で待っておられる方がおりましたので、私としましては意外でありました。新政倶楽部の一員といたしまし

て質問させていただきます。

その前に、今年の251年目の新庄まつりは、好天に恵まれ、例年になく賑わいました。壇上で新庄まつりの質問をされるお二方の町内がこのたび歴史センターに入りました。誠にめでたうございます。後ろの方で新庄まつりの御質問者がおいでになりますので、これぐらいにいたします。

ところで、市長、藤沢周平さんのかなり愛読者だとお聞きになっておりますが、「上意改まる」の短編小説として、戸沢藩を取り上げておりますが、1度や2度の新庄での取材では細かく町内や寺の場所など書けるものでしょうか。後書きに戸沢奎三郎氏の御配慮に感謝しておりました。城下町としての新庄の歴史、文化をもっと大切にしていきたいと思ひます。

このたびの一般質問に農林課に対して一本も質問がないのは珍しいと思ひます。決算の折、多くの議員より質問されることを望みます。

前置きが長くなりましたが、通告に従ひ質問いたします。

大型店の未納税収対策についてであります。新庄ショッピングビルの税の未納についてお尋ねいたします。新庄ショッピングビル株式会社は、昭和57年12月21日、資本金1,000万円で北本町商店街の新庄市における中心部に設立いたしました。目的は、不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介、2つ目は駐車場の経営、3番目は広告塔の賃貸、4番目は食堂、喫茶の経営、5つ、前各号に付帯する一切の業務であり、役員は商店街の各店主の方々でありました。その中にオーナー的立場の渡辺繁之氏が取締役に入っておられます。現在は、資本金2,000万円で、役員は渡辺千鶴子氏及び渡辺繁之氏の親族の方々であります。

このビルの状況は、5階にスイミング、4階にわらすこ広場が利用され、新庄ショッピングビルに対し賃貸料は払われておるはずですが、その未納対策はどのようになっておられるのでしょうか。

8月30日、山新のトップに県内市町村の実質公債費比率、新庄市は29.9%で、県内で最も高くなった理由に山形新幹線新庄延伸に伴う施設整備費、上下水道会計への繰出金や最上広域市町村圏事務組合の負担金などが主な要因、このような形でトップとはいかがでありますか。

6月議会で平向議員が中心商店街の振興策に関する質問をされておりますように、改正市街地活性化法が施行され、中心部に賑わい回復をねらう中で、シャッター通りからくしの歯が欠けた商店街になりつつあります。

しかし、8月7日、読売新聞のトップに「100円商店街の挑戦」として、南本町、北本町100円ショッピングイベントが紹介され、山形新聞8月22日、「改正市街地活性化法が施行され、地方再生へ新たな枠組み。中心部賑わい回復ねらう」、さらに9月2日、同じ山形新聞に「自主性、やる気、発想力」と鼓舞されております。厳しい財政の中で、一税務課だけの問題を通り越し、市全体の大きな関わりとしてとらえるべきと思います。市長には、早急な対応に努めていただきたいのであります。

次に、行政組織の改正についてであります、新庄市行財政改革大綱実施状況によれば、スリムで機能的な組織づくりとありますが、平成17年度、平成18年度は第1次の見直しと見受けられますが、国の方でも県においても小さな政府づくりに着手されております。

新庄市では、今後3年間で退職者数が17年度当初比で30名に及ぶわけで、第2次的に大幅な行政組織の改正が必要と思われます。例えば教育委員会や水道庁舎内における行政組織の改正などはいかがでありますか。指定管理者において、市の施設がそれぞれに移行されるわけで、その点も加味されながら、さらに収入役の件はどのように考えられておるのか、お尋ねいたします。

最上キャンパス今後の活動についてであります、山形大学では最上広域圏全体をキャンパスに見立てて、全国にも例を見ない教育、研究、地域

貢献を展開する新構想「エリアキャンパスもがみ」を平成16年度に発足させ、地域の教育資源を活用した新たな教育活動を開始されました。本取り組みは、これを基盤として、自然と人間の共生をキーワードに、大学と広域圏内双方の人材育成と活性化を図るものであり、財政支援は2,400万以内で、支援期間は3年間とあります。

平成18年度の活動内容と今後学力向上に努めるためにも、教育センターを利用し、ボランティア学生の協力を得ながら、小学生に対し理科教育の充実に力を入れていただきたいのであります。また、山形大学より教育実習で来られた数十名の学生方は、大変一生懸命な姿で、小中学生も感銘を受けたとお聞きいたしました。地域一体となった人材育成、教育力向上に努めていただきたいのであります。

最後に、補助、司書教員の登用についてお願いいたします。特別教育支援法は、教育障害を持った生徒児童に今まで充てられておりましたように、新庄市では独自で8人の先生方を配置され、大変喜ばれておりますが、山形県としては東根市の取り組みを参考にするとのことですが、新庄市では独自に補助、司書教員の登用をお考えいただきたいのであります。

北村山や鶴岡の学校では、司書、給食のパートとして採用し、また補助、司書教員として採用の地区もあります。学校危機管理上でも一人でも多く学校内での勤務の方がおれば何かと安全なことと思われま。

私は、市内3校に配置され、3校ぐらいを受け持ち地区とされ、特に昼食どきの中学校の図書館利用を図られればと考えますが、いかがお考えかお示しください。

簡単ですが、壇上で終わります。御静聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 柴田議員の御質問の第1点目でありましたが、税金の未納対策、固有名詞を挙げられての未納対策どうやっているかというふうなお話がございましたけども、地方税法22条に書かれているとおり守秘義務がございますので、個別の対応については明らかにすることができない、そういう前提で、一般論として答弁をさせていただきたいというふうに思います。

なかなかこの経済状況、よくなっているというふうな一部そういう話もありますけども、我々地方にとってはまだそういうふうな面ではいまだしの感が強いのが私だけではないというふうに思います。そういう中で、やはり事業が失敗といいますが、うまくいかなかった場合とか、そして会社が倒産したりあるいはリストラがあったりというふうなことで、失業も多いというふうなこと、そしてこの特に税金の中でも、その土地及び建物の資産価値に着目して課税されます固定資産税につきましては、これは一種の財産課税というふうなことで、事業収益を生まない資産の所有者にとっては非常に厳しい状況にもあるというふうにも推測されます。したがって、高額滞納者、これもやはり少し増えているというふうな状況にあります。

その収納対策につきましては、いろんな法的手段、これを講じながら、滞納者に対して納税を促しているというふうな状況であります。特に大型店の大口滞納者などのケースにつきましては、法人のこの事業が不振による滞納で、未納額も多額になっているというふうな状況から、不動産の差し押さえ等々もやりながら納税交渉を行っているというふうな状況であります。今後も納税に結びつくような実効性のある滞納処分、これも考慮に入れて、粘り強く交渉をしていくというふうなことになるかというふうに思います。

また次に、先日新聞報道にもございました各自自治体の財政の健全度を示す新たな指標として、実質公債費比率、これが取り入れられたわけですが、本市の比率、残念ながら県内で一番高い

29.9%というふうな数字が出たところであります。この実質公債費比率見ますと、全国的には大都市部が比較的低くて、地方圏が大体高い割合になっているようであります。今まで指標としておりました起債制限比率であります。これは一般会計の元利償還金、これを扱った比率でありますけども、今回取り入れたこの実質公債費比率というふうなこういふのは、この起債制限比率に特別会計への繰出金、例えば下水道特別会計とかあるいは広域の事務組合に対する負担金の元利償還分とかあるいは例えば国営新庄土地改良事業の負担金のような債務負担行為を設定した元利償還金、これらを全部合算して扱った比率というふうなことになります。今までの起債制限比率は16.4%でございましたが、この実質公債費比率については前述のような数字になったところであります。

要因については、議員からもお話あったとおりであります。この実質公債費比率が18%以上になりますと、新しい公債費の負担適正化計画、これを策定することになっております。本市も今年度中の策定が必要であります。現在作業中でありまして、これを少しでも比率の低下をしていこうというふうなことで、そのために新規の発行の市債、これを抑制をしていくとかあるいは繰上償還あるいは減債基金への積み立てを行ったり、さらに特別会計とか一部事務組合も含めた総合的な計画が必要というふうになります。これらの適正化計画とともに、財政再建計画とあわせて、計画を着実に実行することによって、平成20年度には25%以下、実質公債費比率を25%以下に抑えて、そして財政の健全性を維持していこうというふうに今皆さんからも御協力をいただきながら現在実行中というふうなことでございますので、なお一層今後もいろんな点で心を引き締めながら頑張っていきたいなというふうに思っております。

それから2点、基幹となります市税の収納対策並びに歳出面の公債費のことを2点御質問あったわけですが、それを踏まえて、これからも

将来活気のある市街地の形成にはどうしたらいいかというふうな、そういうふうな御質問もございました。

振興計画にもあるわけでありますが、この中心市街地の活性化については、後期5カ年計画の11の重点施策の1つというふうなことで選定されておりまして、選択と集中による重点化を図っていかうというふうなことで取り組んでいるところであります。

この度まちづくり三法の改正がありまして、中心市街地の再生、活性化が大変大きな課題であるというふうなこと、これは先般6月議会の中でも申し上げたところでありますが、8月にこの市街地の活性化法、これは施行されました。これに基づいて、新しく活性化基本計画を策定することになっております。この計画については、総理大臣の認定が必要となっておりますが、要件として、この計画の実効性あるいは確実性、これが求められておるところでありまして、また暮らしとかあるいは賑わいの再生事業の創設、また特に共同住宅事業の新設等に対する支援措置、こういうものもありますので、いろんな総合的な角度から検討して計画を策定していこうというふうに考えております。

もちろんこの事業を実施する場合には、支援措置ありますけども、行政並びに商店街の事業者においても、自己財源、これも伴いますので、本市のあるべきまちの姿として、今後どのようなものが必要なのか、建物とか物だけではなくて、事業の制度あるいは機能とか、そういうものも含めた形で、これは地域の方々、中心市街地の方々と十分にコンセンサスを取りながら具現化に努めてまいりたいというふうに考えているところではあります。

そういう中でも、今回通産の方から「元気のあるまち77選」、この1つとして北本町、南本町の商店街が選定されました。何とかこういうことをはずみにして、これからも元気の出るまちづくり

にこれからも努めていきたいと、このように考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、行政組織の改正についてもお話がございました。小さな市役所で大きなサービスというふうなことを念頭に置きながらいろんな事務事業の展開をやってきておるところであります、そのためには職員の個々の資質の向上、また生産性の高い機能的な組織づくり、また恒常的な経費の抑制が必要というふうに考えております。

職員の資質向上にあつては、毎年度職員の研修計画を定めて、そして計画的な推進を図るとともに、行政組織の構築に当たって、特に課、室の統廃合、また関連業務の一元化、フラット化の推進などにより、常に見直して、機動力の向上に努めているところであります。こういうふうな機能性を発揮するための組織づくりとともに、やはり最近特にここのところ話題になっております公務員によるモラルの低下、飲酒運転、いろんな事件等々が非常に多いというふうなことで、もちろん常日頃からそういうふうな心がけてはおるんですが、これからも職員に対しても改めてこういうことをモラルの認識度を高めるようにひとつ気を引き締めてやっていきたいと、このように考えているところであります。

また、実質的な職員数であります、柴田議員もちょっと触れられましたけども、18年度から20年度までの3カ年で45名の定年退職者が見込まれております。その中で、定員管理計画における新規採用予定者を加えましても32名ほどの減員となりますので、組織の改編も必要となりますが、行革大綱によります行政運営システムの整備、また指定管理者制度などによる公共サービスの提供主体、これも少し多様化していくというふうなこと、これとあわせながら、市民サービスの向上と効率化、これを両立させるような行政経営という観点から、できるだけスリムで、そしてまた機能的な組織づくり、これを今後とも進めてまいり所存で

ございます。

また、収入役の件についてもちょっと触れられたわけですが、御承知のように当市では昨年の7月から収入役を置いておりませんが、今年度の6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の中で、19年4月1日、来年度から収入役制度がこれ廃止されることになりました。ただ、特別職としての収入役にかえまして、一般職としての会計管理者、これを置くことが義務付けられますので、選任については今後考えていきたいというふうに思っているところであります。

それから、山形大学の「エリアキャンパスもがみ」、これについての御質問もございました。今までの状況と今後の活動についてお話があったわけですが、この「エリアキャンパスもがみ」については御承知のとおりであります。我々も長年にわたりましてぜひこの新庄、最上に高等教育機関、いわゆる大学を誘致していきたいというふうなことで、いろんな要望活動も続けてきたところでありますが、なかなか現在の少子化時代、そしてまた大学そのものも今淘汰の時代に入っているという中で、現実的には非常に難しい状況にあるというふうに思います。そういうときに山形大学とのいろんな関わりの中で、最上全体についての高等教育について大学の理解を求めておったところですが、この大学の仙道学長をはじめ、先生方の今後のやはり大学教育のあり方については、一人やはり教室の中でカリキュラムを勉強するだけではなくて、やはり外へ出て、地方へ出ていろんなものに触れ合うと、生きた文化、伝統あるその地域の文化等に触れ合うということも大変教育として大事だというふうなことも考え方が多分一致したというふうに思います。そういう意味から、特に仙道学長がこれについて積極的に取り組んでいただきまして、昨年最上8市町村と山形大学と協定を結びまして、最上全体を大学のキャンパスというふうに見立ててこれから活動を続けていこうというふうなことで今取り組んでいると

ころであります。

我々もやはりぜひ新庄市内あるいは最上郡全体に若い学生がこうやっていろいろ来ていただいて、地元の方々と触れ合ったり、歩いていただいたりというふうな姿、これも早くから望んでおりましたので、これについてはできるだけ積極的に協力しながら、お互いにいいところを出し合いながらやっていこうというふうなことで、昨年から頑張っているところであります。

その推進に当たっては、大学の仙道学長さん何回も新庄市にもおいでになりまして、いろんな触れ合いをしていただきました。また、最上キャンパスのキャンパス長として、山大の副学長であります柴田教授がキャンパス長というふうなことで、大学挙げてこのエリアキャンパスもがみには相当熱心な取り組みをしていただいているというふうに感じております。

事業の一部御紹介申し上げたいと思いますが、その中でフィールドワーク事業というふうなこと今年からやりまして、前期と後期講座を5つ設けました。前期は既に終わりましたが、1つは伝統工芸の東山焼、そしてまたもう一つは新庄まつり、そしてまた新庄の歴史と3つの講座、これをそれぞれ東山焼については、あそこの涌井さん、そしてまた新庄まつりについては三代目の野川陽山さん、そして新庄の歴史については前教育委員長でありました後藤先生にそれぞれ講座を持っていたいて学生に講義をしていただくというふうなことでございました。延べにして約130名ほどになるというふうに思います。これから10月からは今度後期に入りまして、後期のカリキュラムとして、これはまちの活性化についての講座、これを持ち、これは今の教育委員の阿部教育委員が先生というふうなことであります。もう一つは環境問題、環境についての講座も1つ用意しておりますが、これはうちの武田総務課長が先生というふうなことでこれから講座を展開していくというふうなことでございます。

その講座に出た学生の感想を若干ちょっと御紹介申し上げておきますが、これは米沢の工学部の学生でありました。最上地方に今まで足踏み入れたことなかったんですが、最上の歴史を知ることによって自分の住む米沢との共通点あるいは相違点を身近に感ずることができたというふうな感想がございました。

また、まつりの講座に出た学生であります。いかに新庄まつりに対して地域の方々が熱意を持っているのかわかったと。また、まつりというもの本当に人をつなぐのだというふうなことを実感したと。自分の地元でもまつりがあるが、これほど活気がないので、うらやましく思うと。これは、医学部の学生の感想であります。

また、このフィールドワークを通して、引っ込み思案だった私ですが、失敗も恐れずにやるということに少し前向きになれたような感じがすると。講師の先生に感謝したいというふうな、これは教育文化学部の学生さんの感想であります。

このように一人一人が何らかの考えを持ってこうやって事業を終えることができたような感じがいたします。ぜひこれから後期に入るわけですが、こういうふうに学生の実になるあるいは思い出に残る講座になるように先生方にもぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、ちょっと触れられましたが、その他にも最上協力隊、これは学生の有志でありますけれども、組織したり、また最上地域の教職員とともに授業改善の研究に取り組んだり、いろんな多岐にわたる事業を展開してきております。この度これらの取り組みを文科省の補助事業であります現代的教育ニーズ取り組み支援プログラムというふうな事業であります、これの中にエリアキャンパスの未来遺産の創造プロジェクトというふうなことで山形大学が申請をいたしまして、その先進性と斬新な取り組みが認められまして、これを採択されたところであります。これは大変画期的だというふうに思います。年間2,400万で、3年

間の継続事業というふうなことであります。

聞きますと、申請については全国の国公立大学から108件ありまして、その中で山大を含めて18件が採択というふうなことでございます。これからはぜひこういうことも含めて、大学と最上8市町村がもっともっとやはり絆を深めながら、密度の濃い事業展開を図っていきたいというふうに思っています。

それから、教育実習、また理科教育等々のお話もございましたが、これについては教育長の方から答弁をさせることにいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 山大エリアキャンパスと教育センターについての御質問でしたけども、山大エリアキャンパスについては、今全般的に市長より答弁ありましたので、私の方からは最近実施した山大生の教育実習とボランティア活動について申し上げます。

先日実施をしました教育実習には、市内出身者1名を含む8名の学生が参加しました。実施校は、新庄小、北辰小、泉田小、萩野小、明倫中の5校でした。子供たちには、大学生とともに授業を展開するという事で、子供たちの向上心に期待できるなというふうに思ったところです。また、大学生にとっても、新庄の子供たちや地元の方々と触れ合えた、そんな特色ある教育実習でしたので、大変有効だったという感想もいただいております。参加学生全員が教職への志を強固にしたり、来年度も新庄市での教育実習を希望しているというように先日の新聞報道でもなされたところであります。

この度の山形大学の教育実習は、山形市以外で実施するのは初の試みだったわけですが、次年度以降も今回の1週間にわたる基礎実習を継続させるとともに、また3週間の本実習があるわけですが、それも新庄市でやっていただきたい

ということで大学側に要望していく予定です。そのようにしながら、息の長い山大エリアキャンパスもがみにしていきたいというふうに思っておるところです。

また、理科教育を中心に行っている教育センターでは、既に山形大学の学生ボランティアの活躍が実現しておるわけです。エリアキャンパスもがみを事務局を通して募集された学生有志がセンター主催事業である発明クラブやおもしろ化学実験教室などに参加しまして、集まった子供たちに対して、専門的な知識を生かしながら助言を与えていただいております。解決しなければならない課題はありますが、今後も継続して学生の参加を呼びかけまして、理科教育を充実させていきたいというふうに考えております。

このように山形大学生が新庄市で活躍する機会が確実に積み上げられてきておるわけですが、今後ますますその内容も充実させながら、地域及び学校の活性化を目指していきたいというふうに考えております。

次に、学校図書館の充実についての御質問ありましたけれども、現在12学級以上の学校への司書教諭の命課が義務付けられておりますけれども、現在新庄市では12学級以上というと5校あります。その学校では、学級担任との兼務で司書の専門性を生かしておるわけですが、現実的には結局兼務ということで十分にその機能を果たしているということは難しい実情です。このようなことから、これまで新庄中学校などにおいては、地域の方々に呼びかけながら、図書ボランティアなども取り入れて工夫しているところです。また、小規模校では、市の移動図書館を利用したり、努力しているところです。

そのような中で、新庄市では今年度文部科学省から紹介のあった学校図書館支援事業に名乗りを上げていたわけですが、この度全国35カ所に入りまして、本市の実施計画が採択される運びとなりました。本事業は、学校図書館の活性化と有

効活用を目指しまして、年間約340万円の予算で新庄市立図書館と学校との連携を強化するための支援員や市内5校へ図書整備員としての人的配置ができるようになったわけです。この事業によりまして、市内各校にもこれから20年度までの3年間にわたって5名の図書整備員が配置されることになります。配置される図書整備員については、非常勤ではありますが、専任業務となりますので、これまでの職員体制では実現しがたかった学校図書館の整備や有効活用が図られるものと期待しております。これを機に、長期教育プランにも掲げておりますけれども、学校図書館の有効活用を通じた読書活動の推進についてより一層具現化するとともに、市内各校の教育実践をますます強化、充実させていきたいというふうに考えております。以上です。

17番（柴田忠志議員） 議長、柴田忠志。

清水清秋議長 柴田忠志君。

17番（柴田忠志議員） 2点ほど質問させていただきます。

1点目は、北本町の商店街にとりまして、アーケード部分の維持管理費、建物の底地に対する賃貸料にも、これは商店街に対しての未納であります。市は、特別これには関わりはないと思われませんが、先ほど申し上げましたように、一部賃貸料は支払われておるわけでありまして、その賃貸料の支払い先はどこに充てられておるのですか。

また、町内としても、固定資産税の支払いにも支障を来しております。税務課ではどのように把握されておりますか。

次、市長も御答弁いただきましたように、この度経済産業省「がんばる商店街77選」に確かに新庄市も選ばれ、高畠町、酒田市が選ばれております。それぞれ各商店街にも大きな刺激となったわけですが、これから新庄市はコンパクトシティづくりの土台になるためにも、大型店の未納は見見過ごしてはいけないのではないですか。

平成16年6月議会において金議員が質問された

大型店に対する答弁で、大型店店舗の再活用に対する支援の充実として、これを要望事項として県の市長会で採択され、東北市長会においても採択されました。この要望を国にぶつけていくというお答えでしたが、その後財政的にも大変な時期だからこそこの問題はどのようにしておられるのか、その後答弁お聞きしていないので、この未納問題に対しても含めながら再度お聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 北本町商店街のアーケードの件というふうなことの維持管理に要する経費というふうなお話でありましたけども、その中で税金の問題についてというふうなことがございました。

北本町商店街のアーケードというふうなことで、個別情報というふうなことになりますので、地方税法上それらを明らかにすることはできませんけども、一般論として考え方、そして答弁をさせていただきますというふうに思います。

通常アーケードにつきましては、事業の用に供するアーケードというふうなことで、当然構築物ですので、償却資産というふうなことになりますので、固定資産税の課税対象物件とはなりますけれども、公益のための直接占用する固定資産というふうなことで、申請に基づきまして、市税条例の第60条に規定しておりますけども、減免する制度がございますので、御了解願いたいというふうに思います。

私の方からは以上でございます。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 税の他に商店街といいますか、中心市街地のまちづくりまたは大型店の活用というふうなちょっと話ございました。そのようなことで、私の方から答弁させていただきますけれども、特に今まちの真ん中ですか、全国的に寂しくなっているというのが現状でございます。そ

れで、ほとんどが郊外店に移転しているというふうなこともありまして、どこの商店街も苦戦している状況の中でございます。

その中で、話のあったまちづくり三法、これはやはり郊外店へ出るものを規制しながら、まちの中に誘導しようというふうなことでございます。

柴田議員詳しく御存じだろうと思いますけれども、このまちづくり三法というのは、中心市街地の活性化法、あとは大店法、あとは改正の都市計画法でございます。これは、まちの中に公共施設とか学校あるいは病院等をまちの中に誘導した場合は国でそれなりの支援を行いますというふうなことでございます。

その中で、新庄市でも中心市街地の基本計画を約5年ほど前でしか作成しております。ただ、この中で一番今我々がちょっとスタート切れなかったのが市役所の全面改築というふうなことがございました。そういう中で、多額な投資も必要ということで、現在いろいろどういうまち中、いわゆるコンパクトなまちをつくるにはどうするかということで、いろいろ会議所あるいはTCM、それから関係機関、商店街の方々といろいろ協議してございます。

それで、新しい計画をつくる場合は、先ほど市長が申し上げたとおり、総理大臣の認定が要るわけでございます。その中で、新庄市でも土台の計画を持っているわけでございますので、どのようなまちづくりがいいのかあるいはどのような形が一番財源を伴わないでまちの中を活性化できるのか、いろんな方策を模索しながら、絵にかいたもちにならないような、計画性のある計画を作成したいと。これには、当然地元の方々のコンセンサスも必要でございますので、あと既存の大型店、空いている大型店の再利用といいますか、再活用を含めながら、我々も一生懸命皆様方と協議しながら進んでまいりたいと思いますので、特に議員さん皆様方の御協力もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

17番(柴田忠志議員) 議長、柴田忠志。

清水清秋議長 柴田忠志君。

17番(柴田忠志議員) これ以上深追いはいたしません、市全体の執行部の皆様方でお考えいただきながら、英知を振り絞って進まれることを望みます。

最後に、図書整備員のこの学校図書館支援事業が採択されたことは大変喜ばしい限りであります。

教育次長、これはどのようにとらえておりますか、一言。

奥山芳彦教育次長 議長、奥山芳彦。

清水清秋議長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 御指名で何か答弁せいというふうなことで私の方に振ってこられました。

正直言って、図書整備というのはこれまでいろいろな質問等もございまして、単独でも何とかしたいというふうなことでありました。正直今回手を挙げたのもそういう制度にだめもと、言葉ちょっと変ですが、だめもとでもいいから実施計画で何とか……非常に採択は難しいだろうというふうなことでおりましたら、幸いに山形県だけが高畠町と新庄市、2市町が採択になったと。他のところは1県1校ぐらいしかないというふうなことで、一応その制度を十分に活用して内容を充実させていきたいというふうに思っております。

17番(柴田忠志議員) 終わります。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

斎藤義昭議員の質問

清水清秋議長 次に、斎藤義昭君。

(6番斎藤義昭議員登壇) (拍手)

6番(斎藤義昭議員) 政友会を代表して一般質問をさせていただきます。

東北中央自動車道の建設については、道の駅、サービスエリア関係について御質問申し上げます。

御承知のように全国の高規格道路は、平成20年まで全線開通の見通しであり、東北中央道は平成18年まで完成の予定になっております。新庄尾花沢道路もこれまでの供用開始区間に新たに6.1キロが18年度中に供用開始が見込まれております。また、新庄北道路も平成21年に松本より十日町まで4.7キロが供用開始の見込みであり、平成19年まで金山町中田より飛ノ森まで4.9キロが供用開始が予定されております。

こうして着々と整備が進んでおりますが、関連事業として、経済効果の生むサービスエリア、道の駅関係の調査や検討を行ってきたのかどうかをお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、旧四ツ屋橋の歩道橋がわりにして利用されておる橋の管理運営はどうなっておるのか、お尋ねいたします。市が管理責任者と思いますが、老朽化も激しく、風化して、欄干などが随分傷んでおります。この辺をどういうふうに管理されておるのかをお聞きしたいと思います。

3点目といたしましては、現庁舎の建設に関してお尋ねいたします。昭和30年に現庁舎が完成し、同時に旧萩野村の合併した年でもあります。コンクリ建物は、一般的に耐用年数が50年と言われておりますが、将来にわたって検討されておるのかどうか、お聞きしたいと思います。

4番目でございますが、下水道問題について御質問申し上げます。公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽を含めて、新庄市の下水道の進捗率はどのくらいか。下水道管理は文化生活の最たるものであり、全市民が一日も早い設置を待ち望んでおります。今後の見通しなどもお伺いしたい

と思います。

最後になりますが、逼迫した国の財政事情から国県から地方へ流れる補助金などの予算が著しく減少しております。新庄市の年度当初予算で見ますと、平成12年度が155億円、平成18年度が133億円で、23億円の減少になっております。その中で、委託金や交付金など諸補助金を含めて、12年度と比較して18年度予算でどのくらい減少しているのかをお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 斎藤議員の第1点目については、高速道路関係、今の進捗状況と、それからそれをどうやって経済の発展に結びつけていくか、特にサービスエリア、またパーキングエリア等々についての考え方、この3点かなというふうに思いました。

進捗状況については、斎藤議員のお話の中にもありましたので、繰り返すこともございませんが、特に新庄尾花沢道路、これ18.2キロメートル全体計画ありますけど、現在御承知のように8.1キロが供用開始されております。残る10.1キロの中で、今年度中、雪降る前というふうに伺っておりますが、毒沢から尾花沢市の野黒沢のところまで6.1キロございますが、それが供用開始の予定で今急ピッチで工事が進められているというふうなことであります。残りが4キロあるわけですが、これはもう引き続き整備していくというふうなこと。18キロが早晩形が見えてきたなというふうに喜んでいるところであります。

また、北道路4.7キロについてはお話のとおりでございます、21年度供用というふうなこと。また、主寝坂の方も9.9キロの予定であります、5キロが既に供用開始されておまして、残り4.9キロについては19年度完成予定というふうなことでござ

います。

このようにして新庄、最上地域の高速道路関係も相当部分急ピッチで工事が進捗しているというふうに考えられております。なお一層の促進方、これはいろんな促進同盟会等々も続いて運動を展開しておりますので、これからもぜひ促進をしていきたいなというふうに思います。

そういう中で、こういうふうな高速道路関係が整備されることによってどのような便益、そしてまた地域の活性化に結びつけていくかというふうなことが大変大事なかなというふうに思います。

東北中央自動車道は、御承知のように福島いわきからこれ秋田の横手までを結ぶ268キロの高規格幹線道路というふうなことでありまして、その中で県内を縦断するこの延長としては159キロというふうになっております。通過する自治体は14市町というふうなことであります。この幹線道路が今工事中というふうなこと、一部供用開始しているわけですが、これに向けてサービス施設の整備協議会、これが設置されました。これには国交省、そしてまた道路公団、県、バス会社、そして沿線の市、町の合同でこの協議会が設置されたところであります。その中でサービス施設の設置の間隔あるいは施設のコストの縮減等について相当議論がされております。サービスエリアの設置間隔としては100キロから150キロぐらいが妥当であろうというふうなこと、またパーキングエリアの設置間隔については大体35キロというふうな、これは国の標準でございますが、これを採用して検討が行われたところであります。

そうした中で、さまざまな施設を兼ね備えたサービスエリアの設置、これについてはこの規模が非常に大きいというふうなこと、そしてまた用地費並びに建設費が相当な膨大なものになると。恐らく場所によっていろいろ違いますが、数十億規模の事業費というふうなことになりますので、県内では現在サービスエリアの計画はございません。パーキングエリアでやっていこうというふうなこ

とでこの協議会の中では検討がされたというふうなことであります。

そのパーキングエリアであります、この近辺では、国交省と尾花沢との調整の中で尾花沢パーキング、これは道の駅と併設した整備を進めております。それから、尾花沢から以北、新庄間についてのパーキング設置については、設置間距離の関係で、今のところ新庄の以南についてはこのところ計画は持っておりません。その距離の関係からいくと、大体金山方面付近あたりまで行くのかなというふうに考えております。地域の振興を図るには、そういうふうなパーキングエリア等々を有効活用すべきだというふうに今斎藤議員のお考えだというふうに思いますが、それらを今度どういうふうな機能にするか、パーキングエリアどのような機能にするかというふうにこれから十分に検討していかなければいけないなというふうに思います。

高速道路の効果については、これはずっと従来から言われてきたとおりでありますけども、やはりこういうふうなネットワークが構築されることによって、インターチェンジからの乗り入れが容易となることから、交通量も大変分散化されるというふうなこと、現道の交通渋滞の解消とか、特にこういう雪国である我々の地域にとっては、冬期交通の走行性とか安全性、これが確保されるというふうなことがございます。また、当然交流人口が拡大されるというふうなことで、地場産業、そしてまた広域観光にもかなりの波及効果、もちろんこれに伴う経済効果、これも期待されるというふうに思います。

それと、やはり特に医療関係、緊急医療関係についても、高速道路の効果というのは非常に大きいというふうに思います。救急医療施設への救急活動に大きく貢献するというふうなことが言えるというふうに思います。

そういう意味で、高速道路の果たす効果、役割というのは非常に大きなものもありますので、こ

れから進捗状況が先ほど申し上げたとおりどんどん進んでいきますので、それをどういうふうにご地域の経済あるいは活性化に生かしていくか、これは今後ともいろいろ検討していく大事なことでないかなというふうに思います。

なお、今後も促進については、いろいろな同盟会等々を通じまして要望活動を積極的にこれからも努めていきたいと、このように思います。

それから四ツ屋橋、泉田橋の管理についてのお話がありました。この橋につきましては、御承知のように昭和63年でございましたが、橋梁診断、これを実行いたしまして、車両の通行には危険であるという結果が出たことを受けまして、平成元年から車両を通行止めといたしまして、歩道橋として活用しているような状況であります。平成12年度に国道の東側の方に歩道橋が新たに完成いたしました。西側にかかるこの泉田橋、これを利用することによって、歩行者にとっては国道の横断が不要となって安全だということもありまして、これまでも活用しているというふうな状況であります。

しかしながら、御指摘のように非常に老朽化が進んでいるというふうなこと、また維持補修についても限界に来ているというふうなことから、歩行者の安全を考えまして、これの利用交通量の調査、これを実施をしまして、その結果を踏まえて、通行止め等も含めた措置、これを検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、市役所の庁舎の新築構想についての御質問でございます。昭和30年に建設されたというふうなことで、当時としては相当先進的な技術を投入して建設されたというふうに思われまして、構造面から見てもご覧のとおり非常にモダンな意匠などもございまして、当時はかなりいろんなところから見学に来て参考にされたというふうなお話も伺っております。

しかしながら、時代も移り変わり、そしてまた

行政組織もいろいろ当時とは変わってきておりますし、そういう中で改修とかあるいは増築というふうなことで手を加えながら対応してきたところでもあります。その中でも各課の配置などの点でも苦慮した事実もございますし、また来庁される市民の皆様方にとってもある意味では不便を感じることもままあるのかなというふうに思います。行政の効率的な運用のためにも、市民の心のよりどころといえますか、そういう面からも、庁舎新築についてはこれは1つの大きな課題であるというふうに今までも庁舎建設基金等も創設しながら取り組んで考えてきたところでございますが、財政再建の途上というふうなことを考えますと、何よりもまず健全財政の確立が直面した課題であるというふうに思います。

また一方、急いで解決すべき多くの課題がありまして、これを優先して全力で取り組んでいく必要があるのではないかなというふうにも考えております。

また、合併問題もいろいろ議論されました。また、合併新法にも伴って、また市町村合併の問題も今後再浮上というふうなこともございます。それと、定員管理計画の中では、平成26年には職員数も310人というふうな計画もございますし、こういうふうなもろもろの課題がすっきりと整理をした上でやはりこの庁舎建設、また場所の問題もありますので、このようなことも含めて慎重にこれは検討していくべきものではないかというふうに考えているところであります。

それから、下水道の問題もございました。今までの進捗状況、また今後の見通し等についてもお話がございました。

進捗状況については御承知のとおりでありますけれども、ちょっと1回整理させていただきますが、この全体計画は昭和37年度までに1,272ヘクタール、これで管渠としては244キ口、処理場能力は2万4,000トン、総事業費としては400億円以上というふうな形でこの全体計画を持っております。そ

の中で、現在市内の中心部630ヘクタールについて事業認可を取得して、今現在整備を進めているところでありますが、17年度末の整備面積でありますけれども、407ヘクタールで、整備率は64%であります。636の事業認可の中で407というふうなことで、まだ残が230ぐらいあります。その中で普及率を見ますと、これは市全体では44%というふうなことになります。水洗化率は86%を超えておりますが、現在のところそのような状況であります。

また、管渠の整備状況であります。これは認可の延長が141キ口に対しまして、整備済みは84キ口というふうな、これも約6割の整備状況であります。事業費としては、これまで投資した事業費が約120億ほど投資をしております。また、下水の処理場ではありますが、これは処理能力9,000トンを有しております。これも今まで約60億円の投資をしております。下水道が普及すればするほどこの下水処理場の増設が伴う構造となっているというふうなこと、また築後約20年を迎えまして、この処理場の施設の老朽化も進んできておりますので、今年度からまた設計業務に入って、来年度から6カ年計画で、これには約15億円ほどかかるわけではありますが、この増設、改築工事に着手していく計画というふうになっております。現在の面整備地区につきましては、東谷地田町、また松本、東天町地区の3地区、これを重点的に整備しておりますが、東谷地田で21年度、松本で22年度、東天町は来年度で完成する予定であります。

今後の見通しということになります。残りまだ事業認可のエリア、先ほどお話し申し上げましたように230ヘクタールほどございます。これを整備するには約20億円以上の事業費が必要というふうなことでございます。これから新たに事業認可を取得をしたとしても、やはり特別な社会的な要因が変化が見られる場合を除きまして、これまでの事業認可の残区域内、この整備をやはり優先して進めていく計画であります。

このようなことから、公共下水道の整備地区で

認可区域からちょっと離れた赤坂とかあるいは横根山とか泉田地区、升形あるいは福田、福宮、角沢、鳥越というふうなことで未整備地区があるわけではありますが、やはりこれらのところまで事業着手いくには相当な年月、約10年ぐらひはかかるのかなというふうに思っておりますが、相当時間と金のかかる下水道事業の展開でございますので、何とか早く取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、そんなことでひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

また、いろいろこの下水道事業の進捗をどうにかして早めていきたいというふうなことでございますけれども、その中で新たな事業として、下水道のフレックスプランあるいは合併槽の市町村の整備推進事業などもございます。フレックスプランというのは、処理場をまた新たにその地域の方に設けていくというふうなことになるわけですが、どういうふうなのかが効率的で、しかも早く事業ができるかというふうなこと、これも十分に今後も検討をしていかなければいけない事項であろうというふうに思います。

それから、例を出されましたけれども、12年度と今年度との予算に対するいろんな内容等についての変化はどうだというふうなこともございました。平成12年度の決算額155億というふうなお話でございましたが、これは歳入で167億というふうな規模でございました。今年の9月の補正後の予算と比較いたしますと35億ほどの違いがあるというふうなことであります。これは、年度によって制度の変化もございしますが、市債においても10億ぐらい、また国庫支出金でも5億、また交付税でも4億5,000万ぐらい、また市税も5億六、七千万等が減少というふうなことになっております。国庫支出金については、御承知のとおり三位一体の改革によって減少しておりますが、当時は普通建設事業によって市債ともども増減の影響を受けるものであったところでありますが、実際12年度を見ますと、学校建設事業の補助が2億4,000万ほど、ま

た同じく市債が1億9,000万ほど、また土木関係の補助が2億2,000万ほどというふうなことも含めて、相当の差が出ているようでございます。

また、税源移譲されました保育所の運営費の負担金あるいは老人保護措置費の負担金、また公営住宅の家賃対策補助金等々の国庫支出金については、これは廃止されているというふうな状況であります。

地方交付税を見ますと、これは臨時財政対策債と合算してのお話になりますが、平成12年度が54億5,300万でございました。これからわずかず増加いたしまして、15年度では56億8,200万と、これがちょうどピークというふうなことになります。これが16年度では4億6,000万ほど減少いたしまして、52億程度というふうなことになります。また、18年度では、普通交付税と臨時財政対策債、これを決定いたしました。特別交付税はこれらになりますので、見込みとしては51億1,500万というふうなことを見込んでおりますが、若干の減少というふうなことになります。

そんなことで、12年度と現在の18年度比べますと約34億から5億ぐらいの差があるというふうなことで御理解をいただければというふうに思います。

それから、元利償還金の地方交付税の算入分というふうな、これは御承知のとおり地総債、地方総合整備債というふうなことで、相当各自治体ともこの制度を利用していろんな事業をやったところであります。例えばうちの方では、野球場とか雪の里情報館とかあるいは新幹線関連整備事業、また最上広域の「ゆめりあ」のときに活用いたしました地域総合整備事業でありますけれども、これについての事業費補正、これは減っていないのかというふうなお話でございましたが、これは普通交付税には制度のとおり需要額に算入されているところであります。

ただ、全体が減っていますんで、その辺のところは他の方が減っているというふうなことでござ

いますので、御理解をいただきたいというふうに、ひとまず答弁。

6 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番（斎藤義昭議員） 高速道路を利用したパーキングエリア、道の駅関係については、今後の問題じゃないんですよ、市長。今の問題なんですよ。だから、私の考えでは、今の中央高速道路と準高規格道路の47号線、あの付近の東西の水田を利用した、あの辺は最適じゃないかなと私前から思っていました。やはり山形以北では、新庄は北の中心都市ですよ。やっぱり車で通れば、どうしても山形からくれば新庄に寄ってみたいのと、こういう感じがすると思うんですよ、車乗っている人は。そういうものに特産物の提供したり、食を提供したり、また山車でも飾って、新庄の祭りというものはいくつかあるんだと、こういうものによって交流人口は増えてくると。定住人口なんか増えようはないんですよ、新庄市は。やっぱりそういうものに力を入れないと、やっぱりこれからの発展はちょっと難しいと私は思っているんです。

距離的にも見て、やっぱり今高速道路が何キロとかとあると思いますが、やはりこれは地域の状況によって5キロや10キロ短縮したり延ばしたりできると思うんですよ。新幹線だってお客の利用を見て各駅停車しているんでしょう、ほとんど。やっぱり地域の状況を見ると思うんです。その辺が政治力なんです、距離が足りないからできないじゃなくて。やはり新庄市で設置しないとこの地域はもう発展しないんだという、やっぱり真剣に申し入れて、その辺をしっかりと考えてもらうような方法をとらないと私はちょっと手遅れになるんじゃないかと思います。

今ただいま市長は、この以北の金山の方という感じだと思いますが、私はどうしても、できればですよ、やっぱり47号線と交差する新庄、IC関係、あの東西関係はもうベストだと思うんですよ、47号線の道路はもう中央道路の横断もできますし。

あの辺につくれば、やっぱりいろんな角度からもう最高の場所になって、いろんなものが提供できる、全国の情報の受発信もできる。まずこの辺を生かしてもらわないと。

ただ、市長は余り頑張りやで、1人でやるような気持ちでいるからちょっとうまくないのではないかなと思う、私は。やっぱりこれは広域の問題であり、業者の問題であるわけですよ。だから、その辺をスクラム組んで、やっぱり検討課題としても十分に煮詰めていかなければならない問題じゃないかと思います。

それで、私も今年の春までは、高規格道路イコールサービスエリア、パーキングエリア、ああいうものはセットで考えられるものだなと私情報が足りなくて思ってきました。ところが、今年の春の新聞で国道予算でつくる道路は道路以外は一切予算はつけないという新聞を見ました。

そこで、今年の舟形で13号線の期成同盟会の際に仙台から来ました関係者に確認しました。やっぱりそのとおりだと。ただ、その分は道の駅で考えてもらいたいと、こういう答弁でしたよ。だから、手遅れにならないように、新幹線なんてあいうすばらしいものを市長持ってきたんだから、やっぱり同等の価値あると思うんだよ、あの高速道路のエリア関係は。だから、自分で動きたてならねば、広域の理事者を動かすなり、市役所の課長を動かすなりして、とにかくもう真剣に取り組んでももらいたい、この件については。すばらしい……ことに自然の観光に乏しいこの最上地域にあっては、ああいうものはもうすばらしい目玉になると思います。全国的に見てもそうなんです、山形県だって道の駅づくりに目の色変えているんですよ、どこでも。これをぜひ頑張ってくださいと思います。

それから2点目は、四ツ屋橋はわかりました。私も全部渡ってみましたが、やっぱり欄干なんか随分風化しているんですね。だから、あの辺を事故というものは考えられないようなところに落と

し穴がありますよ。愛知県か兵庫県か今忘れましたが、道路が陥没して車が落ちて大きな事故あって、裁判問題までなったところあるでしょう。まさかというところに起きるんですよ。だから、あの辺もやっぱりあそこを横断するには、13号線を東に渡って、橋を渡るとまた西に戻らなければならないので、非常に不便になるし、困った状況になると思います。今の橋を歩道として利用できるうちは利用させなければならない場所だなと思っています。それにはやっぱり危険のないように、利用者の方に周知して、欄干寄りに歩かないとか、これは子供だと思いますよ、学生とか、欄干寄りに歩かないようにとか注意して歩きなさいとか、立て札とかある程度の周知してもらいたいなと私思います。

それから、3点目の庁舎の問題なんですけど、やっぱり私だって、皆さん同じように考えていると思いますけれども、やっぱり今の財政事情、さらにこれからの広域合併も含められますし、それらを考えても、今51年目になるんです。それら財政問題、合併問題抜きにして、あと何年もつのか、30年もつのか50年もつのか。その辺もある程度視野に入れた検討課題として必要じゃないかなと思うんですよ。やっぱりそれは、これからおよそ合併して相当の期間これはもたせなければならないと思うんですが、検討課題として、これは何年もつのか、あと。既に耐用年数が過ぎたんだけど、まだ30年もつとか、そういう課題も必要じゃないかということで私申し上げたわけです。

それから、4点目なんですけど、公共下水道の問題で、財政事情から考えていろいろ苦勞をされております。それで、平成15年ころまでは、例えば公共下水道以外の離れた集落、戸数の少ない集落、そういうものが大体合併浄化槽で手当てするというような内容になっておったと思うんですよ。今それは、国からも県からも合併浄化槽の補助金はもう切られてなくなったんだと。ということは、この事業は失われたというように私は理解してい

るんですが、その辺の対応をこれからどういうように考えていくのか。難しい問題だと思います。やはり3軒か5軒離れたところに管を引いていって持っていくとようなことは非常に大変な事業だと思います。そういうわけで、もっとも二枚橋とかあの辺も入っておったようなんですが、合併浄化槽の問題として入っておったんですが、十七、八カ所新庄市内で入っておりました。その辺をこれからどういうように考えていくのかなというように。今答えは出ないと思いますけれども、1つのやっぱり方針として課題ではないかなと私思います。

それから、最後の財政の問題になるんですが、庄内方面は随分合併して、最上地域は合併しなかったわけでありまして、新聞で見ますと、合併による効果の差額といいますか、県下全体で60億というような新聞でちょっと見たんですが、どういう角度の60億かわかりませんが、合併による差ということから、少なくとも多くなるとか、合併したところが多くなったとか、そういう状況かなと私は思いました。

新庄市の場合合併はしませんでしたけど、見てみますと財政は余り補助金等でも削られていないんですね、新庄市の場合、いいことだなと私は喜んでいるんですが。その辺をしかし相当の影響も今後出てくると思いますし、合併したところとしないところでは。だから、その辺をどういう見通し立てているのかなと。できればその辺をお答えお願いしたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 斎藤議員の方から交付税そのものの増減を含め、また合併によってのそういうこれからの交付税の対応というふうなこと、そういうものが御質問の内容だったかと思いますが、今回市長もいろいろ御説明申し上げた中で、普通交付税が御承知のように増えております。今回補正予算の中でもその部分について御提案申し

上げました。いわば13年度と16年度の比較、いわば行政インセンティブということを申し上げまして、歳出の削減に関わった自治体に対して若干なりとも傾斜配分を行うというような今回交付税が増えた1つの理由であります。

しかしながら、まだ特別交付税が確定しておりませんので、当初予算と比較した場合には若干ちょっと減るのかなと。ただし、特別交付税にあっても、これから要望しながら、昨年以上の交付税をいただければその辺あたりは増になっていくというふうに思っております。

ただ、これからの交付税の考え方と申ししても、国あたりからの概算の趣旨というものが出ました。昨年よりも今年は交付税は多くやるよというふうな言い方はしておりますが、その他の交付税等々においてかなり調整されますので、実質これからどうなるのかなというふうなところも心配の種であります。

いずれにいたしましても、国の動き、また全国知事会を含めた地方六団体としての国に対する考え方をただしながら、強い要望活動そのものもこれからやっていかなければならないのかなというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

6 番(斎藤義昭議員) 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭議員) 新幹線の延伸や文化会館、市民プラザ、工業団地の造成、土地区画整理事業など大型事業を行ってきたわけではありますが、これは新庄市勢発展のためには大きな事業だったと思います。相当のプラスだったなと私は思っております。

しかし、それによって、やはり市民に多少は他の市町村よりも多い傷みを与えたことも事実だと思います。その辺も痛しかゆしな問題なんですけれども、一日も早く健全な財政を確立して、市民に、弱者にその辺を恩典与えられるような運営をしてもらいたいと思います。

それから、この合併の問題なんですが、今の補助金の問題なんですが、私いつでも思っているんです、皆様もそういう場面にあると思うんですが、新庄市は合併したくてあれだけ努力したんですよ、舟形町と法定協議会までつくって。だから、その辺を、例えば今回また合併問題という説明会が予定されておりますけれども、その辺を新庄市はこれだけ力入れてやったけれども、お嫁さんがいないために結婚しかねたと。しかし、この努力を認めてくれと、1.5の合併はしましたからと。その辺を補助金で減らさないでもらいたいと。やっぱりこういう主張も大事だと思うんですよ。私もこういう会議には申し上げるつもりです。その辺をしんしゃくしていただいて、財政の面でも少し頑張ってお願ひしたいというようなことを方針で持っていてもらいたい。

以上です。終わります。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

渡部平八議員の質問

清水清秋議長 次に、渡部平八君。

(7番渡部平八議員登壇) (拍手)

7 番(渡部平八議員) 今議会における一般質問を通告の順にこれよりいたします。

私は、いつも限られた財源と時間と、そしてそのことをするに際し必要な労力上、このことはできるできないとできるだけはっきりと御答弁をお願いすると申し上げてきました。今回もそうしたお答えをお願いするものでございます。

いろんな多くの方よりの市に対して提言や要望が数多く出され、その声が人によっては相反するものもあらうかと思っております。いずれにしても、そうした考えや意見を踏まえて、庁内で議論をして施策として出てくるわけです。

世に会議の三悪というものがあるそうです。悪は悪いです。まず1つは、会して論ぜず、会議をして何も話し合いをしないと。そして、論して議せず、論はしても結果を出さない。最後に、議して行わずであります。

今議会でもたくさんの質問や要望、提言があるでしょう。決してこのようなことがないように求めて、以下3点にわたって質問に入ります。

最初に、数年前より言われておりました山交バスの、いわゆる山交の路線バスが廃止の方針が出されました。山交バスが廃止されることにより、住民の不安が、特に通院等に利用されている方が非常に困っております。また、通学に利用の子供も今後どうなるか、地域の保護者の方々が戸惑っております。

私どもの萩野小学校の土内分校の閉校のときにスクールバスにすると山交バスが来なくなるということで、地域の足として路線バスを利用した経緯があります。

山交バスの利用者は極めて少ない数ですが、その利用者は家族の方が送迎できない老人世帯やひとり暮らしの人々であります。こうした立場の方は、たまの買い物や年金等の引き出し、医療機関への受診や薬もらいが大半のようであります。このような方々は、数は少ないが、1人が5人にも10人にも匹敵するものと感じる次第でございます。

廃止後の通学と弱い立場の住民の足の確保をどう図られ、6月議会にて早急に対策を講じなければいけないと認識していますとありましたが、早急の対応をどのように進められ、廃止の時点に合わせて何らかの方策を求めるものでありますが、市長はどのように対処なされるかをお尋ねするものであります。

次に、入湯税とその目的に沿った支援とその後の入湯税の納入状況についてお聞きをいたします。前に私が一般質問においてお尋ねをしましたときに、出資した当初の趣旨より年間10万人近くの人々が健康面や楽しみとして活用されているので、何らかの支援をしていきたいと答弁がありましたが、その後当事者とどのようなことを話し合われ、その内容はどのようなものでありましたか。その経緯と現在どうなっており、支援する際にはどのようなものを考えておられ、入湯税もまだ未納となっておれば、これも納入してもらうために法的な対応もと言われましたが、どういう理由で入湯者が納入した税金の預かり金を納入しないのか、納税義務者の理由はどういうことであるのか、そしてその理由を市は納得なされておるのでしょうか。確たる納得できない事由で納入しないとなると、汗水流して懸命に働き、国民の義務のもとに税を払っている市民の納税者に与える影響も大きな懸念をされます。今後もこのような状態を続けていくのか、その取り組みのほどをお伺いいたします。

最後に、中学校給食についてですが、前に質問をしましたからいろいろと検討なされておるようですが、経過と内容はどのようになっておられ、今後の進め方をどう図られ、一日も早い実施をと思っておりますが、本件は市長の公約の1つでもありますので、強く求めるものであります。

これをもちまして壇上よりの質問を終わりますが、冒頭に申し上げました会の三悪に陥ることなく、論をして、議して、行われることを最後につけ加えてもらいます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 渡部議員の第1点目は、山交バスの運行についてのお話がございました。山交バス、なかなかこの乗客数が伸びないというふうなことで大変苦慮しているところでありますが、今年の

2月でございますけども、山形県のバス対策協議会に対しまして、事業者である山交から来年4月からの廃止の申し出がございました。この廃止の対象路線であります、県立病院と各地を結ぶ金山、肘折方面を除く土内線、舟形線、堀内線、羽根沢線の4路線であります。この路線もここ数年乗客数が非常に少ない中で、中には全く乗っていない便もございましたので、山交との協議をしながら、またそれらの減便を行いながら効率化を図ってまいったところであります。

今年は、乗車人員が多い朝と夕方の運行といたしましたが、運行回数1回につき乗車密度が1.5ぐらいから3.1ぐらいというふうな状況で、非常に少なく、山交としてもバス路線の存続が難しい状況となってしまったものであります。やはり空のバスを走らせるわけにはいかないというふうなことからということ、また路線の維持対策として、本市でも山交に対する補助金を出しているところではありますが、平成12年には190万円でありましたが、5年後、昨年の17年度には、今議会でも決算の御審議をいただきますけども、1,158万円と約6倍に膨れ上がっております。今申し上げましたように、山交としても経営努力を行って何とか維持に努めてきたところではありますが、限界に至ったというふうなことで、本市としても受け入れざるを得ないというふうに考えているところであります。

ただ、しかしながら、現に学校へ通う子供が利用していること、また高齢者の通院あるいは買い物足として利用されていることなど、やはり乗客数は少なくとも交通弱者にとっては必要な交通機関としての役割を果たしております。関係各課と庁内での検討あるいは舟形町とあるいは鮭川村との事務レベルでの協議でもやはりこの廃止の提案は受けざるを得ないだろうというふうな方向であります。

基本的には、この廃止路線の代替交通手段というふうな、これをどう確保するかというふうなこ

とになるわけでありますが、これも総合的な判断のもとに決定していきますけども、できるだけ早く市としての考え方をまとめまして、これを関係する地元への説明を行いながら合意を得ていきたいというふうに思います。もちろんこの各路線ごとにそれぞれの利用実態の特性がございますので、人数によって、例えば導入する車の大きさあるいは効率的な運行方法等を検討いたしまして、来年の4月からの切りかえに向けて早急に進めてまいり所存でございます。

その路線の中で羽根沢線ではありますが、これは鮭川村で村営バス、これを新庄市まで乗り入れをするということが検討されているようでございます。その方向で実施される場合には、これは地方自治法の規定に基づいて、市、そしてまた村の議決が必要でありますので、今後議会において御審議をいただくというふうなことになるかというふうに思います。

いずれにいたしましても、現に利用している児童あるいは高齢者の足の確保については、これからもぜひ支障のないように何とか考えていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、入湯税の問題についても触れられました。これについては、前もこの議会でもいろいろ議論をさせていただきましたので、大方のことは御存じのとおりであります、平成15年度から大口の特別徴収義務者が徴収した入湯税が納入されていないというふうな状況が今も続いております。

この入湯税につきましては、事業者にはこれは納税義務者が入湯客というふうなことで、入湯客から徴収した預かり金であるというようなことを再三にわたって説明して申し上げて、これについては理解をいただいておりますが、いまだに納付に至っていないというふうなこと。相手方のその滞納の理由はどういうことかというふうな御質問であります、これは入湯税は目的税であり

ますけれども、この使途、入湯税の使途について不満がありまして、そして納入しないというふうなお話でございます。この使途についても十分に説明しながら納付をお願いしてきているところですが、この点についてはまだ理解をいただいていないというふうなことであります。

しかし、この入湯税は、あくまでも特別徴収義務者、預かり金でありますので、これについてはこの使途云々に関わらず、やはり納入を前提として考えてもらいたいというふうなことで再三お話を申し上げているところであります。

また、市の支援、入湯税の使途についてのそのような要請もあるわけではありますが、私も先般の議会でもこの温泉については、今まで長い歴史の中で市民の福利向上に大変大きな役割を果たしてきたというふうなことから、ぜひこれについては今後も継続して運営して、市民の福利向上のために存続をしてもらいたいというふうな意味、そして市としての果たす役割あるいは支援できる範囲内でぜひ協力したいというふうなことも申し上げてまいりました。市も株主となっておりますし、株主としての責任は出資の範囲内というふうなことでございますが、それと同時にやはり市民全体でいまだに10万人近くの方々が利用されているというふうなことでございますので、やはりこれについては今後もこの存続について協力をしていくということについては決してやぶさかではないというふうに思います。

しかし、これはあくまでも未納となっている入湯税の納入が前提というふうなことでございます。この話については、常にお話し申し上げ、私からも直接社長の方にこういうふうなことで市としても納入を前提で、そして今後のことを考えていきたいというふうなことを申し上げております。そういうことから、会社としてもぜひ今後の計画、これからの運営計画、これをつくるべきだというふうなお話を申し上げたところでございますが、今年度に入りまして、会社としても改善計画を進め

るというふうなことで、市にも協力の要請がございました。計画は、あくまでも会社がつくるべきものであるというふうなことを確認の上で、市としてもその事務的なお手伝いというふうなことで協力をいたしました。今後会社における検討を経て、これは成案と間もなくなると思いますので、これになりましたら市に示されるというふうに思います。その計画の中で、市としてどのような形で協力できるか、支援ができるかというふうなことを具体的に検討していく所存でございます。

ただし、先ほども申し上げましたように、あくまでもこの入湯税の納入、これが前提というふうなことには変わらない考えであります。このようにして事態の打開の兆しが見え始めてはおりますが、まだやはり納得できる支援の形あるいは規模、これが見えないというふうな話でございますけれども、市としては今申し上げたような態度で今後も会社の方と積極的に交渉をしていくというふうに考えているところであります。

それから、給食問題でございます。御承知のように、昨年立ち上げました学校給食の検討委員会については、今までも6回ほど開いていろいろ検討しておりますが、この中身、経過等についての御質問でございますが、これは教育長の方から答弁させることにいたしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 中学校給食についての御質問でしたけれども、現在行っている学校給食検討委員会での経過等について申し上げます。

昨年度長期教育プランの基本計画に沿いまして、食育の重要性から学校給食検討委員会を立ち上げました。これまで6回の検討委員会を開催しておりますけれども、その中で県、市の学校給食の現状説明、それから食育に関する国、県の動向報告、また市の地産地消の取り組みなどの説明を行いまして、小学校給食のあり方、さらに中学校給食の

是非などについて各委員からさまざまな御意見を
いただいております。

それで、昨年11月には、検討委員会の参考資料
にするために、市内全小学校の4年生以上及び全
中学生とその保護者、全教職員約4,600人に学校給
食アンケートを実施しました。その回収率は
93.4%でした。この中で、中学校給食については、
児童生徒及び保護者の大半が実施を求める結果と
なっております。検討委員会においては、アンケ
ートの結果を尊重しまして、中学校給食実施の方
向で今検討しているというふうに伺っております。
そのようなことから、検討委員会の方では、自校
方式、親子方式、共同調理場センター方式、委託
方式などそれぞれの方式の長所や問題点を諸資料
をもとにしながら今検討しております。

また、先日既に実施している先進地を、舟形中
または村山市、東根市の状況視察のために検討委
員会の方々が視察に参りまして、その後の検討の
参考にしておるところです。今後このような経過
を踏まえながら、検討委員会では実施方法も含め
てまとめの段階に入っていく予定です。

なお、今年度末までには検討委員会の方から私
の方に報告を受ける予定になっておりますけども、
それを受けた後、教育委員会の方向性を定めてい
きたいと思っております。

いずれにしても、この中学校給食は市とし
ても大変大きな問題ですので、検討結果をもとに
しながら、全庁的に進めていくべきものと考えて
おります。

以上です。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) 山交バスですか、今の御
答弁をお聞きしますと、来年の4月まで何らかの
方法によって学童あるいはそういういろんな方々
に対する足の確保をやっていくと、こういう御答
弁でございましたので、ぜひ4月の入学式あたり
ですか、子供たちが喜んで乗れるようにひとつお

願いしたいと思います。

その際に、できるかできないかは私素人でわか
りませんので、その車ですか、そこに一般の人も
さっき言ったような1.5人とか3.5人とかと、そ
う人もそういう時間帯に合わせて乗れる人がお
れば、そういう人も一緒に乗ればものすごく乗
ってもらう方も乗る方もお互いに助かると思うん
ですが、その辺はどういうふうに今のところ御検
討なされておるのか、その点1つ。まず、このバ
ス路線の方から1つずつまとめてお聞きしたいと
思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいまの渡部議員さん
からの御質問の中で、すなわち市営バスと、規模
の大小は別にいたしましても、市営バスというふ
うな定義付けをしていかなければならないのかな
と思います。それにつきましては、借りるという
ふうなこともあるでしょうけども、借り上げとい
うふうなこともあるでしょうけども、定義は市営
バスであります。そうなりますと、道路運送上の
許可等が必要になってまいります。子供たちの送
迎、そしてそういう交通弱者といいますか、そ
ういう方々の送迎、それにつきましては時間等をさ
らに検討してまいりまして、何回も同じようなこ
との運行ではなく、効率的な運行ができるような
方法論をこれから探っていきたいと、そのように
考えているところでございます。

いずれにしても、経費的にもやはりか
なり大きなものがございます。昨年の決算で、た
だいま市長が申し上げましたように1,158万の負
担金がございます。これらについては、もっと下
げて、効率のいいひとつ歳出を行いながら考えて
いきたいと、そのように思っているところであり
ます。

以上です。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) 課長からそういう答弁あったんですが、大変結構なことです。

ただ、その際に、老婆心ながら、例えば私家のところがちょっとわかりやすいというような立場で、二枚橋の分校ですか、今やっているわけです、冬期分校。ああいうものも一緒に考え合わせてやってもらいたいですかと。

もう一つは、児童館、児童センター、これも二枚橋では父兄が送り迎えしているわけ。そういうものも考えたらいかがですかと。

それから、黒沢地区の人がバスがないもんですから、幼稚園ですか、幼稚園のバスが送り迎えますので、そっちの方に行っているわけです。ただ、学校に入るときは萩野小学校に来るわけ。まだ子供心にいろんな面で固まらない立場のこの子供が急に一緒にいるわけです。そういう点もこのバスというか車というか、運行する際に黒沢のそういう児童センターに来る人もできないかなと私なりに思っているんです。ぜひあわせて考えて、できるような方法を考えて工面してやってください。できない方法を考えないで、できる方法を考えて、こうすればできるんだなということを、何かあると私は思います、何か。

これも6月の遠藤議員の質問に市長が答えているんですが、スクールバスですか、この利用地域の拡大と利用者の負担の軽減をしていくと、こういうふうな答弁しているわけです。そういうことを踏まえて、さっき私が申し上げたように会の三悪にならないように、論して、議して、行ってください。行うことができないときは、こうこうこういうわけで今はちょっと難しいですよと、ちょっと待ってくださいとか、それがものすごく大事なことだと私思うんです。何もかも私はやれやれとか、できる、やれとか、そういうことは一切求めておりません。今こういう事態ですと、財政もこういう状況ですと、そういう必要性は認めますが、ちょっとお待ちくださいとか、それが行政を預かる人のものすごく親切というか、非常に大事

なことですので、ひとつ言った言葉に責任を持っています。

それから市長、公約は、市長初めて市長選に出たわけでないわけだ。過去4回も出ているわけよ。いろんなこと子細にわかっているはずで、わかっていねばだめなわけ。そういう意味から、最初に出る人と違いますので、ただ空手形切っていいというものではないと思うんです、初めての人と違いますので。やった限りは、庁内の課長さんなりの財政とかいろいろな方々の御意見を聞いて、そして私は公約として出たと思っております。今課長が御答弁なさったとおりひとつやってください。

次、入湯税ですか、この入湯税はどなたさんも御存じのとおり目的税です。その目的税というのが究極的にはそこにお湯に入ってくる人がいかに利便性がよく、楽しく、喜んで入ってくるようなために使うのがこの目的税です。

その1つが、例えば湯が少なくなったと、どうすればいいかと、いわゆる源泉の保護。鉄管がさびたと、普通のこの辺の深井戸と同じ、ポンプが砂や砂利がつかえて出なくなったと。掃除すると出るわけです。その証拠が雷様落ちたとき、スベアのポンプ入れたら湯量が増えたと。お客さんが喜ぶわけ。会社も喜ぶけれども、お客さんが一番喜ぶわけよ。脱衣所もしかり、トイレもしかり。究極はお客さんが喜ぶ、ここに入って75円支払ってきたお客さんが喜ぶようなために使うのが私は究極のこの目的税だと思っております。

ただ、観光面とかとありますが、観光面というのは商店街とか温泉街とかお客さん来ることによってお土産を買ったり、一般商店からお土産を買ったり、夜のちょっとそういうことでまち全体に経済的に寄与するわけです。これは消防もしかり。温泉街自体のそういうことを考えて消防施設なんか買うと。こういうことあったと思うんです。最後はそこに入ってくるお客さんのために使うのが妥当でないかと思う。衛生上のあれもあります、目的税の中に。これも水質が悪いから水道を引

張っていくとか、これもお客さんのためよ。

それから、これは1つの使い道ですか、こういうことも考えたらいかがですかと、こういうこと。お客さんがどうしたら喜ぶかなということで申し上げたんですが。

入湯税を払わないなんていうのは、私から言うともっての他だ。今市長が答弁なさったように、入湯税の義務者は入湯者だと。入湯者が逆に市の方でいろんな手立てをしてくれないから私は払いませんと言って、あそこに行って、仮に400円の75円引いて私は325円しか払いませんと言ったときどうなります。我々の預かり金を何だおまえのとこの会社は払っていないではないかと、おれはそれは払わないわと。市に納税したときまとめて払いますと。こうなったときどうなるかというとおかしいけども、罰せられるですか、そういうことになるわけです。入湯税を納入しなければ何年以下の懲役もしくは何十年間の科料に処すと、こういう法律があるようですので。そうすると、お客さんは納める、預かった者は納税しない。一般市民が冷静に考えたときどういう受けとめするか。

これも今回初めて出たことじゃなくて、この議場でも数人の方が何回も出ているわけです。まず税金を納めてくださいと。そして、支援すべきものは支援をすると。私は、あの温泉はなくしてだめだという、そういう大前提なんですよ、10万人近くの人が使うんですよ。

今回の補正予算でも、これは体育関係出ておりませんが、ふるさと歴史センター4,095万、雪の里も3,000万近く、わくわく新庄2,520万、市民プラザ7,200万、文化会館6,200万、図書館4,000万、こういうふうにそういう施設に毎年使っているわけ。それは利用者が何人いると。そういう意味から見れば、あの温泉なり、新庄温泉ですか、私はなくしてはだめなんじゃないかなと。そういう意味で、その直接の事業者ですか、そういう方々とひざを

交えて、どういうふうにしたら入湯者が喜ぶかということをお話に立ってお話をさせていただきたいと思います。

恐らく平成15年から滞納という、未納ということのお話でございますので、私が前に不納欠損に陥るそういう心配はございませんかということも指摘申し上げました。恐らく私のあれと1,800万か1,900万ぐらいになっているんじゃないかと、滞納額が。なっているかなっていないか、それを1つ。そうでないと、私がでたらめ申したというふうな受け取り方になりますので、延滞利子はどうなりました、延滞利子は。十何%ですか、今。14%、13%ですか。延滞利子は下がっていないわけですよ。一般市中銀行の貸出金利は下がっても延滞利子は下がっていないわけ。これだって莫大のものよ。今の滞納額というのはどのぐらいになっているか、延滞利子はどのようになっているか。不納欠損は、通常は5年で不納欠損扱いになるようですが、15年、16、17、18、間もなく5年来るわけです。かつてある大きなところが不納欠損処分になりました。そのときも議会で論出たわけですよ、市で何やっていたんだと。

さっきの冒頭に柴田議員もある大型店というか、そういう話出たし。これなんか本当に間もなく不納欠損扱いの時期来るんじゃないんですか。ただ、犯罪と同じ、国外逃亡すると、それが時効に含まれないかとあって、何かその件についてはそういうことあるようですが、時効のあれが今中断しているというような話もちよっと耳に聞いたんですが。

今二、三そういうことをお話ししたんですが、それについてひとつ御答弁をお願いします。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 入湯税の未納額等についてでございますけれども、議員の皆さんにお配りされておりますけれども、決算書の17年度の決算といたしましては約1,886万円というふうなことでございま

す。また、延滞利子につきましては14.6%という
ようなことでございます。

大口の特別徴収者の件につきましては、個人情報
というふうなこともございますので、それだけ
については明らかにすることはできませんけども、
先ほど申し上げましたとおり、入湯税の全体とし
ての未納額については、先ほど決算書のとおり約
1,886万というふうなことでございます。

以上でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 壇上で質問申し上げまし
たし、また通告書にも書いておったんですが、法
的な手段も今後考えるというようなのあった、こ
れも通告しておったんですが、それについては御
答弁ございませんでしたが、今のところ考え方で
すか、いかがなものでしょう。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 法的に基づいた強制的な手続と
いうふうなことでございますけども、地方税法並
びに国税徴収法に基づいた形での滞納処分という
ふうなことを考えているというふうなことでござ
います。

最初にどういった手続かというふうなことになる
ますと、督促状、それから催告状を発送いたし
ます、納入ない場合はですね。そして、その後も
なければ、電話、それから訪問、そういったこと
での催告。その後、財産調査などを行いながら、
その財産の差し押さえ等をやっていくというのが
これが一連の1つの法的に基づいた手続の流れで
ございます。現在は、それらの法に基づきまして
ですね、今後とも滞納処分、そういったことも含
めまして、考慮に入れながらやっていきたいとい
うふうな考えでございます。

以上でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 今いろいろ私が言ってお
りますのは、その滞納している会社ですか、あれ
は例えば源泉なんかその会社の所有物でないとい
うような話聞いておったんですが、今も会社の所
有でないのか。その源泉というものは別の所有者
であって、そこから会社が年間幾らで借りてい
るのか。そうなれば、差し押さえしても何にも意
味ないわけよ、温泉的な価値ないもんだから。源
泉を押さえるふうにいきませんか。その辺は
どういうふうに認識しているのか。

恐らく市でも出資者として、しかも監事ですか、
監査ですか、そういう立場で御参加しておられ
たので、当然精査しておると理解するんですが、
そういう状況ですか。源泉はあるところの所有で、
そして年間幾らの貸借でやっている。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 固定資産に関わることでござ
いますけども、課税台帳並びに名寄せ帳等にす
ね、記載されている事項等については、地方税法
上守秘義務が課せられておりますので、大変申し
訳ございませんけども、御了解願いたいというふう
に思います。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 守秘義務、特に公務員に
は強く課せられるんですが、それはわかりました。

ただ、私は懸念するのは、そういう状況になっ
ていると差し押さえしたって意味がないというの
よ。湯なければ、こっちを差し押さえしたって利
用することも経営することもできないわけです
から、そこら辺もよく精査して、心得て取り組ん
でいかないと、普通のこの辺のあれとは違いま
すので、それはそれにして、まず早く入湯税を納
めてもらう。もらった後でしかるべく会社サイド
と子細にわたって計画書を提出してもらって、そ
こへ市が支援をすると。

いかがですか、市長。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 壇上でも申し上げましたが、あそこの温泉については、今までの歴史、それから今後も市民の福利向上のためにぜひ継続して頑張っ
てほしいというふうな気持ちは変わりません。そういう意味から、今後も納入を前提として、もち
ろん納入していただいて、そして市としての支援
できるもの、協力できるもの、これを精査しながらこれからも取り組んでいきたいというふうに思
います。

当面は、まず入湯税を納入していただくという
ふうなこと、これを強く求めたいというふうに思
います。

7 番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番(渡部平八議員) 今の入湯税とその支援と
いうことは、私も御提言申し上げましたけども、
市長も必要性というものは強く認識しておられま
して、今でも何らかの形の支援はしていくという
ようなことは変わらないというような印象で私は
受けとめました。

もらうものはもらって、支援するものはすると。
そういう形で一日も早く進んでもらいたいと思
います。

最後になりましたが、給食ですか、このアンケ
ート調査もやりましたと。その中で、回収率が
93.4%だと。これは、学校の生徒が何か回収に協
力したからこういう結果出たんでないかなと見て
おるんですが、極めて回収率が良好で。その中で
大半の方々がぜひやってくださいと、こういう声
だと。

行政は、いろんな方の要望なり要請なり提言が
あるわけなんですけど、いかに大勢の方々が求める
ものを優先にするのが私は市の行政であり、施策
でもあると思う。そういうふうに認識しております。
これだけ4,600人ですか、ほとんどですよ、学
校の方々。求めている限りは、何だかんだと余り

言うことも大事ですが、答え出ていると思います
ので、自校方式とかセンター方式……私ども文教
厚生で鹿沼に行ってきました。センター方式が何
か7,000食だったか、委員長、そこでおやりになっ
ているのは。それは拠点方式、いわゆる親子方式
ですか、自校方式とか。そういうようなことやっ
ておられましたので、これもまずさっきの三悪に
陥ることなく、論して議したら早く実行するよう
に、そういうことをお話し申し上げまして終わ
ります。

清水清秋議長 ただいまより2時まで休憩いたしま
す。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

(9番小嶋富弥議員登壇) (拍手)

9 番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。本日4
番目、最後の質問をいたします。新政倶楽部の小
嶋富弥であります。しばらくの間御清聴のほどを
よろしくお願い申し上げます。

今回私が通告申し上げましたのは4点でありま
す。通告の順に従いまして質問をいたします。

まず初めに、長期契約制度について、新庄市に
おける執行状況をお聞きするものであります。長
期継続契約、すなわち地方自治法の2004年の改正
で電気、ガスなどに限定されていた対象が拡大さ
れ、民間の商習慣に合わせ、物品のリース、清掃
業務などの役務関連が長期継続契約の対象になり、
これらを受け、当市において昨年の12月定例議会
において議案第69号 新庄市長期継続契約を締結

することができる契約を定める条例の設定が上程され、その提案理由について地方自治法の一部改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長期継続契約ができる契約を条例で定めるために提案として議会において可決された経過があります。

長期継続契約が締結できるものの1つとしては、電子計算機、複写機、その他の商習慣上複数年契約を締結することが適当な物品の賃貸借及び保守点検に関する契約、そして施設の警備業務及び一般廃棄物の収集運搬業務の委託に関する契約であります。

それら長期継続契約につき、山形市の取り組みの報道がありました。6月18日の山形新聞によると、今年度山形市の長期継続契約35件導入、前年度の契約額と比べ2,200万円の経費節減とありました。内容を見ますと、市の行政管理課がまとめたところによれば、今年4月1日現在、清掃業務26件、警備業務6件、その他の契約が3件の計35件の役務関連で長期継続契約を導入。これまで単年度契約だった05年度までは、業務の性質や年度変わりの困難を避けるための理由で随時契約を結んでおった。新たな長期継続契約の導入に合わせて、それぞれ指名競争入札に切りかえたとしています。山形市の行政管理課では、長期継続契約の導入でコストの圧縮、受注機会の拡大、契約先の競争力アップにつながる部分が多いとし、今後も契約対象の拡大を検討し、契約行為の公平性、透明性を確保の考えを示しております。

また、県においては、出納局が8月8日に長期継続契約に伴い、県の各部局がコピー機やパソコンのリース、清掃業務などの契約を単年度から複数年契約に切りかえを行った結果、05年度、06年度では計1億3,700万円、6.5%の経費節減が図られたと発表しております。

いずれにしても、制度改正に伴って執行を迅速に図った結果としてこのような節減効果がなされたものと思います。

三位一体の改革に伴って、地方の自治体の体力は疲弊しております。私たちの市にとっても一刻の猶予もならない財政運営を余儀なくされておる現状は、広く市民各位に認識しているものと思います。

まず、当市における今年度の長期継続契約の執行はどのように取り計られておるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、介護保険についての質問であります。私は、昨年の9月定例議会におきまして、この介護保険につきまして質問を行った経過があります。2000年度にスタートした制度の初めての見直しについて、また地域包括センターの見直し等につきましてお聞きいたしました。

そこで、この4月より大幅に見直された介護保険制度が利用者にさまざまな波紋はないのか、お尋ねするものであります。

制度の見直しで最もしわ寄せが大きく及ぼしたのが比較的介護の必要が低い軽度者、これらの方は訪問介護の回数や時間が機械的に削られた他、ベッドや車いすの利用も厳しく制限され、利用者のよき理解者であるはずのケアマネジャーやサービス運営主体である市町村が内容の変更をきちっと伝えていない場合も多く、利用者の間で戸惑いが広がっていると聞きますが、当市ではこのようなことはありませんか、お伺いいたします。

厚生労働省は、保険財政の悪化を食いとめるため、要支援向けの訪問介護の時間や回数を減らした標準利用例を提示し、市町村に軽度のケアプランをこれに沿ってつくるように指導しておると聞いているが、訪問介護の利用削減の実態はどうでしょうか。

制度見直しで訪問介護のサービス内容に変化がなくても、費用負担が増えたとされております。例えば足の不自由で要介護の1の場合、1時間ずつ週2回ヘルパーさんに来てもらい、食事の支度や掃除を手伝ってもらっていた。6月の認定の更新で要支援2に切りかわったが、この生活の援助

や内容、時間等はそのままで、費用負担が大幅に増えたとか、制度変更で訪問介護事業者への報酬が改正により出来高制度でなく、月単位の定額制になったため、以前から適正なサービスを受けていた軽度の方は厳しいのです。制度変更からまだ月日がたっていないので、全体像が見えないとしながらも、市町村やケアマネジャーは利用者によく説明等を行わず、給付抑制に走っているのではないかと声が聞こえますが、これらに関して市の状況をお聞かせ願いたいと思います。

そして、4月からの介護保険見直しの目玉の1つである市町村に義務付けられた地域包括センターの運営はどのように展開なされておるのか、お聞きするものであります。

地域包括センターは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続するため、地域包括ケアを提供する拠点として新設したものであります。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が常在、市町村直営か社会法人等委託もできるので、今年の9月議会で新庄市においては直営でなく、委託の方を選択すると話されました。直営、委託にしても、地域全体に関わる業務は、1つは高齢者からの相談に応ずること、2つ目は虐待防止などの権利擁護、3つ目はケアマネジャーの指導、ネットワークづくり等々であります。軽度者の介護予防プランづくりは、介護認定を受けない虚弱な高齢者向けの予防づくりと一体的に実施するためセンターに委ねられております。

しかし、多くの包括センターは、忙殺されているので、介護認定で要支援1、2となった比較的介護の必要性の低い軽度者、身体機能の維持や改善を目的とした予防プランと言われています。センターの他の業務まで手が回らないので、予防プランセンターになっているとの声もありますが、いかがなものでしょうか。地域密着型介護予防サービス創設について、現在の状況をお聞かせ願いたいと思います。

それでは、3番目の質問は、来年の春の統一選

挙についてであります。総務省の調べによると、来年度の統一選挙は、平成の大合併の結果、選挙数が前回2003年の2,362からほぼ半数の1,186、そのうち参加する地方選挙の割合を示す統一率は31.38%、前回の03年度のときに比べ4.88ポイントが下がり、過去最低の実施率になると調べた結果を発表しております。

統一の地方選挙は、1947年、沖縄など米軍統治下の地域を除くすべての自治体で知事選と都道府県議会選挙、市町村長選、市町議員選挙が一斉に実施されて始まりました。統一率は、地方選挙の総数に対して、統一地方選挙の際に実施される選挙数の割合を示すものであります。首長の辞職、また死去、議会解散、市町村合併等々により投票日がずれるのに伴い、回を追うごとに低下の傾向が進んでおると言われております。

県内において07年度予定されていますのは、県議会選挙、中山町、大蔵村、戸沢村の首長、当市を含め、山形市、米沢、寒河江、上山、長井の6つの市会議員選挙、また河北、西川、朝日、金山、舟形、大蔵、川西、小国、白鷹の9町村の計19件とされています。ちなみに、前は27市町村でありました。前回より統一率は3.6ポイント下がり、県内の統一率は26.39となり、4年に1度の統一選挙とは名ばかりになったのではないのでしょうか。

今自治体において、地方選挙に変化が起きています。3月の横浜の市長選挙は、月曜日に開票、7月の南陽市長選挙の開票日は金曜日、8月の東根市長選挙も無投票であったが、平日の実施、飯豊町では既に1970年代から町長、町議選も平日開票日を行っています。横浜市は、投票日を日曜日とし、開票日は平日に、通常の窓口業務と並行して開票作業を行ったが、開票は午前中で終了し、業務に影響はなく、翌日開票で職員の残業手当、深夜帰宅タクシー代など節減効果は約3,200万円に上ったとされております。南陽市の場合も時間外手当の節減等で280万円の効果があつたと報じられております。

そこで私は、先に述べましたが、統一選挙として実際に実施される統一率が全国平均で31.38%、県内においては26.3%、このような現状、名ばかりの統一選挙になってきていると思います。それよりも、当然当市の財政の再建を勘案し、来年の市会議員選挙の投開票日を平日に行う考えはいかにか、お伺いするものであります。

最後に、通告の4番目の新庄まつりについて質問いたします。朝一番柴田議員より私たち町内の上茶屋町と沼澤議員のいる下金沢町が歴史センターに入館したことに対しましてエールをいただきました。大変ありがとうございます。

申すまでもなく、去年は新庄まつり250周年、歴史に生きた新庄に生まれ育った人々が支えてきた歴史と伝統の行事は、町衆文化の真骨頂と山形新聞創刊130周年記念特集「山形の遺産シリーズ」に第3番目として6月27日の朝刊に載っていました。去年の250周年事業の祭りは、初の4日間開催、けんか囃子の再現は、少したそがれ感が漂う市民の人々を元気づけたものと思います。今年も昨年好評だったけんか囃子が26日に行われました。今年のお祭りの人出はどのような状況だったんでしょうか、お尋ね申し上げます。

あれだけ多くの観光客や市民の賑わいの中で、祭りに大きな事故もなくお祭りができたことは、関係機関の大変な努力と御尽力があればこそと思います。私も山車に参加いたしました。至るところで市の職員が張り付き、祭りを盛り上げている姿を目にしました。本当に暑い中御苦労さまでした。また、今年初めてJRの職員が8月25日、陸羽西線の茶屋町踏切に山車の通過時間帯に配置して安全対策をしていただきました。今までは地元の若連やそれぞれ運行する山車の若連が安全を確認して横断しておったのですが、一段の安全度が増しました。だれがどうした、こうしたでなく、またいろいろその他もあったと思いますが、天気にも恵まれました今年の祭りの総括をお願いいたしまして、壇上での質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 小嶋議員の第1点目は、長期継続契約についての御質問がございました。これは、御承知のとおり地方自治法の改正を受けまして、県をはじめとして、各市町村での取り組みの方向にあります。今お話にもありましたが、いろんなこの大きな効果、これも各新聞等でも報じられております。そういうことから、本市においても去年の12月議会において条例の制定をいただきまして、本年度当初から施行の運びとなっているところであります。

内容については、いろいろ具体的なお話もございましたので、重複することもないと思いますが、従来は地方自治法上の制限から賃貸契約あるいは業務委託契約については単年度の契約しかできなかったものでありますが、この条例で定めた範囲において複数年度にわたってこの契約を締結することができるというふうなことであります。本市でもコンピュータあるいは複写機などの物品の賃貸借と保守に関する契約、また施設の警備など委託契約を対象として条例を制定したところであります。本年度は、初の条例適用というふうなことがありましたので、契約条件など設定等について試験的な意味合いも含めて、物品の賃貸借契約、これを中心として実施したところであります。本庁舎に設置しております複写機について3台分、これを長期契約に変えたところ、前年に比べて年額で約20万円ほど減額することができました。また、今年度小学校の給食で使用する食器類、これを新規に借り上げたいしましたが、こちらも5年間の契約といたしたところであります。契約期間中の破損等に伴う補充も含めて、好条件の契約ができたのではないかなというふうに考えているところであります。

来年度以降であります。これは外部の施設で

の事務機器の借り上げを含めて、適用の拡大を図っていく所存であります。その他施設の警備などの業務委託についても、委託条件の設定を検討して、長期契約に移行していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、経費削減とともに、この事務の軽減の両面で効果が期待できるものでございますので、この制度を有効に活用して、健全な財政運営とともに、効率的な業務執行に努めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次、介護保険についていろいろお話がございました。御指摘のとおり、この4月からこの制度改正は大幅なものになったところでありますが、この改正によりまして、介護保険サービスのうちの予防給付においては、通所系のサービスへの新たなこの選択メニュー、これが設定されまして、利用幅が増えるとともに、訪問系あるいは通所系のサービスの提供形態、これが月単位となりまして、サービスの提供事務所がケアプランをもとに、より効果的な、具体的な計画、これを作成することができるようになりました。また、福祉用具サービスであります、これは使用することによって生活の機能が後退してしまうような過度な用具については保険対象外にするなど、より適切、しかも効果的なサービスの提供が強化されたところであります。

希望するメニュー、これが必ずしも本人の健康維持と生活機能向上に資するものとは限らないわけで、また一様にこのサービスの削減等につながっているとも言えないというふうにも思います。また、利用者一人一人の心身状態にふさわしいサービス、これを効果的に使うことが重要というふうに考えられます。

本市では、これまで利用者からの改正に関わる不満等の声がどうだというような質問もありましたが、これはそんなに多く聞いておりませんが、日頃から利用者とその家族等に直に接するケアマ

ネジャーや、またサービス従事者に対しては、介護予防の観点から、この制度の改正の趣旨でありますけれども、これを十分に伝えて、よく伝えて、適切なケアマネジメント、これを行うように、今後も意識の啓発あるいは情報の提供等に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、地域包括支援センターについても御質問がございました。これは、お話ありましたように、地域包括支援センター運営協議会に諮りまして、公正、中立を期して事業計画を立てて行っているところであります。センターは、本来の業務である介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利の擁護、また包括的、また継続的なケアマネジメントの支援の包括的支援事業を市からの委託として行う他、要支援の方々を対象とする介護予防支援事業、これもあわせて行う必要があります。業務量が結構多くて、また介護予防支援事業の業務割合も当初よりは確かに多目に推移しているようであります。

しかし、包括的な支援事業についても、3つの専門職の方々がそれぞれのこの責任業務、これをよく進めてきておりますし、これまでは効果的に展開しているというふうに判断をいたしております。

また、今後は、特定高齢者の受け皿としての介護予防メニュー、これが整ったことや特定高齢者の決定手段の緩和あるいは権利擁護の推進組織の立ち上げなどによりまして、これらのこのケアマネジメントをはじめとする包括的な支援事業、この業務の割合が高まりまして、創設初年度としてのセンターの役割は果たせるものというふうに見込んでおります。これからは、市、センターの連携を密にして、センターの職員がそれぞれの専門研修、これを積極的に受講をして、研さんに努めると同時に利用者へやはり円滑かつ適切なサービスにつながるよう介護の関係事務所等との連携を密にして、体制の充実を図っていかなければいけないと、このように考えておりますので、今後と

もよろしくお願い申し上げます。

それから、来年の統一地方選挙についてのお話でしたが、これについては選挙管理委員長の方から御答弁をしていただくようにいたします。

それから、新庄まつりについて、総括というふうなことがございました。24、25、26、無事に多くの方々の御協力の中でまた今年も終了することができました。

特に印象に残ったものの1つとして、3日間1回も空を見上げて天気の手配をすることなく3日間できたというふうなこと、これは最近ちょっと記憶にない。いつもは1日ぐらいは雨の手配をするんですが、それがなかったということが非常に印象的でありました。

それと、去年も大変な、250ということで人手があったわけですが、3日間で45万人というふうな数字、これは新幹線が来た平成12年度あたりと匹敵する数字というふうなことにとらえております。特に印象的だったのは、土曜日になりました26日、後まつりではありますが、これが昨年に引き続き、お話にもありましたけども、けんか囃子とか街中鹿子踊り、そしてまた山車の展示というふうなことで、この26日が大変な人の賑わいがあったというふうなこと、これが非常に印象的でありました。特にけんか囃子も大町通り、馬喰町、清水川町、あそこを中心としてやったわけですが、あそこに住んでいて今まであれだけの人が出たというのはちょっと記憶にない、史上最高かなというふうに思っ、大変喜んでおります。そんなことも含めて、24、5、6と3日間満遍なく人が出てくれた祭りであったというふうに思います。

また、これも多くの方々がもちろん来ていただいたわけですが、そういう方々の感想なんかも伺いました。遠いところ、沖縄の市長さん、新しくなった市長さんもおいでになりまして、とにかくびっくりしたと、こんなすごい……大変失

礼だけでも、4万人の人口の中でこれだけのパワー、特にまちの市民の方々が本当に全員総出でこのお祭りに参加するというふうな雰囲気がある、こういうのは余り見たことないんで、大変感動したというふうな感想もいただきました。その他、やはり多くの方々から新庄まつりはすごい、すばらしい、きれいだ、優美だという、賛辞ばかりであれなんです、そんな感想もいただきました。

それと、1つ印象的だったのは、3日間あれだけの人が出たわけですが、27日、まつりのうたげの後であります。そのときのある会合の中で、お一人の方からあれだけの人が出た後の27日、町中がもっと雑然としてあるいはいろいろなごみなんか散らかって汚いのかなと思ったら、すばらしくきれいだったということ、これがそういうふうなお話をいただきまして、これについても大変、職員も、ちょっと触れられましたが、相当頑張ってくれたと思いますし、また実行委員会の、もちろん若連の皆さん方、これは言うまでもございません、囃子の方々、みこし等の方々、とにかくあそこに参加した方々、この新庄まつりに対する意気込みというかプライドというか、そういうものがもう集大成でお祭りができているというふうに思いますが、非常に終わった後の町中がきれいになっているというふうなことを聞いて、またこれもうれしくなりました。ぜひこの点についてはこれからも何とか堅持していきたいなというふうに思います。

ただ、課題も少しずつ見えてきておりまして、特に町内で山車を出す、いろんなこの3日間の運行するわけですが、その経費の問題、これがやはり町内の方々からいろいろ投げかけられました。どのようにして今後この山車、これだけの祭りを維持していくか。やはりそれには当然お金がかかりますので、この財政面の確保といいますか、その捻出についてこれからもやはり相当真剣に考えていかなければいけない1つの大きな課題かなというふうにも思ったところであります。

いずれにいたしましても、小さいところでのこともありましたが、全体的に見てはいろんな面で大きな事故もなく、ただ、大きな事故もございませんでしたので、全体的に見ては大成功のお祭りではなかったかなというふうに総括をしております。多くの方々にまた感動を与えることができたこと。ただ、これが一過性に過ぎないように、今回も、先ほどもお話ありましたように、殿堂入り2台他ゆめりあ1台というふうなことで飾っておりますので、そういうものを効果的に生かしながら交流人口を増やしていくというふうなことにぜひ資していきたいというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、大変天候に恵まれましたいいお祭りだったというふうに思っております。

小関俊也選挙管理委員会委員長 議長、小関俊也。

清水清秋議長 選挙管理委員長小関俊也君。

小関俊也選挙管理委員会委員長 来年の統一地方選挙について、平日に投開票の執行を考えていないかという質問でございますが、小嶋議員から指摘されたように、経費の面については平日において投開票を行うことによって、8時半から5時までの8時間30分の時間外手当及びそれ以外の分についても、休日の割り増しと平日の割り増しの差、10%の割り増し分と、その経費節減には非常に大きいものがあるというふうに思っております。

ただ、平日に投票を設定した場合の問題点として、1つは人員の確保、2つ目には投票所の確保というものが問題になってまいります。1つ目の人員の確保、これは選挙事務執行上、人員の配置については投票管理者、投票立会人。平日になりますと、お勤めの関係で協力できないという方も出てくるかというふうに存じますし、また職員が日常の業務において選挙事務には協力できないという方が相当数出てくるということで、やはり市政の執行上、平日に職員は相当の配置しなきゃいけないという点で、職員の人員確保が非常に難し

いという点が問題になろうかというふうに思っております。

それから、2点目の投票所の問題ですが、新庄市の投票所の個数は33カ所投票所ございますが、その中で学校を投票所として指定しておりますのが6カ所ございます。新庄小学校、沼田小学校、日新小学校、北辰小学校、それから升形小学校、それから日新中学校という6カ所の投票所がございます。これを平日に行った場合、授業の遂行が非常に混雑してくるのではないかとということで、学校との相当な事前協議を行って、協力を得られるかどうかという問題がございます。

では、学校にかわる代替施設があるかとなりますと、やはり6つの学校の有権者数が約1万5,000人ございます。全体の約45%を占めておりますので、それにかわる施設6カ所を探すには容易でございせん。したがって、新庄市の場合ですとなかなか代替施設を確保するというのは非常に難しい。その点で、人員の確保、それから投票所の代替施設の確保という問題で平日投票については、相当学校側、特に教育委員会と相当事前から協議しないと、学校の授業をされる場合ですと、投票所に有権者が車で投票においでになるわけですから、やはり交通も非常に多くなりますし、児童生徒の登校、下校の際の交通事故問題が起きないかという、そういう問題もございます。授業のある程度一部のカットという問題も出てきますので、平日投票を実施する場合については事前に教育委員会、学校側との相当な協議を事前から行わなければならないというふうに考えております。

それから、平日行うことによって投票率が低下しないかという選挙管理委員会として、全国的に投票率の低下されている現状の中で、平日に投票日を設定した場合に投票率の低下が懸念されるということもございまして、有権者の利便性、その他も考慮いたしまして、その点からも検討せざるを得ないというふうに考えております。

なお、来年の統一地方選挙には、総務省で考え

方として新聞報道されておりますとおり、来年の統一地方選挙は第2日曜日が都道府県関係、第4日曜日が市町村関係の選挙が一応予定されております。ただ、新庄市の場合ですと、皆さんの任期が来年の4月30日に任期満了となるわけですが、秋の国会に提案されるであろう法律で地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律というのが秋の国会で出される予定になっております。これが通りまして施行された場合は、選挙期日が国の法律で決められますので、一自治体の裁量で投票日の変更というのはできないということになっておりますので、法律が特例法が来年施行された場合においては、その法律に従って統一地方選挙を行わなきゃならないということになっております。

以上でございます。

9 番 (小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番 (小嶋富弥議員) 4点の質問の御答弁をいただきました。

私は、このうち2点で、お金、税金、節税等に関することを提言を含めましてお聞きしました。なぜならば、今私たちの地方自治体の深刻な財政実態、北海道の夕張市の財政破綻に端を発し、問題は北海道各地に広がり、さらに全国に広がりました。

朝柴田議員もおっしゃいましたけども、総務省は8月の25日に自治体の財政健全度を示す新しい財政指標の実質公債費比率の算定結果を発表されました。その結果が翌日30日の新聞に報じられました。まさに驚くなかれ、当市の新庄市は、先ほども言いましたけども、この比率は全国で高い方の6番目、かの夕張市よりも悪いわけでございます。実質公債費比率は、標準的な財政規模を占める借金返済額の割合で、今年度から新しく採用された指数であるということは先ほども言いました。自治体が自由に使える収入に対する借金返済を示す割合でもあります。

やはりこのような新庄市が緊迫な事態において、1円でも2円でもやはり財政再建に向けていくべきであります。本当にみんながやはり新庄市の財政再建は心配しておりますし、やはりいろいろ今度は18%以上になると起債制限もかなりなると本当にもう破綻状態にもう迫っておるというような中で、この長期契約に関しまして、先ほど新庄市は本庁の3件で約20万円だと。せっかくこの制度を導入した場合の制度活用をしてもう少し図っていただけなかったのかなと。コピーとか複写機とかいろんな出先機関、学校等を含めてあるわけですので、そういったことをやらないということは、理解度が足りないのではないかなと、私は非常に残念でなりません。

来年度は、市長が適用の中で事務軽減を図って有効に活用すると述べましたけども、やはりそれに関しまして、私はなぜこの執行率が本庁舎の3件20万円だったのかなということをまずお聞きしたいと思います。

もう一点は、学校給食の食器、これは非常に大変いいことだと思います。私は、かつて学校給食に対して、食器のカーボネイトですか、その他に対して非常に危険的な害があるというときにはなかなか変えられなかった事情も考えれば、こういったリースを適用すれば、5年で例えば破損した場合に補償できるというようなことは、非常にこれは大変私はよかったなと評価します。ただし、この3件、何で3件だったかと、もっとできなかったかということに対しましてお聞きしたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま御質問の内容のとおり3件でございます。

昨年の12月条例改正を行いまして、新年度に向けた1つの契約というふうなことそのものも検討してまいったところではございましたが、何せ初年度というふうなこともございまして、我々として

は来年度から数多く今議員言われたように庁内含め、施設、学校等がございますので、まずもってそれらについては来年度から新たにもっと手早く対応してまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） ひとつよろしく申し上げます。

次、介護保険制度についてお伺いします。全国で介護保険の恩恵をこうむっている方が400万とあります。新庄市では、介護保険制度を使っている方はどのぐらいか。

もう一つは、介護認定から新しく制度が変わりまして要支援に移った方の人数をお伺いしたいと思います。

もう一点は、地域包括センターの増員もしくは包括センター、大体2万人の人口に1つというような大体制度的に伺っておりますけれども、新庄市では足りないのではないかなと、もう一カ所つくるか、増員して、やはり弱い方々の高齢者に対する支援と申しますか、制度の拡充はいかがですか、この2点についてお聞かせください。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 サービスの受給者の件ですが、17年度におきまして総数で805人でございます。

それから、要支援に移られた方ということですが、この度の法改正で要介護1の方が要支援の2あるいは要介護1に分かれるということでありました。18年度末で要介護1の方が419名おいでになりました。今年の7月現在であります、要支援2が90名、介護1が301名と。総数にするといろんな要素で419にはなりません、4分の1近くが要支援2に移ったのではないかなというふうに理解をしております。

それから、地域包括支援センターの増ということですが、うちの方では市全体を1つの生

活圏と見て社会福祉協議会に委託をした経過がございます。いろいろ全国的にも、先ほど議員のお話で予防プラン専門センターというなお話もございましたが、うちの場合は昨年度から2月から準備をきちんと進めておりました。市の職員、保健師1人を外向させておりますが、それも早目に人事をお願いいたしまして、2月から準備を進めてまいりました。今回いろいろ介護予防プランの状況等を聞いておりますが、混乱はないと、極めて順調に進んでいるというふうに理解をしております。それにつきましても、今日も包括支援センターとの打ち合わせございましたが、日頃打ち合わせをしながらあるいは事業所との話し合いをしながら、適正な介護保険実施に向けてこれからもやっていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） 介護保険で自分で介護保険ケアもつくれるというような国の方針もありますが、この辺聞きたいんですけども、持ち時間がございませんので、1点だけ。

新庄まつりの総括いただきました。ありがとうございます。ただ、やはり心配なのは、このお祭りを維持していく町内の財政基盤だと思うんですよね。やはり今言ったみたいに新庄市の財政は非常に逼迫しておりますので、補助金制度云々というよりも、やはり奉賛会みたいな形でやるか、いろんなケースあると思いますけれども、行政がお金集めることができませんので、そういった団体とのすり合わせをよくリードいたしましてね、やはりこの若連に対する財政基盤の何らかの支援を真剣にやはり考えてもらって、よりよい新庄まつりを継続してもらいたいと御希望申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

なお、明日12日午前10時より本会議を開きますので、御参集のほどお願いいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時50分 散会

平成18年9月定例会会議録(第3号)

平成18年9月12日 火曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢高 孝 敦
神室課長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博 夫
教育委員	伊藤 輝 彦	教育課長	佐藤 和 悦
教育次長	奥山 芳 彦	生涯教育課長	小野 和 光
生涯学習課長	大江 雅 夫		黒 坂

選挙管理委員会
委員長
選挙監農事
査業委員
務局員
局長

小 関 俊 也
國 分 政 嗣
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
選挙監農事
査業委員
務局員
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局主	長査	田沼	中澤	紀順	雄子	総務主査	野崎	勉
							佐藤	嘉信

議事日程（第3号）

平成18年9月12日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	今 田 雄 三	議員
2番	金 利 寛	議員
3番	佐 藤 悦 子	議員
4番	石 田 千與三	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成 1 8 年 9 月定例会一般質問通告表 (第 2 日目)

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	今 田 雄 三	1. 人口増対策について 2. 環境整備について 3. 健全財政確保について 4. 庁舎の新築構想について	市 長
2	金 利 寛	1. 再度、人口減少に歯止めできる施策について 2. 出産育児一時金の支給方法に関する改善策について	市 長 関 係 課 長
3	佐 藤 悦 子	1. 教育行政について 2. 福祉について 3. 重税で苦しむ市民に減税の可能性や各種制度をお知らせ ・拡充してはどうか	市 長 教 育 長 関 係 課 長
4	石 田 千 興 三	1. 最上公園の管理について 2. 学校における安全対策と諸設備について	市 長 教 育 長 関 係 課 長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。欠席通告者はありません。

なお、星川 豊君より少し遅れるとの連絡がありましたので、報告いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。本日の質問者は4名であります。

今田雄三議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、今田雄三君。

（22番今田雄三議員登壇）（拍手）

22番（今田雄三議員） おはようございます。新風21の一人として、9月議会一般質問を行います。

今年の新庄まつりは、3日間好天に恵まれ、45万人の人出があったとお聞きしました。25日の休憩時に鉄砲町から下金沢町に並ぶ21台の豪華けんらんな絵巻絵図は、見る人をくぎ付けにし、興奮させるに十分でした。また、26日のけんか囃子は多くの人々を喜ばせてくれました。この日は、昨年に引き続き町内の人とその家族で綱を引きました。家に戻ってから祭り話で盛り上がったこと

はもちろんのことです。この様子を見たとき、若連が山車から離れて御祝儀もらいに奔走する現実を一日も早く引き手の多い祭りにするために市として財政的にもう一工夫欲しいと思ったのは私だけだったでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問を行います。初めに、人口増対策についてお尋ねします。過日経済産業省が「がんばる商店街77選」に南本町商店街と北本町昭和会が開催している「新庄100円商店街」事業を全国2万弱ある商店街の中からたったの77選に選ばれたことは、市街地活性化に苦慮している全国に対し、新庄市をアピールできたことは、これまで努力してこられた商店街の皆さんに感謝申し上げるとともに、交流人口が拡大することを祈念してやみません。

質問の1つ目は、新庄市の6月の人口が4万594人でした。昨年の同期は4万988人でしたので、394人の減となりました。新庄市第3次振興計画では、平成17年度に4万7,000人となり、平成22年度には5万人を予測していました。それを平成17年振興計画後期5カ年基本計画では、平成22年度を4万3,000人とし、修正して対応してきておりますが、減少の波は急速に進んでいると思います。予測に見通しの甘さがなかったかを含め、現状をどのように認識していただけるのかをお聞かせください。

2つ目は、人口増の第1は働くところがあることと思います。後期5カ年計画でも明らかにしているとおり、産業及び経済の活性化と人材育成を推進するとしていますが、私も同感です。県内の有効求人倍率が1.06倍と高まり、製造業も景気回復傾向にあるようです。現在の企業誘致と雇用状況、今後の企業誘致の見通しをお聞かせください。

3つ目は、人口増の第2は住むところ、定住圏構想であると考えます。これまでも小桧室地区第2期工事は、新庄市土地開発公社で行うことを提言してきました。公社で行うことはできないとのお答えをいただいておりますが、先日市道認定

視察の折、小桧室の現場を見てきました。民間による土地造成と住宅建設が急ピッチで進んでいました。活力あるまちができてつつあると感じました。加えて、民間活力を後押しすることを目的に、小桧室から西山に通ずるアンダー道路に併行する土地を開発公社で造成するとお聞きしておりました。時宜を得た計画だと思います。市長はじめ、関係された皆さんに改めて敬意を表します。地域が活性化し、経済効果が拡大することは間違いありません。また、今後の定住圏構想についてお聞かせください。

2番目に、環境整備についてお尋ねします。1つ目は、本年度主要事業の概要で予算計上していますバイオマス活用生ごみ堆肥化事業が平成19年度市内全域を対象に生活系生ごみの分別収集、堆肥化の本格事業化を計画しています。現在住民への説明状況と工事の進捗状況をお聞かせください。

6月議会でも新庄全域とあるが、マンションやアパートへの啓蒙が難しいのではとの意見がありました。これらを踏まえて、今後の課題についてもお聞かせください。

2つ目は、3年前に市内から郊外に鉄くずの保管場所を移転することになりました。同時にそれまでむき出しのまま保管されていた箇所シートをかけることによりポイ捨てもなく、危険状況が遠のいていました。近年鉄の需要が高まる中で、所有者がシートを外し、搬送を繰り返しています。住民の方々は、以前のポイ捨てとあわせて無断放棄が進み、大きな物件が崩れて危険な目に遭うのではないかと心配しているのです。所有者は、自分で置いたものではないから知らないと片づけようとしなかったことがありました。これらを踏まえ、今のうちに指導しておかないと大変なことになると思います。現地の皆さんの要望に対して、所有者にどのようにお話をされているのか、お聞かせください。

3番目に、健全財政確保についてお尋ねします。今年5年余りにわたった小泉政権の功罪について評

価が分かれています。所得格差、地域格差はもとより、地方に負担が拡大し、財政執行が難しくなっているのです。三位一体の構造改革も具体化せず、地方分権も一向に進められていない状況です。

県内の各首長も三位一体の構造改革を良とせず、不安が拡大していると答えているのです。構造改革がもろに家計をも圧迫しています。収入が増えない、一方で社会保険料が上がり、各種控除や定率減税の見直しにより増税となりました。今年の確定申告では、高齢者から五、六万円の負担増になり、年金受給者は悲鳴を上げているのです。生活苦から年間3万人もの自殺者が出ている状況にあります。地方の市町村も例外ではありません。地方交付税の大幅削減で痛みだけが残ってきました。これまでも地方六団体が健全な地方財政を求め、大集会を繰り返してきました。ある知事は、国の財政再建を優先し、だましの改革だと、地方のほとんどが失望していると発言したことは私もうなずけます。引き続き自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を要望すべきと考えます。

また、税源移譲と国庫補助金の見直しに当たっては、地方団体間で税源が偏在していることから、地方の自主性の拡大と分権改革の基盤整備につながる税財政制度改革を要望すべきと考えます。これまでの財政運営と推移を見ながら、市長はどのように認識し、対応されていくのか、再度決意をお聞かせください。

4番目に、庁舎の新築構想についてお尋ねします。1つ目は、新庄市が昭和25年に誕生してから半世紀が経過しております。庁舎も市政施行後昭和30年に建設されたとお聞きしています。この間増改築が繰り返されてきました。昨年庁舎のひさがすべて撤去されました。新しくするのではの期待は薄れてきました。雪の落下に耐え切れなくなったのではないかと。もしそうだとすれば、庁舎そのものが危険な状況にあるのではないかと心配するものです。老朽化していますが、耐震状況を

どのように認識しているのですか。今後何年耐えられるのですか。診断などの調査があれば、お聞かせください。

2つ目は、今の市財政から見ると、公債費比率29.9%や全国市町村財政困難ランク13位などと報じられるまでもなく、一日も早く財政健全化に向け努力していることは周知のとおりです。短年度に計画実施することは難しいと思いますが、あえて庁舎建設について提言します。第4次振興計画に生かされればと思うからです。

7月10日から11日にかけて沖縄の豊見城市を視察してきました。沖縄アウトレットモール「あしびなー」振興による人口増の取り組みと市財政について見聞してきました。当然庁舎建設の発想転換についてもお聞きしてきました。豊見城市は、那覇空港に近い立地条件を活かし、海岸埋め立てを基本に、都市振興計画を着実に進めていました。人口も平成2年に4万人だったものが平成17年には5万2,000人と増え続けているとのこと。市役所は、外見からして市役所らしきものではありませんでした。聞くところによりますと、元大型家具店の跡地をそのまま利用し、オープンスペースで、各課は通路とカウンター状で仕切られているものでした。庁舎が老朽化しているが、新築がままならず、この6階建ての大型店を土地、建物で5億円、その他改築費で2億3,000万円で求めたとのこと。国から4億円の補助金を受けたと付け加えられました。当市としても、新築60億円をかけるのではなく、豊見城市の発想の転換を参考にして将来構想を図るべき時期と考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

これをもちまして壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 今田議員の第1点目は、人口の減少にこれからどういうふうにして対応していくか、

その現状の認識とともにお尋ねがございました。

人口につきましては、今お話にもあったとおりでございますが、平成12年の国調、そして昨年の国調というふうなこと、これを見ましても、12年と17年のこの人口の推移で1,430人ほど減というふうなことでございます。そういうことから、この人口の減については、なかなか歯どめがきいていない。一生懸命定住についてもこの議会でも議論しておるところであります、なかなか難しいのが現状ではないかというふうに思います。

そういう中で、第3次振興計画、これは平成8年に策定したところでございますが、そのときの人口は新庄市4万2,900人ほどでございました。そういうふうな前提で、いろいろ企業誘致も進めていきたい、また当時新幹線の誘致にも一生懸命頑張っておりましたし、交流人口、そして定住人口も増やしていこうというふうなことで、10年後には4万7,000人、15年後には5万人というふうな目標数値を掲げました。これについては、当時見通しが甘かったのではないかというふうなことでございますが、やはりこの目標というふうなこと、そしてまたこれを努力目標というふうな形で数字を掲げたんですが、確かにこの交流人口あるいは定住人口をいろんな社会情勢の中でもっとも増やしていける、いこうというふうなことを考えて掲げたところでありますけども、確かに結果的にはその数値が多少甘くなったのかなというふうに思いますが、そういうことから今回の振興計画の後期5カ年計画の中では22年の人口を4万3,000人というふうなことで下方修正をさせていただいたところあります。この目標をいかにして実現していくかというふうなことが今後大きな課題になってきております。

ただ、交流人口ですが、新幹線の延伸もありまして、相当部分進んでいるというふうにも思っておりますし、また昼間人口、これは夜間と昼間との人口比率であります、これが113.何がしというふうなことで、昼間の方が約五千四、五百人多

いというふうなのが今新庄市の状況であります。これは、県内でも比率的には第1位というふうなことでございます。こういうふうな昼間人口が非常に多いというふうなこと、これはやはり新庄市の経済を支えている、底支えしている1つの大きなデータであろうかなというふうに思います。これは、商工業、そして学校等も集中しているというふうなことも含めて、拠点性、中心性が新庄市、これは歴史的にもそうなんです、あるというふうなこと、これはもっともっと大事にしていかなければいけないというふうに思います。

その他にもやはりUターン、Iターンも含めて、首都圏から新庄市における位置付けといいますか、価値付けといいますか、そういうものをもっともっと情報発信することによって価値観を高めていく、そういうふうなことも今後取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

その中の1つとして、今お話にも雇用の場の確保、これもございました。雇用の場、これは私も定住人口を増やす1つの大きな要因であるというふうに常に申し上げておりますし、また企業誘致についてもいろんな条例等々もつくらせていただいて企業誘致に取り組んでいるところでありますが、その現状について若干せつかくの機会ですでお話を申し上げたいというふうに思います。

御承知のように中核工業団地、横根山工業団地2つ今抱えているところでありますが、約2,200人の皆さん方に働いていただいております。この両団地もやはり相当部分地域経済に大きく寄与していただいているというふうに考えておりますし、また昨年度、これはもちろん徐々でありますけども、国内の景気が少しずつよくなっているというふうな影響を受けたんだというふうに思いますが、両方の団地にもいろいろ進出していただいた企業さんもございます。中核には高橋自動車さん、また山形セキノの2社が立地していただきました。そしてまた、新庄自動車さんがこれ旧藤製作所の工場跡地でございますが、これを取得していただ

いてまた進出していただいたというふうなこと。横根山の方では、山形航空電子がこれは旧田淵電子工業用地、これを取得していただいて、工場を建設するというふうな動きがございましたし、また本年度に入って山形DKK、また平井精密の工場の増設、ヤマトテック他数社による工場用地の買い増しの動きもあるというふうなことで、こういうふうな企業の拡大、業務の拡大等によって、雇用増も大分期待できるんじゃないかというふうに考えているところであります。

現在御承知のように最近の傾向としては、海外シフトから国内の工場立地、この動きも大分見られるようになりました。これに対応して、新庄市もそうですが、多くの自治体でもいろいろ補助制度等々も創設しながら誘致合戦を展開しておりますので、非常に厳しい状況もございますが、今後企業誘致についてはこれからも一生懸命頑張っていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、もう一つの定住拡大の大きな要件の1つであります住環境の整備、これについても触れられました。今新庄市に限らず、各自治体で共通して抱えている一番大きな悩みであります少子高齢化社会におけるやはり定住人口の減少対策でございます。これは、先ほどからも申し上げておるとおりであります、そういう中でやはり働く場の選択肢、そしてまた交流人口の拡大、そして住環境の整備、これも非常に大きな課題であることは認識しております。

低廉で魅力ある宅地の供給、これは今までもいろいろ議論をさせていただいて取り組んできたところでございますが、市としても平成15年度に定住促進の施策を展開するための定住基盤プロジェクト検討委員会、これを組織いたしまして、市街地における開発手法等、そしてまた各分野での検討を行ったところ、現存する既成の市街地の中で小桧室地区が最もよい条件というふうなことから、山形県が雪国住宅地のあり方を研究推進するモデ

ルエコタウン構想、この中でも当該地を設定して樹立されたところであります。御案内のとおり高規格道路新庄北道路、これが平成21年度の供用開始の予定となっていること、また県道の曲川新庄線の桧町アンダー、これが年内中に供用される予定であることから、県道の整備によって土地開発公社の用地の一部が処分可能というふうなこともありまして、質問の中にも触れられましたが、その他民間開発の宅地供給もございますし、この部分の開発をこれからも進めていって、ぜひ定住拡大に寄与していきたいというふうに考えているところでございます。

そんなことで、雇用の場、住環境の整備、交流拡大と、これから市としてもいろいろ課題がたくさんございますが、何とかこの定住促進のために、これから大きな施策の柱の1つとして取り組んでいきたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

御質問の第2点目でございますが、環境整備についてお話がございました。その1点目、今市で取り組んでおりますバイオマスの活用、生ごみ堆肥化事業でございますが、これの進捗状況、それでその中で現時点で考えられる課題等々があったらというふうなことでございます。

今各地区の区長さんあるいは衛生組合長さんに調整していただきまして、現在説明会の予定を立てているのが110カ所ぐらいございます。合同で開催する地区もございますので、地区数としては140地区というふうなことになります。今後も要望のある地区については、これ随時説明会を実施して、多くの市民の方々にこの事業についてはやはり理解をしていただかないとなかなか本格実施のときにきちんとした形でスタートできないので、今鋭意その説明会を精力的にやっております。職員が2班体制でそれぞれ地区に出向いているわけですが、平日はほとんど毎日、平日、夜間ほとんど毎日のようにこれは出向いて説明会をやっております。大体10月の半ばぐらいまで全部説明会終わる

にはかかるんじゃないかというふうに考えておりますが、まずこれをちゃんとしてやっていくことが第一歩であるというふうに思って今取り組んでいるところであります。

また、工事の方はどうかというふうなことでございますが、今やっているのは、この施設の建設によっていろんな影響が予想される環境調査、いわゆる環境アセスを発注しておりまして、現況調査を行いながら、県への処理施設の設置申請の準備を進めているところであります。また、設計業務については、8月末に基本設計が完了いたしましたので、早急に今度は実施設計を発注して、来年度早々に施設の建設に着手していきたいというふうに今のところ取り組んでいるところであります。

また、説明会の中で、御心配のようにマンションあるいはアパートの皆さん方への啓蒙啓発でございますが、これも不動産業界の協力を仰ぎながら、入居者への周知、また大家さんあるいは管理人さんなどへも説明を小まめに行いながらこの周知徹底を図っていく所存でございます。

そういう中で、課題としてあるいはいろいろ質疑応答、質問等もあったわけですが、その中で2点ほど申し上げますと、1点目は冬期間の生ごみ収集の場合の容器の設置についてであります。これは、やはり積雪あるいは除雪などの関係で容器が邪魔にならないようにしなければならないというふうなことで、その設置場所についての検討が、これは各地区それぞれ事情が違うものですから、その辺のところは1つ課題としてとらえられているところであります。

それから、生ごみの資源化に伴いまして、燃えるごみが当然減るというふうなことから、現在週2回燃えるごみの収集をしておりますが、これを週1回の収集に減らす方向で考えているところでありますが、やはり市民の方々には週2回従来どおり収集してほしいというふうな声がございますので、これらのところの調整をどうしていくかと

いうふうなこと、この辺が今のところ課題になっているようであります。

それから、環境問題の2点目ではありますが、鉄くずの保管場所であります。13号沿いの関屋地区内にある箇所と山屋地区の2カ所でございます。これは同一の業者が管理する場所となっております。回収したりあるいは売却したりというふうなこと、いろんなものが出たり入ったりしておるようでございます。

14年に天皇陛下が御行啓された際に、景観上の理由から県とともにあのときも撤去の指導を行いながら、関屋の方から山屋地区と芦沢地区に移動して対応した経緯がありますが、現在山屋地区に緑色のシートがかけられておりますけれども、これはこのときにかけたものであります。最近この業者が以前撤去した箇所を再び保管場所として使用する際、使用状況が景観上好ましくない状況になりつつあるというふうなことから、何とか改善するように連絡した経過がございます。この産業廃棄物行政、これを所管して、また大規模な不法投棄箇所についても指導的立場にある県においても指導していただくようお願いしておるところであります。この6月にも県の環境課から業者を呼んでいただいて改善を要請した際には、この場所にあるものを処分しただけではなかなか採算が合わないの、山屋地区の保管場所からも取り出して売却したいというふうな申し出があったというふうに伺っております。

この山屋の方については、学童の通学路わきというふうなことでございますので、今後も業者に対して保管場所における安全性の確保と環境保全に対して、県とともにこれは指導をしていって、きちんとした形で保管していただくように今後も指導していきたいと、このように考えているところであります。

それから3点目、健全財政の確保についてというふうなお話がありました。第1期の三位一体の改革では、国庫補助負担金の総額の削減、それ

と削減額の75%ほどの税源移譲、これがございましたが、本当の意味での地方分権の推進にはまだまだ遠いものであったというふうに認識しております。国庫補助負担金は削減されたけども、その権限は相変わらず国に残っているというふうなこと、また地方にとっては負担が増えただけというふうなことで、特に小規模な自治体ほどその影響が大きくなっている。地方の格差が大分生じているというふうなことが結果として出ているというふうに思います。

7月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」について、地方六団体の共同声明が出されました。その内容の第1は、地方分権に向けて、関係法令の一括した見直しについて、地方の意見がこれが一括法に盛り込まれるようにと強く求めています。また、第2には、地方交付税の財源が安定的に確保されること。また、第3には、引き続きやはり地方も行財政改革に取り組むというふうな内容になっております。

また、同じ月に「地方分権の推進に関する意見書」に対する内閣の回答についても六団体から声明が出されております。これは、地方が求めた地方行財政会議やあるいは地方共有税については何ら触れられていないというふうなことを遺憾とすること、また地方分権一括法についても触れられなかったというふうなことも含めて、地方の意見書の内容が第2期の改革に盛り込まれて、地方と政府が一体となって取り組む体制、これを強く求めているというふうなことであります。

また、8月には、地方分権改革のさらなる推進のためというふうなことで、その地方と中央との格差が生じていることを認めながらも、真の地方分権改革、これを推進する要請文が出されております。これからもこの地方分権改革に向けて、引き続き地方が自立していくため、県市長会あるいは全国市長会を通じて粘り強く今後も要望を続けてまいりたいというふうに思います。

また、次の質問の中で、実質公債費比率のお話

が出てまいりましたので、ここでちょっとお話し申し上げておきたいというふうに思います。これについては、柴田議員へ昨日答弁したとおりであります。その内容と今後の対策についても若干補足をしておきたいなというふうに思います。

一般会計の元利償還金でありますけど、これは平成15年度をピークに減少しております。今後七、八千万ずつ減少してまいります。次に、広域の元利償還金であります。平成20年度までは今のところ高い負担となっておりますので、財政の再建計画にもございましたが、繰替運用というふうな手続をとりまして、年度負担の平準化を図っているところであります。その額についても、19年、20年度については高い額になりますが、21年度からはゆめりあの償還が終了してまいりますので、市の負担も低くなってまいります。また、下水道をはじめとする特別会計の繰り出しでございますが、今後も下水道の処理場、これきのうもちょっと申し上げましたけども、の増設がありまして、これについてはしばらくは現状と同額程度かというふうに推測いたしております。また、国営等の債務負担がございますが、これについては御存じのとおり平成29年度までは継続して負担があるというふうなことであります。

総体的には、一般会計と、それから広域の元利償還金の減少で比率が今後低下していくように頑張っていきますが、これには市債の発行とかあるいは債務負担行為の抑制というふうな前提条件の中で、これからの財政再建計画あるいは公債費の負担適正化計画、これを着実に実行しながら、きのうも申し上げましたけども、20年度にはこの実質公債費比率も25%以下に何とか抑えていきたいと、このように考えてこれからも頑張っていく所存でございます。

それから、庁舎の新築構想というふうなことでございますが、これはきのうも斎藤議員の方にお答えしたとおりでございます。建築以来50年たつて、確かに老朽化も目立っておりますし、いろい

ろ増築、改築を含めて今まで使用してきておりますが、現在の状況、これから定数管理計画の中で組織の改編も今後もしていくというふうなことあるいはまた合併問題も今後生じてくるというふうなことから、そういうものがやはりある程度きちった形で整理できた時点で考えてもよろしいんではないか。今やはり先ほどから申し上げているように財政再建の途上というふうなことで、現時点で庁舎新築に対する検討というふうなことにについてはちょっと時期としては適当ではないかというふうに考えておりますので。

ただ、認識としては、これはやはり相当老朽化を、危険なところについてはすぐ補修をしながら、現状のままでやはり使用していかざるを得ないのではないかというふうにも考えておりますので、この辺のところもひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

以上、ひとまず。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 人口増という1つのものと、これに加えて雪の問題もあったわけですが、私も何回も一般質問している中から市長の施政方針の中にもトップの方に掲げられるということになりました。そういう意味合いでは、雪国の弊害というものがあある程度克服できる状況と、それに伴って側溝の改善など、そして水の利用などについても今最善の努力をしていただいているわけですから、そういう意味で見ればある程度雪は克服できるというふうにも思います。

そういう中で、人が来ないとやっぱり大変だなというのがお互いに認識の一致するところだというふうにも思います。そういう意味で、いろいろ新聞等でもありますが、交流人口なり、そして交流人口が深まる中で定住圏にいてもらえばいいということなどで、今日の新聞などにも挙げておりますが、やはり空き家の問題について、ホームページで出す中から、それらをあっせんしながら

来ていただくというような状況もありますし、もう一つは、先ほども申し述べているわけですが、今の退職する人たちをどういうふうに迎えるかと、そして定住させるかというのも1つの方法なんです、そこら辺の問題については考えの中にはあるでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま市長もさまざまな角度から人口増対策について答弁されたわけですが、第一義的には雇用の促進、住宅環境、そして今言われておりますのが、今田議員言われるように団塊の世代の方々をいかにしてふるさとに例えば呼び寄せるかと、それに対してのそういう住環境が、また空き家等々があるかないか、そういうふうな1つのさまざまなコマーシャルによってやっぱり拡大していかなければならないのかなというふうなことは、我々としても認識はいたしております。

ただ、現状と申しまして、果たしてその空き家そのものがどの程度市街地にあるいは市内ですね、あるかというふうなこと、これからの検索も必要かと思います。また、来られる方々のそういう雇用の場といたしますか、そういうふうなことそのものの受け皿等々も必要ではないのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、大きな課題でありますので、我々としては今後の検討課題というふうにさせていただければというふうに思います。

以上です。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) いろいろな地域でやっぱり団塊の世代ということで考えております。新庄市でもいち早く目玉とするものがあればというふうに私も願っているんですが、それでは具体的に何をやるかということになりますと、今課長がお話ししたとおりの返答しかありません。

そういう意味合いでは、やっぱりもう一步突っ込んで何とか考えなければならない時期ではないかなというふうに思いますので、一層の御努力をお願い、要望しておきたいと思います。

あとまちが活性化することによって、その交流人口なりそれが増えるということが新庄市のお祭りの状況を見てもわかるわけであります。例えば45万人で1万円を使えば45億というような金額になるなどざっと考えたんですけども、それが年間の新庄市の税収であります。そういう意味合いでいけば、ちょっと大変な金額だなというふうに思いますが、それ以上に各町内なり各家庭では地域のために消化しているというようなものもありますから、経済効果は随分あるなというふうにも思います。そういう意味での今回の祭りと人口、これの増によって生み出される経済効果はいかばかりかなというふうに私思っていますので、参考までひとつ教えていただきたいと思います。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 今経済効果の質問でございます。やはり今言われているのが観光、観光が一番経済効果があるというように言われてございます。

それで、今今田議員おっしゃったとおり、新庄まつり、3日間で45万人、1万円1人消費すれば45億という莫大な経済効果でございます。そういう中で、いろんな自治体が交流人口拡大に向けて頑張っているわけでございます。特に新庄市の場合、そういう大きいイベントが新庄まつりでございますけれども、四季折々に春にはかど焼きとか秋には産業まつりあるいは冬に雪まつりとかいろんなイベント等を仕掛けまして交流人口の拡大に向けているわけでございます。

そういう中で経済効果、いわゆる端的にはお祭り45億とか雪まつり10億とかございますけれども、そういうものを合算すれば、非常に多額な経済効果になっているんだろうというふうに思っており

います。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 先ほど市長の答弁の中に情報を発信していくという言葉がありました。それが今言ったものも含めてあると思いますが、もう一つ具体的にお話をお聞きしたいなというふうに思います。

発信するその情報の内容、これらについてちょっと説明をお願いします。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 済みません、今の質問は交流人口拡大のためのどういう情報発信だということでございましょうか。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 私の方でそれを聞いているんですけども。そういう人口増のために、Uターンなり、Jターンなり向けに、そして団塊の世代に向けてやっているという結びになるのかなというように今思ってお聞きしたんですけども、そういうふうにあっていただきたいなということを御要望申し上げて、その項は終わりたいと思います。

それから、庁舎の問題であります。庁舎の問題については、古いということはみんな理解するんですけども、これに対して積立基金を一般財源に繰り入れたという経過からいきまして、今後はそういう気持ちがないんだよというように受け取れるわけですが、そうしますとこの耐震関係がどのように理解して、その当時にならないとわからないというふうな言動でお話したようにお聞きしたんですが、そこら辺はいかがですか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 庁舎につきましては、老朽化が目立つというふうなところでありまして、

その当時の建設物件といたしましては、耐震構造等々にはこれはそぐわないというふうなことはこれは事実でございます。

しかしながら、今現在リフォームをかけながら、可能な限りの修繕を行いながら、やっぱりこれからはまず1つのここの部分は拠点であるというふうな認識のもとに、市民の方々がいつおいでになっても不便を来さないような1つの庁舎というふうなものの内容を今後とも充実していかなければならないのかなと思います。

ただ、具体的に申し上げれば、屋根なんかは非常にこれは傷みが激しいのかなというふうに思っております。それらにつきましては、修繕可能であれば可能ななりにこれは行っていきながら、今後とも市民にとって使い易いフロア等々の検討も重ねながら大事に使っていきたいと、そのように考えております。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) とにかく気になりますとぼろぼろとこぼれるところが見えてくるんですけども、普通はそういうことを見ないで歩いてくださいと言えば何にも気になりませんが、先ほどもお話ししましたとおり、豊見城の市役所は前の大型店舗でありますから、駐車場は一番屋上にありました。そういう意味で、屋上の一番高いところに市役所の名前があったんですけども、やはり国の手助けなどを受けますと、大体新庄でも3億ぐらいで向こうのやつが買えるというような状況でありますから、そこら辺も参考にしながら頑張っていきたいなというふうに思います。

安全だけは気をつけていただきたいと御要望申し上げます。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

金 利寛議員の質問

清水清秋議長 次に、金 利寛君。

(24番金 利寛議員登壇) (拍手)

24番(金 利寛議員) 平成18年9月定例議会2日目、2番目の一般質問を新風21の一員としてやらせていただきます。

誰もがそうであるように、住んでいる新庄市が皆大好きであります。新庄市が減少して寂しいまちになるなど絶対になってもらいたくないという、新庄市に住む市民は、元気で、明るくて、豊かで、そしてもてなしの心がいっぱい、楽しいまち新庄を希求しているはずであります。そのための行政であり、市は活力あるまちづくりのために日夜心血を注いで頑張っていることでもあります。

しかし、現実には時にして冷酷であり、裏目に出ることもあり、また成功することもあり、こうして今まで数々の事業の正否があり、歴史がつくられてきたのであろうというふうに思います。

ないものねだりの議論、理想と現実のギャップがあり過ぎる議論、そして現実のみに終始し、希望の持てない議論、それぞれが重なり合って取捨選択されて、時代の財政状況と融合されて、実現されるものあり、また捨てられるものあり、その繰り返しであったらうというふうに思います。

今回は、人口減少自治体活性化のためにどんな施策をして人口減少に歯どめをかけられているのかとのテーマと出産育児一時金が今年10月より30万から35万に引き上げられますが、これに伴う支払い方法を変えて子育て支援策の一助にしたいとの2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

初めに、再度人口減少に歯どめができないかと

いう問題でありますが、これは前に新風21の今田雄三議員も触れられておりましたし、沖縄の豊見城市、那覇空港のすぐ近くであります、その人口増政策も含めて、今後どういうふうにするのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

このことは、前回6月の一般質問でも私は取り上げさせていただき、このままでは何も手を打たなかったときにはこの1年半ぐらいで3万人台に当市の人口が減少していつてしまうこと、また例に大江町の公平助役の大胆な住宅政策を展開していることなどを例に出ささせていただきながら、何とか当新庄市の人口減少を食い止めて、活力ある新庄市を創出していただきたいとの思いで議論を戦わせていただきました。

先ほども触れられておりましたが、その成果があったかどうかはまた別にわかりませんが、この財政難のときにでも新庄市の土地開発公社が音頭をとって安価な値段で来年度9区画を販売されるようになったということ、大変に御苦労はあったろうけれども、費用対効果の大変すぐれたこの事業ですから、成功していただきたいというふうに思っております。

さて、今回は前回の質問の一連の流れで何とか新庄市の人口を増やしていただきたいとの思いで、本年度5月に総務省の人口減少自治体活性化に関する研究会の報告書の公表に基づいて、当市もこうあったらいいなというふうな思いで、少しでも人口が増えるのではないかとこの思いで質問をさせていただきます。

この総務省の報告書によりますと、地域格差が進む中で、シャッター通りに対する国の施策、妙案等はどのそれぞれの地方の自治体からの声に一定の示唆をした形で公表されているようですが、それによりますと、特に今後の地方の活性化のためには人材誘致、そして移住政策の必要性を強調されております。

人材誘致、それから移住政策を展開していくに

当たってのポイントの1つとして、地域全体で移住交流のための受け皿を整備することの重要性が指摘をされ、そのためには行政が行う事業や取り組みでそれで完結するという発想ではなくて、いかにしてビジネスとしてそれを成り立たせるようにしていくのかという発想の転換が必要であり、民間産業の創出に向けてのコーディネーター的な役割を担うとともに、住民団体、またNPOなどの多様な主体との協働を図ることの重要性を言われております。

例えば新庄新幹線、新庄市のターミナル駅になって5年有余になりますが、その波及効果の最大のコーディネーターは今までどうであったであろうか。パークアンドライドをうたっての1,000台の無料駐車場、この関係で産業、農業、自然、巨木等々の観光客に対するコーディネーターはどうであったのでしょうか。一連の旅行者の誘導は、東西軸、新幹線来るまでにはかなり熱く語っていましたが、有名無実にはなっていないでしょうか。コーディネーターとしての必要はあるやなしや。新幹線新庄延伸でこの事業は完結したと考えはしないのではないだろうか等々。もう一步の発想の転換が必要なのであると思われるが、どうでしょうか。

先進地的な例を出しますと、やはり全国的に2007年問題、今日の山形の飯豊町にも触れられておりましたが、団塊の世代の大量退職を目前に控えて、それぞれの自治体はどうやったら我がまちへのUターン、Iターンができるのかとの観点から、人材誘致や移住交流の促進に向けての施策が急速に広がりつつあるようであります。

例えば島根県、平成4年に定住促進事業を総合的に推進するふるさと島根定住財団を設立をしました。Iターン、Uターンの希望者を対象とした同財団の産業体験事業の実施により、平成8年、1996年から平成16年、2004年までに体験者905人のうち定住者は何と458人、定着率が51%であります。家族をも含めると700人が定住をしています。さら

に、団塊の世代の大量退職者を見据えて、平成17年度からは、2005年度からは3月にかけて首都圏に在住する県出身者の2万人に対してのUターンを呼びかける知事からの手紙とアンケートを送付しております。返信されたのが約2,000通、そのアンケートを集計した結果、Uターンを考えている人が何と25%、要するに500人以上は東京で仕事をし、終わったらUターン、ふるさとに帰りたいと言っているのが現状なのであります。

こうしたニーズを踏まえて、平成18年度、2006年度には無料職業紹介や県内の住宅関係者による相談、あっせん、建設、そしてふるさとに来て農業大学校による農業講座を開設をするなど雇用や居住などの生活全般にわたりきめ細かい相談、それから受け入れ態勢を準備しているのであります。

また、長野県飯山市、ここは人口が2万6,000弱の市であります。平成15年度には短期滞在者から定住まで幅広く「飯山ぐらし」を求める人に対して、インターネット等によって情報を提供、相談、そして体験事業等を実施する中、飯山市の他に農協をはじめとする多くの民間団体が参加して、飯山市ふるさと回帰支援センターを開設しました。具体的には、都内でのふるさと暮らしのセミナーの開催の他、移住実践者との交流会等を通して、飯山市での実際の生活が体験できる「飯山まなび塾」などを実施しております。また、平成18年度には、農業の作付から収穫に至るまでの体験をし、地域の魅力を体感して、移住への足がかりとする百姓塾の開催を予定をしている。この他、農協が中心となって定住や交流の希望者に対しては、古民家や中古住宅の仲介を行って、人口わずか2万6,000弱なのであります。定住、そして人口増政策を展開しているようであります。

東京世田谷区、昭和56年に群馬県川場村との間に相互協力協定、縁組み協定を締結をして、双方の主体性を持って、相互の理解と信頼の上に立った自治体間交流を始め、昭和61年には両区民、村民の交流の拠点となる宿泊施設を設置をして、川

場村内に区民健康村を開設し、区民健康村は単なる宿泊施設だけではなく、区民と村民との心の交流を図りながら末永く助け合っていく自治体同士の縁組みを基調としたまちづくりをしているのであります。この拠点として、多彩な交流事業を実施し、そして平成7年には災害があるときには相互援助協定も締結をし、両区、村民が年々交流を拡大していて、平成17年、昨年には文化交流事業、里山づくり、川場村産物のブランド化、農業塾、それから茅葺塾という5つの新たな交流事業を推進していることを共同で宣言しているのであります。

このようにいろいろと工夫を凝らして、市長の先ほどの答弁では交流と、それから定住はありましたけれども、移住人口、Uターン、Iターンのですね、その人口の郷土愛への共感などからの定住の人口を図ろうとそれぞれ考えているのであります。

島根県の例では、アンケートからすると、都会で今まで暮らしていて、そして晩年にはふるさとに帰ろうと考えているUターン組は何と25%というのであります。500人が希望しているというのであります。長野県飯山市では、定住や交流の希望者には古民家や中古の住宅の仲介を行って人口増を図っています。

こういうふうに言ってきますと、いい例だけを出しているのではないか、当市は雪も多くてできないというふうに断定されがちのようですが、そうは言わないで、発想の転換と柔軟思考で、今後の定住、それから移住策、また人口増の政策を具体的にどういうふうにされようとしているのか。先ほどもあったのですが、具体的にお伺いしたいというふうに思います。

次に、出産育児一時金の支給方法の改善策についてお伺いをします。本年10月より出産育児一時金の支給額が現行の30万から35万に引き上げられます。結論から申し上げますと、この出産育児一時金の支払い方法について、保険者から直接医療

機関に分娩費を支給をする方法に改める方策を厚生労働省がまとめました。この機会に当市もいち早く手を打っていただいて、この制度に改善され、「子供を安心して産み育てるには福祉の先進地新庄市」と新庄市をいい角度よりの名を上げてみてはどうでありましょうかということであります。どうでありましょうか。

私は、前にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、このときには分娩費は、正式には出産育児一時金と言うようではありますが、その額は30万円でありました。どうしてもそのときは4万から7万、8万ぐらいの差額が生ずるために、事務手続上、しかも本年10月より35万に引き上げられることを機にいち早く実行されるように、県内では1番となるように実現となることを、そういうふうにしてはどうでしょうかと思うのであります。

全国自治体では、もう既に自治体が直接に病院等に出産育児一時金を支払う受領委任払いの方式を導入している自治体もありますし、今後は分娩費支給のフローも出てきているようでありますので、順次改善策の方法は進むであろうというふうに思われます。これが厚労省が提示しているフローであります。今までは、保険者、被保険者、医療機関だったのが、保険者から医療機関へそのまま振り込める方法、そしてその場合にはこういうふうな健康保険被保険者家族出産一時金請求書事前申請書用というような状態で厚労省はもう既にインターネット上に載せているようであります。どうかいち早く手を打っていただいて、福祉のまち新庄と言えるようにお願いしたいなというものであります。

なぜそういうふうにしたのかといえば、超少子化が避けられない今深刻なこのときに当たって、少しでも出産時の家計負担を軽くして、余計な出産される家族に金銭的な心労をかけさせたくないという観点からであります。また、それが少しでも少子化対策の歯どめの一助になるのではないかと

との考えからであります。ぜひこの際に手早い対応をとっていただいて、実現できますよう御期待を申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 金議員の御質問というよりも、1つの大きな市としてのテーマであります人口減少をどうやって歯どめをかけるか、また定住化をどうやって促進するか、これのお話がありました。

人口が減少するということは、やはりその地域の経済力、また活力、また企業力にもこれは相当な影響がある、これは論をまたないところであります。そういう意味から、議会でも、またいろんな場所でもこの人口減少についての議論がされるわけですが、なかなか正直言って今までどれだけ効果的なことがあったかという、現実的に減っているというふうなこと。先ほど申し上げましたように、12年と17年の国調だけでも1,400人ほど減っているというふうなことから、もっともっとやはり効果的な取り組み方を模索していかなければいけないというように常々考えておるところであります。

しからば、その対策はどうするかということになりますが、この対策を立てるということは、なぜそうなったか、なぜそういうふうな減少が起きたかというふうなこと、これをやはり研究をするというふうなことが第一にあるかというふうに思います。

人口減少の要因、これは大きく分けて自然増減と、それから社会増減というふうなことが言えるというふうに思いますが、自然増、自然減については、御承知のとおり特殊出生率が全国的には1.25、そしてまた山形県でも1.6何ぼでしょうか、新庄市もそれにほぼ近いというふうなこと、現状維持をしていくには2.07というふうな数字がない

とやはり将来的には減っていくというふうな数字があるわけであります。そういうところで少子化対策、これは国を挙げて今少子化対策をやっておりますし、また今回の議会でも少子化対策の一環として出産の一時金の増額を議案として出しているところでありますが、これはやはり一自治体、新庄市だけの問題ではなくて、やはり総体的な形で今後取り組んでいかなければいけない、非常に大きな問題であろうかというふうに思います。

それから社会増減、これも1つ大きな要因になるかというふうに思います。特に今まで昭和30年代、40年代を見ますと、やはり新庄にも相当な企業さん、そしてあるいは国の機関、それが相当部分この辺で張り付いていただいております。例を挙げれば、NTTさんもそうでありますし、営林署さん、そしてまたJRも今から見ればもっともっと人数が多かった、農水省とかいろんな国の機関も相当部分張り付いていた。職員と同時にそれに対する家族、そういうことを考えると、その比率というのは非常に大きなものがあったというふうに思います。それはそれとして、今現状はやっぱりきちっと受けとめて、それはそういうことであつたということは1つとらえながら、じゃ、しからば今後どうするかということになります。

その他にも、やはりどうでしょうか、新庄から移住といいますか、他の土地に例えば雪がないところに移ったりする方もたくさんいらっしゃる。これは、やはりそういう方々の話を聞くと、どうしても雪の処理について非常に年をとればとるほど困難だ、しかも少子高齢化時代、そして核家族時代、ひとり暮らしあるいはふたり暮らしの高齢者にとって雪の処理がひとつ大変だということで、やはり雪のないとこに移住すると、そういうふうな条件もございます。これに対する対応は今申し上げないんですが、そういうふうないろんな諸現象がございます。それをやはりどう解決していくかというふうなことが人口の定住化、まず原因をきちっととらえて、そしてそれを解決していかな

ければいけないというふうに思います。

特に今金議員が提唱されました総務省の人口減少自治体の活性化に関する研究会が出した報告書の中に人材誘致と移住政策、これがあります。それぞれの自治体でいろんなことを考えながら施策を練り、その具体例も出されました。特に2007年問題、これは団塊の世代でこれから大量退職時代が訪れるわけですが、首都圏、東京近郊だけでも約二百四、五十万人のその団塊の世代が退職されるというふうなこと。その人たちが今後どういうふうな動向をとるかということが非常に社会にとっても大きな課題であろうかというふうに思います。

各自治体でやはり目を付けたというか、そういうふうな移住政策の中にそういう方々に移住してもらって、それなりの経済効果はもちろんでありますが、あるいは人材誘致ということは、その地域にとって、その方々が今まで培った経験、知識、そういうものを地域に移住していただいて生かしていくと、そういうふうな考えの中に今いろんな自治体で政策をとっているとこでございしますが、新庄市もやはりそういうものに乗遅れることなく、せっかくのそういうふうな2007年問題というのは1つの大きなチャンスであろうかというふうに思います。そういうことに働きかけていく、またいろいろな先ほども情報発信していくというふうなことを申し上げましたが、これ今までもいろんな点で新庄市をどうやって売っていくか、どういうふうにして皆さん方に評価していただくか、認知していただくかといういろんなこの政策を打ってまいりました。高速交通網の整備、これも当然ですし、それからまた全国規模のやはり多くの方々に新庄に訪れていただく、来ていただいて、この新庄というものを、名前はもちろんでありますが、この地域のことを知っていただくと、そういうことも大変大事だというふうなことで、全国規模のいろんな大会、イベント、これも相当頑張って誘致してきたつもりでもあります。そうする

ことによって、新庄市が知られる、認知される、新庄市とはこういうとこだというふうなことから始まって初めてこの移住政策の1つのきっかけになるのではないかというふうなこともあります。一々具体的なことは挙げませんが、緑化フェアとかそういうものから始まって、全国規模のいろんな大会、イベントも誘致してまいりました。つい二、三日前もトルコキキョウの生産者交流大会ございました。これも全国から、北海道から九州も含めて約200人ほどの方々が来ていただきまして、この新庄市でいろんな交流会を開催していただく。やっぱりこういう方々が新庄というのは、花もそうですけれども、こういう土地だ、こういうふうな口コミでやることによって認知していただくというふうなことも、これは小さいことかも知れませんが、こういうのも積み重ねだろうというふうに思います。

その他首都圏で今ふるさと連合会というのを組織しており、これ3年ぐらいいになりますか、各市町村のそれぞれのふるさと会がございしますが、その連合会を組織して、そしていろいろ情報交換をする、また企業にも呼びかける、この新庄、最上というのはこういうとこだということをいろいろ周知していただくというふうな目的の中あるいはもちろん産物のこともあります、そんなことでやっております。また、江戸家老を今もやっておりますが、これもその1つであります。

いろんな、じゃ、具体的にどういう効果があったかということになりますが、やはりこれはそのときそのときのあれで、すぐ爆発的な効果というのはなかなか正直言って難しい部分がありますが、いろんなことを積み重ねながらやはりやっていくというふうなことであります。

しからば、その受け皿というふうなことになります。認知していただく、評価していただくと同時に、じゃ、受け皿はどうなんだというふうなことになります。

1つは、先ほどから申し上げておりますように、

働く場、これも退職者の方々をターゲットにする場合は、単なる企業、働く場というふうなことはならないと思いますが、でもただ単に余生を過ごすということだけではなくて、どういうふうな役割を果たしていただけるかというふうなことも1つ考えていかなければいけないというふうに思います。

それと、住環境であります。空き家とか何かそういう情報を発信するというのもあれですが、先ほど申し上げましたように、新庄市にとってやはり雪というふうなことが非常に大きなハザードになる、よそから見るとそういうふうになるそうでございますが、それをどうやって克服。ですから、定住と同時に短期滞在者、こういうふうなこともある程度ターゲットに入れてもいいのかなというふうにも思います。いろいろな方策も打ってはきているんですが、今申し上げたように爆発的な定住人口を増やすことが非常に難しいというふうな中ですけども、やはり市としてのこれからの大きな課題の1つに、やはりこの定住人口あるいはもちろん交流人口を増やしていくということは、常々申し上げているとおり非常に大きな課題でございますので、これからはいろんな小さいことも大きなことも含めて、積み重ねながら、粘り強くやっていきたいというふうに思います。

これについては、明確な答弁とか回答とかということではなくて、いろいろ皆さん方と議論をさせていただき、また提言をいただきながら、いいものはすぐ取り入れてやっていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたしたいというふうに思います。

それから、コーディネートのお話がありました。確かにこういうものについては、行政だけが幾ら取り組んだとしても、やはり民間の方々も含めて受け皿づくりをしていかないと、問いもそこで完結するものではありません。ですから、やはり今特に協働というふうなことを全面的に出して今政策取り組んでおりますが、こういうものはや

はり民間の方々ももう積極的に参加していただいて、そして行政がコーディネートする、いろんな紹介をする、またこっちから情報発信をする、そして受け皿も民間の方々も積極的に取り組んでいただくというふうなことを相まっていかないとなかなか成功する事業ではないというふうに思いますので、その点についてはこれから、協働というふうな市の方針もございますので、これについても積極的にやっていきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の出産育児一時金であります。これも当然人口定住拡大の大きな施策の1つだというふうにとらえております。やはりこの出生率が高くならないと自然増が図れないわけでありますので、できるだけ産みやすい環境をつくるというふうなこと、これは当然だというふうに思います。それで、これがすべてとは言いませんが、やはりこういうふうなことも積み重ねながら出産環境を整えていく、できるだけ出生率を高めていくというふうな施策の中での提言というか質問であろうかというふうに思います。

今現在の状況であります。この一時金については、分娩後被保険者が市に出生届を出したときに即日現金で支給しております。出生届の届け出期間が14日以内というふうなことでありますので、一般的には退院後に出生届が出されるというふうなことで、原則として退院時に分娩費用を支払ってから出産育児一時金の支給を受けるような状況、これはお話のとおりであります。

ただ、電話等で早期にこの分娩費用が必要であるというふうな問い合わせには、出生前に出産費用の貸付制度の利用をしていただくかまたは退院前に早期に出生届をしてもらうように説明をしております。御指摘のとおり、国の方でも少子化対策の一環として、これの推進を取りまとめたところではありますが、その中で出産費用の負担軽減を図っていかうというふうなことで、安心して出産できる環境の整備、これを推進するため、出産一

時金の受け取り代理制度の策定をしたというふうなことでございます。これもお話のとおりであります。これについては保険者から支払われる一時金の受領権限をこれ医療機関に委任していくというふうなこと、保険者から医療機関に直接支払われる、その後分娩費用を精算するという制度であります。また厚労省の方から正式な改善の通知はありませんけども、新しいこの制度が発足した場合は、市内の医療機関と十分協議を重ねて、被保険者が手続面、また家計面でなるべく負担にならないような方策をとっていききたいと、このように考えているところでございます。

ひとまず終わります。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 答弁ありがとうございます。

新庄にもですね、退職されて東京から来られている方でログハウス風に家を建てて、分譲のところです。なぜそこに建てたのかという条件は、鳥海山と月山が一顧にして眺望ができると、こんな自然環境のいいところはないという人がいます。これは、小嶋議員のすぐ近くあたりの造成のところです。また、こっちの在住で東京に住んでいてこっちに帰ってこられて、古民家、かやぶき屋根を買われて、自転車でも新庄市内を探索して元気な御老人もいます。その人方に対する雪に対する物事のとらまえ方は、市長が雪が一番バリアだとは言っているのですが、雪を克雪、楽雪に感じているような方々も中にはいるのです。

そうすると、発想の転換で、例えば先ほど市長がずっと答弁でなるほど大したものなんだなということ、頑張っているんだなということはわかるのですが、定住基盤プロジェクトチームを立ち上げたこともあったと。じゃ……なぜこんなことを言うのかといいますと、何とかして新庄の人口を4万人台に確保して活力ある新庄市をつくらせたいと。これは行政の責務でもあらうなと

いうふうな思いであって、負託をもらっている議員としても同じ覚悟で何とかしたいなという思いからの話であります。そういう方もいるということ。

じゃ、こういうようなプロジェクトチームの人方が、市長のずっと答弁をお伺いしていますと、例えば新庄市は、必ずしも一概には言えないけれども、いろんな部分で人口増政策、産みやすい環境等もするけれどもということで、ずっと聞いていますと、そのやった施策が人口増にリンクしているかというチェックが余り少ないのではないかと。いうふうに思われます。

例えば全国的なイベントをやったと。確かに交流人口は多くなった。じゃ、定住なり、移住してきた人はそこに何人かいるのかなというチェックはあったのかどうなのか。

現に2007年問題を今こうやって飯山市の話を出させていただきました、長野の。それから、川場村は死活問題で、世田谷区とのその交流を結んでおります。島根県は、いろんなアンケートをとった結果、やっぱりふるさとに対する郷土愛で2,500人も来たいというアンケート調査の結果が出た。これは、いろいろ事業をやって、その事業をやったことが完結するんじゃないで、それからもう一つコーディネートして、新庄市の定住、移住をどうやって図るかという観点からすれば、チェックが甘いのではないかと。市長が今言っているんですよ。2007年問題で退職者が……新庄だっていますよ。じゃ、古民家、老夫婦、もうここで住めなくなったからしてと。どこか自分らの子供を訪ねていく。石田千與三議員のすぐ近くにだって3軒ありますよ、これから空き家になるところが。

それは、さっきこういうふうな感じを、飯豊町は単純に言ってどういうふうな発想なのかといいますと、今日の新聞です、これは、ホームページに載ったやつ。総務省が田舎への移住者を対象に行ったアンケート調査では、行政に求めるサービスとして、不動産情報の提供、あっせんが上位に

入った。よって、町役場への空き家に関する問い合わせも増えてきたので、同町、飯豊町は去年の5月から庁内に検討委員会を設けて情報提供に向けて準備を進めてきた。たかだか2軒ですよ。それでもこうやって新聞に載るのですよ。

新庄市は、先ほどの話を聞いていますと、今田雄三議員の中には定住人口、交流人口は確かに話あった。じゃ、移住人口に対する施策の展開、実行、実践というのはあったかどうか。まず、これをお伺いします。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 大分前の会議でございましたが、ある議員の方から新庄市の空き家そのものの活用がなされるのかなされないのか、それらの内容をこれからどうやっていくのかという質問を受けた記憶がございます。

そのときに申し上げましたのは、宅建業者あるいはそれら精通しておりますような民間人の方々に対して、空き家というふうなものはあるんだろうかというような対策を1度講じたことがございました。

しかしながら、残念ながらそれらの条件というふうなものがなかなか我々見た目には即応しなかったと、すぐわなかったというふうなことがございまして、その事業に対しては一応足踏みをしたというような経過がございます。

ただいま金議員の方からは多岐にわたって御質問をいただいたところであります。その前に市長の方から詳しく答弁があったわけでございますが、我々としてはやはりこのままではいかんというふうな考え方は当然持ち合わせておりますが、果たして新庄市として何をどういうふうにすれば要は人口減への歯どめが可能なのかというふうなことが本当に大きな課題というふうに認識しているところでありますので、そういう移住対策を含めて、またコーディネーターの新庄市の立場、さらには来られる方々に対する受け皿等々総体的な、総体

的な考え方を持たなければ、とても踏み入れられない事業だというふうに認識しておりますので、いずれにいたしましてこれからの大きな課題であるというふうなことを我々としても認識しておりますので、ひとつ御理解いただきたい、そのように思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 市長の答弁の中に今田雄三議員の人口増の政策の中に何とか定住促進のための柱として考えていきたいという答弁があったわけですが、今度これを具体化をするためには、さっきも何回も言っていますように、このままで何かいろんなことをしないと3万人台になっちゃうよと、ここ何カ月間でも400人ぐらい減っちゃっているんだもの。3万人台の人口と言ったら、私ら新庄市の議員としても恥ずかしい限りだというふうに思うのは私ばかりじゃないはずです。このままでいくとその段階になってしまう。何とかしたいなという思いで提案も含めて話をしているわけでありますので。

逆に言えば、今課長から言われたように、どういうふうに……大きな問題ですからと言ったって、早急に、例えば他のところは2007年問題は大きなビジネスチャンスというふうにとらえているわけです。そして、実践に移しているわけです。そして、どういうふうにするかと、費用対、要するにやっているわけです。今の新庄のだから発想の段階。2007年というのは来年の問題です。それをだから今の話ですと、こういうふうにいろいろ提案したんだけど、これを問題として、チャンスとしてとらえてはないんだなという、残念だなという思いが、こっちも提案として言っているんだかなという部分にしかとれないわけです。何とかしたいという思いはどっちも同じだと思うのですよ。ここのところをですね、何とかしない限りは、先ほどの古民家、民家空き家……石田さんのここにありますよ、2軒。他のところありますよ。それ

だって共同でいろんな人方と相談しながら、私らは農家もやっていたんだけど、ここのところ孫のところにとか息子のところに行くからして何とかしたいというところとかということはあるはずなのです、真剣に考えれば。

特にさっきも言ったように、プロジェクトチームを立ち上げ、定住基盤プロジェクトチームを立ち上げましたと。じゃ、この人方は何を定住するためにどういうふうなことをやって、どういうふうな成果やったのかということをお伺いしたいのですが、今の課長が全部答弁されている状況の中ではその具体策としてはないのではないかというふうに思うのです。

このままでいったら、だって、やっぱり3万人台になるでしょう。いろんなイベントを考えて、やっぱり東京に在住した人は、郷土愛は雪だって何とかで……その人方ばかり、退職者ばかり相手にしたってだめなんだと、企業だって誘致しなきゃだめなんだ、企業に入れる人もだと言うけども、それも言うけれども、だからしてその人方を誘致して移住をしなかったら、人口はますます減るわけでしょう。

スポーツの世界も上手な人をへたな人は見て、なぜこの人はこうなってるうまいのかなということを見て習得するのです、スポーツの世界は。この自治体のいろんなのだって、他のところはしゃかりきになって一生懸命やって、飯豊町だってやっているんですから、何したって恥ずかしくないじゃないですか。今人口増の団塊の世代の2007年のこの人方に対する手の入れ方というのは最高のビジネスチャンスですよ。家の親戚だって、東京から仕事終わったら新庄に帰ってきたいと思っている人方いますよ。ですから、そういう人方は、さっき島根県で言ったけれども、こういうふうに集めたらこんなにも多かったというのは、やっていないわけでしょう。

そうすると、じゃ、もっと私質問変えます。他に人口増を具体的に、じゃ、これだ、4万人台以

上にこうやってやるぞ、具体策ありましたら教えてください。

今いろいろ条件市長が言った。雪が多い、社会資本の整備だ、工業団地だ、何だ。それは手段です。環境整備です。それをどうする、こういうふうにしたんだ、したから少し減った、こうやって少しだけ増えたというこの具体策、検討委員会でやりましたか、やっていませんか、これからですか。ここのところを教えてください。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 今いろいろ多岐にわたって人口増の問題ございました。

それで、我々商工課で今一番取り組んでいるのが少子化によって高校生の就職先のアンケートとりますと70%が地元に残りたいという結果でございます。そういう中で、我々今一番の課題としては、やはり地元、それだけの指向が高まっていますので、何とか地元に残したいと。それには働く場の確保でございます。前もちょっとおっしゃったんですけども、1人が出ていけば1人減になります。1人残ってくれば、結婚して子供ができて、それが2になったり3になったりしてございます。

そういう中で現在、市長も申し上げましたけども、今製造業でもかなり景気が上向いているところがございます。我々がうれしいのは、どっちかというと新庄の製造業は加工、組み立て、いわゆるアセンブリが多かったんですけども、最近いわゆる研究開発型あるいは現在増築していました本社機能を新庄の工場に持ってくるというようなことで、大変優秀な技術者も新庄に来ております。そういう方は、新庄に現在住んでやっていますし、やはり新庄がいいとこだと皆さんおっしゃっているのは、もてなしの心、人の気持ちが一番新庄はいいんだと。先ほど金議員おっしゃったとおり、鳥海山と月山、これだけの財産を毎日見れるというのは、新庄の人は大変幸せだということに言っ

ています。我々は、ただそれに気付かないだけの問題でございまして、そういうような中で、今現在いろんな企業が増築、増築で対応していますので、何とか我々もこれ以上に頑張って、とにかく定住人口あるいは移住人口を拡大するような方策とりながら頑張っているところでございます。

24番(金利寛議員) 議長、金利寛。

清水清秋議長 金利寛君。

24番(金利寛議員) 今商工観光課長が言われたのもっともしごくな話ですが、移住というかですね、やっぱり晩年の人方に対するとらえ方もやっぱり1つの要素として、かなり他のところは、総務省も全部全面的に挙げてやっているわけですので、ぜひこの際ですから、古民家だったり空き家だったりというのは、本当にやって、検討して、検討委員会や何かやったらばかなり出てきますよ。ぜひ人口減を何とかして食いとめて人口増になっていただきたいという思いで提案も含めて話をさせていただきました。

時間がありませんけれども、さっきの出産一時金の仮払いというか委託、あれについては市長の方からも厚生労働省の方からそのあれが出たならばいち早く手を打っていきたいという旨の話がありましたけれども、これは与党のいろんな諮問会議でもしっかりとした状態のフローもできているわけですから、ぜひさっき市長が言われたように、子育てして、1人子供が生まれることも新庄のいろんな部分の重要な施策でありますということで、そのために汗を流す行政の人方がいろんな部分で医療機関とのタイアップしながら、分娩された方、要するに出産された方に対する経済的負担がもう一時そういうふうになるとすればそれにこしたことはありませんので、ぜひ早目にそれは実現できるよう要望して終わりたいと思いますが、この件に関して何かありましたら、どうぞ。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 出産育児一時金の支給方法の選

択肢が増えるということで、サービス向上につながることでありますので、厚生労働省の正式な通知、10月以降に入るというふうに聞いております。正式な通知で詳細わかりましたら、なるべく早く実施できるよう検討してまいります。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇) (拍手)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表いたしまして一般質問申し上げます。

初めに、財務省の発表によりますと、企業の去年度の企業会計は、企業が過去最高の経常利益を上げておりまして、その金額は約52兆円です。それなのに法人税収は、バブル最高時の89年当時よりも約6兆円少ないんです。どうしてなのか。法人税率を40%から30%に値下げしたからです。さらに、研究開発減税などを設けて、開発研究に多額のお金をつぎ込むトヨタ、キャノンなどは、法人税率は中小企業の22%とほぼ同じくらいまで減税されています。行き過ぎた既得権として、大企業減税をもとに戻しただけで6兆円を大きく上回る税収が入ってきます。

また、地域住民、自治体が反対している米軍再編の強化。大義名分もなく戦争を吹っかけているアメリカの戦争のために3兆円もの血税投入は最大のむだ遣いです。弱い者いじめ、高齢者いじめをやめて、アメリカ言いなり政治を改めるべきで

はないでしょうか。

地方交付税、地方への補助金などの財源がこうした節約や増収対策で財源が増えます。こういう大きな立場で地方財政を守る運動を強めていく必要があると私は思います。

さて、本題に入ります。教育行政についてです。1つ目ですが、三川町の小学校6年生の去年の通知票の社会科の評価の筆頭に我が国の歴史と政治及び国際社会における我が国の役割に関心を持ち、それを意欲的に調べることを通して我が国の歴史や伝統を大切に、国を愛する心情を持つとともに、平和を願う日本人として、世界の国々の人々とともに生きていくことが大切であることの自覚を持とうとするとありました。つまり、愛国心が評価の対象とされ、成績がつけられていました。

愛国心の評価についてお聞きしたところ、市内では多くの先生方が評価しようがありません、できませんと述べておられました。無理に評価しようとすれば、裏表のある人間をつくってしまうと述べておられます。評価された保護者の側からは、親がA級の日本人になるように子供を教育しなさいと言われているようだ、BやCと評価された子供は一体どんな努力をすればいいのかとの強い批判が寄せられています。

国会では、日本共産党、志位委員長が質問しましたが、小泉首相はこれに対しては、率直に言って評価は難しいと言いました。文部科学大臣もABCをつけるなんてとんでもないとまで述べました。

実は、新庄市でも愛国心の通知票が使われておりました。愛国心の評価することについて、見解を伺います。

2つ目に、自民、公明、民主の各党は、現在現行の教育基本法を改定しようとしています。改定して全国一斉学力テストを実施しようとしています。国際的な学力テストで日本の成績が振るわなかったのは、現行の教育基本法が原因だったのでしょうか。そんなことはないと思います。例えば

フィランドは、国際的な学力検査で連続的に世界一となり、その教育改革が注目されている国です。次の点が特徴となっています。

第1は、競争主義をなくしたことです。9年間の義務教育の中では、他人と比較するためのテストはありません。学習とは、子供が自ら知識を求め、探求していくことだととらえられ、それを助けるのが教育だとされています。どの子もわかるまで教える、助け合いながら学び合う、これが高い学力をつくり出しています。

第2は、学校と教師の自由と自主性を尊重しているということです。教科書は、学校と教師が自主的に選ぶことができ、教師は教育の専門家として尊重され、行政は教師の管理ではなく、教師が発達することを支援することに力を注いでいます。自由な空間の中でこそ教育は輝くということです。

第3は、行政は教育条件の整備に責任を果たし、学級の人数の全国平均が19人です。ちなみに、現在日本は平均39人だそうです。また、フィンランドでは、大学まで教育費はすべて無料です。教育の機会均等が保障されています。

この改革を進めるとき、フィンランドでは世界の教育改革から成果を学んだそうですが、特に日本の教育基本法が参考にされたといわれています。現行の教育基本法は、教育の目標を子供一人一人の人格の完成とするとともに、それを保障するために、第10条で教育への国家介入に歯どめをかけています。その精神がフィンランドでは十分に生かされているのです。日本の現行教育基本法の精神を生かした結果、学力テスト世界一となったフィンランドの教育をどう見るか、見解を伺います。

3つ目です。先日校長会の研修会に文教厚生常任委員として参加させていただき、とても参考になりました。このとき校長先生から給食費など保護者負担金が払ってもらえない御家庭が増えていることを伺いました。低賃金で不安定な非正規雇用と失業の広がり子供を持つ中高年世代にも広がり、貧困が子供の生活を脅かしています。就学

援助だけでは給食費全部が賄えません。就学援助の充実拡大とともに、給食費などの教育費保護者負担分を払えない場合、市として援助を拡大すべきではないでしょうか。子育て支援が叫ばれているときです。この4月から小学校給食費を全員無料にしている北海道三笠市などの例もあります。学校で給食費集金に困難を来している御家庭を援助する手立てが新庄市としても必要ではないでしょうか。

4つ目です。萩野中学校は、火災で全焼してから大急ぎで建て替えを行って35年になりました。今コンクリートの土台が崩れかかっています。具体的に、体育館に向かう中央渡り廊下の土台の外側が沈んでいます。また、美術室の土台のコンクリートの外側がコンクリート部分がなくなっています。地震などのちょっとした衝撃で崩れる状態です。萩野中学校を早く改築すべきではないでしょうか。

5つ目です。食育として、中学校給食の実現を前提に検討されていることをきのう改めてお聞きし、敬意を表します。私は、教育としての学校給食は直営の自校方式がいいと考えます。安心、安全な地域循環型の農産物は、ふぞろい、虫食いが実は当たり前です。それを理解し、科学的な知識を身につけた調理師が調理して、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、全員においしく食べさせるには身分保障をされた市直営の調理師ならではだと思います。民間委託では、長井市のレインボープラン推進協議会会長、菅野芳秀さんが言っておられましたが、民間委託になって、給食が民間委託になったそうですが、循環型地域農業でつくったものが給食の食材として使われにくくなったと、こう話しておられ、大変残念な思いです。そういう意味では、地域循環型の農業をこれから一層強めていこうという新庄市において、食育としての中学校給食の立場でやっていく必要があると思います。

大きな2つ目に、福祉についてお尋ねいたしま

す。1番として、障害者自立支援法実施によって、利用者の負担倍増、施設の運営困難がもたらされていると言われていますが、問題点と今後の改善点についてどのようにお考えでしょうか。利用者の負担軽減、施設への市独自補助の考えがないか、お尋ねします。

次に、介護保険についてです。介護保険の制度変更、これは改悪だと思うんですが、これによって、要支援1、2、要介護1の方が、比較的軽度と言われる方ではありますが、ベッドや車いすなどの必要な用具の貸与を受けていた人も10月からは受けられなくなりました。今まで貸与されていたのにされなくなった方の実態は把握しておられるでしょうか。本人が必要としている場合は継続できるように救済すべきではないでしょうか。

介護保険の見直しによって、予防給付とされた途端に重度化するという場合も高齢者は少なくありません。時間を置かずに変更し、必要な介護が受けられるようにすべきではないでしょうか。

予防給付による事務量が増大しています。これへの手当ては必要ではないでしょうか。また、認知症となっている方の介護度を重く見ていく必要があるのではないのでしょうか。

自立支援のヘルパー派遣事業が健康診断を受けねばならないという条件がつけられたことで利用をやめた人が出ていないでしょうか。つえをついたり、伝い歩きをしたりする状態の高齢者が健康診断のためにわざわざヘルパーを同行してもらうよう頼まねばならないなど余計な負担を強いられているのではないのでしょうか。

次に、学童保育についてです。中央学童保育所の遊び場確保のために隣接地を借地できないでしょうか。また、沼田学区に分離独立した学童保育所についていかがお考えでしょうか。

大きな3つ目の質問です。重税に苦しむ市民に減税の可能性や各種制度をお知らせ、拡充してはどうかということについてです。

まず、住民税、国民健康保険税、介護保険料が

それぞれ増税になった人数と増税額はどのように
なっておられるのか、お聞きします。

次に、住民税が8から10倍になっている方もあ
ります。重税で苦しんでいる方に減税の可能性や
各種制度のお知らせを徹底する必要があるのでは
ないでしょうか。

秋に社会保険庁から扶養親族等申告書のはがき
を私は単身者で扶養親族はいないからと提出しな
かったために、基礎控除も定率減税もされず、年
金額の7.5%の所得税を天引きされて、なぜこんな
に増税かと驚いた人もいます。この場合は、遅れ
てもはがきを出すか確定申告をすれば税金が戻っ
てきます。また、医療費控除も年間10万円を超え
ただけではありません。所得の5%か10万円か
どちらか少ない方を超えた医療費が対象になりま
す。仮に年金200万円なら、所得は80万円ですから、
4万円を超えた分の医療費控除ができるわけです。
障害者控除も手帳を持っている方だけでなく、介
護保険の認定を受けている場合も状況によって控
除を受けることができます。寡婦についても、死
に別れだけでなく、離婚の場合や夫の行方不明3
年以上も対象になります。少しでも現実の負担を
軽減するために、住民への相談にはお知らせを丁
寧にさせていただきたいと考えます。

3つ目に、国民健康保険税や介護保険料、利用
料の市独自減免制度が本当に必要になっている今
ではないか。そのお考えをお聞かせいただきたい
と思います。

以上、壇上からの質問を終わります。ありがと
うございました。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 佐藤議員から大きく分けて3点の
質問がございました。

1点目は、教育行政であります。これについて
は、教育委員会の方から答弁することにいたしま
すが、その中で萩野中学校の早期改築の件がござ

いました。これは、お話にもありましたように、
46年の火災で全焼して、その年に相当地元の皆さ
ん方はじめ多くの関係各位の御尽力によりまして、
現在の校舎と屋内運動場が復旧改築したというふ
うな経過がございます。以来35年ほど経過いたし
まして、大変老朽化も進んでいるというふうなこ
とであります。この件につきましては、萩野中学
校の改築推進協議会がございますが、その役員の
方々もわざわざおいでいただきまして、その要望
書をいただきました。建築年度あるいは老朽度、
これから判断して、今後学校改築というふうなこ
とになれば、萩野中学校がまず第一にしなければ
ならないというふうにその時点で申し上げたところ
でございます。

ただ、いろいろ財政的な面もございますので、
これでもできるだけ早くその改築についての検討を
していきたいというふうに思いますが、当面生徒
の安全面に十分配慮して、危険箇所あるいは緊急性
のあるものについては修繕等で適宜対応してま
いる所存でございます。できるだけ早い改築を目
指して、今後も頑張っていきたいなというふうに
思います。

それから、福祉についてもいろいろ多岐にわた
ってのお話がございました。総合的にお答えをし
たいと思いますが、御質問の1点目と2点目は、
4月から施行された障害者の自立支援法の実施に
伴う問題点等々であります。

利用者の負担について御質問あったわけであり
ますが、所得に応じた軽減措置、これが講じられ
まして、また施設の運営については新たな制度に
対応する施設体系の移行、これを5年間の経過措
置を設けているところであります。市独自の補助
制度というふうなことでございますけれども、本市
の地域福祉サービスの基盤となる福祉施設が新制
度のもとに機能をしていくためには、既存の施設
が事業の見直し等によってこの新体系の事業、こ
れに取り組んで、そして経営基盤の強化をしてい
くと、その確立を図っていくというふうなことが

必要であろうというふうに思います。これには、
国県等関係機関の調整、また助言、相談等を実施
して、これからも支援してまいりたいというふう
に思います。

また、10月から施設サービスあるいは地域の支
援事業の実施と全面的な施行になるわけでありま
すが、障害福祉サービスの効果あるいは市民ニー
ズなどを検証して、制度の細やかな対策等々これ
を国の方にも求めていきたいと、このように思い
ます。

また、介護保険制度についても3点ほどござい
ました。全体的に予防介護の内容であります、
福祉用具については、これは体の衰えている機能
を補いながら、自立した日常生活を助けるもので
あって、身体機能に対して過度な給付、これは逆
にこの介護予防の道を閉ざしてしまうことにもな
りかねないというふうなことで、必ずしも望まし
いとは言えないというふうに思います。そのため、
包括支援センターあるいは担当ケアマネジャー、
また福祉用具の事業者が利用者の生活機能の向上
のための用具の適否については、利用者の日常を
十分に把握して、よく説明をしながら理解をいた
だいていると、そして行っているというところで
ございます。

また、介護認定で予防給付と決定された方が時
間の経過とともに介護を必要とする状態に変化し
た場合、これは変更認定申請として、その都度介
護度が認定される制度がありまして、認知症の介
護度についても1時判定のシステムが改善されま
して、市の審査会の委員の研修等によって適切に
判定をしておるといふふうなことでございます。

また、ヘルパーの派遣事業であります、特定
高齢者に対する地域支援事業として展開している
ものでありますけれども、特定高齢者として把握す
るために、健康評価のチェックリストあるいは健
康診査、これが必要となっておりますので、現在
順次健康診査を受けていただいて事業を推進して
いるところであります。

また、ヘルパーの介助がないと健診に出向けな
いということではありますが、この事業に該当する
方というよりは、介護認定申請、これを受けてい
ただくことが妥当である状態の方とするのが制度
上の標準的な考え方であります。

それから、学童保育についてのお話ございま
した。隣接地を借地できないかというふうなこと
でございます。御承知のとおりこの放課後児童ク
ラブは、いわゆる小学校に就学しているおおむね
10歳未満の児童で、その保護者が労働等によって
昼間家庭にいない子供たちを対象として、授業の
終了後に施設を利用して、遊び及び生活の場を与
えているというふうな、そして健全な育成を図る
というのが目的であります。

中央学童保育所についてのお話でございました
が、敷地そのものは大体700坪ぐらいありまして、
広い土地というふうなことでございますが、御承
知のように南北に大変細長い、そしてまた車の往
来も結構あるというふうなことで、外での遊び場
としては適さないかというふうに現在のある敷地
はそういうふうに考えます。そのため、隣接地、
これを借地できないかというふうなことでござい
ますけれども、隣接地につきましては御承知のと
おり土木会社の資材置き場というふうなことで活
用されておりますので、なかなか借地するという
ふうなことは難しいと思われます。市としては、現
在の状況で今後も運営してまいりたいというふう
に思います。

また、分離独立した学童保育所というふうなこ
とでございますが、これは6月議会においても御
答弁申し上げたところでございますが、新庄市の次
世代の育成支援対策行動計画、これにおきまして
1カ所増やす計画となっております。これについ
ては、できるだけ早い時期に設置していきたいと
いうように考えております。現在北部地区、これ
を念頭に検討しておりますけれども、その際沼田小
学校の児童も含めた形ではできないかというふう
なことで、学校等の余裕教室の活用あるいは公民

館の活用等いろいろな観点から検討を重ねて、設置に向けて考えていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

それから、税金についてのお話もございました。税額が増えている人数とあるいは増税額というのはどのぐらいだと。これは、18年度から適用される税制改正によるものでありますが、人数等について申し上げますと、住民税においては1,080人ほどであります。また、金額は770万円ほど。また、国保税においては、所得割の対象となる人数で見ると、延べ人数で25人増えておりまして、所得割のある被保険者1人当たり3,100円ほどの増となっております。介護保険料であります、これは年金からの特別徴収対象者は、現在前年の所得をもとにした仮算定によって徴収している段階でありますので、本算定となる10月にならないと数値の把握はちょっと難しいというふうな状況であります。

次に、住民税が8倍あるいは10倍になっているというふうなことでありますが、これは老年者にとって課税対象となる所得がこれまでより最高で68万円ほど多くなる結果であろうかというふうに考えられます。また、この税制改正によって課税対象となる方には、18年度から3分の1負担となりまして、以後3年間で全額負担するというふうな経過措置がとられておりますが、これらの内容については5月にチラシを作成して全戸配布を行って周知を図っているというふうなところであります。できるだけ各種制度のお知らせというふうなことでございますが、これについてはチラシ等々も含めてできるだけ広報して、市民の方々に理解していただけるように今後も活動をしていきたいというふうに思います。

また、市独自の減免制度についてであります、公的扶助、これを受けることになった場合、災害等の場合には減免を行っておりますし、また国保税においては低所得者について御承知のように7割、5割軽減、また申請によっては2割軽減の措

置を行っているところであります。介護保険料については、所得階層、これを6段階に区分した料金設定で低所得者の負担軽減を図っているというふうなことであります。また、災害とか世帯の生計を主としている方の著しい環境の変化については減免規定を設けておるところであります。利用料についても、介護保険料と同様の減免規定を設けているところでありまして、低所得者の施設利用が困難にならないように、居住費及び食費について負担軽減を図って、補足給付制度が活用されているというようなところでございますので、よろしくお願いします。

ひとまず壇上から終わります。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 教育行政についてさまざまな御質問ありましたけども、まず愛国心の評価という御質問ありましたので、現行の学習指導要領に沿って申し上げます。

現行の学習指導要領に道徳の学習内容として、郷土や国を愛する心が示されております。それに沿って市内の各学校も今適切に指導しておるわけです。具体的には、道徳だけでなく、いろんな体験学習も含めて、全教育活動の中で郷土や国を愛する心を育てております。したがって、そのような心を客観的に評価するものでもなく、学習指導要領にも評価対象としてはおりません。また、社会科には、我が国の歴史や文化を大切に、国を愛する心情を育てるという目標があります。これも我が国の歴史や文化をきちんと理解することで自然に国を愛する心情が育つのでありまして、国を愛することのみを取り上げて指導はしておりません。そのため、通知票や指導要録に国を愛する心を直接評価したり記載することは適切ではないと認識しております。今後も誤解を招くようなそのような表現とか評価があった場合は指導してまいりたいというふうに思っております。

次に、フィンランドの教育について御質問あり

ました。2003年に実施しました国際学力比較調査において、フィンランドが総合第1位になったわけですが、そのようなことからフィンランドの教育から学ぶ点が多くあるというふうに思われます。中でも教育の機会均等や義務教育の無償等は、日本の教育基本法にもうたっておるわけですが、我が国以上に充実した措置が講じられております。フィンランドの大幅な教育改革によって実現しております義務教育の小中一貫化、徹底した個別学習、現場教師に与えられた高い裁量権などは、質の高い教員によって、一人一人の子供の高い学力が保障されているものと思われま

す。我が国でも少人数学級の編制や読書教育の充実または子供同士の学び合いの学習の充実など子供たちの学習意欲を高めるさまざまな努力はしております。ただ、フィンランドの高いレベルの教育を支えている背景には、福祉国家としてすべての子供に同じ力を身に付けていくことを目指した莫大な教育予算が確保されている点もあろうかと思

います。次に、給食費について御質問ありました。新庄市は、経済的理由で児童生徒を就学させるのが困難な状況にある保護者から就学援助を受けたいという申請があった場合には、内容を審査した上で援助が相当と判断された場合は、当該世帯を準要保護世帯として認定しまして、必要な経済的援助を行っております。

援助を拡大すべきではないかという御質問でしたが、確かに憲法第26条第2項の中に義務教育はこれを無償とすると定められておりますが、しかしこれは義務教育の無償については、過去に授業料不徴収の意味と理解するのが相当であり、授業料の他に教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償とするとは解釈できないと最高裁の判例でも示されております。

ただし、教科書については、国は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を定めた上で、小中学生に対する教科書の無償配布を今実

施しておるわけです。いずれにしても、市としましては現行の就学援助制度を堅持しながら、円滑な義務教育が実施できるよう事業展開していく所存でございます。

最後に、中学校給食についての御質問でしたが、現在子供たちの食をめぐるさまざまな問題が取り上げられております。朝食の欠食とか孤食等栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加など食を大切にする心の欠如が指摘されておるわけです。子供たちの豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、食育は大変重要なものであります。各学校では、児童生徒に食は命を育む基本であると指導しております。また、食に関わる人と食材に対する感謝の心や他人を思いやる心など豊かな心を育むことをねらいとした心を育む学校給食週間を設定しまして、食に対する認識を見直す取り組みも行われております。本市におきましても、現在新庄市食育基本計画を策定する方向で今検討しておるところです。

また、中学校の給食につきましては、昨日渡部議員に答弁したとおりでございますけれども、現在学校給食検討委員会が自校方式、親子方式または共同調理場センター方式、委託方式など実施方法についていろいろ検討しておるところです。今年度末まで学校給食検討委員会の報告を受けまして、教育委員会の方向性を定めていきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 教育長の方から愛国心の評価の問題について、通知票などで評価するのは適切ではないというふうに伺いました。それは、私もそう思いますし、やはり多くの先生方も父母の皆さんも多くの方がそう考えておられることだと思います。

ところが、これが法律になった場合、教育基本

法の中に新たに愛国心ということになって法律化された場合に、全国の学校で愛国心が評価されることになるのではないかと、そして成績という圧力で特定の愛国心が子供たちの心に強制されるようなことになるのではないかと、内心の自由に立ち入った強制が教育の現場で横行することになるのではないかと、こう思うんですが、そのことについての危惧といいますか、そのようなことについてどうお考えか、お聞きします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 教育基本法については、改正ということで今いろいろ議論されておるわけですけども、まだ確たるものは我々にも伝えられておりません。これから今おっしゃられた愛国心についてもいろいろ議論されると思いますけども、今この段階で私の方からコメントすることはできません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 政府の方では、内心の自由を守るといふようなことはいろんな場で聞かされるわけでありましたが、実際に日の丸君が代について法律化されたときに、内心の自由が認められるということを国会の場でははっきり言われたわけなんです。

しかし、それが法律になったときにどうなったか。東京の都教委が日の丸君が代について内心の自由が認められるよということを話した先生に対して、このようなことのないよう厳重に注意するという処分を下したんです。政府、文科省は、この都教委を擁護しています。政府が幾ら法律をつくらうときに内心の自由は守ると言ったところで、法律がつけられてしまうと問答無用で強制されることになるのです。

私は、学校とは、子供たちから見て不合理なこと、問答無用なことが本来1つもあってはならないと思っています。1つでもあれば、子供たちとの信頼が損なわれてしまうからです。市民道徳は、

私どもも重要だと党として主張してまいりました。

しかし、法律によって強制してはならないと考えます。国家が上から押し付けるのではなくて、国民的な討論と合意によって形成されていくべきものだと思います。そして、市民道徳は、一人一人の子供たちの人格の完成を目指し、教育の自由で自主的な営みを通じて培われるべきものであります。愛という心情は、個人の精神の最も自由な動きによって培われるもので、国家が強制すべきものではありません。この自由を侵害する政府の教育基本法改定案は、憲法19条にも違反する憲法違反の法律改定だと思います。そういう意味で、私は再質問というか、答えはなくていいんですけど、そういう立場で見守っていただきたいと思うものであります。

次に、ちょっと飛びますが、学童保育について、先ほどできるだけ早い時期にというお答えでしたけども、来年度の厚労省と文科省の放課後こどもプランの概算要求で約70億円事業費を増やして、原則としてすべての小学校区で実施を目指すとしていると聞きました。これらを生かしながら、すべての小学校区で放課後の子供の安全で健やかな活動を保障する学童保育所を広げる立場に立っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 すべての小学校区というお話ですが、理想だと思います。いろいろ負担ございますので、すべてということに関しては難しいというふうに考えますが、先ほど市長が申し上げましたように、まず1カ所の増設について早急に増設を図ってまいりたいと、そういうふうに思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ要望として、今後働く父母を助ける、支援ということで考えていただ

きたい、ぜひ生かして取り入れていただきたいと思います。

それから、障害者の自立支援法実施と関わってなんですが、市独自の補助の考えについて再度お願いしたいわけです。

例えば障害年金1級という方が1人で暮らしていた場合、特に精神障害などの場合はなかなか仕事につくことが難しい、普通の仕事にはつけないでいます。1級の年金というのは、月約8万5,000円くらいです。市内でアパートを探すと、最低でもやはり3万円ぐらゐの家賃がかかります。水光熱費、電話、節約しても1万5,000円はかかるし、通院とか少し新聞、雑誌普通並みにちょっと買うことを考えても、1日1,000円以下で暮らさねばならないわけです。作業所などのデイサービスを利用して社会参加をと考えるわけですが、この自立支援法でやはり1割負担となりますと、こういう負担金が出せるひとり暮らしの状態ではありません。在宅の方の引きこもりを進めるような障害者の自立阻害になっているような気がいたします。

山形市でこの10月から在宅型通所ホームヘルプの福祉サービスを受けている障害者に対して、市独自で減免措置を講じることにしたということが山形新聞9月4日付で報道されておりました。社会福祉法人だけだった軽減措置をNPO法人の運営にも拡大するとのことでした。在宅で引きこもりがちの方々の社会参加のために、利用者や施設への市独自補助を検討する必要があるのではないかと。その点について、済みませんが、もう一度お願いいたします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 市独自の支援ということでございますが、これにつきましても先ほど市長が申し上げましたとおり、法に基づいた補足的給付がございますので、あと社会福祉法人の減免等がございますので、それを実施していきたいと、そういうふうに思います。

ちなみにでございますが、障害を持っておられる方の入所の負担についてちょっと調べてまいりましたが、身体障害者の方で入所されている方29人中23人が補足的な給付を受けていると。知的障害者の方については、48人中、これは全員48人が補足的給付を受けているという現状もございますので、現行の法制度のもとにあります軽減措置といえますか、それを実施していきたいと。

なお、これも先ほど市長申し上げましたが、いろんな形で国等への要望の機会があればそれを実行してまいりたいと、そういうふうに考えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 入所をしている方に対しては、そういうことでまず安心というような気がするんですけども、施設そのものが足りないこともあるし、なかなか施設に入れない方々がいっぱいいらっしゃる。障害を持っていて、本当は親などもその障害を持っている方を面倒見れない年齢になったり、家族状況になったりしておられる中で、1人で暮らしたりあるいは親と一緒に暮らしながらも、それでもこもっているわけにいかないから出て、在宅のいろんな施設サービスやデイサービスやいろんなサービスを受けたいと、受けさせたい、こう考えている方々が今言ったような年金の範囲内で、年金そのものも少ないこともあって、そこからの新たな自立支援費の1割負担に該当するようなそういう支援費が出せないために利用できないという方が出ておられる。そしてまた、実際に今まで通所施設を利用した方が利用料負担が大きくなったことで利用できなくなった方が出ているんじゃないでしょうか。その点についてどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 障害者自立支援法が施行されてまして定率負担が求められております。1割の定率負担ということでございますが、確かに負担

についてはかなりの大幅な負担増ということが認められます。

例えば以前ヘルパーを利用していた方が1時間自己負担208円ということで、週2回1カ月使用したということでありまして、1月の負担額が1,664円というふうになります。これが今度は月単位の定額になりまして、週2回程度の利用ということになりますと2,468円というふうになります。したがって、差額が804円というそれだけ多く負担が出てきたということにもなります。

しかし、月単位の定額報酬ということに関しましては、今度事業者が利用者一人一人と十分な話し合いをしまして、きめ細やかなサービスを今までより以上に受けられることができるということになっております。したがって、今まで週2回程度という利用が、中には本人との相談の結果、この週はプラス1回の利用も可能だよということにもなり得るものでございまして、この月単位の定額報酬ということに関しましては、一般的には負担が大きくなるということではありますが、きめ細やかなサービスの提供が図られるというふうにも考えております。

繰り返しになりますが、確かに負担は大きくなっております。改正した方がいいところについては、先ほど申し上げましたように要望等に力を入れてまいりたいと、そういうふうに思います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 要望ではありますけども、わかりました。ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

石田千與三議員の質問

清水清秋議長 次に、石田千與三君。

(19番石田千與三議員登壇) (拍手)

19番(石田千與三議員) 9月議会の最後になりました。持ち時間1時間ですが、壇上からは短く……50分、ごめんなさい、50分でした、壇上からは短く要点のみを質問いたしますので、よろしく答弁のほどお願いします。

通告順で、最上公園の管理について、これは主に枯れたモミの木というふうに申しますが、聞いてみたら枯れていなかったんだというようなことを言っていますので、質問の中ではどういうふうに表現するか御期待いただきたいと思います。それから、心字池の観賞魚と鳥からの被害防止策についてはどうでしょうか。学校における安全対策と諸設備について、これはセキュリティ、安全対策。それから、教室不足といろんな問題点、グラウンドの改善についてはどうでしょうか、このようにございまして。

初めに、最上公園の管理について。公園の北側トイレわきの大きいモミの木がございまして、そのモミの木がいつの間にか無惨な姿になって今あります。過去何百年もの新庄藩、戸沢藩の歴史を知っているあのモミの木があの姿を今さらしているということで、市民の間から何とかできないのかと。もし枯れているのであれば、早く何とかしてくれと。新庄市は一体何を考えているのかというようなことを再三私のところに電話あるいは直接面談をされて申し向けられる方がたくさんおられます。

あの樹木が枯れてきた原因、弱ってきた原因を考えると、過去にトイレを造成された。そのとき、根方を掘って、恐らく太い根を切ってあそこにトイレが建てられたのではないかと私は推測しております。そのようにもう何百年にもなる貴

重な財産ですから、この樹木については保存あるいは延命ならその対策、そういったことをいかにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく最上公園の中の心字池、これは何年か前にしゅんせつ、いろいろ泥さらいとかやって今の姿があります。ある団体から余りにも殺風景だということでしょうか、コイの稚魚あるいは金魚、そういうものが寄附をされたということで、あの池の中を赤い模様の小魚たちが泳いで市民の目を楽しませてくれています。

ところが、神社わきの大木のところにはサギ等を含めた水鳥、そういった鳥たちが営巣、巣をつくっております。鳴き声がやかましくて近所の迷惑だというようなこともあって、担当職員が釣り糸を張ってみたり、いろいろ鳥の防除対策をやっているようですが、余り効果がないというような話も聞いております。

その鳥たちがあそこは格好のえさ場だというばかりに、そのせっかく放たれたコイ等について自分のえさと思い込んで食べられてしまったら、せっかくの御好意が無になるし、どういうふうにお考えなのかなと、対策の方法です。

今度学校です。学校における安全対策として、この間ある学校にお邪魔したら、今度インターホンを使って学校にお入りくださいと。今までは時間内であれば近所の父兄も自由に出入りができた学校が今度は施錠をしております。そのために、インターホンを使って一々学校側の先生あるいは事務方の許可がなければ中に入れない。そのためには、その施錠を解除しなきゃいけない。そのときに、学校の先生あるいはそこにいる職員が玄関まで来て、来客の確認をしながら、そこで解除をする。それで、用事が終われば帰っていくので、またもとに戻って玄関の施錠をする、そういうふうになりましたと。いや、実に変だなというふうに話しました。今職員の数が少ない、事務職員、補助職員もいない。その中でそのような仕事まで

しなければならないという今の世相を反映しての、いわゆる子供たちの安全対策のための1つの方法だというふうに理解はできますが、全くこれでは職員の仕事が増えるばかり。もう少しボタン1つで施錠をしたり解除したりできる方法はないものかなというふうに思いましたので、この質問をします。

昨年のちょうど今ごろ山形県で少年少女交流大会、いわゆる新人戦、中学校の新人戦です。新庄地区がソフトボールを受け持ちました。土、日の2日間ですから、金曜日、日新小学校と日新中学校をお借りすることになりました。1つのグラウンドで2面を用意しなければいけません。2つの学校で4面です。あそこは隣接をしておりますので、簡単に両方のグラウンドを往復できますから好都合だと。場所的には大変恵まれた環境にありました。私たちは、日新小学校というところがどういうところか、つまり学校のグラウンドというのがどういうところかということは全く知りませんでした。そのため、学校に行きまして、雨の中でしたけども、準備を始めました。バックネット、それからピッチャープレート、そういったものを設置しなきゃいけません。

ところが、グラウンドを借りる条件として、グラウンドに穴をあけないでください。なぜか。穴をあけたらもとどおりに回復するのが困難なグラウンドだから。「えっ」、そんな感じでやってみました。私は、ソフトボール、ピッチャーやっていますので、ピッチャーマウンド付近が物すごく気になりまして、ピッチャーマウンドを設置して、やっとのことで穴を掘らせてもらいました、内緒で、後でもとに戻せばいいんじゃないかということで。ところが、なかなか固くて掘れません。やっとのことでピッチャーマウンドを設置して、自分でそこで投球のフォームをつくってやってみたら、とんでもない、コンクリートの上をスパイクが全くききません。コンクリートの上でやっているみたいですよ。驚きました。

そこで、私は山形県内から集まってくる中学生諸君にここでは私はプレーさせたくない、してほしくない、新庄市物笑いの種になると、こう思ひまして、私はここでやるのをやめてくれというふうに協会の役員と相談をしました。

ところが、前々から予定を組んで新庄市というふうになっていて、日新小学校と中学校でやるんだというように決定されておりますので、簡単には変更できません。ところが、恵みの雨、すごい雨でした。小学校の方を何とかセットしまして、中学校に移動しましたところ、中学校は苗代同様、ああ、ありがたや、ありがたや、これで中止の理由ができるということで、早速中止をすることに決定させてもらって、その年は新庄地区でのソフトボールは中止となりました。おかげで日新小学校のグラウンドを使わなくともよかったということで、やれやれということでした。

ところが、あそこのグラウンドを使って子供たちが運動しています。サッカー、野球あるいは徒競走、走り競争です。話を聞いてみると、父兄の間から「あそこで転んでけがすることが多いなよ、滑んなよ。」こんな感じでした。私も実際にグラウンドに立ったところで拝見しましたが、雨で表面の砂が浮き上がってきます。乾くとそれが砂粒がコンクリートの上にまかれたような状態で、歩くと滑ります。そんなところで日新の子供たちが体育の時間あるいは授業の合間の外での遊び等をあそこでやっているということで、私は今非常に子供たちがもしかして大きなけがでもしないのかなあるいはあそこを使っているうちにだんだん、だんだんひざに障害が起きるようなことが起きないのかなと心配しております。そんなことがあったものですからこの質問をさせていただきます。改善策はないのかなということです。

このグラウンドを使って転んで傷を受けて家に帰ってきた子供たちに、父兄の話を聞きますと、最近どうも傷が多い、そして洗ってもなかなかとれない、衛生の先生、担当の先生にお聞きしまし

た。そういえば、前の学校ではということなかったんですけども、新しく今年の4月にこちらに來られた先生です、いや、こちらの學校に來てちょっとびっくりしたのは、水で洗っても砂がとれないんです。つまり、砂の原材料になったのがある固い石をあるいは岩でしょうか、砕いて、それを使ったもんだということがわかりました。ですから、丸みを帯びていない砂ですから、普通砂というと川砂とか海の砂とか私たちは想像するんですけども、今は砂不足で、いわゆる岩石とか石とかそういったものを砕いて細かく碎石したその小粒のやつを砂として利用しているというふう聞いております。そんなことも原因で擦過傷の傷を負った子供たちの傷口から傷が深いために水で洗ってもなかなかとれないというようなことも起きているのかなと思いました。そんなことで、改善策どういうふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。

以上で予定した質問は終わります。壇上からありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 御質問の第1点目は、最上公園の管理に関わることでございました。

その中の1つ、モミの木についてであります、公園の中のあそこの公衆トイレのわきにあるモミの木、これが木の勢力、樹勢が弱くなってきているというふうなことで、平成16年の9月でございましたけども、樹木医に調査を依頼した結果、原因の考察としては、先ほど御指摘ありましたけども、木に近接する公衆トイレ、これとかあるいは遊歩道、水路、防犯灯の配線の地下埋設等工作物の施工によりまして、主根系のこの損傷とかあるいは排水の不良などもこの原因の1つではないかというふうにも指摘されました。

その対策であります、調査結果に基づく樹木医の処方によりまして、11月に枯れ枝を剪定して、

また翌年の4月、昨年の4月でありますけども、土壌改良あるいは根腐れ部分の除去、排水のためのボーリングなどを実施いたしまして、樹勢の回復措置、これを行ったところであります。

しかしながら、昨年まで生きていた樹木の頭頂部の枝枯れも何か進んでいるようでございますし、緑の葉も確認できない状況であります。樹木医に調査の委託終了後も観察あるいはアドバイス等もいただいております。処置を講じながら、3年間は観察を継続して、そして生育根からの養分の吸引によって幹からの萌え芽などを期待するというふうな方針で対応しておりますので、しばらく観察期間というふうにさせていただきたいというふうに思います。

それから、続いて心字池の観賞魚、これをサギから守る方策でございますが、これは御承知のとおり、あの心字池に前にやはり新庄最上ライオンズからコイを寄贈していただきまして、あそこに放ささせていただきました。ただ、3年ほど前、平成15年だったでしょうか、コイのヘルペスにかかりまして、コイをすべて上げざるを得なかったというふうなことで、しばらくの間はあそこにそういう魚影が見られない状況が続いたんですが、今年に入りまして、やはり同じ新庄最上ライオンズの方から金魚の寄贈をいただきまして、先般保育所の児童たちと一緒にそれを放して、今金魚が泳いでいるというふうな状況で、市民の目を楽しませているというふうなことでございます。

ただ、サギがあのだの営巣をねらってサギのえさになるというふうな御懸念で御質問いただいたわけですが、生態系にどのような手を入れたらいいか、その辺のところの問題もございまして、こういうふうなものの被害から守るための措置等々につきましては、課長の方から具体的な話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、学校施設の安全管理というふうなことについては、教育委員会の方から答弁させることにいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 学校の安全対策についての御質問でしたけれども、まず学校のセキュリティーにつきましては、平成13年の6月に発生しました大阪府の池田小学校のあの事件を契機に、各学校にインターホンを設置しまして、登下校時以外は施錠をするようにということで各学校に指導しております。

御質問の遠隔操作での施錠解除につきましては、確かに一回一回玄関に行かなければならないという面倒さはあると思いますけれども、各学校での扉の形も違いまして、これをもし全面的に改修する必要があるとすれば、15校すべて対象にしなければならないということで多額の費用が予想されるわけです。現在学校の教職員が来校者を目視確認しまして施錠解除をするように指導しております。今後ともこのような形で安全の確保に万全を期していきたいというふうには思っております。

次に、グラウンドについての御質問でしたけれども、日新小学校のグラウンドは平坦で排水性に大変すぐれているということで、さらに保湿性もありまして、ほこりが立ちにくいということです。また、材質にも安全には十分に考慮をして建設しております。

日新小のグラウンドと昭和小学校のグラウンドも同じ材質ですけども、両校からこれまでこのグラウンドで転倒などによりけがが増えたとかまたは擦過傷がひどいというような報告は受けておりません。体育の授業でもスポ少の活動でも使い易いというような評価を受けておったところです。

なお、グラウンドのこの使用されている材質ですけども、碎石スクリーニングスという碎石くずですね、及びクリンカーアッシュ、石炭燃焼くずに生石灰を添加しまして、硬度の標準値は30から80のところを50を目安に配合したものであります。なお、今後も安全面については十分配慮しながら使用してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 最初御質問の最上公園の管理の中で、心字池の観賞魚を鳥からどうして守るかというふうなその対策についての御質問でございます。

これにつきましては、去る7月31日、新庄最上ライオンズクラブより金魚約200匹でございますが、観賞用として寄附をいただき、放流したところでございます。

しかし、御質問にありましたように、鳥からの被害というようなことも考えられることから、池の水深を深くしたりですね、あとサギの対策として試験的によしずをですね、池の一部に浮かべまして、金魚の隠れ場所として利用できるんじゃないかというようなことで今やっているとところでございます。これまでのところ鳥等による被害の報告は受けておりませんが、引き続き観察していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) いろいろと今回は数が多かったせいか、いろんな方からの御答弁ありがとうございます。

初めの最上公園のモミの木の樹木なんですけども、私も大変気になりまして、前々からあの件については市民のある方ともお話をしてきました。どのような方がどういうふうな診断をなされているかということで担当課にお尋ねしまして、こういった資料も頂戴しました。大変立派な経歴の持ち主の方で、いろいろと診断をされたりあるいは医療行為というんでしょうか、治療行為をなされているというようなことで、先ほど市長の方からもお話がありましたが、この中で気になるのが根元の太いところを切断をしてトイレをつくったと、そしてその根っこの部分が切断されたために、養

分の吸収あるいは水分の吸収ができなくなったのではないかと、そういうふうな話がこの中にも載っています、総合診断というこのコピーを頂戴しましたが。

そこには、今市長が申されなかったところで、いろんな、一般に言うがらくたというようなものがその中にも埋まっているんだと。よく昔、今はわかりませんが、私らこういう立場になる前に市の工事等を外から見ていると、工事をする際に、建物を壊したりあるいは土壌を客土をすべきところをそのものを掘り返したものをそのまま利用したりとかやってきた経緯があったように思います。最近では、法律的にも再利用をするにはいろいろと面倒なことがあるようですけども、それがなされないまま瓦れき等をそのまま埋めてしまったというようなこともあるように聞いてはおりますし、見てもおります。恐らくこのトイレも何か工事をした際の、いわゆるコンクリートの破片とかいろんな瓦れきのようなものがそのモミの木の根元に埋まっていたのではないかなというふうに思います。

ここにこういうふうに書いてあります。根係、根です、根の係と書きます。根係、根元土壌の状況。根元、根係は北側しか土壌が露出しておらず、非常に窮屈な生育環境である。また、根元の土壌は、グラウンドから50センチぐらいまでは投棄やクラッシャーラン等の残骸が著しく混入している。さらに、根係の生育上好ましくない二次根の発育等も見られた。グラウンドから、いわゆる地表から60ないし80センチぐらいに本来観察しがたい太い根っこが多く観察された。なお、グラウンドから80から90センチで湧水が発生し、粘性土が出現してどぶ臭、どぶのにおいが感じられた。中根、中ぐらいの根っこの枯れ死も確認され、根係、根元からは臭気が発生していた。こういう診断があります。

余り細いこと言うと時間がなくなりますから…もう少し大丈夫ですかね。葉、枝葉の状況、全

体樹形の95%程度の枝が落葉している。所有者側からの聞き取りでは、市からですね、昨年から落葉をし始めてきたとの談。頂上部、頭頂部にわずかに生存枝が確認できる。枝の枯損、いわゆる傷みが古い箇所から折れ、公衆トイレの屋根、道路に落下している。地上20メートル付近までは病害虫は確認できない。その他、公衆トイレがわの根不足によって土壌支持力がないため、樹形が東南東側へ傾斜していると思われる。この現象を今後とも注意深く観察を続けなければならない。台風とかそういったものが来ると倒れるような状況にありますよ。今ワイヤーロープで引っ張っております。

考察、全体的に不適切剪定根が多く、中段までの生存枝にサビ病も確認されたが、多くの主幹、枝は枯れ死している。上部、頭頂部の生存箇所も観察対比したかったが、使用機材の関係からできなかったのが悔やまれる。つまり、上の方まで上がって見たかったんだけど、重機、大きい機械で上がることができなかったのも、それを見られなかったのが悔やまれるというようにこの方は言っています。

総合判断、現時点において延命処置は可能と思われるが、養分を吸収して枝葉を茂らせるには時間がかかる。その間、枯れた枝、そういったものが腐れたりした、の除去等を行った場合、自然樹形は大きく崩れ、風の影響を受け易くなる。つまり倒れるよと。公衆トイレ造成時の根係、根っこの切断（根切り基礎工事）とあります、基礎工事時に細い根っこ、中ぐらいの根っこの約半分を切断したと考えられる。通常大木の場合、樹体内養分により長く生きながらえることが可能である。さらに、歩道、埋設電線、用水路造成等が重なったことが要因と思われる。

そんなことで、トイレをつくったときに太い根っこを切ったあるいはその辺にある根っこほとんど切られているということ、それから舗装工事をやった、電線の配線工事もやった、そんなことで

恐らくあのモミの木の根方はずたずたに痛めつけられているのではないかと、このように思われます。その結果ああいうふうにならざるを得ない状況になっている。

今そのモミの木が本当に生きるのであれば、これは生かしてほしいと思います。でも、胴吹きと称して、あの幹から、あの太いところから芽が出て、そして葉が出て、枝になって、幹になって、そしてあのモミの木が再生するというふうなことが本当に保証される……保証というふうなことはいかないと思うんですけども、これは命ですから。人間でもお医者さんは保証なんては言いません、その人の生きる力ですから。あのモミの木さんが生きる力を持っていて生きるのであればこんないいことはないと思うんですけども、本当にそれができるのか、可能かどうか。相当あのモミの木にはそういったことでお金もつぎ込まれているのかなと思うんですけども、本当に生きるというふうに確信されているでしょうか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 昨年度、市長の答弁にありましたように、平成の16年に診断を行いまして、今お話ありましたように報告があったわけでございます。

これに伴いまして、処方箋をいただきまして、これに基づいて現在その処方を行って、観察中というふうな状況でございます。診断の中にもありましたとおり、やはり3年間程度は観察が必要だというふうなことで、当時診断した時点ではまだ緑の部分といいますか、そういう芽吹きも確認されておりますので、そういった総合診断を出していただいたというふうなことでございます。それに基づきまして、現在対応を行って、今観察中というふうなことでございますので、この辺については毎年、昨年もそうですし、樹木医からアドバイスといいますか、それもいただいて、定期的に観察していただいているというふうな状況でござ

いますので、それらを受けてですね、今後対応していきたいと。

現在のところは、3年といいますと、16年の秋に観察してもらっていますので、やはり来年度あたりまでその状況を見守っていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) けさ早く私の知っている人が駅前で立ち話をしながら話をしました。盆栽の大好きな人で、国風展という日本で最高の盆栽を展覧する、鑑賞する場所なんですけども、そこに何回か出されている方です。ですから、盆栽に関しては他の方には引けをとらないくらいの知識をお持ちです。その方にも話をしました。

私は、松柏類が胴吹きをしますかと、お城のモミの木大丈夫でしょうかと言ったら、元気であればするでしょうというようなことをちょっとおっしゃってありました。

ですから、期待する気持ちとしてはいいかもしれませんが、本当に生きている、いわゆる人間で言うと動脈のようなものが根っこからずっと伝わっていて、それが完全に上まで行っているとすれば、上のモミの木の頂上の方に緑が芽生えてきて、やがて枝葉が茂ってくるという期待ができるかもしれませんが、本当にそういうのが大丈夫なのかというもう一度その確認をする必要はないのかなと。3年間を見ているというようなことはどういふことで見られるのかなということもあるんですが、そのことを今ここで聞いても恐らく私の納得する答弁は返ってこないと思いますので、ぜひひとつ早目にあの樹木に関しては、3年間の前にもう一回何らかの形で診断を仰いだ方がいいのかなと思います。

失礼ですが、今までどれぐらいの予算をあのモミの木さんにお使いになっているのか、その辺をお聞かせください。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 費用というようなことでございますけれども、今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどお伝えいたしたいと思います。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) それでは、鳥の対策も今課長の方からお聞きしましたので、何となくわかったようなわからないような、私が行ったときはすだれは見当たりませんでした。金魚さんたちが楽しく泳いでいましたが、その後すだれをかけられたのか。

でも、あのサギ氏はもうどこからでもねらってきますから、池の大きなコイでもゴイサギなんかは一飲みします。ですから、あの池の金魚たちは、もうだまっていれば何日間かでなくなるんじゃないかなというような感じがします。ひとつ対策をよろしく。

私は、何かネットと言いましたけども、あそこにネット張ったら外観上非常に美観的に損なわれますので、何か釣り糸のようなものでもどこかに張っておいて、とにかく全体的に景観を損なわない程度でお願いしたいと思います。よろしく願います。

学校のことは、教育委員会、いろいろという質問をすると非常に嫌がられるので、できるだけ余り深くは申しませんので。

このグラウンドに関して、つまりつくられてからかなり経過しております。造成時は、つまりグラウンドの固さについては設計どおりに施工されて、それなりにでき上がったというふうに聞いております。何年間に経過しました。先ほど答弁の中にあったように、ある種の岩石を砕いた砂と土等を混入して凝固剤のような生石灰を使われたと、で固めた。初年度については固まりはなかったんですけども、だんだん、だんだん使っているうちに固まりの効果が出てきて、それが今にな

ってみたらコンクリートのような固まりになってしまった、固さが強くなってしまった。サッカーをしている人に聞きました。スパイクの減りが普通のグラウンドを使っているときよりもすごいそうです。野球の人に聞きました。スライディング、何ともないですよ、大丈夫ですよ。そうですね、あのグラウンド滑りますから。それはスライディングに持ってこいでしょうと、けがをしないように。あの人たちは、長いズボンをはいていますから、ストッキングもしていますので、そうそうけがはないと思うんですが、問題はサッカーです、半ズボンですから。サッカーの少年がやはりけがが多いみたいです。これは、指導者は余り深く申しません。父兄の方から声が出ていました。「よくうちんなけがしてきてよ、すりむいてきてよ、洗っても砂とれねなよ。」という話も二、三の方から聞きました。

ですから、その辺でひとつ何かいい方法がないのかなと思うんですけども、今この予算のないときに早く改善してくれというようなことも申し上げにくいんですが、あそこで育っている子供が、いわゆる足のひざ関節に受ける衝撃、そのために将来何らかの故障の原因になったりしたら大変なことになるんだなど。6年間あそこで遊んだ結果、足がだめになったなんていうことになったら大変なことになるなど。これは、私の思い過ごしかもしれません。

うちの議員の仲間に斎藤ドクターがおられます。スポーツドクターです。ドクターのお許しを得て、ドクターから論文といいたいまいしょうか、それが生涯スポーツ課にシリーズで刊行されたものがございまして、その中には子供たちのけが、特にサッカー少年とか子供たちの生育期におけるけが等について詳しく論文として載っております。

1つの例として、若木骨折というのは、これは前に斎藤先生がこの議場でも話しておられます。子供たちの骨柔らかいので、普通の大人のような骨折ではなくて、しなやかに曲がったような状態

から骨折をしていくと。これは、直接グラウンドの固さとは関係のないことですが、一番今懸念されるのが足の甲のアーチの部分。私たちは、今から何十年前の学校、小学校、国民学校のときに、扁平足防止のために竹踏み、竹の棒を踏まされました。私は、そのとき扁平足でした。べたっと墨を付けて押されると、扁平ですからべったり自分の足が付きます。そんなことでは軍隊にいたら行軍できないぞというような感じで、扁平足を治せ、小学校のときから治せというんで、河原から石を拾ってきてグラウンドの隅に埋めて、そこを渡ります。アーチをつくります。それで足りないので、竹の棒を渡した上を踏ませます。それは、体育の時間限らず、扁平足の子供はそれを何時間も1日のうちやらないと学校に来て授業をしたことにならない。そんなことで、扁平足にならない、アーチをつくる体操というか学習もやりました。

そんなことが頭にあるもんですから、今の子供がああのグラウンドの固いところでいろんな競技をやったり走ったりしている間に扁平足にならないかなという心配する父兄もありました。父兄でありません、じいちゃんです、じいちゃん、ばあちゃん。今の若い人は知りません。扁平足という言葉自体も知りません。ですから、私はそういうことも健康という面から考えて懸念をしております、心配しております。必ずしも骨折、擦過傷とか、そういうものに結び付かなくとも、グラウンドが固いために、いわゆる運動場として本当に適当なのかどうかと言ったときに、やはりもう少し時間をかけて見ていかないとだめなのかなというふうに思いますので、この辺ひとつよろしく教育委員会としても御配慮をいただければありがたいなと思います。

それで、今斎藤ドクターの論文を紹介させてもらったんですけども、この中でこういうふうな文がございました。これは、2006年の7、第26号というところで、骨折には2種類ある。疲労骨折、これは骨にひびが入るが、分断されない。2とし

て、完全骨折、骨が分断されます。つまり、抵抗
力のない骨に対して、激しいトレーニングを採用
した結果生ずるもんだというのが疲労骨折なんで
す。何回も何回もずっと毎日地面に打ち付けられ
て足がどんどん、どんどん疲労していった場合に
いろんなことが出てきますよという、これは専門
家のことでございますので、そういったこともあ
るんだということも頭の隅に入れていただければ、
グラウンドというものは大事なんだよというこ
とが、これはもう学校教育に携わる方については
グラウンドというのは健康をつくっていく上に
なくてはならないものでありますから、ただ野
球をしたりサッカーをしたり走ったりする場所
ではないということ、子供たちを育てるための
大事な生育、若木が育っていくときの本当に
小学校の6年というのは大事に大事に育てて
いかないと後で大変なことになりかねない
ということもありますので、その辺も含めて、
この固いグラウンドについてはもう少し皆
さんで話をしていただいて、後々悔やま
れることのないような方策を講じていただ
ければありがたいと思います。今すぐ何か
をしろというふうには私は申しません。で
すから、1つの今のグラウンドの形状がこ
ういうふうになっているんだということ
をまず理解していただいて、それでお願
いしたいと思います。

それから、これは答弁要りませんが、ピロ
ティという、つまり雨の当たらない練習場
があります。それは、この屋外のグラウン
ドとは全く違って、土壁で何かできたよ
うなグラウンドで、乾燥すると粉状にな
ったその土が風で舞い上がって、中で運
動ができないような状況にもなるんだ
ということをおある父兄から言われまし
た。私も何回かお邪魔しているんです
けども、あそこではやっぱりちょっと
小さい子供たちには運動はさせたく
ないなという感じがしております。そ
の辺もひとつ皆さんご覧いただいて、
どういうふうにしたらいかなという
ようなことも考えていただければあり
がたいと思います。

終わります。

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終
了いたします。

散 会

清水清秋議長 明日13日から20日まで本会議を休
会いたします。これに御異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
13日から20日まで本会議を休会とし、21日木曜
日午前10時から本会議を再開いたしますので、
御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまで
した。

午後 2時45分 散会

平成18年9月定例会会議録(第4号)

平成18年9月21日 木曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢高 孝 敦
神室課長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博 夫
教育委員	伊藤 芳 彦	教育課長	佐藤 和 悦
教育次長	奥山 芳 彦	生涯教育課長	小野 光
生涯学習課長	大江 雅 夫		黒 坂

選挙管理委員会
委員長
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小 関 俊 也
國 分 政 嗣
斎 藤 友 一

選挙管理委員会
議員
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 （ 第 4 号 ）

平成18年9月21日 木曜日 午前10時00分開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第51号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第52号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第55号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第56号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定について

（総務常任委員長報告）

- 日程第10 議案第44号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第11 議案第45号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第46号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第47号指定管理者の指定について
- 日程第14 平成18年請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第15 議案第48号字の区域及び名称の変更について
- 日程第16 議案第49号市道路線の認定について
- 日程第17 請願第4号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願

- 日程第18 議案第59号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 19 議案第 60 号平成 18 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 61 号平成 18 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 62 号平成 18 年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 63 号平成 18 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 64 号平成 18 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 65 号平成 18 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 66 号平成 18 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 26 議会案第 4 号教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出について
- 日程第 27 議員派遣の件

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。欠席通告はございません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

決算特別委員長報告

清水清秋議長 日程第1 議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9 議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。
決算特別委員長 森 儀一君。

（森 儀一決算特別委員長登壇）

森 儀一決算特別委員長 それでは、私から決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、簡単に御報告いたします。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの計9件であります。

審査につきましては、9月15日、19日の両日にわたり行われたところであります。

まず初めに、議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の

討論、山口吉静委員より認定することに賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、委員会に付託されました平成17年度決算9件はいずれも認定すべきものと決しましたことを御報告申し上げます。

議長よりよろしくお取り計らいをいただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありません。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした1件について採決いたします。

議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第51号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号の8件は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

総務常任委員長報告

清水清秋議長 日程第10議案第44号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。
総務常任委員長石田千與三君。

（石田千與三総務常任委員長登壇）

石田千與三総務常任委員長

おはようございます。それでは、私から総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第44号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての議案1件であります。審査のため9月13日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと、総務課より関係職員の出席をいただき審査を行いました。

初めに、総務課長より説明をいただいた後に審査に入りました。本案は、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、それまでの管理委託制度が廃止され、これに伴う経過措置としてこの改正法の公布の日から3年間、つまり平成18年9月1日までの間は改正前の管理委託制度による施設管理を可能とする経過措置が講じられておりますが、その経過措置の期間を経過したことにより、平成18年9月2日以降は指定管理者制度の活用が直営による管理のみとなり、管理委託はできないこととなったために、本市の条例上「公共的団体に管理を委託できる」という表現が残っているわらすこ広場、陣峰市民の森、新庄駅前ふれあい広場、農村公園、体験農園、エコロジーガーデンの6施設について管理委託の条項を削除する必要があるための改正であるとのこと、また指定管理者制度創設によって公共的団体に限定されていた施設管理が指定する民間団体も可能となったこと、さらに法改正を受けて本市の対応の経緯について説明が

ありました。

委員より、公共的団体である新庄市施設振興公社が指定管理者になれるのかとの質問に、総務課より、県の施設である最上中央公園の指定管理者に適正な競争を行い、新庄市がなっており、地方公共団体、公共的団体も可能との答弁でありました。

また、委員より、施設によっては公の部分が多いものもあるが、民間でやれるものは民間に管理させるということを原則にすべきとの意見がありました。

委員より、この6施設の将来的な指定管理者への見通しについて質問があり、総務課より、当面直営で運営するというのが今回の条例改正の趣旨であるとの説明がありました。

また、委員より、以前施設振興公社を法人化するとの話があったが、どうなったのかとの質問に、総務課より、指定管理者制度導入により公社の法人化は現実的にはできないという答弁でありました。

その他質問がありましたが、採決の結果、議案第44号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第11議案第45号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14平成18年請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金 利寛君。

（金 利寛文教厚生常任委員長登壇）

金 利寛文教厚生常任委員長 おはようございます。私の方から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案3件、そして継続審査となっています請願1件であります。審査のために9月14日午後1時30分より議員協議会室において委員8名全員出席のもと審査を行いました。

まず初めに、議案第45号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これについてはお手元に配付しておりますように委員から修正案が提出されましたので、まず健康課から原案の説明を受け、その後修正案の提出者から説明を受け、そして一括議題として審査に入りました。

健康課からは、健康保険法において出産育児一時金と葬祭費の支給額が改正されまして、従来より健康保険法の基準額をベースに定めているので、この度改正をするとのこと。法改正の趣旨は限られた財源の中での少子化対策への重点化ということで、この重点化という考え方は市の行財政運営の基本的な方針で、そのため出産育児一時金は基準のとおりの5万円を引き上げて35万に改正をし、葬祭費は基準額が5万円だが、1万円上乗せをして6万円とする。葬祭費の上乗せの理由は、他市町村、特に郡内町村の国保加入者とのバランス、他の健康保険や共済保険とのバランス、火葬場使用料の有料化の経過、国保会計との関係を総合的に勘案をして、額として幾らが妥当かということを中心に検討した結果1万円を上乗せをした。施行日は今年の10月1日から、また国民健康保険法で規定されている国保運営協議会での審査を経て提案をしたという説明でありました。

修正案の説明は、葬祭費の支給額を引き下げずに現行のままとする。そのわけは葬祭費用の中で火葬場使用料、また霊柩車代、それからその他を最低の費用とすれば8万円から10万円が必要となる、最低額は公的に負担すべきで、10万円にしたいが、財政状況を考慮して現行のとおりとする。また福祉都市宣言をしているので、福祉の後退、特に高齢者福祉の後退は許されないとのこと。さらに国保会計は15年、16年度に税率改正をして平成17年度は約8,000万円の繰り越しが出ており、基金も約1億1,000万円となっているので、若干の市の持ち出しは出るが、対応はできるという説明でありました。

質疑に入り、委員から修正案についての質問があり、今後国保税の税率を上げることにならないかということに対して、提案者からは、繰越金が出ているし、基金も増えているので、税率改正をしなくとも支給できるという答弁でありました。

原案についての質問はいろいろありました。順次報告しますと、まず委員から、前回の委員協議

会で葬祭費の額は経済状況や生活様式等が似ている郡内他町村と比較すべきで、その際火葬場使用料や霊柩車代なども考慮して決めるべきだということで調査資料をもらったが、それによれば市は下から2番目だ。これでバランスがとれているのかということに対して、健康課からは、市の葬祭費の考え方は、火葬場使用料や霊柩車代などの特定のものに対して支給するのではなく、全体の経費に対する一部助成という考えであり、また郡内町村との比較は葬祭費の額そのもので比べるのが一番妥当だという考えだということでありました。これに対し、葬祭費や出産一時金というのは費用がかかって大変だから支給すると、大前提はそうでしょうという意見。つまり執行部は葬祭費に対する考え方が全体の経費に対する一部の助成という考えであり、委員の中には費用がかかって大変だから支給するという考え方。葬祭費に対する基本的な考え方に相違があったように受けとめることができます。費用がかかって大変だから支給するという趣旨であれば、葬祭費用の方が出産費用よりかかるので、葬祭費は下げなくてもいいのではないかということに対して、健康課からは、少子化対策への重点化という趣旨から、限られた財源の中で上げるべきものは上げ、下げざるを得ないものは下げることがやむを得ないと考えるという答弁でありました。

葬祭費を据え置き、出産一時金を上げたとしても国庫補助などを差し引けば実質100万円程度の持ち出しにしかならない。その程度も出せないのかという質問に対して、健康課からは、毎年医療費は増え、税収は落ちている、医療費抑制等にも取り組んでいるが、この状態で推移すれば18年度は基金の取り崩しという状況にもなりかねない。基金も目標としている額に達していない。これからも着実に積み立てていく必要があるという説明でありました。

出産と葬祭がセットになっている。一方は賛成、一方は反対の場合、議案そのものに対して反対と

なる。なぜこのような議案にしたのかということに対して、健康課からは、条例が同じなので、1本にしかならないという説明でありました。

葬祭費が7万円というのは15、16年度の税率改正時の約束事だ。約束を破ることになるということに対して、健康課からは、必ずしも税率を改めるときでなければ変えられないとは考えていない。法改正があったときとかのタイミングで他の健康保険とのバランスなどの諸要件を考慮して改正すべきだと考えているということでありました。

後期高齢者医療広域連合、県単位で全市町村が加入する広域連合が平成20年4月からスタートするわけですが、そのときには県内では葬祭費の支給額が統一される。それまで待てなかったのかという質問に対して、健康課からは、今回は法改正があり、基準額が変更になったので、改正をする。広域連合発足時に関連し、必要になれば改めて検討をするということでありました。

委員から意見として出たのが、福祉都市宣言をしているが何の特徴もない、どこが福祉都市なのか、新庄市に貢献した人が亡くなるのだから、せめて葬祭費ぐらいは下げなくてもいいのではないのかという意見。他の保険、健康保険や共済保険では来月から葬祭費は一律に5万円になるのだから、それに合わせて国保も5万円にした方がいい、国保加入者も他の保険の加入者も市民に変わりはないのだから、差を付けるべきでないのではないのかという意見。これまで市は基準どおりに支給をしていなかった、また他の保険は給与の高い人はそれ以上に支給を受けていた、今になって同じにすることはないという意見などがありました。

採決に入りまして、まず修正案、第6条の葬祭費をそのままにするかどうかという採決をとりました。その結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、修正案を除いた原案について、第5条の出産育児一時金を引き上げるることについての採決をとり、全会一致で可決すべきものと決し

ました。

その結果、議案第45号は原案に修正案が織り込まれた形で出産育児一時金は引き上げ、葬祭費は現状維持ということに決定をしました。

続きまして、議案第46号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について福祉事務所から説明を受けた後に審査に入りました。福祉事務所からは、障害者自立支援法の施行に伴って必要な改正を行うもので、条例の第3条の第3号に障害者自立支援法による障害者の自立支援に関することという号を加えたという説明でありました。

委員から障害者自立支援法の内容についての質問がありましたが、その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号指定管理者の指定について生涯学習課から説明を受けた後に審査に入りました。生涯学習課からは、わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定についての議決を求めるもので、施設の利用調整から維持管理に至るまでの一連の管理運営等が適切に図られるものと判断をし、株式会社東北情報センターを指定管理者として指定をする。また指定期間は平成18年12月の1日から平成21年3月の31日まで2年4カ月とするという説明でありました。

委員から選定経過の質問がありました。生涯学習課から、6月22日から7月の20日まで公募をした、公募の方法は市のお知らせ版と市のホームページで行った、応募団体は3団体で、6名で構成された選定委員会を設置をし、書類審査の第1次審査を7月の25日に行い、3団体とも通過をした、第2次審査は8月の4日に行い、各団体からのプレゼンテーションを受け、質問などを行い、管理能力、安全対策面、生涯学習施設としての市民への事業展開、個人情報保護措置などについて総合的に評価をし、評価が一番高かった東北情報センターが適当であるということになったという説明

でありました。

委員から、選定委員名、応募団体名、事業計画書、収支計画書、プレゼンテーションの内容などについて公開ができないのかという質問がありました。生涯学習課からは、個人情報保護条例、情報公開条例で公開できるものとできないものがあるということで、公開できないものは個人情報、事業情報、応募団体の提出した書類及びその内容、意思決定過程が公開できない、その他については公開できるということでありました。

選定委員会の構成についての説明がありました。選定委員会の構成は施行規則で定めており、選定委員長は教育長、委員は教育次長、生涯学習課長、総務課長、それに一般市民2名となっているという説明でありました。それに対し、委員から、選定委員については民間人の意見をもう少し取り入れるためにも、少なくとも行政側と同数とすべきという要望がありました。また、選定内容を余りにも隠し過ぎだ、このことは全国的な問題になっている、選ばれなかった団体がなぜ選ばれなかったのかがわからないし、改善しようにもできない、結果通知にも何も書いていない、ある程度理由や納得できる説明を加えた通知をすべきなのではないか、今後検討してもらいたいという要望がありました。

また、これに関連し委員から、行政改革大綱に市民をパートナーとする市政の推進とうたわれている、協働の意欲を持った団体が今回応募したと聞いている、そういう団体を育てていくという視点をもう少し持って選定したらいいのではないかという意見がありました。生涯学習課から、応募した団体の中には自主事業の質が非常に高い団体もあったが、総合的な評価で選定されなかった、指定管理者制度移行後のわくわく新庄の再構築のためにそのような団体に協力をお願いしていくということは当然に必要ということが選定委員会でも話し合われたということでありました。

委員から、東北情報センターの業務内容とわく

わく新庄の運営内容と共通している部分はあるのかどうなのかという質問がありました。生涯学習課からは、会社そのものの業務は情報サービス関係の業務だが、「ゆめりあ」の総合案内センターや体験館の受け付け案内業務を平成11年からやっており、経験があるという説明でありました。

委員から、事故があった際の責任の所在、管理運営のチェック体制についての質問がありました。生涯学習課から、指定管理者制度に移行しても市の生涯学習施設には変わりがないので、最終的には市が責任を負うし、市も関わりを大いに持っていく、チェック体制についても金銭的な面はこれまでと同じ体制でチェックをしていく、運営については運営協議会を引き続き組織をしてチェックをしていくという説明がありました。

その他質疑、意見がありましたが、採決の結果、議案第47号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、継続審査となっている平成18年請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願であります。前回継続審査となった内容を説明を行った後、教育委員会から国の動向、改正案の特徴を説明をしてもらった後に審査に入りました。教育委員会からは、国会では審議が進んでおらず、新たな情報は入ってきていない、また改正案の特徴について改めて説明があり、教育基本法は昭和22年に制定でありますから、制定から60年が経過をして大きくその当時高校だとか大学と、その他生涯学習だとかというものの諸制度等はなかった、よって教育環境が大きく変わっている、その現状から生涯学習も含め大きくとらえているのが特徴だという説明でありました。

審査に入り、委員からの意見は、現行法と改正案とは教育の目的が全く違っている、現行法は子供たち一人一人の人格の完成を目的としているが、改正案では我が国のあり方に対して愛する、つまり現在の政府の進めているやり方に対して認める態度を養うことが目的とされている、そのことか

ら請願で言われている慎重に審議してもらいたいというのは重い意味を持っているのではないかという意見。請願者の名前が教職員共同闘争連絡会ということで、闘争という言葉が使われている、教育に携わる人たちの団体の名前に闘争という言葉を使うのは常識から外れているという意見。審査するときに願意が一番大事であり、その願意は最後の請願事項の5項目だという意見。現行法が古くなったから、改正というのはおかしい、願意に賛成という意見。現行法制定から60年が経過をし、現行法では想定していない社会情勢になってきていることをも視野に入れるべきで、また請願要旨の中には一方的な解釈と憶測によるものが多い、その点を理解しないままに採択はできない、今回は不採択とした方がいいのではないかという意見。以上のような意見があり、それぞれの意見が出尽くしたところで採決に入りました。その結果、平成18年請願第3号は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしく願いを申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第45号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については委員長

の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議ありますので、起立採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、修正案と原案には共通部分がありますが、評決の便宜上別個の案とみなします。

では、議案第45号の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立少数であります。よって、議案第45号の修正案は否決されました。

次に、議案第45号の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第45号の原案は可決されました。

次に、議案第46号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第47号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成18年請願第3号教育基本法「改正」案に関わる意見書提出方請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議ありますので、起立採決いたします。

請願第3号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長 日程第15議案第48号字の区域及び名称の変更についてから日程第17請願第4号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長小嶋富弥君。

(小嶋富弥産業建設常任委員長登壇)

小嶋富弥産業建設常任委員長 御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案2件と請願1件です。9月13日午後1時30分より市役所議員協議会室において委員7名全員と説明のための農林課、都市整備課の関係職員が出席し、審査を実施いたしました。

初めに、議案第48号字の区域及び名称の変更についてですが、農林課より次のように説明があり

ました。柏木山地区の土地改良事業が施行された結果、従来字の境界を定めていた道路、水路及び土地の区画がすべて排除され、新たな区画に基づいた道路、水路及び圃場が設置されたことに伴い、行政の合理化及び住民の福祉を図るため、新区画に基づいた境界を定めるものです。これによる変更筆数は16筆であり、全体207筆の8%、変更面積は0.92ヘクタールです。県が主体事業で、平成14年から18年の5カ年で実施され、事業面積が33.8ヘクタール、事業費が6億4,000万円余り、市では事業費として10%を負担いたしました。換地処分を含め今年度いっぱいですべて完了する計画ですとの説明がありました。

委員からの登記関係について市の負担はあるのかとの質問には、事業費に入っているのもので、直接的なものはないとのことでした。

その他さしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号市道路線の認定についてであります。去る8月10日に現地視察を既に実施しており、都市整備課より6路線について説明がありました。まず、下西山6号線ですが、民間の開発行為によって整備された道路で、新たに認定するものです。次に、明倫中学校前線は昭和46年ごろ民間開発によってできた道路ですが、一部用地の問題があり、今日に至ったわけです。この度それらが解決し、認定するものです。次に、村東向田線、六軒家向田線、六軒家小泉線の3路線は、平成2年から14年までの間、県の農業農道整備事業により道路が整備され、この度完了し、市に譲与することから認定するものです。次に、下山屋線は山屋地区の圃場整備事業によりできたものですが、以前より認定について集落から要望があったところです。市道中関屋山屋線の交通量の増加によりまして集落内の通過交通も増えて危険になり、また集落内の道路が非常に狭く、交差も困難なことから、迂回的な路線の性格もあります。今回用地問題も解決したことにより認定するものと

の説明がありました。

委員からは、明倫中学校前線は道路が狭いですが、大丈夫かとの質問があり、今のを要綱に合致しているためにお願いするとのことでした。また、下山屋線は認定になったとすると舗装はどうかとの質問には、今のところ考えておらず、他の道路との関係や交通状況を考えながら見ていくとのことでした。

また、他の委員からは下山屋線の認定には疑問があるとの意見で、委員が交通量を調べたり、集落内の状況を見た限りでは今この認定より現道の改修が先で、あそこの認定には理解に苦しむとの意見がありました。都市整備課からは、この道路の認定要望は以前からあったもので、迂回的な部分も路線の性格からあったものです。この度県道の取り付け部分の用地問題も解決したので、集落内の交通の安全確保のためお願いしたいとのことでした。

また、委員からは、道路の改修を先にすべきで、改修計画はあるのかとの質問には、集落内の計画は今のところはなく、新たな事業での対応は単独で、すぐすぐでは難しいとのことでした。

委員からは、計画がないのはおかしい、できるところから改修すればよいし、認定しなければ困るという状況ではないと思うとの意見が出されました。

他の委員から、市道になると財政的な面はどうかの質問には、面積や延長に伴って計算式があり、算定され、交付されるとのことでした。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願についてです。まず、農林課よりWTOの特徴、現状などについて説明を受けた後、審査に入りました。

委員からは、今回のような請願の内容について農業団体はどのように考えているのか、この請願の中にあるようにWTOの改革を含めた考えを持

ち合わせているのか確認することも必要ではないのでしょうか、農業団体も国際的な機関がなくてはだめだということで賛同した経過があるだろうし、それを見直せというのはよいけれど、なくした方がよいみたいなことは、農業団体の意見が聞こえない中、一自治体の委員会がこのような請願を採択することはどうかと思うとの意見がありました。

他の委員からは、請願の中にあるような、これから農政が変わろうとしているときにそれを非難するような内容はどうかと思う。また他の委員からはWTOの体制の根本的な見直しのようなことを言っている請願には無理があるとの意見も出しました。

一方、他の委員からは、国の農業政策もそれが果たして全部支持されているとは限らないし、WTOのあり方、関税のかけ方、輸入の仕方、いろいろ問題があるので、意見を出していくのは問題はないと思う。また意見を出していくのは私たちの任務だという意見が出されました。

その他委員からは意見はなく、この請願について不確定な要素が多くあるとのことで、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものに決したところであります。

以上で当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） この請願というのは食料主権ということが一番最初に出しておりまして、日本で国民に食糧を保障する農政をと、こういうのが食料主権、食料自給率をできれば100%になるような農政をつくる、それが食料主権だと思うんです。そういう立場に立つ日本に農政もすべきだし、世界の貿易ルールもそういうことを認めるよ

うな貿易ルールにすべきだと、しかも日本は瑞穂の国と昔から言われて、努力次第ではそういう方向にできる国土を持っている、季節なども非常にいいということで持っている、それを保障すべきではないかというのが一番大きいことだと思うんです。そういう食料主権ということを考えたときに今の農政がどうなのか、貿易ルールがどうなのか、そういった点での審議がなかったように思いますが、いかがでしょうか。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 私が報告したとおりで、内容ですべてであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の日本の気候を見たときに災害などが増えているというふうにも言われておりまして、原因が何かということでは地球温暖化という環境悪化とも関係があるんじゃないかと言われていているような気がいたします。農業というのはそういう災害などに弱くて、地球温暖化の環境変化に非常に弱い、工場の生産とは全く違う体質を持っておりまして、そういう意味では、そういうことも含めて農業に対しては食料の自給率を高めるという立場でも、国の施策というか、そういうことが非常に今危機的な状況にあるぐらい重要なことでないかと思うんです。

また、一方消費者の面で見ますと、輸入が増えている今の貿易ルールの結果、輸入が増えて安全、安心と言われる国産のものが手に入りにくくなっているということもあって、子供たちあるいは大人たちの健康といたしますか、これが心配されているとも言われております。自給率を見たときに食糧難の北朝鮮よりも低い自給率だとも伺っております。いざ今輸入しているアメリカなどが地球温暖化などでとれなくなったとき、あるいは中国が出せないよと言ったとき国民に保障できない、国民に渡すものがない、それぐらい主権が侵される

ことはないわけで、そういったことについて再度審議を重ねていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 私たちは請願の内容に沿って審査して、その結果を報告してありましたので、そこを御理解していただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ請願者などに聞く時間というか、聞き取りする時間などともっていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 私たちは、委員会の中で継続審議をしたわけであります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

15 番（中川正和議員） 議長、中川正和。

清水清秋議長 中川正和君。

15 番（中川正和議員） 議案第49号の中で、委員長の報告の中で下山屋線について委員の中からも異論があったという中で、市道にしても舗装は考えていないというような話がありました。市道認定するということは交通することを前提として市道認定するわけであって、今砂利道を可能とするような場所は市道認定すべきでないというふうに私は考えるんです。市道認定するならば、そこを通るのが前提ですから、舗装すべきというふうに私は思うんですが、それからもう一つ、地域内の道路が狭いということで道路の交通の緩和ということにありますけれども、本当に混雑するのかな、山屋の道路が本当に集落内渋滞するぐらい混雑するのかなということあります。もしそういう道路が狭いというならば、委員の方の意見にもありましたけれども、やはりその部分の拡幅をするのが

私は最初ではないかなと、この２点について委員長の方からお願いしたいと思います。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 舗装の件に関しては、直ちにするかというふうな意見出ました。報告しました。しかし、執行部の方ではいろいろ優先順位もあって、前からのする優先順位しながら随時考えるというようなことのお答えでした。

あと、集落内の改修も意見出しましたが、やはり従来の昔の道路で曲がりくねった道路が多くて、極端に狭いところを改修というふうな今議員言いましたけども、すべきというふうなものも出ました。ところが、やっぱりそうすると土地の買収とか、えらい経費もかかるし、今すぐということではできないので、幾らかでもその集落内の交通を緩和するための迂回的な役目を果たす道路として市道に認定していただきたいというふうな考えだったので、私ももそのようなことで採決の結果認定としたわけでございます。

１５番（中川正和議員） 議長、中川正和。

清水清秋議長 中川正和君。

１５番（中川正和議員） 地域内道路は狭いところいっぱいあります。費用対効果を考えれば、家屋を移転してその交通の便を図るとするのは確かに大変だと思います。ですから、私は仮に市道認定すれば、そこを通らなければ地域の人たちが大変な思いをするというのであれば、大抵のところは市道認定した時点で、あるいは市道認定を受ける部分は舗装されたものを市道認定するというふうなことが大半であります。ですから、本当に地域の人たちが望むものとあれば私は市道認定後に直ちに舗装すべきだと思いますが、委員会ではそういう話は出ませんでしたか。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 今中川議員言った近い意見の委員もございましたけども、やはり優先

順位を考えながら、また今後の交通量等も勘案しながらそういう方向に行きたいというふうな考えでございました。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

１９番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

１９番（石田千與三議員） 今中川議員が質問したことに関連するんですが、山屋小学校前の路線なんですけども、確かに砂利道で今交通上舗装でないといふことは理解できます。そうしてほしいなというふうな気持ちはございます。優先順位を考えるとどうしてもここは後回しになると、今のところ考えていないというこれもわかるような気がするんですけども、この道路を地区の方々が要望したという裏には近くに山屋温泉がございまして、その山屋温泉を利用する市民がかなりおられまして、その中に私も入っていますが、毎朝のように行っていますが、冬期間山屋地区の道路は除雪されている場所は１本だけです。そこで交通事故あるいは洪水のための交通が遮断される、そういったことの場合に逃げる道路がございせん。迂回する道路がございせん。この道路を利用することによって農道的に真ん中を走っている道路が１本ございまして、途中まで民家がございまして、途中までは除雪されるんですけども、それ以上集落までは除雪されていないというのが今までの現状ですけども、その道路を除雪することによって迂回路もできるわけです。災害の場合の避難場所が山屋小学校とかにもなっていますから、そういうふうなことも考えると舗装してこれは市道に認定すべきでなかったのかなと思うんですけど、そういうふうなお話は委員会の中ではなかったんでしょうか。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時０５分 休憩

午前１１時１５分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 石田議員の舗装を前提とした話し合いはなされていなかったかというふうな質問でありますけども、なされていませんでした。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 委員会としてそういうことであればそれはそれでいいと思います。私としては、ここの舗装を考えていないということではなくて、できるだけ早くしてほしいなということからの質問でございますので、ひとつその辺をお酌みいただきたいと思います。冬期間のいわゆる迂回路という道路にも使えるわけで、舗装されなければ迂回ができません。除雪もできません。そんなことから、費用の面で今の財政上大変困難だというようなことはわかります。でも、税の正しい使い方をやらしてもらえばこれぐらいの668平米、私の計算では、そんなに無理ではないのかなと思います。要望して終わります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議案第48号字の区域及び名称の変更については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号市道路線の認定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第49号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

日程第18 議案第59号平成18年度新庄市一般会計補正予算(第2号)

清水清秋議長 日程第18議案第59号平成18年度新庄市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 23ページの8款土木費の

道路関係についてですが、ここで修繕料がのっています。ここで先のまちづくり区長会議などで要望されたいろんな改良に充てていくというようなこともありましたけども、特に高壇地区の区長などから歩道改良の要望があったのではないかといいうふうにお聞きしておりますが、その点いかがだったかということ、そして実際見たかということでお聞きしたいと思います。

それから、もう一つですが、国道13号の泉田川の橋です。その橋を改良するような、改良して補強する要望を国土交通省にやっていたらっしゃるかどうかわ、そこら辺お聞きしたいんです。というのは、同じくまちづくり会議、区長の要望の中に泉田川橋の黒沢から来る道路との交差点ですが、そこで事故がよくある。なぜかという、黒沢の方から来ると右手に橋の歩道になっている部分が高いもんですから、目で見てなかなか見えなくて、よっぽど前に出ていかないと見えないということで、気を付けているんだけど、事故になってしまいう、カーブミラー付けていただいたのは少し緩和されていいんですけど、実際事故に遭って本当にあそこおっかなくてというのは車の運転者からなんですけど、そういう要望からあそこに信号付けてほしいというのが区長の要望にあったように思うんですが、それができない理由が国土交通省の方から橋の強さが耐えられないからという理由で信号はだめだと言われているというふうに伺ったんです。そこを考えると、安全な道路にしていくなということから、交通事故起きないような道路にするということは非常に大事な事業だと思うんで、国に対してそういう要望をやって道路を強くして、そして信号も設置できるようにすれば事故もなくなっていくだろうなというのはこれが区長の要望だったと思うんですが、そこら辺どうだったかをお願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 まちづくり会議におきます

高壇地区からの要望というふうなことでございますけれども、ちょっと詳細今手元にございませんので、詳しくわかりませんけれども、前に、相当前ですけれども、歩道の不陸等についての要望はあったというのは記憶してございます。ただ、今年そういった要望があったかというのちょっと今記憶にございません。

あと、それから国道13号の泉田橋の改良の要望というふうなことでございますけれども、これは御存じのように新しい橋できておるわけですが、その改良というのは特に国交省の方に要望はしております。

以上でございます。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 高壇の歩道の要望が前からあったという、前から聞いたような気がするというお話でしたが、私もそこを見に行きまして、2つ感じたことがありました。1つは、大きな建設関係の事業所がありますが、その事業所の出入り口の歩道に当たる部分と道路に当たる部分かなり傷んでおりまして、それが事業所自身も気を付けてはいるのかもしれませんが、やはり大きなトラックなどの出入りを日常的にやるもんですから摩耗が激しく、ひびが入ったり、穴があいたり、そういうのがありまして、道路の方もでこぼこしておりますし、歩道も穴があいたり、ぼこぼこしたりしております。そういう点は市のお金を使うということよりもやはり事業所の方をお願いをして、事業所のためにも市民のためにもお願いしたいと、補修をやっていただけないかというような要望、経費でやっていただけないかということはお願ひできるのではないかなと思うんです。

もう一つは、歩道そのものが平らでないといひますか、側溝の方に向けて傾いて穴が掘られていたり、あとこちら側にまた側溝があるわけですか。そことの間に段差があったりということで、これから冬など子供たちが歩くときに水がたまって歩

きづらいとか、あるいは氷になって転び易くなる
とか、除雪もしにくいだろうし、非常にそこら辺
が住民、特に子供たちが歩くときに非常に不自由
だという話を伺っております。そういう点ぜひ見
ていただきたいということと、それと直せるとこ
ろは直していただく、そういうことで高壇地区の
子供たちの毎日の歩く道路になりますので、そこ
をかなり古くなっていることもあるんだと思いま
すが、歩き易いように直していただく考えはない
かお願いしたいと思います。

それから、もう一つの泉田川橋のことなんです
が、改良を要望していただきたいと思うんです。
というのは今も、冬はましてなんですが、黒沢の
方から来る橋の方を見たときに全く見えないとい
うのは車など通るとき物すごく不安で、気を付け
て気を付けていてもあそこの13号の往来というの
は激しいもんですから、気を付けた、気を付けた
と考えても事故に遭うというか、それぐらい恐ろ
しいところであります。そういう意味でそこに信
号があればそういうことが多分ほとんどなくなる
と思うんです。しかし、橋の強度が耐えられない
と、これは警察が国土交通省から言われていると
いうことだそうです。強度が足りなくて信号でと
まった場合橋が耐えられないだろうということが
言われているので、付けられないという、これは
警察の話なんです。住民としては安全な橋であつ
てほしいし、交通事故に遭いたくないと願いなが
らも遭ってしまつてはやっぱりつらいわけであり
ますし、そういうこと起きないようにすることが
手立てがわかっているわけですから、国土交通省
はお金はないところではないと思うんです。そう
いう意味では、一番大事な高規格道路もいいのかも
しれませんが、それ以上にこちらの13号の橋を直
していただく、強度を強くしていただく、あるい
は歩道の面、こちらから見たときに橋の、車から
見て全然見えないんです、こちらの方が。これを見
えるように何か工夫していただくとか、そういう
ことは国土交通省になるわけで、まずそちら

をお願いしていただくか対策を考えていただきた
いんです。そのことは国土交通省に市から言っ
ていただかないと市から意見がないからというこ
とで全然やる気はないわけで、市から言っていく
ことが大事だと思うので、ぜひ言っていただきたい
と思うんですが、どうでしょうか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 初めに、荒小屋泉田線、高
壇地内の歩道の件でございますけれども、これに
つきましては以前そういうふうな不陸というふう
なことでの要望確かあったというふうな記憶して
おります。その後、現地の方は当然現在も見ても確
認しておりますけれども、不陸のひどいところ、
水たまりのひどいところ、そういうふうな部分に
ついてはその都度補修したりして対応しているとい
うふうな状況でございます。あと、事業所等の
出入り口につきましてはやっぱり大型車の出入り
等によりまして歩道の舗装部分について支障が出
るというふうなことから、以前にもコンクリート
舗装に変えまして出入りしているというふうな状
況です。なお、やはり時間の経過に伴いまして幾
らコンクリートといいましてもそういうふうな不
陸の発生するというふうなことになってきますか
ら、その辺は現地確認しながら業者の方とも話し
合いをしていきたいというふうに考えております。

あと、それから国道13号の四ツ屋黒沢線との交
差部分のお話ですけれども、これにつきましては
確かに見通し、歩道ができた、歩道橋ですか、で
きたことから見通しもきかなくなったというふう
なことで、以前にカーブミラー設置されておいま
す。これによりましてそういった見通しについて
すべてではないですけれども、ある程度改善され
ていると思います。ただ、そういったその後の交
通事故等の問題といいますか、そういうふうなこ
とを調べてみないとわからないんですけども、橋
の改良となりますと橋自体泉田川橋も相当大きい
橋ですので、そう簡単な費用の中でできるもので

はないというふうなこと、それについては実際先ほども警察の方のそういうふうなお話があったというふうなことですけれども、その辺についても国土交通省の方には一応確認はしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 13号線の信号機の件でございますが、まちづくり会議の中で今年度確かにそういった要望出ております。この本要望につきましては、今年度新たに出たという要望ではなくて以前から出されている要望でございます。環境課としたしましては、新庄警察を通じまして県の公安委員会の方にその旨の要望を既に行っておりますし、今年度もそういったまちづくり会議の中での要望があったということを伝えております。ただ、信号機の設置につきましては公安委員会が行うこととなりますので、私の方でつかんでいる情報としたしましては、やはり信号機につきましても優先順位がございまして、本箇所につきましては交通量等いろいろ勘案した結果まだ設置できる順位には至っていないという内容を新庄警察の方から伺っております。なお、橋の強度についての情報はうちの方ではとっておりません。ただいま都市整備課長の方からも答弁ありましたが、カーブミラー等につきましては改良した取り付けを行っていただいていることを確認しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 橋の強度についてただいま環境課長の方から聞いていないということなんですが、区長の方からは私は答えとして聞いたというふうに聞いております。車が信号機でとまった場合、橋の上に重量がかかるのに対して橋が耐えられないというふうに国土交通省から言われているからということで、そこで公安委員会として

もできないというふうに言っているというふうには区長さんから伺っております。そういう意味でぜひもう一度区長さんなどから伺ったり、公安委員会からもう一度聞いたりして要望すべきものは安全に関わる立場から国土交通省に要望していただきたいと思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） 23ページ、同じく8款土木費の中の道路維持費に入ってくるのか、あるいは27ページですか、雪総合対策費、これにも兼ねての質問ですけれども、実は新庄真室川線というのは茶屋町から真室川に抜ける道路のことだと思うんですけれども、あそこに大体4億円の予算がついて道路改修工事になったらいいんですけれども、私はてっきり新庄市の一部も入っているのかなと思ったら全部真室川の区間の中に入っているんです。それで、それも関係あるんですけれども、実は凍上災というのが確かあったと思うんですけれども、これが全然新庄市では使われていないんです。それで、現状を見ますと、ある担当課の方にもお聞きしたんですけれども、該当するところがなかったというふうな返答もらったんですけれども、その新庄真室川線の接続されている要するに新庄市の環状線ですね、上西山から西山を通過って升形の方に抜ける環状線ですね、あの道路を通過って気づいたことありませんか、都市整備課長。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 感じたことというとうど…

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） 感じたことよ。当たり前だと思いますか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 赤坂真室川線につきましては、現在一部交通安全等の歩道を拡幅工事やっております。昭和の四年度の入り口あたりまでは既に改良終わっていると思いますが、その後今現在四年度から新庄地内でいえば行政界までの区間については拡幅といいますか、完全な道路改良ではございませんけれども、拡幅のための用地買収が事業によって今進められているというふうな状況です。

3 番 (星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番 (星川 豊議員) 問題が難しい方に向かっているようなので、明確に申し上げますと、私実はあそこ通って歩いてタイヤに異常があるのかなと思ったんですよ。それで、おりて見たんですよ。タイヤは異常でないと。そしたら、よく見たら、ライトを照らして遠目にして見たらあそこの道路が陥没状態というか、不陸がもうめちゃくちゃなんです、割れてクラック入って。あれはなぜなったかということ考えてみましたら、本年の冬だけじゃないですけども、去年もそうですけれども、あの除雪が、しているんでしょうけれども、何か残ったらしくて、それに降雨があったせいかすごく軽トラックが何十台もあそこでつかえたような、通行不能になった状態があったんですよ。そのときにそれが何回も繰り返しあったもんだから、工事施工の時点で悪かったんじゃなくて、恐らくそのときの振動というか、あそこは今新庄市の環状線というとなんなんです。萩野地区で砂利の採取した後に埋め立てして山土を運ぶダンプとかそういうものが非常に多く通るんです。重量車も。そういうふうなことで、あの状態ではもう普通平均10トンかかるところが20トンも30トンもかかるんです、バウンドするから。その原因かわかりませんが、とにかくクラックが入って振動がもうかなりのあれするんですよ。それをだから私言っているのは、凍上災なりを利用してしないと、するときにしておかないと、凍上災を使うには調

査費とかいろいろな持ち出しも新庄市あるから、財政困難だから、これもいかなもんだと、それを別の方に使った方が費用対効果があるんじゃないかという話も担当者からあったんですけども、私が考えるに、もしあの地域が全部今度あの状態ですともう道路の下の盤から不陸整正し直しして、もうコンクリをまぜるか何かして固めてやらないと、舗装はぎ取ってやらないと、上面だけの舗装だけの不陸整正じゃもう何回も繰り返しになると思うんですよ。ああいうものをなぜ見てくれなかったのかなというふうに不思議に思っているんです。

財政困難といえども、もしそれをほったらかしにしてそういうふうなあれして、わざわざ国で凍上災なるものあれも出しているのに、それを使わないでやると、一時は何か経費の持ち出しがなくていいような感じはしますけれども、いずれにしても今度あそこもう少しひどくなってくれば必ずこれ要望とか何かというか、都市整備課の方に行くと思うんですけども、そのときそれを使わないでやれませんかという事は言えないわけです、住民に。だから、そういうふうなところをどういうふうにしてあの不陸、凍上災を使わなかったのか、あるいは現状に該当箇所はないということでしたけども、あそこの状況見ればないなんてことはなくて、現実にはあれはあの時点で凍結して、その他にも市内にもいっぱいありますよ、それが原因でみんなクラックできたというのは。だから、一時使わなくても最後には結局は市税の大きな持ち出しになっていくというふうに考えますので、その辺のところどういうふうに考えているのかお答え願います。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今お話ありました箇所については、県道でございますので……

3 番 (星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番(星川 豊議員) 県道じゃない。環状線。

県道に取り付けの上西山から下西山通って抜ける道路。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 凍上災のお話ございましたけれども、凍上災につきましては今年度市の方でも路線を選定しましていろいろ確認等行ったところでございます。これにつきましては、やはり災害でございますので、採択基準等もございます。その採択基準と、あとそれから当然国の補助をいただくもんですから、その事業採択に当たっては一般の災害と同じように査定、国から来て、確認の上でよしというふうな判断をして補助をもらうというふうな事業でございます。そういったことから総体的に判断しまして今回選定した16路線についてそれぞれチェックしたところでございます。やはり採択基準等の関係から維持管理上の問題、それからあと構造令上の問題、そういった問題がクリアされていない道路ですと採択になりません。そういったことを踏まえてそれぞれ路線ごとにチェックいたしまして判断したところでございます。今のお話ありました路線、どこなのかちょっと理解できないんで、申し訳ないんですけども……

3 番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番(星川 豊議員) 下西山通っている道路1本しかないでしょう。横に。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 桂獄寺、曲川新庄線。

3 番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番(星川 豊議員) そうそう。新しくできたところね。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 上西山から下西山に抜ける

……

3 番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番(星川 豊議員) 何回も言ってっぺ。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 ああ、そうですか。これは市道です。

あと、それから今お話ありましたように市内の交通量の多い道路そのものが非常にクラックといえますか、舗装が傷んでいる状況なもんですから、そういったところを本来であれば凍上災で直してというふうなことも考えたんですけども、実際先ほど申しました採択基準等からいいましてやはり採択が非常に厳しいというふうなことで判断したところでございます。

3 番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番(星川 豊議員) 採択基準と言われると、これ具体的にじゃ幾らかかって幾ら出す分があって幾ら入るのかなというその辺のところは今お答えできないと思うんで、私らの考えとしてはああいうものをいずれにしても利用してやらないと新庄の財政では復旧できなくなるということなんですよ。だから、したがって今度私は自分の毎日通っている道ですので、やっぱりふだん気づくわけですから、要望言うわけです。そのときに使うときに使わないで何で市の財政を持ち出ししてやらなきゃいけないんだということにまで発展しますんで、よく調査して、まずはここでお願いしたのは一回あそこ走ってみてください。現場を。必ず手当てしないと、これは冬場に圧雪たまればドーザーショベルがチェーンかけてがりがりとするわけです。そうすると、その効果で今度めくれてくるわけですよ。必ずこの修繕費というのは増えてくるわけです。だから、そのもとを絶たないとだめなことで私言っているわけですから、一回そのところ見てください。今さら凍上災なんてこ

と言えないでしょうから、まずその状態にならないようにひとつ手当てのほどを、金のかからない事前に手当てをしていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

以上です。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

6 番(斎藤義昭議員) 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭議員) 23ページの道路橋りょう問題について、先ほど佐藤議員の発言に関連してなんですが、あそこ通っている人は黒沢から四ツ屋の交差点に入る場合本当に見にくいんですよ。右の方の歩道橋の手すりといいますか、あの高いことによって。そして、道路が西の方から東の方へ傾斜になっておりますから、なお高く見えるんです。やっぱりカーブミラー付けたんですが、よほど注意していないとなかなか高齢者の方なんか見落とすような状況じゃないかなと私見ております。今のフェンスをやっぱり見通しきくぐらい下げて、限界できるぐらい下げていただいて、そしてそれでももし危険な場合はその上を透明性のものである程度30センチから50センチぐらいでできないかなと私感じているんです。いつでも感じています。そういう辺も含めてまず国土交通省の方に申し入れしていただきたい。

以上です。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 歩道の手すりで見えないというふうなことでございますけれども、歩道の手すりというのはやっぱり歩行者とか通行する方の安全を考えての高さというのは基準で決まっているもんですから、それは守らなきゃならない部分あると思うんです。ただ、今お話ありましたように、それにかわるもので透明性のもので強度的にもそういうふうなことが確保できるものであればやはりかえていただくようなことも必要かと思えます。そういった面の部分については、なお実際

そういうかわるものが今現実にあるかどうかも含めて国土交通省の方に相談してみたいというふうに思います。

6 番(斎藤義昭議員) 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭議員) 歩行者を守るのはもちろんなんですが、車の安全も同時に守らなきゃならないと思うんです。今言った透明性のものといいますか、針金のような細いものである程度つなげば車は見えるんじゃないかなという、それは技術的、専門家の問題ですから、一応その辺を含めて相談していただきたいと思います。

以上です。終わります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 24ページ、25ページにまたがって土木費の街路事業費、沼田角沢線と関屋小檜室線、この事業についての今の状況、それから27ページの雪総合対策費の76万が削られました。測量設計業務委託料。これの内訳といいますか、それ。

それから、前に戻りまして、25ページの公園費、公園管理事業費の業務委託料とあります。原材料費、これをちょっと教えてください。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 街路事業についての内容というふうな御質問でございます。現在進めています沼田角沢線でございますけれども、これにつきましては今年度1億5,000万の事業費で現在事業進めております。内容につきましては用地買収、それから建物の移転補償、あと一部工事を予定しているというふうな内容でございます。それから、関屋小檜室線でございますけれども、これにつきましては建物の調査、それから一部舗装工事を予定しているというふうな内容でございます。

それから、雪総合対策費の測量設計業務委託料

の減でございますけれども、これにつきましては現在進めております水利権の許可申請の作成業務委託及び指首野川他2河川の流量観測業務委託、この委託をしました精算に伴います減額でございます。

あと、それから公園費の中の施設管理業務委託料の内訳でございますけれども、今年度東山公園の一部の松くい虫の駆除を行う予定でございます。その駆除の部分の増額でございます。あと、それから原材料費につきましては雪囲い材料の増額でございます。

以上でございます。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 終わりの方から。松くい虫に対する増額と、それから雪囲いと今聞きましたが、これは場所はどこにあるのか。

それから、先ほどの指首野川の測量設計業務委託料は、これはやらないということで76万の減額だということなんですが、これは取りやめでなくて、やるんだけど、今のところは不必要だということで理解してよろしいんですか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 松くい虫の場所といいますと、これ東山公園になります。

あと、それから雪囲いの材料はこれ公園全部対象になります。

あと、それから雪対策費の中の測量設計業務委託料ですけども、これは請け差に伴います減額でございます。請負差金。

以上でございます。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 沼田角沢線と関屋小檜室線、何となくわかりました。現在今道路が新しく付けかえられるということで吉川町から小檜室に抜ける道路、あそこの道路に吉川町側から小檜

室側に進入する際に非常に危険な箇所がございます、交通事故も起きているのではないのかなという場所がございます。おわかりかと思えます。吉川町の市の職員の小林さんというお宅がございますが、その場所のいわゆる変則な丁字路といいたいでしょうか、あそこに吉川町側から走ってくる車が、神明町側から来る車がとまらないもんだから、一時停止の案内はあるんだけど、標識がないです。道路上に止まれとだけあります。それを見ないで走ってくるとどかんとなってくるというふうなところありますので、その辺のところは道路のいわゆる今新しく付けかえといつか、1軒の家が残ったためにいろいろと道路の問題として考えておられるかと思うんですけども、その道路については今どのようになっているか、これは環境課長に問いしているんじゃないくて、こちらの道路の関係ですから、お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今お話ありました部分については、現在県で都市計画事業の大福田上西山線という街路事業で進めている部分のお話だと思います。お話しのようにまだ1軒用地交渉中でございます、それに伴いまして現況の道路と、あと改良した道路の接続といいますか、変則的な形で利用しているというふうな状況でございます。これにつきましては、常に安全の確保というふうなことで県の方でも現地確認しながら対応しているというふうな状況でございます。なお、今お話ありましたように一時停止とか幅員が急に狭くなっているというふうな状況もありますので、一時停止とかそういった標識の設置はやっておるわけでございますけれども、なおその辺について再度確認しまして、事故が起きないような形で対応するように県の方とも話したいと思えます。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 3点ほどお聞きします。
22ページ、農林水産業費ですが、山の恵地産地消推進事業費補助金ということで60万円ありますが、品目だとか、どういうふうなところに使われているのかをお伺いします。

その次の商工費の商業振興対策費が39万6,000円減になっていますが、4月の1日で語らい長屋が閉鎖したためだというふうに聞いておりますが、この語らい長屋、何年ぐらい続いて、どういうふうな貢献があつて、空き店舗対策として補助金を出してやっているわけですので、この要するに商業振興の対策費として他にいろんな部分、どういうふうを考え、これも振興対策費としてやった成果が思わしくなかったのかどうなのかという観点もお伺いしたいというふうに思います。

それから、林業振興費の、決算でも話したのですが、山の恵みの下の方に陣峰市民の森の事業費として9万円ほどのつておりますが、これに関連して観光費5万2,000円、あの陣ヶ峯、市民の森としてのいろんな部分を観光のルートに乗せているようなことはあるのかどうなのか、全然それはこっち、林業は林業の方でのいろんな市民の森の維持、観光のルートに乗せているのかどうなのか、これは観光振興対策事業費の中との関連でお伺いをしたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 山の恵地産地消推進事業費補助金であります。対象の品目はナメコであります。ナメコを出荷する際に低温で輸送すると、品質向上、維持管理のためにそういったそれに入れます氷、氷をつくる製氷機2台でございます。これは、ナメコを栽培している農家の営農集団が事業主体となってこれに補助するものであります。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽下千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 22ページの商業振興の減額

の件でございます。金議員おっしゃるとおり、語らい長屋の家賃の減額でございます。これにつきましては、平成14年より空き店舗対策事業でやってまいりました事業でございます。場所は機織り長屋、亀綾の向かいのあの場所でございます。

その中で今回減額した理由の大きなものは2つございます。1つは、あそこの建物もある程度老朽化していまして、昨年大雪でショーウィンドーのガラスが壊れたということと、あと屋根からの雨漏りが少々ひどくなってきてございます。そういう中で大家さんといろいろ話したわけでございますけれども、相当の費用もかかるということで、まずここをまた修繕してまた何年か貸すというのはちょっと難しいということが1点でございます。もう一点は、前にもちょっとお話し申し上げましたとおりに売り上げがやや頭打ちといたしますか、伸び悩んでございます。それで、家賃補助は、あの家賃はあそこ6万円でございますけれども、市が6割補助してございます。それで、残りの4割については出店者、いわゆる出店者の場合売り上げの20%をまちづくり会社に入れてもらいまして維持管理、家賃の残あるいは光熱水費出していたわけでございます。

あと、緊急地域雇用創出基金事業というのが3年間あったわけでございます。これは、完全失業率が5%を超えた場合に発動される基金事業、雇用対策でございます。その事業も終わりをまして、現在そういう店に配置する人についてもなかなか難しくなったというふうなことで、そういうこともあわせまして、あと出店者約60人くらいおりますけれども、何回となく協議を重ねてまいってきたわけでございますけれども、このまま続けるというのは非常に難しいというふうなことで、やむを得ず閉店に至ったということでございます。

あと、その語らい長屋については今までは1日平均大体15人くらいの来客、あと売り上げが月大体20万から、その月によって波がございますけれども、20万から30万というふうなことでござい

す。

なお、今後については出店者の方ともいろいろ話はしているわけでございますけども、中には売れ筋、やっぱりあの中で売れるもの、あるいはなかなか売れないもの等ございます。そういう中で出店者の方もいろいろそういうルートを持っていますので、これからまた空き店舗もいろいろございますので、その辺協議しながら今後どういう対策をとるかというものを詰めていきたいというふうに考えてございます。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽下千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 陣峰市民の森の観光の取り組みについてお答え申し上げます。

前にもお話し申し上げましたとおり、あそこの陣峰市民の森は「美しい日本の歩きたくなる道五百選」にも選ばれた大変見どころ、あるいは景観のいいところでございます。それで、最近の旅行者のニーズは今はやはりアウトドア志向というふうなことで、アウトドア志向と体験、これが今主流になっているというふうなことが言われてございます。それで、アウトドアにつきましては新庄にも有名な萩野の石動神社の親杉とか、あるいは陣峰市民の森のすぐ近くにはあじさいの杜とか、いろんないい見どころがたくさんございます。あと、体験につきましてもそば打ち体験とか焼き物の体験、あと今農林サイドとやっています花卉、バラの体験とかいろんなものが数多く新庄にもございます。そういうふうな中で我々も都市整備や農林がやっている事業も何でもかんでも観光に結び付けますので、うちの方の観光パンフに全部こ

こは網羅してございます。そういう中でこれをPRするには、まず地元の方が地元のよさを知らないというので、陣峰市民の森についても昨年ですか、その五百選を記念しまして一般参加者、あとガイド協議会の方から参加いただきましてずっと歩いてもらってございます。そういうふうな中で、新庄には何百人とか収容できるようなキャパの施設はございませんけれども、そういういいものが点在しておりますので、これからそういうアウトドア志向に対応できるような案内、あるいは観光振興に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

24番(金利寛議員) 議長、金利寛。

清水清秋議長 金利寛君。

24番(金利寛議員) ただいまの観光の誘導で一生懸命努力されているということわかったのでありますけれども、ただ語らい長屋もそうですけれども、なぜどうなのかということを聞けば原課に行って聞いた方がいいと思うのですが、何とかして空き店舗対策としてそこに投入した財源も含めて上手にやった場合に、振興、商店街のですね、空き店舗が振興できると、農林関係で市民の森を一生懸命やって、伐採して地蔵さんを置いてみたり、ひょうたん池があつたり、いろんな部分をやってたりしてその景観新庄一望できるような状態をというふうにつくってはみたが、先ほどの市民に対してのいろんな云々ということはもう本当に最も大切なことだと思うのですけれども、そこをつくったことをコーディネートして使ってもらえる仕掛けづくりというか、それがちょっと足りないのではないかと思えたので、質問したのです。

語らい長屋、財政的なことも含めて古いからということで、どっちが基準なのかなと、微妙な言い回しをされて2点言っていただきました。古くて雨漏りもするよ、月に20万か30万ぐらい稼げるよ、だけど何人か出店しているから、その分採算が合うのかどうなのかな、じゃ今度次空き店舗対

策でいろんな云々のその経験、体験を生かしてどういうふうにすれば空き店舗対策と活性化という点はできるのかなということは、これは原課のいろんな部分での悩みのところだと思うのです。そういうふうな意味でこの今の語らい長屋、何年間かもっていて、4年間ぐらいもったんですか、そして古くて、なおかつだんだんと少なくなってきたという、閉店やむなきと、でも今また別のところを探しているよと、こういうふうに言っているのですけれども、それは確かにやっぱり観光ともつながって交流人口を促進させる1つの手助けなんじゃないかなと思って質問しているのですが。

そういうふうな意味で今商工観光課長の方から話があったのですが、アピールするためにいろいろ地元の人方がわかんない限りは地元の人でもアピールしてくれないべと、そしてその一般参加者募りながらいろんな云々と、こういうふうには言うんですけど、行った人はやっぱりいいところだなと、また行ってみたいと思うんですけども、行くまでに無関心層がいっぱい過ぎて、忙しいんだかどうかのよくわかりませんが、そこを誘導するまでの策をこういうふうにしてとやったのですけれどもという状態ですが、そのところ今1つどういうふうにするとそういうふうな、市民がせっかくお金を使って投入しているんだよという、そういうふうにしていいところもあるんだよというところを認識でき得るような状態になるのかということは策があれば教えてください。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽下千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 新庄には地元の人がわからない資源というのはたくさんあると思います。そういうふうな中で今まで町の中の宝物探しとか、いろんなものをやってきまして、TCMの情報紙、あるいは事ある度に市の広報紙とか、あとは市のホームページでいろんなものを流してございます。ただ、やはり先ほど申し上げましたとおりキャパの問題でたくさん何十人、何百人訪れるというふ

うなことはまだまだいかないと思いますけれども、ガイド協議会、あるいはこの前お話ししましたコンピュータ専門学校や巨木の案内人のプロというふうなことも養成していますので、あと巨木のファンクラブとか、いろんなそういう取り組みをやってございますので、その輪を広げてだんだんいけたらいいんじゃないかというふうに思います。ただ、何するにしてもやっぱり情報発信、これがまず一番ではなかろうかというふうに思っています。

以上です。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 何回も繰り返すようですが、なぜこういうふうな質問をしたのかというと、せっかくお金をかけて財政的に大変な状況の中で市民の森も環境整備に努めているわけですから、そこを大いに使っていただいて交流人口多くしていただきたい。なおかつ新庄のよさをもう一回新発見していただいて、それが縁でリピーターになればまたいいかなというふうな思いで質問をさせていただいたわけですが、さらなる努力と、やっぱりいろいろ今回も一般質問させていただきましたけれども、行政はえてしていろんな部分の事業をやった、そのところ整備やった、そして秋にはこうやって今回もやった、それで事業が完結という感覚であって、それをまた1つのビジネスチャンスにとらえて、そこをコーディネートしてつくったんですから、いいところなんですから、そうすると新庄は雪が多くてと言うけども、雪もまた楽雪という感覚の人だっていらっしゃるわけだから、そういうふうな部分の発想を上手に使っていただいて、定住人口を多くしていただいてやっぱり新庄の活性化に1つの一翼を担ってもらいたいというふうな思いで言わせていただきました。

もう一点、今のナメコの問題です。林業の方にいきますが、山の恵地産地消ということで名前は本当にネーミングはいいようでして、60万、氷の

いろんな部分だということで、その他にこの上の方にのっていますけども、111万5,000円のうちの特定財源のその他74万9,000円ということですので、市の持ち出しもこういうふうな状態にこのナメコに関してどれぐらいかはあるかと思うんです。市の一般財源をです。これはどうですか。それと同時にそのナメコの今後の振興策というか、こういうふうにしてやった状態の中で、他のところいろんな部分についても補助金というものはあるんでしょうけど、また別のところから一説を返すと、農林行政だけはもうそういうふうな補助金だとか何とかはあるんですよ。自分の家で私は今度転作してナメコの仕事をすることになりました、補助金いただけます、他のいろんな部分ではあるのでしょうかとなった場合には、自助努力というのはかなり要するのではないかな、そういうふうな補助金とかもらえる状態じゃなくて頑張らなくちゃならないんでないかなと思うんですが、せっかくそうやってもらったのですから、成功していただきたいという思いがあって、まず1点、例えば60万の中で市からの持ち出しはどれぐらい、そしてこれの部分の成功というか、どういうふうな状態にして今育成というか、担い手を育成している状態もあるでしょうから、どういうふうな育成を進めようとしているのかをお伺いしたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 この事業は県の単独事業でありまして、事業費に対して3分の1の県の補助金であります。市のいわゆる単独補助金の義務はございませんので、県の補助金だけということで、市の補助はございません。

それから、いわゆるキノコ類、ナメコも含めてであります。最上郡内は鮭川が県内一のキノコの大産地でございますが、それに次いで郡内では新庄がキノコの産地となっています。ナメコ、シイタケ、それからヒラタケ、エリンギ等々萩野地

区を中心に相当頑張っていると思います。ですけども、近年キノコ類、テレビのコマーシャルでもありますように非常に大企業というか、大規模化しております。それに伴って単価が急激に下がっているということで、非常に厳しい条件にあります。ですから、原則としては企業化しているグループとか、それから大規模化しているそういった生産グループが主体を占めておりまして、個人的にそういった小規模でやっている農家が大変今厳しい状況に置かれていると。しかも、産地間競争で品質が中央でやっぱり一番重視されると、ナメコにつきましては玉ナメコといいますか、年がら年じゅうおがくずのブロック化したところに植菌して、それを年に何回転も生産していくと、特に夏場につきましては輸送中の荷傷みが非常に多くて、品質が下がると市場競争力が非常に低下するというので、前々からやっぱり農家のサイドではそういった品質向上のためにそういった施設がぜひ必要だという声がありました。それを県の方に相談しましてそういった事業にこぎ付けていただいたということでございます。キノコの生産振興につきましては、できるだけそういった補助が受けられるように県に相談しながら支援できるように頑張っていきたいというふうに考えています。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) 1点質問させていただきます。

20ページ、6款3目農業振興費の中の担い手総合支援対策事業費40万の減額の理由は何だったんでしょうか、まずお聞きします。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 担い手関係のこの事業を当初予算に入れさせてもらいまして、市が事業主体で進めるということで計上させていただきました。

これを進めるための組織の、組織というか、新庄市が主体となっておりまして各層各分野の関係機関を入れた生産推進協議会的な組織をつくってそこが主体的にやりなさいというような仕組みになっておりました。新たにそういった組織をつくるというよりも現在担い手育成を中心に進め、あるいは水田農業全体、農業全体を考える協議会が新庄市に水田農業推進協議会という各界各層から成る協議会がございまして、そちらの方を事業主体にしてやりたいと。県内にも3分の2ぐらいの市町村はこういった協議会、組織を活用してやっているという状況を考えまして、この新庄市水田農業推進協議会、一番下の方に記載してございますが、その協議会に推進主体を移したということで、市に計上している40万を減額して新たにこの新庄市水田農業協議会の方の負担に回したというような仕組みでございます。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) 減額じゃなくて事業変更できなかったのかなという観点で質問するんですけど、9月の2日、3日、東山のスポーツハウスにア・シード・ジャパンという若者の環境に関する人たちの集まった、つながる次世代農業についてをテーマとして38人の若者が来新しているんです。この来ている方々の名簿を見てこんないいチャンスを何で逃がしたのかなという観点で私が質問したんです。出席者の中から、38名の中から皆様方耳にしたことあるなという程度の人を紹介しますと、環境省の政策評価広報課の広報室戦略広報チームの畑田という人が旗振りです。そして、参加者は明治大学、極東石油工業株式会社、東京理科大学、農業大学からは4人、文教大学からは1人、東京大学、中央大学、専修大学、東京農大の卒業生、農大言ったかな、4人来ています。あと、新庄市立日新小学校、筑波大学、北里大学薬科学部、東京農大、あと玉川大学、筑波大学、東芝電気、そういうふうなそうそうたる若者、20

代です、全部。そういう人方が新庄に農業体験に来ているんです。そして、芋掘りと枝豆の研修に来たわけです。残念なことに芋掘りは鮭川の曲川に行っているんですよ、新庄じゃなくて。枝豆は青年センターの玄関でちびちびとやっていたそうです。こういうふうな願ってもないような人材が新庄になだれ打って、バス貸し切って1日の日から夜中かけて来ているわけですよ。そういうものが新庄に来たということを知っていますか、知っていませんか、まずこれ。あと、もう一つ、青年センターの担当、知っていますか。この2人。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 七、八年ぐらい前から定期的に来ているということでは知っていますが、今年の件については知りませんでした。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 議長、黒坂光悦。

清水清秋議長 生涯スポーツ課長黒坂光悦君。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 お尋ねの件でございますけども、利用申請出たのは確認してございますが、内容までは把握してございません。

以上です。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) 私の耳にするとところでは、若者の農業後継者が先細りになって深刻な問題だというふうに耳にしていますけど、私もそうだなというふうに感じております。今終わったことをどうこう言ったってしょうがありませんから、助役さん、週に1回月曜日ですか、課長会議があるというふうに聞いておりますけど、そうだと思います。月曜日じゃないかわかりませんが。そういうとき各課の情報の交換というのは何でできないのかなと。知らない、知らないという、前からあったんだろうけども、こういうの来ているの知らなかったと。こっちのセンターの方でも来るのは知っていたけど、中身知らなかったと。もしこういうの事前にキャッチしていれば担い手農業の

方々と勉強会とか交流会とか、この40万というの予算なんかなかたって話し合いの場が物すごく活発にできるんじゃないでしょうか。この出席者の中で女が26人で男が12人なんです。こんな女の人が農業を真剣に考えているというのは全く力強いことじゃないでしょうかね。こういうふうなチャンスをぜひ物にできるような連絡網というものを、助役さん、つくってこれから対処していきますというふうな言葉を聞きたいんですけども、ひとつお願いいたします。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 確かその一行の中に先月まで環境事務次官でありました炭谷さんは入っていませんでしたでしょうか。

12番(佐藤 隆議員) 議長、佐藤 隆。

清水清秋議長 佐藤 隆君。

12番(佐藤 隆議員) 入っていないね。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 入っていないですか。それでは、別グループですね。そういう形で新庄には私どもが把握し切れないといいますか、いろんな方がお見えになります。そういう点では佐藤議員おっしゃるように庁内の情報網ではそういうものをもっと密にしてやっていきたいというふうに考えております。1週間に1回毎週月曜日にやっておりますのは、課ごとにマンデーミーティングということでそれぞれの1週間の仕事とか、それから先週打ち合わせしておったことがどこまで進んでいるかということで、原則月曜日にマンデーミーティングを仕事前に行っているということです。それから、定例課長会議は一月1回やっておりますし、私も出勤すると庁内LANで、パソコンの画面で今日何課の行事がどう入っているかというのを必ず目を通します。そういう状況の中で自分がわからないことがあれば担当者とか課長にいろいろ連絡を入れて、重要な情報であればそれを広げ

ていくというふうなこともしておりますし、今後ともしていきたいというふうに思っております。

じゃ、それに関連しまして1つだけ言っておきますと、来月の9日俳人の黛まどかが新庄市にお見えになりますので、宣伝しておきたいと思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

17番(柴田忠志議員) 議長、柴田忠志。

清水清秋議長 柴田忠志君。

17番(柴田忠志議員) ページ31、11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費に関して、道路橋りょう災害復旧事業あるわけですが、本合海長坂地区において市道になっていると思うんですが、あそこの神社ありますね。あのがけ崩れに対する処置はこの中に含まれておるのかどうか、それからもう一点、国道であります、長坂地区において崩落して、いろいろ道路の方に危険防止のために砂袋なり置いているわけですが、確認いたします。これ八向中学校の方から通学どきに危険であるという要望なりお願い事が1点確認しておきます。それで、国道でありますから、市の方では国土交通省の方をお願いしてあるのかどうかお聞きします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 初めに、道路橋りょう災害復旧事業費の内訳というふうな御質問でございすけれども、これにつきましては去る7月に発生しました梅雨前線によります豪雨によりましての災害復旧でございす。内容としましては、1つは升形地内の金堀沢線、そこは市道でございす。市道金堀沢線にこれが2カ所ございす。それと、今お話ありました本合海八幡線、これがのり面の崩壊によります道路の閉塞でございす。これの1カ所。それからあと、二ツ屋稲崎線、これも道路の崩壊でございすが、これ1カ所、計4カ所の災害復旧に伴います事業費の計上でございす。坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 長坂地内のちょうど苗ほがございしますが、その向かいの山地が崩れてきて土砂が国道の近くまで流出してきたという箇所だと思いますけども、そこの災害につきましては県の山地災害ということで、県の単独事業で今年度中に実施するというので地元の地権者あるいは関係者と先般打ち合わせというか、説明会をしまして県の方で実施に入っているということでもあります。なお、土砂が歩道あるいは国道内に流入しないようにトンパックあるいはその緊急防止さくも含めて緊急に対応しているところでありました。

奥山芳彦教育次長 議長、奥山芳彦。

清水清秋議長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 ただいまの農林課長の答弁に関連します同一箇所に大きい土のうを積み上げているというふうなことで、その工事完了までいわゆる通学路として歩道部分に積み上げる関係がございまして、その申し入れが逆にありました。本合海小学校、八向中学校の通学路というふうなことにもなりますので、その分については学校を通じて安全確保に配慮する、場合によってはその部分、通れない場所は迂回するような措置をとっていただく、それともう一つ関連しまして八向中学校のり面崩落という部分もございました。そちらについては、国交省の国道維持出張所の方と連絡をとりまして、一応崩落寸前になっている部分も含めて応急処置をさせていただいております。なお、あくまでも現在のところは暫定措置というふうなことで、まだ他にも修繕箇所かなりあるというふうなことで、一応恒久的な措置についてさらに検討していただいているという状況であります。

17番(柴田忠志議員) 議長、柴田忠志。

清水清秋議長 柴田忠志君。

17番(柴田忠志議員) 農林課長、先ほどお答えいただきましたが、その道路の反対側の方の神社の方の崩落、市道の部分の崩落、これは農林課の方でなく、市道の方でしょう。それと、先ほど農

林課長の方からお答えいただきましたが、この復旧の見通しというのはいつごろになるのかおわかりになりますか。

それと、ここにあります測量設計業務委託料はその4カ所に関しての測量委託なのか、その辺もお聞きします。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 先般のその箇所の説明では今年度の事業で対応したいということで説明を受けて、また地元にも説明しております。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 測量設計業務委託料でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました4カ所の国からの査定を受けるための査定設計及び実施設計書の作成のための業務委託でございます。

17番(柴田忠志議員) 議長、柴田忠志。

清水清秋議長 柴田忠志君。

17番(柴田忠志議員) 大体理解できますが、通学路の崩落でありますので、今年度中の予算というふうな措置はありますが、いつごろ取りかかるという、そういう話は、話し合いはしていると言いますけど、いつごろから取りかかるという、そういうあれはないわけですか。おわかりになりますか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 至急ということでもありますので、近々入るというふうにとらえています。なお、期日については後ほどお知らせしたいと思います。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) 私も31ページの農地災害復旧費でございますけども、7月の28日の大雨で磯ノ沢の下流ですけれども、農業用水路に土砂が崩れまして、土砂崩れ発生したときにはいち早く手

当てをしていただきまして感謝いたしますが、福田工業団地の土砂が崩れて落ちてきたと聞いておりますが、緑地の部分の底地はどこの土地で、誰がこれから管理するのかまず1つお願いします。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 福田の工業団地でございます。あれは、一番当初土地開発公社で210ヘクタールの工業団地を買収いたしまして、当時の地域振興整備公団、現在中小企業基盤整備機構となっておりますけども、そこに売り渡して公団が造成した工業団地でございます。それで、今御指摘の工業団地の両端というんですか、あそこ緩衝緑地になっていまして、公団の方から公園そのものが市に移管になってございますので、市が現在管理しているところでございます。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) 緑地部分の樹木でございますが、これ大変大木になって水路や田んぼにもう本当に邪魔になっているということでございます。また日陰になってろくに稲も実らないということで地区の人は大変苦慮しているということでございますし、自分たちでやっていくところはやっていきたいということで刈り払いなどやっておりますけども、緑地造成してから年月がたちますので、大変大きな木になってしまっていて人力ではちょっと無理だということで、今大変地区の人たちが迷惑をこうむっておるので、これ切っていただきたいという要望出ておりますが、これはどのように考えていくかちょっとお願いしたい。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 福田工業団地に関わります緑地につきましては、緩衝緑地として私の方で管理しているわけでございます。お話ありましたように一部年数もたったことから雑木等相当大きくなって、農地、稲作等に影響を与えるような状況

になってきているというふうなお話も十分お聞きしております。実際どの程度なのか、目的そのものがやはり緑地そのものが工業団地の緩衝緑地というふうな目的を持った緑地でございますので、その辺の兼ね合いもありますんで、現地でやっぱり地元の方と確認しながらどういった対応ができるのか、間伐、それから枝払いとかそういうので対応できるかどうかというその辺も具体的に現地の方で確認して検討したいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) 緩衝緑地などというものではございません。もう人も通って歩けないような、アケビのつるから藤のつるから首かかりします。ほっておきますと農地も耕作放棄地になりかねないので、どうかひとつ早く検討して整備、それから伐採の方を要望して終わりたいと思ひますけども、この問題に関してはこれから何回もやりますので、よろしくお願ひします。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

7番(渡部平八議員) 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7番(渡部平八議員) 今いろいろな災害復旧の話も出ましたが、この本予算でも農地あるいは道路橋りょうの災害復旧費でおよそ1,800万ほど計上されておりますが、私どもの地域でも過去にそういう被害があった場所、それから被害が想定される場所を市の職員が今回は物すごく早く見回りされたとか対応されたと、こう話をお聞きしましたので、この場をかりて感謝の意を込めますが、それはそれとして、公園のこと時々話出んですが、先ほど26ページで原材料費だと、原材料費は何だかといったときに雪囲いの材料だと、こういう御答弁あったんですが、これから雪の季節迎えて雪囲いするんですが、そのときにシルバーなり造園業者なり森林組合なり、さらにボランティア

活動の町内会等々へ仕事を頼むんですが、そのときに材料はこのぐらい必要ですよとか、手間はどのぐらいかかりますよと、そういう要望があって今回の36万ですか、補正をなされたのか、またこれで十分雪囲いの材料買ったり、縄を買ったり、くぎを買ったり、労力面の時間、と申しますのは来年の春が来て雪の消えたとき、雪囲いが悪いから、木が折れたとか、そういう話出てくるわけ、時々。私も自分の家のキャラの木を何十年雪囲いしましたが、去年の大雪でキャラの玉2本枝が裂けました。するときは余り手間もかけないで、材料も使わないで、時間もかけないで、このぐらいなら大丈夫でしょうとみんなするわけよ。ところが、去年は一挙に根雪なったわけ。そうなってくると木が折れたり、枝が裂けたりしたときやり方が悪いのでないかというような市民から声が出てくると、どこまでやればいいのか、この36万で十分対応できるかできないか。1つは。

それと、それから次、24ページの河川維持費の土砂揚げ業務委託料で54万6,000円出ているんですが、この予算で今回はどこをおやりになるのか。と申しますのは、私どもの大以良川、そこに小以良川のダムよりいわゆる町の中に水を引くということで、あの大以良川を河川を、堰堤、堰堤と通称私ども申すんですが、1メートルぐらいの堰堤をつくってせきとめたわけです。そうすると、土砂が物すごく堆積してきたわけ。土砂が堆積するということは、柳の木も肥料がどんどん与えられると同じでどんどん伸びるわけ。あの川は昭和47年、48年にわたって基盤整備したときみんな土地を出し合ってつくった川、三面舗装、百年の大水来ても大丈夫だということでつくったわけ。ブロックを張って、底をコンクリをぶって。木はそれより強くて、柳は5寸も6寸もなって増えている。コンクリ割れていく。これは、とめたことによって木の生育が早まり、土砂がたまり、私から言わせれば原因者だ。原因者でそれをきれいにすべきと思います。あれは県で管理しているんです

が、その辺をどういうお考えを持っているのか。と申しますのは、この前ちょっと村、村という言葉ちょっとあれですが、地域でちょっとそういう話が出まして、「おめえ、ああいうなどげなっていんだ」と聞かれましたので、この際ぜひ伺いしたいと思います。

それから、21ページの農業振興費の淡水魚の放流事業補助金というのは19万7,000円今回減額になっているんですが、これ農林課長に私お聞きしましたら、以前あった9万何がしの補助金というものはそれはそのままですよ。あの9万何がしも一回カットしたわけです。それをいろいろなことがあって盛り返して今までずっと続いておるんですが、それはカットになっておりませんと聞いたんですが、この19万7,000円というものは補助金が受けられなくなった理由というものはどういうものか、これを受けることによればこの淡水魚の放流というの今まで以上にできるような感じで見ておったんですが、これを受けるような状況をつくるにはどういう方法があるか、とてもそれは無理ですよ、こういうふうになるのか、以上3点ほどお聞きしたんですが、ひとつお願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 初めに、公園の原材料費でございますけれども、これにつきましては毎年公園の樹木の雪囲い等実施しているわけでございます。春に当該年度の雪囲いの撤去等を行う際にどれだけ破損したか、その辺の数量的なものを把握いたしまして、それで毎年不足分について補正を行っているというふうなことでございます。ですから、今回計上させていただいたものについてはそういった面での不足分についての新たに購入する費用というふうなことで計上したところでございます。当然材料ですから、木だけじゃなくて縄とかいろいろそういったものを附属資材も含めての購入費を計上したというふうなあれでございます。

それから、河川維持費に伴います具体例として大以良川の件お話ありましたけれども、これにつきましては県管理の河川でございまして、これ大以良川だけでなく他の河川、県管理の河川等におきましてもやはり一部そういったことによりましての土砂の堆積等発生しているというふうな状況でございます。そういったものについては、地域よりまちづくり会議等でやはり要望等ございまして、毎年県の方にそのしゅんせつ等、当然木の伐採等も含め、支障木の伐採も含めまして県に要望しているというふうな状況でございます。ただ、やはり県の方でもなかなかすぐに対応し切れないというふうなこともございまして、待っていただいているというふうなことの人が多いというふうな状況になっているところでございます。

あと、今回河川維持費として計上しました土砂揚げについては、市が管理しております準用河川についての一部土砂揚げというふうなことで計上したところでございます。

以上でございます。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 淡水魚の補助金であります、以前は市単独の助成ということで平成15年度まで最北中部漁協に対しまして補助金を交付していました。補助金の市の総合的な見直しの中で一たん休止したわけでありまして、17年度より県の方に総合交付金という形の中でそれを活用する事業もありましたので、それを受けて17年度、18年度とこれからもやってまいりたいというふうに考えていましたけれども、さらに17年度は多様な魚種を放流し、そういった魚のすめるといとか、釣り人からいろいろ活用していただく多様な魚種の放流ということの拡大ということでさらに県の総合交付金の増額をお願いしていたわけでありまして、県の交付金あるいは補助金の総合的な見直しの中でこれが削除されたということで、今回そういった減額をさせていただくということになったわけ

でございます。

7 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

清水清秋議長 渡部平八君。

7 番（渡部平八議員） 雪囲いですか、これは実際自分でも自分の家の木を囲ってみて、これで完璧だということはその年のあれによって、風の吹きぐあいによっては雪たまったのも落ちるし、非常に難しいと思っているんです。やはり金と労力と時間とどこがどの辺でいいかなということをある程度見極めを付けてやらないというところすごい金かかる、これは。これこそ、陣峰市民の森から何から、そういう意味で今年36万何がして材料を買ってやるんですが、来年もやる人と、そういう人たちと十分話し合いをなされてぜひやってください。木折れたから、やり方が悪いとかなんて市民の方々言われればやる方も大変だと思いますよ、私はシルバーでも森林組合でもボランティアでも。そこら辺くれぐれも気を付けて。

それから、土砂の件は余り柳が大きくなならないうち、コンクリなんかぶっ壊されないうち、柳というのは強くて、昔柳仏って立てるとき逆さにして立てたわけ、木を。それでも生きてくるわけ。それだけ生命力が強い柳は。そういう意味で大以良川もまちの中に水引っぱってきたべやあそこから。課長おべったべや。土砂がたまってどんどん、どんどんおがってくるわけ。ああいうのこそ早く対処してもらいたい、地元の一人としても。そうでないとあそこめたのは泉田川に抜くように地元ではそういう要求来ますよ、地元からは。そして、地元の人が河川清掃やっているわけ、あそこは。草を刈ったり、ごみを拾ったり。それで地元からそういう声もありますので、ぜひ行って見て、この前沼澤議員が何か掃除やるのでというような話あったんですが、ちょっと行って見てください。

それから、淡水魚ですか、これは支庁も関係してくると思うんですが、各町村で補助金というの出してやっている。大蔵とか戸沢とか真室川とか、いわゆる中部の漁業組合さ出している補助金とい

うのは、新庄市3分の1ぐらいだ。一番少ない。そして、放流している箇所とか流域とか、それから雑魚の1匹2匹の何匹だとかトン数とかと資料あるんですが、新庄市も最上公園から土内川からかなり放して、みんな喜んでいるわけ。そういうこともよく他町村並みという言葉出てくるんですが、河川の流域とかこれから利用して喜ぶ、人口とかそういうものを勘案してできればもう少し考えてもらえれば、特に土内川なんか県外ナンバーがほとんどですよ。物が大きいということで、引きが強いということで、それが口コミが口コミになってどんどん土内の溪流に来ているわけ。そういうこともありますので、いろいろ申し上げましたが、ひとつ十分考慮して、できるだけ今の河川清掃も淡水魚も県のそういう補助金あるんだったら利用できるような方法で利用するような手立てを講じてもらいたいと思います。

以上です。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号平成18年度新庄市一般会計補正予算(第2号)については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第60号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

清水清秋議長 日程第19議案第60号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第61号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

清水清秋議長 日程第20議案第61号平成18年度新庄

市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第２ 議案第６２号平成１８年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）

清水清秋議長 日程第21議案第62号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号平成18年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第２ 議案第６３号平成１８年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

清水清秋議長 日程第22議案第63号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第23議案第64号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第23議案第64号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成18年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第24議案第65号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第24議案第65号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第25議案第66号平成18年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第25議案第66号平成18年度新庄
市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といた
します。

本件に関しましては、既に説明が終わっており
ますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討
論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論
を終結し、直ちに採決したいと思います。これに
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成18年度新庄市水道事業会計補正
予算（第2号）については原案のとおり決するこ
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議
案第66号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時19分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

清水清秋議長 ここで追加案件が出ておりますので、

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 御苦労さまです。それで
は、これより議会運営委員長の報告を行います。

本日午後2時より議員協議会室において委員7
名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今
期定例会への追加案件について協議をいたしたと
ころであります。

協議の結果、議案第4号教育基本法「改正」
案に関わる意見書の提出についての議案と議員
派遣の件の2件を本日の本会議に追加することに
決定いたしましたので、議長よりよろしくお取り
計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を
終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありました
とおり、議案1件と議員派遣の件の計2件を本
日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議
会案第4号教育基本法「改正」案に関わる意見書
の提出について及び議員派遣の件の計2件を本
日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時23分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第26議案第4号教育基本 法「改正」案に関わる意見書の提 出について

清水清秋議長 追加日程に入ります。日程第26議会

案第4号教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金 利寛君。

(24番金 利寛議員登壇)

24番(金 利寛議員) 教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をします。平成18年9月21日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は、文教厚生常任委員の金 利寛、そして賛成者は遠藤敏信、佐藤悦子、斎藤 敏、渡部平八、森 儀一の各議員であります。

教育基本法「改正」案に関わる意見書。

現行教育基本法は、アジア太平洋戦争の遂行に加担した教育を反省してできあがったものです。国民主権と基本的人権を基底に平和な国家社会の担い手を育てようとしたものです。また、11条からなる教育基本法には教育困難の原因を見出すことはできません。改正案の提出の際も、具体的に今日の教育困難の原因が教育基本法の条文の中にあるという指摘はありません。「古くなったから」ということだけです。むしろ、当県の「さんさんプラン」など、一人ひとりの子どもに行き届いた教育の土台となった優れた法律であると思われます。この趣旨を十分に考慮され、教育基本法「改正」案の審議は、下記事項を取り入れて慎重に進めることを要望します。

記。1. 準憲法的な性格をふまえて徹底審議をし、強行採決は謹むこと。

2. 諸々の疑問点を丁寧に解明し、国民に明らかにすること。

3. 国民各層からの意見が反映できるような審議をすること。

4. 法案作成時の議論の内容や資料を明らかにして審議をすること。

5. 憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を貫いて審議をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出します。

提出先は衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛であります。よろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議員派遣の件

清水清秋議長 日程第27議員派遣の件を議題といた

します。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議会報研修会へは議会報編集委員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会報研修会へは議会報編集委員を派遣することに決しました。

閉 会

清水清秋議長 ここで市長よりごあいさつがございます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 9月8日から本日まで13日間、皆様方から9月議会大変活発に、しかも慎重に御審議をいただきました。結果的には提案申し上げました案件についてすべて御決定をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げる次第であります。また、大変御苦勞さまでございました。また、その間一般質問を含めまして各議案に対して皆さん方からいろんな御意見を頂戴いたしました。その根底にあるのはすべて限られた財源の中で市民生活の維持向上、これをどう図っていくかと、そういうふうな思いの御意見が多かったように思います。それを十分に重く受けとめながら今後の事務事業の遂行に努めていきたいというふうに考えているところであります。

間もなく上半期が終わりまして下半期にかかるわけですが、今年度の職員の行動目標、ムーブであります。ムーブとは動き出そう、ということとはこれは市役所だけにとどまらず外にもどん

どん打って出ようというふうな意味でこの行動目標を掲げました。その目標に沿うようにこれからもぜひ職員一同頑張っていきたいと、こんなふうに思いますので、皆さん方からも今後ともひとつよろしく御指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

決算議会でもございましたが、また決算を踏まえて監査委員からいろいろな御意見も頂戴いたしました。これを踏まえてまたこれからの市役所の行くべき道、これをはっきりと定めながら厳しい行財政運営に取り組んでいくことを再度お誓い申し上げたいというふうに思います。

それでは、本当に長期間にわたりましたけども、皆さん方のいろんな点での御指導誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 以上をもちまして9月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後 2時31分 閉会

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 山 口 吉 静

〃 〃 金 利 寛

決算特別委員会記録 (第 1 号)

平成 1 8 年 9 月 8 日 金曜日 午後 1 時 4 0 分開議

委員長 森 儀 一

副委員長 金 利 寛

出 席 委 員 (2 4 名)

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	山 口 吉 静	委員
3 番	星 川 豊	委員	4 番	奥 山 省 三	委員
5 番	斎 藤 敏	委員	6 番	斎 藤 義 昭	委員
7 番	渡 部 平 八	委員	8 番	清 水 清 秋	委員
9 番	小 嶋 富 弥	委員	1 0 番	小 野 周 一	委員
1 1 番	遠 藤 敏 信	委員	1 2 番	佐 藤 隆	委員
1 3 番	新 田 道 尋	委員	1 4 番	沼 澤 恵 一	委員
1 5 番	中 川 正 和	委員	1 6 番	森 儀 一	委員
1 7 番	柴 田 忠 志	委員	1 8 番	下 山 准 一	委員
1 9 番	石 田 千 與 三	委員	2 0 番	平 向 岩 雄	委員
2 1 番	亀 井 信 夫	委員	2 2 番	今 田 雄 三	委員
2 3 番	高 山 和 男	委員	2 4 番	金 利 寛	委員

欠 席 委 員 (0 名)

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

斎藤 敏臨時委員長 これより決算特別委員長の互選を行います。

委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私斎藤 敏が臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は24名、欠席通告者はおりません。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

斎藤 敏臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により、指名推薦によることとし、臨時委員長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斎藤 敏臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に森 儀一委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました森 儀一委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斎藤 敏臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、森 儀一委員が委員長に当選されました。

それでは、委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（臨時委員長退席、委員長着席）

森 儀一委員長 ただいま決算委員長に当選いたし

ました森 儀一です。ふなれでございしますが、皆様方の御協力を得て一生懸命頑張りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

副委員長の互選

森 儀一委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により、指名推薦によることとし、委員長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に金 利寛委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました金委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました金 利寛委員が副委員長に当選されました。金委員さん、よろしくお願いいたします。

散 会

森 儀一委員長 それでは、9月15日金曜日午前10時より決算特別委員会をこの議場において開きますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時46分 散会

決算特別委員会記録 (第 2 号)

平成 1 8 年 9 月 1 5 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

委員長 森 儀 一 副委員長 金 利 寛

出 席 委 員 (2 4 名)

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	山 口 吉 静	委員
3 番	星 川 豊	委員	4 番	奥 山 省 三	委員
5 番	斎 藤 敏	委員	6 番	斎 藤 義 昭	委員
7 番	渡 部 平 八	委員	8 番	清 水 清 秋	委員
9 番	小 嶋 富 弥	委員	1 0 番	小 野 周 一	委員
1 1 番	遠 藤 敏 信	委員	1 2 番	佐 藤 隆	委員
1 3 番	新 田 道 尋	委員	1 4 番	沼 澤 恵 一	委員
1 5 番	中 川 正 和	委員	1 6 番	森 儀 一	委員
1 7 番	柴 田 忠 志	委員	1 8 番	下 山 准 一	委員
1 9 番	石 田 千 與 三	委員	2 0 番	平 向 岩 雄	委員
2 1 番	亀 井 信 夫	委員	2 2 番	今 田 雄 三	委員
2 3 番	高 山 和 男	委員	2 4 番	金 利 寛	委員

欠 席 委 員 (0 名)

出席要求による出席者職氏名

市 長	高 橋 榮一郎	助 役	八 湊 長 一
総 務 課 長	武 田 一 夫	政 策 経 営 課 長	小笠原 謙 一
税 務 課 長	鈴 木 吉 郎	市 民 課 長	大 場 和 正
環 境 課 長	田 口 五 郎	健 康 課 長	星 川 基
農 林 課 長	坂 本 孝一郎	商 工 観 光 課 長	羽 賀 千 尋
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一
会 計 課 長	矢 口 喜一郎	福 祉 事 務 所 長	矢 口 孝 敦
神 室 荘 長	奥 山 栄 昭	水 道 課 長	高 橋 博 夫
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 彦	教 育 課 長	佐 藤 和 光
教 育 次 長	奥 山 芳 雅	学 生 涯 教 育 課 長	小 野 坂 光
生 涯 学 習 課 長	大 江 雅 夫		

選挙管理委員会
委員長
監査委員
農業委員会
会長職務代理者

小 関 俊 也
國 分 政 嗣
斉 藤 純 一

選挙管理委員会
事務局
局長
監査委員
事務局
局長
事務局
局長

小 野 正 一
渡 部 秋 夫
斎 藤 友 一

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

本日の会議に付した事件

議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

森 儀一委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は24名、欠席の通告者はありません。なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより決算特別委員会を開きます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの9件であります。

これより審査に入ります。

審査の方法につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて質疑を行います。

質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内にいたします。なお、質問は必ず最初にページ数、款項目、そして事業名などを具体的に示してから質問願います。また、会議は1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

議案第50号平成17年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

森 儀一委員長 それでは初めに、議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

17番(柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

森 儀一委員長 柴田忠志委員。

17番(柴田忠志委員) ページ数とすれば、歳入

歳出決算事項別明細書によります55ページにかかわりまして、不納欠損についてお尋ねいたします。

初めに、決算の審査意見書を拝見しますと、29ページに「本市の市税の収入率は県内でも上位にありましたが、景気の低迷などにより、年々低下しています。収入未済額の増加は将来の不納欠損額の増加につながり、歳入の確保を損ないかねず、市民負担の公平の観点からも重要な問題であります。特に固定資産税と入湯税について、これまでに以上に実効ある対策を望みます」と結ばれております。就任間もない監査代表にお尋ねいたしますが、これらを結びに当たってどのようにお感じになりましたですか。

國分政嗣監査委員 委員長、國分政嗣。

森 儀一委員長 監査委員國分政嗣君。

國分政嗣監査委員 審査の意見は意見書に書かせていただいたもの以上でも以下でもないわけでございます。ただ、全国的な傾向として、政府も心配して、不納欠損がこれ以上増えないようにと最近言っているようでございますので、それ言われる前に市町村それぞれ心して対応しなければならないというふうに感じております。

17番(柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

森 儀一委員長 柴田忠志委員。

17番(柴田忠志委員) ありがとうございます。

それでは、「これまでに以上に実効ある対策を望みます」と結ばれておるわけでありまして、現在の市の総不納欠損は、全部ひっくり回していかほどになっていますか。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 9ページをご覧くださいと思います。一般会計の額、不納欠損額6,367万6,009円となっております。

以上であります。

17番(柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

森 儀一委員長 柴田忠志委員。

17番(柴田忠志委員) ただいまのは平成17年度決算における不納欠損額だとお見受けいたしますが、これは今までの累積ですか。17年度だけでなく、累積としては額はどのくらいになるんですか。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 不納欠損の額について、また取り扱いにつきましては、年度年度ごとに不納欠損を行うわけでございますので、これにつきましては17年度の不納欠損額であって、累積というふうなことそのものの形ではございません。

17番(柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

森 儀一委員長 柴田忠志委員。

17番(柴田忠志委員) それでは、この対策などはどのような形でとり行われますか。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 不納欠損額について、市税につきましてはその不納欠損、17年度全体の不納欠損のうち、96%以上を占めてございます、市税につきまして。市税につきましては、今後先ほどの監査委員の審査意見書の中にもありましたとおり、いろいろと非常に厳しいというものもございますけれども、今後納税に結びつくような実効性のある滞納処分も考慮しまして、計画的に根気強く徴収訪問をやっていききたい。そして、収納率の向上を図っていききたいというふうに考えておりまして、またその中にも納税義務者の方々が納付し易い、納め易い環境整備も含めて検討しながらやっていききたいというふうに考えているところでございます。市税については以上でございます。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。

22番(今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

森 儀一委員長 今田雄三委員。

22番(今田雄三委員) 今柴田委員からお話ありましたが、会計監査の方でも示しているとおり、今昨年よりも今年の方が納付率が悪くなっているというような状況で、大変今の鈴木課長の方の話

を聞きましても、大変だなということは理解します。この中で、不納欠損の中で、法的に強制に執行してためだったというのは何件ぐらいあって、金額がどのくらいか。

そして、市民税と法人税の場合、こうあるわけですが、どちらの方が偏っているかなということも示していただきたいというふうに思います。

あと、今後の対応については、今根気強くということで、根気強く待つ他ないんですけども、その場合でも収入未済額含めて強制執行に当たる件数が今後どのくらいあるのかお知らせください。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 不納欠損についてでございますが、地方税法に基づいて不納欠損を行っているものでございます。その不納欠損につきましては、時効というふうなことで消滅というふうな形になりますけれども、これが5年というふうなことです。それから、滞納処分の執行停止をしてから3年というふうなことで、それから滞納処分を行い、執行停止を直ちにするというふうなことで、この3つの方法がございます。この3つの方法でもって、今回不納欠損を行っているわけでございます。

件数でございますけれども、市民税、それから固定資産税、軽自動車税等合わせまして、全部で596件というふうな形でございます。時効につきましては、180件。それから、執行停止後3年におきましては330件。それから、執行停止後直ちにというのが86件というふうな件数になっております。

あともう一点何だったか、あとは。

(「金額と今後の」と呼ぶ者あり)

鈴木吉郎税務課長 金額ですか。金額につきましては、時効等につきましては、先ほど申し上げた180件ですけども、721万4,950円となっております。それから、執行停止後3年につきましては、4,369万6,804円というふうな形です。それから、直ちにというふうなことで、これが1,028万6,856円というふうな金額、不納欠損額になっております。合

わせまして決算書に記載されております市税の不納欠損額が6,119万8,609円というふうな形になっております。

以上でございます。

2 2 番 (今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

森 儀一委員長 今田雄三委員。

2 2 番 (今田雄三委員) 徴収する相手方もあることですから大変でしょうが、今の職員の数でこれほどの件数を回することは不可能なような感じもあります。根気強くとなればなおさら期間もかかります。そういう意味合いでは人的不足はないのか、そこら辺と、そしてあとこれほどの金額ですから、収納していただく努力はやっぱりやっていかなければならないんですけども、今後の件数として、今のものは不納欠損ということで一応なっています。あとまだ未済額というのがそれ以上にあるわけですから、その未済額についての対応の仕方についても、今のことを踏襲していると思うんですが、今後のこの未済額についての対応についてもお聞かせください。

それから、対応する職員の数。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 税の徴収に当たっては、税務課の納税室の職員が日夜問わず、一生懸命頑張っているところでございますが、何しろ今田委員もおわかりのとおり、非常に長引く不況であるというふうなことでございます。ですから、いろいろと企業の倒産とかリストラ、そういったものがありまして、お手元の決算書でもおわかりかと思えますけども、市民税については、調定額が落ちております、16年度よりも。そういった状況で、なおかつ納税義務者のそういったこともございまして、納税義務者の担税力も低下しているといったところでございます。特に固定資産税、都市計画税につきましては、郊外的大型店が進出しているというふうなこともございまして、特に中心商店街についての地盤沈下といえますかが著し

いものがあるというふうなことでございます。特に固定資産税の収納率にそういったものが大きく影響を及ぼしているというふうな状況でございます。そういった状況を、現在の状況でありますけども、そういったものを踏まえながら、先ほど申し上げましたようになるだけ不納欠損を出さないような形の中で、納税に結びつくような形でもって先ほど申し上げましたとお努力していきたいというふうに思っているところでございます。

職員体制については、今現在納税室で10人でやっております。当然申告受付から賦課徴収、そして差し押さえ、そしてそれらの処分も含めてですけども、それらを考えますと納税室10人はおりますけども、税務課全体でもって、29名おりますけども、その体制でもってやっているというふうな状況でございますので、その辺の御理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

2 2 番 (今田雄三委員) 委員長、今田雄三。

森 儀一委員長 今田雄三委員。

2 2 番 (今田雄三委員) 内容は理解するわけですから、そういう意味合いではよその交付する金額を減らすよりも、やはり収入を拡大するということが重要だというふうに思います。そういう意味合いでは、10人の体制でやっているというふうになりますが、これ差し押さえなどいろいろ関係しますと、手続関係も長引きます。そういう意味合いでもう一人二人増やして、何とか収入の方に努力したいという決意があるのか、市長からお聞きしたいと思います。

高橋榮一郎市長 委員長、高橋榮一郎。

森 儀一委員長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 組織については、一般質問等でも申し上げたんですが、これから定員の削減計画も含めて実施していきます。そういう中で、全体の中でいろいろ考えていきますけども、基本的にはこういうふうに入歳、収納率を高めるという姿勢には変わりありませんので、その辺のところを十

分に考えながら、これから人員の構成をしていきたいと、このように思います。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 三位一体改革の結果などについて詳しくお聞きしたいと思っております。

まず最初に、市税収入についてですが、審査意見書の29ページ見ますと、今皆さんがおっしゃっているように、市税収入が下がっている。そして、収入率も下がっている。市税の収入は前年比で約4,100万円の減、収入率では前年度より1.6%の低下というふうになっております。税源移譲という言葉がよく言われてきたわけですが、これがどのように実行されてきたとみるのか。本当は予算のあたりで、税源移譲、税源移譲ということで、市税が増えるようにということがあったように思うんですが、それらが反映されていたのかどうか。どう考えるのか、まずお聞きしたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 税源移譲につきましては、今回17年度の大まかな財政の状況等々は29ページに記しているところなんです、人件費あるいは普通建設事業費、物件費等々は減少しております、それでその中で三位一体改革による考え方の中で、国庫支出金、地方債等々は前年度よりも減っていると。ただし、地方交付税と県支出金は増になっているという状況であります。要は税源移譲というふうな大きな数字をとらえられた場合には、新庄市において今申し上げましたように地方交付税が増になっているというふうなことそのものがありますので、税源移譲の影響は、これはありかなというふうに思っております。ただしその反面、国の方で申し上げております国庫支出金等々については、やはり縮小されているという内容であります。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地方交付税が増えているから税源移譲はありかとわかるような気もしますが、わからないような気もするというか、税源移譲というふうに今まで聞いたときに、地方交付税もそうかなとは思いますが、市税ということで市で確保できる税が増えるんだというふうに認識してきたような気もするんですが、そういう点で見たときに一切ないような新庄市の状況ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 今回の決算の中で示されているさまざまな税の内容がございます。一般的には例えばどこでしょうか、例えば所得譲与税等々がございましたり、さまざまな例があるわけなんです、要は先ほど私申し上げましたのは、昨年と比較しての若干の差というふうなものは、その辺あたりは加味をされているというふうに申し上げました。それで、19年からは明確に定率減税等々が廃止されたりしますので、その辺あたりの地方交付税全体の額としては、今年と19年はおおよそ確保されるのではないかというふうな言われ方はしておりますが、ただし入り口ではある程度の額、概算要求あたりでは7.4%ぐらいの入り口では増になるが、出ていくときにはマイナスの2.5というふうなことになっておりますので、いずれにいたしましても全体的な1つのそういうふうな税の動きから始まって、地方へのどのような形で税源移譲になるかというふうなことは、ちょっと今のところつかめないというふうな状況です。佐藤悦子委員からいただいた質問と私の答弁が若干食い違いがあるかもしれませんが、ひとつ御理解いただきたい、このように思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 税源移譲というふうなことの関わりで、今回今年の4月の臨時議会におきまして皆さんで条例を議決していただきましたけども、3兆円規模の、これまでの所得税が地方の方に住民税として来るというふうなことで、その適用が19年からなんです。ですから、今現在の17年度の決算における税源移譲についてのこの反映というのはここにはございません。ただし所得譲与税というのはございますけども、これらについてその税源移譲がなされたときに、この譲与税が来るかどうかはわからないというふうなことでございますので、今は税源移譲が反映されるのは19年度の決算からというふうな形になろうかと思います。

以上でございます。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 17年度の決算には具体的な税として市税が増えたというのは反映されていないということだということわかりました。この17年度の市税を見たときに、収入率が前年よりも低下しているということがわかりました。それはなぜかなと考えていながら見ていますと、成果の12ページから14ページについて、市税のことが載っておりまして、そこを見たときに個人市民税の納税義務者は増えています。しかし、数は増えているんですけども、総所得が減り続けています。16年度は前年比98.2%だし、17年度はさらにまた前年比95.4%の総所得ということで、この働く義務者の数は増えている、納税義務者は増えているんですが、その税金を払うための収入所得が減り続けているということでありますから、やはりそれは税として入ってこないことになるんだろうと思います。ですから、一部景気がよくなったとよくテレビなどで言っているのは、ほんの人数などで言えば一握りの人口、1%ぐらいの人口に値する大企業、大金持ちのレベルの方々がかなり大幅な景気増、最高の経常利益を上げているわけですから、そういうことになっていますが、一方こち

らの新庄市に来て税金払う方々、働いている方々などを中心に見たときには収入が上がらない、所得が上がらない、収入は減っていて税金も納められない状況に陥っている人が増えている。これはまさに新庄市でも格差が広がっている。多分そんなに上の人は新庄はいないと思うんですけども、東京の方にも、本社の方の本社機能で吸い上げているのではないかなというような状況が見えてくるような気がいたします。法人市民税は16年度上がっていますが、17年度下がったようです。この原因は何なのか、教えていただきたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 先ほども申し上げましたけども、経済状況はほとんどこれまでと、不況というふうなことで変わっておりません。それでもって、16年度よりも新庄に事業所を有する件数が下がっております。16年度については1,237件ですか、17年度については1,224件というふうなことで、事業所数、それからそれに伴って従業員数も落ちているというふうなことでございますので、それにあわせて当然法人税の均等割、法人税割が少なくなってくると。調定額も少なくなってくるというふうな状況でございます。

以上でございます。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 市民税の状況が非常に新庄市の景気が悪くなっている。景気がいいというのが全く関係ない新庄市に、住民の状況に置かれているということがよくわかったような気がいたします。

次に、審査意見書の中で、11ページに14款の国庫支出金のことでの説明で、制度改正で約1億3,000万減というふうになっております。どのような制度改正だったのか、予算のときにもお聞きしたようにも思いますが、改めてお願いいたします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 補助金の国庫補助等々につきましては、制度の見直しというふうなことをよく言われているところではありますが、端的に申し上げれば、全部が全部ではありませんが、やはり率が変わってきたというふうなものと、それから補助金ではなく、臨財債等々へのくらがえとかいうふうなことがございまして、その辺あたりでの国庫補助金が少なくなったというふうな考え方でいるところでもあります。

以上です。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 改めてそれらは国庫補助金の削減が地方交付税措置あるいは臨財債という、これも地方交付税の1つかと思いますが、これへ変わったためだということで、地方交付税がそれで増えているということになると思うんですが、成果の11ページに地方交付税について載っております。平成13年度を100とした場合、17年度は90%だということが載っておりました。交付税措置されるということで、今まで新庄市としても長年というか、最近はなかなかできなくなっておりますが、市単独の投資などが後で交付税措置されるということでいろいろ組んできたし、それが許可されてきて今に至っているわけです。こういった後年度で交付税措置されるということも計算に入れて、計算してきた数字とこの入ってきた交付税の金額、補助金削減しての入れかわった交付税措置、それから今まで市単独などの投資で交付税措置されると約束されてやってきた交付税の計算、それらを全部財政などでは計算なさっているんだと思うんですが、その計算値とこの金額というのは合っているのか、教えていただきたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 三位一体改革というふう

なもので、その中の1つとして国庫補助金の削減あるいは縮小というふうなことはもう出てきておるわけであります。それらに対しての減少分に対しては、さまざまな補てん策等々があるわけなんです、ただこの中にどのような形で、どういうふうにというふうな形の中で答えるというふうなことは、非常に私としても手元にちょっと資料がございませんけども、いずれにいたしましても国の三位一体改革がどのような形でどういうふうに動いていくかと。もう国の関与等々についても、補助金の廃止等も、あるいは縮小もあるよと。ただ、来年からそういうふうには先ほど税務課長も申しておりましたが、1つの定率減税等々も含めた形の中で、それが今後どう動いてくるかというふうなこと、我々もこの辺あたりはまだ明確につかめていないというふうなところがありますので、ただ形としてはおおよそ見えてきたのではないかなというふうに思いますけども、まだ実質のところは我々のところではまだまだ確定されていないというふうなこともありますので、それらについては今後とも対応を見据えていきたいと思います。ただし、今年度といいますか、来年に向けては地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、また地方交付税などの一般財源の総額そのものは確保していくというふうには言われておりますが、先ほど申し上げましたように、出口と入口の違いもございまして、その辺あたりは慎重に見極めていきたいというふうに思います。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 来年から定率減税が廃止されるなど、税収、市税収が大幅にというか、大幅になるかわかりませんが、国全体で3兆円とかといった話ですが、税収は増になるだろうと。だから、確保をされる財源、一般的な基本的な財源は確保できるようになるというふうにおっしゃっています。しかし、現実を見ると、市民の景気といいますか、不況などで総所得が減っている中で、

市税が上がったときに払えなくなってしまう方が、払えなくて困ってしまう方がこれからますます増えていくような状況、そしてそれが市職員にもかなりの労働過重となっているいろいろな問い合わせなども増えてくるだろうし、どうしたら払えるかという相談回数も増えるだろうし、市の仕事が非常に増えて市民の負担が大きくなって、払えない人ももちろん増えていくように感じられるわけです。このときに、これらが予想されるときに、市民の側から見たときに、払えないものは仕方ないわけでありまして、これ食べないで払えというわけではないわけで、やはり食べる、生きていくのに最低の生活などをちゃんと見守りながら、払える金額を確定していかなければならない。それ以上払えというのは無理だと思うんですね。そういう意味で、無理無理な収納というのはちょっと控える必要あるし、そこら辺を、最低保障は生活は保障するという線を見極めながら納税相談などしていかなければならないというふうに考えますと、先ほど今田委員も言ったように、職員のやはり増が必要だろうし、あと制度として条例などで、やはり余りにも生活厳しい場合については、減税とか猶予とか、そういったことができるようなこともやはり必要なんではないかなと思うんです。食べないで出せというのはできないわけですし、その点いかがかと思いますが、どうでしょうか。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 佐藤悦子委員の言われるように、これから所得税から地方住民税に変わると。19年からくらがえになってくると、3兆円規模で。それにあわせて定率減税も廃止になっていくと。所得税については減りますけども、住民税については高くなるというふうなことで、両方合わせると税としては変わりはないというふうになりますけども、県並びに市町村における税が高くなるというふうには、完全にそういうふうになります。ですから、そういった佐藤悦子委員の言われるよう

な心配は、滞納が増えていくというふうな心配はございます。先ほども申し上げましたけども、それらに対応するために、税務課としては先ほども申し上げましたとおり、納める人の環境の整備も検討しながら、具体的には納期の問題、今6期あるうちを何期か延ばしていくとか、例えばの話ですけども、そういった環境を整備しながら、そしてやっていきたいというふうに思っているところでございます。また、強制徴収というふうなこともございますけども、納める人は市民でございませう。税務課としては、なるたけ差し押さえ等はやりたくございませう、これは人間です。ですから、なるたけそういった環境を整備しながらやっていきたいというふうに思っているところでございますので、御了解願いたいというふうに思います。

森 儀一委員長 他に質疑ありませんか。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番(沼澤恵一委員) 大変細いような質問になると思いますが、二、三お尋ねいたしたいと思います。

ページ数が61ページ、13款使用料、5目土木使用料、この中にあります公営住宅の家賃関係であります。収入は6,122万4,000円とありますが、滞納額が約400万ほど、前年度から見ますと60万ほど改善されているようですけども、この滞納者のなぜ滞納するかということについて、これらの方々継続的に滞納されているんじゃないのかなと、こういうふうにも感じます。そういう関係上、この滞納者に対する対策、この辺をどのように考えているか、まずお伺いします。

それから、次2番目としては、公営住宅、同じく。駐車場の使用料418万1,000円ありますけれども、1台当たり月幾らで契約されているのかどうか。

また、入居者の何割ぐらいこの駐車場を使っているのか、とりあえずこの2点。

それから、関連しますので、ページ変わりますが77ページの20款諸収入、2項1目の市の預金利子、この中に住宅敷金利子収入3,127円とございます。これは多分公営住宅の敷金と思いますが、この預かり金総額、それと家賃の何カ月分ぐらい敷金として預かっているのか、とりあえずお伺いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 まず最初に、住宅の家賃の滞納者対策というふうなことでございます。これにつきましては、16年度から滞納整理のマニュアルを作成しまして、家賃収入の確保についての強化を図ってきているところでございます。滞納者にはやはり現年度分の滞納と、あとそれから過年度分の滞納と、2つ大きくあるわけでございますけれども、基本的には特に現年度分の滞納については、極力100%を目指して努力を努めているところでございます。あと過年度については、やはり長く継続されている方もおりますので、それぞれ事情も異なることから、やっぱりそういう内容について御相談しながら、少しでも定期的にお支払いしていただけるような形での相談をして、できるだけ途切れなく、幾らかでも納めていただくというふうなことでの話し合いを進めてやっているところでございます。ただ、いずれにしてもやはり直接訪問しまして、顔を合わせて対話をしてお互い信頼の中で、自分で納入していかなくやらないというような意識をも持っていただけるような話し合いを続けて納入していただくというふうなことで行っております。あと、また現年度分につきましては、やはり納入月の翌月に納入状況結果を見まして、督促状を持ちまして直接お伺いして、できるだけお支払いしていただくようお願いをしてくるというふうなことでの対応を行っているところでございます。

それから、駐車場の使用料金というふうなことでございますけれども、これにつきましては、条

例の施行規則の中で1区画当たり1,150円というふうなことでお願いしてございます。平成17年度末での入居者の利用状況ですけれども、大体7割半ぐらいの利用状況になっております。入居者が325世帯でございまして、そのうちの240世帯で利用していると。台数が全体で295台というふうな状況になっているようでございます。

あと、それから77ページの住宅敷金利子でございますけれども、これにつきましては、17年度末の預かり金の総額は1,805万2,450円というふうになってございます。

それから、家賃の何カ月分敷金として取っているかというふうなことでございますけれども、これにつきましても条例の第18条に規定されておまして、家賃の3カ月分というふうなことでお預かりしているというふうな状況でございます。

以上でございます。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番(沼澤恵一委員) 滞納者対策についてはお聞きいたしましたけれども、過年度滞納で時効を迎えてしまってもう取れないと。収納できないという状況にあるのかなのか、そういう方がいらっしゃるかどうか、その辺1つと、それからもう一つは駐車場の関係ですけれども、約7割で1区画1,150円の賃貸で駐車場を使わせているようですが、これに対する除雪対策です。公営住宅の場合、かなり広い敷地の中にかなりの区分をもって中通路をとったり、いろいろして使っているわけですが、この中の除雪の仕方、これはどのようにされているのか、これ1つお伺いします。

それから、もう一点ですが、住宅の敷金関係の方について、預かり金等は3カ月分、わかりました。退去をするとき、この敷金を原状復帰、普通は自然劣化の場合は別にして、あちこち壊れたものは直して出ていくという形とられていると思いますが、この直さない場合、敷金を充当させて工事をして復元をして退去していただくという形に

なっているのかどうかお伺いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 最初に、過年度滞納者についての御質問でございますけれども、現在住まわれておりますので、先ほども申しましたようにお話ししながら、例えば月1,000円でも2,000円でもというような形でのお支払いできる形でお願いして今納めていただいているというふうな状況です。

あと、それから駐車場の除雪というふうな御質問でございますけれども、これにつきましては各団地にそれぞれ駐車場の管理組合をつくっていただきまして、そこに駐車場を貸し付けするというふうな形になっております。それで、除雪そのものは管理組合の方ですべて対応しているというふうな状況でございます。

あと、それから敷金でございますが、これにつきましては退去者に還付するというふうな形で、修復と還付というのは別々で一応基本的には対応しております。

以上でございます。

1 4 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

1 4 番（沼澤恵一委員） 公営住宅関係わかりました。

次に進みます。2番目として、ページ数71ページ、15款県支出金、3項県委託金、この1目にあります総務費委託金の徴税費委託金3,416万1,000円、これは住民税として市民税と一緒に県民税を徴収するセットの中にあります委託業務費と思います。この県からの委託業務費の金額からしまして、本市においての作業内容あるいは作業量、この辺は適切な委託料になっているのかどうか。

それと、その中身において本市の税務課の職員体制、課税課が10名おりますけれども、この10名の中で専従とかこういう方がいらっしゃるのかどうか。あるいはみんなで手分けをしているのか。それらのウエートがどのようなになっているのか、

まず税務課長にお伺いします。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 個人県民税の徴収取扱費の交付金でございますけれども、最初にこの交付金の仕組みといたしますか、それらについて説明させていただきたいというふうに思います。個人県民税の賦課徴収につきましては、地方税法に基づいて市に委任されているというふうなことで、個人市民税と一体的に住民税として取り扱われているというふうなことでございます。

それでもって、市民税、県民税が納税された場合に、市の方で毎月合計納税額のうち、県民税相当分を県の方にお支払いし、県の方からそれに伴う事務手数料というふうな形の中で徴収取扱費が市に入ってくるというようなシステム、仕組みになっております。このシステムの中には県から支払われる、市の方に来るお金の算定基準がございます。これも地方税法の中に決められておりまして、基準がございまして、主な基準といたしましては、県に県民税の相当額分を納めるわけですが、納めた金額の7%、それからいろいろと納税通知書を出しますけれども、納税通知書の枚数に60円を乗じて得た額と、先ほど7%を合算した額でもってこの交付金がある仕組みになっているところでございます。ですから、先ほど沼澤委員の方から質問ありました作業量に見合っているかというふうなことですけれども、こういうふうに地方税法上で交付基準が定められておりますので、それに基づいて行われているというふうなことでございます。

この交付基準につきましては、来年度から改正されるというふうなことで、これまで定率定額制でもって合算方式でやってきましたんですけども、来年度からは定額制、すなわち納税義務者に対して定額制でもって4,000円を掛けるというふうな改正されるというふうになっております。ただし、この単価の4,000円につきましては、19年度と20

年度でございまして、21年度からは3,000円になる
というような形になっております。ただし、今県
の方でも検討されておりますけれども、均等割だけ
納める方がいらっしゃいますけれども、その場合県
民税は1,000円になります。納税義務者1人ですか
ら、4,000円果たして来るかどうかというのは今検
討されていると。逆に3,000円が県の方の赤字にな
りますので、だからその辺については、まだ定か
でないといったところもございまして、そう
いうふうにして改正される予定になっております。

あと、それから職員体制というふうな、専従い
るかというふうなことでございましたけれども、先
ほども今田委員の方の質問にもありましたけれども、
職員体制というふうなことで、先ほども申し上げ
ましたとおり、申告受付から賦課徴収、そしてい
ろいろと滞納処分、そういったものも含めまして、
作業の流れとしてありますので、税務課全員で、
29名全員で対応していると、やっていると。これ
といった専従はいないというふうなことで、皆さ
ん兼務でもってやっているというふうな状況でご
ざいますので、御了解願いたいというふうに思い
ます。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番(沼澤恵一委員) 7%、これわかりました。
市民税と県民税、これはセットですんで、市民税
が滞納になれば県民税も滞納になってしまうと、
こういうふうな形だと思います。それで、この滞
納が仮に多かったり、額が多かったり、数が多か
った場合、県の方からもう少し収納率を上げなさ
いとか、何とかかんとかというようなクレームと
か、あるいは極端に滞納者が多い場合はペナルテ
ィーとか、市に対して。こういうものが県の方か
らあるのかどうなのか。まるっきり市の方に、地
方税法に従って任せっきりのかどうなのか、そ
の1点伺います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 滞納された場合の、いろいろと
督促、延滞金、そういったものも含めて県からの
ペナルティーがあるかというふうなことでありま
すけれども、市民税と一体的であると、県民税も一
体的に処理しているというふうなこともございま
して、先ほども交付金の仕組みについて申し上げ
ましたけれども、委託されているというふうな立場
でございますので、県の方からはペナルティーと
かクレーム等、そういったものはこれまではござ
いしません。一応県の県民税も含まれておりますの
で、県と協議しながら一応対応をしていくという
ふうな形、アドバイスもある、たまにはあるとい
うふうなことで、そういったものを協議しながら
対応しているといった状況でございます。決して
ペナルティーとかそういったものはないというふ
うな、今現在のところはないです。というふうな
ことでございます。

森 儀一委員長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番(沼澤恵一委員) もう一点、またまた細い
質問で申し訳ありませんが、ページ数83ページ、
20款諸収入、4項の雑入関係です。その中に学校
教育課、私用電話料18万あります。この私用電話
料、恐らく公用電話を使って支払いした金額かな
と、こういうふうに思います。今どき学校の教職
員が、携帯も持っていないわけじゃなくて、ほと
んど全員持っていると思いますし、公用電話を私
用に使うなんていうことはちょっと考えられない
と思いました。

新庄小学校、中学校、地元の日新小、中、お聞
きました。公用電話で私用に使うということは

ゼロに近いと。ほとんどいないという回答をいただきました。じゃなぜこの私用電話料というのは発生すると思いますかと、こういうふうにお聞きしましたところ、もしかすると電報関係で使っている先生方がいらっしゃる。それを各学校で全部集めれば18万ぐらいになるのかなとも思ったんですけれども、この実態はどうなっているのか。この辺お聞きしたいと思います。

むしろついでに言われましたことは、公用で子供たちに電話することは結構あるんだそうです。一々職員室とか事務室に来て電話するのも大変だから、自分が持っている携帯で子供たちの父兄の方に連絡をとったり、あるいは関係のところに連絡をとったりするのは自分の携帯でやっているんだと。ほとんどそうですということでした。かなりやっぱり件数が多いらしいです。先生方が自費の携帯で、この公用の電話を使わないでやっていると。大変だななんていうふうに感じた次第です。

まず、その私用電話の内容について、ちょっと説明をお願いいたします。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

森 儀一委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 学校の電話を私用で使うという場合、使う方が職員と子供と、こういうふうを考えられるわけですが、職員が使用する場合には、委員御指摘のとおり入学式や卒業式等への祝電がほとんどであるというふうなことでございます。年間90件ほどのこういったNTTからの請求が参ります。15校を単純に平均しますと1校当たり6件くらいかなと、年間で。そういうふうになります。これが職員が卒業式、入学式等への祝電というふうなことで、これ私用電話でやればいいかというふうなことも考えられるわけですが、担任団として、例えば小学校6年生の担任団が中学校1年生に入学した生徒たちに祝電を出すといったときに、学年として出すというふうな場合に、公用から祝電を打って、そして後にNTTからの請求によって支払いをするという、そう

いうふうなことがされているというふうに思っているところであります。実態はそういうことでございます。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番(沼澤恵一委員) 祝電がほとんどで年間90件ぐらいだということです。先生方がやっぱり転勤とか、それらの事情によって、あるいは子供たちの卒業とか、そういう入学とかで子供たちが離れた時点でのこういうふうなお祝い事の電報だと思うんですけど、この先生方の思いだと思うんです。やはり離れてからもなお子供たちに対する思いをこの電報で伝えるということだと思うんですよ。これは大変大事なことの1つだと思うんです。これを私用で、自費で払わせるということが、やはり余りぴんと来ないような気がするんです。やはり1つの公務の中での行為と、こういうふうに私は思うんですよ。ですから、大した金額でもないんで、もし卒業式、入学式等あるいは転勤が絡んだ場合は、どうぞ公用でそういうふうな電報等を使ってくださいと、こういうふうに言えば教育委員会の温かな心が伝わるような気がいたします。先生方も大した金額でないから、祝電1本打っても3,000円ぐらい、前後だと思うんです。でも、やはりそういうふうな負担をかけないで、それでも先ほど申しましたとおり、携帯で結構日常の業務の中で私費を使っていると、こういうふうに言われておりますんで、これぐらいはひとつ教育長、認めてやったらいかがでしょうか。最後にお伺いします。

佐藤 博教育長 委員長、佐藤 博。

森 儀一委員長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 今おっしゃられましたように、先生方のそういう子供たちへの思いがそのような形であらわれておるというふうに思います。また、先ほどありましたように、生徒指導などで使う個人の携帯とか、非常に多いと思います。本来ならばやはりそれはすべて公的なものですので、公用

でというのが普通なわけですけども、いろんな時間帯とかいろんな場面が考えられるわけですけども、基本的には委員おっしゃられるような形がベストだと思います。

森 儀一委員長 他に歳入について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 他に質疑なしと認めます。

よって、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) 本議会の冒頭に私申しましたが、これは政策経営課長の方からですか、答弁になるのは。予定額に対する落札率がどうなっているかと。最低のものと最高のものがどういうふうになっていんだと、そういうことを冒頭に私、決算委員会までぜひ調査して、そういうことを言っておりましたので、これは歳出全款にわたります。特別会計も含めて。

それから、これは成果表なんです、ページの52ページにISOの14001を平成14年度に取得して取り組んできた。そして、4年間やったわけなんです、これをさらに新しく認証の更新をしないで自己宣言をすると、こういうふうになっております。自己宣言するということは、今まで以上に市に対する、自己宣言の自己責任ですが、今度は。求められるようになると書いておるんですが、4年を迎えて、この宣言をして取り組んだことによって、どのぐらいの成果というか、効果というか、おありになったのか。詳しいことは1年ごとになれば一番結構なんです、わかればこれは17年度の決算でございますので、17年度はどういう成果があったと、16年度に比較して。これが検証するということは、物すごく大事だと思うんです。どのぐらい成果が上がっておられるのか。

それから、これは決算書のページの56ページの

バイオマスの利活用実証事業ということで、いわゆるエコ燃料をして7,600リットルを使用した。この7,600リットルというのは、新庄市でソルガムを栽培して生産をして、そのソルガムより抽出した液が7,600リットルだったのか、それとも他から購入して御利用になられたのか。

それから、同じ56ページのバイオマスの堆肥製造事業がございます。これは、成果表です。今のバイオマスエネルギーも成果表の56ページ。これも生ごみ、牛ふん、木材チップをやってやったというようなこと出ておるんですが、その木材のチップはどこから購入しているのか。そして、その価格はどのくらいなのか。まず最初、そのぐらいをお願いします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 予定価格の公表につきましては、平成13年の4月1日より導入されたわけでございます。設計価格が130万以上という取り決めがございまして、それらで対応しております。平成13年に導入した段階なんです、平均の落札率で94.1%であります。土木管工事等々では92.7%、業務委託につきましては95.5というところであります。14年以降であります、14年度にあつては平均が94.5であります。それから、15年度で95.3、それから16年度にあつては94.75%、そして17年度では94.9というふうに推移してございます。ただ、土木工事等々の中あるいは管工事の中でも満遍なくそのパーセントでいっているわけではございませんでして、例えば低落というんでしょうか、予定価格よりもさらに下がったというふうなところがありますと、一番今低いところでは落札率が平均であります、その課の平均であつたんですが、83%でしょうか、そういうふうな内容でございます。ときにはさらに低い落札等があると我々確認してございます。そんなところが落札率の状況でございます。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 成果表56ページのバイオマス利活用実証事業の中のE 3 燃料7,600リットルについて御質問がございましたが、これは市と県、それからモニター、合わせて16台に給油したE 3 燃料の合計量でございます。したがって、この中に3%入っているアルコール、エタノール、実際使ったエタノールは3%ですので、約200リットル……この中の、7,600リットルの中の3%が実際使ったアルコール、エタノールの量でございます。これはNEDOから購入したアルコールでございます。自分のところでつくったアルコールではございません。

それから、その上のバイオマス堆肥製造事業のチップでございますが、これは製造を委託してございますKTT、委託していますが、その会社がそのチップを確保して供給する一連の作業の中に供給するという行為も含めて契約を結んでございます。したがって、価格は委託料の中に供給も含めた形で契約をしてございます。

以上です。

田口五郎環境課長 委員長、田口五郎。

森 儀一委員長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 ISOの環境マネジメントシステムについての御質問にお答えいたします。

確かに17年度からは更新をしないで、自己宣言に切りかえたところでございますけれども、基本的にはマネジメントシステムを踏襲した格好で取り組んでございます。紙のリサイクル、それから昼休み等の電気の消灯、夏期間における冷房の28度設定、それから冬期間における暖房の節約等々、16年度に引き続きまして行っております。そのチェックでございますけれども、これにつきましても各課から任命されております職員で内部監査というふうな格好でチェックをしておりまして、その成果につきましては、自己宣言に切りかえましても環境マネジメントシステム運用時からそのまま引き継ぎがなされております。

それから、金銭的な面でございますけれども、電気使用料、ガス使用料、水道使用料、下水道使用料、灯油使用料、用紙使用料、公用車の燃料使用料、廃棄物の排出料、これらをトータルいたしますと、およそ320万ほどの節減が図られてございます。

以上です。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) 政策経営課長から御答弁もらったわけなんです、何のために一般競争入札を導入し、何のために予定価格の事前公表をしたのだと。これは少しでも工事費を安くしてもらうためにやったわけでしょう、これ。ところが、結果的に14年以前も九四・何がして、管渠に至っては92%ぐらいだと。14年以降は、14年が94.5、15、95.5云々、ほとんど変わっていないわけです、ほとんど。私はかなり前に入札は一般競争入札が原則だと、これあるわけでしょう。一般競争入札を原則とすると。ただ、一般競争入札をやると、いろんな手間暇が事務的にかかるから、大変だから指名入札をしていると。そして今これやったことによって、全然動いていないということはどういうもんだという、大きい疑問を持つわけよ。ただ、その際に、それは予定価格自体を下げましたよと、こうなればまた話し別。予定価格がいわゆる物価本という、その資料に基づいて積算して設計単価出たのに対して、予定価格もずっと毎年同じしてきたことになれば、物すごくこれが理解に苦しむわけ。ただやっただけで。だから、予定価格を下げたのか。下げなくてそのままやってこういう数字が出てきたのか。

それから、もう一つ今ここで答弁聞いてもいかなんですかと思っているんですが、山形県のいろんな工事の積算のための積算単価というのがあります。五、六年前に確か普通の作業員が1万7,000円が8,000円だったわけ。これが二十何%下がった。今は確か平成18年が1万と2,600円か300

円か、去年より300円ぐらい下がっているわけ。17年度は16年度に比して1,000円ぐらい下がっているわけ。そうなれば、あらゆるものが恐らく下がっていると思うんです。そうすると、同じような事業をしたとき、その割合で下がっていなければだめだわけ、同じ事業をやった場合。ものをつくったとき。それ前に聞いたときあるんです、二十何%下がったとき。工事費がどうになりましたとお聞きしたときに、かなり下がっていますという、こういう答弁でした。そういうものを反映なされているのか、この決算書では。言うことわかんないか。

それから、バイオ関係なんです、NEDOより購入していると。本来は、このバイオのソルガムを栽培した経過は、ソルガムより抽出した液によってエタノールをつくって、いわゆるガソリンを少なくすると、こういうことで大友教授が研究なされたわけ。今はこの度、きのうだか今日だかのニュースで、ホンダの藤澤義和という研究員が稲わらからつくってエタノールを抽出してやると。ブラジルで何かだんだんやっているもんだから、ホンダでもトヨタでもその向きの車をつくってブラジル人に売り出しすると。こういうことになると、今のあそこのバイオマス関係がこのままでいいのかよくないのか。環境省でも120億だか140億の予算をつけて、これに対して今取り組んでいるわけ。一般の車4万台を対象にして、普通のスタンドでこれを売ると。新庄市でプラントをつくったり何だりして太刀打ちできますか。研究やることはそれでもそれなりに結構だと私思っているんですが、物の生産、製品、製造まで新庄市で今後取り組むおつもりであるのかないのか。私はやめた方がいいと思います、これに関しては。

小野雅央さんが経済委員長になってやられておったときに、あそこの準備室というのは余りちょっと忘れたんですが、そういう人が来て経済委員会でお話を聞いたことがあるんだ。そのとき私もおまえも来て聞けやということで聞いたんですが、

何かありませんかとそのとき出たので、これはそういうのも大事ですけど、最上である資源を利用するような研究なさってくださいれば、我々地元としては大変ありがたいんですと。何ですかという問題。一番今農家で困っているのはぬかです、ぬか。それから、里山のいわゆる雑木というのが、先にはたき物とか炭焼きで循環しておったわけよ、30年なら30年に切って。今それをやらないもんだからナラ枯れ病が出てきたわけ。そういう雑木のようなものを利用して何かできませんかと。例えばチップ。チップでも他から買っているというけども、これ地元のそういう業者でできないんですか。紙の製品のチップ、つくっておるでしょう。泉田とかあそこの福宮で。そういう機械を新しく導入したとき。なぜそんな他から持ってこなければだめだなどと。地元産業の育成。ということは、雑木も高くなるわけ。みんな喜ぶわけよ、そこで働く人も。これからはそういう、これから取り組むにはそういう考えはあるかないか。本格的にこれから始まるわけだ、今の研究を受けて。なして地元のチップを利用さんねんだ、まず。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま渡部委員の方からさまざま御質問をいただいたわけなんです、質問の内容に対しまして私反発するつもりはございませんけども、要はただいま先ほどの質問の中で人件費等々が下がってきて、そうすればそれだけの落札に差があるんじゃないかと。考え方といましては、そういうふうなもろもろの資材も含めて下がるというふうになれば、当然設計額もこれは下がるはずであります。下がったというふうなことは当然ございまして、ただ新庄市の場合は大きな額の事業が非常に少ないというふうなこともございます。そういうふうなことも相まって、落札率そのものも大きく変動はしていないんじゃないかというふうに思います。要はぎりぎりの段階での設計額でございますので、それに対しての

予定価格の公表130万以上というふうになります
が、その段階でやはり業者そのものの積算等々も
非常に厳しく精査された要するに見積もりをもっ
て入札に参加しているというふうなことでありま
す。要綱からすれば、契約事務の透明性というふ
うなものが一番大きくこれは掲げられているわけ
でございまして、公平な入札が執行されるという
ふうな考え方であります。それ以前、13年度以降、
何らひとつ下がっていないのではないかというふ
うに先ほども言われましたが、要は人件費、資材
費等々が下がっている中での1つの指名競争入札
というふうなことで、極端な話が大きく下がって
いくというふうなものではないのではないかなと
いうふうに我々としては分析しているところであ
ります。

以上です。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 エタノール関係、それからチ
ップ関係についていろいろ御意見があったわけで
ございますけども、まずエタノール関係、E3関
係は、できればこの地域のエタノールを生み出す
ことができる作物、ソルガムで実験していますけ
ども、そこから絞って、そこからエタノールをつ
くって地域の自動車や輸送用燃料を自給して、こ
の地域のそういった循環を完結させるということ
が目標でございますけども、残念ながら実験的あ
るいは小さな、本当のミニプラントで今アルコー
ルは抽出してございますけども、それを使って市
街地走行ができるというような許可をいただい
ていないと。そういうことで、NEDOから購入し
たアルコールで試験走行をやっているわけでござ
います。こういったE3に取り組んでいる地域が
全国で6カ所ございます。北海道、新庄、それか
ら大阪、それから岡山県、それから沖縄の2カ所
ということで、6カ所やっていますけども、残念
ながら地域で自給したアルコールを使っていない
のは、残念ながら新庄だけでございます。他の地

域は自前のアルコールを使って自動車を走らせて
いるということで、そのサイクルを完結したいも
んだということで、いろいろ国の方にあるいは県
の方に働きかけながら、そういったプラントの実
現化、ミニプラントの構想を進めていきたいもの
だということで、いろいろ相談させてもらったり、
あるいは今年度の事業費の中でそういったこれま
での総括と、これからの将来構想を含めて最終的
な取りまとめ、それをもとにして今後働きかけて
いきたいということで、いろいろ事業を将来につ
なげていきたいということでやっているわけです。
そういったことで、我々としては今までやってき
た事業は今後とも将来に対する1つの方向性を見
定めていきたいと。いくために、やっているんだ
ということでとらえてございます。何とかそうい
った実現は図っていきたいものだということで、
関係各省庁あるいは県の方にこれからも働きかけ
ていきたいなというふうに考えてございます。

それから、チップでございますが、チップは今
のところKTTから供給されているチップは地域
内で生産されたものでございます。厳密に言うと
市内かどうかはちょっと定かではありませんが、
この地域、県内から供給されたチップでやってご
ざいます。ただ、将来市内全域の生ごみの堆肥化
を始めますと、チップだけで何千トンという、
2,000トンぐらいの量が必要になってきます。そう
いうふうになれば、この地域、県内で全部確保で
きるかちょっと、確保はできると思いますけども、
不透明なところもございます。ただ、そこをカバ
ーするのは東北あたりにその業者のネットワーク
がありまして、そういったチップをお互いに融通
し合ったり生産し合ったりということで、ネット
ワークがありますし、この地域の業者も何社か加
入してございます。そういったネットワークを使
ったり、できるだけ地域からそういった未利用資
源の木材、そういったものを活用しながら材料の
確保に努めながら推進していきたいというふうに
考えてございます。

以上です。

7 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番（渡部平八委員） 今農林課長からいろいろお話しあったんですが、ソルガムですか、作物は何でも適地適産というのがあるわけ。適地適産。そして、それが他産地と競争できるかできないかと。今のエタノールつくるための作物が他の土地と比較して太刀打ちできると判断なさっているんですか。例えば沖縄の宮古島とか。宮古島なんか国で大々的にこれは力入れているわけです、ブラジルしかり。だから、そういうことをよくわきまえてやっていかないと、将来悔いを残す。

それから、チップですか、チップは何か地元の業者と今からお話しなされてはいかがですか。山に行くと、営林署でも何でも間伐、皆切り捨てしているわけよ。雑木でもだんだんと切り捨て。そういうものを地元のそういうチップ業者と、新庄市では将来こうこう、こういう何千トンを利用する計画ありますので、ひとつそういう機械なり何なり新たな設備をやって参加してもらうことはできませんかというようなことを今から話をすれば、地元にも物すごく寄与するわけよ。会社の従業員、切る人、運ぶ人、そういうことをぜひ本格的に生ごみですか、やるに際してはぜひやってもらいたい。できると思いますよ。売ってんですから、他で。車さつけて。どうして他から持ってこなければならぬのか、地産地消、地元産業の振興、課長さん。終わります。

森 儀一委員長 他に質疑ありませんか。

2 番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

森 儀一委員長 山口吉静委員。

2 番（山口吉静委員） 3点お伺いいたします。

まず、1点目はこの資料の中にバランスシートがないんですけれども、何か理由があったんでしょうかということです。

まず1点、伺います。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 今回資料をお渡ししたわけなんです、バランスシートにつきましては、昨年と今年度の対比等々、すべてのものが含まれて精査されるわけでありまして。数値的にもさまざまな移動等々がございましたので、それについて正直のところまだ策定中というふうなことで、今回には提案しないということでございまして、この資料をひとつ置きかえていただければというふうに思います。

2 番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

森 儀一委員長 山口吉静委員。

2 番（山口吉静委員） 2番目は、平成17年度決算状況、決算カードの区分8の右側の方の実質公債費比率29.9%、一般質問で柴田議員、今田議員からも質問されましたが、市長答弁では平成20年には25%以下に抑えると答弁されましたが、決算カード、ページ数ないんですけれども、勝手に入れて4ページにもありますように、比率が18%を超えると地方債許可団体に移行するとありますし、25%でなく、18%以下に抑える必要があると思いますが、その点18%以下に抑えられることができなかったのか。それから、29.9%、県内で最も高いわけですが、それには新庄市は山形新幹線新庄延伸に伴う施設整備に加え、上下水道会計への繰出金や最上広域市町村圏事務組合の負担金などが主な原因があるわけですが、現実実態の比率が18%以上となると、起債に許可が必要となりますし、県市町村課は比率が18%以上の市町村に対しては、計画期間にとらわれず、早い段階での財政健全化に向けて助言をしていくとしております。したがって、できれば18%以下に抑える必要があったと思いますが、何か難しかった原因がありますかということと、具体的にお聞かせ願えればと思います。

また、市長の申されておられる25%以下に抑えると言われておりますけれども、その抑える方法が、根拠などをお伺いしたいと思います。現在

29.9%であるわけで、今後市政を進める上で、どのような形で市政を進められるのか。また、実際マイナス面などはどういうマイナス面があるのかをお伺いいたします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま山口委員の方から多岐にわたりまして、さまざまな角度からの検証された内容をいただきました。すなわち29.9になりましたというには、要は起債制限比率16.4に13.5ポイントが上回った29.9、その要因というふうなことは、先ほど山口委員が言われたとおりであります。その影響するポイントというふうなものが非常に大きいわけございまして、その辺あたりをちょっと御説明申し上げたいと思います。

まず、水道事業への繰出金というのが2.9ポイントでございます。それから、下水道事業、これに対しては3.5、広域組合の負担金について4.8、そして国営新庄農業水利事業等々について1.9を加えますと、要は13.5が加えられ、29.9になったと。要はこの事業そのものも長きにわたりまして、これから債務負担行為等々を起こして返済するというふうな計画になっておるわけございまして、県の方で心配されましたただいまの御質問の内容の中で、じゃ新庄市どうするかというふうなことでございます。これにつきましては、平成17年度をもって公債費負担適正化計画そのものが第1期で一応検証を終えました。しかしながら、その間にあっても、7年間にあっても、多岐にわたる事業を展開してまいったわけございまして。そういうふうなことからすると、公債費負担適正化計画過年度分については、いずれにいたしましても計画よりも若干は増えておりますが、まずまずで推移したんじゃないかというふうに考えております。

これからは18%以下にしなければならないという1つの大きな原則があるわけございまして、これにつきましては新しく18年から24年にわたる7年間で、公債費負担適正化計画を、先ほど

申し上げました債務負担行為等々繰出金、一部事務組合の繰入金といいますか、いうふうなものを含めて、今後とも計画していかなければならない、そうすることによって、今のままでしたら、じゃ同じでないかというふうになるわけございしますが、それにはまずもって地方債というふうなものの要は発行を基本的には抑制していかなければならないのかなというふうに思います。そして、確実に地方債そのものを返還していくと。この資料に基づきますと、地方債そのものの残高がピークで227億、8億ほどございました。これが年間10億ずつ頑張って返済しております。減っております。それで、17年度末では190億台になりました。見込みとしては18年度末では180億台まで何とかしたいものだというふうに考えております。そういうふうなことを考えますと、まずもってそれら地方債を抑制していくというふうなことと、基金等々を積みながら、これらを残高を減らしていくというふうな考え方になろうかと思います。

しかしながら、県の方にあつては、先ほど言われたように、申し上げましたように、公債費負担適正化計画を作成することで、要は新庄市は今後7年間、どんな事業をして、どのような形で新庄市をかじ取りしていくんだというふうな考え方が大きく示されております。せんだってヒアリングがございまして、そのときには極端に申し上げれば25%に落としたいと市長の考え方もございますし、私もそうであります。しかしながら、事業そのものをとめるわけにはいかないものもこれからあろうかと思いますけども、県の方にあつては何をこれから7年間していきたいんだというふうなことをまずもって中に加えながら、要は本当のアップパーの実質公債費比率を出してほしいと、そういうふうな中で、これからは進めていきたいもんだなと。それらをまずもって県の方に提出して、数回ほどこれからもヒアリングを受ける形になろうかと思います。

非常に新庄市そのものは厳しい、厳しいという

ふうに言われながらも、先ほどのような事業をやっぱりくまなく展開してのことでございますから、それらの債務というふうなものは、借金ではあっても投資したものだというふうには我々としては認識もしております。いずれにいたしましても、25%にまずもって落としていこうかなと。ただし、そのところで無理して落とすというふうなことも非常に信憑性がないわけでありますので、ありのままの姿をもって、まずもって検討していきたいというふうに考えております。18%にならないとそれは制限されますというふうには言われておりますが、いずれにいたしましても、そういう適正化計画を確実に実行すること、要は今計画したものよりも増えるというふうなことが非常に危険だというふうに言われておりますので、その辺あたり我々慎重に今後ともとらえながら、長期にわたる計画を立てていきたい、そのように考えております。

森 儀一委員長 ただいまから1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、亀井信夫委員より少し遅れるとの連絡がありました。

2 番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

森 儀一委員長 山口吉静委員。

2 番（山口吉静委員） 最後に、市単独補助金の17年度の市単独の補助金総額と、17年度減額された金額をお伺いいたします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 まず、17年度の当初における市単独補助金額は3,690万5,000円でございます。また、16年度当初におきましては、4,716万1,000円でございます、その削減額は1,025万6,000円となっております。项目的には43項目ござ

います。

以上であります。

2 番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

森 儀一委員長 山口吉静委員。

2 番（山口吉静委員） どうもありがとうございます。

市民の方々が元気を失わないような政策経営を政策経営課長にお願いいたしまして、終わります。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 成果の25ページの市民課窓口申請取り扱い件数にかかわってですが、かなりの数が取り扱われています。1時間当たり34件ぐらいになるのかなというぐらい取り扱いがされております。これについて、まず1つは区長とのまちづくり会議の中で、広報にあったんですが、市民課、税務課などの勤務を1時間から1時間半程度延長してはという吉袋町の区長だと思うんですが、要望があったようなんですが、こういった要望には私は応える必要があるのではないかなと思いますが、その点どのように今度反省されたかとか、応えられたのか、お聞きしたいと思います。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 市民課の窓口時間の延長というふうなことですけども、平成15年に試行的に実施した経過があります。それで、今回もまちづくり会議の方で吉袋町の方から税務課、市民課の窓口の延長を考えられないかというふうな話がありました。それで、平成15年のときには利用者が少なかったというふうなこともありまして、恒常的に職員を配置して窓口を延長ということは、経済的にというか、対費用効果の点で問題があるというふうなことでもって、本格的実施には至らなかったわけですけども、確かに勤務とか勤務地の都合でもって市の窓口時間にはどうしても来れな

いというふうな、そういうふうな理由のある方には配慮した対応が必要じゃないかというふうなことで、私も市民課の方に移りましてから、一応検討をしているところです。

それで、7月の7日ですか、公共サービス改革法というふうなものでもできまして、戸籍関係の方でも申し込みの受付と引き渡し等についてはかなり緩和されて、民間にも委託できるというふうな形になっています。ただ、新庄市の場合、そこら辺をそっくり適用できるかといった場合、今やっている業務体制の中で言えばちょっと無理があるのではないかなというふうに考えています。それで、いろいろなことを、方策を考えているんですけども、どうしてもその勤務時間内に窓口に来れない人のためにはどうするかというところにもう焦点を絞って今考えておるところです。それで、まちづくり会議ではできるだけ早い時間でもってそういうふうな対応策を考えてみたいというふうなことを答弁していますので、できれば年度内でも何らかの方策を打ち出したいというふうに思っています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民の要望に積極的に応えて、市民サービスを拡大というか、充実させたいという思いが伝わってきてすばらしいなと思っています。ぜひお願いしたいと思います。

私は市民課の窓口というのは、この度改めて、非常に専門的な仕事で、簡単に民間委託はできない内容だなということを考えさせられています。そういう意味でお聞きしたいんですが、消費者金融、それからこれら会社が借金返しを求める、それからドメスティックバイオレンスなど、住民の人権を守る対応をどう考えているか、これは市民課の窓口としては非常に重要な、人権を守る立場で専門性を求められる対応だと思うんですが、例えば戸籍謄本、住民票の写しなど、本人であっても印鑑しか持っていない場合もあります。このよ

うなときにはどのような取り扱いをなさっているのか、お願いしたいと思います。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 市民からの相談等についてはいろいろあるわけで、市民相談室の方で一応そこら辺の対応をしているわけです。ただ、相談内容が専門的になりますと、どうしても職員の方で解決するというふうなこともできませんので、消費生活センターとか、そういうふうな専門の相談機関の方を御案内するというふうな形でもって対応しているというのが一般的でございます。あと住民票、あと戸籍等の請求等については、法の中で認められた申請等があればこれはやむを得ない部分がありますので、あとはいろいろ個人情報の保護、そういうふうな形で年々誰でもとれるというふうな形にはなっていませんので、そこら辺は適法の中でもってやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 法の中で個人情報保護という立場で、市民課職員としては非常に丁寧に、考え考えやっているということだというふうに受け取りました。

成果の26ページの方に、郵便による申請にかかることが書かれてあります。ここに戸籍関係、それから住民票の写しなどの交付件数が4,329件でした。消費者金融やクレジット会社などの第三者からの請求が大半ということをお聞きしておりますが、新庄市ではどうなっているのでしょうか。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 26ページに書いてありますように、有料で会社、個人等から申請される部分があります。新庄市も他の町村と同じような形で、その割合は金融会社からどうだというふうな形では調べておりませんけれども、相当数に上るという

ふうに思っています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） こういう本当に個人情報の非常に大事な部分について、証明書というか、そういうのは本人の申請であることが大事だとも言われています。また、もう一つは弁護士などの8業種の方々ならばとれるというふうにも伺って、非常に限定されたものだというふうに伺っています。しかし、金融業の立場から言いますと、例えばどんなことがあるかという、貸していた本人が亡くなったという場合、誰に今度相続が行くか。その相続行く先に請求できるというふうに考えるわけです。それは金融業の立場からよくある話で、こういうことが、こういうときによく使われるとも伺っております。そのとき安易にやっていいものかどうか。その判断は非常に難しいというか、と思いますが、そこら辺のことの今までの経験などございましたらお知らせいただきたいと思います。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 郵便による請求というふうなものは法律で認められておりますので、それに従ってうちの方は申請内容が適切であるかどうかというふうなものを審査した上で交付するというふうな形になります。あとはいろいろ個人の方からも、会社の方はもうすべてそういうふうな法律的なものすべて承知しているわけで、個人の方からは事前に電話で問い合わせがあります。そのときに必要なもの、必要な形、形式等を全部電話でもってお知らせした上でもって請求していただくというふうな方法をとっています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 住民票の発行に当たって、今の郵便のあり方の中で、特に借金を取る方の金融機関の側から不正請求などもある場合があると

聞いております。そういう場合、住民票の発行に当たっては、不正でないのかどうかということ、利害関係の存在を明らかにするため、署名資料の提出も求めるなどという慎重な審査が必要だとも伺っております。こういうことを考えたときに、住民課、市民課というのは非常に市民のプライバシー、個人情報、人権、権利の一番大事な根本的な情報が入っているものですから、あるものから、それを本人かどうかを確認しながら、不正な請求に当たっていないかどうか、この判断というのは非常に専門的な力を求められ、その対応、話し合いの仕方とか、相手はどういう人か見極めるやり方とか、私たちでは想像できないような、非常な高い専門性、知識が必要なものだと感じております。そういう意味で、市場化テストという、導入という、先ほど課長さんの方からありましたけれども、政府が市場化テスト導入で市民課の業務を民間事業者担わせようという話が出ていますが、これは非常に難しい、市民のひょっとしたら情報が流出あるいは目的外使用、こういうことを許してしまう大変な問題だと思うんです。そういう意味では、政府はそういうふうに市場化テストということをやっても、新庄市民の人権を守る立場から、私は課長の言うとおり、非常に丁寧に、慎重に、簡単にはいかないという立場でやっていただきたいと思います。もう一度お答えいただきたいと思います。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 確かに今年の7月7日から公共サービス改革法というふうな形でもって、市民課というか、窓口業務に限って言えば、6つの業務、戸籍法に基づく戸籍謄本、あと税法に基づく納税証明書、あと外人登録法による登録原票の写し、あと住民基本台帳、あと印鑑証明、あとは戸籍の付票とか、そういうふうなものの受付と引き渡しができるというふうな形になっていますけれども、新庄市の業務体系考えた場合、窓口は今3人おり

ますけども、その方々がすべて交付の申し込みを受けまして、作成して交付するというふうな一連の作業をその中でやっていますんで、その前と後だけを委託するというふうな部分については、かなり困難ではないかなというふうに考えています。大きい区役所とか、そういうところであれば可能かとは思いますが、今うちの方は3名体制の窓口というふうな形でもって、一連の流れで作業を進めているという中において、作成作業が途中で分断されるというふうな状況の中ではちょっと困難ではないかなというふうに私は今判断しています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございました。

次に、決算の101ページ、2の2の2に税の電算処理業務委託料約1,931万円、それから住民基本台帳の関係で約300万円弱が電算処理の委託が行われています。これについて、どこに委託なさったのか、まずお聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 委託先につきましては、株式会社TKCでございます。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 市民課の住民基本台帳システムの方も同じくTKCです。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） TKCと言われてもよくわからないんですけど、どのような会社なのか、中身を詳しく教えていただければと思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 一口でいえば情報処理会社というふうに認識しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どの誰がやっているというのがわかれば教えていただきたいと思うんですが。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 確か本社は栃木県にあるんですけども、今その契約書等を持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございませんけども、社長等の名前については後ほどお願いしたいというふうに思いますんで。

大場和正市民課長 委員長、大場和正。

森 儀一委員長 市民課長大場和正君。

大場和正市民課長 栃木県宇都宮市にあります株式会社TKC、代表取締役飯塚というふうな方です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。この電算処理する内容というのは、市民の税金のことであり、また所得のことであり、滞納状況であり、税関係が全部入っているわけですし、また住民基本台帳ということで、生年月日だとか男女だとか住所だとか名前とか、そういう非常に大事な情報が県外の外部に委託されているということが危険ではないかなと私は考えるんです。これは予算のときにも言ったわけなんですけど、市民の情報の流出、目的外使用ということで危険がないか、そのことについてはどう考えるか、お願いします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 全般的に税務、市民課ばかりではなくて、それぞれ課にあるパソコン等々もあるわけなんですけど、それも我々としてはリースをしております。それで、それらの内容につきましては、当然守秘義務というふうなものございまして、我々情報統計室の方でそれらを一体管理をしているわけでありまして、例えばある職員が

端的に個人の情報を要するにそこから引き出したと。なるほど、そうなればそのカードでそれらが活用されるわけでございまして、そのカード履歴がはっきり残ります。ですから、そういうふうなことそのものも我々は逐一点検を行っておりますので、決して外部に漏れるというふうなことはございません。しかしながら、今言われるようにこれからにつきましては、さらにそれらの点検というふうなものを確実なものにしていきたい、そのように考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） こういう情報、個人情報というのが、個人情報保護法がつくられて以来、個人の情報が余り出にくくなったこともあって、1件当たりの情報が売買される金額が上がっていて、これがビジネスチャンスになる動きが非常に高まっていると言われております。絶対に漏れてはならないということで、担当者はじめ課長さんたち、点検を確実にやっていくというお話でしたけども、民間会社も同じように情報を持っている場合、漏れないように、漏れないようにと頑張っていると思うんですが、それでも去年の9月、NTTコミュニケーションズという大きな会社が顧客情報を流すぞと脅されたことがあったということです。逮捕されたのが業務委託先の会社社長だったということでした。そして、また450万人の情報が盗まれた2004年のソフトバンクの事件では元派遣社員であったということで、そういう意味でこの電算業務の民間委託、委託というのが非常に危険だということを深く認識していただきながら、広げないようにした方がいいと。民間委託を広げないようにしてやる必要があるんでないかと思うんですが、個人情報の流出、目的外使用の危険性というのは、今パソコン、コンピューターが広がる中で、非常に簡単に取り出せるようになっていく。そして、問題がやっぱり外部委託先のところから流出することが多いというふうに言われてい

ます。そういう意味で、こういう情報の流出されないように、民間委託というのは簡単ではないと。簡単に行ってはならない。一番守られるべき情報が、個人情報流出する危険性を上げていく、こう考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 要はさまざまな会社があるわけなんです、その会社そのものが、要するに極端に言えばただ単に架空的なそういう会社であるか、いやあるいは確実性のある、実績のある会社なのかというふうなことそのものは我々としてもリサーチしているわけでありまして。簡単に引き出せるような、そういうシステムをすることそのものがやっぱり要はまずいわけでございまして、それをないように我々が管理していかなければならないというふうなのが鉄則であります。ですから、政策経営課の情報統計室の中にあつては、常にそういうふうなカードに対する検索の履歴というふうなもの、とにかくチェックをしております。ですから、不要に要するに活用された、使用された、何のためにというふうなことの追及がございしますので、今のところそういうふうなところはございません。ただいま先ほど申し上げましたように、それらセキュリティ対策にあつては、今後とも十二分にその方策を講じてまいりたい、そのように考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 要望として、民間委託については慎重にやっていただきたいということを要望したいと思います。

それから、成果の38ページで、子育て支援センターのことが載っております、育児相談件数が317件でした。これは大変市民から要望というか、非常に利用の高いものだろうというふうに感じますが、どんな内容だったのかということをおかれ

ばお願いします。また、もっと充実は考えられないか。例えば各保育所で受け付けるなどをすれば、もっと相談しやすくなるのではないかということなどどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 子育て支援センターの事業の内容でございます。ここに記載してありますとおり、わらすこ広場の中に保育士を2名派遣しております。各種の相談事に対応しているわけがあります。その内容ということではありますが、多岐にわたっております。件数で一番多いのは生活環境についてが、細かく別れておりますので一々数字は挙げませんが、生活環境についてが一番多いということでもあります。それから、発達、発育の相談、それから基本的生活習慣についてというふうな相談の内容になっております。相談機能の充実ということでございますが、保育士の配置については、子育て支援センターに配置はしておりますが、年中あそこにいるというわけではございませんで、いろんな機会に外に出て相談事に当たっております。乳幼児健診の折とか、それからその他いろいろ御要望があれば出向いて、いろんな形で育児相談なりに当たっております。各保育所についても、幼児のお父さん、お母さん方がもしそういう相談事があれば、当然保育所長とかあるいは担任の保育士とかに相談しておると思います。その保育所内で解決できない事柄については、子育て支援センターあるいは福祉事務所内の家庭児童相談員等と連携をとりながら、今後もそういう相談事に当たっていききたいと、そういうふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 子育て支援ということでの教育相談、育児相談が、やっぱり保育士の方に行けるとということが非常にお母さんたち、お父さんたちにとって安心なものがあると思います。ま

た、ここに配置されている子育て支援のための保育士2人だけでなく、各保育所でもやはり保育所所長さんと保育士とで直接お話を、形になって数字には全然出ないと思いますが、相談を受けて、子育て支援のあり方について、随時話をしているんだなということをこの話の中でもうかがわれるわけです。そういう意味で、こういうことはやはり市の保育所として、公務員として子供の目の前の保育だけではなくて、親ぐるみ支援していくという、そういう公的な立場であるからこそ気軽に相談も受け易いし、その立場で保育士さんたちが頑張れるというか、そのような気がするんですが、こういうことは私立、民間立の保育所ではどうなのか、伺っていたらお願いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 公立、私立を問わず保育所に配置されておる保育士については、それなりの資格を持っているということでもあります。民間立保育所についても、小規模の子育て支援センターという機能を持ってございますので、当然公立と同じような相談機能を備えて相談に当たっているということでもあります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 民間の保育士さんもやっぱり資格もあるわけですし、子供に当たっているわけですし、もちろん相談されていることはあると思います。しかし、考えてみると、ベテランの保育士ということと、20代そこそこのなりたての保育士さんというふうになったときに、どちらが親にとって気軽に何でも相談し易いかと考えたときに、やはり親から見れば先輩になるような、経験もあるような、そういう保育士が相談し易いだろうと思いますし、受けた方もやはり自分の子育ての経験があったり、長年の保育上の仕事を通して得てきた知識、経験などがあるわけで、その相談の質は相当違うものではないかと思うんですが、

その点についてはいかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 年齢差に伴う経験の差ということは当然あるかと思いますが、しかし、各保育士については、日頃からいろんな研修をしております。保育だけでなく、虐待等についての研修の機会もあります。また、お母さん方にとっては年の離れているよりも、むしろ年齢の近い方が話し易いという方もいらっしゃると思いますので、一概に今委員おっしゃったようなことではないかなというふうに思います。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。質疑ございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 開議

森 儀一委員長 再開いたします。

質疑ございませんか。

6 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

森 儀一委員長 斎藤義昭委員。

6 番（斎藤義昭委員） 141ページの6款1項4目の肉用繁殖牛集団導入事業基金繰出金75円ですか、これについてちょっとお尋ねしますが、今年度の末では、昨年度76頭から今年度72頭ということで、4頭減になっております。今全国的に見て、繁殖、飼育も含めて畜産事業は大変順調のように私見ております。この事業はちょうど最上但馬牛を立ち上げる際に、新庄農協に種牛として600万、600万の種牛だったんですが、新庄市でも相当の補助金出して買い受けたことがあったはずで。その当時は随分そういう方面でも進んでおったんですが、今の状態で、ちょうどあの当時から1頭貸し付けして、初産、一番最初に産まれたその子を返すというふうな事業だったと思います。あの事業じゃないんですか。あの事業と別ですか。その辺の内

容、順調だと思うんですが、今の内容とこれからの見通し、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

それから、2点目、145ページ、6款2項1目市の造林事業費102万円、これについてお尋ねしたいと思います。それで、17年度末に大体191万ヘクタールですか、大体200町歩近い面積だと思うんですが、この市有地の内容といいますか、造林地が、スギ、ヒノキとかそういう造林地がどのぐらいで、それから雑木類の土地がどのぐらいで、それから原野のようなものがどのぐらいの面積になっているのか、そしてその手入れはどういうふうになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

それともう一点なんですが、7款1項3目新庄亀綾織伝承協会運営事業費補助金62万円についてなんですが、新庄亀綾織が復活してから相当年数になるはずであります、事業の内容も相当整備されたと思うんです。今の事業の形態はどういうふうになっているのか、それ1点お聞きしたいと思います。

以上です。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 肉用牛繁殖集団導入事業であります、これは昭和54年にできた事業でありまして、前は高齢者を対象として、高齢者の方への事業でした。これが肉用牛を繁殖として購入する場合、この事業を実施してございまして、事業の貸し付け状況あるいは基金の状況は成果表に書いておりでございます。毎年10頭から15頭ほど借り受け希望者に貸し付けを行いまして、3年から5年、普通5年ですけども、5年間を貸し付けると。その間に繁殖、いわゆる子牛をとっていただいて、それを売るなり保留するなりして畜産振興に、寄与するという目的でずっと続けてまいりました。大体基金も5,000万円ほどでございまして、国と県と市で基金を造成して運用してございます。

ただ、三位一体改革の中の補助事業の仕組みが

変わってきて、この事業が国の事業から外されると。地元でそういった対応あるいは肉牛協会とかJAの系統ございますが、そちらでの類似事業もありますので、そちらで対応してくださいということで、17年度末をもってこの事業を中止したいという国からの申し入れがございました。いろいろ経緯があって、ぜひ市町村として、県として継続したいという意見もありましたけども、結果的には17年度末でこの事業を終了し、今貸し付けている牛は随時譲渡期間が来たら終了していきなさいというふうになりました。代替の事業として、県でも考えておるようでありまして、県単独で基金を運用して似たような事業を実施したいということで仕組みを考えているようではありますが、まだしっかりとしたそういった仕組みについての通知は来てございません。したがって、18年度からは期限が来た譲渡牛について随時完了して対応している状況でございます。

それから、市行造林であります、分収林と市有林が2種類ありまして、分収林が83ヘクタール、市有林が67ヘクタールありますが、実際天然林とかそういったものが多くて、スギとかエンジュとか、そういった有用樹種については、約10ヘクタール弱でございます。したがって、大部分が分収林、いわゆる林野庁、前の営林署、今で言う森林管理所ですけども、そこから土地を借りて、そこに植林して市と国と共有でやっているというやつが大部分であります。下刈りとか除伐とか間伐を経て、切るまで60年かかります。一番早いやつで平成22年から伐木に入るものもでございます。ですけども、大部分がまだ育成途中にあるということで、今は大体一番多いのが30年ぐらい。20年から30年ぐらいのものが一番多いわけでして、枝打ちとか除伐に達している樹種が若干あるということで、この今回102万円の事業費の中に計上させていただいております。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

森 儀一委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 149ページの亀綾織の件でございます。この亀綾織につきましては、新庄の伝統工芸でございまして、平成14年ですか、今の駅前通り空き店舗対策の1つで、平成14年にオープンいたしました。主な亀綾織のものそのものは名刺入れとか筆入れとかネクタイ、あとは壁かけとか、いろんなものを会員の手でつくってもらってございます。そういうふうな中で、平成14年度からその空き店舗対策の一環としてやっておりますけれども、当初売上金額が大体平成14年で160万くらい、あとは平成15年が145万というようなことでいろいろ推移してまいりました。ただ、大口がないとなかなか売り上げが伸びないということもございます。ということは、高校生の同窓会で少し大量に記念品として買うとか、そういうことをやっていますけども、ただなかなか維持管理費も相当、特に光熱水費、やっぱり月の維持管理が大体50万円ぐらいかかるというふうなことで、この伝統工芸を絶やさないために市で運営費の補助金として支出をしているという内容でございます。

6 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

森 儀一委員長 斎藤義昭委員。

6 番（斎藤義昭委員） 繁殖牛の方は国の方からストップのような形で、一応この事業は白紙の状態になって、今後ひょっとすると立ち上げるかもしれないと、こういう状態なんですね。そうですか、わかりました。

それから、この市有林の立ち木についてなんです、大体16年度と17年度で1万1,700立方ぐらい増えているんですが、これは木の太くなったことによって、その立方が増えたということですか。292ページの欄で、前年度末との差があるわけです。これでないか。その分はわかりませんか。何か1万1,000立方ばかり多くなっているなというような気がしたんですが。569立方。1万1,000じゃない。これ木の太さが太くなったことによって立方が上がったのかなと私思ったんです。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 大変申しわけありませんが、後にうちの方で調査いたしまして御説明申し上げます、そのように思います。

6 番(斎藤義昭委員) 委員長、斎藤義昭。

森 儀一委員長 斎藤義昭委員。

6 番(斎藤義昭委員) 亀綾織について150万ほどの売り上げということなのですが、それに60万ぐらい補助金出ているわけなんですね。大体3分の1ぐらい。今のお話では、売り上げが伸びないということは販売が伸びないというか、生産が追いつかないわけじゃなくて、販売が伸びないということでしょう。わかりました。

終わります。

森 儀一委員長 他にございませんか。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番(高山和男委員) 私からは、修繕料というんですか、修繕費についてお聞きします。

まず、91ページです。総務費、一般管理費の中の91ページの下から7行目ですか、修繕料として17万7,000ほどあります。それから、次の95ページ、今度は財産管理費の中に修繕料があります。490万幾らですね、ありますね。この内容、それから97ページにもございますね。97ページ、上から3行目、96万1,000円ほどあります。この修繕料について内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

森 儀一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 総務費、一般管理費、秘書事務事業費の中の修繕料17万7,598円でございますけれども、市長車の修繕ということでございます。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 私の方の修繕料につきまして、これは庁内の庁舎等々の修繕料でございます。97ページの修繕料につきましては、これは庁内にあります車両等の修繕料というふうに御理解いただきたい、そのように思います。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番(高山和男委員) 91ページと97ページは、車のやつだというふうにわかりました。95ページのやつにつきましては、大きなもので結構なんです、どのような庁舎の修繕をされたんでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 昨年度3月に実施いたしました庁内の庁舎のひさしの部分等が入っていたと記憶しております。大変申し訳ございませんが、その内容についてちょっと資料見当たりませんが、それらの修繕費、そのように御理解いただきたい、そのように思います。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番(高山和男委員) 約500万、庁舎のひさしが主ですか、これは。ちょっと金額的には随分張るんじゃないかというふうに思うんですが。もう少し、大きなもので結構なんです、事業内容を教えていただきたいというふうに思います。

森 儀一委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 失礼いたしました。修繕料の393万5,233円の内訳でございますが、大きな……済みません、400です。493万5,233円に訂正させていただきます。の主な内訳でございますが、庁舎、東庁舎の塔屋の手すりの修繕料でございます。大きなところでは、これともう一つが本庁舎の雪庇の修繕料でございます。その他38件ほどございまして、ガラスの破損、それに対する修繕、さらにはエアコンの修繕料等々でございます。

以上であります。

23番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番（高山和男委員） 38件というと随分件数も多いわけです。庁舎も大きいですから、そういう意味では当然だと思いますが、ところで庁舎の手すりと言いましたですね。これは東庁舎の屋上でしょうか。今、その手すりの下に鉄板というか、トタンがまかれているわけですが、それがぼろぼろ、ぼろぼろ崩れてきているということは御存じなんでしょうか。一緒にできなかったのだろうか。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 確かに委員言われるまでもなく、我々もそれらについては認識いたしておりますし、また確認もしております。昨年はこちらの方の雪庇そのものが、コンクリートそのものが非常に腐食してしまったというふうなことに、上にかけてあるトタンそのものも腐食したと。それで、向こうの方については、委員おわかりのとおりフェンスがめぐらせてありました。塔屋の部分です。それが非常に腐食してしまって、それが落下するとさらに危ないというふうなこともあって、とりあえず手すりの部分を撤去したというふうなことであります。修繕等につきましては、今後の検討課題かなというふうに考えております。

以上であります。

23番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番（高山和男委員） 今、今後の課題だということでございますが、ぜひ早急にやっていただきたいというふうに思うんです。庁舎の前に来られた車が雨の日、車の上に黒いものがぼつぼつあるというんでのぞいたら、上の方がぼろぼろのトタンであったということで、一般市民からも言われております。私なんかもちちから見ていまして、ちょうど真横から、高さが同じですから見て、これは危険だなというふうに何回も叫んではおるんですが、なかなか実現されないということでございますので、ぜひ早急に対応策を願いたいというふうに思います。

それから、修繕の関係、学校の方にちょっとお聞きしたいというふうに思います。今回の成果表にもございますし、それからこちらの決算書の中の10款教育費、2項小学校費、169ページと171ページには今度は中学校がございます。萩野小学校と八向中学校、これ400万強の金額で2校が載っております。これは何年ぐらい築何年というか、屋根ふきかえしましてから、新しくしてから何年ぐらいたっているんでしょうか。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

森 儀一委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 済みません。ちょっと今手元に何年かというのが、データがございまして、後で調べてお伝えしてよろしいでしょうか。

23番（高山和男委員） 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番（高山和男委員） 了解しました。なぜこういうことについて私質問したかという趣旨を申し上げます。もう何年もなりますけども、何回か申し上げておりますが、学校関係の管理あるいは市の建物の管理というものについて、私が危惧しているのは、例えば学校関係であれば、校長先生なんか管理者がかわります。先生もかわります。す

べての人がかわるわけですが、そういう中で、築何年で、あるいは新しくふきかえて何年後、普通の家庭ですと三、四年で1回塗り直すというか、塗装し直す。長くても五、六年でしょう。それ以上ですと雨漏りがします。穴あいてきます。腐食してきます。これで見ますと、屋根ふきかえが2件だけでございますけども、学校16校もございます。その中でトタンばかり使っているところだけじゃないと思うんですけども、築何年で塗りがえするんだよと、サイクル。こういう計画書はお持ちかどうか。前にも申し上げたんです。いつも学校関係で雨漏りだと。バケツを置いているところもちよっと余り見たくないこともよくあるんですよ。あるいはぞうきんを置いてあったり、そういう意味で、こういう学校の管理面で、特に屋根とかそういう建物に対しての管理のマニュアルというんですか、何年サイクルでどういうことをやらなきゃいけないというふうな、そういうマニュアルはお持ちでしょうかということをお聞きしたいんです。

奥山芳彦教育次長 委員長、奥山芳彦。

森 儀一委員長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 学校等の管理修繕等につきましては、特に今お話ありました塗装関係については、平成10年から2カ年ほどで各学校も計画的にやった経過がございますが、その後も各学校の要望等をいただいて調査して、かなり老朽化の激しいところからというふうなことで計画を持ってございます。それから、高山委員おっしゃいますように、一般家庭のように例えば新築から五、六年あるいはその後何年というふうな形でうまく回せば非常に良好な環境を保つことができるというふうなこともあるんですが、面積が大きい、施設数が多いとなると、全体的な予算の中で緊急度の高いものからというふうに、最近はそのような取り扱いの中でやっておりまして、昨年度も八向中学校、萩野小学校については傷みが激しいあるいは雨漏りがするというふうな状況を踏まえて、補正予算

を組んでいただいて昨年度実施したというふうな状況でございます。なお、今後とも財政サイドとの協議を踏まえまして、より緊急度の高いものから計画的に手をつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

23番(高山和男委員) 委員長、高山和男。

森 儀一委員長 高山和男委員。

23番(高山和男委員) 平成10年から2カ年計画で実施をしたというのは、チェックをしたということだというふうにとらえましたんですけども、確かに面積が大きいし、予算的なものもありますし、それから緊急度もあると思います。そういう面で、本当に全校を一例に並べて、この校舎は何年に建てたんだ、ここにはこういうトタン屋根があるんだと。この屋根はいつ建てたんだと。何年後には塗り直さなきゃいけないと。この校舎は何年だと。これは何年後には塗らなきゃ、そういう順位をつくってやれば、予算的にもそういう面ではある程度めどがつくんじゃないかと。目安がつくんじゃないかというふうに思うんですよ。今どうしても雨漏りするという事で苦情があって、それから走るんじゃなくて、やはり計画的なそういうマニュアルというんですか、個々の学校のそういう建設時期から追っかけてどうなんだということで、ひとつ一覧表でもつくってやっていただきたいというふうに思います。

これで終わりますけども、庁舎関係についてはやはり先ほどの東庁舎のことも申し上げましたけども、トタン屋根が落ちてきたなんていうことないようにひとつよろしく管理をお願いして終わりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番(石田千與三委員) 159ページの、これは公園費の中の施設管理業務委託料、真ん中辺です。

1,672万何がし。最上中央公園の管理事業費の委託料ですが、これは「すぽーていあ」がございますが、そのそこに職員が勤めていますけども、その人の人件費とか、そういったものも含めた公園全般の管理を指すのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 最上中央公園の施設管理業務委託料でございすけれども、これにつきましては中央公園、「すぽーていあ」を含めて中央公園の施設、中央公園内にある施設の保守点検を含めた管理業務の委託でございす。件数とすれば、例えばあのスライディングウォールの保守点検とか、電気工作物の保安全管理とか、そういった業務を含めまして11件ほどございす。

以上でございす。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番(石田千與三委員) 緑化フェアの後、あの公園は県の方から新庄市に管理を委託されたということで、今花を愛する各グループがせせらぎ花壇のわきにいろんな花を植栽して、除草等の管理も含めてやっているわけですけども、せせらぎという、つまり私らのイメージすると、水が流れて、それこそ清らかな水が流れるせせらぎをイメージしますが、今あのせせらぎと称される場所をご覧になっておられるでしょうか。毎日のように私ちょっと見ていますけども、水が流れているときは、あるいは水がせせらぎを流れているようになると思うんですが、非常に汚れています。せせらぎと称するには余りにも汚れ過ぎていて、それであそこの前にイベントがあった屋根のかかっている部分のいわゆる舞台になっているような前の池になっている部分には水がいつもたまっています。それも余り上等ではないんですけども、けさ見たところでは、水そのものは澄んでいますけども、底の方がかなり汚れているんです。そういうふうな

管理はどうされているのかなと、いつも不思議に思っています。ですから、この管理の中にどういうふうにされているのかなということなんです。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今お話ありました流れ、修景池になりますけれども、これの池の管理と、清掃等につきましては、清掃業務の委託を行いまして、年4回泥といいますか、一般の流れからの水も入ってくるものですから、やっぱり泥がたまるというふうなことで、その泥の撤去を含めて周辺の清掃、これ年4回やっております。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番(石田千與三委員) 余り申し上げたくはないんですけども、水中ポンプ等なんかも使って、石の上についている藻なんかも除去されればいいのかと思って眺めているものですから、この質問をさせてもらいました。

183ページ、上から10行目ぐらいでしょうか。わくわくラージボール卓球大会実行委員会負担金1万円。新庄市のレクリエーション祭、間もなくやってきますけども、いろんな種目がございすが、このラージボール卓球については、わくわくを利用されているグループで、かなり熱心に活動していますからこういうふうになったのかなと思うんですけども、他の種目にはこういったところがないのですが、特にわくわくを使っている方々に対してこの負担金というものが設けられたのか、そのわけをちょっとお聞かせ願います。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

森 儀一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 わくわくラージボール大会、御承知のとおりわくわく新庄には多目的ホールございまして、体育施設関係で結構使用頻度が高いでございます。その中で、卓球がかなりあの会場を使ってやっているというふうなことで、卓球の愛好団体、数団体あるんですけども、その団体の

中でラージボールの大会を1つの施設の特性を生かした利用者間の交流親睦というふうなことで、使っている、その前のページの方にフェスティバルってあるんですけども、それらは利用団体が発表会なり展示会をやると。あわせてスポーツ関係も多目的施設で使っておるもんですから、ラージボール大会に関しましては、卓球大会につきましては、今回実行委員会の負担金を出しているというふうなことでございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番(石田千與三委員) 他にも種目がたくさんあるものですから、なぜラージボールだけなのかなというふうに、ちょっと不思議に思ったんです。いろんな例えば今はやりのグラウンドゴルフとかいろいろございます。そういうところに種目ごとの何かそういった負担金というか、補助金のものがあればみんな喜ばれると思うんですけども、そういうものが見当たらないので、何かどこかでそういうのがあるのかなと一生懸命探しました。それで、見当たらないので、ラージボールだけがこういうふうになるなというのがちょっと不思議なんで今質問しました。今、財政が非常に難しい、困難だというようなことをわかっていますが、広くみんなに今スポーツを広めている立場からすれば、もっともっと枠を広げてもらっていいのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

森 儀一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 なぜ卓球大会だけかというふうなことでございましょうけれども、私どもの歴史的な経過で既に17年度第6回卓球大会を実施いたしております。先ほど申しましたとおり、多目的ホールを使っている団体というのは、スポーツではこの団体だけだと思います。あと太極拳とか、空手の型の練習とかございます。これらを先ほど言いましたとおり、わくわくフェスティバルというふうな形で実施して発表の機会設けてい

るわけでございますけれども、この卓球大会だけは日にち1日、10月のいつも下旬にやっているわけでございますけれども、団体間の男女のシングルスと触れ合いダブルスというふうなことで、会場を使っている中で、そういうふうな卓球だけをとり行っているというのが現状でございます。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番(石田千與三委員) それは理解できます。今私が申し上げることについては、つまり明日あたり用意されているレクリエーションスポーツの種目がたくさんございます。それで、そういうふうな種目については、どのようにお考えになっておられるか。種目数についても含めてわかる範囲で結構ですから、申し訳ありませんが、教えてください。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 委員長、黒坂光悦。

森 儀一委員長 生涯スポーツ課長黒坂光悦君。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 スポレク祭についてのお話でございますけども、明日から3日間が主会期というふうなことで、もう1種目終わっていますので、8種目実施されます。これらの大会につきましては、市からの補助が一切ございませんで、各競技される皆さんの参加料と。300円から500円の範囲なんですけど、それをもってやると。ただ、私ども事務局を預らせていただきまして、賞状等は準備させていただいております。

以上です。

19番(石田千與三委員) 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番(石田千與三委員) 余りこのことについては申し上げたくはないんですけども、つまり今黒坂課長の方から予算がないと、予算ゼロというふうなことでやっているんだと。大方のことについてもそうだと思うんです。近く用意されているものこマラソンというのがあるんですけども、それももう予算がないと。市民運動会がなくなっから、もうほとんど体育系のそういった生涯スポ

ーツに関しては、やれやれという声は大変大きいんですけども、今スポーツ21というふうなことで、そちらの方に移行して、そちらの方で健康づくりだというふうなことをやっているんですけども、予算がつけられない。そんな中で、このラージボールだけがこういうあったもんですから、目に付きました。そこで質問した次第です。他意はございませんので。不思議だなと思っていました。

次の質問なんですけども、161ページ、雪総合対策費の中の水利権許可申請作成技術補助業務委託料と、長いのが21万円、次が1行置いて、升川1号堰導水路整備工事請負費というのが500万で、このことについて、大体こういうことかなというふうなことは想像できますけども、水利権の許可申請をするのに作成技術補助業務というのはどういうことなのかということで教えてください。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 これは、以前より進めております消流雪用水事業に伴います最上川からの水利権の取得に伴います手続等による申請業務、これに伴う資料といいますか、申請の作成用の図面作成並びに書類の整理、そういったものの内容の業務でございます。これは今年度、今手続を進めております消流雪用水の最上川の水源地の国への申請書、その内容の一部でございます。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番（石田千與三委員） 盛んに今の民間の、民活、民活というふうなことで言われています。民間の方々に力をつけてもらうあるいはその力を利用してもらって頑張る民間というふうなことで、協働というようなことも言っています。こういうふうな仕事というのは、担当している職員あるいは精通されている職員が庁内にはおられないのでしょうか。これは、職員はできないのでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 水利権の取得に伴います資料作成といいますか、そういった内容につきましては、やはり基準といいますか、マニュアル等ございまして、やはりそれに基づいたいろんな計算とか、そういったものが必要になってまいります。そういったものについて、時間等をかければできないことはないと思いますけれども、やはりすべてこちらでやるとなると、相当の業務量になるもんですから、その中からというか、特に技術的にとか、あと図面の非常に手書きでなくて、見ばえのするものとか、そういったものの申請を通りやすくするためにやるものですから、そういった一部専門的なものについては、やはり業者さんをお願いしてやっていただくという面も出てくるというふうなことでございます。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番（石田千與三委員） 法律の専門的なことになると、弁護士が代理人とかいろいろあります。行政書士あるいは司法書士、そういった方が専門の知識を生かして、市民のお手伝いをするわけですけども、市の職員になる方はある程度そういうふうな業務には精通されているはずだと思うんです。ですから、簡単な業務について簡単に時間がかかるからとか、そういった理由だけで他の方へ委託するというふうなことはやめてほしいなと思うもんですから、その辺も考えていただきたいと思います。ちなみにこれはどちらの方へ委託されたんでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 業者は双葉建設コンサルタントでございます。

19番（石田千與三委員） 委員長、石田千與三。

森 儀一委員長 石田千與三委員。

19番（石田千與三委員） 何かにつけていろんな業務をすぐそういった専門の業者のところへ委託するというふうなことが聞こえておりますので、

できるだけ頑張ってひとつ前向きに取り組んでほしいなと思います。

次の升川の1号堰の導水路整備工事請負、これも流雪溝の関係があって、水を引っ張るための工事だと思うんですけども、これもちょうと説明をお願いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 これにつきましては、委員のおっしゃるとおりで、消流雪用水事業の一部としまして、増量対策の1つとして、昨年度升川1号堰の導水路の水路の整備を行ったものでございます。延長が240メートルの水路を拡幅というか、大きい水路に入れかえをしたというふうな内容でございます。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。
暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 先ほど斎藤委員の方に答弁をされていなかった部分について答弁申し上げます。

この部分につきましては、72.81という数字が載っております。これは大変申し訳ございませんが、上の方の単位が平米となっておりますが、これは立米の間違いでございますので、まずもって御訂正いただきたいと思います。

この72.81立米、そして下の分収林の方の496.58、面積は変わっていません。ただし量が多くなったんではないかと。それは何だろうというふうなことだったと思います。

山林の収穫量算出表というふうなものがございまして、それには成長率、また成長量というふう

なものがある一定の計数割でこれがございます。この資料に基づいて、今回この部分について書き加えさせていただいたという内容でございます。ちなみに森林管理所等でも使っている、同じような資料でございます。それらの根拠に基づいてここに計上させていただきました。

以上であります。

森 儀一委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時37分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

14番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番(沼澤恵一委員) ページ数145ページ、6款農林水産事業費関係です。この中に、森林振興費あります。中ほどの項目に松くい虫の薬剤処理委託料ということで22万9,000円あります。この処理についての効果はどうだったのでしょうか、まず1点お伺いします。

次に、同じページで下の方から4行目、陣峰市民の森関係です。ここに施設管理業務委託料164万8,000円ございますが、この管理の内容について、とりあえずこの2点お伺いします。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 松くい虫であります。松くい虫をこの中の事業費で行った場所は体育館の裏側にあります松の木、本数にして約50本ほどを、県がまず伐採して、県が主体的に伐採して、1メートルぐらいずつ輪切りにして処理します。その後、薬剤を注入して外側を覆いまして、中にすんでいるマツノザイセンチュウという虫を駆除します。その駆除するのが市のこのお金で駆除することになっています。立米当たり大体5,000円、6,000円ぐらいかかります。そういう役割分担のもとに、松くい虫が周りに広がらないようにということで、

特に新庄の場合は東山公園一帯の半径1.5（2.5に訂正）キロ以内を重点的に、ここ3年ほどで集中的に防除しました。期間は17年度まででありまして、その効果というものは何年かしないとあらわれてきませんけども、今のところ今年見る限りでは大体松くい虫にかかったやつをほとんど伐倒しておりますので、これ以上広がらないようにということで事業は完了してございます。

それから、陣峰市民の森のこの管理委託であります、シルバー人材センターに委託したものが、便所の雪囲いとか、それから木の雪囲い、それから水路の清掃とか、そういった比較的軽度な作業であります。それから、最上広域の森林組合の方にもう一つ事業を委託しております、それが大休遊歩道の刈り払いとか、そういった危険、重度な作業を委託しまして、この金額の164万8,766円というような金額になっています。

以上です。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） 松くい虫の方の御回答をいただきました。これ輪切りにしまして、ちょうど体育館の後ろの方に随分山と積まれてあったんです。ちょっと最近を確認していませんけども、除去されたかどうか。薬を注入したから大丈夫だということで山積みされたのかどうか。結構あそこにあることを知っているもんですから、市民のある方々があそこからいただいてきて、何かに使っているという場面もございました。薬が入っているとすれば、やはりその危険性がないのかどうか、その辺がちょっと心配だなと思ったもんですからお聞きしたわけです。

それから、次の方の陣峰の森の管理費のお話もお聞きしましたが、シルバーの人材センターの方にトイレの雪囲い、木とかの雪囲い、水路の清掃等あるんですけども、この中でトイレ、駐車場に1カ所と、その先に少し上った池の上のところ、2カ所ありますが、ここの中は当然この管理費の

中に入っているんじゃないでしょうか、どうですか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 委託業務の中に入っていますが、日常的な管理については業務の中には入っていません。したがって、雪囲いするとき、それから水路ありますが、水路の清掃するとき、委託作業を行うときはその場所の内部の清掃あるいは雪囲いを行います、日常管理的な、定期的な点検、清掃は委託の範疇には含まれておりません。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） 先ほどの松くい虫の残材は撤去されたのかどうか、ちょっとまだ御回答をいただいていませんので、まだあるのか。それとももうないのか。

それと、もう一つ先ほどのトイレは日常契約に入っていないと。誰があそこを清掃するんでしょうか。といいますと、あそこは駐車場ですから、遊び場でもないしというふうないろんな理由あるとは思いますが、結構あそこで駐車場以外にもちょっと休憩したり、あるいはござ持っていって天気の良い日は何かちょっと一杯とかというふうなのあるような気がするんです。非常にあのトイレが汚いです。使えない状態です。農林課長、見たときありますか。あの清掃というのはやはり誰もする人が今お聞きするといないという形になっているんですけども、その辺はどうなんでしょう。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 松くい虫のまず切った松の処分ですが、撤去はしてございません。野積み、山積みの状態になっています。

それから、トイレの清掃であります、職員が作業あるいはそこに出かけた折に、定期的とはいきませんが、事あるごとにできるだけ清掃をするようにしています。それから、あそこに定期的に

行っている陣ヶ嶺に登る会というボランティア団体がありますが、そこら辺のボランティアの団体の方にも折を見て、変わったことがあればお願いしますということで協力をいただくように呼びかけています。それから、私は今年3回ほど行っていますが、トイレについては下も上も見ています。残念ながらやっぱり御指摘のようにきれいにはなっていないときもございました。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） 松くい虫の残材、山積み、今現在もそうだというふうに伺いましたが、これ大丈夫ですか。誰かが持ってきて何かに使っても。やはり薬というのが非常に気になるんです。大丈夫だとすればそのうち腐食していつてなくなるでしょうけれども、その辺がちょっとやはり心配です。去年あたりですと非常にいい材料でした。今年1年もったから大分腐食済みにはあると思うんですけども、使い易い材料が結構あったんですよ。ですから、やはり誰のものかわからなくなっていたら来てというふうになると思うんです。それを家庭の方に持ってきて、ある程度削ったりして何かに使うという目的のために持ってこられると思うんですよ。その辺が危険性がないのかどうなのか。ないとすれば、あのままでも結構だと思うんですけども、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

また、この便所ですけど、やはりきれいじゃないなんていうものじゃないです。使われません、正直言って。これは何とかしていただかないと、便所があるというだけです。ひどいもんです。これではやっぱりたまにあそこに来られる方、毎回行っている方はこんなもんだろう、あんなところ使えないというふうになるんでしょうけども、やはりたまに行って、あそこを遊歩道歩いて、また戻ってきて、車乗るときにじゃトイレといったときには、ひどいもんです。この辺の対策というのはきちんとやはりすべきじゃないのかなと思いま

す。なければならぬ、これはないんだからと、こうなるんですけども、あんなに立派なトイレがあるんです。ですから、この辺の清掃関係をどういうふうに、これからされるのか。やはりしてもらいたいんです。いかがですか。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 トイレの件はきれいに使えるように頑張って管理を行いたいと思います。

それから、松丸太の件ですが、確認したところ、一定程度年数を置けば……年数じゃなくて期間をおけば、蒸発して薬の危険性はなくなると。それから、じゃこれを持ってって使っているのかというと、好ましくないというのが。それは松くい虫あるいはそういった病気にかかった木の移動については、法的に制限を受けているという根拠があるからです。燃やすあるいは加工するには支障ありませんが、法的にそういう縛りになっていますので、移動しないでください、持っていかないでくださいと言わざるを得ません。薬剤の危険性については、数カ月たてばその効力はなくなるというふうに聞いています。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） 勝手に持っていく方が悪いんですからそういうふうな言い分になると思います。でも、薬害がないとすれば、それで私はいいと思います。この件を終わります。

次に、ページ数147ページ、7款商工費の商工振興費、これに関連することを1つ。中ほどに新庄横根山工業団地内沈澱槽清掃委託料170万1,000円ございます。この沈澱槽とは一体どういうものなのか。そして、市が負担している170万1,000円の他に工業団地の中に入っている工場主さんたちが何か負担を共同でしているのかどうか。沈澱槽があるというのは聞いていますが、この委託料の中身について1点伺います。

それから、そのずっと下の方にあります3目の

観光費の中に、観光振興対策事業費 2 億 2,000 万ほどあるんですけども、これをずっと全部見ても、去年ちょうど今ごろの時期よりも遅く、10 月の 9 日、10 日、大阪の御堂筋まつり、上金沢町若連が山車を持って遠征しております。これらの遠征費用というのが、ちょっとここに見当たらないし、市の持ち出しはゼロだったのかどうか、この辺ちょっと確認しておきたいと思いますので、とりあえず 2 点お願いします。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

森 儀一委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 初めに、横根山工業団地の沈澱槽の件でございます。

これは工業団地の一番下流の方、そこに沈澱池設けてございます。この沈澱池というのは、各側溝とか下水の排水流れたやつを 1 回そこでためまして、沈澱させて上水だけを内川に流すというふうなことでこの沈澱槽があるわけでございます。それで、きれいな上水だけを河川に放流すると。そういうことで、横根山の工業団地できてから 1 回ぐらいですか、まだあそこの清掃をやっているんで、沈澱池そのものが大変土砂がいっぱいたまって、いわゆる上水を吐くというような役目がなかなか今できなくなっておりますので、その土砂を排除して、その沈澱池を清掃すると。そういうようなことで、方法としてはわかりやすく言えばバキューム車みたいなやつでその泥を吸い上げて、産廃処理してそこを清掃したというようなことの内容でございます。

それから、もう一点、大阪御堂筋パレード、昨年 10 月 9 日参加したんでございますけれども、これは 149 ページに新庄まつりの 250 年祭実行委員会負担金、ここで市が大阪御堂筋パレードに支出したのは約 60 万くらいでございます。ということは、大阪 21 世紀協会、いわゆる主宰者からほぼ 9 割近く助成いただきまして、あとは沼澤委員御存じのとおり参加者、いわゆる囃子若連、仁間の囃子ですか、あと上金沢若連の参加された方からも

1 万円の御負担いただきましたし、また県の最上総合支庁、ここからも 20 万の助成をいただいております。そういうような中で、御堂筋パレードの実行委員会つくりまして、そこで行っています。そのようなことで、新庄市の負担は純粋に約 60 万円というようなことで御理解いただきたいと思います。

1 4 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

1 4 番（沼澤恵一委員） 先ほどの横根山の沈澱槽なんですけども、これは市が泥上げとかそういうことをしなくちゃならないんでしょうか。工業団地の負担でというふうにならないのかな。私ちょっとその辺わからないものですから、普通でしたら団地組合とか何とか管理組合とかで、そういう組合組織の中でその経費負担をして団地を継続していくというのが建前のような気がするんですけども、これ全額市が負担したという形になるんでしょうか。いかがですか。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

森 儀一委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 結論から言えば全額負担でございます。あとはその立地企業で立地企業協議会というのをつくりまして、毎月いろいろ負担しまして、清掃とか、そういう小さいというか、小規模のものは管理組合でやってございますけども、そういう大規模なものを会社に負担というものはいかがなものか。ということは、いわゆるインフラ整備といいますか、下水、上水、そういうものを全部完備しますから、ぜひ工場を立地して雇用対策の一環として操業をお願いしますというふうなことをしていますので、またこういう大規模なやつというのは毎年やるというふうなことでもございませぬので、当然市の責務においてやるべきだというふうに考えてございます。

1 4 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

1 4 番（沼澤恵一委員） 横根山の沈澱槽、10 年に

1回あるかそんな程度のようなお話も聞いておりますので、そういうものかなというふうに理解しました。

大阪御堂筋、市の負担が60万ということであります。去年私も御堂筋まつりに行きました。さらに、その十一、二、三年前、下金沢若連が大阪に遠征しております。2回参加いたしました。やはり大阪の大都会での大きな祭り、これはやはりすばらしいものです。2回ともそう感じました。こういうところにやはりなるだけ経費少なくして、多く参加できるような、こういうふうな手法があれば、この新庄まつりのPRというのは結構進むんじゃないのかなというふうに思います。それで、60万と言えば確かに多いかもしれませんが、あの規模からして、遠征日程からすれば、もう本当の微々たる一部、9割以上が21世紀協会を出しているというようなお話も当然私も聞いております。何とかこれ観光課の方を中心として、こういう機会を多くつくって、新庄市の祭り、山車をPRしていただくということが大変重要なことではないかなと思うんです。できれば、やはり市の持ち分はゼロに近く少なくして、相手方から費用をもっていただくというのが大変結構であります。ですから、そういうところを探していただいて、祭りPRにひとつ努力していただきたいなというふうに考えております。

次、もう一点質問します。ページ数が155ページ、8款土木費、2目の河川維持費、この中に河川維持費96万2,000円ございます。人夫賃からずっとありますが、この中身について簡単に御説明をお願いします。

森 儀一委員長 ただいまより10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時09分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 河川維持費の内容というふうな御質問でございます。

これにつきましては、毎年実施されておりますきれいな川で住みよいふるさと運動の一環として実施されます河川清掃に要する費用が主でございます。賃金としましては、土砂等の積み込みの人夫賃金、また需用費等につきましては、河川清掃用のごみ袋、それからあと食糧費につきましては、河川清掃の協力業者に対する弁当、それから委託料につきましては、升形川の河川の草刈りの集積、運搬等の業務委託でございます。それから、車両等の借り上げ、これは河川清掃に伴います業者さんからの車の借上料となっております。

以上でございます。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） ありがとうございます。

その中で、升形川河川草刈業務委託料19万8,000円、この委託先はどこですか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 業務の委託先は民間業者でございます。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） 多分民間業者だと思います。それはわかります。まず、業者名ちょっとお聞きしましょうか、先に。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 三林建設でございます。

14番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

14番（沼澤恵一委員） 三林建設に委託というふうになっていますが、これ升形川全域になりますか。それとも部分的な草刈り清掃になるのかどう

か。その範囲というのは、どの辺をされているかどうか、おわかりであれば教えてください。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 業務の範囲としましては、上流は国道13号のバイパスの橋の上流部になりますけども、そこから下流につきましては、ちょうど交通公園のわきあたりになると思います。それから、下流につきましては、升形川を愛する会ですか、こちらのボランティアの方で一応清掃、草刈り等をしていただいておりますので、それから上流部というふうなことになります。大体面積で4,700平米ほどになります。

1 4 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

森 儀一委員長 沼澤恵一委員。

1 4 番（沼澤恵一委員） そうなんですね。升形川の会、これは私も所属しております。それで、明日午後からまた草刈り清掃です。それで、この三林さんで交通公園の近くまでというふうにおっしゃっていますけれども、交通公園はあの周辺、交通公園からは下流かなり含めまして、川の会でやっておりました。多分そのバイパス横断して、その辺の一部じゃないのかなというふうに私は見えております。

何を申し上げたいかというと、この川の会が左岸、右岸ともに年に恐らく五、六回、もしかすると7回ぐらいになるかもしれませんが、結構これは清掃をやっているんです。草刈りばかりじゃないです。春先から、また明日やってももし足りなければもう一度ぐらい清掃の方に入るのかなというふうに考えていますが、やはり川の会の活動というものを、やはりよく市の方でも見ておられるのかなというふうなことをお聞きしたいんです。実際これは県の方のアダプト事業で、少しばかりの助成金はいただいております。それで、草刈り機買ったり、あるいは袋を買ったりという、ほんの一部です。それで、あれだけの面積を管理して、その中では灯籠流しとかいろいろな、あるいはこ

いのぼりをしたり、行事も行わせていただいているんですけども、やはりこの管理の認識を市の方でどのくらい持っているのかなというこのポイントなんです。たまには来てもらって、市の皆さんと一緒に、休みの日ですから、ほとんどやるのは。どうかなということもあるんですが、その辺たまには来ていただけるような心持ちなんかもございますでしょうか。とりあえず明日午後1時からやります。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 河川アダプトで河川の清掃等を行っていただいているというようなことは承知しております。上流部の河川の草刈り等につきましても、以前県の方で河川整備していただいて、公園的な利用ができるような整備をしていただいたわけですけども、それに伴って委託というふうなことでの河川清掃業務が以前あったわけですけども、現在は交付金というようなことで一部市の方に総合交付金の中で流れてまいりますけど、そういったことで河川清掃を行っているところでございます。

今お話ありましたように、河川清掃あるというふうなことで、いつされるかというのは今ちょっと初めてお伺いしたもんですから、されているというのは、した後といいますか、現地確認したりして、それを承知しておるんですけども、いつされるかというようなこと、行事日程等はやっぱりわからなかったもんですから、その辺は知らなかったんですけども、教えていただければ現地の方も見るような形で対応、参加したいというふうに思います。

散 会

森 儀一委員長 以上をもちまして本日の審査を終

了いたします。次の決算特別委員会は9月19日火曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

それでは、本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 3時17分 散会

決算特別委員会記録 (第 3 号)

平成 1 8 年 9 月 1 9 日 火曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

委員長 森 儀 一

副委員長 金 利 寛

出 席 委 員 (2 3 名)

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	山 口 吉 静	委員
4 番	奥 山 省 三	委員	5 番	斎 藤 敏	委員
6 番	斎 藤 義 昭	委員	7 番	渡 部 平 八	委員
8 番	清 水 清 秋	委員	9 番	小 嶋 富 弥	委員
1 0 番	小 野 周 一	委員	1 1 番	遠 藤 敏 信	委員
1 2 番	佐 藤 隆	委員	1 3 番	新 田 道 尋	委員
1 4 番	沼 澤 恵 一	委員	1 5 番	中 川 正 和	委員
1 6 番	森 儀 一	委員	1 7 番	柴 田 忠 志	委員
1 8 番	下 山 准 一	委員	1 9 番	石 田 千 與 三	委員
2 0 番	平 向 岩 雄	委員	2 1 番	亀 井 信 夫	委員
2 2 番	今 田 雄 三	委員	2 3 番	高 山 和 男	委員
2 4 番	金 利 寛	委員			

欠 席 委 員 (1 名)

3 番 星 川 豊 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長	高 橋 榮一郎	助 役	八 湊 長 一
総 務 課 長	武 田 一 夫	政 策 経 営 課 長	小 笠 原 謙 一
税 務 課 長	鈴 木 吉 郎	市 民 課 長	大 場 和 正
環 境 課 長	田 口 五 郎	健 康 課 長	星 川 基
農 林 課 長	坂 本 孝一郎	商 工 観 光 課 長	羽 賀 千 尋
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一
会 計 課 長	矢 口 喜一郎	福 祉 事 務 所 長	矢 口 孝
神 室 荘 長	奥 山 栄	水 道 課 長	高 橋 敦
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	佐 藤 博
教 育 次 長	奥 山 芳 彦	学 校 教 育 課 長	小 野 和 夫

生涯学習課長	大江 雅 夫	生涯スポーツ課長	黒坂 光 悦
選挙管理委員会	小 関 俊 也	選挙管理委員会	小 野 正 一
委員長		事務局長	
監査委員	國 分 政 嗣	監査委員	渡 部 秋 夫
農業委員会	斉 藤 純 一	事務局員	斎 藤 友 一
会長職務代理者		事務局長	

事務局出席者職氏名

局 長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

本日の会議に付した事件

議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定について

開 議

森 儀一委員長 それでは、おはようございます。
ただいまの出席委員は22名、欠席の通告者は星川
豊委員の1名です。なお、本日は農業委員会より
会長職務代理者の斉藤純一君が出席しております
ので、よろしくお願いいたします。
それでは、これより15日に引き続き決算特別委
員会を開きます。

議案第50号平成17年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定につ いて

森 儀一委員長 平成17年度一般会計の歳出につ
いて質疑ありませんか。

17番(柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

森 儀一委員長 柴田忠志委員。

17番(柴田忠志委員) 二、三確認のためにもお
聞きしたい点がございますので、お願いいたしま
す。

ページ101、2款総務費、2項、これは市納税貯
蓄組合連合会補助金でございますが、以前より振
り替え納付になっているから、これは必要ないん
じゃないかという議論が多々あったわけでありま
すが、他市の例を見ますと翌年にかなり納付率が
落ちると、懸念される点も議論されてきておりま
したが、そういう点でどうとらえられておるのか
お尋ねいたします。

それから、ページ149、7款商工費でございます
が、新庄まつり去年250年祭として大々的になされ
たわけでありまして、運営事業負担金並びにその
下段にある250年祭実行委員会負担金と両方ござ

いますが、この持ち出しのお金は全部いわゆるま
つり基金からの取り崩しであったのか、またその
費用対効果はどのようにとらえられておられるか、
さらに現在の基金の状況をお尋ねしたいと思いま
す。

飛びまして、157、8款土木費、4項都市計画費
でございますが、この中に旧新庄営林署庁舎解体
工事請負費がのっておりますが、これは新庄市と
して解体を請け負わなければならない事項なのか、
さらにこの更地、後ろの方に官舎等まだ残ってお
られますが、いずれこの場所はどのように新庄市
としてとらえられておるのかをお尋ねいたします。

また、4目の公園費の中に公園管理事業費が盛
られておるわけですが、いろいろ一般質問
ございましたわけですが、例えば雪囲い、掃除、
草刈り等この費用で十分なのか、またその事業を
消化するに当たってこの金額を盛られているわけ
ですが、それで十分だったのかどうか1点お聞き
したいと思います。

167、教育費でございます。10款教育費の1項教
育総務費の中に学校のつばさ支援事業委託料がご
ざいですが、18年度も大体当予算を市の執行部の
方より盛られておるわけですが、今学校の方では
余裕のあるお金がございません。これについて、
17年度の取りかかられた事例、またその効果等お
聞きしたいと思います。

下段の方にあります不登校適応教室指導事業費
でございますが、今17年度において何名の不登校
の児童が新庄市においてあるのかをお尋ねいたし
ます。先般の新聞等に小学校の授業が成り立たな
い地区が出てきておりまして、やはり少しでもそ
ういう面で危惧される面があるわけでありますか
ら、委員会としてはどのように指導なされてきた
のか、またつまずきのある児童生徒支援事業費、
これは新庄市で特段の計らいとお聞きしておりま
すが、どのように御指導、何名の先生で17年度は
なされたのかお尋ねいたします。

以上です。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 納税貯蓄組合の連合会の補助金というふうなことでもって、それらが連合会が解散したことよっての影響というふうなことの質問かと思いますけども、連合会につきましては各地域の納税組合をもってこれまで組織されてきたわけでございます。各地域の納税組合につきましては、それぞれ納税意識の高揚とか、それから納期内納付の向上を目的として、それに収納率を加味しながら納税組合に対して奨励金というものを交付してきたわけでございますけども、17年の4月からですか、施行されました個人情報保護法、それが一段とプライバシーが保護されるというふうなことで重視されてきておるわけでございます。そういったことも含めまして納税組合の活動そのものが変化してきたというふうなこともございます。そういったことでもって今年の3月にその連合会を解散したわけですが、これらの状況を踏まえても各市、県内各市もありますけども、ほとんど解散しております。県内では長井市さんだけが今残っているというふうな状況でございますけども、口座振替による納付がだんだん普及してきております。そういったことも含めて考えますと、まだ17年度で廃止したばかりですので、1年経過しておりませんが、それらの口座振替ということもございますので、普及してきているということも見て影響的には少ないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

森 儀一委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 149ページの新庄まつり、効果と現在の基金の状況ということでございます。それで、新庄まつりの効果については、もう柴田委員御存じのとおり昨年250年祭、史上初の4日間開催ということで、これも皆様方の御尽力を得ま

して大変成功裏に終わってございます。それで、人手も54万人というふうなことで大変経済効果、あるいはあといろんな問い合わせ等、あとエージェントもたくさん旅行者を連れてきておりますので、大変な効果があったんだらうと。あと、その記念事業の一環として大阪の御堂筋パレード、これについても沿道の見物客というんですか、約100万人というふうに言われてございます。その中で参加者が全部いろいろ合わせまして1万人。それで、新庄まつり特に大変きれいだということで毎日放送、テレビです。あと、読売テレビ、NHK、それらのマスコミの中で物産のPRもしてくれました。特にのどやけ団子とかそういう奇抜なアイデアの商品も紹介されまして、大変物産館の方に問い合わせも数多くありまして、新庄まつりのPR、新庄の物産のPRに大変貢献した事業だったというふうに評価してございます。

また、じゃその財源はということで、御指摘のとおりまつり振興基金を取り崩してございます。それで、この決算書の297ページにまつり振興基金の現在の残高出てございます。297ページの中段でございます。ただ、これ8,400万幾らというふうに記載していますけども、これ平成18年の3月31日現在の残高でございます。その後、出納閉鎖期まで、5月までの間に約400万ほど、これ無形文化財関係とか、あとポスター補正で前倒ししましたので、そういうものを400万ぐらい取り崩しておりますので、17年度末で基金の残高が8,042万ほどでございます。それで、この基金の大きな取り崩しは今までは大事業といえますか、東京の銀座まつりに過去4回ほど行かれたかと思います。あと、ザルツブルグの海外派遣とか、何年か前に大阪御堂筋も行っています。そういう大きな事業をこの基金から取り崩しておりますけれども、最近は運営費補助とかいろんなものをこの基金から取り崩してございます。それで、8,040万ほどの基金残高でございますけれども、今年、18年度が祭りの運営費が1,200万ほど、あとポスター、あるいは囃子の

備品の補助とか、山車の台車の補助、これが合計で約1,400万ぐらいですので、今回の平成18年度のこの1,400万を取り崩しますと約6,500万ほどというふうに試算してございます。

以上です。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 街路事業の沼田角沢線の事業に伴います旧新庄営林署庁舎解体工事についての御質問でございますけれども、これにつきましては新庄営林署と協議いたしまして、補償工事として市が実施したものでございます。その跡地の利用というふうなことのお話でございますけれども、事業用地として当時買収した段階では、跡地を買っていただきたいというふうなお話もあったようでございますが、ただ事業で対応できるものでございませぬので、当然買うとなれば単独というふうなことになりますから、そういったことにつきまして時期的に買収は当時としてはできないというふうなことでのお断りした経過があるようでございます。その後営林署の方からは特に市の方に対しての話は来っていないというふうなことで伺っております。

あと、それから公園の施設管理についての御質問でございます。これにつきましては、市内にあります児童公園から、あとそれから河川公園等含めまして公園についての施設並びに植栽管理等を委託している業務でございます。児童公園等につきましては、地域の方々の御協力を得まして維持管理業務についての契約を行いまして、草刈り、あと清掃等の維持管理の御協力いただいているところでございます。また、大きい公園につきましては、やはり専門的なものにつきましては専門業者にそれぞれお願いしているというふうなことでございます。特に御質問の中で雪囲いとか、あと草刈り等についての業務について事業費といえますか、間に合っているかというふうな御質問でございますけれども、特に専門的なものについては

先ほど言いましたように業者の方に委託しておりますけれども、あとは草刈り等についても適宜現地確認しながら年数回草刈り等業務を行っております。あと、それで不足する分については直営で対応しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

小野和夫学校教育課長 委員長、小野和夫。

森 儀一委員長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 3点御質問あったかと思えます。

まず初めに、つばさ支援事業についてでありますけれども、これは主要施策の成果に関する説明書の8ページにもありますように、つばさ支援事業の目的は特色ある学校づくりを推進していくんだと、そのために各学校で予算を有効に活用する方策を立ててくださいというふうなことで予算を配分しているというふうなことであります。その中身なんですが、報償費とか需用費、その活動に要する費用です。それから、印刷製本費というのが主な中身になっております。

17年度の事例というふうなことでございますけれども、活動費の中では総合的な学習の活動のためにさまざまなものが必要になってまいりますけれども、それらの費用だとか、あるいは児童会活動、ボランティア活動、あるいは家庭、地域との連携のための活動、そういったものを学校でどんどん進めております。そういうところに要する経費をこのつばさ支援事業から出しているというふうなことになります。また、学校によってはつばさコンサートとか、そういった名前を付けてコンサートを音楽家の方に頼んで小中合同でやったり、あるいは教育講演会というふうなことで小学校の保護者のみでなく中学校区で講演会を企画してお聞きするというふうな、そういうことに十分活用させていただいているなというふうに思います。

つばさ支援事業につきましては、特に今申し上げましたように小中連携というふうな立場からいろんな活動を計画していただきたいというふうな

ことで、それらにいろいろ役立てていただいているということになります。大変学校からはありがたいというふうなお話をいただいて、私たちも喜んでいてるところであります。

次、不登校の状況についてでありますけども、平成16年度、不登校の児童生徒が35名おりました。これは30日以上欠席と、病気以外での欠席になります。欠席というふうなことで35名おったわけです。平成17年度はこれを30名以下に何とか抑えたいということで、事ある度にお話をしてまいりました。17年度の結果は大きく減らして26名というふうなことで、大変学校から頑張っていただいたなというふうに思っています。また、この不登校児童生徒への支援については、教育委員会の教育相談員2名いらっしゃいますが、2名の先生、それから県の事業でありますけども、サポーターというふうなことで不登校の指導のための支援員を1人雇っておりますので、そういう方の御努力もあって、学校の努力と相まって減ったなというふうに思っています。今年度はさらに目標値を高くしまして、25名以下というふうなことで取り組んでいるところでもあります。大変今の段階でさらに昨年より減っておりますので、何とかこのまま推移できればなというふうに思っているところでもあります。

次に、3つ目ではありますが、つまずきのある児童生徒支援事業というふうなことであります。平成17年度は当初個別学習指導員4名の体制でスタートいたしました。4名で6校ですか、複数校1人かけ持つ場合もありましたので、そこに1人そのままずっと1週間配置という学校と、それからかけ持ちで担当というふうなこととおりましたけども、4名でスタートしました。12月にどうしてももう一人付けていただけないかと、非常に指導に困っているというふうなことが出てまいりまして、財政課の方とも協議をさせていただきました。1月6日から1名追加をしていただきました。本当にこれはありがたかったなというふうに思い

ます。最終的には5名の方で個別学習指導をしてきたところであります。市内にはそういった個別に指導を要する子供が普通学級の中に見られるものですから、そういうふうなことのできるだけそういう手立てがとれれば大変いいなというふうに思っているところです。これについても大変学校から喜ばれている事業じゃないかなと、喜ばれているというよりも必要とされている事業じゃないかなというふうに思っています。

以上です。

17番(柴田忠志委員) 委員長、柴田忠志。

森 儀一委員長 柴田忠志委員。

17番(柴田忠志委員) いろいろお聞きした点でわかります。ただ、8款土木費の都市計画費の中での営林署の問題なんですけど、この場所は一課では今の段階では返答できないというふうにお聞きしたわけではありますが、そのまま放置しておかれるのか、それとも市の方で何らか手立てを考えておられるのか1点お聞きします。それと、これは都市整備課の問題ではないと思うんですが。

それから公園の管理費、このぐらいでいろいろなっていると言いますけども、街区公園も含めての管理とすればかなり市内全域としては広く感じられるんじゃないんですか。そういう意味でいろいろ今年のテーマが協働という名目があるわけですが、その点はどうとらえられておるのか、特に昨年大雪の場合の樹木とか、いろいろな枝折れとか被害があったと思われませんが、それらを含めてもこの大雪を過ごされてどういう状況だったのかもお聞きしたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 営林署の跡地につきましては、土地を求めるにあつては当然その目的があつての購入かと考えます。ただし、今現在ではあそこの土地そのものは非常にいい立地条件にあるわけでございますが、今市としてはその目的に要するような土地としての今現在の計画はございま

せんので、購入というふうなところまでは現在に至っていない、そのように考えているところであります。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

森 儀一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 公園の管理についての質問でございますが、昨年度から公園の管理について、箇所数も相当多いですし、そういったことと、あとはやはり協働というふうなことも踏まえまして、特に児童公園等につきましては地域で利用しているというふうなこともありますんで、自分たちの公園だというふうな意識を持っていただくというふうなことと、少しでも地域で御協力いただければというふうなことで、昨年度5カ所ほどですか、最上公園もありますけれども、自分たちでできる範囲での協働というふうなことで公園管理に対する協力というふうなことでお願いしてきているところでございます。今年度さらに2カ所今現在お願いして実施していただいているわけですが、今後はそういったことから、特に児童公園等についてはやはり地域で管理していただくというふうなことでお願いを地域と協議しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

森 儀一委員長 他に質疑ありませんか。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

森 儀一委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) それでは、ページ数134ページの6款1項1目の農地流動化支援事業費についてお聞きしたいと思います。

農業委員会は農家の利益代表機関でありますけれども、この事業については毎年増加しているようですが、大変よい傾向にあるなと思うわけですが、それで、この事業費については認定農業者もしくはその地域の担い手の方々が農地を集積していると思うわけですが、この事業費において幾らの農地が集積されているのかま

ずお聞きしたいと思います。

また、現在新庄市は農業経営強化基盤法により担い手により将来は大体5,000ヘクタールの新庄市にある耕地面積の72%に当たる農地を集積したいという目的を持って担い手に集積を図っているわけでございますけれども、現在どのような面積が担い手の方に集積されているのか、それも重ねてお聞きしたいと思います。

そしてまた、17年度現在で利用集積に関して全体的にどの程度その集積がなされているのか、まず3点についてお聞きしたいと思います。

斎藤友一農業委員会事務局長 委員長、斎藤友一。

森 儀一委員長 農業委員会事務局長斎藤友一君。

斎藤友一農業委員会事務局長 農地流動化の事業について御質問ですけれども、予算書の中にあります農地流動化支援事業費ということで、これは県の単独事業でありまして、いわゆる農地の一定面積を集積した場合に補助金を交付するというような事業であります。農地の集積に当たっては、方法として農地法の第3条による貸し借りがあります。それと、いわゆる農業経営基盤強化促進法による今御質問ありました農地利用集積計画による農地の貸し借りがあるわけですが、現在この農地利用集積計画に限った集積の面積、485ヘクタールでございます。この貸し借り、集積における現在の貸し借りの面積が485ヘクタールとなっております。

新庄市の農地の集積を今後どうするかということでもありますけれども、先月8月末に策定されました農業経営基盤強化促進基本構想において、今委員がおっしゃられましたように72%を目標に集積していきたいというふうに考えております。現在の集積率でございますが、担い手と言われるいわゆる認定農業者、それから農作業等の受託組合の構成員等、それらを合わせますと615人ほどおります。これらの方々に今集積されている面積が60.3%という状況となっております。17年度の集積の実績ですが、17年度の利用集積計画の実績は

申請が.....この計画については、期間が来ると自動的にその賃貸契約が終わるということになっておりますけれども、再設定も含めると127件で165ヘクタールほど17年度の実績で集積の申請がございました。

以上です。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

森 儀一委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 最初に質問しました農地流動化支援事業によってどのくらいの面積が対象になったかということをお聞きしたいと思います。

あと、新庄市、恐らく山形県でも最低の方の減反の未達成者がいるわけなんですけれども、農地法第3条でどのくらいその土地の賃貸借が行われているか、あと農家の戸数などわかればお願いしたいと思います。

斎藤友一農業委員会事務局長 委員長、斎藤友一。

森 儀一委員長 農業委員会事務局長斎藤友一君。

斎藤友一農業委員会事務局長 第1点の流動化支援事業助成金に関わる.....

(「面積ですね」と呼ぶ者あり)

斎藤友一農業委員会事務局長 はい。この流動化支援事業については、補助金が2カ年について交付されるということで、11名の方が17年度で対象者となっております。面積が3,151アールということですが、前年度、16年度からの継続の方が5名おりまして、新規の方は6名でございます。新規の6名の方については、2,144アールの補助事業の対象者でございます。

それから、もう一点、3条の申請状況について御質問ありましたけれども、3条につきましては売買、贈与、所有権移転と使用貸借関係、賃貸借関係ございますが、これら含めまして3条の申請が91件ございます。その面積が8,580アールとなっております。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

森 儀一委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) はい、わかりました。

主要施策成果の14ページの第4表、総所得調査表の農業所得についてお聞きしたいと思います。平成17年度の農業所得の金額は、ここに書かれたとおり6億3,756万9,000円でありまして、前年度対比52.8%減の大変な減少率であります。恐らくこれは前年度の稲作の冷害に対する共済金の支払いが主な増加じゃないかと思われるわけですが、その共済金の支払いというものは全体で幾らであったのかということをお聞きしたいと思います。

また、これに関連してなんですけれども、あと平成15年度と比べまして平成17年度恐らく3億200万弱の減少となっているわけですが、この数字を見る限り新庄市の農業所得金額は非常に、非常というか、異常なまでに減り続けている実態となっております。その要因はどの辺にあるのか、幾ら米価が下落したとはいえ、米価の下落だけの問題でないとは私は思うわけですので、その辺の要因というものはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 平成16年と、それから17年の比較において農業所得について約2分の1になっているというふうなことで、16年度の農業所得約12億ありますけれども、それらについて前年の15年の収入が16年と、16年度の農業所得というふうな形になっております。15年につきましては冷害がございまして、そのとき小野委員から言われるような共済金が出ております。共済金も雑所得というふうなことで農業所得に加算されるというふうなことで、金額については3億9,900万、約4億近い共済金が出ております。それと同時に米価の単価も1俵当たり約5,000円は違うと、5,000円が高くなっているというふうなことで、それらがこの16年度の農業所得について多くなっていると、17年度と比べて多くなっているというふうなこと

でございます。これは参考までですけども、当時冷害でありますので、平年収量の30%以上減った場合に減免しますよというふうなことで市で特例を設定したんですけども、そのときの対象者は誰もいなかったというふうなことでございますので、これはあくまでも参考でございます。

私の方からは以上でございます。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

森 儀一委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) それでは、これに関連しますが、市といたしましても米だけではなくて米プラスアルファということでいろんな支援策を打ち出しているわけでございます。そういう中で例えばページ数142ページの6款1項6目の園芸作物産地化推進事業費補助金482万何がし、そしてまた平成16年度においても同じような名目で502万何がしの補助金が出されています。2年間にわたり1,000万近い補助金が出されているわけでございます。また、大きな項目で同じページ数、142ページの6款1項7目においても果樹園芸振興費として多くの振興対策費としてお金が出されているわけでございますけども、これも15年、16年、17年にわたり1億1,000万ぐらいの支援策としてお金が出されているわけでございますけども、この農業に対する大きなお金が出されている割合に新庄市の農家の所得金額が上がっていないわけでございますけども、これらの施策がいつごろになったら効果があらわれてくるのかということを知っておりまして担当課長さんにお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 園芸関係の17年あるいは16年度の事業費の例をとりまして、今後の農業全体の振興施策の効果の発揮という点の御質問がございました。長い期間、長いスパンで見ていただくことが大事なのかなというふうに考えてございます。短いスパンでもこの前までやっておりました

園芸塾によりまして、それらの卒塾生の方々が地域の花弁栽培の中核を担いまして、今活躍されて園芸振興、特に花卉の部門が10年前に比べて、10年前は1億足らずだったものが今では3億を突破するに至っていると、あるいはニラの産地としては北日本で10番以内に入るぐらいの大きな産地になっていると、あるいは山菜につきましても東北有数の産地になっているという実績が着実に伸びてきておりますので、これからもそういった方向で特産化あるいはブランド化を目指して農業後継者の定着に結び付けていきたいというふうに考えてございます。米が中心ですので、米に頼らざるを得ない農業構造になってございますけども、今は7割ぐらいあります。これを将来的には10年以内に6割ぐらいまでにその依存度を総体的に他の作物の比率を高めていきたいというふうに考えておりますので、1年、2年という短いスパンではなかなか効果が出にくい産業でございますので、5年、10年というような長いスパンで計画を進行しながら着実に実現してまいりたいというふうに考えてございます。

10番(小野周一委員) 委員長、小野周一。

森 儀一委員長 小野周一委員。

10番(小野周一委員) 長い目で見てほしいという、大変足元をまだ現実を見ていないなと私は思うわけでございますけども、やはりこのように園芸ばかりではないと私は思うわけです。畜産にしても、いろんな新庄市の農業面で本当に先が見えない状態であります。そういう中で行政と農業団体と、そして生産者がやっぱり三位一体となったこれからの新庄市の農業を何とかしたいという意気込みがどうも見えてこないという大変失礼なんですけども、そういう現状じゃないかと見えるわけでございますので、これからはなお一層行政と各種の農業団体、そして生産者が一体となって新庄市の農業を先に見える農業にしていってほしいなということで終わりたいと思います。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。

24番(金利寛委員) 委員長、金利寛。

森 儀一委員長 金利寛委員。

24番(金利寛委員) 何点が質問します。

ページの145ページ、農林水産費の中の林業の林業振興費ですが、この中に松くい虫の被害木材の処理ということで22万9,756円のっておりますが、今見るとかなり松くいばかりでない被害状況が見えるわけですが、ここ16年度との比較で、また来年度、18年度あたりこの松くい虫の被害木に対する22万9,756円で事足りるのか、どれぐらいを、目に見えるところだけ処理しているのか、今後どういうふうな状況に動いていくのかという点も含めてお伺いします。22万で大丈夫なのかどうなのか。

2点目ですが、陣ヶ峯の市民の森、その下ですが、244万6,141円計上されておまして、施設管理業務委託料が164万何がしというふうのっておりますが、この業務委託料でどういうふうな仕事をされているのか、またここで毎年大体このぐらいの金額を陣ヶ峯の市民の森に投入されているのかどうか、そしてこのいろんな部分、せっかくここまでの金を使っているいろいろなとすれば、今度商工課の方になると思うのですが、ここを使っているいろんな研修等は、研修というか、要するに旅行社に対する誘導というか、いろいろないいひょうたん池も含めてぐるっと一連あると思うのですが、全然アピールはされていないし、使われていないんでないかなというふうに懸念されますので、これぐらいの事業費をずっとそこところ、歩かれるところの間伐というか、木を切られて歩き易いような歩道というか、その部分もされているのでしょうか、これに対するとらえ方をお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、成果表ですが、成果表の66ページ、商工費になりますが、事業主体が新庄TCM株式会社のまちづくりの支援事業であります、この事業の内容で空き店舗活用または情報発信等という状態で80万1,000円計上されておりますが、鳴り物入りでTCM株式会社が発足以来、だんだんと

じり貧の状況下にあつて、今後このTCMはどういうふうな状況に進んでいくのかな、これと100円商店街との関わり合いをお伺いしたいというふうに思います。

その下の地域ビジネス補助事業ですが、この補助事業にも305万のっておりますが、この巨木のファンクラブだとか、巨木の体験ツアーだとか、ウェブのサイトの最上の巨木の広域発信だとかということで使われているようでありますが、これに対する費用対効果、どういうふうになるのかという点もお伺いしたいというふうに思います。

それから、最後ですが、96ページ、市の体育施設の管理運営に関わる問題であります、体育館、平成17年度の成果はかなりの金額で、例えば洗面所の排水管修繕に9万4,500円、駐車場舗装12万6,000円とか、かなりのいろんな施設が老朽化に伴って補修をされているような、その他体育施設、武道館も含め、市民球場も含め、陸上競技場も含めかなりの修繕費がかさんでいるようであります。この中で、大変な状況下なのですが、体育施設、今年度、平成17年度はどれぐらいその修繕費にかけ、来年度あたりも同じぐらいの金額を当て込んでいるのか。

それから、その次のページ、生涯スポーツの方になると思いますが、その前のページですね、生涯スポーツの方では、95ページですね、いろいろ入場料をいただいて、98ページです。済みません。体育館の使用料、ずっとこういうふうにしてありましてかなり使用料も入っているようでありますが、修繕費対使用料でどれぐらいの比率で、なおかつ人件費はしないでどうなのかということが、スポーツの方は載っていますが、生涯学習の方ですね、例えば市民プラザとかいろんなところがあると思うのですが、この使用料等は文化会館も含めて載っていないようでありますが、これはどういうふうになっていますかという点と、使用料の率というか、文化施設ですから、それを当て込んでだめなんだろうけど、どれぐらいを当て込

んでいればいいのかかと、パーセンテージですね、5%とか10%とかとあるんでしょうけど、そういうふうなところどういうふうに計算されて運営されているのかという点をお伺いしたいというふうに思います。

以上。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 145ページの松くい虫関係でありますが、県と市が連携をしながら補助事業対応で平成15年から17年度までの3年間やってまいりました。市内全域にも蔓延しておりまして、至るところの松が枯れているという現状になっています。これは、日本全国至るところ同じような現象であります。県と連携してやってまいったのは東山周辺を中心として、この前半径1.5キロというふうに申し上げましたが、2.5キロでございます。2.5キロの範囲内の松を対象として、かかった松は伐倒して薫蒸、消毒して殺菌するというような方法でやってまいりましたが、その処理しているのはその周辺だけで、あとは対処し切れないのが現実でございます。したがって、東山公園内の松を最小限守りたいということで昨年は50本ほど、約30立米ほど実施いたしました。その効果につきましては着実に上がったのかなというふうに考えていますけれども、他の地域は枯れる状況に歯どめはかかっていません。

それから、最近はナラ枯れというような事態も庄内の方から新庄、戸沢、大蔵の方に入ってきておりまして、ナラが枯れていくというふうな状況が顕著になってきてございます。最上川の船下りをする山の中腹から上の方にかけて赤茶けた枯れ木が非常に目立ちます。全部ナラ枯れの蔓延によるものでございます。東山につきまして18年度事業で対処するということが計上していますが、今後はこのナラ枯れも大きな1つのテーマになってくるのかなというふうに考えてございます。

それから、陣峰市民の森の関係でありますが、

この委託している内容はシルバー人材センターと最上広域の森林組合でありまして、シルバー人材センターにつきましては雪囲い、あるいは水路の清掃、そういったこと、それから最上広域森林組合につきましては遊歩道の刈り払いとか下刈りを中心としてやっています。遊歩道は毎年、それから下刈りはブロックローテーション、5年に1遍その場所に戻ってくるように計画を組みながら実施してございます。昨年度からボランティア手法を導入しまして、市民からの協力をいただきながらこの市民の森の維持管理作業に当たってございまして、市民のボランティア団体あるいは中学校の体験作業ということで今年度も3校ほど実施しましたし、昨年度もみどりの少年団や市民団体、それから中学校の生徒を含めながらそういった手法でやってまいりました。維持管理費もかなりの節減をいたしておりますし、効果が上がっているのかなというふうに考えてございます。ただ、利用者数は残念ながら平成2年をピークにして若干ずっと減り続けてきているというのが現状であります。

以上です。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

森 儀一委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 まちづくり会社のTCMの今後というようなことが一番大きな質問の内容ではなかろうかと思います。この成果表の66ページに事業の内容を大きく7つほど掲げてございます。その補助金が80万1,000円でございますけれども、これは国の補助事業でございまして、10%、1割を市が補助しているという内容でございます。これにつきましては、まち中をどう回遊させるか、あるいはまちの中を走っている中の川の散策マップ等をつくりまして、いわゆる市内をうまく回遊できるようなパンフをつくったり、あと情報誌、これ「ママ・ナビ」という情報誌で市内に住んでいるお母さん方が楽しんだり、お医者さんに行くにはどこがいいだろうとか、いろんな情報を詰め

た情報誌でございます。そういうふうな中で、金議員御指摘のとおりソフト事業はかなりやっておりますけれども、ハード的な部分というのは今まで着手はしてございません。

そういう中で、じゃこのTCM今後どうするんだということでございますけれども、今まで信用金庫さんのわきの事務所を借りておったんですけれども、家賃の問題あるいはそういうふうな中で収益事業がなかなかやれないというふうなこともございまして、今年から家賃の軽減というふうなことで商工会議所の2階にTCMの事務所を移転してございます。そういう中で、今まで大学の教授とかいろいろな方々を交えまして、今後どうするんだということでいろいろ勉強会あるいは講演等やってきたわけでございますけれども、これからはじゃ本当にTCMで何ができるんだろうというようなことで、いろんな世代あるいはいろんな異業種の方を集めまして、今後まちづくり会社どうするんだということでいろいろ議論してございます。ただ、おっしゃるとおりいろんなソフト事業はやっておりますけれども、なかなか再開発的なものとか、そういうふうなものは今のところは突っ込める状況にはなかろうかと思えます。ただ、いずれにしても100円商店街で全国表彰受けたら、そういうふうなことでいろんなノウハウTCMの皆様方持ってございますので、それを生かしながら今後もまちづくりに貢献できるような事業をやりたいというふうにご考えてございます。

それから、e- 地域ビジネス助成事業でございますけれども、300万何がしでございますけれども、これは経済産業省の方からの補助でございます。それで、市の方でこの補助を受けまして全額最上広域コア学園の方に市の方で補助してございます。このe- 地域の目的でございますけれども、これは事業名が最上の巨木と自然案内人創造事業でございます。それで、コア学園につきましては文部科学省の委託事業としまして専修学校教育重点支援プラン、これも採択されてございます。そうい

うふうな中でこれとe- 地域ビジネスをあわせて自然観光案内人のガイドの養成が大きな柱でございます。特に最近巨木が見直されていて、非常に巨木を見に来る方がたくさん増えてございます。そういうふうな中でやはり案内人が不足しているというふうなことで、いろんな養成講座と、あと実地研修会、いわゆる現場に行っているいろいろな研修してございます。それで、プログラムの内容はいろいろ数多くあるんでございますけれども、いずれにしてもガイドの養成、そのために地域観光資源の調査とか、IT技能養成のための教育プログラム、あとはガイド養成プログラム等のいろいろな養成講座を行ってございます。いずれにしても、目的は農山村地域における交流人口の拡大でございますので、今総合支庁でも巨木に対していろいろな事業で行っておりますので、こういう行政あるいはそういう学校と一緒にしたPR、あるいは誘客拡大に向けてやっている事業内容でございます。

以上です。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 委員長、黒坂光悦。

森 儀一委員長 生涯スポーツ課長黒坂光悦君。

黒坂光悦生涯スポーツ課長 体育施設の管理費についてのお尋ねでございますが、成果の96ページから98ページまでございますけれども、総額にございますように422万8,944円というふうなことでございます。箇所数にしますと53カ所というふうなことでございます。これで割り込みますと1カ所当たり8万円というふうな数字が出ております。

また、全体の使用料に占める修繕料の割合というふうなことでございますが、平成17年度の総収入が1,528万6,010円というふうなことで、これを割ってみますと約27%の修繕料というふうなことでございます。この数字から例年のごとく20%から30%の間が修繕料に回っていく数字かなというふうに思っております。なお、この他に直営で修繕しているものもございます。原材料を買いまして修繕しているというふうなことで、金額に換

算して年間やっぱり30万から50万の間は直営でやっているというふうなことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

森 儀一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 生涯学習施設関係の使用料でございますけれども、決算書61ページ、歳入の方にのせてございます。17年度使用料といたしまして約2,700万の使用料がございました。また、雑入もございますので、合わせまして3,284万の使用料並びに雑入がございます。

それから、経費に関するその使用料の割合というふうなことで、一番最初考えられますことは、当然施設8つございますので、その中の維持費に要する一番の根源になります燃料費と光熱費、これが約3,880万、それから施設管理の業務委託費でございます。これが約5,050万、合わせまして8,800から900という金額になるんですけれども、使用料先ほど言いましたとおり雑入と合わせまして3,284万でございますので、率にしますと、使用料から見ました今の施設管理委託費と燃料光熱費、対比しますと約36%が使用料だというふうなことでございます。

以上です。

森 儀一委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

森 儀一委員長 金 利寛委員。

24番(金 利寛委員) 林業の振興費の中の松くい虫の件であります。50本ほどあって処理をされた。それは、東山地区の方だけだと。新庄一円で松くい虫で被害遭っているなど、これちゃん

と対処しなくちゃだめだなという本数は、県の事業だ、その10%を市の持ち出しだという部分のようですが、やっぱり景観上、そして今後こういうふうな状況になった場合にやっぱり皆さんそれぞれ心証穏やかでないというか、人体にも影響するのではないかなと、その後今度寄せてくるナラの木枯れの問題もありますし、生態系がずれてきているかなという感じはあるのですが、その部分に対する何本まずあって、対処の仕方を他のところの、行政は必ず他のところもこうやって同じようなことがあるから、新庄のエリアはこのぐらいだとかということになるんでしょうけど、そのところに対する前向きに対処していただいて、やっぱり緑が枯れて、そういうふうにしてもう至るところおかしいなという、生態系が崩れているのかなという状態を少しでも解除でき得るような体制をとということを考えられているかどうか、まずひとつお願いします。

坂本孝一郎農林課長 委員長、坂本孝一郎。

森 儀一委員長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 市内全域で何本になるのかということについては、把握し切れておりません。松の木全体で市内にどのくらい所在するのかという統計上の数字も実際見つからないような状況でありますので、ちょっと県の実態の把握状況と再精査したいというふうに考えていますので、若干だけ時間をおかりしたいと思います。なお、今後の対応につきましては、要望出た地域もございすし、あるいは公園の中でも若干のそういったまだ、東山一帯の中で若干のそういった罹患木も残されているような状況もありますので、対応については今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。お願いします。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

森 儀一委員長 金 利寛委員。

24番(金 利寛委員) ぜひこれからまたナラ枯れの問題もありますし、やっぱり生態系が崩れてきているということはもう本当に新庄水も多いし、

きれいだしという状況をも逸脱してくるような様相をこれから呈してくるわけですから、市からも要望をお願いしたいなと、そして対処してもらいたいなというふうに思います。

それで、時間があとありませんので、TCM1点だけ触れておきますが、10%が市の補助で80万だということで、ソフト事業ばかりだということなのですが、やっぱり鳴り物入りでまちづくりをつくられて、市の要望も含めていろんな部分をという観点があると思いますので、今後、77選にも選ばれたその要因はTCMも結構大きな役割もあったかとは思いますが、さらなるやっぱり実効性のある、ソフト事業ばかりじゃなくて対処できる、そのイニシアチブをとる市の観光課も含めて何のためにならば、市に対するやっぱり交流人口の大きさをだんだんと拡大していきたいという願いがあるんでしょうけども、この点どういうふうに見通ししていますか。

羽賀千尋商工観光課長 委員長、羽賀千尋。

森 儀一委員長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 TCMつくったいわゆる目的でございます。いずれにしましても、新庄市を何とかいいまち、また皆さんが楽しく歩いたり、住める、そういうものをまちの中につくろうということで設立したわけでございます。その中で各市議会議員の方も数名TCMの株主にもなっていますし、また今までいろいろ有名といいますか、高名な先生にこっちにおいでいただきましていろいろ勉強会等数多く、またシンポジウム等数多くやってきてございます。いずれにしても新庄を住みたくなるまちにするために皆さんいろいろ知恵を出し合っているわけでございますので、また今まで培ったノウハウを持っている方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそれを生かしていいまち新庄をつくり上げていきたいというふうに思っております。

あと、さっきちょっと陣峰市民の森で観光的にどういう取り組みをやっているんだという質問あ

ったんでございますけれども、おかげさまでこの陣峰市民の森は2年か3年前ですか、美しい日本の歩きたくなる道500選、これにも選ばれてございます。そういう中で最近よく駅に行くと見かけると思いますけれども、リュックを背負った方がかなり多く新庄を訪れてきてございます。そういう中で、あそこには案内人、あとガイド協議会等あそこに張りついておりまして、陣峰市民の森、あの辺もいろいろPRに努めています。そういう中であそこを訪れている人も年々多くなっているという報告を受けていますので、今後ともそういうPRに努めてあそこをもっともっと皆さんに周知できるよう頑張っていきたいと思います。

以上です。

24番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

森 儀一委員長 金 利寛委員。

24番(金 利寛委員) 時間ありませんので、生涯スポーツ、それから生涯学習の方との関わり合いもお聞きしたかったんですが、生涯スポーツの方に関しては施設が老朽化してしまっていて、20%ないし30%ということですので、今後もっともっと大きくなっていくのではないかなというふうに、修繕費ですね、ぜひ大変な状況下ですが、頑張っていていただいて市民のスポーツ振興に携わっていただきたいなというふうに、貢献してもらいたいなというふうに要望で終わりますが、今商工観光課長の方から陣ヶ峯のひょうたん池も含めてあそここのところの人口が多くなってきていると、こういうふうな話でしたが、農林課長からは年々少し減少しているというちょっと食い違いの話もありましたんですが、新庄市のこれだけの貴重な財産をもっともっとPR、アピールして使ってもらわなきゃだめなんでないかなと、せっかくこれだけの施設に金をかけてというところを本音の話では言いたかったのですが、やっぱりあれだけ使っているんだもの、観光ボランティアガイドでもそうですし、やっぱり何かのルートに乗せて、来たら新庄の誇れる財産だと思うんです。これ交流人口に

いろんな部分でやっぱり見てよかったと言えることを、今商工観光課長がボランティアの誘導のいろんな部分を含めて力入れているという話がありましたので、なお一層力入れていただいて、新庄の名所スポットだという感覚でどんどん使っただいて交流人口を多くしていただきたいなということを要望して終わります。

森 儀一委員長 他にありませんか。他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 他に質疑がありませんので、以上で議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、認定することに反対討論として佐藤悦子委員。お願いします。

（1 番佐藤悦子委員登壇）

1 番（佐藤悦子委員） 一般会計に反対討論を行います。

まず、評価すべき点ということでは、広域分担金の削減ということで、ふるさと創生資金の活用やごみの分別の徹底などによって広域の負担金を減らした、これは大変なすばらしいことであつたと思っております。その他6歳までの乳幼児医療費の無料化が実施されたことや、小学校3年生までの児童手当の支給の拡大、これらは県の施策だったり、国の施策であつたりしております。それは、住民から見たときによい点ではないかと思えます。しかし、同時に小学校3年生までの児童手当の支給の拡大の中で子育て世代に増税などが行われているということも聞いておりますので、そういった点では疑問がわいてくるころでもあります。

さて、政府の政策によって市財政が悪化させられたと思っております。まず、人事院勧告による寒冷地手当の引き下げ、民間給与の0.9%の減ということがあります。倒産、公共事業の大幅削減、

リストラなどによる失業の増加と働く市民の収入が減少し、市民税が下がりました。これらは、国の政策による市財政の悪化の最たるものだと思います。

財務省の発表では、17年度は企業の経常利益がバブルの最高時、これが平成元年だったようですが、これよりも多い約52兆円との発表でした。これが会社の内部留保などにとどまり、庶民には伝わりもしない状況をつくったのが小泉構造改革であります。具体的には大企業の法人税率を下げ、研究開発減税など優遇税制をやり、高額所得者の最高税率を65%から大幅に引き下げ、非正規雇用労働者を増やしました。規制緩和によって耐震偽装という住民の命を危険にさらすことも起こり、ライブドアや村上ファンドのような金で金を増やす、儲ければ何をやってもいいというような風潮を助長させました。人口で1%ぐらいの大金持ちが金融資産を莫大に増やしております。村上ファンドの広告塔として自らも株で儲けたと報道されました日銀総裁は、金融資産は3億円とのこと。年収は年金も入れて4,400万円であるようです。それなのに高額所得税の減税がされて、株取引の儲けた分に対する減税もあり、これらで400万円も減税されているとのことで、驚かされております。一方、努力しても報われない低賃金労働を増やし、貯蓄のない貧困層を増やす施策が続けられ、市民の生活と市財政を一層厳しくさせていると思います。小泉首相は世界一の借金王、国の借金を増やした最悪の首相でした。小泉内閣は、国民の暮らしと平和外交をぶっ壊して終わろうとしております。

国の施策の次に三位一体改革ですが、国庫補助金の削減で16年度と比較して国庫補助金がマイナス1億3,000万円、税金は税として市税収入はマイナス4,000万円でした。景気低迷の影響で収入率が0.6%低下しています。19年度から本格的に税源移譲がされるということで市税が上がってきますが、収入減少が続く市民の生活圧迫につながるものが

予想されます。地方交付税の方はプラス1億9,000万円でしたけれども、しかし考えてみますと今まで交付税措置するからと約束して大型の市単独建設事業を許可、推進してきた国の責任分は含まれるのか疑問です。国の責任を大いに問うべきだと思います。

国庫補助金が削減されることは、ナショナルミニマムと言われる国民に国が保障する生活保障の制度が破壊されるということです。義務教育、国民健康保険、保育所、生活保護、児童扶養手当など国庫補助削減が予定されているところはどれも需要が増えていくと予想されることです。庶民増税ではなく能力のある大企業や大金持ちにまともに税負担をしていただき、補助金の削減中止、地方交付税の財源保障機能を守るなど強く要求していただきたいと思います。

さて、支出面での反対の理由、市の財政の反対の理由について述べます。1番に、市民生活を守る点での後退です。1つに、火葬場利用料の値上げ、2つ目に農業集落排水利用料の値上げ、3つ目に学校に配置されていた事務補助職員の打ち切り、4つ目に障害者に対する福祉タクシー利用助成削減とおむつ支給の削減、人工透析患者通院交通費助成の削減、5つ目には高齢者でも通院タクシー利用助成削減されており、おむつ支給も削減され、在宅高齢者生活支援ホームヘルプサービス削減も行われています。介護保険では、低所得者介護サービス利用軽減が削減されました。この問題が1番です。

2つ目の問題は、緊急性から見て凍結できたものがあるのではないかとということです。実質公債費比率が29.9%という驚くような数字がありますが、新庄市の財政の状況ですが、この原因は公共事業拡大の国の施策に乗ってしまったことがあります。車のための道路拡大は凍結し、市民要望の修繕などに力を入れていくべきだと私は考えます。その点から削減できた、凍結できたのではないかとというのが、1つは広域農道整備1,000万円、2つ

目に沼田角沢線街路事業4,666万円、関屋小檜室線約1,881万円、3つ目に市道沖中関屋線約6,476万円、特に市道沖中関屋線についてですが、これは同じ時期に市内業者、スーパーの建設があったんですが、そこにその業者のお金で進入道路をつくっているということの見聞きをその時期にしております。そうしますと、開発のために、ホテルの開発、あるいは近くにはパチンコ店もつくられています、そういった市外の業者のための開発のために市のお金が使われたような気がして、市政において不公平があるのではないかと、私はこういった点は市民の生活最優先で考えるべきではなかったかと思います。

3つ目の問題点としては、長期教育振興計画の学力偏差値55を目標にするというのは問題だったと思います。競争の激化が進んでいると思います。子供と先生のためであるならば年度末の到達度テストというのがありますが、これを先生方の選択で行い、子供と答え合わせをしながらどこがわかっていなかったか子供とともに反省すればいいと思います。国際的な学力は偏差値ではかられている詰め込みや暗記物ではありません。想像力、考える力ではないでしょうか。フィンランドの教育のいいところを新庄市の教育に生かす計画であってほしいと願っています。

4つ目の問題は、民間委託による市民の情報の流出、目的外使用の危険性が高まっているのではないかとということです。税の電算処理業務の委託、住民基本台帳の電算処理の委託について見直しが必要だと思います。電子政府、自治体の推進策を通じて自治体の業務がNECや富士通といった大企業との結びつきが深く、そうした企業による市民課業務獲得のためのノウハウも蓄積されています。民間の大手企業を中心に住民のさまざまな情報を管理して、一人一人の特徴に合わせて商品やサービスを提案しようという経営手法が急速に広がっています。個人情報保護法が施行されてガードがかたくなったために、やみで取引される個人

情報の値段が1人分10円程度から今50円、60円と上がっていると言われています。個人情報の取得、売買をビジネスチャンスにする動きが一層活発になっています。

政府は、市場化テスト導入で市民課の業務を民間事業者担わせようとしています。公務員と同様の守秘義務と罰則を科すから、大丈夫と言っていますが、こんなことは大丈夫ではないのです。現実には相次ぐ漏えい事件を見れば危険性が明らかです。NPO日本ネットワークセキュリティー協会による2004年の個人情報漏えいの分析によりますと、誰から被害があるかという点、外部委託先、出入り業者、元社員などの外部の人間による不正な情報の持ち出しが54%で、570万人分の情報ということを超えております。内部不正の方が16%に上っています。内部不正よりも外部委託の方がかなり多いということです。05年の9月、NTTコミュニケーションズを顧客情報を流すなどおどして逮捕されたのが業務委託先の会社社長でした。約450万人の情報が盗まれた04年のソフトバンクの事件は、元派遣社員でした。3万6,000人の情報が盗まれた05年の楽天の事件では、出展企業の元社員が逮捕されています。宇治市役所で業務委託した民間業者から大量の住民情報が流出したという事件もあったとのこと。市場化テストが導入されれば委託業者、派遣業者の社員など外部に送られた多数のものが市民の情報に接することができ、大量の住民情報が漏えいの危険にさらされることになります。その点で市ではやらないという立場でやっていただきたいということを願っております。

5番目として、財政難の中で市民サービスを減らさないで市民の命、健康、福祉を守る、これを守る立場から、私は国保税の減免や介護保険料利用料の市独自の減免を進めていただきたいと願っています。そのために例えば湯沢市は市長自らの本俸の報酬を3割削り、退職金も大幅に減らして財源を生み出しました。そして、実行しています。

貧困にあえぐ住民生活の暮らしが楽になるようにするのが政治ではないでしょうか。市長や議員による本俸の削減を求め、住民生活改善策に充てていくことを願って反対討論といたします。ありがとうございました。

森 儀一委員長 次に、認定することに賛成討論として山口吉静委員。

(2番山口吉静委員登壇)

2番(山口吉静委員) 議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論を行います。

平成17年度は、本市財政再建計画の2年目であり、また国、地方の三位一体の改革の2年目でもあります。本市を取り巻く行財政環境が大きく揺れ動いた時期でもあります。他市町村と同様、三位一体の改革による実質的な負担増となかなか進まない地方分権改革の中で、非常に厳しい財政運営を強いられてまいりました。回復傾向と言われる景気も地方においてはいまだ実感できず、市民税は個人及び法人とも減収しており、歳入の基幹である市税全体も縮小しております。地方交付税は事業費補正や高齢者対策費の影響により収入増となったものの、抱える財政需要には対応し切れず、財産処分や財政調整基金、減債基金からの繰り入れを行うなどで財源調整をしております。形式収支が2億3,800万円の黒字ではありましたが、単年度収支が4,800万円強の赤字、実質単年度収支でも9,600万円の赤字となり、厳しい財政運営であったことがうかがわれます。

17年度決算は、このような厳しい歳入状況の中でも未来に希望の持てる市独自の事業を展開してまいりました。特に新庄まつり250年祭は財源を基金だけに頼らず、県総合交付金や宝くじ資金、さらには財団法人地域創造の資金など考え得るすべての資金を活用し、史上初めて4日間の日程で過去最高の54万人の人出を記録し、非常に大きな賑わいと地域住民の活力を創出いたしました。また、昭和62年に着手しました市史編さん事業も別巻民

俗編並びに索引年表編の制作で完了することができました。さらには、継続事業ではありますが、バイオマス関連諸事業、つまずきのある児童生徒支援事業、駅東区域の道路整備事業などなど本市独自の施策を展開してまいりました。

しかしながら、先述のとおり地方分権改革のうねりの中で本市のみならず地方が自立していくには相当に厳しい選択をしなければならない状況が続くものと推測いたしますが、そうした難局に立ち向かうために本市財政再建計画を着実に実行することが肝要であり、執行部と議会は車の両輪と言いますように、私ども議員といたしましてもできる限りの努力を惜しまない気構えでおります。

市長の政策綱領にもございます「協働、改革でたくましい故郷」づくりを目指します。どのような時代環境の変化にもしなやかに対応できる市政の推進は、このように厳しい状況であればこそなお一層その必要性が高まってくるものと思われまします。市政に関する多くの情報を積極的に提供し、評価をいただきながら市民の方々とともに知恵と工夫を集結し、今後の施策に反映されることを御期待申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。

森 儀一委員長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 他に討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は起立によって行います。

議案第50号平成17年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

森 儀一委員長 起立多数であります。よって、議案第50号は認定すべきものと決しました。

議案第51号平成17年度新庄市

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第51号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） まず、審査意見書の30ページに収入率が17年度82%というのが載っております。これについてなんですけれども、調べてみますと14年度の収入率が約88.9、15年度は87.9、16年度は85.4、そして17年度は82%にまで下がってしまいました。市民の所得が下がり続けているのに国民健康保険税は15、16年度の2年合わせまして割合にすると21.39%増税になりました。さらに、介護分の増税もありまして、国保税の2割近くが未納になってしまっております。現年分も払えない世帯が30世帯増えております。減税して払い易い国保税に正していくことが今必要ではないかと思うのですが、この結果を見てどのように今考えておられるかお聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 国保税の収納率につきましては、平成に入ってからですけれども、平成9年度をピークとして年々減少傾向にあるというふうなことでございます。これは、何も新庄市だけでなく県内の各市町村ともそれらの状況になっております。それらの要因につきましては、一般会計の収入の部でも申し上げましたんですけれども、長引く経済不況であるというふうなことに伴いましてリストラや企業倒産、そういったものが増えてきていると、そしてこれは市民税の個人市民税についてもそうでしたけれども、国保税においても16年度に比

較して17年度の調定額が、特に現年度調定額が減少しているというふうなことを見てもおわかりかと思ひます。そういったことでリストラ、企業倒産、それに伴っての多重債務というふうなことでの自己破産者が増えてきていると。また、国保税におきましては、これまで2カ年にわたって15年度に14.1%、それから16年度においては6.4%というふうに増額しております。それらの影響もあるんではないかというふうには思っております。そういったことから担税力の低い年金受給者の高齢者、それから収益減による自営業者の方々の未納が増えてきているというふうな状況でございます。これらの状況を踏まえながら、一般会計でもお答えしましたんですけども、納付し易い環境整備などを図っていききたいと、検討していくと、すなわち納付し易い環境整備とは例えば納付の回数の問題、これを何とか増やすことできないかどうか、それらも含めたそういった環境整備も整えながら、検討しながら今後対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 回数を増やすというのはとてもいいことだと思います。というのは、お年寄りの方などから、年金が2カ月に1回普通来ますが、まず本人としては1カ月ごとに必要なお金を取って、それでどうやって暮らすかと毎月考えているんですが、それが税金納めがそれと合わないもんですから、一挙に取られるときがあったりするとなかなかめど付けにくいということがあって、できれば毎月ぐらい少しずつ税金がこのぐらいだといって取られた方が生活のめどが立ち易いという声もありましたので、そういったことをぜひ対応できるようにしていただきたいということをお願いを申し上げます。

私としては、税そのものが全体的に高過ぎるというか、上げ過ぎたといいますか、担税力という

税を担う力がもう限界というか、そういう状況に国保の加入者があるのではないかと思うんです。そう考えますと、私は住民の福祉の立場に立つということで税を上げ過ぎたのを下げるというか、そういうことも考える必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 税率を引き下げという形で改正すべきというふうな御意見ですけども、御存じのとおり平成15年度、16年度2カ年にわたって税率改正を行いました。14年度、17年度、要するに改正前とその後を比較しますと調定額は当然増え、そして収入額も増え、ただ全体の中での収入の割合、収納率等が低下しているというふうなことで、かなり顕著な形で今出てきております。税率につきましては、医療給付の原則的な仕組みとして国保税と国庫負担によってこれを賄っていくというふうな考え方でありますから、全体の係る経費をいかにして伸びを抑制するか、そこが課題だろうと思っております。たびたび国保の被保険者世帯に対しては医療費についてのお願いの通知も差し上げております。その中では、医療費が下がれば国保税も下げられますということは保険者として明確に言っております。ただ、現実的に医療費が今の大幅な伸びが続いている状況の中で下げということは極めて難しいことですが、そういう形でただ税率を下げるということだけではなくて、その係る経費の圧縮を図りながら税率についても適正な率を検討していかなければならないのかなと思っております。

以上です。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 次にですが、審査意見書の42ページに国保税の滞納が2,652件になるということであります。前年のを調べてみて比べてみ

ますと471件も増えています。滞納している世帯に市では成果の105ページの6番で短期保険証を295世帯に発行しております。これも前年比と比較しますと78世帯増えております。この効果というか、結果として期限が切れる前にその都度役所に来ていただいて滞納分を納めてもらうように市がお願いするわけです。納付期限から1年を過ぎて滞納しますと、特別の事情などの理由の妥当性が認められないと判断した場合、資格証明書が交付されます。これはいわゆる保険証の取り上げということになります。市では、この成果で75世帯になったと書いておりました。これは、前年度の成果と比べてみますと28世帯増えています。資格証明書は診療のときに医療費の10割、全額を払わねばなりません。後で市役所から返還されると何度も聞かせていただいておりますけれども、それでも保険税が払えない世帯が10割の医療費を払えるはずがないわけです。病気になっても病院に行けず死亡するという悲惨な事例が各地で増えています。資格証明書の発行はやめるべきではないでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 滞納者に対する措置として3カ月の短期の保険証の交付と、それから今お話ありました資格証明書の交付というような措置がありますが、未納者増えているといっても9割の方はきちんと国保税納めております。税の公平性を守る観点から何らかの措置というのは必要なものであります。ですから、資格証明書の発行をやめろというお話ですが、これをやめるという考えはございません。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 資格証を発行する前に市として手立てがもっとあるのではないかということなんです。例えば国保の未納を減らすための手立てということで国保の減免制度というのがあり

ます。7割、5割、2割という法定減額制度と申請減免制度があります。特に申請減免についてお尋ねしたいわけです。国保法の第77条は、保険者は条例または規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができるとしており、当市でも確かにこういった条例があります。災害または刑に処されている場合は確実に認められております。問題は収入もしくは所得が低迷している場合です。この場合減免が認められないという問題があるのではないのでしょうか。

貧困率が小泉構造改革によって拡大されました。テレビでもワーキングプア、働いても働いても貧しいという人が増えているし、さらに働くこともままならない失業状態、しかし生活保護申請をしますと、車があるからとか、働ける年齢だということが壁になって生活保護にしてもらえません。これらの世帯は確実に生活保護以下の生活水準であります。食べることを保障するのが税の基本ではないかということをお聞きしたいんです。

もう一つは、法定減免してもなお生活困難が続いている世帯に申請減免できる制度を市として設けるべきではないか、この2点お聞きいたします。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 申請減免等についてでございますけれども、17年度においては、数としては件数として7件ございました。その中身につきましては、服役中の方、それから火災という1つの災害による件数でございまして、2件で合わせて7件というふうなことでございます。それから、国保税の条例の中にも減免条例がございます。当該年度におきまして所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれらに準ずると認められる者というふうな形で規定されておりますので、当然国民健康保険税につきましては先ほど佐藤委員の方からもおっしゃられたとおり7割、5割、2割のそれぞれの軽減措置がございます。減免の

制度につきましては、今後とも法令、それから条例に基づいた形の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

森 儀一委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 今税務課長の方から減免条例はあるということと所得が皆無になった者、これらに準ずる者が申請減免の場合もあるというような意味で答えがあったように思います。でも、しかし現実には申請減免の中で所得収入が低迷している方の申請などが受け付けられないでいるという、あるいは却下されているというような現実がありまして、そこが本当の条例の精神になっている扱いになっていないんでないかという市の問題があるんでないかなと私は思うわけです。そのことも含めて再び国保未納を減らすために質問いたしますが、国保問題というのは国の社会保障の問題です。国保法の第1条では、この法律の目的として社会保障及び国民保健の向上に寄与することと明確に書かれています。相互扶助の制度ではないのです。社会保障制度を向上させる一環としての制度です。憲法第11条、13条、25条をよりどころにすれば、市民の命と健康を守る立場で減税や減免制度の充実を図るべきではないでしょうか。そういう意味で具体的には短期保険者証や、それから資格証明書の発行の前に申請減免について説明して、利用できる方は利用を勧めるといいますか、そういうことをして少しでも軽減になるようにすべきではないかと思うんです。その点について、それから国庫補助の削減ではなくて増額をこ

そ国に働きかけることが大切ではないか、この2点についてお尋ねいたします。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 申請減免につきましては、先ほども申しあげましたけれども、法律、条例等に基づきまして対応していきたいというふうに思っているところでございます。先ほども申しあげましたが、国保税条例の第17条に減免というふうなことで記載されております。その中で、先ほども申しあげましたとおり所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者についてというふうなことでございます。ですから、いろいろと場合によっては違うかと思えますけれども、いろんなケースがあるかと思えます。そういった場合についても税務課の方に相談していただければというふうに思います。

以上でございます。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 市町村国保に対する国の財政負担のあり方については、これまでずっと市長会なり町村会といったところで地方団体で強く要望しているところであります。この度の医療制度改革におきましても、この制度改革の趣旨自体が持続的かつ安定的な運営を確保するためということではありますが、この改革に対しても市長会なり町村会、連名ですが、国民皆保険制度を堅持するため、保険財政基盤の安定化、そういったことに対して一層拡充強化して国保の財政基盤を確立するよう国として抜本的な財政措置を講ずること、要するに今以上の国の財政支援を行うよう求めています。市長会の中心的なテーマにも据えられて取り組まれているようです。新庄市としてもその全体の動きの中できちんと役割を果たしながら国への働きかけを続けていくべきものと思っております。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 次に、成果104ページの医療費の動向に関わってです。医療費の負担軽減についてですけども、まずその前に虫歯予防のための希望者へのフッ素塗布などが大変喜ばれているということでもあります。それは置いておきまして、まず質問ですが、国保法の44条の一部医療費の負担金の減免を申請し易いようにしていただきたいということです。先日もありました。この方もやはり世帯が失業状態から税負担はおろか医療費も出ないようなお宅になっているわけなんです、その中でおじいさんが、高齢者が足を痛めて膨らんできたりして、これは医者に行かねば絶対だめだという状態になっているにも関わらず医療費負担できないということで、どうしたらいいかと健康課に話ししたら、一部負担金の減免というか、そういうのは認められない、生活保護申請だというふうに言われたんですが、先ほど言ったような理由で生活保護申請も簡単には受け付けてもらえないような御家庭がありました。そういう方々が、高齢者などが特にひょっとして悪化するということがあるわけで、そういう低所得層、貧困層の方々がお金が本当にないんだけど、医者に行かねばならないという場合があったときには認められるように、申請し易いようにしていただきたいということなんです。

それから、2つ目は在宅酸素療法患者への医療費の助成を考えるべきでないかということです。

それから、3つ目は子供の予防接種の負担軽減をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

4つ目は、たくさん言って悪いんですけど、最後ですが、ジェネリック医薬品の利用を進めるカードの発行はどうかということです。これは最上町だったかと思いますが、国保の9月の保険証発行と一緒にジェネリックの機関からカードを多分取り寄せたと思うんですが、それを付けて国保の方々に差し上げて、口でなかなか医者に医療

費安くなるように薬少しでも安いものをとはいにくいので、カードを見せると、ああ、そういうことだったんですかということで、少しでも安いのがあれば使ってくださいというふうに薬剤の方に医者が一筆書いてくれる、そういうカードなんです、これによって全体の医療費が少しでも安くなれば本人のもちろん負担も少なくなるわけですし、そういう形で最上町だか今度9月からやっていると聞いて、そういうことだったのかということで、市でもできるんじゃないかと思うんですが、そういったことはどうお考えかお聞かせください。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 医療費の自己負担分の減免というのが最初の御質問かと思いますが、国民健康保険法第44条で、保険者は特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対してこの一部負担金の減額、免除あるいは徴収猶予といった措置をとることができるものと定められております。それで、軽減と内容的には同じような形になりますが、その特別の理由ということが問題になってまいります。具体的に政令等で記載されてありますのは、震災や風水害その他の災害で死亡、不具者となって、または資産に重大な損害を受けたときなどが掲げられておりますが、おっしゃられるのはこの特別の理由の中の事業または業務の休廃止により収入が著しく減少したときというようなことかと思います。この減免規定、今抜粋し読み上げましたが、お聞きになっておわかりのとおり、これは特別な理由がある場合に認められているものであって、ごく限られた一時的なものであります。収入が少なく生活が苦しくて今一部負担金、自己負担分を払えないというふうなことが必ずしも対象になるというふうにはなっておりません。そういうことから、生活全体が本当に医療費自己負担分を払えない程度の困窮度の場合は他の方法でまず、それが

生活保護などになってくるわけですが、そういった方法での対応ということで、窓口での相談などでは対応させていただいております。

それから、在宅酸素療法ですが、これは以前からいろいろ検討されてきております。それで、県と市町村2分の1ずつ負担して行っております福祉医療制度の中にこの分をきちんとした形で取り込めないか今県においても検討中ですので、その辺の検討には市町村の立場できちんと加わりながら、新庄市だけということではなくて県の制度として確立されるように対応していきたいと思っております。

予防接種は、国保のことではないんですけども、実際新庄市とごく一部の市町村が有料化という状況でありまして、有料化の市町村は最上地区の市町村が県内でもほとんどを占めているような現状あるんですけども、これについても今後の少子化対策の1つとして検討していかなければならない課題だとは思っております。

それから、ジェネリック医薬品ですが、まだ市内の普及状況といったような数字は持ち合わせておりませんが、全体的には徐々に普及が進んでおります。最上町のカードの例御紹介いただきましたけども、市として直接ジェネリック医薬品の普及について具体的に進めるというところまではまだ考え至っておりませんが、先の御質問の際に医師会の方にもそういった旨の御意見ありましたということだけはお伝え申し上げました。なお、カード化など今後市町村のいろんなこういった医療費抑制などの会議の場でいろいろ情報仕入れまして検討してみたいと思います。

以上です。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 最後のカードのことなんですが、時間ないですか。わかりました。

森 儀一委員長 他にございませんか。

7 番 (渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番 (渡部平八委員) 成果表の103ページ、この中で歳入と歳出載っているんですが、これを見ますと確か医療費の給付費が7.5%伸びております。ただし、国保会計全般を見た場合は0.3%。と申しますのは、医療費が7.5%伸びておりますので、もっとこの数字も違ってくるんでないかなと見ておったんですが、どこが違っておったのかと見ますといわゆる老健、これが18.1%マイナスになっております。それから、その他の支出金というのが29.3%、5,191万六千何がし少なくなって、老健に対してはかなりこの金額が、1億4,226万1,872円、これ国保会計は医療費の伸びだけ見ても私はだめだと思うんです。全般の諸事業を全部突き合わせてみないと。そういう面で見ると、17年度のこの決算は必ずしも国保会計を医療費が伸びたために圧迫するという理由にはならないと。全般的に見たときに。そうしたことを踏まえて、そして前年度の繰越金も16年度は7,586万何がし、それから17年度は1億483万と繰り越しになっております。この繰り越しになった大きな要因は、先ほどお聞きしますと平成15年に14.何がし、16年に4%、合計20%の税率を上げたことによってこういう数字があらわれてきたんじゃないかと、ということは国保の加入者がそれだけの結局いろんな経費がかかりますので、税金を上げざるを得なかったと、上げた、そのために繰り越しも毎年増えてきていると、そういう意味でお聞きしますのは、その他の支出金というのは29.3%下がったというのは、その要因は何であって、老人保健の拠出金が18.1%下がったと、この大きな要因は何であるかひとつ御説明願います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長

まず、老人保健拠出金が18.1%減っておりますが、これ平成14年10月に老人保健法改正が行われまして、対象年齢が引き上げられている途中段階

で新規加入者がなく、死亡等で抜けていく方いらっしゃいますので、この辺についてはその対象者の減ということから医療費減、拠出金減というふうにつながっております。また、その他の支出金が29.3%減っておりますが、これについては基金積み立てがこのその他の支出金の中に数字として織り込まれておりまして、平成16年度が7,000万円基金を積み立てました。ところが、平成17年度については800万円にとどまりましたので、その差が数字、率としてあらわれているものでございます。

以上です。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) この決算は前は12月やっておったんですが、この決算踏まえて来年度の予算に反映させるものはさせるということで9月に決算委員会をするようになったんですが、そういう意味でこの前広報しんじょうというのが各戸配布されました。これを見ますと現役並みの世帯の所得の人が今までの医療費の負担が2割が3割になると、それから高額療養費が70歳以上と75歳以上と70歳以下に分かれておりまして、この数字を素直に拾ってみますと、70歳以上の現役並みの世帯の人がいわゆる高額療養ですか、今でも高額の療養費が1億八千何がし支払われておるんですが、今回10月から、間もなく10月です。これが現役並みの人が10万2,300円負担が大きくなるわけです。大きくなるということは国保の高額療養費の還付金というといかがなんですが、それは少なくなるわけ。10万何ぼというのは、これ高額の現役並みの方です。一般の方でも4,200円医療費の支払いが少なくなるわけ。そして、70歳未満の方で現役並みの所得の人は4万4,200円増加になるわけ。増加になるということは、払う方から見れば少なくなるということ。それから、一般が3万3,800円。70歳以下の人。こういうふうに10月から改正されますとどのぐらい、今のところ1億八千何がしが高額療養費ということでお返しになっているんで

すが、負担しているんですが、改正されることによってどのぐらいこの額が少なくなるのか、そして2割負担の人が3割負担したときに医療費に占める割合の金額というのはどういうふうになるのか、恐らく来年の3月ここで議案が審議されるんですが、内部では今9月の20日でございますので、7割か8割は当然詰めておると思うんです。10月から改正になるんで。その辺数字的にいかがなのかをお願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 今お話しのように、この度の医療制度改革で現役並み所得の高齢者につきましては医療費の自己負担が2割から3割というふうに改められます、10月1日から適用ということで。ちなみに、この現役並みというのは、1つのパターンですが、高齢者夫婦2人世帯で621万円以上の収入というふうな、その程度の額でありますけども、3割負担となることに該当する人数は、国保会計でいきますと75人というふうに今見ております。影響額といいますか、自己負担額が増える、国保会計としては減るという支出の額になりますけども、240万ほどだろうというふうに推計しております。上位所得者の医療費の1割分相当額が今回の改正で影響されるものというふうな極めて大ざっぱな推計ではありますが、その程度の額になってくるだろうというふうに思っております。

また、高額療養費につきましては、まだこちらの詳細な推計しておりませんが、例えば一般でいきますと70歳未満あるいは70歳以上ともに4万200円から4万4,400円というふうに4,200円アップします。自己負担が10.4%アップするという一般の場合の例をそのまま全体に当てはめた場合ですが、医療給付費、一般高額療養費が1億8,400万という状況ですんで、こちらについても約1割の1,800万程度は影響額として出てくるだろうというふうな推計をしております。

以上です。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) 一般のあれが10%アップで、今100万と言ったっけ、課長さん。アップの分で療養費の支払い分が今までより少なくなる金額が何か1割ということで100万。間違いありませんか。間違いはないか、100万という数字。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 100万という数字は申し上げていなかったと思いますけども。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) 今のどのぐらいになるんですか。高額療養費が、いわゆる市の方で支払うのが間違いなく少なくなるものですから、その少なくなる分というのはどのぐらいだかと。

森 儀一委員長 本委員会は平成17年度決算についての審議でございますので、質疑の際はこれを踏まえて質問の趣旨を明確にさせていただきたいと思っています。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) 決算は、私冒頭に申しましたとおりこの決算を踏まえて来年度予算いろんなことを配慮するというので9月やったわけよ。そうすると、10月から上げるとなっているときはどのぐらい来年度市の療養費が下がるのですかと、そういう数字既につかんでいないとうまくないのでないか、一般市民に対しても。我々が聞かれたときも、上がるのは何ぼ上がるのだと普通の人たちから聞かれたときはわかりませんでいいのか。

(何事か呼ぶ者あり)

7 番(渡部平八委員) だから、どの……

(何事か呼ぶ者あり)

7 番(渡部平八委員)

どのぐらい……委員長、委員長というものはみんなの御意見を聞いて、議員の発言なり執行部の発

言なりがちよっとレールを外れたとき交通整理のためにあるわけよ。他の委員が別の時に聞けというのは私は言うべきでないと思うよ。これは委員長が判断して、いや、渡部委員、おかしいからやめてくださいと言え、私はそうですかとやめすよ。他の委員が人の発言をやっているとき、そのために委員長というのはいわゆる交通整理なわけ。

森 儀一委員長 渡部さんの今時間ですから、平成17年度の決算についての質疑をお願いします。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) だから、委員長、他の委員の方々のいわゆる不規則発言というものは謹むように注意してください。

森 儀一委員長 渡部委員さん、これはやじ的なものでございますので、取り上げるような問題じゃございませんので。

7 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

森 儀一委員長 渡部平八委員。

7 番(渡部平八委員) 今他の委員の方もいわゆる私から言わせれば不規則発言、そういうことで、課長へ行って直接聞いたらいいんでないかと、そういうお話ですが、課長に直接聞くこといっぱいあるわけよ、そういう意味で始まれば。そういう意味では一步譲って、私これから16分あるんですが、星川課長さんの方でも何かこの数字的な整理がまだできていないような、そういうふうに私受けとめましたんで、これで終わります。

(「委員長、今の件で……」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時33分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。他に質疑ございませんか。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

森 儀一委員長 新田道尋委員。

13番(新田道尋委員) 成果表の104ページに記載されてあるところをちょっとだけ1カ所お伺いしたいというふうに思います。

この真ん中辺に、(1)に療養諸費の費用額と被保険者1人当たりの額というふうなことで載っています。3段階に分けられて16、17年度の比較増減となっています。一番若い人、若人が増額で8,000万、約ですね、というふうに数字載っています。この辺の分析、なぜこういうふうに一挙に増額になったかということをお聞きしたいんです。

それから、その下の方の今度1人当たりに対しては20万9,054円と、16年度に比較しまして1万1,788円の増額、それから老人の方は2万2,589円、退職者も大体同じですが、こういうふうに上がっていったか、こういうふうに増額になったか、もしその原因がわかればお知らせいただきたいというふうに思います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 総費用額と1人当たりの額の表がございますが、それぞれ1人当たりの額はかなり増えております。若人で6%、退職者で7.6%、老人で3.5%。こういった1人当たりの額の増加が全体的な被保険者数としては退職以外は減っているんですが、1件当たりの医療費が増加したため全体額としては増えているというふうな結果となっております。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

森 儀一委員長 新田道尋委員。

13番(新田道尋委員) その増えた原因が何であるかというのを私知りたいんですよ。わかりませんか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 最近の医療費の傾向としまして

やはり医療技術あるいは医療水準の向上、高度な医療機器の導入といったことで、そういった全体的に水準が高まっておりますけども、そういったことから1件当たり医療費自体が増えているということで、件数的というよりもそういった高度化に伴う医療費の上昇というものが主な原因だろうと思っております。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

森 儀一委員長 新田道尋委員。

13番(新田道尋委員) 私はそういうふうにとらえません。毎年の比較して、単年度でなくて複数の年度をずっと調べていくともっとわかり易くなると思うんですが、こういうふうに例えば18年度もこれから決算後でなるんですけども、こういうふうな段階で5.6とか7とかと増えていかれますと新庄市困るわけです。これに比例して、まだ入っていませんが、老人保健特別事業、介護と、これ連鎖反応起きてくるんです。可能性でなくて起きてくるんですよ。福祉の方もこういうふうにどんどん、どんどん増えますと老人の平均寿命もまた延びまして、それから少子高齢化ということでだんだん、だんだんその格差が広がっていく一方でこれを誰が負担していくかというと、負担する人が今度いなくなるわけです。私の言いたいのは、持論ですが、なるだけ医者にかからない、介護の恩恵を受けなくともいいように、介護にならないようなこれから医療制度、それから社会保障制度とかいろんな部門、社会に占めるウエートというの非常に大きいわけですから、3つ合わせますと約100億の予算になるわけです。健康保険、老人、介護と合わせると100億になるんですよ。これが増える傾向にあるとすれば他のやつは縮めなきゃならない、縮小しなきゃならないとなるわけです。あるだけの範囲内でやっていかなきゃならない。ですから、もう少し方向を転換して、私は新庄市独自でもいいから、健康な体づくりというものに力を入れるべきだと前々から申し上げてきたんです。新庄市としてはどういうふうな今後方向性を

見出していくか、健康課長はもちろんですけども、市長、その辺考え何か特別にあれば、なければいいんですが、あればお知らせいただきたいというふうに思います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

森 儀一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 この度の医療制度改革の大きな柱に御指摘のとおり、医療費抑制策の重要な柱として保健事業の充実ということが位置付けられております。具体的には、県ではこういうことをやりなさい、市ではこういうことをやりなさい、やりますというのはこれからになりますけども、実際そういった全体的な動きを受けまして新庄市としても生活習慣病対策、可能な範囲で力を入れております。今年も生活習慣病予防のための新しい事業を2つほど実施しておりますし、先日市報で特集組ませていただいたようにいろいろな形で健康診断をまず受けてもらう、そして精密検査に該当になったら必ず受けてもらう、そして健康診断の結果いろいろな指摘事項あった方にはこちらから連絡を重ねていろいろな相談においていただく、あるいは開催する教室においていただくというふうなことを保健師先頭になって取り組んでいるつもりです。まだ今年度始めた事業については数的に十分な成果というほどには至っていませんが、こういったメニューを増やす、回数を増やすということで少しでも若いうちから自分の健康に気を配る、目を向けるような、そういう習慣化に取り組んでいきたいと思っております。

高橋榮一郎市長 委員長、高橋榮一郎。

森 儀一委員長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 健康づくり、具体的には健康課長の方からも申し上げたんですが、考え方としてはおっしゃるとおりだというふうに思います。早期発見することによって早く病気を治すことはできますが、それ以前にやはり発病を防ぐ、いわゆる予防すること、これが一番大事なんですけども、誰も好きこのんで病気になる人はいないんですけども、

それをやっていく、それにはやはり健康づくり、スポーツも含めて軽スポーツ等々、今もレクリエーション、総合体育大会とかいろいろやっておりますが、あとは生活習慣病の予防、そういうことでやはり発見よりも発病を防ぐ予防にこれから力を入れていかなければいけないのではないかなというふうに常々思っているんですが、なかなか思うとおりいかないのが現状で、年々こうやって医療費が増えていってしまうというふうなことですけど、なお一層このことについては今後も力を入れていきたい、このように思います。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

森 儀一委員長 新田道尋委員。

13番(新田道尋委員) 関連性があるということで、だんだん数字が増えていけば福祉の方にもこれしわ寄せ当然いくと思うんです。それで、市の中でそういう関連性のある課、福祉事務所の方ではこういうことをしたらどうかなというふうな具体的な健康管理に関して何か提案ございましたらお教えいただきたいというふうに思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 健康管理、あるいは私の立場からいいますと予防介護というか、介護にならないように、あと介護の認定受けた人でもそれ以上重症化にならないようにということで、大きく改正された介護保険法に基づいて今やっているとありますが、具体的には何回かうちの方と、それから健康課、特に保健師といろんな面でどういう事業したらいいか、あるいは介護予防に具体的などういう事業したらいいかということについて話し合いをして現在進めております。いわゆるリスクのあるというか、何らかの因子を持っている高齢者の方の抽出等を行い、健康課と福祉事務所で連携をして介護予防等の事業の実施に当たってまいりたいというふうに考えております。

13番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

森 儀一委員長 新田道尋委員。

13番（新田道尋委員） 市長からも答弁をいただきましたんですが、これはやっぱり受け身でなくて、誰もこれ助けてくれないんで、やはり新庄市の財政は新庄市がいろいろとこれから対応していかなきゃならない、国の交付税だけに頼るというふうなまちづくりはもう考えられない時代も来ているわけですので、積極的に、余り誰かがやってからということじゃなくて、やはり知恵を絞って先行投資、早く言えば受け身でない、私は18年、今年に新たに事業になりました夜間診療というのは受け身の方だというふうなことで強引に反対の意見を申し上げましたが、反対はしませんが、意見だけは申させていただきましたが、これは受け身の方だと思います。なったものを対応していくというふうなことでございますから、私はそれでなくて、その予算があつたらば健康を維持するために使うと、私だったらそうしました。3,000万円をそっちの方に向けていくと。前にも申し上げましたが、自分のことは自分でなかなかわからない部分がある、そうだとすれば今高度医療、先ほど課長が申しましたけども、その恩恵をこうむって事前にチェックするというふうな方に補助金を出すべきだと私は思うんです。なったものを対応して金を使うんでなくて、なる前にその同じ金を使ったらどう変わってくるかということなんです。恐らく私の想像では健康保険の給付も少なくなると思うし、これが少なくなれば介護、老人保健の方でも予算を少なくして済むんじゃないかと私は想像しています。ということで、この決算を踏まえながらこれから19年度の予算編成に入るわけですけども、十分生かしながら、私の考え若干いいとすればぜひ取り入れてもらいたいというふうに思います。

以上、終わります。

森 儀一委員長 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号平成17年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第51号は認定すべきものと決しました。

議案第52号平成17年度新庄市 交通災害共済事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第52号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第52号平成17年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は認定すべきものと決しました。

議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号平成17年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は認定すべきものと決しました。

議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 229ページの7の1の1で高資本費対策借換債というのがありますが、予算のときに17年度は6%以上の公営企業費の借り換えができるということだったんですが、決算してみても後年度の利子払いの節約はいかがでしたでしょうかということと、他の地方債の借り換えの今後の見通しなどについてどのようにお考えかお聞かせください。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

森 儀一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 質問ありました高資本費対策借換債の件でございますけれども、一応この制度は平成17年度より公営企業金融公庫資金、いわゆる6%以上の利率あるものにつきまして借り換えを行うという事業でございます。平成3年、それから平成2年、昭和61年の3つの事業で借りておりましたけれども、これを今回1億4,070万を借り換えしております。利率等については6%以上でございますので、6.15%から6.7%のものを償還したということでございます。今回2%弱の利率のものにかえておりますので、単純に申し上げますと1億4,000万の大体4%ぐらい減になったという

ふうなことで御理解をいただきたいと思います。

なお、市債等につきましても事業残高が92億円もまだあるというふうな状況でございますので、できるだけ有利な制度ができたならそれに乗りかえていくという方向で今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小笠原謙一政策経営課長 委員長、小笠原謙一。

森 儀一委員長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま下水道課長が答弁されたとおりの内容でございますが、私の方からは効果額というふうなところの額をお示しいと思います。

効果額につきましては、4,100万円でございます。以上であります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市全体もこの下水道についてもそうですし、水道についてもそうですし、市債がたくさんあるわけでありまして、しかも利息が高いのもかなりあるということで、こういったものをできるだけ借り換えさせてほしいという強い働きかけを今後もやっていただきたいと要望して終わります。

森 儀一委員長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号平成17年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は認定すべきものと決しました。

議案第55号平成17年度新庄市 農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第55号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号平成17年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は認定すべきものと決しました。

議案第56号平成17年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第56号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号平成17年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は認定すべきものと決しました。

議案第57号平成17年度新庄市 介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第57号平成17年度新庄

市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 262ページ2款保険給付費についてですが、年収で41万2,000円以下の低所得者に対する介護サービスの利用軽減を受けていた方12人というふうにお聞きしておりましたけれども、この方々が6%の負担だったのが17年度になって10%の負担になったんですが、この方々のその後の利用の量、時間など、負担が上がって利用状況が減ったりしなかったか、そのことについてお尋ねいたします。

森 儀一委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 開議

森 儀一委員長 休憩を解いて再開いたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 先ほどの御質問の中で、ホームヘルプについてはちょっと資料というか、内容をつかんでおりません。あと、社会福祉法人の減免ということで、入所されている方について法人での減免措置がございます。昨年の9月末まではその限度額が41万2,000円ということで42名の方がいらっしゃいました。10月からその限度額が84万円に上がりました。これについては預金の調査とか、それから資産の状況とか、いろんな要素ございますが、84万円ということになりました。その新しい基準に従って法人減免を受けている方については5名でいらっしゃいます。その方は減免を受けておりまして、退所とかということはありませんでした。

以上です。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) イメージとしては色水とか、色水的に前から低所得で無料で受けていて、低所得な方のホームヘルプの利用については1割急に上がるのを3年間で少しずつ激変緩和とか、上げていくよということで、16年度でそれは緩和措置が終わってみんなと同じ、色水が白い普通の水にぼたっと落とされたように広がっていった、どこに行ったか、誰がどうだったかということがほとんどわからなくなって、皆一律1割負担なものですから、どのようになっていくかということが把握できないままに今なっているような気がいたします。しかし、やはりその方々そのものいらっしゃるわけで、その方々の負担の重さといいますか、それはやはり利用にも、少なくともそのような形で利用後退というふうになっているんじゃないかと推察されます。

それから、次、審査意見書の42ページに介護保険の滞納の状況があります。現年度分で219人、合計369人、950万円とあります。審査意見書の42ページですが、合計金額は1,358万円になるのではないかと見て見ているのですが、しかしここには950万円となっておりまして、15年度以前のは不納欠損になっているんでしょうか。この点についてお尋ねします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 初めのホームヘルプ等のサービスの件でございますが、これについては持ち帰って後ほどお答えしますが、それ以外の介護保険制度が平成12年度に開始されて、例えばそれ以前に措置入所をしていたという方についてはずっと継続して特例措置が多い場合がございます。そういう特例措置があるということだけお答えしておきます。ホームヘルプの先ほどの件については、後ほどお答えいたします。

以上です。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 未納額と不納欠損の関わりででしょうか。済みませんけども。

(「はい」と呼ぶ者あり)

鈴木吉郎税務課長 収入未済額については369件で、未納額としては950万670円というふうなことで、不納欠損につきましては316万7,960円というふうなことで、不納欠損の件数につきましては106件というふうな形でございます。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) そうしますと、不納欠損は106件ということで、この方々は2年以上の滞納ということで、介護保険を利用するとき一切10割負担というふうになると伺っておりますが、それではそういう方々は、介護を受けておられる方がそういう10割負担で受けているのか、そういう方が本当にいらっしゃるのか、あるいは受けないのか、その点についてわかればお願いいたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 介護保険料の納付の件でございますが、やはり滞納ということになりますと期間に応じたペナルティーはあります。例えば保険料1年以上滞納すると一たん自己負担をして後に9割分を支払うとか、あるいは1年6カ月以上滞納すると一部または全額一時差しとめ、これは給付でございます。それから、2年以上滞納すると利用者の負担金が1割から3割に上げられたりするということでございまして、その点については私も平成17年度あったかどうか調べてみました。そしたら17年度については2人2年以上滞納ということでございました。この場合給付、1割から3割の負担について2カ月ないしは3カ月多くの負担をするということですが、話聞きますとその期間、2カ月あるいは3カ月については給

付を我慢すると、納付をすると、納付をして改めて1割の負担で介護サービスを受けるというふうな状況であったということでもあります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、2年以上滞納になった方々が3割負担で利用しなきゃいけないことに対しては、やはり利用できないといえますか、そういうことになっているというふうな気がいたします。

次に、256ページの1の1の1で介護保険料のことで収入未済が538万円ありますが、これと関わって、さらにこの収入未済がこのぐらいありながら18年度は16.8%の保険料値上げがありました。激変緩和措置とか6段階への改定など一定の改善ですが、高齢者からは依然として声として年金が下がる中で介護保険料が上がっているということで怒りがとても大きいです。大きくは国の介護保険への国庫負担割合を当面30%に引き上げることを求めることが必要だと思います。また、高齢者いじめの悪政から防波堤となるように市独自で国保で申し上げた観点からの減免制度を設ける必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 負担についてまず申し上げますと、滞納しておられる方にはそれなりのペナルティーがあるというのは、これは当然だというふうに考えます。介護保険料の納付については、生活保護を受けておられる方も負担しておられます。生活保護受給者については控除を多くするか、あるいは加算を付けるとかという措置はございますが、これはそういう方でも負担してもらっているということでございます。

それから、介護保険料の伸びでございますが、前にもお話ししたと思うんですが、第3期については16.8%の増ということでもあります。これは、なるべく安い保険料でたくさんのサービスを受け

るということは理想でございます。そういう点からも17年度において準備基金3,300万、前にも申し上げましたが、3,300万を取り崩してなるべく介護保険料を上げないようにという措置を施したところです。県内9市町村でございますが、44市町村単位で申し上げますと、伸び率については上から29番目ということで、それなりの努力はしたつもりでございます。それから、国の割合今20%、それから財政調整交付金、これについては原則5%ということで国の負担はございます。本市においては、財政調整交付金については5.88%ということで5%以上の国からの負担金を受けております。これが30%になればそれはそれでよろしいわけですが、もしできればそういう形になるために要望活動等をしてまいりたいと、そういうふうに思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 介護保険料の減免制度でございますけども、所得階層によって6段階に分けて、18年度から6段階になったわけですけど、6段階に分けております。そういったこともございまして、また法律、それから条例に基づいた形でもって、減免条例もございますので、それに基づいて対応していきたいというふうに思っておりますので、国保と同じ考え方でございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 介護保険料の減免と保険料の引き上げをできるだけ抑えるという点では、基金使って保険料上げないように頑張ったという点は私は大いにいいことだと、すばらしいと思っています。さらに、一般会計からの繰り入れを行って保険料を月3,000円以下に抑えたまちも出ています。美里町というところですけども、こういったことも含めて市、まち、村では高齢者の生活を守る立場で保険料上げないように頑張っている

ということがあります。そういうことにぜひ学んでいただきたい。

それから、もう一つは介護保険料の減免制度ということで生活困窮者とか給付制限を受けている方、こういうのは先ほど言った滞納がかなり多くいて給付制限受けるってあるわけですが、保険料の滞納によって給付制限受けるわけですが、こういう方も含めて、それから介護保険適用除外施設に類する施設入所者、こういった方々を減免の対象者として吉川市というところがありますが、埼玉県吉川市というところですけど、これを減免、介護保険料の減免を行って抑えているということも伺っております。できるだけ滞納を増やさないように、そして給付制限を受けたりしないようにということで市として、まちとして努力しているこういった姿勢に学ぶ必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 具体的には一般会計からの繰入金ということでありますが、法的には市からの繰入金は12.5%ということでございまして、それを遵守するつもりであります。それを増やすということは一般会計の負担が大きくなるということでもございますので、現行どおりしたいと、そういうふうに思います。

鈴木吉郎税務課長 委員長、鈴木吉郎。

森 儀一委員長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 減免制度でございますけども、先ほどから申し上げましているとおり、法、条例に基づいた形でもって対応していきたいというふうに今後とも思っておりますので。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） はい、わかりました。

次の別の質問なんですけど、264ページの2の1の3施設介護サービスについてですが、特別養護

老人ホームの待機者が全国で34万人と言われております。こういう中で居住、食費が自己負担になって、経済的理由で退室なさった人数を最近の把握なさっていただければお願いいたします。県では57人ほどになっているということです。その中見ますと、県全体の話なんですけど、利用者負担の段階が1から3段階という方が13人いたということです。これは、国の低所得者対策が十分機能していないのではないかなと思うんです。そういった点、退室なさった方の利用段階もわかればお願いいたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 昨年の10月からいわゆるホテルコストについては保険給付から外れたということでございます。確か昨年のこの議会での質問に退所者がいなかったかというふうな質問受けたような気もしますが、現在聞いておりますが、退所したという情報はつかんでおりません。確か前の議会のときに補足的給付を行っていくということで生活保護の受給を受けた人が1人いるというふうに前の議会で答弁した記憶がございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほど言ったように利用者の負担段階が1から3段階ということで、明らかに利用料というか、収入が少ない低所得世帯の方が退室してしまった、退所してしまったという方が県全体で13人いたと最近の資料で出ております。これは人ごとではなくて、やはり新庄市民の中에서도こういった方が出ているということが考えられますので、今後とも情報をつかんでよく聞いて、そして補足的給付で対応できるならばすぐやっていただきたいし、それでできない部分については市独自の対策も考えるようにしていただきたいという要望を申し上げます。

そして、ここに特別養護老人ホームと関わって

なんですが、政府は病院や介護施設を減らす方向だと聞いております。介護難民を増やす冷酷な施策ではないかと思うんですが、その対策についてはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

森 儀一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 大変大きな問題でございます。前にもこれ申し上げましたが、いわゆる特養の施設の整備率については全国で山形県4番目と、その4番目という高い中で新庄最上については断トツ高い整備率ということでございます。国においては、施設から自立というふうなことでの考えも示しております。しかしながら、施設の役割というのは、今まで果たしてきましたようにこれからも大変大きな役割を果たしていくというふうに私は思います。国においても参酌標準といいますか、37%という数字における考え方も示しておりますが、私としては新しい施設の整備ということは、これはかなり難しいと思いますが、現在の施設を大いに活用していただくということについては当然重要なことだと思います。先ほどの国の参酌標準の37%についても今現在新庄市においては49. 数%というふうな高い比率をしておりますので、これは地域に合ったそのパーセントといえますか、割合が必要ではないかということで国への要望等もしております。

以上です。

森 儀一委員長 他に質疑ありませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号平成17年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第57号は認定すべきものと決しました。

議案第58号平成17年度新庄市 水道事業会計決算の認定について

森 儀一委員長 次に、議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番 (佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番 (佐藤悦子委員) 10ページの2の(1)で現金預金があります。これが17年度は16億5,000万円です。16年度よりは少なくなっているわけですが、予算のときの予測と比べますと3,000万円増えております。これは老朽管の布設替えによって漏水が少なくなり、収益が上がったのではないかなと思います。そういうふうにも言われたような気がします。そういう大変よい結果になっていると思います。これについてはそれでよろしいのか、お願いします。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

森 儀一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 どうもありがとうございます。佐藤委員おっしゃるとおり、16年度決算では17億

ぐらい、それから本年度では16億4,000万ですから、約六、七千万は減少しているわけです。そういうことで、要するに事業費が多いためにこれは減少したと、そういうふうに判断してください。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） しかし、事業費が多くなったから、現金預金減ったというのはいいんですが、予測としては事業費が大変いっぱいあるから、このぐらい減るだろうということで大きく減るというふうに言っていたものが、実は水漏れがなくなりまして収益がぐっとよくなって、それで現金預金思ったよりも3,000万円増えた、こういうことはいつも悪魔のサイクルなんて言葉で批判していますが、逆のいいサイクルというか、いい事業やって会計全体がますますよくなっているという、そんな気がして大変いいことだったなというふうに思っているわけです。

そして、それと関わってですが、決算の31ページに企業債がのっております。企業債45億円のうち利率5.5%以上の企業債を計算してみますと4億6,000万円、4.6億円であります。これを借り換えするようにしたらどうかということなんです。これは前にもお聞きしたわけなんです、できなければ私としては一括返済でもいいのではないかなと思うんです。16億円貯金していても、利息を見ますと25万円しか利息がついておりません。利息をためてと頑張っ、利息だけで1億になるために頑張ろうとしても400年もかかります。思い切ってここで返せばどうなるか。決算25ページの2の1の利払いというのがあります。1億7,000万円の利払いが大幅に軽くなるんじゃないでしょうか。それから、同じく27ページの3の1の64に償還金がついておりますが、1億9,000万円という償還金もかなり軽くなるのではないのでしょうか。そうなりますと、26ページの4の1の27に一般会計の出資金が出ているわけですが、これも減らせるんで

はないかというふうに考えるわけですが、これは間違いか、いい考えではないかお聞かせください。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

森 儀一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 この件については、佐藤委員も今おっしゃられましたけども、16年度の決算でお話ししております。要するに私の方で政府の金を借りる時点でその条件的なものの整備した中での金の借り入れですから、これは要するにお互いの話し合いの事項なわけです。これを要するに安くなったからって勝手に全部繰上償還するとか、そういうことは政府の方で認めてくれるはずもございませんし、その辺の話し合いの場が必要だと、そのように考えています。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） その話はよく聞いております。借り換えをというふうに言ったときにです。そして、後年度の利払いを節約するという立場になるとそういうふうに言われます。私も去年金融庁とかこの政府資金の関係の話を国会の方の省庁の方と話をしたときに言われたことは、後年度の利息を払ってくれるのであればいいよと、だから利息払い節約の借り換えは許さないけれども、利息も含めて先に払ってくれることについてはいいと言っているんです。私はそれでいいんじゃないかな、それでも悪くないんじゃないかなと思うんです。そういうことを言ったわけです。というのは、思い切ってここで現金預金あるわけですから、25万円はという、400年かかって1億円になるような大変な低い利息のものをいつまでも持っているよりは、借金を思い切って返せるところはどんどん返していけば後で支出が減ると、そして一般会計からの出資金も減らせると、そうでないのかということなんです。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

森 儀一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 これも16年度決算時でお話しし

たと思うんですけども、要するに4条予算で積み立てしてます。これは目的がございます。要するに老朽管の布設替工事に使うとか、現在老朽化している施設の修繕とか、こういうやつに使うと、そのような積立金になっております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 老朽管布設替えなどのそういった事業のための目的でためたお金だということなんですけど、その目的が16億円よりも非常に少ない金額でできる内容になっていると思うんです、去年の予算内示計画を見ても。そう言います。そして、実際布設替えをしてみたら漏水がなくなって、今まで漏水のために支出が多くなった部分が3,000万円も少なくなったと、こういういい結果も生み出してありますし、その目的の計画はぜひ大いに進めるべきだと思いますが、同時に借金払いも今あるわけで、先にしてしまって身を軽くして進んでいくということは何もおかしいことではないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

森 儀一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 これも16年度決算時でお話ししたんですけども、今進めている老朽管事業というのは第1次の老朽管更新事業です。これで20年まで一応予定しております。それから、20年以降、要するに配水管というのはだんだん前の管が古くなってくるものですから、その分を一応追っかけていくということで20年度以降に3カ年で延長8,300メートル、これは地区についていえば常葉町他14地区なんですけど、これを総事業費7億2,600万円、約ですが、この布設替工事も考えておりますし、それからこれに伴う河川にかかる橋、添架管の布設替え14カ所を予定しています。これが3億6,300万円。あと、それから水道の危機管理対策としまして、水の融通性を進めるために円満寺地区の奥羽本線、陸羽西線の2カ所の鉄道横断の推

進工事も考えております。それにあわせて浄水場に配水池を築造したいというような考えで、現在この3カ年で必要としている金額は14億4,000万ほどの事業を考えているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この事業費は全部16億の現金でやるわけではないと思うんです。やはり補助事業があり、補助ということで国からの補助があると思いますし、また一般会計からの公的な補助というか、そういうのもあるだろうし、全部現金預金だけを100%使ってやろうとしているわけではないと思うんです。そういう意味ではやはりまだ余裕のある会計というふうに私は考えます。

それから、また別の.....ということで、ぜひそういうこともできないかと内部で検討をお願いしたいと思います。

決算6ページの給水収益の水道料です。これについてなんですけども、新庄市の一般会計は実質公債費比率が29.9%と県内最悪、全国でもかなり悪いわけです。給付は低く、負担は重い状態があります。市民生活から見てですが。市民の生活も年々厳しくなっています。せめて水道料金は安いと言われるように引き下げを考えるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

森 儀一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 引き下げは今のところ考えていません。ということは、先ほど話しましたとおりまず資本の建物、管の整備を十分に行ってからその後の話だと、そのように考えています。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

森 儀一委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民から見まして水道料金が10億円ですか、約、10億円の水道料金収入がある企業会計が16億円もの現金預金があると、こ

これは年間の収入の1.6倍の現金預金があるということ、やはりどう考えても余裕があるというふうに市民としては見るわけで、こういう中で水道料金が県内でも高い方に、あるいは全国的にも高いと言われる方に相変わらずいるということはやはり納得できないことだと思うんです。これは、市民の福祉生活向上ということのために行政があるならば、少しでも市水道料を引き下げる方向でやるべきが私は行政の姿勢、生活困難になっている市民の苦しさを思えばそこを少しでも緩和できるような姿勢である、そういう市の姿勢を示すことになると思うんです。そういう意味でぜひ検討をお願いしたいと思うわけなんです、いかがでしょうか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

森 儀一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 この水道料金の値下げ等につきましては、いろんな要素がございます。今まで話しました老朽管対策事業、老朽施設の更新、それから先ほど言い忘れましたけども、谷地小屋、野中、中川原の他3地区の水道の拡張の関係です。ということ踏まえたとその事業が終わってから、終わる見通しがついてから考えるのが適策ではないかと、そのように思っています。

以上です。

森 儀一委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号平成17年度新庄市水道事業会計決算の認定については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 儀一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は認定すべきものと決しました。

閉 議

森 儀一委員長 以上をもちまして本決算特別委員会に付託されましたすべての案件についての審査を終了いたしました。

これをもちまして決算委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。(拍手)

ここで一言委員長よりごあいさつ申し上げます。委員の皆様活発な質疑のもと、平成17年度決算、議案第50号から議案第58号までの9件の審査につきまして、委員の皆様方の本当に心あたたまる御協力に感謝申し上げましてお礼の言葉にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

午後 2時48分 閉議

決算特別委員会委員長 森 儀一

平成18年12月定例会会議録(第1号)

平成18年12月8日 金曜日 午前10時00分開会
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 鍬 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会社課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢高 孝 敦
神室課長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博 夫
教育委員	伊藤 芳 彦	教育課長	佐藤 和 悦
教育次長	奥山 芳 彦	生涯教育課長	小野 和 悦
生涯学習課長	大江 雅 夫		黒 坂 光

選挙管理委員会
委員長
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小関俊也
國分政嗣
斎藤友一

選挙管理委員会
委員長
選挙監査委員
局長
選挙監査委員
局長

小野正一
渡部秋夫

事務局出席者職氏名

局	長	田中紀雄	総務主査	野崎勉
主	査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第1号）

平成18年12月8日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第67号新庄市表彰について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 6 議案第68号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定について
- 日程第 7 議案第69号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 8 議案第70号鮭川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議について
- 日程第 9 議案第71号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第72号新庄市夜間休日診療所設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第11 議案第73号山形県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第12 議案第74号指定管理者の指定について
- 日程第13 議案、請願の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第14 議案第75号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第76号平成18年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第77号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第78号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第79号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）のほか

日程第 19 決議案第 1 号山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議の提出について

開 会

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名、欠席通告はございません。

それでは、これより平成18年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において星川 豊君、高山和男君を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 おはようございます。これより議会運営委員長の報告を行います。

去る12月1日午前10時より議員協議会室において、委員7名出席のもと、執行部より助役、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました12月定例会の運営について協議をい

たしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成18年12月定例会日程表のとおり、本日から12月19日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

この度提出されます案件は、諮問1件、議案8件、補正予算5件の計14件であります。

案件の取り扱いにつきましては、諮問第1号、議案第67号の2件は本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第68号から議案第74号までの議案7件につきましては、本日一括上程し、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第75号から議案第79号までの平成18年度補正予算5件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、12月19日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は12名であります。1日目4名、2日目4名、3日目4名に行っていただきます。質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月19日までの12日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12月8日から12月19日までの12日間と決しました。

平成 1 8 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第 1 日	12月 8 日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。市長の行政報告。諮問（1件）の上程、提案説明、採決。議案（1件）の上程、提案説明、採決。議案（7件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の各常任委員会付託。補正予算（5件）の一括上程、提案説明。
第 2 日	12月 9 日	土	休 会			
第 3 日	12月10日	日				
第 4 日	12月11日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 森 儀一、中川正和、 奥山省三、小野周一の各議員
第 5 日	12月12日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、沼澤恵一、 金 利寛、今田雄三の各議員
第 6 日	12月13日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 山口吉静、佐藤悦子、 遠藤敏信、石田千與三の各議員
第 7 日	12月14日	木	常任委員会	総 務 （議員協議 会室）	午前10時	付託議案の審査
				産 業 建 設 （議員協議 会室）	午後 1 時 30分	付託請願の審査
第 8 日	12月15日	金	常任委員会	文 教 厚 生 （議員協議 会室）	午後 1 時 30分	付託議案の審査
第 9 日	12月16日	土	休 会			
第10日	12月17日	日				
第11日	12月18日	月	休 会			本会議準備のため
第12日	12月19日	火	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

清水清秋議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 おはようございます。12月議会御参集誠に御苦労さまでございます。何とぞひとつよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、行政報告であります。2件御報告をさせていただきます。第1点目は、下水道汚泥等の再資源化に伴う事業採択についてであります。これまで御承知のように新庄市の浄化センターから発生する下水道汚泥については最上郡内に最終処分場がないため、山形市まで運搬して埋め立て処分をしておりましたが、この度民間活力を導入いたしまして、汚泥の再資源化テスト事業、汚泥の燃料化というふうに申しておりますが、として独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOというふうに言っておりますけれども、この機構から本年度事業として事業採択を受けましたので、その事業の概要と今後の予定について報告するものであります。

このテスト事業では、国からNEDOが運営交付金を受けまして、現在浄化センターを管理している(株)山形県上下水道施設管理が事業者となりまして、施設の設置、運転監視、運転データ収集分析。共同提案者であります日本製紙、これは汚泥の燃料の燃焼と燃焼データ、これを収集するというふうなこと、そして市は汚泥供給と水処理設備に対する負荷分析、これを行いまして、汚泥の減量化に取り組む計画で、NEDOとの共同研究事業というふうなことになっております。

事業期間としては、本年度から20年度までの3カ年を予定いたしまして、取り扱う汚泥も下水道汚泥及びし尿汚泥等を予定しているため、極めて

公益性が高いというふうなこと、かつ循環型社会形成への貢献、また汚泥処理費用の大幅削減など、いろんな面で事業効果が見込まれるというふうに考えております。

施設の設置場所ではありますが、これは現在あります浄化センターわきの市道を挟んで、西側に設置する予定で、導入するプラントにつきましては、国内で最初の導入というふうになりますが、技術性能、安全性、経済性、環境対策ですぐれ、しかも維持管理が容易だというふうなこと、かつ製品の取り扱い性あるいは熱量などの観点で優位性が実証されているため、全国的にもおそらく注目される事業になるであろうというふうに考えております。

事業概要については、発生する脱水汚泥、これを造粒、粒にして乾燥させまして、ペレット状の固形燃料、これを生成していきます。その燃料を日本製紙の宮城県にあります岩沼工場において自家発電用の石炭ボイラーの補助燃料として活用するものであります。

また、汚泥を乾燥させる燃焼ボイラーにつきましては、間伐材あるいは木の皮、木皮などを使用する計画で、地元の林業事業者の協力を得ながら地域産業振興にも一翼を担うことになっております。

プラントの処理能力ではありますが、これは日量30トンというふうなことでありますが、汚泥の供給源としてはもちろん新庄、最上管内であります。これだけでは足りませんので、足りないというか、もう処理能力の半分ぐらいしか見込まれないというふうなことで、残りは県の流域下水道あるいは他市からの調達を計画しております。

今後の予定ではありますが、年度内に用地取得及び土地の造成に着手いたしまして、施設の完成が19年12月、試運転を20年の3月末まで行いまして、実質のテスト稼働、これは20年度といたします。継続テスト稼働を1年間行った後、本格稼働につ

いては22年度からの計画というふうなことでありますので、ひとつ御理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、もう一点であります、世界遺産候補に係る本市の同意についてというふうなことで御報告申し上げます。

この度文化庁から全国の都道府県に対して世界遺産暫定一覧表への追加資産について候補となる文化資産の提出依頼がございました。世界遺産につきましては、1972年の世界遺産条約の採択に基づきまして、これまで世界で800件以上が登録されておりますが、日本では屋久島、白神山地、知床等の自然遺産及び姫路城、白川郷、原爆ドーム、日光の社寺等の文化遺産合わせて13件登録されております。世界遺産の登録については、各国がユネスコに推薦いたしまして、これも世界遺産委員会で決定されるものでありまして、日本では現在推薦候補の暫定リストを作成しております。その暫定リストに記載されている物件については、石見銀山、平泉の文化遺産、彦根城、古都鎌倉の寺院あるいは神社、これの4件であります。

この度山形県が候補として挙げたのは、「出羽三山と最上川が織り成す文化的景観」というふうなことでございます。この中で羽黒山や慈恩寺、日本最古の石鳥居群等々とともに本市の八向楯の眺望と本合海、これも候補資産に含まれる文化財として取り扱われておりまして、県では本件を関係する県内22の市町村との共同で提案を行いましたが、全国からは富士山あるいは青森県の縄文遺跡群など24件の提案がありまして、来年の1月になるかと思いますが、暫定一覧表への追加物件が、これが選定されることになっております。

本市としても今回の県への同意で世界中から注視されるような世界遺産の登録という大きな目標をとともに目指して、これを契機にこの地域の素晴らしさあるいは大切さを内外に強くアピールしていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいというふう

に思います。

以上2件、行政報告としてさせていただきます。

日程第4 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

清水清秋議長 日程第4 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成19年3月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員2名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

そのお二方につきましては、引き続き推薦する山村規子さん、それと新たに推薦する五十嵐美夜子さんでございます。参考といたしまして、経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方々であるというふうに存じますので、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本

件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第5議案第67号新庄市表彰について

清水清秋議長 日程第5議案第67号新庄市表彰についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第67号新庄市表彰について御説明申し上げます。

本案は、政治、経済、文化、社会福祉、その他各分野において本市の隆盛発展に長年寄与されまして、市政に対する功労が特に顕著な方々を表彰するため、新庄市の表彰条例に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

今回は、お二方を予定しておりますが、そのお一人、押切六郎氏であります。最上峽芭蕉ライン観光株式会社を設立いたしまして、最上川舟下りによる新庄最上地域の観光振興に大きく貢献されました。また、最上地域のみならず、紅花の山形路観光キャンペーンの中心的存在として山形県の

名勝を全国に広め、県レベルでの観光振興にも尽力されました。これらの功績によりまして、産業経済功労により新庄市表彰を行うため、提案するものであります。

もうお一方は、大友義助氏であります。26年間にわたって新庄市史発刊の中心的存在として御尽力いただき、昨年度事業を完成していただいたところであります。新庄市史発刊における氏の功績と山形県の文化財保護審議会会長の就任など、長年にわたりまして地域文化の振興に御尽力いただいた功績に対し、教育文化功労による新庄市表彰を行うため、提案するものであります。

お二方の略歴、功績等につきましては参考といたしまして、表彰候補者調書を添付しておりますので、御審議をいただきまして、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第67号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第67号新庄市表彰については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号はこれに同意することに決しました。

議案7件一括上程

清水清秋議長 日程第6議案第68号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定についてから日程第12議案第74号指定管理者の指定についてまでの7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 議案第68号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定について御説明申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとりまして、本市の条例等の規定により、現在書面によって行われている申請等の手続を段階的に電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法によって行うことができるようにするため、提案するものであります。電子情報処理組織、これを使用する方法といたしまして、県及び県内35市町村が共同で構築した電子申請システムが平成19年3月1日から稼働することに伴いまして、これにあわせて各自自治体で同様の条例を制定するものであります。

議案第69号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の設定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、山交バスが運行する土内線及び堀内線について乗客の減少と経費の増大に伴いまして、来年の4月から廃止を提案されておりましたが、これを受諾いたしまして、その代替として新たに市営バスを運行するため、提案するものでございます。今年の2月に山交バスの廃止提案があったわけではありますが、その後関係町村及び関係機関と協議するとともに実態調査等も行った結果、廃止提案を受けざるを得ないというふうに判断したところであります。

しかしながら、児童や高齢者など交通弱者の足

を確保すべきという考えのもとに実施方法の検討を行ってまいりましたが、この両路線については市営バス運行が費用対効果の面でも適切であるというふうに決定したところでございます。4月からの運行となりますが、御決定いただき次第、広報等で周知を図りまして、円滑に運行できるように進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第70号鮭川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、山交バスが運行する羽根沢線について先ほどの議案第69号と同様に乗客の減少と経費の増大に伴う来年4月からの廃止提案に対して鮭川村でその代替として運行する村営バスが市町村を越えて運行することになり、地方自治法第244条の3第3項の規定によりまして、両市村の議会で議決が必要となるため、提案するものでございます。鮭川村においても、今12月議会へ同様の議案を提案する運びとなっております。

なお、新庄市民の利用にも供する旨の議案となっておりますが、その具体的内容については参考資料として添付しております協定書のとおりでございます。停留所の位置や運行回数及び時間については、これまでの市民の利用実態を勘案して鮭川村と協議を進めてまいり所存でありますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議案第71号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、議案末尾に記載しておりますように現在2カ所設置している市の駐車場のうち、行政財産である大手町駐車場を普通財産とするため、提案するものであります。かねてから財政の再建計画で売り払いの予定をしておりました本駐車場は、地域団体と交渉を進め、妥結の段階まで至ったところであります。なお、この条例の施行日につきましては、平成19年2月1日からとなっております。

議案第72号新庄市夜間休日診療所設置及び管理

に関する条例の設定について御説明申し上げます。夜間休日診療所の設置につきましては、新庄市最上郡医師会の協力を得ながら、これまで開設の準備を進めてきたところであります。具体的な内容につきましても、医師による検討会議を設け、その意見をもとに決定したところであります。施設の目的といたしましては、夜間及び休日における応急的な診療を行うことを目的としております。名称につきましては、当初夜間休日救急診療所との名称で、平成18年度の予算説明を行ってまいりましたが、応急的な診療を行う施設であり、名称から受けるイメージが大きくならないよう、夜間休日診療所というふうに定めたところであります。診療管理者につきましては、医師である必要がありますので、医師会から推薦を受けた医師を任命することとしております。診療報酬につきましては、使用料の扱いとなっており、手数料につきましては附則での改正となりますが、手数料条例で診断書の交付について定めております。

施行日期日につきましては、当初4月1日を予定しておりましたが、若干前倒しをできないかというふうなことで検討しておりましたが、何とかそれを実現したいというふうに考えているところであります。理由としては、一日も早く市民のニーズに応えたいというふうなこと、またできるだけ早く周知していきたいというふうなことと、もう一つの理由につきましては交付税措置も年度内に設置すれば、1年早く措置が行われるというふうなこともありますので、少しでも有利な方法をとっていくべきではないかというふうに考えております。具体的な期日につきましては、規則で定めていきますが、これは準備との兼ね合いもございますが、事務方の方には3月26日あたりをめどに、26日に開設できるように準備を進めるようにひとつ急いでくれというふうな面で指示をいたしております。ひとつその辺のところもよろしく御理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思っています。

それから、議案の73号であります。山形県後期高齢者医療広域連合の設立について御説明申し上げます。本年6月、医療制度改革関連法が成立したことに伴いまして、現行の老人保健法による老人医療制度が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行いたします。当該制度の運営主体として、これは都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

議案第74号指定管理者の指定について御説明申し上げます。本市の児童館、児童センターにつきましては、今年度から萩野児童センター及び升形児童館が指定管理者制度に移行いたしまして、現在のところ順調に管理運営を行っているところであります。この度本合海児童センターにつきましても、地域に根差した施設活用の意欲が高まりまして、地元において指定管理者の指定を受けるための管理委員会、これを組織いたしました。市といたしましても、地域の子供はやはり地域で育てるというふうな地域密着型の管理運営、これを行ってみたい観点から、指定管理者の選定につきましては、公募によらず、地元で組織した本合海児童センター管理委員会、これを指定管理者の候補として選定いたしましたので、指定管理者として決定していただきたく、御提案申し上げるものであります。

どうぞよろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 それでは、これよりただいま説明のありました議案7件についての総括質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第73号の山形県後期高齢者医療広域連合の設立についてです。

これについてお聞きしたいと思います。これは、今お話あったように6月の国会で成立して、2008年の4月から発足する後期高齢者医療制度という

ことですが、これは75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して、高齢者だけを被保険者とする制度となります。今高齢者は、住民税増税や介護保険料値上げなどの負担があって、これが一層重くなっております。その上、これが創設されることになると、高齢者が負担の重さによって医療からも遠ざけられるようになる可能性のある制度で、見過ごすことができない重要な制度だと思います。

そこで、お聞きしたいのですが、まず第1点目は住民の声が届かないのではないかという心配があります。中身を見ますと最上郡からたった一人の首長と市町村議員の中から議員1人、つまり間接選挙となれば議会議長が議員ということになります。最上郡からこの2人だけということになります。住民が運営に参加できずに75歳以上の高齢者の保険料や医療給付を決めることになるわけです。住民との関係は薄くなる一方で、国言いなりの運営になるのではないのでしょうか。広域連合が国言いなりの保険料の取り立て、給付抑制の出先機関になる恐れがあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 新たに設立されます広域連合では、おっしゃられるとおり最上地区からは議員としては2名の予定ということで聞いております。それで、準備の段階で35の市町村長によります検討会が何回かありましたが、その中でもこの人数についてはかなり議論されたところであります。結論的には、全体で16人、そして最上は人口などいろんな算出方法に基づきまして2人ということで、地元の声が届きにくくなるということが検討の中でもポイントだったようでありますけども、議員は各ブロックの代表ということで、そのブロックの意見を聞く仕組みを今後検討していくというようなことを聞いておりますので、そういった場をフルに活用して広域連合運営に対するそれぞ

れの自治体なり住民の声の反映に努めていかなければならないと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま住民の声がなかなか届きにくくなる体制になるということを認めていただいたように思います。住民の声を反映させるような手だてをこれからというお話だったように思います。そういう意味では、75歳以上の高齢者にとって切実な問題が保険料の条例や減免規定になるのではないかと思います。高齢者の実態からかけ離れたところで決められては大変困るわけです。

そこで、今住民の声を反映させる手立てということで、どのようにお考えなのか、話し合われた内容でお話しいただければと思います。例えば私たちに考えるには広域連合の市議会への報告などをどのように保証されるのか、それから今全体で16人の議員にというふうに決まったということですが、どうしても最上地域から2人というのは余りにも少な過ぎるので、議員定数大幅増を考える、もう一度検討する必要があるのではないかと。

それから、3つ目は、特に75歳以上の高齢者のことです。この意見反映の仕組みをどうするのか、具体的に考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、4つ目として情報公開の徹底などが必要だと思いますが、それについてはどうでしょうか。今のが住民の声を反映させるために考えられる私たちなりの提案なんですけど、その他に住民の声ではないんですけど、この制度が地方自治の建前として保障されるべきである脱退の自由があるのか、ないのか、私はないというふうに見ていますが、どうでしょうか。本来今まで広域連合というのは、市区町村から自発的に組織するものだとして聞いております。これまでの広域連合は脱退の自由がありました。ところが、これは法律によって義務付け、高齢者に保険料値上げや差別医

療を押し付けるための内容やスケジュールを一方的に決めて、脱退も認めないと。そうなりますと、市はこれを決めれば、もう上からの決定を進める窓口だけになってしまいます。地方自治の建前にも反するという指摘もあります。そういう意味で脱退の自由がないのではないかと。これは、問題ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、もう一つまとめてお聞きして大変申し訳ないんですけど、議員が最上地区から2人ということで、そのうちの一人が首長が1人です。そうなりますと、市長が最上8市町村の代表として広域連合の議員になる可能性が非常に大きいと思います。市長として高齢者の実態に応じた保険料の設定や最上8市町村に住む75歳以上の高齢者の生活実態をどのように議員にこれからなと思いますが、把握されていくつもりなのか、その点市長にお聞きしたいところです。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 高齢者と地元の声の反映ということですが、広域連合の議会の報告、これについては特にまだ決まっておりません。当面は、今回上程させていただいております広域連合の規約、これによって今後の広域連合の形ができていくと、そこで選出された議員によって今後今いろいろな御提案もありましたが、そういった中身が検討されていくというようなことで、まだ全体的にはそういうことしか言えないんですが、ただ議会は議会としてきちんと重要なことは定めますが、通常地の元の声の反映等は必ずしも議会の場だけでなく、市町村との会議等は国保についてもそうですし、この広域連合、後期高齢者医療制度についても頻繁に行われますので、むしろ直接的な被保険者の声というものは、私どものような担当レベルから直接届けられるところの方が機会としては多いかと思います。

それから、情報公開につきましては広域連合も自治法上の地方公共団体ですので、市と同様のル

ールになります。脱退の自由があるかというお話もありましたが、法律で全市町村が加入する都道府県単位の広域連合となっております、どこかが入らなければ都道府県単位の広域連合が組織できないということになります。法律でその辺がきちんと縛りがありまして、実質私は入らないとか、一たん入ったけども、脱退するとかということはできないものと思っております。

以上です。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 広域連合の議員になるかどうか、

これについてはまだわかりませんので、その立場でお答えすることはないんですが、市長としてこれからやはり高齢社会における医療、これは大変大きな課題であるというふうに思います。今回法律で後期高齢者のこういうふうな広域連合をつかってやっていこうというふうなことでございますので、一番懸念されるのはやはり16人の議員の中でいろんなことを決めていくと、その場合に例えば当市の議員の皆さん方の御意向あるいは住民の方の御意向が届かない。そういうふうな懸念は、これ確かにあるかと思しますので、そういうふうなことについてはできるだけその議会、要するに代表となる議員の方にも、そういう意見をできるだけ申し上げて、そして連合の議会の中でできるだけ高齢者に対する医療についての今後のあり方について議論をしていくというふうな立場をとっていくべきだというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最後の質問になるわけですが、この後期高齢者医療保険制度は高齢者に対して大変な負担の追い打ちになるということです。具体的に言いますと、保険料は年金天引きで年金は1万5,000円以上の方から月平均、これは国の推計のようですが、6,200円毎月徴収するということになるようです。これ介護保険料と合わせますと

毎月平均1万円以上の天引きとなります。これは、保険給付が増えると、この制度ができますと医療給付が増えれば自動的にこの保険料も値上げとなります。この制度のねらいは、後期高齢者を家族の扶養から切り離して、保険料を徴収するためのものではないかと考えられるんです。保険料が払えない滞納者は、保険証を取り上げられて、短期保険証や資格証明書が発行されるようになります。これまでですと、国民健康保険税の場合は高齢者の場合は特に医者にかからねばならない機会が非常に多いということで、医療保障をしなければならないので、この前の議会でも健康課長がおっしゃっていましたが、今までは高齢者は資格証明書の発行はなかったと、しないようにしていたということです。

しかし、これが制度ができますと、高齢者であっても保険料払わないということで資格証明書の発行になり、保険証が渡されないこととなります。高齢者が保険証を取り上げられるという情け容赦のない医療制度改革法となっています。悪法です。そうしますと、病院入院の多くが高齢者でありまして、高齢者が医者にかかることができなくなる。こういうことになるような大変な内容だと私は感じております。今介護保険で保険料が高いとお年寄りの間から声が上がっております。それについて一般的に介護保険全体ではお年寄りがサービスを使い過ぎるからだといって介護保険の給付を削減する方向に今進みました。この後期高齢者医療制度も同じようになっていく。給付を抑制する力が働いてくるという問題があると思います。

それから、もう一つの大きな問題として医療の質を落とす危険があるということです。診療報酬がこの度変わりまして、他の世代と別立てにして75歳を過ぎた高齢者には積極的な治療をやめて、医療給付費をできるだけ抑えようとする、そういう診療報酬になると聞いております。診療報酬を引き下げれば、高齢者の診療は医者にとって、医療機関にとって収入が少なくなるため、医療機関

が高齢者を敬遠するという事態が起こりかねません。後期高齢者医療制度導入は、高齢者の命と健康を脅かすものになるのではないかと。非常に心配されるわけですが、これについてお考えをお聞かせください。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 この度の医療制度の改正、かなり多岐にわたって行われたわけですが、将来にわたる持続的かつ安定的な医療保険制度等の運営を図るということが全体的なねらいとなっております。今御指摘何点かありましたけども、ちょうどその辺が法改正についての国会における議論の中心だったわけで、そういった議論を経て、法律が改正され、今さまざまな形で実施に移されようとしております。医療費の抑制ということも今回の法改正のねらいの1つでありますから、被保険者等にとっては厳しい面も確かにあります。今回の広域連合、75歳以上の新たな医療保険制度につきましても、私どももその準備作業の一員でもありますから、市民の声を直接届けて、そのルールづくりに反映させるという役割としては私どもだというふうに自覚しております。法律そのものに関わるようなところは、ちょっと及びませんが、広域連合として独自に定められるものについては極力今おっしゃったような医者にかかれぬ人が出てくるようなことのないよう、取り組んでいきたいと思っております。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 総括ですから、議案第73号、ただいまの広域連合の設立についてであります。まず1つ、国民皆保険で超高齢化社会で大変な状況下があつて、持続可能な制度ということでやられたと思いますが、この趣旨をもう一回しっかり話ししておかないと、これは日本だけが制度として立派な制度であつて、それを持続可能に

するためのこういうふうな状態の1つの策で、国保としても制度改善を一生懸命言っているわけですが、1つの発展した形だなということで評価しているわけですが、このところを履き違えて言っている方もいらっしゃるようですから、なぜこういうふうになったのかということをもう一回しっかりとした説明をお願いしたい。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 先ほど申し上げましたとおり今回の医療制度改革につきましては、急速な少子高齢化あるいは経済の低成長など、医療制度をめぐる状況の変化に的確に対応して、すぐれた制度と言われております国民皆保険制度を適正な給付と負担のもとに将来的に安定的に維持させるためのものであります。ですから、適正な給付と負担という、やっぱり両面が出てくるということになります。今医療費が、特に高齢者における医療費が増加の一途をたどっておりまして、ここの部分が市町村国保を極めて圧迫しているという状況がありますので、ここの部分を切り離して、また国保だけでなく、他の保険の75歳以上の方も含めて包括的に安定的に運営していくと。その中では、被保険者の負担も出てきますが、そういった形で制度改正自体が適正な給付と負担という考え方で、両面から改正をしまして、将来ともに保っていきたいということでありますので、そこを一面だけとらえられますと、制度自体が破綻しかねないという状況でありますから、そこをぜひ御理解いただきたいなと思っておりますので、市民の方にもその辺の説明はなるべく徹底していききたいというふうに思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) よくわかりましたけれども、もう一点、こういうふうな国民皆保険がなくなった場合、例えばアメリカだって大変な状況下にあって、これは日本がこの皆保険のおかげで医

療費を医者にかかり易くなっているという現状あるわけですが、この点もしなくなった場合には他のところのアメリカだとか、大変な状況下でやっぱり弱者切り捨てという状況あると思いますが、この点もしわかれば、その1点と、もう一つは要するに非課税世帯とか、そういうふうな方々に対する配慮はここの中には十分網羅されているとは思いますが、この点も含めて言っていただければありがたい。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 日本の国民皆保険制度は、他の国からも評価されている制度でありまして、何としても皆保険の基本を維持しながら運営していかなければならないと思っております。アメリカの実態ということですが、数字的なことまではわかりませんが、民間保険が主流でして、やはり保険に入れない人は医者にもかかれないという実態がよく新聞などで出ております。日本のこの度の改正も、それに近づいているのではないかというふうな批判もございますけども、やはりある程度負担ということも求めながら皆保険の今の制度の基本をきちんと維持していくべきだろうと思っております。

また、低所得者等に対する配慮、これについては現行制度を基本に広域連合にも引き継がれるべきものだと思いますので、そういう考え方で今後協議に臨んでいきたいと思っております。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

6 番(斎藤義昭議員) 議長、斎藤義昭。

清水清秋議長 斎藤義昭君。

6 番(斎藤義昭議員) 議案第73号の今金議員の問題に関連してなんですが、最近戸沢と真室川、鮭川、金山ですか、4町村が健康保険の広域事務処理組合と申しましたか、立ち上げたんですが、高齢者のこの問題と重複する面はないんですか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 最上４町村の広域連合については、その取り扱い事務は国保の件を基本にしております。老人保健制度は、平成20年４月から県１本という形で移行いたします。ですから、最上の広域連合は平成19年４月スタートですが、１年間だけ老人保健事業を最上の広域連合として行って、20年４月からは県１本の広域連合で実施するわけですから、そこに移るということになります。ですから、国保についてはずっと将来ともに共同運営していくこととなりますが、老健については１年だけということになります。そういった当面の大きな改革があったものですから、新庄市はその辺の動向といいますか、落ちついた上で国保なり、そういった事業の共同運営を考えるべきだというようなことで、広域連合には加わらなかったというような経過であります。

以上です。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前１１時００分 休憩

午前１１時１２分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第１３議案、請願の各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第13議案、請願の各常任委員会付託を行います。議案、請願の委員会の付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

平成１８年１２月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 常 任 委 員 会 議 案（３ 件）	○ 議案第６８号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定について ○ 議案第６９号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の設定について ○ 議案第７０号鮭川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議について
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議 案（４ 件）	○ 議案第７１号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 議案第７２号新庄市夜間休日診療所設置及び管理に関する条例の設定について ○ 議案第７３号山形県後期高齢者医療広域連合の設立について ○ 議案第７４号指定管理者の指定について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	○ 請願第５号「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する

請 願 （ 2 件 ）

意見書提出を求める請願

○ 請願第 6 号 「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願

議案 5 件一括上程

清水清秋議長 日程第14議案第75号平成18年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第18議案第79号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 議案第75号から議案第79号までの一般会計及び特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第75号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,744万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を135億1,725万7,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、第1に土木費に道路の除排雪費の追加がございます。当初予算におきまして道路の除排雪委託料と機械借上料で1億1,500万円の予算でございますが、この度1億1,500万円を追加いたしまして、総額2億3,000万円といたします。さらに、農業用施設を利用して最上川の水を消雪用水として確保するための電気料と施設管理委託料1,624万1,000円の追加もございます。これについては、当然この予算額相当分を除排雪委託料と除雪の機械借上料所要額から差し引いておりますので、流水計画地区住民に路肩の排雪に御協力を願うことによって、除排雪作業の効率化も図っていくものであります。

2点目は、商工費に山形県信用保証協会の産業立地促進資金の貸付金4,333万3,000円の追加がございます。これは、県、市及び金融機関が協調して融資を行いまして、中小企業者の工業団地への

立地を促進するものでございます。

第3に、来春からの市営バス運行に伴います体制整備費として企画費に418万6,000円の追加がございます。バス購入費298万8,000円と停留所標示板等の整備費でございます。

第4に、農林水産業費におきまして、肉用繁殖牛集団導入事業基金のうちの国庫補助金の返還金410万9,000円がございます。これは、国庫補助金相当額の返還に係る事務取り扱い要領によるものでございます。

なお、一般会計の歳入歳出予算補正の詳細と特別会計の内容につきましては、政策経営課長に説明させますので、よろしく御審議をいただき、御決定くださるようお願いいたします。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 それでは、議案第75号新庄市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。1ページをお開きください。一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,744万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額は135億1,725万7,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、6ページでございますが、第2表債務負担行為補正でございますが、来春運行予定の市営バスの東北運輸局への事業登録申請手続の関係から、今年度中に運行業務委託契約を締結する必要があります。そのため限度額設定の予算措置であります。

第3表地方債補正であります。歳出でも後ほど御説明申し上げますが、街路沼田角沢線整備事業の補助事業におきまして地方道路整備臨時交付

金の追加によります地方債への変更が2件、小型動力ポンプ積載車整備事業は事業費の確定に伴います減額、次ページの7ページであります、農地災害復旧事業は国庫負担率の上昇に伴います地方債の廃止でございます。

続きまして、10ページからの歳入でございますが、初めに1款市税、個人所得分でございます。調定額によりまして、収入見込額を試算したところ、4,000万円の追加が見込まれたことによります補正でございます。

4款配当割交付金は、8月の交付実績に伴う追加であります。

10款地方交付税につきましては、交付決定額と予算措置済みの差額のうち、8,400万4,000円を追加するものでございます。

11ページ、14款国庫支出金では1項1目民生費国庫負担金に身体障害者保護費負担金2,804万4,000円の減額。知的障害者保護費負担金4,256万1,000円の減額及び障害者自立支援給付費負担金5,777万4,000円の追加がございます。これは、歳出にもございますが、今年10月から障害者自立支援法が施行されたことに伴います財源の補正でございます。

2項3目土木費国庫補助金の沼田角沢線地方道路整備臨時交付金275万円は、補助内示の追加による補正でございます。

12ページ、15款県支出金の1項1目民生費県負担金に障害者自立支援給付費負担金2,888万7,000円がございますが、国庫支出金同様障害者自立支援法の施行に伴います追加でございます。

13ページ、2項4目衛生費県補助金に夜間休日診療所設備整備費補助金274万4,000円は県予算の9月の補正におきまして、同事業に対する補助の追加があり、本市におきましても予算計上するものでございます。

17款寄附金であります、1項3目教育費寄附金の中学校費寄附金10万円は土田医院様より頂戴いたしました寄附金でございます。後ほど明倫中

学校の中学校費の体育設備の整備費に使わせていただきたいと思います。

14ページ、18款繰入金、2項5目肉用繁殖牛集団導入事業基金繰入金410万8,000円は市長の御説明にもございましたとおり、歳出にございます国庫補助金の返還となる繰り入れでございます。

20款諸収入、3項1目貸付金元利収入に産業立地促進資金融資制度貸付金元利収入4,333万3,000円は、これも市長説明にございました山形県信用保証協会への貸付金が年度末に返済される予算措置でございます。

4項5目雑入に最上広域市町村圏事務組合分担金返戻金954万2,000円がございますが、これは平成17年度分担金の精算による返戻金でございます。

続きまして、16ページからの歳出に入らせていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費に職員給与費1,462万9,000円の追加がございますが、これは時間外勤務手当を総務課に集中管理してございまして、7月の豪雨災害への対応、また各課における今年度の臨時的な事業に対応したことによります増額となっております。

17ページ、7目企画費は市営バス購入費298万8,000円と停留所標示板等の製作費104万円を増額しております。また、コミュニティ助成事業補助金190万円は福宮地区に助成内示があったことによります増額となっております。さらに、最上広域市町村圏事務組合分担金として414万4,000円の減額がございますが、これは広域エコプラザ等の燃料の値上がり、また施設の修繕料等による各項目での補正でございます。

19ページ、3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費に山形県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金126万4,000円の追加がございますが、平成20年4月より始まります同事業の準備委員会への負担金でございます。また、国民健康保険事業特別会計繰出金2,545万9,000円は、基盤安定制度保険者支援分野出産一時金分の繰出

金の増額であります。

3 目身体障害者福祉費では、617万3,000円の減額でございますが、療養介護者の減による施設措置費の減額や今年10月からの障害者自立支援法の施行に伴います歳出科目の組みかえによるものでございます。

4 目知的障害者福祉費におきましても、1,813万1,000円の減額となっておりますが、利用者数の減や利用者負担金の増による施設訓練等支援費の減額や自立支援法施行に伴います歳出科目の組みかえによるものでございます。

次に、20ページ、2 項 2 目児童母子措置費は428万9,000円の減額でありますが、今年新たに実施いたしました障害児タイムケア事業がこれも障害者自立支援法の施行により、名称を地域生活支援事業に変えての実施となりますが、利用状況が当初見込みより減じていることによる減額となっております。

21ページ、3 項生活保護費、2 目扶助費は生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費等による710万2,000円の増額となっております。

次に、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費のうち、夜間休日診療所設置事業費では、全体予算額の増減はございません。開業に向けて必要な医療材料等の予算の組みかえがございます。

また、歳入でも御説明申し上げました県補助金274万4,000円の財源調整を行っております。

22ページ、7 目斎場費は189万3,000円の増額であります。指定管理者委託料であります。当初予想外でありました動物用火葬炉のセラミック耐熱材の交換修繕と灯油価格の高騰による増額となっております。

2 項 2 目塵芥処理費は9 月補正でバイオマス活用生ごみ収集事業のうち、桧町地区に県リサイクル推進モデル事業補助金をいただき、新たに千門町地区にもいただけるようになりましたことにより県補助金30万円を充当しております。

23ページでございますが、6 款農林水産業費 1

項 4 目畜産業費の24ページにございますが、肉用繁殖牛集団導入事業基金国庫補助金返還金410万9,000円の増額は歳入にもございました同事業に対する国関与の終了に伴い、今後6 カ年の間国庫補助相当額を返還するうち、18年度分の返還分の補正でございます。

24ページでございますが、7 目果樹園芸振興費の園芸産地拡大強化支援事業費補助金88万4,000円の増額は県補助内示の追加による補正でございます。

25ページ、7 款商工費であります。1 項 2 目商工振興費の山形県信用保証協会産業立地促進資金融資制度貸付金4,333万3,000円の増額は歳入にもございましたように山形県信用保証協会への貸し付けで、総額1 億3,000万円を山形県、市並び金融機関と協調して、それぞれ3 分の1 ずつ低利で融資することによりまして、市工業団地への産業立地を促進しようとするための補正でございます。年度末には、同金額を保証協会から返済されるものでございます。

26ページ、8 款土木費であります。4 項 2 目街路事業費では補正額の増減はございませんが、沼田角沢線において地方道整備臨時交付金の追加内示がございまして、事業費に対して500万円の臨時交付金事業に増額、同金額を地方特定事業から減額いたしております。

27ページ、6 項 2 目雪総合対策費に1,624万1,000円の追加がございます。今年度河川管理者と調整してまいりましたことで、最上川の水を農業施設を利用して、市内の流雪溝に流し、消雪用に利用するため、光熱水費1,210万4,000円と施設管理業務委託料413万7,000円の増額補正でございます。

また、上の1 目除排雪費に除排雪委託料1 億円と除排雪車の借上料1,500万円の追加がございますが、前段の最上川の水を流すことにより、恩恵を受けます地区住民へ道路、路肩排雪の協力をお願いし、除排雪業務の効率化を図ることによる経

費節減分を差し引いての増額補正となっております。

27ページ、9款消防費、1項3目消防施設費ではページ28の小型動力ポンプ積載車購入費の精算に伴います167万4,000円の減額と県道路事業や街路事業に伴います消火栓移設費用等々の増額補正でございます。

28ページ、10款教育費でございますが、1項3目教育指導費に印刷製本費232万6,000円の追加がございますが、小学校3年生、4年生で使用いたします社会科副読本の製作費でございます。ここ数年新たな製作を控えてまいりましたが、現状にそぐわない部分も見受けられるようになりまして、来年度の児童に対応すべく印刷を行うものでございます。

2項1目小学校管理費は、950万5,000円の追加でございます。これは、さんさんプランに伴う日新小学校の普通教室への改修費用として修繕費や備品費等でございます。また、漏水調査業務委託料と燃料費の増額による内容となっております。

29ページ、3目小学校保健費では179万1,000円の減額でございます。これは、健康診断業務委託料や給食用食器のリース料の減額の内容でございます。

3項1目中学校管理費は、397万円の追加でございますが、先ほど申し上げました土田医院様から頂戴いたしました寄附金を活用するなど修繕料の増額を30ページに記しております。また、小学校管理費と同様に燃料費の増額の内容となっております。

31ページ、4項5目市民文化会館費は137万6,000円の減額で、児童生徒送迎バス借上料と公演委託料の内容となっております。

10目わくわく新庄費は、12万円の追加は同施設の効率的な利用を図るため、備品購入費の増額でございます。

11款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費の150万円の追加は升形、種活沢地区における7月28日

豪雨災害の災害査定の結果によりまして、事業費を増額するものでございます。また、財源内訳の国庫支出金に295万円の追加がございますが、9月補正時は通常の補助率を見込んでおりましたが、高率の補助に該当するため、その差額を増額しております。したがって、市債発行をなしに事業を実施できる見込みとなっております。

32ページでございますが、12款公債費、1項1目元金の410万円の追加は以前発行いたしました地方債の一部を繰り上げて償還するための増額であります。

また、2目の利子800万円の減額は17年度債の利子見込みと実績の差によるものでございます。3%の見込みが2%になった内容であります。

以上で一般会計を終わりといたしますが、特別会計の説明に入らせていただきます。

33ページ、議案第76号新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、2,698万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を39億341万9,000円とするものであります。

38ページの歳出にございますが、出産一時金390万円の追加と葬祭費191万円の減額、さらには療養給付費国庫負担金返還金2,519万5,000円の追加の内容でございます。

41ページ、議案第77号交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、257万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1,215万7,000円とするものでございます。

45ページの歳出にございますとおり交通災害共済見舞金205万4,000円の追加と並びに翌年度の共済事業加入推進業務委託料50万円の追加でございます。

続いて47ページでございますが、議案第78号公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)ですが、3,371万円を減額いたします。補正後の予算総額を14億5,731万3,000円とするものでございます。

52ページからの歳出にございますとおり汚泥運

搬処理業務委託料が含まれております施設管理業務委託料の680万5,000円や、また処理場修繕料89万円の追加がございます。

最後に、55ページ、議案第79号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、1,000円を追加し、補正後の予算総額を25億3,613万3,000円とするものであります。補正額1,000円の追加は、少額でございますが60ページ以降の歳出にございますとおり2款の保険給付費2項介護予防サービス等諸費におきまして、介護保険法改正に伴い、当初は経過的要介護の予算執行を2項の介護予防サービス等諸費に見込んでおりましたものが、1項の介護サービス等諸費からの支出となっており、2項全体で8,913万9,000円の減額になっております。その相当額を1項介護サービス等諸費や4項高額介護サービス等費において支出増が見込まれるために、歳出予算を組みかえるものでございます。この1,000円は、補正予算を組みかえるに当たりまして、予算上の手続として1,000円以上の増減をさせるためというふうな内容でございます。

以上、一般会計及び4特別会計の補正予算案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算5件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号の平成18年度補正予算5件は、委員会の付託を省略し、12月19日最終日の本会議において審議をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時15分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

清水清秋議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 これより議会運営委員長の報告を行います。本日12月8日午後1時10分より議員協議会室において委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件について協議をいたしたところであります。

協議の結果、決議案第1号山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議の提出についての決議案1件を本日の本会議に追加することに決定いたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告ありましたとおり、決議案1件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議の提出についての1件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時19分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第 19 決議案第 1 号山形県立 新庄病院の経営体のあり方に関する 要望決議の提出について

清水清秋議長 日程第19決議案第 1 号山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柴田忠志君。

(17 番柴田忠志議員登壇)

17 番(柴田忠志議員) 決議案第 1 号山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成18年12月8日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、柴田忠志、賛成者今田雄三議員、小嶋富弥議員、佐藤 隆議員、沼澤恵一議員、石田千與三議員、金 利寛議員、いずれも議会運営委員の皆さんでございます。

山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議。

県立新庄病院は、最上地域唯一の基幹病院として地域住民の医療を担っていただいておりますが、なお高度医療機能の充実や医師の確保、定着などの諸課題を抱えています。このような中、貴職は本年9月、「本件の医療提供体制の基本方向」において「県立新庄病院については、圏域内の町立病院を含め、設置、運営主体のあり方についても今後検討が必要」との方向性を示されました。

新庄最上地域に暮らす住民にとって、県立新庄病院は、まさに生命と安心の拠り所となっております。県立新庄病院の設置・運営主体が変更されれば、最上地域8市町村の医療水準が低下し、医師等医療従事者の確保のみならず、地域住民の医

療提供体制に対する不安が増大し、県が掲げる県民の安心・信頼の医療の確保に反することとなります。貴職においては、平成19年度に予定されている新医療計画の策定に当たり、県立新庄病院について、将来にわたり県が設置・運営主体として継続されるよう強く要望します。

以上決議する。平成18年12月8日、新庄市議会。

なお、宛先でございますが、提出先は山形県知事宛、山形県議会議長宛であります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました決議案第 1 号は、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第 1 号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

決議案第 1 号山形県立新庄病院の経営体のあり方に関する要望決議の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9日、10日は休会であります。12月11日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時24分 散会

平成18年12月定例会会議録(第2号)

平成18年12月11日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 新田 道尋

出席議員(24名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
7番	渡部平八	議員	8番	清水清秋	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	小野周一	議員
11番	遠藤敏信	議員	12番	佐藤隆	議員
13番	新田道尋	議員	14番	沼澤恵一	議員
15番	中川正和	議員	16番	森儀一	議員
17番	柴田忠志	議員	18番	下山准一	議員
19番	石田千與三	議員	20番	平向岩雄	議員
21番	亀井信夫	議員	22番	今田雄三	議員
23番	高山和男	議員	24番	金利寛	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長 高橋 榮一郎	助役 八 鍬 長 一
総務課長 武田 一 夫	政策経営課長 小笠原 謙 一
税務課長 鈴木 吉 郎	市民課長 大場 和 正
環境課長 田口 五 郎	健康課長 星川 基
農林課長 坂本 孝一郎	商工観光課長 羽賀 千 尋
都市整備課長 中部 力	下水道課長 佐藤 新 一
会社課長 矢口 喜一郎	福祉事務所長 矢口 孝 敦
神聖課長 奥山 輝 昭	水道課長 高橋 博 夫
教育委員 伊藤 芳 彦	教育課長 佐藤 和 夫
教育次長 奥山 雅 夫	生涯教育課長 小野 光 悦
生涯学習課長 大 江	
選挙管理委員会 小関 俊 也	選挙管理委員会 小野 正 一
監査委員 國分 政 嗣	監査委員 渡部 秋 夫

農 業 委 員 会 長
事 務 局 長 齋 藤 友 一

事 務 局 長

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日 月 曜 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日程第 1 一般質問

1 番	森	儀 一	議員
2 番	中 川	正 和	議員
3 番	奥 山	省 三	議員
4 番	小 野	周 一	議員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程（第2号）に同じ

平成 1 8 年 1 2 月定例会一般質問通告表 (第 1 日目)

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	森 儀 一	1. 学校問題について 2. 今後の消流雪溝の水について 3. 異常気象や天災地変について 4. 市道松本・角沢線の供用開始時期について	市 長 関 係 課 長
2	中 川 正 和	1. 財政再建と雪対策について 2. 農業政策について 3. 住宅政策と民間参入について	市 長 関 係 課 長
3	奥 山 省 二	1. 財政再建について 2. 入湯税問題について	市 長
4	小 野 周 一	1. さらなる行財政改革について 2. 下水道汚泥等の再資源化について 3. 農業に関する諸施策の対応について	市 長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は24名です。欠席通告者は**ありません**。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は12名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

森 儀一議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、森 儀一君。

（16番森 儀一議員登壇）（拍手）

16番（森 儀一議員） おはようございます。12月定例会一般質問初日、朝一番でやらせていただき、ありがとうございます。新政倶楽部の一員として、通告に従って質問させていただきます。

いよいよ師走、年の瀬になりました。大きな災害もなく、明るい正月を迎えることができることを願っているところです。

早々ですが、最初に学校問題についてお尋ねし

ます。旧角沢小学校の統合につきましては、関係各位皆様方には大変お世話になりました。私が感じる範囲内で、思ったよりスムーズな経過ではないかと感じています。これもひとえに皆様方の御尽力のたまものと感謝を申し上げます。特に日新学区教育振興会の皆様方はじめ関係各位にはありがたく、改めて御礼を申し上げる次第です。

かつて角沢小学校の児童たちが元気におはようございます、こんにちは、さようならなど、あいさつ運動をする声が聞かれましたが、今はスクールバス通学でその声が聞かれなくなり、一抹の寂しさがありますが、その後も元気に行っていればと思います。学校教育以前の問題なのかもしれませんが、こうした基本のあいさつが地域の子供は地域で育てる原点だと思いますので、これからの社会生活上の基本となるべきしつけを、小さいころからのマナー、モラルとして実施していくことが肝要かと思います。

まず初めに、聖域と思われていた教育現場においてさまざまな問題が取りざたされていますが、一番大切な命の尊厳をも脅かす事件が発生していますが、新庄市の教育現場においては、いじめや不登校、学校崩壊、その他の問題等について、現状はどうなっているのか。また、その対策状況をお聞かせください。

関連して、角沢小学校が統合されてからはや9カ月目に入りますが、旧角沢小学校の児童生徒の学校生活にはどんな状況なのかもお尋ねします。統合される以前に、一番心配されていた疎外視などの問題はないのか。その他の学校生活の問題について状況と対策をお尋ねします。

次に、いよいよ降雪の時期になりますが、冬期間の徒歩通学や自転車通学は中学生でも危険が伴い、各家庭では路線バスや自家用車での送り迎えをしている状況です。交通指導員や見守り隊、集団登下校など、安全、安心のためにいろいろな取り組みがなされています。本当に御苦労さまです。

距離や安全、安心面からも統合以前に中学生に対するスクールバス運行を要望してまいりましたが、先ごろの全員協議会で路線バスの廃止についての検討の結果、路線見直しやスクールバスの暫定措置をすることになりましたが、その後芦沢、角沢線の運行のバス路線について、旧路線上にあった虫森地区を経由する路線にしていだけないものか、検討をお願いしたい。いわゆる交通弱者と呼ばれる方々の児童や高齢者に対することも、また今後ますます車社会と人口減少に関わることで見直しが迫られると思いますが、今後の見直しについても、どうぞ地域の現状にあわせて、長期的な温かい対策を要望するものであります。

次に、旧角沢小学校の施設についての問題ですが、老朽化の激しい部分の解体など、一部実施をしていただいておりますが、教室以外の施設についても。無人化のせいかもしれませんが、かなり老朽化が目立っています。積雪時には心配される箇所があります。今回は雪囲いの実施をしていただいていたましたが、倒壊する危険がありますので、早急に検討をお願いしたいものです。

また、附属施設のプールについても、今後どうするかも考えをお聞かせください。

関連しまして、旧角沢小学校の施設の管理や運営利用問題についてですが、地域の方々も真剣に利用方法や跡地問題について意見が出されていますが、結論に至っていません。具体的には非常時の避難場所や地域の伝統行事、おさいどや御神楽の会場、子育て行事として交通安全教室、親子卓球大会などの会場、附属施設の解体時には市道の拡幅、消防車の入れる程度などといった意見が出されていますが、まず市の考えや方向性をお示しいただき、検討、意見集約を図らないと収拾がつかない状況ですので、市の考えをお聞かせください。

次に、これは毎年繰り返される何年もの問題、消流雪溝の水問題ですが、これまで平成14年から平成15年までは清水揚水機場から2年間と、ため

池から取水が平成16年度から平成17年度までの2年間の計4年間の試験通水をしたわけですが、これまでの問題とその後の計画についてお聞かせください。

この問題は、市と住民が一緒になって除排雪に取り組む、いわば共同の力で住みよい環境をつくるためには、消流雪溝の水が冬季の暮らしの中で一番身近な、必要不可欠な問題であり、毎年要望されているものであります。また、今議会でも何人かの皆さんが質問されるようです。特に狭い道路では、通学児童の歩道確保には周辺住民の除雪作業の協力なしでは安全が確保できませんので、消流雪溝の拡大と充実をお願いするものであります。

次に、異常気象、天災地変に対する備えについてお尋ねします。最近の異常気象による災害は、全く想定外によるものがあります。つい最近では竜巻や突風など、まさに風水害の風による被害で人命や家屋を失うということは経験が少なく、また余り問題視もされておりました。他人事では済ませられないような気がします。

新庄地域では、天災地変、異常気象に対する備えでは、まず雪に対する対策がそれなりにできています。また、地震や水害に対する予備知識も広報で進められていますが、具体的に誰からどのような方法で避難指示が出され、住民への情報伝達手段、周知方法など、避難場所への緊急用の食料や医療品、救急箱、ラジオ、防寒対策などの備蓄はあるのか、避難場所の機能やその他、想定される事例などがございましたらお聞かせください。

角沢地区では、旧角沢小学校が避難場所に指定されていますが、無人化のためにグラウンドへの避難となり、建物への緊急避難が即座にできない状況であるとも聞いていますが、どのような避難方法を想定しているのかもあわせてお聞かせください。

次に、市道松本角沢線の供用開始時期について

お尋ねします。今後のバス路線とも関連しますが、現在の市道松本角沢線の状況は一部農道を借り上げて使用しているために、迂回その他、対面交通もままならぬ状況が続いています。該当地区民は通勤や買い物などで市街地に来る場合は、以前より遠回りして次年子線と市道角沢線の交差点に出てきますが、この交差点は信号機もなく、通行量も多く、また坂道などで見通しも悪く、不便を迫られています。該当地区には事業主もいますので、大型車や通勤などに支障を来していますので、高速化や地域発展の陰に従来の生活道が追いやられている立場も考慮して、一日も早い供用を希望するものであります。

以上、4点についてお尋ねいたします。御清聴ありがとうございました。(拍手)

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

(高橋榮一郎市長登壇)

高橋榮一郎市長 森議員の第1点目の質問につきましては、学校問題というふうなことであります。基本的には教育委員会、教育長の方からお答えいたしますが、特に私も気になっていたのは、角沢小学校が日新小学校と統合が決定して以来、子供たちが果たしてスムーズに融合できるかというふうなのが非常に気になっていたところであります。そのために、決定以来できるだけ子供たちが日新の子供たちと角沢の子供たちが早くなじむように、仲よくなれるような方法をぜひやってくれというふうなことで、教育委員会の方にも指示をいたしまして、その間いろんな交流を機会あるごとにつくったというふうな話を聞いております。

そのために、統合後のお話を伺いますと、子供たちも新しい環境に非常に適応するのが早かったというふうなことも伺っておりますし、また新しい環境に適応し、そして楽しい学校生活を行っているというふうに聞きまして、大変安心をしているところであります。家庭の方からも、保護者の方からも子供たちが喜んで学校に行っているとい

うふうなことも聞いておりますし、これからぜひ推移を見守っていききたいなというふうに思います。

ただ、これは全体的な形ではそういうふうな評価がありますけれども、やはり個々個人にとっては、その中でいろんな問題も抱えているかもしれませんので、なお一層その辺のところの状況を把握しながら、より一層なじむようにこれからも配慮していくようにぜひお願い、教育委員会あるいは学校サイドにお願いしていききたいなというふうに思います。

その他の学校問題につきましては、教育長の方から答弁させるようにいたしますので、よろしくお願いします。

消流雪事業についてお話がございました。これは御承知のことでも多々あるわけではありますが、お話にありましたように、14年度、そして15年度につきましては、新庄農業水利施設、これを利用して、最上川からの試験通水を行って、その有効性、これについては検証をさせていただいたところがあります。また、16年度と17年度には小以良川ダム、これを利用した試験通水を行いまして、市街地まで大変距離が長いので、水が分散してしまう傾向があったものの、渇水期における消流雪用水としての補水効果、これを確認したところであります。今後も活用に向けて調整してまいりたいというふうに思います。

最上川からの取水についてであります。これは9月議会で行政報告させていただいておりますが、その中で大きな課題として3点ございます。その第1点目は、水利権の問題であります。最上川からの取水については、国交省の許可、そしてまた升形川、指首野川、中の川の市内3河川につきましては、国交省の承認を得て、山形県の許可が必要というふうなことになります。ただ、この水利使用許可につきましては、もちろんこの事業の重要性、これは国交省あるいは県も十二分に認識していただいておりますので、協議の成立に向

けて協力または指導、これをいただいているところではありますが、河川法に基づく許可となりますと、やはり相当厳正な審査が必要と要求されますので、国交省への本申請に向けて、整備局と整理を行って、本年中には本申請ができるというふうに今のところ認識をしているところであります。

2点目ではありますが、これは農業水利施設を使用するわけでありますので、この土地改良財産の多目的使用、これの許可というふうなことにあります。この件については、施設の所有者であります農水省から承認を得て、管理受託者である山形県及び新庄土地改良区からの許可というふうなことになりますが、協議がこれは整いまして、申請書を提出させていただいておりますので、これは許可の見通しというふうなことであります。

それから、第3点につきましては、電力料金の低減対策であります。これまでも国交省あるいは県の方にも補助制度の提案を行っているところでありますが、実現の運びというふうなことまでは行っていない、すべて単独事業としての財源確保が求められております。

以上の課題踏まえて、今後の計画でありますけれども、先にお示ししております第2次総合雪対策基本計画の中でも、雪に強いまちづくりを目指しまして、一日も早い通水が望まれておりまして、今般御審議いただきます補正予算、この中でも費用を計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

この消流雪用水事業、あくまでこれは自然流水を最大限に活用すること、これを基本にして、この流水の動向と降雪状況によっては、最上川の補水も可能とするシステムであります。計画どおり今年度から通水できるように事業を推進してまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、流雪溝の整備については、これは市街地全域を計画するものでありまして、指首野川、中の川、升形川のみならず、新田川につきましても

補水を行いまして、活用する計画としておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

次に、異常気象あるいは災害に対する備えというふうなことの御質問がございました。その応急対応については、新庄市地域防災計画としてまとめておりますが、これは平成13年3月に見直したものが最新となっておりますので、現在一昨年、新潟中越地震が発生したことも踏まえまして、全面的に見直しを行っているというふうなところでございます。

また、避難指示等の情報伝達の手段についても御質問がございましたが、今年新庄市、余り災害というのはこのところ、非常に安心をしていたところなんです。今年は御承知のとおり7月28日に集中豪雨によって地すべりが起きました。その対応については、防災無線や携帯電話を利用して本部と現場職員との間で連絡をとりまして、市民に対しては職員による戸別訪問で、避難指示の伝達あるいは避難所の開設について対応したというふうなところであります。

今後とも市民の安全確保、これは当然ですが、最優先にして防災無線の拡充あるいは携帯メールの活用、広報車による広報、そしてまた戸別訪問等々につきまして、迅速かつ確実に対応してまいりたいと、このように考えているところであります。

また、避難場所への災害時の応急品の状況というふうなことでございますが、市では流通備蓄、これを基本としておりまして、応急物資の備蓄というのは現在ありません。応急物資につきましては、小売業者の在庫品あるいは災害援助協定を結んでいる事業者もありますので、この方面から調達することにしております。今後は、災害時にはより素早い調達ができるよう、市内の小売店あるいはレンタル業者との協定を進めてまいり所存でございます。

また、角沢地区の小学校が避難場所と指定されておりますが、その点についても御質問ありまし

た。特に角沢地区は大変防災意識が高い地区というふうに認識しておりますが、小学校の避難訓練にあわせて消防団あるいは地区住民と一体となって避難訓練を行ったというふうにも伺っております。

現在、小学校が統合されてからあいているというふうなことで、グラウンドの方にしか避難できないのではないかというふうな話もございましたが、跡地利用につきましては、現在プロジェクトチームの検討をしておりますので、その点のところの利活用について、避難場所としての利活用等々についても検討をして、はっきりしたものを地域住民の中にお示ししていきたいなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。ひとまず壇上からの答弁を終わります。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 生徒指導上のさまざまな問題について御質問あったわけですが、最近児童生徒のいじめ問題や、さらに子供の自殺問題なども報道されまして、大きな社会問題になっております。いじめるとか意地悪をするということなどは、子供同士の成長過程にはよくあり得ることではないのかなというふうに思います。それぞれの学校においては、子供たちの学校生活の基盤である学級や放課後の諸活動などでの人間関係に気を配り、問題解決のために素早い対応を今努力しております。

また、教育相談を年に数回実施しておりまして、その中で一人一人と面談しまして、悩み事を聞く相談体制をとっておるところでございます。

さらに、毎月すべての学校で学校生活に関する調査を行っておりまして、不登校やいじめの実態、友達関係を把握するように努めております。これまでの調査結果では、いじめ現象は昨年度7件ほどありました。今年度は1件でございます。それぞれその都度対応をしまして、解決をしております。

また、不登校児童生徒は平成13年度には61名というピークのときがありましたけども、その後年々減少しておりまして、昨年度は26名でした。今年度はさらに減少することが見込まれます。

新庄市では、昨年度「心の教育アクションプラン」を全校で作成しまして、各学校ごとにしつける、高める、耕すという3つの視点から、具体的な取り組みを計画しました。そして、今年度計画を実行しておるわけですが、これまで以上に心の教育の充実に努めておるところです。例えば小学校と中学校が連携して、川や町内を清掃するボランティア活動などを行いまして、奉仕の心を育てようという取り組みをしております。

また、中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用しまして、学級の人間関係づくりを行いまして、効果を上げている実践もあります。このようにいじめや不登校児童生徒を出さないための人間関係の基盤づくりに力を入れておるところでございます。

なお、不登校児童生徒あるいは傾向が見られる児童生徒には、学校と教育委員会、その他の関係機関とが連携を図りまして、対応をしているところでございます。これまで市の教育相談員、スクールカウンセラー等と学校とうまく連携をしているため、先ほど申し上げましたように、不登校児童生徒は年を追うごとに減少しております。それでも難しい状況はたくさんあります。市としても、さらに教育相談体制の充実を図ってまいりたいというふうに思っておるところです。

次に、統合後の旧角沢小学校児童29名の学校生活の様子についてでございますけども、全般的には先ほど市長からありましたように、スムーズに学校生活を送っておるところでございます。それは統合に向けた条件整備や諸整備を丁寧に進めてきた結果が出ていると思われまして。例えば児童は旧角沢小学校時代の交流学习を通じて友達との親交を深めていたことや、多くの旧角沢小学校の教職員が日新小学校に配置されたということなどか

ら、児童の安定した学校生活が実現されているものと思います。

また、住民の最大の関心事でありました登下校の交通手段についても、市のスクールバスが十分に機能しておることから、これまでのところ大きな問題もなく、保護者からの苦情や新たな要望も出ておりません。住民からは朝の登校時に笑顔でスクールバスに乗り込む児童の姿に安心感を抱いている旨の声も聞こえております。今後も児童の心の内面を重視した指導と見守りを継続していくように努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、山交バス土内線、舟形線、堀内線、羽根沢線の4路線廃止提案を受けてのバスの運行についての御質問だったわけですが、関係町村及び関係機関と検討した結果、子供たちの通学も含めて交通弱者の足の確保優先に考慮をしまして、代替輸送として土内線と芦沢線、これは旧堀内線です。には市営バスの導入、舟形線は路線変更による継続、羽根沢線は鮭川村村営バスによる活用を予定しております。

市営バス導入予定の2路線につきましては、現行のバス停を利用しまして、堀内線は県立病院から芦沢までの運行としまして、芦沢線として来年4月の運行を予定しております。

スクールバスにつきましては、今年度から角沢地区児童を対象としたバス1台を含め、4台を4地区で運行しております。通年通して74名、冬期間は中学生も含めて39名の児童生徒が利用しております。今年度から開始した角沢地区のスクールバス運行に対しましては、冬期間の中学生乗車も含め、保護者、学校、地区関係者と協議、調整を行いまして、スムーズな運行にこれからも努力してまいりたいと思っております。

次に、角沢小学校校舎の管理と利用についての御質問ですが、旧角沢小学校東側校舎は鉄筋づくりであります、昭和32年の建築のため、老朽化が進み、危険な状態でもありますので、解

体工事を10月末から始め、11月20日で完了しております。この場所は、ふだんは利用者の駐車場として使用できるようになりますし、冬場においてもグラウンドまで排雪ができ、大変有効に利用できるようになりましたので、御報告申し上げます。さらに現存の校舎、プールなどは市の普通財産ですので、安全管理を十分配慮して対応してまいります。

今後の角沢小学校の利用方法及び管理運営についてですが、旧角沢学区の4地区の区長で組織する跡地利用プロジェクトチームとの協議と、地元で活動している各団体との話し合いを行っておりますけれども、4地区でそれぞれ自治公民館をお持ちの中で、学区全体で旧小学校利用をどれだけ積極的な活動ができるのかが大きな課題であろうかと思われます。その利用についての地域内での十分な話し合いを期待しておるところでございます。

以上でございます。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 先ほど1つ答弁漏れがあって申し訳ございませんでした。

市道松本角沢線の供用開始時期というふうな御質問いただいたわけですが、この路線につきましては、南バイパスの整備によって県道が分断されるというふうなことから、新たに計画された路線であります。平成12年度には地元説明会を開催いたしまして、測量及び概略の設計を行ったところであります。

また、14年には計画図面をもとにして、地元の方々にも御説明を申し上げたところでありましたが、ただ神室産業高校の開校を控えて、校門に面する市道中島緑町線、この整備を優先せざるを得なかったというふうな事情もありまして、現在休止をしている状況でありまして、地元の皆さん方にも大変御不便をおかけしている部分がありますが、現在の道路事業で市道の整備、これを実

施している路線が2路線あります。梅ヶ崎吉沢線、そしてまた福田の工業団地線、2路線ございます。その他、他の事業関連で整備が必要である未着手の路線、これがこの松本角沢線を含めて3路線ございます。

この未着手路線も順次整備していく予定でありますけれども、現在実施中の2路線の完成、これに重点を置いてやっていきたいというふうに考えておりますが、この松本角沢線もできたら早く着手していくようにしていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま森議員から交通弱者の配慮から、ぜひ虫森地区への運行をという御要望をなされました。現在計画しておりますのは、現在の停留所を活用するという計画であります。しかしながら、虫森地区に入るとするならば、一たん一本杉から虫森に入りまして、虫森から次年子、村山線の県道へタッチし、新庄へ入るというふうなルートになろうかと思えます。ただ、現在虫森地区の中にどれほどの利用される方がいるかというような、乗車等々のこれら研究もしていかなければならないというふうに思っております。

それら総体的な分析を行いまして、今後の対応というふうなところで、ひとつ我々としても検証していきたいというふうに思いますので、ひとつ課題として承らせていただきたい、そういうふうに理解しております。

お願いします。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) 答弁本当にありがとうございました。

新庄市の教育現場の方でもいじめが少なくなったということで、大変これは、いじめの問題は本当に国を挙げての対策が今検討されておりますし、

国民的な問題になっていると思います。子供たちが本当に成長していく過程の中で起きるそういう行為が大げさにとらえられたり、両者にその後の精神的な外傷にならないか、懸念されるところでございます。難しい問題がございましょうが、運用や適用を心配するものでございますし、対策としてはやっぱりスポーツの奨励が一番私はいいいのではないかなと、このように思っているところでございます。ありがとうございました。

それから、統合された旧角沢小学校の児童たちも大変元気に通学しているということで、本当に父兄の方々からも喜んでいただいているということでありありがとうございます。今後の路線、スクールバス運行でございますけれども、12月1日から中学生も乗せていただいて、本当にみんな張り切って安全、安心に通っているようでございますので、お礼を申し上げたいと思います。

それから、虫森へ折り返しをしているようでございますが、例えば先ほどの市営バスの件でございますけれども、やはり虫森からも相当の交通弱者とか乗る方も多いもので、今子供たちも虫森から折り返しいただいているということでございますし、また先ほど申し上げました道路の面も、これもよくなれば、真っすぐに松本方面まで出ると思いますし、山交のバスですと大型化でございますので、今度は14人乗りと聞いておりますので、あの辺も通っていくのは可能ではないかなと思いますので、そういうところも検討していただきたいなと、このように思うところでございます。

それから、角沢小学校の老朽化の部分、一時取り壊していただいたんですが、さっきの質問以前の質問ですと、学校前の除雪のためにグラウンドに除雪していくということが一番費用もかからないうで利用価値もあるということでございますが、あれだけ、壊しただけではグラウンドの方に雪の排雪はできないようですが、その辺今後はどうなるのか。

それから、今利用している子供たちもいるとい

うことを聞きましたが、以前ですと用務員さんがきれいに除排雪して、そして昇降口などもきれいに雪を払って、安全な非常口の確保をしておりますが、これから雪が積もってまいりますと、本当に今にもつぶれそうなところがございますし、もし中でスポ少の人たちなんか練習しているときには大変だなと思いますが、その辺どうですか。

奥山芳彦教育次長 議長、奥山芳彦。

清水清秋議長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 角沢小学校の今後の管理運営の部分でというふうなことなんですが、確かに現在無人であります。ただ、これまでの跡地利用プロジェクト委員会との話し合いもあったわけですが、多分森議員も会議に出席されていますので、御存じかと思いますが、はっきりどうこうという形がまだできておりません。なるべく早くその辺を詰めていただきまして、できれば地区の中に、これもお話し申し上げておったんですが、管理を委託できるような組織まで実は立ち上げていただきたいというふうなことを申し上げております。その結論が出ておりませんので、この度の雪囲い措置につきましても、一応直営で行って行ったというふうなこともございます。夏場につきましては、除草であるとか何かのボランティア的にお手伝いもいただいたところではありますが、今後この冬期間、そういう組織が完全にできないというふうなことであれば、順次我々の方で巡回、監視しながらところどころの措置対応を行っていかねばならないというふうに考えてございます。

それから、除雪につきましても、グラウンドに一気に押し出すという形ではなくて、駐車場スペースになった部分の排雪の部分徐徐にグラウンド側の方に押し出すような除雪体制しか組めないのかなと。グラウンドに一気に持っていくというふうなことでは考えてございません。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) 跡地の利用など、これか

らは市も一体となって考えていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、消流雪溝の水についてでございますけれども、本格通水の内容ですと、1号幹線水路だけだと、分水する河川は中の川と指首野川だけで、円満寺方面の水路へ流されるような形になると思いますけれども、新田川流域が取り残されて、東山あるいは日の出町、末広町や新松本、松枝、上、下金沢、広い範囲で水不足が予想されますが、また本格通水やっても恩恵の受けられない地域が随分多くあるのではないかなと思いますし、また沼澤議員さんも心配して同じような質問を再度にわたって行われるようでございますが、新田川から先ほど申しましたお金をかけないで水を揚げるということで、市長の答弁にもございましたが、金沢堰の取水はどうなっているのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 消流雪用水事業の整備計画につきましては、以前市の総合雪対策基本計画の中にも示しているとおり、短期、長期というふうな計画のもとで整備していくというふうなことでございます。今お話にありましたように、すぐに利用できる部分と、今後やっぱり整備して利用していただくというふうな地区に分かれると思います。

その中でも今お話ありました新田川水系でございますけれども、特に金沢堰につきましては、最上川からの水を利用するとした場合に、地形的なことでもございまして、直接金沢堰に補水するというふうなことが物理的に不可能でございます。やはり新田川を活用してポンプ揚水等の手当をしながら、導水して補水を行っていくというふうなことをしないでは利用できないというふうな状況になっています。そういうようなことで、計画としましては、短期計画の中で整備する計画にしてご

ございますけれども、それまでの間は現在の施設の増量対策、当然新田川から自然取水行っておりますので、その取水口の改善とか、あとは途中の水路の補修等、あと維持管理、土砂上げ等を行って、増量を図れるように対策を行って現在しているところでございます。

以上でございます。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) やはり新田川から金のかからない水を金沢堰に流すということが一番いいやり方ではないかなと思いますが、やはり先ほど市長からも申されましたが、農業用水をわたってきて市内に入る、その連携される水路がまだ整備をされていないと。そういうものを計画を立てながら話ししていかなきゃいけないと思いますので、そういうところを話しして、これからは計画を立てて話ししていただきたいなと、このように思います。

それから、それでは今現在はそれでは新田川から取水するためにはどのような手立てをしているのか。例えば川をせきとめてただ流しているというような形になれば、また雨が降った場合、その部分は流されてまた、これは職員が行くのですか、それとも地域、地元の集落の人たちとお話し合って、共同しているとか、そういうことはないのか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 金沢堰につきましては、農業水路としての利用もされておりますので、当然農業用水については改良区になりますけれども、あと地元で冬期間、そういうふうな消流雪用水としての利用も行っておりますので、管理組合もございます。途中、そういう集落を通過してきておりますので、その管理につきましては、各集落にも水門とか当然自然取水ですので、水が出た場合に水門を閉めたりとか、いろいろそういう操作も必

要になってきます。そういった管理については、当然市もやっておりますし、地元の管理者といたしますか、水門を操作する方もおりますので、その方と連絡をとりながら、通水に支障ないような形で管理を行っております。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) よろしくお願ひします。

それから、最後の市道松本角沢線の供用開始でございますけれども、ここの道路沿いに、計画されている道路沿いに、新庄市の松本団地がございます。ですから、その道路を供用することによって、その松本団地の利用価値とか、地価的な相場とか、そういうものもぐんと上がってきて、これからの利用には大変いいと思いますが、その辺どう考えているのか、ちょっと時間もないようですが。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 松本団地につきましては、建設されてから古いものでは38年を経過しているというふうな老朽化が激しくなっております。今御質問のように計画されている松本角沢線については、松本団地と接するといえますか、そういうふうな位置関係になってございます。ただ、実際今現在住宅につきましては、入居者もございまして、当然老朽化に対しての対策というふうなことも必要でありますけれども、現在入居者もいるというふうなことから、退去した分については、新たに入居をしないで、政策空き家としての管理を行っているというふうな状況でございます。将来的にはそのような形になりますけれども、行く行くは建て替え等、そういうふうな計画をしていかなきゃならないというふうには考えているところでございます。

16番(森 儀一議員) 終わります。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

中川正和議員の質問

清水清秋議長 次に、中川正和君。

(15番中川正和議員登壇) (拍手)

15番(中川正和議員) おはようございます。1年と3カ月ぶりでここに立たせていただきました。この間、市長が元気になれるのを待って質問をしようと手をこまねいておったんですが、市長が調子のいいときには私が調子悪くて、なかなか対決をする場がありませんでした。今日は市長も先ほど話を聞いたら大分よろしいということなので、市の最重要課題について、これから3点ほど伺いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、財政再建と雪対策ということですが、つい先日、公債費負担適正化計画が示されました。もちろん財政再建も今後5年間に、財政再建と公債比率22%を目的に、年度別の計画が示されたわけでありまして。私は計画そのものかなりの痛みを必要とする計画であることは誰もが知るところではないかと思うのであります。

さて、この計画の中で、市債の発行を今の8億数千万から順次少なくして、22年度には2億を割る市債の発行を計画しております。今でも公債費が22億以上の状態になっており、その市債の発行額との差額が事業費に大きく影響している今日であります。計画どおりにいけば、今以上の事業費に関わる比率が大きくなり、投資的経費の捻出が心配されます。

まず、ここでお尋ねしますが、公債費の増大と市債の差額をどのようにして事業費に影響を来さ

ないようにするのかを伺います。特に市の最重要課題として市長が示した消流雪対策事業は、20年計画として消流雪側溝を布設するとしてありますが、水の確保が先ほどの森議員の話で、ほとんどできた今日、側溝工事に最大の予算を費やすときだと思います。市民の雪に対する長年の苦悩がそこまで解決しそうなのに、財源不足で事業費が捻出できない。今年度事業を復活したけれども、事業費は2,800万、気の遠くなるような事業費であります。この事業費、今年度はこのような状態ですが、来年度にかけては最重要課題の雪対策ということで、かなりの財源が予定されているのではないかと思います。また、現在残りの布設距離と事業費についてお知らせください。

さて、財政再建と市民サービスの低下、どちらも大切なことでもあります。雪対策、特に消流雪対策の財源確保について、いかなる考えをお持ちなのかを伺うところであります。

次に、農業政策について質問いたします。農業政策については、多くの議員が何十回となく質問に立ちましたが、市が自信を持って答弁したことは一度もありません。なぜならば、国の上位法によって、国からおろされた政策を伝えるだけだからであります。以前は市独自の予算を持ち、農業に意欲のある政策をとったものですが、最近は毎年変わると言ってもいいほど農業政策がふらふらしております。

価格下落防止対策として、政府が大見得を切った転作政策、価格はこの10年で60キロ当たり1万3,000円を切る手取り価格に下落しております。価格安定対策として、補てんはあるものの、安定基金への繰出金を差し引いてみれば、誰もがわかるように価格形成は非常に今苦しい時期に接しております。政府は市場価格政策として、国際価格と比較をして関税で調整していると説明をしております。しかし、農業は少ない面積で多くの収穫を上げる日本の技術の農業、そして発展途上国やアメリカのように何百ヘクタールの経営と同じ市場

に乗せること自体無理があるのであります。アメリカの輸出助成金が現物の何十%となく使われていることは、執行部は御存じでしょうか。日本の農業は補助政策によって成り立っていると非難されておりますが、当のアメリカの方がとてつもない補助金大国なのであります。

政府は生産コストを下げるための大型農家の農地の集積に力を入れましたが、その財源が低利子なのは大変よいことなのでありますが、返済できないのであります。大型農家の農地の集積に力を入れてまいりましたが、10ヘクタールするのに売買や土地の貸し借り、かなりの大金を投資しなければなりません。また、賃貸に対しても3割の転作と小作料が負担になり、利益が上がらない状況のようになっております。その上に、大型農家にするために農機具の大型化や圃場整備などに金がかかり、10ヘクタールの農家が返済不可能で、不良債権になるありさまであります。なぜこのような政策を推進して農家の借財だけが残る政策を公然と市は推進したのでしょうか。今、全国で大型農家の自己破産が特に注目されております。

そこで、質問に入りますが、19年度から変わる転作奨励金の計算方法等、集落営農の個人の差や担い手農家についての奨励金についてのそれぞれの違いについてお知らせください。

また、大型農家はもちろん認定農家の何割かは経営を維持しておるようですが、新庄市が特に依存率の高い水田農家の七、八割の農家の実態について把握をしているのかどうかを伺います。

また、集落営農が難しい地区が大変あると聞いております。このような地区に対しての市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、住宅政策についてお伺いいたします。住宅政策については、何回となく質問をさせていただきました。官民一体となった住宅政策、安価で子育て年代でも市民でも買える住宅、育ち盛りの子供たちが自宅で伸び伸びと育てられる政策の具体策などを示して質問をしてまいりましたが、そ

の度に市は用途区域部分が先決であって、それが埋まらなければ次に進むことはないとして、前向きな答弁はありませんでした。

しかし、萩野地区の原野を含む区域については、許可をいただきました。農協の青果施設についても許可をいただきました。郷野目ストアにも許可がおりました。萩野地区の水田地帯には許可を出していただき、今はあの区域は北部のベッドタウンとして生まれ変わろうとしております。

しかし、北部の発展は私にとっては大変喜ばしいことなのですが、南部の皆さん方にも安価な優良宅地を求める声がたくさんあります。業者もその声に反応して、何回となく計画書を市に提出いたしました。前のような理由で許可がおりなかったそうであります。基盤整備地域でもない山合いに近い開田地帯に、なぜ許可を出さないのでしょうか。周辺農家の理解も得られ、市の許可さえ出れば造成できたのにと、その業者は声を震わせながら私に語りかけてくれました。

子育て支援になる住宅開発を望む業者はたくさんあります。市は白地地区での開発計画を、用途区域を例題に出して、相談にも乗らず、業者の不信を買ひ、市の住宅政策に背を向ける業者が多くなりました。新庄はだめだ、村山や寒河江、東根の方が話がわかりやすい。拠点を移す業者もいると聞いております。もちろん開発した他市の宅地に新庄のお客さんを連れて行くことは当然のことです。雪の少ない、仕事のある宅地もそれほど高くない宅地造成が周辺市町村に多く広告が出るようになりました。業者は用途区域主体の住宅政策に見切りをつけ、近隣市へ仕事を求める準備をしておるとも聞いております。現在の住宅事情は少子高齢化の中で、需要が少なくなっているのではないかと思います。現在の状況をお尋ねいたします。

2つ目に、人口流出と住宅政策の因果関係について、市はどのように認識を持っておりますか。

また、公社事業の過去5年間の新規造成につい

てお知らせを願いたいと思います。民間との共同開発について、どのような考えを持っているのか。昨年市と業者で開発計画を進めていたのに、開発公社でこの計画を否決したという事実も知らされました。この事実については、いろいろお話は聞いておりますので、特別な答弁は要りませんが、今後も用途区域以外の許可は出さないのかどうかも含めて明確に御回答をいただきたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 中川議員からは3点について御質問ございました。

1点目の財政再建に関わるいろんな諸問題について、これは今議会においても一般質問、数多くの議員からこの問題については御質問ございました。前段では今までの計画に対する懸念と、今後の見通しはどうなんだというふうな視点からの御質問だというふうに思います。

特に再建計画、これを実施していく中には、やはり痛みも伴うというふうなお話がありました。確かに今までずっと事務事業を遂行していく中で、それを財政再建計画というふうなことで、ある意味では改革をしていくというふうなことになるので、やはり痛みを伴う、市民の方々にも我慢していただくというふうなことも、これは出てくるというふうに認識しております。

ただ、こういうふうな機会に、今まで行政としていろんな事業をやってきた、果たしてこの行政としてなすべき役割、どこまでやるかというふうなこと、これもある意味見直すいい機会ではないかなというふうに思います。行政が執行する、市役所がやるということは、市民全員がやるというふうなことでございますので、その辺のところ、受益者負担も含めてやはりやっていくための見直し、これも当然必要ではないかなというふうに思

います。

そういう意味から、行政サービスを今までのようにすべて、何でもかんでも行政でやるべきものなのか、そこら辺のところすみ分けをやはりきちんとするというふうなことも大事ではないかなというふうに思います。

ただ、それに伴って、著しく住民サービスが低下するというふうなこと、これについてはやはり相当気をつけた視点で物事を見ていかなければいけないというふうに思います。

ただ、財政再建、財政再建というふうなことでございますが、これは16年に再建計画を立てまして、ちょうど3年目というふうなことになりました。これからもぜひその計画に、今のところ計画どおり来ておりますので、これからも相当我慢するところは我慢しなければなりません、何とか早くこれを達成して、そして明るい見通しをつけていきたいと、このように思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

そういう中で、個別の方針にはやはり投資的経費と、それから公債費の問題が指摘がありました。この16年に策定いたしました財政再建計画、この考え方については、その中に緊急に実施しなければならない事業を除いて、休止あるいは凍結などの措置を講ずる他、事業費の圧縮、事業内容の圧縮、精査、実施期間の見直し等を行うというふうなうたっております。

このような考え方の基本には、起債制限比率、この改善ということがありました。現在、特に実質公債費比率が話題になっておりまして、新庄市29.9%というふうなことでございますが、ただこれも財政再建計画の個別の方針、先ほど申し上げた、これについては、方針については変わることなくこれはもう実現を目指して頑張っていくというふうなことでございます。

先般の全員協議会でお示しいたしました22年度までの見通しの中では、投資的経費の額、これを6億から8億ぐらいというふうにして推移するだ

ろうというふうなことでお示しいたしました。この中には、国営の土地改良事業負担あるいは特老の償還金の補助等含まれておりますので、純粋な建設事業費としては3億から5億ぐらいというふうなこと、平成15年度から大体このぐらいの額で推移しているところであります。

その内容の主なものについては、農道あるいは道路、街路の市、県の継続事業、また今年度から再開いたしました流雪溝整備事業の単独事業費、余りにも少ないというか、相当気の遠くなるような、これから期間がかかるのではないかというような御指摘もございましたが、できれば休止しておりましたが、今年度から再開いたしました。こういうふうなものを想定した内容になっております。

22年度の見込み値の中で、道路街路事業に終了するものがありますので、普通建設事業費、これは少なくなっておりますが、他の歳出内容と調整を図りながら、弾力的な運用を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

そういうふうなお話の中に、特に雪対策、消流雪事業についてのお話がありました。9月定例会の冒頭で、先ほどもお話し申し上げましたが、行政報告させていただいたところではありますが、やはりいろんな定住促進の中で、これはすべてではないとしても、相当この雪対策については、大きな要素を占めるというふうな位置づけをしております。特に流雪溝の整備計画につきましては、平成16年に策定した総合雪対策基本計画のもとに、整備促進を図っていくというふうなことをしておりますけれども、御承知のように全体計画92キ口、延長で現在44キ口が整備完了しておりますので、この進捗率は約48%というふうになっております。

今後新たに整備を要する約48キ口につきましては、これは基本計画に基づいて整備促進をしますが、それに要する流雪溝整備の概算事業費、これを試算いたしますと、約34億円になります。また、県事業として県道の雪害事業あるいは河川

事業の消流雪用水、これは先ほど新田川の新田川金沢堰の導水なんかもお話ありましたけれども、こういうものをも含めて県事業として概算事業費、約11億5,000万ぐらいというふうに試算をしております。

基本計画ではこの完成目標、平成39年というふうなことをしておりますが、これはいまだこの面整備が未整備の地区あるいは地形の関係から河川から取水施設あるいは導水路の整備をしなければ、なかなか用水を利用できない地区等、多岐にわたるわけであります。そういうふうなことから、この整備に当たっては、県事業の併用も含めて、最も有効で経済的な補助制度、この活用を図りながら整備をしていく必要があると。そのために短期及び長期計画に分けて進めていく計画にいたしております。

先般、市民認識度調査やったわけですが、この中でもやはり流雪溝の整備と水源確保への期待が特に大きいというふうに再確認をしておりますので、これについても今後積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

2点目、農業政策についてであります。これについても、今般、今議会、数多くの議員から御質問がございます。特に中川議員は19年度から導入する新しい産地づくり交付金の計算方法等々についての話がありました。米の生産調整支援策に関する現行の対策、これは16年度から3年間の事業で、今年度で終了というふうなこと、変わって来年度から21年度までの3年間の事業として始まるのは見直し後の新しい産地づくり対策、これはお話のとおりであります。

これは現行の対策と同様に、所要の額が対策期間中において国から定額で交付されるのであって、現行対策の基本的な仕組みや地域の創意工夫によって、使途あるいは単価を設定するという仕組み、これも継続になりますが、特に新対策においては、地域の判断によって振興作物の選択を徹底するというふうなこと、また担い手を中心とする合理的な土地利用あるいは効率的な営農形態の確立に向

けた交付金の活用をより積極的に推進するところに力が入れております。

また、新たな生産調整対策に関するメニューあるいは制度の改正についてであります。このメニューのうち、米の生産調整の推進あるいは水田を活用した作物の産地づくり、担い手の育成については、引き続き継続というふうなことになります。特別調整促進加算については、新需給調整システム定着交付金というようなこと、また耕畜連携推進対策、これは耕畜連携水田活用対策として事業内容の見直しを図って継続というふうなことになります。麦とか大豆の品質向上対策と、それから畑地化推進対策は、他の対策との整合性あるいは利用件数の少なさ、これを理由に廃止となって、新しい需給調整システム定着交付金の中に移行されるというふうなことであります。

また、稲作所得基盤確保対策と担い手の経営安定対策については廃止というふうなことで、担い手以外の農業者については、米価の下落対策である稲作構造改革促進交付金というふうなことで、産地づくりの対策のメニューというふうになります。また、担い手については、2つの対策の内容が統合されて、品目横断的経営安定対策として移行になるところであります。いろいろ各メニュー申し上げたんですが、大変これは多岐にわたっているし、そしてまた複雑なんで、なかなか理解しにくい部分がございますが、いずれにしても19年度からそういうふうな形で移行するというふうなことになります。

また、この交付金の市町村への配分は、12月中旬以降の予定であるため、使途や単価についてはこれから見直しを図って決定していく予定というふうになりますが、現行の対策と同様に、認定農業者あるいは生産組織に特化した見直し、これを予定しているところであります。

また、水田農家の実態についての質問ありましたが、米価の下落が続く中、水稻だけに頼る経営というのは大変厳しいのは御指摘のとおりで

あります。稲作経営の大規模化は、これは大型農機具をそろえる投資が必要な割には、なかなか収益が上がらない状況にあります。認定農業者となるには、水稻の他にも園芸、畜産などの複合経営を行わなければ、成り立つ経営は計画できない状況にあるというふうなことであります。

今年の2月に行ったアンケート調査によると、大規模経営あるいは複合化が進んでいる昭和地区以外の一般的な農家では、水稻のみの経営が約5割となっておりまして、また兼業農家が約6割というふうなことであります。農機具の所有の状況は、個人所有が65から80%というふうなことであります。このことから推計されることは、これは御指摘のありましたように、農機具等の経費がかさんで、米価が下落していることで、水稻の経営が成り立たないというふうなことで、他の産業からの収入を農業経営につぎ込んでいるというふうな図式がうかがわれます。これを改善するには、農機具等の共同化あるいは農作業の受委託によって合理化を進めて、水稻以外の高収益が見込まれる作物に取り組むことも必要というふうに考えられます。

これらの方向に進める手法の1つとして、集落営農的な取り組みを挙げられるわけですが、この現状を分析しながら、みんなでやはり語り合うといいますか、いろいろ協議をしながらこの農作業受委託あるいは共同化や転作の集団化等々、効率的なやはり農業の実現に向けた集落農業をし、農業経営を改善するような組織づくりをしていくのが第一歩ではないかというふうに考えます。個々の経営においては、効率化あるいは重点化、農地の集団化、後継者の秩序ある農地の集積というふうなことで、将来的には農地を担い手に託して他産業での収入を得る方向に行くのか、あるいは自ら農地を集積して、複合経営による専門的な農家を目指すのか、個々の農家がその方向づけをしていく時期にも来ているのかなというふうに今後想定されるところであります。

なかなか集落営農組織の状況等々のお話もございましたが、これはやっぱり5つの条件というハードルがあって、なかなか取り組むのが難しいというのは現実であります。これからもいろいろ協議をし、話し合いをしながら、やはり将来的なことを考えますと、そういうふうな方向に行くべきだというふうに思いますので、これからも市としても十分に皆さん方と相談をさせていただきながら、今後取り組んでいきたいなというふうに思います。

それから、3点目は住宅政策についてでございます。前段で住宅事情、そして市としての宅地政策についてのお話ございました。また、定住化を図るために、やはり宅地政策との因果関係等々についての話もございました。住宅事情については、御承知のとおり子育てのための狭い賃貸住宅、これを脱して、戸建て住宅を求める若年層の世帯を中心として、低廉な宅地を求めておられる方々、これはまだまだたくさんいらっしゃるというふうに思います。ただ、経済情勢の低迷などを受けまして、民間による住宅地の開発も小規模で推移しておりまして、まだ供給数は、これは十分とはいえない状況にあるというふうに感じております。

このような事情を受けまして、住宅の建設等を機に、市外に転出されている実態も少なくないというふうなことも認識しておりますし、住宅政策も含めて定住促進対策、これはすべてとは申しませんが、これの実施が必要であるというふうに考えて、今までもそういうふうに申し上げてきたところであります。その手法の1つに、質問にもありましたけど、民間活力をどう取り入れるかというふうなことになるわけであります。民間活力による宅地開発の促進、そしてもう一点はやはり土地開発公社の活用が挙げられるというふうに思います。住宅地の開発については、市の土地利用計画を踏まえて、乱開発とならないように指導を行ってきておりますが、御指摘のありました用途地

域以外の宅地開発についても、都市計画あるいは農振計画などの調整を図りながら、また現在の社会情勢の変化にあわせて開発の誘導を行っていきたいというふうに考えております。

また、土地開発公社の最近の宅地造成事業ということもございましたが、これは最近については平成10年度に完成して、既に完売いたしました宮内地区の宅地分譲事業の後、この後は平成15年度に小檜室の第2期造成事業を計画して、設計を行いましたけれども、この開発に対する市の財政支援が非常に厳しいというふうなことから、現在のところ休止状態というふうにしております。ただ、この計画については、その当該地区の開発に意欲のある民間の開発業者と協議を重ねまして、公社の計画に沿う形で御協力をいただきました。そして、一部地区の事業を実施したという経緯がございます。これからも民間の活力をおかりしながら、定住対策の推進に向けて、官民が一体となって雪に強いまちづくりを目指した住宅政策を展開していきたいというふうに思います。

ただ、今御質問の中にも指摘されたんですが、民間の活力をそごような市としての計画というか、考え方が多いんじゃないかというふうなこともございますが、これはやはり都市計画あるいは農振計画というふうな1つのそういうふうな中でやはりやっていくというふうなことでございますが、その辺のところも柔軟に考えながら誘導していきたい、このように思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上、ひとまず終わります。

15番(中川正和議員) 議長、中川正和。

清水清秋議長 中川正和君。

15番(中川正和議員) 今、市長より御答弁をいただきましたが、一番最後の宅地開発について、今民間の方々、業者が望むような柔軟な対応を考えていきたいというような答弁があったわけですが、今まではそういう答弁なかったわけです。やはり市が宅地開発区域として指定した用途

区域が残っているうちは、今申し上げたように農地転用あるいは水田計画、その他いろいろな関係がありまして、踏み込めなかったというのが確かにあると思います。

しかし、国の政策では、農用地の有効利用ということで、かなりそういう点においては広げられてきておったわけでありまして。そういう部分で、他市はそういう白地地区への転用を図っていったと。しかし、新庄市はできなかったという点を十分反省をして、今後の市民の給与に合った住宅政策、私は何回も言っておりますが、今子供が1人、2人おる30代、40代前半の家賃が5万5,000円から6万円と聞いております。350万、400万の100坪で土地を求めて、今市の住宅会社から話を聞いてみますと、1,500万でできるんだと、当面の間は。そうしたら、五、六万の返済で自宅を持てると、こういうふうにはっきり言っているんですよ。ですから、私は3万、4万の土地を造成する区域を白地地区にしかないということで、いろいろ話をしておるわけでありまして、市長の今の柔軟な対応という点を担当者もよく御理解を得て、今後の新庄市の人口の歯どめに力を入れていただきたい。

あと、やはり雪対策ですが、34億ほどかかると。私はこの今の状況から見て、この金額が39年まで搾り出せるというような計画は、決して無理だと。これはわかります。しかしながら、私が言っているのは、農村区域はまだ何とか除排雪はできる。しかしながら、市内の混在した住居区域、この部分の早期解決を図るのが重要な課題だろうと。課長にも何回も話をしました。1カ所1カ所、その川に水を流して、ある程度流した川の下流にもう一回その水を揚げて、地域的に言えばその若葉町の水を下金沢で揚げて下田町に流すというような水の有効利用はできるんだろうと。ですから、まずモデル地域として1カ所、1カ所終わしていかなきゃいけないというような提案を何回となくしておりますが、少ない予算で少しずつ効果が上がる、そういうような計画の中から、政策課長に

なるんではないかと思いますが、こういう私の提案についてどのような考えを持っておりますか、お聞かせをお願いします。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま中川議員の方から今後の本当に雪対策に対する流雪溝の整備というふうなことを、どんな形の中でどういうふうな財源を持ちながら進めていくのかと。また、場所をどんなところを重点的にやっていくのかと、具体的に示されたわけでございます。我々原課ともさまざま協議していく中で、どこが一番今本当に困っているかというふうなところそのものをまずもって確認しながら、そこへ費やす事業費は幾らなのかとに対して、それらの事業を行う内容、それは例えば起債では何々の事業だと。それに対しての充当率は幾ら、交付税の措置はあるのか等々を検討しながら、その辺あたりはやっぱり進めていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、中川議員言われるように、やはりまだまだ残事業が残っております。ただ、県事業の導入もこれは考えていかないことには、幾ら整備をしたとしても、そこに水は入りません。その辺あたりはやはり社会的投資をしたわけでありまして、それらの財産は十二分に活用していかなければならないというふうなことで、県との事業の調整も図りながら進めていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

先ほど冒頭で中川議員からの質問の中で、市債の発行が減っていくというふうなこと、さらには投資的経費も非常に減っていくというふうなことで、その辺あたりはどうして、どのような形で穴埋めをしていくんだと。どのような形でそれに対応していくんだというふうなことが御質問ございました。市長からの答弁もございましたが、私なりにこれらについての考え方を示すとするならば、

あくまでも市債発行は純単の市債発行額であります。その中には地方交付税というふうなものが、我々もこれからはもちろんいただきながらしていかなければならないんですが、その部分への臨時対策債というふうなものが含まれております。

要は全く投資する経費そのものというのは先ほど言われたところでございますが、それとに加えて臨時財政対策債等々も使いながら、活用しながら、投資的経費そのものも確保していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、余り具体的なことを申し上げることができず申し訳ございませんが、ひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

15番(中川正和議員) 議長、中川正和。

清水清秋議長 中川正和君。

15番(中川正和議員) 農林については、今後のことでありますので、今後の推移を見守っていくというようなふうに考えております。やはり私が一番今心配しているのは雪対策なんであります。これからもうすぐこの区域、雪で悩まされる時期が来ます。

今課長が申されたように、私も三位一体の改革、そういうものを勉強した時期もありました。そして、三位一体の改革の中で、市が本当に市民に対して重要な事業については、国が肩がわりしてもやらなければならないというような部分もあります。ですから、今課長が申し上げたように、県、国とスクラムを組みながら、何とか一日も早い混在した雪で悩んでいる区域について、早急な対応ができるようお願いをして質問を終わります。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

奥山省三議員の質問

清水清秋議長 次に、奥山省三君。

(4番奥山省三議員登壇) (拍手)

4番(奥山省三議員) 昼食後のお疲れのとき、御苦労さまでございます。改めて、初めて一般質問させていただきます政友会の奥山です。緊張していますので、よろしくお願いします。

まず、先ほども中川先輩議員からも出ましたけど、財政再建についてお伺いしたいと思います。私は細かい点をちょっとお聞きしたいと思います。市長から先ほども説明ありましたが、重複されるかもしれませんが、よろしくお願いします。

財政再建計画の5年間の財政見通しについてでございますけども、歳入について特にお伺いしたいと思います。財政再建計画の中で、市税の伸びですけども、18年から22年までの間に4億4,700万というふうに伸びてございますけども、ちょっと細かい要因というか、それは何でしょうか。

それから、昨年の財政再建計画、インターネットのホームページで見ましたが、18年度では44億6,700万円が、今回の計画では43億7,200万円で、9,500万円の減少の見通しになり、さらに21年度になりますと、43億7,200万円で、9,500万円ほどの減少の見通しでございます。さらに21年度になりますと、昨年との計画との開きでございますけども、2億8,400万ほどになり、国と県支出金についても、昨年と計画では大体2億4,500万ほどの大幅な数字の開きがありました。この点は疑問が残りますので、ちょっと詳細にお答え願いたいと思います。

それから、地方交付税につきましては、21年度では昨年の見通しの計画よりも2億7,800万円も違っております。その要因は何でしょうか。ちょっと細かい点で申し訳ありませんけども、よろし

くお願いしたいと思います。

次に、公債費の関係でございますけども、負担適正化計画についてですが、実質公債費比率現在の29.9%より、今後7カ年ですべての事業を縮小、見直し、精査をして、債務負担行為抑制を図りながら、22.2%まで持っていくと、先ほどの話にもありましたけども、相当無理な計画のように思われます。起債制限比率が16.4%と、県内でも1番でございます。それから、さらに財政運営の健全性を図る経常収支比率90%を超えております。これも県内トップで、財政事情の苦しさを呈してございます。これから借金の返済計画の数字だけで7カ年を過ごしていけるのでございましょうか。破綻自治体の予備軍の報道ニュースの中にも紹介されましたが、一刻も早くこの状況を脱して計画達成をされるようにお願いしたいと思います。

それから、過疎化によります人口減少の中、少子高齢化が進み、税収入の延滞、未納等が増加していく現状におきまして、地方交付税が年々削減されてきます。その中での具体的な財源確保対策、それもお聞きしたいと思います。これは重複になると思います。

それから、以上のような逼迫した財政におきまして、今後市民への負担増、痛みは全くないのですか。それから、住民税の増税、公共料金の値上げ等、市民に対する負担は財政再建計画が今後5年間進められていく結果、行政サービスが低下しないように徹底した効率化を進めて財政を建て直してもらいたいと思います。

次に、今まで再三にわたって質問ありました入湯税についてお聞きしたいと思います。9月の定例議会におきまして、渡部議員が質問されましたが、平成15年10月より3年以上でございますけども、未納になっている入湯税についてですけども、今後どのように市としては対処なさるおつもりですか。納入を前提に支援協議というふうに市長はおっしゃいましたが、話し合いは行ったのですか。もし話し合ったとしたら、その内容はどの

ようなものでしたか、お聞きしたいと思います。

それから、その後の新庄市農協便りによりますと、ちょっと読み上げさせていただきます。「山屋温泉の入湯税」ということで農協便りに出てございます。「先の9月市議会の一般質問におきましては、入湯税の未納付、また市よりの支援について質疑され、一部テレビ、新聞で報道されたことで、組合の皆様御懸念されていることと思います。質問議員の質問の中でも触れられてありますように、入湯税とは入湯者より納付していただく目的税であり、納税者のために使われるべき納付者還元が原則の税であります。

以上のことから、創業当時より、また当時の元高橋喜一郎市長時代より将来に備えて、施設老朽化、修復が必要なときは支援の確約をいただき、歴代収入役、助役に監査役をお願いいたし、適切な運営を心がけ、監査をしてまいりました。したがって、施設老朽化、修復が必要とされるときに備え、きちんと入湯税を納付して、今までに1億5,900万を納付してまいりました。これは利用者の皆様よりの負担、税負担、温泉にとりますと預かり金であって当然のことではありますが、1円たりとも温泉のために使用したことはありません。

また、再三の支援要請に対しましても、奥州金沢温泉は地域に1件だけの単独施設であるので支援できないと言われ続けまして、「市役所の法的解釈の違いで」となっております。支援をいただいたことはありません。県から解釈の誤りを指摘されても、また老朽化等により修復が必要となっておりますここ二、三年前より支援要請も受け入れてもらえず、今回やむなく預かり金であります入湯税を預かり金のままにしておくという非常手段をとらざるを得なかったことに御理解を賜りたいと思います。

また、市長の答弁では、納入を前提に支援協議、9月12日の朝日新聞でございますけども、これは納付してもらったら支援策を協議するにとどまり、

支援するという確約とは受け取れない内容であり、将来的に不安を残すものであります。入湯税の納付は受けましたが、市の財政が厳しく支援はかありません等の不安はぬぐい切れません。しかし、温泉の使命、市民の皆様の心身の健康維持、増進、リフレッシュでありますことを十分理解し、今後も温泉の維持を施行いたしてまいりたいと存じます。組合の御支援と御理解をお願いいたすものであります」というふうに記載がございますけども、地方税法701条によりますと、「鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するもの」というふうになってございますが、具体的な使途でございますけども、温泉そのものの管理や保護のためとか、観光客の公衆便所、ごみ、環境整備のため、それから、はしご消防車の購入とか、その他ありますけども、現在に至っては何もないという状況のようでございます。

昭和61年に創業して22年を経過してございます。建物ともに施設も老朽化して傷みがひどく、その修繕には数百万経費がかかっている状況のようでございますけども、この10月にもかまが壊れて、2週間休んで補修したとのこと。もしこの温泉がなくなったら、年に700万ほどの税収入がなくなり、さらに市で温泉に出資した300万消えてしまうことになります。このままでは市としては黙って見過ごすしか手立てはないのでしょうか。

また、今までこの温泉については、市の当時の助役が監査役に就任して、市と温泉のパイプ役になっていましたが、現在の助役は入湯税を納付したら就任するということを耳にしましたが、これは本当ですか。これは残念なことだと思います。厳しい財政事情の中、もっと真剣に、前向きに取り組んで話し合って、早期にお互いに解決の道を探っていただき、問題を解消していただきたいと

思います。

以上、壇上の質問は終わります。よろしくお願いいたします。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 奥山議員の第1点目は財政再建についてであります。

午前中に中川議員からも財政のことについてありましたが、少し視点の変わったところからの御質問というふうに受けとめました。財政再建計画につきましては、御承知のとおり16年の7月にこれを策定いたしましたところありますが、その目標の1つには、収支のバランスが崩れる危険性を回避することで、平たく申し上げれば赤字にならないような対策を講じるというふうな内容になっております。

先日お示しいたしました22年度までの見通しは、計画に基づく結果として、どのような決算状況で推移していくかというふうなことを試算した内容になっております。人件費、公債費、広域分担金といった内容につきましては、見通しと大差なく推移するものと考えてよろしいのですが、ただ昨年度のように大雪等による影響によって、維持補修なんかも大幅にアップするというふうなこと、これについてはなかなか見通しをつけることが難しいような、その時々の方針の需要に対して、やはりある程度変動が出てくるものかなというふうにも考えております。

御質問の市税についてであります。御承知のように三位一体の改革というふうなことで、税源移譲分を反映させておりますので、市税分は増えているというふうなことであります。ただ、昨年度の市税の見通しと今回の見通しと比較した場合、今回の見通しが減少しておりますが、これは税源移譲の件で、市民税率、昨年度は7%、これは市、県との割り振りというか、そういうふうなところ

から、昨年度は7%、今回は6%で試算いたしました結果であります。

また、国県の支出金につきましては、今回の見通しは18年度までの国庫補助負担金の削減を反映させておりますけれども、当然のことながら、昨年度の見通しでは17年までの内容でありますので、これはやはり差が生じるというふうなことになります。

また、地方交付税については、市税の減収見込み分を増額したり、あるいは臨時財政対策債の見通しを増額して試算いたしましたので、これは昨年度の見通しから増えているというふうなことであります。

なお、具体的な数字等につきましては、後ほど政経課長の方からも答弁することにいたします。

2番目に、公債費の負担適正化計画についてのお話がありました。これは18年度の総務省の告示にありますが、「地方債同意等基準」、これに基づいて策定するものであります。その内容については、実質公債費比率、これは18%以上の団体はその比率を改善することですが、改善計画の内容あるいは実績に基づいて地方債が許可されることになっております。本市の実質公債費比率、これは29.9%というふうなことで、基準の18%から見れば大変高い数字になっておりますが、この計画で申し上げております平準化については、市債の発行を抑制していかなければならないというふうなことで、市債にできるだけ頼らない財政運営に努めていかなければいけないというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、本市の振興計画の後期5カ年基本計画を推進するには、実質公債費比率の改善、これが絶対条件というふうに認識しておりますので、強い意思を持って改善に努めていきたいと、このように考えているところであります。

また、今後の財源確保の対応策というふうなこともありますが、8月に示されました19年度の

地方財政収支の仮試算では、地方の一般財源、つまり地方税あるいは地方交付税及び臨対債の合計が平成18年度と同額を見込んでおります。その内容については、税源移譲による地方税が増加して、そして地方交付税が減額になっていくというふうなことであります。

本市におきましても、税源移譲による市民税の増加を見込んでおりますが、先にお示しいたしました22年度までの見通しの中にも表現しておりましたが、近年の市税収納率、これの低下が目立っております。この状況の背景には、いろんなことが重なって、正直言って芳しくないこともありますが、滞納者への催告あるいは納付相談、または滞納処分を行うまでの調査あるいは時期を逃がさないように、徴収体制には万全を期していきたいというふうに考えております。

また、地方財源の確保については、第2期の地方分権改革によって、やはり真の地方分権の確立と言ったらよろしいのでしょうか。そういうことと一体的になって全国市長会等々も通じて今後も働きかけていきたいというふうに思っております。

また、実質公債費比率が高くなった背景には、いろんな要因がありまして、これについては何回か議会でもお話し申し上げたり、議論をさせていただいたりしておりますが、議員がおっしゃいますとおり、この公債費負担適正化計画、これを着実に実行して、比率の改善に努めてまいります。あわせまして、財政再建計画の推進によって、市民の方々に納得のいただける財政運営に努めてまいります。したがって、市民税の増税とか、そういうふうな負担増は全く考えていないというふうなことであります。

それから、2点目は入湯税問題であります。これも議会でも再三再四議論になりましたし、また9月議会では渡部議員からもこのことについての質問がございました。それ以降も断続的に納税交渉を努めて続けてまいりましたが、残念ながらいまだに入湯税は納付に至っていないというふうな

状況であります。

私も役員の皆さん方と1回お会いいたしまして、市の考え方、そのスタンスについてお話し申し上げ、結果的には御理解をいただいたのかなというふうに思っていたんですが、現在のところそのまま推移しているというふうな状況であります。市のスタンスも、これも再三申し上げますが、やはり入湯税を納付していただいて、そして市としてもできるだけ支援していく分については、協議しながら考えていこうと。この支援策については、やはりあくまでも主体は会社の方で、自らの計画であって、こういうふうな運営をしていく。そして、そこに市がどのような形で応援できるか、支援できるかというふうなのが本筋だというふうに思います。

その点については、ある程度御理解をいただいたのかなというふうに思ったんですが、先ほど農協便りでしょうか、それについても御紹介ありましたが、何か考え方に平行線があるような感じがいたします。ただ、やはり目的税と言っても、非常に幅広い意味での使い道があるわけであります。今まで何も使っていないというふうなことではなくて、毎年毎年やはり使ったもの、使い方については、県の方にも申告しながら、それで県の方でも了解なり、理解をいただいているというふうなことであります。

ただ、実質的な面で、これも再三申し上げますが、この温泉の存在意義といいますか、これは設立以来、やはり市民の福利厚生、福祉向上のために大変大きな役割を果たしてきたというふうなことについては、我々も認識をいたしております。そういう点で、可能な限り市としても応援し、支援を続けていくというふうなことについては、再三申し上げますが、ただこれをするから納付するというのではなくて、やはり納付して、あくまでも預かり金ですから、納付していただいて、それに対して市として考えていくというふうなのが筋ではないかというふうに思ってお

ります。これからもその点を御理解いただくように、会社側と話し合いを続けていくというふうな考え方で取り組んでいきたいなというふうに思います。少し考え方で平行線をたどっておりますが、ぜひこれについてはやはり御理解をいただくというふうなことが大前提ではないかというふうに思います。

以上、ひとまず終わります。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 奥山議員の発言の中で、助役が監査役に就任しないのは大変残念であるという言い方がありましたので、私なりの見解を申し上げたいというふうに思います。一会社の中のことでですから、すべて詳細に申し上げることは、この公の場では差し控えなければならないことも承知していますので、総括的に申し上げたいというふうに思いますが、新庄市が300万の出資をしております。資本金2,400万の会社であります。過去の経過から言って、いろんな点で市との協力関係を持ちながら、温泉の継続をしてきたことであります。

まず、助役が監査役に就任して、そしてその後にどういう支援をするのかということの検討に入るべきだという奥山議員の意見であります。私は逆だと思っています。私はいつでも監査役に就任することについてはやぶさかではございません。今日にでも払っていただけるのであれば、明日から就任いたします。まず監査役に就任して、要するに会社の中に入って、どういう支援をするのかその検討に加わるべきだという意見だと思いますが、支援の中身がわからないうちは払わないという、そういうことになるんじゃないでしょうか。ですから、私はその一線は絶対に崩せないというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

私ども市民の税を預かって、公平に行政を執行しなければならないものとして、先人から教えられたこのような言葉があります。理にかなない、法

にかな、情にかなう、そういう言葉であります。理屈があつて、法を守つて、情、どういふ支援をしていくかと、そういう検討をすべきだと思つていますので、ぜひ奥山議員の方からも特別徴収義務者としての、そこのところをした上で、今後の検討に加わっていただけるような、そういう配慮をしていただければありがたいというふうに思つております。市民福祉にとって必要な温泉であるということは市長が再三申し上げてありますので、今後ともそういう方向で取り組んでまいりたいと思つています。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 奥山議員の方からさまざまな数値を述べられましたので、私の方からもそれらについての内容をお示ししたいと思います。

先の全協で御説明申し上げました18年度から22年度までの財政の見通し、すなわち財政再建計画であります。この中で、大きな点は三位一体の改革によります税源移譲により、平成19年度から影響は大きく受けてまいります。昨年度の見通しでは個人市民税、所得割税率、7%で試算してまいりました。先ほども市長が答弁しておりましたが、これが6%に変わってしまいます。一般財源総額は維持していくものというふうには考えてはおりますが、昨年度の見通しから市税が減少した分を、地方交付税は交付税や臨時財政対策債を増やしているところであります。また、所得譲与税と減税補てん債は19年度以降、これはなくなります。地方特例交付金も段階的にこれらについては減少していくというふうなところでございまして、平成19年度以降の歳入を見直したというところであります。

また、今年度、18年度におきましても、決算見込みを基本に見直しました。市税が固定資産評価替えの影響によります1億円の減です。それから、地方交付税が9月でも補正申し上げましたが、行革インセンティブ分の算定によりまして、1億

4,000万円の増となっております。これは1.2%の増でございました。財政調整というふうなところで、基金繰入金1億円の減等がありますが、歳入全体としては昨年度見通しと同じように135億円程度というふうになっております。

また、18年度の歳出の部分でございしますが、133億円というふうに見込んでおりますが、昨年度の見通しから見れば、これは2億円ほど減少しております。人件費が1億円の減、公債費が17年度中の借り換えによる2億3,000万円の減、補助費等が最上広域ふるさと基金の組替運用の前倒しの活用によつての1億1,000万の減、普通建設事業費、街路事業や流雪溝整備事業並びに夜間休診療所設置事業等により、3億円を増といたしております。また、公共下水道事業の特別会計への繰出金が1億円の減というふうになってございます。

19年度におきましては、若干の前年度繰越金で、財政調整そのものは可能でございましたが、20年度はそういった財源の活用は見込めない我慢の年度かなというふうに考えているところでございます。ただし、21年度以降は人件費、最上広域分担金並びに公債費等々が減少してまいりますので、幾らかの余裕のある財政運営が可能ではないかというふうな見通しを立てているところでございます。

ひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

清水清秋議長 奥山省三君、発言ありますか。

4 番 (奥山省三議員) 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

4 番 (奥山省三議員) 財政再建につきましてですけれども、政策経営課長の方からですけど、市債発行、それから臨時財政対策債等によりまして、これからの財源の確保といいますか、5年間の計画の中でかなり厳しい状況の中でやっていくということでございますけれども、先ほどから公共事業とかそういう関係につきましては、いろいろ抑制をかけながら、精査しながらやっていくということでございますけれども、これも5年間という数字、

年数の中で何もできないような状況じゃなくて、何か少しでも事業をやっていくような状況を生み出すように頑張って、事業の拡大を図っていくように財政を建て直すようにお願いしたいと思います。

それから、入湯税問題でございますけども、先ほど助役さんからいろいろ説明というか、市長からもありましたけども、私は前にこの施設に携わった者として申し上げますけども、新庄市からは1回も支援はいただいていません。それから、支援要請も何回かに分けて支援要請をお願いしたことがあります。それも全然相手にしてもらえませんでした。もちろん消防施設とかそういう面にそのお金は使っていると思います。それは監査等ありますから、それは間違いないと思いますけども、ただ先ほども言いましたように、源泉がなくなるというか、そのもとがなくなってしまったら、やっぱり今入湯税、今まで1億5,900万ほど納めたわけなんですけども、これが今後年間今600万から700万ほどの入湯税収入というのがなくなってしまいういか、これは私は残念なことだというふうに考えますけども、その入湯税収入がなくなっても、市としては何ら差し支えないというふうに、これはちょっと極論でございますけども、そういうふうな考えなのでしょうか。

ただ、私としてはもう少し話し合いの場ですけども、はっきり申し上げますと、市長さんで私昔の職場の方になりますけども、話し合いの場を持つようにして何回か交渉したことがありますけども、余り来ていませんね、はっきり言って。だから、そういうことじゃなくて、もっと前向きに、口だけじゃなくて、行動、アクションを起こして、そしてやっていかないと、たちまち3年が5年たってしまうと思うんです。そうすると不納欠損になってしまうと思うんです。そういう意味で、これはお互いに前向きに話し合いをしてやっていかないと大変なことになるんじゃないかということで申し上げた次第でございます。

その入湯税収入、これはなくなってもいいというふうにお考えなのでございましょうか。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 入湯税収入がなくなってもいいとか、それは極論というふうなことになりますが、私再三申し上げておりますように、この金沢温泉については、その存在意義というものについては、十分認識しておりますし、評価もしてまいりました。ですから、この存続について、これについては市としても支援、応援することについては決してやぶさかでないというふうに申し上げておりますので、決してその入湯税がなくなってもいいとか悪いとかという問題ではなくて、ぜひ存続して、ただその支援策を講じるあるいは考えるというふうな中で、前提としてやはり預かり金であります入湯税を納入していただく、それを再三再四申し上げているというふうなことで、決してなくしていいとか何かということには毛頭考えておりません。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 入湯税につきましては、これまでも断続的に交渉してまいりました。ただし、その交渉の内容と話し合いの内容等につきましては、地方税法上守秘義務が課せられておりますので、その内容等については明らかにすることはできませんので、御了解願いたいというふうに思います。今後とも早期に納入できるよう、これからもまた交渉を重ねていきたいというふうに思っております。

それとあわせて、他の納税者にも影響は大きいというふうに思っておりますので、滞納処分も考慮に入れながらやっていきたいというふうに思っているところです。

4 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

4 番（奥山省三議員） 滞納処分というふうに申

し上げましたけども、今現在はどういうような状況になっていますか。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 滞納処分につきましては、通常ですと滞納した場合において、滞納者の財産を差し押さえて、そして換価する、すなわち公売をして、そして公売したやつをその租税等に充当していく、これが一連の強制的な徴収手続、これは滞納処分でありますけども、それらの滞納者の財産等の調査、既に督促、催告は既に出しておりますので、財産調査等も含めてやっていくというふうなことでございます。

4 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

4 番（奥山省三議員） 財産調査というふうに申し上げましたけど、これは前回の渡部議員さんの中にもありましたけど、財産調査というだけでなく、今現状はどういうことを行っていますかというふうに私質問しているんですが。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 これは一般論でございますけども、税情報ですので、特定して言えるというふうなことはできませんので、一般論として聞いていただきたいというふうに思います。

普通は財産調査をきちんとした中でやりまして、その税金に見合うだけの財産があるかないか等も含めてやっていくと。もう当然その調査に当たるときは、搜索権が国税徴収法の中にありますけども、搜索権でもって立ち入りしてやっていくというふうなことになるというふうなことでございます。今現在のところ、それらの準備段階というふうなことでございます。

4 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

4 番（奥山省三議員） 今の答弁ですけども、一般論というふうな感じでしか話しされませんか

も、もう3年も、15年10月からですから、丸3年、まるっきり過ぎているわけでございます。だから、今の状況のままで5年間行ってしまうと不納欠損というふうなことに、計上になるというふうに考えられますけども、もちろん市長は相手には十分理解して、説明してと、いろいろる申し上げましたけども、相手の方に話がよく伝わっていないのではないかというふうに私は思われますけども、現状のままでずっと行くということは、今後のこれからの厳しい財政事情の中で、延滞が他にもありますけども、そういう点も含めまして、具体的に進める方法というのは、一般論じゃなくて、申し上げることはできないのでしょうか。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 税の個人情報というふうな形になりますので、大変申し訳ございませんけども、そのように御理解していただきたいというふうに思います。

それから、不納欠損というふうなこと出しましたけども、確かに5年の中で消滅時効になりますけども、ただし滞納処分した場合、差し押さえた場合については時効の中断と民法上の規定がございますので、その時効の中断というふうなことでもって、不納欠損には至らないというふうな考えもしておりますんで。

4 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

4 番（奥山省三議員） 先ほどから申し上げていますが、一般論ではわかりますけども、具体的にどういう方法をとっていくというか、これは私個人ではなくて、一般市民もこの問題に関していろいろ新聞報道から、マスコミからいろいろ報道されていますので、注目していると思います。だから、一般論ではなくて、これはどういうふうやっていくというふうな方法を、前からいろいろ申し上げているようでございますけども、具体的には一般市民には伝わっていません。私も市で

は何をやっているんだ、職務怠慢じゃないかと私は思っています。だから、その辺のところ思いますので、もっとはっきりやることはやる、支援するは支援する、もらうのはもらうと言っていますけども、不言実行といいますが、やっぱり行動を起こしてやってほしいと思いますけども、その辺のところ、もう少し詳しく説明していただきたいんですけども。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 まずは、早期に納入できるように、これから交渉していくと。これは大前提でございます。その次の段階として、滞納処分も考慮に入れてやっていくというふうなことでございます。

八鍬長一助役 議長、八鍬長一。

清水清秋議長 助役八鍬長一君。

八鍬長一助役 市の姿勢ということですが、まずこのところを一番最初に理解していただきたいというふうに思うんです。入湯税はいろんな使い方で目的税という言われ方をしていますが、特別徴収義務者が作為で税を払わない。そうじゃなくて、話し合いで払うべきだというふうに奥山議員が最後までそうおっしゃるんでしたら、それは1つの考えでありますけども、それ以前にすることがあるでしょうということです。そういう前提のもとで、私どもは市民福祉のために十分な対応を考えていきたいということで、そういう考えは何回も今までも話をしてきました。

もう一度、先ほどの件にも触れますけども、私がその監査役に就任して、入湯税を払わないという決算に判こを押せるんでしょうか。その辺のところも十分御理解いただきたいというふうに思います。そのためには、この議場で執行部が何々の支援をするということで内容が決着するのではなくて、まず会社でありますから、先ほど市長がおっしゃったように、どういうふうにしていけばもっと市民のために役立つ市民温泉的な施設にな

るか、そういう計画を会社自らが計画を打ち立て、そして市側と交渉すべきだというふうに思うんですね。それを全部会社や一部のといいますか、そういう中で数字ありきみたいな、そういう決め方はしないということは、市長は再三言っていますので、市に先に踏み込めという、そういう御指摘でしょうけども、今の段階で、入湯税未納の段階で支援、つまり支援の中身、数字を示せということについては、考えておりません。

4 番 (奥山省三議員) 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

4 番 (奥山省三議員) 今の助役が言いましたけども、相手に伝わっていないというか、もちろん入湯税延滞が始まって3年過ぎていますから、今までいろいろ何回も話もしたと思いますけども、全然何か行動が目に見えていないというか、その辺、もちろん相手も別に作為というか、それで納めていないというふうにはないと思いますけども、だから話し合いをもっと積極的に進めて、お互いに共通点といいますか、何か接触できる、話し合いができる接点を持って進めていくようお願いして、私は以上で質問を終わりたいと思います。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時55分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小野周一議員の質問

清水清秋議長 次に、小野周一君。

(10番小野周一議員登壇) (拍手)

10番 (小野周一議員) 本日最後の質問者になりました、緑政会の小野でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成16年度と17年度の財政再建計画による効果目標額と決算効果額との比較によると、この2年間で5億1,800万円の決算剰余金が生じております。財政再建計画が順調に進捗しているようでございます。何と言っても、目標達成の大きな要因は、市民の方々の痛みを伴った協力があればこそ、年度の目標が達成できたのではないのでしょうか。

11月30日のお昼のテレビで、地方自治体の深刻な財政の実態が放映されておりました。本当に地方の自治体は大変な財政危機にあります。人口1人当たり負債約485万円を担い、財政破綻した北海道夕張市の実質公債費比率28.6%よりも高い29.9%と、全国で6番目に高い数字を目の当たりにした新庄市民にとっては、大変なショックではなかろうかと思います。平成18年度から22年度までの財政見通しの中で、今後の予測なり、数値が示されましたが、来年度以降の重要施策の取り決めについて、市長の考えをお聞きます。

また、人件費の削減については、実施中であるわけですが、行財政改革大綱実施計画においては、18年度中に改めて検討すべき事項とされております。県の人事委員会勧告では、県職員の給与に関し、期末手当を独自削減するという勧告をしておりますが、新庄市として、これら県の動向もあわせ、今後の職員の給与等及び人件費の削減に関し、どのように考えているか、お聞きます。

次に、最上広域事務組合の分担金の削減についてお聞きます。最上広域事務組合の分担金は、新庄市の財政圧迫の1つの要因となっているわけですが、この分担金については、平成21年度以降は減少の見込みとなっております。しかし、平成18年度からの3カ年においては、平成18年度では歳出全体に占める割合が12%程度であったものが、平成20年度では約15%程度まで増加しています。市の財政を圧迫しないかと大変心配であります。

分担金の削減のために、市職員を派遣し、いろんな面で改革させていることや、来年度から実施される生ごみの堆肥化事業により、焼却場への搬

入量の減少の取り組み方などは高く評価すると、市も最上広域事務組合の平成18年度予算の概要説明にもありましたように、平成20年度からの3年間に約50億円程度の公債費の償還が見込まれ、大変厳しい財政であると認識しているのにも関わらず、今まで休止しておりました沖縄交流事業を一例にとりましても財政再建計画中の新庄市の緊迫感が果たして広域事務組合自体に伝わっているのでしょうか。私は今後議会において、事前に最上広域事務組合の予算説明を求めるべきであると思いますが、どうでしょうか。新庄市の財政を圧迫している要因の1つでもある分担金の削減対策を具体的にどうするのか、市長の考えをお聞きます。

行財政改革大綱実施計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間で、退職者149名に対して、新規採用者82名と、その差67名の職員を削減し、310人の職員体制の計画になっております。また、平成26年度までの定員管理計画では、職員の退職と新規採用者でおおむね毎年10名程度の人員削減の計画になっているようですが、たとえ民営化を進めたとしても、職員にはかなりの負担が増える体制になると思われます。平成17年度に課を統合してきたわけですが、私は市長はこの機構改革をどのように評価しているのか、お聞きたいと思います。

これからさらなる事務事業の見直しとあわせて、早い段階での組織のスリム化を図り、無駄のない体制で乗り切ることが重要であると考えております。現在の組織体制において、特に課の統合を検討すべき時期であり、まだまだ組織や整理可能な体制があると思われます。まして今年6人の課長さんが退職され、また来年度の2カ年で12人の課長が退職されることを踏まえれば、機構改革に対し、市長の強いリーダーシップを発揮することも必要ではないでしょうか。

ここ何年かで新庄市は何もできない、何もしてくれない市であると、悪いイメージが市民の間に

広がりつつあります。また、いつまで我慢をすればよいのかという声が聞こえてきます。平成18年度から22年度までの財政見通しにおいても、平成21年、22年度に生まれる財政効果はすべて積立金として計画されており、市民生活に一番身近でありながらも、我慢をしてもらっている扶助費や投資的経費はほぼ横並びの計画になっております。市民と協働、集中と選択とは聞こえはよいが、果たしてこれで市民が夢を抱くことは難しいのではないのでしょうか。今までに切り捨てられた施策はそのままなのでしょうか。私はこれまでの新庄市の閉塞感から脱却するためにも、再建後の活力ある新庄市のまちの姿を市民の方々に具体的に示すべきであると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、本会議の初日に市長が行政報告をなされました事業についてですけれども、重複する点が多々あるとは思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと思います。来年度10月からテスト稼働の操業を予定しています下水道汚泥等の再資源化事業、いわゆる地域バイオス熱利用フィールドテスト事業についてお聞きします。

この事業については、担当課の下水道課より9月1日の産業建設常任委員会において、大まかな説明を受けたわけですが、NEDO、いわゆる独立行政法人、新エネルギー産業技術総合開発機構との共同研究事業がこの11月に事業採択され、建設予定地の関係者にも説明がなされたと聞いておりますが、今までの経過並びに今後の事業予定についてお聞きしたいと思います。

公募により、事業提案者として現在浄化センターを管理している株式会社山形県上下水道施設管理に決定されたわけですが、平成20年度までの3年間はテスト稼働期間として、NEDOからの助成もあり、運営費は心配はありませんが、一、二年の継続テスト稼働終了後、本格的に稼働するわけですが、幾ら民間活用による事業とはいえ、いろいろな面で問題が生じた場合、市として支援体

制を考えているのか、お聞きしたいと思います。

北九州で実証実験を行い、一定の成果を上げていることや、最終処分場の延命、汚泥処分の経費削減、雇用の創出、また農林振興へのメリットにつながる事業であると、いいことづくめの説明を受けたわけですが、大変な農業行政の中において、新庄市の農林振興にどのようなメリットがあるのか、具体的な振興策をお聞きしたいと思います。

また、年間どの程度汚泥処理にかかる経費削減を見込んでいるのかもあわせてお聞きしたいと思います。

また、この事業の採算性を考えた場合、プラントの処理能力に対し、新庄、最上地域から半分の汚泥しか確保できないために、その対策として近隣の県、市町村からの汚泥の搬入を計画しているようですが、環境対策ないし風評被害に対し、どのような対策を講じているのか。

また、建設予定地である地元関係者の理解、協力が私は一番大事だと思いますが、地元での説明会等の経過なり問題点をあわせてお聞きしたいと思います。

最後に、今後の新庄の農業に関する諸政策の対応について質問します。今年の3月に山形県の農林水産振興計画が5年振りに見直されました。平成22年を目標年度とし、基本目標としては他産業に比較してそんなしょくない所得の確保を目指す、効率的で安定的な経営が今後の農業生産の大部分を担うとともに、農林水産業と農村、漁村がもっと多面的な機能の十分な発揮を満たすことが掲げられております。また、3本の柱からなる基本的な施策が方向づけられ、最上ブロックの重点方向として、最上エコポリスを目指す資源循環型エコ農業の推進など、4項目が最上地域の振興方向として作成されたわけではありますが、私はこれらの振興策を取り入れながらも、新庄市の農業が生き延びるために、もっと独自色のある振興策を掲げるべきだと思いますが、市長はどのような振興策を考えているのかお聞きしたいと思います。

また、次に農水省は新しい米需給調整により、平成19年度産米の生産数量計画の目安とし、平成18年度産米生産数量計画よりも5万トン少ない生産数量を決定いたしました。減り続ける米の消費量と生産調整が計画どおりに進まず、その結果、米余りが主な要因となっております。平成19年から生産調整の実施主体が国から農業団体に移行するわけですが、現状から見た場合、新しい需給調整が果たして機能するか、疑問を感じる次第であります。

昭和45年に減反政策が始まり、早くも36年が過ぎました。減反政策、いわゆる生産調整に対する対策も現在の水田農業構造改革対策になるまでに、実に11回も対策名が変わってきております。まさに猫の目農政そのものでした。この間、約総額で6兆円を超える転作奨励金や補助金という形で農家に支払われてきました。1割から始まった減反面積も、2割から3割へと増え続けてきました。今までに正直に国の農政に協力してきた農家や集落にとって、一体この36年間は何のための協力であったのでしょうか。その結果、平たん部においても優良農地の耕作放棄地の増加や若者の農業離れ、農業所得と農外所得の逆転などで、農村集落の環境は大きくさま変わりをしてまいりました。減反政策のみならず、国民に安心、安全な食糧を届けるはずの農業に市場原理が導入されたために、壊滅的な打撃を受けている現状を農業に理解のある市長はどのように把握され、またこの36年間の生産調整に対する市長の考えをお聞かせください。

また、大変農業情勢の厳しい中で、来年度から農政の大改革が始まります。経営所得安定対策大綱を具体化するための農政改革推進予算が総額4,130億円と、この7月に正式に決定されました。その中で、来年度から5年間実施を予定している農地、水、環境保全向上対策に300億円が確保されたと聞いております。当新庄市においても、8月から各集落においてこれらの事業についての説明会を開催してきたわけですが、8月末現在の山形

県内の農村集落の合意形成状況を見ますと、集落組織が形成されつつある集落の割合は最も取り組みが進んでいるのが、庄内地域で87.5%、置賜地域で62.8%、村山地域が43.7%と、そして最も取り組みが進んでいない最上地域が31.8%となっております。県内4地域において、なぜこのように取り組み方に温度差があるのか。また、新庄市の加入率は幾らになっているのかお聞きしたいと思います。

品目横断的経営対策で、農地面積20ヘクタール以上の集落営農組織をつくれなかったり、同じく農地面積4ヘクタール以上の担い手農家にもなれない、いわゆるこの事業に参加したくてもできない農家には、国では稲作構造改革促進交付金を新設されましたが、来年度から導入される新たな米需給調整や、山形県下において一番多い生産調整未達成農家のことを踏まえた場合、新庄市としても早急に対策を講ずるべきと思いますが、どうでしょうか。

また、農村集落を活性化するための農家以外の地域住民との共同活動を実施する農地、水、環境保全向上対策については、10アール当たり国が2,200円、県が1,100円、市が1,100円の計4,400円の負担額があるようですが、地方自治体の財政負担分の低減を図るため、県65%、市75%の地方交付税を当てる地方財政措置が受けられるようですが、新庄市においても約5,000ヘクタールの農地が耕作されているわけでありますので、この事業に対する市の考え方と、来年度予算にどのように反映させていくのか、お聞きしたいと思います。

また、今年の新庄市の農林予算は7億2,820万円で、予算全体の5.5%を占めております。そのうち約42%の3億419万円が農業水利事業や圃場整備事業等の農家負担軽減対策として、一般財源より支出されております。そして、これらの金額は平成29年度までに債務負担行為として長く続くわけですが、新庄市の農家1,845戸の実に40%に当たる469戸の農家が、生産調整が未達成の現状でありま

す。今さらこのような問題は解決できるとは思いませんが、山形県下においても一番低い生産調整の未達成の市として、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

また、農林事業への国、県からの交付金等を考えた場合、今後新庄市の農林行政にどのように支障が来すのか、これもまたあわせてお聞きしたいと思います。

これで壇上よりの私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。本当に御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 小野議員から大変多岐にわたる御質問を頂戴いたしました。

第1点目は、財政再建計画に基づいた財政問題、これは午前中も、それから奥山議員からも御質問がありました。全般的なことは、今まで申し上げてきたのと重複するところもありますし、また順序もちょっと違う部分もあるかと思いますが、お答えしていきたいというふうに思います。

財政再建計画、これを実行するためにはやはり市民の痛みを伴った中での遂行だということ、こういう御指摘、これについてはそのとおりだというふうに思います。これはみんなでやはり痛みを分かち合いながら、いろんなことで頑張っていかなないと、なかなかこの計画を遂行するのも難しいかなというふうに思います。しかし、これは最後に申し上げたいというふうに思いますが、市民の皆さん方も単なる痛みを分かち合うだけではなくて、やはり将来に対してどのような展望が開けるか、元気が出るような施策、これが小野議員の質問の最後の締めくくりポイントかなというふうに思っております。

具体的な御指摘もございました。特に最上広域の負担金、分担金のこともございました。これをどういうふうにして効率化を図っているんだとい

うふうなことでございますが、小野議員は組合議員というふうな立場もございますし、いろんな議会における審議にも積極的に参加していただいているというふうなことで、詳しいことは御存じだというふうに思いますが、今年度新たに組合では18年から22年度までの行財政改革の方針と目標を策定いたしました。これについては、各管内町村とも連携をしながら、いろいろな改善策、これを組合の方に指示をしております、内容を踏まえてこの方針と目標を策定したところであります。これから間もなく予算編成というふうなことになるわけですが、毎年そうではありますが、この段階で実施状況、これを十分に検証しながら改善すべきことがあれば、これは指摘しながら予算編成をしてまいりたいというふうに思います。

例えば今回の補正にもございますが、前年度の広域管理経費の節減分、これを翌年度に返戻金として市町村の方に返還しておりますが、市分としては17年度が約1,000万、16年度分が約3,000万でございました。このようにして、これは構成市町村もちろん新庄市のみならず、やはり財政については相当厳しい運営を強いられておりますし、それがその構成する市町村の上に立った、上といえますか、その分担金によって運営している最上広域でございますので、当然のことながら効率化を図っていく、行財政の改革をしていくというふうなことは、これは大前提でございますので、今後もそれについては十分に検証しながらやっていきたいというふうに思います。

また、20年度、21年度、これらの見込みではありますが、基金の積み立ても計画の中に入れております。これは基金を積み立てるより、やはり今までちょっと休止していた事業の方に回すべきではないかというふうなお話もございましたが、これについては、やはり21、22年度に基金が積み立てできるぐらいの努力をしていくというふうなこと、こうして少しでも余裕の持てる財政運営が期待できるというふうな内容を示しておりますので、こ

これは基金の積み立てに限らず、やはり弾力的な運用を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、そんなところもひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

また、事務事業の見直し、これはもちろんであります、その中で特に組織のスリム化あるいは機構の改革についても御指摘がございました。お話ありましたように、昨年度は定員管理計画、これを策定いたしまして、職員数を平成26年度まで310人以下にするということにしております。これは本市が将来ともに安定した、より質の高い行政サービスを継続的に提供していくため、行政の領域、先ほどもちょっとお話申し上げましたが、行政の領域というものをきちっと見定めながら、そして民営化あるいは指定管理者制度等々を活用しながら、これで市民とともに協働でやっていこうというふうな中で310人というふうな提起をしております。これはもちろん企業、地域と協働しながら公共サービスを提供するというふうな仕組みを整えていくというのが前提でありますので、その辺のところも考えながらやっていきたいというふうに思います。

市役所の内部の機構改革、これも御承知のとおり16年度に25課あったのを、17年度には21課といたしました、これも推移を見ましたけども、市民サービスの低下を招くことなく、事業の企画、立案過程の調整、これについてはこれまで以上にスピーディーになったのではないかとこのようにある程度評価をしております。現在民間等におきましても、団塊の世代と言われて、人材の大量退職期を迎えまして、雇用の拡大が図られておりますが、やはり本市の行財政改革、これを進めるには逆に組織の改編の1つのチャンスではないかというふうにも思います。このため、いろんな民間委託、民営化、指定管理者、これを活用しながらいろいろ改善、見直しを積極的にやって、課の統廃合も含めてやっていきたい。

ただ、そのとき気をつけなければならないのが、

統廃合することによって確かにスリム化になるんですが、その課が機能しなくなってしまうのは、これは元も子もないんで、その辺のところは住民ニーズを効率的に使うというふうな大前提がありますが、この辺のところも積極的に取り組んでいってみたいというふうに思います。

また、人件費もしたがって削減というふうな話にもなるわけですが、本市における給与の改定につきましては、国の人事院勧告、また県の人事委員会勧告に基づいて、県内の自治体との均衡を勘案して定めておりますが、この行財政改革に取り組む中、昨年度は職員給与の構造改革を行うとともに、議員の皆さん方からも御協力をいただきながら、独自削減を行って、恒常的な経費の圧縮に努めているところであります。本年度は県人事委員会の勧告については、期末勤勉手当について国と異なる勧告内容となっておりますが、本市ではなお大綱の確実な実現に向けて、国県、そして他市の状況を勘案しながら給与を決定していきたいと、このように考えているところであります。

そして、やはりいろいろ申し上げましたし、また小野議員も質問にあったんですが、やはりこういうふうな財政再建計画あるいは行財政計画、これ集中と選択とはいいながらも、やはり市民の受ける感触、感覚というのは非常に閉塞感というか、そういうのもやはりぬぐい去れない事実だというふうに思います。そういう中で、どういうふうに市民の皆さん方が将来を目指して展望を開き、また元気が出るような施策、これをやはり示すべきと。これはこの質問の1番の最大のねらいかなというふうに受けとめました。一々申し上げる時間はありませんけども、市も厳しい中でもやはりやるべきこと、これについては予算審議の中でもお願いして、いろんな今年度もまた来年度も集中しながら、あるいは選択しながら、優先順位をつけながらやるべきことはやっていくというふうなことで、そういうふうなことで進みたいというふう

にと思いますが、この辺のところはひとつよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、下水道汚泥の再資源化、これについては行政報告で説明いたしましたので、詳しい内容については省略させていただきますが、事業参加に伴う経費の削減額でありますけれども、19年度はプラントが試運転の段階でありますので、余り費用削減にはつながりませんけれども、20年度はテスト稼働、これに入るため、NEDO側の支援もあって、汚泥の運搬、処分、産業廃棄物税など、約2,200万、21年度からは、これは支援はなくなりますけれども、それでも約1,800万以上の削減が見込まれるというふうに試算をいたしております。

下水道事業は性格上、毎年汚泥量は増大するわけでありますので、並行して行政コスト削減効果も増大することになるというふうに見込んでおります。また、施設自体、これは産業廃棄物の中間処理施設というふうなことになりますので、事業に対する地元関係者、隣接地権者の理解を得ること、これが大変重要であります。特に福宮地区の方々には、全世帯にこの案内を出させていただいて、事業説明会、これを開催したところであります。地元関係者の方々からは積極的には賛成とは言えないが、公共性を重視して、施設の誘致に了解をいただく方向でまとめていただきました。特にその中で、やはり質問の多くは環境面での地域への影響、施設の配置位置などを心配されておりましたので、設計段階での地元調整を行うこと、そしてまた地域の関係者の代表の方々、これは3名ほどでございましたが、実際に稼働している北九州市にある実証プラントなどを見学していただくなど、より事業化に理解をいただく努力を行っておりますので、今後の事業の推移については、見守ってあるいは時には御指導いただければというふうに思います。

農業問題であります。18年3月に見直し策定されました山形県の農林水産業振興計画においては、県全体としての目指すべき方向と、その実現のた

めの振興方策を踏まえつつ、県内4地域の特性、これの具体的な振興策が述べられております。これはお話あったとおりであります。最上地域の振興方向で掲げられている重点施策は、やはり農林業の振興に関して、既に計画策定している振興施策と基本的に同じ内容であることから、なお一層の充実強化を図って、有機的にこの県施策と連携しながら展開していくというふうなことがポイントであるというふうになっております。

その中でも、特に本市農業の柱となっている水田を中心とした土地利用型農業、これを推進しながら、米依存度の高い農業からの脱却が必要というふうなこと、園芸作物と畜産の充実、拡大を最優先にした複合経営の振興を図ること。そして、米についても担い手を中心とした効率的な経営による所得の維持、向上に努めること、これはやはり緊急の課題だというふうに思います。

独自色というふうなお話もございました。新庄、最上の特産的作物で、ブランドを形成しつつあるニラ、タラノメ、ウルイ、トルコキキョウなどの園芸作物と資質あるいは能力が高く評価されている肉用牛、酪農の生産を進めながら、付加価値と競争力の高い地域農業の実現を目指していきたいというふうに考えております。

それから、生産調整、36年ほど経過いたしました。それに対する感想というか、考え方の質問がございました。農家、関係団体、そして行政においてもこれ始まったのが昭和45年というふうなことでございますが、いつか減反がなくなる日を信じて、厳しいやはり生産調整に耐えてきたというのが偽らざる心境ではないかというふうに感じております。しかしながら、平成7年に食糧法から食糧法へ切りかわったところから、我々の期待は大きく崩れてしまったと。そして、解決策が見えないジレンマのような施策が続いてきて今日に至っているというふうに思っております。

36年間の生産調整、これについては需給の均衡と米価の維持など、一定の成果はあったとしても、

国際化の波とかあるいは市場原理の導入など、米をめぐる環境は農家の皆さんの多くが期待していたものとは逆に、希望を見出せないような、かえって不安だらけの状況になってきたというふうに率直に感じているところであります。

そして、未達の農家も非常に多いと、県内でこれは一番だというふうなことも御指摘がございました。これもなかなか解決する手立ても何か難しいというふうなお話もございましたが、やはり国のメリット措置、これをもっともっとやはり拡大していただくというふうなことも重要な、あるいは有効な手段かなというふうにも考えられます。ですが、やはり県内で一番の未達成農家の数というふうなことでございますので、行政としても相当頑張っているんですが、なかなか解決できないというのが現状でございます。ただ、やはりあくまでも今の状況の中で、どれだけ協力をしていただけるか、そういうふうな考えに立っていただけるかというふうなこと、これについては行政としても今後もいろんな方策を考えながらやっぱり取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

それから、品目横断的、19年度から支援を受けることのできるのにはについての話もございました。4ヘクタール以上を経営する認定農家あるいは一定の条件を備える営農組織に限られるというふうなこと、これも数値も出た、お話あったわけですが、集落営農の形成についても、最上地域が一番低いと。中でも新庄市が一番低い状況であります。66集落中、三、四集落というふうなことです。これはやはり1つは1戸当たりの耕作の面積が広いことあるいは兼業農家が多いことなどから、農作業の共同化あるいは経理の一元化等に進むのが非常に抵抗が大きいというふうなのが要因の1つではないかなというふうに思われます。19年度からこの制度加入についても、新庄市では認定農業者の担い手がほとんどとなるのではないかなというふうな見込みであります。

また、時間がないので少し飛ばさせていただきますが、農地、水、環境保全対策についてもございました。この支援対象面積については、新庄市の考え方として、事業取り組み面積から生産調整未達成者の面積あるいは中山間直接支払い事業との重複面積、これを差し引くことにいたしました。その結果、水田に関する取り組み予定面積は現在のところ3,600ヘクタールというふうなことでございます。支援単価については、お話あったんですが、国では水田10アール当たり4,400円としておりますが、しかし東北地方を中心に、この実態の費用より高過ぎるとの声も相次ぎまして、国では地方の判断で適用面積を調整してもよいということといたしました。これを受けて、県では国の水田の支援単価を20アール当たり4,400円というふうにいたしました。実質的には単価を国の半分としたもので、これと連動して、市の負担額は水田については20アール当たり1,100円というふうなことになりますが、これらと、また営農活動への支援も加味すれば、市の負担額は約2,000万円というふうに見込まれております。ただ、財政事情が市もそうですが、県も相当厳しいので、ひょっとして県費を圧縮する可能性もありますので、この辺のところ少し推移を見守っていきたいというふうに思います。

以上、少し答弁漏れもあると思いますが、一応これで終わらせていただきます。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) では、ちょっと最後に。

恐らくこれは二、三年の間の新聞記事なんですけども、山形県の共済連合会の会長でもあり、あと衆議院議員の遠藤武彦さんが農業に関してこのように言っております。農業に関しては、本県は減反をやめたらどうか。山形からの反乱でいいのではないかな。他の県も追随するだろう。米づくりをはじめとする農業の建て直しには、減反は廃止すべきだと、山形県の農業団体のリーダーが言っ

ているわけです。恐らく今現在新庄市の未達成農家が4割を超えようとしています。これが5割を超えた場合、一体新庄市の農林事業に対する弊害というものはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 生産調整の推進には、農政の最大の課題だということで、全力を挙げて達成のために頑張っております。今国会議員のお話を例に出されましたけども、確か10年ほど前、岩手県の東和町で減反をやめようという話が出ましたけども、これは国の施策だということで、それはなりませんでしたが、今米の販売、生産、作付からすべて自由な意思で行われています。ただ、需給の均衡という、国民に安定して、安心して食糧を供給する上で、これを均衡を図ることは目下国民の食糧確保のためには最大の課題でありまして、農政の課題であると。地域からそういった均衡を崩してはうまくないということで、今後も生産調整の目標達成のために全力を挙げて頑張っていきたいというふうに考えてございます。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) これで終わります。

ありがとうございました。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日12日午前10時より本会議を開きますので、御参集を願います。

御苦労さまでした。

午後 2時45分 散会

平成18年12月定例会会議録(第3号)

平成18年12月12日 火曜日 午前10時00分開議

議長 清水 清秋

副議長 新田 道尋

出席議員(23名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
8番	清水清秋	議員	9番	小嶋富弥	議員
10番	小野周一	議員	11番	遠藤敏信	議員
12番	佐藤隆	議員	13番	新田道尋	議員
14番	沼澤恵一	議員	15番	中川正和	議員
16番	森儀一	議員	17番	柴田忠志	議員
18番	下山准一	議員	19番	石田千與三	議員
20番	平向岩雄	議員	21番	亀井信夫	議員
22番	今田雄三	議員	23番	高山和男	議員
24番	金利寛	議員			

欠席議員(1名)

7番 渡部平八 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 欽 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会計課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢口 孝 敦
神室 荘 長	奥山 輝 昭	水道課長	高 橋 博
教育委員長	伊藤 輝 昭	教育 長	佐藤 博
教育次長	奥山 芳 彦	学校教育課長	小野 和 夫

生涯学習課長
選挙管理委員会
監査業務局長

夫也嗣一
雅俊政友
江関分藤
大小國斎

生涯学習課長
選挙管理委員会
庶務局長

悦一夫
光正秋
坂野部
黒小渡

事務局出席者職氏名

局長	田中紀雄	総務主査	野崎勉
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第3号）

平成18年12月12日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番 小嶋 富 弥 議員
2番 沼澤 恵 一 議員
3番 金 利 寛 議員
4番 今田 雄 三 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成 1 8 年 1 2 月定例会一般質問通告表 (第 2 日 目)

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 平成 1 9 年度の予算及び施政方針は 2. 長期契約制度について 3. 新庄祭り 国指定重要無形民俗文化財の取り組み状況について	市 長 教 育 長
2	沼 澤 恵 一	1. ボイ捨て等をなくした美しい新庄のまちづくりについて 2. 本市における情報公開関連について 3. 2 年続いた豪雪を省みて、本市の雪対策について	市 長 関 係 課 長
3	金 利 寛	1. 高齢化社会への対応について 2. 市財政再建計画について	市 長 関 係 課 長
4	今 田 雄 三	1. 財政確保について 2. 県立新庄病院の存続について 3. 食料・農業・農村基本計画について	市 長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。欠席通告者は、渡部平八君の1名です。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。本日の質問者は4名であります。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、小嶋富弥君。

（9番小嶋富弥議員登壇）（拍手）

9 番（小嶋富弥議員） おはようございます。12月定例議会一般質問2日目の1番目に発言をいたします新政倶楽部の小嶋富弥であります。ひとつよろしく願い申し上げます。

私は、通告いたしました3点について順に従いましてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、来年度平成19年度の予算及び施政方針について質すものであります。今マスメディアでは、景気回復59カ月目、かつてのいざなぎ景気を超え、最長景気と報じておりますが、それは中央の一部の大企業、大手銀行などで、地方全体には波及はしていません。

小泉政権下で推し進められた市場重視の政策によって、地域経済の疲弊、中心商店街の空洞化、そして過疎化、地方財政の逼迫、都市と地方の格差拡大、地方は体力の消耗戦に陥りました。

小泉内閣にかわった安倍晋三内閣は、経済財政諮問会議で分権推進法案を速やかに成立させ、本格的な地方分権を進めるために新分権一括法を3年以内に提出したいと言明し、分権改革を内閣の最重点政策として取り組む方針を示しました。10月の末に政府は、地方分権改革推進法案の閣議決定を決めました。これを受け、18年の10月27日付で地方六団体の長は、連名で地方分権改革推進法案国会提出に当たって声明文を出しました。そして、衆議院、今月の8日に参議院を通過し、可決いたしました。改革を実現するには、国の財政再建を優先する財務省や補助金を手放したくない各省庁と税財源の充実を訴えてきた地方自治体との調整は容易でないとされています。今すぐ地方の体力回復には時間が要するのではないのでしょうか。

地方自立の三位一体の改革は、地方交付税の削減など国の財政削減優先で行われ、我々の地方自治体は得るものはなかったのです。このように厳しい状況下でも新年度は待たなしで迎えるわけです。今当市の2005年度普通会計バランスシートを見れば、資産から負債を引いた正味資産は199億8,200万円、前年度比マイナスの2.1%、資産合計は431億1,300万円、うち行政サービスのための道路、建物、土地の有形固定資産が376億8,600万円で総資産の87.4%となります。また、負債の合計は231億3,000万円、借金に当たる地方債は74.7%の172億7,800万円、地方債の翌年償還予定額は17億8,900万円、退職給与引当金は40億6,200万円。市民1人当たりに換算すると、昨年比資産は2.7%減の106万円、負債は3.9%のマイナスの56万円、正味資産は1.4%減の49万円、まさにすべてマイナスの減退傾向。

今年6月、財政再建団体の申請を表明し、財政破綻を期した夕張市、メロンは有名だが、それ以上に住民の生活の住みがたさや住みにくいまちとして連日報道されております。けさもスーパーモーニングで取り上げられておりました。絶対に夕張市のような破綻し、再建団体にはなってはなりません。

しかし、本年度から総務省が取り入れた地方自治体の財政状況指数を示す実質公債費比率、過去3年間の平均値が新庄市は29.9%と県内一、全国6番目の悪い財政状況が報道されました。この指数の18%を超えると、市町村は起債する際に県に許可をとらなければならないし、25%を超えると単独事業に対する借金が制限され、起債する場合事業の必要性などを県に説明しなければできないし、35%を超えてしまうと、国や県による補助金事業も制限されることになるのです。

県は、10月の27日、県内当市を含む17の市町村に原則7年の負担適正化計画案を提出させ、地方債の発行を許可し、認めたと報道されました。これは、7年で比率を25%まで下げると手形を切ったわけではありますが、上に気を使うことのない自治体の独自色のできる18%以下に目標を定めるべきと思います。

市長の政治信条は、「いい人、いい街、いい暮らし」であるわけです。これを進めるためにも予算の裏付けは不可欠です。また、これから公共サービスも何が必要で何が必要でないか市民に判断してもらうことも大事だと思います。そのためには、財政をわかりやすく説明し、透明性を高めなければなりません。それらを含め、19年度はどのような規模の予算措置を図られますか、お聞きいたします。

そして、市長は昨年11月に5期目の当選をなされ、そのとき市民に向けた選挙公報に選挙公約、マニフェストとして、協働、改革でたくましいふるさとを標榜し、どのような時代環境の変化にもしなやかに対応できるたくましいふるさとづくり

に全力を注ぎ取り組みますと表明いたしました。実現するためには8つの柱を挙げましたが、これらを現実のものにするために、それらをどのように19年度の施政方針にリンクなされるのでしょうか、お聞きするものであります。

次に、2つ目の発言事項、長期契約制度についての質問であります。これらについては、本年9月の定例議会においてお聞きいたしました。条例改正でこの4月より施行のできた長期契約制度が生かされてはいないのではないですかと聞いたわけであります。電子計算機、複写機、その他の商習慣上複数年契約を締結することができる物品の賃貸借及び保守点検に関する契約、そして施設の警備業及び一般廃棄物の収集運搬業務委託に関する契約について内容を聞いたわけであります。

答弁は、本庁舎の設置してある複写機3台、金額は20万円の減額、今年度小学校の給食で使用する食器類、これを5年契約で借り、契約期間中の破損等に伴う補充も含め、好条件で契約できたのではないかとのお答えをいただきました。また、来年度以降は、外部施設での事務機械の借り上げを含め、適用の拡大を図り、その他施設の警備の業務委託についても委託条件の設定を検討し、この制度の長期契約にいきたいと考えている旨市長はお答えをなされました。

その再質問で私は、学校給食の食器についての借り上げについては評価いただきましたが、しかし余りにもこの制度を理解していなく、執行率が低いのではないかとお尋ねしました。

政策経営課長は、何せ初年度なので、来年度から庁舎内を含め、施設、学校等もあるので、手早く対応するとの返答をもらいました。この制度の拡大を目指す山形市では、既に10月の31日には業者向けの説明会を開き、市競争入札参加資格者名簿に登録する200人が出席。市の行政管理課職員が制度の概要、2007年度からの追加する業務内容等の説明を終えたとしております。

そこで、先の市の議会で私の質問答弁でありま

した手早く対応するとしたこの長期契約制度の取り組みの進捗状況についてお聞かせ願います。

質問3番目の新庄まつり国指定の重要無形文化財指定に向けた取り組みについていかが図られていますか、それからこれからの状況と今後の見通しはどのようなかということをお尋ねいたします。

この通告事項に関しては、再度3回目の質問となります。平成16年の9月定例議会において、平成17年に新庄まつり250年祭を迎えるので、これらを機に、市民の誇れる文化であり、心のよりどころでもあるこのお祭り行事をぜひ国、文科省に国の重要無形民族文化財指定に働きをかけ、指定を受けるべきではないかとお尋ねをいたしました。

答えといたしましては、国の文化財指定を目指す方向は、新庄まつり百年の大計でも示しています。実現を目指すには、これまでの伝統を明らかにしていくことや伝承、民族的な観点、保存会的な存在、教育委員会の関わりなどを総合的に考える必要がある。250年祭を機に文化財指定の条件等を把握し、現状認識と関係機関とともに進めていきたいと考えているとの答弁でございました。

祭り関係者ばかりでなく、市民は新庄まつりが250年祭を迎え、全国メジャー祭りにデビューできるのかなと大いに期待いたしましたが、17年の夏の250年祭の祭りが終わっても進展が感じられなかったので、今年の3月の定例議会にて再度進捗状況をお尋ねしました。

答弁としては、7名の調査員から成る新庄まつりの民俗調査会を昨年6月に立ち上げ、文書や資料を検討、解説するとともに、各分野への聞き取り調査も本格化して、山車の変遷や天満宮祭礼に関わる記述の掘り起こしを進め、早期に新庄まつりが国指定となるよう国、県の指導を得ながら積極的に努力していくと答えられました。

しかし、もっと積極的に、しかもスピーディーな展開をし、いろんな団体とタイアップして進めていかなければ、いつまでたっても結果は得られないのではないのでしょうか、いかがでしょう。

そこで、もう一度3月質問以降の経過と今後の見通しはどのようなかをお尋ねいたします。

以上で通告いたしました質問の壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 小嶋議員には3点にわたって御質問いただいたわけでありましたが、第1点目の財政問題につきましては、今議会においても数多くの議員の方々から御質問いただいております。きのうもそのことについていろいろお話を申し上げたところでございますが、議員の皆さん方は今までの新庄市の財政再建計画、これに基づいてちょうど3年目を迎えるわけでありましたが、この進捗状況と、やはり今後の見通しについていろいろ御心配やら、また今後の取り組み方についてのお話ございました。小嶋議員の御質問もそういう観点から、来年の予算編成、そしてまた施政方針にどう反映していくかというふうなのが中心のようであります。

景気も回復基調にあるというふうなことがいろいろマスコミでも報道されておりますが、なかなか我々地方にとってはそれが実感としてわかないというのが本音、現状ではないかというふうに思います。やはり今回の景気、いざなぎ景気よりもっと長い期間今回回復に向かっているというふうなことでありますが、やはりこの今回の景気については、やはり格差型景気と言ってよろしいのでしょうか、地域あるいは業種によっても違うというふうな、そういうふうな景気、それがやはり我々地方都市にとって実感としてわかないのが1つではないかというふうに思います。

やはり地域の格差、今首都圏を中心としてもう地価も上昇機運にある、しかし新庄とか我々の住んでいるところでは地価はどちらかというところ今年もまだマイナスというふうなところ、そこにもやはり

大きな格差があるというふうなこと。また、業種によっても、大企業は確かに上昇気流に乗っているんですが、中企業あるいは小企業、そしてまた個人商業についてはなかなかそういうふうなところまではいっていないというふうなのが現状ではないかというふうに思います。

そういう中で、しからば市の財政の立て直しといたしますが、今再建計画やっておりますので、これを何とか実行して、全うして、そして一日も早い明るい見通しをつけるというのがもとでございますが、やはりこの再建計画の一番のもとになりますのは、前提になりますのは、「入るを量って出ずるを制す」、これは経済の大原則でありますけれども、その中でやはり行政としてなすべきこと、これについてはやはり市民の方々に対して行政サービス、公共サービス、これの著しい低下、今確かに痛みを伴っているし、やはり我慢していただいているところもあるわけではありますが、それを可能な限り抑えていくと、やはり維持していくというふうなのが大前提にあるわけであります。

そういうことから、これから予算編成にかかるわけでありまして、また施政方針もつくっていくわけでありまして、こういうふうな厳しい財政状況の中にあっても、後期5カ年計画の6つの基本目標、また18の政策、61項目の施策体系の中で、流雪溝の整備とかあるいは子育て支援とか、そういうふうなことを取り入れた11の重点施策もございます。それらを中心として、これを選択と集中を図りながら今後も施策を実行していくという、これも予算あるいは施政方針にも反映させていくというふうなことで今取り組んでいるところでありますので、ひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

それから、いろんな数値挙げられました。確かにマイナス、三角印の数値が、それをどう改善していくかというふうなことになるわけですが、今申し上げたようなことを中心としてやりながら財政の指標の改善を目指していくというふう

なこと、その中に、ちょっとお話ありましたように、当然なことながら不適切な財務処理、これについては絶対あってならないというふうなことでございますので、健全な財政、透明化、この新庄市の財政状況については、3年前に財政再建計画を立てたんですが、そのときに公報等を通じて市民の皆さん方にもすべて財政状況をお知らせしながら、その中でどうやって立て直していくかということをお示ししているつもりであります。今後、やはり透明化というのは、これは当然図っていかねばいけないし、それを前提としてこれからもやっていく所存でございますので、ぜひ今後御理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、バランスシート、行政コストの計算書及び財政再建計画、これは22年度までの見通しを先日お示し申し上げましたが、これもホームページにも掲載いたしました。また、公債費の負担適正化計画については、来年2月の県へ正式な提出をしますけれども、それ以後にホームページの方に掲載を考えております。

それから2点目、長期契約制度のこともございました。これについては、先の議会にも御質問いただいたところでありますが、本市においても条例を制定いたしまして、取り組みの初年度の契約状況、これを申し上げるとともに、今後の取り組みの方向についてお話を申し上げたところであります。

今年度に入りまして、県内の各市町村においても具体的な取り組みがなされているようですが、特にお話の中にありました県あるいは山形市など大規模自治体での取り組みの状況、効果については、これは新聞報道でも大きく取り上げられているところであります。本市も今年度何件かの事務機器の借り上げ契約、これを長期継続契約に切りかえて、経費節減とともに、事務簡素化に取り組んでいるところでございます。

例に挙げられましたが、小学校の給食で使用す

る食器類、これを新規に借り上げる契約については、比較的低い契約額に抑えることができたこと、そしてまた食器の破損に伴う補充補償など好条件での契約ができたものというふうに評価をいただいたところであります。今までは、破損のひどいものは随時点検の上別途購入をして補充していたところでありますけども、新しい契約では破損補償がございまして、こうした心配は解消されたというふうなことになります。

来年度以降の取り組みというふうなことでございますが、これまで機会をとらえて事務機器をはじめとする取り扱いの対象業者には長期の継続契約に移行したい旨伝達をして、そして理解を求めてまいったところでございます。業者側もやはり一定期間契約が保障されることとやはり事務手続、これが軽減されますので、一定の理解を得られているというふうに判断をしております。本年度は、事務機器の借り上げを主に取り組みを進めておりましたが、来年度は幾つかの業務委託を含めて長期継続契約に移行したいというふうに考えております。経費節減、そしてまた事務の軽減の両面で期待ができるというふうなことでございますので、この制度の有効活用を図りながら、これはやはり健全財政運営にも資することが多いというふうに思いますので、取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、新庄まつりの国指定の重要無形民俗文化財、この取り組み状況についてであります。この国の重文の指定については、お話ありましたけども、祭り百年の大計の中にも将来これを目指していくというふうなことをうたっておりますし、ぜひそれは我々の悲願とするところであります。特に具体化してまいりましたのは、16年のお祭りに文化庁の調査官がおいでいただいて、いろいろ現地調査をしていただいたというふうなことでございます。県指定を経ないで即国指定でいこうというふうな、またそれも可能だというふうなお話もいただきましたので、それから国指定を目指し

て我々動いたところであります。

ただ、歴史的なこの変遷あるいは今の祭りの姿で不明な点が多いというふうなこと、また市民祭り化が進んで、伝統が若干希薄になっているというふうなことなど、そういうふうなことも指摘をされまして、そういうふうなハードルをどう越えていくかというふうなあるいは保存会の設置とかいろいろ指摘を受けました。そういう意味から、昨年の6月、新庄まつりの百年の大計に基づきまして、この無形文化財指定を目指すというふうな前提の中で新庄まつりの民俗調査会、これを発足させたところであります。当初7名でありますが、18年度、今年度は1名増やさせていただいて現在8名でやっております。月1回の例会を軸に資料収集あるいは資料の解説、聞き取り調査などを行っておりますし、この収集資料についてももう200点以上に上るというふうなことで、積極的に調査会も活動していただいているというふうに思っております。

その調査の成果といいますか、これも随時文化庁に送りまして、不明な点の幾つか、これも解決しているというふうなところでございます。文化庁の調査官の方でも今年度も現地に入りたいというふうなお話も伺ったところでありますが、都合で来れなかった。来年については、ぜひ現地の方にも入りたいというふうなお話も伺っておりますので、ぜひぜひこれには来ていただいて、またいろんな点での指摘あるいはアドバイスを頂戴しながら、これからの指定に向けて頑張っていきたいなというふうに考えているところであります。

今年は、特に3月11日でございましたが、調査活動、調査会の活動の成果を発表するために、新庄まつりの歴史と民俗調査会、これを開催して、約50名の市民の皆さん方が参加していただいております。その報告会の内容あるいは調査会のいろんなこの進展があったわけでありまして、これも文化庁の調査官の方に報告いたして、一定の評価をいただいておりますので、何とか今後進めて

いけるのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、これは我々もちろんですが、いろんな数多くの団体の皆さん方とも連携をとりながら、またいろんな点で応援をいただきながら、やはり市として数多くの市民の方々にもこれについては参加をしていただいて、やはり働きかけをしていくというふうなことが一番重要なことではないかな。それと、またいろんなハードル申し上げましたが、それをやはり一つ一つクリアしていったって、そして文化庁の理解を得るというふうな努力もしていかなければいけないというふうに思いますので、なお一層頑張っていく所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

きのうからも一般質問での財政議論が多く出ました。360億円を20年で返済する財政破綻した夕張市のようになっては絶対いけないと市民は思っていますし、残念ながら今月の12月7日号の文春の中にこういうような残念ながら記事もございます。やはりこういったことを考えて、市民のやはりそういった安心、安全で住めるようなまちの財政状況をやはりきちっとしていくことが一番大事ではないかなと思うわけであります。

市の予算は、平成11年をピークにだんだん、だんだん減少しております。少子化が進み、辛うじてやはり人口も4万をキープというような現状の中で、車で言えば財政再建というブレーキを踏みながら、また行政としての公共ニーズというアクセルを踏んでいかなければならないというような非常に大変な車で言えばそういうような状況ではないかなと思っております。

予算執行につきまして、残念ながら予算の規模がどのぐらいの予算執行するかというような具体的な数字が出なかったんですけども、この辺が大

体どのぐらいの規模でいくかというようなことをまずお聞きしたいと思います。

それで、19年度になれば、今まで一番私は思うのは、循環型農業のバイオ関係でございまして、肥料の堆肥化が19年秋から本格稼働するというようなことで、各地域で説明会も行っていますし、その辺の取り組みもやはりいかがかなというようにもお聞きしたいわけであります。

そして、エタノールの製造、実証プラントを進める調査をするというような前回の質問の中でもありましたけども、E3の提供のモニター制度も取りやめたというようなことも聞いていますし、この辺の方向付けはどうなのかなというようにもお聞きしたいと思います。

あと産業振興の中で、これは働く場所、雇用の創出が非常に大事なわけですけども、その辺の取り組みはどうなさるのかなというようにもお聞きしたいと思います。

また、これからいよいよ冬も迎えるわけで、除排雪の問題が出ます。予算的には、いつも補正で最終的には当初予算と合わせて3億ぐらいの予算計上するわけですけども、このぐらい毎年かかるわけですので、どうして当初予算でそういったものを計上できないのかなと、そういった方向付けはできないのかなという観点を常々思っていますので、その辺に向けて、19年度の施政方針の中にはどのようにそういった観点を取り入れてくださるのかなと思っていますので、お聞きしたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま小嶋議員の方からは来年度の予算の編成、また施政方針というような形の中でどう考えているのかというふうなことでございます。

今原課の方から予算要求が今されたばかりでございまして、今現在では担当者レベルとの内容を聞き取りをしているというふうな状況でございま

す。おおよそ今月の末には大方の形はできるものの、まだまだ歳入に見合った歳出というふうなもの、その辺あたりを十二分に検証していかないとやはり非常に厳しいものがあると。要は、歳出を軸にして歳入を当てにするというふうなことは非常に危険なところでありますので、歳入に見合った歳出を考えるというふうなことが大前提であります。

また、先ほど市長からも申し上げたところでございますが、やはり今具体的に小嶋議員言われましたさまざまな事業にあって、その辺あたりは選択と集中というふうなものを徹底した形の中で各課との協議をしていかなければならないというふうに思っております。よって、それらの事業については、今後どういうふうにして、どのような形の中でどう進めていくかというふうなことはまだまだこれからでございまして、予算規模というふうなところも残念ながらまだ見えていないというふうな状況であります。かなりの厳しい状況というふうなことでございますが、行政サービスの堅持というふうなものも含めながら19年度予算に取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

また、除雪費にあって、当初予算で要は満額というんでしょうか、当初から必要経費を計上したらというふうなことでございますが、やはり年度年度の交付税とかさまざまな入ってくるそのものがなかなか当初では見えないところがございます。おおよそ7月、8月、9月あたりで今年度の交付額が決定するというふうなことでございまして、当初からやはり歳入を当てにして計上していくというふうなところがやはり先ほど申し上げましたようにちょっと厳しいところがございますので、そういうふうな状況の中で補正というふうなことで対応しているというふうな形でございます。

ひとつよろしく御理解いただきたいと、そういうふうに思います。

9 番 (小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番 (小嶋富弥議員) 入りを量りて出ずるを制するということから、やはり収入を量らなければ組めないというようなごく一般的な考えだと思います。その中で選択と集中をして事業事業をやるというような答えでした。まだわからないと。大体どのぐらいあたりまでわかるか、もし詰め、3月議会までは恐らく提出なさるんでしょうけども……。

それでもう一点、エタノール、堆肥、これはもう19年度の秋からやるということはもう市民の皆さんに説明やって、皆重々やっているわけです。だから、この事業規模、このぐらいいはやはりわかるんでないんですか、どのぐらいいをつくってやるというのは、中部牧場の跡地。あそこ私も行く機会あってあそこ行ったんですけども、今の堆肥工場を取り払って新たに上屋を建ててやるというような土地もこの辺だなというようなことをお聞きしたもんですから、その辺これはやっぱり計画があってやっぱり進めているわけですので、予算を当然計上するわけですので、どのぐらいいの……今の新庄市の大変厳しい中で恐らく市債を起こしてするんでしょうけども、その辺もし予定があったら教えていただきたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 具体的な事業の名称をもって御質問をいただいたところでございます。

18年度から実施設計を組みまして、今継続の事業というふうなところになっております。正直言って非常に額も大きく、また管理費等々も伴います。まさにいかほどまで、例えばこれが事業を実施というふうなことになった場合にいかほどまでに例えばこの事業を圧縮できるか、また可能性として未来永劫この事業を継続していくという考えというふうなものが市民そのものにも伝わるのかとかいろんな面での研究課題がまだ残ってございます。そういうことからして、まさにこういう

大きな事業というふうなものは、きちんとした方針のもとに事を進めるべきというふうに考えております。この事業を採択するか否かというふうなところは、まだまだこれからの時間を必要とされますので、それらについてのコメントは控えさせていただきますというふうに思いますので、御理解いただきたい。そのように思います。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） 採択がまだ決まらなくて今おっしゃいますけども、市民はやるんだと、だから協力するんだというようなこと認識立っているんですね。やっぱりこれ採択じゃなくて、これやるような方向付けの予算の裏付けがこうだというものをやはり示すことできないんでしょうかね。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 事業の採択といいますか、その19年度の当初予算においてその事業費を計上するか否かというふうなことでございます。

環境課にあっては、ただいま申されましたように、市内全域にわたってかなりの数をもって周知をしていくと、事業の内容説明していると。そして、農林サイドの方では、今現在その規模というふうなものを今年度予算の中である今現在検討しているというふうなところであります。

市長が申しております環境先進都市というふうなこともございますから、その辺あたりは重々に我々としても検討をしつつ、そのような内容をさらに検討して、いかなる対応をするかというふうなことそのものは本当にこれからであるというふうにひとつ御理解いただきたい。そのように思います。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） 先ほど市長も言いましたけども、やっぱり情報の透明化というふうなことにに関して、わかりやすくやはり市民に説明すると

いうようなことがこれからの大事な行政の任務だと思うんですので、やはり皆さんにわかりやすく、市民各位にもわかりやすく事業内容等も教えてもらうようなひとつ措置をしていただきたいなと思います。

次、長期契約制度について、これは非常にいいからというふうなことで、私の前回の答弁にも早くやるというふうなことでお聞きしました。

そこで、当市の入札参加、そういったものに指名業者はどのぐらいになるかなと、何名ですかと、対象業務物件はどのぐらいで、もしそういうものを取り入れたらどのぐらいの節減になるかなというふうなことを試算でわかればひとつ教えてください。

山形市の場合、今年やった場合に、財政規模が違いますから一概に言えませんが、山形市では6年度から本格導入し、清掃業務やパソコンリースなど計209件で制度を活用、約3,500万円の経費の節減につながったというふうなことがあります。やはりこの制度を利用すれば節減になるわけですので、そういった積極的にやはりやってくださいというのが私の考えですので、新庄市では言ったような対象業者は何件か、どのぐらいの節減が見込まれるかぐらいの試算はできると思うんですので、教えていただきたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 現在このような賃貸借の契約をやっている、例えば電子複写機、また簡易印刷機、また業務委託契約等々があるわけなんです。賃貸借の件数は現在59件であります。業務委託に関しましては、機械警備業務とか、それから電気工作物の保安業務等々がございまして、これで73件。合わせますと100件を超えるというふうなことであります。これらの18年度の契約額は3,000万を若干超えているような状況の中でございます。

これから数多くあるわけなんです、例えば清

掃業務とかアビエス、コンピュータ、電話、さらに電算機等自動ドアからエレベーターというふうなことを含めますとかなりの業務数になっております。

しかしながら、これらの耐用年数等々もございまして、一概にすぐさまというふうなことにはありませんが、機種の選定とか条件設定というふうなことの中で、これは今後の検討といいますか、3月までの検討というふうにさせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げました3,000万ぐらいのお金が今かかっているわけなんです、契約をやって、さらに要するに減額の見込みというふうなことになるわけなんです、数字的に3%になるのかあるいは5%減になるのかというふうなところでの単位が変わってくるのではないかとこのように思います。

しかしながら、いずれにいたしましても今現在業者の方にこういうふうなことを、例えば何々の業務についてやっていきたいと、それについてはどうかというふうなことは個別に今現在当たっているというふうな状況であります。そういうふうなことからして、業者そのものもかなり理解を深めていただいておりますので、3月までにはどうしても決裁をもらって、4月1日からの要するに執行というふうな形になりますので、3月いっぱいまでは何とか、これらの数すべてというふうにはまいりませんが、頑張っってそれらの対応をしていきたいというふうに思っておりますので、何とか頑張っって100万ぐらいは減額していきたいなというふうなことを今現在考えているところでございます。

以上であります。

9 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

9 番（小嶋富弥議員） 昨年は20万の減額だったと、来年度は100万の減額だと。そういった努力して頑張っただけであれば、それだけやっぱり節減

になるわけですので、やはりぜひそういったことも気を配りながら行政を進めていってもらいたいなとお願いいたします。

次、新庄まつりの文化財指定の件につきましてです。百年の大計にうたわれていますけども、百年の大計はこれは確か第1期は平成5年度に着目しました。それ以来ずっとこの新庄まつりの文化財に対しては取り組みはなされなかったわけです。私が平成16年に新庄まつりを機にしてやったというようなことから活発な動きを出していただきました。

先ほど市長も言いましたけれども、平成16年に文化財の菊地さんという調査官が参っています。私も会う機会があつてお会いしました。この方は、山の神の勸進というふうなことで文化財のこの方も調べておる方で、この山の神の勸進は文化財に値するというような指定を確か受けたと思いますね。それで、この方も新庄まつり見えていますので、大変理解ある方であり、出身が福島県だそうですけども。

それはそれでいいんですけども、先般私が秩父市の教育委員会生涯学習課の文化財の方が入っています、これ文科省の指導によって重要無形文化財指定を受けたお祭りの組織が連合会、保護団体の組織がある方で、その方から市の方に恐らくお話があつて、新庄まつりも値するお祭りだからぜひその保護団体に入ったらいかがですかと。正式には全国山・鉾・屋台保存連合会というふうな会があつて、これは有名な京都の祇園祭りから高山からそうそうたる博多祇園からあります。その方から話を聞いてみますと、この菊地さんあたりから新庄まつりがいい祭りだから文化財に値するから行っってしてこいというふうなことだったんですよ。恐らく教育委員会の方もお会いになっているはずですけども、やっぱりそういったことで取り組みが少しスピードが遅いと私は指摘したいんですけども、その辺はいかがですか、取り組みについて、そういった。もう今チャンスなんですよ。

もう向こうの方から新庄まつりが値するからそういう組織に入って、そして上部団体の指定を受けると。口では言わないですけど、私はそういうニュアンスで受け取ったんですけども、それに関して教育委員会の方はお会いした感触はいかがだったでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

清水清秋議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 今お話ありました全国山・鉾・屋台保存連合会専務理事の高橋さんという方が11月の6日の日に確かに委員会の方においでになりまして、私もお会いいたしました。

何かこの団体は、昭和54年に設立されまして、現在そういう国の重要無形有形文化財の保存会ですか、これが28団体加入されておるそうです。新庄まつり、言われたとおり国に向けて進めているわけでございます。勧誘の一番お話の中で大きかったのがその準会員にまずなっただけませんかというふうな話でした。準会員そのものという、いわゆる入るには、県のまず指定が最低必要です。それから、保存会を必ず立ち上げてくださいというふうな条件で、新庄まつりは今この2つ、まだ県の指定を当然受けていませんで、保存会そのものの設立も現在は至ってはおりません。もう直で、いわゆる市の文化財から国の文化財に向けて今いっているというふうなことで、特に菊地さん中心にしていろんな御指導を得ながら今進めておるところでございます。

実は、昨日ですけれども、うちの方の文化財の担当職員と民俗調査委員会の委員の1名、合計2名、菊地さんと面会しております。それで、いろんなやっぱりこれからの指導、助言を受けております。そういう関係で、少し今まではさまざまな資料をただ提出しておったんですけども、これからは歴史的な変遷をひとつ体系化した成果品として出したらどうだというふうな指示もいただいておりますので、まずは従来向かっておりますとおり、まず国指定に向けて進めていきたいと。それ

からでも、ある程度めどが立ってからでも保存会の立ち上げは遅くないというふうに伺っておりますので、最初の今やっているとおりもうちょっと成果品関係を進めまして対応してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

沼澤恵一議員の質問

清水清秋議長 次に、沼澤恵一君。

(14番沼澤恵一議員登壇) (拍手)

14番(沼澤恵一議員) おはようございます。一般質問2日目、2番手、政友会の沼澤恵一です。よろしくお願いいたします。

今回は、法令や条例に絡みまして少々面倒くさい質問も一部いたしております。私自身素人ですので、ひとつわかりやすい御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い3点質問進めさせていただきます。

まず1番目として、ポイ捨て等をなくした美しい新庄のまちづくりについてお伺いいたします。環境対策は、世界的にも課題が多く、我が国においても幅広く、さらに奥深いものと感じております。環境美化は、地域住民の願いの1つです。私たちは、日々あらゆる場面で多く目にいたしますのは、新庄市環境シンボルマークかと思えます。イメージモチーフは、水、森、人、雪を対象に平

成12年1月に策定いたしました。緩やかで温かさを感じさせる新庄市にはぴったりのモチーフだと日頃感じております。平成11年6月、「環境にやさしい新庄」としての願いから新庄市環境保全都市宣言をいたしております。新庄市が未来にわたり持続的に発展していくために、環境を積極的に保全し、創造していく、このように強くうたっております。

今年3月に策定された第2次新庄市環境基本計画は、市民生活の現状や公害に関する課題等を分析し、空き缶などの散乱や不法投棄を防止するため、連絡協議会などと連携して対策するとした施策計画9メニューの1つにありました。また、時同じくして、新庄市ごみ処理基本計画を発表いたしております。ポイ捨て等のごみ拾い活動は増加しているが、地域住民と行政の連絡体制や監視体制の強化を図り、不法投棄などを防止する、このように明記しております。

さて、私たち新庄市の現状はどうでしょうか。今年の市報7月号に「スーパー店頭回収が悲鳴」との大きな見出しでした。店頭の回収ボックスに生ごみ、茶わん、長靴や使った紙おむつまで入っていたとのこと。さらに、公道と思われる場所に自転車何台も混ざった産廃らしいものがどっさり、不法投棄写真を織り込み、犯罪行為として掲載されました。私自身市報とは別のスーパーで大きなレジ袋いっぱいに入ったものをリサイクル回収ボックスの中で見付けました。こんなことをするのは新庄市民でないことを願いつつ、店員さんに状況を伝えました。後で聞いた話では、中は缶、瓶、生ごみやカミソリまで入っていたそうです。私の地元の川の会では、升形川清掃として、草刈りやごみ拾いを年十数回実施しております。毎回何でこんなに多く拾い集まるのか不思議に感じております。

次に、最も危険と思われる一例を申し上げます。間もなく降雪の時期です。雪が積もれば除雪も始まります。雪に混じった捨て瓶がロータリーで割

られたまま積み上げられまたは遠方に飛ばされます。春先雪解けとともに割れ瓶が姿を出します。氷か割れ瓶かの見分けが付きません。春の陽気に誘われ、子供たちは除雪で積み上がった割れ瓶混じりの雪の上を滑り台がわりに元気に遊び回ります。とがった割れ瓶でけがでもなればと祈るような気持ちになります。空き地や農地はかなり奥まで飛ばされます。私たちの家庭用除雪機も同じです。一たん機械に入って飛ばしたものの回収は、雪が消えるまで不可能です。このような瓶のポイ捨ては、危険につながり、我慢のできない行為です。車窓からのポイ捨てやまとめたポイ置きは、美観の問題だけではありません。不快、迷惑、危険を私たちのまちから一日も早くなくしなくては いけません。

ただいま私が日頃感じております一部を紹介いたしました。このことについて、市として私たちのまちをどのように把握しているのか、またごみ処理基本計画の中にもあります課題とは具体的に何なのか、お聞きいたします。

次に、モラルの問題として軽視せず、きちんとした対策が必要です。環境都市宣言にあります「環境にやさしいまち新庄」として、内外に誇れる美しいまちづくりの施策についてお伺いいたします。

次に2番目として、本市における情報公開関連についてお伺いいたします。議会本会議も同じと考えられますが、今回は常任委員会に絞っての質問といたしました。議会から付託された常任委員会での議案等細部審査の過程において、各委員が十分な内容を理解するためかなりの情報を必要とする場合があります。それは、議案に関連した限定的なものでなくてはなりません。私の所属する文教厚生常任委員会の範囲から一部述べさせていただきます。

指定管理者制度の導入に伴い、スポーツ施設3カ所、火葬場、児童館2カ所、わくわく新庄の計7施設が管理者を決定し、移行をしました。この過程において感じたことです。今回議案とされて

います本合海児童館は、萩野、升形同様地元組織での管理運営が望ましく、納得のいくところです。

さて、近々と言われております文化会館の指定管理者の指定については、児童館と異なるものと考えました。前回9月議会で承認したわくわく新庄の場合と同じプロセスを想定したとき、公募型提案方式による個人以外の団体を対象に審査委員会が審査決定されます。この際、入札や見積もりなどの応募者間の競争原理が反映しにくく、提出書類や面接内容が審査委員会の判断基準となるようです。今後において、審査委員会の審査内容も知りたいところですが、少なくとも応募者の提出書類は常任委員会での審査上知り得たい情報の1つと考えます。具体的な一例を申し上げましたが、ここで言います情報とは、明らかに一般公開できない内容を意味しております。もっと広い範囲からお聞きいたしたいところではありますが、複雑になりそうですので、今回は指定管理者制度を例題にしての質問をもって整理したいと思います。

したがって、先に申し上げましたように、常任委員会議案審査は公平、公正な立場で各委員が臨むに当たり、これら審査過程で必要とする情報について執行部側が提供できる関係説明と資料の範囲について市長の考えをお伺いいたします。

次に2つ目として、一般情報公開に関連します。前段で申し上げましたことと深く関係あります。指定管理者制度や民間委託をする公共施設は、市民との関わりが深く、関心も多いようです。こうした市民の中には、決定結果だけでなく、中身を知りたいとする人たちもおります。これらの方々に公開できる方法の1つとして、公募に限り応募者に提出関係書類を公開する旨の同意を得て申請時に受理すれば、しかるべき時期に応募者に関する情報として一般公開できるのではないかと考えました。本市の情報公開や保護条例の解釈からして、こうした考え方の見解についてと応募者間に不信感が残っては困ります。これから先ただいま申し上げました公募の仕方と公開のあり方につい

て市の考えをお聞きいたします。

次に3番目として、2年続いた豪雪を省みて、本市の雪対策についてお尋ねいたします。2年続きの大雪となりました。この冬はどうなるのか、市民の心配の1つです。今年の2月に向け日本海側を中心に記録的な豪雪に見舞われ、雪害による全国での死亡者が戦後2番目の152名に達したと報じました。国においても、豪雪地帯対策基本計画を変更して、5項目を新たに追加し、先月14日閣議決定されました。国交省ホームページで公開しております。中でも注目したいのは、豪雪地帯での過疎化や高齢化に対応した雪処理の担い手を地域外からも活用できるボランティアの拡大です。これまでは地域内での享受を前提としていましたが、外部からの受け皿機能として組織化を盛り込むとしております。本県を含む豪雪地帯指定地の雪害防止や産業、また生活面での条件改善を目的に、これらの追加変更です。本市において、国の流れを注視し、機を逃すことのないよう県との連携を密にしていきたいと思っております。こうした国の動きもある中、本市における雪対策について2点お尋ねいたします。

まず、その1つ目は水不足対策です。このことにつきましては、きのうの一般質問に対し市長から詳しく御答弁いただきました。また、この議会において、最上川からの補水対策補正予算として計上されておりますが、通告に従い質問を進めさせていただきます。

去年と今年2年続きの大雪で経験いたしております市街地における流雪溝の水不足です。厳寒期になりますと、市街地に流れ込む5つの河川が渇水に見舞われます。この解消のため、平成14、15の2年間増量試験通水を行い、その効果を確認しております。

しかしながら、本格通水に踏み切れない理由として、最上川からのくみ上げ電力コスト700万、管理費を含めると月1,000万もかかるので、財政負担が厳しい。水利権の問題もあるが、課題がはつき

りしたので、関係機関と協議し、本格通水を進める。このことについては、9月議会、市長の行政報告にもありましたが、2年続きの大雪からこの冬が心配です。この冬こそ多く水が来ると住民の期待が高まっております。こうしたことを踏まえ、本格通水に向けた具体的な進捗と今後の見通しについてお聞きいたします。

次に、関連し、新田川を水源とする受益地区は、金沢、末広町と広範囲に及びます。特に厳寒期になると極端に水が少なくなり、水温も他の水系より低く、零度から2度Cと言われております。この水を頼っている地区住民は、大雪に対する不安は大変なものです。こうした中で、最上川からの本格通水と重ね合わせた場合、その対策がよく見えてきません。どのように取り組もうとしているのか、あわせてお伺いいたします。

次に2つ目として、市街地における水の管理について、大雪になれば市街地で必ずと言えるほど投雪用水路に水が来ないことや水上がりなどいろいろなトラブルが発生します。たまたま水があっても、上流と下流域での水の分配や投雪ルールがきちんと約束されていないため、トラブルの原因となります。水の分配は、無駄なく、公平に、奪い合いのないシステムと地域事情に合った投雪ルールの取り決めが必要です。水の流れは、多くの地区にまたがります。町内会単位では調整とれないのが現実かと思われます。行政が音頭をとり、住民協働での組織体制で管理、分配、ルールの確立が必要かと思えます。トラブルの不満が住民感情まで発生しないよう調整のとれた全市型組織体制が望ましいと日頃感じております。昨年12月この壇上より申し上げました。迫り来る雪を目前に、日々の問題です。以上申し上げました体制を加速していただきたい願いから再度お聞きいたします。

次に、市内16地区あります消雪溝管理組合の活動の概要や雪に強いまちづくりを目指した研究と協議の内容などその考え方についてお知らせいただければ幸いです。

最後に、この冬は暖冬であり、大雪にならないければ願いつつ、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 沼澤議員からは、3点にわたって御質問をいただきました。

第1点目は、美しいまち新庄をつくるためというふうな観点からポイ捨てについて御指摘やら御意見を頂戴したところであります。美しいまち新庄、やはりごみのないまちづくり、これは我々の最も願っているところであります。

ただ、現状を分析していきますと、なかなか我々が理想とするものにはまだまだ遠いものがある。これは、沼澤議員も同じようにお考えのことだというふうに思います。いろいろな瓶のポイ捨て、また割れた後の処理等々についての具体的な例も挙げられながら御指摘をいただきました。

また、スーパーでもいろんな店頭回収について大変御協力をいただいておりますが、これについても非常にこれは一部の心ない人だというふうに思いたいんですが、やはり実際の分別収集に限らず、いろんなものがごみが混在しているというふうな現状もあります。これも明らかに不法投棄というふうに認識をいたしております。環境保全都市宣言しているわけでありましたが、環境にやさしいまち新庄、美しいまち新庄というふうな目標を掲げておりますけど、これに反するもんだというふうに思います。

今お話し申し上げましたスーパーの店頭回収、市内の大型小売店9店から協力をいただいているわけでありましたが、やはりせっかくそういうふうな大型店で協力をしていただいている中でそういうふうなごみが混在していると、やはり腰が引けるというふうな大型店の皆さん方々のお話も伺っておりますので、これについてはいろんなのぼりを立てたりステッカーを張ったりして注意を喚起

しているんですが、やはりまだ後を絶たないというふうな現状でございます。

そういうふうな情報が寄せられた場合には、市の環境課が直接確認するように努めて、その捨てた方が判明した場合にはこれを引き取ってもらっております。やはり不法投棄によっていろんな不快感とかあるいは迷惑感、そして危険というふうなことも御指摘あったわけですが、そういうことも想定されますので、何とかそれをできるだけなくすというふうなこと。ごみ処理基本計画を策定いたしました。この防止対策としてもこの辺のところを重視して、住民と行政の連絡体制あるいは監視体制の強化を課題としてとらえております。

また、県のごみゼロ山形推進プランの中でも不法投棄に対する具体的な取り組みとして、不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりの推進を掲げているところであります。市町村においては、これはもう県及び関係団体、またボランティアと連携した監視体制の構築をしながら進めておるところであります。

ただ、先ほど一部の心ない人というふうに申し上げたんですが、やはりこの新庄の市民の方々もこの環境美化、美しいまち新庄づくりにもやはり相当理解をして、実際行動されている方もたくさんいらっしゃるというふうに思います。

過日コスモスまつりやったところですが、その中の一環として、FM山形、民放ラジオ番組による不法投棄の一連のところを番組で取り上げてくれました。これのときにボランティアの皆さんのごみ拾いがありまして、事前に市内を見て回った番組の担当者の方々が口々に新庄のまちはごみがなくてきれいだというふうな評価もいただいております。また、前にもお話ししたかと思いますが、新庄まつり、あれだけの40万、50万というふうな人が集まった祭りのすぐ翌日、次の日、やはり市内を見たら、ごみがなくて大変きれいなまちだと。これは、我々の評価ではなくて、外部か

ら来た方々の評価でございました。そういうふうな面で、やはり市民の方々もこれに対して非常に積極的にボランティアをしていただくあるいは気を付けていただくという方もたくさんいらっしゃいますので、その辺のところもぜひ助長をもっと意識を高揚させて、これを市内全般に、できるだけ心ない人が少なく……なかなか絶無というのは今まで現実的に難しいんですが、そういうことがなくなるようにこれからもしていかなければいけないというふうに思います。

やはりいずれにしても、きれいなまち新庄をつくっていくということについては、これは沼澤議員と目指す方向は同じでございますので、いろんな手段、そして市民の方々との協力をいただいて、もっともっとモラルの向上、美意識の向上に努めていきたいと、このように思っております。

2点目でございますが、常任委員会の議案審査の際に関係説明資料の提供できる範囲というふうなことでございます。わかりやすいように今回は指定管理者制度の審査のときの公募から審査基準について、できるだけ情報公開して、そして審査に供することができないかというふうなお話でございました。

一般的に常任委員会においていろんな議案を審査していただくわけですが、その折に委員の皆さん方には十分な説明を行うとともに、情報公開あるいは個人情報の保護の趣旨にのっとり、かつ法令に反しない限りにおいて、開示できる情報、資料、これはもう積極的に提供すべきというふうに思います。

指定管理者の公募に際して、指定を受けようとする団体から、これは例えばのあれなんです、今回の指定管理者の公募に際しては、その指定を受けようとする団体から事業計画書、その他の書類を添付して申請してもらうことにしておりますが、添付書類などには、例えば申請団体の経営状況に関する書類とかそういうものを公開することによってその団体に不利益を与える可能性のある

事項なんかも含まれているというふうなことも考えられます。また、指定管理者の申請書類、これを公開すること及び公募の段階から指定に至るまでの過程につきましては、これは新庄市の情報公開条例及び新庄市個人情報保護条例の規定に基づいて、そして開示できる事項、開示できない事項、これを判断して提供するというふうなことになります。

しかし、やはりできるだけ透明性を高めていくというふうなこと、これ当然でありますので、この辺のところのこの規定の運用の仕方もあるというふうに思います。規定にあるからすぐ絶対だめだということではなくて、やはりその中でどうしたらできるかということをそういう視点からも、これはすべての規則、条例についてもやはり市民の利にかなうものであれば、やはりできる理由付け、これをやはり考えていくことも必要かなというふうに思います。

そういう意味から、今情報開示というふうなことは、これはもうどこの世界でもあれなんです、ただし個人情報の保護と、ここのところのどう調整していくか、どうバランスをとっていくかと、非常に一線を画するのが難しい面もございますが、可能な限りやはり透明性を高めて、また委員会の審査にも提供できるようにこれは努めていかなければならないのかなというふうにも考えております。

それから、雪の問題についてもお話ございました。これについては、昨日も同様の質問がございまして、お答えをしたところであります。今までの経過、そしてまた今後の見通し、進捗状況についてお答えをしたところでございますが、重複する部分もあるかと思いますが、お答えしていきたいというふうに思います。

最上川の取水につきましては、試験通水によってその有効性は検証させていただいたというふうなこと、そしてまた一日でも早い通水を目指してこれまで課題の整理を行ってきたというふうなこと

とでございます。大きく分けて3つの課題というふうなことで御説明申し上げました。1つは国交省の水利権、それから土地改良財産の多目的使用、そしてまた電力と、大きく分けるとこの3つの課題の整理が必要だというふうなことでございます。

水利権につきましては、来年からの通水を目指して国交省への本申請に向けて今大詰めの協議というふうなことでございます。また、多目的使用、土地改良財産の多目的使用については、協議は調ったというふうなことで、本申請書を提出したというふうなことでございます。また、電力の協議につきましては、これはこれに新庄市のみの特定事業者に対しての新たな電力制度の創設は難しいんですが、これについてもある程度の協議は調ったというふうなことで、これは今回の補正予算にも計上させていただくというふうなことで、3点の課題についても見通しがついたというふうなことでございます。

ぜひこれからも本格通水に向けて取り組んでいって、一日も早くやはり市民の皆さんの雪対策にこの水というのはやはり待望だというふうに思って今まで取り組んできましたので、利便性を高めていきたいなというふうに思います。

また、新田川の補水対策のこともいただきました。この第2次新庄市総合雪対策基本計画の中では、最上川の取水をこれを一たん駒場の合流工から新田川に放流した後、これをポンプ取水いたしまして、パイプラインで金沢堰の方へ直接補水をするというふうに計画をしております。これは、やはり優先順位を1番にして整備することにしております。

ただし、それまでに溢水対策とか増量対策を含めた既設の流雪溝整備施設の改善を計画しておりますので、少しやっぱり時間がかかる事業というふうになりますが、現在の水量の2倍程度の流量確保、これを目指しております。金沢地区の皆さん方もこれは待望久しいというふうに思いますが、可能な限りこれも早くやって、皆さん方の便に供

していきたいというふうに考えております。

また、2点目の質問で市民協働による組織体制の管理についての現状等々のお話がありました。これは、管理体制はやはり市民の皆さんと一緒になって組織体制をつくって、そして管理していくというふうなことがこれは御指摘のとおり大変大事なことだというふうに思います。施設の整備は、もちろんこれは行政で行いますが、運営面とか管理面については協働で行っていくというふうなのが望ましいというふうに思います。

国交省の直轄事業で最上川からの取水が可能になった大石田町もつい最近流雪溝の用水事業があったところでありますが、これも町民の協働の組織によって運営管理、これは完全に実施されているというふうに聞いております。米沢市なども住民組織の一員というふうなことで、ルールを遵守しながら流雪溝を利用する形態であるというふうにも聞いております。

本市も16ほどの流雪溝管理組合が組織されておりますが、運営管理の取り組みについては、これは地域間でやはり温度差があるというふうなことも否めない事実であります。中には非常に積極的に取り組んでおられるたのもし組織も存在しておりますし、また秋口のこの水路の清掃活動、これを皮切りにして、シーズン中には日常パトロールあるいは投雪ルールの徹底、水上がりの対応等まで行っていていただいております。今後もこの各流雪溝の管理組合との情報交換等を行いながら、話し合いの中から市民協働の姿、これをお互いに認識し合うというふうなことで、これが大事だというふうに思います。そういうふうな形で組織をつくっていければ有効に機能するのではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、やはり住民の方々だけにあれるというわけではありませんが、やはりお互いに協働してやっていかないと、毎年の…今年も暖冬というふうな話も聞いておりますが、これも過ぎてみなきゃわからない。去年、おとと

しあたりの雪のことを考えますと、大変住民の方々の負担も多いわけですが、これはやはり皆さんで、行政はもちろんです、助け合っていかなければいけない。新庄市としてのやはり人口の流出の1つの要因とも言われておりますので、そこら辺のところを今後も力を入れてやっていきたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

答弁漏れもあったかと思いますが、ひとまず終わらせていただきます。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) 最初にお聞きいたしましたポイ捨て関係についてですけども、新庄の私たちのまち、常にポイ捨て等で至るところにごみが散乱していると、こういうふうには理解しておりません。ただいま市長から答弁ありましたように、全般的にはきれいな方と、こういうふうに私自身も感じております。

しかしながら、道路の草むらとかあるいは河川敷での散乱といいますか、捨てられたものが結構多く見つかって、我々も一部回収したりしております。また、スーパーやコンビニ近くでは、どういわけかレジ袋とかトレーとかあるいは紙類、こういう軽いものがあちこちに飛散しているというふうな状況も皆さん結構目にしていると思います。こういうことに対して、市民団体とか学校の生徒の皆さんや、また衛生組合をはじめとして、さらに市職員もボランティアとして参加して、多くの人たちによる美化活動は承知しております。その努力は、やはり高く評価したいなと、こういうふうに思います。

しかしながら、依然としてこのポイ捨てや不法投棄というのは後を絶たないというのが現状だと思います。

少し話変わりますが、県内では2年前に長井市でポイ捨て防止条例ですか、このようなものが制定され、施行されております。隣の最上町では、

ちょっと前ですね、13年前ぐらいになりますか、
「日本一きれいなまちづくりを目指して」という
ことで、美化推進、美観の保護条例を制定してい
るようです。この条例については、いろいろな考
え方があろうかと思えますけども、今回このよう
な条例に対して通告もしていませんが、せっかく
ですんで、市長何かお考えがありましたら一言お
願いできればなと、こういうふうに思います。

よろしくをお願いします。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 ポイ捨ての条例の設定について何
か考えあるかというふうなことだというふうに思
います。

最上町でも何年か前にポイ捨て条例あります。
また、聞くとところによると、千代田区でしょうか、
東京都の千代田区もこれも積極的なポイ捨て条例
をつくって、これは罰則規定も設けて適用してい
るというふうなことも伺っております。

ただ、先ほども申し上げましたが、やはり基本
的には市民の皆さん方数多くの方々がそういうふ
うなものに対して非常に関心を持ってきれいなま
ちづくりをしていこうというふうなことでいらっ
しゃるわけでございますので、第一義的にはやは
り他の心ない人々のモラルを向上させるために、
やはり行動で示すことによっていろんなことが感
じてもらえることも1つある、あるいは広報等々
で常に……周知させるというふうなこと、そうい
うふうな取り組みをもっと充実させることが大事
ではないかなと。現在のところはそんなふうに考
えております。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) やはりそうなんです。条
例は、決して望むところでもありませんし、決し
てよいこととは私自身も思っておりません。

今御紹介ありました東京都のお話ですけれども、
簡単に結構ですんで、この先進地でいい事例のよ
うですんで、ちょっと御紹介いただければと思い

ます。

追加はありませんので、簡単にお願いいたしま
す。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 東京都千代田区の例なんです
が、平成11年、ポイ捨てや歩きたばこをなくするた
めに条例化がスタートをしたわけでございますけれ
ども、当初罰則を伴わない条例だったために、残
念ながら効果はほとんどなかったようでございま
す。それで、やむを得ず平成14年に罰則付きの条
例を設けて住民の要望に応じていくというふうに
したようでありますけれども、対応といたしまし
ては推進団体や警察、それから各道路管理者など
が合同で各地区を月2回程度パトロールするとい
う、行政のみが行動するのではなくて、区民、事
業者など地域の人々が一体になり、まちを挙げて
取り組んだとのこと。結果、18年9月まで約
2万8,000件の違反者に2,000円の過料を科したそ
うでございます。収入といたしましては5,800万程
度になるわけですが、ただ新庄市の状況と違
いまして、千代田区の人口は4万人程度なんです
が、中間人口は100万人とも言われております。違
反者の大半が住民以外という状況のようでござい
まして、先ほど議員さん申し上げました長井市、
最上町をはじめ、過料を定めかつ現場で徴収を行
っているというところは全国的にも例がなく、
多分千代田区は非常に全国的にもまれな過料によ
る効果を上げている区であるというふうにとらえ
てございます。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) ちょっと時間がなくな
りましたんで、雪対策について関連の質問とさせ
てください。

金沢堰の補水対策、今市長から答弁いただき
ました。これの着工とかあるいは完成めどという
を持っているんでしょうか、いかがでしょうか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 金沢堰の補水というふうな御質問でございますけれども、これにつきましては総合雪対策基本計画の中で短期、長期というふうな計画を立てております。その中での26年までの短期計画の中で整備していくというような計画のもとで今進めているところでございます。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) 要するに、26年完成と。要するに、補水通水ができるというふうな理解してよろしいのでしょうか。

それと、いつころからこれ工事を始めようとしているのか。ちょっともう一回お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 先ほど消流雪用水事業につきましては市長も答弁ございましたけれども、当面は増量対策等を進めておりまして、計画の中では23年度から事業を行いまして、26年度まで終わらすというふうな計画の中で今計画されているところでございます。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) 26年というのと、今年18ですから、差し引くとやや8年後のこの完成を目指すということですか。

8年といいますと、大体ここにいらっしゃる方はほとんどもう御退職をなさって、いらっしゃらない時期に当たるんじゃないでしょうかね。こんなに8年なんて夢みたいないことを言わないで、もっと早くとかできないですかね。

それと、この事業というのは新庄市単独なんですか、それとも国県絡み、その辺のことをわかれば教えてください。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 先ほども申し上げましたように、短期計画の中でより効果を早く上げるために、現在面的な整備されている地区を優先に増量対策等を行いまして事業を進めております。

この金沢堰につきましては、やはり地形的な問題もございまして、直接最上川から揚水しております国営の水路等から補水するというようなことが不可能でございます。先ほども市長も御答弁ございましたように、新田川に一たん放流した水をポンプ等で導水しまして補水する必要があると。これには相当のやっぱり事業費も必要でありますし、全体の試算の中では約4億ほどの事業費が必要というふうなこと、あと当然新田川から1キロほどの導水も必要になってまいります。そうした中での計画でございますので、現在事業的には消流雪用水事業等の県事業で対応していきたいというふうなことで計画しているところでございます。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) 確かさっき23年着工というふうにお聞きしたんですけども、まだ今年18年ですよね。県営事業でというふうなお話もあるんですけども、あとなぜ4年もたたないと着工すらできないのか、これも何か事情あるんでしょうか。できればもう来年あたりでもどんどん、どんどんとさせていただいた方が完成が当然早まりますよね。これがなぜ……4億と言えば大変な事業費ですけども、すぐに事業化にならない何か理由があるんでしょうか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 全体的には、先ほども申しましたように事業効果が先に生み出せる地区を優先に進めているところでございまして、新たに事業を起こす必要がある地区につきましては、やはり計画的に進めていく必要があるというふうなことから23年度から事業を進めていくというような計画で今進めております。

他の地区の面的な整備がまだされていない地区も同様でございまして、やはり22年度まではそういった増量対策並びに既存の面整備されている地区の中でまだ未整備の部分の整備を先に進めて効果を早く出すというふうなことからそういう年次計画の中で順次計画していくというふうなことで進めております。

14番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番(沼澤恵一議員) 何回も言っても恐らく今日はその程度でしょうから、ひとつこれやはり早くしないとみんな年とってくたびれてきて雪投げもできない状態になりますよ。何とかこの辺は県との早める協議をされて、一日も早くということをお願いしておきたいと思います。

もう時間ありませんが、一言だけ。この増量対策なんですけども、既存の水量からどのぐらいアップしようとしているこの計画なんでしょうか。それ1つで終わります。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 現在の短期計画の中では、充足率といいますかが20%でございまして、計画に対しての現況にある使える水といいますか、それが20%ございまして。それを短期計画の中で倍、41%に上げるというふうな計画の中で今進めているとございまして。

以上であります。

14番(沼澤恵一議員) 終わります。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

中川議員より午後から欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

金 利寛議員の質問

清水清秋議長 次に、金 利寛君。

(24番金 利寛議員登壇) (拍手)

24番(金 利寛議員) 平成18年12月定例議会2日目の午後一番で一般質問をさせていただきますが、
_____。

本年は、余りに多くの出来事があり、総括をしますと、いい年であったのでしょうか、余りよい年でなかったのでしょうか。当新庄市にとっても、市長をはじめ入退院、また新庄中学校の問題等があり、大変な年ではなかったかと思っております。せめて来年は希望の光が見える年でありますことを願いつつ、通告に従って質問をさせていただきます。

近年の超高齢化社会は、日本社会に大きな問題を投げかけています。好景気に沸いていればまだしも、ひたひたと徐々に悪くなってきている景気。日本では少しずつ好景気になってきているということではありますが、少しもその実感をするのことができない、むしろ下降線の一途としか思えない当市の実態ではないのかなと心配をしております。先行きの見えない不安、これ以上大変さに拍車がかかってしまったならどうしようという言いしれぬ悲壮感が漂ってしまう今日このごろなのではないかと思えてなりません。それは、老若男女すべてに影を落としています。老人世帯、年金受給だけで生活をされている方々にとっては、もっと切実な問題なのであります。

当市の人口構成は、65歳から80歳までの構成比が特に大きくて約8,400人、人口比では20%を超えています。65歳以上の人口構成比は、全体の28.6%で、約30%となり、3.3人に1人は65歳以上の老人であるという状態にあります。その中で、ひとり

暮らしの老人世帯は704世帯あり、老人夫婦世帯は735世帯に達しているのです。裏を返せば、若者の就労する場所がないため、本市への若者の定着率の悪さも影響しているのもありかもしれません。このことについてはいつかまた議論することになりますけれども、老人世帯の何と多いことか。本当に驚かされてしまいます。

こんなに多くの老人社会の中で問題となるのは、まず第1に健康の面です。若者と老人とでは約5倍の医療費の違いがあると言われておりますけれども、老人の抱える問題はいろいろありますけれども、特に健康面がかなり大きな比重を占めております。現に生活、福祉の中で生活保護世帯の方々の中で扶助費の構成比で50%以上は医療扶助、そして生活扶助は31%となっているのであります。

県では、「県民1人ひとりが健康で生き生きと暮らすことができる山形県」の実現を目指す目標を今後の医療提供体制の基本方向でも示されておりますが、当最上エリアに対する県の認識は、一般診療所等が少ないことが認識されているようであります。県立新庄病院に患者が集中し過ぎて大変さがあり過ぎることと今後の人口減少に伴って周辺町村では医療の経営が苦しくなり、医師確保が困難となってくるであろうことを予測されております。そのためには、地域全体としての医療提供のあり方についての検討が必要との今後の方向性を示されております。そうでなくとも最上地域は一般診療所等が少ないと。医療供給体制の中でも県内で4ブロック、村山ブロックと置賜ブロックと庄内ブロックと最上ブロックとがあるわけではありますが、その一番大変な状況下にあると認識しております。これ以上の大変さを住民に差し向けないためにも、今後のかじ取りが大変に大事になると思われませんが、今後の医療提供体制での課題と方向性をどう持っていかれようと思われているのかをまずお伺いしたいというふうに思います。

また、先ほど触れましたが、老人夫婦世帯が核

家族の進行もあって年度を追うごとに多くなっています。平成17年度は763世帯が老人夫婦世帯、ひとり暮らしの世帯が678世帯に達しているのです。この方々の悩みの1つには、先ほどの医療体制のこともそうですが、墓地問題があります。現在では、墓地問題を相談されてもどこで受けていただく、その課すら決まっていないというのが現状であります。檀家を持たない世帯はたくさんいらっしゃると思いますが、どこに、誰に相談をすればいいのでしょうか、これをお伺いしたいというふうに思います。

次に、本市の財政再建の問題であります。この問題については、もう大事さが相まって住民一人一人に直接影響を受ける問題であるだけに、昨日の小野議員の質問で数字的なことは詳しく答弁されておりましたので、私はメンタル部分の面でその心構えの面を質問をさせていただきます。

週刊誌にも悪いことに誰かも話されておりましたけれども、「夕張よりもすごい借金漬け7市町村」と実名入りで全国ワーストセブンと報じられておりました。報道番組の中でも放送がありました。住民の感情、心情はいかばかりでありましょうか。この住民の嫌な感情を払拭していただくためにも、よほどの覚悟と粘り強さと、そして希望を特に与えていただかない限りいたたまれない心情心理状態になっているのではないかと思います。まずこの点の住民感情の認識をどういうふうにとらえられているのかをお伺いしたいというふうに思います。

人心、人の心が離れてしまってからでは、夕張市のごとく、何をやられたとしても成功はできません。今民間企業でも働く方々は、景気低迷の影響を受け、リストラや昇給停止、さらにはまた倒産や雇用問題など大変に厳しい環境に置かれております。その反面、公務員は一度公務員試験に合格をし職員になってしまえば、悪いことさえしなければ定年までに身分と給料は保障されているといったように、そういうふうな風潮があるので大

変であります。最近のマスコミの場合も不景気と相まって、マスコミの目線は、矛先は公務員の恵まれ過ぎ、そして怠慢さに憤りの報道が数多くなっているのではないかと思えてなりません。ごく最近では、1泊26万円の東京都知事にメスが入っているようですが、しかしこういう時代だからこそ無駄を省きつつ、職員一人一人が複雑多様化している、多様化しているこの行政需要にいかにか的確に答えていけるかが重要になり、もっとより市民のため、そして自分たちの行政の仕事がより簡潔にかつ効果的なものとなるよう多くのアイデアを結集していくことが大切であるのではないかと考えております。

大方の職員は、それぞれの職域で頑張っておられるのですが、ごく一部の方々の心ない行動で全職員がそのように見られてしまうというのは心外なことではあるのでしょうかけれども、市民の目線はそれほど厳しくなっていることも認識していただきながら、職員全体でこの難局、市財政再建に立ち向かっていただきたいのですが、市長はどのような方法で職員のやる気と行革の意識を高めていかれるつもりなのかをお伺いしたいというふうに思います。

新庄市の財政再建計画によりますと、平成17年度をピークに、今問題になっている実質公債費比率29.9%をはじめ、また公債費比率、起債制限比率、市債の残高ともに徐々に改善をされ、平成22年までには実質公債費比率が23.8%にまで下がるとしております。本当にこのように努力されて、財政健全化に全力で取り組まれ、改善していただかなければいけないわけですが、この大変な財政再建計画を遂行、実現していくためには、まず何が一番大事なことになるかと思われていますか。市民の心意気、それから職員の心意気をどうトーンダウンさせないで遂行されようとしておられるのかをこの2点、その方策をお伺いし、壇上よりの質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 金議員の第1点目は、県が9月14日でしたが、医療供給体制の基本方向を示されました。これの根底となるのは、8月31日に出された新日本監査法人の報告、これをもとにして県としての基本方向が出されたというふうなことであります。

この地域医療については、金議員がいろいろとお話をいただいたそのとおりだというふうに思います。なかなかこの地域医療にもいろんな課題がありまして、やはり地域住民にとっての不安、またそういうものも増大しているというふうなこともこれも否めない事実ではないかというふうに思います。そういう中で、これからの地域医療をどう確立していくかというふうなこと、この基本方向によりますと、今まで県立病院というふうなことで地域の医療の中核を担ってきておりました新庄病院、これも県も入りますが、自治体の組合立の病院でやるのが妥当であるというふうな、そういうふうな方向も示されました。

ただ、その中で、やはりこれからは地域の方々の意向、意見等々も十分に聞きながら、なお一層の検討を要するというふうなことで結んでおるわけであります。そういうことから、これからやはり想定するに当たって、なぜこの地域医療が低下というふうにはちょっと言いにくいところありますが、現実的には医師の確保の問題とかあるいは1次医療と2次医療とのこのすみ分けとか、そういうふうな点で課題がまだ整理されていない部分もありますので、そこら辺のところを十分に検討して、整理をしながらやはり確立していかなければいけないというふうに思います。

この議会の冒頭においても、県立病院の存続について議会で要望決議をしていただきました。我々執行部としましても、この前報告申し上げましたが、全市町村一丸となって県病の存続、県立

病院として運営管理をしていったらというふうなことを県の方に要望していくというふうなことで合意しております。そういうふうな中で、今年中、12月年内には我々と、そして議会の方々と一緒になって要望活動、これをやっていく所存で、今その日程調整をしているところであります。

やはりこの新庄最上の住民にとっては、住民の生命、健康に直結する重大事であるというふうなこと、安全、安心のよりどころとして、やはり医療の充実というのは、これはもう欠かせない要因であろうかというふうに思います。特に高齢社会、新庄市も当然そうではありますが、やはり高齢者が増えてきているというふうなことで、病院にお世話になる、医療費の拡大というのも今後も想定されるわけで、私も人ごとではなくて、皆さん方にも御心配やら御迷惑をおかけしたんですが、自分もそういうふうなことになりますと、やはりこの医療というものについてはいろいろ入院中思うこともあったんですが、やはり最終的にはこうやって病院にお世話になって、そして何とか病氣と闘っていくわけでございますので、これについてはやはり住民の安全、安心感、これを拡充するためには、やはり充実した医療体系、これをやっぱりつくっていかねばいけなというふうに感じたところであります。

そういう意味から、人口がやはり9万前後の新庄最上地域の1つの中核の病院でございますので、まずはこの病院の充実、拡充について今後も積極的な運動をして、何とか目的を達成していきたいなというふうに考えているところであります。

それから、高齢社会というふうなことに限らず、まず墓地の問題が提起されました。核家族というふうなこともありまして、その墓地を持っていないが、やはりそういうふうなものが欲しいという人も確かに増えているのかなというふうな思いもします。お寺さんの関係者にもいろいろ問い合わせをしたんですが、全体的な墓地については本市に寺院墓地と、それから集落との共同墓地合わせ

て90カ所、面積にしておよそ9万平米というふうなことでおるようであります。これは、もちろん宗教あるいは宗派と結びついた寺院墓地が中心となっております、全体的には市民ニーズと比べまして、それはミスマッチもありますので一概に言えないんですが、全体的なその箇所等々についてはそんなに不足しているというふうな状況ではないというふうな分析も行われております。

ただ、やはり現実的にこの墓地を欲する方々もいらっしゃることも事実だというふうに思います。そのときの相談窓口というふうなことでございますが、基本的にはこのことについてはやはり宗教あるいは宗派と深く結びついたものでありますので、本市にも多数の宗教、宗派の寺院等がございますので、本来であればそのいずれかに直接御相談いただくのが一番よいのではないかなというふうにも思います。

墓地については、これまでもいろいろ御提言やら御意見は頂戴しております。これからも市民のニーズとらえながら、これは取り組んでいかねばいけないというふうに思いますが、一般的にはやはり政教分離というふうな趣旨もございますので、やはり第一義的には寺院等と御相談いただくというふうなことを考えていただきたいなというふうに思います。

それから、財政問題であります。おっしゃるように数多くの議員からこの点についていろいろ懸念も含めて、将来の不安を払拭するにはどうしたらいいかというふうな御質問が多々ありました。金議員は、その中で数字的なことよりもメンタルな面での取り組みについてのお話があったわけがあります。

週刊誌、テレビ、新聞等々でもかなり新庄という名前が挙げられまして、その点については市民の皆さん方の心配といいますか、先行きがちょっと暗いというふうな感じでなっているんじゃないか。これは、容易に推測できるところであります。やはり閉塞感といいますか、そういうもの、将来

この新庄はどうなるんだろうというふうな心配も含めてあるというふうに思います。今まで赤字というふうな会計上の赤字、これは不適切な財務処理はしたこともないんですが、そういうふうな適切な財務処理の中でも赤字というふうなことは今までではないのが新庄市であります。昭和30年代に1回赤字になったというふうなことを聞いておりますが、それ以降収支バランスを欠いた決算というふうなことはないというふうに思いますし、これから当然それは避けていかなければいけないというふうに思います。

これも先ほど答弁いたしました、やはり歳入に合った歳出、いかにして歳入を確保して、そして歳出をしていくかというふうなことであります。ただ、この行政の予算というのは、ただこの数字合わせだけではない、これはあくまでもやはり公共サービス、行政サービス、これは市民が相手、市民皆さん方のいかに満足度を苦しい中でも高めるかという大前提があるわけありますので、その中にやはり選択と集中、また重点化というふうなことでいろんな事業を展開、苦しい中でもやっぱり事業展開していくものは展開していくというのが大基本であろうかというふうに思います。できるだけこれからは後世代に負担を可能な限り残さないようにしていかなければいけないというふうに考えておりますが、しからばどういうふうな方法で市民の皆さん方に少し元気の出るような施策をやっていくかというふうなことでございますけども、やはりこういうふうな困難な時代になればなるほど勇気と創造といいますか、知恵と、それから決断と、そういうものを前面に押し出しながらやはりやっていかなければいけないというふうに思います。やはりファジーなあやふやなことであっては、市民の皆さん方の信頼感を得ることはなかなか難しい。やはりめり張りのきいた施策、これはやはり目標にやっていかなければいけないというふうに私も考えているところであります。

いずれにいたしましても、しばらくこの前の財

政の計画にもお示ししておりますが、我慢のときが続きますけども、一日も早く安心していただくために、やはり本市にある財産、これを最大限に活用しながら、目指す目的のために何が必要なのかというふうなことになるかと思います。それには、実施した結果、これらを実証、評価、検証しながら、そしてまた次のステップへ進んでいくというふうなことになるかというふうに思います。

今回施政方針にもうたっておりますが、市民協働、そして重点化というふうなことでございますので、これはやはり協働化というのは市民の皆さん方にもそういうふうな立場に立っていただいて、いろんなこと、御意見を頂戴しながら、それとバランスをとって市としてのやれること、またやれないこと、これをめり張り付けながらやっていくというふうなのが大変大事ではないかなというふうに思います。

いろんなこの財政指標、これも確かに今マスコミでも取り上げられているように悪い数字が並んでおりますが、そういうふうなことで、今財政計画の3年目というふうなことで、これも計画どおり今のところ来ておりますので、もう一押し、もう少しこれを我慢して、またこれを確実に実行することによって、財政指標の改善にも全力を尽くして取り組んでいくというふうなことになりますので、これについてはひとつ今回も大変多くの議員の方々から財政問題について御質問あったように、これはやはりいろんな点で御指摘をいただきあるいは御意見をいただきながら、みんなで頑張っていきたいというふうに思います。

また、職員のことについてもお話がございました。今全国的に公務員に対する国民といいますかの目が非常に厳しいというような指摘、これもそのとおりだというふうに思います。そういう厳しい中で、じゃ、どうやってこの公務員として、職員として仕事をやっていくかというふうなことになるわけありますが、これも先ほど申し上げておるとおり、やはりめり張りを付けた形、やっぱ

り行政であれば何でもできるというふうなこともこれも今の時代なかなか難しい。やはりめり張りを付けた形でやっていく。ただし、協働ということを打ち出しておりますのは、協働というのは市民の皆さんに丸投げするということではありません。これは、職員と、それから市民の方と一緒に物事を進んでいく、やっていくというふうな大前提がございますので、これは事あるごとに職員のあるいは課長会等々でも言っておりますので、この意識をもっともっと高めながら、市民の方々にも評価されるような職員行動、活動、仕事、それを目指してこれからもやっていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) ありがとうございます。

市長の決意のほどを言っていただきました。

私の質問は3点ぐらいに絞られるのかなというふうに思っておりますが、県立病院の問題については、実は12月の1日に公明党の山形県本部として要望書、19年度県に対する要望書を提出してまいりました。9項目、そして21事項について知事と直接に2時間ほど話し合う機会がありまして、例えば人間のための教育を目指す教育改革の充実を図ってもらいたいとか、学校のいじめ等々教育力を再生してもらいたいとかというのを含めて9項目の21事項について話をしたのですが、その後それぞれの地域から来ているということで知事にいろいろ話し合う機会がありまして、私はいち早く知事に対して、私はこのためだけに来ましたということで、新庄の県立病院、先ほども話しましたように、要するに安心、信頼のために、4ブロックの中ではその医療充実度が一番落ちているわけですから、県病を存続していただきたい、そのためだけに来ましたと言ったら、笑っておいりましたけれども。

その中での内容は、直接の「いや、大丈夫だ」

という答えは絶対に言わないというか、微妙な言い回しの中では、やっぱりさっき言った医療行革大綱にのっとった上でやるんだなということをくんできたわけであります。

要は、やっぱりそれぞれみんなできるところで一生懸命、議員はただチェックだけ、行政執行をやっている皆さんに対するメスを入れるというだけではとどまらない。新庄市全体の物事の危機感をとらえたとすれば、執行部側も議会側もその事あるごとに同じような意識を持って言っていたくということが必要なのではないかなと私はこの話を知事に直接に言ってくる状態の中で感じたわけでありますが、この点、要するに行政執行側の方々も議員の方にいろんな事あるごとにこうやって協力をお願いしたいというような言葉というのは聞こえないのです。ですから、それぞれ持っている力とはいろんな部分であると思うんですね。その部分もやっぱりこの財政的な大変な状況下でなぜこういうようなことを言ったのかと言ったら、やっぱり今新庄財政再建の真ただ中、平成22年まで何とかしたいと思うんだけど、万が一地域一部事務組合に県病がなった場合には、新庄市の拠出金というのはどれぐらい莫大なものになるか。またこれが22年どころでない、30年だとか何とかなった場合には、皆さんの新庄市に対する希望が持てなくなるんでないかなという思いで話をしたわけでありますが、ここいらのところを要するに少し……。

じゃ、もうちょっと話させてもらえば、例えばですよ、新庄市の教育委員会の方で本当に頑張っていて、宝くじに当たるよりも大変だと言われるような、山形県では高畠町と新庄市だけです、この学校図書館支援センター推進事業、これは要するに年間340万、そして3年間、これは全面的に国庫補助です。これに当たったのです、新庄市が。そして、5ブロックに学校司書を張り付けしたんです、皆さん御存じでしょうか。沼田、明倫、そして泉田、それから萩野中学校と5校に張

り付けしたんです。そうしたら、石田議員さんも沼田小学校あたりで一生懸命話のおじさんになっているらしいですが、読み聞かせ運動を展開しているもんですから、その沼田小学校では何とその司書を張り付けして図書館に対する出入りが多くなったら、3倍もの図書の貸し出し量が増えたと。これは、すごい子供らに対する、ブックスタートのときも話もさせていただきましたが、情操教育には欠かせない大事なことなのです。これを教育委員会の皆さんが本当に応募していただいて、それがもう本当に宝くじに当たるよりも大変だというぐらいの状態で今展開をし、新庄では沼田小学校には今度これYBCで入っています。この次の土曜日から日曜日あたり放送される予定です。こういうふうな見事なことも、例えばですよ。

じゃ、もう一つ例えば、牛久市というのがあります。牛久市にあの厚生労働省で今回の要支援の1を本当に介護が必要なのか、それとも、要するに予防をすると治るのかというその状態のときに、国もいろいろ必死になって、この牛久市はここで国保ヘルスアップ事業、これは厚生労働省からです、要するに事業予算1,500万です。これすべて国庫補助です。そして、牛久市は考えたのはメタボリック症候群、要するにその人方をできるだけ少なくして健康にしたい。6カ月間のカリキュラム全部無料です。そして、5年間のその事業ですから、全部国から補助もらって、そして住民に喜んでいただいている。本当にここの現場を見てきましたけども、これは国保関係者のいろんな部分ですけれども、やれるのです。新庄市は、こういうのは知っているかと。知っているけども、これ言ったらこれをちょっとまずやらないでくださいと、こういうような話が出たと。こういうような話なんですよ。

要するに、金がなかったら知恵を出して、新庄市の市民に対してやる気を起こさせる、健康のこと。これは、私は今文教厚生会の委員会ですから、委員会の所管することのいろんな部分しかちよっ

とわかりませんけれども、例えば一般質問をさせていただいて、大江町の助役がしゃかりきになって住宅政策をやっている。あれだってほとんど国、県からの補助金ですよ。考えれば、今国の施策は、例えばの話で、要するに特区をつくって、やる気ある自治体にはそれなりの補助金を出して、あわよくば100%いただきながらやれるのです。

それが、今の市長の話をお伺いすると、それは知恵と決断が必要だと、こう言ってくださるのは本当にそうなんですけども、もう一歩突っ込んだ、例えばの話で先ほどの言われたワーストセブンにランクされているんだったらばどういうふうにしますか。これも聞いてみたいと思うんですが、市報に何も悪いことしているんでない、市長が何回も言ったと。不適切な財務処理をやっていないんだ。新幹線と呼んだ部分のそのところの膨らみがこういうふうな状況になっているんだと。これ市民に徹底して言っていただいたらいいんじゃないですか、市報を通して。皆さん、心配ありませんよ、こういうふうにして頑張って、今こういうふうな財政再建中ですから、皆さんのアイデアを募集して新庄市を何とかなるかのまちにしましょう、しましょうとか言ったっていいじゃないですか、それはアイデアですよ。今例を出させていただきました。

大江町だってそういうふうな状態にして、住宅がもう本当に今のここままだったら物すごいダンピングする、下がっていく人口比を辛うじて今の現状維持でとどめているわけですよ。それは知恵ですよ。

こういうような観点からすると、私も事あるごとにやっぱり新庄市に何とか元気なまちづくりになって、人口だって3万人台になったら物笑いになるよという思いで、何とかしたいという思いでみんなそれぞれ議員の方だってそういうような思いで頑張っていると思うのです。ですから、そんなところをもう少し誘導していただけると。さっきも話させていただきましたけれども、職員に

対する、公務員に対する風当たりの強さは、景気の悪さです。

だけど、こうやって頑張っているんだよというところをやっぱり払拭させていただくためにも、ある程度希望を言っていただかないと、市長の言葉からその希望という、待ってろ、今こういうふうにするとうなるんだからよというそのための今こうやってこらえじゃないのというところが何となくもう少し前面に出したっていいんでないかなというふうに思えるのですが、この件に関してどうでしょう。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 多岐にわたりまして金議員からの御質問をいただいたわけですが、我々厳しい財政状況、またこれからどうあるべきかというふうな考え方まではまだまだこれからではございますが、市報等で我々もこの29.9という数字を流しました。これは、決算の後の市報であります。また、その以前には、区長と市長の語る会の中でも新庄市の状況というふうなものを話しながら、先ほど市長が答弁しておりました1つの行政サービスをこれからも頑張って堅持していくというようなことをそれぞれの区長さんの方にもいろいろと御説明を申し上げたところであります。

我々事務方といたしましても、さまざまな会合の場においても、新庄市いろいろな面でのそういう報道関係からさまざまの中でどうしていくんだというふうなこともよく聞かれます。また、今回のテレビ報道の中で住民からの二、三の方々もおいでになりました。その方々にも詳しく説明をし、納得をいただいたものであります。そして、最後には、じゃ、ぜひひとつこの形の中で頑張ってほしいというふうなこともエールを送っていただいたところであります。

いずれにいたしましても、我々この数字にあっては、何ら隠すことなく、これは公表してまいり

ます。そして、これからの行財政改革に向けて、確実なる、堅実なる財政運営を図っていくというふうなことは基本中の基本ですから、その辺あたりは今後もやっていきたいと。

あとまた、アイデアというふうなこともさまざま言われました。今回19年度の予算の中でも21課さまざまな面でいかにしてこれらの事業費を確保するにはどれほどの事業を例えば選択すればいいのか等々今盛んに恐らくは研究している状況ではないかというふうに思っております。それらを我々も十分に承りながら、今後の19年度の予算に反映させていきたいとかというふうな1つのそれぞれの分野でそれぞれ責任を持ってそれらを要望しているというふうなことでございます。決して後ずさりするわけではございません。頑張って前に進んでまいります。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 政策経営課長の決意表明というか、そのとおりだと思うんですけど、その中に余りに現実味過ぎて希望も何もあつたもんでないというか、悲壮感でもうここはこらえるべきかというそこにやっぱり家の中だつて大変な状況だからこそ誰かが明るくなってわいわいと騒いでいて、もうちょっと待っているとかと、こういうふうに言うてくださる方々がいらっしゃれば少しは救われるのです。新庄市がこういうふうなワーストセブンになったことを市民感情はみんな誰だって、議員さんだってみんなそれぞれ負託をいただいているからして、会うとやっぱり「何だや、新庄」と言われるのは、みんな言われていると思うのですよ。そのときに、我々が市民に対して返す言葉が、もうちょっと待ってろ、新幹線来たじゃないのと、そういうふうにしていて、利便性になった部分の代償で今償還ピークになっているんだからよと、もうちょっとでこうなんだからというようなことを希望を持って市民に訴えるというか、言っていただく義務、責務が執行部側にはあ

るのではないかと。

今も例えば政策経営課長の話をお伺いすると、そのとおりなのです、決意と知恵と。ですけど、それにそのまま言ったらみんな悲壮感ですよ。ましてやマスメディアでそういうふうに行われているし。今度もうちちょっとひねくれてくるとどういように言うかと。やっぱり行政マンだもんな、自分らが今まで累々とやってきたことのその責任はとらないんでないかとかと、今先ほどさっき言ったように民間のリストラのいろんなものの目線というのは厳しいんですよ。という状態になるから、先ほど市長も何回も言ったように、不適切な事務処理はしていないんだと、新幹線来ていろんな部分でこうなってやって今この状態になっているんだからと、もうちょっと待ってよというぐらいの言える明るさと希望と、それともっとアイデアとさっき言ったように、メタボリック症候群1,500万で健康体操を自由にスイミングだとか歩いたり何とかするの無料で、ケースワーカー、その指導者から無料で5年間も1,500万の補助金国からもらってやれるんですよ、知恵で。新庄にだってまだこれやると言えば、厚労省はいいですよと言うんですよ。というような市民が喜べるような、金もかけないで知恵でそのようなことを勝負しませんかと。それをせめても今のこの状況のいろんなみんなのいろんな悲しいというか、何だ新庄と言われるようなところに対する払拭のすべじゃないですかと私は言いたいのです。

ですから、教育委員会なんかは本当はすごいことをしているんですよ。ですから、これからだって住宅政策だってこういうようにやったということだって、いいことだってどんどん……例えば新庄中学校で校長先生今までいろんなことあったけれども、一生懸命瓶のからをやって特別老人ホームに車いす送ったじゃないですか、ニュースに載ったじゃないですか。こうやって頑張っているんだというようなことを言わない限り、当然しごくの知恵と決断で今この状態をもうちょっと我慢し

てくださいと言ったら、みんなもっと我慢しなければならないのか、大変なんでないかと、何か明るいことないのだからやというのは市民感情ではないでしょうかと言っているんです。そこいらをもう少しアイデアでどんどん……私は今文教厚生にずっと今までいて、10年この方いますけれども、11年ぐらいいますけど、その他のセクションだって、今国の施策としてはやろうとするところにはいろんな補助金とかほとんど無料で国庫補助で全部がやれるような技というのはいっぱいあると思うんですよ、探してみれば、すべての項目から、産業建設、それから総務云々だって。今国は、金がないからと特区を入れたり何かしたりして自治体のやる気のあるところにはいろんなことを手を打っているのですから。

というようなアイデアを、執行部側がそんなところを、例えばの話で新庄市の背骨なので、少し大変だけでも、こうだということを言っていたかからない限りは、みんなそれに異口同音「金なくてや。何だ……」となってくると、だんだんここから逃げていかれる可能性だってないわけじゃないですよ。まず、夕張までになんないうちに別のところに退職したならばとかとなりかねない。だって、市民は自由な考え方ですから。とならないためにも、そういうような部分は必要じゃないでしょうかと思うのですが、いかがでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 我々事務方並びに執行部とも常々財政の問題については研究しながら対応しているところであります。

厳しい、厳しいと言いながらも、その内容はただいま金議員が言われた内容を持つての29.9%であります。今までも厳しいながらも事業を進めながら、そして支えながら今日までやってまいりました。日本全国いろんな自治体の中で、そういうような別口の数字というんでしょうか、それが非常に表に出なかったというふうなこともあって、

今回そういう自治体がすべてそういうふうなあからさまな数字を出そうというふうなことから財政の1つの健全育成を進めてほしいというふうなことでの実質公債費比率というふうなものが今回提案されたわけであります。

これは、我々はそういうふうなことで、これはこうなんだよ、ああなんだよと、これはこうします、ああしますというふうなことの中で、実質公債費比率の要は公開というふうなものも考えております。これにつきましては、2月県の方から明確な回答をいただいた後にこの内容を分析をして、そしてこれからどうするんだというふうなことも含めて、それらを開示する予定でございます。これからさまざまな事業展開の中では、各課の方からさまざまなアイデア、もちろん協議をしながら進めてまいるというふうな所存であります。決して、先ほども申し上げましたが、後ろに下がることなく、前に進みながら、さまざまな分析をし、それらを市民の方にも開示していくという考え方でありますので、ひとつ御理解いただきたいと、そのように思います。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) ぜひアイデアを駆使して、新庄市民でよかったと言われる市民に対するやっぱり貢献をお願いしたいなというふうに思いますが、最後に墓地の関係です。

これは、新庄市の今市長の答弁ですと、それぞれの最寄りの檀家等々で宗派もいろいろあるでしょうけれども、こう言われますが、それぞれ結構満杯状態にあっていて、墓地の購入というのは物すごく大変至極なのです。

そして、何回か誰かもいろんなことで一般質問されたと思いますが、市民墓地みたいな部分があって、そこにそれぞれの宗派の方々がそれぞれの宗派のその坊さんを連れてきて法事だとか何とかとやればいいんであって、私ここ何カ月間でも3件ほど相談されたのです。ですから、データ

的にとってみますと、新庄の世帯の半分ぐらいは要するに檀家になっていられない方々がいらっしゃるのです。その方々が高齢化社会と相まって、亡くなったらどこへどうするのだという部分は結構多いのです。市に相談したって、受け皿がない。ですから、これを本当に今後のことですが、いち早く、じゃ、データをとってみてくださるとわかりますよ。新庄の世帯の部分の中で何世帯が檀家、要するにそれぞれの宗派の檀家になっていられるのか。例えば小泉みたいにして、集落のあれの中に無宗派の人方がいろんな部分があってそこに入っているですよ、管理料を出してくれればと。それで、宗派がいろんな人が行くという状態もありますけど、そういうような部分のところに提供できるということはあとほとんどないのです。という現状は認識されていますでしょうか。

そして、そういうような部分に対するそれぞれ今後どういうふうに相談されればいいのかというところの方向性をお示してください。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 墓地に関しましては、今までも御質問をいただきました。

先日一お寺さんの方にお聞きしたところ、不足数そのものは、端的に言えばそんなではないよと、そんなに多くはないのかなというふうな、明確な回答ではなかったんですが、そんなことがございました。

しかしながら、ただいま言われるように、各お寺さんの方でどのぐらい檀家があって、どのぐらいの墓地の空きがあってというふうなものは調査する必要があるかというふうに思います。

しかしながら、これについては若干の手間暇もかかりますので、若干お時間をいただければというふうに思います。

また、お困りの方については、市の方に来られれば、例えばお寺さんの方にどこにどういうふうなというふうなことは、なかなか定義付けてその

お寺さんの方になんていうふうなことは言えないわけなんですけども、その辺あたりは一たんの窓口をしながら、さあ、次は独自にお寺さんの方というふうなところそのものはやっぱり検討課題かなというふうに考えております。

以上であります。

清水清秋議長 ただいまから2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

今田雄三議員の質問

清水清秋議長 次に、今田雄三君。

(22番今田雄三議員登壇) (拍手)

22番(今田雄三議員) 最後になりましたので、

_____。新風21の一人として、12月議会一般質問を行います。

平成14年9月に産直「まゆの郷」がオープンしました。あれから4年が経過し、ますます繁盛しています。豊作感謝祭イベントには多くのお客様が訪れていました。開店当初は、店頭に並ぶ野菜は少なく、品質にも問題がありましたが、現在はお客との対話の中から新鮮でおいしい野菜が並んでいます。季節に応じて献立まで説明してくれます。新庄に引き継がれた食文化がここにあることは素晴らしいことです。今は、毎週土曜日においておいしい手打ちそばを出してくれます。私の希望がかないました。ここの会員の人たちは、市内の各地域でも出店しています。顧客に自らのおいしい漬け物談義で会話が弾みます。地域の伝統食が忘れられようとしている中で、栽培から漬け物に至る

までと大豆を原料にした加工食品が受け継がれているのです。母ちゃんたちを中心に、「ゆめりあ」、本町通りの100円商店街でも協力し、新庄を元気にしているのです。いつまでも元気母ちゃんたちが食文化を伝えてほしいと思います。皆さんも味わってはいかがでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

初めに、財政確保についてお尋ねします。経済財政担当相が2002年2月に始まった景気拡大は、戦後最長の58カ月となり、いざなぎ景気を超えたと伝えています。今回の景気拡大は、好調な輸出や設備投資に支えられた企業部門が牽引した。反面、人件費の抑制などリストラを背景にしており、家計への波及が遅いため、多くの国民には実感が乏しいものになっています。付け加えますと、大企業は国際競争力を強めるためにあらゆる産業でリストラを実施しました。政府の構造改革は、規制を緩和し、弱肉強食の競争社会をもたらしました。その結果、依然として270万人の完全失業者があり、非正規労働者は1,650万人と勤労者の3分の1を占め、生活保護基準以下と言われる年収200万円以下の世帯は19%に拡大してしまいました。

さらに、三位一体改革と称して、地方への補助金を大幅に削減し、税源移譲もままならず、その上に地方交付税を大幅に減少してきました。本市においても、人員、給与を減らし、福祉サービスも低下せざるを得ないのです。この経過について、市長の感想をお聞かせください。

また、国は構造改革のもとで財政健全化を優先課題としています。国は、今まで歳入の方針を明らかにしていないのはなぜでしょうか。歳出削減だけが論議され、新庄市議会でも議論を繰り返してきました。この間、当初予算で06年、07年4兆円前後、08年には5兆円を超える税収が予想されているのです。58カ月景気が高揚していたのです。なぜ地方が恩恵を受けることができず、国も地方も金がないと納得させられているのでしょうか。アメリカ経済に左右されているからです。この中

で、大金持ちと大企業は法人税と所得税率優遇措置を受け、過去最高の利益を上げているのです。もとの税率に戻ただけで税源移譲3兆円を超す税収になるのです。今日も地方交付税の法律は改定されていません。給与経費、公債費などを標準的な歳出とし、税収や地方債などの収入で不足する金額を交付税として配分されていることは既に御存じのとおりです。

不公平税制を是正し、個人所得と消費を拡大させることで地方は活性化できるのです。今が財政確保の時期到来です。新交付税はさせないことも含め、国に対し強く要望すべきと考えますが、市長の力強い決意を再度お聞かせください。

2つ目に、財政再建計画で景気が回復傾向にあるとしても、地方には実感がありません。むしろ、会社の景気が地方経済を左右することで、不納欠損金や収入未済額が拡大することを心配しているとお聞きしました。徴収に当たる皆さんの苦労は理解しています。18年度予算で見ますと、歳入合計が前年度比で3億3,400万円減少しています。地方交付税は45億円で、構成比は34%と変わりなく、市税は43億円で、構成比は32.5%、前年比1.1%の減になっています。税収が減少していても、構成比が拡大していることは、総体的に歳入が減っていることのあらわれです。これまでの不納欠損金、収入未済金の徴収経過、今後の徴収重点項目と対策をお聞かせください。

2番目に、県立新庄病院の存続についてお尋ねします。1つ目は、平成16年12月議会で新庄病院の将来構想をお尋ねしました。市長は、質問に対して、18年度まで約20億円をかけて大規模改修を行うことや将来は全面新築に向けて要望し続けていくと答えてくれました。

05年度県立病院事業決算が公表されました。新庄病院は、収支6,100万円の赤字を計上しております。病床利用率は94.9%と5病院で一番高く、新設形成外科による高度手術など診療単価が上がったこと、06年度まで大規模改修による1病棟閉鎖

や新医療事務会計システム導入経費などが要因とされています。この内容を見ても、最上地域中核の2次医療として十分機能できる環境にあると考えます。市民は、県立病院を安全、安心のよりどころとして診療を受けてきたと思います。当市は、19年度より夜間休日診療が始まります。市としても、できるものは当然していくべきです。それらを含めて、県立新庄病院を現行体制で存続させるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

2つ目は、新日本監査法人の分析調査報告書によると、救命救急センターの新たな設置より庄内や村山へ搬送することや新庄病院が担う医療として、地域災害医療機能、最上医療圏唯一の2次中核機能と2次救急医療を挙げています。今後検討課題として、医師の不足から地域の病院が弱体化している新庄病院が地域で唯一の中核医療機関として機能を果たす必要があること、不足医療が生じる可能性を有する医療圏であることから、地域町立病院との機能連携再編及び統合を検討し、医療機関の連携強化と基幹病院として必要な医療機能に対する医師の確保が急務であること、また県は最上圏で不足している医療資源に対し、速やかに確保、調整機能を果たす必要があること、経営課題では同規模病院平均を下回る診療科についての改善努力、同規模黒字病院並みの単価を目指すこと、費用面では薬剤師、給食員の生産性を向上させ、委託できるところはする、給与水準を黒字病院並みに是正していくこと、その他の経営改善項目として、透析機能の維持、医師の確保、技師の救急対応等の指摘をしています。

この指摘の中で、再編統合の指摘は難しいものがあります。金山では、有床診療所を検討していますし、最上、真室川町立病院では現在も一般財源からの繰り出しを行っています。新たな財源支出は難しいと考えます。

監査指摘で強調している中核医療機関として、医療機能拡大充実と医師の確保を要望すべきです。市民の総意を含め、新庄病院の存続で要望してい

くべきと思いますが、決意をお聞かせください。

3番目に、食料・農業・農村基本計画についてお尋ねします。1つ目に、本年3月議会で食管法、食糧法改正に伴う米政策と「初めての基本計画」についてお聞きしました。特に米、麦、大豆など土地利用型農業を対象とした品目横断的経営安定対策に向けた説明が行われています。対策では、4ヘクタール以上の認定農業者の他に、集落営農も担い手として位置付けられています。兼業農家の多い本市にとって、集落営農は受け入れやすいのか、制度の趣旨や仕組みについて十分説明することのみで果たして高齢者や次代を担う若い人があるのか、働き手がないところで制度の効果が発揮できるのか心配してきました。農業従事者、働き手の現状をお聞かせください。

2つ目に、平成19年から農業改革は、1つ、品目横断的経営安定対策、2つに米政策改革の推進、3つ目に農地・水・環境保全向上対策の三本柱を示し、経営所得安定対策等大綱を本市でも取り組みます。聞くところによりますと、個々の農家現場では、制度のねらいや仕組みについては理解できないでいるとのこと。加えて、農業所得の伸び悩み、従事者の減と高齢化、後継者の確保難、耕作面積の減少、耕作放棄地の拡大等々の問題が挙げられています。個々の農家と集落営農組織の関係や収支の一元化経理にも疑問が消えていないのです。これらの疑問は私もありましたから、農家の皆さんに十二分に説明をしてほしいと要望していたところです。来年の減反も取りざたされており、ともに説明を受けますと混乱が起きると心配しています。これまで地域での説明を実施して理解が得られたのか、合意を得て実施する農家、団体があつたのか、質問、疑問はどのようなものが出されたのか、今後の課題と対策についてお聞かせください。

これをもちまして壇上からの質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 今田議員の第1点目、財政問題というふうなことに絞られました。

今までのこの三位一体の改革、国庫補助負担金、そして交付税の削減、これが非常に強調されてきた。しかし、この真の地方が自立していくための権限の移譲等々はまだまだ不十分であるというふうに私もこの三位一体の改革に対する感想というふうな御質問がございまして、そんなふうに感じております。

当市においての三位一体の改革による影響といえますか、そういうふうなこともちょっと申し上げますと、国全体では国庫補助負担金の改革、減額4兆7,000億と、税源移譲は3兆円というふうになります。市にとってのその影響でありますけれども、国庫補助負担金の改革分、これは2億8,000万というふうなことになりまして、これに所得譲与税が2億7,000万というふうなことであります。

その負担金の改革の内容であります。数字を若干申し上げますと、保育所の保護費の負担金、これは7,000万、養護老人ホームの保護費負担金5,000万、また児童扶養手当負担金6,000万、児童手当の負担金3,000万、また公営住宅の家賃対策補助金2,000万というふうなことになっております。そういう面から、今後も国が言っているもちろん負担金の減あるいは撤廃というふうなこともなんですが、それにかわる、いわゆる税源の移譲、財源の移譲については、今後もきちとした形でやってもらわなければ、やはり地方としての地方分権の確立にはなかなか難しいものがあるというようなことでございますので、これについても今後しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

権限の移譲の中で、内閣が発足したとき、これ9月でございまして、今年度の地方六団体が取りまとめた地方分権推進に関する意見、これの中に地方財政の自立のための7つの提言というふうな

ものを織り込んで、これを共同声明で発表いたしました。これらを確実に実行されるように県市長会等々を通じて今後も要請をしていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、今まで多くの議員の方々からこの財政のことでいろいろ御質問やら御意見を頂戴したところでありますが、特に歳入を確保する、今田議員の視点は歳入をどう確保するかというふうなところに重点を置かれた質問でございますが、今申し上げたようにやはりこの三位一体の改革の実質的な確実な履行、これを十分に今後も要望活動等々で、市長会等を通すこととなりますが、これについてもやっていきたいというふうに思います。

また、新型交付税の言及もございました。これは、おっしゃるとおり人口とか面積による算定の簡素化を意味してのことととらえておりますが、これまでやはり交付税の算定基準といえますか、非常に複雑で多岐にわたる基準財政需要額の算定内容、これを簡素に行うというのが大きな趣旨の1つだというふうに思います。

しかし、それによって、地方が担うべき事務事業経費の差といえますか、それが生じてはならないわけでありますので、言いかえれば新型交付税といっても、その算定結果は従来と変わらないというふうなことでないと大変困るというふうなことでございますので、その辺のところをチェックしあるいは要求、要望をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、財源確保の中で、やはり財政再建に当たって、税収の比率を高めることが今後の課題と説明されましたが、この見通しというふうなことがございました。

17年度の市税の収納率は、一般市税の現年度分で97.14%、滞納繰り越し分合わせると90.20%で、県内各市とも収納率はこれ低下傾向にあります。当市も前年度の比較で落ち込んでおるわけですが、要因としては、引き続きやはり経済不況

によるリストラとか企業倒産による失業者の増加、また多重債務による自己破産者も増えていることなどによって、納税義務者の担税力の低下も1つ要因かというふうに思います。また、郊外大型スーパーの進出が非常に多かったわけですが、そのためそういうふうなことから、どうしても中心商店街の地盤の沈下が起きるというふうなこと。それによって、固定資産税の収納率にもやはり影響を及ぼしているということも否めない事実であろうかというふうに思います。また、ずっと話題になっておりました大型店の滞納額、これも収納率の低迷の大きなネックになっていることもこれは御承知のとおりであります。

これらの収納率向上の対策といたしまして、早目に未納者への対応を行うために、従来から行っております夜間、休日催告の実施回数を増やしたりあるいは納税相談の機会の拡大に努めたり、また差し押さえ等の滞納処分、これを強化いたしまして、滞納の累積防止を図りながら、未納額の圧縮に鋭意取り組んでおるところであります。これについては、議員もある程度評価していただいているようなお話もございました。その他管内の市町村で構成しております徴収対策協議会においては、これは総合支庁との共同催告、また共同徴収等を検討しているところでもあります。景気の低迷が長引いている中、税収を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、今後もいろんな方策を模索しながら、可能な限り収納率のアップに取り組んで努力をしていかなければいけないというふうに思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

それから、県立病院のことについてもお話がございました。これも今まで多くの議員から病院の存続についてのいろんな提言やら意見、そしてまた今議会での要望決議等々でやはり議会としても存続について非常に強い考えの中でこれからも行動していくというふうなこと、大変頼もしく感じているところであります。

病院については、お話ありましたように平成16年から大規模改修でやっておりまして、その時点から大規模改修は20億ほどをかけてやっているわけですが、将来的にはこれは全面改修というふうなことで、要望事項、重要要望事項に挙げてずっと運動も展開してきております。

ただ、この新庄病院、私から一々申し上げることもございませんが、この最上地域の中核医療施設として大変大きな役割を果たしてきているというふうなこと、これはやはり今後ともそういうふうな形でやっていただきたいというのが我々の大前提であります。

ただ、やはり先ほど決算の赤字6,100万というふうなお話もございましたが、これは繰り入れ、繰り出し等々で実質的な赤字は約9億ぐらいというふうにも聞いております。そういうふうなところからやはり今回の監査法人への諮問、そして今後の県としての新庄病院のあり方の方向を探ったというふうなのがそもそもの引き金だというふうに思います。

しかし、一々申し上げませんが、これが仮に基本方向にあるように組合立とかそういうふうな自治体立の病院になると、容易にこの医療の低下が起きるというようなこと推測されますので、そういうふうなことのないように我々としてもこれから行動を起こしながら、やはり県立としての運営管理、これをぜひやっていきたいというふうなことで、強い決意の中で8市町村合意して、これを今後県の方にも要望していくというふうなことでございます。これについては議員も御承知といたしますか、一緒になってやっていただくというふうなことになります。

やはり先頭を切るのが我々行政であり、議会というふうなことになりますが、これは相当大的ないろんな課題が想定されますので、これは一行政、議会だけではなくて、やはり市民の方々にもぜひこの辺の重要性を理解していただいて、市民運動にまで持っていかなければならぬとかなかなか目的達成するの

が難しいのかなというふうなこともございます。そういうことで、当面この12月、年内に行きます。私たちと議員の方が一緒になって行きますが、それからやはり相当いろんなことを考えながら運動を展開して、何とか目的を達成するために頑張っていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから3点目、農業問題であります。農政改革については、品目横断的安定対策の対象となる担い手についてのお話もございました。やはり兼業農家の多い本市にとって集落営農というのはどうなんだと、どんなふうに農家の方々は思っているのかというふうなことでございますが、本市の場合、当面は認定農業者がほとんどになるというふうに見込まれます。現在255人が認定農業者になっておりますが、その大半が新制度へ加入申し込みをしていただけるのではないかとというふうに思います。認定農業者でない場合には、集落営農組織をつくらなければなりません、これにはやはりクリアすべきハードルも結構高いものがあって、例えば経理の一元化とかあるいは利用集積の促進など等々がございますので、なかなか農家の皆さん方の理解とかあるいは推進の同意が得られないというのはこれが現状であります。

本市の農業経営者は、県内の他の地域に比べますと平均年齢、これが低いというふうなこと、さらに経営耕地面積が比較的多いことから、農地のこの受け手になり得る方が多くおりますので、何とか農地の集積を進めて、そして認定農業者として育成していくというようなこと、そしてこれらの方々を中心として集落営農を行うことが可能な地域も多いのではないかとというふうに感じております。

また、各地域での説明会の状況等のお話もございました。お話ありましたように、新年度から国の新しい三本柱の政策について説明をしてまいりましたが、その反応としては、やはり生産調整と農地・水に関心が集中したようであります。品目

横断的経営安定対策については、すぐに加入しなくとも当面は米価の下落対策の支援が受けられるというふうなことから、緊急性のあるものとはとらえていなんでしょうか、質問もそれほど多くはなかったというふうに報告を受けております。

しかし、これを機会に集落農地をどう守っていくかということ何回も集落内で相談してもらいたいというふうな説明もしてまいりました。営農組織づくり、これはやはり農家集落の危機意識に基づく合意形成と、そして農家自身の主体的な取り組みがなければならないわけで、拙速な組織づくりをするとやっぱり失敗の可能性も高いところから、他の地域の成功例も多々あるわけでありますので、これらをいろいろ学習しながら、関係機関と連携して話し合いの場を継続していきたいというふうに考えております。

以上、とりあえず壇上から終わります。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 先ほど金議員がいろいろ中央で希望すれば国の全額的な予算の中で事業ができるというような話もありました。この前の新聞でも年間の支援額 1 兆円に拡大ということで、緒方理事長さんが新しい銀行の借款制度などを設けるということで、これまで 1,400 万ほどの予算でしたが、今回 1 兆円にはね上がると、そして活用がうまくいくだろうというような予想もしております。

それからもう一点は、私たちのそういう市長をはじめ六団体の要望により、今回の総務省の予算要求の中で 15 兆 2,300 億円と、昨年より 4.6% の要求増を行っております。これは、いずれにしても地方の財政が圧迫しているという 1 つの表裏一体の現象かなというふうに思います。そういう意味合いでは、やはり歳出を幾ら抑えても収入が多くなければ大変だと。特に我が市では、いろいろな問題を抱えながらも、22 年度まで何とか財政を立て直そうというような中で、国からのやっぱり大

きな金、これが来ないと大変だなというふうに思っています。そういう意味合いで、これまで以上に地方財政を確保するためにも、やっぱりもう一つ頑張ってもらいたいというエールを送りたいというふうに思います。そういう意味で、私どももともに要求はしていきますけども、皆さんの方でもこれからもあきらめず、たゆまず努力して進んでいってもらいたいというふうに思います。

あと 2 番目については、税の徴収であります、これは今私たちの個人のいろいろなサークルの中でも金集めと人集めは大変だなというふうに思います。自ら進んで入っているそういうサークルであってさえ会費を納めないというような人も随分います。そういう意味では、こちらから赴いて、そして徴収するということに対しては大変努力が必要だなというふうに思います。そういう中で、休日等も含めて職員の方々が徴収に走るということですから、前回は申し上げましたように、職員全員なり、議員も全員で借金取りに行こうと、努力してもらおうというそういう体制は組まなくてもよろしいのか、お聞きしたいと思います。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 税の徴収体制の問題だと思うんですけども、全庁的な取り組み、そして議員さんも含めてどうだろうかというふうなことでありますけども、徴収に当たっては、徴収事務に関する知識、いろんな税の制度もございます、その中には。そういった知識、それから滞納処分のノウハウ、そういった専門的な要素といいますか知識を持っていなければならぬと。また、それぞれの行政の他の分野でもそれぞれ、こう言うては何でしょうけども、滞納者から政策的に協力をいただいている面も数多くあると思います。そういった場合に、滞納者と徴収者が顔見知りであるという点も地域的な課題も多くあるのではないかなというふうに思いますので、1 つの手法ではあるかと思いますが、なじまないのではないかなという

ふうに思っているところでございます。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 御難儀している内容を察すれば、やっぱりそのくらいの努力をしてもいいのではないかというふうに思います。痛みを味わう市民から見れば、やはり我々が努力をしている1つの姿がそういうふうな状況、専門的なことは我々はわかりませんから、担当者と一緒に歩くぐらいで、せめてそのくらいの努力かなというふうに思います。

そういう意味合いでは、私たちはここで発言して要求するのは簡単なんですけども、やはり裏返ってみれば、それが大変な業務であるということをやっぱり認識していかないと大変なのではないかなというふうに思っていますんで、そういう機会があればひとつお誘い合わせ、私だけでも結構ですから、お誘い合わせいただきたいというふうに思います。

そういう意味で、今法人税の方がちょっと上がっているような税収も含まれてあるようです。今後の見通しで、先ほどは市長の方から経営の何なり、そういういろいろな経済情勢によって変わるということですが、来年の見通しはどうか、ちょっとお聞かせください。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 先ほど徴収対策についてあったんですけども、啓蒙活動はこれは誰でもできるわけですけども、徴収については徴収吏員という指定がございますので、そういった点も含めてちょっと難しいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

それから、その後の質問の内容ですけども、法人の調定額が増えているというふうなことだったのでしょうか。その理由と……

(「もう一回……」と呼ぶ者あり)

鈴木吉郎税務課長 済みませんです、大変申し訳ございません。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) 法人税そのものが今は段階的にも多くあったわけですが、それが4つほどに段階が減っているというようなことの中で、法人税の優遇措置というのがあります。そういう意味合いでは、中央ではそのことによって相当の金額が今までより減少しているわけですが、全体的に景気がいいためにそれが上がっているというような状況であります。そういう意味合いで、法人税は優遇措置はしていても、景気が後押しをして、それが上がっているということですから、新庄の地域でもそれが見通せるのか見通せないのか、次の予算の中でどのように評価しているか、お聞かせください。

鈴木吉郎税務課長 議長、鈴木吉郎。

清水清秋議長 税務課長鈴木吉郎君。

鈴木吉郎税務課長 法人税につきましては、確かに中央の方でもそういう形の中であってありますが、特に山形県、我が地方におきましては逆に法人税については調定額については下がっております。景気が回復してきていると言いますけども、地方にはまだまだというふうなことでございますので、まだ新庄まではその景気回復の影響は来ていないと。ずっと横ばいの状態で来ているというような状況でございます。

以上でございます。

2 2 番 (今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番 (今田雄三議員) ひとつよろしく徴収の方も含めて頑張ってもらいたいというふうに思います。

あと次であります、新庄病院の場合、先ほど申しましたように、新庄病院そのものの経営の状況というのは6,100万円ほどですから、そう大した金ではないと私は思います。そういう意味合い

では、今後も存続することについては何ら支障のない、そして我々もいろいろな側面的に努力すれば何とか経営が成り立っていくというような状況だろうというふうに思います。県全体で見れば相当の金額がマイナスになっているわけですが、先ほどお話ししたとおり、新庄病院では九十何%以上の活用率もあるわけですから、そういう意味では安定する可能性は十二分にあるというような状況で私はとらえております。そういう意味を含めて、今後県立病院の存続なり、それらを進めていってほしいと。

それらについて、今後当面の取り組みとして、県との話し合いをするつもりが市長としてあるのか、その1点だけお聞かせください。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 今後の取り組みについては、先ほど申し上げましたが、とにかく12月中、年末前に議会と一緒に予定で今日程調整しております。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) 市民の皆さんの運動も含めてという御回答がありましたから、それらを早急にできる体制を整えてもらいたいことを要望しておきたいというふうに思います。

3点目の米対策であります、食料・農業・農村対策ということで、きのうも小野議員からも質問あったわけですが、45年度以降からずっと改革が進んできたわけです。最初は米をつくれ、つくれと一生懸命ほつきをかけておったんですけども、このごろはつくるな、つくるなと。そして、最終的には面倒見切れないから消しにするというような、極端に言えばそういう状況であろうかというふうに思います。

今回の大綱も含めて考えますと、今まで零細であつても農業を続けておった人もその恩恵にこうむられないというような状況もありますから、そ

ういう意味合いで各地域に入って説明がどうなったのかなということでお聞きしたんですけども、具体的なものがないような感じがします。担当者として、どういうものがあつたか、もう一度お聞かせください。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 市内でほとんどすべての集落で説明会を実施しました。その前にはブロックごとに説明会をやっていますので、2回ずつ実施したことになります。

一番関心あつたのは、農地・水・環境保全向上対策でありまして、あとは生産調整どうなるんだと、それから品目横断とは何、集落営農とはどういふことですかということではいろいろ質問がありましたが、前の質問にもお答えしていますように、新しい制度が非常に複雑でわかりにくいと、いろいろ現制度から発展したりあるいは廃止になったり統合になったりというようなことで、農家に説明しても制度的には非常にわかりにくい制度だということで、もっとわかりやすい制度にしてくれというような声が一番多かったです。

それから、生産調整については、交付金を減らさないでちゃんとやるものについてメリットを感じられるように、そういった制度にしてくれと、それからある程度価格保障するにしても、こういった価格保障といいますか、所得保障になりますが、ある基準のものを示してくれというような声も出ております。

そういったことで、個々にはいろいろ出ておりますが、非常にわかりにくい制度だと。あとは環境保全向上対策でどのくらいの単価でこういった活動をすればよいのかと、こういったくくりで、こういった組織をつくって、こういった方々と一緒にやればいいのかというような、やるためにどうすればいいのかという質問が出ました。

そういったことで、さらに詰めるためには再度説明会をしますので、そのときにはまた呼んでく

ださいということで2度、3度やった集落もございます。

大体出た意見としては、まだまだありますが、主立ったところはそんなところでございます。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 今お話をお聞きしても、質問が何をしたらいいのかということが一番だろうというふうに思います。

この前新庄市で出したこの農業経営基盤強化促進基本構想ということで昨年質問したときに、これを出すからこれでやるということをお聞きしまして、よく見たんですけども、見れば見るほど、私は農業でありませんからわからないのは当然なんですけども、一般の農村の方もこれを見て、ああ、なるほど、これでいこうというような状況にならないなというふうに心配しております。

そういう意味合いでは、農業の経営の規模、生産方式などということで、相当のページ数をとられてあるわけですが、農協なり、それから市の担当者としてどれを皆さんに勧めればいいのかという目玉はあるわけですか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 農業経営基盤強化基本構想については、それは新しい制度とはまた違いまして、平成7年度に実施されたその構想を今回の見直しでつくりかえた、見直した資料でありまして、本市の目指すべき経営形態、20形態について400万円の所得を目指した形で農家が取り組めるような種類をあるいは担い手の育成とか農地の集積とか、そういった農業経営を強化するに当たっての基本的な構想をまとめてございました。その中で本市が目指すべき内容としては、米プラスに園芸とか、それから畜産とか、そういったものを加えまして、所得が400万円以上上がるように、今後の市の農業が未来永劫にわたって持続可能な経営形態を今のうちから確立していこうという骨子で、20経営体

に絞って関係機関と一緒に決定したと。最終的には協議会で決定させていただきましたが、そういった方向にありました。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 認定農業者の加入の進みぐあいがいよいよというふうに受け取ったんですけども、それはちょっと疑問だなというように思うんですが、それに加われない人が集落営農というふうになっています。集落営農で今までの共同作業なりそういうものをやってきて失敗している経過もあるわけです。そういう中で、今回特に集落営農について賛同することが多かったのか少なかったのか、そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 明確に集落営農を目指してやりますという意味表示を示した集落は今のところありません。

品目横断のメリットを受けられる制度であります。品目横断というのは米と大豆と麦とテンサイ、それからバレイショ用のでんぷんなんですが、ここで作っているのは水稻と大豆が若干だけありますので、非常にメリットが少ないと。西日本は非常にメリットが多いんですけども、東日本、東北、さらには新庄においてはメリットが感じられない制度になっているということで、なかなか農家が取り組む意欲と下地がないと。3年間かけてよく検討しながら、拙速にならないように農家からよく制度内容を理解していただきながら、1つでも2つでも集落営農が結成できればいいなということで今後進めてまいりたいということです。

2 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

2 2 番（今田雄三議員） 今市でもなかなかスムーズにいったいない模様だというふうに思います。

懇切丁寧に疑問を解いていただいて、そして来年から出発してほしいというふうに思います。
終わります。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。
大変御苦勞さまでした。

午後 2時50分 散会

平成18年12月定例会会議録(第4号)

平成18年12月13日 水曜日 午前10時00分開議

議 長 清 水 清 秋

副議長 新 田 道 尋

出席議員(22名)

1番	佐藤	悦子	議員
3番	星川	豊	議員
5番	斎藤	敏	議員
8番	清水	清秋	議員
10番	小野	周	議員
12番	佐藤	隆	議員
14番	沼澤	恵一	議員
17番	柴田	忠志	議員
19番	石田	千與三	議員
21番	亀井	信夫	議員
23番	高山	和男	議員

2番	山	口	吉	靜	議員
4番	奥	山	省	三	議員
6番	斎	藤	義	昭	議員
9番	小	嶋	富	弥	議員
11番	遠	藤	敏	信	議員
13番	新	田	道	尋	議員
16番	森		儀	一	議員
18番	下	山	准	一	議員
20番	平	向	岩	雄	議員
22番	今	田	雄	三	議員
24番	金		利	寛	議員

欠 席 議 員 (2 名)

7番 渡部平八議員

15番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市				長	高	橋	榮一郎
総務課	務課	課		長	武田	一夫	
税務課	務課	課		長	鈴木	吉郎	
環境課	境課	課		長	田口	五郎	
農林課	林課	課		長	坂本	孝一郎	
都市整備課	市整	備課		長	中部		力
会計室	計室			長	矢奥	喜一郎	榮
神教員	教員	員		長	伊藤	輝	昭
教育次長	育次	長		長	奥山	芳彦	夫
教生選	涯學習課	員		長	大	雅	也
選挙管	理員	員		長	小	俊	嗣
委員	員	員		長	國	政	
監査				員			

助政市長商下福水教學生課選事監事	策民觀水道教育	經康光道務育求管理登務	營課課課課所課一員委員局	役長長長長長長長少長員長	八小笠大星羽佐矢高佐小黑小渡	鍬原場川賀藤口橋藤野坂野部	長謙和千新和光正秋	一一正基尋一孝敦博夫悦一夫

農 業 委 員 会 長 齋 藤 友 一
事 務 局

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 （ 第 4 号 ）

平成18年12月13日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 山 口 吉 静 議員
- 2 番 佐 藤 悦 子 議員
- 3 番 遠 藤 敏 信 議員
- 4 番 石 田 千 與 三 議員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程（第4号）に同じ

平成 1 8 年 1 2 月定例会一般質問通告表 (第 3 日 目)

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 口 吉 静	1. まちづくりと中心市街地活性化について 2. 財政再建の進捗状況は 3. 複式簿記制度の導入は 4. 4 8 0 の事務事業の見直し、進捗状況を伺います 5. 市単独補助金の状況は	市 長
2	佐 藤 悦 子	1. 県立病院を守り、市民の医療を守ろう 2. 民間委託では給食内容を貧しくするのではないか	市 長 教 育 長 関 係 課 長
3	遠 藤 敏 信	1. 0 7 年度から本格実施される新政策「農地・水・環境保 全対策」への本市の対応について 2. バイオマス利活用「生ゴミ堆肥化事業」について 3. 除排雪対策について	市 長 関 係 課 長
4	石 田 千 興 三	1. 葉っぱのフレディを教訓として命の大切さを訴える。学 校におけるいじめの問題について 2. 学校現場における教師の問題	市 長 教 育 長 担 当 課 長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21名です。欠席通告者は渡部平八君、中川正和君、石田千與三君の3名です。

なお、石田千與三君は午前中の欠席となっております

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより3日目の一般質問を行います。本日の質問者は4名であります。

山口吉静議員の質問

清水清秋議長 それでは最初に、山口吉静君。

（2番山口吉静議員登壇）（拍手）

2 番（山口吉静議員） 皆様、おはようございます。新政倶楽部会派の山口吉静でございます。よろしくお願いいたします。

中心市街地は古くから商業、業務などさまざまな都市機能が集まり、人々の生活や文化、余暇活動、交流の場となるなど、そのまちの活動や個性を代表する顔とも言うべき場所であります。まずは発言通告書によりまして質問いたします。

まず、1番目といたしまして、まちづくりと中心市街地活性化について伺います。まち

づくり三法改正は、商店街の問題にとどまらず、地方全体の将来にかかわり、住民と自治体が主役となった地方の政策、創発力が鍵を握り、アイデアが出たらそれによって消費者は便利になり、中心市街地の人口は増えるのかを合い言葉といたしまして、施策を磨き上げればと思います。今後ともコンパクトシティを目指しながら、中心市街地の郊外部のそれぞれの特性を生かした張りのある土地利用を誘導いたしまして、計画的なまちづくりに取り組むことが大切であると思います。行政としての役割、戻ってきた大型店と中心商店街が共倒れにならないように行政の指導はどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

なお、中心商店街の新庄ショッピングビルの自己破産による当市の影響はどうなのでしょう。また、セントラルスポーツは平成19年1月31日で撤退するそうです。理由は、新庄ショッピングビル破産によるもので、協議の結果、決まったのであります。わらすこ広場もありますし、市の対応はいかがなのか伺います。

また、ほかにも同じようなケースはどうなるのでしょうか、伺います。

次に、財政再建の進捗状況についてであります。これは中川正和議員、奥山省三議員、金利寛議員、今田雄三議員の方々と重複となる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

地方自治体の財政状況を示す指標の1つに経常収支比率があります。人件費や公債費などの義務的経費が地方税や国からの交付税といった財源に占める割合で、比率が高いほど財政が硬直化しているわけですが、当市の財政再建の進捗状況をお伺いいたします。

1つ目は、職員数の削減は定年退職による自然減によってもたらせるものと考えますが、早期退職奨励制度は考えますか。また、定年退職した人員の補充はどのように考えておられますか。また、今後3年間の退職者の退職金額をお伺いいた

します。大きな固定的コストである退職金額をデスクロウズしておく必要があると思いますので、お伺いいたします。

2番目に、外部監査の導入のお考えはいかがでしょうか。従来の監査委員による内部監査に加えまして、外部からの目による監査を導入することにより、市政のチェック機能を拡大し、透明性、信頼性の向上はいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、実質公債費比率が県内で1番目に高くなるような財政悪化の要因をどのように認識されておられるのか、見解をお伺いいたします。

新庄市公債費負担適正化計画では、第7年度には22.2%内と仕事が全くできないという御説明もありましたが、大変な努力は見られますが、もう少し知恵を出されて、第7年度には18%になるように精査できないものかとお伺いいたします。

次に、複式簿記についてであります。数年後には国と地方合わせた長期債務が1,000兆円という天文学的な額に膨れ上がろうとしている状況下であって、本来ならば国が率先して複式簿記発生主義会計を導入して正確な財務状況を把握し、経営の視点を確立することが求められております。従来の単式簿記現金主義会計による普通会計決算の手法では、速やかに財務諸表を作成することができない。また、一部の固定資産の残高が把握できないなど、事業別の財務諸表の作成が容易でないなど、一定の限界があることが明らかであります。これまでも国や多くの自治体が単式簿記現金主義会計による決算数値を活用して財務諸表を作成してきましたが、東京都のように日々の会計処理の段階から複式簿記発生主義を導入し、財務諸表を作成するのは我が国で初めてであります。市会計制度に複式簿記連結バランスシートやセグメント情報などといった工夫、導入を行いませんか、市長の所見をお伺いいたします。

次に、事務事業の見直しについてお伺いいたします。厳しい行財政環境が続く中、新たな行政課

題や複雑多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくために、最少の経費で最大の効果が上がるよう、常にコスト意識や経営感覚を持ちながら、市民サービスの向上を図りますが、市の進捗状況と見直し件数、節減額をお伺いいたします。

次に、市単独補助金についてお伺いします。補助金は市が団体の事業の実施にあるいは事業の運営に関与し、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で重要な役割を果たしておるわけですが、市単独補助金は前年度に比較しての削減状況をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 山口議員の御質問、第1点目につきましては、まちづくり三法、これの改正に伴う中心市街地の活性化についてのお尋ねがございました。私も常々申し上げておりますが、やはり中心市街地をどのような形で賑わいを取り戻すか、これについてはこの新庄市のまちの将来を考えていくに、やはり中心市街地も今どちらかというと郊外型の賑わいと言いますか、大型店が大分立地しているというふうな状況の中で、どうしても中心市街地は苦戦をしていると、衰退しているというふうなのがこれが現実だというふうに思います。

そういうふうなことを踏まえて、国の方でもまちづくり三法の改正というふうなことで取り組んでいるわけですが、これからやはり中心商店街のみならず、市街地としてどのようなものを張りつけるか、あるいは居住空間をどうやって確立していくかというふうなものは大きな問題だというふうに思います。そういうことを踏まえて、山口議員の御質問だというふうに思います。

やはり御承知のように、大型店が郊外の方に集積しているというふうなことから、どうしても中心商店街が空き店舗の増加というふうなことで、

非常に苦戦をしているというふうなの、これは現実ではありますが、これをどうやって歯どめをかけるかというふうなこと、そしてまた賑わいを回復するにはやはり都市計画によりまして、大規模集客施設の適正配置等を目的とした、地域の実情に合ったまちづくりを進めていこうというふうなことが、やはりまちづくり三法の大きなねらいだというふうに思います。これを受けまして、新庄市厳しい財政状況の中ではありますが、これから市街地活性化のための現在の基本計画、これを見直しを行いまして、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを目指していこうというふうなことであります。

当然のことながら、我々行政とそしてまた商店街の皆さん方、商工会議所、そのほかの団体の方々と連携を深めながら、市民あるいは市外の皆さん方にいかに中心市街地の魅力を伝えていくかというふうなことが大変大事ではないかなというふうな考え方をしております。

現実にも今ＪＴ跡地には介護保険のデイサービス施設あるいは託老、託児施設、またグループホーム等々、市街地の中にも大分建設されてきてまして、そういう点では非常にいいことだなというふうに、これからもぜひそういうふうなことが進捗できるように、そしてまた居住空間も増えていくように考えて誘導していきたいと、このように思っております。

やはり中心市街地の衰退という言葉、適当かどうか分かりませんが、苦戦しているというのは、これはやはり長年かかって進行したものだというふうに思いますけども、やはり活性化への取り組みというのは、これは相当迅速にやっていかないと、だんだん、だんだん寂れていくというふうなことになりますので、短期的なもの、そしてまた長期的な視点とあわせながら課題に取り組む必要があらうかというふうに思います。

中心市街地の方に大型店がもし来たら共倒れにならないようにというふうなお話がありました。

確かに前の大店法、平成12年まで大店法でやってきたわけではありますが、その当時私も商業者の一人として、北本町に当時ヤマコー興業だったと思いますが、その大型店の誘致のときに、商業者側とそれからデベロッパーと非常にせめぎ合いというか、大店法の中で商業調整が盛んに行われたのを記憶しておりますが、売り場面積の縮小あるいは営業時間、休業日数等々で調整が非常に難しかった。やはり地元商店街と大型店との調整を図ったり、そして地元の商店がその中に入ると、専門店が入るというふうなことで決着して最初大型店が立地したというふうなことが、これは昭和61年あそこ立地したわけではありますが、そのときはやはり商店街としても余り大型店というのは歓迎しなかったという現実がございます。

しかしながら、やはり先ほど申し上げましたように、大型店も郊外型になってきた。また、車社会もどんどん進展してきたというふうなことで、やはり中心商店街としても今は核店舗としてやはり大型店を欲する。そこで集客することによって共倒れというよりも、むしろ商店街の繁栄のために大型店の立地を望む、そういうふうな傾向になっております。そのことが、ダイエーが撤退した後、空き店舗になっておりましたが、コピア、これ平成11年に開店したんですが、そこへ来るまでの誘致活動、我々もあれしましたが、商店街の皆さん方も大変熱心にコピアの誘致に取り組みまして、そして11年にあそこを出店したというふうなことでありますが、平成15年に残念ながら撤退をせざるを得なかったというふうなことであります。

この要因については、その当時いろいろ議論されましたんで繰り返しますが、これを考えてもやはりまちづくり三法改正になりましたが、ただ現実的に考えますと、中心市街地の中にやっぱりある程度のスペースを持って、そして今平場の駐車場が望まれるわけがありますので、なかなか大型店の誘致というのは難しいのかなというふうに

も思います。

いずれにいたしましても、いろんな要素が絡み合っておりますので、商店街のみならず、中心市街地にとってこれからも活性化、これは山口議員の話でなくても、我々もこれについてはやっぱり必至に取り組んでいかなければいけない1つの課題でありますので、今後いろいろ御意見を頂戴しながら引き続き支援していきたいというふうに思っています。

それから、今お話し申し上げたショッピングビルのことについても言及されました。御承知のように、去る10月でございましたが、代理人の弁護士から地方裁判所新庄支部に破産申し立て、これを行った旨の通知が入りました。助役を座長として新庄ショッピングビル対策連絡会議を設置したところではありますが、その後11月2日に破産手続の開始決定があるというふうなことで、現在に至っております。そしてまたお話ありましたけれども、今月といっても先週末でございましたが、ショッピングビルで営業しておりましたセントラルスポーツが1月末をもって営業を終了するというふうな情報が入りまして、我々としてもあそこにならすこ広場、これ大変御承知のとおり好評な施設であります、入っておりますので、セントラルスポーツが撤退した場合にならすこ広場の存続にもかかわる大変大きな問題でありますので、非常にその情報を収集しながら、今その対策を練っているところであります。

なかなか条件的にも非常に厳しい状況がありますが、何とか存続できないかというふうなことで対応を今考えているところでございますが、セントラルスポーツがはつきりと1月末をもって営業を終了するというふうなことを宣言しておりますが、あそこの利用者また商工会議所、あるいは北本町の商店街等々の皆さん方がやはり存続要望をこれから積極的にやっていくと、また署名活動もしていくというふうなお話も伺っております。そんなふうなことで何とかいい方向に行くように、

我々も今後積極的に対応して対策を練っていかねばいけないなというふうに考えているところであります。

そのほかのことについての情報というふうなこともありますが、非常に地方経済厳しい状況にありますので、各関係機関と連携を密にしながら情報の把握に努めていきたいと、このように考えます。

それから、指定管理者制度の活用あるいは早期退職、そしてまた職員数のことについても御質問がございました。御承知のように、つい先日であります、12月1日からわくわく新庄においても指定管理者制度、これを活用したところであります。今後も行政改革大綱実施計画に基づきまして、制度を活用しながら適切なサービスを効率的に行うことができる、スリムな機能的な組織づくり、これを図りたいというふうに考えております。

早期退職勧奨制度についても触れられましたが、これにつきましては昭和59年ですが、新庄市職員退職勧奨要綱、これを定めまして、課長会を通じて職員に周知をしております。ここ5年間で7名の方が定年前に退職されておまして、また今年度においても3名の職員から早期退職の申し出を現在受けておまして、これも承認しております。

また、定年退職した人員の補充についてであります、これは昨年度策定いたしました新庄市の定員管理計画に基づきまして、平成26年度には310人程度の正職員体制に達すること、これはもう何回も申し上げておりますが、これを目標にして適正な人員の補充を行ってまいり所存であります。

それから、退職金のこともお話がございました。この金額、デスクロージャーしたらどうだというふうなことでありますが、その算定については常に公開しておりますし、発表しております。ただ、新庄市の場合は退職手当については山形県の市町村職員の退職手当組合、これに加入しております、これは本市及び他の加入団体からの負担金、これを財源として組合から支給されております。

そんなところで御理解いただきたいなというふうに思います。

それから、外部監査制度の導入についてもお話がありました。外部監査制度、これは地方公共団体が弁護士とかあるいは公認会計士など外部の専門家と個々の契約に基づきまして、定例監査あるいは決算審査以外の事項について監査を受ける制度であって、現行の監査委員による監査と役割を分担するものであります。そのうち、監査をする事項を外部監査人が選択して監査を行う包括外部監査契約につきましては、これは都道府県なり政令指定都市に義務づけられております。現在のところ県内13市において導入している市はありませんが、本市も現在の行政規模並びに財政規模から見ましても、現行の監査委員による監査制度によって、十分その機能を果たしているというふうに認識しておりますので、現行制度の中で適正な監査を受けてまいりたいというふうに考えております。

それから、財政問題のことにも言及されました。これについては、今議会も大変多くの議員の方々から御質問なり御意見、御提言もいただいておりますのでございますが、山口議員は特に実質公債費比率を18%以内に抑えられないかというふうな御質問というか、御提言がございました。22日の全員協議会で今年度新たに策定いたしました公債費の負担適正化計画、これについて御説明をさせていただいたところでありますが、その中に18年度までの起債額をもとにして19年度以降、来年度以降新規に地方債を全く発行しない場合の実質公債費比率の見込みを示してございます。これは国が示す地財計画の動向とかあるいは標準財政規模とか公営企業の繰出金であるとか増減が見込まれますので、若干の変動はございますが、計画の最終年の24年では3年平均の数値として19.7%と見込んだのでございます。

その比率を18%以下に抑えられないかというふうなことでございますが、そのためにはやはり地

方債の繰上償還を行うとか、地方債の借りかえを行うとか、あるいは公債費の平準化を図るなどというふうな方法も考えられますが、現実的には難しいというよりも不可能なところもございます。今後地方債にできるだけ頼らないで事業展開を考えていきたいところでありますけれども、少子高齢化に伴う社会保障費の増大あるいは地方交付税の減少などが懸念される。そしてまたずっと申し上げておりますように、めり張りのきいた集中と選択をしながら、やはりやるべきことはやっていくというふうな方針から、現状の6億から7億程度の起債発行はこれは継続していかないと、なかなかその目的を達成することができないというふうなことでございます。16年に財政再建計画、これを策定いたしまして、これまでも地方債の発行を抑えてきておりますが、今後も同様の対策をとって、新規の地方債発行、これをできるだけ抑えた形で算定して22.2%というふうに見込んでおります。これは必ず達成しなければならない目標でありますし、社会の変動を見きわめながら、社会投資をしなければならないものはしていくと。そのタイミングを誤らないように的確な事業の展開をしていこうというふうなことであります。

そのほかにも地方債の借りかえとか繰上償還、これはもう可能な限りできるものはやっていこうというふうなことで、最終年度には少なくともこの計画の数値を下回る実績になるように、これからも努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、複式簿記の導入はいかがかというふうなことの御質問がございました。これは昨年の3月議会でも山口議員から御質問いただいたところであります。お話もございましたが、地方公共団体の会計、これは国の会計と同じように住民から徴収された対価性のない税金、これを住民福祉の増進等を目的として財源の配分を行って、議会の皆さん方に議決をしていただいて、それを執行していくというふうな仕組みになっております。

営利を目的とする企業会計とはやはり根本的に違って、地方公共団体では現金主義の単式簿記、これを採用しているところであります。

一方で国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性、これを高めあるいは住民に対する説明責任を果たして効率化、適正を図るため発生主義の企業会計手法、いわゆる複式簿記の考え方を活用した財務書類の開示、これも推進されているところであります。

8月に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の中で、地方公共団体において新地方公会計制度、これの研究会の報告書が示しておりますが、原則として国の作成基準に準拠して発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図ってバランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、また純資産変動計算書の4表の整備をこれ標準型としていくというふうなこと。それで地方公共団体単体及び関係、関連団体も含む連結ベースで公会計の整備の推進に取り組むこととされております。今後このように改定されました財務書類の作成あるいは資産評価に対する実務的な指針が示されるというふうに思われます。

本市においても御承知のように、平成12年に総務省で示した方式に基づきまして複式簿記の考え方を活用したバランスシート、これを13年度決算から公表してまいりました。また、昨年度からバランスシートに加えて行政コスト計算書を作成し、公表しております。今後改定されました財務書類の実務的な指針が示されれば、活用について検討していきたいというふうに考えております。

ただ、日々の予算執行に複式簿記、これを採用するに当たっては、会計基準等の詳細な整備あるいは複式簿記システムの導入等の対応が必要となります。国においても新たな公会計制度整備について今研究中でありますので、それらの動向を見守りながら今後対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、事務事業の見直しを15年度経費削減

等々を目的として着手したわけでありますが、それらの進捗状況はどうかというふうなお話がありました。480事務事業を対象として見直ししたわけであります。その結果、目標としていた16年度あるとき皆さん方大変いろいろ御審議やら御議論させていただいて、見直しをかけて、そして約8億円弱の経費削減を達成することができたわけでありますが、その事務事業見直しの本来の目的であります取捨選択を図る上では、まだ十分ではなかったと認識しております。そのため、15年度より部分実施している事務事業評価、これを16年度には全事業に実施いたしました。そして、それぞれの事務事業が何のために実施しているのか再確認するとともに、実施の結果、成果がどうだったかというふうなこと、これを測定することによって今後どうしていくのか判断することにいたしました。

16年度にこの事務事業評価の実施をいたした結果でありますが、見直すべき事業が337事業中134事業、また17年度の評価実施の結果、373事業中180事業というふうになっております。今年度においてもさらなる充実を図るため、これまでの事務事業の評価に加えて施策レベルでの評価を実施しております。

今後もこのようにして行政評価に取り組んでいくことによって、限られた資源の中で取り組むべき施策あるいは事務事業の選択と周知を図って、効率的な行政運営を目指していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

それから、市の単独補助金の状況についてもお話がございました。17年度当初予算における単独補助金、これは3,690万5,000円でした。18年度は3,221万6,000円となっております。468万9,000円の削減額というふうになっております。削減した主な事業であります。これは納税組合への報賞金、これ231万6,000円、また観光協会の事業補助金54万6,000円等々であります。また、新たに新規事業として市民のパイロット事業補助金

60万円、夢未来支援事業補助金60万円等がございます。財政事情の厳しい中で、やはり補助金についてもいろいろ精査をしながら、今後も適正な補助金をして、その団体がより効率的な活動ができるように、今後も市民協働の立場でやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

清水清秋議長 山口吉静君。

2 番(山口吉静議員) 御答弁ありがとうございます。確認の質問をさせていただきます。

まず、中心市街地活性化の中でセントラルスポーツの件ですけれども、地元の方々からどのような御相談があったかお伺いいたします。

羽賀千尋商工観光課長 議長、羽賀千尋。

清水清秋議長 商工観光課長羽賀千尋君。

羽賀千尋商工観光課長 ただいま地元からどのような要望があるかということでございます。

先ほど山口議員おっしゃるとおり、ショッピングビルに入っていましたセントラルスポーツ、特にここは温水プールということで大変会員の方も現在1,200名ぐらいというふうに伺っています。また、いわゆる経営不振で撤退ということではないというようなことを認識しています。そういう中でいわゆる大家さん、いわゆるオーナーが破産したということで撤退がやむなきというような話も伺っております。

そういう中であそこにはセントラルスポーツさんと市のわらすこ、北本町さんにとっては最後のとりでといたしますか、そういう2つ入っているわけですので、何とか存続の道はないかと。そういうような中でいろいろ地元からも要請を受けてございます。それで地元では存続させるためには何ができるのか、また行政としてどういうことができるのかということで、現在いろいろ正確な情報収集に努めているところでございます。

それで地元では嘆願活動、要望活動といいますか、そういうことも計画されておりますので、私

どもも明日なんですけれども、破産管財人、弁護士の方、山形の方でございますけれども、明日訪問するということでアポをとっておりますので、その辺いろいろ存続できる方法がないのか、どうすれば存続の道が開けるのか、そういうところをいろいろ腹を割った話をさせていただきたいなと思ってございます。

いずれにしても、北本町商店街の方々ももてなし金曜市とかいろんなことを仕掛けて頑張っておるわけでございます。そういう中で大型店とお互いの相乗効果を今まで出しているわけでございますし、あと立体駐車場もあります。そこも撤退になれば大変利用者が減少するというふうなことで、私どもとしてもまちづくりの観点から大変危機感持っておりますので、何とかそういう道がないのかというようなことで、これからも努力してまいりたいと思います。

2 番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

清水清秋議長 山口吉静君。

2 番(山口吉静議員) あと退職金額は組合に加入されているので別に別途積立金というんですか、問題ないということでしたんですね。

あと、職員の数が減っていくわけですが、市民サービスは従来どおり継続できるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 昨年度の新庄市定員管理計画を策定して、先ほど市長が答弁申し上げた人員、職員体制にするというようなことで今進めておりますけれども、職員の数が減ったことによって、市民サービスが大幅な低下をするというようなことがないような組織体制あるいは市民協働、いろいろな指定管理者制度あるいは民間委託等々の手法を使いながら、さらなるサービスの向上というか、スリムな市役所の中で大きなサービスをやっていくというような組織体制にしていきたいというふうに考えております。

2 番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

清水清秋議長 山口吉静君。

2 番（山口吉静議員） 次に、複式簿記の件ですが、けれども、これは確かに導入されれば連結バランスシートや一般会計、特別会計の連結決算もできるということで大変公明性になるんですけれども、市長自身は複式簿記導入は賛成なんですかね。個人的な質問はまずいんですか。いかがなんでしょうか。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 ただいま市長からのさまざまな内容をもつての答弁がございましたが、先ほどのくだりの部分で研究中というふうなことがございました。よって、本市においても果たしてこれをどうするのかというふうなことは、まだまださまざまなハードルがございますし、またシステム等々も変えていかなければならないというふうなところもありますので、さらにそれらについての研究結果を踏まえて、検討していきたいというふうに思っております。

ただ、先ほどセグメント情報というふうなお話がちょっとございましたが、これについては部門別の収支のバランスというふうなことでしょうか。またそれについては行政の部門別の行政コスト等々の計算書というふうなものもございますので、その辺あたりも少し参考にいただければというふうに思っているところであります。

以上です。

2 番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

清水清秋議長 山口吉静君。

2 番（山口吉静議員） どうも複式簿記ちょっとしつこくあれまして申しわけないんですけども、今までの一般会計は要するに歳入と歳出が単年度で、数字が合えばよろしいでしょうということなんですけれども、結局歳出の方は大体固定されておるわけです。歳入の方はやっぱり交付税とか市税とか何かで、どうしても減少しがちだと。年々、

単年度、単年度で借金して歳入歳出のバランスをしているわけです。結局ある程度年数たってみると、借金がいつの間にか増えてくるということで、結局複式ですと繰り越しがありますから、借金の繰り越し。後期に繰り越しということで、借金が増えちゃいけないということでいろいろ検討すると思うんですよね。ところが、単式だとその年度、年度だけだから、いつの間にか借金がぼんと増えちゃうということで、後で慌ててもしょうがないんで、やっぱり複式にしてもらって、その後複式にしてもらえば特別会計とも連結決算もできますから、それで連結決算できれば、今いろいろお願いしてバランスシートをつくっていただいたんですけど、今度連結のバランスシートもできるということで、市長のおっしゃっている市の自立を促す一般会計、特別会計全体の財政を把握する必要があるんじゃないかなということで、2回も3回もしつこく複式簿記について質問させていただいていますけれども、そういう意味でありますので、何とか、今回は市長から前向きに検討するというような御答弁をいただきましたんですけど、だめでした。

それであと、次に市単独補助金について伺いますけれども、これは期限は別に切っていないんですが、例えば3年なら3年でこの補助金は終わりますよとか、あとお金を、例えば10万でも20万でも渡すだけじゃなくて、その事業の決算書みたいなものをもらうとか、あるいは報告書をいただいて、そうすると例えば今この補助金は市だけだからやっぱりある程度継続しないとまずいんだとか、ほかからも補助金いただくのであれば、市は次からカットさせてもいいんじゃないとか、そういうものがあるんで、お金は渡して終わりなんですか。その事業の決算書とか会計報告とかそういうのはもらっているんですか、伺います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 その結果に基づいては、

当然それら主体の方からいただいております。原課の方で数多くそれらの事業を持っておりますので、原課の方で精査をしながら適正であるかどうかというふうなことは、これは当然検証をしております。それらの継続等々につきましては、やはり1つの事業としてもうひとり立ちできるというんでしょうか、その形で進めるというふうなところなんかは精査しながら、今削減というふうな形の中で検討した結果でございます。

以上でございます。

2 番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。終わります。

清水清秋議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して一般質問を申し上げます。

まず、第1点目は県立病院を守り、市民の医療を守ろうという点についてです。①として、新庄県立病院の果たす役割と今後の課題について伺います。御承知だと思いますが、概要を申し上げますと、一般病床数463床、感染2床、最上地域の一般病床796床のうち、県立病院が58%、感染においては100%県立病院が担っています。診療科は17科、1日当たり入院患者数は383人、外来患者数は1,056人、救急患者数45人、手術件数は年で1,901件、分娩数では210人、職員数481人、医師47人、

研修医3人、看護師308人。新庄市国保の外来患者の約3割と入院患者の約5割が県立新庄病院で治療を受けています。

ある市民の方からこういうことを聞きました。のどが痛いのでどの薬を飲んでいましたが、治りませんでした。看護師をしている娘さんに相談したそうです。そうしたらすぐ県立に行って検査をしてもらえ、こう言われました。県立に行ったところ、即検査入院。その結果、何と肝臓が悪いことがわかり、内科に移って入院、治療を受けて命拾いだったということです。まさに新庄、最上地域の拠点病院としての役割を果たしております。

②として、新日本監査法人による県立病院についての報告書の問題点について伺います。報告では、県立新庄病院を9ページでは、県と近隣市町村の一部事務組合運営にということ、と同時に県立病院全体に対して11ページで、経営の効率性及び住民へのアカウンタビリティの徹底の観点からも、開設主体つまり設立主体が県、一部事務組合いずれについても、運営形態は一般地方独立行政法人化することが望ましい。つまり地方独立行政法人にすると言っています。地方独立行政法人法は、2003年に制定されました。地方自治体の直営とどこが違うのか、その正体は独立採算を要求し、サービスの引き下げや職員の勤務条件の引き下げをするところにあります。現実に地方独立法人への交付金は毎年決まった割合で削減されてきています。少ないお金で運営してみると、次第次第に地方自治体の出すお金を減らしていくところに、地方独立行政法人の特徴があります。県直営と地方独立行政法人の違いについては、どうお考えでしょうか。

③として、県直営の県立でなくなれば、サッカーで言えばJ1からJ2への格下げとなり、医師確保は困難となり、病床削減、医療機能縮小で入院待ちや手術待ちの恐れもあるのではないのでしょうか。千葉県内で県立病院を廃止し、周辺の公立病院と統合する計画により、千葉県の国保成東病

院で内科医の大半が辞職し、2次救急医療の輪番が担えなくなりました。

医師の過重労働は深刻で、東京都立府中病院では部長医師の過労自殺の事例が起きています。大阪府医師会の調査によると、3割が過労死認定基準を超える超過労働に従事しています。新庄県立病院も常勤医師の週労働時間の平均は63.3時間、これは土日の休みなしに、毎日8時間勤務ということです。最高78時間という人もいます。これは土日休みなしで毎日11時間の勤務になります。まず、辛うじて1日休んだとしても毎日13時間も勤務しているということです。休みでも呼び出されます。県立病院の中で新庄県立病院が一番労働時間が長いということです。

医師の深刻な過重労働は患者に影響が決定的とはいえないのではないのでしょうか。医師について労働関係法令の求める労働時間を遵守されることを前提に、高度医療、専門医療、救急医療が受診できるように、県の財政措置が求められていると思います。

④としては、背景に病床を減らして医療費を削る国のねらいがあるのではないのでしょうか。日本の医療は、低額で質の高い医療を提供している国として世界では高く評価されているのではないのでしょうか。日本の医療費対GDP比は先進国と言われる29カ国中18位です。18位という低い医療費です。日本は世界保健機構による健康達成度総合評価では第1位です。低い医療費で大変高い評価を受けているんです。ちなみに国民皆保険のないアメリカは、医療費は世界で第1位と高く、健康達成度総合評価は第15位、大変低い評価です。

また、国民総医療費30兆円と言われますが、国民の命と健康を守る医療への投資として高過ぎると本当に言えるのかということです。国の予算は特別会計も加えた総額は、単純合計で約387兆円。重複を除けば総純計額約207兆円であり、ある人は本来国家予算は242兆円だと、こう試算しております。そのうち国民総医療費が約30兆円です。パチ

ンコ産業が30兆円です。葬式産業は15兆円です。建設投資額は85兆円です。これと比べても医療費は少ない額で抑えられているのではないのでしょうか。

⑤として、県立病院として充実させるために次のようなことを提案してはどうでしょうか。1つは、医師確保のために地域住民挙げて取り組むことです。2つ目は、ミニ救急救命センターを設置することです。3つ目は、地域全体で電子カルテの導入を図ることです。4つ目は、救急車を増やして搬送体制の強化をすることです。5つ目は、勤務医の給料を上げ、労働時間を減らす体制をつくって医師の定着を図ることです。医師の労働条件の改善が定着を図るために重要ではないかと思います。6つ目に、最上地域で不足している慢性期療養型の病床を確保し、必要な患者が入院できる体制をつくる必要があります。特に団塊の世代が70歳代、80歳代になったときに病床が不足することが予想されます。病床を減らすのではなく、病床ベッドを増やす必要があると言われています。

⑥に、県民の命と健康を守るために県の一般会計の持ち出しについては、新庄県立病院の果たす役割の重要性から、むしろ大幅に増額すべきではないのでしょうか。17年度の山形県病院事業会計決算を見ると、実質収支が黒字になっているという県立中央病院は、一般会計繰り入れが多いから黒字だと言われています。一般会計繰り入れを除く医療面での収支、医業収支は中央病院が82.9%、新庄病院が90.2%です。新庄県立病院は医師や看護師らによる献身的な活動によって医療面での収支状況は中央病院よりもはるかによいのです。中央病院並みの割合で一般会計繰り入れをさせることによって、住民の願いである県立病院の充実を図ることができます。県に対して新庄県立病院への繰り入れを大幅に増やすよう強く要請することは大変重要と考えます。県立病院の維持、存続はまさに地域住民一体となつての署名要請運動が必要だと思います。署名要請運動について市長のお考

えをお聞きします。

2つ目の質問です。民間委託では給食の内容を貧しくするのではないかということについてです。①として、埼玉県草加市ではおおよそ56%が地元産というように、給食費が地元還元されるように取り組んでいます。当市では何%になっているのでしょうか。小学校の給食で食材を草加市並みにしたとすれば、6,000万円ぐらい農業の収入になります。他保育所や老人施設でも給食があるわけですが、そこで利用50%となれば、私の試算によりますと、約1億5,000万円ぐらいもの農業収入に、それ以上になるということが予想されます。生ごみ堆肥を活用していただくためにも、とれた農産物を確実に地域で消費されるよう、給食の食材利用促進を計画すべきではないでしょうか。

②として、地産地消や手づくりでおいしい給食を提供することは、子供の発達する権利を保障する教育であります。市直営で教育としての給食を行うべきだと思いますが、お考えをお聞きします。

③として、民間委託の進行で大手給食事業5社は、順調に利益を上げて大きくなっています。一方で地元の産業が仕事を失い、地産地消が縮小し、子供に輸入加工食品を食べる方向になっていると思います。これは問題ではないでしょうか。例えば山梨県では4,000業者が結束して怒り出しました。このままでは地元で仕事ができなくなるということです。給食業務を落札した主な業者は、日清医療食品やシダックスフードサービス、レパストです。いずれも本社は東京で全国各地に拠点を持つ大手企業の給食業務を中心に請け負っています。日清医療食品は、山梨県を含む50事業所に進出、同社の有価証券報告書によると、05年度の連結純利益は過去最高の97億円、全国5,407の事業所で業務委託をしています。同社は、医療福祉施設の給食受託最大手と、「会社四季報」に掲載されています。

県内の病院や学校給食、福祉施設こそ安全で新鮮な地産地消の食品をと、甲府市内で米穀店を営

む方は、私の店は30年間米や雑穀を納めていた県立福祉施設の給食が4月に委託されました。それまでは少し高くとも県内産の1級品を納めてきましたが、委託になってからは県外の受託業者は県内の米を使いませんと言いました。甲府市内の肉屋さん私も20年近く食肉を納めてきた病院もことし4月に委託され、私の店はそれまで国産の肉だけ納めてきましたが、さらにコストが下げられ、受託業者は安い外国産でないと入れられなくなりましたと怒りをわかせています。こうした怒りをもとに山梨県の4,000業者が山梨県食品団体連合会を結成して活動を始めました。

給食事業による大手5社、日清医療食品、シダックス、グリーンハウス、レオックジャパン、メフォスは、学校給食の委託を受け、順調に利益を上げ、中でも大きく太る日清医療食品は富士フードサービスなどを買収し、さらに大きくなっています。給食サービス協会に入っている大手166社は、全国5ブロックに分けられていますが、本社は東京にあります。したがって、給食の民間委託になると地元業者の仕事にならないのです。株式会社の実情を見ますと、学校給食や病院給食の委託率の多いところは株の配当率も多くなっていました。こういう問題が民間委託にあるわけですが、給食の民間委託についてのお考えをお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 佐藤議員の第1点目の質問、県立病院の存続、これについての御質問がございました。これについては、今議会の冒頭に要望決議をしていただいておりますし、また多くの議員からこれからの新庄、最上地域の中核病院としての役割を今までどおり、あるいは以上に果たしてもらうためには、ぜひ県立として存続してほしいというふうな、これは皆さんの御意向であります。私

たちも当然そうであります。その点についてはこの意見に対して何も違うところはないんですが、細かい点をどういうふうにしてこれを実現するかというふうな、そういうふうな、これ交渉事になりますので、一概に1つ1つの項目を県にぶつけて、果たして成功するかどうか、この辺のところはこれからいろいろ検討しながらやっていかなければならない。例えば医師の待遇改善、これも当然必要なんですが、そういうふうなこと、救急車を増やすとか、そういうふうな個別交渉については、どういうふうな段階でしていくかというふうな、これはひとつやっぱり研究すべきものだというふうに思います。

監査法人の報告についてもいろいろ議論あったわけですが、特に地方独立法人というふうなことが出ておりますが、これになったらどうだろうかと、やはり非公務員化というふうな道を歩むようになると思いますので、これについてはやはり今までも医師、看護師の確保が非常に難しい中で、やはり独立法人になればもっとその辺が厳しくなるのではないかなというふうな懸念を持っております。

そういうことから、県立病院の果たしてきた役割、これはもうずっと語り尽くされておりますので、言及することもないと思いますが、やっぱり山形県4つのブロックがあるわけですが、やはり2次医療圏の中でほかの3つの医療圏はやはり複数の2次基幹病院があるわけですが、新庄、最上は1つしかないというふうな、これが一番のやはり大事なところかなというふうに思います。そういう意味からほかの県立病院に比べても、果たしてきた役割、これからも期待する役割というのは非常に大きなものがあるというふうなことになるかというふうに思います。

また、特に3次医療、3次救急医療というふうなことを考えますと、庄内日本海病院、あるいは県中に行くにしても、1時間以上かかるというふうな中で、やっぱり中核となります新庄県立病院

は県立病院として機能して、そしてその2次医療あるいは部分によっては3次医療までやっぱりやっていただきたいというふうなのが我々の願いであります。

そういう点から、佐藤議員の考え方についても、根底にある考え方についてはこれは異論ないわけでありますので、ひとつ皆で何とか存続できるように頑張っていきたいというふうに思います。

また、署名運動、市民の方々の署名運動というふうなお話もございましたが、これはきのう申し上げたとおり、まず我々執行部、そしてまた議員の皆さん方ととりあえず要望活動を行って、そしてこれを市民運動まで巻き込んでいけるような、これらの手当てを考えていきたいというふうなことを申し上げておりますが、そんなことで結果がやはりすべてだというふうに思います。これぜひ目的達成するために我々も頑張りますので、ひとつよろしく御協力のほど申し上げます。

また、給食関係については、教育委員会の方から答弁させることにいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 学校給食についての御質問ですけれども、学校給食に地場産物を取り入れる取り組みは、地元生産者と児童生徒がより身近な関係を築くことができます。生産者はより安全なもの、そしてより高品質なものを提供することを心がけ、また児童生徒は地元の人がつくってくれた食材を通して生産者に感謝する心、または食物を大切に作る心などを育むことにつながりまして、大きな教育効果が上がるものと認識しております。今後とも食育を進めてまいります。

昨年度より納入業者、卸売業者、学校給食担当者から成ります新庄市学校給食地産地消推進委員会を立ち上げまして、毎月の献立計画を提示しまして、それに伴う月ごとの地場野菜確保等の情報提供及び連絡調整を行い、地産地消の利用拡大を図っているところでございます。

また、毎月行われております献立検討委員会におきましては、地場産の野菜などを活用するように指導しておりまして、昨年度の実績としましては、野菜使用率39.2%、菌タケ類使用率92.4%、果物使用率2.1%となっております。地元産使用への努力もありまして、伸び率は上がっております。今年度10月に地産地消デーを設定しまして、泉田産の里芋とネギを使用した芋のこ汁を給食に採用しまして、児童に大変好評との報告もありました。学校給食米穀についても、昨年度まで最上管内米穀、県産自主流通米はえぬき2等米を供給してまいりましたが、来年度からは地元新庄産の自主流通米はえぬき1等米に変更する予定でございます。

これからも毎月の献立検討委員会において、地元の農産物の利用を進めていくように努力してまいりたいと思います。

次に、民間委託についての御質問ですが、これまでも申し上げておりますけれども、現在学校給食検討委員会において中学校給食の是非や給食を実施した場合の提供方法、例えば自校方式、共同調理場センター方式、委託方式なども含めまして取りまとめの段階でありますので、検討委員会からの答申を受けまして、教育委員会としての方向性を定めてまいりたいと思います。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。
清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

それで最初に県立病院にかかわってなんですが、独立行政法人の問題点についてです。独立行政法人の目的は、事業の減量だということです。法律では、この制度の目的は、第1条に公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り云々というふうにしておりますが、次から見ていく条文には、この目的を実施するためのものではありません。実は総務省の2002年8月の地方独立行政法人制度の導入に関する研究報告書の中では、はっき

りと実施部門のうち、事務事業の垂直的減量を推進するために必要なのだと書いてあります。事務事業の減量なのです。具体的には、独立採算を要求し、サービスの引き下げや職員の勤務条件の引き下げをすることであります。県からの交付金は、毎年決まった割合で削減されるのです。これまで県立病院が公共的責任としてやってきた収益性の乏しいサービスは切り捨てるかあるいは利用料金を高くするなどして、著しく住民サービスが低下することになることは間違いないのではないかと思います。

また、独立行政法人ですが、県職員がこの職員になった場合、命令によってされるわけなんです。給与、手当は地方独立行政法人の業務の実績によって決められることになります。地方公務員法や地方公営企業法では、職員の生計費や生活に必要なお金ということや、職務に必要なとされる技能、職務遂行の困難度を考慮することになっていますが、地方独立行政法人法ではこれらの文言が削除されています。住民サービスとしてこれまで県が行ってきた医療事業の中で、収益性の乏しいものは業務の実績が悪いということできなくなったり、人件費が引き下げられることもあり得る仕組みになっており、職員の勤務条件は著しく不安定なものになってしまう恐れがあります。法人としての採算や経営上の業績のみが強調され、それを理由にして賃金が引き下げられる恐れが大きいものです。

実際に新庄県立病院が医師をはじめとする職員の過重労働をしても、医業収支だけでも90%余りですから、独立行政法人になれば採算から給与が削減されることになり、今でも医師不足なのが医師不足がもっと深刻な、町立病院を連携によって助けるどころではなくなってしまいます。

さらに大きな問題は、地方独立行政法人の解散が行われることがあり得ることです。設立団体の議決を経て、解散できることになっております。92条です。地方独立行政法人を条例によって

行い、しばらくした後で採算が悪いといって解散することまでできるのです。まさに事務事業の確実な実施のための法律ではなく、地方自治体の事業と住民サービス切り捨て、組織丸ごとの取りつぶしのできる制度なのです。この点についてこういった問題があるということについてどのようにお考えなのか、再度お聞きします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

清水清秋議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 このたびの県立病院の監査法人報告の中では、一部事務組合化という問題とともに、一般地方独立行政法人化が提案されております。この独立行政法人の制度自体については、いわゆる行政で行う事務のうち企画部門と実施部門に大きく分けると、実施部門については独法化によって民間手法などを積極的に取り入れて効率化を図るという、そういった国の行革の方針のもとに新しくできたものでありますけれども、確かに効率化あるいは業績評価による運営であるとか、そういった手法が取り入れられますので、いろいろな心配な点を抱えた制度であるというふうには思っております。

監査法人報告の中では県立病院、新庄だけでなく、5つの県立病院全般にわたりまして、民間の病院あるいは他の自治体病院と比べて、人件費の占める割合が高いということが、かなり色濃く打ち出された経過もあります。そういったことから、経営の効率化を図る観点で、運営形態が望ましいというふうな提案になっておりますけれども、ちょうど今日本海病院と酒田市立病院の統合で協議会が設置されていろいろ議論されておりますが、この問題がかなり大きくクローズアップされております。現在いわゆる公務員として皆さん働いているわけですが、今後一般独立行政法人ということになれば非公務員型となりまして、先ほど市長からも答弁ありましたように、現在でも医師確保大変難儀しているところでありますが、非公務員型、身分が今よりは不安定になると、そういう中

で果たして十分な医師確保ができない。今より一層困難になるというふうなことは予想されますので、今回いろいろ市でも取り組んでおります県立病院としての存続に向けた運動の中では、当面一部事務組合化を何とか阻止しようというふうなことで取り組んでいるわけですが、当然一部事務組合化とともに、独立行政法人化についてもあわせて問題が多いということから、同様の姿勢で取り組むべき問題だろうというふうにとらえております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 県立病院の経営問題が議論されておりますが、公立病院が存在するのは地域的に採算性が乏しくても必要な専門医療、高度医療や入院施設が必要だからです。公立病院の維持と充実は、居住する地域の経済状況による医療格差を是正し、健康な生活のために医療を実質的に、平等に保障するために必要なことだと思います。そういう意味で、そういう立場からも新庄県立病院の存続ということで取り組んでいただきたいと要望申し上げます。

それから、続いてですが、給食についてです。最初に、地元産を給食に取り入れるように努力をしてくださっている点については高く評価したいと思います。その上でですが、直営での給食を担当している方からお聞きしました。市内でも近くの商店などにできるだけ地元のものを納入してくれるように頼んでいるそうです。肉屋さんは地元産あるいは県産のものを届けてくれるようです。農林課からは、地元の農産物がいつとれるか書かれたカレンダーをもらっており、それらに基づいて地元のものを使うように献立を考えているということだそうです。給食の材料を地元業者に発注するので、そのときに地産地消に心がけることもできるわけです。

しかし、地元のものが安くなかったりすると、地元のものに手が出ないと言います。日本全国で

農産物を安く大量に輸入している現在では、どうしても価格差で地元のものが高くなったりする場合があります。地元農産物を消費促進するためには、価格差を補てんするあるいはそこを生産者と話し合う、JAなどと話し合う、そういう体制が必要ではないかと思います。一層地元産を取り入れる体制づくりのために、価格差を補てんする体制づくりについてどうお考えか、農林課になるとと思いますが、どうでしょうか。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 地元の農産物を給食に取り入れることは、地産地消の観点から前々からできるだけそういった方向で進めたいということで、教育委員会等々とあるいは学校の給食調理師あるいは栄養士さんと懇談会等をつくりまして、できるだけ情報を提供しながら地元のものを使っていたきたいと。

先ほど質問の中にもありましたように、こういった時期にはこういった地場物の野菜あるいは米、畜産物ができますよという情報を、カレンダーを活用しながら、あるいは食材を提供していただく業者さんからのアンケートとか、そういったことを持ち寄りまして、できるだけ食材として地産地消が進むように努力しているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今のことは私も質問したとおり、大体高く評価する活動内容であると思うんですが、なお一層地元のものを消費促進する体制がなければ、生ごみ堆肥をこれから大きくつくっていく、ごみ減量の意味からも循環型農業をと言ってきたものが、いざつくられて進んだときに、そのつくられた堆肥を活用していただく農家を元気にしなければ、活用していただけないと思うんです。そういう意味では農家を元気にする、そして農家で作ったものが必ず消費につながっていくと、こういう姿が農家を元気にしていくわけで

ありまして、そういう意味では価格差を補てんする体制づくりを農協などと協力して、生産者と話し合っていくべきだと思うんですが、もう一度お願いします。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 地域循環という観点からとれた農産物を地場で消費して、それをまた土に戻すという観点から、あるいは安全で安心なものを市民に供給するという観点から、学校給食ばかりじゃなくて、市民の皆さんに食べていただくように、地場産品にできるだけそういった堆肥ができた際にはそういった使い方がなされるようにということで、農協をはじめ関係機関で今構成して検討しております。その堆肥の活用検討会議というのがございますけども、その中で検討していますし、そういった方向に進めていきたいなというふうに考えています。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの地場産品の利用促進ということはそのとおりだと思います。その上でこのようなことは釈迦に説法みたいな気もしますが、私なりに提案させていただきますと、地場産品の活用を図ることを目指して、新しいメニューも入れた献立の研究が必要だし、これは給食にかかわる課すべてだと思いますが。

2つ目には、家庭用のレシピを作成して、家庭でも地元産のものをうまく使ってこうなるという話などを使いやすいように出すとか。

また、親子調理実習を開いてもらう、栄養士や調理師さんの協力を得て親子調理実習を開いて、親にも啓蒙を図って、子供にも啓蒙を図っていくと。

そして、4つ目には給食まつりを開いて、地場産品を使った調理というか、そういうのを給食でやっているという姿をみんなに見せて、これはやっぱり調理師さん、栄養士さんなどが頑張らなき

やいけないと思いますが、そういうのをやったらどうかと。

それから、給食の食材の研究も行い、使用する側、学校や福祉施設に生産者がだれで生産過程でのこだわりを把握してもらうことなども必要だと思います。例えば農薬を使わないために時には虫がついていたり、葉に穴があいていたりすることに拒否反応を示すような消費者、使用者もいるわけで、そこを生産過程のこだわりなどを話してよく聞かせることによって、その価値がわかると思いますか、そんなこともあって、生産者と使用者との理解と信頼が生まれることで地場産品の利用促進が図れると期待されますが、そういったことなどはどうお考えなのか、関係課というかお願いします。

小野和夫学校教育課長 議長、小野和夫。

清水清秋議長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 地場産品を学校給食の食材として多く活用しようというふうな、そういう努力は先ほどの答弁の中にあつたわけですが、今いろいろ新メニューの検討、それからレシピの作成だとか、そういった御提案があつたわけですが、メニューの検討につきましては毎月やっております、新しいメニューも生まれております。それを学校給食として提供するという、そういう努力を今実際に進めているところであります。

また、レシピについても農林課の方で地産地消の推進の立場から、そういったものも公表されておりますし、私たちもそういうものを参考にしながら給食に生かしているということでございます。

給食まつり等の御提案もあつたわけですが、実は地産地消給食デーというものをやはりやっております。今年は泉田産の里芋、ネギを活用した芋のこ汁の給食というふうなことで、こういうことも進めておるところであります。

さらには、モデル校ということで沼田小学校、泉田小学校にお願いをして地産地消というふう

に進めていくかという、そういうことでの取り組みもしておるということでもあります。

ただ、限界もあります。単価の問題だとかあるいは端境期に当たって、そういった品物が全然とれない時期もある。それから、量が確保できるかという、そういう問題もございますので、それらも勘案しながら、できるだけ地産地消を進めていきたいというふうに思っております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) どうもありがとうございます。

次に、食文化の教育の場として直営で給食をとることについてですが、大手の食品工業界が供給する冷凍加工食品の中には、アメリカ産のデザートが平然と入っています。千葉県の沼南町の給食センターが東洋食品に民間委託されています。ここでは大手の食品会社美濃忠が東洋食品に運んでいます、その33品目中21品目が輸入加工食品になっています。民間委託は大手食品会社と輸入商社を太らせる一方、地元の産業を貧しくし、低賃金労働者を増やすものではないでしょうか。民間委託は地元住民の願いである食文化の教育の場としての給食を大手食品会社の利潤追求の場に変えてしまうものではないでしょうか。この問題点について教育長の見解を求めます。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 これから中学校給食についてどんな方法でそれを進めていくかというふうなことで、すけれども、先ほども申し上げましたように、さまざまな方法が今検討されております。今ありましたような例もありますけれども、それらも含めてそれぞれの方法のメリット、デメリットあるかと思います。新庄市にとってどうなのかということ、を厳密にそれを精査しまして、教育委員会としての方向性を定めていくつもりです。現在のところまだその答申の内容も明確に示されておま

せんので、今後の問題として考えさせていただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 検討委員会はどうになるかわかりませんが、私たちは市民の代表です。市民の代表である立場、市民の命と安全を守る重大な立場を負託されているものとして、私は受けとめていただきたいと思うんです。学校給食の民間委託は、学校給食法の1条、2条の教育目的を大きく損なうものではないかということについて見解をお聞きます。

学校給食は、児童や生徒の心身の健全な発達に資し、国民の食生活の改善に寄与するものとして、食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、社交性を養うこと。栄養の改善や健康の増進を図ること。食糧の生産、配分や消費についての正しい理解を目指すことなどを目的としています。この学校給食法の教育目的に民間委託は合わないというか、違ってくるのではない、損なうものになるのではないかという点についてお尋ねします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 先ほど食育の重要性ということを上申しました。食を通じて児童生徒、次代を担う子供たちを育てていくというのは当然のことかと思えます。今ありましたように、教育の目的、これは学校給食を通じてすることも当然のことです。ございますので、民間委託がどうなのかというお話ですけれども、先ほど申し上げましたように、どんな方法で民間委託なのかという検討委員会の見解もまだ出ておりません。計画も出ておりません。今この段階でそれがどうなのかと言われても、これからその内容を見て我々も方針を決定していくということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 検討委員会の事務局と言いますか、検討委員会にたたき台になるような資料を提出するのは教育委員会です。責任者は教育長です。そこでこの議会で私たちが提案しているものについて、こういう意見が出ているということ伝えることは責任ではないかと思うんです。そういう意味で任せるではなくて、事務局として議会でこういう意見が出ているということを提示していただきたいんです。どうですか。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 任せるということではなくて、先ほど申し上げましたように、それらをすべて検討資料にしながら教育委員会としての方針を定めていくというふうに申し上げました。もちろん議会の皆様方のいろんな意見も包含しながら今後進めていきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 民間委託の問題点ですが、労働者派遣法に抵触するのではないかということについて見解を伺います。

学校栄養士が教育の一環としていろいろな指示をして調理に当たることとされています。業者が業務遂行に関する指示管理をみずからするものではありません。これは民間委託はこういった労働者派遣法に抵触するということが言われております。その点について見解はいかがでしょう。

奥山芳彦教育次長 議長、奥山芳彦。

清水清秋議長 教育次長奥山芳彦君。

奥山芳彦教育次長 民間委託イコール丸投げのような御意見ですが、学校給食の実施主体が教育委員会にあるとするならば、その趣旨等は教育の一環としてとらえます。業務の一部を委託というふうな形になるのではないかと思います。ただ、どういうふうな方向に今後進むかというのは先ほど教育長答弁したように、まだ教育委員会として結論を持つ段階に至っていないということを御理解い

ただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） イギリスでは、サッチャーリズムによる民営化と規制緩和以来、給食の質が著しく低下し、子供はファーストフードしか口にしようとしなないということが出ています。肥満の深刻化など問題が生じており、給食改善への要求が子供にまともな給食を食べさせようという運動になり、瞬間に総選挙の争点となるまでの大騒ぎになっています。子供を食生活への長期的な影響を見据えた公的給食を守り、充実させるために取り組みを求められているのではないかと思います。そのことを言って終わりたいと思います。

清水清秋議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

遠藤敏信議員の質問

清水清秋議長 次に、遠藤敏信君。

（1 1 番遠藤敏信議員登壇）（拍手）

1 1 番（遠藤敏信議員） 緑政会の遠藤敏信であります。12人中11番目、よろしくお願いいたします。

まず、今回通告した質問に先立ちまして、6 月議会の一般質問の際に、携帯電話の基地局の問題、つまりボーダフォン、今はソフトバンクというふうに名前を改称しましたが、携帯電話のアンテナ基地局の建設に絡んで、建設予定地周辺住民の間から、その場所への建設反対の訴えと、別な場所への建設移転の要望が出されました。それ

に対して業者への対応、行政指導はできないかというふうなことを伺いましたが、結果として堀端町の場合は、当該地域からの移転がありましたけれども、鳥越の場合は現在建設中でありま

す。不本意ながら全く残念な結果になったことを御報告いたします。

これにつきましては、建設にかかる重機などの振動や騒音で体調を崩している方がおるといふうなことで、今後とも心配を抱く市民、住民に対しては、不安を払拭、解消するために心を砕いていただきたいというふうなことを要望いたすところであります。

さて、12月の定例会の一般質問として私が掲げていた部分については、既に諸先輩議員の方々から関連する質問を行っておりまして、実のところ私にはもう尋ねるべきことがない状態にあります。あえてやぶにらみの、へそ曲がりの所見、所管を述べ、早々に切り上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

来年度から農業の制度改革により新政策が始まります。戦後の農地改革に匹敵する大転換と言えるのではないかと認識しています。戦後直後の農地改革が一部地主層から多くの小作人に土地を開放したのに対し、今回は国際競争力に対応するためということをお旗に掲げ、逆により少数の農業者に土地を集約させるねらいがあるものと言えます。

既に一般質問にも取り上げられている品目横断的経営安定対策について、農林省のホームページをあけてみたところ、新しい対策を導入する目的は何ですかというふうな質問に対して、農業従事者の減少、高齢化等による農業の生産構造の脆弱化が進む中で、効率的かつ安定的農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することが待ったなしの課題となっています。仮にこの現状の政策をこのまま継続していけば、農業、農村が総崩れにもなりかねません。これまですべての農業者を対象として個々の品目ごとに講じら

れてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る対策（品目横断的安定対策）に転換するようにしたものです。というふうなことがありまして、非常にきのうの農林課長の答弁にもありましたけれども、わかりにくい。

きのうの一般質問の際、課長答弁では総体的には新庄はまだ農業従事者の平均年齢が若い、また面積も多いということをおっしゃっていましたが、現実的に農業、農村は高齢化の波が進んでいます。特に西日本などでは問題がより深刻化しています。農業、農村が抱える混沌の責任を国は自らの政策で招いた後継者不足、耕作放棄地の増加などによる地域機能の崩壊などのツケを集落あるいは地方自治体へと責任の転嫁を押しつけているんだと言っても過言ではないと思います。

そして今や農産物は自由経済市場にさらされまして、米をはじめ多くのものが価格の下落によって瀕死の状態に陥っている傾向にあります。大量の白菜、キャベツ、大根などがコスト割れのため、トラクターで踏みつぶされなければならないさまを見るにつけ、全く無残、胸が痛むのであります。

今はいかに農業で生きていくのかではなく、いかにうまく傷つかない状態の中でやめるかということを選択模索しなければならなくなってしまうとも言えるのです。ですから、新庄のように、農業に大きく依存してきた自治体は大変だと思います。新庄市はこのまちの農業をどう形づかっていこうとしているのか。自治体を運営する全体設計の中でどうしようとしているのか、胸の内をお聞かせください。

また、そうしたことが背景にあって来年度からの政策の車の両輪関係に位置づけられているのが新しい施策、農地・水・環境保全向上対策であります。これは我が国の農地や農業用水などの資源の適切な管理が農業者の高齢化や集落を構成する人々の混住化などでだんだん困難になりつつあることから、これも特に西日本地域あたりを意識し

ているのではないかと思いますけれども、1つは農家がだんだん減っていくんだから、用水路や農道やもろもろの人手を擁して共同作業で管理しなければならない作業を行うことが困難になってきているという状況があります。ということから、計画を立てて地域の農業者以外の方々との共同活動を行った場合に事業を支援するというものです。

今年全国で588カ所、山形県内では22カ所、最上では舟形と戸沢でそれぞれ2カ所で試験的に実施されたと聞いております。来年度から本格実施の運びですが、この10月いっぱい手を挙げないと採択の対象にはならないということで、新庄市では8月から9月いっぱいの間、各地区で集落説明会が持たれました。

きのうの質問の中で今田議員も触れられておりましたが、農家の受け取り方、反応はどんなものであったか改めてお尋ねいたします。また、今回農業集落の中で共同活動支援事業等に申請の手を挙げた集落及びその面積についてもお伺いいたします。といいますのも、10アール当たりの支援、共同作業にかかわる支援4,400円あるわけですが、うち国が2,200円、県が1,100円、市が1,100円の負担が必要とされるわけです。新庄市は申請どおり試算した場合、その財源を確保できるのかということでもあります。農業と集落機能維持のためには財源確保が大事ですけれども、財政再建ということを優先するとすれば、事業実施は申請されたものをすべて採択というわけには到底なりません。どういう基準で選択するのかお伺いいたします。

さらに、農地・水・環境保全向上対策のもう一つの柱、集落営農活動、この組織化状況についてもお伺いいたします。これについては、来年度から即実施ということではないので、この場合の動きは鈍いようですし、しかも採択要件のハードルが高いということで、集落営農に向けた動向についての可能な集落はあるのかというふうなことです。きのうちょっと答弁で触れられましたが、伺います。個々の認定農業者の意欲任せでは済まな

いことだと思えます。集落営農へ向けた動向を見極めて適切な指導をお願いしたいものです。この点についても所見をお伺いいたします。

次に、バイオマス利活用生ごみ堆肥化事業についてお尋ねいたします。本件につきましては、その意義を含めて循環型社会を形づくる上で、欠くべからざるものとして、これまで何回か推進をサポートする立場で発言をしてきました。そのようなことでくどくどしいことは省いて要点のみの質問といたします。

重点事業の1つとして来年度、平成19年度中に生ごみ堆肥化事業がスタートします。まず、環境課関連として一般家庭全世帯を対象に生ごみの分別収集を行う手はずになっていますが、本事業について市民の理解と協力を得るための周知の機会、地域説明会の開催状況と進捗状況、反応はどういうものであったかについてお伺いいたします。

ちなみに地域事情もあるかと思えますけれども、私鳥越4区なんですが、まだ行われておりません。

次に、これも以前述べたことでありますが、来年本格稼働に向けて比較的成本のかからない切り返し方式による堆肥化を現在試行実施しているわけですが、その堆肥をどう利用しているのか、どう評価されているのかを伺います。

加えて、一たんこの事業が稼働すれば連続的に毎日生ごみが運ばれてくると。図式としてその生ごみがいわゆる畜ふんと混ぜられ発酵を促す作業の中で堆肥化されるわけです。それを繰り返す中で製品としての堆肥ができると、そういう図式が発生するわけですが、その堆肥をどうさばくかと、どうストックせずにさばくかと、どういうルートで処理しようとしているのか、この件については例えば農協などの農業団体と連携が不可欠ではないかと考えますが、協議はなされているのかお伺いいたします。

次に、雪対策であります。このことについても時節柄先輩議員諸氏の実に的を射た質問が既になされており、私の場合は一般質問に値するような

ものではないなというふうなことで、非常に反省しているところであります。おとし、去年とここ2冬ばかり連続的なまとまった雪の日がありました。雪処理では行政も市民も大変難儀をしたわけです。今年は長期予報が当たってくれて、暖冬で過ごせたらなと願っているものであります。毎年のことになりますが、今年度の除排雪事業に対する基本的な考えをお伺いいたします。

実は新庄ばかりではなく、雪国に住む人間にとりましては、雪に対する複雑な感情があります。つまり毎日それは雪捨てに飽きして恨みつらみ。しかし、愛着もあると、この相反する思いがあるうかと思えます。こういう言葉を思い出します。降れば降ったで手に余しつつ、なけりゃないで物足りない。雪が多い年は作がいいのだと。冬に雪が降るのは当たり前、ただただ受け入れるだけだと、それがここの風土だと言った昔の古老、篤農家がおりました。今はそういうふうなことをもちろん残念ながら言う方はおりません。

話が脱線しましたが、連続的な雪の中では雪の処理場がなくなります。苦情も多くなりがちです。何よりもまず優先されるべきは生活道路の確保やあるいは病院等緊急施設へ通じる道の確保であります。これには十分配慮していただきたいと思えます。ある人は車の出入りする通路にもっこり置いていかれた雪の塊にごしゃばらげるといって、市役所に苦情の電話を入れたと意気込んでおりました。市民要望と行政側の対応に隔たりが生じないよう、十分配慮していただきたいと思えます。

昨年を例にとってみた場合、どんな苦情があり、それに対する処理をどうしたかを伺い、壇上からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 遠藤議員の質問の前に御報告がございました。ボーダフォンの基地局の建設について

ては、遠藤議員はじめ地元の方々からそれに対する反対の要請、これも私また議会の方にもあったわけでありましたが、市としてもその中で会社側にも十分地元の方々の理解を得るように働きかけていただこうと再三伝えたり、できるだけことはしたつもりですが、結果としては先ほどの御報告のとおりとなって、大変残念な結果だというふうに思います。

また、今工事中だそうではありますが、その中で住民の方々もちょっと不安を募らせるようなこともちょっとありまして、そういうものについての要請、要望もございました。これ行政としてこれについてはできるもの、できないものがありますが、その辺のところ実情等々をお伺いしながら、可能なことについてはそれはケアをしていきたいと、このように思います。

それから、御質問の第1点目、これは農業の新政策を中心としていろいろあったわけですが、これについてはお話のとおりきのうおとといと農業問題についてのいろいろ御質問ございました、御答弁を申し上げたところであります。19年度から新しく施策が始まりますが、その中心となるのは品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策、そしてまた農地・水・環境保全向上対策というふうなこの3本柱であります。

この質問の中で非常に遠藤議員のお話の中に、農業で生きていくかというよりも傷つく前にどうやってやめるかというふうなお話もございました。そういう方もいらっしゃるというふうなお話もございました。やはりこういうふうなことが現実を考えられている方がいらっしゃる、また今後も多くなるんじゃないかというふうなことで、いかに農業の厳しさを如実にあらわしている姿かなというふうに思います。そういう中でやはり新しい施策、政策の中でこれが果たしてそういうふうな不安あるいは懸念を払拭できるかというふうなことになると、まだまだ不備な点があるかと思いますが、やはり19年度からこういう方針でいこうと

いうふうなことでございますので、これを生かしながら、そして十分理解をしていただいて取り組んでいただくように、行政の方でも8月から9月いっぱいにかけて説明を申し上げたところであります。

これはきのうもお話し申し上げたところでありますが、なかなか複雑でいろいろ多岐にわたっていますんで、なかなか御説明申し上げても完全に理解することが非常に難しいあれだというふうな感想も多々あるようでございますが、これについてはやはり理解をしていただいて、この施策に乗っていくというふうなのが大変重要だというふうに思いますので、ぜひ共通理解ができるようにこれから取り組んでいきたいというふうに思います。

特にそのときの反応はどうだというふうなことでございますが、これもやはり一番関心高かったのは、農地・水・環境保全対策というふうなことで、これもきのうも申し上げましたが、これはやはりこれまでの農業政策と異なって、農家以外の地域の住民との共同作業と、これお話のとおりであります、これが必須であるというふうなことから、まだ交付金の使途等の細かい部分については国は明確な運用方針を示していないというふうなこともありまして、県あるいは市町村の共同作業のとらえ方で取り組みが異なることなどから、これについては相当多く質問が出されたというふうに報告を受けております。

しかしながら、共同作業の取り組みの手挙げについては、今回がいいチャンスだというふうなことで、国の方針を受けて多くの集落、これはとりあえずという方もいらっしゃるかも知れませんが、手を挙げるというふうな意思表示を示されたところであります。共同作業については単独の集落でも幾つかの集落がまとまった地域単位でやってもいいというふうなことでございますが、本市では全部で35地域の単位での参加申し出というふうになっております。ここに含まれる集落は53集

落というふうなことで、今回は取り組まないというふうな集落は13というふうな数字が出ております。

それから、予算措置というふうなことも御質問にあったわけですが、これについては山形県の統一見解として国の単価を2倍の農地に拡大して行う。すなわち支援単価、これを国の半分とするということが示されました。さらに、県内部の予算折衝の中で支援面積、これを縮小させるということも考えているようであります。県としては各市町村から出された要望に薄く広く応えていきたいというふうな考えのようで、原則としては県のやり方に倣って市も支援を行うことになるというふうに現段階では考えております。したがって、予算の必要額がどれほどになるかまだはつきりいたしません、支援単価を国の半分としたときの市の負担額が2,000万余りでございますので、これ以下の額になるかと思いますが、確保はどうだというふうな御質問でございますが、大変厳しい財政状況の折ですので、これからいろんなものと調整しながら何とか頑張っていきたいと、このように考えておるところであります。

また、採択、不採択の区分についてであります、これ国の施策の一環であることが判断材料になると思われます。県では品目横断的経営安定対策あるいは生産調整に積極的に取り組む地域に重点化して支援するというふうにしております。市としてはなるべく多く採択になるように、各集落がこれらの施策に積極的に取り組んでいただいて、集落営農に向けた話し合いを推進していくように御説明をしているところであります。

また、集落営農に向けた具体的な動きはどうだというふうなことがございましたが、これは各集落で話し合いが始まったばかりで、直ちにこの組織立ち上げというふうなところはまだありませんが、これからも話し合いを進めて相当詰めていかないと、しっかりした組織はつくれませんので、3年以内、これを目標に合意形成を目指して考え

ているところであります。

それから、バイオマス利活用の生ごみの堆肥化事業についてのお話ございました。この事業については、遠藤議員からは前から御理解をいただいております、積極的に推進すべきだというふうな立場でいろんな御提言やら御意見を頂戴しているところでありますが、地域の説明会、これも精力的にやってきているところでありますが、その辺の状況と反応はどうだというふうな御質問がございました。この地域説明会でございますが、6月下旬から開催いたしております、来年秋の実施に向けて多くの市民の方々により早めに、より幅広い周知と深い理解を得るために、各町内の区長さんあるいは衛生組合長さんをはじめとする役員の方々から、これは相当協力をいただきました。そういうふうな中で各町内会単位の事業説明会を実施してきているところであります。

また、4ブロックに分けたブロック説明会、これも中部、稲舟、萩野、八向地区の4カ所で実施したところであります。これら説明会の実績であります、本日までに157地区の実施、参加総数は3,540名ほどの方々に参加していただいた中で説明会を実施しております。これについてはここで言うのもなんですが、職員もかなり土日精力的に連日夜そういうところへ出向きまして、精力的に説明会に取り組んだ、そのことについては私も事あるごとに頑張ってくれた、これからもぜひ頑張ってくれというふうなことではございますが、相当な精力を使ってこれに向けて頑張ってくれているようです。

その反応というふうなことになります、参加していただいた市民の方々、ほとんど前向きな姿勢で受けとめてくださったり、また実施に向けてスムーズな運用の仕方あるいはアドバイスなど活発な御意見を数多くいただいております。今後やはり説明会の中で市民から出されましたいろんな懸念とかあるいは質問の中で、特に冬期間の収集事業が、非常に雪がいっぱい降った場合にどうな

んだと、こういうふうな心配が多かったようでございます。この収集の仕方についてもいろいろ検討しておりまして、柔軟でしかも的確な具体策を示していった、そして理解をしていただくというふうなことでございます。ただ、これについては行政主導だけでやって成功する事業でございせんので、もちろん行政はあれなんです、市民協働の1つの協働事業の大きな目玉と言ったらいいんでしょうか、市民総参加でしていただいて、何とか成功できるように、これからも理解を得るために取り組んでいきたいと、このように思います。

それから、堆肥化事業について試行した堆肥等の評価あるいは製品販売の具体的な検討状況等々についてもお話がございました。堆肥の評価については、生ごみ、木材、牛ふんを材料とした切り返し方式で堆肥を製造する実証事業、これは御承知のように16年度から行っております。完熟した堆肥であること、また窒素分の少ない土壌改良材としての効果を発揮する堆肥づくり、これを目指しているところであります。成分検査の結果であります、これ窒素、カリ、リン、炭素率やEC等、成分的には何の問題もない結果になっております。

完成した堆肥であります、農家の方々に配布し、米、野菜、花卉など幅広く施用していただいております、その報告書によりますと、年々堆肥の質がよくなっている、また土が団粒構造になるため、根張りがよくなる等々、さまざまな効果が期待できるのではないかと、よい堆肥だというふうな評価をいただいているところであります。農家の方々からのそういうふうなお話を総合いたしますと、目標としておりました土づくりに寄与する完熟堆肥ができたのではないかと、いうふうに確信をしております、この結果は本格製造においても可能であろうというふうに今考えているところであります。

それから、またもう一つ大事な点であります、堆肥の出口に関する質問がございました。この堆肥の基本的な活用方策、これを決定するために昨

年度に堆肥等の有機質を活用した土づくりに関する農業者の意向調査、これを行いまして、堆肥活用の現状あるいは流通状況、今後の活用見込みや課題などを集約いたしました。その結果をもとにして6月に設置いたしました関係団体、農家、市民等から成る「環境保全型農業推進会議」がありますが、これを開催いたしまして、堆肥の活用計画の策定に取り組んでいるところであります。今後の農業のあり方は堆肥等を活用して土づくりを行うことが強く求められておりまして、これはJAと協議しながら、振興作物等を選定して、その作物に重点的に堆肥を活用する計画ですが、特に生産組織と連携して散布組織の育成等も視野に入れて進めてまいりたいというふうに思います。

また、産直まゆの郷の会員とともに、堆肥を活用した農作物の地産地消の取り組みとあわせて重点的に活用を図っていく計画です、市内のホームセンターにも堆肥の販売をお願いしていく予定であります。また、意向調査によりますと、堆肥を施用する上で困っていることの問いに対して、散布組合があれば利用したいというふうな回答が多かったというふうなことで、できれば市が堆肥散布機械を導入して散布組合に運営を委託する方式でJAあるいは生産組織と協議している状況であります。

いずれにいたしましても、この事業については環境保全、農業振興、そして財政状況などの面から、本市にとっても大変重要事業というふうに認識しておりますので、いろんな取り組みを進めておりますが、今後ともひとつよろしく御理解と御指導をお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、これから間もなく来るといふか雪が降るわけですが、除雪体制についてのお話もございました。これもいつも流雪溝整備等々を中心として数多くの議員からやはり定住化を妨げる1つの要因、やはり住環境の整備というふうな面からも、雪対策というのは大変重要だといふふうなお話も随時いただくわけでありまして、我々

もそのとおりというふうに認識をして、何とかできるだけ除排雪については万全を期していきたいというふうに取り組んでいるところであります。

ただ、御承知のように除雪延長は市道が210キロ、それから生活道が約40キロ、全部で250キロぐらい、これを朝の3時、4時あたりから大体7時ぐらいまでに全部やっつけなきゃいけないというふうなことで、委託先の担当している業者の皆さん方も大変苦勞されておるところであります。ですが、これはやはり市民にとってどうしても欠かすべからざる事業でありますので、これについては今後多額の予算もかかりますが、きのうも予算措置のことについてもお話ありましたけども、これはやはり万全を期していくというのが我々の姿勢であります。

また、御質問の中に除雪に関するいろんな苦情等々もあったろうと、どんなものがあったかというふうなことも言いました。これもやはり細かいことという大変あれなんですけど、いろんなやっぱり苦情、特に都市整備課の方に連日のように降雪が多いときは何十本、時には100本ぐらいの電話が入るというふうなのが現状であります。ただ、可能な限りそういうふうな苦情が来ればすぐ現場に行行ってすぐ対応できるものは対応していくというふうな構えでおりますが、やはりこれだけ広いあれなもんですから、ちょっと後回しになったり等々で御不便をかける場合もありますが、これは担当課のみならず、職員もやっぱり豪雪のときは動員しながらいろいろ対応しておりますので、今後も苦情の処理については可能な限りそれに対応していかなければいけないというふうに思っております。

そういうふうなことで評価モニターの話もございましたが、評価モニター、1つの考え方でありましてけれども、各地域でこのモニターを置いてあれると、やっぱり人選についても大変いろいろ課題もあると思いますので、当面はやはりパトロールあるいは住民通報による情報等、これを整理

しながら、それに対して対応していくというふうな形でやっていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

とりあえず壇上から終わります。

1 1 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信議員） 来年度から始まる農業の新政策につきましては、まだまだはっきりしない部分があつて理解するのにちょっと楽でないというふうな部分が執行部サイドにもあると。新庄市だけの問題でなくて、大きな問題としてあるというふうなことはわかります。共同作業支援事業については、国の基準の2分の1というふうな範囲の中で、広く薄く採択できるようなことにするというふうなことでございましたので、これが地域の、大きく言えば新庄市の農業振興につながるよう配慮していただきたいというふうに思います。

生ごみの堆肥化について伺いたいします。新庄市が来年度からやるというふうなことで今盛んに努力をされていると。そして職員の方々も休みを返上して説明会に回っているというふうなことに對しましては御苦勞なことで、どうも御苦勞さまというふうなことでお礼を言いたいと思います。

きのう政策経営課長が小嶋議員とのやりとりの中で、生ごみ堆肥化事業の進捗状況について伺った際に、研究課題が残っていると。事業採択するか否かについても内容検討はこれからだと。予算的措置というふうなことに絡んででしょうが、というふうな発言があつたように私は記憶しているんですが。ということは、事業を来年度中にやるというふうなことで動いている中で、あの発言というのは非常に水を差すような形で、トーンダウンしているんじゃないかなというふうなことを感じたわけですが、それについての真意というか、実際はどうなのかというふうなことに對して伺いたいと思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 基本的には今現在予算を原課の方で要求された段階でございまして、これからそれらの査定が入るといふ今の現状であります。きのうも小嶋議員の方にお話し申し上げましたが、環境課の方でも精一杯頑張っております。また、農林の方でも今現在今年度予算の中で測量設計等含めて実施設計を組んでおります。その額というふうなものもまだ今現在固まっていないというところでもあります。ですから、いかほどの予算を例えば計上するのか、いかほどの管理運営でやっていくのか等々の内容を今後詰めていかなければならないというふうなことであります。

いずれにいたしましても、1つの事業でありますから、さまざまな段階を踏みながら、さあ来年はどうするといふようなことをさらに検討をしていきたいというふうなことを答えたつもりでございまして、これをするしないというふうなことで断言は今現在は、今のところまだできないと、遠藤議員からすればトーンダウンをしているんじゃないかというふうに言われがちであります。そういうふうな考えは一切なくして、さまざまな試案をさまざまな分野の中でさらに検討して事を進めていかなければというふうに考えております。そのようなことでございます。

11番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

11番（遠藤敏信議員） さまざまな予算要求されたものに対する査定があるわけでしょうけれども、するしないは別というふうな、この表現が気になるんです。する中で、例えばする方向で何々というんならわかるんだけど、するしないは今言えないということがちょっと引っかかるんです、私は。

あと、するものと前提、仮定しまして、することを前提にしての話です。職員の方が休み返上で説明会をあちこちでやっているというふうな、大変御苦労されておるわけですが、去る11月11日土曜日でしたけれども、市民プラザの大ホー

ルで生ごみは宝だフォーラムというふうなこと、これ何回が今まで、例えばわくわくとかでやってきたんでしたけれども、今回のやつはちょっと規模が大きくて生ごみは宝だフォーラム、家庭生ごみ堆肥化推進市民集会と銘打ったわけですが、ここに来た方々がそうそうなんですね。

ことしの2月の初めに私と、これは私的にですけども、個人的に環境課の方と農林課の方で宇都宮に隣接する高根沢町というところに、台所と農業を結びいわゆる家庭用生ごみを全戸収集やって堆肥化しているという町があるんですけども、そこで集会があったわけです。参加してきました。非常に町を挙げて町のど真ん中に堆肥工場がありまして、町の田畑に還元しているというふうなことで、今や日本の先駆的なところというふうなことになるんですけども、その町長が来ました。それとNPO法人有機農産物普及・堆肥化推進協会の理事事務局長、会田節子さんという方が基調講演を行いました。パネルディスカッションが生ごみを地域再生のキーにというふうなことで、山大の高橋幸司さんという教授をコーディネーターに、農林課長の坂本孝一郎さん、それからまゆの郷で活躍しているしんじょう産地直売所運営協議会の会長、中川新一さん、それから協立社新庄生協の地域副議長、眞室トシ子さんという方々がパネラーとなりまして、パネルディスカッションが行われたと。非常に内容の濃い、家庭生ごみを堆肥化して、それから作物をとり、それを学校給食に充てて子供たちの教育にも役立っているというふうなことで、非常に内容の濃い集まりがあったんですが、参加者が非常に少なかったと。関係者を除けば50名いたかないかというふうなことだったんですが、物すごくもったいないと思ったんです、あれ。

あれ地域説会へ行って孤軍奮闘してがちゃがちゃ、がちゃがちゃというよりも、目で見られるし、適切な言葉で語られるというか、これをするこはまちの活気に確実につながるんだというふうな

ことが見えるわけなんですけれども、そこにいわゆる家庭のお母さん方の参加が物すごく少なかったと。広報には載っていましたが、もったいない機会を逃したというふうに思うんですが、これについての広報というか集め方というか、力を入れなかったのか伺います。

坂本孝一郎農林課長 議長、坂本孝一郎。

清水清秋議長 農林課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎農林課長 広報といいましても、全戸回覧という形で、主催はNPO法人のバイオマスものがみの会、それから新庄市、それから県ということで、内容的には非常に今言われたとおりだったと思います。流せば集まってくれるということ、ちょっと安易だったのかなという反省も若干あります。ですから、いろいろ細かく例えば区長とか衛生組合とかそういった方々に一言声がけとか、細い点をフォローすればなお一層人数が集まったのかなという、やってみて気づいた点であります。あとはいろんな地域説明会、環境課でやっています地域説明会の中でも口頭で説明しながら宣伝しましたし、いろんな各関係機関参加している方々それぞれPRしましたけども、結果的には関係者を除いて60名ほどの参加だったということで、そういった点では若干の反省点も残したということを感じています。

1 1 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

1 1 番（遠藤敏信議員） 若干の反省点でなく非常にもったいなかったと私は思いますので、あれほどの大会がまた同じ人たちでできるかというのはちょっと楽でないと思いますけれども、もったいない機会を逸したなというふうに改めて思いますので、取り組み準備というのはしっかりしていただきたいなというふうに思います。

あと除雪についてですけれども、お願い。くれぐれもお願いしたいというふうなものは、いわゆるこれは言うまでもないことかも知れませんが、除排雪については財政難だから仕方ないの

よというふうなことを、あきらめ感を持たせることのないようにお願いしたいと、改めて言いまして、よろしくお願いします。

終わります。

清水清秋議長 ただいまから2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

石田千與三議員の質問

清水清秋議長 次に、石田千與三君。

（19番石田千與三議員登壇）（拍手）

19番（石田千與三議員） 12月議会の最後になりました。私にとっては来年の3月ときょうと2回だけしか残っていません、一般質問。きょうと来年の3月1回残っているだけです、念入りにやりたいと思っております。

一般質問の前に何かお話しすると皆さんからうけねらいたなんて言われると悪いので、きょうは特別に絵本を持ってまいりました。これは別にうけをねらっているわけじゃないんで。私のきょうの質問の中には命の問題があります。「葉っぱのフレディ」という有名な絵本なんです。アメリカのレオ・バスカーリアという博士が書きました。生涯でたった1冊の絵本だと言われております。訳した人はみらいなという人で、女性の方です。だんなさんが編集者をやっております。先般新庄市にも参りました。1枚の葉っぱのフレディが一生を終えるまでの間、わずか1年の短い命でありますけれども、命を全うしてフレディは土に返っていくという様子をこの本が物語っていますので、学校での読み聞かせには非常に人気のある絵本で

もあります。

それからもう一つ、最近出ました「たがや」というこれ落語絵本みたいなんですけども、実は昔から落語で「たまや」とか「かぎや」とか、花火の様子をあらわすものがございます。これはたまや、かぎや、そういったかけ声の中の雑踏の中で殿様が馬に乗って花火を見に来るんですけれども、それが群集ともみくちやになって、たがやの一人の男と言い争いになって、最後には殿様が無礼者ということで無礼打ちにするんですけれども、赤いわし、刀が抜けないということで右往左往している間に、誤ってたがやがその刀を抜いてしまった、取ってしまった。それでむちゃくちゃに振り回している間に殿様の首が飛んちゃったと。それで思わずみんながたがやというふうな声をかけたという落語の落ちがある本なんですけれども、これを川端誠という作者はどうしたかということ、死の方に向かわないで生の方に、誕生の方に向かいました。赤ちゃんが産まれる要素を克明に描写しております。非常にいい本なんで後でお暇があったら読んでいただきたいなと思っております。これも最近絵本の読み聞かせの中に加えております。子供たちにも大変人気があります。最後の絵にはこういうふうに赤ちゃんが寿山という相撲さんがおむつのかわりに自分の浴衣を裂いて、下の方の舟から橋の上に上げてやったと。下の人たちがみんな協力して新しい命の誕生のために協力したというお話なんです。ぜひお読みいただければありがたいと思います。

「葉っぱのフレディ」の命の大切さを訴えるということで私は出していますので、少しでもこのところを読ませてもらいます。

春が過ぎて夏が来ました。葉っぱのフレディはこの春大きな木のこずえに近い太い枝に生まれました。そうしてどんどん、どんどん大きく成長して、最後には自分の仕事を見事終えて紅葉します。紅葉してやがてこずえから、枝から離れていくんですけれども、そのときには自然に離れていきま

すので、自分から命を縮めるということはありません。葉っぱのフレディたち仲間は自然に枯れて朽ち果てて、やがて自分の木の栄養となって命を全うしていくということで、また春がめぐってきましたということで、この絵本は終わるんですけれども、このような絵本を子供たちが読み聞かせの中で聞いて、どのようなことを言っているかという、命を大事にしなきゃいけない。命というのは一つしかないかけがえのないものである、そういうことを学んでいるということがよくわかります。

新聞にことは「命」だということで、毎年今年1年の漢字というものが出ます。「命」、これがこのたびの選ばれた漢字だそうです。まさに今年の世相を反映しているのかなと思っております。秋篠宮様御夫妻の悠仁様が誕生されるという明るい話題の一方、いじめ、自殺など命の重みを痛感した年という理由が多かったということから、この命という文字が出たのかと思います。

学校教育の中で命の大切さというものをどのように先生方は子供たちに教えておられるのか。教育委員会はどのような指導をなさっているのか、どのようなことを話題とされておるのか。毎日の新聞等でこういうふうな殺伐としたニュースを見るたびに、みんなは心を痛めているわけですが、出席停止などという言葉も出てきました。いじめ実態緊急調査、加担教員への懲戒拡大、いじめた子は出席停止も、こんな記事も新聞に載っております。明暗を分けるような最近のニュース、皆さんも心を痛めておられるかと思います。

また、学校現場で教師が自分の教え子、あるいは教え子と同じような若いまだ未熟な子供たちを相手にして、自分の欲望を満たすための行動に出ている。恥ずかしい行動も報じられております。そういうことが起きるたびに責任者と称する校長あるいは教育委員会、教育長、そういった方々が皆さんの前で、特にマスコミの前に向かって頭を下げて、深々と申しわけありませんでしたと下げ

ているあの格好は一体何なんだろうかと。なぜあのような現象が起きるのか。だれに向かって謝罪しているのか、その辺が非常にあいまいで、ただ頭を下げれば、事が済むのか、けじめというのは一体何なのか、教育というのは一体何なのか、そういった疑問がふつつつとわいてくる昨今でございます。

壇上からもっともっと絵本の紹介なんかもしながら質問をしたいと思うんですけども、とりあえずこれで壇上からの質問を終わりますので、よろしくをお願いします。（拍手）

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 石田議員の質問というか今の世情について、特に命ということ、死あるいは生というものについて絵本を引用しながらお話がございました。特に今年の世相をあらわす漢字「命」というふうなことで御紹介あったわけですが、私も新聞を見てまさに今年の世相をあらわす非常に説得力のある字を選ばれたなというふうに思います。いじめ等における自殺あるいは虐待死あるいはちょっとしたとか不注意で交通事故とかあるいは事故とかそういうものも非常に新聞紙上を賑わせた年ではないかというふうに思います。

そういうことから、命ということについて、これほどクローズアップされた年もなかったんじゃないかと思いますし、またこれは当然のことではないかなというふうに思います。

そういう中で「葉っぱのフレディ」と、それから「たがや」でしたか、のことを紹介されました。

「たがや」は殿様とかそういうものが出てくるんで、石田さんのおぐしがちょっと、そういうふうなこと、説得力を持たせるために今回やったのかななんて先ほど感じたんですが、それは別としても、そんなふうにいる命の重要さ、これを子供たちにやはり教えるというよりも読み聞かせをしながら、こういうふうないい本に触れさせるこ

とによって、子供たちが自然に成長過程で命の大切さを学んでいくというふうな面で非常に重要であろうかというふうに思います。

ボランティアグループの皆さん方の読み聞かせ会、これ石田議員も入っていらっしゃるそうですが、先般最上地域の27のサークルが連絡協議会を結成して、そして勉強会を行ったと聞いております。ぜひこれからもそういうふうな活動を多くして、やはりいじめというのはどうなんですかね、これは大人の世界でもあるんですが、何げなく言ったり、何げない行動でしたことが、やる方にとってはそんなに深い思いはないとしても、受ける方から見ると非常に深い傷、重い傷に残る場合がありますんで、そこら辺のところの教え方というのは非常に大事ではないかなというふうに思います。

ただ、やはり子供たちがいじめを苦にして自らの生を断つなんていうふうなこと、これはやはりまだまだ成長過程ですので、1つのことについて非常にこだわりを持たざるを得ないというふうな状況の中で、やはりそういうふうな急いしてしまうというふうなことが起きる。これが大人になれば、やっぱりいろんな経験の中でいろんな判断力もつくわけですが、まだ判断力がないときに、非常にこれは残念な結果であろうかというふうに思います。

「葉っぱのフレディ」の話がありましたので、私も図書館から借りてちょっと読ませていただきました。生とは死とは何かというふうな答えの中で、やはり生きること、そして誰でもそうなんですが、最終的には死を迎えるというふうなことの中で、しかしその過程においてはいろんなこと、人の役に立ったり、葉っぱに例えているんなあれが書いてあったようですが、人の役に立ったり、世の中のために立ったり、そしてみんな最終局面を迎えるというふうなことになります。

この作者の哲学というふうなことになるんですかね。死というのはやっぱり1つの形がかわって、

死を迎えるということはやはり生きることの形をかえることなんだと、これがやはり作者の哲学になるのかな。この辺のところがこの絵本の今大変有名なんだそうですが、ひとつ根底にあるのかなというふうに思います。

なかなかこういうふうな命の大事さについてろんな言及するというのは非常に難しい問題がございます。表現をちょっと間違えるとまたこれが逆効果というふうなことでございますので、気をつけながらやらなきゃいけないんですが、いずれにいたしましても、こういうふうな今年のようなそういうふうな粗末と言ったらいいんでしょうか、急ぐ命が非常に多かったということは残念だというふうに思います。ぜひ来年は明るい年だというふうになりますように、我々も行政の立場でできるだけのことはしますけれども、そういうふうになっていきたい。

具体的なことについては教育長の方から答弁させますので、よろしくお願いします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 いじめについての御質問ですけれども、ただいまありましたように、私も子供の自殺、またその連鎖という報道を聞くたびに本当に暗たんたる気持ちにさせられてしまいます。この問題については、初日の森議員の御質問にもお答えしたわけですが、児童生徒の成長過程を見守りながら、慎重に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

17年4月に始まった第5次山形県教育振興計画の命について、次のように述べております。私たちの命は、親またはその親、その祖先から受け継がれてきたものです。そして今生きているということは多くの人に支えられ、助けられ、見守られているということでもあります。いわば私たちははるかなる時を超えて続く命の縦糸と、同じ時代をともに生きる命の横糸との接点に、かけがえのない一人として存在していることを子供たちに伝え

ていきます。

新庄市は、この10年来命の尊厳を根底に据えた心の教育の充実を最大の教育課題として進めてまいったところ です。子供の心に寄り添う教育姿勢は確実に浸透してきていると思います。おおむね子供たちの学校生活も落ちついた状態で今送られております。私たちは子供たち一人一人に自分を大切にす る気持ちを育てたいというふうに思います。自分という一人の人間を大切に思うことが他者への興味、関心、愛着を育み、他人を愛することにつながります。自分を愛し、他人を愛する思いをしっかりと持ち、一人一人のかけがえのない命を力一杯輝かせることができるような教育を家庭も学校も地域も一緒になってつくっていくことが、子供たちの世界が広がるも となるといふふうに考えております。

心の教育は今後も引き継いで大切にしていかなければならない課題というふうにとらえておるところです。

昨年度完成した心の教育アクションプランですが、これを中核にしながら今日常的に教育活動を充実させているわけですが、児童一人一人の心の動きや実態把握のため、教育相談や毎月の学校生活の調査の実施などをしております。今後もきめ細かな取り組みを継続していく考えております。

先ほども新庄市の心の教育について申し上げたわけですが、いじめを防止するためには家庭教育も含めたすべての教育現場の中で、児童生徒に命の大切さを理解させることが最も重要な課題と認識しております。特に学校教育においては、全教育活動を通じて行うこととされている道徳教育の充実が強く求められております。そして道徳の時間の学習に限らず、市内各校で今展開されております読み聞かせや朝読書の読書活動においても、より一層充実したものになるよう指導してまいりたいというふうに思います。

特に石田議員にもお願いしておるわけですが

ども、地域ボランティアの方々やPTAの方々による読み聞かせ活動は、児童生徒への影響も大きく、心に響く貴重な活動であるというふうに感じております。現在は市内のほとんどの小中学校で外部ボランティアの方々による読み聞かせが行われております。御協力いただいております関係の皆様方には深く感謝しておるところでございます。御紹介いただきました絵本「葉っぱのフレディ」には、それぞれの個性を認め合いながら、自らの命を精一杯生き抜く主人公の姿が描かれております。このように児童生徒が質の高い読書体験を通して、心を耕してかけがえのない自分の命を尊重していく態度を育てていくよう、これからも努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、教職員の問題についてでございますけれども、教職員の不祥事が相次いで発生しておるわけですが、本市においても議員の皆様方に本当に御心配をおかけした不祥事もありました。このようなことを二度と同じ過ちを起こさないように指導を徹底しておるところでございます。これまでの不祥事を教訓に、市校長会においては各校における服務規律徹底のための危機管理体制を確立するよう自主的に呼びかけを行い、校内倫理委員会の定期的な開催や全教職員の合意を図るための会議の開催を実現しておるところです。各学校の教職員の自主的な組織であります校内倫理委員会では、行政や管理職の一方的な指導だけではなくて、お互いに語り合いながら、主体的に服務の規律の徹底を図っていくと、そういう意識を高めていくというふうに進めておるところでございます。

その結果、多くの学校では管理職以外の者が校内倫理委員会のリーダーとなりまして、学校独自のアピール文や宣誓書を作成したりしながらこの取り組みが展開されておるところでございます。各校の管理職に対しましても、教職員一人一人の家庭環境やメンタルヘルスに目を配りながら、温

かで何でも語り合える、そういう職場づくりが基盤になるのかなというふうに思っておるところです。

県の教育委員会からも服務規律の徹底についてはいろいろ通知等で知らされておるわけですが、特にこの12月から懲戒処分が非常に厳罰化になったというふうなことで、飲酒酒気帯びした者は即辞任というようなところまで徹底されております。何よりも子供たちを指導する立場の教職員としての自覚と、子供たちや保護者から、または地域からの信頼を得て進めることがすべてでございますので、今後とも継続して服務の徹底を期していきたいと思います。

以上でございます。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） いろいろと御答弁ありがとうございます。

今日のために別にまげを結ったわけではないんですけれども、どうも冬場になると乾燥肌というのか、アレルギー体質なもんですから、ひげがそれないというちょっと弱点がありまして、一見目の皮が厚そうに見えますけれども、非常にデリケートな肌をしております、ひげの分を頭でカバーしているということで御容赦いただきたいと思います。

今いろいろと御答弁いただきました。心の教育ということで新庄市はいち早く学校教育の現場で命の大切さ、それを子供たちに語りかけて、子供たちにも教育ということでやられております。かつて新庄市では大変な事件が起きたということで、そのことがずっと引き継がれておるものと思います。

そういったことを教訓としながらも、最近は何か少しそういったことが忘れかけているのかな、忘れかけられているのかなというふうな感じもしないでもないです。中学校で起きたある事件をきっかけに、いち早く心の教育という言葉を使って、

学校教育の中で心の教育をされてきたと、そういう実績については私も認めるところであります。ただ、それが上滑りになって言葉の上だけで学校の現場でも先生方がそういうふうに行っているというふうなことで、何か調査とか何かあったときに教育委員会には報告しているということで行っていますということだけで終わってはいないのかなと。その辺がちょっと不安になっているところなんです。

今教育長の答弁にもありました。確かに皆さんが心を砕かれていろいろ現場でも管理職の先生以外の先生方がいろんな取り組みをされているということは私もわかります。近くで見えておりますので、わかります。

ちょっと観点を変えると、非常に先生方が今忙しい、自分たちがやらなければいけない時間を非常に短い時間でやらなきゃいけない。学級担任は担任の経営もしなきゃいけない。それだって職員会議で例えば教育委員会からこういうことがあったと言われると、それを先生たちは消化しなきゃいけない。現場ではクラスの中の子供たちが待っている。そんなことで教育現場の中の先生方は本当に今汗水流して働いておられる姿を見ると、もっとゆとりのある時間できないのかなと、いつも見えております。これは今すぐあしたからどうするというわけにはいかないと思うんですけれども、非常に先生方が忙しい。廊下を走らないようにと言いながら、先生方が駆け足で教室に向かうあるいは職員室で会議に向かう。そういった様子を目の当たりにすると、もう少し私らが子供のころのように先生方にゆとりのある生活、時間割ができないのかなと、その辺を教育委員会あたりではどのようにお考えなのかなと。裏を返して逆の見方で見た場合の質問ですけれども、その辺はいかがお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

小野和夫学校教育課長 議長、小野和夫。

清水清秋議長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 教職員が非常に学校現場の

中で忙しい思いをし、ゆつくりとさまざまなことを考える時間がないのではないかというふうな御指摘かなというふうに思いますが、確かに私どももさまざまな機会に先生方の教職員の勤務の実態調査などもしております。そうすると、上がってくる数字というのは8時間の勤務時間なんです、それで終わっていないというそういうふうなことが如実にあらわれてまいります。

山形県でも取り組んでおりますが、ゆとり創造運動と、こういうことをやらなきゃいけないということ事態が、非常に深刻な状態にあるということかなというふうに思いますが、ゆとり創造運動ということを行っております。その主な中身としましては、会議の開催回数を減らしていくとか、時間を縮めるだとかあるいは出張をできるだけ減らすというふうなこと、そういうふうなことでございます。そして、職員一人一人にゆとりのある生活ができるように、職業生活ですが、できるようにということで行っておるわけですが、1つの例として定時退庁日という、これもちょっと聞くと何だろうなというふうなことになるのかと思いますが、勤務時間が終了したらいつまでも残っていないで、仕事があっても残っていないですぐに帰宅しましょうというふうな、そういう定時退庁日、学校で毎週何曜日と決めて取り組んでいるところです。そんなふうなこともして、できるだけ先生方一人一人がさまざまなことに目を向けながらじっくり考えながら、仕事ができるようにというふうなことで取り組みを進めているというふうなことでございます。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 定時退庁日、なかなかいい言葉かなと思います。時間が来たらすぐ帰なさいということで、余り余計な仕事はしないようにということなのか。現実的には定時退庁日という文言を付さなければならぬような勤務体制かなというふうにも考えられます。先生方が持ち

帰ってお家でその残った仕事をやっているというふうなことにはならないのかなと、今ちょっとふと考えたんですけども、そういうこと。

新聞の中でいじめた子の出席停止もというふうな、この間のいろいろ国の方で教育基本法絡みの話が出ていますけれども、出席停止ということで、私はよくわからないのでどういうことを言っているのか。何となくわかるような気がするんですけども、これの他に及ぼす影響というか、子供たちに及ぼす影響というか、そんなことも含めてちょっと教えていただきたいと思います。

小野和夫学校教育課長 議長、小野和夫。

清水清秋議長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 最近教育再生会議の中間の報告の中でこの出席停止ということが、いじめに対しても適用してはどうかというふうな報告があったかと思います。この出席停止といいますのは、学校教育法の26条に規定されております。性行不良による出席停止というふうなことです。出席停止には他に学校保健法でも伝染病による出席停止というのがあるんですが、これはまた別問題ということです。

性行不良による出席停止ということは、その中身は例えばこういうことがあったら出席停止にできますよというのが法律に記載されております。ちょっと申し上げますと、4つほどあるんですが、他の児童生徒に対する威嚇だとか金品の強奪だとかあるいは暴行、心身に苦痛を与えるというふうな行為です。それから、2つ目が教職員に対する威嚇、暴言、暴行。3つ目が学校の施設設備の破壊。4つ目が授業妨害だとか騒音の発生だとか教室への勝手な出入り等で授業の進行を妨げると、そんなふうな場合は出席停止にできますよというふうなことがございます。

その後平成7年度からこのことがいじめについても適用できるというふうになりました。でも、そのいじめに対して適用されたという例はちょっと今お聞きしていないんですけども、そういう

ふうな中身でございます。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 最近になってこういう言葉を初めて知り得たわけですがけれども、かつてこういうふうなことで、例えば問題になっておる子供がおって、学校が荒れている時代とか、そういうときにはこういうことがあったのかどうか。

それから、委員会としてはもしこれから、今後何か起きたときにはこういうこともお考えの中に入っているかどうか、それもお聞かせください。

小野和夫学校教育課長 議長、小野和夫。

清水清秋議長 学校教育課長小野和夫君。

小野和夫学校教育課長 学校が荒れた時代ございますが、出席停止を命じたというふうなことはお聞きしておりません。

私どもの基本的なスタンスとしましては、こういうふうな法によって規制をかけているわけですが、そういうことよりも未然に防止するということの方に力を入れるべきじゃないかというふうに考えております。例えばいじめの防止というふうなことにつきましては、先ほど教育長が申し上げましたように、心の教育を進めると。今まで10年間やってきて、さらにこれからも10年間もそれを進めたいというふうなことで、新たな取り組みとして心の教育アクションプランというものを各学校ごとにつくっていただいております。それに基づいて学校ごとに独自の取り組みを進めていくというふうなことがひとつございます。

それから、やはり一人一人と向き合う教育相談体制といいますか、そういうものが大事じゃないかなというふうに思っております。学校の中にそういうプロジェクトチームをつくったり1対1で面談する期間、週間を必ず計画してもらったりしております。それから、保護者とか何かあったときの面談、そういうことも大事にしていきたいというふうに思っております。

それから、教育委員会としましては教育相談員、

今2名配置して、さらに国、県の事業で2名を配置しているわけです。これらの体制が国、県の事業が途切れることもあるわけですので、途切れてもさらに体制が維持されるように、今の2名体制を充実していくというふうなことも考えているところですよ。

最近では各学校で先生方が取り組むあるいは子どもが取り組むということ以外に、児童生徒自らが自浄作用といいますか、児童会でこういうふうにしましょう、生徒会としてこういうふうに取り組んでいきましょうというふうに取り決りをどんどん、どんどん今進めていっております。言われて嫌な言葉は言わないとか、されて嫌なことはしない、そういうふうなことを今中心にしながら進めていっているところでありまして、法の適用ということよりもそういった未然防止に向けた取り組みを大事にしていきたいというふうに思っております。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。
清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 法とかそういったもので上から抑えるとか縛るとかそういうことではなくて、子供の心そのものを大事にしながら育てていくというお話よくわかります。

子供たちを見ていると、その学校でどんな教育がなされているのかなというふうなことも何かわかるような感じもいたします。子供たちの言動から非常に最近私に接する子供の多くは、非常に言葉遣いもいいし、あいさつもしっかりしているし、いい子に育っているなというふうな感じが受けられます。ですから、教育の現場はそんなに今私らの知る限りでは問題は起きてはいないのかなということで安心感を持てはいるんですけども、ただよそでそういったことが新聞等で報じられると、うちの学校は、うちの地区はどうなんだろうかというふうなことの不安もちょっとよぎる場合もあります。一見何でもないところで水面下で、特に児童生徒というのは、子供の心というのはま

だまだ固まっていないやわらかい心を持っているもんですから、傷つきやすいし、自分ではどうしようもないというふうなこともあったりすると、だれに相談したらよいかわからないというふうなこともあろうかと思えます。

最近の新聞では何か問題があって行きたくないとか嫌だと思ったときには学校に行かなくてもいいよというふうな、盛んにアドバイスをしているようです。もし子供たち同士でそういうふうなことが話の中で出てきて、じゃ学校に行かなくていいべやという感じで何か起きたときには学校に行かないと。一番安心なのは家にいて、ところが家にいるということも、これは家庭で両親あるいは家族がおればいいんですけれども、かぎっ子のような子供については家にいる場所もない。そんなことも含めて今の子供たちが本当に安心して学校と家庭を往復できているのかなということを考えるときに、ちょっとした不安もございます。

それと関連して、この間社会教育委員会があったときに、教育事務所の方から来年度のいわゆる19年度から国が、文科省が子供の居場所づくりだとかあるいは学校の現場、空き教室を使った放課後対策のようなことを進めているという話も聞きました。そんなことも次から次と新しい事業を展開されるものですから、予算をつけていただくというのはちょっとおかしいかもしれませんが、予算があるということでそういった事業を展開される。そのことで今度は現場が混乱しないのかなと。つまり空き教室を利用して都会で言うかぎっ子対策だというような話も聞きましたけれども、そんなことが学童保育とかの絡みでうまく機能していくのかなという不安もあります。今の子供たちの学校と家庭との間を行き来するところの中間で、そういった居場所づくりとか放課後の学童保育以外のところの時間を設けるような、そういった居場所づくりみたいな、そのことについて今市の方ではどのように受けとめておられますか。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

清水清秋議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 今の子供の居場所づくり事業、当然石田議員さんも前に社会教育委員会のときにお話ししたんですけども、16年から18年度までの3カ年、子供の社会体験力、地域における自然体験等を加味したことというふうなことで、主に今学校週5日制でございますので、土日のいずれかの日、しかも4時間限度というふうなことで、これまでことは8事業ですか、総額約四百数十万だったと思います。ちょっと今手元に資料ないんですけども、それを3年間やってまいりました。非常に子供たちの参加も多くて学校の先生、PTAの方、さらには地域の方の協力のもと、これまで進めてまいりました。これが今年度で打ち切りになります。19年度からは今石田議員さんおっしゃった放課後子供教室推進事業、これが厚生労働省の所管の事業です。それとあわせて児童生徒健全育成事業、これが文部科学省というふうなことで、厚労省と文科省の合同の事業というふうなことで19年度からこの事業がタイアップされます。

厚労省の方が主にこれまでの子供の居場所づくりの延長をさらに拡大、それから文科省の方でやった放課後子供育成推進事業、これにつきましては学童保育、これらを一体した事業というふうなことで今現在、当然これ新規事業になりますので、予算の絡みもございます。居場所づくり事業はすべて国県の委託事業で対応してまいりました。市からの持ち出し金はございません。ただ、19年度からの放課後子供事業につきましては、国3分の1、県3分の1、市3分の1というふうなことで対応しなければならない。あわせてこの事業につきましては、年間240日間のカリキュラムを組むようにと。しかも、小学校区単位でやるようにというふうなことで、全国2万カ所ですか、これをこれから進めてまいるというふうな、昨今県の方から話がありまして、今対応しているところでございます。

ただ、新庄市これまで3カ年、そういうふうなやった事業の実績がございますので、この事業を何とかこちらの方に食い込めていきたい。さらに、やり方によっては今言った240日間の事業というのはとても無理でございますので、従来どおり今やっています土日いずれかの事業というふうなことで、学校とか公民館、あと部落公民館、そういうふうなところを開放した事業というふうなことで現在取り進めているところでございます。これもまだ何せ詳しい情報等が余りまだ入っていないので、今県の方とか情報を連携を密にして事業は取り組んでまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

清水清秋議長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 先ほど石田議員さんの方から不安で学校にやれないという子供が出てくるんじゃないかというようなお話もありました。確かに子供たちの世界、前にも申し上げましたが、いろいろな人間関係のトラブルなどもありまして、不安になっている子供がいることも現実かと思えます。我々としてはとにかく子供たちが安心して学校に来れるような、そんな学校づくりを目指して、きめ細かな情報を得ながら丁寧に今指導しておるところです。

私もいろいろな会議で申し上げるんですけども、全国的に不審者が出るということで、非常に登下校も不安だというような現実もあったわけですが、新庄市も何件かが出ておるわけですが、その対策として地域の方々が積極的に見守り隊として朝夕緑のジャケットをつけていただきながら、参加していただいております。そして、登下校時に子供たちに声をかけるというふうなことで、今参加者がボランティアでやってくださっている方々が非常に多くなっておるわけですが、かつてないいわゆる地域の子供は地域で育てると、地域と学校と保護者と一体となって

次代を担う子供たちを大切に育てていこうという機運が、今本当にこれまでにないぐらい高まってきているんじゃないかなという私感想を持っています。ぜひこれからも続けていきたいと思っています。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 生涯学習課長には通告なしの関連質問でありがとうございます。

今教育長がいろいろお話なった中で、今ちょっと気になっていることがありますので、要望としてお聞きいただきたいと思います。

各学校が不審者をいわゆる予防するためというか今施錠を励行しています。施錠をして訪問者が行くとインターホンを押して誰それですというふうな感じで入るんですけども、そのときに教職員が来て一々施錠を解除すると。用が終わればまた施錠をしたりというふうな感じの、大変私ら見ていて当事者として心苦しいというふうな気持ちにもなるものですから、予算が厳しいと言いながらも、どっかで何かをすればそれぐらいの予算が出るのかなという感じもするんで、施錠を自動的にスイッチひとつで解除できるような、見積もりを私とってみました。わずかでした。大したことない額です。ですから、その辺も検討願って、ひとつ先生方に余り労働過重になるような仕事をさせないように、子供の教育をよく見てもらうためにも、そういったことも1つ1つ解除してもらえばありがたいなと思います。施錠の解除と一緒に心の解除もお願いしたいと。よろしく願います。

以上です。

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

清水清秋議長 明日14日から18日まで本会議を休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、14日から18日まで本会議を休会とし、19日火曜日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時50分 散会

散 会

平成18年12月定例会会議録(第5号)

平成18年12月19日 火曜日 午前10時00分開議

議長 清水 清秋

副議長 新田 道尋

出席議員(23名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	山口吉静	議員
3番	星川豊	議員	4番	奥山省三	議員
5番	斎藤敏	議員	6番	斎藤義昭	議員
8番	清水清秋	議員	9番	小嶋富弥	議員
10番	小野周一	議員	11番	遠藤敏信	議員
12番	佐藤隆	議員	13番	新田道尋	議員
14番	沼澤恵一	議員	15番	中川正和	議員
16番	森儀一	議員	17番	柴田忠志	議員
18番	下山准一	議員	19番	石田千與三	議員
20番	平向岩雄	議員	21番	亀井信夫	議員
22番	今田雄三	議員	23番	高山和男	議員
24番	金利寛	議員			

欠席議員(1名)

7番 渡部平八 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	高橋 榮一郎	助役	八 欽 長 一
総務課長	武田 一 夫	政策経営課長	小笠原 謙 一
税務課長	鈴木 吉 郎	市民課長	大場 和 正
環境課長	田口 五 郎	健康課長	星川 基
農林課長	坂本 孝一郎	商工観光課長	羽賀 千 尋
都市整備課長	中部 力	下水道課長	佐藤 新 一
会計課長	矢口 喜一郎	福祉事務所長	矢口 孝 敦
神室 荘 長	奥山 輝 昭	水道課長	高橋 博 夫
教育委員長	伊藤 輝 昭	教育長	佐藤 博 夫
教育次長	奥山 芳 彦	学校教育課長	小野 和 夫

生涯学習課長
選挙管理委員
会委員長
生涯学習課
長委員
生涯学習課
長委員

大 江 雅 夫
小 関 俊 也
國 分 政 嗣
斎 藤 友 一

生涯スポーツ
選挙管理委員
会委員長
生涯スポーツ
課長委員

黒 坂 光 悦
小 野 正 一
渡 部 秋 夫

事務局出席者職氏名

局	長	田 中 紀 雄	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 18 年 12 月 19 日 火曜日 午前 10 時 00 分開議

(総務常任委員長報告)

- 日程第 1 議案第 68 号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定について
- 日程第 2 議案第 69 号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 3 議案第 70 号鮭川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議について

(文教厚生常任委員長報告)

- 日程第 4 議案第 71 号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 72 号新庄市夜間休日診療所設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 6 議案第 73 号山形県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第 7 議案第 74 号指定管理者の指定について

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 8 平成 18 年請願第 4 号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願
- 日程第 9 請願第 5 号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願
- 日程第 10 請願第 6 号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願
- 日程第 11 議案第 75 号平成 18 年度新庄市一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 76 号平成 18 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 13 議案第 77 号平成 18 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 78 号平成 18 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 15 議案第 79 号平成 18 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程（第 5 号）のほか

日程第 16 議会案第 5 号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める意見書の提出について

日程第 17 議会案第 6 号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について

議 開

まず議事日程（第5号）によって進めます。

総務常任委員長報告

清水清秋議長 おはようございます。ただいまの出
席議員は23名です。欠席通告者は渡部平八君の1
名であります。

これより本日の会議を開きます。本日の会議は
お手元に……

発言の取り消しについて

(何事か呼ぶ者あり)

24番(金利寛議員) 議長、金利寛。

清水清秋議長 金議員の発言を許します。

24番（金 利寛議員） 過日、一般質問の中で2
日目の午後3番だったのですが、
「 _____
_____」という不適切な発言がありましたので、削除
願えればというふうに思いますので、よろしくお願い
申し上げます。

22番（今田雄三議員）議長、今田雄三。

清水清秋議長　今田雄三議員の発言を許します。

22番(今田雄三議員) 過日、一般質問の前段で不適切な発言がありましたので、削除願います。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま金議員、今田議員より12月13日の会議における発言について取り消したい旨の申し出がありましたので、この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、発言の取り消しを許可することに決しました。

改めて、本日の会議は、お手元に配付しており

清水清秋議長 日程第１議案第68号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定についてから日程第３議案第70号鮭川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議についてまでの３件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。
総務常任委員長石田千與三君。

(石田千與三総務常任委員長登壇)

石田千與三総務常任委員長

おはようございます。総務常任委員長の報告を申し上げます。総務常任委員会の審査の経過と結果について報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案３件であります。審査のため12月14日、午前10時より議員協議会室において委員７名出席のもと、総務課、政策経営課より関係職員の出席をいただき審査を行いました。

初めに、議案第68号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定についてありますが、総務課より説明をいただいた後に審査に入りました。

本案は、山形県と県内全市町村による電子申請システムの構築にあわせて、これまで書面で行われていた申請手続を電子情報組織を用いて行うことも可能とするためであるとのこと、条例の逐条の説明があり、第1条に市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を目的とすること、2条以下に用語の定義、電子計算組織を使用して行える手続、使用状況の公表等を規定しており、電子申請システムが稼働する平成19年3月1日から施行するとのこと。なお、稼働当初で行える手続は

申請手続から始めるとのこと。

また、この電子申請システムは山形県と県内35全市町村によって運営され、使用する機械は現在の機械を使用すること。県100業務、市100業務の受付をオンライン化すること。さらに、電子申請システムと同じ基盤を使用して、公共施設予約システムを構築するが、現段階では空き情報の提供について検討しており、運用当初は市民プラザ、文化会館、雪の里情報館、体育館の4施設について提供を考えているとの説明でありました。

委員より経費に関する質問があり、県50%、市町村50%の割合による負担金があり、システム構築費4億8,195万円については市町村が17年度国勢調査をもとにした人口割によることとなり、本市の負担金は806万7,000円となるが、全額市町村振興協会の補助となること、また運営費については1年9,439万5,000円、5年間では4億7,000万円ほどになり、本市の負担は1年間158万円、5年間で790万円となるが、これは補助対象外で市の全額持ち出しとの説明でありました。

また、委員より個人情報など情報漏えいに関して質問があり、このシステムにおいて県と市の回線は国のLGWANで結ばれており、市の回線に侵入してデータを盗まれる心配はほぼ100%ないが、内部からということもあり、全職員の研修を行った。機密保持は、ぜひ確保するとの答弁でありました。

他にもインターネット普及率などについての質疑などありましたが、採決の結果、議案第68号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の設定についてと議案第70号鮭川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議についての2件については、それぞれ関連があるため、一括して政策経営課から説明を受けた後に審査に入りました。政策経営課より市営バスの運営は、その3年間の効果を見て、4年目以後の検討することとしていること、経費面においては昨

年の決算では土内線と堀内線で約900万円の持ち出しであったが、これが180万円から200万円ほどになり、かなり安価になること、来年4月の運行開始に向けて陸運局への登録申請が必要であり、そのため2月中には業者、ドライバー等を確定する必要がある、債務負担行為の予算措置を提案していること。

また、運行ルートについては従来の停留所を基本とするが、乗降客の推移を見ながら検討課題とすること。さらに、鮭川村村営バスの新庄市への路線延長の協議については地方自治法の規定により、公的なものが他の行政区域に入る際には双方の議会の議決が必要とされているためであり、鮭川村においても同様の議案が出されているとの説明でありました。

委員より鮭川村との協議に関して鮭川村から料金改定の申し出があった場合の市の対応、協定書の締結時期とその効力期間について質問があり、料金改定の場合や内容に変更がある場合は協定書第13条にある疑義の決定により協議し、料金改定となれば第6条を改め、協定を結ぶ必要があること、締結時期は両議会で議決されたなら、なるべく早く締結すること。また、その効力期間は内容が変わらなければ、そのままずっと効力があるとの説明でありました。

委員よりバス路線の廃止に関して山形交通の赤字の規模、市の補助額について質問があり、山形交通へは9,570万円が各市町村から補助されており、恐らくこれが赤字の規模と思われること。また、市の補助金は昨年の決算では合計1,157万5,000円で内訳は土内線663万7,000円、堀内線191万5,000円、舟形線53万9,000円、羽根沢線64万円、沼ノ台肘折線137万2,000円、新庄清水間47万2,000円であるとの答弁でありました。

また、委員より山形交通の停留所の継続使用と、その場合に地権者への対応について質問があり、停留所の看板は書き直して使用すること、停留所のある地区の区長に説明、協力の依頼を行う考え

でいるとの答弁でありました。

他にも鮭川村営バスの停留所などについての質問、要望など若干ありましたが、採決の結果議案第69号及び議案第70号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 議案第69号新庄市の市営バスの設置及び管理に関する条例の設定についてお伺いをしますが、今期定例議会の冒頭に総括質疑の中で市営バスというのはいろいろ大変な状況下ですが、初めて新庄市で市営バスという状態の運行形態をとるということで、何でもそうですけれども、新庄市のスポーツ施設に対する利便性がよくないので、市営バスを運行、運営する状態のときにこそ、そういうふうな部分のコースも考えて、新庄市のスポーツ振興にも含めて小中学校の交通弱者の人方のスポーツ振興も含めてそういうふうなコースを考えることはできないのかという趣旨の総括質疑をさせていただきましたが、その質疑の内容は委員会の中では話し合いされたのでしょうか。どうなのでしょう。お伺いしたいというふうに思います。

石田千與三総務常任委員長 議長、石田千與三。

清水清秋議長 総務常任委員長石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長 当委員会の審議の中には、その件については発言はありませんし、含まれておりませんでした。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 何でもそうですけれども、始めるときにこそいろいろな部分を網羅して利便性を確保することこそ必要なのではないかと、最低

限山形交通とのいろんな部分の話をなつて、それで窮鼠猫をかむ感でそういうふうな市営バスの運行という形態をとったので、総括質疑の中では間違いなく、そういうふうな部分も要望に入れていただきたいという旨の発言を私はしました。その部分を何ら委員会で取り上げていただけないということは、何のための総括質疑かということも鑑みますんで、どういうふうな状態でそのところを入れなかったのでしょうか。お伺いしたいというふうに思います。

石田千與三総務常任委員長 議長、石田千與三。

清水清秋議長 総務常任委員長石田千與三君。

石田千與三総務常任委員長 総括質疑の中で金議員からの質問があったことは記憶しておりますし、承知しております。当委員会では、鮭川村との関係あるいは新たにこの条例をつくるに当たって各委員からの発言を頂戴したわけですが、各委員からの話の中には残念ながら今のお話については入っておりませんでした。

24番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

清水清秋議長 金 利寛君。

24番(金 利寛議員) 今後それぞれ委員会に付託されるわけでありますから、総括質疑の質疑の内容も十分そこに網羅して、そして検討を加えていただきたい要望をして終わります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、議案第68号新庄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号蛙川村村営バスの新庄市行政区域内への路線延長の協議については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第4議案第71号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7議案第74号指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長金 利寛君。

（金 利寛文教厚生常任委員長登壇）

金 利寛文教厚生常任委員長 おはようございます。私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。審査のため、12月の15日、午後1時30分より議員協議会室において委員7名の出席のもの

と審査を行いました。

初めに、議案第71号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、環境課及び政策経営課より説明を受けた後に、審査に入りました。環境課及び政策経営課からの説明は、市営駐車場である大手町駐車場について駐車場の用途を廃止し、普通財産とするための改正である。その後は、地域の任意団体に売却を予定しているということでした。

なお、隣接する郵便局用地と郵便局舎については市が所有をし、郵政公社に貸しているが、そこもあわせて売却を予定しているということでありました。審査に入りまして、委員から任意団体の取得の目的について質問がありました。政策経営課からは、当面は地域の活性化のために活用をする。駐車場は、月極駐車場を予定しており、他にはさまざまな地域のイベントに活用をするということ、そして郵便局もそのまま残るということでありました。その他市有地の売却状況の質問がありましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号新庄市夜間休日診療所設置及び管理に関する条例の設定についてであります。健康課から説明を受けた後に審査に入りました。健康課からは、第1条について救急診療全般ではないという意味で、応急的な診療を行うという文言にしたということ。第2条以下に位置、それから名称、それから診療管理者、診療科目、診療時間などを規定している。施行期日については、規則で定める日ということにしているが、これまで4月1日の開設という説明をしてきましたが、3月末に前倒しをして開設する予定で準備を進めるということでありました。その理由は、市民ニーズに応えられるものはなるべく早く提供することと交付税の算定期日の関係で3末日までに開設すると1年早く交付税措置されるということとなるべく有利な方法をとるべきだと判断したということでありました。

なお、この内容については医師会との確認は済んであるということでありました。

審査に入りましたが、さしたる質疑もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第73号山形県後期高齢者医療広域連合の設立についてですが、健康課から説明を聞いた後に審査に入りました。健康課からは、広域連合設立の根拠は高齢者の医療の確保に関する法律にすべての市町村が加入する広域連合を設けるということが定められたので、これに基づいて全国で都道府県単位での広域連合が設立されることになった。規約については、厚生労働省が示したモデル案をもとに、県内全市町村長で組織する準備委員会で検討され、案が決定されたものを今定例会に上程をした。

また、県内全35市町村で同一のものが12月定例会に上程されている。可決されれば来年1月の設立を予定している。その後選挙により連合議員が選出され、来年の11月の連合議会で保険料などの保険者として定めるべき事項が決まるということでありました。また、条文についての説明がありました。

審査に入り、委員よりこれまでの老人保健制度とこれからの後期高齢者医療制度とでは内容や市の財政負担等がどう変わるのか、市町村から県単位の広域連合という組織になれば、住民の声が反映されにくくなるのではないかと。所得実態に応じた保険料の減免規定はあるのかという質問がありました。健康課からは、老人保健制度は国民健康保険と社会保険などとの共同事業であり、社保からも国保からも拠出金が出て運営されているが、後期高齢者医療制度は完全に独立した制度になる。75歳以上の人は、国保からも社保からも抜けて、後期高齢者医療制度に加入することになる。保険料も同様に国保、社保から後期高齢者医療の保険料を納付することになる。保険料については、国から示された標準モデルケースでは年金208万円

の方は月額6,200円になる。また、所得に応じた減免制度はある。市の財政負担については、これまでと変わらないのではないかと。準備委員会では試算をしているということでありました。

住民の声を反映させることについては後期高齢者の特別会計を市で設けるので、そこで意見を聞くことができる。また、申請等の手続はこれまでどおりすべて市役所が窓口となり、保険料の徴収も市で行うという説明でありました。これに対し、委員から保険料について質問が出ました。1つは、保険料の6,200円は上限なのかということについては、今後連合議会で保険料率などが議論される。そして、決定されるのであるが、上限ではないと思うという説明でありました。

2つ目は、保険料は年金から天引きされるのかという質問に対しては、原則は特別徴収であり、天引きされるという説明でありました。また、委員から保険料の徴収手数料は連合から支払われるのかという質問があり、健康課からは県が事業主体ではなく、市町村が事業主体なので、手数料の話は出ていないということでありました。

その他、質疑等がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第74号指定管理者の指定についてであります。福祉事務所からの説明を聞いた後に審査に入りました。福祉事務所から本合海児童センターを指定管理者に移行することの提案で、11月24日に選定委員会を開催し、本合海児童センター管理委員会が指定管理者として適当であるとなった。管理委員会の委員長斉藤弘之氏は、保護者の代表であり、指定期間は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間であるという説明でありました。

審査に入り、委員から委員長は保護者なので、子供の卒業等により交代することが予想されるが、管理委員会としての継続性は確保できるのかという質問がありました。福祉事務所からは役員が変

更される際は全員が入れ替えにならないように管理委員会では考えているということでありました。また、委員から指定管理者制度に移行した後の市の支援策として職員の出向等を考えてはどうかという意見があり、福祉事務所からは職員の出向は考えていないが、移行後も児童支援室で経理の細かい点も含めて全面的にバックアップしていくという考えだということでありました。

また、委員から給食の提供と保育士の給料に対して市はどう考えているのかという質問がありましたが、福祉事務所からは指定管理者に予定している管理委員会において検討、実施するものであるという説明でありました。

その他質疑等ありましたけれども、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果についての御報告を終わります。よろしく願いを申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) ただいま説明受けまして、議案第71号なんですけども、あの場所は今までも地元の人からも大変好かれているというか、利用度が高い駐車場なり山車の小屋がありました。これらの使用については、可能なのか、だめなのか、その辺の話がありましたか。

もう一つは、買い受ける方の名前が話の中に出ましたか。お知らせいただきたいと思います。

金 利寛文教厚生常任委員長 議長、金 利寛。

清水清秋議長 文教厚生常任委員長金 利寛君。

金 利寛文教厚生常任委員長 2点かと思われますが、山車等の使用については今までどおり使用できるということでありましたが、任意団体の代表者名等の名前は出ませんでした。

22番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

清水清秋議長 今田雄三君。

22番(今田雄三議員) 終わります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第71号新庄市駐車場設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号新庄市夜間休日診療所設置及び管理に関する条例の設定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号山形県後期高齢者医療広域連合の設立については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第73号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第74号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員長報告

清水清秋議長 日程第8平成18年請願第4号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願から日程第10請願第6号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長小嶋富弥君。

（小嶋富弥産業建設常任委員長登壇）

小嶋富弥産業建設常任委員長 御苦労さまです。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は請願2件、そして継続審査となっています請願1件であります。12月14日、午前1時30分より市役所3階議員協議会室において委員7名全員、また農林課、都市整備課より職員の出席をいただき、審査を実施いたしました。

まず初めに、継続審査となっている請願第4号

食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願ですが、前回継続審査となったことを説明し、審査に入りました。

委員からは、前回農業団体の意見が聞こえなかったもので、新庄最上農協に行ってきました。農協としては、WTOに関して見直しについて一切考えていないということでした。考えも違うということで、採択すべきでないという意見がありました。他の委員からは、消費者の不安をあおるようなことはどうかと思う。農業団体の理解を得ながらやっていかなければだめだと思うので、反対であるという意見。また、他の委員からは国の農業政策、WTOのあり方などいろいろな問題があるので、こういう意見があるということを提言していかなければならないので、賛成であるとの意見が出されました。

採決を諮った結果、賛成多数で継続審査の請願第4号は採択すべきものと決しました。

続きまして請願第5号「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願についてであります。委員会に先立ち、委員協議会において請願者より説明を受け、質疑を行いました。請願者からは、公共工事における賃金の確保法の制定に向けた取り組みであるということで説明がありました。建設の労務単価が公共工事の発注金額から2次、3次といく場合、だんだんピンはねということで労働者の賃金を確保するのは大変難しく、低賃金となっています。

国においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成12年11月27日公布され、平成13年2月16日に施行され、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることという附帯決議もなされたところです。今回は、建設業を健全に発展させ、公共工事における安全や品質の向上を図るためには建設労働者の適正な労働条件を確保することが重要なので、要望していた

だきたいとのことでした。委員からは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が12年11月に公布され、13年2月に施行されてから、大分年数がたっていますが、建設業界では国に要望書とかを出していますかとの質問があり、全建総連から要望書を提出しています。全地域からさらに運動しようということで、県内でも取り組んでおり、山形県をはじめ、県内9市町村で採択されているということでした。

他の委員からは、国では公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が12年11月27日に公布され、13年2月16日に施行され、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることという附帯決議もあり、5年も経過して法律が生きてこないというのは問題じゃないか。原因はどうかとの質問がありました。公契約法というのは、公共工事における賃金等の確保の法律であり、13年2月16日に施行されたのは公共工事の入札、契約の適正化の促進に関する法律で違いがあります。今まで賃金の確保という単独の法律でなかったもので、賃金が守られなかったのではないかと思うということでした。

また、公共工事の入札の中で人件費は差があったのですかととの質問があり、公共工事の単価はその県によって違い、今までの制度だと末端では低賃金になっているとのことでした。

また、委員から契約するときは下請でもしているという入札方法はないわけで、こういう形で賃金に差が出るのは当然だと思うとの意見も出されました。その他さしたる質疑はなく、協議会の内容を踏まえて採決した結果、請願第5号は賛成多数で採択すべきものと決しました。

最後に、請願第6号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願についてですが、農林課より品目横断的経営安定対策について説明を受けた後、審査に入りました。委員から請願に出ている価格等について質問があり、今の大豆の価格は交付金を入れて1万3,500円ぐらい

で、うち政府から交付される交付金は8,000円程度なので、実際大豆の価格は5,000円前後です。新しい対策では、大豆交付金が廃止され、所得保障の大枠に組み入れられるとともに対象を担い手のみに絞るとされています。今まで交付されていた交付金が入ってこない収入が下がってしまうことになる。そうならないようにするには、担い手である認定農業者か、集落営農を組織するしかないということでした。

他の委員からは、新庄市は集落営農が該当なしで、いかにして4ヘクタール以下の人を救うのが大変です。そうしないと、減反の未達成者が増えてきます。もう動き始めているということなので、見直すといってもできないと思うという意見がありました。今回の請願の内容で圧倒的多数の農家が経営安定対策から外れるとありますが、これは語弊があると思う。新庄市の認定農業者数と、これらの面積、集積の状況はどのくらいか。休耕田は、どのくらいかの質問に、認定農業者は255人で面積は認定農業者を含めた担い手農家全体で3,025ヘクタールで集積率は60%。最終的には、3,630ヘクタール、70%を見込んでいます。遊休農地は、127ヘクタールということでした。委員からは、この対策をしっかりとしないと、農家は高齢化が進んで大変である。徐々に進めながらやっていくうちに、農家の経済をバックアップするような動きに変わっていくのではないかと思います。国でいろいろ考えて推進しているのに、今の段階でとやかく言うべきでないとの請願に反対の意見、他の委員からはこの集落営農制度の一番の問題点は経理の一元化で、そこをどこかでやってくれば、担い手が集落営農と進んでいくのではないかと思いますので、この制度でもよいのではないかと思いますという意見。

また、他の意見からこの対策は将来の農業ということを考えてやってきたのだと思う。いろいろやってここまで来たのに、もとに戻せという請願はどうかと思う。逆にこの制度に協力してやって

いかなければいけない。

その他委員からは、意見はなく、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告といたします。よろしく願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 請願第6号についてですが、ただいまの委員長の報告の中で賛成少数で不採択ということでしたけども、特にその中で質疑があったのか、なかったのか、よくわからなかった点なんですけども、この中で多くの農家がこの次の政策の品目横断的経営安定対策などに入れない農家が多いのではないかとということで、数値的な農家の数字ということで、農家の数についてどうなのか、認定農家の数と、それから集落営農の数、そして農家全体の数、これらをどう見たのか教えていただければと思います。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 委員会においては、農業者数の総数が幾らというような求めはございませんでした。

しかし、認定農業者は先ほど言いましたように255人ということでございまして、認定農業者を含めた担い手農家全体では3,025ヘクタールということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） まず、認定農家以外の農家というのが相当な数にあるというふうに私は伺っております。認定農家には、なれないし、ならなくてもいいというふうに考えて、まず農地を守り、祖先から受け継いだ農地は守って、あとは米づくり続けていかねばなんないと考えておられる

農家がたくさんおられるのではないかとという点があります。

それから、集落営農について、私なりにお聞きしたところでは六十数カ所でそれらの説明は行っていたけれども、現在ほとんど集落営農に手を挙げられる状況にはないというふうに伺っております。そういう点から考えると集落営農というのがかなり厳しい要件がある。さっき委員長の方からありましたけど、経理の一元化、誰が担うのか、これについても誰が担うかということも自分たちで考えろという中身だと思うし、そういう点でも非常にハードルが高い、集落営農になるのがとても難しい。その後もとても不安な内容ということで、そういう意味ではそれらに入らない農家がかかなり相当数、入れない、そういう農家が大変おられるという状況ではないかと思います。

それから、今農家が厳しい理由が最大のものが米価の下落だと思います。米価の下落状況をどう把握しておられるのか。本当は、生産に関わるお金というのは1万八千何がし必要だということは農林水産省も認めていると思うんです。

しかし、現在そうでない、はるかにそれよりも低い米価で売り買いさせられている。農家にとっては、赤字で米を出さねばならない。それが担い手にとって、特に担い手は大きく経営しているために農業機械なども大きいのを必要だし、大変支出も大きいわけです。その収入のほとんどを占める米が大変な下落をしているわけで、実は一番大変なのが担い手になると言われる大農家ではないかと、こういう政策で新庄市の農業が本当に今の国の政策で未来があるのか、ここを直してもらいたいというのがこの請願の趣旨だと思うんですが、その点米価の下落の状況、そして特に担い手などがそれをやれるのか、その他集落営農に手を挙げられなかった農家はどうか、その点についての審議はあったのか、お願いします。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 担い手の云々があったのかという今意見ですけども、私どもはこの請願の趣旨の中で審査いたしました。その前にそして農林課からは、この品目横断の目的について説明を受けました。その中で我が国の農業、農村は、農業従事者の減少や高齢化の進行に歯どめがかからず、遊休耕作放置の増加の一途をたどっていると、その中で品目横断的安定対策はいわば担い手の育成確保の切り札として登場してきた政策であり、農業、農村の現場に浸透し、施策として十分使いこなせる必要のための制度だというようなことで、先ほども言いましたけども、そういったものの方針をここででなくてやはりそれをなじませながらしていくことが逆にやる気のある担い手農家を育てることに将来なるのではないかなというようにございます。

（「米価下落は」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥産業建設常任委員長 米価の下落は、今市場性で需要と供給でこれをやらないと逆に下がるということで、やはりこういったことが必要であるというようにございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 米価の下落の状況は、担い手であっても、大きな農家であっても、借金が増えるばかりで、これから子供たちに米づくり続けて担ってくれと言えるか、言えないかという、とても不安な値段であることは間違いないんじゃないでしょうか。その原因は、私なりに聞いているところであれば、言わせていただければ、米の輸入であり、余っているのは国産ではなくてアメリカ産の米が170万トン、輸入義務として行った分がそっくりそのまま売れないで残っている。そのためにだぶついていると言われて、国産の米までが安く買いたたかれると、こういう状況になっていると聞いています。

国民の多くは、アメリカ産の米については農薬の問題なり、いろいろな問題があって、国産に比

べて安心ではないということで、できるだけ国産を食べたいという国民の多くの願いでもあります。そういう意味では、国産の米は100%以上になっていないと聞いております。国民の全部に国産の米を保障しても足りない、こう言われております。それ考えたときに世界的な冷害、オーストラリアの小麦がとれなくなったとか、そういう国際的な不作によって変動しているような輸入頼りでは国民に食糧を保障することができない、こういう今の日本になっているわけで、そういう意味では国産の米をもっとたくさんつくれるように米価保証を国が行うように、米価下落ではなくて国産米をつくり続けられるような、再生産を可能にするような対策が国として国民に安全な米を保障するためにも安定して食糧を保障するためにも、米価下落を抑えて生産者を守る。こういう施策が必要なんではないかということをこの請願では訴えていると思います。これは、この次の政策にはまれない農家であっても、またはまったくと言われる認定農家であっても、共通して願っていることではないかと思います、米価対策。

また、それから品目横断的なということでは、この地域でそれに該当するものがないと言われていいます。この地域では、ソバなどがつくられていますが、それが入っていない。そうしますと、大豆や小麦などといったところはつくれるところはこれに入れるかもしれませんが、この地域ではそれらの該当がない。この地域に合わない政策ではないか、そのことについてはいかがだったんでしょうか。私は、そういうことの話し合いがないようですし、もう一度審議をしていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

小嶋富弥産業建設常任委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 産業建設常任委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥産業建設常任委員長 時間をかけて慎重審議を行って今の委員会の報告をいたしました。もう一回やれというようなことではございませぬ、やる意思はございませぬ。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、平成18年請願第4号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、平成18年請願第4号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第5号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第6号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

請願第6号については委員長の報告のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、請願第6号は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

日程第11議案第75号平成18年度新庄市一般会計補正予算(第3号)

清水清秋議長 日程第11議案第75号平成18年度新庄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3番(星川 豊議員) 18年度の新庄市の補正予算書の中の23ページの4款衛生費、2項清掃費、1目、2目、これに関連しているのかなというふうに思われるんですけども、この中にいろいろ調べてみたところが、ちょっと入っていないようなんですけども、実は平成18年の11月の18日に不法投棄の大々的に処理するというような事実があったわけですけども、大変な費用がかかったのではないかなというふうに私は推察しているんですけども、この中に補正予算のところにないので、まずはこれ3月の補正とか、そういったもので繰り越してやるのかな。あるいは、県の方が全部これを負担したのかなと、こういうふうなことですけれども、場所は国道458号線の十日町愛宕裏山のところなんですけれども、これについてまず費用がかかったのか、あるいは費用の出どころが市で出さないとすれば、県の方で出したのか、まずここをお聞きしたいと、こういうふうにまず思います。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 あたごの一面に前から大分不法投棄されておった場所ございまして、星川議員はじめ多くの方々から御心配いただき、また早期撤去について御指摘をいただいてまいりました。新庄市といたしましては、県と協議いたしましてできるだけ早い時点での撤去ということで動いてきたわけですが、今般11月18日、最上地区不法投棄防止協議会、本協議会につきましては、県と郡内8市町村並びに8市町村の衛生組合連合会で組織されておりますが、この協議会において毎年郡内5ないし6カ所、うち新庄市につきましては1ないし2カ所不法投棄されている場所の撤去を行っております。今回のあたご町の不法投棄につきましては、この最上地区不法投棄防止協議会において行いまして、11月18日、あいにくの冷たい雨降りの天候だったんですが、県と新庄市、鮭川村の担当課の職員並びに両市村の衛生組合連合会、それと廃棄物の収集運搬の許可業者複数並びに地権者等で撤去を行ったものでございます。したがいまして、予算上補正ということは必要ございません。

以上でございます。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） 補正がないということは、お金がかからなかったということですか。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 当初予算におきまして、もう既に8市町村の負担金という形で計上されております。その費用の一部を充てて今回撤去作業を行ったということでございます。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） 私が考えるには、あれだけの50人ほどの人を集めて、それから特殊な車、

産業廃棄物の収集車、あおりが高く盛られている。あれですと、私聞いたところでは8.5台なんていうことになっているんですけども、普通通常の2トン車であればもう30台ぐらいの量なんです。私は、そんなになんかと思ったんですけども、やはりこの不法投棄というものは恐ろしいもので、大したことないなと思って投げるとなるとすごく量が増えてくるもんだなというふうに考えておりました。

実は、この場所5年ほど前から、県道になっているんですけども、今は国道になっていますけども、排雪のときに雪と一緒に幅出ししたときに投げたものが、ストーブとかなんかが上に上げられるんです。そうすると、金物ですと早く一番日中の気温が上がる3時ごろになると、鉄でできているものは早く温まるもんだから、ちょうど学童が帰ってくる4時ごろに上から落ちてくるんです、道路に。それに車がぶつかって歩道の方に吹っ飛ばされるとかと、そういう事態があった。たまたま私この地域の前に私の土地があるんで、若いときだと、5年前だったらぼんぼんに投げておったんですけど、とても最近では投げられなくなるんで、一時自分の土地の方に引っ越しておったんです。そしたら、ところがいつまでもそこに置けないもんだから、雪の消えた春ごろになると、そこから移して、そこに投げていた。ところが、それが市民の人が見つけてバッジを付けている議員が不法投棄しているなんていう注意を受けたもんで、これをきっかけで私ちょっと動いた経過があるんですけども、もしお金がかからなくてあれほどの事業、今までいろいろ何百万もかかっているでしょう、新庄市でやった事実。既成事実があるわけですけども、もしそういうようなことで、たったこんなことで、こんな効果のある運動ができる。これには、やっぱり担当環境課の方はじめとする先ほど環境課長からお話あったいろんな人が動いてくれて、県の方にも働きかけて、あんなにもきれいにやれるという事実が出たわけですから、何かこれをもう少しPRして、

個人名は伏せて、そして新庄市の議会なら議会でもいいですし、環境課でも結構ですけども、そういうようなことのあれでPRをして、もう少し市民に広げて、このぐらいのこういうようなことになるんだよというようにことで効果を上げていったらいかがですか。

これは、沼澤議員が非常に心を痛めておった事実もあるんです、一般質問で。いつも心配なんです。ましてや自分の地域となると自分の地域の子供が登下校するわけですから、非常に心配で、いつ事故起きるのかなということに心配なんです。だから、そういうようなことで非常に効果があった。金を一銭も使わないで、先行投資があったんですけども、当初予算に盛られたけども、今までそれがあっても改めて何百万も使って処理していたわけでしょう。そのごみが、しかもその処理したものがまだ通常どおりリサイクルになっていないというような状況でしょう。

しかしながら、今回は専門の人が来て、そして持って行って引き受けてくれた。非常に効果があったということで、私は非常に評価しますんで、これからもひとつこの関係者に改めてここでこの処理に当たった市民の団体とか、いろんな産業廃棄物協会ですか、こういった方々に改めて御礼申し上げますし、環境課の方々にも、尽力された方々にも改めてここで厚く御礼を申し上げたいと、こういうふうに思いますんで、これを参考にひとつPRして何かやっていただけるような考えはございますか。

田口五郎環境課長 議長、田口五郎。

清水清秋議長 環境課長田口五郎君。

田口五郎環境課長 先ほど11月18日の撤去に伴う参加の状況お話し申し上げました。県並びに市村の職員、それから衛生組合連合会の方、それから収集運搬の許可業者、これらの人手についてはすべてボランティアでございます。収集運搬業者は、車も出してくれているんですが、これもボランティアといえますか、無償で出していただきまして、

当日直接経費負担をしたものについては要はそういった不法投棄された廃棄物の処分費、そういったものが不法投棄防止協議会より支出されております。

ちなみに18年度における新庄市の当協議会に対する負担金でございますが、4万円というふうになっております。今後とも皆様方から御理解を賜りまして、できるだけそういった啓蒙啓発を兼ねまして、人手についてはボランティア、市民協働の立場から取り組んでいきたいと思っております。
清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ここで、先ほど本日の会議の冒頭で許可した金議員と今田議員の発言の取り消しにより、会議録から取り消しを許可した部分については、本日の発言からも削除することにいたします。

他に質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 福祉関係で3点、それから最後に繰上償還ということで全部で4点です。

まず、19ページの3の4で知的障害者の施設訓練等の支援費が1,912万円減額になっています。このとき説明は、利用者負担が増えたことによって訓練費が減額されたんだと説明されました。どのような施設があり、また利用減の内容とか、人数とか、わかっているのであれば教えていただきたいと思います。

2点目は、20ページの3の2で障害児タイムケア事業費というのがマイナス252万円になっています。これが下の同じようなものについてプラス118万円になっていますが、これはこの2つ関係があるというふうに説明があったように思います。2つ関係してプラス・マイナスしてみても、マイ

ナス134万円になっているように思います。その理由は何なのかなということと、居宅生活支援費がこれもマイナスになっていますが、それも同じようなもんなのかなということで、それらをまとめて2つ目の質問になります。

3つ目は、生活保護事業費が増えております。21ページの3の2で710万円の増になっております。全国的にも格差の拡大、貧困の増大、働いても貧困であるワーキングプアとか、そういうことが話題になっており、増えているということを聞いておりますが、新庄市の補正で組んだ理由というか、何人が相談に見えられて、何人が該当したのか、またその結果全体で現在何人生活保護受給の人数になっているのか、その中に働いている方などが、働いても収入が少ない貧困ということで生活保護を受給したいという方も増えているような気がいたしますが、それらの方々が全国では受給者の3分の1と言われていたと思いますが、新庄市ではそういう方がおられるのか、福祉については以上ですが、最後にもう一つ、繰上償還ですが、32ページの12の1、2市債元金ということで出ていましたが、ここの説明で地方債の繰上償還をしたためというふうにお話がありましたが、その内容と節約した利子金額などあれば、詳しく説明していただきたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 3点ございましたが、最初に19ページの1,912万1,000円の減額ということでありますが、施設の利用者が当初よりも少ないということでございます。清流園、新庄市にある友愛園あるいはしらさぎ寮等ございますが、ここで見込んでおった方々、当初より少ないということで、例えば1人が施設訓練を受けるとなると年間で186万円から268万円程度の費用がかかります。例えば清流園では、2人減とか、友愛園では2人、それからしらさぎ寮1人というふうになってきますと、この程度の減額がなされたということであ

ります。制度変更でいわゆる支援費制度から障害者自立支援法の制度変更がございまして、居宅生活事業支援費、その下でございますが497万4,000円、これについては73万4,000円の増あるいは次のページへ参りますが、515万円の増等の制度変更によるということでございます。

それから、タイムケア事業、21ページでございますが、その減額ということでございますが、議員おっしゃったようにこれも制度変更がございまして、その分118万円の増ということでございますが、その差額については利用者の減並びに利用時間の減ということの見込みの結果でございます。

それから、もう一つ、生活保護に関してでございますが、増額ということでございます。つい先ほど、先日統計が来たんでございますが、全国的には平成7年で88万2,229人、平成17年147万5,900人とかなりの増加を示しております。新庄市については、調べてみましたが、平成7年が173人で平成17年が148人と、逆に減少の傾向にございます。

しかしながら、18年になりましてから、増加傾向にございます。平成17年度においては、世帯数でいきますと、148世帯でございますが、今年度に入りまして150、155、160、163というふうに増加の傾向を示しております。あと勤労等の世帯の統計でございますが、統計のとり方として高齢者世帯とか母子世帯とか、傷病者世帯等の統計のとり方をしておりまして、ちょっと手元に勤労者世帯等の割合とかの統計がございません。もしわかれれば後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 初日提案説明の中で繰上償還というふうなことを申し上げました。これにつきましては、今年財務部より使途状況調査がございまして、使途に食い違いが生じているという指摘を受けたところでございます。それについては、早目に整理した方がというふうなことがござ

いまして、今回繰上償還を行ったというふうなところでございます。よって、利率等々につきましては何ら変わりございません。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最初の繰上償還の理由がわかりました。使途食い違いの指摘で変えただけであり、節約になった利子などについてはないというお話でした。

しかし、新庄市の財政の厳しさ、借金の多さなど、利息の利払いの多さなどを考えますと、財務省に言われる前に繰上償還あるいは借り換えなどを積極的にやっていくような努力が今後強く求められていると思いますが、その点について今後の考えなどないかお尋ねいたします。

それから、障害者の自立支援法の関係で施設に入所している人数が少なくなったためということと、また障害児のタイムケア事業についても利用者と時間が減ということで、これらの理由がやはり利用者の負担が多いということで、利用者の負担が上がった、この度の法律、自立支援法によって。それがやっぱり一番大きな理由ではないのか、その見解をお聞きしたいと思います。そう思うんですけども。

それから、この度の生活保護の相談件数といえますか、このお金は生活保護を決定したお金が、決定した世帯が増えたから、これからの補正予算を増やしたということだと思うんですが、相談件数が何件あって、そのうち該当が何件だったのかということ再度お聞きしたいと思います。この生活相談について私なりにこの間私自身の生活相談の中で出会った方々と一緒に生活保護申請をした中で感じたことなんですけど、1つは申請する意思があって行く人を何しに来たのかということが最初の質問になるということで、申請書の文書出したということは申請来たんですねということから本当は始まるべきだと思うんですが、文書出

しても、それを何しに来たのかという形で聞くということから、申請に来たという、その意思を最初に認めないような最初の面接というか、相談があるような気がするんです。そういう意味では、申請しますという口頭1つでも文書出さなくても申請と認めるべきだと思います。ですから、来た方に口頭でも申請ができるんですが、申請しますかということを相談の最初と最後に聞くべきだと思います。申請しますかと、最初に。そして、最後に相談の後に申請をしますかというふうに聞く。なぜかといいますと、相談と称してかなり厳しい調査がやられるということが、この間相談の中で感じられます。本当は、保護開始をするに当たって申請受けた後に調査が徹底されるべきです。これは、国の重点監査事項とされて、申請受けた後、開始するかどうかをするに当たって、厳しく調査、徹底、不正がないかやるということが必要である。これは、重要なことだと思いますし、そのとおりだと思います。

しかし、申請する前に相談と称してあなたは多分いろいろ理由があるからだめだと理由を付けて担当者が申請しますという言葉を開かないで、そのまま帰してしまうというか、こういうことがあるような気がします。この間生活保護の受給を申請した方が餓死しております。そのときの相談の内容の文書が公開されておりますが、相談者が申請するつもりで来た、餓死した生きているときのその男性が申請のつもりで行っているわけなんです。就労指導だとか、いろいろ相談の中で申請をしますかということを聞かないままに就労に努力するように促して帰したというような面接相談の記録が残っているようで、申請するつもりで本人来たのに、申請しますかとも聞かれず、申請する意思が尋ねられないまま相談者の立場から申請を受け付けなくて帰すという、こういうやり方があるような気がします。言いたいことは、来た方には相談があったら、最初、最後、必ず申請しますか。これを聞くかどうか、これを……

清水清秋議長 質問内容をきちっとまとめたものを絞って質問してください。

1 番（佐藤悦子議員） 生活相談の中でまず最初に1つは最初、最後申請しますかと口頭でお聞きしていただきたいと、それを記録とっていただきたいと。

それから、二つ目は生活保護申請を却下された方います。それから、申請の意思がありましたが、あなたは預貯金があるからといって却下になるよと言われて、そうかとかっかりして帰っていった経過もあります。預貯金のあり方なんです、これは余り厳し過ぎるのではないかと思います。それが申請ができなくさせられていると思います。というのは、預貯金について実施要綱によれば、最低生活の5割と言われています。これは、相談担当者がそのように言っているようです。

しかし、政府の生活保護のあり方に関する専門委員会報告書では保護開始直前の運営諮問としては最低生活の3カ月まで認めるべきという文書もあります。きのうも実は、私は相談に行って貯金は見た目はあったわけなんです、彼女、彼の話の聞けば、これから間違いなく今まで使ったガス代、電気代、テレビ代、NHK代ですか、その他が汲み取り料、必ず引かれるお金2カ月分、それを貯金しているだけであって、食費はないんです。そういう状況話をしてもだめだということを、却下だから申請しても無駄だと言われてしまったんです。そういう意味で預貯金の内容について金額を一律に当てはめるやり方がされているのではないかと、そうじゃなくて実態をよくお聞きして本当に生活費にどういうふうに予定してこうなっているのかということを、これは申請を受け付けた後ですけど、調査すべきではないかと思います。

それから、もう一つ、生活保護相談で終わらせる問題は扶養義務についてです。扶養義務者の収入を聞けとか、扶養義務者の意向を聞けとか、これが強く相談の中で言われてしまいます。

しかし、扶養義務者というのは自分の生活を削

ってまで扶養することは強要されておられません。行政が押し付ける問題ではありません。こう言われております。ですから、申請は申請で受け付け、扶養義務者の調査については調査の中で聞くということで、面接の相談の段階で扶養義務者のことを理由に、本人は扶養義務者が扶養してくれないから生活苦しくなっているというのちゃんと理由に書いて言っているわけですから、それはまず申請させて調査の中で聞くということが必要だし、扶養義務はあくまでも強要されるものではないという立場でやるべきだと思いますが、この間の相談と今後のあり方についてお聞きします。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 これからの繰上償還または借り換えというふうな考え方につきましての御質問であつたわけなんです、可能な限りそれは対応してまいりたいというふうに思います。

また、一番肝心なところでありますが、地方債を発行する場合にはいかなる方法があつたとしても、低利な利率をもってそれに対応していくという検討も今後とも必要であるというふうに考えているところです。

以上です。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 いろいろ御質問ございました。再質問の利用者の減につきましては、当初見込んでおった人数よりも少ないということでございます。

それから、タイムケア事業につきましては以前よりはこの事業を発足しましてから、個人の負担がずっと少なくなったわけでございます。1時間600円のうち、個人の負担が150円ということで負担は少なくなりました。

しかしながら、利用される方の人数が少なくなったということと、利用時間が少ないために減額したということでございます。

それから、生活保護につきましてはこれは当然本人が申請をするということでありまして申請は受け付けます。申請の紙を渡さないとか報道されていますが、うちの方はそんなことは決してございません。ただ、相談の中身でどういう相談にいられたかということを経験に聞くということのケースワーカーの対応ではないかと、そういうふうに思っています。生活保護の申請にきましたということであれば、当然その場で生活保護の申請を受け付けると、受け付けた後でその方が生活保護に該当するか、しないかということについては、先ほど議員がおっしゃった預貯金あるいは扶養義務の調査の後に決定されるということでもあります。また、扶養義務についても議員と同じでございます。当然強要すべきものではございません。自分の生活が第1でございますので、余裕がない方については当然援助はできないということは当然であります。いろいろ最近生活保護についての報道なんかもございますが、当然憲法25条で文化的な最低限度の生活を営む権利というのは、国民有しているわけですから、それに基づいて本市の福祉行政についても行っているということでもあります。

それから、件数についても御質問ございましたが、17年度についての生活相談件数が46件ということでございます。生活保護の開始件数は、23件ということになっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最初に、障害者の施設の利用の訓練費が下がったのは、当初の予算見込みのときよりも少なかったということだということでした。それは、それでしょうがないかなと思いますが、でも友愛園の担当の方からお聞きしますとやはり利用料が上がったということが、行かないことにするというのを宣言されたということを知っていますし、そういうこの度の法律改正

によって利用料が上がったことが大変障害者の方々が施設を利用することができにくくなっている方が出ているというあらわれではないかなと、友愛園の1人の例から考えさせられております。そういう意味では、今後やはり障害者の自立支援法の負担の重さというか、それを改善するように国に働きかけていく必要があるし、できれば市でもそれを埋めるような対応が上乗せして、利用したい方ができるように努力する必要があるんじゃないかなと思います。その要望をしたいなと思います。

それから、施設利用が少なくなったといっても、やはり施設は必要で、特に障害の重度者の方の施設を増やす必要があるのではないかなと思います。今障害者の計画をつくるために意見を聞いているようですが、一番要になるのは施設入所者を減らすことではなくて、必要な重度者、親が年老いて、その子供を面倒見れなくなった障害者といえますか、そういう方を24時間体制で見守りつつ、生きがいを見出していただく。どんな重度の障害者であっても、そういう生きる権利を保障していけるような施設がこの地域には足りないのではないかと、これは思うわけで、減らすという国の姿勢がありますが、そうではなくて親の方々の意見を聞いて、つくれないか、増やせないか、必要でないか、そういう調査が必要ではないかなと思いますが、その点についていかがでしょうか。

それから、タイムケアですが、本当に個人負担が少なくなって、利用者が増えるはずなのが増えなかったというお考えでしたけども、同じような学童保育、健常児の子供であれば学童保育とか、あるいは家に1人で置くこともできるわけですが、障害を持つ子供あるいは中高学年になった場合に、1人で置くこともできにくい、それ考えるとできるだけ市の学童保育に、健常児の学童保育の利用料ぐらいで預けられるような利用料にしていけば、もっと障害を持っているお子さんをお持ちの親たちが働き易くなるのではないかなと考えますので、その点についてもどのようにお考えか、今後のあ

り方についてですけど、あればお願いしたいと思っています。

それから、生活保護のことについては相談に見えた方にやはり口頭でも最初にどういう用件ですかという文書出しているにも関わらず、用件ですかと聞くのではなくて、文書出していれば用件、生活保護申請で来たんですねというふうにまず言う必要があるだろうし、文書も持ってこない方は生活保護の申請ですかということも1回は聞くべきだと思うんです。

それから、貯金についてのお答えがなかったわけなんですけど、貯金があるというふうにみなされたある老夫婦の方はやはり税金を払うためのとか、その他老夫婦ですから一々必要なところにお金払に行くのも大変だということで口座振替にしているわけで、そのような口座振替されても大丈夫なように、なるべくやりくりして、収入は少ないんです。年金は、生活保護以下なんです、基準より。それですが、律儀な高齢者であればあるほど税金など払わねかったと言われてはならないということで、真剣になって貯金に手を付けないように頑張ってきているわけなんです。その額は、本当に私たちから見ればわずかなような気がします。その額を生活保護費の1カ月の半分以下でなきゃいけないという一律のやり方で全部使ってしまうことを、でなければここに来れない。全部使って貯金をなくしてこなければ申請できないようなことではなくて、そこのことも含めて、よくお聞きして、これはやはり収入が少ないから生活保護だなというような、そういう受け取り方を地方自治体として、それは金額は幾らと決めていないというふうに聞いていますし、市民の立場に立って貯金の見方についても、先ほど3カ月分という政府の姿勢もあるわけですから、そこまで柔軟に考えて、よくお聞きして調査していく必要があると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 最初の施設の件でございしますが、施設から出すというお話がございましたが、当然施設から出た方についてはそのまんま家庭復帰ができない方については地域で何らかの例えばグループホームとか、そういう手立てが必要ではないかというふうに思います。現在障害福祉計画の策定中でございますので、その数値なんかも盛り込むようにこれは義務付けられておりますので、その点で検討したいという考えでおります。

それから、タイムケア事業については先ほど申し上げましたようにかなりの負担減をいたしました。それ以上については、現在のところ考えておりませんが、利用したい方がそういう制度があるということを知らない方がおいでになる場合もございしますので、PR等に努めていきたい、そういうふうに思います。

それから、生活保護については預貯金の話が出ましたが、これは国の指導等でございます。先ほど議員おっしゃったように5割というのが一応の線でございます。これ私は、1つルールだと思います。極端に言えば貯金がかなりの多額に上ってあって、それを消費したくないからということではうまくないなという考えでおります。5割という考え方については、生活保護申請で2週間以内に決定すると、特別な事情がない限りはということから来ているというふうに考えておりますが、これは緊急性のある方についてはまた別の考え方というふうに思います。

それから、いろいろ面接の件がございましたが、それは相手、相談される方を十分に考えての面接の仕方をしております。例えばいろんな調査の結果、却下というのは当然でございます。預貯金が多いというような1つの場合でございますが、その場合でも預貯金をある程度消費した後には生活が困るわけでございますので、その点についてはすぐまた相談においでになるようにと、相談の窓口を閉ざすなどということは、私は常日頃からケースワーカーに言ってございますので、議員が心配され

るようなことはないように、これからも努めてまいりたいと、そういうふうに思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

23番（高山和男議員） 議長、高山和男。

清水清秋議長 高山和男君。

23番（高山和男議員） 私の方からは、1点のみお礼も兼ねましてちょっと要望というんでしょうか、させていただきたいというふうに思います。

まず、14ページ、20款の5目でございます。コミュニティ助成事業助成金ということであります。これ皆さんこの内容を御存じでしょうか。わかっている方もいると思います。これ自治省の宝くじの助成金なんです。これ申請させていただきました、該当になったわけでございます。担当課あるいは担当の方からは、非常に懇切丁寧に教えていただきまして、この対象になったわけなんです、ぜひこれをもう少し広めていただけないかなというお願いでございます。

私のところは、これは除雪機を申請して該当させていただきました。前期、後期の申請期間があって、前期は何かあたご町ではまつりの機材、それから中山町では除雪機ということであったそうです。

これを本当に雪国なものですから、私どもでは除雪機を申請していただきました。本当にひとり暮らしが多くなってきているということで、冬場の除雪が大変だということで役員とか有志で交代で除雪を応援に行くという事態が発生、多く頻繁にしているものですから、こういういい助成の基金があるのであれば、もっと多く広めていただきたいということを要望を含めまして、ぜひ広報とか、もう少し知らしめる方法はないか、お聞きしたいというふうに思います。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 高山議員御存じのとおり平成16年度からスタートいたしました。現在までに12地区にわたりまして、助成を行ってまいりま

した。議員言われるように除雪機等々につきましても、非常に応募が多くなってきたように思います。

また、いろいろなコミュニティー活動等々でございますから、お祭り用品とか、さまざまなものが要望されております。今後とも市報等々で我々は市民の皆さんの方に周知していきながら、地区から提案されたものにつきましてはまた丁寧に審査いたしまして、対応してまいりたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

23番（高山和男議員） 議長、高山和男。

清水清秋議長 高山和男君。

23番（高山和男議員） 担当の方本当に詳しく懇切丁寧に教えていただいたんです。ただ、こういう事業があるかないかというのがわかんない人が随分いる地域もあるということです。新庄市のためにも今財政厳しい中で市にこういうのやるとか、助成してくれとかと、なかなか難しいと思います。そういう面では、よそのパワーを借りてまちづくりに生かしていきたいというふうに思います。ぜひ議員の皆さんにも周知をいただきまして、こういう対象になるようにひとつお願いしたいというふうに要望して、お願いして、御礼を含めまして終わります。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

21番（亀井信夫議員） 議長、亀井信夫。

清水清秋議長 亀井信夫君。

21番（亀井信夫議員） 27ページの8款1項除排雪費についてひとつお聞きしたいと思います。

昨年度は、豪雪であって非常に苦労したなと思います。我々にも毎日のような電話が来ました。これは、除排雪に関する苦情の電話であったんです。大雪というふうなこともあったと思うんですが、雪国である新庄というふうなことから考えていきますと、苦情を減らすための手段というものを考えて、次年度に対応するというのも重要な課題ではないかなと思っております。

それで、1つ提案であります、遠藤議員も申しておったんですが、除雪業者に委託だけ任せるということでやってはいけないんじゃないかな。やった結果を調査する、評価するということが次年度につながる除雪体制に対する苦情の削減につながってくるんじゃないかなというふうに思います。余りにひどい業者は、次の年排除する。そういう手段をとっている最上郡で戸沢村であります。戸沢村は、私ちょっと聞いたんですが、除雪に対して苦情というのはすごく少ないんだそうです。やっている除雪業者も気を付けてやはり除雪するわけですから、余りひどく作業をやりますと、次年度の作業にも影響してくるというふうなことから相当苦情が減ったということです。

それで、今年度あたりから新庄市も私は建設関係に携わる市の職員がこれらの路線についての評価検討、そして反省をして次年度に対応するという考えがないのか。

それと、もう一つ、それでできなければ遠藤君が言っておったんですが、モニター制度もあるわけですから、そういう制度を活用した形の中で市民から苦情の起きないような状況に対応していくというふうなことも本当に大切ではないかなと思います。主に苦情は、きれいに除排雪している民家の通路に平然として大きな雪だまりを置いておくというふうなことが一番苦情なんです。排土板が動くわけですから、ちょっとかげんしていただければ、それらに対応できるはずです。特に高齢者の家にそういう雪が置かれますと大変な状況なんだそうです、やっぱり。雪だまりがかたくて作業もできないというふうなことだそうです。最上郡で戸沢でやっているわけですから、それは効果をあらわしているわけですから、本年度の除雪に対する市としてのそういう面でどう考えているのか、ひとつお聞かせ願いたい。

それから、同じページでありますけれども、常備消防費について理事長である市長さんもおいでなんで、ちょっとお聞きしたいんだけど、一般質

問の最終日に最上郡広域市町村圏事務組合の特別委員会から資料で提出されました内容を見ますと、これは私も広域をしておったとき、分署の統廃合ということで、これを実施するんだということで提案をされた経緯があります。あれから十何年にもなっております。この内容を見ますと分担金とか、さまざまなことが出ておりますけれども、それらを理事会で議論しないから分署の合併はならないんだというふうな意味の内容も含まれてますね。これから、市長、理事長でありますんで、お聞きしたいわけですが、最上広域消防の統廃合がこれから行われるのか、1つ。それから、検討会では5署制度というふうなことで要望書の内容、案ですけれども、検討されているんですが、もし理事会でそれが議論されているなら、どの箇所であるか。5カ所というふうな。新庄市に、今消防本部と分署があるわけですが、これらの対応について、考えていなければいいですよ。議論されていなければいいんですが、議論されていませんと言って、それでいいんですけど、議論されておるなら本署を今までどおり新庄に置くのか、それ以外に新庄として分署を新庄に設置するのか、これは重要な新庄市民としての関心事であるんで、この際お聞きしたいと思います。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今年度の除雪に対する方針といえますか、そういったことでの御質問と思いますけども、基本的には昨年度、17年度に引き続きまして、効率的な除排雪作業、事業を進めるために、昨年の実績等に基づきまして、除雪時間、また苦情の状況、それから機械の適用など各工区ごとに検討を行いまして、見直しを図ったところでございます。その中で全体的には、277.6キロの管理道路があるわけでございますけれども、そのうち約211.5キロ、除雪率を申し上げますと77.9%というふうなことで、昨年度と比較しまして0.3%ほどの増加というふうな内容でございますけれど

も、この他に生活道路43.1キロ、あと箇所数では326カ所ほど今年度実施する予定でございます。

当然その事業計画を策定するに当たりましては、昨年度の先ほど申しました苦情の状況とか、そういったことを十分配慮しまして、工区ごとに見直しを行っているところでございます。ちなみに、昨年度の苦情件数といいますか、それにつきましてはこちらで押さえているもので約600件ほどございます。主に路面に関わるものが約6割ほどございまして、あと他に排雪関係に関わる苦情が約3割というふうな内容でございます。先ほど議員からお話ありましたように苦情の内容といいますか、主なもので申し上げますと、やはり去年は特に豪雪というふうなこともありまして、やはり時間経過するに伴いまして、雪の置く場所がやっぱりなくなってくるというふうなことから、どうしても除雪の時間に相当費やしてしまうというふうなことで、やはり除雪に来る時間が遅いというふうな苦情とか、あとやはり置き場所といいますか、そういったことが確保できなくなりますと、どうしても路面の成形といいますか、そういったものがでこぼこになってくると、あと段差とかと気温の上昇等によりましてザクが発生したり、そういったことでの苦情、あとはお話にもありましたように家の前に雪を置いていくとか、あと玄関前に大きい雪だまりを置いていったとか、そういった苦情が多いようでございます。あと他には、流雪溝に関係するような水が少ないとか、そういった苦情もございましたけれども、主には先ほど申しましたように路面に関わる苦情が非常に多いというふうなことでございます。こういうふうな実態を精査しまして、各工区ごとにそれぞれ見直しを行っておるところでございます。

また、除雪事業、12月1日から態勢に入るわけですが、その前に各工区の業者のオペレーターさんを集めまして、除雪に対する対応とか、あとそれから昨年度の除雪実績に伴います苦情の状況とか、そういったことにつきまして説明申し上げ

げまして、対応について十分配慮するように指導しているところでございます。

あとお話にもありましたようにモニター制というふうなこともございましたけれども、一般質問での市長の答弁にもございましたように、やはり全市的なことになると、評価の基準とか、やはりそういった面で非常に難しい面がございますので、そういったことも含めまして、今年度につきましてはさらにパトロールを強化しまして、その除雪状況を確認しながら、来年度の工区割といいますか、そういったことに向けての調査も含めまして、実施していきたいというふうに考えているところでございます。

あと今年度のそういった内容の見直しに伴いまして、工区数としては1工区ほど昨年度と比較しまして増えております。あと機械台数につきましても、2台ほど増強しまして、104台の75工区というふうな態勢で今年度実施する計画としてございます。

以上でございます。

高橋榮一郎市長 議長、高橋榮一郎。

清水清秋議長 市長高橋榮一郎君。

高橋榮一郎市長 広域消防のことで御質問がございました。これについては、亀井議員も長い間関わっていただいておりますし、いろいろ御心配の件もあったかと思えます。将来この財政負担も含めて広域消防をどうするかと、長年議論してきたところでありますが、なかなか結論を見出せぬままに現在に至っております。もちろんこの財政的な負担をできるだけ圧縮していくということは、大きな目標の1つであります。その前にやはり住民の信頼感を保ち、そしてまた不安感をなくするというふうなこの大前提があるわけであります。そういう中でどういうふうに調整していくかというふうな一番難しい問題がありまして、理事会の方でも専門部会をつくりまして、それについて鋭意議論をしてきました。

ただ、専門部会だけではやはり方向付けを見出

すというのは、非常に難しいというふうなことで、現在は理事会全体でその協議をしていこうというふうなことで今やっております。議論の中心は、やはり統合をすべきだというふうなことが1つの中心になっておりますが、組み合わせ等については今議論の最中でございますので、これはちょっと差し控えさせていただきますが、我々は6署体制を軸として議論を進めているというふうなところでございます。

ただ、広域議会の方で特別委員会を設置されて、そしてまた将来の広域消防のあるべき姿を議論されているようでございますが、これおっしゃるように5署体制、これは正式に我々と話し合った段階ではございません。情報として伺っているところでございます。

なお、やはり理事者側と特別委員会の皆さん方と、この件についてはやはり協議、懇談をする場を持つべきだというようなことで、日程調整がありますが、来月にはその委員会の皆さん方と我々と、このテーマでひとつ懇談というか、協議というか、それをさせていただく今段取りをしているところであります。できるだけ早くというふうなことでございますが、非常にそれぞれの地域の方々の考え方、住民感情、それから財政の問題等でございますので、できるだけ早くすっきりした方向付けをしていくつもりで、これからも努力していきますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いいたします。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、助役より午後から県立新庄病院存続要望に関する町村会に出席するため、欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

21番（亀井信夫議員） 議長、亀井信夫。

清水清秋議長 亀井信夫君。

21番（亀井信夫議員） 除雪に関して課長から昨年度の経過などについて報告があったんですが、苦情件数600件、それから恐らく各議員に対しても苦情来ているだろうと思います。合わせますと800以上の苦情が来ているというふうな状況ではないかなと思います。

私は、昨年の状況、電話の苦情が来て歩いてみたのですが、これ同じ業者で、あるいは業者、業者でこのぐらい違うのかというふうな箇所があったんですね。路線によって入札これは同じだと思うんですが、これ価格を別にしておるのかなというぐらいの非常にすばらしい業者と、それから本当にひどい除雪のやり方と2通り見受けられました。これらを考えていきますと、やはり市役所の去年あたりは大変だと思うんですけども、私は除雪体制の監督というふうなものをもっと強化していく必要あるんじゃないかとつくづく思ったんですね。市役所の職員は、監督に回って業者に対して指導を与えていく。そして、戸沢村でやっておるからちょっと聞いてみてくださいよ。各業者の評価しております。そして、余りひどい業者は次の年はしないと、厳しい対応をしていると。ですから、苦情がほとんどないというふうなこと言っておったんですが、やはりこのぐらい来ますと職員がやっぱり600件も来たら疲れるでしょう、はっきり言って。疲労するんでしょうよ。やはりそういう体制の中で苦情の来ないような体制をつくっていくということも大切ではないかなということつくづく感じたんで、これやってくださいよ、モニター制度というものを。そしたら、職員もこれ苦労なくなるはずですから、もっと。それから、除雪ももっと昨年度のような苦情の来ないような立派な除雪もできるような気もするし、私苦情言われた路線もわかりますけれども、ここで申し上げませんが、ぜひそういうふうにして厳しくやっていくということも次年度につながる除雪体制に

なるからぜひやっていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

それから、市長から広域消防の分署統廃合について。実は、この場で余り言うのもおかしいかなと思ったんですが、広域の理事長さんでもあるし、広域議会の特別委員会から新庄議会に要望書というふうなことで検討をされたものですから、理事長としての考えを聞いたわけです。私もこの件については、前から統廃合の件について提案された内容を知っております、6署体制であったんですが。

ただ、いまだかつて統廃合はならないというふうなこと。これは、市町村長の交代があるんじゃないかなと私個人的に思ったんですが、首長がかわれば、その市町村の考えが違ってくる。だから、統廃合が進まないんじゃないかなと私個人的に思っておったんですが、新庄最上郡の場合、相当変わりましたね。次年度からは、来年立候補しないと大蔵村長がかわれば、うちの市長と金山の町長さんだけですね、残るのは。大変な入れ替えがあるものですから、この分署体制というふうなものは進まないのかなと思ってきたんですが、ただこの要望書の関係で広域議員と執行部が私は1つになれるような話し合いなり懇談会をすべきじゃないかなと思っています。

なぜこんなことを申し上げますかというと、広域の議長は新庄から出ているんです。理事長も新庄から出ているんで、なるべく話し合いの中で、そして結論を見出して、各市町村議員に対する報告というふうなことで持って行っていただければありがたいなというふうなことを考えている一人なんです。同じ広域内で議会が執行部に対する要望書とか、請願とか出すというふうなことは、これは本当に好ましい体制なのかなということを私個人的に思っているんですが、もっともっと内部で話し合いをして、方向付けが決まったら各議会に報告するというふうなことでいけば、スムーズに済むんじゃないかなというふうなことを思って

いる一人なものですから、理事長さんからはなはだ失礼な質問してしまったんですけども、この場でないと聞けないんですから、御了承願いたいと思います。

今後の体制について、広域消防体制について、先ほどお話あったんで、ぜひ議会とのコンセンサスを持ちながら進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

前の方については、ひとつ答弁を。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 除雪に伴う評価というふうな御意見と思いますけれども、除雪につきましてはできるだけ現地確認といいますか、オペレーターそのものがやはり現地を把握して初めてそういう苦情等がなくなるというふうなことだと考えております。そういった意味からも降雪前に必ず自分の区域といいますか、担当する工区について確認するようにオペレーターに指導しておりますし、また苦情そのものがやはりその地域でのモニターじゃないかなというふうにもとらえております。それで、苦情の多いところにつきましては、その都度現地等をパトロール、確認いたしまして、何が原因でそういうふうな苦情が多いのか、その辺を精査しまして、なお直接除雪そのものの仕方とか、やはり業者の方に原因があるとすれば、すぐさま指導を行って直していただくというふうなことで、考えて、今進めているとでございます。

今おっしゃられました戸沢村の件につきましては、なお私の方でも調査しまして、どういった方法でされているのか、その辺の聞き取り等も行いまして参考にできるものは参考にしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

21番(亀井信夫議員) 議長、亀井信夫。

清水清秋議長 亀井信夫君。

21番(亀井信夫議員) ぜひ今年は、苦情の少ない年になるようにひとつ御指導を仰ぎたいと思い

ます。

1つ最後に例を言って終わりたいと思うんですが、実は私に電話来たのが、家の玄関の入り口が電熱で消しておるそうです、経費をかけて。ところが、排雪する度に物すごい雪を置いていくんだと。この人は、新庄に来た人なんで、前から住居している人じゃないんですが、こういうふうな状況にされますと、新庄住みたくなる。また、よそへ行きたくなるというふうな声を聞いた、直接言われたものですから、付け加えて申し上げておるんですが、やはりそのぐらい金をかけて自分の玄関の雪を消しているのに玄関に置かれますと頭くるのは当たり前だなどというふうなことをつくづく感じたものですから。排土板をわずか気をつけてもらえれば行かないはずですから、大量には。そういうふうな新庄でやっぱり住みたくなるような環境というのは、もうつくってやるというのは雪がやっぱり一番問題になるんですから、ぜひ来年度に向けて今年度やろうが、来年度に向けて対応するというふうな考えの中で、対応していくということをやっていたきたいけど、ぜひお願いして苦情のないような状況をつくっていただきたい。ひとつお願いしたいと思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

14番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一議員） 同じページで27ページの土木費、雪関係のことについてお聞きします。ここに雪総合対策費として1,200万円、それに400万円プラスしております。これは、最上川からの本格通水の費用だと、こういうふうに説明受けました。この通水関係がいつから開始をするのか、するとすればどういう状況のときに通水するのか。それと、多分雪が降ったときだとは思いますが、どのぐらいの時間通水して放流するのか、この辺の関係1つと、それからもう一つは除排雪今いろいろ議論になりましたが、これとこの最上川通水に関連して、当初の説明ですと、ちょっと

聞き違いあったのかなんですけれども、住民より路肩除排雪協力、こういうことをいただいて、その協力を得たところを除雪をしないようなちょっとお話だったのかなというふうに思ったものですから、その辺の確認を含めまして、この2点お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 消流雪用水事業につきましては、一般質問の中でもお話ししてあるとおり今年度通水に向けて今最終的な調整を行っているところでございますけれども、期間としましては1月1日から2月末までの2カ月間を期間は想定しております。実際、揚水する時期はいつかというふうな御質問でございますけれども、やはりこれまでの試験通水とか、河川の水量等の状況によって変わってくることはありますけれども、基本的には現況の水が不足した場合に補水するというふうな考えのもとで実施するわけでございますので、現況の河川の流量が少なくなる時期、特に1月中旬から2月中旬ころまでにかけての厳寒期が一番河川の流量が減水するピークでございますので、その時期に揚水する計画でおります。時期的には、1月の15日から1カ月間ぐらいが実際揚水しなければならない時期になるのではないかなというふうに想定してございます。

あと除排雪についての御質問でございますけれども、流雪溝を利用することによって、市民協働といいますか、住民の御協力をいただきながら、路肩に置いていった、こういう除雪した雪を皆様方の御協力で流雪溝に流していただくと、そうすることによって排雪、要するに雪のやり場が路肩になくなってくるんですけれども、その排雪がしなくてもよくなるといいますか、回数が少なくなるとか、そういうふうなことで持っていって投げることを少なくすることができると、そういう意味で申し上げたところでございます。

あと揚げる時間でございますけれども、やはり

これまでの試験通水でも実施したように朝2時間、6時から8時、それから昼2時間、それからあと夕方2時間のこの計2時間ずつ6時間、1日予定してございます。最上川からの揚水そのものは、揚げて市内の河川に到達するまで約1時間時間かかります。そういったことから、実際最上川のポンプ動くのはその1時間前から動くというふうな形になりますけれども、実際放流するのは先ほど言いましたように朝2時間、昼2時間と夕方といいますか、夜にかけての2時間、計6時間1日放水するというふうな計画でございます。

以上でございます。

14番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一議員） そうしますと、この通水関係、揚水機電気使用量、多分ここに光熱水費というふうに出ているのが1,210万ですか、これは電力との交渉によって、要するに割安な電力供給を受けられるということの合意のもとで、この電気料を設定したのかどうか、それ1つと、それから先ほど説明ありました路肩関係の排雪をしないということが軽減できるという説明でしたけれども、これはどの地域が該当するのでしょうか。全域なのか、それとも部分的な地域を言っているのかどうか。お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 まず、光熱水費でございますけれども、御質問のようにポンプ揚水の電気料金でございます。これにつきましては、9月の行政報告にも御説明申し上げましたとおり、新庄で行います消流雪事業に最も適した現在の電力料金制度で最も適した価格を採用していただきまして実施するというふうな内容でございます。電気料金そのものは、1.5カ月分を計上させていただいております。約1,200万ほどの金額でございます。

あとそれから、除雪に対する効果といいますか、そういったことの質問でございますけれども、こ

れにつきましては今回対象とします区域が135ヘクタールございます。その地域を対象にした効果でございます。工区数にして約8工区ほどございますけれども、その地区についての消流雪用水を流したことによります排雪に対する減額といいますか、低減効果というふうなことで、135ヘクタールを対象にしております。

14番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

清水清秋議長 沼澤恵一君。

14番（沼澤恵一議員） 135ヘクタール、それは結構ですけれども、地区的にはどこが対象になるかということは述べられませんか。どの地域なのか、わかれば。

それと、1.5カ月分の揚水電力費、これ1,200万円お聞きしました。ここにも載っております。これがどのぐらい交渉によって通常の場合の電力費よりも下がったのかどうか、例えば通常でしたらそれを100にした場合、例えば今回いろんな交渉を繰り返しまして、7掛けなのか、半分になったのか、その辺の電力の軽減率というのはどういうふうに交渉の結果決まったかということはわかりませんか。その2点、もう一回お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 最初に地域でございまして、地域で申しますと万場町、本町地域、それから堀端町、あと新町、あと城西町、千門町、それから若葉町、それから栄町、主に指首野川の右岸、左岸並びに中の川の沿線というふうな形になるかと思います。

あとそれから、電力料金でございますけれども、現行の制度といいますか、電力約款、電力さんでございまして、その形でいきますと今の清水揚水機場、これは農業施設になってございます。1施設1契約というふうないろいろな制約がございまして、本来であれば農業用しか使えないような契約になってございます。それを多目的といいま

すか、他の目的で使用するわけですので、電力のこの約款上からいきますと、農業用ではなくて今度逆に一般の契約にしなければならなくなるわけです。そうしますと、これ数字的にはちょっと今手元にないんですが、農事用電力とあと一般電力とした場合の差といいますか、その負担が非常に大きく出てくるというふうなことで、これは前に試験通水する時点で一度御説明していると思うんですが、そのようなことで非常に億に近いような、まともに計算すればそういうふうな形になるというふうなことで、何とか今の制度の中で安くといいますか、できないかというふうなことで、いろいろこれまでお願いした経過がございます。

現在新庄市の先ほど言いましたように最も制度の中では安価な価格設定での電力料金に設定していただいているというふうな状況でございます。ただ、数字的に何%というのはちょっと今数字手元にないものですから、申し上げられませんが、後ほど調べて報告させていただきたいと思っておりますけれども、そういうようなことでまともにいったら確か最初の説明では1億円以上の、3カ月間の場合ですけども、そういうふうな説明だったと思いますけれども、そういうようなことで非常に価格的には今現在は制度の中では最も安価な単価で設定していただいているというふうな状況でございますが。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 今質問された沼澤議員、それから前の亀井議員の質問とも関連します。

27ページの土木費、除排雪費についてですが、私は新雪何センチで除排雪車が出動するんだというふうな何か取り決めがあると聞いていますけれども、10センチ以上とか、あるいは15センチ以上とか、昨年の苦情については今まで10センチぐらいで出動しておった除雪車が、それを過ぎて戻ってこなかったというふうなこともかなりあったん

じゃないかなと思うんですけども、今年はそういうふうな取り決めがあるのかどうか。何センチというふうに設定されているのか。よく最近融雪剤というんでしょうか、除排雪した後に凍結防止のために車がスリップをしないようにということで、融雪剤、何と言うかわかりませんが、雪を溶かすやつあるいは凍結しないようにということで、白い粒状のものを散布して歩きます。あれは、道路が凍らないようにということでやっているかと思うんですけども、前の晩から降った雪が朝かなり積雪になって、そこに先ほどの排土板を持った車が来て除雪をする。その後凍結するような危ないところ、例えば例で申しますと山屋の温泉のところ、小学校から上るところ、カーブがございます。坂道になっています。そういうところに散布をしていきます。

ところが、見ているとそういうふうな仕事をする人たちの時間の関係ででしょうか。路線を幾つも持っているということで、A、B、C、D、いろいろ自分たちのローテーションがあつて除排雪をした後に散布すべきところを除排雪する前、雪の上に、白い新雪の上にまいていきます。まいていった後に、後から除排雪車が来て、除排雪というか、ブルが来て、雪を寄せていくというふうなことをたまたま私目撃しておりますので、前に担当課の方にも話をしました。それが、どういうふうになっているか、どういうふうに業者との話がされているか、その辺からお聞きしたいと思えます。

それから、今回雪に強いまちづくりという、この「しんじょう12月号」のこの中で協働のまちづくりということで雪に強いまちづくりワークショップが開かれたということで、このページが市民の皆さんの目に写っているかと思うんですけども、ここでもいろいろと雪に関して、情報は市の方からは発信されております。実際に、それをいわゆる市民サービスをするというのが業者なわけです。業者のできないところは、原課が対応するという

ことで職員の方が対応されているというのが現状のようすけども、そういうところも含めて余り職員に過重にならないような方法で、そういったこともやってほしいなと思います。

その辺でひとつ答弁をお願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 まず最初に、除雪の出動基準といいますか、そういった御質問でございますけれども、新庄市の場合、新雪10センチで出動するような基準になってございます。これにつきましては、市内3カ所にそのセンサーといいますか、設置しまして、これで10センチを感知した場合に各オペレーターに直接電話回線を使用して連絡行くシステムになってございます。それで、10センチ以上降雪あった場合に出動するというふうなことで、体制で行っております。

あとそれから、融雪剤の散布というふうなことでございます。これにつきましては、特に坂道、それから橋の上、そういう構造物に近い部分とか、そういうふうに凍結があった場合に交通に支障が出るような部分について危険回避を含めまして、散布を行っております。これは、新庄市で保有している除雪とか、融雪剤の散布車、これは1台しかございません。これで、市内申し上げました橋とか、あとそれから坂道、そういうふうな部分をすべて回るような体制しかとれないというようなことで、やはり時間的なずれはあるかと思ひます。

ただ、それにつきましては現地確認して、今御質問にもありましたように除雪前に散布するというふうなことのないようなオペレーターに対しての指導を行っているというふうなところでございます。

それから、ワークショップというふうな御質問でございますけれども、これにつきましては今県と一緒に雪に強いまちづくりのための計画策定を行っているところでございます。この中で特に駅を周辺とします地域を主体に、この雪に強

いまちづくりを進めるためにはどうしたらいいかというふうなことでワークショップ、それからあとワーキングチーム等委員会をつくりまして、今年度中に県において、この計画をまとめるというふうなことで今進めているところでございます。

以上でございます。

19番(石田千與三議員) 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番(石田千與三議員) 降雪10センチで出動するというふうな体制になっているんだということです。何時現在でそういうふうな連絡が入るのか。それから、散布車が1台だとおっしゃいました。なおさら大変だと思いますけども、いわゆるオペレーターとの関係あるいは事業所でもそうかと思うんですけども、時間的な配分というか、路線を幾つも持っていれば、一番にはどこそこ路線、どこそこを回ったらどこそこに行くとか、そういうふうなルートがあって、そんな関係で回っているのかなというふうな私の素人判断ですけども、そういうふうに時間でもし回るんだとすれば、今10センチの降雪で動くという機械の班とは全然別個なわけです、動きは。その連係プレーなわけですけども、そうでなくて私が今申し上げたいのはいわゆる融雪剤をまかなくてもいいというときにはまく必要がないわけですから、それを機械的に今日は10センチ雪が降ったから、それでその後行こうということじゃなくて、冷えの温度、例えば気温、そんなことにも関係するわけです。そうすれば、出動はしなくとも済むのかなというような感じもします。ただ、圧雪の場合はそうもいきません。その辺を勘案して、よく協議の上言ってみれば無駄遣いになるわけです。税金の無駄遣いをしないような方法をやっていただきたい。それには、やっぱり監督ということも必要になってくると思います。亀井議員が申し出ておりました、監督。つまりどういうふうに作業されているかと、安全対策も含めて、そのことも十分にやっていただかないと困りますというふうに考えております。今の

除雪と散布についての、融雪についてのことについては、ひとつ各業者との話し合いをよくやっていただいて、実行していただきたいと思います。

あとの除雪についての路肩の何か今回は予算がついたというふうなお話伺っていますが、路肩の排雪について。今亀井議員も話がありましたけども、路肩に排土板で寄せていかれたときの厚くなっている雪をひとり暮らしの老人あるいは女性、頑健な男性でも、頑健な人間でも、なかなか重くてかたくてその雪を要するに寄せるということは難しいんです。ですから、何らかの方法で市民の苦情を頂戴したときに、私担当課に行ったときには目印のようなものをちょっと立ててもらおうとか、そういったことをやってもらおうと、そこに置かないで、次のところまで持っていくとかというふうな話も聞きました。ですから、実際に現場を担当する会社なりあるいはオペレーターなりにその辺もお話をしていただいて、何か目印になるものをすることによって、そこには置いていけないというふうな方法がないのかなと。ある人は、そんなことも可能だと言っていましたので、その辺もお聞きしたいと思います。

22ページ、斎場管理運営事業費について。この新しく指定管理者制度になりまして、今までと違った方が管理運営をしているということで、「しんじょう」、この広報について6ページに「民間の感覚を導入」、「新庄・最上さくらが丘斎苑」、非常に利用者に喜ばれていると。満足度調査を実施したところ、大変よかったという市民の反応があったと。

もう一つ、その下の方に「指定管理者移行を意識」として、「市民球場・武道館・市民スキー場」、「新庄市施設振興公社」、かつてこのさくらが丘斎苑も指定管理者になる前は施設振興公社が管理しておった。ここには、「公募による選考を経て昨年までの委託業務を引き継ぎ、三施設の指定管理者に選定されました。」ということで、新庄市施設振興公社の事務局長渡部正七さんが語ってく

れました。その中には、細部にわたり利用者側に立った配慮を心がけています。利用者アンケートでは、球場で24%、武道館で32%の人が使いやすくなったと評価しています。とすると、これまではこの評価する人方はどんな評価をしておったのかな。「気持ちを切り替え接遇にも力を入れています。今後、スキー場も頑張ります」、こういうふうに事務局長は語っておられます。このことについてももしコメントがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 融雪剤散布等についての監督というふうな言葉がございました。議員おっしゃるようにやはり融雪剤といいますのは、スリップどめといいますか、そういった目的を持った作業でございまして、やはり降雪よりもおっしゃるように温度に非常に左右されるという面はあると思います。

ただ、やはり橋とか、構造物ですと、風によっても相当凍結度合いもまた変わってきますので、そういった面を十分注意しながら、効率的な作業になるように今後していきたいというふうに考えております。

それから、高齢者とか、独居老人等のことでございますけれども、昨年度から実施しておりますけれども、福祉事務所の方とタイアップしまして、高齢者等に対する福祉助成といいますか、そのサービスの強化に努めていきたいというふうに考えてはおります。

ただ、目印等というふうなお言葉ございましたけれども、やはり前の議会の中でもお話あったと思いますが、やはりプライバシーの問題とか、また目印となった場合に中身がわからなくて、目印で結局除雪できないような状況になりかねないというふうなことも考えられます。そういったことからやはり何かで表示するとなりますと、オペレーターがわかりませんので、実際老人がいなく

でも立てるとか、そういった方もされると、結局除雪ができないというふうな状況にもなりますんで、やはりそういった面ではなかなか難しいのかなというふうには考えているとでございます。

以上でございます。

小笠原謙一政策経営課長 議長、小笠原謙一。

清水清秋議長 政策経営課長小笠原謙一君。

小笠原謙一政策経営課長 御本人の考え方等々については、こちらの方では確認はしてございませんが、恐らくは以前よりも増して要は対応しているというふうな気持ちのあらわれではないかというふうに思います。ましてや指定管理者制度を導入され、自分たちが責任を持ってやるというふうなことの自覚から出た発言ではなかったのかな、コメントではなかったのかと、そのように思います。

19番（石田千與三議員） 議長、石田千與三。

清水清秋議長 石田千與三君。

19番（石田千與三議員） 道路の目印なんですけれども、これは先ほど私が申ししたのは、つまり業者あるいはオペレーター、特定されているわけです。オペレーターが特定されなければ、業者が特定されているわけです。ですから、その方々と話し合いすることによって、その箇所についてはこういうふうな棒切れの先に赤い目印の布が下がっていますよと、ここはこういうふうになっていますよ。この話をすることによってわかるはずですよ。何のための目印かなんて、これはそんなことは現場に行ってみないとわからないわけですから、現場を確認されて、区長なりあるいはその近辺の方々と相談をされて、ここは雪は置かないようにというようなことはこれできるはずだと思います。現にそれもやっている業者がおられました。オペレーターがおられました。ですから、それもひとつ話し合いをしていただいて、お願いしたいと思うんです。

あと今政策経営課長が申ししておりました。自覚があつて、今度は指定管理者になったんで、自分たちでやらなければいけないなという自覚があつ

て、そういうふうな発言になったのかなと、御本人の談話については確認していないということだったんですけども、恐らく私もそう思います。今まではそうでなかったんだということの裏付けになるのかなと思います。私は、かつてここでその施設についてはもう要らないのではないのかということは何回も申ししておりましたので、そういうことが今まで親方日の丸的なところがあつたのかなというふうに考えております。ですから、今ここでこのお知らせというか、この「広報しんじょう」を読ませてもらって、このことを気になりましたので、質問させてもらいました。

先ほど時間、何時ごろの温度でしようかというふうに質問したんですけども、これまだ聞いていないんです。それと、温度の関係をもう少し現場の人がわかる。私ら市民は、よくわかりません。ですから、専門的なことは専門家でないとわからないので、そういうところはお互いに専門的な話をしていただいて、市民がサービスをされているんだということが認識できるような、そういうふうな仕事をしていただきたい。これをお願いします。

あと降雪の測定する時間、あとこれで質問終わりなので、いすに着けません。27ページの道路の除排雪業務費1億1,885万9,000円、27ページです。これで、この間もちょっと説明受けたんですけども、路肩の除排雪に2億3,000万円ほどの予算がついたというふうな話ちょっと聞いたような感じでしたんですけども、その辺ちょっとお願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

清水清秋議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 除雪基準の時間というふうなことでございますけれども、これは2時50分から3時50分までの間で連絡行くような形になっています。この間に10センチ以上、センサーが確認すれば通報が行くというふうな体制になっています。

それから、高齢者とまた独居老人等に対するこ

の除雪の実施しているというふうなお話ありましたけども、これは昨年度から先ほども申し上げましたように福祉事務所の方とタイアップしまして、特に高齢者、また独居老人との世帯を対象にしまして、オペレーターと市の方でお話ししまして対応しているというふうなことであります。先ほど申しましたように目印等については表示してございません。やはりいろいろ目印等については、先ほども申しましたように弊害等もありますので、これはオペレーターに直接市の方で指示しまして、対応しているというふうな状況でございます。

あとそれから、先ほど路肩の除雪費 2 億 3,000 万円というふうなお話ございましたけれども、除雪費につきましては当初 1 億 1,500 万、借上料も含めましてですけども、委託料が 1 億、それから借上料 1,500 万円というふうなことで計上させていただいたわけですが、今回補正で同じく除雪の委託料 1 億、それから機械の借上料 1,500 万円、これを追加していただきまして、最終的に全体の除雪の委託料が 2 億、それから借上料 3,000 万円、合わせて 2 億 3,000 万円の予算で今年度の除雪事業を行っていきたいというふうなことで計上させていただいたというふうな説明でございまして、路肩の排雪費用というふうなことではございません。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 75 号平成 18 年度新庄市一般会計補正予算

（第 3 号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 76 号平成 18 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

清水清秋議長 日程第 12 議案第 76 号平成 18 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 76 号平成 18 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第77号平成18
年度新庄市交通災害共済事業特別
会計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第13議案第77号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号平成18年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第14議案第78号平成18
年度新庄市公共下水道事業特別会
計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第14議案第78号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を

議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 51ページの市債の補正がありまして、総額3,790万円の減額となっています。前回9月議会で借り換えによって4,000万円ぐらい節約になったということが出たように思うんですが、今回もまた借り換えが行われたのか。あと合わせてどのぐらいの節約になったと見られるのか、お願いします。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

清水清秋議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 今回の減額等につきましては、主な理由といたしましては管渠の単独工事の減額と、それから高資本費対策借換債、これを満額受ける予定でありましたけども、枠の配分がございまして、当初1億480万ということでございましたけども、今回対象になるのが7,340万円というふうなことで、3,140万円ほど減になっております。この3,140万円と先ほど申し上げました公共下水道事業の事業の減、大体650万円合わせまして、そのような減額、3,790万円の減というふうなことでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そうしますと、9月のときには借り換えをするということで4,000万円ほどの節約になるというふうに言っていましたが、枠が小さかったということで、節約幅も小さくなるというか、そんなふうになるのかということでお聞きします。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

清水清秋議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 市債等につきましては、例えば今回差額の3,140万円積み残しになりますけれ

ども、これにつきましては平成19年度対応するというようなことで考えておりますので、一応来年の事業費の関係もございますから、若干の数字に違いはあろうとは思いますが、19年度でその部分は積み残し分はクリアできるというふうなことで御理解いただきたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そうしますと、9月のときに節約予定四千何百万とかと言っていたような気がするんですが、その金額になる予定で今後とも進んでいくということでしょうか。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

清水清秋議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 4,000万につきましては、政策経営課長の方から前回確か説明あったというふうに思います。私の方では、4,000万というよりも先ほど申し上げましたとおりで今回の借換債につきましては公営企業会計公庫資金、これが一応対象になりまして、6%以上の金利を上回るものについて対象になるというようなことで、前回それに該当する1億480万を一応対象にしまして、申請をしたということでございます。それで、4,000万になるのかということにつきましては、ちょっと定かな数字は持っておりませんが、先ほど私説明したとおりでございまして、国の方も含めまして、枠がございまして、今回満額にならなかったと。けれども、平成19年度ではこの積み残し分はクリアできるというようなことで、一応御理解いただきたいというふうに思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論

を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号平成18年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第15議案第79号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第15議案第79号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 61ページの2の1で介護予防サービス給付費がマイナス7,285万1,000円、それから同じように予防ということに関わって大きな減額があるように思いますが、それらの理由はどのようになっているのかということをお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 61ページの7,285万1,000円の減額ということですが、当初において経過的要介護の予算ということで予防サービス給付費にこのとおり置いていたわけですが、今回介護給付費

の方に組みかえたということでございます。この補正予算書で見ていただくと、上のページの方に増額の数字が載っておりますが、これの介護サービス等諸費に組みかえをしたということであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そうしますと、予防と介護と両方別々に見て、総額を見比べたときに減った予防の方が約1,600万ぐらいでしょうか、1,500万ぐらい、予防で予定していた金額の方がかなり大きいということで、考えるところ、予防にすることによって、その中身をなぜ予防になったかなど考えますと、前は要介護と認定された方を認定外によって予防の要支援1、2に認定が下げられる方がおられるということを前に質問したように思うんですが、そういう認定が下げられた方々が出ているのではないかと思うのですが、その人数などわかるか、わかればお願いしたいと思います。

なお、その方々の中で介護福祉用具、電動ベッドとか、起き上がりを応援する介護福祉用具があるんですが、それらを借りることができた方が、今度は要支援1、2になることで借りられなくなるということも議会で心配して質問したことがあったんですが、そういった借りられなくなったような方が出ていないのか、そこら辺をおわかりでしたらお願いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

清水清秋議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 改正になる前でございますが、要支援、要介護1が改正後に要支援1、要支援2と要介護1ということに新たな分離といたしますか、区分になったわけですが、平成18年の3月末、いわゆる17年度末で要支援の認定者数が136、要介護1が419おられました。18年7月末でもって件数が要支援1が53、要支援2が90、それから要介護1が301、認定の期間がそれぞれ違いますので、またここで経過的要介護という方がおいでになり

ます。その方々が63という数字になっております。

それから、福祉用具の貸与の関係でございますが、これも法改正によって要支援あるいは要介護の1の方が原則として貸与を受けられないという改正がございました。猶予期間が今年の9月末ということでありました。

これも数字申し上げますと、18年の3月末、福祉用具貸与者数、要支援が7、要介護1が70でございます。同じく7月末で貸与者数要支援1が3、要支援2が10、要介護1が44、経過的要介護が5というふうになっております。この数字合計いたしますと77から62という数字が出てまいります、その方が貸与を受けていないという結果にはなると思います。1つの考え方なんですけども、いわゆる強制的に福祉用具を使うなということではありませんで、残っている機能をなるべく発揮してもらうというのが1つの考え方であります。それで、できないところは福祉用具を使うと、したがいまして原則できないということになっていきますので、状況によっては要支援の方でも福祉用具が貸与できるという制度になっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひよくお聞きして、やはり借りた方がいいと本人と及び家族の意見などが一番大事だと思うんですけど、客観的な第三者だけではなくて、やはり本人及び家族があった方が本人にとってより元気でいられるというか、起き上がりを支援するものだと思いますが、筋肉など体を動かす気持ちちがわいてくるといいですか、そういうことになるということを本人及び家族などの意見をやっぱり最大限生かすような判定、判断をしていただくように要望したいと思います。

清水清秋議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 他に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号平成18年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時06分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

清水清秋議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長柴田忠志君。

（柴田忠志議会運営委員長登壇）

柴田忠志議会運営委員長 御苦労さまでございます。私から議会運営委員会の報告を行います。

本日午後2時より議員協議会室において委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第5号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める意見書の提出

について、議会案第6号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についての議会案2件を本日の本会議に追加することに決定いたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告ありましたとおり、議会案2件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案2件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時10分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

議会案2件一括上程

清水清秋議長 追加日程に入ります。日程第16議会案第5号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める意見書の提出について及び日程第17議会案第6号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についての議会案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小嶋富弥君。

（9番小嶋富弥議員登壇）

9 番（小嶋富弥議員） 議会案第5号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める意見書の提出についてでございます。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出しま

す。平成18年12月19日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員小嶋富弥以下賛成者は産業建設常任委員の議員の方でございます。小野周一、斎藤義昭、新田道尋、柴田忠志、平向岩雄、今田雄三。

別紙、食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める意見書。

WTO協定がスタートして11年、日本の農家が直面してきたのは農産物の輸入急増と価格低落、米の生産調整の強化であり、農業後継者が育ちにくい要因をつくり出してきています。また、消費者においては、農薬残留農産物や遺伝子組み換え食品が輸入され食の安全に対する不安が増すとともに、食料自給率が低下してきました。

いま、世界最大の食料輸入国であり、食料自給率40%という異常事態にある日本が進むべき道は、WTO体制と、これを前提にした農政を転換し「食料主権」（全ての国と国民が自分達自身の農業・食料政策を決定する権利）の立場に立つ農業政策を確立することだと考えます。

よって、国におかれましては、下記事項の実現を強く要望いたします。

記。1. WTO体制を見直し、食料主権に基づく貿易ルールを確立するために、世界各国に働きかけること。

2. WTOによる輸入自由化を前提にした国内農政を見直し、国内生産を拡大して、食料自給率を向上させるための施策を強めること。

3. WTO農業協定の中で最も不合理なミニマムアクセス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、農林水産大臣宛でございます。

次に、議会案第6号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についてです。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成18年12

月19日、新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議員小嶋富弥以下賛成者は産業建設常任委員の議員であります。小野周一、斎藤義昭、新田道尋、柴田忠志、平向岩雄、今田雄三。

別紙、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書。

建設業は、わが国の基幹産業として、地域の経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しております。

しかしながら、建設業においては、元請と下請という重層的な関係の中で賃金体系が不安定なものとなりがちであり、建設労働者の生活に大きな影響を及ぼしております。

このような中、平成13年2月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院において「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」との付帯決議がなされております。また、諸外国においては、公共工事に係る賃金等の確保について定めた、いわゆる「公契約法」の制定が進んでおります。

建設業を健全に発展させ、公共工事における安全や品質の向上を図るためには、建設労働者の適正な労働条件を確保することが重要であります。

よって国においては、下記の措置を講じるよう強く要望いたします。

記。1. 公共工事における建設労働者の適正な賃金が確保される制度の確立を進めること。

2. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項について、実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、総務大臣宛、厚生労働大臣宛、国土交通大臣宛。

以上でございます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第5号及び議

会案第6号の議案2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号、議案第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第5号食料主権に基づく貿易ルールと農業政策の確立を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会

清水清秋議長 ここで市長よりごあいさつがございます。

市長高橋榮一郎君。

（高橋榮一郎市長登壇）

高橋榮一郎市長 12月議会において御提案申し上げました案件については、慎重に審議をいただき、すべて決定していただいたこと、御礼を申し上げたいというふうに思います。

特に今議会、時代の変化が目まぐるしいわけがありますが、それに的確に対応していくための新しい施策、例えば市営バスの運行、また休日夜間診療所、また医療の広域連合のこともありました。指定管理者もありました。そういうふうなこともすべて皆さん方に御決定をいただいたこと、これを踏まえてこれからもこの成果が上がるように取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、一方、一般質問を中心として財政問題、これは数多くの議員から議論をいただきました。また、これまさに冬本番今迎えようとしているわけですが、雪対策、そして新しい農業政策をめぐる農業問題、特にけさの新聞を見ますと交付税も大変厳しい見方をしております。そういう中で市の財政も財政再建計画3年目を迎えて、今のところ順調にその計画が進んでおりますが、依然として厳しい状況にあることは間違いのないというふうに思います。これからも手綱を緩めることなく、皆さん方、そして課長はじめ職員はもちろんであります。懸命に努力をして、計画を遂行しながら、一日も早い明るい展望を示していきたいと、このように思いますので、どうぞひとつよろしく御指導のほどお願い申しあげたいというふうに思います。

大変月日がたつのは、早いもので、まさにもう暮れを迎えました。まだ若干早いと思いますが、ぜひ年末年始、いろんな会合が多いと思いますので、十分にお気を付けいただき、そしてまた新年をいい形でお迎えくださるよう御祈念申し上げます。

げたいというふうに思います。来年は、いい年になりますように心から御祈念申し上げまして、一言御礼の言葉にさせていただきます。大変ありがとうございました。

清水清秋議長 以上で12月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 2時23分 閉会

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 星 川 豊

〃 〃 高 山 和 男